

厚生労働行政推進調査事業費補助金  
（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））  
分担研究報告書

労働安全衛生法第 88 条から第 100 条までの逐条解説

分担研究者 鎌田耕一 東洋大学名誉教授・前労働政策審議会会長  
田中建一 東洋大学法学部非常勤講師

研究要旨

労働安全衛生法はその実効確保のため様々な制度を用意している。法形式的には、法令で危害防止基準を設定し、その違反に対しては刑事罰で制裁する仕組みを基軸としているが、実際には、行政機関が法の実効に大きな役割を果たしている。

第 10 章は、この法律の実効性を確保するための行政機関（労働基準監督署長、都道府県労働局長または厚生労働大臣）及び行政官等の役割を規定したものである。

主なものとして、工事計画の届出と一定の場合の厚生労働大臣の審査（法第 88 条・第 89 条）、労働基準監督官の権限（法第 91 条・第 92 条）、産業安全衛生専門官及び労働衛生専門官の権限（法第 93 条・第 94 条）、労働衛生指導医の職務（法第 95 条）、厚生労働大臣及び都道府県労働局長の権限（法第 96 条）、労働者の申告（法第 97 条）、都道府県労働局長等の使用停止等命令及び緊急措置命令（法第 98 条・第 99 条）、並びに事業者の報告等（法第 100 条）がそれである。行政機関による監督等の仕組みについては、[図 1 「監督等の仕組み」](#)を参照されたい。

本分担研究は、これらの規定の内容や運用実態につき、[図](#)などを用いて分かりやすく解説するとともに、各条の解釈上の課題を明らかにすることを目的としている。

## A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の3点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き123条ある安衛法のうち第88条から100条について、その課題を果たすことにある。

## B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐づく政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第1次文献のレビューを行って執筆した文案を研究会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

## C. 研究結果

### 第10章（88条～100条）

#### 前注

労働安全衛生法は、その実効性確保のため様々な制度を用意している。形式的には、法令で危害防止基準を設定し、その違反に対しては刑事罰で制裁することにより実効性を確保するものといえるが、実際には、行政機関が法の実効性に大きな役割を果たしている。

第10章は、この法律の実効性を確保するための事項として、行政機関（労働基準監督署長、都道府県労働局長または厚生労働大臣）の役割を規定したものである。

すなわち、工事計画の届出と一定の場合の厚生労働大臣の審査（法第88条・第89条）、労働基準監督官の権限（法第91条・第92条）、産業安全衛生専門官及び労働衛生専門官の権限（法第93条・第94条）、労働衛生指導医の職務（法第95条）、厚生労働大臣及び都道府県労働局長の権限（法第96条）、労働者の申告（法第97条）、都道府県労働局長等の使用停止等命令及び緊急措置命令（法第98条・第99条）、並びに事業者の報告等（法第100条）がそれぞれである。

行政機関による監督等の仕組みについては、図1「監督等の仕組み」を参照されたい。

本分担報告書の記述上の特徴は、①条文等の意味を文系の研究者や実務家にも分かりやすいように、建設産業等で用いられる特殊な用語について図または写真により分かりやすく示していること、②行政による法令の運用実態とプロセスを、図などを用いて詳しく解説していることにある。

分担した第10章の研究により、先行研究である厚労科研総括報告書<sup>1</sup>が、法律と政省令の関係について、政省令が親法の委任を受けて規定されているため、政省令の定めが親法の解釈をき束してしまうことになり、労働安全衛生措置にすき間ができてしまう懸念を指摘し、こうした問題に対する解決策の一つとして「政省令側での定め方に一定の抽象性を持たせ、危険が窺われる場合には、事業者側に安全性の証明責任を課す、専門官による判定を行うなどの手続き面での規定により、要件を個別的に特定していく」という手法を提言したことを念頭において、法令違反を要件としない行政行為（例えば緊急措置命令）の活用状況を労働行政の関係者にヒアリング調査を行ったが、活用例がきわめて少ないことが判明した。

また、安衛法令は、基本的に行政取締法規でありながら、義務違反の場合罰則を適用することもある刑事法規を含んでいることから、行政機関は犯罪捜査と行政監督の二つの異なる手続ルールに服すことになるが、この相違を意識した法令の解釈、運用の必要性が求められることが明らかになった。

## 1 第88条

### 1.1 条文

（計画の届出等）

第88条 事業者は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変

更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の30日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、第28条の2第1項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者については、この限りでない。

2 事業者は、建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の30日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事（建設業に属する事業にあつては、前項の厚生労働省令で定める仕事を除く。）で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の14日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

4 事業者は、第一項の規定による届出に係る工事のうち厚生労働省令で定める工事の計画、第2項の厚生労働省令で定める仕事の計画又は前項の規定による届出に係る仕事のうち厚生労働省令で定める仕事の計画を作成するときは、当該工事に係る建設物若しくは機械等又は当該仕事から生ず

る労働災害の防止を図るため、厚生労働省令で定める資格を有する者を参画させなければならない。

5 前3項の規定（前項の規定のうち、第一項の規定による届出に係る部分を除く。）は、当該仕事が数次の請負契約によつて行われる場合において、当該仕事を自ら行う発注者がいるときは当該発注者以外の事業者、当該仕事を自ら行う発注者がいないときは元請負人以外の事業者については、適用しない。

6 労働基準監督署長は第1項又は第3項の規定による届出があつた場合において、厚生労働大臣は第2項の規定による届出があつた場合において、それぞれ当該届出に係る事項がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる。

7 厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、前項の規定による命令（第2項又は第3項の規定による届出をした事業者に対するものに限る。）をした場合において、必要があると認めるときは、当該命令に係る仕事の発注者（当該仕事を自ら行う者を除く。）に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる。

## 1.2 趣旨

本条は、労働者の危険及び健康障害の発生の防止を徹底するため、行政機関が、事業者が工事着手前に、当該計画の届出を受けて内容を審査し、必要に応じて勧告または命令を発することにより、工事の過程（施業者等）と工事後（ユーザー企業等）における安全衛生を確保しようとするものである<sup>2</sup>。

本条は、事業者に対し、厚生労働省令で定める機械等の設置、移転若しくは主要構造部分の変更をしようとするとき又は厚生労働省令で定める建設工事若しくは土石採取を開始しようとするときに、事前にその計画を行政官庁に提出することを義務付けるとともに、行政官庁に当該計画の届出を行った事業者に対して当該計画に関する工事着手差止・計画変更命令を行う権限等について規定しており、この制度は労働安全衛生法における事前審査制の中核をなすものといえる。

## 1.3 沿革

戦前、工場法においては、その第13条が、工場及び附属建設物又は設備が危害を生じ又は衛生風紀その他公益を害するおそれがあると認めるとき、労働監督機関は予防又は除害のため必要な事項又は使用の停止を命じることを規定したほか、企業の設備や建設物等の新設、操業の開始等に関して安全衛生上の立場から法律上の監督を規定していなかった。これは、工場法制定当時すでに各府県に警察命令による工場取締規則が制定されていたことによる。

日本国憲法施行と共に、従来警察命令で規定されていた事柄は新たに立法を必要と



することになったので、1947年制定された旧労基法（労働安全衛生法が分離する前）は、企業設備の新設に関する統一的監督規定を設けることになった<sup>3)</sup>。

すなわち、事業場の設備については労基法第45条に基づく命令で、事業附属寄宿舎については同法第96条に基づく命令で、あらかじめ一定の基準を示して、この基準に則って作成された新設計画を講じ、着手14日前までに届け出ることとした。さらに、第54条は、特定の条件下での監督上の行政措置を規定した。すなわち、常時10人以上の労働者を就業させる事業、命令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の建設物、寄宿舎その他の附属建設物又は設備を設置し、移転し、又は変更する場合、第45条又は第96条の規定に基づいて発する命令で定める危害防止等に関する基準に則り定めた計画を、工事着手14日前までに労働基準監督署に届け出なければならないこと、労働基準監督署は、労働者の安全及び衛生に必要であると認めるときは、工場の着手を差し止め、又は計画の変更を命ずることができることを規定した。

その後、1972年に労基法から労働安全衛生法が分離独立した際に、旧労基法第54条は現行の安衛法第88条に近い形で受け継がれた。

すなわち、当時の安衛法は、第88条第1項において、事業場の業種及び規模が一定のものについて、建設物、機械等を設置・移転、又は主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を工事開始の日の三十日前までに労働基準監督署長に届け出なければならない、と規定した。第2項では、危険有害な作業を必要とする機械、危険な場

所において使用するものなど設置・移転し、又は主要構造部分を変更しようとする場合に準用した。第3項では、建設業その他の業種に属する一定の仕事の場合、その計画を当該仕事の開始の日の14日前までに労働基準監督署長に届け出なければならない、と規定し、さらに第4項では、数次の請負によって行なわれる場合において、計画届の義務を負う者を発注者又は元請負人に限定した。

そして、第5項は、労働基準監督署長は、上記の工事計画の届け出た事項について、「法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは」工事・仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる、と規定した。

昭和55年の改正労働安全衛生法は、①建設業に属する事業で大規模な仕事は、工事計画を開始日30日前に、労働大臣に届け出ることを規定し、②工事計画の作成にあたって、特定の有資格者を参画させることを義務付けた。

昭和63年改正労働安全衛生法は、労働大臣、労働基準監督署長はこれまでの差し止め命令のほか、「必要があると認めるときは、当該命令に係る仕事の発注者（当該仕事を自ら行う者を除く。）に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる。」と規定した。

平成26年改正労働安全衛生法は、従前の第1項の内容を削除した。同条がその役割を実質的に終えたと解されることと、届出を受ける労基署のキャパシティの問題を慮った措置である<sup>4)</sup>。すなわち、従来、①規模の大きい工場等で生産ライン等を新設・変更する場合の事前届出、②危険な機械等

を設置・移転等する場合の事前届出、③大規模建設工事前の事前届出、④一定の建設工事等の事前届出の4つの場合を定めていたが、上記①が廃止となり、3つの場合となった<sup>5</sup>

#### 1.4 内容

##### 1.4.1 本条の概要

###### 1.4.1.1 計画届が必要な場合

本条は、労働者の危険及び健康障害の防止を図るため、三つの場合に分けて、危害の発生が予想されるような設備が設けられたり、労働者の安全衛生を損なうような生産方法や工法等の採用が行われることを防止するために、その計画の届出をさせようとするものである。

すなわち、事業者は、

- ① 一定の危険又は有害な機械等の設置、移転、変更をしようとするとき（本条第1項）、
- ② 建設業の仕事で特に大規模なものを開始しようとするとき（本条第2項）、
- ③ 建設業又は土石採取業の事業の一定の規模あるいは種類のものを開始しようとするとき（本条第3項）

には、その計画を、一定期日前までに厚生労働大臣（②の場合）又は労働基準監督署長（①③の場合）に届け出なければならない。

ただし、事業者が一定の危険性または有害性等を調査し、リスクアセスメントを含め労働安全衛生マネジメントシステムを適正に実施し、一定の安全衛生水準を上回ると労働基準監督署長が認定した場合、工事計画等の事前審査を代替したものとみられ、

上記①②の届出は免除される（本条第1項ただし書き）。

厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、これらの届出について審査を行い、法令に違反する事実があると認めるときは、工事差止め等の命令をすることができる（本条第6項）。

さらに、厚生労働大臣及び労働基準監督署長は、工事差止め等の命令をした場合、必要があるときは、発注者に対し、労働災害の防止に関する事項について、勧告又は要請を行うことができる（本条第7項）。

工事計画の届出の概要については、[図2「工事計画の届出」](#)を参照されたい。

###### 1.4.1.2 計画届の共通事項

1.4.1.1で計画届が必要な三つの場合を示したが、ここでは計画届の共通事項、すなわち、届出の義務者、安衛法でいう事業場の意味、届出名義、届出先、参画者について説明する。

###### 1.4.1.2.1 計画届の提出義務者

計画届の提出義務者は事業者である。届出は事業場単位で行い、企業単位ではない。

事業場とは、労働基準法におけるそれと同様の意味で、工場、鉱山、事務所、店舗等のように一定の場所において相関連する組織のもとに継続的に行われる作業の一体をいう<sup>6</sup>。したがって、一つの事業場といえるかどうかは、主として組織の存在する場所を基準として決定される。同一の場所にあるものは原則として一つの事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場として扱われる。

ファミリーレストランチェーンを例にとれば、フランチャイズの本部があり、セントラルキッチンがあり、各店舗がある。場合によっては地域本部や地域配送センターが設けられている。事業場とは、これらそれぞれをいう。

ただし、同一の場所にあっても、著しく労働の態様を異にしている部門がある場合、その部門を主たる部門と切り離して別個の事業場ととらえることにより安衛法がより適切に運用できる場合には、その部門は別個の事業場ととらえることになる。例えば、工場内に設けられた診療所、自動車販売会社に附属する自動車整備工場、学校に付設された給食場等がある<sup>7</sup>。

計画届を提出する義務があるのは事業者である。法人の場合は、法人そのものをいう。したがって、届出に当たっては、企業名と代表者名を記載し、一般的には社判と代表者印を押印して提出することになる。しかし、例えば、本社が東京にあり、工場が北海道から九州に 10 箇所あるという場合にすべてに代表者印を押印しなければ受理されないことになり煩雑である。そこで、厚生労働省は、当該事業場における安衛法に基づく報告等を行う権限が当該支店、事業場等の長に委譲されている場合には、当該支店、事業場の長の職及び氏名で行っても差し支えないとしている（昭和 48. 1. 8 基安発第 2 号）。

#### 1. 4. 1. 3 計画届の提出先

計画届の提出先は、当該事業場又は仕事を行う場所を管轄する労働基準監督署長である。しかし、建設業や採石業の場合、その事業場が複数の労働基準監督署長の管轄を

またぐ場合がある。そのような場合には、原則として事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長となる。

#### 1. 4. 1. 4 参画者

##### 1. 4. 1. 4. 1 参画者が参画する計画

安衛法第 88 条の届出の対象となる工事のうち、次のものは、一定の資格を有する参画者がその計画の作成に参画しなければならない（同条第 4 項）。第 1 項のみならず第 2 項の届出も同様である。

その対象となる工事は次のものである（安衛則第 92 条の 2）

- 機械（設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更する工事  
型枠支保工（支柱の高さが 3. 5 メートル以上のものに限る。）  
足場（つり足場、張出し足場以外の足場であっては、高さが 10 メートル以上の構造のものに限る。）

#### ○仕事

##### (1) 第 88 条第 2 項の届出対象の仕事

- ① 高さが 300 メートル以上の塔の建設の仕事
- ② 堤高（基礎地盤から堤頂までの高さをいう。）が 150 メートル以上のダム  
の建設の仕事
- ③ 最大支間 500 メートル（つり橋にあつては、1000 メートル）以上の橋梁（りょう）の建設の仕事（\*最大支間とは橋梁の支点と支点の間隔のうち、最大のものをいう（昭和 55・11・25 基発第 648 号））
- ④ 長さが 3000 メートル以上のずい道

等の建設の仕事

- ⑤ 長さが 1000 メートル以上 3000 メートル未満のずい道等の建設の仕事で、深さが 50 メートル以上のたて坑（通路として使用されるものに限る。）の掘削を伴うもの

- ⑥ ゲージ圧力が 0.3 メガパスカル以上の圧気工法\*による作業を行う仕事  
\*【圧気工法】とは、圧縮空気を送入して気圧を上げ、湧水をおさえながらトンネルやケーソン掘削をする工法をいう（詳細は 1.4.4.2 参照）。

(2) 第 88 条第 3 項の届出対象の仕事のうち、以下の仕事を対象となる。

- ① 高さ 31 メートルを超える建築物又は工作物（橋梁を除く。）の建設、改造、解体又は破壊（以下「建設等」という。）の仕事
- ② 最大支間 50 メートル以上の橋梁（りょう）の建設等の仕事
- ③ 最大支間 30 メートル以上 50 メートル未満の橋梁（りょう）の上部構造の建設等の仕事（第 18 条の 2 の 2 の場所において行われるものに限る。）
- ④ ずい道等の建設等の仕事（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。）
- ⑤ 掘削の高さ又は深さが 10 メートル以上である地山（じやま、建設業では人為的な盛り土などが行われていない、自然のままの地盤をいう<sup>8)</sup>）の掘削（ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く。以下同じ。）の作業（掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないもの

のを除く。）を行う仕事

- ⑥ 圧気工法による作業を行う仕事

### 1.4.1.4.2 参画者の資格

参画者の資格は次の通りである（安衛則第 92 条の 3、別表 9）。

別表第九（第九十二条の三類別）	資格
別表第七の上欄第十号に掲げる機械等に係る仕事	一 次のイ及びロのいずれにも該当する者 イ 次のイ及びロのいずれにも該当する者 （1） 型枠支保工に係る工事の設計監理又は施工管理の実務に三年以上従事した経験をも有すること。 （2） 建築士法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条に規定する一級建築士の免許を受けることができる者であること。 （3） 建設業法施行令第二十七条の三に規定する一級土木施工管理技術検定又は一級建築施工管理技術検定に合格した者。 ロ 工事における安全衛生の実務に三年以上従事した経験をも有すること又は厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者。 二 労働安全コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が土木又は建築であるもの 三 その地理生労働大臣が定める者
別表第七の上欄第十二号に掲げる機械等に係る仕事	一 次のイ及びロのいずれにも該当する者 （1） 足場に係る工事の設計監理又は施工管理の実務に三年以上従事した経験をも有すること。 （2） 建築士法第四十二条に規定する一級建築士の免許を受けることができる者であること。 （3） 建設業法施行令第二十七条の三に規定する一級土木施工管理技術検定又は一級建築施工管理技術検定に合格した者。 ロ 工事における安全衛生の実務に三年以上従事した経験をも有すること又は厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者。 二 労働安全コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が土木又は建築であるもの 三 その地理生労働大臣が定める者
第八十九条第一号に掲げる仕事及び第九十条第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事（ダム建設の仕事を除く。）	一 次のイ及びロのいずれにも該当する者 （1） 学校教育法による大学又は高等専門学校において理料系統の正規の課程を修めて卒業し（大学改革促進・学位授与機構により学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学位を有する期間のある学位は当該課程を修めて専門職大学院課程を修了した者である場合を含む。次項第一号イ（1）において同じ。）、その後十年以上建築工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験をも有すること。 （2） 学校教育法による高等専門学校又は中等教育学校において理料系統の正規の課程を修めて卒業し、その後十五年以上建築工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験をも有すること。 （3） 建築士法第四十二条に規定する一級建築士の免許を受けることのできる者であること。
第八十九条第二号から第六号までに掲げる仕事及び第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事	一 次のイからロまでのいずれにも該当する者 イ 次のイ及びロのいずれにも該当する者 （1） 学校教育法による大学又は高等専門学校において理料系統の正規の課程を修めて卒業し、その後十年以上建築工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験をも有すること。 （2） 学校教育法による高等専門学校又は中等教育学校において理料系統の正規の課程を修めて卒業し、その後十五年以上土木工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験をも有すること。 （3） 建設業法施行令第二十七号の三に規定する第二次試験で建設部門に係るものに合格した者。 ロ 建設工事における安全衛生の実務に三年以上従事した経験をも有すること又は厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者。 二 労働安全コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が建築であるもの 三 その地理生労働大臣が定める者
第八十九条第六号及び第九十条第五号の工事	一 次のイ及びロのいずれにも該当する者 （1） 第八十九条第二号の工事及び第九十条第一号の工事のうちダムの建設の仕事 （2） 第八十九条第三号の工事並びに第九十条第二号及び第二号の工事のうち建設の仕事 （3） 第八十九条第四号及び第五号の工事並びに第九十条第三号の工事のうち建設の仕事 （4） 第八十九条第六号及び第九十条第五号の工事 （5） 第九十条第四号の工事 二 次のイ及びロのいずれにも該当する者 イ 次のイ及びロのいずれにも該当する者 （1） 建設業法施行令第二十七号の三に規定する一級土木施工管理技術検定に合格した者。 （2） 建設業法施行令第二十七号の三に規定する一級土木施工管理技術検定に合格した者。 ロ 建設工事における安全衛生の実務に三年以上従事した経験をも有すること又は厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者。 二 労働安全コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が土木であるもの 三 その地理生労働大臣が定める者

### 1.4.2 一定の危険又は有害な機械等の設置・移転・変更の計画届（第 1 項）

#### 1.4.2.1 本条第 1 項の規定による届出

本条第 1 項の規定による届出をしようとする事業者は、安衛則別表第 7 の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、様式第 20 号等の届書に、当該機械等の種類に応じて同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない（安衛則第 86 条第 1 項）。

別表第 7 の上欄に掲げる機械には、概略



①動力プレス、②金属その他の鉍物の溶解炉、③化学設備、④乾燥設備、⑤アセチレン溶接装置、⑥ガス集合溶接装置、⑦機械集材装置、⑧運材索道、⑨軌道装置、⑩型枠支保工、⑪架設通路、⑫足場、⑬有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置、⑭鉛等又は焼結鉛等の粉じんの発生源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置、⑮四アルキル鉛等業務に用いる機械又は装置、⑯特定化学物質の第1類物質又は特定第2類物質等を製造する設備、⑰特定化学設備及びその付属設備、⑱特定第2類物質又は管理第2類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備、⑲アクロレインに係る排ガス処理装置、⑳アルキル水銀化合物・塩酸・硝酸・シアン化カリウム・シアン化ナトリウム・ペンタクロルフエノール及びそのナトリウム塩・硫酸・竜化ナトリウムの排液処理装置、㉑の2、1・31ブタジエン等に係る発散抑制の設備、㉒の3、硫酸ジエチル等に係る発散抑制の設備、㉓の4、1・31プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う接尾及びその付属設備、㉔放射線装置、㉕空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの、㉖特定粉じん発生源を有する機械、㉗特定粉じん発生源における粉じんの発散を防止するための局所排気装置又はプッシュプル型換気装置、㉘石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制尾設備がある（詳細は1.4.2.2参照）。

また、特定機械等であるボイラー、第一種圧力容器、クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト及びゴンドラを設置し、又は変更しようとするときは、各個別規則で

定めるとおり設置届又は変更届を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない（ただし、移動式ボイラー及び移動式クレーンの設置に際しては、法第100条第1項の規定に基づく設置報告書を提出しなければならない。）。

安衛法第37条に定める特定機械等（ボイラー、第一種圧力容器、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建築用リフト、ゴンドラ）の設置・変更にあっても設置届が必要である。

#### 1.4.2.2 危険有害機械等の範囲

安衛則第85条は、本条に定める危険有害機械等は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、別表第7の上欄に掲げる機械等としている（ただし、別表第7の上欄に掲げる機械等で、①機械集材装置、運材索道、架設通路及び足場以外の機械等で、6月未満の期間で廃止するもの、②機械集材装置、運材索道、架設通路又は足場で、組立てから解体までの期間が60日未満のものは除く）。

別表第7の上欄に掲げるものは以下の通りである。

- ① 動力プレス（機械プレスでクランク軸等の偏心機構（金型中心と荷重中心がずれている機構）を有するもの及び液圧プレスに限る。）（\*動力プレスとは、動力により駆動されるプレス機械をいう（安衛則第36条第2号））
- ② 金属その他の鉍物の溶解炉（容量が1トン以上のものに限る。）（溶解炉には、溶鉍炉、電気炉、転炉等がある。）
- ③ 化学設備（配管を除く。）（化学設備とは、安全衛生法施行令別表第1に掲げる、



爆発性、発火性、酸化性、引火性の物及び可燃性のガス等を製造し、若しくは取り扱う設備で、移動式以外の物いう。ただし、引火点が 65 度以上の物の量が厚生労働大臣が定める基準に満たないものを除く。（安衛令第 9 条の 3 第 1 号。）

【化学設備<sup>9</sup>】



- ④ 乾燥設備（乾燥設備とは、熱源を用いて火薬類以外のものを加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器をいう。また、加熱乾燥とは、加熱することにより、乾燥物から水分、溶剤等を除去することをいう（安衛令第 6 条第 8 号イ又はロ））

【乾燥設備<sup>10</sup>】

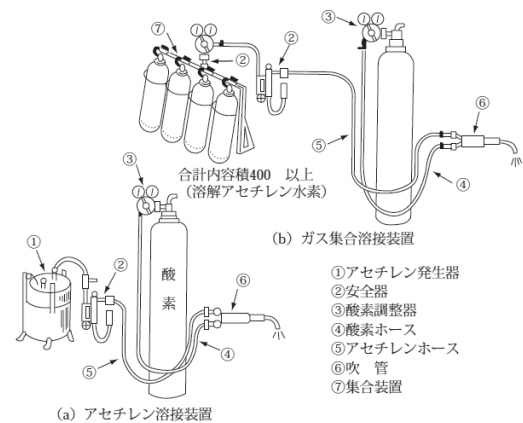


- ⑤ アセチレン溶接装置（移動式のものを除く。）（アセチレン溶接装置とは、アセチレン発生器、安全器、導管、吹管等により構成され、溶解アセチレン以外のアセチレン及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、または加熱する設備をいう（安衛令第 1 条第 1 号）。アセチレン発生器とは、カーバイトに水をかけてアセチレンガスを発生させるもの

である。溶解アセチレンとは、アセチレンガスボンベに封入されたものをいう。

11

【アセチレン溶接装置とガス集合溶接装置<sup>12</sup>】

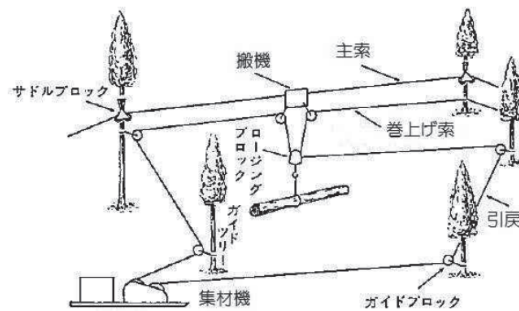


\*使用に際しては、ガス溶接主任者の選任及び指揮させることが必要

- ⑥ ガス集合溶接装置（移動式のものを除く。）（ガス集合溶接装置とは、ガス集合装置、安全器、圧力調整器、導管、吹管等により構成され、可燃性ガス及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、又は加熱する設備をいう（安衛令第 1 条第 2 号、安衛則第 308 条第 1 項）。ガス集合溶接装置とは、10 以上の可燃性ガスの容器を導管により連結した装置又は 9 以下の可燃性ガスの容器を導管により連結した装置で、容器の内容積の合計が水素若しくは溶解アセチレンの容器にあつては 400 リットル以上、その他の可燃性ガス（プロパンガス等）の容器にあつては 1000 リットル以上のものをいう（安衛令第 1 条第 2 号）。ガス集合溶接装置の図は、アセチレン溶接装置の項を参照。）
- ⑦ 機械集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を

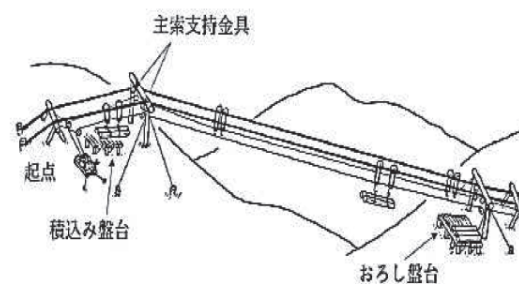
巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう。ただし原動機の定格出力が 7.5 キロワットを超えるものに限る。）

【機械集材装置<sup>13</sup>】



- ⑧ 運材索道（架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定期間空中において運搬する設備をいう。ただし、支間の斜距離の合計が 350 メートル以上のものに限る。）

【運材索道<sup>14</sup>】



※一定区間を運材するものであり、原木等を積み込み位置と降ろす位置が決まっている。

- ⑨ 軌道装置【事業場附帯の軌道および車両、動力車、巻き上げ機等を含む一切の装置で、動力を用いて軌条により労働者または荷物を運搬する用に供されるもの（鉄道営業法、鉄道事業法、軌道法の適用を受けるものを除く）】をいう（安

衛則第 195 条）。軌道とは、動力車、貨車、人車等を運行する線路をいう。

【軌道装置<sup>15</sup>】

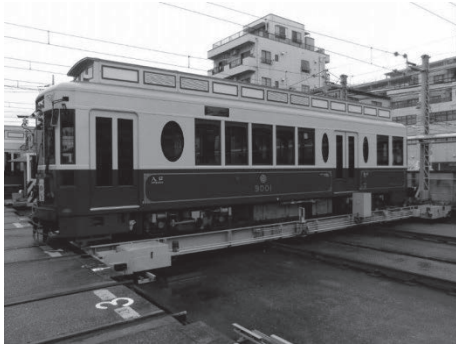


（軌道装置）

トラバーサー（\*）は軌道及び動力原動機を有しているが、トラバーサー（重量物、車体を台上に載せて回転向き変え水平方向に平行移動させる装置）のみでは軌道装置にならないが、安衛則に定める軌道装置の適用を受ける軌道に接続して使用されるトラバーサーは、安衛則の適用を受ける（昭和 24. 8. 8 基収第 2480 号、昭和 33. 2. 13 基発第 90 号）。有軌道台車（コンピュータにより制御され、無人の状態のコイルなどを搬送する装置）は、構造上、脱線、転倒等その他災害のおそれがないとして、安衛則第 195 条の軌道装置として取り扱わないとされる（平 23. 11. 28 基安発第 1128 第 1 号）】

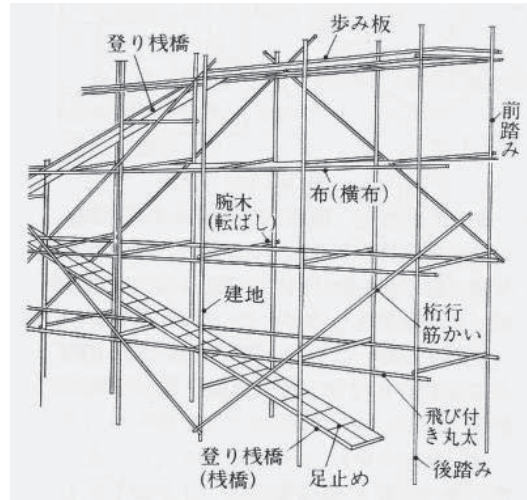
（トラバーサーとは、重量物を水平方向に平行移動（長尺物を横移動）させるための装置。一般には、鉄道の工場、検査場、車両基地などで複数線路間で鉄道車両を移動させる遷車台（せんしゃだい）を指す。）

【トラバーサー<sup>16</sup>】



⑩ 型枠支保工（支柱の高さが3.5メートル以上のものに限る。）【型枠支保工とは、支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ（建設物の床のように水平方向に長く平べったいコンクリート構造物）、けた等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう（安衛令第6条第14号）。】

⑪ 架設通路（高さ及び長さがそれぞれ10メートル以上のものに限る。）【架設通路とは、労働者が通行するための設備、つまり通路であって、両端が支持されているものをいう。架設足場の登りさん橋（昇降階段）が典型だが、仮設物に限られない<sup>17</sup>。登りさん橋とは、建築工事に従事する作業員が、歩いて上り下りできるようにしたスロープ状の仮設通路のこと。【図・写真<sup>18</sup>】



（登りさん橋の図）



（登りさん橋の写真）

⑫ 足場（つり足場、張り出し足場以外の足場に あつては、高さが10メートル以上の構造のものに限る。）足場とは、いわゆる本足場、一側足場（いっそくあしば、ブラケット足場）、つり足場、張り出し足場（地面から本足場を組み上げられない場合に、工事中の建物の躯体に張り出し材を取り付けて、その上に本足場を設置する、といったつくりの足場）、脚立足場等のように、建設物、船舶等の高所部に対する塗装、鋸打ち、部材の取り付け又は取り外し等の作業において、労働者を作業箇所へ接近させて作業させるために設ける仮設の作



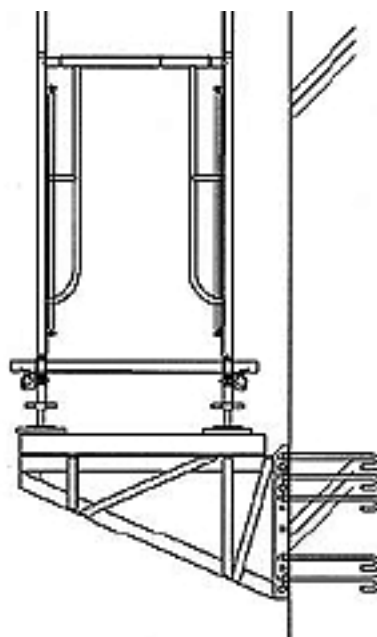
業床及びこれを支持する仮設物をいう  
 19。【一側足場<sup>20</sup>】



【一側足場<sup>21</sup>】



【つり足場<sup>22</sup>】

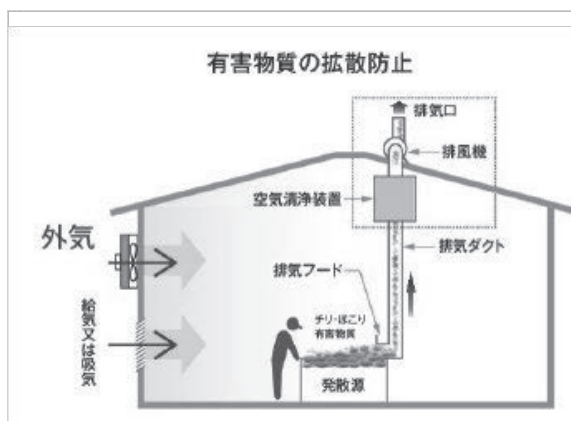


【張り出し足場<sup>23</sup>】

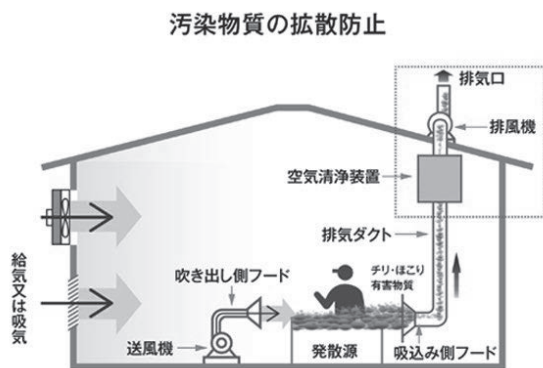
- ⑬ 有機則第 5 条又は第 6 条(特化則第 38 条の 8 においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置(移動式のものを除く。)有機溶剤とは、他の物質を溶かす性質を持つ有機化合物の総称であり、様々な職場で、溶剤として塗装、洗浄、印刷等の作業に幅広く使用されている。有機溶剤は常温では液体だが、一般に揮発性が高いため、蒸気となって作業者の呼吸を通じて体内に吸収されやすく、また、油脂に溶ける性質があることから皮膚からも吸収される<sup>24</sup>。局所排気装置とは、有害物の発散源に吸引口を設け、吸引気流によって当該有毒物を含んだ空気を吸入するものである。その風上側に労働者を配置して作業することにより、有害物に曝露することを防ぐ。プッシュプル型換気装置とは、動力により一

定方向の流れを持つ吹き出し、吸い込み airflow を形成し、有害物を含む空気を吸入するものである。全体換気装置とは、換気扇が典型だが、当該有害物を取り扱う作業場の空気を排出することにより、室内の有害物の濃度を低下させる<sup>25</sup>。

【局所排気装置<sup>26</sup>】



【プッシュプル型換気装置<sup>27</sup>】



- ⑭ 鉛則第2条、第5条から第15条まで及び第17条から第20条までに規定する鉛等又は焼結鉛等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置。焼結鉛とは、製鉄の焼結工程において使用するため、粉状の鉄鉛石を焼き固めたものをいう。高炉に粉状の鉄鉛石をそのまま入れると目づまりを起こし、炉内の下から上の還元ガスの流れを阻害するので、石

灰石を混ぜ一定の大きさに焼き固めている<sup>28</sup>。

- ⑮ 四アルキル鉛をガソリンに混入する業務（四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む）に用いる機械又は装置。四アルキル鉛とは、鉛にエチル基又はメチル基が合計4個ついた物をいい、内燃機関の燃料であるガソリンのオクタン価を高める添加物であるアンチノック剤として使用される物をいう。極めて毒性が高い<sup>29</sup>。
- ⑯ 特化則第2条第1項第1号に掲げる第一類物質又は特化則第4条第一項の特定第二類物質等を製造する設備。第一類物質とは、製造許可物質とも呼ばれ、労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある物であることから、予め厚生労働大臣の許可を受けなければ、製造し、又は輸入することが禁じられている物をいう。具体的には、特化則第1条第1項に定める物質をいう。特定第二類物質とは、第2類物質のうち、特化則第2条第1項で定める物質をいう<sup>30</sup>。

第1類物質<sup>31</sup>

物質名	CAS No.	対象となる含有濃度	特別な管理物質	管理濃度
ジクロロベンジン及びその塩	特定されず	1%超	該当	—
アルファーナフチルアミン及びその塩	特定されず	1%超	該当	—
塩素化ビフェニル（別名PCB）	特定されず	1%超	非該当	0.01mg/m <sup>3</sup>
オルトトリジン及びその塩	特定されず	1%超	該当	—
ジアニジン及びその塩	特定されず	1%超	該当	—
ベリリウム及びその化合物	特定されず	1%超（合金は3%超）	該当	ベリリウムとして0.001mg/m <sup>3</sup>



ベンゾトリクロリド	98-07-7	0.5%超	該当	0.05ppm
-----------	---------	-------	----	---------

特定第2類物質<sup>32</sup>

物質名	CAS No.	対象となる含有濃度	特別管理物質	管理濃度
エチレンイミン	151-56-4	1%超	該当	0.05ppm
エチレンオキシド	75-21-8	1%超	該当	1ppm
塩化ビニル	75-01-4	1%超	該当	2ppm
クロロメチルメチルエーテル	107-30-2	1%超	該当	—
酸化プロピレン	75-56-9	1%超	該当	2ppm
3, 3' -ジクロロ-4, 4' -ジアミノジフェニルメタン	101-14-4	1%超	該当	0.005mg/m <sup>3</sup>
ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP)	62-73-7	1%超	該当	0.1mg/m <sup>3</sup>
1, 1-ジメチルヒドラジン	57-14-7	1%超	該当	0.01ppm
ナフタレン	91-20-3	1%超	該当	10ppm
ニッケルカルボニル	13463-39-3	1%超	該当	0.001ppm
パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	60-11-7	1%超	該当	—
ペータープロピオラクトン	57-57-8	1%超	該当	0.5ppm
ベンゼン	71-43-2	1%超	該当	1ppm
ホルムアルデヒド	50-00-0	1%超	該当	0.1ppm
オルト-トルイジン	95-53-4	1%超	該当	1ppm
アクリルアミド	79-06-1	1%超	非該当	0.1mg/m <sup>3</sup>
アクリロニトリル	107-13-1	1%超	非該当	2ppm
塩素	7782-50-5	1%超	非該当	0.5ppm
シアン化水素	74-90-8	1%超	非該当	3ppm
臭化メチル	74-83-9	1%超	非該当	1ppm
トリレンジイソシアネート	584-84-9 91-08-7	1%超	非該当	0.005ppm
パラ-ニトロクロロベンゼン	100-00-5	5%超	非該当	0.6mg/m <sup>3</sup>
弗化水素	7664-39-3	5%超	非該当	0.5ppm
沃化メチル	74-88-4	1%超	非該当	2ppm
硫化水素	7783-06-4	1%超	非該当	1ppm
硫酸ジメチル	77-78-1	1%超	非該当	0.1ppm

⑰ 令第9条の3第2号の特定化学設備及びその附属設備。特定化学設備とは、安衛令別表第3第2号に掲げる第2類物質のうち厚生労働省令で定めるもの（特定第2類物質）又は同表第3号に掲げる第3類物質を製造し、又は取り扱う設備で、移動式以外のものをいう（特化則第13条）。その附属設備とは、特定化学設備に附設されたものをいい、主なものとしては、動力装置、圧縮装置、給水装置、計測装置、安全装置等がある（平18. 2. 24基発第0224003号）。

⑱ 特定第2類物質又は特化則第2条第1項第5号に掲げる管理第2類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備（特化則第2条の2第2号又は第4号から第8号までに掲げる業務のみに係るものを除く。）（管理第2類物質とは、特定化学物質の第2類物質のうち、特定第2類物質及びオーラミン等以外をいい、具体的には特化則第2条第1項が定めるものをいう。）

管理第2類物質<sup>33</sup>

物質名	CAS No.	対象となる含有濃度	特別管理物質	管理濃度
三酸化二アンチモン	1309-64-4	1%超	該当	アンチモンとして0.1mg/m <sup>3</sup>
インジウム化合物	特定されず	1%超	該当	—
クロム酸及びその塩	特定されず	1%超	該当	クロムとして0.05mg/m <sup>3</sup>
コバルト及びその無機化合物	特定されず	1%超	該当	コバルトとして0.02mg/m <sup>3</sup>
コールタール	特定されず	5%超	該当	ベンゼン可溶性成分として0.2mg/m <sup>3</sup>
重クロム酸及びその塩	特定されず	1%超	該当	クロムとして0.05mg/m <sup>3</sup>
ニッケル化合物（ニッケルカルボニル	特定されず	1%超	該当	ニッケルとして0.1mg/m <sup>3</sup>

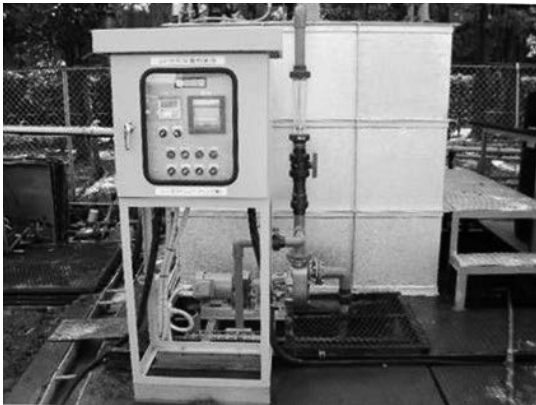
を除き、粉状の物に限る。)				
砒素及びその化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く。)	特定されず	1%超	該当	砒素として 0.003mg/m <sup>3</sup>
リフラクトリーセラミックファイバー	特定されず	1%超	該当	5μm以上の繊維として 0.3本/cm <sup>3</sup>
アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)	特定されず	1%超	非該当	水銀として 0.01mg/m <sup>3</sup>
オルトーフタロジニトリル	91-15-6	1%超	非該当	0.01mg/m <sup>3</sup>
カドミウム及びその化合物	特定されず	1%超	非該当	カドミウムとして 0.05mg/m <sup>3</sup>
五酸化バナジウム	1314-62-1	1%超	非該当	バナジウムとして 0.03mg/m <sup>3</sup>
シアン化カリウム	151-50-8	5%超	非該当	シアンとして 3mg/m <sup>3</sup>
シアン化ナトリウム	143-33-9	5%超	非該当	シアンとして 3mg/m <sup>3</sup>
水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)	特定されず	1%超	非該当	水銀として 0.025mg/m <sup>3</sup>
ニトログリコール	628-96-6	1%超	非該当	0.05ppm
ペンタクロロフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩	87-86-5 131-52-2	1%超	非該当	ペンタクロロフェノールとして 0.5mg/m <sup>3</sup>
マンガン及びその化合物 (塩基性酸化マンガンを除く。)	特定されず	1%超	非該当	マンガンとして 0.2mg/m <sup>3</sup>

⑬ 特化則第10条第1項の排ガス処理装置(排ガス処理装置とは人体に有害なガスを分解又は排出するための装置。)であつて、ここではアクロレインに係るものをいう。特定化学物質のうち一定の物のガス又は蒸気を含有する気体を排出する製造設備の排気筒又は局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置には、一定の処理方式による排ガス処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する排ガス処理装置を設けな

ければならない(特化則第10条第1項)。ここでは、そのうち、アクロレイン(有害物質)に関する設備が対象となる。

⑭ 特化則第11条第1項の排液処理装置。排液処理装置とは多種多様な物質を含む廃油や廃酸、廃アルカリなどの廃液や排水を処理する装置で環境への負担軽減やコスト削減に貢献する。特定化学物質のうち一定の物を含有する排液(第1類物質を製造する設備からの排液を除く)については、一定の処理方式による排液処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する排液処理装置を設けなければならない。特化則第11条第1項に定める物質とは以下のものである<sup>34</sup>。

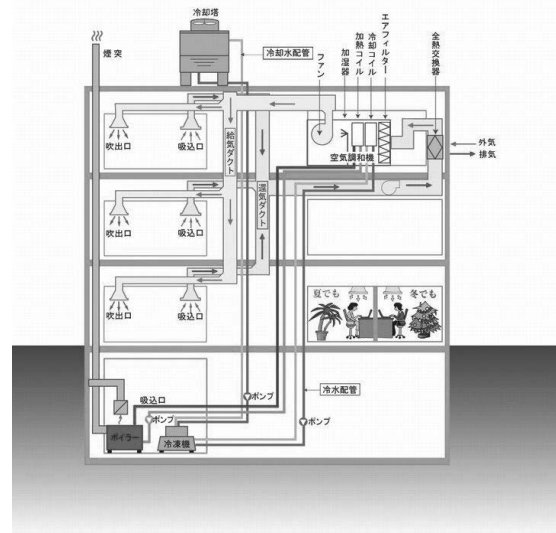
物質名	処理方式
アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)	酸化・還元方式
塩酸	中和方式
硝酸	中和方式
シアン化カリウム	酸化・還元方式 活性汚泥方式
シアン化ナトリウム	酸化・還元方式 活性汚泥方式
ペンタクロロフェノール(別名PCP)およびそのナトリウム塩	凝集沈殿方式
硫酸	中和方式
硫化ナトリウム	酸化・還元方式



（中和方式廃液処理装置）

- 20 の 2、特化則第 38 条の 17 第 1 項の 1・3-ブタジェン等に係る発散抑制の設備。
- 20 の 3、特化則第 38 条の 18 第 1 項の硫酸ジエチル等に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるものを除く。）
- 20 の 4、特化則第 38 条の 19 の 1・3-プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備及びその附属設備。
- ⑳電離則第 15 条第 1 項の放射線装置（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 12 条の 5 第 2 項に規定する表示付認証機器又は同条第 3 項に規定する表示付特定認証機器を除く。）。放射線装置とは、
- ①エックス線装置、
  - ②荷電粒子を加速させる装置、
  - ③エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査を行う装置、
  - ④放射性物質を装備している機器をいう。表示付認証装置とは、RI 装備計器（RI（放射性同位元素）を利用して、水分や密度を測定する装置を装備したもの）のうち、原子力規制委員会又は登録認証機関の（財）原子力安全技術センターで設計認証を受けたものをいう<sup>35</sup>（電離則第 15 条第 1 項）。
- ㉑事務所衛生基準規則第 5 条の空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの。

空気調和設備とは、空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給できる設備をいう（事務所則第 5 条第 1 項）。機械換気設備とは、空気を浄化し、その流量を調節して供給することができる設備をいう（事務所則第 5 条第 1 項）。図参照<sup>36</sup>。



- ㉒粉じん則別表第 2 第 6 号及び第 8 号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第 14 号の型ばらし装置。
- 粉じん則別表第 2 第 6 号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備とは、粉じん則別表第 1 第 6 号又は第 7 号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を掘る箇所に設置された機械又は設備をいう。
- 粉じん則別表第 1 第 6 号とは、「岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業（第 13 号に掲げる作業を除く。）。ただし、火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業を除く。」であり、第 7 号の作業とは、「研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩

石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業（前号に掲げる作業を除く。）をいう。

粉じん則別表第2第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備とは、別表第1第8号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所に設置された機械または設備をいう。

別表第1第8号の作業とは、「鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業（第3号、第15号又は第19号に掲げる作業を除く。）をいう。ただし、水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業を除く。」をいう。

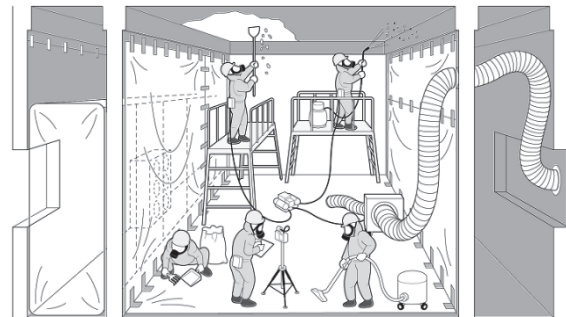
同表第14号の型ばらし装置とは、鑄造（溶かした金属を型の中に注いで、所定の形にする製造方法）の型、特に砂型（すながた）を解体する時には、多量の粉塵（型に使われていた砂や、金属粉、離型剤の粉等々）が発生するが、この型を解体するのが「型ばらし」で、振動を加えて型を崩す機械や、棒で突いて型を崩す機械 などがある<sup>37</sup>。

②④粉じん則第4条又は第27条第1項ただし書の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置。

②⑤石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備。事業者は、石綿等の粉じんが発散する屋内作業場については、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。ただし、当該粉じんの

発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設備の設置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、この限りではない（石綿則第12条）。なお、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する物は製造禁止である<sup>38</sup>。

【石綿等の粉じん発散抑制の設備】<sup>39</sup>



1.4.3 計画の届出等

1.4.3.1 計画の届出書等

事業者は、安衛則別表第7の上欄に掲げる危険有害機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、所定の様式（様式第20号）による届書に、当該機械等の種類に応じて同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない（安衛則第86条第1項）。所定の様式は図3「様式第20号」サンプル<sup>40</sup>を参照されたい。

ただし、以下の場合には安衛法第88条第1項による届出は要しない（安衛則第86条第2項、第3項）。

- ① 特化則第49条第1項の規定による申請をした者（安衛法56条1項に定める、ジクロロベンジジン等を含有する製剤その他の労働者に重大な健康障害を生ずるおそれのある物等を製造しようと



する者で、製造許可を申請した者をいう）が、別表第7の16の項から20の3の項までの上欄に掲げる機械等の設置を行う場合（ここでいう機械等とは、特化則第2条第1項第1号に掲げる第1類物質又は特化則第4条第1項の特定第2類物質を製造する設備（16項）、安衛令第9条の3第2号の特定化学物質及びその附属設備など（17項）をいう）

- ② 石綿則第47条第1項（安衛法55条に定める黄リンマッチ、ベンジジン等を含む製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物等を試験研究のため製造・輸入・使用する者で許可を申請する者）、又は第48条の3第1項の規定による申請をした者（安衛法56条1項に定める、ジクロルベンジジン等を含む製剤その他の労働者に重大な健康障害を生ずるおそれのある物等を製造しようとする者で、製造許可を申請した者をいう）が、別表第7の25の上欄に掲げる機械等（石綿等が発散する屋内作業場に発散抑制の設備）の設置を行う場合。

#### 1.4.3.2 計画届出書の提出先、期日

届出書の提出先である所轄労働基準監督署長の所轄とは、事業場の所在地又は仕事の場所を管轄する労働基準監督署を指す。

届出の期日は、工事開始の30日前までとされている。

#### 1.4.4 建設業の仕事で特に大規模な仕事

#### の計画届（第2項）

##### 1.4.4.1 計画届の方法

建設業の仕事で特に大規模な仕事については、事業者は、その仕事の開始の日の30日前までに、直接、厚生労働大臣に届けなければならない（本条第2項）。

ここで、工事の開始の日とは、本工事ないし本体工事に着手する日であると考えられ、例えば、ずい道建設においては立坑又は本坑の掘削に着手する日、ビル建築では基礎掘削に着手する日などがこれにあたる。

ここでの届出の対象となる仕事には、すべて一定の資格者がその計画作成に関与することを要する。

建設業に属する事業の仕事について、本条第2項の規定に基づく届出をしようとする者は、様式第21号による届書に次の書類及び圧気工法による作業を行う仕事にかかる場合にあつては圧気工法作業摘要書（様式第21号の2）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない（安衛則第91条第1項）。

- ① 作業を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
- ② 建設等をしようとする建設物の概要を示す図面
- ③ 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- ④ 工法の概要を示す書面又は図面
- ⑤ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
- ⑥ 工程表

##### 1.4.4.2 第2項の計画届の対象工事

厚生労働大臣への届出の対象工事としては、過去の災害状況からみて、爆発、倒壊、

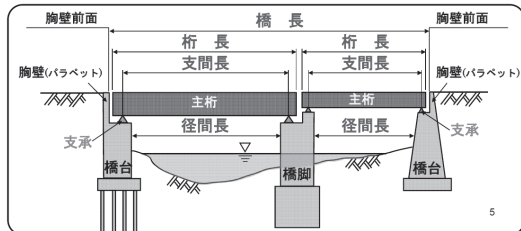


異常出水等の災害の危険性が特に高いトンネル、橋梁、潜函等に係る建設工事のうち、危険度等を考慮して、次のような仕事を対象工事に規定されている（安衛則第 89 条）。

- ① 高さが 300 メートル以上の塔の建設の仕事
- ② 堤高（基礎地盤から堤頂までの高さをいう。）が 150 メートル以上のダムの建設の仕事
- ③ 最大支間 500 メートル（つり橋にあつては、1000 メートル）以上の橋梁（りょう）の建設の仕事（\*最大支間とは橋梁の支点と支点の間隔のうち、最大のものをいう（昭和 55・11・25 基発第 648 号））

【橋梁の各部分の長さ<sup>41)</sup>】

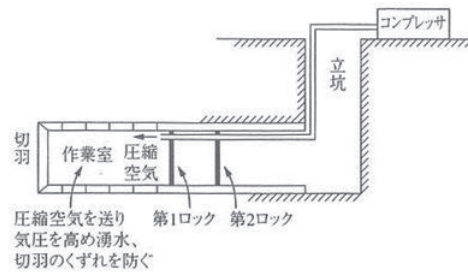
橋長 … 両端の橋台の胸壁（バラベット）前面間の長さ  
 桁長 … 主桁の長さ  
 支間長 … 支承の間の長さ  
 径間長 … 下部構造の橋台（橋脚）と橋台（橋脚）の間の長さ



- ④ 長さが 3000 メートル以上のずい道等の建設の仕事
- ⑤ 長さが 1000 メートル以上 3000 メートル未満のずい道等の建設の仕事で、深さが 50 メートル以上のたて坑（通路として使用されるものに限る。）の掘削を伴うもの
- ⑥ ゲージ圧力が 0.3 メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事【圧気工法とは、構造物の基礎や地下トンネルなどで、湧水を防ぐため、高い空気圧のもとで掘削作業を進める工法。基礎の場合には、空気ケーソン、潜函、ニュー

マチックケーソン，地下トンネルの場合には，圧気シールド工法などと呼ばれている。作業員が高い気圧のもとで作業をするので，作業時間などに制約があるが，直接地質を確かめながら作業できるので，確実な工事が可能となる。近年は，大型基礎に空気ケーソンを用い，各種の建設機械をケーソンの中に持込み，機械化作業が行われるようになった<sup>42)</sup>。

【圧気工法<sup>43)</sup>】



圧気工法（トンネル工事）の概略図

1.4.5 建設業又は土石採取業の事業の一定の規模あるいは種類の仕事の計画届（第 3 項）

1.4.5.1 第 3 項の計画届の方法

事業者が建設業又は土石採取業の事業の一定の規模あるいは種類のもの（以下では建設業等の仕事）を開始しようとするときは、工事開始 14 日前までに、労働基準監督署長に届け出なければならない（法第 88 条第 3 項）。

土石採取業とは、採石業や土砂採石業が含まれるが、鉱山は経済産業省が所管するため、ここでの対象とならない。

1.4.5.1.1 建設業の計画届

建設業に属する事業の仕事について、本条第 3 項の規定に基づく届出をする場合、

安衛則第 91 条第 1 項の規定を準用する（安衛則第 91 条第 2 項）とされる。

安衛則第 91 条第 1 項は、「建設工事・土石採取計画届」（様式 21 号）による届出に次の書類及び圧気工法による作業を行う仕事に係る場合にあつては、圧気工法作業摘要書（様式 21 号の 2）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

- ① 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
- ② 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面
- ③ 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- ④ 工法の概要を示す書面又は図面
- ⑤ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
- ⑥ 工程表

#### 1.4.5.1.2 土石採取業の計画届

土石採取業に属する事業の仕事について、本条第 3 項の規定に基づく届出をしようとする者は、様式第 21 号による届書に次の書類を添えて所轄労働基準監督署長に提出しなければならない（安衛則第 92 条）

- ① 作業を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
- ② 機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- ③ 採取の方法を示す書面又は図面
- ④ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

#### 1.4.5.2 第 3 項の計画届の対象

本条第 3 項の厚生労働省令で定める仕事とは、以下のものをいう（安衛則第 90 条）。

- ① 高さ 31 メートルを超える建築物又は

工作物（橋梁を除く。）の建設、改造、解体又は破壊（以下「建設等」という。）の仕事（第 1 号）

- ② 最大支間 50 メートル以上の橋梁（りょう）の建設等の仕事（第 2 号）
  - ③ 最大支間 30 メートル以上 50 メートル未満の橋梁（りょう）の上部構造の建設等の仕事（第 18 条の 2 の 2 の場所において行われるものに限る。）（第 2 号の 2）
  - ④ ずい道等の建設等の仕事（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。）（第 3 号）
  - ⑤ 掘削の高さ又は深さが 10 メートル以上である地山（じやま、建設業では人為的な盛り土などが行われていない、自然のままの地盤をいう<sup>44</sup>）の掘削（ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く。以下同じ。）の作業（掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く。）を行う仕事（第 4 号）
  - ⑥ 圧気工法による作業を行う仕事（第 5 号）
  - ⑦ 建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。次号において同じ。）に吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗材を除く。）の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事（第 5 号の 2）
- （令和 2 年安衛則改正。「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚物処理の設備等の建築設備を含むものをいう。「工作物」とは、「建築物」以外のもの

であって、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備、煙突等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があるものをいう。なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物である。建築物等や船舶の解体等の前には、当該建築物等や船舶に石綿含有建材が使用されているか否かを調査する必要がある。この調査は、原則として書面による調査（書面調査）と現地で目視により確認する調査（現地での目視調査）を行う必要がある。また、事前調査で建材が石綿を含有するか否か判断できない場合は、建材の採取・分析を行って石綿含有の有無を確認する必要がある。<sup>45)</sup>

- ⑧ 建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。）を行う仕事（第5号の3）
- ⑨ ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第5号に掲げる廃棄物焼却炉（火格子面積が2平方メートル以上又は焼却能力が一時間当たり200キログラム以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事。

【火格子とは、ボイラーの焚口（たきぐち）と火堰（ひぜき）の間であって、燃焼する固体燃料を支えるもので<sup>46)</sup>、火格子面積とは燃焼室内の面積をいう。】

（第5号の4）

- ⑩ 掘削の高さ又は深さが10メートル以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事（第6号）
- ⑪ 坑内掘り（坑道を開削して地下の鉱体や炭層を採掘する採掘方式。露天掘りに対する用語<sup>47)</sup>。）による土石の採取のための掘削の作業を行う仕事（第7号）

#### 1.4.6 参画人が参画する工事等（第4項）

安衛法第88条の届出の対象となる工事のうち、以下のものは、厚生労働省が定める一定の資格を有する者（参画人）がその計画の作成に参画していなければならない（同条第4項）。第1項のみならず、第2項又は第3項の届出においても同様である。

参画人の資格は、安衛則別表第9の上欄に掲げる工事又は仕事の区分に応じて同表の下欄に掲げるものとする（安衛則第92条の3。1.4.1.4参照）。

#### 1.4.7 数次の請負による工事の場合の特例（第5項）

第3項の届出に関して、建設工事が数次の請負契約によって行われる場合において、当該工事を自ら行う発注者（最先次で他者に仕事を請け負わせている注文者であって、丸投げせず、自らも仕事を行う者。（特定）元方事業者には、発注者の下にある元請も含まれる点で異なる）がいるときは当該発注者以外の事業者、当該仕事を自ら行う発注者がいないときは元請負人以外の事業者

については、適用しない。つまり、数次の請負契約によって工事が行われる場合、下請の事業者は届出義務を負わない（本条第 5 項）。

この場合、元請負人が共同企業体（JV）の場合は、事前に「共同企業体代表者届」を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出した場合、当該代表者である企業を安衛法で定める事業者とみなして同法を適用するため（法第 5 条）、計画の届出も代表者である企業に対してのみ義務が生ずる<sup>48</sup>。

#### 1.4.8 計画届免除認定制度

安衛法第 28 条の 2 第 1 項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者について、本条第 1 項及び第 2 項に基づく計画の届出義務が免除される（安衛法第 88 条第 1 項ただし書き（第 2 項で準用する場合を含む））。

平成 18 年施行の改正安衛法において設けられた制度である。

##### 1.4.8.1 免除申請できる事業者

事業者が、以下の①から③までのすべての要件を満たす場合、計画の届出等の免除申請ができる。

- ① 法第 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性の調査を含む法第 24 条の 2 の指針に従った自主的活動（労働安全衛生マネジメントシステム）が行われていること（安衛則第 87 条第 1 項及び第 2 項）
- ② 安衛則第 87 条の 3 に定める欠格条項に該当しないこと

- ③ 安衛則第 87 条の 4 に定める認定基準に該当すること

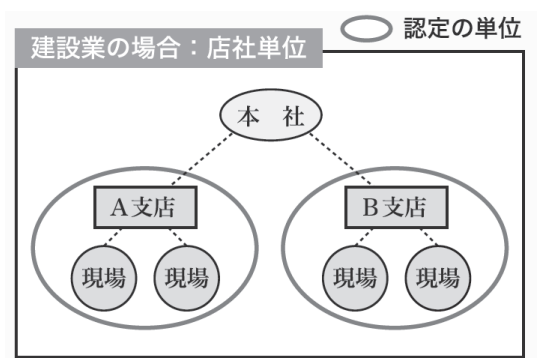
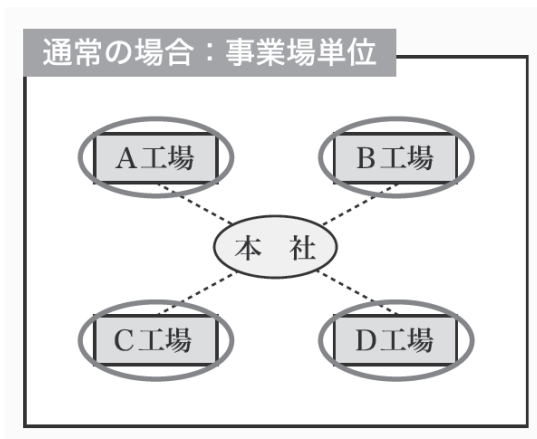
である。

欠格事項とは、以下の場合をいう。①法又は法に基づく命令の規定（認定を受けようとする事業場に係るものに限る。）に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して 2 年を経過しない者、②認定を受けようとする事業場について第 87 条の 9 の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者、③法人で、その業務を行う役員のうち前 2 号のいずれかに該当する者があるものは、認定を受けることができない（安衛則第 87 条の 3）。

労働安全衛生マネジメントシステムとは、事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的として、トップの方針のもと、実施したリスクアセスメントの結果に基づき、事業者が目標の設定、計画の作成、実施、評価及び改善の一連の過程（PDCA）を定めて行う自主的な安全衛生活動の仕組みである<sup>49</sup>。厚生労働省は「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（令和元年 7 月 1 日基発 0701 第 3 号）を公表している<sup>50</sup>。

##### 1.4.8.2 免除認定の申請

認定は、通常は事業場単位で、所轄労働基準監督署長が行う（安衛則第 87 条の 2）。ただし、建設業に属する事業の仕事を行う事業者については、当該仕事の請負契約を締結している事業場ごと（\*場所単位ではなく、契約単位ということ）に認定を行う（安衛則第 88 条）。認定の単位については、下記の図を参照されたい<sup>51</sup>。



免除認定の申請を行おうとする事業者は、計画届免除認定申請書（様式第 20 号の 2）に次の①から④までの書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない（安衛則第 87 条の 5 第 1 項）。

- ① 安衛則第 87 条の 3 各号（欠格事項）に該当しないことを説明した書面
- ② 安衛則第 87 条の措置（リスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステム）の実施状況について、申請の日 3 カ月以内に一定の要件を備えた 2 人以上の労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント等による評価を受けたことを証する書面及び評価結果の概要を記載した書面
- ③ 前記②の評価について、一定の要件を

備えた 2 人以上の労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント等による監査を受けたことを証する書面

- ④ 前記②③の要件に該当することを証する書面

#### 1.4.8.3 認定基準

所轄労働基準監督署長は、認定を受けようとする事業場が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、認定を行わなければならない。

- ① 安衛則第 87 条の措置（リスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステム）を適切に実施していること
- ② 労働災害の発生率が、当該事業場の属する業種における平均的な労働災害の発生率を下回っていると認められること<sup>52</sup>
- ③ 申請の前日 1 年間に労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害<sup>53</sup>が発生していないこと

が要件となっている（安衛則第 87 条の 4）。

なお、厚生労働省は、さらに詳しい認定基準を、「労働安全衛生法第 88 条に基づく計画届の免除認定制度の運用について」（（平成 18 年 3 月 10 日）（基安発第 0310001 号）に定めている。

#### 1.4.8.4 認定の有効期間、措置の停止、取消し等

事業者は 3 年ごとに更新を受けなければ、受けた認定は失効する（安衛則第 87 条の 6 第 1 項）。

認定を受けた事業者は、認定を受けた事業場ごとに、1 年以内ごとに 1 回、実施状況等報告書に安衛則第 87 条の措置の実施状



況について行った監査の結果を記録した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない(安衛則第 87 条の 7)。

認定を受けた事業者が、認定を受けた事業場において安衛則第 87 条の措置を行わなかったときは、その旨を速やかに所轄労働基準監督署長に報告するとともに、認定証を返納しなければならない(安衛則第 87 条の 8)。

欠格事項に該当するに至ったとき、認定基準に適合しなくなると認められるとき、実施状況等報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をして提出したとき、又は不正の手段により認定若しくはその更新を受けたことが明らかになったときは、認定は取り消される(安衛則第 87 条の 9)。

#### 1.4.9 差止め又は変更命令(第 6 項)

厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、届け出られた計画を審査した結果、その計画による建設物、機械等の設置、移転、変更又は仕事の開始についての内容が労働安全衛生法令に違反すると認めた場合、工事若しくは仕事の開始の差止め、又は計画変更を届出者に対して命令することができる(本条第 6 項)。

ただし、工事又は仕事の開始の差止め命令は、労働者の安全と健康を確保するためのものであるから、計画が変更され安全衛生上危険有害でないことが期待される場合は、計画の変更が命じられることになる。

工事着手差止・計画変更命令は、工事着手差止・計画変更命令書の交付により行われている。

また、命令を行わない場合であっても、計画の届出の内容に問題があるときは、工事

計画変更勧告書又は工事計画変更指導書により計画の改善を行うよう行政指導がなされることがある。

##### 1.4.9.1 計画の届出に係る審査

##### 1.4.9.2 本条の工事差止・計画変更命令に関する実際の運用

実際の運用においては、迅速な処理のため、窓口担当者が届出の受理と同時に内容の審査を行い、その場で任意の用紙に指導事項を記入して計画の改善(修正、変更)を求め、工事着手までに、改善したとの報告を徴し、上記の正式な様式による命令、勧告、指導は行わず審査を終了することも多いようである。

安衛法第 88 条第 6 項及び労基法第 96 条の 2 第 2 項では、工事着手差止・計画変更命令以外の権限について規定されていないが、厚生労働省設置法等に基づく行政指導は当然可能である。

労働基準監督年報によると年間の工事着手差止・計画変更命令件数が 100~200 件となっているが、これも本当は工事着手差止・計画変更命令の対象となりうる計画届はもっと多いと思われるが、上述の通り簡易的な指導で解決している例が多いことから命令がなされていないと思われる。

勧告・指導の内容は、計画届の対象となる機械や作業そのものに絞られるわけではなく、例えば石綿等の除去に係る建設工事計画届において、石綿等の除去のために薬剤を使用する時は、当該薬剤の SDS を確認して防毒マスクの使用等を指導するとされる<sup>54</sup>。

#### 1.4.10 発注者に対する勧告又は要請

厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、本条第 6 項の規定に基づき差止め命令又は変更命令をした場合で、必要があると認めるときは、当該命令に係る工事の発注者等に対して、今後、安衛法上問題となるような発注条件を付さないよう留意すること等、労働災害防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる（本条第 7 項）。

本条第 1 項から第 4 項は、計画の届出等の措置を事業者に義務付けているが、第 7 項は、行政が事業者ではない発注者に対しても一定の勧告又は要請を行うことができることを規定している。

安衛法は、数次の請負により事業が行われる場合などに、労働契約の相手方たる事業者以外の者（発注者、派遣先など）を義務主体に加えている。これは、特定の事案に関し、最適な義務主体は誰かということと、それに負わせるべき義務内容として何が求められるかという二つの側面から、安全衛生上の実効性を確保することを目的としている<sup>55</sup>。同種の考え方は、イギリスの法制度でもみられ、安全衛生では、リスクを創出した者や、情報を得て情報を管理する者が管理責任を負うという考え方がとられている<sup>56</sup>。

安衛法第 3 条第 3 項は、建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者に対して、施行方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないと規定している。これは建設工事では、発注者が工期、設計条件等を示し、この発注条件に基づいて事業者が工事を施工することになるので、これらの設計条件が施工方法に大き

な影響を及ぼし、不適切な発注条件が付された場合、施工時の安全衛生の確保に困難が生ずることになるからである。

しかし、現実には、無理な工期が設けられているなど安全衛生上問題がある設計条件の発注がなされている例がある。数次の請負がなされている場合、労災事故の防止を徹底させるためには、発注者においても工事が安全に行われるよう配慮しなければならぬ。

法第 3 条第 3 項は、発注者に対し一般的に配慮を求めるものであるが、本条第 7 項は、本条第 6 項に定める差止め命令又は変更命令を行うなど具体的な危険が認められる場合、行政は、当該命令にかかる工事の発注者に対しても安衛法上問題となるような発注条件を付さないよう必要な勧告又は要請を行うことにより、具体的な配慮を求めるものといえよう。

具体的な配慮の内容としては、例えば、発注者に対して、今後、安衛法上問題となるような発注条件を付さないよう留意すること、事業者の改善措置が迅速に講じられるよう配慮すること等を勧告又は要請することになる。なお、これらの勧告は、発注者その他の注文者が安衛法違反となる事項を発注条件として付していることを理由として行われるものであるから、設計図書において安衛法違反となる事項が明示されている場合等に行われることになる<sup>57</sup>。

昭和 63 年 9 月 16 日基発第 601 号の 1 では、発注者等に対する勧告又は要請（第 88 条第 8 項（現行では第 7 項）及び第 98 条第 4 項）について次のとおり通達されている。すなわち、

- ① 第 88 条第 8 項（現行第 7 項）又は第 98 条第 4 項に基づく勧告又は要請は、当該仕事の発注者（第 98 条第 4 項の場合にあつては、注文者）が労働安全衛生法違反を惹起させる条件を付していることを理由に行うこととしているものであり、したがって設計図面において同法違反となる事項が明示されている場合等に行うものであること。
- ② 第 88 条第 8 項の「労働災害の防止に関する事項」及び第 98 条第 4 項の「労働災害を防止するため必要な事項」には、命令に基づく事業者の改善措置が迅速に講ぜられるよう配慮すること、今後、労働安全衛生法違反を惹起させる条件を付さないよう留意すること等があること。

#### 1.4.11 本条違反の場合の罰則

事業者が、本条第 1 項から第 4 項までの規定に違反して計画の届出をしない場合又は第 5 項の規定に違反し有資格者を参画させない場合には、50 万円以下の罰金に処せられる（安衛法第 120 条第 1 号）。

事業者が第 6 項の規定に違反して、労働基準監督署長の命令に従わない場合には、6 カ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 119 条第 2 号）。

計画届の提出期限に遅れた場合は、その計画届の内容を審査する期間がないため、法令に従って、労働基準監督署長はその受理を拒むことになる。

ただし、運用の実態としては、届出期限に遅れた場合、労働基準監督署長から、「遅延理由書」の提出を求められ、その添付を条件

に、提出期限に遅れた計画届を受理するということもある<sup>58</sup>。

本条違反の送検事例を紹介する、紹介例は、労基署から足場設置届の提出などについて、2 度にわたって是正勧告を受けながら、それを無視し、足場の設置届を行わないまま建築工事をしていた建設会社 A 社とその現場責任者が書類送検された事例である。

労基署が A 社の施工する鉄筋 10 階建てマンションの工事現場を臨検したところ、高さ 30 メートルを超える建物であるにもかかわらず、安衛法第 88 条第 4 項（現在の第 3 項）に規定された建築工事計画届及び同第 2 項（現第 1 項）に規定された足場の設置届を提出していなかったことから、現場代理人 X を出頭させ、猶予期間を定めた是正勧告書を交付した。ところが、その後、労基署が、A 社施工の別のビル建築現場を確認・監督したところ、やはり足場の設置届を提出していない違反が再び発見された。そこで、労基署が、同現場の現場代理人 Y を出頭させ是正勧告書を再度交付した。

労基署はその後にも是正勧告書を交付した二つの現場について調査を継続していたが、いずれの足場設置届も提出されていなかった。そこで、労基署は違反を繰り返す悪質店主として、A 社と現場代理人 X 及び Y の 3 者を安衛法第 88 条第 2 項違反の疑いで送検された<sup>59</sup>。

次に、行政監督と刑事責任の関係について述べる。本条の第 1 項から第 3 項までは計画等の届出を「事業者」に課している。すなわち、届出義務を負っているのは「事業者」である。この義務の履行にあたっては、事業者本人が履行する場合もあるが、義務の履行を受任者に委任して行うこともでき、

あるいは従業員を履行補助者として用いることもできる。行政上の責任という観点からみれば、事業者がいかなる履行方法をとろうと、結果として届出がなされなければ、行政上の義務違反が生じる。

ところが、刑事責任は、法律に違反する行為をしたことについての責任を問うものであって、届出がなされなかったという結果が発生したことに対する責任を問うものではない。刑事法上は、結果において届出がなされなかった場合、誰の行為によってその結果が発生したかということの問題なのであって、事業者が自ら届出をしなかったのか、補助者や受任者が届出をしなかったということを区別しなければならない。そのうえで、補助者や受任者が届出を行わなかった場合には、意図的に届出を行わなかったどうかを検討される<sup>60</sup>。

例えば、建設業に属する事業の仕事では事前にその計画を労働基準監督署長に届け出なければならないが（第3項）、届出がなされなかった状況としては、①事業者届け出る意思がなく、届け出なかった、②事業者届け出の意思があり、受任者に届け出ることを委任したが、受任者が故意又は過失によって届け出なかった、③事業者届け出の意思があり、書類を作成して補助者（従業員）に書類を提出するよう指示したが、補助者が故意又は過失によって届け出なかった、という状況が想定できる。

行政法規上はいずれの場合であっても事業者の責任が発生する。しかし、刑事法上は、上記①の場合は事業者が、上記②の場合は受任者が、上記③の場合は補助者が違反者となる。

ところが、上記②、③の場合、受任者にも補助者にも事業者という身分がないので、違反行為者であってもその行為は構成要件に該当しないため安衛法第88条第3項の規定に違反することにならず、処罰されない。さらに、この場合、事業者が届出がなされなかったことを知りながら、それを容認して放置していたという事情がなければ、事業者も処罰できないことになる<sup>61</sup>。

これは法目的に反するものといわなければならない。そこで、こうした場合には、安衛法第122条のいわゆる両罰規定が重要な役割を果たす。すなわち、両罰規定の意味は、法人の代表者又は法人がもしくは代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、「行為者を罰する」点にある。「行為者を罰する」というのは、第116条以下の各規定が引用している各本条の措置義務者が特定の身分がある場合には、その規定違反の犯罪は身分犯となり、身分のない者は形式的には各規定に違反する行為を行っても処罰されないが、この「行為者を罰する」という規定により、身分がない者が行った各規定に違反する行為を犯罪とすることを意味しているのである<sup>62</sup>。

この規定により、事業者ではない履行補助者が処罰の対象とされることになるが、さらに、事業者自体が処罰されるか否かにかかわらず、行為者に加えて、法人もまた処罰されることになる。



## 2 第 89 条

### 2.1 条文

**（厚生労働大臣の審査等）**

第 89 条 厚生労働大臣は、前条第 1 項から第 3 項までの規定による届出（次条を除き、以下「届出」という。）があつた計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて審査をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の審査を行なうに当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者の意見をきかなければならない。

3 厚生労働大臣は、第 1 項の審査の結果必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

4 厚生労働大臣は、前項の勧告又は要請をするに当たっては、あらかじめ、当該届出をした事業者の意見をきかなければならない。

5 第 2 項の規定により第 1 項の計画に関してその意見を求められた学識経験者は、当該計画に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

のための措置基準や構造基準等に常に検討が加えられているとはいえ、各産業界の技術水準に即応することが困難な場合がある。前条の届出内容が法令の定める措置基準等に違反する場合は、厚生労働大臣又は労働基準監督署長が前条第 7 項に基づく命令をすることができることはもちろんであるが、届出内容が法令に規定される技術水準を超えているような場合でも基準がないからといって安全衛生確保の観点からは、これを放置することはできない<sup>63</sup>。

#### 2.2.2 審査の対象（第 1 項）

本条第 1 項において、厚生労働大臣が審査を行うのは、前条の規定（第 88 条第 1 項から第 3 項までの規定）による届出があつた計画のうち、「高度の技術的検討を要するもの」である。具体的には、新規に開発された工法等を採用する建設工事計画、石油化学工場等における新生産方式の採用による設備増設計画等である<sup>64</sup>。

そして、これらの計画内容がこの法令又はこれに基づく命令に違反する事実がなくても、届け出られた計画内容について、厚生労働大臣は学識経験者の意見を聴いて安全性を審査することができる<sup>65</sup>。

## 2.2 内容

### 2.2.1 趣旨

本条は、前条の規定により届けられた計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて、厚生労働大臣が行う審査、それに基づく勧告等について定めたものである。

技術革新の進展により、大幅な機械化や設備の大型化のほか、新材料、新生産方法の採用等が急テンポに進むため、危害防止

#### 2.2.3 審査の方法（第 2 項）

厚生労働大臣は、この審査に際しては、安衛則第 93 条に従って、審査委員候補者名簿に記載されている者のうちから、審査すべき内容に応じて、審査委員を指名し、指名した委員の意見をきかなければならない。

審査を行うに当たって、審査対象となった計画に関して意見を求められた学識経験

者は、審査対象の計画に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（第5項）。

審査委員候補者名簿に記載される者は、安全又は衛生について高度の専門的な知識を有する者のうちから、厚生労働大臣が委嘱して、その名簿を作成し、公表される（安衛則第94条）。

審査委員は、トンネルや構造物、圧気工法、爆発火災の専門家などからなる。大臣審査の審査委員候補は十数人いるが、その中から特定の工事について毎回4～5名が厚労省安全衛生部長名で指名され、委員会が組織される。審査委員はその場で対象となる工事について意見を求められ審査するというプロセスとなる。

委員会は届出がなされた都度行われ、委員も交代で指名される。対象となる工事はトンネル（ずい道）や圧気工法関係が多い。

#### 2.2.4 事業者への勧告又は要請（第3項）

厚生労働大臣は、この審査の結果、労働災害防止のため必要があると認めるときは、その審査対象となった計画の届出をした事業者に対し、必要な勧告又は要請をすることができる。

厚生労働大臣は、その勧告又は要請をするに当たっては、あらかじめ、届出を行った事業者の意見をきかなければならない（第4項）。

### 3 第89条の2

#### 3.1 条文

**（都道府県労働局長の審査等）**  
**第89条の2 都道府県労働局長は、第88条第1項又は第3項の規定による届出があつた計画のうち、前条第1項の高度の**

**技術的検討を要するものに準ずるものとして当該計画に係る建設物若しくは機械等又は仕事の規模その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるものについて審査をすることができる。ただし、当該計画のうち、当該審査と同等の技術的検討を行つたと認められるものとして厚生労働省令で定めるものについては、当該審査を行わないものとする。**

**2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の審査について準用する。**

#### 3.2 内容

##### 3.2.1 趣旨

安衛法第89条の規定に基づいて厚生労働大臣は特に大規模な工事等の計画を中心に審査を行うこととされているが、厚生労働大臣の審査の対象となっているものに準ずるような工事等の計画についても、専門的観点からの検討を行うことが労働災害防止のために有効であることから、本条は厚生労働大臣が審査を行う高度の技術的検討を要する工事等の計画に準ずる工事等の計画について、都道府県労働局長が審査を行うことができるとした。

本条は、厚生労働大臣が審査を行うことになっていない工事等の計画の中にも、地質が極めて軟弱なところや有害ガスが発生するところで行うもの、曲率の大きい曲線けた（橋脚の上に架け渡して橋板を乗せるための曲線の材）（写真参照）の橋梁や土盛り（ずいどうの上端から地表面までの土砂や岩盤の厚さ）（写真参照）が小さく断面のおおきなずい道等、建設する物の構造が特殊なもの等危険性の高いものがあり、この

ような建設工事において、あらかじめ専門的な観点からの検討が十分行われていなかったことによる災害がみられたことから、平成4年の改正によって新設された規定である<sup>66</sup>。

【曲線けた<sup>67</sup>】



【ずいどうの土被り<sup>68</sup>】



### 3.2.2 本条の対象となる計画

都道府県労働局長は、第88条第1項又は第3項の規定による届出があった計画のうち、安衛法第89条第1項の高度の技術的検討を要するものに準ずるものとして当該計画に係る建築物若しくは機械等又は仕事の規模その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるものについて審査をすることができる。

ただし、当該計画のうち、当該審査と同等の技術的検討を行つたと認められるものとして厚生労働省令で定めるものについては、当該審査を行わないものとする（本条第1項ただし書き）。

安衛法第89条第2項から第5項までの規定は、この審査について準用する（本条第2項）。

### 3.2.3 計画届の対象となる仕事

法第89条の2第1項の厚生労働省令で定める計画は、次の仕事を対象とする（安衛則第94条の2）。

① 高さが100メートル以上の建築物の建設の仕事であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 埋設物その他地下に存する工作物（第2編第6章第1節及び第634条の2において「埋設物等」という。）がふくそう（輻輳：1カ所に複数のものが集中して混在する状況）する場所に近接する場所で行われるもの

ロ 当該建築物の形状が円筒形である等特異であるもの

② 堤高が100メートル以上のダム建設の仕事であつて、車両系建設機械（安衛令別表第7に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の転倒、転落等のおそれのある傾斜地において当該車両系建設機械を用いて作業が行われるもの。

【車両系建設機械<sup>69</sup>】。



- ③ 最大支間 300 メートル以上の橋梁(りょう)の建設の仕事であつて、次のいずれかに該当するもの
  - イ 当該橋梁(りょう)のけた(橋脚と橋脚の間を結び、上の重さを支えるもの)が曲線けたであるもの(注 63 参照)
  - ロ 当該橋梁(りょう)のけた下高さが 30 メートル以上のもの
- ④ 長さが 1000 メートル以上のずい道等の建設の仕事であつて、落盤、出水、ガス爆発等による労働者の危険が生ずるおそれがあると認められるもの
- ⑤ 掘削する土の量が 20 万立方メートルを超える掘削の作業を行う仕事であつて、次のいずれかに該当するもの
  - イ 当該作業が地質が軟弱である場所において行われるもの
  - ロ 当該作業が狭あいな場所において車両系建設機械を用いて行われるもの
- ⑥ ゲージ圧力が 0.2 メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事であつて、次のいずれかに該当するもの
  - イ 当該作業が地質が軟弱である場所において行われるもの

ロ 当該作業を行う場所に近接する場所で当該作業と同時期に掘削の作業が行われるもの

#### 3.2.4 審査の方法

都道府県労働局長の審査の方法は、前条の規定に基づく厚生労働大臣の審査と同様である。すなわち、都道府県労働局長は、この審査に際しては、安衛則第 93 条に従つて、審査委員候補者名簿に記載されている者のうちから、審査すべき内容に応じて、審査委員を指名し、指名した委員の意見をきかなければならない。

都道府県労働局長は、審査委員の学識経験者から意見を聴いて審査を行った上で、労働災害防止のために必要があると認めた場合、当該事業者に対して勧告、要請を行うことができる。

## 4 第 90 条

### 4.1 条文

**(労働基準監督署長及び労働基準監督官)**

**第 90 条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。**

### 4.2 趣旨

本条は、本法の施行事務は労働基準監督署長および労働基準監督官がつかさどることを定めたものである。本法のほか、労基法、じん肺法、作業環境測定法、最低賃金法、家内労働法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法等により、それら



の法律の施行に関する事務をつかさどっている（労基法第 100 条第 4 項、じん肺法第 41 条、作業環境法第 38 条、最低賃金法第 38 条、家内労働法第 29 条、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第 12 条）。

実際の本法施行に係わるすべての監督業務は、地方公共団体の非現業部門等を除き、労基法上の監督機関すなわち、厚生労働省労働基準局、都道府県労働局、労働局管内労働基準監督署（労基法第 97 条第 1 項）を通して行われることになる。なお、都道府県労働局、労働基準監督署は、厚生労働大臣の直接の管理に属することが規定されている（同法第 97 条第 3 項）。このような中央直轄型の指揮命令系統が確立した一元的組織において、労働基準監督署長及び労働基準監督官は労働基準行政の先端に位置づけられている。

#### 4.3 沿革

わが国の監督制度の発祥を丹念に紐解けば、1892（明治 25）年 6 月に鉱業条例の施行に伴って設置された鉱山監督制度にまで遡ることもできるが<sup>70</sup>、一般的には、工場法施行の前年である 1915（大正 4）年の 12 月に、農商務省商工局に工場課を新設し、工場監督官 4 名、工場監督官補 5 名を置いたことが出発であったとされている。翌年の 1916（大正 5 年）には、工場法の施行権限を都道府県知事（東京都は警視庁）に委任し、地方分権的で、かつ、警察機関と結びついた監督制度とし、警視庁および各府県の警察部に工場監督官および工場監督官補 199 名を置き、合計 208 名の体制としている。当時の工場監督官および同監督官補は

独立官職ではなく、一般職である警察官、事務官または技官が補官職として兼任補職されており、工場監督官としての身分保障はなかった。

1938（昭和 13）年に、国民の体力向上と福祉の増進のために厚生省が設置されると、工場法に関する事項は、同省労働局監督課の所管となった。1949（昭和 16）年には、従来の工場監督官・同監督官補、調停官・調停官補の名称が労務監督官・労務監督官補に改められ、戦時体制下となった 1942 年には、重要事業場労務管理令（以下「管理令」という）が発令され、中央地方とも労務監理官という名称に統一された。

なお、この管理令は、1941（昭和 16）年 2 月 24 日に、国家総動員法第 6 条に基づき、重要事業場における労務管理の指導、監督のため定められたもので、「厚生大臣は国家総動員法第 31 条の規定に基づき重要事業場の労務管理の状況に関し事業主より報告を徴し、又は当該官吏をして重要事業…臨検し帳簿書類を検査」させることができる旨を規定するなど（第 21 条）、戦時色の強い命令<sup>71</sup>であった。

戦後の 1947（昭和 22）年には、労働基準法の制定とともに労働省が新設され、各監督機関は労働省の直轄機関として一元化され、地方政治や警察行政から完全に分離することとなった。また、労働基準監督官制度も、1923 年の ILO 第 20 号勧告をモデルに一定の独立権限と身分保障が付与され、工場法時代と比べると飛躍的に前進した新しい監督官制度となった<sup>72</sup>。

#### 4.4 労働基準監督署長の職務

労働基準監督署長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、労基法に基づく臨検、許可、認定、審査、仲裁その他労基法に関する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する（労基法第99条第3項）。

#### 4.5 労働基準監督署の業務<sup>73</sup>

労働基準監督署の業務は、大きく分けて、労災保険法以外の労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、賃確法、家内労働法等を所管する「監督畑」と、労災保険法、労働保険徴収法等を所管する「労災畑」の二つに分けらる。

更に、「監督畑」を事業場の臨検（監督・指導）・司法処分（捜査）を担当する「監督」と、ボイラー、クレーン等の検査、計画届の審査など労働安全衛生法の技術的な事項を担当する「安全衛生」に分けている。

官名として労働基準監督官、厚生労働技官、厚生労働事務官の三官がある。

なお、「監督」は労働基準監督官のみの業務、「安全衛生」は技官が中心の業務、「労災」は事務官が中心の業務となっている。ただし、人員配置等の関係から「安全衛生」「労災」に労働基準監督官が配属されることはある。

##### 4.5.1 監督

「監督」というのは、労働基準監督官が労働基準法、労働安全衛生法等の所管の法律に基づく臨検、司法処分（送検）などの業務を行うことをいう。「臨検」とは部内的には「臨検監督」（又は単に「監督」）とっているが、工場や建築・土木現場、事務所などへ立ち入り、機械や設備等の違反について

「使用停止命令」「変更命令」「立入禁止命令」を行うほか、法違反事項については「是正勧告書」の交付、法違反でない事項や是正方法の指導に関しては「指導票」の交付を行うのが中心である。

##### 4.5.2 安全衛生

「安全衛生」は、技官又は労働基準監督官が労働安全衛生法に基づく「検査」「安衛法第88条の計画届の審査」「安全衛生指導」などの業務を行うことをいう。具体的には、労働局においてはボイラーやクレーン、エレベーターなどの製造許可や検査（溶接検査、構造検査など）、監督署においてはボイラーやクレーン、エレベーターなどの検査（落成検査、使用再開検査など）、安衛法第88条の計画届の審査、有機則などの適用除外認定業務、安全衛生に関する一般的指導、その他安衛法に基づく各種届出書類（労働者死傷病報告、健康診断結果報告など）の取りまとめなどの一般業務を行っている。

##### 4.5.3 労災

「労災」は、事務官又は労働基準監督官が「労働災害」についての業務上外の決定、支給の業務を行うことをいう。具体的には、労働者からの「休業補償給付請求」（労災保険法に基づき労基署に請求する給付）、「休業補償請求」（労働基準法に基づき使用者に請求する補償）、「障害補償給付請求」「遺族補償請求」などの請求について、業務上外の決定、休業補償（平均賃金）の計算、障害等級の決定、遺族補償の決定などの事務を行っている。

#### 4.6 「事務をつかさどる」の意味

本条に定める労働基準監督官の「この法律の施行に関する事務をつかさどる。」の意味は、実際には、安衛法に基づく事業場への臨検、関係者への尋問、製造許可等の事務、ボイラー、クレーン等の検査、司法事件捜査など安衛法に規定されているすべての業務を行うことができる権限を有しているということである。つまりはオールマイティである。

ただし、ボイラー、クレーン等の検査については、経験が必要なため部内での一定の研修を修了した者を充てることとしている（検査は技官が中心で行うが、監督官が実施することもある）。

#### 4.7 権限行使の制約

労働基準監督官の権限行使において罰則をもって強制することは、令状なくして侵入、捜索、押収することになるため、憲法第35条の精神に反するとする説と憲法第35条はもっぱら司法上の強制捜査権を制限したものであるから、労働者救済のために認められた行政権の強制捜査権はこれに抵触しないとする説が対立する。

こうした対立に関する税法上の強制捜査権と憲法第35条について判断した以下の川崎民商事件（最高裁大法判昭47.11.27判時687号17頁）が参考になる。

##### 4.7.1 川崎民商事件の事実概要と判旨

本件は、Yが税務署の過少申告疑いの税務調査のための質問検査を拒んだため、旧所得税法第70条第10号に違反するとして起訴されたという事案である。1審、2審ともYを有罪としたため、Yは、①質問調査は刑

罰によって強制されているにもかかわらず裁判所の令状を必要とせず、強制的な捜査・押収等には裁判所が発令する令状が必要であるとする憲法第35条に違反するなどを理由として上告した。判決は、旧所得税法第63条の質問調査は、「もっぱら、所得税の公平確実な賦課徴収のために必要な資料を収集することを目的とする手続きであって、その性質上、刑事責任の追及を目的とする手続きではない」、「刑罰を加えることによって間接的心理的に右検査の受忍を強制しようとするものであ」るが、「その作用する強制の度合いは、それが検査の相手方の自由な意思を著しく拘束して、直接物理的な強制と同視すべき程度の強制にまで達しているものとは、未だ認めがたく、公益上の目的を実現するには、「右の程度の強制は、実効性の手段として確保の手段として、あながち不均衡、不合理なものとはいえない」。「憲法第35条第1項の規定は、本来、主として刑事責任追及の手続きにおける強制について、それが司法権による事前の抑制下に置かれるべきことを保障した趣旨であるが、当該手続きが刑事責任追及を目的とするものではないとの理由のみで、その手続きにおける一切の強制が当然に右規定による保障の枠外にあると判断することは相当ではない。しかしながら、前に述べた点を総合判断すれば、旧所得税法第70条第10号、63条に規定する検査は、あらかじめ裁判官の発する令状によることをその一般的要件としないからと言って、これを憲法第35条の法意に反するものということとはできないとした。

4.7.2 本判決から汲み取るべき示唆

本判決からは、憲法第 35 条の令状主義の適用が行政手続きにも及ぶかという問題について、令状主義を一般的要件としなくても違憲ではないが、令状主義が行政手続きに適用される場合であっても、その範囲は狭く、また、制限的であるということが汲み取れる<sup>74</sup>。

5 第 91 条

5.1 条文

（労働基準監督官の権限）

**第 91 条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。**

**2 医師である労働基準監督官は、第 68 条の疾病にかかった疑いのある労働者の検診を行なうことができる。**

**3 前 2 項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。**

**4 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。**

5.2 趣旨

本条第 1 項は、本条の実効性確保のために、労働基準監督官に、事業場への立入り、関係者の質問、帳簿、書類その他の物件の検査、若しくは作業環境測定を行い、又は、検査に必要な限度において無償で製品、原材

料若しくは器具を収去することを行政上の権限行使として規定したものである。

同第 2 項では、医師である労働基準監督官は、伝染性の疾病その他の疾病（安衛法第 68 条）の疑いのある労働者を対象として検診を行うことができることを規定している。ただし、かつては医師が労働基準監督官に任命された例もあったが、近年では本省を除いてないようである<sup>75</sup>。

同第 3 項は、労働基準監督官が第 1 項、第 2 項の規定に定められた権限を行使する場合に、労基法（第 108 条）で、ILO 第 81 条約（第 2 号）と同様に、労働基準監督官証票（労基法施行規則様式第 18 号）を携行して関係者に提示し、身分を示すことを要求している。同第 4 項では、第 1 項で規定する労働基準監督官の立入検査の権限の目的が安衛法を施行するために必要な行政上の権限の行使であり、犯罪捜査等刑事責任追及ではないことを確認している。

5.3 権限

5.3.1 労基法上の労働基準監督官の権限<sup>76</sup>

労働基準法における労働基準監督官の権限は、安衛法と同様臨検（監督、指導、使用停止等命令（寄宿舍関係））、関係者への尋問、司法事件捜査などなどすべての業務を行うことができる権限を有している。

なお、法制度的には、労基法第 99 条第 1 項で労働基準主管局長、同第 2 項で都道府県労働局長が「この法律の施行に関する事項をつかさど」ることとし、第 4 項で「所属の労働基準監督官をして行わせることができる」と権限を委任できることとしており、第 101 条第 1 項で労働基準監督官は「臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用



者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる」としている。

労基法第99条第3項の労働基準監督署長の「臨検、尋問、許可、認定、審査、仲裁」のうち「許可、認定、審査、仲裁」は行政官庁としての労働基準監督署長の職務であって、労働基準監督官の権限ではなく、「臨検、尋問」の権限は、両者が共有していることになる（許可と認定は署長の権限なので、労基法第99条第3項により署長の指揮監督により業務を行っているという解釈である。）

労働基準監督官の業務としては、「定期監督」といって各署の年間の監督計画に基づき主体的に工場や建設現場などに対して臨検監督等を実施するもの、労働者からの申告に基づいて臨検監督等を行い法違反があった場合には是正を求める「申告監督」（基本給及び割増賃金の不払い（違反事例としては基本給不払いのほうが多いようである）、解雇予告手当の支払いの指導などが多い）、労働者死傷病報告や労災保険の請求書（療養補償給付や休業補償給付請求など）の情報、事業場や消防署等からの通報に基づいて労災事故の原因調査と再発防止のための是正勧告や指導をする「災害時監督」及び「災害調査」のほか、定期監督、申告監督、災害時監督時の是正勧告や使用停止命令等に対する是正状況を確認する「再監督」がある。

また、家内労働法に基づいて委託者に臨検し、家内労働手帳の交付の確認、最低工賃の確認などの業務も行っている。これらを総合して「臨検」（臨検監督）と総称している。

「災害調査」は死亡事故や重大な災害の場合に実施するもので、安全衛生に係る調

査だが、法違反があると捜査に移行することがあるため、労働基準監督官が実施することが多い（ただし、技官が同行する場合も多い）。

また、就業規則や36協定等各種届出の受理、解雇予告除外認定申請の対応、宿・日直許可申請の対応、監視断続勤務適用除外申請の対応、児童使用許可、最低賃金減額特例許可、賃確法に基づく倒産の認定、未払い賃金額の確認などの業務もある。

長時間労働、賃金不払いなどで事案が悪質とされた場合や災害調査で重大な法違反があった場合又は告訴・告発があったときは、労基法違反、安衛法違反、最賃法違反などで司法事件として捜査のうえ事件を検察庁に送ることになる。

### 5.3.2 本条における権限

労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

労働基準監督官は、この法律の施行するために必要と判断した場合、努力義務・訓示規定に基づき行政指導を行うことができるが、行政処分、司法処分を行う場合は、本法の定める義務に違反する場合にのみなしえらるるとされる。

### 5.3.3 臨検監督等

臨検監督とは、行政機関の職員が、行政法規の実施を監督するために、事務所、倉庫、工場などに立ち入り、関係者に質問し、帳

簿、書類の検査を行うことである。その目的は、法違反の発見とその是正にある。

臨検監督には、定期監督、災害時監督、申告監督そして再監督がある<sup>77</sup>。臨検監督の流れについては、図4「臨検監督の流れ」を参照されたい。

臨検監督で何をみるかは、その種類によって異なるが、定期監督においては、労働局（労働基準監督署）がその年度の監督実施計画を定め、法令の全般について、対象となる事業場の法令の実施状況を審査する。

安全衛生については、安全衛生法・規則の全般について審査するが、具体例については、「臨検監督（安全衛生）例」を参照されたい。

安衛法の監督行政実務は、事後送検が殆どで、事前送検（災害が生じる前に、法違反のみを理由に送検すること）は例外であること、つまり、法違反を理由にいきなり厳罰をもって臨むことは殆どないこと、また、立入検査等も、事業場側の帳簿の準備等のため、事前に通告してから行われる場合もあるし、いきなり強制的に行うのではなく、まずは任意での立入を求め、拒否された場合に、改めて必要に応じて強制的な措置が講じられる場合が多い<sup>78</sup>。

## 5.4 是正勧告、指導票等

### 5.4.1 是正勧告書

労働基準監督官が事業場に対して臨検監督等を行った際に、労働法令違反があると認めたととき、その違反事項と是正期日を記した是正勧告書を交付する。事業主又は労務担当者等は是正勧告書を受け取ったとき、是正勧告書に受領年月日を記入し、記名押

印する。是正勧告書については、図5「是正勧告書（見本）」を参照されたい。

是正勧告書に記載された違反事項は、指定された是正期日までには是正しなければならない。是正した場合、そのことを報告しなければならない（是正報告の徴収）。

是正勧告・是正報告の徴収は行政処分ではなく、行政指導にあたり、その法的性格は労基法第104条の2又は安衛法第100条第3項に基づく行政処分にあたらない<sup>79</sup>。是正勧告に従った改善は、あくまでも使用者の任意の協力によってなされるものである。したがって、監督指導により是正勧告を行った事案については是正報告をしないこと又は虚偽の是正報告をしたことをもって労基法第120条第5号又は安衛法第120条第5号にもとづき送検手続きをとることができない。しかし、違反状態を放置している場合、労働基準監督官らは、労基法第104条の2又は安衛法第100条第3項に基づく行政処分として報告を求めることができる。ただし、その際には、同条を根拠にしていることを明示するとともに、行政不服審査法第57条及び行政事件訴訟法第46条に基づき不服申立て等に関する教示を付さねばならない（「監督指導業務の運営にあたって留意すべき事項について」（平19.2.14基発0214001号））。

この場合、使用者が是正報告をしない場合、労基法第120条第5号又は安衛法第120条第5号に基づき送検手続きをとることができる。

また、是正報告に際して使用者ないし事業者が虚偽の陳述をした場合には、労基法第120条第4号又は安衛法第120条第4号、虚偽の記載をした帳簿書類を提出した場合

には労基法第 120 条第 4 号に基づき送検手続をとることができると考えられる。

#### 5.4.2 指導票

安衛法等に違反するものではないが、改善を図らせる必要のある事項（例えばガイドラインに従っていない場合など）、労働法令違反と断定しがたいが改善すべき事項は、指導票に記載して使用者に交付し、改善を求める（原則として、文書での改善報告を求める）。また、是正勧告書等で通知した法違反の是正のための補足説明を指導票に記載することもある。

労働基準監督官等は、指導票を使用者又は労務担当者等に対し、指導票の所定欄に受領年月日を記入し、署名することを求める。

指導票の様式については、図 6「指導票（見本）」を参照されたい。

#### 5.5 労働基準監督官の守秘義務

労働基準監督官は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。これは在職中だけでなく退官後にまでも課せられる義務である（労基法第 105 条）。こうした労働基準監督官の守秘義務規定は、令状なしでも行使し得る労働基準監督官の行政権限から得られる労使双方からの情報の要保護性を担保するという目的がある。

#### 5.6 司法処分

行政権限行使を契機として、犯罪が発覚することがあり得るが、犯罪捜査を行う場合は、司法警察員として権限を行使するため、刑事訴訟法で定められた手続きに従わなければならない。行政上の権限行使と司

法警察員としての権限行使は厳格に区別されなければならない（第 4 項）。使用者の私宅内への侵入や寄宿舍内の私宅に臨検する場合（社長宅にも任意であれば入ることがある）にも、裁判官の令状が必要であるとの見解<sup>80</sup>が有力である。

どのような場合に司法処分にするかを判断する基準（いわゆる「司法処理基準」）はかつては存在したが、現在はその有無を含め公開されていない<sup>81</sup>。

どのような場合に司法処分されるかは、実際に送検された事件及び関係者からのヒヤリング結果から窺うことになる。最近労働基準監督署が公表した送検事例で労働安全衛生に関係したものを参照すると、概ね、

- ① 就業制限にかかる違反、使用停止命令を繰り返すなど法違反が繰り返される事案
- ② 死亡事故などの人の生命・健康に重大な危害を及ぼす重大な労災事故がある事案、
- ③ 長時間労働による労災がらみの請求が繰り返されるなどの事案の性質が重大でかつ悪質な事案

などについて司法処分を行う傾向にあるといえよう<sup>82</sup>。これをみると、司法処分は、罰則の適用要件を満たす事例のなかでも、違反が繰り返されている事例や死亡事故などの重大事案を主な対象としてなされていると考えられる。とくに、「労災かくし」は重大かつ悪質な事案となる。ここでいう「労災かくし」とは、故意に労働者死傷病報告を労基署に提出しないこと、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を労基署に提出することなどの場合を指す（第 100 条を参照されたい）。

## 5.7 犯罪捜査と行政監督

### 5.7.1 犯罪捜査と行政監督の峻別

労働基準監督官が実施する犯罪捜査は、本条に定める権限に基づく事業場への立ち入り、関係者の質問、帳簿等の書類その他の物件を検査する行為と峻別しなければならない。後者はあくまでも労働監督のために認められた行政上の権限の行使であり、犯罪捜査を目的とするものではないからである。

したがって、労働基準監督官が司法警察員として本法違反の捜査を行う場合に、前条の行政上の権限行使の場合と違い、裁判官が発する令状がなければ、差押え、搜索又は検証することができない<sup>83</sup>。

安衛法は、第1条の目的規定に明示されているように、職場における労働者の安全衛生と健康確保するという行政上の目的から一定の行為を禁止し又は作為を命じていること、そしてその違反に対して、行政上の処分（使用停止命令など）を課すことから行政取締法規である。しかし、罰則規定を設けたことにより、罰則規定の適用場面で刑罰法規に変身するものである。そのため、本来行政法規である安衛法は、刑罰法規の適用場面では、罪刑法定主義に服して、厳格に解釈されることになる。

罪刑法定主義とは、どのような行為が犯罪となるか、その犯罪に対してどのような刑罰が科せられるかということ、あらかじめ法律で明確にしていなければ、ある行為を犯罪としたり、刑罰を科したりすることは許されないという刑罰法規に関する原理である<sup>84</sup>。

そのことから、刑罰法規として労働安全衛生法の規定を解釈する場合、規定の文言からその意味・内容を明らかにする文理解釈や、規定の文言の意味を拡大して規定の内容を明らかにする拡張解釈は認められるが、規定の文言から類推して規定の内容を明らかにする類推解釈は禁止されることになる。

これに対して、行政法規は多少内容がいまいで拡張して解釈する余地があるほうが、行政が円滑に遂行でき行政目的を達成することができるという側面があり、行政解釈も、行政目的の達成という合目的的な解釈が認められるには当然であり、規定の文言を足がかりにして類推して解釈することも、行政上の必要があれば、可能だと考えられる<sup>85</sup>。

労災防止という立場から、行政により行政法規の類推解釈、拡張解釈がなされる一方で、刑罰法規の適用の場面では、罪刑法定主義から解釈が制限され、適用範囲が縮小するという現象が生じうる（行政監督と司法処分の乖離）<sup>86</sup>。

現場で監督行政を担う労働基準監督官は、こうした乖離を認識して権限行使をする必要がある。

もともと、過去においては、刑罰法規であるにも関わらず、規定を柔軟に解釈した事例もみられる。現行安衛法の制定前に、刑事上、広義の安全衛生法上の「使用者」には元請けやその現場監督主任者等も含まれることを示した（河村産業所事件（鍋田農協倉庫倒壊事件）名古屋高判昭和47年2月28日判例時報666号94頁（原審：名古屋地判昭和46年3月23日注解労働安全衛生関係法令解釈例規集。上告後、最2小判昭和48年



3月9日注解労働安全衛生関係法令解釈例規集で棄却された）。

#### 5.7.2 実際の運用・手続き<sup>87</sup>

通常、工場や建設現場、事務所などに行く「臨検」（臨検監督）は、原則的にはすべて「行政上の監督権限」として実施している。

したがって、事業者の同意の下に臨検を実施し、行政処分としての「使用停止等命令」、行政指導としての「是正勧告書」「指導票」の交付を行い、是正を求め、併せて報告（是正報告書）を求める。「行政上の監督権限」として臨検する場合は「労働基準監督署です。」と名乗って臨検を行う。

事業場に行く場合は、あらかじめ通知をして赴く場合と、非通知で赴く場合があるが、事案によってケースバイケースである。

使用停止等命令の行政処分に対して是正しない場合や、是正勧告に対して是正しない場合で悪質な法違反の場合は、司法事件に移行することがある（被害額や悪質程度など事案の軽重も関係するが。）。

司法事件となる場合は、刑事訴訟に基づき適正な手続きが定められているので、それにより実施する。

したがって、例えば、災害調査の場合は「行政上の監督権限」として実施しているが、災害調査の途中で重大な法違反が認められ司法事件としなければならないと判断したときは、「ただいまから、労働安全衛生法違反被疑事件として捜査に移りますので、実況見分として行います。」「〇〇さんに立会人になっていただきます。」と宣言したうえで、刑事訴訟法に基づく捜査に入る（移行する）。つまり、「行政上の監督」と「捜査」をある時点で厳密に区別している。

実況見分は任意捜査である。相手の事業場が拒否したり、隠蔽工作をしたり、任意の捜査ができないと判断されたときは、検証令状又は搜索差押許可状を裁判所に請求して強制捜査を行う。

労働基準法違反で送検するケースは、定期監督や申告監督等で事案が悪質である場合に実施する。その場合は、使用者に対して「労働基準法違反被疑事件として捜査する。」と宣言して実施する。

相手が否認せず、また捜査に協力する場合は任意捜査として証拠を提出させ、「参考人調書」「被疑者調書」を作成して送致（通常「書類送検」）する。相手が非協力的である場合は、搜索差押許可状を請求して家宅捜査を実施して証拠を収集するほか、件数は少ないが被疑者を逮捕して送致することもある。告訴、告発の場合は、刑事訴訟法上必ず捜査し、違反の有無を問わず書類を検察庁に送らなければならない。この場合の送検は「送付」といい、通常事件の「送致」と区別されている。

搜索差押（家宅捜査）は、ごく普通に行われている。

## 6 第92条

### 6.1 条文

**第92条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による司法警察員の職務を行なう。**

### 6.2 趣旨

本条は、労働基準法第102条の規定と同じく、労働基準監督官が前条の行政上の権限を行使できるだけでなく、本法違反の

罪において、特別司法警察職員として、刑事訴訟法が規定する司法警察員の職務も行い得ることを定めている。本法違反の捜査は、高度に専門的であることが多く、特別な知識と経験を必要とするため、労働基準監督官に特別司法警察職員としての職務を行わせることとした。

### 6.3 沿革

工場法の時代には、各府県の警察部が工場法の実施に関する地方の事務を主管し、同法違反の罪に係る司法手続も行っていった。

しかし、戦後になって労働行政が警察行政から分離されると、労基法違反の罪に関する犯罪捜査について専門的な知識、経験を必要とすることから、労働行政に関する専門性を有する労働基準監督官をして労基法違反事件に関する司法警察員の職務を行わせることとなった。

そして、労働安全衛生法が労基法から分離したことにより、同法違反事案についても労働基準監督官が司法警察員の職務を行うこととした。

### 6.4 司法警察員の権限

本条にいう「司法警察員」とは、刑事訴訟法第 39 条第 3 項の「司法警察員」をいう（刑事訴訟法第 190 条は、「森林、鉄道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行うべきもの及びその職務の範囲は、別に法律でこれを定める」とし、刑事訴訟法第 39 条第 3 項で、司法警察職員は、司法警察員と司法巡査に区分される旨を定めている）。

司法警察員は、通常、逮捕状の請求（刑事訴訟法第 199 条第 2 項）、捜索・差押・検

証令状の請求（刑事訴訟法第 218 条第 4 項）、検察官への事件送致（刑事訴訟法第 246 条本文）を行う権限を有する（司法巡査はこれらを行う権限がない）。

## 7 第 93 条

### 7.1 条文

**（産業安全専門官及び労働衛生専門官）**

**第 93 条 厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署に、産業安全専門官及び労働衛生専門官を置く。**

**2 産業安全専門官は、第 37 条第 1 項の許可、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行う。**

**3 労働衛生専門官の職務としては、第 56 条第 1 項の許可、第 57 条の 4 第 4 項の規定による勧告、第 57 条の 5 第 1 項の規定による指示、第 65 条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。**

**4 前3項に定めるもののほか、産業安全専門官及び労働衛生専門官について必要な事項は、厚生労働省令で定める。**

7.2 趣旨

本条は、産業安全専門官及び労働衛生専門官の配置、職務について定めている。

産業安全専門官及び労働衛生専門官（7.4で詳しく述べる）は、安衛法施行のための事務のうち安全衛生に関する専門的知識を必要とするものをつかさどるとともに、事業者、労働者など関係者に対し、必要な事項の指導及び援助を行うため、厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署に配置しなければならない（第1項）。

産業安全専門官は、「労働者の危険」を防止するスタッフとして、労働衛生専門官は、「労働者の健康障害」を防止するスタッフとして指導及び援助を行う。

産業安全専門官及び労働衛生専門官について必要な事項は、「産業安全専門官及び労働衛生専門官規程」（昭和47年9月30日労働省令第46号）（以下「専門官規程」という）が定めている（第4項）。

7.3 沿革

産業安全専門官及び労働衛生専門官については、かつては、旧産業安全専門官規程（昭和36年労働省訓令第1号）及び旧労働衛生専門官規程（昭和41年労働省訓令第3号）によって設置されていたのであるが、昭和47年に安衛法が制定された際、法律上の制度として確立した。

法制上、産業安全専門官及び労働衛生専門官の制度ができた背景事情は、以下の通りといわれる<sup>88</sup>。

労働基準監督官だけでは安衛法の膨大な業務が処理できないこと、技官は事業場への立入権限がないこと、労働基準監督官には文系監督官と理系監督官がいるが（7.4で詳しく述べるが、採用試験を文系と理系で分けて採用している）理系監督官が少ないこと（20～30%程度）、安全衛生のウェートが増してきたこと、技術が高度化しており専門的知識を有する者を育てる必要が生じたこと、技官の処遇の改善が必要なこと等からこの制度ができたのではないかといわれている。

7.4 資格・配置

産業安全専門官及び労働衛生専門官のうち、厚生労働省には中央産業安全専門官又は中央労働衛生専門官を配置し、都道府県労働局及び労働基準監督署には、地方産業安全専門官及び地方労働衛生専門官を配置しなければならない（「専門官規程」第1条）。

中央産業安全専門官及び中央労働衛生専門官は、厚生労働省労働基準局に勤務する一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表（一）に定める職務の級が4級以上である職員で産業安全又は労働衛生に関する専門的知識を有するものうちから、地方産業安全専門官及び地方労働衛生専門官は、都道府県労働局に置くものにあつては、都道府県労働局に勤務する職務の級が3級以上である職員で産業安全又は労働衛生に関する専門的知識を有するものうちから、労働基準監督署に置くものにあつては労働基準監督署に勤務する職務の級が2級以上である職員で産業安全又は

労働衛生に関する専門的知識を有するものうちから任命する（「専門官規程」第2条）。

## 7.5 職務

産業安全専門官及び労働衛生専門官は、官名ではなく職名である。労働基準監督官又は技官が就くが事務官はならない。

産業安全専門官は、特定機械等の製造の許可（第37条第1項）、安全衛生改善計画のうち産業安全に関する事項、工事等の計画の届出内容の審査等の事務並びに労働災害の原因の調査をはじめとして労働安全に関すること、技術に関する情報の収集に関すること、安全に係る技術基準に関すること等をつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行う（第2項）。

労働衛生専門官の職務は、有害物の製造許可、新規化学物質の有害性調査に係る勧告、化学物質の調査指示、作業環境測定についての専門技術的事項、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画のうち労働衛生に係る事項、工事等の計画の届出内容の審査等の事務<sup>89</sup>、労働災害の原因の調査をはじめとして労働衛生コンサルタントに関すること、作業環境基準の普及に関すること、有害物の表示および有害性の調査に関すること、健康の保持増進の推進に関すること、労働衛生に関する情報の収集に関すること等があり、そのほか、労働衛生教育の実施及び援助等がある（第3項）。

## 7.6 実際の配置、職務<sup>90</sup>

### 7.6.1 実際の配置

産業安全専門官及び労働衛生専門官の配

置、職務について、法令上は上記のように定められているが、実際の配置、職務については、以下のようなものである。

産業安全専門官、労働衛生専門官は都道府県労働局の場合は「健康安全課」（健康課と安全課に分かれている場合もある）に配置される。労働基準監督署の場合は、安全衛生課のある方面制署（大規模の労働基準監督署関係では法令に関する各種届出の受付や、相談対応、監督指導を行う部署である「方面」を置く）の場合は「安全衛生課」に配置され、安全衛生課のない方面制署では方面に配置され、課制署（小規模の労働基準監督署では「方面」ではなく「監督課」を置き、2課ないし3課制をとる）の場合は「安全衛生課」、「監督・安衛課」又は「労災・安衛課」に配置される。なお、2課制署には、「監督課」と「労災・安衛課」からなる署と、「監督・安衛課」と「労災課」からなる署があり、現在、前者から後者への組織変更が進んでいるようである。

技官が労働基準監督署の安全衛生課長になった場合でも、併せて安全専門官か衛生専門官の発令をする。技官のままでは立入権限がないためである。労働基準監督官が安全衛生課長になっても産業安全専門官や労働衛生専門官の発令はされない。実益がないためである。

ただし、都道府県労働局の健康安全課等に所属する場合は、労働基準監督官であっても産業安全専門官か労働衛生専門官の発令をする（行政職俸給表（一）の三級以上の場合。）。これは、健康安全課内での職務の分担のためだが、人員が少ない都道府県労働局の健康安全課の場合は、安全専門官か衛生専門官のどちらか1名しかいない場合



もある。

技官の採用時点では「厚生労働技官」だが、行政職俸給表(一)の3級以上になると、地方労働局又は労働基準監督署の産業安全専門官又は労働衛生専門官に発令される可能性が出てくる(それまでは、安全係長などの職名である。)

なお、2008年から厚生労働技官の採用が停止され、労働安全衛生分野での専門的知識を有する職員の不足が問題とされている。従前監督署ごとに1名配置されていた技官は、現在では1名の技官を複数の監督署に併任発令している。将来的にはゼロになることが予想される。現在、技官の人数は都道府県労働局基準サイドの全職員の数%程度である。

#### 7.6.2 具体的な職務

産業安全専門官は安全関係の事務（ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則、安衛則の安全関係条文を所管することから、ボイラー、クレーンの検査、足場や機械などの安全関係の法第88条の計画届の審査など）を担当する。

労働衛生専門官は衛生関係の事務（じん肺法、作業環境測定法、有機則、特化則、石綿則、粉じん則、酸欠則、鉛則などの衛生関係規則、安衛則の衛生関係条文を所管することから、じん肺の健康管理区分の決定事務（都道府県労働局のみ）、健康管理手帳の事務（都道府県労働局のみ）、有機則、特化則の適用除外許可、健康診断・ストレスチェック関係事務、局所排気装置・プッシュプル型換気装置などの衛生関係の第88条の計画届の審査など）を担当する。

また、両官とも災害調査に同行すること

もある。

とはいうものの、上記のとおり、実際には、都道府県労働局の健康安全課には産業安全専門官か労働衛生専門官しかいない、労働基準監督署においても産業安全専門官か労働衛生専門官しかいないというのが現状であり、安全専門官・衛生専門官の名称に関係なく「安全衛生」の業務全般を担当しているのが現状である。

法にある「第37条第1項の許可」「第56条第1項の許可」「第57条の4第4項の規定による勧告」、「第57条の5第1項の規定による指示」、「第65条の規定による作業環境測定」は、技術的な事項であるため都道府県労働局については健康安全課の産業安全専門官、労働衛生専門官、厚生労働技官が担当しており、本省では安全課、労働衛生課の厚生労働技官＝産業安全専門官、労働衛生専門官が担当しているようである。

「特別安全衛生改善計画」は、本省健康安全課、労働衛生課の所管なので、両課の産業安全専門官、労働衛生専門官が担当しているようである。

「安全衛生改善計画」（所謂「安特」「衛特」）は都道府県労働局長が作成指示するが、対象事業場の選定と実際の指導は労働基準監督署が行う。

労働基準監督署では、安特・衛特の事業場を担当労働基準監督官（又は各方面）に割り振って1年間監督指導（臨検、是正勧告、使用停止等命令、指導等）をさせる。したがって、各事業場から提出されてくる改善計画及びそれに対する進捗状況の確認等も担当労働基準監督官がすべて担当する。これについては、法条文では産業安全専門官、労働衛生専門官が担当することとされている

が、技官である産業安全専門官、労働衛生専門官が単独で担当することは少ない。これは、技官である産業安全専門官、労働衛生専門官は、立入権限があり「指導」はできても、「監督」（是正勧告、使用停止等命令）ができないためである（同行することはある）。

「届出」は、安衛法第 88 条に基づき届出だが、労働基準監督署の安全衛生主務課所管になっているので、同課所属の産業安全専門官、労働衛生専門官、技官、労働基準監督官が担当する（第 2 項については、本省の産業安全専門官等が審査を行う）。

## 7.7 関連裁判例

受託収賄被告事件（福岡地裁判小倉支部判平 30. 10. 4LEX-DB 文献番号 25449830）は、福岡労働局労働基準部健康課に所属して地方労働衛生専門官の職務に従事していた Y が、自己の本来業務ではない移動式クレーンの製造許可に関し、同部安全課所属の地方産業安全専門官 C へ早急に本件申請を受理して許可決裁を受け、申請会社が速やかに製造許可を受けることができるよう働き掛けるなどして、申請会社に有利な取り計らいをしてもらいたいとの趣旨の請託を受け、額面合計 30 万円の商品券を賄賂として収受した事案において、特定機械等の製造許可の審査等に関する指導・助言をすることは、被告人の本来職務の職務密接関連行為であったとして、「自己の職務に関し請託を受けて賄賂を収受した」と判断した事件である。

### 7.7.1 受託収賄被告事件の判旨

前掲受託収賄被告事件判決は、産業安全専門官と労働衛生専門官の職務を、以下の

ように詳細に述べており、参考になる。

労働安全衛生法により、都道府県労働局には産業安全専門官と労働衛生専門官を置くことが規定されており（同法第 93 条第 1 項）、前記福岡労働局労働基準部の安全課には地方産業安全専門官が、健康課には地方労働衛生専門官が配置されている。

労働安全衛生法、産業安全専門官及び労働衛生専門官規程等によれば、地方労働衛生専門官は、労働安全衛生法第 93 条第 3 項で規定される事務（健康障害を生ずるおそれのある物の製造の許可等、特に専門的知識を有する事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行うこと）等を行うこととされる。

また、地方産業安全専門官は、労働安全衛生法第 93 条第 2 項で規定される事務（移動式クレーン等の特に危険な作業を必要とする機械等として政令で定められた「特定機械等」の製造に関する許可等、特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行うこと）等を行うこととされる。

なお、地方産業安全専門官及び地方労働衛生専門官は、都道府県労働局に置くものにあつては都道府県労働局に勤務する職務の級が三級以上である職員で産業安全又は労働衛生に関する専門的知識を有するものの中から任命するとされている（産業安全専門官及び労働衛生専門官規程 2 条）。実際、安全衛生業務を専門に行っている職

員は、安全課と健康課のどちらかに配置され、両課をまたいで異動することが通常であり、職務経験を積んだ厚生労働技官は、安全課に配属されれば地方産業安全専門官に、健康課に配属されれば地方労働衛生専門官に任命されていた。

#### 7.7.2 判決から汲み取るべき示唆

法令上は、地方産業安全専門官と地方労働衛生専門官が取り扱うことができる職務内容は明確に区別されているが、地方産業安全専門官と地方労働衛生専門官の職務内容は類似し、関連性が強く、安全衛生業務を取り扱うことで共通している。

実際に、労働局の健康課と安全課では受付や審査等において相互に補助連携した事務処理が行われており、「一定の職務経験を積んだ後は、人員配置の都合によって、安全課に配属されれば地方産業安全専門官に、健康課に配属されれば地方労働衛生専門官に任命され得るため、健康課に所属する地方労働衛生専門官であったとしても、法令上の職務に限定されず、地方産業安全専門官が従事する特定機械等の製造許可審査に係る職務についても、一般的職務権限を有しているといえる。

## 8 第94条

### 8.1 条文

**（産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限）**

**第94条 産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条第2項又は第3項の規定による事務を行うため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物**

**件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。**

**2 第91条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。**

### 8.2 趣旨

本条は、産業安全専門官及び労働衛生専門官が、前条の事務を行うために必要な限度における権限について定めたものである。また、立入検査を行う際に必要な措置について規定している。

### 8.3 権限

産業安全専門官及び労働衛生専門官は、前条の事務を行うために必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、事業者、労働者その他の関係者への質問、帳簿、書類その他の物件の検査、作業環境測定の実施又は検査に必要な限度における製品、原材料もしくは器具の無償収去をすることができる（第1項）。

### 8.4 立入検査

産業安全専門官又は労働衛生専門官が、事業場に立ち入り、上記の事項を行う場合、その身分を示す産業安全専門官証票又は労働衛生専門官証票（「専門官規程」第5条、下図参照）を携帯し、関係者から要求のあった場合には、それを提示しなければならない（第2項）。なお、この立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことは言うまでもない。

（第一面）

<b>産業安全専門官証券</b>		
第	号	年 月 日交付
産業安全専門官 労働衛生	氏	名
厚生労働省労働基準局印		

## 9 第95条

### 9.1 条文

#### （労働衛生指導医）

**第95条 都道府県労働局に、労働衛生指導医を置く。**

**2 労働衛生指導医は、第65条第5項又は第66条第4項の規定による指示に関する事務その他労働者の衛生に関する事務に参画する。**

**3 労働衛生指導医は、労働衛生に関し学識経験を有する医師のうちから、厚生労働大臣が任命する。**

**4 労働衛生指導医は、非常勤とする。**

### 9.2 趣旨

本条は、都道府県労働局に、労働衛生指導医を置き、労働衛生の専門医学的な立場から、労働衛生行政の展開に参画させることを定めたものである。その職務は、法第65条第5項が規定する都道府県労働局長の指示による作業環境測定の実施、法第66条第4項が規定する都道府県労働局長の指示による臨時の健康診断の実施について必要な意見を述べることや、作業環境の改善、健康管理の推進など労働者の衛生の確保に必要な

な事項に関し調査や指導を実施することである。

労働衛生指導医は、労働衛生に学識経験を有する医師のうちから、厚生労働大臣が任命する。その任期は2年で、都道府県労働局に勤務する非常勤の国家公務員となる。

### 9.3 沿革

労働衛生指導医については、すでに昭和43年5月に労働衛生指導医規程(昭和43年労働省訓令第4号)により、労働者の衛生環境の改善、職業性疾患の予防その他の労働者の衛生の確保に資するため、都道府県労働局長が必要と認めたものを労働衛生指導医として都道府県労働局に置き、医学上の調査、指導を実施していた。本条は、これを引き継ぎ、法律上の制度とした規定である。

### 9.4 職務

労働衛生指導医の職務は、法第65条第5項及び法第66条第4項の指示に関する事務その他、労働者の衛生に関する事務に参画することである。

例えば、法第66条第4項に関連して、鉛中毒が発生した事業場において、罹患労働者以外の労働者にも鉛中毒の罹患のおそれがあるような場合には、都道府県労働局長は、それらの労働者にも鉛に関する臨時の健康診断を実施するよう事業者に指示することができる。その指示の内容として、①労働者の健康保持のためなど臨時の健康診断の必要性の判断理由、②健康診断の項目、③実施すべき労働者の範囲などを明示することが必要とされるため、このような指示について、その必要があるか否かの判定、指示する必要がある場合には、健康診断の項目、



実施すべき労働者の範囲などを明示して行うこととされているので、その事務には専門的な医学的知識が必要となるため労働衛生指導医を参画させることとなる<sup>91</sup>。

また、この事務のほか、作業環境測定、作業環境の改善、職業性疾病の予防その他労働者の健康確保に資するために必要な事項、例えば新しい原材料、作業方法などに起因する健康障害の発生原因の調査や予防対策の検討、衛生管理特別指導事業場の指導上とくに必要な事項についての検討などが、その職務となる。

#### 9.5 任命

労働衛生指導医の任命にあたっては、大学の教授クラスの医師に委嘱している<sup>92</sup>。

### 10 第96条

#### 10.1 条文

##### （厚生労働大臣等の権限）

**第96条** 厚生労働大臣は、型式検定に合格した型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等に関し労働者の安全と健康を確保するため必要があると認めるときは、その職員をして当該型式検定を受けた者の事業場又は当該型式検定に係る機械等若しくは設備等の所在すると認める場所に立ち入り、関係者に質問させ、又は当該機械等若しくは設備等その他の物件を検査させることができる。

**2** 厚生労働大臣は、コンサルタントの業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてコンサルタントの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務

に関係のある帳簿若しくは書類（その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

**3** 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関（外国登録製造時等検査機関、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関及び外国登録型式検定機関（第123条第1号において「外国登録製造時等検査機関等」という。）を除く。）（以下「登録製造時等検査機関等」という。）の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

**4** 都道府県労働局長は、労働衛生指導医を前条第2項の規定による事務に参画させるため必要があると認めるときは、当該労働衛生指導医をして事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は作業環境測定若しくは健康診断の結果の記録その他の物件を検査させることができる。

**5** 第91条第3項及び第4項の規定は、前各項の規定による立入検査について準用する。

## 10.2 趣旨

本条は、型式検定制度の適正な運用を図り、コンサルタントの業務及び登録製造等検査機関等の業務の適正な運営を確保する為の行政機関職員の立入検査、労働衛生指導医の立入検査等について規定したものである。

厚生労働大臣は、型式検定合格証の効力を失わせること（法第44条の4）、コンサルタントの登録の取消し（法第85条）、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関及び登録型式検定機関の登録の取消し（法第53条、法第53条の3、法第54条、法第54条の2）、指定試験機関の取消し（法第75条の3）等を行いうる権限があり、また、都道府県労働局長には、登録教習機関の取消し（法第77条第3項）等を行いうる権限がある。また、労働衛生指導医は、作業環境測定の指示（法第65条第5項）、臨時の健康診断の指示（法第66条第4項）等の事務に参画するものである。本条は、これらの事務を適正に行うことができるよう規定されたものである<sup>93</sup>。

本条第1項でいう「その職員」とは、型式検定は小型ボイラーや第二種圧力容器など安全関係なので、本省労働基準局安全課の中央産業安全専門官が基本だが、同課の技官も該当する。<sup>94</sup>

## 10.3 内容

### 10.3.1 型式検定合格証の失効に係る調査権限

安衛法は、一定の機械等について、それらを製造・販売を行う者に対して、当該機械について、ユーザーたる個々の事業者の手に渡って使用されるに至った段階において安

全を確保するために、所期段階で必要な措置を講ずべきことを罰則付で義務付けている。

この製造・流通規制が課せられる機械等は、①特に危険な作業を必要とする特定機械等、②特定機械等以外の機械等で、危険もしくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険もしくは健康障害を防止するために使用するもの、③動力により駆動される機械等で、作動部部上の突起物又は動力伝導部分もしくは調速部分に所用の防護措置が施されていないものの3通りに区分されている。

法第42条は、上記②の特定機械以外の機械で一定の機械等については、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を備えたものでなければ、譲渡、貸与又は設置してはならないとしている。

そして、法第42条の対象となる機械等のうち、一定のものを製造し、又は輸入した者は、当該機械等について、所定の規格又は安全装置を具備しているかどうかの確認のため、検定を受けなければならない（法第44条、第44条の2）。この検定には、個別検定と型式検定の二種類がある。

型式検定に合格した機械等が製造・流通段階では安全性を確保していても、ユーザーが個別に使用する際に必要な規格等を具備していないなど法第44条の4所定の場合には、厚生労働大臣は当該機械等についての型式検定合格証の効力を失わせることができる（法第44条の4）。

本条第1項は、厚生労働大臣が型式検定合格証を失効させる前提として、必要と認めた場合、当該型式検定を受けた者の事業場又は当該型式に係る機械等もしくは設備

等の所在すると認める場所に、その職員をして立ち入り、関係者に質問させ、又は当該機械等その他の物件を検査させる権限を与えている。

#### 10.3.2 コンサルタントの登録取消しに係る調査権限

厚生労働大臣はコンサルタントの登録を取消す権限（法第 85 条）を有している。

法第 78 条は、厚生労働大臣は重大な労働災害が発生した場合において、その再発を防止するために必要と認めるとき、事業者に対して、その事業場の安全又は衛生に関する改善計画（特別安全衛生改善計画）を作成、提出することを義務付けている。

厚生労働大臣は、特別安全衛生改善計画の作成、提出を指示した場合、専門的な助言を必要とするとき、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、特別安全衛生改善計画の作成または変更について、これらの者の意見を聴くべきことを勧奨することができる（法第 80 条）。

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントになろうとする者は、厚生労働大臣の行う試験を受け、この試験に合格した者を厚生労働省に備える労働安全衛生コンサルタント名簿又は労働衛生コンサルタント名簿に登録されて、はじめて労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントになる（法第 84 条）。

当該試験に合格したとしても、第 84 条第 2 項所定の欠格事由に該当するものは、登録を受けることができない。また、コンサルタントは、社会的信用を保持することが大切である。そこで、登録を受けた後において

も、コンサルタントが上記の欠格事由に該当することになった場合、又は法第 86 条第 1 項の規定に違反して社会的信用を失う行為をした場合には、厚生労働大臣はその登録を取り消すことができる（法第 85 条）。

本条第 2 項は、この登録取消しの前提として、厚生労働大臣は、その職員をしてコンサルタントの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿もしくは書類を検査させる権限を与えている。

#### 10.3.3 登録製造時等検査機関等への立ち入りなどの権限

厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関（厚生労働大臣の登録を受けて、ボイラーや第一種圧力容器等につき、製造時等検査を行う者）、登録性能検査機関（厚生労働大臣の登録を受けて、ボイラー、第一種圧力容器等につき、定期的に損傷の有無等の状況をチェックして、継続して使用できるかを見極める検査（性能検査）を行う者）、登録個別検定機関（厚生労働大臣の登録を受け、第二種圧力容器、小型ボイラー等につき、労働安全衛生法所定の構造、材料等の要件を満足しているか否かを確認するため、製造時又は輸入時に個々に検定を行う者）及び登録型式検定機関（厚生労働大臣の登録を受け、動力プレス、安全器具等の譲渡、貸与、設置にあたり、機械等の型式ごとに行われる検定を行う者）の登録の取消し（法第 53 条、法第 53 条の 3、法第 54 条及び法第 54 条の 2）、指定試験機関の取消し（法第 75 条の 3）等を行う権限を持ち、また、都道府県労働局長は、登録教習機関（建設機械等の運転・操作や作業主任者となるのに必要と

なる免許又は技能講習に関する学科・実技教育を行うことを目的として都道府県労働局長より登録された機関）の登録の取消し（法第 77 条第 3 項）等を行う権限を持つ。

本条第 3 項は、こうした登録製造時検査機関等の登録取消しの前提として、その職員をして、これら機関等の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係がある帳簿、書類その他の物件を検査させる権限を与えている。

これらの機関は、他の事業場に立ち入って、ボイラー、圧力容器、動力プレスの各検査を行うものであるから、社会的信頼の上に立たなければ、その業務を円滑に実施できないため、行政の関係団体しか指定を受けていない。現状では、妥当であると思われるが、将来的には、信頼性が担保される民間団体に権限を付与することの検討が必要であろう。

#### 10.3.4 労働衛生指導医の立入り権限

労働衛生指導医は、作業環境測定の指示（法第 65 条第 5 項）、臨時の健康診断の指示（法第 66 条第 4 項）等の事務に参画するものである（法第 95 条第 2 項）。

本条第 4 項は、都道府県労働局長に、労働衛生指導医を、これらの事務に参画させるため必要があると認められるときは、当該労働衛生指導医をして事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は作業環境測定もしくは健康診断の結果の記録その他の物件を検査させる権限を与えている<sup>95</sup>。

#### 10.3.5 証票の携帯

上記職員が本条各項に基づき立入検査を行う際には、その身分を示す証票を携帯し、

関係者に提示しなければならない（本条第 5 項）。

#### 10.4 罰則

この規定による強制立入り、検査等は国内に存する事業場、物件等についてのみ認められる。これを拒んだ者等に対しては、罰則の適用がある（第 1 項、第 2 項、第 4 項の阻害行為は 50 万円以下の罰金（法第 120 条第 4 号）、両罰規定（122 条）、第 3 項の阻害行為に対しては 50 万円以下の罰金（法第 121 条第 3 号））。

外国事業者の事業場等の検査等については、第 44 条の 4 第 3 号に規定されており、これを拒んだ者等に対しては、労働大臣は、型式検定合格証を失効させることができる（昭和 58・8・1 基発第 419 号）。

#### 11 第 96 条の 2

##### 11.1 条文

##### （機構による労働災害の原因の調査等の実施）

**第 96 条の 2 厚生労働大臣は、第 93 条第 2 項又は第 3 項の規定による労働災害の原因の調査が行われる場合において、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）に、当該調査を行わせることができる。**

**2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第 94 条第 1 項の規定による立入検査（前項に規定する調査に係るものに限る。）を行わせることができる。**



- 3 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。**
- 4 機構は前項の指示に従って立入検査を行つたときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。**
- 5 第91条第3項及び第4項の規定は、第2項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第3項中「労働基準監督官」とあるのは、「独立行政法人労働者健康安全機構の職員」と読み替えるものとする。**

#### 11.2 趣旨

本条は、厚生労働大臣が必要があると認めるときに、独立行政法人労働者健康安全機構（機構）に対し、労働災害の原因調査、立入検査を行わせることができ、立入検査を行わせたときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならないことを規定したものである。

#### 11.3 沿革

本条は、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」（平成18年3月31日法律第25号）により追加されたものである。

平成17年度まで特定独法であり国家公務員身分を有していたが、平成18年度から特定独法でなくなり国家公務員ではなくなったための措置とされている。

平成28年4月1日に、独立行政法人労働者健康安全機構（以下、「機構」という）は、独立行政法人労働者安全衛生総合研究所

（平成18年4月1日発足、以下「総合研究所」という）と独立行政法人労働者健康福祉機構（昭和24年「財団法人労災協会」として発足）が統合し、①勤労者医療の充実、②勤労者の安全向上、③産業保健の強化を理念として発足した。統合前の総合研究所は、安全衛生に関する専門の研究所であり、厚生労働省傘下にあった産業安全研究所と産業医学総合研究所が母体となっているため、機構は、この分野の高度な専門の技術、知見、ノウハウを継承していることから、国による災害原因調査に参画させたものである。

#### 11.4 機構の目的と組織

機構は、療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対する研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的として設立された（独立行政法人労働者健康安全機構法（以下では「機構法」という）第3条）。

機構は、労働者の健康と安全を守るため、現場ニーズの把握を踏まえた課題研究や行政機関、事業場、学会、災害防止団体との連

携を通じて、労働災害や疾病を減少させるというミッションに統合後も変わりはなく、日本で唯一の労働安全衛生を総合的専門機関として労働安全衛生施策の基礎となる科学的知見を提供するという重要な役割を担っている。

主要な研究としては、①労働者の健康保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等の調査研究、②安全衛生指針の策定のための研究、③労災病院等と連携した、過労死、脊髄損傷、産業中毒等の共同研究などである。

機構法第12条第2項は、安衛法第96条の2第1項の規定による調査及び同条第2項の規定による立入検査を行うと規定している。

平成26年度から5年間を対象とした中期目標のうち、労働災害調査業務に関しては、①安衛法第96条の2に基づく災害調査等の実施について、緊急時も含めた連絡体制の整備、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うこと、②原因調査結果等について、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用・反映を行うこと、③調査実施後、調査内容については、行政における捜査状況、企業の秘密や個人情報保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること、④災害調査の高度化のため、リスク評価・管理手法の開発等に努めること、があげられている。

災害調査等については、機構内の労働災害調査分析センターが災害調査等の対外的・対内的な中核調整機能を担っている。また、災害調査等の進行管理については、研究

員所属の各研究グループ部長及び労働災害調査分析センターが行っている。

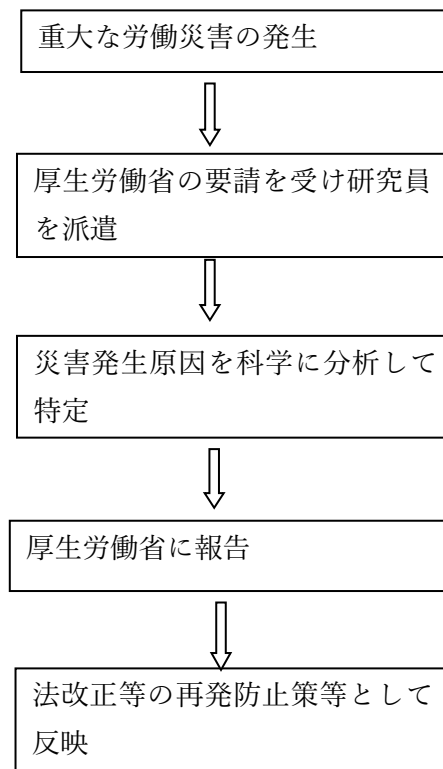
## 11.5 内容

### 11.5.1 機構による労働災害調査

厚生労働大臣は、第93条第2項又は第3項の規定による労働災害の原因の調査が行われる場合において、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、機構に、当該調査を行わせることができる（第1項）。

「当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるとき」とは、高度な専門的知見に基づく災害要因の究明」の必要がある場合であり、労働基準監督官等では難しい事案について調査を行わせている<sup>96</sup>。

機構における本条第1項に基づく災害調査の流れは以下のようなものである<sup>97</sup>。



調査の実績としては、厚生労働省からの依頼に基づき、労働災害に対応した件数は平成 29 年度は新規に 9 件であった<sup>98</sup>。

労働者健康安全機構の労働安全衛生総合研究所は、災害調査実施後、一定の期間が経過し公表が可能となった調査内容については、同種災害の防止に関する視点から、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、研究所のホームページで公表している<sup>99</sup>。

実施件数からも明らかなように、災害調査は、厚生労働大臣の指示が前提となる行政措置ではあるが、強制権限の行使でもあるため、運用は慎重なものとなっている。そのため、災害予防という制度趣旨に叶っていないのではないかとこの疑問が呈されている<sup>100</sup>。

平成 29 年度の調査実施件数は、9 件、調査結果等報告 13 件、鑑定等 12 件、労災保険給付に係る鑑別、鑑定等 7 件、行政機関依頼調査 1 件となっている<sup>101</sup>。

#### 11.5.2 機構職員による立入検査等

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第 94 条第 1 項の規定による立入検査（本条第 1 項に規定する調査に係るものに限る。）を行わせることができる（本条第 2 項）。

また、厚生労働大臣は、機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする（本条第 3 項）。

なお、機構は本条第 3 項の指示に従って立入検査を行ったときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない（本条

第 4 項）。

実際に、厚生労働大臣が機構の職員にどの程度立入検査を行わせているかについては、公表されていないが、ほとんど立入検査はなされていないようである。第 3 回職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会リスク評価ワーキンググループ（令和 2 年 12 月 23 日(水)）での、甲田茂樹委員による以下の発言がある<sup>102</sup>。「今、第 96 条の 2 の話があったのですけれども、ちなみに安全衛生研究所の安全も含めてなのですが、基本的にこの法律を使って入ったことというのは、私は研究所に入って 15 年ぐらいですが、実は 1 回しかないのです。あとは全部、説明と同意の繰り返しで、基本的には資料を送って、最終的に「この現場を改善しますよ」という形で、こうやったらいわゆる「健康障害が出ないでしょう」だとか「ばく露が減りますよ」というようなフォロー付きで入るといった形なので、今言われたことは多分、非常に企業に入るときに重要なことだと思っております。」

#### 12 第 96 条の 3

##### 12.1 条文

###### （機構に対する命令）

**第 96 条の 3 厚生労働大臣は、前条第 1 項に規定する調査に係る業務及び同条第 2 項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、これらの業務に関し必要な命令をすることができる。**

## 12.2 趣旨

厚生労働大臣は、労働災害の原因調査、立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、独立行政法人労働者健康安全機構（機構）に対し、これらの業務に必要な命令をすることができる。

## 12.3 沿革

本条は、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」（平成18年3月31日法律第25号）により追加された。

## 12.4 命令

厚生労働大臣は、法第96条の2第1項に規定する調査に係る業務及び同条第2項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、これらの業務に関し必要な命令をすることができる。

厚生労働大臣が本条に基づき命令することは現実にはあまりないようであるが、厚生労働大臣が機構に行わせるとした第96条の2の災害調査（第1項）の内容に不備があったときや違法な災害調査をしたとき、立入検査（第2項）の際に証票を携帯せず、また関係者に提示しなかったとき（第4項）、大臣が指定した立入検査の場所や指示に従った立入検査をしなかったときなどが考えられる<sup>103</sup>。

## 13 第97条

### 13.1 条文

**（労働者の申告）**

**第97条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する**

**事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるように求めることができる。**

**2 事業者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。**

## 13.2 趣旨

本条は、安衛法又は安衛法に基づき発せられる命令違反の事実について、労働者が労働基準監督官等の行政官庁に申告する権利を有すること（本条第1項）、及び当該申告をした労働者に対する事業者の不利益取扱いが禁止されること（本条第2項）を規定し、労基法第104条の規定と同様に、労働者に労働基準監督機関に対する申告権を保障したものである。

安衛法等に違反した事実がある場合、監督機関が迅速的確に是正することが望ましい。このため、監督機関には臨検をはじめ行政権限が与えられている。しかし、監督の対象となる事業場、労働者の数は膨大であり、監督機関の積極的な監督を待つのみでは実効性が確保しがたい。なお、「平成31年・令和元年労働基準監督年報」によれば、平成31年・令和元年度の適用事業場数は4,120,804事業場、適用労働者数は52,935,178人で、労働基準監督官数は3,013人であった。

本条に定める労働者の申告権は、安衛法の遵守のために、労働基準監督機関による監督だけではなく、労働者からの申告によって監督機関の権限の発動を促すことによって、適正な安全衛生行政の実効性確保の



ために保障されている。そのため、事業者が、本条第 2 項の規定に違反して、労働者に対し、解雇その他の不利益な取り扱いをした場合には、6 か月以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処するという罰則規定を置いている（法第 119 条第 1 号）。

### 13.3 沿革

本条は、労働基準法第 104 条の規定と同じ思想に源を発する。ILO の「労働者保護を目的とする法令及び規則の実施を確保する為の監督制度の組織についての一般原則に関する勧告（第 20 号）」19 条は、「労働者及其の代表者は、其の使用せらるる事業場に於ける欠点又は法令違反に関し監督官に自由に通報する為一切の便宜を与へらるべきこと。此の種の異議は、監督官に依り遅滞なく能ふ限り取調べらるべきこと。並該異議は、監督官に依り絶対に秘密に取扱はるべく且取調を目的とする臨検が異議の接受の結果行はるるものなることを使用者又は其の役員に何等覚知せしむべからざることを緊要とすること。」と規定している。本条はこの勧告の趣旨に沿い、労働者からの異議の通報と迅速な監督の実施及び申告の保障を定めたものである。

本条の元となった労基法第 104 条の規定は、労働者が違反事実を労基署等に申告することができる旨を定めるだけであるが、安衛法制定時に、本条は、労基署等に申告して「是正のため適当な措置をとるように求めることができる」と改め、労基署等が積極的に措置をとることを促している<sup>104</sup>。

### 13.4 申告権の内容

#### 13.4.1 申告の対象事実

本条にいう申告とは、「行政庁に対する一定事実の通告」であり、労働者が違反事実を監督機関に通告することにより、行政上の権限の発動を促すことを目的としている。

申告できる事実は本法及び本法に基づいて発する命令に違反する事実であれば足り、必ずしも安衛法 115 条の 3 から 120 条に定める罰則が科される犯罪を構成する事実である必要はなく、本法各条の構成要件に該当する事実であればよい<sup>105</sup>。

#### 13.4.2 申告の主体

本条に基づく申告ができる主体は「労働者」である。そのため、労働者と同一の事業場で同一の危険物を取り扱う一人親方などの労働者以外の者は、申告することができない。しかし、最高裁は、建設アスベスト神奈川 1 陣訴訟・最判令 3・5・17 において、安衛法第 57 条に定める有害物の警告表示に関して、この規定は労働者以外の者も保護の対象とすると判示しており、安衛法の個々の規定の趣旨・目的に応じて申告権の主体を拡大すべきと解される。

申告の対象は申告を行う労働者自身に関する事実である必要はなく、同じ事業場の他の労働者や他の企業の労働者に関する事実であってもよい<sup>106</sup>。

この「労働者」に退職者が含まれるか明らかではないが、有害物の影響が遅れてしょうじるうことを考えると、健康診断不実施などの申告がある場合には、たとえ退職者であっても申告を受けるべきであろう。

### 13.5 申告と労働基準監督官の監督権限の

## 発動

本条にいう申告は、労働基準監督官の監督権限の発動を促すものであるが、申告を受けた監督機関は、労働者からの申告があったからといって、それに基づく監督や調査の実施が義務付けられるわけではない。

青梅労基署長事件(最三小判昭 57. 4. 27)では、「申告は、労働者が労働基準監督官に対して事業場における同法の違反の事実を通告するものであるが、同法はその申告をしたことを理由に労働者に不利益な取扱をしてはならない旨を定めるのみで、その申告の手続きや申告に対応する労働基準監督官の措置についての別段の規定を設けていないことからして、労働基準監督官の使用者に対する監督権発動の有力な契機をなすものであっても、監督官に対してこれに対応して調査などの措置をとるべき職務上の作為義務まで負わせたものと解することはできない」とした東京高裁判決(昭 56. 3. 26)を正当として是認した。

しかし、すでに本条の沿革において述べたとおり、労基法第 104 条の規定と比較して、本条は、「是正のため適当な措置をとるように求めることができる」としていることに留意が必要である。

この立法の経緯を踏まえると、申告を受けて、労基署等が特定の安全衛生措置を講じるか否かは労働行政の裁量であるとしても、申告内容が労働者の生命・身体・健康に重大な侵害が予想される場合には、当該事実に関する調査を実施する義務を課すものと解するべきである<sup>107</sup>。

しかし、労基法第 104 条に定める申告があった事案であるが、裁判例(八王子労基署長事件・東京地判平 29・5・12 判タ 1474 号

222 頁)は、労働基準監督官は、労働基準法第 104 条第 1 項に基づく申告をした者との関係において、当該申告に対応して調査等の措置をとるべき職務上の作為義務を負うものではないから、申告者は、労働基準監督官による調査等の措置の不適正を理由に、国家賠償請求することはできない、としている。

ただし、中央労働基準監督署長(大島町宿日直許可処分)事件(東京地判平 15. 2. 1 判例時報 1852 号付録判例評論 544 号 195 頁)では、法理論的正当性と共に、申告件数の急増などから労働基準監督官が監督署ごとの監督官の配置人数等によって設定された業務計画を超えた業務量に取り組んでいるということを読み取るべき背景事情として指摘していることに留意が必要である

なお、「平成 31 年・令和元年労働基準監督年報」によれば、平成 31 年・令和元年度の申告受理事業場数は 27,471 事業場(前年度繰り越し分含む)であるのに対して、監督実施事業場数は 19,691 事業場であった。

## 13.6 本条違反の不利益取扱いの効力

本条第 2 項は強行規定であり、これに違反する不利益取扱いは、それが解雇等の法律行為である場合は無効であり、いじめ等の事実行為である場合は不法行為となる。

「不利益取扱い」には、解雇、配転、降格、懲戒などの法律行為のみならず、雇止め、及び人格的利益の侵害等の精神的苦痛を与えることが含まれる<sup>108</sup>。

「申告をしたことを理由として」とは、事業者の報復的意思の存在を指すというべきであり、事業者が労働者がなした申告を認識し、当該労働者に対して報復として不利

益な取扱いを行う場合を指す。こうした使用者の報復的意思の存否は、使用者の単なる表面上の理由にとらわれず、当該不利益取扱いをするに至った経緯、他の労働者との対比等一切の要素を総合的に考慮して判断しなければならない。なお、不利益取扱いをする理由が複数競合している場合には、使用者が当該不利益取扱いをするにあたって、労働者が申告したという事実が決定的な動機となっている場合をいうと解される<sup>109</sup>。

決定的な動機の有無については、労働委員会による不当労働行為判断における決定動機の認定と同様に、間接的な事実から推認することになる。

この点に関する裁判例（太洋鉄板事件・東京地判昭 25. 12. 28）は以下の通りである。

太洋鉄板事件は、労働者 X が就業中に熱傷を負い、その結果身体障害を残存させ、以前のように労働することが出来なくなったこと、勤務先 Y が労働基準法所定の災害補償金を支払っていないことにつき、X が、亀戸労働基準監督署へ申告したところ、同署は補償決定をした。その後、Y は、「職務上の命令に不当に反抗し、職場に秩序を乱し、又は乱そうとしたとき」に当たるとして、X を解雇した。これに対し、X は、本当の解雇理由は、労基法違反の事実を監督署に申告したことにあるとして、当該解雇は労基法第 104 条第 2 項に違反するとして、効力停止の仮処分を申請したものである。

判決は、「本件解雇が亀戸労働基準監督署の災害補償決定がなされた直後に行われたこと」、会社代表取締役が X らに、「会社の機密を外部へ洩らすような者を雇用しておくわけにはいかないという趣旨の発言を

した」ことが疎明されたことを理由として、「総合すれば Y の本件解雇の決定的な理由は X らが、労働基準法に違反する事実を労働基準監督署に申告したことに判断せざるをえない」などとして、本件解雇が労働基準法第 104 条の第 2 項の規定に反するものであり、「これらの解雇の意思表示は無効である」としている。

## 14 第 98 条

### 14.1 条文

#### （使用停止命令等）

**第 98 条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、第 33 条第 1 項又は第 34 条の規定に違反する事実があるときは、その違反した事業者、注文者、機械等貸与者又は建築物貸与者に対し、作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他労働災害を防止するため必要な事項を命ずることができる。**

**2 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を労働者、請負人又は建築物の貸与を受けている者に命ずることができる。**

**3 労働基準監督官は、前 2 項の場合において、労働者に急迫した危険があるときは、これらの項の都道府県労働局長又は労働基準監督署長の権限を即時に行うことができる。**

**4 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、請負契約によつて行われる仕**

**事について第一項の規定による命令をした場合において、必要があると認めるときは、当該仕事の注文者（当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該注文者の請負契約の先次のすべての請負契約の当事者である注文者を含み、当該命令を受けた注文者を除く。）に対し、当該違反する事実に関して、労働災害を防止するため必要な事項について勧告又は要請を行うことができる。**

## 14.2 内容

### 14.2.1 趣旨

本条は、安衛法（上の安全衛生基準）の実効性を広く確保するために、規定に違反する事実がある場合に、行政機関が、違反した事業者、注文者等に対して、作業の全部又は一部の停止、建設物の全部又は一部の使用停止又は変更その他、労働災害を防止するための必要な事項を命ずることができることを規定したものである。

法令違反は通常監督指導を通じて是正措置が図られるが、本条は、労働災害防止を未然に防止するため、違反状態の回復措置が必要急務であると認められる場合に着目して定められた<sup>110</sup>。

その一環として、労働基準監督官が現場に臨んで急迫した危険があると認めるときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長の権限を即時に行使し、使用停止又は変更を命じることができるとしたものである<sup>111</sup>。

### 14.2.2 沿革

工場法は第13条で、工場及び附属建設物又は設備が危害を生じ又は衛生風紀その他公益を害する虞があると認めるとき、労働監督機関は、予防又は除害のため、必要な事項又は使用の停止を命じうることを規定していた。

旧労働基準法も、その趣旨を受け、第55条で、労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舎その他附属建設物若しくは設備または原料若しくは材料が、安全及び衛生に関し定められた基準に反する場合においては、行政官庁は、使用者に対して、その全部又は一部の使用の停止、変更その他必要な事項を命じることができると規定していた。

工場法が工場の新設について監督上必要な事項を規定することがなく、できあがった建設物、附属建設物等又は設備について監督規定を設けるに止まったのに対し、旧労働基準法は、第54条において、それらの新設移転又は変更について必要な監督権限（基準に則して届出させたいうで、必要に応じ、工事を差し止め、使用を停止させること）を定めるとともに、これを補う意味で、工場法第13条と趣旨を同じくする第55条を設けた。それは、たとえ、新設、移転、変更が安全衛生基準に適合し、適法に行われた建設設備等であっても、その後の変化により安全衛生基準に違反する状態に陥ることがあるので、こうした場合に対処するには、使用停止命令等による行政監督が必要だと考えられたからである<sup>112</sup>。

その後、労働安全衛生法が労働基準法から独立分離したときに、旧労基法第55条の趣旨は、現在の第98条に引き継がれた。



### 14.2.3 都道府県労働局長等の使用停止等命令

#### 14.2.3.1 使用停止等命令の発出要件

都道府県労働局長又は労働基準監督署長が、事業者、注文者、機械等貸与者又は建設物貸与者に対して、本条により使用停止等を命ずることができるのは、本条に列挙された条文の規定に違反する事実がある場合である。法第99条による使用停止命令等が、法令違反がない場合であっても、発出できるのとは異なっている。

本条は、次の場合に、都道府県労働局長又は労働基準監督署長が、関係者に対して、作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他、労働災害を防止するため必要な事項を命じることができることを規定している。

- ① 法第20条（機械設備、爆発物等による危険の防止義務）、法第21条（掘削・墜落等による危険の防止義務）、第22条（健康障害防止義務）、第23条（通路等の保全、換気、採光等の必要な措置）、第24条（作業行動について必要な措置）、第25条（危険急迫時の作業中止、退避等）の規定により事業者が講ずべき危害防止のための措置が講じられていない事実がある場合、
- ② 法第25条の2第1項（爆発・火災等による労働者の救護措置）又は第30条の3第1項（特定元方事業者等の講ずべき措置）若しくは第4項の規定により事業者、元方事業者等が講ずべき救護に関する措置が講じられていない事実がある場合、
- ③ 特定事業の仕事を自ら行う注文者（他者に仕事を請け負わせているが、丸投

げせず、自らも仕事を行う者。他者に丸投げする者を含まない点で（特定）元方事業者とは異なる場合があり、他者から仕事を請け負う者も含む点で、発注者とは異なる。ただし、法第31条第1項の措置義務は、第2項によって、最も先次の注文者のみに課されているので、その点では（特定）元方事業者と似ている）で、建設物等を当該仕事を行う場所においてその請負人の労働者に使用させるものが、当該建設物等について、法第31条第1項の規定により当該労働者の労働災害を防止するため講ずべき必要な措置が講じられていない事実がある場合、

- ④ 法第33条第1項の規定により機械等の貸与を受けた事業者の事業場において、機械等貸与者が、当該機械等による労働災害を防止するため講ずべき必要な措置が講じられていない事実がある場合
- ⑤ 法第34条の規定により建築物貸与者が、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため講ずべき必要な措置が講じられていない事実がある場合

前記①から⑤までに記されているような場合には、事業者、元方事業者、注文者、機械等貸与者又は建築物貸与者が法令違反の状態にあることになるが、これをたんに事後的に刑罰権の行使をもって処罰するだけではなく、労働災害を未然に防止するため、危険な法令違反の状態を直ちに解消させようとするものである<sup>113</sup>。

命令の発出は、上記の各規定の定める安全衛生措置の不履行を要件としているが、

安全衛生措置義務がどのような場合に発生するかについては議論がある。

例えば、事業者に対して労働者の墜落防止措置の義務を定めた労働安全衛生法第21条第2項及び安衛則第518条は、高さが2メートル以上という要件以外に墜落により労働者に危険が及ぼすおそれがあることをも要件としているから、具体的な危険の存在を必要としていると解すべきで、具体的に落下場所の様相、高度、当該労働者の年齢、技量等を総合的に判断して墜落により労働者に危険が及ぶおそれがある場合でなければ事業者に安全措置義務が発生しないと主張があり得る<sup>114</sup>。

これに対して、裁判例は、「労働安全衛生法規の定めは、労働災害の危険性をあらかじめ除去し軽減させ又は危険が生じないことを直接の目的として、労働災害の危険そのものを事前に個別定型的にとらえ、これに対する災害防止措置の基準を示して、事業者はその安全措置を講じさせ、もって労働者の安全を確保せんとしていると解すべきであるから、右規則518条にいう墜落により労働者に危険が及ぼすおそれという点についてもその蓋然性まで要求されておらず、その可能性が認められることで足りる」としている（広島簡裁・昭和56年4月9日判例集未公開）。

確かに、安衛法の条文は、安全衛生措置義務の発生について、一定の客観的要件と共に「危険が及ぼすおそれ」などの要件を加えており、当該具体的状況において具体的な危険の存在を立証する必要があるかのように読める。

しかしながら、安衛則の規定は、危険の内容を個別具体的に定めて安全衛生措置の履

行を求めているから、上記裁判例がいうように、労働災害の危険そのものを事前に個別定型的にとらえ、これに対する災害防止措置義務が発生する要件示したものと解すべきであろう。

しかしながら、安衛則の規定に定めた要件を充足する場合のみ安全衛生措置が発生すると考えると、技術革新により新たな危険が発生する現代において、労働災害の防止という観点から、安衛法の適用範囲を不当に狭めることになる。そこで、前回報告書は、「政省令側での定め方に一定の抽象性を持たせ、危険が窺われる場合には、事業者側に安全性の証明責任を課す、専門官による判定を行うなどの手続き面での規定により、要件を個別的に特定していく必要がある」と指摘している<sup>115</sup>。

#### 14.2.3.2 使用停止等命令の内容

使用停止等の処分は、建設物等が安全又は衛生に関する基準に反する場合に、専ら労働災害予防の見地から当該危険性を除去しないし回避するために必要な措置を関係事業者、安衛法第31条の注文者等に命じるものである。

したがって、使用停止命令を発するに当たって個々の事案の具体的な状況と、当該危険性に即して具体的に適切な内容の措置が要請される。

これらの処分の種類（類型）については、本条では作業の停止、建設物等の使用の停止及び変更のほか、その他労働災害を防止するため必要な事項と規定しているが、「その他」の措置として、産業関係者からの聴取からは、危険な場所への立入禁止を命じた例が確認された。

都道府県労働局長等が命じうるのは、「作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他労働災害を防止するため必要な事項」に限られる。

使用停止措置等の処分の具体的内容は、上記法違反の個別具体的状況に応じて様々である。

産業関係者へのヒアリングによると、具体的には、製造業において機械の歯車等の可動部がむき出しになっている場合に当該部分に覆い等を設けるよう命じた例や、建設業において本足場の作業床に手すりが設けられていない場合に労働者の作業を停止した上で手すりを設けるよう命じた例が確認された。

使用停止等命令に際しては、事業者等に対し、「命令の対象物件等」、「違反法令」を記載して違反事実を明示し、違反法令ごとにそれぞれ「命令の内容」及び「命令の期間又は期日」を記載した書面（図7「使用停止等命令書（見本）」を参照されたい）が交付されている。

是正がなされるべき期間・期日までに命令内容が履行されない場合は、送検手続をとることができる。この命令後に、違反状態が是正された場合、事業者は、その旨を報告しなければならない。

#### 14.2.4 労働基準監督官の権限行使

本条第3項は、法令違反の事実があることにより、労働者に急迫した危険があるときは、労働基準監督署官は、自ら使用停止等の権限を即時に行使することができる」と規定している。

都道府県労働局長等の使用停止命令等の権限行使の要件である違法状態は、新設、移転等に際しての机上の審査により判明するものではなく、監督官が現場に臨んで発見する機会が多く、しかも場合によっては事態が急迫し捨て置きがたいこともあるので、労働基準監督官に即時執行権を認めることとされた<sup>116</sup>。

「労働者に急迫した危険があるとき」とは、労働災害の発生の危険が目前に迫っており、放置すれば労働者の生命自体に危害が及ぶことが予想されるような状態、すなわち、第1項又は第2項の規定による都道府県労働局長等の権限行使を待ってられないほど事態が急迫しているような場合をいう<sup>117</sup>。

#### 14.2.5 都道府県労働局長等の権限行使と裁量

労働監督機関は、事業者が本条にもとづき所定の規定に違反するとき、その権限を行使し、使用停止命令等を発する義務を負うのか、議論があるところである。

大東マンガン事件・大阪高判昭60・12・23判例時報1178号27頁は、マンガンの粉じん等が飛散する工程で就業してマンガン中毒等に罹患したのは、事業者による従前からの関連法令違反があり、労働者の生命身体健康が侵される危険を認識し得たのに、臨検、指導勧告等、適切な監督措置を講じなかったことによるとして、国の国家賠償責任を問うた事案について判断した。

判決は、労働基準監督行政は使用者の安全衛生ないし労災防止義務の履行を確実にしめるために行政的監督を行うものであり、監督機関による監督権限は使用者に対

して行使され、労働者に対して行使されるものでなく、監督機関が労働者に対して直接的に責任を負うものでなく、権限の行使も監督機関の裁量に委ねられているとした。

しかしながら、裁判例は、権限行使はすべて都道府県労働局長の裁量に委ねられているわけではなく、「右権限の行使は個別、具体的な事業場につき当該事業場の労働者保護を目的としてなされることに鑑みると、監督機関が具体的事案について右権限の行使・不行使について著しく合理性を欠く場合においては、当該労働者との関係で違法であり、国家賠償責任の生じる場合がないとはいえない。」としたうえで、「上記説示の労働基準監督行政の目的、性質並びに監督機関、使用者及び労働者の関係からして、少なくとも当該事業場につき労働者に対し切迫した重大な危険の発生が予見され、監督機関の監督権限行使以外の方法によつては危険の発生を防止できず、かつ右権限の行使によつて危険の発生を防止することが可能であるのに、監督機関が右権限を行使しなかつた場合にこれを認めるべきであるということができよう。」としている。

こうした国賠法違反に対する判断枠組みは、労働行政の裁量を広く認めたいうえで、権限濫用となる要件をかなり厳格に捉えたものといえる。

#### 14.2.6 注文者に対する勧告又は要請

請負契約によって行われる工事の施工中に本法の規定に違反した事実がある場合、本条第1項による命令をした場合、都道府県労働局長等は、必要であると認めるとき、当該仕事の注文者（当該仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該注文者

の請負契約の先次のすべての請負契約の当事者である注文者を含み、当該命令を受けた注文者を除く。）に対し、当該違反する事実に関して、労働災害を防止するため必要な事項について勧告又は要請を行うことができる。

安衛法は、事業者にとどまらず、危険有害物質の製造者、流通者、注文者等に対してもリスクを最小化するために労災防止の観点から一定の措置義務を課している。こうした考え方は、リスクを創出しかつ容易にリスク管理できる者に対して災害防止の責任を課するという考え（いわゆる「リスク創出者管理責任」）に基づくものと解することができる。本条もこうした考えをふまえたものといえる<sup>118</sup>。

ただし、注文者は労働者に対して直接指揮命令を行うことができないので、本条は、安衛法上問題になるような発注条件を付さないよう留意することなど、労災防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる、と規定した。

昭和63年9月16日基発第601号の1では、発注者等に対する勧告又は要請（第88条第8項（現行では7項）及び第98条第4項）について次のとおり通達されている。すなわち、

- ① 第88条第8項（現行第7項）又は第98条第4項に基づく勧告又は要請は、当該仕事の発注者（第98条第4項の場合にあつては、注文者）が労働安全衛生法違反を惹起させる条件を付していることを理由に行うこととしているものであり、したがって設計図面において同法違反となる事項が明示されている場合等に行うものであること。



② 第 88 条第 8 項の「労働災害の防止に関する事項」及び第 98 条第 4 項の「労働災害を防止するため必要な事項」には、命令に基づく事業者の改善措置が迅速に講ぜられるよう配慮すること、今後、労働安全衛生法違反を惹起させる条件を付さないよう留意すること等があること。

#### 14.2.7 使用停止等命令違反に対する罰則

本条の使用停止等命令を受けたにもかかわらず、なんらの必要な措置をもとらない場合、119 条の罰則が適用される。複数回使用停止等命令をうけたにもかかわらず、必要な措置をなんらとらずに災害が発生したため即時送検された事例がある。

この事例は、安全措置を講じることなく不安全な状態のまま作業者をプレス作業に従事させていたが、は単品の穴あけ加工を行っていた作業員が、左手人差し指を第 1 関節から切断した事例である。プレス機械は旧式のクランクプレスが多く、安全装置も両手操作式と手払い式のものを中心に、安全囲いも設置されていなかった。

同事業場では、過去 5 年間に当該災害を含めて 5 件のプレス災害を発生させており、3 回にわたって使用停止命令を受けていた。労基署は過去の状況からみて悪質であり、このままでは災害の再発する可能性があることから、工場の安全管理の責任者である工場長と、法人 A 社を安衛法違反の疑いで送検した<sup>119</sup>。

### 15 第 99 条

#### 15.1 条文

(使用停止命令等 2)

**第 99 条** 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前条第一項の場合以外の場合において、労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要な限度において、事業者に対し、作業の全部又は一部の一時停止、建設物等の全部又は一部の使用の一時停止その他当該労働災害を防止するため必要な応急の措置を講ずることを命ずることができる。

**2** 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることができる。

#### 15.2 内容

#### 15.3 趣旨

本条は、前条第 1 項の場合以外の場合、すなわち、法令違反が認められない場合又は法令違反の断定ができない場合においても、「労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは」、労働災害を防止するために、事業者に対して、必要な限度で、作業の全部又は一部の一時停止、建築物等の全部又は一部の使用の停止の措置を命じることができる旨を規定している。すなわち、第 98 条の使用停止命令は、法違反を要件として都道府県労働局長又は労基署長が権限を行使できることから、命令を発する要件が限られているのに対して、本条の命令は、労働災害発生の急迫した危険がありかつ緊急の必要があるときという要件があるとはいえ、法違反を要件としていない。

本条に基づく命令は緊急措置命令と呼ばれる。

#### 15.4 沿革

本条に相当する規定としては、1964年に成立した労働災害防止団体等に関する法律（安衛法施行時に「労働災害防止団体法」に改題。以下「災防法」という。）第61条が設けられていた<sup>120</sup>。

旧災防法第61条第1項は、「都道府県労働局長は、労働基準法第55条第1項に規定する場合以外の場合において、労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要な限度において、作業の全部又は一部を一時停止すること、建築物等の全部又は一部の使用を一時停止することその他当該労働災害の発生を防止するため必要な応急の措置を講ずることができる。」と規定していた。

こうした規定を設けた趣旨は、労働災害の防止は、労働者の生命、身体にかかわる重大な問題であることから建築物、設備又は原材料が安全及び衛生に関し定められた労働基準法第55条第1項に反していない場合であっても、「労働災害の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要な限度において」都道府県労働局長が作業停止その他応急の質を講ずることができるようにする点にある<sup>121</sup>。

旧災防法の規定はその後の改正により削除され、安衛法第99条に同じものが規定された。

#### 15.5 緊急措置命令の発出要件

本条に定める「労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは」とは、労働災害の発生の危険が目前に迫っており、放置すれば労働者の生命自体に

危害が及ぶことが予想されるような状態で、かつ、労働災害の発生を防止するための措置を直ちに講じなければならない場合をいう。

急迫の場合とは、具体的には、可燃性のガスが多量に存在し、爆発の危険のある濃度に達しているとき又は達するおそれがあるときなど、生命の急迫した危険がある場合などをいう。

#### 15.6 本条に定める使用停止命令の内容

都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、必要な限度で命令することができる。この場合、都道府県労働局長等が命じうるのは、作業の一時停止等又は建築物等の使用の一時停止その他労働災害を防止するため必要な応急の措置を講じることである。

これは、本条が、労働災害発生の現実の差し迫った危険を取り除き、又は回避することを目的としており、労働災害の防止のための根本的な是正措置については、安衛則その他の規則の定めるところにより実施されるべきだからである<sup>122</sup>。

こうした緊急の必要がある場合の措置命令を「緊急措置命令」といい、「緊急措置命令書」を事業者に交付する。緊急措置命令書については、図8「緊急措置命令書（見本）」を参照されたい。

緊急措置命令の実態を明らかにすることは容易ではないが、雪崩等の自然災害の急迫した危険がある場合に発出された例がある。また、例えば工場で危険有害物質が漏出している場合で、それに隣接する場所に事業場を有する他の事業者に対して避難措置等を命じるときには、通常は当該他の事業者には安衛法違反が認められないことから、

第 98 条ではなく本条による措置を行うことになると考えられる。

#### 15.7 本条の運用の実際

本条に定める緊急措置命令は、法違反がない場合であっても、必要な限度において作業の停止等を命ずるものとされる。その意味では、労働基準監督官の自主的な判断による行使が法令上は認められているが、行使は災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要性があるとき限られ、行使の要件及び行使の内容においても厳しく制限されている。その結果、労働基準監督年報によれば、緊急措置命令の発出件数は少なく、労働行政の関係者によれば、これを行使した実例はほとんど見当たらないのが実態である<sup>123</sup>。

### 16 第 99 条の 2

#### 16.1 条文

##### （講習の指示）

**第 99 条の 2 都道府県労働局長は、労働災害が発生した場合において、その再発を防止するため必要があると認めるときは、当該労働災害に係る事業者に対し、期間を定めて、当該労働災害が発生した事業場の総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、統括安全衛生責任者その他労働災害の防止のための業務に従事する者（次項において「労働災害防止業務従事者」という。）に都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けさせるよう指示することができる。**

**2 前項の規定による指示を受けた事業者は、労働災害防止業務従事者に同項の講習を受けさせなければならない。**

**3 前 2 項に定めるもののほか、講習の科目その他第 1 項の講習について必要な事項は、厚生労働省令で定める。**

#### 16.2 趣旨

本条は、都道府県労働局長が、労働災害が発生した事業場の事業者に対して、その事業場の総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、統括安全衛生責任者その他労働災害の防止のための業務に従事する者（次項において「労働災害防止業務従事者」という）。

このような規定が置かれた理由は、労働災害の発生状況からみて、無災害を長く続ける事業者がある一方で、災害を繰り返して発生させる事業場があり、各事業場の労働災害防止業務従事者の安全意識が十分でないことなど安全衛生管理体制に問題がある場合が多いからである。

#### 16.3 内容

##### 16.3.1 講習の指示

都道府県労働局長は、次のような労働災害発生事業場に対して、期間を定めて、指定する機関（指定講習機関）が行う講習を労働災害防止業務従事者に受講させるよう指示する。

- ①死亡災害発生事業所
- ②重大災害発生事業所
- ③災害多発事業所

事業者は、この指示を受けた場合には、指示された期間内に、事業場の労働災害発防止業務従事者に講習を受けさせなければならない。

らない。また、事業主は、自らが労働災害発防止業務を担当している場合には、事業主が自ら受講することになる。なお、事業主とは、経営主体のことであり、事業者とは、経営主体及びそれと一体の者を含めたものをいう。

講習を修了した者に対しては、指定講習機関が「労働災害防止業務従事者講習修了証」（様式第 10 号）を交付することとされている（登録者令第 70 条第 2 項）。

### 16.3.2 講習の内容

労働災害防止業務従事者に対する講習科目は、次のとおりである（登録省令第 70 条第 2 項）。なお、これらの講習科目については、総括安全衛生管理者、安全管理者、統括安全衛生責任者ごとに、講習科目の範囲と時間が示されている（平成 21 年厚生労働省告示第 143 号）。なお、本講習の趣旨が、労働災害の再発防止にあることより衛生管理者を受講対象者とはしていない。

- ①事業場の安全衛生に関する管理に係る問題点及びその対策
- ②事業場の安全衛生に関する管理の方法
- ③安全衛生関係法令
- ④労働災害の事例及びその防止対策

## 17 第 99 条の 3

### 17.1 条文

**第 99 条の 3 都道府県労働局長は、第 61 条第 1 項の規定により同項に規定する業務に就くことができる者が、当該業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して労働災害を発生させた場合において、その再発を防止するため必要があると認めるとき**

**は、その者に対し、期間を定めて、都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けるよう指示することができる。**

**2 前条第 3 項の規定は、前項の講習について準用する。**

### 17.2 趣旨

本法は、第 61 条第 1 項で、クレーンの運転その他の就業制限業務とその業務に就くことができる資格者を規定しているが、本条では、そうした資格者が、当該業務について、この法律またはこれに基づく命令の規定に違反して労働災害を発生させた場合に、その再発を防止するために、その者に対し、期間を定めて、都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けるよう指示することができることを定めたものである。

### 17.3 内容

#### 17.3.1 講習の指示

都道府県労働局長は、就業制限業務従事者に対して、期間を定めて、都道府県労働局長が指定する機関（指定講習機関）が行う講習を受講させるよう指示する。この指示を受けた就業制限業務従事者は、指示された期間内に指定講習機関が行う講習を受講しなければならない。講習を修了した者に対しては、指定講習機関が「就業制限業務従事者講習修了書」（様式第 11 号）（下図参照）を交付することとされている（登録省令第 83 条第 3 号）。



様式第11号（第84条関係）

就業制限業務従事者講習修了証	
第 号	
(ふりがな) 氏 名	
年 月 日 生	
住 所	
あなたは、労働安全衛生法第99条の3第1項の講習（ ）を修了したことを証します。	
年 月 日	
指定就業制限業務従事者講習機関 代表者 氏 名	

〔備考〕  
様式中（ ）内には、都道府県労働局長から指示を受けた講習の別を記入すること。

### 17.3.2 講習機関の指定

本条第1項の指定は、次の各号に掲げる者の区分に応じて定める同項の講習を行おうとする者（法人に限る。）の申請により行う（登録省令第82条第1項）。すなわち、

- ① 登録省令第26条第6号の業務に就くことができる者（クレーン運転士等に対する講習）
- ② 登録省令第20条第7号の業務に就くことができる者（移動式クレーン運転士等に対する講習）
- ③ 登録省令第20条第12号の業務に就くことができる者（車両系建設機械運転業務従事者に対する講習）
- ④ 登録省令第20条第16号の業務に就くことができる者（玉掛業務従事者に対する講習）

指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、当該者がクレーン運転士等に対する講習、移動式クレーン運転士等に対する講習、車両系建設機械運転業務従事者に対する講習又は玉掛業務従事者に対する講習（「就業制限業務従事者講習」）を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない（登録省令第82条第2項）。

- ① 名称及び住所
- ② 就業制限業務従事者講習の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- ③ クレーン運転士等に対する講習、移動

式クレーン運転士等に対する講習、車両系建設機械運転業務従事者に対する講習又は玉掛業務従事者に対する講習の別

- ④ 就業制限業務従事者講習を開始しようとする年月日

### 17.3.3 講習の内容

就業制限業務従事者に対する講習科目は、次のとおりである（登録省令第83条第1項第3号）。なお、時間が示されている。

- ① 就業制限業務機械等の構造
- ② 就業制限業務機械等に係る安全装置等の機能
- ③ 就業制限業務機械等の保守管理
- ④ 就業制限業務機械等に係る作業の方法
- ⑤ 安全衛生関係法令
- ⑥ 労働働災害の事例及びその防止対策

## 18 第100条

### 18.1 条文

#### （報告等）

**第100条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。**

**2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、登録製造時等検査機関等に対し、**

**必要な事項を報告させることができる。**

**3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。**

## 18.2 趣旨

本条は、厚生労働大臣、都道府県労働局長または労働基準監督署長は、この法律を施行するにあたり必要があるときに、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者またはコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命じることができることを定めている（第1項）。

また、登録時検査機関に対しても、必要な事項を報告させることができる（第2項）。さらに、労働基準監督署長だけでなく、労働基準監督官も、必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができることと規定している（第3項）。

本条に基づく報告は、定型的報告と必要に応じて報告が求められる個別報告（安衛則第98条）に大別され<sup>124</sup>、前者の種類は多岐にわたるが、とりわけ、労働者死傷病報告は、行政機関の災害調査の端緒、引いては、統計データ活用により、労災統計から労災予防への応用が可能<sup>125</sup>であるため、労災防止にとって重要な役割を果たしている。

また、本条に定める報告等には、労働者死傷病報告など事故の結果、健康診断結果などの過去の事実に関する報告にとどまらず、石綿障害予防規則第5条に定める作業届の

ような届出、さらに、有機溶剤中毒予防規則第4条に定める認定の申請書も含む<sup>126</sup>。

なお、労働基準監督官の権限は、本法を施行するに際し必要な行政上の監督指導を行うために認められているものであって、司法警察員としての犯罪捜査を行うために認められているものではないことは言うまでもない。

## 18.3 沿革

工場法では災害（同法施行規則第26条。疾病・負傷・死亡等の届出義務に違反がある場合の処罰規定）及び扶助（同第26条の2）に関する事項のほかは報告義務を規定していなかった。実際上は、工場法が警察によって運用されていた関係から警察命令で各種の報告が要求されていた。

労働基準法の制定によって、法律の運用が労働省に委ねられたため、制定時の労働基準法第110条（現行第104条の2）は、必要があるとき使用者及び労働者に対して報告又は出頭を要求できるとする一般的規定を設けた<sup>127</sup>。

そして、昭和22年の同法施行規則第58条第2号は、事業場又は寄宿舎その他附属施設内における事故が発生したとき、所轄労働基準監督署長に報告することを義務付けている。上記事故としては、例えば、火災又は爆発の事故、一時に3人以上の埋没者、死傷者が発生した崩壊又は落盤の事故、一時に5人以上の死傷者が発生した事故があげられていた。

安衛法が制定されたとき、報告（死傷病報告を含む）を求める行政主体として、厚生労働大臣、都道府県労働局長が加えられ、義務主体も、事業者、労働者とされた。

その後の法改正により、報告の義務主体には、機械等貸与者、建築物貸与者、コンサルタントが加えられた。

## 18.4 報告すべき内容

### 18.4.1 報告すべき事項

本条第1項は「厚生労働省令で定めるところにより」とある通り、安衛則やその他の各種規則で報告すべきものを定めている。

本条第1項で定める報告すべき事項は、安衛則その他規則で届出すべき事項も含まれる。例えば、石綿則第5条では、石綿が吹き付けられているビルなどの建築物の解体作業を行う事業者は、所定様式による届書に当該作業に係る解体等対象建築物等の概要を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないと規定している。これを怠った事業者は、本条違反として罰則の適用がある。実際、石綿則第5条に違反して作業届を提出しなかった事例において、労基署が本条違反を根拠に送検した事例がある。

労働行政は、本条における報告と届出を区別していないように見える。しかし、報告は事故報告にみられるように、生じた事実を事後に報告するものであるが、届出は予め提出させ審査を行うことを想定させる。実際、法第88条が定める計画届は届出の後、審査を行うことを前提にしたものであり、届出の不履行については法第120条第1号により処罰される。令和2年安衛則改正により、石綿の吹き付けられている建築物等の解体作業の一部については法第88条第2項による届出が義務付けられている。報告と届出にはニュアンスの違いがあることを考えると、届出に罰則を適用するためには

別途の規定を設けることも検討すべきであろう。

以下では、報告の義務主体、安衛則その他規則に基づく報告事項を挙げた上で、とくに、重要な報告である事故報告書、選任報告、健康診断結果報告書、労働者死傷病報告について報告義務の内容を詳述する。

#### 18.4.1.1 報告の義務主体

報告の義務主体は事業者（特定元方事業者を含む）、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者、コンサルタント（以上法第100条第1項）、登録製造時等検査機関等（登録性能検査機関、登録型式検定機関、検査業者）である。

以下、安衛則に基づく報告の義務主体毎に主な報告事項をあげる。なお、安衛則に基づく報告事項の詳細及び安衛則以外の報告事項については、18.4.1.2に挙げるものを参照されたい。

#### (1) 事業者が報告すべき場合

事業者が報告すべき場合として、法令は様々な場合を指定している。主な場合は、総括安全衛生管理者を選任した場合（第2条第2項）、安全管理者を選任した場合（第4条第2項）、衛生管理者を選任した場合（第7条第2項）、産業医を選任した場合（第13条第2項）、指定事業場における安全衛生教育計画及び実施計画報告（第40条の3）、常時50人以上の労働者を使用する事業者が、定期的健康診断を行った場合（第52条）、有害物ばく露作業報告（第95条の6）、事故報告書（第96条）、労働者死傷病報告（第97条）、計画届免除認定を受けた事業者に係る実施状況の報告（第87条の7）である。

(2) 登録製造時検査機関が報告すべき場合

本条第2項は、個性労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律の施行に必要な事項について、登録製造時等検査機関等に対し報告させることができる、と規定している。

登録製造時等検査機関等には、登録性能検査機関、登録型式検査機関、検査業者が含まれる。

安衛法第53条の3に定める登録性能検査機関は、性能検査の結果について、当該性能検査を行った月の翌月末日まで、登録性能検査報告書を管轄の労基署長に提出しなければならない（機関則第9条）

安衛法第54条の4に定める登録型式検定機関は、毎事業年度において六ヶ月に1回、その期間内に行った型式検定の結果について、型式検定に合格した機械等に係る申請者の氏名並びに当該型式検定対象機械等の種類、型式、性能、型式検定を行った年月日及び型式検定合格番号などを厚生労働大臣に報告しなければならない（機関則第19条の10）。

(3) 検査業者が報告すべき場合

安衛法第45条第2項の規定により、事業者は、動力により駆動されるプレス機械、フォークリフト等について1年以内毎に1回定期に行われる自主検査を、第54条の3第1項の登録を受けた検査業者に実施させなければならない。当該検査業者は、特定自主検査の業務に関する規程を変更した場合、遅滞なく都道府県労働局長に報告しなければならない（機関則第19条の19）。

(4) その他

その他、指定試験機関、指定コンサルタント試験機関、指定登録機関に対しても所定の報告義務を課している。

18.4.1.2 安衛則その他規則に基づく報告事項

事業者等から報告を求める旨の定めは安衛則のほか各種規則に多数存在する。具体的には、下記のとおりである。以下、安衛則その他各種の規則ごとに報告すべき事項を記述する。

(ア) 安衛則が報告義務を定めるものとして、大きくは、安全衛生管理体制の整備に関する報告、健康診断等の結果の報告、事故報告に分かれる。

まず、安全管理体制整備に関するものとしては、総括安全衛生管理者の選任（第2条）、安全管理者の選任（第4条）、衛生管理者の選任（第7条）、産業医等の選任（第13条）、指定事業場における安全衛生教育の計画及び実施結果報告（安全衛生教育実施結果報告書）（第40条の3）、計画届免除認定を受けた事業者による安全衛生管理の実施状況等の報告（第87条の7）がある。

次に、健康診断等の結果報告として、健康診断結果報告（第52条）、心理的負担の程度の検査及び面接指導結果の報告（第52条の21）がある。

さらに、事故報告等には、有害物ばく露作業報告（第95条の6）、事故報告（第96条）、労働者死傷病報告（第97条）、報告・出頭命令の通知事項（第98条）（厚労大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長が、



事業者、労働者、機械等貸与者又は建築物貸与者に対して報告させ、又は出頭を命じるときに行政側に通知する事項をいう）がある。

（イ）ボイラー則に定める報告には、ボイラー設置・変更に関係するとしては、ボイラーの製造許可条件（設備又は工作責任者）の変更報告（第4条）、安衛法第88条第1項に基づくボイラー設置届（第10条）、移動式ボイラーの設置報告（第11条）がある。

使用停止については、ボイラー使用休止報告（休止廃止報告書）（第45条）、第一種圧力容器の製造許可条件（設備又は工作責任者）の変更報告（第50条）、第一種圧力容器の使用休止報告（休止廃止報告書）（第80条）、小型ボイラーの設置報告（第91条）などがある。

（ウ）クレーン則に定める報告としては、クレーン等設置・変更に関するもの、クレーン使用中止等にかんするものに分かれる。

クレーン等設置・変更に関する報告事項としては、検査設備等の変更報告（第4条）、クレーン設置報告（第11条）、移動式クレーンの製造許可条件（設備等）の変更報告（第48条）、移動式クレーン設置報告（第61条）、デリックの製造許可条件（設備等）の変更報告（第95条）、デリック設置報告（第101条）、エレベーターの製造許可条件（設備等）の変更報告（第139条）、エレベーター設置報告（第145条）、建設用リフトの製造許可条件（設備等）の変更報告（第173条）、簡易リフト設置報告（第202条）などがある。

休止届については、クレーン使用休止報

告（休止・廃止報告書）（第48条）、移動式クレーン使用休止報告（第89条）、デリック使用休止報告（休止・廃止報告書）（第133条）、エレベーター使用休止報告（休止・廃止報告書）（第167条）がある。

（エ）ゴンドラ則に定める報告には、ゴンドラの製造許可条件（設備等）の変更報告（第3条）、ゴンドラ使用休止報告（休止・廃止報告書）（第32条）などがある。

（オ）有機則に定める報告には、有機溶剤等健康診断結果報告（第30条の3）などがある。

（カ）鉛則に定める報告には、鉛健康診断結果報告書（第55条）などがある。

（キ）四アルキル則に定める報告には、健康診断結果報告書（第24条）などがある。

（ク）特化則に定める報告には、特定化学物質障害予防規則一部適用除外認定申請書（第6条）、発散防止抑制措置特例実施許可申請書（第6条の3）、特定化学物質健康診断個人票（第40条）、健康診断結果報告（第41条）、製造等禁止物質製造・輸入・使用許可申請書（第46条）、特定化学物質製造許可申請書（第49条）、特別管理物質等関係記録等報告書（第53条）などがある。

（ケ）高圧則に定める報告には、健康診断結果報告（第40条）がある。

（コ）電離則に定める報告には、東電福島原発事故で生じた放射線物質で汚染された物等の事故由来廃棄物等（除染則第2条・事

故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン)の処分の業務に係る作業の届出(第41条の14)、事故に関する報告(第43条)、診察結果報告(第44条)、健康診断結果報告(緊急時電離放射線健康診断結果報告書)(第58条)などがある。

(サ)除染電離則に定める報告には、作業の届出(第10条)、診察結果報告(第11条)、健康診断結果報告(第24条)などがある。

(シ)酸欠則に定める報告には、事故等の報告(第29条)がある。

(ス)粉じん則に定める報告には、粉じん濃度測定結果摘要書(第26条)がある。

(セ)石綿則に定める報告には、作業の届出(第5条)、健康診断結果報告(第43条)、石綿関係記録等報告書(第49条)がある。

(ソ)コンサルタント則に定める報告には、コンサルタント業務継続が困難になった場合の報告(第19条)、安衛法の施行上の必要がある場合の報告・出頭の命令(第21条)がある。

(タ)登録省令に定める報告には、性能検査結果報告(第9条)、型式検定結果報告(第19条の10)、業務規程変更報告(第19条の19)、特定自主検査実施状況報告(第19条の21)、免許試験結果報告(第19条の34)、コンサルタント試験の結果の報告

(第35条)、登録状況の報告(第47条)、不正登録者の報告(第45)などがある。

#### 18.4.2 事故報告

事業者は、労働者が負傷しなくても、事業場の火災など事故が発生したときは、遅滞なく、事故報告書(様式第22号)を所轄労働基準監督署長に届出なければならない(安衛則第96条)。この場合、人災の有無は問わない。事業者への報告義務は、労働行政が的確に監督指導を行うための事実を収集することを目的としている。

事故報告をしなければならない場合とは以下の場合である。

(1) 事業場又はその付属建築物内で次の事故が発生したとき、すなわち、

- ① 火災又は爆発の事故
- ② 遠心機械、研削といしその他の高速回転体の破壊の事故(遠心機械とは、材料を容器に入れ、高速で容器を回転させることにより材料を混ぜたり、分離する機械をいう。)
- ③ 機械集材装置(1.4.2.2参照)、巻上げ機、索道の鎖又は索の切断の事故(索道とは、空中に渡したロープに吊り下げた輸送用機器に人や貨物を乗せ、輸送を行う交通機関である。ロープウェイ、ゴンドラリフト、スキー場などのリフトなどが索道に含まれる。)
- ④ 建設物、付属建設物、機械集材装置、煙突、高架そう等の破壊の事故(高架そう(高架水槽)とは、道路に埋設されている水道の本管と、各家庭の止水栓とを直接に結ばずに、屋上など

の高所で貯水するためのタンクをいう<sup>128</sup>。)

- (2) 安衛令第 1 条第 3 号のボイラー（小型ボイラーを除く）の破裂、煙道ガスの爆発又はこれらに準ずる事故が発生したとき、
- (3) 小型ボイラー、安衛令第 1 条第 5 号の第一種圧力容器及び同第 7 号の第二種圧力容器の破裂の事故が発生したとき、
- (4) クレーン（つり上げ荷重が 0.5 未満のものを除く）の次の事故が発生したとき、すなわち、
  - ① 逸走、転倒、落下又はジブの折損
  - ② ワイヤロープ又はつりチェーンの切断

【つりチェーン<sup>129</sup>】



- (5) 移動式クレーン（つり上げ荷重が 0.5 未満のものを除く）の次の事故が発生したとき、すなわち、
  - ① 転倒、倒壊又はジブの折損
  - ② ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
- (6) デリック（つり上げ荷重が 0.5 未満のものを除く）の次の事故が発生したとき、
  - ① 倒壊又はブームの折損
  - ② ワイヤロープの切断

- (7) エレベーター（積載荷重が 0.25 未満のものを除く）の次の事故が発生したとき、
  - ① 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落
  - ② ワイヤロープの切断、
- (8) 建設用リフト（積載荷重が 0.25 未満のものを除く）の次の事故が発生したとき、
  - ① 昇降機等の倒壊または搬器の墜落
  - ② ワイヤロープの切断
- (9) 簡易リフト（積載荷重が 0.25 未満のものを除く）の次の事故が発生したとき、
  - ① 搬器の墜落
  - ② ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
- (10) ゴンドラの次の事故が発生したとき、
  - ① 逸走、転倒、落下又はアームの折損
  - ② ワイヤロープの切断

電離則第 43 条では、放射線漏れ事故、被ばく限度以上の被ばく、誤って放射性物質の吸入・経口摂取、洗身等によっても放射線汚染を基準以下にできない及び傷創部放射線汚染等、これらの場合に実施した緊急診察で放射線障害若しくはその疑いがある場合に、任意様式で報告書を速やかに所轄労働基準監督署長に届出なければならないとしている。

#### 18.4.3 選任報告

事業者は以下の者を選任したとき遅滞なく報告しなければならない。

総括安全衛生管理者（安衛則第 2 条）、安全管理者（安衛則第 4 条）、衛生管理者（安衛則第 7 条）及び産業医の選任（安衛

則第 13 条) はその選任すべき日から 14 日以内に選任し、遅滞なく所轄の労働基準監督署へ報告する必要がある。

なお、安全管理者及び衛生管理者の選任が義務づけられていない中小規模事業場については、安全衛生水準の向上を図るため、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場では、安全衛生推進者を選任し、労働者の安全や健康確保などに係わる業務を担当させなければならない(安衛則第 12 条の 2) (安全管理者の選任対象外の業種では安全衛生推進者に代わり衛生推進者を選任し、衛生にかかる業務を担当させる)<sup>130</sup>。

この場合、安全衛生推進者及び衛生推進者についての届出は不要であるが氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない(安衛則第 12 条の 4)。

厚生労働省では、労働安全衛生法関係の届出等の帳票印刷に係る入力支援サービスを進めており、インターネット申請にまで至っていないが、上記の 4 つの報告は、帳票への入力データの保存により、次回届出の際の効率化を図っている。

#### 18. 4. 4 健康診断結果報告

##### 18. 4. 4. 1 一般定期健康診断

安衛法では、健康診断のうち、一般の定期健康診断(法第 66 条第 1 項、安衛則第 44 条)、特定業務従事者健康診断(安衛則第 45 条)、定期の歯科医師による健康診断(安衛則第 48 条)を実施した常時 50 人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断の対象労働者数、各項目別の受診者数と有所見者数を記載し、遅滞なく労働基準監督署長へ報告しなければならない(法第 100 条第 1

項、安衛則第 52 条)。

一般健康診断は、一般的な健康の確保を図ることを目的として事業者による実施義務を課したものであり、業務遂行との関連において行われるものではないので、その受診のために要した時間は、事業者の負担とすべきものではなく、労使協議して定めるべきものであるが、労働者の健康の確保は、事業の円滑な運営の不可欠な条件であることを考えると、その受診要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましい(昭和 47・9・18 基発第 602 号)。

なお、法第 66 条第 1 項の健康診断についての結果報告書は、安衛法制定当時、産業医制度がなかなか定着しなかったため、1978(昭和 53)年の安衛則の改正より、その定着の促進を図ることを目的として、届出様式において産業医の署名又は記名・押印が必要であるとしていたが<sup>131</sup>、2020 年 8 月 28 日厚生労働省令第 154 号(官報号外第 178 号) 3 条により、様式第 6 号(表面)産業医の欄中「印」及び同様式(裏面)備考中『「産業医の氏名」の欄及び』を削除し、記名だけでもよいことに変更された<sup>132</sup>。

##### 18. 4. 4. 2 特殊健康診断結果報告

特殊健康診断とは、有害業務に従事する労働者、または、従事していた労働者に行う医師による健康診断(法第 66 条第 2 項)及び有害業務に従事する労働者に従事する労働者に行う歯科医師による健康診断(同条第 3 項)のことをいうが、じん肺法に規定されたじん肺健康診断(じん肺法第 3 条)、通達に基づき行政指導として勧奨される重量物取扱作業、VDT 作業等 29 業務の健康診断もこれに含まれる。詳細は以下の通りで



ある。

- ① 特定化学物質健康診断結果報告（特化則第 41 条）
- ② 有機溶剤等健康診断結果報告（有機則第 30 条の 3）
- ③ 鉛健康診断結果報告（鉛規則第 55 条）
- ④ 四アルキル鉛健康診断結果報告（四アルキル則第 24 条）
- ⑤ 高気圧業務健康診断結果報告（高気圧則第 40 条）
- ⑥ 電離放射線健康診断結果報告（電離則第 58 条）
- ⑦ 除染等電離放射線健康診断結果報告（除染則第 24 条）
- ⑧ 石綿健康診断結果報告（石綿則第 43 条）
- ⑨ 歯科特殊健康診断（安衛則第 52 条）【歯科検診については 50 人以上事業場について定期健康診断結果報告（様式第 6 号）に含めて報告する義務を課している。】
- ⑩ 指導勸奨による特殊健康診断結果報告など（例えば、VDT 作業に従事する労働者の健康診断平成 14 年 4 月 5 日基発第 0405001 号、騒音作業健康診断平成 4 年 10 月 1 日基発第 546 号、振動業務健康診断昭和 45 年 2 月 28 日基発第 134 号 昭和 49 年 1 月 28 日基発第 45 号 昭和 50 年 10 月 20 日基発第 609 号 昭和 50 年 10 月 20 日基発第 610 号。）

特殊健康診断は、原則として、雇入れ時、配置替えの際及び 6 か月以内ごとに 1 回実施することが事業者には義務づけられている。一般健康診断が、全ての疾病や健康障害を対象とするに対し、特殊健康診断は、ある特定の健康障害を対象とするという違いがある。

特殊健康診断は、事業の遂行に絡んで実施する性格のものであり、所定労働時間内に行われるのを原則とする。また、特殊健康診断の実施に要する時間は労働時間と解される（昭和 47・9・18 基発第 602 号）。

健康診断の結果報告は、上記の通り規則で義務づけられている。事業者は、事業場の規模にかかわらず 1 人でも健康診断を実施すれば労働基準監督署長へ報告する義務があり、省令でその様式が定められている。

なお、特殊健康診断と混同しやすい「特定健康診査」は、40 歳から 74 歳までの公的医療保険加入者等を対象としたメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防と改善を目的とした保健制度であるため区別しなければならない（高齢者の医療の確保に関する法律第 18 条、国民健康保険法第 82 条）。

なお、じん肺の健康管理については、じん肺法施行規則第 37 条第 1 項により、じん肺健康診断の実施の有無に関わらず、粉じん作業従事者数、じん肺健康診断の実施状況（実施の有無を含む。）、じん肺に罹った者に対する就業上の措置その他のじん肺健康管理全般について、毎年、じん肺健康管理実施状況報告として所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出することとされている。

#### 18.4.5 労働者死傷病報告

##### 18.4.5.1 労働者死傷病報告の方法と目的

毎年、多くの死傷者を含む労災事故が新聞等で報道されている。詳しい内容は、中央労働災害防止協会「安全衛生情報センター」のサイト「写真で見る労働災害ニュース」で見ることができ

（<https://www.jaish.gr.jp/syasin/ansy00.htm>）。

事業者は、安衛則第 97 条第 1 項の規定により、①労働者が 4 日以上休業した場合に、死傷病報告の提出を義務付け、②休業が 3 日以内であるときは、同条第 2 項により、四半期ごとにまとめて、各期間の最後の月の翌月の末日までに、死傷病報告を提出することを義務付けている。労働基準監督署長は、これにより労働災害の発生状況を把握し、必要に応じて、労働災害が発生した事業場に対して再発防止のための監督指導等を行っている。

また、このように労働基準監督署に提出された労働者死傷病報告の情報は、その中で労働災害に係るもの全てを計上し、厚生労働省において把握した全ての労働災害として、年ごとにその統計データを公表し、かつその統計データを元に厚生労働省は労働災害防止に係る種々な施策や法令改正等各種の施策を検討し、また、その施策の効果を判断するのであり、当該情報は厚生労働省における労働安全衛生行政の根幹をなすものである。そのため、死傷病報告を怠ったり、虚偽の報告をした場合には、いわゆる「労災隠し」となり、50 万円以下の罰金に処せられる（法第 120 条第 5 号）。

#### 18.4.5.2 派遣先事業者の死傷病報告

従来から、派遣事業では、派遣元事業者及び派遣先事業者の双方に死傷病報告の提出義務が課せられ、派遣先事業者は、死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出するとともに、派遣元事業者が所轄監督署長へ労働者死傷病報告を提出するために、その写しを派遣元事業者に送付することが必要であ

るとされていたが（労働者派遣法第 45 条第 15 項、安衛則第 97 条に基づく労働者死傷病報告の様式、労働者派遣法施行規則第 42 条）、派遣先事業者から、死傷病報告が提出されないことが少なくなかった。

そこで、派遣元の事業者から提出のあった労働者死傷病報告により、派遣先の事業者からの労働者死傷病報告の提出状況を確認できるようにするため、安衛則様式 23 号を改定し、派遣元事業者が「派遣先の事業場の郵便番号」を記入する欄と提出を受けた労働基準監督署の職員が派遣先事業所の労働保険番号を記入する欄が設けられた（平成 22 年 1 月 25 日基発 0125 第 1 号）。

#### 18.4.5.3 外国人労働者の死傷病報告

外国人労働者の労働災害については、2019（平成 31）年に、死傷病報告の様式を改正し、当該外国人労働者（特別永住者、在留資格「公用」・「外交」の者を除く）の「国籍・地域」、「在留資格」を記入する欄を設けるとともに、職員記入欄、備考欄を加えた。これは、外国人労働者数の増加を踏まえ、外国人の労働災害の正確な把握するためである。

#### 18.4.5.4 労働者死傷病報告の提出要件

労働者死傷病報告の提出の要件については、安衛則第 97 条第 1 項が定めている。これによれば、事業者は、「労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき」遅滞なく報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない、と規定している。

安衛則第 97 条第 1 項が「労働災害その

他」と規定しているように、提出義務は労働災害の場合のみに限定されていない。例えば、仕出し弁当によって労働者が食中毒になった場合のように、通常業務との相当因果関係がないと思われる場合でも、事業場内もしくはその附属建設物内での急性中毒により休業したときは、労働者死傷病報告を提出しなければならない。これは、その災害が労働災害に該当するか否かはある程度調査しないと判明しない場合があり、労働災害に限定してしまうと、報告までに相当の期間を要するおそれがあるからである。

「遅滞なく」とは、どの程度の時間的間隔を指すのであろうか。一般的には、「遅滞なく」は「速やかに」「直ちに」と同様、時間的即時性を意味するが、義務付けられた行為の性質により報告すべき内容に違いがあり、一概に確定日数で定めることは困難である。

安衛法令には、「遅滞なく」の他に「速やかに」（安衛則第14条の2第2項第2号）「直ちに」（安衛則第6条、同第11条）という類似の用語が用いられている。また、確定日数を用いて報告期間を指定する条文もある（例えば、安衛則第4条は、安全管理者は選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任すべきことを定めている）。

これら「遅滞なく」「速やかに」「直ちに」という用語の違いはどこにあるか。銃刀法違反に関する裁判例であるが、被告側が旧銃刀法17条1項の「すみやかに」という用語は不明確であり、その条文そのものが無効であると主張したのに対して、大阪高判昭和37年12月10日は、「すみやかに」は、「直ちに」「遅滞なく」という用語とともに時間的即時性を表わすものとして用い

られるが、これらは区別して用いられており、その即時性は、最も強いものが「直ちに」であり、ついで「すみやかに」、さらに「遅滞なく」の順に弱まっており、「遅滞なく」は正当な又は合理的な理由による遅滞は許容されるものと解される<sup>133</sup>。

これをふまえると、「遅滞なく」は正当な又は合理的な理由による遅滞は許される場合を除いて速やかに報告すると解するのが相当といえる。そうだとしても、実務的には報告のための猶予期間がどの程度かの目安が必要であろう。監督実務においては提出時期の「遅滞なく」は、災害発生から概ね一箇月以内を目安としているようである。例えば、心理的負荷の検査結果の報告義務を課している安衛則52条の16第1項に定める「遅滞なく」に関して、行政は、概ね1カ月以内と解している（平成27年5月1日基発0501号第3号）<sup>134</sup>。

負傷、窒息及び急性中毒以外の傷病については、労働災害のときのみ労働者死傷病報告の提出義務が生じる。この場合、精神疾患、有機溶剤中毒、腰痛など直ちに労働災害と判然としないが休業した場合の労働者死傷病報告の要否及び提出時期が問題となる。

行政実務を知る関係者によれば、一般に、労働災害のうち健康障害は、原因を完全に特定するのが医学的に難しい場合があり、労働基準監督署長は、労災保険業務において業務上外（労災補償給付等の支給・不支給）を決定しているが、その決定は、保険給付上のものであり、労災請求に係る健康障害が真に労働災害であるかどうかを必ずしも意味しない。疾病の種類によっては業務との因果関係が比較的分かりやすい場合も

あるが、そうでないものも多く、特に精神障害、脳・心臓疾患等の作業関連疾患については、厚労省で定められた基準に基づいて業務上外が決定されるとしても、それは業務に起因したことが一定の確度で推定されたことを意味するのであって、具体的原因が証明できたとまでは言えない場合もある。しかしながら、そのような場合であっても、一般に、労災支給基準に該当する健康障害は労働災害と推定されるのであるから、実務上は、労働者死傷病報告の提出を求めているとのことであった。

一般に、労働者の傷病の原因が不明の場合であっても、労働災害が疑われる場合、事業者は傷病の原因を調べることとなる。しかし、調査にもかかわらず原因不明の場合はどうなるのだろうか。安衛則第 97 条は原因不明の場合を特段想定していないので、事実上安衛則第 97 条を適用できず、また労基署側としても事業者に対して原因不明の傷病につき労働者死傷病報告の提出を求めことはできないだろう。実務上は、「念のため」提出する事業者も多く、その場合は労基署はこれを受領した上で、労災の認定状況等を踏まえた上で労働災害統計への反映の可否を判断することになる。

また、事業者側の実際をみると、労災申請（休業補償給付申請）の際に死傷病報告を提出することがあるようである。休業補償給付請求書には、死傷病報告の提出年月日を記入する欄があり、これにより「休業補償給付請求をしているのに死傷病報告の提出漏れがある」というパターンはかなり少なくなっている。保険給付が絡むので、死傷病報告の提出よりも、労災請求のほうが、“忘れずに”行われることが多い。そもそも、休

業補償給付請求書の当該欄を見て死傷病報告義務を知り、報告に至るというケースも少なくない。しかし、労災請求と死傷病報告は基本的には連動していない。例えば休業補償を全額会社負担でやる場合は労災請求がなされないので、その場合は、死傷病報告を知らない事業者はついにし舞いになる可能性がある。

また、細かいことだが、死傷病報告は休業 1 日でも義務が生じるが、休業補償給付は 4 日目からしか支給されないので、そのズレもある。更に、休業日数の数え方も異なり、死傷病報告ではマル 1 日休んだ日数を、休業補償では所定労働時間の全部又は一部を休業した日数を数える。

#### 18. 4. 5. 5 死傷病報告の未提出と労災隠し

労災隠しとは、安衛則第 97 条に該当するものであることを認識しているにも拘らず第 100 条第 1 項または第 3 項の規定による報告を提出しないこと、又は虚偽の内容を報告した場合をいう（第 120 条第 5 号）。平成 3 年 12 月 5 日基発 687 号によれば、「労働災害の発生に関し、その発生事実を隠蔽するため故意に労働者死傷病報告書を提出しないもの及び虚偽の内容を記載して提出するもの」を労災隠しと定義している。

労働者死傷病報告の違反で多いのは、次のようなケースである。

##### ① 災害発生現場の虚偽

建設現場の場合、下請の労働者の事故についても元請の労災保険が適用されるため、下請会社で労災が発生した場合に、当該下請会社が元請からの追及を恐れ、自社が施工する他の現場や、自社の資材倉庫での事故と偽ること（労災保険も、そ



それぞれの現場の保険を使うなど。)

また、元請け自身が、元請の労災保険を使用したくないがために、これを教唆することもある。

### ② 災害の内容の虚偽

法違反がないように事実と異なる事故とすること(例:足場から物が落ちて足を負傷したのを、労働者自身が持っていた物を落として足を負傷したことにするなど。)

### ③ 報告書を提出しないこと。

提出すると安衛法違反が監督署に知られるため提出しない(治療費は健康保険で処理するか、会社の費用で支払うなど。)

この他、労災隠しが行われる動機としては、①労災保険のメリット制による保険料の増額、②刑事責任追及からの回避、③作業責任者、監督者の勤務評価の低下、などが挙げられている<sup>135</sup>。

こうした状況下にあつて、労働安全衛生法令別違反件数(令和元年6月1日～令和2年5月29日)を見ると、全件数333件中、労働者死傷病報告義務違反は49件で、2位の作業床の端部等覆いの違反36件を大きく上回っている。これは、行政の労災隠しは許さないという積極的な姿勢の現れでもあろう。

労災隠しの実際を送検事例から紹介したい。

鉄筋コンクリート造りの新築ビル工事現場で、2階天井梁部分のコンクリート型枠の組み立て作業中に、作業床上でバランスを崩した型枠工Xが約1メートル下のコンクリート床に転落し、左足のかかとを骨折した事例である。

Xは同工事の2次下請け会社A社に所属する作業員で、本来ならXの被災について、A社は現場を所轄する労基署に「労働者死傷病報告」を遅滞なく提出しなければならない。しかし、A社に直接仕事を発注したB社(1次下請)の専務は、「労災として労基署に報告すると、元請け(総合工事業者)に迷惑をかけ、また、今後の営業活動にも支障が生ずる」などの理由から、元請けの現場総合所長らと共謀し、死傷病報告を提出しなかった。

XはB社から治療費と休業補償費を渡されていたが、不自由な状態での生活が困難であったために、家族のいる故郷で療養を行うこととしたが、B社から今後も治療・休業補償の費用が支給されるかどうか不安を抱いたXは、B社に労災扱いにして欲しいと相談した。しかし、B社からは「元請けと相談しなければ即答できない」との回答しかなく、途方に暮れたXが労基署に駆け込み、事件が発覚した。

その結果、B社専務と元請け総合所長、Xを雇用するA社社長3人が共謀して労働者死傷病報告の提出を怠った(労災隠し)として、A社と同社社長を安衛法第100条第1項、安衛則第97条第1項違反の容疑で、また、B社専務と元請け総合所長が、同法第100条第1項、同規則第97条第1項並びに刑法第60条(共同正犯)違反の疑いで送検した<sup>136</sup>。

#### 18.4.6 特定元方事業者の報告義務

特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の同一場所で行われるときは、以下のことを当該作業開始後、遅滞なく、管轄労働基準監督署長に報告しなければならない

とされている（安衛則第 664 条）。

- ① 事業の種類並びに当該事業場の名称及び所在地、
- ② 関係請負人の事業の種類並びに当該事業場の名称及び所在地、
- ③ 安衛法上の統括安全責任者の選任義務がある場合は、その旨及びその者の氏名、
- ④ 同じく、安全衛生責任者の選任義務がある場合は、その旨及びその者の氏名、
- ⑤ 同じく店社安全管理者の選任義務がある場合は、その旨及びその者の氏名。

なお、この規定は、法第 30 条第 2 項によって指名された事業者にも準用される（同条第 2 項）。

#### 18.4.7 届出の電子申請

現在、労働安全衛生法関係の届出・申請帳票印刷に係る入力支援サービスが進められており、①労働者死傷病報告、②定期健康診断結果報告書、③心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告書、④総括安全衛生管理者（安衛則第 2 条）、安全管理者（安衛則第 4 条）、衛生管理者（安衛則第 7 条）及び産業医の選任（安衛則第 13 条）について行われている。現状では、届出データの保存により、共通部分や次回入力の省略にとどまっている。

#### 18.4.8 安衛法関係法令の押印手続きの見直し

安衛法関係の届出書類等の作成においては、従来、様式に押印を求めていたが、「押印見直しガイドライン」（平成 9 年 7 月 3 日事務次官等会議申合せ）に基づき、平成 11 年に労働省令が改正され、多くの様式に

おいて、押印に変えて署名によることができることとされた。

これは e-Gov 電子申請が開始されて以降も同様であり、紙による手続に準じ、電子署名が必要とされていた。

しかしその後、デジタル化・行政手続等の簡素化の流れが加速し、令和 2 年 7 月「規制改革実施計画」により、現在、労働安全衛生法令でできるところから、押印を廃止している（その場合、電子署名も不要となる）。

具体的には、①労働者死傷病報告、②定期健康診断結果報告書、③心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告書、④総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医の選任、⑤機械等設置・移転・変更など多数で、詳細は、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令」（令和 2 年政令第 367 号）及び「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 208 号）」参照<sup>137</sup>。

#### D. 考察

#### E. 結論

#### F. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表

#### G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得
2. 実用新案登録

3. その他

H. 引用文献

1)

2)

3)



<sup>1</sup> 三柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業 リスクアセスメントを核とした所外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」〔三柴丈典〕（2014年度（平成26年度）～2016年度（平成28年度））第1分冊本文②3頁

<sup>2</sup> 村木宏吉『労働安全衛生法の計画届 AtoZ』（大成出版社、2012年）2頁。

<sup>3</sup> 寺本廣作『日本立法資料全集別巻46 労働基準法解説』（信山社、1998年）275～276頁。

<sup>4</sup> 三柴丈典教授のご示唆による。

<sup>5</sup> 畠中信夫『中災防ブックス 労働安全衛生法のはなし』（中央労働災害防止協会、2019年）102頁。

<sup>6</sup> 昭22.9.13発基17号。

<sup>7</sup> 東京大学労働法研究会編『注釈労働基準法 上巻』（有斐閣、2003年）160～161頁（山川隆一）、村木・前掲注（2）13頁。

<sup>8</sup> <http://kentiku-kouzou.jp/kisokouzou-ziyama.html>（最終閲覧日；2022年10月8日）。本文では「人為的な盛土がない自然のままの地盤」とあるが、安衛則第355では「地山の掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊、埋設物等の損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、～」としており、地山の概念として必ずしも自然のままの地盤だけとはしていないように思われる。また、現実には、88条の計画届の提出については、市街地での10m以上の掘削も届出対象にしているため、建設業界における概念とは異なる。労働省安全課『新版 安全用語辞典』（中央労働災害防止協会、1984年）193頁参照。近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。

<sup>9</sup>

<https://www.bing.com/search?q=%E5%8C%96%E5%AD%A6%E8%A8%AD%E5%82%99&aqs=edge..69i57.4090j0j1&pglt=43&FORM=ANCMS9&PC=U531>（最終閲覧日；2022年10月13日）

<sup>10</sup> <https://hyuga-ss.com/products/oven/boxdryer/>（最終閲覧日；2022年10月13日）

<sup>11</sup> 村木・前掲注（2）74頁。

<sup>12</sup> 日本溶接協会 安全衛生・環境委員会「溶接および溶断の安全・衛生に係る法令」日本溶接協会「溶接技術」2003年7月号

<sup>13</sup> <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/141027-1.pdf>（最終閲覧日；2022年10月8日）

<sup>14</sup> <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/141027-1.pdf>（最終閲覧日；2022年10月8日）

<sup>15</sup> <http://shokuchokyoiku.com/kidodoryoku.html>（最終閲覧日；2022年10月8日）

<sup>16</sup>

<https://www.bing.com/images/search?view=detailV2&ccid=istJDfP%2b&id=DA524E057BEF0E05AFE5EBE3275F2366010DF966&thid=OIP.istJDfP-iXt3DBKWSrzsgwHaE8&mediaurl=https%3a%2f%2fblog-imgs-27-origin.fc2.com%2fm%2fo%2fn%2fmnk777%2f20071029012936.jpg&exph=400&expw=600&q=%e3%83%88%e3%83%a9%e3%83%90%e3%83%bc%e3%82%b5%e3%83%bc+%e5%86%99%e7%9c%9f&simid=607988952390970906&FORM=IRPRST&ck=B42BF02C41526C628F07D372E5E4C87A&selectedIndex=0&idpp=overlayview&ajaxhist=0&ajaxserp=0>

<sup>17</sup> 村木・前掲注（2）78頁。

<sup>18</sup> 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。

<sup>19</sup> 村木・前掲注（2）79頁。

- <sup>20</sup> 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏のご示唆による。
- <sup>21</sup> 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏のご示唆による。
- <sup>22</sup> <https://tobi-jin.jp/column/3821.html>（最終閲覧日；2022年10月8日）
- <sup>23</sup> <https://www.bing.com/search?q=%E5%BC%B5%E5%87%BA%E3%81%97%E8%B6%B3%E5%A0%B4&aqs=edge..69i57j69i61.8272j0j9&FORM=ANCMS9&PC=U531>（最終閲覧日2022年10月13日）
- <sup>24</sup> <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120815-03.pdf>（最終閲覧日；2022年10月8日）
- <sup>25</sup> 村木・前掲注（2）80～81頁。
- <sup>26</sup> <https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-local/>（最終閲覧日；2022年10月8日）
- <sup>27</sup> <https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-pushpull/>（最終閲覧日；2022年10月8日）
- <sup>28</sup> <https://www.nipponsteel.com/company/tour/process01.html/>（最終閲覧日；2022年10月8日）
- <sup>29</sup> 村木・前掲注（2）82頁。
- <sup>30</sup> 村木・前掲注（2）83頁。
- <sup>31</sup> <https://www.chemical-substance.com/roudouanzen/tokuteikagakubushitsurisuto.html>（最終閲覧日；2022年10月8日）
- <sup>32</sup> <https://www.chemical-substance.com/roudouanzen/tokuteikagakubushitsurisuto.html>（最終閲覧日；2022年10月8日）
- <sup>33</sup> <https://www.chemical-substance.com/roudouanzen/tokuteikagakubushitsurisuto.html>（最終閲覧日；2022年10月8日）
- <sup>34</sup> <https://www.chemical-substance.com/roudouanzen/kanri.html>（最終閲覧日；2022年10月8日）
- <sup>35</sup> <https://www.fieldtech.co.jp/p/law/page1.html>（最終閲覧日；2022年10月8日）
- <sup>36</sup> [http://www.nikkuei.or.jp/index.asp?patten\\_cd=12&page\\_no=77](http://www.nikkuei.or.jp/index.asp?patten_cd=12&page_no=77)（最終閲覧日；2022年10月8日）
- <sup>37</sup> [https://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question\\_detail/q11131911436](https://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q11131911436)（最終閲覧日；2022年10月8日）
- <sup>38</sup> 村木・前掲注（2）95頁。
- <sup>39</sup> <https://www.sat-co.info/ec/asbestos>（最終閲覧日；2022年10月8日）
- <sup>40</sup> [https://www.bandou21.com/23\\_88jyou/kk16youshiki20.pdf](https://www.bandou21.com/23_88jyou/kk16youshiki20.pdf)
- <sup>41</sup> [https://www.cgr.mlit.go.jp/ctc/technology/pdf/bridge\\_points.pdf](https://www.cgr.mlit.go.jp/ctc/technology/pdf/bridge_points.pdf)（最終閲覧日；2022年10月8日）
- <sup>42</sup> <https://kotobank.jp/word/圧気工法-25935>（最終閲覧日；2022年10月8日）
- <sup>43</sup> [http://dokugaku-dx.com/glossary/001/a\\_20130717\\_171236.html](http://dokugaku-dx.com/glossary/001/a_20130717_171236.html)（最終閲覧日；2022年10月8日）
- <sup>44</sup> <http://kentiku-kouzou.jp/kisokouzou-ziyama.html>（最終閲覧日；2022年10月8日）。本文では「人為的な盛土がない自然のままの地盤」とあるが、安衛則第355では「地山の掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊、埋設物等の損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、～」としており、地山概念として必ずしも自然のままの地盤だけとはしていないように思われる。また、現実には、88条の計画届の提出については、市街地での10m以上の掘削も届出対象にしているため、建設業界における概念とは異なる。労働省安全課『新版 安全用語辞典』（中央労働災害防止協会、1984年）193頁参照。近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏のご示唆による。
- <sup>45</sup> 厚生労働省・環境省「建築物等の解体等における石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（2021年3月）

[https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_71.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)（最終閲覧日；2022年10月8日）

<sup>46</sup> <https://kotobank.jp/word/火格子-609552>（最終閲覧日；2022年10月8日）

<sup>47</sup> <https://kotobank.jp/word/坑内掘り-62965>（最終閲覧日；2022年10月8日）

<sup>48</sup> 村木・前掲注（2）4頁。

<sup>49</sup> <https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/dl/060421-2c.pdf>（最終閲覧日；2022年10月8日）

<sup>50</sup> [https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/ms\\_system.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/ms_system.pdf)（最終閲覧日；2022年10月8日）

<sup>51</sup> <https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/dl/060421-2b.pdf>（最終閲覧日；2022年10月8日）

<sup>52</sup> 労働災害の発生率については、労災保険のメリット収支率が75%以下である場合が該当する。なお、建設業の場合は、店社の参加のすべての現場の労災保険のメリット収支率（申請の日前1年間に通知されたもの）の平均が75%以下である場合である。

<sup>53</sup> 自社の労働者又は関係請負人の労働者による労働災害（認定を受けようとする事業者に安衛法上元方事業者としての重大な責任があったものに限る）のうち、①死亡労働災害、②一度に3人以上の労働者に4日以上休業又は身体障害を伴った労働災害、③爆発、火災、破裂、有害物の大量漏洩等による労働災害であって、避難勧告又は避難指示を伴ったものが該当する。第三者に主たる原因があるもの及び地震による災害等予見不可能なものは含まれない。

<sup>54</sup> 関係者への聴取によると、通達（[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00tc5357&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc5357&dataType=1&pageNo=1)）（最終閲覧日；2022年10月8日）に基づいてこのような指導を行うことがあるとのことである。

<sup>55</sup> 畠中・前掲注（5）67頁。

<sup>56</sup> 三柴丈典「労働法学会報」2725号（2020年）7頁。

<sup>57</sup> 労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール10』（労働行政、2016年）803頁。

<sup>58</sup> 村木・前掲注（2）18頁。

<sup>59</sup> 労働調査会編著『建設業編 安衛法違反による送検事例集第1集』（労働調査会、2013年）100～101頁。

<sup>60</sup> 寺西輝泰『労働安全衛生法違反の刑事責任—総論—（改訂版）』（日労研、2004年）235～6頁。

<sup>61</sup> 寺西・前掲注（54）238頁。

<sup>62</sup> 寺西・前掲注（54）239頁。

<sup>63</sup> 労働調査会編『改訂3版 労働安全衛生法の詳解』（労働調査会出版局、2009年）902頁。

<sup>64</sup> 労働調査会編・前掲注（57）902頁。

<sup>65</sup> 労働行政研究所編・前掲注（52）805頁。

<sup>66</sup> 労働調査会・前掲注（57）904頁。

<sup>67</sup>

<https://www.bing.com/images/search?view=detailV2&ccid=KHKwKe56&id=1BE112FBC1851F3487C29ADB3209300B238B0EFE&thid=OIP.KHKwKe56y6b8bAUQnFCYJAHaFV&mediaurl=https%3a%2f%2fwww.d-s-p.jp%2fjcm%2f15%2fimg%2f21%2f15r-21-764zu06.jpg&exph=404&expw=560&q=%e6%9b%b2%e7%b7%9a%e6%a1%81&simid=608037249281587962&FORM=IRPRST&ck=85EAE245C52BC52F11F3BA537C909F2A&selectedIndex=191&ajaxhist=0&ajaxserp=0>（最終閲覧日；2022年10月8日）

<sup>68</sup>

<https://www.bing.com/images/search?view=detailV2&ccid=QfXvzlu8&id=9B9270590D0AAD8C2FA93602F14C735D70327BFF&thid=OIP.QfXvzlu8afeFrIln8vCodwHaF6&mediaurl=https%3a>

[http://www.bing.com/fth%2fid%2fR.41f5efce5bbc69f785acb967f320a077%3frik%3d%252f3sycF1zTPECNg%26riu%3dhttp%253a%252f%252fsputoyo877.com%252fDSC0268611.jpg%26ehk%3dGS8%252fZIU0aRjPjYwHENSIKwXS1%252fzG9Lq9Zz43w1WGc\\_jCQ%253d%26ris1%3d%26pid%3dImgraw%26r%3d0&exph=424&expw=640&q=%e9%9a%a7%e9%81%93%e3%81%ae%e5%9c%9f%e3%81%8b%e3%81%b6%e3%82%8a&simid=608021525405312900&FORM=IRPRST&ck=BB05A26D77C8CB234EDDFFE3EB291B9F&selectedIndex=10&ajaxhist=0&ajaxserp=0](http://www.bing.com/fth%2fid%2fR.41f5efce5bbc69f785acb967f320a077%3frik%3d%252f3sycF1zTPECNg%26riu%3dhttp%253a%252f%252fsputoyo877.com%252fDSC0268611.jpg%26ehk%3dGS8%252fZIU0aRjPjYwHENSIKwXS1%252fzG9Lq9Zz43w1WGc_jCQ%253d%26ris1%3d%26pid%3dImgraw%26r%3d0&exph=424&expw=640&q=%e9%9a%a7%e9%81%93%e3%81%ae%e5%9c%9f%e3%81%8b%e3%81%b6%e3%82%8a&simid=608021525405312900&FORM=IRPRST&ck=BB05A26D77C8CB234EDDFFE3EB291B9F&selectedIndex=10&ajaxhist=0&ajaxserp=0)（最終閲覧日；2022年10月8日）

<sup>69</sup>[https://www.komatsu-](https://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/KkjReservation/Subjects/CourseListSkillVehiclesReadjustLand.aspx)

[kyoshujo.co.jp/KkjReservation/Subjects/CourseListSkillVehiclesReadjustLand.aspx](https://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/KkjReservation/Subjects/CourseListSkillVehiclesReadjustLand.aspx)（最終閲覧日；2022年10月8日）

<sup>70</sup>片岡昇・他著『新労働基準法論』（法律文化社、1982(昭57)年）551頁。

<sup>71</sup> <http://www.bengoshi-honryu.com/wp-content/uploads/2010/08/F30307.pdf>（最終閲覧日；2022年10月8日）

<sup>72</sup>日外喜八郎「労働基準監督行政」日本労働法学会編著『現代労働法講座 第9巻 労働保護法論』（総合労働研究所、1982年）254頁。

<sup>73</sup> この項目の内容については、全面的に、近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏のご教示による。

<sup>74</sup>松井幸夫「別冊ジュリスト判例百選Ⅱ〔第5版〕（有斐閣、2007(平成)年）265頁。

<sup>75</sup> 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏の示唆による。

<sup>76</sup> この項目の内容については、全面的に、近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏の教示に負う。

<sup>77</sup>角森洋子「改訂 労働基準監督署への対応と職場改善」（労働調査会、2010年）20頁。

<sup>78</sup> 三柴丈典教授のご教示による。

<sup>79</sup> 行政指導は、行政手続法第2条第6号が定義しているが、これによれば、「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。」ろいう。その特徴は、指導内容が相手方の任意により実現されるという点にある。しかし、実際には、許認可権限をもつ行政機関が行う行政指導は、これに従わない場合、許認可の停止・剥奪をもたらすおそれがあり、事実上の拘束力がある。これに対して、行政処分は、行政手続法第2条第2項は、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と定義している。また、行政不服審査法第1条は、不服申立ての対象として「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為」を定義し、行政処分が対象とされている。ここでいう行政処分は行政事件訴訟法における処分と同義とされる。行政処分に対しては、行政事件訴訟法第2条が処分の取消を求める抗告訴訟の手続きを定めている。行政処分が何か明確な定義を置いておらず解釈に委ねられているが、取消訴訟の対象である行政処分が何かは争いがあり、判例は、「行政庁の法定に基づく行為すべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国家または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」（最判昭39.10.29民集18巻8号1809頁）としている。櫻井敬子・橋本博之『行政法（第4版）』（弘文堂、2013年）145頁、246頁、278～279頁。

<sup>80</sup>片岡昇前掲注（62）559頁。

<sup>81</sup> 145回国会衆議院予算委員会議事録第21号（平成11年7月15日）34頁は、大森委員の質問の対して、伊藤（庄）政府委員は、司法処理基準について、一般的に重大な法違反、たび重なる法違反、明らかに故意に行われた法違反の三つの場合があたると答えている。角森前掲注（69）53頁。

<sup>82</sup>近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏のご示唆による。宮崎晃・西村裕一・鈴木啓太・森内公彦『労基署調査への法的対応の実務』（中央経済社、2017年）283頁。

<sup>83</sup> 西谷・野田・和田・奥田編『新基本法コンメンタール 労働基準法・労働契約法 第2



版』（日本評論社、2020年）302頁（上村新）。

<sup>84</sup> 寺西・前掲注（54）214頁。

<sup>85</sup> 寺西・前掲注（54）214～215頁。

<sup>86</sup> 安西愈『労働災害と企業の刑事責任』（労働調査会、2013年）112頁。

<sup>87</sup> この項目の内容については、全面的に、近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏のご示唆による。

<sup>88</sup> 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏のご示唆による。

<sup>89</sup> 労働行政研究所編・前掲注（52）815頁。

<sup>90</sup> この項目の内容については、全面的に、近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏のご示唆による。

<sup>91</sup> 労働調査会編・前掲注（57）詳解970頁。

<sup>92</sup> 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏のご示唆による。

<sup>93</sup> 労働行政研究所編・前掲注（52）819～820頁。

<sup>94</sup> 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏のご示唆による。

<sup>95</sup> 労働行政研究所編・前掲注（52）820頁。

<sup>96</sup> 独立行政法人「労働者健康安全機構」「第3期注記目標期間（平成26～30年度）勤務実績等報告書」83頁。

[https://www.johas.go.jp/Portals/0/data0/jigyogaiyo/jyoho/koukai\\_shiryuu/hyouka\\_kansa\\_jyoho/H30\\_3gyoumu.pdf](https://www.johas.go.jp/Portals/0/data0/jigyogaiyo/jyoho/koukai_shiryuu/hyouka_kansa_jyoho/H30_3gyoumu.pdf)（最終閲覧日；2022年10月8日）

<sup>97</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000343314.pdf>（最終閲覧日；2022年10月8日）

<sup>98</sup> 具体的には、兵庫県で発生した有機粉じんによる肺疾患、岐阜県のシリカ製造工場で発生したじん肺災害、千葉県で発生したクレーン転倒災害、沖縄県の駐車場造成工場現場で発生した石積擁壁崩壊災害等であった。

<sup>99</sup> [https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/saigai\\_houkoku.html](https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/saigai_houkoku.html)（最終閲覧日；2022年10月8日）

<sup>100</sup> 三柴丈典教授のご教示による。

<sup>101</sup> 尾添博『改定第2版 楽に読める安衛法概要と解説』（労働新聞社、2019（令和元）年）342頁。

<sup>102</sup> 三柴教授のご教示による。

<sup>103</sup> 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏のご示唆による。

<sup>104</sup> 畠中信夫氏のご示唆による。

<sup>105</sup> 厚生労働省労働基準局編『平成22年版 労働基準法 下』（労務行政、2010年）994頁。

<sup>106</sup> 西谷敏・野田進・和田肇・奥田香子『新基本法コンメンタール 労働基準法・労働契約法（第2版）』（日本評論社、2020年）304頁（植村）。

<sup>107</sup> 西谷敏・野田進・和田肇編『新基本法コンメンタール 労働基準法・労働契約法』（日本評論社、2012年）283～284頁（梶川敦子）。

<sup>108</sup> 厚生労働省労働基準局編『増補版 労働法コンメンタール労働基準法下』（労務行政、（2003（平成）15年）957頁。

<sup>109</sup> 厚生労働省労働基準局・前掲書（97）995頁。

<sup>110</sup> 『労働安全衛生法令違反 相談事例集』第2巻（第一法規、1992年）8342頁参照。

<sup>111</sup> 同上。

<sup>112</sup> 寺本・前掲注（3）277～278頁。

<sup>113</sup> 労働調査会・前掲注（57）927頁。

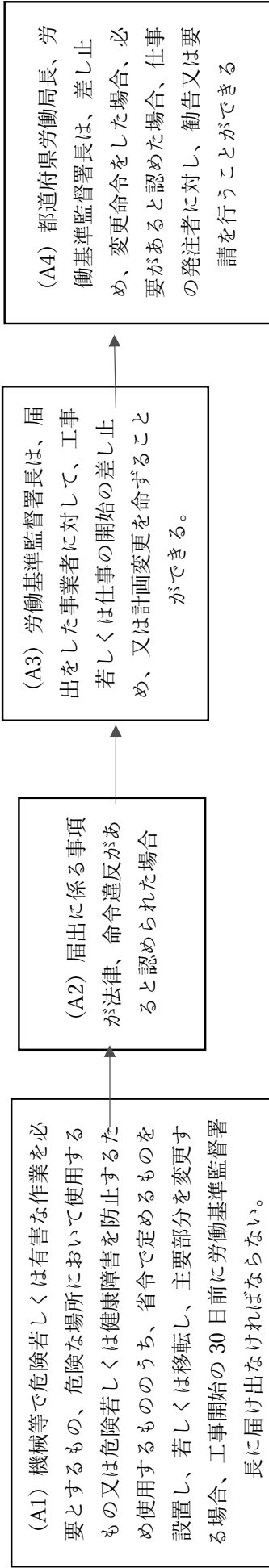
<sup>114</sup> 寺西・前掲注（54）167～168頁。

<sup>115</sup> 三柴丈典氏のご示唆による。

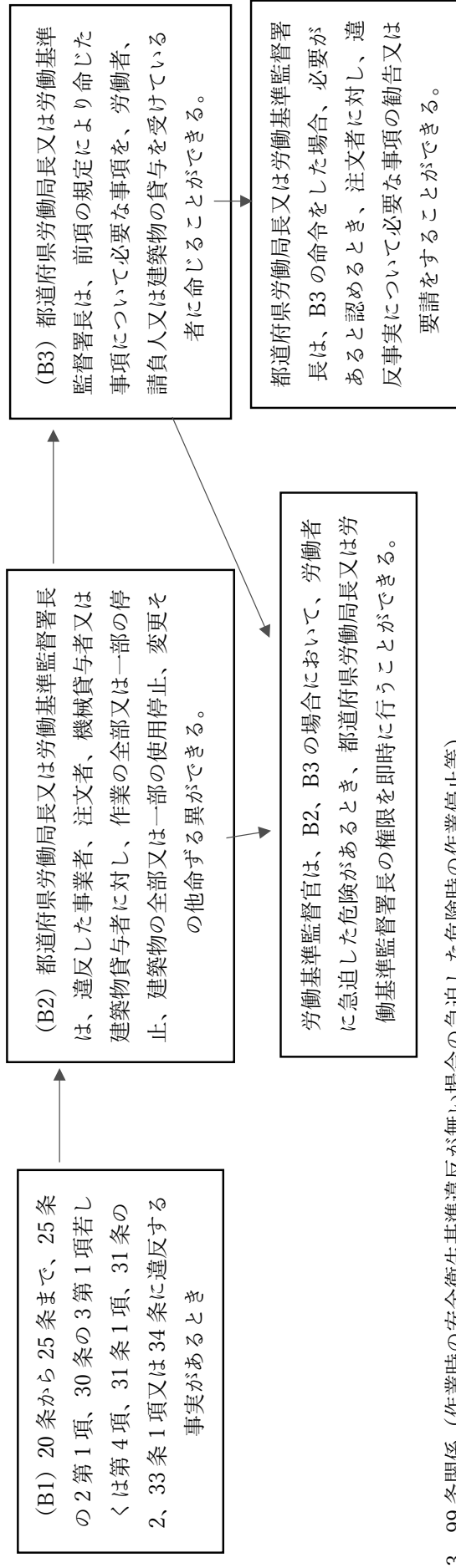
- 
- 116 寺本・前掲注（3）277～278 頁
- 117 労働調査会・前掲注（57）928 頁。
- 118 三柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業 リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」〔三柴丈典〕（2014 年度（平成 26 年度）～2016 年度（平成 28 年度））5 頁、10 頁
- 119 労働基準調査会編著『送検事例と労働災害 平成元年版』（労働基準調査会、1989 年）48～49 頁。
- 120 栗原敬一『改正労働安全衛生法の詳解』（労働法令協会、1978 年）615 頁。
- 121 「労働災害防止団体等に関する法律の内容」労政時報 1760 号（1964 年）18～19 頁。
- 122 労働調査会・前掲注（57）930 頁。
- 123 玉泉氏のご示唆による。
- 124 畠中・前掲注（5）105 頁
- 125 石井まこと「労働の科学」（74 巻 9 号・2019（令和元）年）14 頁。
- 126 労働行政研究所編『労働安全衛生法』（労働行政、2017 年）835 頁。
- 127 寺本・前掲注（3）382 頁。
- 128 [http://www.kenchikuyogo.com/115-ko/041-kouka\\_suisou.htm](http://www.kenchikuyogo.com/115-ko/041-kouka_suisou.htm)
- 129 <https://www.bing.com/search?q=%e5%90%8a%e3%82%8a%e3%83%81%e3%82%a7%e3%83%bc%e3%83%b3&q=SC&pq=%e3%81%a4%e3%82%8a%e3%83%81%e3%82%a7%e3%83%bc%e3%83%b3&sc=10-6&cvid=70AE834DD8A349B88DB0AF7F5B7B6BA3&FORM=QBRE&sp=1>
- 130 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09980.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09980.html)
- 131 畠中・前掲注（5）152 頁。
- 132 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏のご示唆による。
- 133 「遅滞なく」の意義について、裁判例の紹介を含めて、「労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント」柳川行雄氏、近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏のご教示による。
- 134 本条以外の規定に関して、通達は「遅滞なく」と「概ね 1 カ月以内」と解説するものが多い。平成 27 年 5 月 1 日基発 0501 第 3 号は、安衛則第 52 条の 16 第 1 項の「遅滞なく」を「概ね 1 カ月以内」としている。他方、安衛法 52 条の 12 の「遅滞なく」は、「ストレスの程度の評価等ストレスチェック結果が出力された後、速やかに」という趣旨であること。」としている。
- 135 畠中・前掲注（5）16 頁。
- 136 労働調査会編著『送検事例と労働災害 平成 12 年版』（労働調査会、2000 年）52～53 頁。
- 137 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/jyouhouseisaku/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/jyouhouseisaku/index_00001.html)（最終閲覧日；2022 年 10 月 8 日）

図1 労働安全衛生法の実効性確保 監督等

1. 88条関係（事前予防。計画時の作業開始の差し止め・変更）



2. 98条関係（作業時の安全衛生基準違反時の是正勧告及び使用停止等）



3. 99条関係（作業時の安全衛生基準違反が無い場合の急迫した危険時の作業停止等）

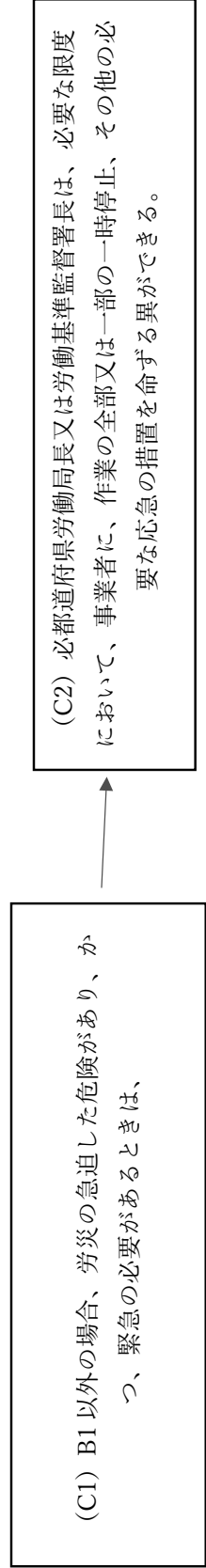
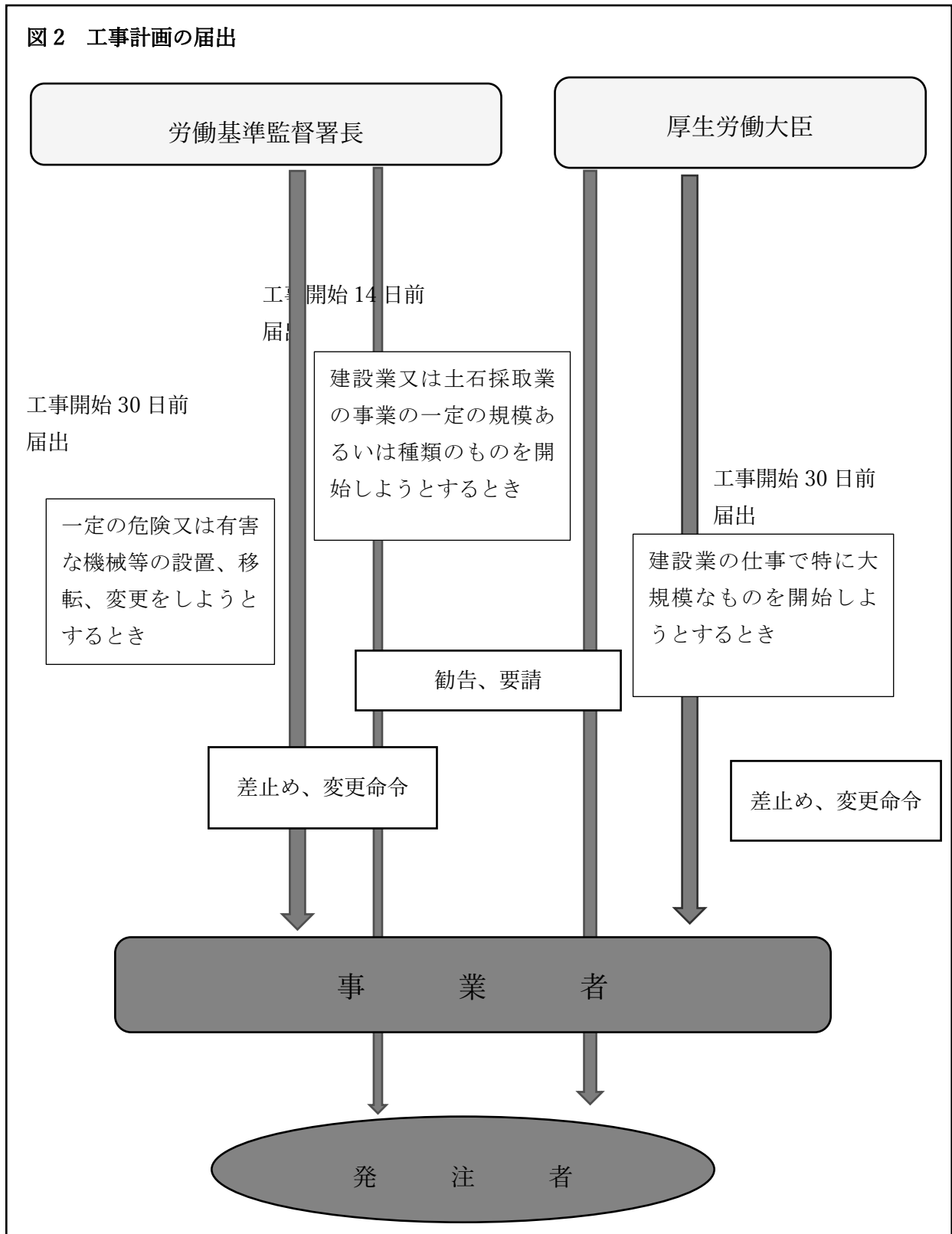


図2 工事計画の届出





**建設物  
機械等 設置・移転・変更届**

事業の種類		事業場の名称		常時使用する労働者数	
設置地			主たる事務所の所在地	電話( )	
計画の概要					
製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数	種類等	取扱量	従事労働者数		
			男	女	計
参画者の氏名			参画者の経歴の概要		
工事着手予定年月日			工事落成予定年月日		

年 月 日

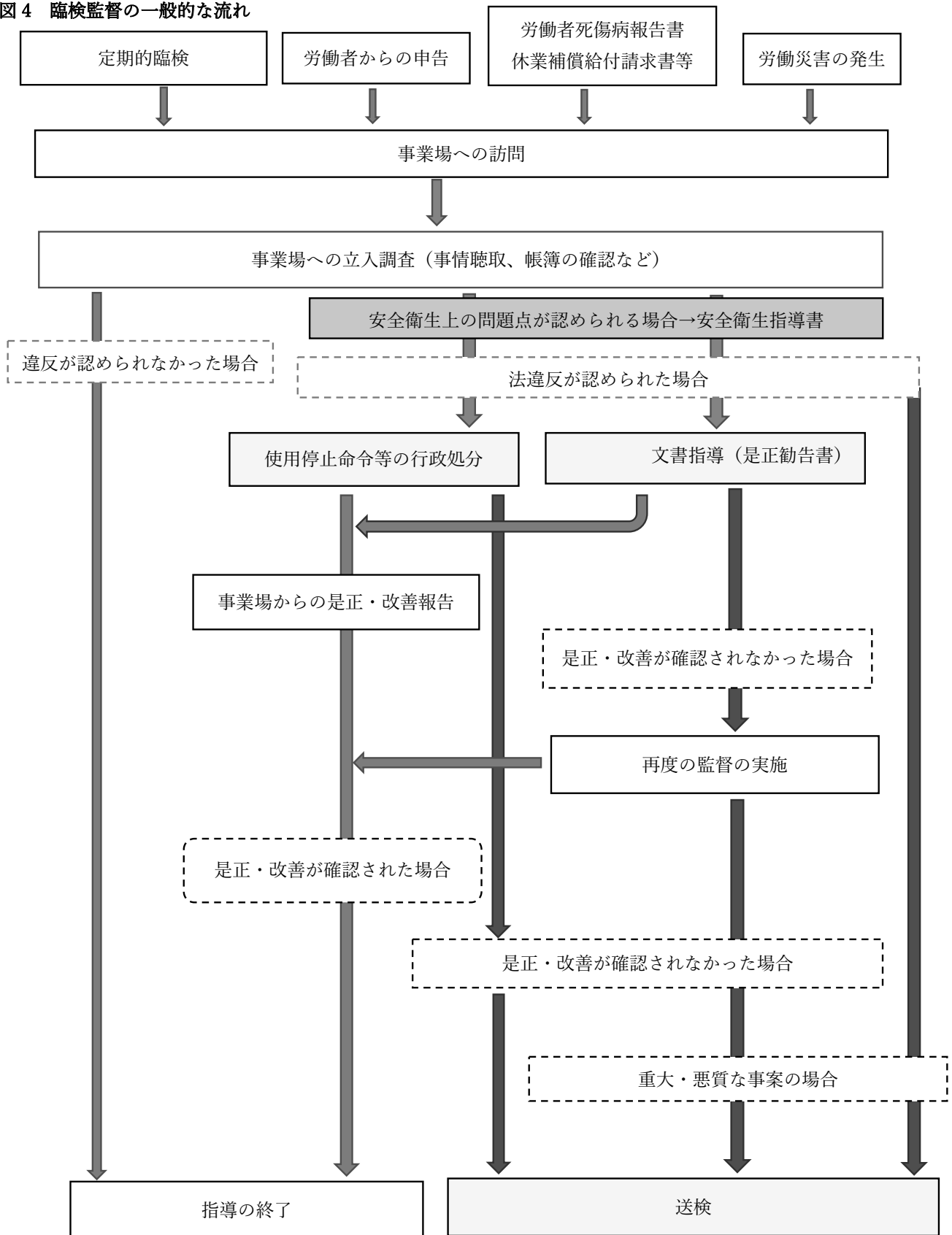
事業者 職 氏名

**労働基準監督署長 殿**

備考

- 1 表題の「建設物」及び「機械等」並びに「設置」、「移転」及び「変更」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 3 「設置地」の欄は、「主たる事務所の所在地」と同一の場合は記入を要しないこと。
- 4 「計画の概要」の欄は、建設物又は機械等の設置、移転又は変更の概要を簡潔に記入すること。
- 5 「製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数」の欄は、別表第7の13の項から24の項まで(22の項を除く。)の上欄に掲げる機械等の設置等の場合に記入すること。  
この場合において、以下の事項に注意すること。  
イ 別表第7の21の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「種類等」及び「取扱量」の記入は要しないこと。  
ロ 「種類等」の欄は、有機溶剤等にあつてはその名称及び有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第3号から第5号までに掲げる区分を、鉛等にあつてはその名称を、焼結鉍等にあつては焼結鉍、煙灰又は電解スライムの別を、四アルキル鉛等にあつては四アルキル鉛又は加鉛ガソリンの別を、粉じんにあつては粉じんとなる物質の種類を記入すること。  
ハ 「取扱量」の欄には、日、週、月等一定の期間に通常取り扱う量を記入し、別表第7の14の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、鉛等又は焼結鉍の種類ごとに記入すること。  
ニ 「従事労働者数」の欄は、別表第7の14の項、15の項、23の項及び24の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、合計数の記入で足りること。
- 6 「参画者の氏名」及び「参画者の経歴の概要」の欄は、型枠支保工又は足場に係る工事の場合に記入すること。
- 7 「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する職歴、勤務年数等を記入すること。
- 8 別表第7の22の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「事業場の名称」の欄には建築物の名称を、「常時使用する労働者数」の欄には利用事業場数及び利用労働者数を、「設置地」の欄には建築物の住所を、「計画の概要」の欄には建築物の用途、建築物の大きさ(延床面積及び階数)、設備の種類(空気調和設備、機械換気設備の別)並びに換気の方法を記入し、その他の事項については記入を要しないこと。
- 9 この届出に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。

図4 臨検監督の一般的な流れ



\* 上図は一般的な流れを示したもので、厚労省が公表している「労働基準監督署の役割」に掲載された図を鎌田が一部手直したものである。

# 是正勧告書

○年○月○日

A株式会社

B工場長 ○○ ○○ 殿

○○労働基準監督署

労働基準監督官 ○○ ○○

貴社B工場における下記労働安全衛生法違反については、それぞれ所定期日までに是正の上、遅滞なく報告するよう勧告します。なお、法条項に係る法違反(罰則のないものを除く。)については、所定期日までに是正しない場合又は当該期日前であっても当該法違反を原因として労働災害が発生した場合には、事業の内容に応じ、送検手続をとることがあります。

法条項等	違 反 事 項	是正期日
労働安全衛生法 第 65 条第 1 項 (酸素欠乏症等防止規則第 3 条第 1 項)	腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあるタンク等の内部について、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素及び硫化水素の濃度を測定していないこと。	今 後
同法第 22 条第 1 号 (酸素欠乏症等防止規則第 5 条第 1 項)	酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合において、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を 18 パーセント以上、かつ、硫化水素の濃度を 100 万分の 10 以下に保つように換気をしていないこと。	即 時
労働安全衛生法 第 14 条 (酸素欠乏症等防止規則第 11 条第 1 項)	第 2 種酸素欠乏危険作業について、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、酸素欠乏危険作業主任者を選任していないこと。	○年○月○日
	(以下、余白)	
受領年月日		() 枚のうち
受領者職氏名		() 枚目

# 指 導 票

年 月 日

殿

労働基準監督署

労働基準監督官

労働技官

㊟

厚生労働事務官

あなたの事業場の下記事項については改善措置をとられるようお願いします。  
なお、改善の状況については、 月 日までに報告してください。

受領年月日  
受領者職氏名

年 月 日



# 使用停止等命令書

年 月 日

(事業者等)

殿

労働基準監督署長



(事業場の名称)

における下記の「命令の対象物件等」欄記載の物件等に関し、「違反法令」欄記載のとおり違反があるので労働基準法第96条の3、103条、労働安全衛生法第98条第 項に基づき、それぞれ「命令の内容」欄及び「命令の期間又は期日」欄記載のとおり命令します。

なお、この命令に違反した場合には送検手続きをとることがあります。

番号	命令の対象物件等	違反法令	命令の内容	命令の期間又は期日

備 考

- 上記命令について、当該違反が是正された場合には、その旨報告してください。  
 なお、「番号」欄に□印を付した事項については、今後同種違反の繰り返しを防止するための点検責任者を事項ごとに指名し、確実に点検補修を行うよう措置して併せて報告してください。
- この命令に不服がある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、命令があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
- この命令に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、命令があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この命令に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。(この場合においても裁決を経る前から直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。)ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- この命令書は、3年間保存して下さい。

受領年月日	年 月 日
受領者職氏名	

厚生労働行政推進調査事業費補助金  
（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））  
分担研究報告書

労働安全衛生法第 101 条から第 103 条の逐条解説

研究協力者 大藪 俊志 佛教大学社会学部公共政策学科・准教授  
近藤 龍志 労働基準監督官（監督行政実務に関する 1.2.3、1.2.4 を担当）

研究要旨

労働安全衛生法第 10 章「雑則」のうち第 101 条から第 103 条では、第 101 条が労働安全衛生法を施行するために必要な法令の周知に関する義務を、第 102 条ではガス工作物等設置者の教示義務を、第 103 条では書類の保存等の義務をそれぞれ規定している。

発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き 123 条

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な

論点に関する検討結果を記した体系書を

ある安衛法のうち第 101 条から 103 条（以下、「対象条文」という。）について、その課題を果たすことにある。

B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐付く政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第 1 次文献のレビューを行って執筆した文案を研究会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

C. 研究結果

## 1. 第 101 条

### 1. 1 条文

#### （法令等の周知）

第百一条 事業者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨を常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、労働者に周知させなければならない。

2 産業医を選任した事業者は、その事業場における産業医の業務の内容その他の産業医の業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、労働者に周知させなければならない。

3 前項の規定は、第十三条の二第一項に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者について準用する。この場合において、前項中「周知させなければ」とあるのは、「周知させるように努めなければ」と読み替えるものとする。

4 事業者は、第五十七条の二第一項又は第二項の規定により通知された事項を、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で当該通知された事項に係るものを取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、当該物を取り扱う労働者に周知させなければならない。

### 1. 2 趣旨・内容

#### 1. 2. 1 趣旨

労働災害を効果的に防止するためには、労働安全衛生関係の法令を労働者に適切な方法で広く周知するとともに、専門的・技術的な事項が多く関係する条文も複雑多岐

にわたる法令に関する理解を促し、事業者や労働者に対して法令の遵守と労働災害防止に向けた意識の向上を図る必要がある<sup>1</sup>。

そのため第 101 条では、事業者に対して労働安全衛生法及び関係政省令等の要旨を常時各作業場に掲示するなどの方法で労働者に周知させなければならないことを規定している<sup>2</sup>。

同様の趣旨に基づく規定は工場法（工場法施行規則第 12 条）、労働基準法（第 106 条）にも設けられており、また、ILO 条約「1947 年の労働監督条約（第 81 号）」の第 12 条においても、労働監督官の権限として法規により事業者に要求される掲示を行わせることを規定している<sup>3</sup>。

#### 1. 2. 2 内容

##### 〔周知すべき内容〕

法第 101 条第 1 項に基づく周知すべき命令には、主要なものとして以下に掲げるものがある<sup>4</sup>。

- ①労働安全衛生法施行令
- ②労働安全衛生規則
- ③ボイラー及び圧力容器安全規則
- ④クレーン等安全規則
- ⑤ゴンドラ安全規則
- ⑥有機溶剤中毒予防規則
- ⑦鉛中毒予防規則
- ⑧四アルキル鉛中毒予防規則
- ⑨特定化学物質障害予防規則
- ⑩高気圧作業安全衛生規則
- ⑪電離放射線障害防止規則
- ⑫酸素欠乏症等防止規則
- ⑬事務所衛生基準規則
- ⑭粉じん障害防止規則
- ⑮石綿障害予防規則

事業者においてはこれらの法令の全てを掲示するのではなく、作業場における作業の内容や作業の態様などを考慮したうえで、作業場において必要な命令や告示等に関し、その内容を分かりやすく整理し、労働者の見やすい箇所に掲示し、あるいは備え付けることが必要とされる<sup>5</sup>。

〔周知の方法〕

事業者は、労働安全衛生法及び法に基づく命令の要旨を、次の①～③のいずれかの方法により、労働者に対して周知しなければならない（法第101条第1項、安衛則第98条の2第1項）<sup>6</sup>。

- ①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。
- ②書面を労働者に交付すること。
- ③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

なお、法第101条における「作業場」とは、事業場（事業に属する人的・物的施設の存する場所的な範囲）内において密接な関連のもとに作業が行われている個々の現場を指し、主として建物別などにより判定すべきものとされる<sup>7</sup>。

〔産業医の業務の具体的内容等の周知〕

産業医を選任した事業者は、その事業場における産業医の業務の具体的な内容、産業医に対する健康相談の申出の方法、産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法を、次の①～③までの方法により、労働者に対して周知しなければならない（法第101条第2項、安衛則第98条の2第1項・第2項）<sup>8</sup>。

- ①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。
- ②書面を労働者に交付すること。
- ③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

また、法第101条第2項の規定は、第13条第1項に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者について準用される。産業医の選任義務のない事業場（常時使用する労働者が50人未満）において、法第13条の2第1項に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるときは、業務の内容その他の業務に関する事項を、作業場の見やすい場所への掲示、備え付けなどの方法により労働者に周知することに努めなければならない<sup>9</sup>。

〔危険又は健康障害を生ずるおそれのある物等を取り扱う作業場における一定事項の掲示〕

労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物を譲渡し又は提供する者は、名称、成分及びその含有量、物理的及び化学的性質、人体に及ぼす作用、貯蔵又は取扱い上の注意、流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置、危険性又は有害性の要約、安定性及び反応性などに関する事項を譲渡又は提供する相手方に通知しなければならない（法第57条の2）<sup>10</sup>。

法第101条第4項は、労働者が取り扱う物質の成分、有害性、取扱い上注意すべき点等を事前に承知していなかったことにより生ずる労働災害を防止するため、事業者に対し、法第57条の2の規定により通知さ

れた事項について、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で当該通知された事項に係るものを取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること等の方法により、当該物を取り扱う労働者に周知させることを義務づけている<sup>11)</sup>。

法第 101 条第 4 項において厚生労働省令で定める周知の方法は以下の通り（安衛則第 98 条の 2 第 3 項）。

- ①通知された事項に係る物を取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。
- ②書面を、通知された事項に係る物を取り扱う労働者に交付すること。
- ③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、通知された事項に係る物を取り扱う各作業場に当該物を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

### 1. 2. 3 実務上の取扱い

安衛法第 101 条第 1 項の類似の規定として労働基準法第 106 条第 1 項がある。労基法第 106 条第 1 項では法令またはその要旨のほかに就業規則や労使協定等の周知義務が課せられているが、法令またはその要旨そのものを周知している事業場は稀であろう。法令そのものは現在はインターネット等で容易に確認することができ、労働基準監督署の指導も事実上就業規則や労使協定等の未周知についてのみ行われ、法令またはその要旨そのものの未周知についての指導は行われていないと思われる。

同じように、安衛法第 101 条でも、労働基準監督署の指導は第 2 項の産業医の業務内容等や第 4 項の化学物質に関し通知され

た事項等（一般的には SDS）の未周知についてのみ行われ、第 1 項における法令またはその要旨そのものの未周知についての指導は行われていないと思われる<sup>12)</sup>。

なお、安衛則第 23 条第 3 項において、安全委員会、衛生委員会の議事概要の周知義務を課しており、その方法について安衛法第 101 条第 1 項と同様の方法が定められているが、安衛則第 23 条第 3 項は安衛法に委任根拠を持たない。（安衛則第 23 条第 4 項の議事録の保存義務は安衛法第 103 条第 1 項が根拠条文である。）

### 1. 2. 4 行政指導

行政指導の現場において、他の条文の規定に違反が認められる事業場は法令の周知についても違反の可能性が高いと考えられる。労働基準監督官や技官が事業場を臨検し、例えばボール盤使用時に手袋を着用している労働者を認めた場合は、安衛法第 20 条、安衛則第 111 条の条文に関する周知についても未実施であることがほとんどと思われる。安衛法令の他の条文に関する違反を認めた場合、法令の周知に関する条文の違反の有無についても併せて確認すれば、全体として法令の履行確保の期待が高まると考えられる。

ここで留意すべきは、安衛法の多くの条文は「事業者は……しなければならない／してはならない」と規定していることである。例えばボール盤を用いる作業の場合、安衛法第 20 条、安衛則第 111 条では

第 1 項 事業者は、ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれのあるときは、



当該労働者に手袋を使用させてはならない。

第2項 労働者は、前項の場合において、手袋の使用を禁止されたときは、これを使用してはならない。と規定されている。

そのため、ボール盤に「手袋着用禁止」と張り紙をしている事業者は多いと思われるが、この張り紙はあくまで安衛則第111条第1項の事業者の措置の一環であって、安衛法第101条第1項の法令の周知とはならないと考えられる。（強いて言えば、安衛則第111条第2項についての周知と言えなくもない。）

1. 2. 1の通り、法令の周知は事業者の責任宣言的な意味を持ち、自主的な法令の遵守を促す趣旨から考えると、「事業者は労働者にボール盤を使用させる際、手袋を着用させてはならない」ということを周知して初めて法令の周知義務を履行していると考えられる。

現状は法令またはその要旨を周知している事業者や未周知の事業者に対する行政指導はほとんどないと思われるが、その理由としては安衛法令は条文が膨大であり、全部を周知することは事実上不可能であり、またそれは作業現場の実態に即した周知の趣旨にもそぐわないであろう。（例えば労働調査会発行『安衛法便覧Ⅰ～Ⅲ』を各作業場に備え付けていれば形式上は本条違反とはみなされないであろうが、労働災害防止の観点からはあまり意味はないであろう。）

したがって、厚生労働省や防災団体等において業種や作業内容に応じて法令の内容を簡易的にまとめたリーフレット等

を作成し、それらを作業場所ごとに掲示するよう指導することが効率的かつ効果的な方法と考えられる。詳細な規定については別途ポータルサイトを用意し、そのURLのQRコードをリーフレットに添付しておけば、いつでも詳細な規定を参照することが可能となる。（図1、2参照）

#### 〔罰則〕

事業者が第101条第1項の規定に違反した場合には、50万円以下の罰金に処せられる（法第120条第1号）

## 2. 第102条

### 2. 1 条文

#### （ガス工作物等設置者の義務）

第百二条 ガス工作物その他政令で定める工作物を設けている者は、当該工作物の所在する場所又はその附近で工事その他の仕事を行なう事業者から、当該工作物による労働災害の発生を防止するためにとるべき措置についての教示を求められたときは、これを教示しなければならない。

### 2. 2 趣旨・内容

#### 2. 2. 1 趣旨

法第102条は、ガス工作物、電気工作物、熱供給施設、石油パイプラインを設けている者に対し、当該工作物の所在する場所又はその附近で建設工事等を行う者から、当該工作物による労働災害を防止するためにとるべき措置について教示を求められたときは、これを教示しなければならないことを定めている<sup>13</sup>。

## 2. 2. 2 内容

建設工事を行う場合、工事中にガス管、電力地下ケーブル、蒸気配管、石油配管などの地下埋設物に接触し、これを破壊したことにより重大な災害を発生させるリスクが存在する<sup>14</sup>。

そのため、接触あるいは破壊したことにより重大な労働災害を発生させるおそれのあるガス工作物などが存在する場所における工事に際しては、事前又は工事中に適切な対策を講ずることが必要となる<sup>15</sup>。この対策を講じる場合においては、ガス工作物などの設置者が危険性及び破壊、漏洩等の事故の防止対策に関する必要な知識と経験を有しているのが普通であるため、工事の施工者に適切な措置をとらせるためにも、ガス工作物等の設置者に災害の発生を防止するためにとるべき措置についての教示義務を課すこととしている<sup>16</sup>。

法第102条の工作物としては、ガス工作物以外に次のものが定められている（安衛令第25条）。

- ①電気工作物
- ②熱供給施設
- ③石油パイプライン

## 3. 第103条

### 3. 1 条文

（書類の保存等）

第百三条 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類（次項及び第三項の帳簿を除く。）を、保存しなければならない。

2 登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関は、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習、教習、労働安全コンサルタント試験、労働衛生コンサルタント試験又はコンサルタントの登録に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

3 コンサルタントは、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

## 3. 2 趣旨・内容

### 3. 2. 1 趣旨

法第103条では、労働基準監督機関による監督の実効性を確保するとともに、事業場における安全管理・衛生管理手法の適正化と水準の向上に資するため、労働安全衛生法と同法に基づく命令の規定に基づき作成すべきこととされた書類のうち、特に労働災害を防止するうえで必要とされるものについては一定期間関係者に保存させることとし、また、当事者の資格等に関するものに関しては、その備付け及び保存を義務づけている<sup>17</sup>。

### 3. 2. 2 内容

事業者、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登録

教習機関、指定コンサルタント試験機関、指定登録機関、コンサルタントは、一定の書類・帳簿を作成し、一定の期間保存しなければならない<sup>18</sup>。

〔保存すべき書類の種類及び期間〕

法第 103 条第 1 項に基づき事業者が保存すべき書類としては、

- ①特別教育に関する記録
- ②健康診断の結果に関する記録
- ③定期自主検査の結果に関する記録
- ④作業環境の測定に関する記録及びその評価の記録
- ⑤安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会における議事で重要なものに係る記録などがある<sup>19</sup>。

このような記録の保存年限はそれぞれの規則が定めている。例えば、定期自主検査結果報告記録、作業環境測定結果記録、安全・衛生委員会会議記録、特別教育記録は、原則として 3 年間とされ、健康診断結果記録や面接指導結果記録に関しては、医療法の規定によるカルテの保存年限に合わせて保存年限が 5 年間とされている（表 1）<sup>20</sup>。

また、特化則等において、発がん性のある物質に係る健康診断の結果等については、その保存期間が 30 年間とされ、石綿則第 40 条各項の健康診断結果記録（石綿健康診断個人票）に関しては、労働者が常時業務に従事しないこととなった日から 40 年間の保存が定められている<sup>21</sup>。

〔第 103 条第 2 項の規定に基づく帳簿〕

第 103 条第 2 項の規定による帳簿としては、登録製造時等検査機関又は登録性能検査機関が作成する製造時等検査又は性能検査の対象機械等に関する帳簿、登録個別検定機関又は登録型式検定機関が作成する個

別検定又は型式検定の対象機械等に関する帳簿、検査業者が作成する特定自主検査の機械等に関する帳簿、指定試験機関が作成する免許試験に関する帳簿及び登録教習機関が作成する技能講習又は教習に係る帳簿がある（表 2）<sup>22</sup>。

〔第 103 条第 3 項の規定に基づく帳簿〕

第 103 条第 3 項の規定による帳簿としては、コンサルタントが依頼者の氏名等を記載する帳簿があり、この帳簿は記載の日から三年間保存しなければならない（コンサルタント則第 22 条）<sup>23</sup>。

〔罰則〕

事業者が、法第 103 条第 1 項の規定に違反して、作成した書類を保存しない場合は、50 万円以下の罰金に処せられる（法第 120 条第 1 号）。

登録製造時等検査機関等の役員又は職員が、第 103 条第 2 項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をした場合には、50 万円以下の罰金に処せられる（法第 121 条第 5 号）。

コンサルタントが、第 103 条第 3 項の規定に違反して、記載した帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をした場合には、50 万円以下の罰金に処せられる（法第 120 条第 6 号）。

D. 考察

E. 結論

F. 研究発表

1. 論文発表

2. 学会発表

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

2. 実用新案登録

3. その他

H. 引用文献

1)

2)

3)

図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1段組）

表1 事業者の書類の保存

書類	保存期間
救護に関する訓練に関する記録	3年間
特別の安全衛生教育の受講者、科目などの記録	3年間
作業環境測定の結果の評価の評価日時、評価箇所、評価結果及び評価を実施した者の氏名の記録	鉛業務を行う作業場及び有機溶剤の製造・取扱いの作業場は3年間、特定化学物質及びコークスの製造などの作業場は3年間（クロム酸などを製造する作業場は30年間）、粉じん作業場は7年間、石綿等の取扱い又は試験研究のための製造の作業場は40年間
健康診断個人票（則様式第5号）	5年間
高気圧業務健康診断個人票（高圧則様式第1号）	5年間
電離放射線健康診断個人票（電離則様式第1号）	5年間保存した後に厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときを除き30年間
特定化学物質健康診断個人票（特化則様式第2号）	特別管理物質の製造・取扱い業務は30年間 それ以外は5年間
石綿健康診断個人票（石綿則様式第2号）	常時当該業務に従事しないこととなった日から40年間
鉛健康診断個人票（鉛則様式第2号）	5年間
四アルキル鉛健康診断個人票（四アルキル鉛則様式第2号）	5年間
有機溶剤等健康診断個人票（有機則様式第3号）	5年間
面接指導の結果の記録	5年間
じん肺則施行規則様式第3号による記録及びじん肺健康診断に関するエックス線写真	病院、診療所又は医師が保存しているエックス線写真を除き7年間

（表1：出典）木村大樹『実務解説 労働安全衛生法』（経営書院、2013年（平成25年））376～377頁（表7-10）。



表 2 登録製造時等検査機関などの帳簿の保存

区分	記載事項	保存期間
製造時等検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>①製造時等検査を受けた者の氏名又は名称及び住所</li> <li>②製造時等検査対象機械・設備の型式、構造及び性能並びにその安全装置及び附属装置などに関する事項</li> <li>③製造時等検査を行った年月日</li> <li>④製造時等検査を行った検査員の氏名</li> <li>⑤製造時等検査の結果</li> <li>⑥製造時等検査合格番号</li> <li>⑦その他製造時等検査に関し必要な事項</li> </ul>	3年間
性能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>①性能検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに性能検査対象機械・設備の設置の場所</li> <li>②性能検査対象機械・設備の型式、構造及び性能並びにその安全装置及び附属装置などに関する事項</li> <li>③検査証番号</li> <li>④検査証の更新を行った年月日</li> <li>⑤検査証の有効期間</li> <li>⑥性能検査を行った検査員の氏名</li> <li>⑦性能検査の結果</li> <li>⑧その他性能検査に関し必要な事項</li> </ul>	3年間
個別検定	<ul style="list-style-type: none"> <li>①個別検定を受けた者の氏名又は名称</li> <li>②個別検定対象機械・設備の種類、型式及び性能</li> <li>③個別検定を行った年月日</li> <li>④個別検定を行った検定員の氏名</li> <li>⑤個別検定の結果</li> <li>⑥個別検定合格番号</li> <li>⑦その他個別検定に関し必要な事項</li> </ul>	10年間
型式検定	<ul style="list-style-type: none"> <li>①型式検定を受けた者の氏名又は名称</li> <li>②型式検定対象機械・設備の種類、型式及び性能</li> <li>③型式検定を行った年月日</li> <li>④型式検定を行った検定員の氏名</li> <li>⑤型式検定の結果</li> <li>⑥型式検定合格番号</li> <li>⑦その他型式検定に関し必要な事項</li> <li>⑧型式検定を行ったときはその年月日</li> <li>⑨型式検定において不合格としたときはその理由</li> </ul>	10年間

特定自主検査	①特定自主検査を受けた者の氏名又は名称及び住所 ②特定自主検査を行った機械・設備の種類、型式、性能及び製造年月又は製造番号 ③特定自主検査を行った年月日 ④特定自主検査を実施した者の氏名 ⑤特定自主検査の結果 ⑥その他特定自主検査に関し必要な事項	3年間
免許試験	免許試験の区分ごとの合格者の氏名、生年月日及び住所	試験事務を廃止するまで
技能講習又は教習	技能講習又は教習の修了者の氏名、生年月日、本籍地、終了年月日及び終了証番号	技能講習の場合は業務の廃止まで 教習の場合は2年間
	①技能講習又は教習の種類、科目及び時間 ②技能講習又は教習を行った年月日 ③技能講習の講師又は指導員及び技能検定員の氏名並びにその者の資格に関する事項 ④技能講習又は教習の結果 ⑤その他技能講習又は教習に関し必要な事項	5年間
労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの登録	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント試験の区分ごとに次の事項 ①各月における登録、登録の拒否及び登録の取消しの件数 ②各月における登録証の書換え、再交付及び返納の件数 ③角津におけるコンサルタントがその業務を廃止又は死亡した場合の報告などの件数 ④各月の末日において登録を受けている者の人数	登録事務を廃止するまで

(表 2 : 出典) 木村大樹『実務解説 労働安全衛生法』(経営書院、2013年(平成 25年)) 377~379頁  
(表 7-11)

図 1 プレス機械等のリーフレット

**機械による労働災害防止対策を強化するため  
労働安全衛生規則を改正しました  
(プレス機械対策を中心に)**

プレス機械による労働災害は、依然として高い水準で発生しており、その多くが指の切断など後遺障害を伴うものとなっています。今回、プレス機械による挟まれ災害などの対策を強化するため、プレス機械に取り付ける新たな安全装置の追加や手払い式安全装置の原則使用禁止など、労働安全衛生規則の一部を改正しました。  
改正規則は平成23年7月1日から施行されます。

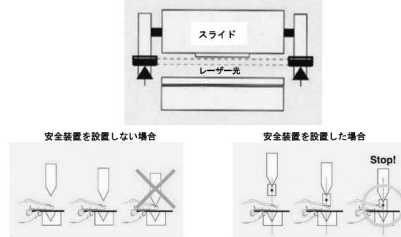
**改正の概要**

- 1 プレス機械に取り付けることができる新たな安全装置を追加(第131条)**  
プレスブレーキ(※1)に使用できる安全装置(プレスブレーキ用レーザー式安全装置)を追加しました。この装置は、スライドの速度を低速(毎秒10ミリメートル以下)とすることができ、操作部を操作している間のみスライドを動作させることができるプレスブレーキに設置、使用することができます。  
(※1)主として、長板の曲げに使用する構造をもつプレス機械
- 2 手払い式安全装置の原則使用禁止(第131条および附則)**  
手払い式安全装置は、使用禁止となります。ただし、当分の間、プレス機械の操作部が両手操作式のものに取り付けた場合に限り使用することができます。
- 3 機械のストローク端による危険防止措置の充実(第108条の2)**  
ストローク端が労働者に危険を及ぼすおそれのある機械について、工作機械に限らず、移動するテーブルなど該当するものすべて、危険を防止する措置を講じなければならなくなります。

**I プレス機械に取り付けることができる新たな安全装置を追加**

プレスブレーキは、材料を手を持って加工する場合など、従行の光線式安全装置が使いにくいことがあります。今回の改正により、一定の条件(※2)を満たすプレスブレーキについて、「プレスブレーキ用レーザー式安全装置」が使用できるようになりました。この安全装置については、今回、「プレス機械又はシーヤの安全装置構造規格」にも、新たに規定しています(第22条の2)。このような安全装置は、欧州規格(EN規格)に基づき、ヨーロッパなどでも使用されています。

この安全装置は、プレスブレーキの停止性能に応じ、身体の一部がスライドに挟まれるおそれがないよう、上型の近傍に射出機構のレーザー光線を配して使用します。



**(※2) プレスブレーキ用レーザー式安全装置を取り付けることができる一定の条件**

- (1) スライドの速度を毎秒10ミリメートル以下の低速にすることができるものであること。
- (2) (1)の低速でスライドを動作させるときは、スライドの操作部を操作している間のみスライドを動作させるものであること。例えば、足踏みスイッチを用いる場合は、踏んでいる間のみスライドが動作するもの。

**II 手払い式安全装置の原則使用禁止**

手払い式安全装置は簡便な安全装置として使用されてきましたが、足踏みスイッチのプレス機械に設置した場合に、手を払いきらずにスライドに手を挟まれることがありました。そこで、今後は原則使用禁止とします。ただし、両手操作式のプレス機械など一定の条件(※3)を満たすものに限り、当分の間、使用することができます。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



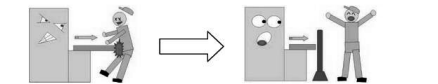
- ※3 当分の間、手払い式安全装置を使用することができるプレス機械の条件**
- 操作方法が両手操作式であること
  - ストローク長さが
    - ① 40ミリメートル以上
    - ② スライドの作動中に手の安全を確保できる防護板(以下「防護板」)の高さ以下(防護板の高さが300ミリメートル以上のものは300ミリメートル以下)
  - 毎分ストローク数が120以下

※この経過措置については、改正規則の施行状況を踏まえて将来的に見直すことを予定しています。新たにプレス機械の安全対策を行う場合は、できる限り手払い式安全装置以外の措置を選択しましょう。

**III 機械のストローク端による危険防止**

労働者に危険を及ぼすおそれのある機械のストローク端については、改正前は工作機械にのみ、柵、覆いなどを設けることを規定していましたが、工作機械以外の移動するテーブルやラムを有する機械でも、テーブルと建物設備の間に挟まれる死亡災害が発生していることから、ストローク端のリスクを有するすべての機械について、危険防止のための措置を講じなければならなくなりました。

**対象を工作機械から、ストローク端のリスクを有するすべての機械に拡大!**



※対象となる機械には、カレットパンチプレス、木工用のNCルーター、NCフライス盤などがあります。  
※危険を防止する措置とは、例えば、①覆い・柵を設けること、②光線式安全装置・マト式安全装置を設置し、作業者の進入を検知したときに機械の動作を停止させること、などがあります。

**改正 労働安全衛生規則**

**第108条の2(ストローク端の覆い等)**  
事業者は、研削盤又はプレーナーのテーブル、シーヤのラム等のストローク端が労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆い、囲い又は柵を設ける等当該危険を防止する措置を講じなければならない。

**第131条(プレス等による危険の防止)**  
(略)

2 事業者は、作業の性質上、前項の規定によることが困難なときは、当該プレス等を用いて作業を行う労働者の安全を確保するため、次に定めるところに適合する安全装置(手払い式安全装置を除く。)を取り付ける等必要な措置を講じなければならない。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 プレスブレーキ用レーザー式安全装置にあっては、プレスブレーキのスライドの速度を毎秒10ミリメートル以下とすることができ、かつ、当該速度でスライドを動作させるときはスライドを動作させるための操作部を操作している間のみスライドを動作させる性能を有するものであること。

3 (略)

**附 則**  
**第25条の2(手払い式安全装置に係る経過措置)**  
当分の間、第131条第2項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「手払い式安全装置」とあるのは、「手払い式安全装置(ストローク長さが40ミリメートル以上であって防護板(スライドの作動中に手の安全を確保するためのものをいう。))の長さ(当該防護板の長さが300ミリメートル以上のものにあつては、300ミリメートル)以下のものであり、かつ、毎分ストローク数が120以下である両手操作式のプレス機械(使用する場合を除く。)」とする。

※労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)の改正とあわせて、「プレス機械又はシーヤの安全装置構造規格」(昭和53年労働省告示第102号)、「動力プレス機械構造規格」(昭和52年労働省告示第116号)も改正しました。

このリーフレットに関するお問い合わせは、  
最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署まで

図2 溶接ヒュームに関するリーフレット

金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ

### 金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。  
※一部経過措置があります（令和4年4月1日施行、フィットテストの実施については令和5年4月1日施行）

- このリーフレットは、**金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者**向けのものです。
- 屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う方は**、リーフレット「**屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ**」をご覧ください。

※「**屋内作業場**」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。  
・作業場の建物の正面の半分以上にたつて壁、羽根その他のしやべい物が設けられている場所  
・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

※「**継続して行う屋内作業場**」には、建物の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

#### 1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置づけました。

※**金属アーク溶接等作業**  
・金属をアーク溶接する作業。  
・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業。  
・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）

溶接ヒューム	
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した固体の粒子（粒径0.1～1μm程度）
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガ（MnO）について神経機能障害 三酸化マンガ（Mn2O3）について神経機能障害、呼吸器障害	

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

### 2. 特定化学物質としての規制

#### (1) 全体換気装置による換気等（特化則第38条の21第1項）

- 金属アーク溶接等作業に関する溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。  
※「**同等以上の措置**」には、ブラッシュアップ換気装置、局所排気装置が含まれます。
- 「**全体換気装置**」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者（→6ページ）が、1月を超えない期間ごとに、その損傷、買替の有無などについて点検する必要があります。

【全体換気装置の例】 【局所排気装置の例】

#### (2) 溶接ヒュームの測定、その結果に基づく呼吸用保護具の使用及びフィットテストの実施等（特化則第38条の21第2項～第8項）

- 「**金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場**」の場合、当該作業の方法を新たに採用し、または変更しようとするときは、以下の措置を講じることが必要です（経過措置期間は下図参照）。  
・なお、現に当該作業を行っている場合は、令和4年3月31日までに以下の①の措置を講じることが必要です。
- 「**変更しようとするとき**」には、以下の場合があります。  
・溶接方法が変更された場合  
・溶接材料、母材や溶接作業場所の変更が溶接ヒュームの濃度に大きな影響を与える場合

#### 必要な措置の流れ

① 溶接ヒュームの濃度の測定 → 3ページ  
測定の結果マンガンとして0.05mg/ml以上の場合 左記以外の場合  
経過措置期間 → 8ページ

② 換気装置の風量の増加 其他必要な措置 → 4ページ

③ 再度、溶接ヒュームの濃度の測定 → 3ページ

④ 測定結果に応じ、有効な呼吸用保護具を選択し、労働者に使用させる → 4ページ

⑤（面体を有する呼吸用保護具を使用させる場合）1年以内ごとに1回、フィットテスト（※）の実施 → 5ページ

※当該呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認をいいます。

#### ①③ 溶接ヒュームの濃度の測定等（測定等告示第1条）

個人ばく露測定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定します。

（注）個人ばく露測定は、**第1種作業環境測定士、作業環境測定機関**などの、当該測定について十分な知識・経験を有する者により実施してください。

#### 個人ばく露測定の詳細

- 試料空気の採取は、金属アーク溶接等作業に従事する労働者の**身体に装着する試料採取機器**を用いる方法により行います。  
※試料採取機器の採取口は、労働者の呼吸する空気中の溶接ヒュームの濃度を測定するために最も適切な部位（呼吸域）に装着する必要があります。その際、採取口が**溶接用の面体の内側**となるように設置します。
- 試料空気の採取の対象者、時間は以下のとおりです。  
・試料採取機器の装着は、労働者に**ばく露される溶接ヒュームの量がほぼ均一であると見込まれる作業（以下「均等ばく露作業」）**ごとに、それぞれ、適切な数（2人以上に限る）の労働者に対して行います。  
※均等ばく露作業に従事する一労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた2以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により採取が行われたときは、この限りではありません。  
・試料空気の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が**金属アーク溶接等作業に従事する全時間**です。なお、採取の時間を短縮することはできません。
- 試料採取方法は、作業環境測定基準第2条第2項の要件に該当する**分粒装置**を用いる**過捕集方法**またはこれと同等以上の性能を有する試料採取方法により行います。
- 分析方法は、吸光度分析方法、原子吸光分析方法、左記と同等以上の性能を有する分析方法により行います。

※ 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和2年厚生労働省告示第286号）

#### ② 換気装置の風量の増加其他の措置（特化則第38条の21第3項）

- 溶接ヒュームの濃度測定の結果に応じ、**換気装置の風量の増加**其他必要な措置を講じます（次に該当する場合は除きます。）。  
・溶接ヒュームの濃度がマンガンとして0.05mg/mlを下回る場合  
・同一事業場の類似の溶接作業場において、濃度測定の結果に応じて十分に措置内容を検討し、当該対象作業場においてその措置をあらかじめ実施している場合  
※「**其他必要な措置**」には、次の措置が含まれます。  
・溶接方法や母材、溶接材料等の変更による溶接ヒューム量の低減  
・集じん装置による集じん  
・移動式送風機による送風の実施
- ①の措置を講じたときは、その効果を確認するため、再度、個人ばく露測定により空気中の溶接ヒュームの濃度を測定します。
- 個人ばく露測定による溶接ヒュームの濃度の測定等を行ったときは、その都度、必要な事項を記録します。（当該金属アーク溶接等作業方法を用いなくなった日から3年保存）

#### ④ 呼吸用保護具の選択の方法（測定等告示第2条）

- 溶接ヒュームの濃度の測定の結果得られたマンガンの濃度の最大の値（C）を使用し、以下の計算式により「**要求防護係数**」を算定します。  
$$\text{要求防護係数 } PF_r = \frac{C}{0.05}$$
- 「**要求防護係数**」を上回る「**指定防護係数**」を有する呼吸用保護具を、以下の一覧表から選択します。

防犯メカニズム	呼吸用保護具の種類		指定防護係数	
	取替式	全面形面体		
防犯メカニズム	全面形面体	RS3又はRL3	50	
		RS2又はRL2	14	
		RS1又はRL1	4	
		半面形面体	RS3又はRL3	10
		RS2又はRL2	10	
	RS1又はRL1	4		
	使い捨て式	DS3又はDL3	10	
		DS2又はDL2	10	
		DS1又はDL1	4	
		電動ファン付き呼吸用保護具	全面形面体	S級
PS3又はPL3				90
PS2又はPL2	19			
A級又はB級	60			
P級又はL級	33			
半面形面体	S級		60	
	PS2又はPL2		33	
	A級又はB級		14	
	P級又はL級		25	
	フード形又はフェイスシールド形		A級	20
電動ファン付き呼吸用保護具	S級又はA級	PS2又はPL2	20	
	S級又はB級	PS1又はPL1	11	

（注）RS1、RS2などは、防じんマスクの規格の規定による区分、S級、A級およびB級、P1、P2などは、電動ファン付き呼吸用保護具の規格の規定による区分です。  
※ 電動ファン付き呼吸用保護具とエアラインマスクのうち、実際の作業時の測定等により得られた防護係数にのぼる指定防護係数を上回ることを確認者が**証明する特定の型式**については、別に定める指定防護係数を使用することができます。



### ⑤ フィットテストの方法 (測定等告示第3条)

● フィットテストの方法

① JIS T8150 (呼吸用保護具の選択、使用および保守管理方法) に定める方法またはこれと同等の方法により、呼吸用保護具の外側、内側をそれぞれの測定対象物質の濃度を測定し、以下の計算式により「フィットファクタ」を求めます。

$$\text{フィットファクタ} = \frac{\text{呼吸用保護具の外側の測定対象物質の濃度}}{\text{呼吸用保護具の内側の測定対象物質の濃度}}$$

② 「フィットファクタ」が、以下の「要求フィットファクタ」を上回っているかどうかを確認します。

呼吸用保護具の種類	要求フィットファクタ
全面形面体を有するもの	500
半面形面体を有するもの	100

● フィットテストの記録の方法  
確認を受けた者の氏名、確認の日時、装着の良否、上記の確認を外部に委託して行った場合の受託者の名称を記録します。

(記録の例)

確認を受けた者	確認の日時	装着の良否	備考
甲山一郎	12/8 10:00	良	●●社に委託して実施(以下同し。)
乙田次郎	12/8 10:30	否(1回目) 良(2回目)	最初のテストで不適合となったが、マスクの装着方法を改善し、2回目で合格となった。

※ 大気粉じん等、JIS T8150で定めるものです。

---

### (参考) 呼吸用保護具の種類

防じんマスク

【取り替え式・全面形面体】 【取り替え式・半面形面体】 【使い捨て式】

電動ファン付き呼吸用保護具

【全面形面体】 【半面形面体】

### (3) 掃除等の実施 (特化則第38条の21第9項)

金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、水洗等粉じんの飛散しない方法によって、毎日1回以上掃除しなければなりません。

※「水洗等」には超高性能(HEPA)フィルター付き真空掃除機が含まれますが、粉じんの再飛散に注意する必要があります。

### (4) 特定化学物質作業主任者の選任 (特化則第27条、第28条)

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

(令和4年3月31日まで経過措置あり→8ページ)

- ① 作業に従事する労働者が対象物質に汚染され、吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指導すること
- ② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1か月を超えない期間ごとに点検すること
- ③ 保護具の使用状況を監視すること

### (5) 特殊健康診断の実施等 (特化則第39条～第42条)

溶接ヒュームを取り扱う作業に常時従事する労働者に対して、健康診断を行うことが必要です。

- 金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後6月以内ごとに1回、定期に、規定の事項について健康診断を実施する(1次健診)。
- 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する(2次健診)。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果(個人票)は、5年間の保存が必要。
- 特定化学物質健康診断結果報告書(特化則様式第3号)を労働基準監督署長に提出する。
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を助案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

### ■ 溶接ヒュームの健診項目

1次健診	①業務の経歴の調査 ②作業条件の簡易な調査 ③溶接ヒュームによるせき帯パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等の発生パーキンソン症候群様症状の有無の検査 ⑤腕力の測定
2次健診	①作業条件の調査 ②呼吸器に関する他覚症状がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガン濃度の測定

※ 金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「じん肺健康診断」の実施(じん肺法第7～9条の2)が必要ですのでご注意ください。

### (6) その他必要な措置

溶接ヒュームを取り扱う作業に関し、次の措置を講じることが必要です。

- ① 安全衛生教育 (安衛則第35条)  
労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のために必要な事項(特に、「呼吸用保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること」など)について、教育を行う。
- ② ばら等の処理 (特化則第12条の2)  
対象物質に汚染されたばら(ウエス等)、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。
- ③ 不浸透性の床の設置 (特化則第21条)  
作業場所の床は、不浸透性のもの(コンクリート、鉄板等)とする。
- ④ 立入禁止措置 (特化則第24条)  
関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。
- ⑤ 運搬貯蔵時の容器等の使用等 (特化則第25条)  
対象物質を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。
- ⑥ 休憩室の設置 (特化則第37条)  
対象物質を常時、製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場所以外の場所に休憩室を設ける。
- ⑦ 洗浄設備の設置 (特化則第38条)  
以下の設備を設ける。  
・ 洗眼、洗身またはうがいの設備  
・ 更衣設備  
・ 洗濯のための設備
- ⑧ 喫煙または飲食の禁止 (特化則第38条の2)  
対象物質を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。
- ⑨ 有効な呼吸用保護具の備え付け等 (特化則第43条、第45条)  
必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

### 3. 施行日・経過措置

屋内作業場における金属アーク溶接等作業の規制は、下表のスケジュールで施行されます。

規制の内容	2021(令和3)年				2022(令和4)年				2023(令和5)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定、呼吸用保護具の使用等												
特定化学物質作業主任者の選任												
全体換気の実施、特殊健康診断の実施、その他必要な措置												

● 現時点でも、粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。  
- 令和4年4月1日以降、特化則と粉じん則に基づく防じんマスクについては、いずれか防塵性能の高い方を使用しなければなりません。

● 溶接ヒュームの濃度測定 (4/1～)

● 換気風量の増加その他必要な措置 (4/1～)

● 再度の溶接ヒュームの濃度測定 (4/1～)

● 呼吸用保護具の選択・使用 (4/1～)

● フィットテストの実施 (4/1～)

● 選任職務 (4/1～)

● 実施義務 (4/1～)

改正内容に関する通達・資料はこちら  
厚生労働省ホームページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsite/bunya/0000099121\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsite/bunya/0000099121_00001.html)

条文の参照は、e-GOV法令検索システム  
<https://elaws.e-gov.go.jp/>

お問い合わせ・・・都道府県労働局または労働基準監督署  
(所在案内: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>)



- 1 労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール⑩』（労務行政、2017年（平成29年））842頁。畠中信夫『労働安全衛生法のはなし』（中災防ブックス、2019年（令和元年））88～89頁。労働調査会出版局編『労働安全衛生法の詳解 - 労働安全衛生法の逐条解説 - 改訂第5版』（労働調査会、2020年（令和2年））1014頁。
- 2 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））842頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1014頁
- 3 国際労働機関（ILO）ホームページ  
（[https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS\\_238155/lang-ja/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238155/lang-ja/index.htm)）（2021年〇月〇日閲覧）。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1014頁。
- 4 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））842～843頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1014～1015頁。
- 5 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））842～843頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1014～1015頁。
- 6 木村大樹『実務解説 労働安全衛生法』（経営書院、2013年（平成25年））375頁。
- 7 労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール⑩』（労務行政、2017年（平成29年））844頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1016頁。
- 8 畠中前掲書（2019（令和元年））89頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1016～1017頁。
- 9 尾添博『改訂第2版 楽に読める安衛法 概要と解説』（労働新聞社、2019年（令和元年））355頁。
- 10 木村前掲書（2013年（平成25年））376頁。「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に 係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」（平18・10・30 基安化発 1020001号）。「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」の改正について」（平22・12・16 基安化発 1216 第1号）。
- 11 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））843頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1015～1016頁。
- 12 厚生労働省労働基準局が毎年発表する「労働基準監督年報」の定期監督の違反状況では、労基法第106条について指導していることは確認できるが、それが何についての（法令なのか就業規則なのか労使協定なのか）未周知なのかは把握できない。また、安衛法第101条については違反状況の欄がないため指導状況は確認できない。
- 13 木村前掲書（2013年（平成25年））379頁。畠中前掲書（2019年（令和元年））235頁。
- 14 法第102条の規定は、1970年（昭和45年）4月8日に発生した大阪市営地下鉄谷町線の建設工事中のガス爆発事故の教訓に基づき立法化されたものである（労働調査会出版局編前掲書（2015年（平成27年））1018頁）。この事故では、坑内に宙吊りにされたガス導管の継ぎ手が抜けたことによりガスが工事現場に噴出し、何らかの理由により引火爆発したことにより、工事関係者・通行人などに多数の死傷者（死者79人、負傷者420人）が発生した（久谷與四郎『事故と災害の歴史館 - “あの時” から何を学ぶか - 』（中央労働災害防止協会、2008年（平成20年））63～75頁）。
- 15 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））1018頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））845頁。
- 16 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））844～845頁。労働調査会出版局編前

---

掲書（2020年（令和2年））1018～1019頁。

17 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））847頁。畠中前掲書（2019年（令和元年））104～105頁。働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1021頁。

18 尾添前掲書（2019年（令和元年））357頁。

19 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））848～849頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1021～1022頁。

20 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））848～849頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1021～1022頁。

21 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））848～849頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1021～1022頁。

22 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））848～849頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1021～1022頁。

23 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））848～849頁。働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1021～1022頁。

厚生労働行政推進調査事業費補助金  
（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））  
分担研究報告書

労働安全衛生法第 104 条から第 105 条の逐条解説

分担研究者 吉田肇 元京都大学法科大学院客員教授・弁護士

<研究要旨>

心身の状態の情報は、労働者に対する安全配慮義務の履行や健康確保措置の実施のために活用することが求められる一方で、心身の状態の情報は、その多くが機微な情報であり、個人情報保護法（以下「個情法」という。）における要配慮個人情報として適正に取扱われる必要がある。安衛法 104 条は、雇用管理分野における個人情報保護法の特則として、個情法を踏まえながら、心身の状態の情報の収集、保管、使用の各行為において、労働者の健康確保のために必要な範囲内で情報を取り扱うことを定め、事業者内部における心身の状態の情報の活用、情報共有については、情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う情報の範囲等を取扱規程に定め、産業医等の医療職により適切に加工された情報を提供し、あるいは取扱者を限定する等の体制を採るよう求めている。

本条は、上記のような心身の状態の情報の適正な取扱いを確保するために、同条 2 項で、事業者に必要な措置を講じることを求めるとともに、同条 3 項に基づく指針及びその内容を解説をする「手引き」を公表している。

今後は、本条及び本指針、「手引き」の内容を事業者に周知し、心身の状態の情報の適正な取扱いがなされるよう行政の適切な指導が求められる。

なお、本条及び指針の周知に際しては、心身の状態の情報を収集する場合は、基本的には、指針を踏まえ労働者本人が安心して情報を提供できるような条件の整備と丁寧な説明等により対応すべきであるが、労働者本人が合理的な理由なく必要な情報の提供に同意しない場合には、就業規則等に基づき健康診断の業務上の指示を行い、あるいは安全配慮等のために必要かつ合理的な範囲内で配転等の人事権の行使をすることも認められることに留意すべきである。また、労働者本人が、上記の事業者による必要な条件の整備と説明がなされていたにもかかわらず情報を秘匿していた場合には、事業主の予見可能性はないとされるか、あるいは過失相殺が適用される可能性があることも留意すべきである。更に、正当な理由で心身の状態の情報を事業者の内部で活用する場合、特に医療職等により加工された情報を共有する場合は、就業規則と一体となった取扱規程に基づき、適正に行われる限り、本条に基づく正当な行為であり、仮に本人の同意が得られないと

しても、プライバシー侵害等の不法行為は成立せず、産業保健スタッフが安衛法105条、刑法134条等の刑事責任を問われることもないことに留意すべきである。

以上のように、法が産業医をはじめとする事業場内産業スタッフに期待する役割は大きいですが、産業医の状況は、いまだ質的、量的に不十分な現状にあり、その改善が急がれる。

また、掲記した裁判例は、いずれも本条の施行以前のものであるが、今後は心身の状態の情報の取扱いに関する法的紛争は、本条及び個情法の解釈、適用とプライバシー侵害による不法行為責任の有無という形で展開されることが予想される。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の3点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き123条ある安衛法のうち第104条、105条について、その課題を果たすことにある。

B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐づく政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第1次文献のレビューを行って執筆した文案を研究会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

C. 研究結果

1. 第104条、第105条

前注

1. 1 条文

**（心身の状態に関する情報の取扱い）**

**第百四条** 事業者は、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置の実施に関し、労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。

**（健康診断等に関する秘密の保持）**

**第百五条** 第六十五条の二第一項及び第六十六条第一項から第四項までの規定による健康診断、第六十六条の八第一項、第



第六十六条の八の二第一項及び第六十六条の八の四第一項の規定による面接指導、第六十六条の十第一項の規定による検査又は同条第三項の規定による面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならない。

## 1. 2 趣旨・内容

### 1. 2. 1 第 104 条

#### 1. 2. 1. 1 趣旨

事業者は、労働者の健康確保措置を実施し、事業者が負う民事上の安全配慮義務を履行する目的で、心身の状態の情報を取り扱う必要がある。

一方、心身の状態の情報は、そのほとんどが、機微情報であり、本人に不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要する個人情報保護法（以下「個情法」）上の「要配慮個人情報」（同法 2 条 3 項）<sup>1</sup>に当たることから、事業者が心身の状態の情報を取り扱えるのは、本人が同意している場合のほか、労働安全衛生法令及びその他の法令に基づく場合や、人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、あるいは公衆衛生の向上等のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等とされている（個情法 20 条 2 項 1 乃至 8 号）。

<sup>1</sup> 個情法 2 条 3 項は、本人の「病歴」とともに「政令で定める記述等が含まれる個人情報」を要配慮個人情報として定義している。後者について、個情法施行令 2 条は、①身体障害、知的障害等の一定の心身の障害があること（1 号）、②医師等により行われた健康診断等の結果（2 号）、③健康

そこで、本条は、労働者が雇用管理において不利益な取り扱いを受ける不安なく、安心して健康診断等を受けられるように、事業者に対し、労働者の心身の状態に関する情報を上記の目的に即して、適正に収集、使用、保管することを義務付ける（本条 1 項）とともに、その適正な管理のための必要な措置を講じる義務を負わせた（同条 2 項）ものである。

また、厚生労働大臣は、事業者の講ずべき措置を適切かつ有効に実施するために指針を公表する（同条 3 項）とともに、事業者又はその団体に対し、必要な指導を行うことができることとした

#### 1. 2. 1. 2 内容

##### 1.2.1.2.1 本条の内容、性格

2018 年（平成 30 年）の安衛法改正において産業医・産業保健機能の強化が図られたが、あわせて、心身の状態に関する情報の取り扱いに関する本条が新設された。なお、同時にじん肺法においても同様の改正が行われている（同法 35 条の 3、35 条の 4）。

本条において、事業者は、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合を除き、安衛法又はこれに基づく命令の規定による措置の実施に関し、労働者の心身の状態の情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の心身の状態の情報を収集し、

診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療もしくは調剤が行われたこと（3 号）を、要配慮個人情報として規定している。

並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならないとされている（本条1項）。

また、事業者は、労働者の心身の状態の情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないこととされ（2項）、厚生労働大臣は、事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとされた（3項）。

本条3項（及びじん肺法35条の3第3項）に基づき、厚生労働省「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成30年9月7日 労働者の心身の状態の情報の適正な取扱い指針公示第1号（以下、「本指針」という。））が策定され、本指針に基づき事業者が定めるべき取扱規程等について解説した同省「事業場における労働者の健康情報等の取扱規程を策定するための手引き」（以下「手引き」という。）が「労働者の健康情報の取り扱いに関する検討会」において平成31年3月に作成された。

なお、本指針の策定以前に策定された「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について（通知）」（平成29年5月29日付け個情第749号・基発0529第3号（以下、「留意事項」という。））、安衛法66条の10第7項に基づく「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成27年4月15日心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号。最終改正：平成30年8

月2日公示第3号（以下、「ストレスチェック指針」という。））及び安衛法70条の2に基づく「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年3月31日指針公示第3号、最終改正：平成27年11月30日指針公示第6号。以下「メンタルヘルス指針」という。）は、いずれも心身の状態の情報の取扱いに関する記載を含んでいるが、オーバーラップする部分については本指針が優先し、本指針に定められていない部分については、「留意事項」、ストレスチェック指針、メンタルヘルス指針によることとなる。

また、上記のとおり、本条の「労働者の心身の状態の情報」<sup>2</sup>は、そのほとんどが個情法2条3項の「要配慮個人情報」に該当するが、本条は、そのことを踏まえながら、事業者が、心身の状態の情報を主に労働者に対する健康確保措置を実施し、安全配慮義務を履行する目的で適切に取り扱うことを求めるものである。その意味で、本条は、労働安全衛生の分野における心身の状態の情報のもつ特色を踏まえた個情法の特則としての性格を有するといつてよい。そして、本指針及び「手引き」は、その特色を具体的に反映した内容となっている。

#### 1.2.1.2.2 事業者、労働者の意義、適用範囲

本条の「事業者」は、事業を行う者で、労働者を使用するものをいう（安衛法2条3号）が、通達（昭和47年9月18日発基第91号）で、ここにいう「事業者」とは、法人企業であれば当該法人（法人代表者ではない）、個人企業であれば、事業経営主を

<sup>2</sup> 「手引き」では「健康情報等」とも呼ばれている。「健康情報」とは、労働者の心

身の状態の情報のうち、要配慮個人情報に該当するものを指す。

指すとされている。これは、従来の労働基準法上の義務主体であった使用者と異なり、事業経営の利益の帰属主体そのものを義務主体としてとらえ、その安全衛生上の責任を明確にしたものとされる。

本条の「労働者」とは、労基法 9 条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう（安衛法 2 条 2 号）。

このように、本条は、同居の親族のみを使用する事業の場合を除き、使用する全労働者を対象として、全事業者に適用され、規模の大小を問わない。

### 1.2.1.2.3 心身の状態の情報の取扱規程の策定

#### (1)取扱規程策定の目的及び定めるべき事項

心身の状態の情報が、労働者の健康確保措置の実施や事業者が安全配慮義務を履行する目的の範囲内で適正に使用され、事業者による労働者の健康確保措置が十全に行われるよう、事業者は、当該事業場における取扱規程を定め、労使で共有することが求められる。心身の状態の情報の取扱いは、法令で守秘義務が課されている産業保健業務従事者以外の者が、法令に基づく取り組み以外の機会に関与することもあり得るので、情報を取り扱う者及びその権限、取り扱う情報の範囲等について取扱規程で取り決めておくことが求められる。

本指針は、心身の状態の情報の取扱いに

<sup>3</sup> 取扱規程の雛形が「手引き」30頁以下に掲記されているので、参照されたい。

<sup>4</sup> 本指針は、②については、個々の事業場における心身の状態の情報を取り扱う目的や取り扱う体制等の状況に応じて、部署や職

関する原則を明らかにするとともに、事業者が策定すべき取扱規程の内容、作成方法、運用等について定めている<sup>3</sup>。

本指針は、取扱規程に定めるべき事項として以下の事項を挙げる。

- ① 心身の状態の情報を取り扱う目的及び取扱方法
- ② 心身の状態の情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う心身の状態の情報の範囲<sup>4</sup>
- ③ 心身の状態の情報を取り扱う目的等の通知方法及び本人同意の取得方法
- ④ 心身の状態の情報の適正管理の方法
- ⑤ 心身の状態の情報の開示、訂正等（追加及び削除を含む。以下同じ。）及び使用停止等（消去及び第三者への提供の停止を含む。以下同じ。）の方法
- ⑥ 心身の状態の情報の第三者提供の方法
- ⑦ 事業承継、組織変更に伴う心身の状態の情報の引継ぎに関する事項
- ⑧ 心身の状態の情報の取扱いに関する苦情の処理
- ⑨ 取扱規程の労働者への周知の方法

#### (2)取扱規程の策定の方法

事業者は、取扱規程の策定に当たっては、衛生委員会等を活用して労使関与の下で検討し、策定したものを労働者と共有することが必要である。この共有の方法については、就業規則その他の社内規定等により定め<sup>5</sup>、当該文書を常時作業場の見やすい場所に掲示、備え付け、あるいはイントラネッ

種ごとに、その権限及び取り扱う心身の状態の情報の範囲等を定めることが適切であるとする。なお具体例として「手引き」別表 3、4 参照。

<sup>5</sup> 取扱規程を就業規則の一部とする方法と

トに掲載するなどの方法により周知するのが適切である。このように就業規則の一部として取扱規程を策定し、周知することにより、取扱規程の内容は労働契約の内容となり、事業者は取扱規程に定められた方法で情報を取り扱うことができ、労働者はそれに応じる義務があることになる<sup>6</sup>。こうすることにより取扱規程の実効性を確保することにもなる。

なお、衛生委員会等を設置する義務がない常時50人未満の労働者を使用する事業場（以下「小規模事業場」）においては、必要に応じて安衛則23条の2の関係労働者の意見を聴く機会を活用する等の方法により、労働者の意見を聴いた上で取扱規程を策定し、労働者と共有するのが適切である。

また、取扱規程を策定する単位は、当該企業及び事業場の実情を踏まえて、事業場単位ではなく、企業単位とすることも可能である。

#### 1.2.1.2.4 取扱方法の種類

心身の状態の情報に関する取扱方法としては、以下のものがある（「手引き」4頁参照）。

収集：健康情報等（心身の状態の情報）を入手すること（健康診断結果の収集だけではなく、面談等により入手、記録することも含む）。

保管：入手した健康情報等を保管すること（紙媒体での保管、電子媒体での保存の両者を指す。）

使用：健康情報等を取り扱う権限を有する者が、健康情報等を（閲覧を含めて）活用すること、また第三者に提供すること（紙媒体で入手した健康情報等をデータ化する場合も「使用」に含まれる。）

加工：収集した健康情報等の他者への提供に当たり、当該健康情報等の取扱いの目的の達成に必要な範囲内で使用されるように変換すること（例えば、健康診断の結果等をそのまま提供するのではなく、所見の有無や検査結果を踏まえ、医師の意見として置き換えることなど。）

消去：収集、保管、使用、加工した情報を削除するなどして使えないようにすること

#### 1.2.1.2.5 心身の状態の情報の具体的内容

事業者が、労働者の心身の状態の情報を取り扱う主な目的は、上記のとおり、労働者の健康確保措置を実施し、事業者が負う民事上の安全配慮義務を履行することにあるが、その他に事故防止など、職場の同僚や顧客などの第三者の安全確保、関係者の財産保護のために取り扱われることもある。

心身の状態の情報としては、例えば以下のようなものがある（心身の状態の情報の具体的内容（例）については、「手引き」32頁の別表1、「留意事項」の第2健康情報の定義参照）。

- (1)健康診断の結果、医師等から聴取した意見、それに基づく事後措置、保健指導の内容
- (2)長時間労働者を対象とした医師の面接指

しては、就業規則の規定に「別途定める[健康情報等の取扱規程]は、この就業規則の一部とする。」とする条項を設け、取扱規程とともに労働基準監督署に届け出るとともに、労働者に周知することが考えられる。

<sup>6</sup> 例えば、後にも述べるように健康確保措置を講じるために法定外健診を指示した場合、指示の内容が合理的で相当なものであれば、検診に応じることは労働者の義務となり、応じない労働者を懲戒処分に付することも可能となる。



導の結果、医師から聴取した意見、事後措置の内容

(3) ストレスチェックの結果、それに基づく医師による面接指導の結果、医師から聴取した意見、それに基づく事後措置の内容

(4) 健康診断の結果

(5) その他（がん検診の結果、職場復帰のための面談の結果、治療と仕事の両立支援のための医師の意見書<sup>7</sup>、通院状況等疾病管理のための情報、産業保健業務従事者が労働者の健康管理等を通じて得た情報、任意に労働者等から提供された本人の病歴、健康に関する情報、じん肺法に基づく措置を行うための情報、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づくアルコール検知、睡眠に関する情報等）

**1.2.1.2.6 心身の状態の情報の取扱いの原則～心身の状態の情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う心身の状態の情報の範囲**

**(1) 心身の状態の情報を取り扱う者**

心身の状態の情報を取り扱う担当者は、以下の者である（後記別表 3 参照）。

- ア) 人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者：社長、役員、人事部門の長
- イ) 産業保健業務従事者：産業医（専属・嘱

託）、保健師・看護師、衛生管理者、衛生推進者（安全衛生推進者）

ウ) 管理監督者：労働者本人の所属長

エ) 人事部門の事務担当者：人事部門の長以外の事務担当

これらのうち、医師、保健師等については、後記のとおり法令で守秘義務が課されているが、それ以外の法令で守秘義務が課されていない者については、取扱規程等で守秘義務を規定しておく必要がある（個情法 23 条、24 条）。

また、健康診断等の実施や結果の入力を外部に委託する場合は、情報を適切に取り扱うことを含めた安全管理措置を講じるよう委託契約を締結し、必要かつ適切な監督を行う必要がある（個情法 25 条）

**(2) 担当者の権限及び取り扱う心身の状態の情報の範囲**

本指針は 2(9)で、心身の状態の情報の取扱いの原則について、情報の性質により以下の 3 つの類型に情報を分類して整理している。（担当者毎の取り扱う情報の範囲と権限については後記別表 4 参照）

心身の状態の情報の分類	左欄の分類に該当する心身の状態の情報の例	心身の状態の情報の取扱いの原則
① 労働安全衛生法令に基	(a) 健康診断の受診・未受	全ての情報をその取扱いの

<sup>7</sup> 平成 29 年 3 月 28 日、働き方改革実現会議で決定された「働き方改革実行計画」では、病気の治療と生活の両立が重要な課題の一つとして掲げられた。また、厚労省「事業場における治療と職業生活の両立の支援のためのガイドライン」は、68 条

（病者の就業禁止）について、労働者が罹患した疾病の性質によっては、事業者がまずは配転、時短などの必要な措置を講ずることで就業を支援し、やむを得ない場合に限り禁止する趣旨であるとする。



<p>づき事業者が直接取り扱うこととされており、労働安全衛生法令に定める義務を履行するために、事業者が必ず取り扱わなければならない心身の状態の情報</p>	<p>診の情報<sup>8</sup></p> <p>(b) 長時間労働者による面接指導の申出の有無</p> <p>(c) ストレスチェックの結果<sup>9</sup>、高ストレスと判定された者による面接指導の申出の有無</p> <p>(d) 健康診断の事後措置について医師から聴取した意見</p> <p>(e) 長時間労働者に対する面接指導の事後措置について医師から聴取した意見</p> <p>(f) ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者に対する面接指導の事後措置について医師から聴取した意見</p>	<p>目的の達成に必要な範囲を踏まえて、事業者等が取り扱う必要がある。</p> <p>ただし、それらに付随する健康診断の結果等の心身の状態の情報については、②の取扱いの原則に従って取り扱う必要がある。</p>
<p>② 労働安全衛生法令に基づき事業者が労働者本人の同意を得ずに収集することが可能であるが、事業場ごとの取扱規程により事業者等の内部における適正な取扱いを定めて運用することが適当である心身の状態の情報<sup>10</sup></p>	<p>(a) 健康診断の結果（法定の項目）</p> <p>(b) 健康診断の再検査の結果（法定の項目と同一のものに限る。）</p> <p>(c) 長時間労働者に対する面接指導の結果</p> <p>(d) ストレスチェックの結果、高ストレスと判定さ</p>	<p>事業者等は、当該情報の取扱いの目的の達成に必要な範囲を踏まえて、取り扱うことが適切である。そのため、事業場の状況に応じて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報を取り扱う者を制限する</li> <li>・ 情報を加工する</li> </ul> <p>等、事業者等の内部にお</p>

<sup>8</sup> 要配慮個人情報には当たらないので、取得に当たり本人の同意（個情法20条2項）は不要である。

<sup>9</sup> ストレスチェックの結果については、当該ストレスチェックを行った医師等からストレスチェックを受けた労働者に対して通知されることとなっている。また、この場合において、当該医師等は、あらかじめストレスチェックを受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者のストレスチェックの結果を事業者に提供してはならないこととされている（安衛法66条の10第2項）。

<sup>10</sup>②の心身の状態の情報について、労働安全衛生法令に基づき行われた健康診断の結果のうち、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第2条各号に掲げる項目については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法

	<p>れた者に対する面接指導の結果</p>	<p>ける適切な取扱いを取扱規程に定め、また、当該取扱いの目的及び方法等について労働者が十分に認識できるよう、丁寧な説明を行う等の当該取扱いに対する労働者の納得性を高める措置を講じた上で、取扱規程を運用する必要がある。</p>
<p>③ 労働安全衛生法令において事業者が直接取り扱うことについて規定されていないため、あらかじめ労働者本人の同意を得ることが必要であり、事業場ごとの取扱規程により事業者等の内部における適正な取扱いを定めて運用することが必要である心身の状態の情報<sup>11</sup></p>	<p>(a) 健康診断の結果(法定外項目)                  (b) 保健指導の結果                  (c) 健康診断の再検査の結果(法定の項目と同一のものを除く。)                  (d) 健康診断の精密検査の結果                  (e) 健康相談の結果                  (f) がん検診の結果                  (g) 職場復帰のための面接指導の結果                  (h) 治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書                  (i) 通院状況等疾病管理のための情報</p>	<p>個人情報保護に関する法律に基づく適切な取扱いを確保するため、事業場ごとの取扱規程に則った対応を講じる必要がある。</p>

**i) 各類型の情報の個人情報上、安衛法上の位置づけと取り扱いの原則**

上記の第1類型と第2類型は、ともに「法令に基づく場合」（個人情報20条2項第1

号)として、取得に当たり本人の同意は不要である。第3類型は、「法令に基づく場合」に基本的に該当しないため本人の同意が必要なもの(個人情報20条2項)として位置づ

律第80号)第27条第3項の規定により、事業者は保険者の求めに応じて健康診断の結果を提供しなければならないこととされているため、労働者本人の同意を得ずに事業者から保険者に提供できる。

<sup>11</sup> 労働安全衛生法令以外の他法令（道路運送法、貨物自動車運送事業法、航空法、食品衛生法、水道法等）に基づいて事業者が取り扱う情報もある。

けられている。

個情法上は、適法に取得した個人情報であれば、事業者は利用目的の達成に必要な範囲内でそれを取り扱うことが認められており、個人情報の取り扱いについて事業者内の役割分担は定められておらず、個情法上、当該事業者内部において情報を隔てる「壁作り」は規定されていない。

一方、安衛法上は、安全配慮義務の履行や労働者の健康確保措置の実施のために必要な範囲内で心身の状態の情報を共有することが認められており、安衛法104条3項に基づく指針（本指針）にしたがい、適正な個人情報の取り扱い方法を講じることが求められている。

## ii) 各類型の情報の取扱いに関する基本的な考え方

「手引き」及び本指針は、各類型の情報の取扱いに関する基本的な考え方を以下のように整理している<sup>12</sup>。

第1類型については、法令を遵守するためには、事業者が把握する必要がある、その把握を怠ると、健康診断や面接指導、事後措置を履行するという事業者の義務が果たせなくなる情報である。

第2類型は、事業者が法令に基づき把握することができるものの、必ずしも事業者が直接把握する必要がない情報であるため、

労働者がその取扱いについて十分に納得できるように、健康情報等を取り扱う者の中でも、当該情報を取り扱うことができる者を制限したり、医療職種がいる場合には、医療職種が情報を加工した上で事業者が取り扱うといった対応が求められる。

なお、当該情報を取扱う担当者は、事業場の状況に応じて労使の話し合いにより定めることが求められる。事業場内に産業医や保健師等の医療職種がいる場合には、その取扱いを医療職種に制限することも考えられる。

第1類型、第2類型いずれの情報についても、取扱いの目的や方法等について、あらかじめ取扱規程に定めることが望まれる。

第3類型の情報は、労働者本人の同意を得て収集する必要があり、事業場内の誰が、どのように取り扱うか、取扱規程にあらかじめ定める必要がある。

## (3)心身の状態の情報を取り扱う目的等の通知方法

各類型のいずれの情報についても、取り扱う目的や取扱方法等について、労働者に周知（方法としては、例えばイントラネットでの掲載、パンフレットの配布事業場の担当窓口の備え付け、掲示板への掲示、メールの一斉送信（メールアドレスの悪用を防ぐため宛先を送信者自身とし、送信先アドレス

<sup>12</sup> 三柴丈典教授は、行政による情報取扱4原則として、i 本人同意の取得、ii 産業医等産業保健の専門家（できる限り法律上の守秘義務を負う者）による生情報の管理、iii 産業保健の専門家以外の者へ情報を渡す場合の情報加工、iv 衛生委員会等での審議を踏まえた規定の整備を求めてきたとし、これらはいくまで原則なので、事情によって求められる条件は変わり得るのであり、

例えばiが満たされなくとも、その努力をしたうえ、他の原則を満たせば足りることもあり得るとする。そして、本指針と手引きに示された分類は、個情法の改正を踏まえ、安衛法令に基づき、4原則を展開したものとする。（「対談で読み解くサイバーセキュリティと法律」商事法務 296頁）

は BCC に記載する方法等が望ましい）等が考えられる）した上で収集する必要がある（個情法 2 1 条参照）。これは、外部で受診した健康診断の結果を本人の意思に基づき、本人から事業者に提出してもらう場合も同様である。

また、第 2 類型の情報は、あらかじめ同意を得ずに収集することが可能であるが、必ずしも事業者が直接把握する必要がない情報であるため、取り扱いの目的や方法等について労働者の十分な理解を得ることが望ましく、取扱規程に定めた上で健康診断の受診案内等にあらかじめ記載する等の方法により労働者に通知することも考えられる。

また、取り扱う目的を変更した場合には、変更した目的について、本人に通知し、公表しなければならない（個情法 2 1 条 3 項）。

なお、退職者についても、その心身の状態の情報を取り扱う場合は上記と同様の取扱いが求められ、郵送等の方法で通知、公表することが必要となる。

#### (4) 本人の同意取得

##### i) 本人の同意取得の方法

第 3 類型の情報は、個情法 2 0 条第 2 項各号に該当する場合（法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等）を除き、取り扱う目的や取扱方法等について労働者に周知した上で、更に労働者本人の同意を得て収集する必要がある。

労働者本人の具体的な同意を得る方法と

しては、本人からの同意する旨の口頭による意思表示の外、同意する旨の書面、メール、ホームページ上の同意ボタンのクリックなどが考えられる<sup>13</sup>。

なお、第 3 類型の情報を書面または口頭により、労働者本人から適正に直接取得する場合には、労働者が情報を提供したことをもって事業者が当該情報を取得することについて労働者本人の同意があったものと考えられる<sup>14</sup>（例えば、労働者が治療と仕事の両立支援のために、勤務情報提供書に対応した主治医意見書を事業者に提出した場合）。ただし、当該情報について事業者等が医療機関等に直接問い合わせる場合には、別途、労働者本人の同意を得る必要がある。

いずれの場合も、同意取得の裏付けとなる資料を保管することが適切である。

なお、ストレスチェックについては、検査を行った医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない（安衛法 6 6 条の 1 0 第 2 項）とされているが、ストレスチェック結果が当該労働者に知らされていない時点でストレスチェック結果の事業者への提供についての労働者の同意を取得することは不適当であるため、事業者は、ストレスチェックの実施前又は実施時に労働者の同意を取得してはならないとされている。（ストレスチェック指針 1 1 の（3））

ただし、ストレスチェックを受けた労働者が、事業者に対して面接指導の申出を行

<sup>13</sup> 個情法ガイドライン通則編 2-16 「本人の同意」によると、「本人の同意」とは、本人の個人情報、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われ

ることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいうとしている。

<sup>14</sup> 同ガイドライン 3-3-2 要配慮個人情報の取得（法 2 0 条 2 項関係）。

った場合には、その申出をもってストレスチェック結果の事業者への提供に同意がなされたものとみなして差し支えないとされている（上記ストレスチェック指針）

**ii) 就業規則に心身の状態の情報を取り扱う規程を設けて労働者に周知した場合と本人の同意**

健康診断の結果に法定外の項目が含まれる場合（例えば、がん検診等）、法定項目については第1類型の情報に該当するので労働者の同意を得ずに収集することが可能であるが、法定外の項目については第3類型の情報に該当するため、個情法20条2項に規定する例外を除き、労働者のあらかじめの同意を得る必要がある。「手引き」は、この場合、労働者に対し、事前に事業者が必要とする項目を明示し、それ以外の項目は提出は不要であることを伝える等の対応が求められるとしている<sup>15</sup>。

しかしながら、このような場合に、事業者に対し、その都度、労働者本人の同意を書面等で得ることを求めることは、事業者にとって大きな負担となる。そこで、「手引き」は、就業規則を作成、変更し、心身の状態の情報の取扱いに関する規程を追加するに際し、心身の状態の情報を取得する方法、利用目的等について労使で十分協議した上で取扱規程を盛り込み、労働者に適切な方法で周知するとともに労働者の求めに応じて内容等を丁寧に説明している場合には、労働者が本人の意思に基づき情報を提供したことをもって、当該情報の取扱いについて労働者本人の同意の意思が表示されたと解されるとしている<sup>16</sup>。

これは、労働者本人が自らの意思で就業規則（取扱規程）に定めた情報を提出した場合には、その提出をもって当該情報の取扱いに同意する意思を表示したものと解する旨の規定を取扱規程に定めた場合<sup>17</sup>には、合理的な就業規則の作成、変更により就業規則の規定内容が労働契約の内容となることにより（労働契約法7条、10条）、労働者の個別の同意なく、就業規則の規定に基づき個情法20条2項の同意を得たものとして扱われるということ意味する。

**iii) 就業規則に取扱規程を設けて労働者に周知したにもかかわらず、本人が同意しない場合の取扱い**

事業者が健康管理措置を講じ、安全配慮義務を履行するためには、本人から法定外健診の結果等の心身の状態の情報を収集する必要が生じる場合がある（例えば、健康診断の精密検査の結果を把握しないと就業上の措置を決定できない場合、メンタルヘルス不調により職場で問題行動を繰り返す場合等）。

この場合、事業者には、取得した情報の管理を適正に行い、労働者が安心して健診結果を提供できる条件を整えることが、まず求められ、事業者は就業規則で定めた心身の状態の情報と取扱いに関する規程について、改めて当該労働者（場合によっては家族に事情を説明し、協力を得ることが適切な場合もあり得る）に対し丁寧に説明し、理解を求めることが必要となる。その場合、事業場の状況に応じ、取扱規程には、取扱いの目的や取扱方法を定めるとともに、情報の内容、利用目的によっては、情報の提供先

<sup>15</sup> 「手引き」9頁。

<sup>16</sup> 「手引き」10頁のQ&A参照。

<sup>17</sup> 「手引き」30頁「取扱規程の雛形」参照。



を医療職種に限定し、事業者や管理監督者、人事労務担当者には加工された情報のみを提供する等の定めを設け、運用することが求められる<sup>18</sup>。

このような条件を整えた上で、当該労働者が健診結果を提供することに同意しない場合には、就業規則に基づき適切な対応をすることとなる<sup>19</sup>。対応の内容は、検診の指示に従わない場合には、業務命令違反等を理由とする懲戒処分（労契法15条の要件を満たす必要がある）、メンタル不調者が休職の要件を満たす場合には休職命令を発令してその後の経過を見る、精密検査の結果次第では現在の担当業務に従事させること

が不適切な可能性がある場合には配置転換（担当業務の変更）を行う、必要な範囲内での業務軽減措置をとること等が考えられよう。なお、配置転換をする場合は、安全配慮義務を履行する観点も踏まえた業務上の必要性や著しい不利益となることを避ける等配置転換の要件を満たす必要がある。業務軽減措置を講じる場合も、産業医等の医師の意見を聴いた上で、制限の内容を決定することが求められる。

なお、法定外健診の受診命令については、電電公社帯広局事件最高裁判決<sup>20</sup>は、受診の指示に関する規定の内容が合理的なものであれば、規定された義務は労働契約の内

<sup>18</sup> ティー・エム・イーほか事件・東京高判平成27年2月26日労判1117号5頁（原審：静岡地判平成26年3月24日労判117号12頁）（確定）は、入社前より精神科クリニックを受診していたものの、通院している事実や診断名を告げていなかった派遣社員が自殺した事案について、判決は、メンタル不調に陥った労働者の早期発見と適切な対応を測るために、体調に懸念のある労働者に対しては、抽象的に体調を尋ねるだけでは足りず、通院や診断、投薬の状況等を聞く等して、不調の具体的な内容や程度等を詳細に把握し、必要に応じて産業医の診察を受けさせるなど体調管理が適切に行われるよう配慮し、指導すべき義務があったとした上で、派遣社員に対して直截に具体的な病名等を確認しようとしても、同人が素直にこれに応じてうつ病又はうつ状態にあることを説明したか否かは分からないが、同人がそのような不安（病名を明らかにすると解雇されるかもしれないという不安）

を抱くようになった原因の1つには、上司らの派遣社員に対する日頃の対応があったのではないかと考えられ、そのこと自体、被控訴人派遣会社や被控訴人派遣先会社における従業員に対する安全配慮義務の履行が必ずしも十分なものではなかったことを推認させるものである。」としている。（なお、メンタルヘルズ指針6(3)「メンタルヘルズ不調への気づきと対応」参照）

<sup>19</sup> 「手引き」11頁のQ&A参照。

<sup>20</sup> 最一小判昭和61年3月13日裁判集民147号237頁。頸肩腕症候群の長期罹患者に対する総合精密検診の受診を命ずる業務命令の有効性が問題となった事案であったが、判決は、健康回復を目的として公社は指示をすることができるとする就業規則・健康管理規程の規定の内容は合理的であり、それに基づく総合精密検査の指示は、疾病の治癒回復という目的との関係で、合理性ないし相当性が肯定し得るかぎり、労働契約上、指示に従う義務を負っているとした。

容となっており、規定に基づく具体的指示が、その目的に照らして、合理性ないし相当性が肯定し得る内容であるかぎり、労働者は、労働契約上、指示に従う義務を負っているとしている<sup>21</sup>。

ただし、事業者は、労働者が心身の状態の情報の取扱いに同意しないことを理由として、合理性のない不利益取扱いをしてはならず、また労働者の健康確保措置及び民事上の安全配慮義務の履行に必要な範囲を超えて、当該労働者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

本指針<sup>22</sup>は、不利益な取扱いの例として、労働者が情報の取扱いに同意しないことや情報の内容を理由として解雇、雇止め、退職勧奨をすること、不当な動機・目的をもって配置転換、職位（役職）の変更を行うこと、その他労働関係法令に違反する措置を講じること、健康診断後に医師の意見聴取を行わずに就業上の措置を行う（安衛法66条の4、5）こと、医師の意見と著しく異なる就業上の措置を行うことを挙げている。

なお、事業者が心身の状態の情報を適正に管理し、安心して情報を提供できる条件を整えていたにもかかわらず、労働者本人が心身の状態の情報を自ら提供せず、事業者が当該情報の提供がないと必要な健康管

理措置を講じることができなかったため、労働者が疾病を増悪させる等の結果を生じさせた場合には、事業者は、予見可能性がなかったことにより免責され、あるいは過失相殺等により責任が減じられる可能性がある<sup>23</sup>。

#### (5)事業者等の内部における情報の適切な取扱いについて

メンタルヘルス指針の7「メンタルヘルスに関する個人情報の保護への配慮」では、「メンタルヘルスに関する労働者の個人情報は、健康情報を含むものであり、その取得、保管、利用等において特に適切に保護しなければならないが、その一方で、メンタルヘルス不調の労働者への対応に当たっては、労働者の上司や同僚の理解と協力のため、当該情報を適切に活用することが必要となる場合もある」としている。

手引きでは、後掲（常時使用する労働者が10人以上の事業場の例を掲記する。（10人未満の例は、「手引き」参照。））の別表3で健康情報を取り扱う者の分類が、別表4で健康情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報等の範囲が示されている。これらを参考にしながら、それぞれの事業場の状況に応じた内容で、内部における情報の適切な取扱いを取扱規定に定める

<sup>21</sup> その後、京セラ事件（最一小判昭和63年9月8日労判530号13頁[上告棄却]、東京高判昭和61年11月13日労判487号66頁。）では、就業規則等に定めがないとしても、労使間における信義則ないし公平の觀念に照らし合理的かつ相当な理由のある措置であれば、指定医の受診を指示することができ、従業員はそれに応ずる義務がある

とされている。

<sup>22</sup> なお、本指針は本文に掲げる不利益な取扱いを行うことは、一般的に合理的なものとはいえないので、事業者は原則としてこれを行ってはならないとしているが、合理的な理由のある不利益取扱いを、それぞれの要件に従って行使することまで否定する趣旨とは解されない。

<sup>23</sup> 同旨前掲三柴「労働者のメンタルヘルス情報と法」158頁以下。

ことが求められる。

特に第2類型の情報を取り扱うに際しては、事業者等は、当該情報の取扱いの目的の達成に必要な範囲を踏まえて取り扱うことが適切であり、事業場の状況に応じて、情報を取り扱う者を制限する、情報を加工する（医療職種がいる場合）等、事業者等の内部における取扱いを適正な内容で取扱規程に定める必要がある。

心身の状態の情報を取り扱う者が取扱規程で制限されている場合において、制限された者以外に情報を提示する場合には、原則として、あらかじめ本人の同意が必要とされる（「手引き」）。ただし、個情法18条3項に規定する、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要が

ある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等には、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人情報を取り扱うことが可能であり、その他安衛法104条1項の「正当な事由」があると認められる場合にも、適法な取扱いとされる場合がある<sup>24</sup>。特に（就業規則と一体となった）取扱規程にしたがいメンタルヘルスに関する情報等の心身の状態の情報を医療職が加工して他の取扱者に情報を提供する場合は、取扱規程が適正に作成、運用され、使用目的が合理的なものである限り、就業規則の効力により当該労働者本人は当該情報を提供することに応じる義務があり、安衛法104条の「正当な事由」がある使用に当たると考えられる<sup>25</sup>。この場合、労働者本人の個別の

<sup>24</sup> 「手引き」10頁。前掲三柴「対談で読み解くサイバーセキュリティと法律」297、302頁以下は、政策立案者の産業医等が形成する「産業保健ボックス」で健康情報等を管理させようとの意図が窺われ、今後はストレスチェックの結果も法定健診結果もそこで扱われ、就業判定の結果や事業者がなすべき就業上の配慮措置などの加工情報だけがボックス以外の関係者に伝えられるというフランス的な形に統合されていくのではないと思われるが、現状では実質的な産業医等の質量がそれをカバーできる水準ではないことから外部の専門機関なども活用しつつ時機を待つことになる。同時に、日本の労使の信頼関係が重視される根強い労使慣行や、事業者の健康管理責任の強化といった日本的な特徴も踏まえれば、法定外健診の実施の場合と同様に、事業者が労働者が安心して情報を提供できる条件づくりをすれば、労働者の本人同意が擬制される（事業者が一定の条件下で健康情報等を取り扱える／取り扱うべき余地を残しておく）といった考え方も必要とする。

<sup>25</sup> 本条及び本指針等が施行される以前の文書であるが、平成18年3月に公表された

中央労働災害防止協会「職場におけるメンタルヘルス対策のあり方検討委員会報告書」は、報告書の別紙5の1で「事業場内産業保健スタッフがメンタルヘルスに関する相談を受ける場合、相談の場で取得した個人情報を同一事業場内で取り扱う場合は個人情報保護法の第三者提供には該当しないが、医療職等に課せられた守秘義務を遵守すること及び事業場に求められる就業上の措置を適切に実施していくことが重要である。すなわち、事業場内産業保健スタッフは、取得した健康情報を人事担当者や職場の上司に対して秘密にしておけばよいのではなく、事業者が適切な就業上の措置を実施することができるように健康情報を加工して通知しなければならない。特に、本人が事業者には通知しないよう希望する場合であっても、労働者の生命や健康の保護のために必要がある場合、特別な職業上の必要性がある場合、または、労働安全衛生に関する措置に必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難または医療上望ましくない場合は、企業等に求められる措置を的確に遂行するうえで必要な情報を提供すべきである。」としていた。なお、安衛法104条が健康情報を取扱う目

同意がなくとも、情報提供行為は適法と考えられる（本指針2(9)の第2類型の情報の取扱いの原則参照）。法律に基づく適法行為（正当行為）とされる結果、医療職等の産業保健スタッフの情報提供行為は、安衛法119条1号、105条、刑法134条等の刑罰法規違反とはならず、個人情報18条1項も適用されず（同条3項1号あるいは2号）、プライバシー侵害の不法行為にも該当しないと解される。

なお、小規模事業場においては、(2)の原則に基づいた十分な措置を講じる体制を整備することが困難な場合も少なくないため、その事業場の状況に応じて、取扱規程を定めるとともに、特に第2類型に該当する情報の取扱いについては、衛生推進者を選任している場合にはその者に取り扱わせる方法や、取扱規程に基づき適切に取り扱うこと

を条件に、取り扱う心身の状態の情報を制限せずに事業者自らが直接取り扱う方法等も考えられる（本指針）。

「手引き」の別表4は、常時使用する労働者が10人未満の事業場の例も掲記しているが、そこでは産業保健業務従事者がいない場合の健康情報を取り扱う者及びその権限の具体例が示されている。また、第1類型の情報について、事業者自ら取り扱うとともに管理監督者に当たる所属上長が情報の収集、保管、使用、加工等を行うことや、情報の使用に当たっては、地域産業保健センター等の事業場外資源を活用し、必要な情報が的確に伝達されるために医療職が適切に加工した情報を取り扱うこと等も例示されている。

別表3：健康情報等を取り扱う者の分類（別表4の「取り扱う者及び権限」の表記に対応）

<常時使用する労働者が10人以上の事業場の例>

健康情報等を取り扱う者	具体的内容	表記
ア) 人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者	社長、役員、人事部門の長	担当ア
イ) 産業保健業務従事者	産業医（専属・嘱託）、保健師・看護師、衛生管理者、衛生推進者（安全衛生推進者）	担当イ
ウ) 管理監督者	労働者本人の所属長	担当ウ
エ) 人事部門の事務担当者	人事部門の長以外の事務担当者	担当エ

的には、労働者本人に対する安全配慮義務の履行や健康確保措置の実施だけでなく、職場の同僚や顧客など第三者の安全確保、

関係者の財産保護のためにも取り扱われることに留意すべきであろう。



別表4：健康情報等を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報等の範囲

<常時使用する労働者が10人以上の事業場の例>

健康情報等の種類	取り扱う者及びその権限			
	担当A	担当B	担当C	担当D
① 安衛法第65条の2第1項の規定に基づき、会社が作業環境測定の結果の評価に基づいて、従業員の健康を保持するため必要があると認めるときに実施した健康診断の結果	△	○	△	△
①-1 上記の健康診断の受診・未受診の情報	◎	○	△	△
② 安衛法第66条の第1項から第4項までの規定に基づき会社が実施した健康診断の結果並びに安衛法第66条第5項及び第66条の2の規定に基づき従業員から提出された健康診断の結果	△	○	△	△
②-1 上記の健康診断を実施する際、会社が追加して行う健康診断による健康診断の結果	△	○	△	△
②-2 上記の健康診断の受診・未受診の情報	◎	○	△	△
③ 安衛法第66条の4の規定に基づき会社が医師又は歯科医師から聴取した意見及び第66条の5第1項の規定に基づき会社が講じた健康診断実施後の措置の内容	◎	○	△	△
④ 安衛法第66条の7の規定に基づき会社が実施した保健指導の内容	△	○	△	△
④-1 上記の保健指導の実施の有無	◎	○	△	△
⑤ 安衛法第66条の8第1項（第66条の8の2第1項、第66条の8の4第1項）の規定に基づき会社が実施した面接指導の結果及び同条第2項の規定に基づき従業員から提出された面接指導の結果	△	○	△	△
⑤-1 上記の労働者からの面接指導の申出の有無	◎	○	△	△
⑥ 安衛法第66条の8第4項（第66条の8の2第2項、第66条の8の4第2項）の規定に基づき会社が医師から聴取した意見及び同条第5項の規定に基づき会社が講じた面接指導実施後の措置の内容	◎	○	△	△
⑦ 安衛法第66条の9の規定に基づき会社が実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果	◎	○	△	△
⑧ 安衛法第66条の10第1項の規定に基づき会社が実施したストレスチェックの結果	△	○	△	△
⑨ 安衛法第66条の10第3項の規定に基づき会社が実施した面接指導の結果	△	○	△	△
⑨-1 上記の労働者からの面接指導の申出の有無	◎	○	△	△
⑩ 安衛法第66条の10第5項の規定に基づき会社が医師から聴取した意見及び同条第6項の規定に基づき会社が講じた面接指導実施後の措置の内容	◎	○	△	△
⑪ 安衛法第69条第1項の規定に基づく健康保持増進措置を通じて会社が取得した健康測定の結果、健康指導の内容等	△	○	△	△
⑫ 労働者災害補償保険法第27条の規定に基づき、従業員から提出された二次健康診断の結果及び労災保険法の給付に関する情報	△	○	△	△
⑬ 治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書	△	○	△	△
⑭ 通院状況等疾病管理のための情報	△	○	△	△
⑮ 健康相談の実施の有無	△	○	△	△
⑯ 健康相談の結果	△	○	△	△
⑰ 職場復帰のための面談の結果	△	○	△	△
⑱ （上記のほか）産業保健業務従事者（担当B）が労働者の健康管理等を通じて得た情報	△	○	△	△
⑲ 任意に従業員から提供された本人の病歴、健康に関する情報	△	○	△	△

※○：事業者が直接取り扱う。  
 ※△：情報の収集、保管、使用、加工、消去を行う。  
 ※◎：情報の収集、保管、使用を行う。なお、使用に当たっては、労働者に対する健康確保措置を実施するために必要な情報が的確に伝達されるよう、医療機関が集約・整理・解釈するなど適切に加工した情報を取り扱う。

**POINT**

- 可能な限り、「健康情報等の種類」を具体的に示します。
- 例えば、表中のピンク色の網掛けの情報は、労働安全衛生法令に基づき、事業者が直接取り扱う必要がある情報です。黄色の網掛けの情報は、労働安全衛生法令に基づき収集しますが、必ずしも事業者が直接取り扱う必要のない情報です。緑色の網掛けの情報は、法令によらず事業者が収集する情報であり、取り扱う担当者を定め、労働者の同意に基づき取り扱う必要がある情報です。
- 各情報を取り扱う者及びその権限は、事業場の状況に応じて設定します。

1.2.1.2.7 心身の状態の情報の適正管理

(1)心身の状態の情報の適正管理のために講ずべき措置

講ずべき措置としては、以下のものがあげられる。

- ①心身の状態の情報を必要な範囲において正確・最新に保つための措置（個情法22条）
- ②心身の状態の情報の漏洩、滅失、改ざん等の防止のための措置（組織体制の整備、正当



な権限を有しないものからのアクセス防止のための措置等）（同法 2 3 条）

③保全の必要がなくなった情報の適切な消去等（同法 2 2 条）（ただし、法令により保存期間が定められている場合はその保存期間が経過するまでの間は保存しなければならない。下記「保存期間一覧表」参照）

なお、情報の適切な管理に際しては、企業や事業場ごとの体制、整備等を個別に勘案して、その運用の一部または全部を本社事業場において一括して行うことも考えられる。

また、心身の状態の情報の取扱いを外部に委託する場合は、委託先において安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う必要がある（同法 2 5 条）。具体的には、委託契約に安全管理措置の規定を盛り込み、定期的を確認すること等が考えられる。再委託に関しては、それを認めるか否かを委託契約で定めるとともに、再委託を認める場合には、再委託先にも委託先と同様の義務を負わせることが考えられる。

**【保存期間一覧表】**

＜健康診断名(根拠条文)＞	＜保存期間＞
① 雇入時の健康診断(安衛則第 43 条)	5 年間(安衛則第 51 条)
② 定期健康診断(安衛則第 44 条)	5 年間(安衛則第 51 条)
③ 特定業務従事者の健康診断(安衛則第 45 条)	5 年間(安衛則第 51 条)
④ 海外派遣労働者の健康診断(安衛則第 45 条の 2)	5 年間(安衛則第 51 条)
⑤ 給食従業員の検便(安衛則第 47 条)	5 年間(安衛則第 51 条)
⑥ 歯科医師による健康診断(安衛則第 48 条)	5 年間(安衛則第 51 条)
⑦ 労働衛生指導医の意見に基づく臨時の健康診断 (安衛法第 66 条第 4 項)	5 年間(安衛則第 51 条)
⑧ 事業者の指定した健康診断を受けず、健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を業者に提出した場合(安衛法第 66 条第 5 項)	5 年間(安衛則第 51 条)
⑨ 深夜業に従事する労働者の自発的健康診断 (安衛法第 66 条の 2)	5 年間(安衛則第 51 条)
⑩ 高気圧作業健康診断(高圧則第 38 条)	5 年間(高圧則第 39 条)
⑪ 電離放射線健康診断(電離則第 56 条)	30 年間(電離則第 57 条)
⑫ 除染等電離放射線(除染則 20 条)	30 年間(除染則 21 条)
⑬ 特定化学物質等健康診断(特化則第 39 条)	5 年間又は 30 年間 (特化則第 40 条)
⑭ 鉛健康診断(鉛則第 53 条)	5 年間(鉛則第 54 条)
⑮ 四アルキル鉛健康診断(四アルキル則第 22 条)	5 年間 (四アルキル則第 23 条)

- |                               |                  |
|-------------------------------|------------------|
| ⑯ 有機溶剤健康診断(有機則第 29 条)         | 5 年間(有機則第 30 条)  |
| ⑰ じん肺健康診断(じん肺法第 7 条～第 9 条の 2) | 7 年間(じん肺法第 17 条) |
| ⑱ 石綿健康診断(石綿則第 40 条)           | 40 年間(石綿則第 41 条) |

## (2)心身の状態の情報の開示等

事業者は、労働者本人から、心身の状態の情報の開示請求を受けた際は、本人に対し、遅滞なく当該情報を開示しなければならない。ただし開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合や、当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等には情報の全部または一部を開示しないことができる（個情法 33 条）。その場合、本人に対し、開示を行わない旨を遅滞なく通知する必要がある、その理由を説明するよう努めなければならない（同法 36 条）

また、事業者は、心身の状態の情報の訂正、追加、削除、使用停止（第三者への提供を含む）の請求があった場合で、その請求が適正であると認められるときは、これらの措置を講じなければならない（同法 34 条）。ただし、訂正等の請求があった場合でも、利用目的からみて訂正等の必要がない場合、指摘が正しくない場合、評価に関する情報である場合（例えば、産業医の意見を踏まえた就業可否の判断）には訂正等を行う必要はない。その場合、遅滞なく、訂正等を行わない旨を本人に通知しなければならず、その理由を説明するよう努めなければならない（同法 36 条）。

## (3)安全管理措置の具体的手法

「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年個人

情報保護委員会告示第 6 号）の「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」は、同法 23 条に定める安全管理措置として、事業者が具体的に講じなければならない措置や当該措置を実践するための手法を例示している。小規模事業場においては、取り扱う心身の状態の情報の量、労働者数が一定程度にとどまることを踏まえ、ここに例示された手法等を参考に、円滑にその義務を履行し得るような手法とすることが求められる。

## (4)心身の状態の情報の第三者提供

事業者は、安衛法の法令に基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等を除き、原則として、あらかじめ労働者本人の同意を得ないで、心身の状態の情報を第三者に提供することはできない（同法 27 条）。

なお、同一事業者内で情報を共有する場合は、第三者提供には当たらないが目的外利用には当たる可能性があり、該当する場合は、原則として、あらかじめ労働者本人の同意を得なければならない（同法 18 条 1 項）。

ただし、1.2.1.2.6 の(5)で説明したように、個情法 18 条 3 項各号に該当する場合のほか、安衛法 104 条 1 項の「正当な事由」があると認められる場合には、本人の同意が得られないときでも適法な取扱いとされる場合がある。

## (5)事業承継、組織変更に伴う心身の状態の情報が引き継がれる場合

事業者は、合併、会社分割、事業譲渡等により他の事業者から心身の状態の情報を引き継ぐ場合がある。その場合は、当該情報を事業の承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う場合は目的外利用とならないが、その範囲を超えて情報を取り扱う場合は、原則として、あらかじめ労働者本人の同意を得る必要がある（同法18条2項）。

#### (6) 苦情処理

事業者は、心身の状態の情報の取扱いについて、労働者からの苦情に適切かつ迅速に対処するよう努める必要がある。そのために、事業者は、苦情処理窓口や処理の手順をあらかじめ定めるなど、必要な体制を整えとともに、労働者が相談を行いやすいよう窓口等を周知する必要がある（個情法40条）。

#### (7) 取扱規程の運用

事業者は、取扱規程の運用が適切に行われるように、心身の状態の情報を取扱う者等の関係者を教育するとともに、適宜、運用状況を確認し、規定の見直し等の措置を行うことが求められる。

また、運用が適切に行われていないことが明らかになった場合は、労働者にその旨を説明するとともに、再発防止に取り組む必要がある。

#### 1.2.1.2.8 心身の状態の情報の取扱いとプライバシー侵害

##### 1 個情法に違反する情報の取扱いとプライバシー侵害

心身の状態の情報は、本指針の取扱いの

原則にしたがって、収集、保管、利用される必要があり、違反をした取扱いは、安衛法104条や個情法の各規定に違反するのみならず、プライバシー侵害の不法行為にも該当する場合がある。

心身の状態の情報は、プライバシー情報の中でも特にセンシティブな情報であるが、裁判例は、プライバシー情報の収集、保管、利用の各行為について、原則として本人の同意又は推定的同意が必要としている（後掲関連裁判例参照）。なお、前記本指針の第1類型の情報は、安衛法令に基づき事業者が直接取り扱うこととされており、第2類型の情報は、安衛法令に基づき事業者が本人の同意なく収集することができる情報であるから、本人の同意が得られない場合でも収集することに正当な事由があり、不法行為とはならない。

##### 2 プライバシー保護と個情法による保護の内容

プライバシーが侵害された場合には、不法行為に基づく損害賠償請求、差止請求が問題となり、個情法に違反した場合には、個人情報保護委員会による指導、助言（147条）、勧告、命令（148条）の対象となり、命令にも違反した場合には罰則が科される（178条）等の公法上の規制が問題となる。また、保有個人データに関する開示（33条）、訂正（34条）、利用停止（35条）等が認められている。

##### 3 プライバシーに係る情報と個人情報

プライバシーに係る情報と個情法上の個人情報とは重なり合う部分が多いが<sup>26</sup>、後者は、個人識別性に着目した定義がされてお

<sup>26</sup> 最高裁は、憲法13条で保障される「私

生活上の自由」の一つの内容として、何人も

り（2条1項）、公知情報か否かを問わない。

後掲 JAL 労働組合ほか（プライバシー侵害事件）判決は、ファイルに含まれる必ずしも秘匿性の高くない個人識別情報から秘匿性が要請され人格的自律に影響を及ぼすもの、あるいは秘匿性の要請の強い病歴、健康状況等のセンシティブ情報まで含めて、いずれもプライバシー情報として法的保護の対象となるとしている<sup>27</sup>。

### 1. 2. 1. 3 関連判例

心身の状態に関する情報の取扱いについて判断した裁判例を以下紹介、検討する。

#### 1 情報の収集に関する裁判例

##### (1)メンタルヘルス情報の収集

裁判例は、メンタルヘルスに関する情報の収集については、労働者本人のプライバシー保護の観点から、本人にメンタルヘルス不調の兆候が見られない場合において、一般的に精神疾患の有無について調査をすることを事業者に義務付けること、あるいは労働者に特段精神的不調をうかがわせる言動がないにもかかわらず、事業者が精神疾患の健康診断を実施したり、労働者に受

診を義務付けることについては否定的である。

#### i) 富士電機 E&C 事件・名古屋地判平成18年1月18日労判918号65頁

<事案の概要>

被告の従業員であったBが、業務の心理的負荷によりうつ病に罹患し、一時休職した後、職場復帰したものの、被告がBを中部支社に転勤させた上、過重な業務に従事させ、うつ病を再発させた結果、Bを自殺に至らしめたとして、Bの遺族が被告に対し損害賠償請求した事案。

<判決の要旨>

中部支社に異動後の業務は過重であったとは認められないとした上で、被告の負う安全配慮義務の内容について、以下のよう

に判示している。  
すなわち、①精神的疾患について事業者健康診断の実施を義務づけることは、労働者に健康診断の受診を義務づけることにもつながるが、精神的疾患については、社会も個人もいまだに否定的な印象を持っており、それを明らかにすることは不名誉であるととらえていることが多いことなどの点でプ

個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由が保障されているとした上で、個人識別情報のように必ずしも秘匿性の高くない情報も含めて、プライバシーに係る情報として保護されるとしているので、個人情報とその保護の対象となる情報は重なり合う部分が多いと考えられる。なお、菅原貴与志「詳解個人情報と企業法務第7版」29頁は、プライバシーの概念をどうとらえるかによって個人情報との重なり方は異なってくるとする。

<sup>27</sup> いわゆるプライバシー権の意義、内容については、学説上も見解が分かれているが、最近では、自己に関する情報をコントロールする権利（自己情報コントロール権）としてとらえる見解が有力である。プライバシー権については、樋口陽一＝佐藤幸治＝中村睦男＝浦部法穂「注解法律学全集 憲法Ⅰ」285頁、長谷部恭男「憲法（第7版）」149頁、佐藤幸治「憲法（第3版）」454頁以下、毛利透＝小泉良幸＝浅野博宣＝松本哲治「憲法Ⅱ 人権」56頁他。また、労働法の観点からプライバシー権の法理を整理、検討した前掲三柴「労働者のメンタルヘルス情報と法」68頁以下参照。



ライバシーに対する配慮が求められる疾患であり、その診断の受診を義務づけることは、プライバシー侵害のおそれ大きいといわざるを得ない。②安衛法（現在の 66 条の 4、66 条の 5）及び安衛則（44 条 1 項）の各規定ぶりなどを併せ考慮すると、事業者は、法定検査項目（安衛則 44 条 1 項）について異常所見が認められた労働者に関して、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴くべき義務を負うと解するのが相当であり、これを超えて、精神的疾患に関する事項についてまで医師の意見を聴くべき義務を負うということとはできない。また、事業者が負う就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講ずるべき義務（安衛法 66 条の 5 第 1 項）は、同法 66 条の 4 を受けたものであるから、上記と同様、精神的疾患に関する事項には当然に適用されるものではないとした。

もつとも、安全配慮義務違反については、B は、被告に対し、自らうつ病にり患したことを報告しており、被告は B のうつ病を認識していたので、同人の心身の状態に配慮した対応をすべき義務があったというべきであるが、被告は、職場復帰に際し、B の希望を踏まえて難易度の低い業務に従事させ、労働時間も特に長時間ではなく、それ以上の軽減措置をとることは却って昇給昇格等の点で不利益を生じさせかねないので、相応の配慮をしたと認めることができ、安全配慮義務違反があったと認めることはできないとしている。

なお、B は中部支社に異動後、寛解の状態に至っていたと認定されている。

<判決から汲み取れる示唆>

判決は、事業者に対し、一般的に労働者の精神疾患の健康診断を実施することを義務づけたり、労働者に受診を義務付けることは、プライバシー侵害のおそれがあるとして否定するとともに、その健康診断の結果を踏まえた労働者の精神疾患に関する医師からの意見聴取やそれを受けた事後措置の実施についても否定した。精神疾患に対する社会的偏見や、情報を事業者が取得することによる労働者の不利益のおそれを考慮すれば、労務管理上特段の必要性がないにもかかわらず、一般的な精神疾患の健康診断実施、受診義務を否定したのは当然の判断と考えられる。

なお、本件では、労働者本人がうつ病にり患していることを自ら会社に報告していることから、会社は一定の配慮措置を実施しており、しかも異動先では寛解の状態にあったとされているので、労務管理上、精神疾患の健康診断を改めて会社が実施するべき事情はなかった。

## ii) ボーダフォン（ジェイフォン）事件・名古屋地判平成 19 年 1 月 24 日労判 939 号 61 頁

<事案の概要>

被告の従業員であった A が自殺したのは、長時間労働等の過重労働や新規事業等に従事させたこと等が原因でうつ病を発症し、その後の異動によりうつ病を悪化させたことによるものである等として、A の相続人らが、被告の安全配慮義務違反に基づき、損害賠償を請求した事案。

<判決の要旨>

判決は、A の担当していた業務等とうつ病発症との相当因果関係は認められないが、異動の打診及び説得とうつ病増悪との間に



相当因果関係はあるとした上で、異動の打診をした当時、被告はAのうつ病り患を認識し又は認識することが可能であったかを検討している。

本件では、Aはクリニックに通院していることを被告に報告しておらず、特に異常な言動、不自然なしぐさを見せることもなかったこと等から、うつ病のり患を認識し又は認識する可能性があったとはいえないとした。

これに対し、原告らは、使用者は健康管理義務として、必要に応じて、メンタルヘルス対策を講じ、労働者の精神的健康状態を把握して健康管理を行い、精神障害を早期に発見すべき義務を負うと主張したが、判決は、労働者に異常な言動が何ら見られないにもかかわらず、精神的疾患を負っているかどうかを調査すべき義務まで認めることは、労働者のプライバシーを侵害する危険があり、法律上、使用者に上記健康管理義務を課することはできないというべきであるとした。

<判決から汲み取ることができる示唆>

前掲富士電機 E&C 事件判決と同様に、労働者に異常な言動等が見られないにもかかわらず、使用者に対して、一般的に労働者の精神疾患のり患の有無を調査することはプライバシー侵害に当たるおそれがあるとして、使用者の調査義務は否定したが、反対解釈をすれば、精神疾患のり患が疑われる状態で業務にも悪影響が出ているような場合には、適切な方法で医師の受診と必要に応じて治療を促す等の対応をすることは否定していないというべきであろう。

iii) 労働者に精神的不調を疑わせる言動が見られる場合には、むしろ積極的に精神科

医師による健康診断等を実施し、適切な対応をすべきであると判断した判決として日本ヒューレット・パカード事件・最二小判平成24年4月27日裁判集民240号237頁がある。

<事案の概要>

被上告人は、被害妄想など何らかの精神的な不調により、実際には存在しないにもかかわらず、約3年間にわたり加害者集団による盗撮や盗聴等を通じて日常生活を子細に監視され、職場の同僚らを通じて自己に関する情報のほめかす等の嫌がらせを受けていると考え、上告人会社に事実の調査を依頼したものの納得できる結果が得られず、また上告人に休職を認めるよう求めたものの認められなかったことから有給休暇を全て取得した後、約40日間にわたり欠勤を続けたところ、会社は論旨退職の懲戒処分に処した事案である。

<判決の概要>

判決は、精神的な不調のために欠勤を続けていると認められる労働者に対しては、使用者である上告人としては、その欠勤の原因や経緯が上記のとおりである以上、精神科医による健康診断を実施するなどした上で（記録によれば、上告人の就業規則には、必要と認めるときに従業員に対し臨時に健康診断を行うことができる旨の定めがあることがうかがわれる。）、その診断結果等に応じて、必要な場合は治療を勧めた上で休職等の処分を検討し、その後の経過を見るなどの対応を採るべきであるとした。

<判決から汲み取ることができる示唆>

本判決は、以下の点で重要な示唆を与えている。

第1に、精神的な不調を抱える労働者に

対しては、たとえ表面上は懲戒事由に該当するかのような言動が見受けられる場合であっても（事例性）、まずは健康診断を実施した上で治療を勧める、休職処分に付する等の労働者の健康に配慮（疾病性を考慮）した対応をすべきであり、それを行うことなく直ちに懲戒処分等の不利益処分を行うことは不適切であると判断した点である。

判決は、このような考えから本件の場合、正当な理由のない無断欠勤には当たらないとして、諭旨解雇は懲戒事由を欠いており無効とした。

職場における紛争事例には、職場不適応の事例性の背後に精神的不調の存在（疾病性）が疑われる例が少なくなく、上記判決の示唆は重要である。

また、逆に判決の指摘する労働者の健康に配慮した適切な対応がとられれば、例えば、休職処分に付し、休職期間満了までに休職事由が消滅しなかったことを理由とする解雇、自然退職措置等が行われることはやむを得ないこととなろう。健康診断を実施したものの、精神疾患等の疾病は認められず、休職の要件も満たさない場合には、適切な労務管理を実施し、注意、指導を繰り返したにもかかわらず業務を阻害する問題行動等が改善されないときは、就業規則に基づき懲戒処分あるいは解雇等の対応を検討することとなる。

精神的な不調が疑われる労働者に対しては、上記のような切り分けを産業医等の協力を得ながら適切に実施することが求められる。

第2に、判決が、就業規則に、必要と認めるときは臨時の健康診断を行うことができる旨の規定があることを指摘しつつ、精神

疾患が疑われる労働者に対しては、精神科医による健康診断を実施する等して、その結果に応じた適切な対応を採るべきであるとしている点である。これは就業規則に規定がある場合には、労働契約上、使用者は、上記のような労働者に対しては、精神科医による健康診断を実施することができ、労働者もそれに応じる義務があることを示唆しているといえよう。

精神科医による健康診断ではないが、後記電電公社帯広局事件・最高裁判決は、法定外の健康診断の指示について、就業規則等にそれを基礎づける規定が存在し、同規定に基づく具体的な検査の指示が、その目的に照らして合理性、相当性が認められるかぎり、労働契約上、指示に従う義務を負っているとしている。また、京セラ事件・東京高裁判決（上告棄却により確定）は、法定外健診に関する就業規則の規定が存しない場合であっても、合理的かつ相当な理由がある場合には、信義則、公平の観点から事業者は健診を指示することができ、労働者はそれに応じる義務があるとしている。

第3に、判決は、精神科医による健康診断を実施するなどした上で、その診断結果等に応じて、必要な場合は治療を勧めた上で適切な対応を採るべきとしており、事業者が健康診断を実施するとともにその結果を収集（取得）することを前提として、事業者に適切な対応を求めているという点である。心身の状態の情報は要配慮個人情報に該当するため、法所定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならないとされているところ（個情法20条2項）、判決は、精神科医の健康診断を実施した後に、労働者がその結果を事業者に提供する

ことに同意しない事態を想定していないとも解されるが（この点は、前掲電電公社帯広局事件・最高裁判決も同様であろう。検査を命じることが有効とされても、検査結果の提供がなされなければ無意味である。）、健康診断の目的が、診断の結果に応じて事業者が適切な就業上の配慮措置を採ることにあるかぎり、健康診断の受診を指示するのみならず、その結果の情報を取得することは合理的な理由があるといえることができる。

もつとも、**1.2.1.2.6(4)iii)** のとおり、心身の状態の情報を取得するに際しては、事業者には、取得した情報の管理を適正に行い、労働者が安心して健診結果を提供できる条件を整えるとともに、事業者は就業規則で定めた心身の状態の情報と取り扱いに関する規程について、当該労働者（場合によっては家族）に対し丁寧に説明し、理解を求めることが求められ、取扱規程には、事業場の状況に応じ、取扱いの目的や取扱方法を定めるとともに、情報の内容、利用目的によっては、情報の提供先を医療職種に限定し、事業者や管理監督者、人事労務担当者には加工された情報のみを提供する等の定めを設け、運用することが求められる。

しかし、このような労働者が安心して情報を提供できる条件を整えたにもかかわらず、当該労働者が就業規則の規程にしたがい健診結果を提供することに同意しない場合には、就業規則に基づき適切な対応をすることとなる（健診の指示に従わない場合には、業務命令違反等を理由とする懲戒処分（労契法15条）、休職の要件を満たす場合には休職命令の発令、配置の可能な他

の業務があれば配置転換（担当業務の変更）等）。

## (2)メンタルヘルス以外の健康情報の収集に関する判例

精神疾患以外の健康情報を収集、利用する前提である法定外健診の受診を事業者が指示（業務命令）することができるかという点について判断した判例として、上記電電公社帯広局事件・最高裁判決がある。同判決は、精神科医師による健康診断の受診が問題となった事例ではないが、合理性、相当性の認められる受診命令を有効としている。

### i) 電電公社帯広局事件・最一小判昭和61年3月13日裁判集民147号237頁

<事案の概要及び判決の要旨>

頸肩腕症候群の長期罹患者に対する総合精密検診の受診を命ずる業務命令に違反したことを理由とする懲戒処分の有効性が問題となった事案であったが、判決は、健康回復を目的として公社は指示をすることができるとする就業規則・健康管理規程の規定の内容は合理的であり、それに基づく総合精密検査の指示（業務命令）は、疾病の治癒回復という目的との関係で、合理性ないし相当性が肯定し得るかぎり、労働契約上、指示に従う義務を負っているとした。

ii) また、就業規則に法定外健診に関する規定が設けられていない場合について、検診の指示を有効とした判例として、京セラ事件（最一小判昭和63年9月8日労判530号13頁[上告棄却]、東京高判昭和61年11月13日労判487号66頁）がある。

<事案の概要>

当初、**脊椎々間軟骨症**のため休職していた社員が、休職期間中に別の医師から、疾病は頸肩腕障害・腰痛症である旨の診断書を

得て、当該疾病を業務に起因するものと取扱うように求め、休職期間満了による退職措置の無効を主張した事案。

＜判決の要旨及び得られる示唆＞

就業規則等に指定医受診に関する定めはないが、当該社員の疾病が業務に起因するものか否かは同人の以後の処遇に直接に影響するなど極めて重要な関心事であり、しかも当該社員が当初提出した診断書を作成した医師から当該社員の疾病は業務に起因するものではないとの説明があったこと等から、改めて職業病の専門医の診断を受けるように求めることは、労使間における信義則ないし公平の観念に照らし合理的かつ相当な理由のある措置であり、就業規則等にその定めがないとしても指定医の受診を指示することができ、当該社員はこれに応ずる義務があるとした。

その上で、会社が、業務上の疾病と認めず、病欠欠勤を続けた当該社員を休職期間満了とともに退職扱いとしたことは相当とした。

就業規則等に定めがないとしても、労使間における信義則ないし公平の観念に照らし合理的かつ相当な理由のある措置であれば、指定医の受診を指示することができ、従業員はこれに応ずる義務があるとした判決であるが、実務上は、就業規則に休復職の判断に際しては会社の指定する医師の健診を命じることがある旨の規定を定めておくことが望ましい。

なお、本件のように指示された健診を受

けなかった場合はもちろん、その結果の提供に同意しなかった場合も、労働者は休職事由の消滅を立証していないものとして復職を拒否することが可能となろう。

**(3)労働者が受診を拒否した場合において、責任の全部又は一部を免れるとした裁判例**  
**空港グランドサービス事件・東京地判平成3年3月22日労判586号19頁**

＜事案の概要＞

航空機のクリーニング・セッティング業務及びその準備作業に従事してきた原告らが、業務が原因で腰痛症を発症したと主張し、安全配慮義務違反等を理由に被告らに対し損害賠償を請求した事案である<sup>28</sup>。判決は、安全配慮義務違反を認めたが、使用者の指定した医師の受診を拒否したこと等の事情を考慮して過失相殺を認め、賠償額を2割減額した。

＜判決の要旨＞

判決は、原告らの業務と疾病の発症との相当因果関係を認めるとともに、安全配慮義務違反については、被告 AGS は、腰痛についての専門的知識を有し、また被告 AGS の業務内容を熟知している嘱託医により、被用者の就労能力、勤務能力を判断させていたことからすれば、嘱託医による診断の結果が確実に被用者の就労、勤務時間に反映されるよう適切な措置を取るべき義務を負っているとし、それにもかかわらず、被告 AGS は、嘱託医の指示した作業内容に見合う作業内容が存在しない場合には、嘱託医に問い合わせるなどしてその指示する作業

<sup>28</sup> なお、原告らは、直接の雇用主である被告 AGE の外に同社の親会社である JAL も被告として損害賠償を請求しているが、同社に対する請求は、同社は原告らを直接指

揮監督していなかったので信義則上安全配慮義務を負う立場にはなかった等として請求を棄却している。



内容に見合う作業を特定すべきであったのにそれを怠った点、就労能力の制限を受けている被用者が通常の機内クリーニング作業に従事しているのを漫然と放置した点及び嘱託医の勤務時間変更あるいは就労能力低下の指示に直ちに従うべきであったのにそうしなかった点において、嘱託医による診断結果が確実に被用者の就労、勤務形態及び勤務時間に反映されるよう適切な措置を取るべき義務を怠ったとし、安全配慮義務違反を認めた（嘱託医の指示に従わなかった事情としては、人員の確保の事情のほか、原告らの方から強く従前の業務に従事させるよう要求があったことや、従前の勤務時間で勤務したいという希望があったといった事情も認定されているが、判決は、腰痛症の専門家の嘱託医の診断結果が明らかになっている以上、本人意向によるのではなく嘱託医の意見に従うべき義務があったとしている）。

一方で、判決は、原告らが被告 AGS の嘱託医の受診を拒否した点について以下のよう述べている。

すなわち、医師による診察を受けるという行為は、診察に必要な限度において身体への侵襲を受けることになるとともに、個人的な秘密を知られることにもなるのであって、患者のプライバシーあるいは自己決定権が侵害される可能性のある行為だから原則として、これを受けるものには、自己の信任する医師を選択する自由があるというべきであるが、労働者の選択した医療機関の診断結果について疑問があるような場合で、使用者が右疑問を抱いたことなどに合理的な理由が認められる場合には、使用者は、被用者への安全配慮義務を尽くす必要

上、労働者に対し、使用者の指定する医師の診察をも受けるように指示することができるというべきであり、労働者はこの指示に応ずる義務があるというべきであるとした。

その上で、労働者が指定された医師の受診を拒否した場合には、受診義務が存在する場合はもとより、その義務が存在しない場合であっても、使用者は、被用者の受診拒否によって、安全配慮義務を尽くすべき手段を被用者自らの意思により退けられたのであるから、これにより使用者が安全配慮義務を尽くすことができなくなる限度において、義務違反の責任の全部または一部を免れるものと解するのが、損害の分担についての信義、公平の観点から相当というべきであるとした。

本件では、原告らは、嘱託医の受診を拒否する一方で同人らの受診した医師の診断書を提出しているが、そこには病名、休業加療を要すること、短時間勤務が妥当であることなどの結論が記載されているのみで診断に至る症状の推移、診断の根拠が記載されていなかったため、その診断内容に被告 AGS が疑問を抱くことに合理性を認め得るとされ、原告らは嘱託医の診察を受ける義務を負っているとされた。

<判決から汲み取ることができる示唆>

本判決は、診察の結果得られる心身の状態の情報が、プライバシーに関する情報であり、自己の信任する医師の診察を受けることが自己決定権にかかわる行為である点は踏まえつつ、同時に労働者の提出した医師の診断書に疑問を抱く合理的な理由がある場合には、事業者の指定する医師の受診を指示することができ、労働者はそれに応じる義務があるとした点（この点は、前掲京



セラ事件判決と同趣旨である）及び労働者の受診拒否により安全配慮義務を尽くすことができなかつた場合は、義務を尽くすことができなくなる限度において、信義則、公平の観点から責任の全部又は一部を免れるとした点が重要である。免責される範囲は、事業者の指定する医師の診察を受けていれば発症あるいは自然的経過を超えた増悪を避けることができたのか、あるいは発症、増悪自体は避けられないが症状の程度、増悪の程度を軽減することができたのかによることになる。

(4)特に必要性がなく、本人の同意を得ることもなく HIV 感染の検査を実施し、その結果を取得したことがプライバシー侵害となつた裁判例として **T 工業（HIV 解雇）事件・千葉地判平成 12 年 6 月 12 日労判 758 号 10 頁**がある。

＜事案の概要＞

被告会社に雇用され、その工場に勤務していた日系ブラジル人である原告が、被告 A の経営する I 病院で被告会社の定期健康診断を受けた際に、原告の同意なく HIV 抗体検査が行われたことにつき、被告<sup>29</sup>会社については、原告に無断で HIV 抗体検査の依頼をし、検査結果が記載された HIV 検査報告書及び HIV 検査証明書を受け取るなどの行為が、被告 A については、原告に無断で HIV 抗体検査を行い、その検査結果票を被告会社に交付するなどの行為が、原告の情報プライバシー権を侵害するもの

<sup>29</sup> 「留意事項」は、HIV 感染症や B 型肝炎等の職場において感染したり、蔓延したりする可能性が低い感染症に関する情報や、色覚検査等の遺伝性疾患に関する情報については、職業上の特別な必要性がある場合を除き、事業者は、労働者等から取得すべ

であると主張し、両被告に対し慰謝料を請求するとともに被告会社に対し、原告の解雇は無効であると主張して、雇用契約上の権利を有する地位の確認を求めた事案である。以下、無断で検査を実施し、その結果を提供、取得した行為についての判断を紹介する。

＜判決の内容及び判決から得られる示唆＞

判決は、まず被告会社が、合理的かつ客観的な必要性もなく、原告の同意を得ることもなく、I 病院に右検査を依頼し、その結果を取得した行為は、原告のプライバシーを不当に侵害するものであるとした。なお、平成 7 年 2 月 20 日に、労働省から「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」が出され、そこでは事業者は労働者に対して HIV 抗体検査を行ってはならない旨明記されていた。

また、被告 A は、たとえ事業主からの依頼があつたとしても、本人の意思を確認した上でなければ HIV 抗体検査を行ってはならず、また、検査結果についても秘密を保持すべき義務を負っているものというべきであり、これに反して、本人の承諾を得ないまま HIV 抗体検査を行つたり、本人以外の者にその検査結果を知らせたりすることは、当該本人のプライバシーを侵害する違法な行為であるとした。

通常は、従業員に HIV 検査を行う必要性は認められないが、仮に必要性があつたとしても、本人の同意を得ず、検査を依頼し、

きでない。ただし、労働者の求めに応じて、これらの疾病等の治療等のため就業上の配慮を行う必要がある場合については、当該就業上の配慮に必要な情報に限って、事業者が労働者から取得することは考えられる、としている。

その結果を取得した事業者にプライバシー侵害が成立するのみならず、本人の同意を確認せず、事業者の依頼を受けて検査を実施し、その結果を事業者に提供した医療機関の側にもプライバシー侵害の不法行為責任が認められた点に注意すべきである。

## 2 情報の収集、保管、利用に関する裁判例

i) 心身の状態の情報を含む個人情報の収集、保管、利用行為が、プライバシー侵害に当たるとして不法行為に基づく損害賠償責任が認められた裁判例として、**JAL 労働組合ほか（プライバシー侵害事件）東京地判平成 22 年 10 月 28 日労判 1017 号 14 頁**がある。

### <事案の概要>

株式会社 J 航空インターナショナル（本件会社）の客室乗務員又は元客室乗務員である原告らが、被告 Y 1 労働組合が、本件会社と一体となって、原告らを含む本件会社の客室乗務員の職場内外にわたるプライバシーに係る個人情報（社員番号、氏名、生年月日、性別、住所及び電話番号等の個人識別情報、人事考課に関する情報、組合活動に関する情報、人物評価に係る情報、家族関係、思想・信条等のほか、病歴、健康状況等の心身の状態の情報を含んでいた）を収集してこれをデータ化した電子ファイル（本件ファイル）を作成、保管、使用したことにより、原告らのプライバシー権等が侵害されたとして、Y 1 労組及び本件ファイル作成等にかかわった同労組元執行委員長である被告 Y 2 らに対し、不法行為に基づく損害賠償

請求をした事案である

### <判決の要旨>

(1)判決は、まずプライバシー情報の意義について、何人も、人格的利益としての個人の私生活上の自由の一つとして、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有し、それは人格的自律ないし私生活上の平穏を維持するという利益にかかわるものとして、法的保護の対象となるとする<sup>30</sup>。そして、当該個人に関する情報をみだりに収集されないという利益、収集された当該個人に関する情報をみだりに保管されないという利益、及び、当該個人に関する情報をみだりに開示又は公表されないだけでなくみだりにその他の使用もされないという利益も法的保護の対象とした。

そして、上記の第三者に知られたくない個人に関する情報（プライバシー情報）が一般人の感受性を基準にして人格的自律ないし私生活上の平穏を害する態様で収集、保管又は使用された場合には、その情報の収集、保管又は使用はプライバシーを侵害する違法なものとなるとする。

(2)本件ファイルに含まれる情報には、必ずしも秘匿性の高くない個人識別情報から秘匿性が要請され人格的自律に影響を及ぼすもの、あるいは秘匿性の要請の強い病歴、健康状況等のセンシティブ情報まで含まれているが、後者の情報だけでなく個人識別情報も含めて、みだりに第三者に収集、保管、使用されたくない情報ということができるので、いずれもプライバシー情報として法的保護の対象となる。

<sup>30</sup> 最高裁平成 19 年（オ）第 403 号同 20 年 3 月 6 日第一小法廷判決・民集 62 卷 3 号

665 頁等参照。

(3) プライバシー情報の収集について

プライバシー情報の収集について、本人の同意がある場合や、収集方法等に照らして定型的に推定的同意があると認められる場合には、人格的自律ないし私生活上の平穩を害する態様で収集されたということはできない。

被告Y1組合を含む会社内各組合に対して会社から公式に提供された情報（社員番号、社員の氏名住所等が記載されているフルネームリスト等）は、各組合の組合員の把握の便宜から会社から公式に提供された情報であり、各組合がその情報を収集することについて、定型的に推定的同意があるものと認められるし、被告組合Y1に対してのみ公式に提供されていた組合団体保険加入者リストの情報についても、組合が組合員の当該保険加入の有無を把握する必要性があり、当該保険に係る原告らについて、定型的に推定的同意があったと認められる。

しかし、社員から非公式に取得した人事データ等、あるいは被告Y1組合OB管理職や被告組合員から非公式に取得した病歴、健康状況を含むセンシティブな情報については、前者は、提供することが本来予定されていない情報であり、また提供について本人が一般的、定型的に知り得る状況にないものであり、後者については、原則として第三者がみだりに収集することが許されない情報である上に、また提供について本人が一般的、定型的に知り得る状況になかったものであるから、被告組合Y1が情報を取得することについて定型的に推定的同意があったとは認められない。

他に収集の違法性を阻却する正当な目的

も認められない。

よって、上記非公式に提供された情報の収集行為については、いずれも原告らの個人に関する情報を、原告らの同意なく、かつ、正当な目的なく収集したものであると認められるから、一般人の感受性を基準にして人格的自律ないし私生活上の平穩を害する情報収集行為に当たるものであって、原告らのプライバシーを侵害する違法なものというべきである。

(4) プライバシー情報の保管について

収集について原告らの同意がないものについては、被告Y1組合において保管されることについても、原告らの同意があったことを認め得る証拠はなく、被告組合が、これらを被告Y1組合内で保管したことも、原告らのプライバシーを侵害する行為に当たる。

他方、収集について原告らの同意がある情報については、被告Y1組合内において保管されることを当然の前提としていることができるから、これらを被告Y1組合内部において保管するにとどまるのであれば、これについては定型的に推定的同意があると認めるのが相当である。

しかしながら、原告らの情報は、被告Y1組合から流出することのないように保管されるという措置が十分に整えられておらず、その流出の具体的危険があったものというべきであり、容易には第三者に開示又は公表されない状態にあったといえる程度の保管がされていたとはいえないから、その収集について原告らの同意がある情報についても、その保管については、当該同意の範囲を超えた態様のものというべきである。そして、その保管について正当な目的を認め

得る事情もないから、その保管は、原告らのプライバシーを侵害する行為に当たるといふべきである。

(5) プライバシー情報の利用について

情報のうち、その収集について原告らの同意がないものについては、被告Y1組合内における使用についても、原告らの同意はないと考えられ、被告Y1組合がこれを使用すること自体、当該情報に係る原告らのプライバシーを侵害する行為に当たる。

収集について原告らの同意があるものについては、被告Y1組合内部において使用されることを当然の前提としているということが出来るから、これらを被告Y1組合内部で使用するとどまるのであれば、定型的に推定的同意があると認めるのが相当であるが、これにとどまらない使用については、当該情報に係る原告らのプライバシーを侵害する行為に当たるといふべきである。

本件で使用に当たると認められるものとして、①本件ファイルを被告Y1組合の組合員5名が本件ファイルを閲覧していたこと、②本件ファイル中の情報の一部が、被告組合客乗支部の組合員であれば誰でも見ることのできる支部共用パソコンに保存され、利用に供されていたことがあるが、①については、会社から公式に提供された情報以外の情報については収集行為及び使用のいずれについても原告らの同意がないから、上記5名に対する当該情報の開示は、原告らのプライバシーを侵害する行為に当たるといふべきであり、本件会社から公式に提供された情報については、開示された情報の取扱いについて被告組合内部にとどめる旨の限定がされていたことをうかがわせる

事情は認められないから、その使用が被告Y1組合内部にとどまるものであったとはいふ難く、推定的同意の範囲を超える使用として、原告らのプライバシーを侵害するものといふべきであるし、②については、被告組合の組合員であれば誰でも見ることが出来る状態で保管され、その持ち出し、流出等を防止するための対応措置等をしていたとは認められないから、推定的同意の範囲を超える使用に当たるといふことができ、したがって、原告らのプライバシーを侵害するものといふべきである。

以上より、被告Y1組合らの本件ファイル作成等の行為は、原告らのプライバシー侵害の不法行為に該当する。

<判決から得られる示唆>

i) 本判決は、多数の労働者に関する心身の状態の情報等のセンシティブな情報を含む個人情報的大量に集積した電子データファイル(本件ファイル)が、内部告発により、それを作成等していた被告Y1組合から外部に漏洩したことがきっかけで、当該ファイルに含まれる情報の収集、保管、利用の各行為がプライバシー侵害に該当するか争われた事件である。判決文からは、事件の背景に、会社内部の異なる組合間の対立関係が存在することが伺われるが、原告らは、被告Y1組合とは別組合の組合員である。

本件は、事業者による労働者の心身の状態に関する情報の収集、保管、利用行為が問題となった事案ではないが、事業者が上記行為を行った場合のプライバシー侵害の問題を検討する上で参考になる。また、本判決は平成27年の個人情報法改正により要配慮個人情報に関する規定が設けられる以前の判決であるが、プライバシー情報の収集、保



管、利用の各行為について、原則として本人の同意又は推定的同意が必要としている点も参考になる。

ii) 本判決は、本件ファイルに含まれる必ずしも秘匿性の高くない個人識別情報から秘匿性が要請され人格的自律に影響を及ぼすもの、あるいは秘匿性の要請の強い病歴、健康状況等のセンシティブ情報まで含めて、みだりに第三者に収集、保管、使用されたくない情報ということができるので、いずれもプライバシー情報として法的保護の対象となるとしている。

iii) プライバシーに係る情報の取扱いがプライバシー侵害となる判断基準

本件判決は、第三者に知られたくない個人に関する情報（プライバシー情報）が人格的自律ないし私生活上の平穩を害する態様

で収集、保管又は使用された場合には、その情報の収集、保管又は使用はプライバシーを侵害する違法なものとなるとした。そして、収集、保管、利用の各行為について、本人の同意あるいは定型的に推定的同意が認められない場合は、本人の人格的自律ないし私生活の平穩を害する態様の取扱いであり、プライバシー侵害に該当するとする判断枠組みを立てている<sup>31</sup>。

心身の状態の情報は、プライバシーの中でも秘匿する要請の強い情報として保護されると考えられるので、心身の状態の情報が、正当な理由がないにもかかわらず、本人の同意あるいは推定的同意がなく収集、利用、保管される場合には、プライバシー侵害に該当する可能性がある（上記のとおり、本指針の第1類型の情報、第2類型の情報は、

<sup>31</sup> 最高裁は、住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）の合憲性が問題となった訴訟（住基ネット訴訟・最一小判平成20年3月6日民集62巻3号665頁）において、憲法13条が保障する私生活上の自由の一内容として、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するとして、住基ネットで管理、利用される本人確認情報は、氏名、生年月日、性別、住所など一定の範囲の他者に当然開示されることが予定されている個人識別情報及び住民票コードであり、いずれも個人の内面に關わるような秘匿性の高い情報とはいえないこと、また正当な行政目的の範囲内で管理、利用するもので、法令の根拠に基づかず又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示、公表される具体的な危険が生じているともいえないことから、住基ネット

で本人確認情報を管理、利用する行為は、たとえ本人が同意していないとしても、憲法13条で保障された上記自由を侵害するものではないとしたが、個人情報の内容が個人の内面に關わるような秘匿性の高い情報であれば、より手厚い保護が求められることが示唆されているといえよう。本判決で問題とされたプライバシー情報は、個人識別情報から人格的自律にかかわる個人情報、センシティブな個人情報等の秘匿性の高い情報まで様々な個人情報を含んでおり、その点で、保管の適法性を判断するに際して、本人の同意ないし推定的同意が必要とし、第三者に情報が流出する具体的な危険が存する場合にはそれがないとする判断基準を立てたのは、情報の性質を考慮した判断枠組みと理解することができる<sup>31</sup>。



本人の同意が得られない場合でも収集することに正当な事由があるので、不法行為は成立しない）。

そして、本判決は、収集、保管、利用の各行為について推定的同意が認められない場合の指標を以下のように整理している。①**収集**のうち、非公式に取得した**病歴、健康状況を含むセンシティブな情報**については、原則として第三者がみだりに収集することが許されない情報である上に、また**提供**について本人が**一般的、定型的に知り得る状況**になかったものであるから、被告組合 Y 1 が情報を取得することについて**定型的に推定的同意があったとは認められない**としたこと、②**保管と利用**については、ア) 収集について推定的同意が認められない情報については、保管、利用についても推定的同意は認められないこと、イ) また収集について推定的同意が認められる情報であっても、**保管の態様が、情報を収集した者以外の第三者に漏洩し、あるいは第三者に利用される具体的危険がある場合は保管に推定的同意を認めることはできず、利用**については、内部の者に対する開示であっても内部にとどめる限定がされておらず、共用サーバー

に保管するという態様の利用であっても、内部の者であれば誰でも見ることができる状態で、流出防止の対応措置を採っていない場合には**推定的同意を認めることはできず、違法なプライバシー侵害になるとされていることに注意する必要がある。**

iv) 個情法は、個人情報<sup>32</sup>の目的外利用（同法 18 条 1 項）、要配慮個人情報の取得（20 条 2 項）、第三者提供<sup>32</sup>（27 条 1 項、28 条 1 項、31 条 1 項）等の場面で、それぞれ、あらかじめ本人の同意を得なければならないとしている。本判決及び前掲 T 工業（HIV 解雇）事件、後掲社会医療法人 A 会事件判決は、上記個情法上の同意を得ることなく行われた行為は、個情法違反になるとともに、プライバシー侵害にも該当し、不法行為に基づく損害賠償が問題となり得ることを示している。

ii) 次に、診療目的で収集した医療情報を労務管理を目的（院内感染の防止のために原告の就労に関する方針を検討する目的）として利用することは**個情法の目的外利用（16 条 1 項）に該当し、本人の同意がない限りプライバシー侵害の不法行為が成立する**とした判決として**社会医療法人 A 会事件**

<sup>32</sup> 江沢民講演会名簿提出事件・最二小判平成 15 年 9 月 12 日民集 57 卷 8 号 973 頁は、大学が、外国国賓講演会への出席者をあらかじめ把握する目的で学生に提供を求めた個人情報を警察の要請に基づいて提供した行為が、プライバシー侵害の不法行為に該当するかが問題とされた事案であるが、最高裁は、学籍番号、氏名、住所等は、個人識別等を行うための単純な情報であり秘匿されるべき必要性が必ずしも高くないものの、このような個人情報についても、本人が自己が欲しない他者にはみだりに開示されたくないと思えることは自然な

ことであり、その期待は保護されるべきとして、プライバシーに係る情報として法的保護の対象となつた。その上で、警察への開示についてあらかじめ承諾を求めることは容易であったにもかかわらず、それを行わず、本人の同意を得ずに開示した行為はプライバシー侵害の不法行為を構成するとした。プライバシーに係る情報の第三への開示については、本人の同意を得ることがプライバシー侵害の重要な基準となることを示唆している（本件は、個情法の施行前の事案である。個情法 27 条 1 項参照）。

福岡地裁久留米支判平成26年8月8日労判1112号11頁、福岡高判平成27年1月29日1112号5頁がある。

<事案の概要>

被告が経営するa病院看護師である原告が、b病院で受けた血液検査の結果によりHIV陽性と診断されたところ、b病院の医師から上記情報を取得したa病院の医師及び職員が原告の同意なくa病院の他の職員らに伝達して情報を共有したことが当時の個人情報法23条1項（第三者提供）及び16条1項（目的外利用）に反し、原告のプライバシーを侵害する不法行為に当たる等として、使用者である被告に対し、民法715条に基づき、損害賠償を請求した事案。

<判決の要旨及び判決から得られる示唆>

本件情報共有は、被告の非常勤医師であるD医師から順次被告内部の医師、看護師及び事務長に情報提供されたものであり、同一事業者内における情報提供というべきであるから、第三者に対する情報提供には該当せず、法23条1項には反しない。

原告の同意を得て行われた検査の結果HIV感染が判明した旨の情報は、a病院で患者として受診した原告の治療過程の検査の結果によって取得されたものであるからその収集目的は診療目的にあり、労務管理を目的（院内感染の防止のために原告の就労に関する方針を検討する目的）として利用することは目的外利用（16条1項）に該当し、本人の同意がない限り許されず、特段の事情のない限り不法行為が成立するとして損害賠償を命じた。

なお、高裁は、情報共有が図られたのは6名に限られていたこと等も考慮して、賠償額を減額した。

判決も指摘するように、HIV感染に対する社会的偏見や差別はいまだに根強いものがあり（精神疾患についても同様の現状はあるといわざるを得ない）、心身の状態に対する情報の中でも、その感染に関する情報は、重要なプライバシーとして保護される必要がある。治療目的で収集した感染情報を労務管理目的で情報共有することは、個人情報法18条1項の目的外利用に当たるといわざるを得ず、同時にプライバシー侵害となる。なお、現在では、治療方法の進歩により、労務管理上HIVの感染情報を収集、保管、利用する必要性、合理性は少ないと思われる。

iii) 一方、精神疾患に関する健康情報を本人の同意を得るなどして異動先に適切に引き継がなかったことが、安全配慮義務違反になる可能性を示した裁判例としてさいたま市事件・東京高判平成29年10月26日）労判1172号26頁がある。

判決は、被災者（自殺）は「うつ病、適応障害」との病名でほぼ上限である連続89日間の病気休暇を取得した後、異動先に復職しているが、精神疾患によりほぼ上限の89日間の病気休暇を取得した旨の情報は、職場復帰後のフォローアップという観点からは、異動前の上司が、被災者の同意を得るなどした上、本庁の人事担当者に対し、異動先の上司らに病気休暇等の情報を引き継ぐように求め、あるいは自ら上司らに情報を提供するなどすることが望まれたとしている。ただし、本判決は、被災者の職場復帰後における状況の詳細が明らかではないため直ちに安全配慮義務に反するものということとはできないとした。

具体的な事情にもよるが、メンタル不調

で休業、休職していた従業員を復職させる場合は、復職支援のために心身の状態の情報を職場に提供することが求められる場合が少なくない。その場合、医療職により適切に加工された情報を提供することも検討する必要がある。

#### 1. 2. 1. 4 関連する規定

(1)本条と同趣旨の規定として、じん肺法35条の3第3項が制定された。

(2)心身の状態の情報は、そのほとんどが個人情報法2条3項の要配慮個人情報に該当し、その情報の取扱いは、安衛法104条のほかに個人情報法の規定にしたがって行われる必要がある。個人情報法の各規定のうち、心身の状態の情報の取り扱いに関連する主な規定は以下のとおりである（各規定の具体的適用場面については、上記本条の「内容」解説を参照）。

17条：個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り特定すべきこと（1項）。

18条：あらかじめ本人の同意を得ることなく利用目的を超えて個人情報を取り扱ってはならないこと（1項）。事業承継をした場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、承継前の利用目的を超えて取り扱ってはならないこと（2項）。前2項の例外（3項1号 法令に基づく場合、同2号 人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって本人の同意を得ることが困難であるとき等）

20条：要配慮個人情報は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならないこと。例外として、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護の

ために必要であって本人の同意を得ることが困難であるとき等（2項）。

21条：個人情報を取得するに際しては利用目的を通知する等しなければならないこと。

22条乃至26条、33条乃至37条：情報の適正な管理等の内容。

40条：個人情報の取扱いに関する苦情処理。

27条：個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならないこと。例外として、1号 法令に基づく場合、2号 人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって本人の同意を得ることが困難であるとき等。

147, 148, 178条：個人情報法に違反した場合には、個人情報保護委員会による指導、助言（147条）、勧告、命令（148条）の対象となり、命令にも違反した場合には罰則が科される（178条）等の公法上の規制が規定されている。

また、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号。以下「ガイドライン」）は、同法各条の「本人の同意」の意義、同法23条に定める安全管理措置の具体的内容及び上記個人情報法各条の具体的な内容等について解説している。

(3)憲法13条（プライバシー保護）

心身の状態の情報の取り扱いについては、収集、利用、保管等の各行為が、あらかじめ労働者本人の同意を得ることなく行われた場合には、個人情報法に違反する可能性があるとともに、プライバシー侵害による不法行為に当たる可能性がある。判例は、憲法13条が保障する私生活の自由の一内容として

プライバシーに係る情報が適切に取り扱われる利益を法的に保護される利益としているが、労働者本人の同意を得ていない心身の状態の情報の取扱いをプライバシー侵害とした裁判例が見られる。実際に裁判となった例については、関連裁判例を参照されたい。

#### (4) ストレスチェック指針、留意事項、メンタルヘルス指針

上記指針等の記載内容のうち、本指針の内容とオーバーラップする部分については本指針が優先し、本指針に定められていない部分については、留意事項、ストレスチェック指針、メンタルヘルス指針によることとなる。上記指針等の内容のうち健康情報の取扱いに関する部分の概要は以下のとおりである。

##### i) ストレスチェック指針

ストレスチェックをメンタルヘルス不調の防止及び職場環境の改善につなげるためには、ストレスチェックに関する労働者の健康情報の保護が適切に行われることが極めて重要であるとして、ストレスチェックの実施事務者の範囲、ストレスチェックの結果の事業者への提供に当たっての本人の同意取得の方法、事業者提供情報の範囲、集団ごとの集計・分析結果の提供に当たっての留意事項、面接指導結果の事業者への提供に当たっての留意点（必要に応じて適切に加工すること等）等が詳細に定められている。

##### ii) 留意事項

健康情報の取扱いについて、上記「ガイドライン」に定める措置を実施するに当たり留意すべき事項について、個人情報法各規定及びそれに対応する「ガイドライン」の内容

に即して具体的に解説をしている。

##### iii) メンタルヘルス指針

メンタルヘルスに関する労働者の個人情報、その取得、保管、利用等において特に適切に保護しなければならないが、その一方で、メンタルヘルス不調の労働者への対応に当たっては、労働者の上司や同僚の理解と協力のため、当該情報を適切に活用することが必要となる場合もあるとして、個人情報取得あるいは第三者に提供の際の労働者の同意取得の方法、留意点、情報を事業者提供の場合は、事業場内産業保健スタッフによる情報の集約・整理・解釈等適切に加工した上で提供すること、診断名、検査値、具体的な愁訴の内容等の加工前の情報又は詳細な医学的情報は提供してはならないこと等を定めている。

## 1. 2. 1. 5 沿革

1 情報通信技術の発達に伴い、個人情報の保護の必要性が高まってきたこと等を背景に、平成15年5月23日、個人情報の保護に関する法律（個人情報法）が成立したが、雇用管理分野における個人情報のうち、健康情報の取扱いについては、平成27年の個人情報法改正以前は、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年厚生労働省告示第259号。以下「旧指針」）及び旧指針について事業者が留意すべき事項に関し「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」（平成16年10月29日付基発第1029009号。以下「旧留意事項通達」）が発出され、運用されてきた。

その後、個人情報の保護に関する法律及



び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号。以下「改正個人情報保護法等」)及びガイドラインが全面施行・適用され、それに伴い、雇用管理分野において取り扱われる健康情報については、旧留意事項通達における規律水準と比較して変更をすることなく、引き続き事業者において適切に取り扱われるよう、現在の「留意事項」が定められ、改正個人情報保護法等の施行日(平成29年5月30日)より適用されている。

この「留意事項」の適用に伴い、旧留意事項通達は廃止された。

2 平成30年春の通常国会で成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号。以下「整備法」)では、労基法の改正とあわせて安衛法の改正<sup>33</sup>が行われ、産業医・産業保健機能の強化が図られるとともに、心身の状態に関する情報の取扱いに関する104条が新設された(翌平成31年4月1日に施行)<sup>34</sup>。また、本条に基づく本指針及びその解説をした「手引き」が改正にあわせて策定され、公表された。

## 1. 2. 2 第105条

### 1. 2. 2. 1 趣旨

安衛法105条(以下「本条」という。)は、法定の健康診断(65条の2第1項、6

6条1項乃至4項)、法定の面接指導(66条の8第1項、66条の8の2第1項、66条の8の4第1項)、ストレスチェックの検査(66条の10第1項)及び面接指導(66条の10第3項)の実施の事務に従事した者に対し、その実施に関して知り得た労働者の秘密について守秘義務を課し、受益者(労働者)が安心して健康診断等を受けられるようにする趣旨の規定である<sup>35</sup>。

本条に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金刑が科される(安衛法119条1号)。

なお、罰則の適用は、実行行為者である自然人の他事業者たる法人又は人に対しても罰金刑が科されることとなり(両罰規定)

(安衛法122条)、本条の秘密保持義務被違反した場合は、実行行為者のほか、上記事業者もその罰則の適用対象となる。

### 1. 2. 2. 2 内容

(1)本条は、刑法134条(秘密漏示罪)の労働安全衛生領域における関連規定とされている。刑法134条は、「医師、薬剤師、医療品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の拘禁刑又は10万円以下

<sup>33</sup> この法改正により、メンタルヘルズ指針の中に既に定められていたストレスチェック制度に関する部分は法律に格上げされた。

<sup>34</sup> 改正前の同法104条(健康診断等の実施事務に携わる者による秘密の保持)は、改正により105条となった。また、整備

法71条では、改正じん肺法35条の3として安衛法104条と同趣旨の規定が新設された。本指針は、上記安衛法104条3項及びじん肺法35条の3第3項双方の規定に基づく指針である。

<sup>35</sup> 厚労省労働基準局安全衛生部編「わかりやすい労働安全衛生法」482頁等。



の罰金に処する。」と規定しているが<sup>36</sup>、本条の「秘密」とは、刑法134条（秘密漏示罪）の「秘密」と同義と解されている<sup>37</sup>。

(2)本条の行為者については、本条の制定当初は健診実施事務従事者のみを対象としていたが、平成17年の改正（平成17年法律第108号）により面接指導実施事務従事者（長時間労働面接指導実施事務従事者）が加えられ、平成26年の改正（平成26年法律第82号）によりストレスチェックとその後の面接指導の実施事務従事者（ストレスチェック後面接指導実施事務当事者等）も対象に加えられた<sup>38</sup>。

(3)本条の「秘密」の要件として、以下のことが求められる<sup>39</sup>。

- i) 特定の小範囲の者にしか知られていない事実であって、これを他人に知られないことが本人の利益と認められるものであること。公知の事実は、たとえこれを知らない他人に対しても秘密とはいえないが、単に噂の程度に過ぎない場合は、秘密に当たる。
- ii) 生存する人の秘密であることを要する。自然人のほか、法人や法人格のない団体の秘密を含む。
- iii) 業務上取り扱ったことによって知り得たものであることが必要である。業務上知

った秘密であるかぎり、本人から明示的又は黙示的に打ち明けられたものであると、自己の調査によって知り得たものであるとを問わない。

iv) 秘密は、本人が主観的に秘密とすることを欲する事実であれば足りるか、一般人が客観的に秘密としようと欲する事実でなければならないかについては、見解が分かれており、a) 本人が主観的に秘密とすることを欲すれば足りるとする説、b) 客観的にみて、本人の秘密として保護するに値するものでなければならないとする説、c) 一般人が秘密とすることを欲し、かつ、本人も秘密と欲する事項であることを要するとする説、d) 客観的に秘密として保護するに値するもの、又は、本人が特に秘密とすることを欲する旨を明示したもののいずれかであれば足りるとする説が対立している。

この点を判断した裁判例は少ないが、少年に対する現住建造物等放火・殺人等保護事件において家庭裁判所から精神鑑定を依頼された医師である被告人が、ジャーナリストに対し、供述調書、心理検査、精神鑑定の結果等の写しを閲覧させるなどした行為について、秘密漏示罪の成立を認めた奈良地判平成21年4月15日判決<sup>40</sup>がある。

<sup>36</sup> 例えば、医師の秘密漏示行為が刑法134条、安衛法105条の両方の罪名に触れる場合は、観念的競合となり、その最も重い刑により処断されることとなる（刑法54条）と解される。なお、刑法134条は親告罪であり、告訴が無ければ公訴を提起できない（刑法135条）。

<sup>37</sup> 労働調査会出版局編「労働安全衛生法の詳解（改訂4版）」1004頁等。

<sup>38</sup> なお、産業医が行う産業保健業務で取り扱った労働者の秘密の漏示に刑法134条が適用されるかは、一応問題となり得る

が、前掲三柴64頁は、後記保健師助産師看護師法42条の2（44条の4で違反には罰則が科されている）で保健師の保険業務に就いても守秘義務が課されていることとの対比から、産業医による産業保健業務にも基本的には刑法134条の適用は及び、必要な情報提供には、同条の正当な理由による例外を活用すべきとする。

<sup>39</sup> 大塚仁「刑法各論（増補版）」112頁以下。

<sup>40</sup> 判例時報2048号135頁。控訴審（大阪高判平成21年12月17日刑集66巻4号

判決は、本罪における「秘密」とは、一般に知られていない非公知の事実であって、これを他人に知られないことが本人の利益と認められるものをいうとした上で、閲覧させた資料は、プライバシーに極めて深くかわる個人的な事項を内容とするものであるから、これらは、一般的にみて何人も他人に知られることを欲しない事項といえ、他人に知られないことが本人にとって利益であると認めることができるので「秘密」に当たるとした。前記 b) の客観説の立場に立った判断といってよい。

(4)漏示（漏らした）

本条及び刑法134条は、「漏らし」た行為を処罰の対象とする。

「漏らし」たとは、秘密をまだ知らない他人に告知することをいい、不作為による場合（例えば、秘密を記載した書面を放置したままで他人の閲覧に任せておくような場合）も含む。また、既知の事実が概略に過ぎないときに、その詳細を述べることも漏らした行為に含まれる<sup>41</sup>。

(5)違法性の阻却される場合等

秘密の漏示に本人が同意した場合には、漏示行為は、違法性が阻却されるか、構成要件該当性を欠くこととなる<sup>42</sup>。

なお、健康診断の結果等の心身の状態の

情報を安全配慮義務の履行及び健康確保措置を講じるために事業場内産業保健スタッフが事業場内で提供する場合は、104条の内容解説（**1.2.1.2.6 心身の状態の情報の取扱いの原則～心身の状態の情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う心身の状態の情報の範囲**）で説明したように、取扱規程に従って原則として医療職が集約、整理、解釈する等の適切な加工をした情報を提供することが求められよう。そうした情報提供行為は、正当な理由のある情報提供であり、刑法134条の構成要件には該当しない、あるいは違法性が阻却される行為と解される。本条についても、同様に違法性は阻却される（**1.2.1.2.6(5)**参照）。

**1. 2. 2. 3 関連規定**

事業場内産業保健スタッフの秘密保持義務と関連するその他の規定の主なものとしては、以下の規定があげられる。

(1)保健師助産師看護師法42条の2、44条の4（罰則：6月以下の懲役又は10万円以下の罰金。親告罪）

保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由なく業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

(2)医療法86条1項（罰則：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

の第三者の生命・身体を保護するために患者本人の秘密を漏示する行為も緊急避難に該当する場合のほか、第三者の利益を保護する目的を持つ漏示にも、違法性阻却を認めるべきとする見解があるとされる。なお、後者の場合は、現個情法27条1項2号に基づく第三者提供であり、刑法134条1項の正当な理由に該当するとともに本条についても違法性が阻却されると解される。

471頁）も一審判決を支持した。

<sup>41</sup> 団藤重光編「注釈刑法(3)各則(1)」

<sup>42</sup> 前掲大塚115頁、大塚仁＝河上和雄＝中山義房＝古田佑紀「大コンメンタル刑法7巻（第2版）」374頁。このほかに、三柴前掲67頁によると、親権者の有する子の監護・教育権（民法820条）に基づき、親が医師等に対して子の秘密を尋ね、これに応じて子の秘密を告知することも、子の訓育上必要と認められる限りで許されると解されており、医師が、患者以外

診療録、助産録の提出等の事務に従事した公務員である医師、助産師等が、その職務の執行に関して知り得た業務上の秘密を正当な理由なく漏示した場合。

(3)精神保健福祉法53条(罰則:1年以下の懲役または100万円以下の罰金)

精神科病院の指定医等が、この法律の職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由なく漏らしたとき。

#### D. 考察 及び E. 結論

心身の状態の情報は、労働者に対する安全配慮義務の履行や健康確保措置の実施のために活用することが求められる一方で、その取扱いについては、個人情報保護法が要配慮個人情報の取得、個人情報の目的外利用、第三者提供について本人の同意を要求していること及びプライバシー保護の要請から、心身の状態の情報の取得・収集、保管、使用の各場面で労働者本人の同意をどの程度厳格に要求するかが問題となる。基本的には、本条及び本指針で示された心身の状態に関する情報の取扱いの原則にしたがって、労働者本人が情報を安心して提供できるような体制を整備、運用し、本人に丁寧に収集や一定の範囲の情報共有の必要性を説明し、納得を得るべきであるが、現実には、同意を得ることができず、安全確保措置の実施や業務の遂行に支障が出る場合がある。

具体的には、業務遂行上、労務管理上現実問題に問題が発生している場合に、安全配慮義務の履行（職場の同僚等に対する安全配慮義務も含む）、健康確保措置の実施のために心身の状態の情報を取得しようとしたが、処遇上の不利益等を恐れた労働者本人が情

報の提供を拒否した場合に事業者の採り得る措置の内容と限界が問題となる。情報の提供を拒否された場合に事業者の採り得る方法としては、本人の安全に配慮した配置転換等の人事権の行使や疾病のために労務提供の本旨履行ができないおそれがある場合には休職処分に付すこと等を検討せざるを得ないが、指針の禁止する合理性のない不利益な取り扱いと合理的な理由のある人事権の行使等は、区別して取り扱われる必要がある。

また、そもそも労働者が必要な心身の状態の情報を秘匿し、提供しなかった場合における事業者の責任の減免も、個別の事案に応じて考慮されるべきである。

収集した心身の状態の情報を安衛法104条の趣旨に沿って活用するためには、とりわけ本指針の第2類型の情報については、当該情報を集約、整理、解釈した上で、取り扱う目的に即して適切に加工して職場の上司や人事担当者等の他の取扱者に提供する産業医等の役割が重要である。その際、心身の状態の情報の取扱いは、当該労働者の安全配慮や健康確保措置の実施が主な目的ではあるが、職場の他の同僚やさらには顧客（例えば、バスの運転手が運転するバスの乗客等）の安全確保等も目的に含まれることは考慮されるべきである。このように、本条及び指針にしたがい、正当な目的かつ適切な方法で情報を提供する行為は、本条や個人情報保護法に違反しないし、刑罰法規である105条、刑法134条等にも違反しない取り扱いがされる必要がある。事業主の負う安全配慮義務が重くなっている状況も考慮する必要がある。

ただし、働き方改革の一環として、産業医

の権限、産業保健機能の強化が図られ、要配慮個人情報である心身の状態の情報を保護しつつ、安全配慮義務の履行や健康配慮措置の実施のために適正に情報を取り扱う法の枠組みを整えたとしても、「産業保健ボックス」の役割を果たすべき産業医等の現状は、質的、量的に不十分といわざるを得ない。104条の趣旨を実現するには、産業医等の産業保健スタッフを質的、量的に充実することが極めて重要な課題というべきであろう。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

H. 引用文献

脚注を参照。

## 厚生労働科学研究費補助金

### 分担研究報告書

#### 労働安全衛生法第 106 条から第 108 条の 2 までの逐条解説

研究協力者 森山 誠也 労働基準監督官

##### 研究要旨

第 106 条から第 108 条の 2 までの規定は、国の施策実施に関するものである。

第 106 条は、国が事業者の労働災害防止活動に関して行う援助に係る努力規定である。同条に基づく援助の具体例としては、労働基準監督機関が監督業務、相談業務等において事業者に行う助言等もあるが、特別な支出を要するものとしては社会復帰促進等事業（以前は労働福祉事業）の一環として各種補助金、サービスの提供等が実施されている。過去には、減税措置、融資等による援助も行われていたが、行財政改革ないし行政刷新の流れを受け平成以降は事業縮小の傾向がみられた。

第 107 条は、厚生労働大臣が労働災害の防止のための業務に従事する者及び労働者に対して行う援助に係る努力規定である。具体的には、全国安全週間及び全国労働衛生週間などがある。

第 108 条は、政府が労働災害の防止に資する科学技術の振興を図るために行う研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な措置に係る努力規定である。具体的には、労働安全衛生総合研究所の運営、厚生労働科学研究費補助金の交付等がこれに当たる。

第 108 条の 2 は、職業性疾病の発生状況等に関する疫学的調査その他の調査に関する権限等を定めるものである。第 108 条の 2 の規定に基づく疫学的調査は、情報保護との両立の困難等により、あまり実施されていない。

安全衛生その他の労働条件の確保を目的とする国の援助は、工場法施行とともに形を変え、あるいはその大義名分を変えながら絶えず行われてきた。

本稿で取り上げた第 106 条から第 108 条の 2 は、国が労働安全衛生に関して行う事業の根拠となる規定であるが、その内容はその性質上抽象的で、努力義務ないし権限規定であり、またその事業の実施には経費がかかるがこれは義務的経費ではなく裁量的経費である。このような状況から、事業の新規創設や廃止は、各時代の政治状況等に大きく左右されてきた。

有意義でない事業を漫然と存続させるようなことがあってはいけませんが、事業廃止が労働災害の発生に影響する可能性を考えると安易な事業廃止も避けるべきであり、また長年蓄積されたものを一旦廃止すると後でこれを再生することは難しい。安全衛生に関する事



業評価については、事業仕分け等の議事録やその後の事業評価関係資料等をみても、少なくとも安全衛生事業に関して有効な評価手法があるとは言い難い。国の援助事業一般に言えることとして、新しい政策課題や事業者の努力義務とされている事項のみが事業の対象とされるのに対し、従来からあるが深刻な課題は逆に援助の対象とならないということがある。その結果として、例えばストレスチェック実施の助成金を受けている事業場で、局所排気装置やプレス機械の安全装置を設置していないというアンバランスな事態も生じる。各事業場の安全衛生水準を向上させ、労働災害を減らすという本来の（長期的な）目的のための事業評価手法の研究開発が必要であると考えます。

目次

A. 研究目的 .....	2286
B. 研究方法.....	2286
C. 研究結果 .....	2287
1 第 106 条.....	2287
1.1 条文 .....	2287
1.2 趣旨 .....	2287
1.3 条文解釈.....	2288
1.3.1 「国」 .....	2288
1.3.2 「第十九条の三…に定めるもの」 .....	2288
1.3.3 「労働災害の防止に資するため」 .....	2290
1.3.4 「事業者」 .....	2290
1.3.5 「安全衛生施設の整備」 .....	2290
1.3.6 「特別安全衛生改善計画又は安全衛生改善計画の実施」 .....	2290
1.3.7 「その他の活動」 .....	2291
1.3.8 「金融上の措置」 .....	2291
1.3.9 「技術上の助言」 .....	2291
1.3.10 「その他必要な援助」 .....	2291
1.3.11 「援助を行う」 .....	2292
1.3.12 「努めるものとする」 .....	2292
1.3.13 「中小企業者」 .....	2292
1.4 関係規定 .....	2293
1.5 国際労働基準.....	2294
1.5.1 労働者保護を目的とする…に付ての一般原則に関する勧告（第 20 号） .....	2295
1.5.2 産業災害の予防に関する勧告（第 31 号） .....	2295
1.5.3 労働監督官の手引 .....	2296
1.5.4 その他 .....	2296
1.6 沿革 .....	2297
1.6.1 戦前戦中の状況.....	2297
1.6.2 戦後の状況 .....	2298
1.6.3 沖縄法令.....	2299
1.6.4 労働安全衛生法以後.....	2300
1.7 運用 .....	2300
1.7.1 労働基準監督機関による助言等 .....	2301
1.7.2 労働者災害補償保険事業（社会復帰促進等事業） .....	2301

1.7.3	労働災害防止計画との関係.....	2301
1.7.4	主な援助事業.....	2301
1.8	労働者災害補償保険事業（社会復帰促進等事業） .....	2306
1.8.1	概要 .....	2306
1.8.2	沿革及び行財政改革.....	2306
1.8.3	災害保険と災害予防との関係.....	2308
1.8.4	「援助」概念と労働者災害補償保険との関係 .....	2309
1.9	本法が適用されない領域における事情.....	2309
1.9.1	鉱山における保安 .....	2309
1.9.2	船員 .....	2310
1.9.3	家内労働者 .....	2310
1.9.4	一人親方等 .....	2310
2	第 107 条.....	2311
2.1	条文 .....	2311
2.2	趣旨 .....	2311
2.3	条文解釈.....	2311
2.3.1	「安全管理者…その他労働災害の防止のための業務に従事する者」 .....	2311
2.3.2	「労働者」 .....	2311
2.3.3	「…の資質の向上を図り…の労働災害防止の思想を高めるため」 .....	2311
2.3.4	「資料の提供その他必要な援助」 .....	2311
2.4	関係規定 .....	2312
2.5	沿革 .....	2312
2.6	運用 .....	2312
2.6.1	全国安全週間及び全国労働衛生週間.....	2313
2.6.2	産業安全技術館及び大阪産業安全技術館.....	2313
2.6.3	リーフレット等.....	2314
2.6.4	情報提供（博物館、リーフレット等を除く） .....	2314
3	第 108 条.....	2315
3.1	条文 .....	2315
3.2	趣旨 .....	2315
3.3	条文解釈.....	2315
3.3.1	「政府」 .....	2315
3.3.2	「研究開発の推進及びその成果の普及」 .....	2315
3.4	関係規定 .....	2315
3.5	沿革 .....	2315
3.6	運用 .....	2315

3.6.1	労働安全衛生総合研究所 .....	2315
3.6.2	公益財団法人産業医学振興財団 .....	2316
3.6.3	学校法人産業医科大学 .....	2316
3.6.4	厚生労働科学研究費補助金 .....	2316
3.6.5	民間における研究 .....	2316
4	第 108 条の 2 .....	2317
4.1	条文 .....	2317
4.2	内容及び趣旨 .....	2317
4.3	条文解釈 .....	2318
4.3.1	「労働者がさらされる化学物質等」 .....	2318
4.3.2	「労働者の従事する作業」 .....	2319
4.3.3	「疫学的調査」 .....	2319
4.3.4	「その他の調査」 .....	2320
4.3.5	「事業者、労働者その他の関係者に対し、…を求めることができる」 ..	2320
4.3.6	「その実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない」 .....	2320
4.3.7	「ただし、労働者の健康障害を防止するため…この限りでない。」 .....	2321
4.4	罰則 .....	2321
4.5	関係規定 .....	2322
4.5.1	本条に関する命令 .....	2322
4.5.2	他の規定 .....	2322
4.6	国際労働基準 .....	2322
4.7	沿革 .....	2323
4.7.1	時代背景 .....	2323
4.7.2	中央労働基準審議会における検討から労働省による法律案作成まで .....	2323
4.7.3	第 80 回国会での審議・成立 .....	2324
4.7.4	改正 .....	2325
4.8	運用及び本条の意義 .....	2325
4.8.1	疫学的調査 .....	2325
4.8.2	疫学的調査以外の調査 .....	2325
D.	考察及び結論 .....	2326
E.	研究発表 .....	2326
F.	知的所有権の取得状況 .....	2327
G.	引用文献 .....	2327
	参考資料 .....	2328
	文末脚注 .....	2341

## A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

- ① 時代状況の変化に応じた労働安全衛生法改正の方向性を展望すること。
- ② 労働安全衛生法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。
- ③ 労働安全衛生法に関する学問体系、同法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、枝番号や附則を除き 123 条ある安衛法のうち第 106 条から第 108 条の 2 までの規定について、その課題を果たすことにある。

## B. 研究方法

労働基準監督官の職務経験者（現職）である本研究協力者が、労働安全衛生法（以下「本法」という。）及びこれに基づく命令、これに関する解釈例規、関係法令に係る学術書等を検討して研究会議で報告し、本法の制定・改正に関わった畠中信夫元白鷗大学教授ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

また、元厚生労働省（又は労働省）安全衛生部の唐澤正義氏（班員）、半田有道氏、野澤英児氏及び柳川行雄氏（班員）から、法令の運用等に関する情報提供を受けた。

法令の逐語解釈等においては、正確性及び簡単のため、行政通達、厚生労働省編解説書等について、文末脚注に出典元を明記した上で本文中に字句を変えず転記した部分がある。

以下、単に第何条という時は本法の条番号を指すこととする。

法令等を引用する場合は□で囲むこととし、その際、本法については題名を省略し、本法以外の法令（本法に基づく命令等を含む）を引用する場合には題名等を明示する。国際労働基準は英語正文を引用した。



C. 研究結果

1 第 106 条

1.1 条文

(国の援助)  
 第百六条 国は、第十九条の三、第二十八条の二第三項、第五十七条の三第四項、第五十八条、第六十三条、第六十六条の十第九項、第七十一条及び第七十一条の四に定めるもののほか、労働災害の防止に資するため、事業者が行う安全衛生施設の整備、特別安全衛生改善計画又は安全衛生改善計画の実施その他の活動について、金融上の措置、技術上の助言その他必要な援助を行うように努めるものとする。  
 2 国は、前項の援助を行うに当たっては、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする。

1.2 趣旨

本法では、本条以外にも事業者による安全衛生教育、労働者の健康保持増進等個々の事項について国の援助規定が置かれているが、本条は、それ以外の事項についても、国が、労働災害の防止に資するため、事業者が行う安全衛生施設の整備、特別安全衛生改善計画又は安全衛生改善計画の実施その他の活動について、金融上の措置、技術上の助言その他必要な援助を行うように努めるものとするを一般的に定めるとともに、国がこの援助を行うに当たっては中小企業者に対し特別の配慮をするものとするを定めたものである。

本条の位置付けを把握するために、本法中の複数の国の援助規定を、概括的に、その対象者と対象分野で分類すると、表 1 のようになる。

表 1 労働安全衛生法中援助規定整理表

		対象者		
		事業者	事業者以外	対象に限定無し
対象分野	労働災害防止	第 19 条の 3、第 28 条の 2 第 3 項、第 57 条の 3 第 3 項、第 63 条、第 106 条	第 107 条	第 58 条、第 66 条の 10 第 9 項、第 71 条
	快適職場形成	第 71 条の 4		

本条の制定理由及び制定当初の援助措置の概要については、施行通達<sup>1</sup>で次のとおり説明されている。

発基第九一号  
 昭和四七年九月一八日  
 都道府県労働基準局長 殿  
 労働事務次官  
 労働安全衛生法の施行について  
 記  
 第三 概要  
 一〇 監督等（第一〇章関係）  
 (三) 国の援助  
 事業者、とくに中小企業においては、資金的または技術的な問題により労働災害の防止措置が十分に果たせないという事情があることにかんがみ、法規制の拡充整備を図るとともに、国が事業者の行なう労働災害防止の基盤と環境を整備する努力を側面から援助することも、労働災害防止という点においては極めて有効な手法である。このため、この法律の制定を契機として、労働福祉事業団法を改正して、新たに労働安全衛生融資制度を設け、事業者に対しては安全衛生改善計画の実施に要する資金、健康診断機関に対しては健康診断用機器の購

入に要する資金を労働福祉事業団が長期低利で融資することとし、また、租税特別措置法の一部改正により、新たに特定の労働安全衛生設備の特別償却が認められることとなり、これらの減税措置を講ずることによつて安全衛生設備の整備の促進をはかることとしたこと。

このほか、その一環として、国は、行政措置により、安全衛生教育を行なう指導員を養成するための安全衛生教育センターの設置、健康診断機関に対する特殊健康診断用機器の整備に要する経費の補助、中小企業における特殊健康診断の実施のための巡回健康診断の実施等の援助を行なうこととしていること。

なお、このうち「このほか、その一環として」から始まる段落は、本条ではなく、本法制定当時の第 63 条及び第 71 条の規定に関する記述であろう。

### 1.3 条文解釈

#### 1.3.1 「国」

一般に、法令において国の義務を規定する場合の主語には、「国」や「政府」（第 108 条等）がある。

「国」とは、法律上の権利義務の主体としての国家を意味することが多いが、これに対して「政府」は行政府、即ち内閣及びその統括の下にある行政機関の意味で用いられることがある<sup>2</sup>。

例えば、男女共同参画社会基本法第 11 条（法制上の措置等）は、政府に施策の実施のため必要な具体的措置を講じることを義務付けることを明確にするために、主語を「国」でなく「政府」としている<sup>3</sup>。

また、国の義務を規定する場合の主語に「厚生労働大臣」（第 28 条の 2 第 3 項、第

57 条の 3 第 4 項、第 107 条等）など行政機関の長が置かれる場合もある。行政機関の長の援助義務は、援助の範囲が当該行政機関の権限の範囲内で行うことができるものに限られると考えられる一方で、当該行政機関の長に一定の具体的な義務が課されたものとも解すこともできる。

本条は、主語を「政府」ないし「厚生労働大臣」とせず、最も広義の「国」としていることから、立法による措置を含めたあらゆる意味における国の援助について一般的かつ包括的に規定したものと解すことができるだろう。

#### 1.3.2 「第十九条の三…に定めるもの」

現在、本法では、本条以外に、表 2 のとおり、9 つの国又は厚生労働大臣による援助規定を置いている

表 2 労働安全衛生法中第 106 条以外の国等による援助規定

条項	規定内容の概要
第 19 条の 3	国は、産業医の選任義務のない規模の事業場〔本研究協力者註＝常時 50 人未満の労働者を使用する事業場〕の労働者の健康の確保のために援助を行うよう努めること。（労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 8 年 6 月 19 日法律第 89 号）により新設）
第 28 条の 2 第 3 項	厚生労働大臣は、事業者が行うリスクアセスメントについて指針に基づいて必要な指導、援助等を行うことができること。（労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成 17 年 11 月 2 日号外法律第 108 号）により新設）
第 57 条	厚生労働大臣は、事業者が行う通

<p>の3第4項</p>	<p>知対象物等に係るリスクアセスメントについて指針に基づいて必要な指導、援助等を行うことができること。（労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年6月25日法律第82号）により新設）</p>	<p>施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるとともに、この援助を行うに当たって、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする。こと。（第71条の援助の対象は、本法制定当初は健康診断のみに係る規定であったが、作業環境測定法（昭和50年5月1日法律第28号）により作業環境測定が追加され、労働安全衛生法の一部を改正する法律（昭和63年5月17日法律第37号）により労働者の健康の保持増進とされるとともに第2項が新設されて中小企業者への特別の配慮をするものとされ、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年6月25日法律第82号）により援助の一つに受動喫煙の防止のための設備の設置の促進が追加）</p>
<p>第58条</p>	<p>国は、化学物質に係る有害性の調査の適切な実施に資するため、必要な援助に努めるほか、自ら有害性の調査を実施するよう努めること。（労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律（昭和52年7月1日法律第76号）により第57条の4として新設、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（平成11年5月21日法律第45号）により第57条の5に移動、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年6月25日法律第82号）により第58条に移動）</p>	
<p>第63条</p>	<p>国は、事業者が行う安全衛生教育の効果的実施を図るため必要な施策の充実に努めること。（本法制定時から改廃無し）</p>	
<p>第66条の10第9項</p>	<p>国は、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持に及ぼす影響に関する医師等に対する研修を実施するよう努めるとともに、ストレスチェック結果を利用する労働者の健康の保持増進を図ることを促進するための措置を講ずるよう努めること。（労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年6月25日法律第82号）により追加）</p>	<p>第71条の4</p> <p>国は、事業者による快適な職場環境を形成する措置の適切有効な実施に資するため、必要な援助を行うよう努力すること。（労働安全衛生法及び労働災害防止団体の一部を改正する法律（平成4年5月22日法律第55号）による追加）</p>
<p>第71条</p>	<p>国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実</p>	<p>第107条</p> <p>厚生労働大臣は、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、産業医、コンサルタントその他労働災害の防止のための業務に従事する者の資質の向上</p>

	<p>を図り、及び労働者の労働災害防止の思想を高めるため、資料の提供その他必要な援助を行うように努めること。(沿革については2.5参照)</p>
--	--

本法制定時、本条以外の援助規定はこれらのうち第63条、第71条及び第107条のみであったが、その後の法改正により9個に増加している。

本条は、事業者が行う活動に対する国の援助義務に関する一般的規定であり、このうち第107条を除く8個の特別の事項以外の事項についても、国が援助を行うよう努めることを規定している。

したがって、立法技術的に言えば、本条から特別規定を分離し、又は特別規定を本条に吸収することもできるであろう。

ただし、この8個の特別規定の中には、事業者が行う活動に対する援助を定めるもののほか、援助の対象者を事業者に限定していないものもあることから、全てを本条に吸収することはできない。また、第71条の4は、快適な職場環境の形成を目的とする規定であることから、労働災害の防止を目的とする本条に吸収することはできないであろう。

以上のほか、第93条において、産業安全専門官及び労働衛生専門官の職務として、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な事項について指導及び援助を行うことを定めている。

### 1.3.3 「労働災害の防止に資するため」

本法の目的は、第1条によれば、労働災害の防止（ないし職場における労働者の安全と健康の確保）と快適な職場環境の形成

を促進することの2つであるが、本条は、このうち前者に係る国の援助について規定したものである。

後者に関する国の援助については、第71条の4で規定されている。

### 1.3.4 「事業者」

事業者については、第2条で「事業を行う者で、労働者を使用するもの」と定義されている。

### 1.3.5 「安全衛生施設の整備」

「施設」とは、一定の目的のために設けられる土地や建物を意味することもあるが、さらに広く物的設備のほかにも人的要素を加味した事業活動の全体を総合的に指し示す意味で用いられることが多いとされる<sup>4</sup>。

「整備」とは、一般に、整えそなえることをいい<sup>5</sup>、新設はもちろん、点検、修理等も含まれるだろう。

かつて存在した職場環境改善資金制度の貸付条件によれば、機械等の新設、増設及び改造、土地の取得及び整備と並んで運転資金も融資対象となっているが<sup>6</sup>、これらはいずれも「安全衛生施設の整備」に対するものといえるだろう。

### 1.3.6 「特別安全衛生改善計画又は安全衛生改善計画の実施」

第78条の特別安全衛生改善計画、第79条の安全衛生改善計画をいう。

この部分は、従来「安全衛生改善計画」であったものが、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年6月25日法律第82号）による特別安全衛生改善計画指示制度の創設により、「特別安全衛生改善計画又は安全衛生改善計画」と表現を整理された。従前は第78条で安全衛生改善計画制度を、第79条で事業者等の安全衛生改善計画



の遵守義務を規定していたが、同改正法によりこれら2か条の全部が改正され、第78条で特別安全衛生改善計画制度が、第79条で安全衛生改善計画制度が規定されることになった。

かつて存在した職場環境改善資金では、事業者側から労働基準監督署への相談を端緒として労働基準監督署が事業場を点検し、その結果に基づき都道府県労働基準局長が当該事業者に対して安全衛生改善計画の作成を指示し、それに対して事業者が安全衛生改善計画を作成することが貸付条件の一つとされていた<sup>7</sup>。

### 1.3.7 「その他の活動」

労働災害の防止に資するあらゆる活動が含まれると解される。

### 1.3.8 「金融上の措置」

一般に、金融とは、金銭の融通、特に資金の借り手と貸し手の間で行われる貨幣の信用取引をいう<sup>8</sup>。

一般に、政府による資金供給のあり方には無償資金（補助金等の予算措置）と有償資金（融資、出資及び投資）が考えられるが<sup>9</sup>、金融上の措置といった場合には、有償資金のみを意味することが多いと思われる。

かつて存在した融資事業(1.7.4.3節参照)は1.3.2節及び1.4節に掲げた各規定に基づく援助に該当しない限り、原則的には本条に基づくものであろう。

なお、国の施策実施規定中の「〇〇上の措置」という形の表現については、ものづくり基盤技術振興基本法(平成11年法律第2号)第7条の「法制上、財政上又は金融上の措置」、バイオマス活用推進基本法(平成21年法律第52号)第19条の「法制上、財政上、税制上又は金融上の措置」、スポ

ーツ基本法(平成23年法律第78号)第8条の「法制上、財政上又は税制上の措置」、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律(平成27年法律第69号)の「法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置」など、主に基本法に用例がある。

### 1.3.9 「技術上の助言」

「技術上の助言」には、労働基準監督機関による援助(1.7.1節、1.5節参照)が含まれる。なお、第93条で、産業安全専門官及び労働衛生専門官は、事業者に対して労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な事項について指導及び援助を行うと規定されているが、これも「技術上の助言」に含まれるであろう。

労働基準監督機関以外の機関による技術上の助言としては、労災防止指導員等の制度(1.7.4.1節参照)、産業保健総合支援センターの相談対応(第19条の3の規定に係る援助を除く。)、中央労働災害防止協会が行う中小規模事業場安全衛生サポート事業等は、この技術上の助言に含まれるだろう。

### 1.3.10 「その他必要な援助」

金融上の措置及び技術上の助言以外の必要な援助としては、減税措置、補助金(助成金を含む)、資料の提供、集団指導(講習会)等がこれに該当するだろう。

なお、一般的に、減税、納税猶予等の措置を「税制上の措置」とする用例や、補助金の支出や金融上の措置を含めた予算案の作成及び国会提出、予算の執行等による措置を「財政上の措置」とする用例がある<sup>3</sup>。

「減税措置」については、国の徴税権に制約を加えるものであることから<sup>10</sup>、ある



いは直接的に税収減に繋がることから<sup>11</sup>、各種の援助措置の中でも、実現のためのハードルが極めて高いと言われているという証言がある。

### 1.3.11 「援助を行う」

「援助」には、国が自ら事業を行うもののみならず、国費を投じた委託事業等を行う場合も含まれると解される<sup>12</sup>。また、これには労災保険料財源による事業が含まれると解されている<sup>13</sup>。しかし、労災保険料財源による事業を「国の援助」といえるか否かという問題については、別途 1.8.4 節で検討する。

なお、補助金を始めある種の事業には当然予算が必要となるが、既に事業者に対して義務付けられた事項を援助することは難しく、事業者の努力義務となっている事項の促進のための援助や、法令改正に伴う経過措置期間において事業者の対応を促進するための援助の方が、予算措置を求めやすいという証言がある<sup>14</sup>。この例として、近年ではフルハーネス型墜落制止用器具等の導入促進のための既存不適合機械等更新支援補助金事業（1.7.4.4 節参照）がある。

### 1.3.12 「努めるものとする」

本条の規定は努力義務にとどまっており、また援助内容が具体的に定められているわけではないことから、本条に基づく援助事業の経費は義務的経費ではなく裁量的経費にとどまり、その時々政治及び政策により大きな影響を受けると考えられる。

しかし、援助措置に係る予算要求の際の根拠条文となりうることから<sup>11</sup>、その点で、本条には意義があるといえる。

### 1.3.13 「中小企業者」

本条及び第 71 条で「中小企業者」という

語が使用されているが、その定義は示されていない。

中小企業者に関する国等の施策の総合的な推進等については、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）で定められているが、同法第 2 条第 1 項では、同法に基づいて講ずる国の施策の対象とする「中小企業者」の原則的な範囲（以下本稿において「原則的範囲」という。）が表 3 のように定められている。ただし、同項に明記されているように、それは飽くまで原則であり「その範囲は、これらの施策が次条〔本研究協力者註＝第 3 条〕の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。」と規定されている。

表 3 中小企業基本法による中小企業者の範囲（平成 11 年 12 月 3 日～現在）

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種 (②～④を除く)	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5000 万円以下	100 人以下
④小売業	5000 万円以下	50 人以下

本条に基づいて講ぜられる国の援助措置である既存不適合機械等更新支援補助金事業（1.7.4.4 節参照）の対象者は、この原則的範囲の中小企業者となっている。

ただし、この中小企業者の原則的範囲は、法改正等により変更されうるものであることに注意が必要である。

中小企業基本法は昭和 38 年 7 月 20 日に公布され、即日施行されたが、このときの

中小企業者の原則的範囲は、表 4 のとおりであった。

表 4 中小企業基本法による中小企業者の範囲（昭和 38 年 7 月 20 日～昭和 48 年 10 月 14 日）

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①工業、鉱業、運送業その他の業種 (②を除く)	5000 万円以下	300 人以下
②商業又はサービス業	1000 万円以下	50 人以下

その後、中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律（昭和 48 年 10 月 15 日法律第 115 号、即日施行）により中小企業基本法の中小企業者の原則的範囲は表 5 のように改められた。

表 5 中小企業基本法による中小企業者の範囲（昭和 48 年 10 月 15 日～平成 11 年 12 月 2 日）

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①工業、鉱業、運送業 その他の業種(②及び③を除く)	1 億円以下	300 人以下
②卸売業	3000 万円以下	100 人以下
③小売業又はサービス業	1000 万円以下	50 人以下

さらにその後、中小企業基本法等の一部を改正する法律（平成 11 年 12 月 3 日法律第 146 号）による改正により、中小企業基本法の中小企業者の原則的範囲は現在のものに改正された（即日施行）。

## 1.4 関係規定

ここでは他の労働安全衛生関係法令中の国等の援助規定について述べることとし、本法中の関係規定については 1.3.2 節で、国の援助事業の実施に関する法令については必要に応じて 1.7 節の中で、国際労働基準については 1.5 節で述べることとする。

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和 42 年法律第 61 号、船災防法）、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 92 号、CO 法）、家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号、家労法）、作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号、作環法）及び建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号、建設職人基本法）においては、表 6 のように、国の援助に関する規定が設けられている。

表 6 労働安全衛生法以外の労働安全衛生に関する法律における国等の援助規定

法条項	規定内容の概要
労働基準法第 105 条の 2	厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、労働基準法の目的を達成するために、労働者及び使用者に対して資料の提供その他必要な援助をしなければならないこと。
じん肺法第 32 条～第 35 条	政府は、事業者に対して粉じんの測定・発散防止抑制、じん肺健康診断その他じん肺に関する予防及び健康管理に関し、必要な技術的援助を行うように努めるとともに、じん肺の予防に関する技術的研究及び当該

	<p>技術的援助を行うため必要な施設の整備を図らなければならないこと。また、都道府県労働局及び産業保安監督部に、事業者が行うじん肺の予防に関する措置について必要な技術的援助を行わせるため、粉じん対策指導委員を置くこと。</p> <p>政府は、じん肺管理区分が管理3の労働者の職業転換に関し適切な措置を講ずるように努めること。</p> <p>政府は、じん肺にかかった労働者であつた者の生活の安定を図るため、就労の機会を与えるための施設及び労働能力の回復を図るための施設の整備その他に関し適切な措置を講ずるように努めなければならないこと。</p>		<p>復帰促進等事業の一環として診察、保健指導等を行うこと。</p> <p>また、政府は、炭鉱災害によるCO中毒症にかかった被災労働者のためのリハビリテーション施設の整備に努めなければならないこと。</p>
<p>船災防法 第5条</p>	<p>国は、船舶所有者又は船舶所有者の団体が船員災害の防止を図るために行う活動について、財政上の措置、技術上の助言、資料の提供その他必要な援助を行うように努めるとともに、船員災害の防止に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。</p>	<p>家労法第 25条</p>	<p>国又は地方公共団体は、家内労働者及び委託者に対し、資料の提供、技術の指導、施設に関する便宜の供与その他家内労働法の目的を達成するために必要な援助を行なうように努めなければならないこと。</p>
<p>CO法第 9条～第 11条</p>	<p>政府は、炭鉱災害によるCO中毒症について療養補償給付を受けていた被災労働者であつて同症が治つたものに対し、必要があると認めるときは、社会</p>	<p>作環法第 47条</p>	<p>政府は、作業環境測定士の資質の向上並びに作業環境測定機関及び登録講習機関の業務の適正化を図るため、資料の提供、測定手法の開発及びその成果の普及その他必要な援助を行うように努めるものとする。</p>
		<p>建設職人 基本法第 7条</p>	<p>政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならないこと。</p>

別途、労働基準法については1.6.2節、家内労働法については1.9.3節、船員法については1.9.2節を参照されたい。

### 1.5 国際労働基準

日本は、1919年の創設時から国際労働機関（ILO）に参加していたが、1938年11月に脱退を通告し、2年後に発効した。その後、1951年の第34回ILO総会で日本の

再加盟が承認され、同年11月に発効した<sup>15</sup>。

従来、国際労働基準においても、国や労働監督機関による援助について繰り返し謳われてきた。

**1.5.1 労働者保護を目的とする法令及規則の実施を確保する為の監督制度の組織に付ての一般原則に関する勧告（第20号）**

労働者保護を目的とする法令及規則の実施を確保する為の監督制度の組織に付ての一般原則に関する勧告（第20号、第5回総会で1923年10月29日採択）<sup>16</sup>では、次のとおり、監督官は、健康安全の最善の標準（best standards）について、使用者に対し情報供与及び助言（inform and advise）をすべきと勧告している。

Recommendation concerning the General Principles for the Organisation of Systems of Inspection to Secure the Enforcement of the Laws and Regulations for the Protection of the Workers, 1923 (No. 20, ILO)

II. Nature of the Functions and Powers of Inspectors

B. SAFETY

7. (略)

(b) that inspectors should inform and advise employers respecting the best standards of health and safety;

**1.5.2 産業災害の予防に関する勧告（第31号）**

産業災害の予防に関する勧告（第31号、第12回総会で1929年6月21日採択、第109回総会で2021年撤回）<sup>17</sup>では、第10項で常設安全展覧会の設置又は設置の促進を勧告していた。また、第23項で国が災害保険機関及び災害保険会社を災害予防事業

に協力させるべきことを勧告しており、その協力の方法の例として、監督機関への災害情報の報告、災害調査研究機関及び安全第一運動への協力、使用者への安全装置の貸付、災害防止について労働者、技術者その他の者がした発明等に対する褒賞、使用者及び公衆への宣伝、安全措置への助言並びに安全博物館及び災害予防教育施設への醸出を挙げていた。

また、第107条関係であるが、同勧告第9項では、国が災害予防に関する労働者の関心を覚醒させ維持させるための取組を行うべきことについて、同勧告第11項では、国が、使用者に災害予防に関する労働者教育の改善を行わせ、労働者団体にその教育への協力を行わせるようにすべきことについて勧告していた。

Prevention of Industrial Accidents Recommendation, 1929 (No. 31)

III. Organisation of Inspection

A. ORGANISATION OF THE STAFF

9. It is recommended that the Members should do all in their power to awaken and maintain the interest of the workers in the prevention of accidents and ensure their co-operation by means of lectures, publications, cinematograph films, visits to industrial establishments, and by such other means as they may find most appropriate.

10. It is recommended that the State should establish or promote the establishment of permanent safety exhibitions where the best appliances, arrangements and methods for preventing accidents and promoting safety can be seen (and in the

case of machinery, seen in action) and advice and information given to employers, works officials, workers, students in the engineering and technical schools, and others.

11. In view of the fact that the workers, by their conduct in the factory, can and should contribute to a large extent to the success of protective measures, the State should use its influence to secure (a) that employers should do all in their power to improve the education of their workers in regard to the prevention of accidents, and (b) that the workers' organisations should by using their influence with their members co-operate in this work.

#### IV. Inspectors' Reports

23. The State should use its influence with accident insurance institutions and companies to co-operate in the work of accident prevention by such means as the following: communication of information on causes and consequences of accidents to the inspection service or other supervising authorities concerned; co-operation in the institutions and committees referred to in Paragraph 1 and in the Safety First Movement in general; advances to employers for the adoption or improvement of safety appliances; the award of prizes to workmen, engineers and others who, by their inventions or ideas, contribute substantially to the avoidance of accidents; propaganda among employers and the public; advice on safety measures, contributions

to safety museums and institutions for instruction in accident prevention.

#### 1.5.3 労働監督官の手引

労働監督官の手引（Guide for labour inspectors）（1955年）<sup>18</sup>では、最も効果的な監督手法として、健全な労働条件及び法令に関する理解の促進と、労使に対し最も効果的な法的義務履行についての情報提供と助言を行うこととし、重大・悪質な違反行為に対してやむをえず抑圧的な措置を講ずることとしている。

Guide for labour inspectors

Part I. *The Labour Inspection Service*

Method and Standards of Inspection

Methods of Inspection

〈略〉

The most effective practice is to lay particular stress on promoting understanding of sound labour conditions and of the legal provisions, and on informing and advising employers and workers of the most effective means of complying with their legal obligations. At the same time, the way is left open for repressive measures to be applied, if unavoidable, in cases of serious or repeated offences and obviously intentional violation.

#### 1.5.4 その他

以上のほか、日本は批准していないが、職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第155号、第67回総会で1981年6月22日採択）<sup>19</sup>及びこれを補足する職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する勧告（第164号、第67回総会で1981年6月22日採択）<sup>20</sup>では、国の援助を含む国の施策についてより体系的な規定がなされ



ている。

## 1.6 沿革

ここでは国等の援助ないし援助規定の沿革について述べることにするが、労働者災害補償保険事業の沿革については1.8節で、国際労働基準の沿革については1.5節で述べることにする。

なお、報告者が若干の調査を行った範囲内では、戦前戦中の労働関係法において国の援助規定を見出すことはできなかった。

### 1.6.1 戦前戦中の状況

戦前戦中の民間団体（官製を含む。）による労働安全衛生関係の運動、活動等については、中央労働災害防止協会編（2011年）『労働安全運動史—安全専一から100年』<sup>21</sup>に詳しいが、引用文献を明確にしたより学術的な文献として、近代日本の安全衛生運動に尽力した蒲生俊文に焦点を当てた研究である堀口良一著（2015年）『安全第一の誕生—安全運動の社会史 増補改訂版』（不二出版）<sup>22</sup>がある。同書によれば、戦前期の日本の安全運動（個別の社内運動及び地域的ないし業界内の運動を除く。）には、大正6年に始まる安全第一協会、中央災害防止協会、日本安全協会と続く民間の安全運動の系譜と、昭和4年に設立された産業福利協会を起源とする官製の安全運動の系統があり、この2系統は昭和16年に大日本産業報国会へ統合された<sup>23</sup>。

安全第一協会は、雑誌『安全第一』の刊行のほか、大正8年5月4日から7月10日まで文部省東京教育博物館で開催され延べ183,605人の入場者があった災害防止展覧会（別称 安全第一展覧会）に多大な協力を行うとともに、同展覧会会期のうち6月15日から6月21日まで、東京市とその

隣接町村において内田嘉吉<sup>24</sup>を主催者代表として日本最初の安全週間を実施したが、収入の殆どを会費及び寄附に頼っており<sup>25</sup>、本研究協力者の若干の調査では、国が援助をしていた状況は確認できなかった。

産業福利協会は、大正14年11月、内務省社会局の外郭団体として設立されたが、その性格は、工場法等の労働法規の円満な施行、労働安全衛生の改善、労働者福利の増進等を目的とした工場及び鉱山に関する事業主団体の全国組織として、労働行政を所管する内務省社会局を補佐するものであり、事務所は社会局内に置かれていた<sup>26</sup>。その後、産業福利協会は昭和4年2月に財団法人となり、昭和11年に解散した。産業福利協会の理事は、社会局職員から構成され、社会局長官を会長、社会局労働部長を理事長としており、これはその後財団法人化して理事の一部に民間人を起用するようになってからも変わることはなかった<sup>27</sup>。

産業福利協会の事業は、月刊誌『産業福利』や安全衛生関係図書の刊行や災害豫防及び衛生に関するポスター、パンフレット類の配布、安全週間・衛生週間の実施、安全委員会の奨励指導等であったが、財政面においては会費等を主体としながらも例えば昭和2年度において歳入5.7万円中国庫補助2万円、財団法人化後の昭和10年度において歳入6.1万円中国庫補助1.1万円であり、国の援助が行われたことが分かる<sup>28</sup>。

財団法人産業福利協会は、昭和11年に協調会に吸収され、その事業は協調会産業福利部に受け継がれ、昭和16年4月、協調会産業福利部は汽罐協会等とともに大日本産業報国会に統合されることとなる（ただし協調会の本体は、大日本産業報国会に統合

されず存続した。）<sup>23,29,30</sup>。

### 1.6.2 戦後の状況

昭和 20 年 11 月 1 日、工場法戦時特例が廃止された<sup>31</sup>。

戦後、労働者の福祉のための国の援助としては、都道府県労働基準局等を介した労務用物資（作業用必需品、食料及び嗜好品）の配給<sup>32</sup>が行われたこともあった。

労務法制審議会は、昭和 21 年 12 月 24 日の最終総会において労働基準法草案の答申案を決定し、同案はその後立法技術上の見地から 12 の点について修正が加えられた外そのまま帝国議会で成立をみたが、その最終総会において、休業手当と罰則適用について次の附帯決議が付けられた<sup>33</sup>。

- 一、現下におけるわが國産業の實情にかんがみ、政府は、労働者又は使用者のいずれの責にも歸すべからざる事由による休業に對して労働者の生活を保障するごとく施策を講ぜられ度い。
- 二、この法律の違反事件については監督官による戒告、起訴猶豫、その他刑事政策上の考慮をばらひ、みだりに初犯者に體刑を科し、法の運用を苛酷ならしめることなきを期せられたい。

この附帯決議の一は、政府による労働者の生活援助が求めるものであり、二は、使用者に対する指導・助言の必要性を示したものと考えることができるだろう。

また、昭和 22 年 3 月 27 日の第 92 回帝国議会貴族院本会議で労働基準法案が可決成立した際、次の希望決議がなされた。

#### 希望決議

政府は本法の施行に當り左の諸點に留意せられむことを望む

- 一、本法の施行期日を定むるに當りては

經濟、労働の實状、特に本法運営の爲多くの施設準備を要すべき事情に鑑み、十分の餘裕を存するやう篤と考慮すること

二、本法施行の爲の命令規則の制定に當りては、經濟、労働に知識經驗ある委員に諮問して之を行ふこと

三、本法の運営に當りては徒らに取締乃至處罰を旨とすること無く、指導斡旋に努め且つ此の方針を行政の末端に徹底せしむること

四、本法の施行と並行して社會保險及び公的醫療機關の整備充實を圖ること

この希望決議の三からは、労働基準法の実施に際し、政府には厳正な制裁のみならず指導斡旋が強く求められていたことがうかがえる。

労働基準法に国の援助義務が初めて明記されたのは、労働基準法の一部を改正する法律（昭和 27 年 7 月 31 日法律第 287 号）により雑則の筆頭に新設された第 105 条の 2 で、同条は同年 9 月 1 日に施行された。

労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）

#### 第十二章 雑則

（国の援助義務）

第一百五條の二 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、この法律の目的を達成するために、労働者及び使用者に対して資料の提供その他必要な援助をしなければならない。

労働基準法には目的規定はないが、この条文における「この法律の目的」とは、労働基準法第 1 条の趣旨から、労働者に人たるに値する生活<sup>34</sup>を保障する労働条件の最低基準を確保し、さらに労働条件を向上さ

せることと解される<sup>35</sup>。この「資料の提供」にはパンフレット、リーフレット等の提供が含まれ、「必要な援助」には、助言、勧告等のほか、福利施設、住宅等に対する財政的援助等が含まれる<sup>36</sup>。

当時は労働基準法で労働安全衛生に関する事項が定められていたことから、これらには労働安全衛生に関するものも含まれていた。

この改正は、昭和26年の政令諮問委員会の後、同年9月11日労働省発基第74号をもって労働大臣から諮問を受けた中央労働基準審議会が、昭和27年3月15日にした答申及び建議に基づいてなされたものである。

この諮問は、「労働基準法及びこれに基づく諸規則は独立国家として我が国が国際社会に復帰するに際し、再検討を加える必要があると認められる。如何なる点を改正すべきか。貴会の意見を問う。」という包括的なものであり、これに対して中央労働基準審議会は多岐に亘る事項を審議し、答申では次のとおり国の援助義務についても提案するに至った<sup>37</sup>。

労働基準法の改正に関する答申並びに建議  
四、問題点の審議経過は、次の通りである。

A 労使公益三者の意見の一致したもの

a 法律改正に関するもの

(九) 労働基準法中に、国は、労働者の福祉の向上によつて労働能率を増進するために資料の提供その他必要な援助をなさなければならない旨の規定を設けること。

これは、日本労働組合総評議会から「福利厚生施設に関し労働基準法中に使用者に対して必要な措置を講ずる義務を課すると

ともに、国もこれに対して援助協力すべきこと」として、また日本リクリエーション協会から「事業場におけるリクリエーション施設の最低基準を法的に定めること」として提案されたものに対し、使用者側が使用者による義務を時期尚早として反対した結果、国の援助義務だけが答申としてまとめられたものである<sup>37</sup>。

この答申中「労働者の福祉の向上によつて労働能率を増進するために」の部分は、法案の段階で「この法律の目的を達成するために」とされた。「この法律の目的」の意義については上述のとおりである。

その後、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（昭和30年7月29日法律第91号）やその後身であるじん肺法（昭和35年3月31日法律第30号）においても政府の援助規定が設けられた。

### 1.6.3 沖縄法令

戦後、アメリカ合衆国の統治下にあった沖縄では、昭和28年9月1日に労働基準法（1953年立法第44号）が公布され、同年10月1日から施行されたが、この際、本土の労働基準法と同様、雑則の筆頭に次のとおり政府の援助義務が定められた<sup>38</sup>。

労働基準法（一九五三年九月一日立法第四十四号）

（政府の援助義務）

第百三条 行政主席は、この立法の目的を達成するために、労働者及び使用者に対して資料の提供その必要な援助をしなければならない。

沖縄は、労働安全衛生法公布目前の昭和47年5月15日に本土に復帰し、本土の法令が適用されるようになった。

#### 1.6.4 労働安全衛生法以後

労働安全衛生法の制定にあたり、労働安全衛生法においても、第 63 条、第 71 条、本条及び第 107 条で国又は厚生労働大臣を主語とする援助規定が設けられた。

労働基準法第 105 条の 2 の労働者に対する援助規定は本法第 107 条に、使用者に対する援助規定は事業者に対するそれとして本条に規定された。

本法制定当初の本条の規定は次のとおりであった。

(国の援助)

第百六条 国は、第六十三条及び第七十一条に定めるもののほか、労働災害の防止に資するため、事業者が行なう安全衛生施設の整備、安全衛生改善計画の実施その他の活動について、金融上の措置、技術上の助言その他必要な援助を行なうように努めるものとする。

2 国は、前項の援助を行なうに当たっては、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする。

本条については、その後、1.4 節に示した特別の事項に関する援助規定の追加に伴って所要の改正が行われたほか、労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成 26 年 6 月 25 日法律第 82 号)による特別安全衛生改善計画指示制度の創設により、「安全衛生改善計画」が「特別安全衛生改善計画又は安全衛生改善計画」に改められた。

ちなみに、労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律(昭和 52 年 7 月 1 日法律第 76 号)の「第百六条中「国は」の下に「、第五十七条の四」を加え、「行なう」を「行う」に改める。」との規定により、第一項のみならず第二項まで「2 国

は、第五十七条の四、前項の援助を行なうに当たっては、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする。」と改正されてしまったが、これは労働安全衛生法の一部を改正する法律(昭和 55 年 6 月 2 日法律第 78 号)により「第百六条第二項中「、第五十七条の四」を削る。」と修正済である。

本条を改正した法律は、次のとおりである。

- 労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律(昭和 52 年法律第 76 号)
- 労働安全衛生法の一部を改正する法律(昭和 55 年法律第 78 号)
- 労働安全衛生法及び労働災害防止団体法の一部を改正する法律(平成 4 年法律第 55 号)
- 労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成 8 年法律第 89 号)
- 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 45 号)
- 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 108 号)
- 労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 82 号)

#### 1.7 運用

国の援助規定は、1.2 節、1.3.2 節及び 1.4 節で述べたように、本条に限らず第 107 条を始め本法及び他の法令中に数多く存在するが、一つの援助措置又は援助事業がこのうち本条の規定だけに係るものとは限らないことも多い。

したがって、以下ここで挙げる援助の事例が、当然、他の条文や法令に係るものであることもあるが、これについては以下、特に必要と思われた場合以外には逐一附記



しないこととする。

### 1.7.1 労働基準監督機関による助言等

本条を初めとする国の援助規定は、労働基準監督機関が事業者に対して助言等の根拠にもなっている。労働基準監督官が法令の取締りだけに止まるのではなく、使用者その他の関係者に対して資料の提供、助言等の援助をすべきであるということは、旧労働省労働基準局が昭和 25 年に定めた「労働基準監督官執務規範」<sup>39,40</sup>等でも示されてきた。

近年では、政府の働き方改革政策に関連して策定された労働基準監督官行動規範（平成 31 年 1 月公表）においても、労働安全衛生法を含む労働基準の確保のため、監督指導等においては事業主等に法令等を分かりやすく説明すること等が表明されている<sup>41</sup>。

労働基準監督官、産業安全専門官等が行う技術上の助言の方法としては、口頭によるもの、安全衛生指導書又は指導票に記載して交付するものなどがあるほか、その他資料の提供があるが、資料の提供については本法第 107 条の解説中（2.6.2 節）で述べることとする。

### 1.7.2 労働者災害補償保険事業（社会復帰促進等事業）

労働基準監督機関による助言等以外の援助については、現在、その多くが労働者災害補償保険事業のうちの社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第 29 条）の一環として実施されているが、現行事業を表 7 に示した。

この事業については、別途 1.8 節で述べることとする。

### 1.7.3 労働災害防止計画との関係

国の援助については、本法第 2 章の規定に基づく労働災害防止計画で謳われることがある。例えば、第 13 次労働災害防止計画においては、「構造規格等の改正時には、経過措置により、既存の機械等への最新基準の適用が猶予されることが多いが、これらの更新を促進するための支援措置等について検討する。」（既存不適合機械等更新支援補助金事業（1.7.4.4 節）を指すもの。）

「第三次産業の事業場が実効ある取組を行えるようにするため、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の専門家を活用できるよう支援する。」等をはじめ、援助に関する記述が複数箇所に認められる。

### 1.7.4 主な援助事業

以下、既に廃止されたものも含め、国によるいくつかの主要な援助等について援助の類型毎に述べることとする。

#### 1.7.4.1 安全指導員制度及び労災防止指導員制度（廃止済）

昭和 33 年秋に開催された政府の有識者会議である臨時産業災害防止懇談会（会長三村起一氏）<sup>42</sup>が政府に具申した意見書の中に、中小企業災害防止対策として「産業安全に関する知識、経験を有する者を政府において安全指導員に委嘱し、中小企業の事情に通暁している者の参加をえて、業種別または企業系列別に安全指導班を編成し、これを中軸として自主的、安全管理を促進し、安全管理水準の向上をはかる。」という意見が含まれていた。当時の労働省はこれを受けて、安全指導員規程（昭和 34 年労働省訓令第 2 号）（資料 1）を制定し、全国の都道府県労働基準局に安全指導員を置いた。安全指導員の職務は、同訓令第 3 条



によれば「中小規模事業場等における安全管理についての指導に関する事務」であったが、具体的には①安全管理一般、②研究発表、③災害事例の検討会（安全指導員による検討会）、④災害事例に対する対策、⑤安全器具（安全保護具を含む）に対する取り扱い及び知識の普及、⑥集団事業場のパトロールなどであり、中小企業向けの集団指導のほか、個々の事業場でも要請があれば無料で指導員が派遣されていた（資料2）。

安全指導員制度は、労災防止指導員規程（昭和40年労働省訓令第10号）（資料3）の制定により、労災防止指導員制度に改められた。労災防止指導員の職務は、同訓令第3条で「中小規模事業場等における安全管理及び衛生管理についての指導に関する事務」と定められ、従来の「安全管理」に「衛生管理」が加わった。後年、厚生労働省の設置と同時に労災防止指導員規程（平成13年1月6日厚生労働省訓令第41号）が制定され、即日施行されたが、これは旧訓令とほぼ同一の内容であった。

労災防止指導員の活動実績についての詳細な統計は不見当であるが、昭和53年度の活動実績は35187事業場であったとの政府答弁がある<sup>43</sup>。

労災防止指導員制度は、制度の発足以来40年以上に亘って実施されていたが、平成22年のいわゆる省内事業仕分けにより廃止が提言され<sup>44</sup>、労災防止指導員規程を廃止する訓令（平成23年3月31日厚生労働省訓令第12号）により平成23年4月1日に廃止され<sup>45</sup>、任期途中の労災防止指導員も平成23年3月31日を以て解職された。

この労災防止指導員制度は、一定の効果

を上げたものであるが、本研究協力者が複数の関係者に聴取したところ、その末期における次のようなメリット及デメリットが挙げられた。

メリット	<p>行政職員に比べて実際の産業現場に根ざした経験や技術をもった指導員が多く、特に、企業組織に各種の安全衛生対策を定着させるための技術に長けていた。</p> <p>また、労災防止指導員自身の技術的向上や労災防止指導員を輩出する企業における安全衛生への取組のモチベーションが向上するという効果もあった。</p>
デメリット	<p>労災防止指導員は民間営利企業に所属する一従業員でもあることから、社外秘の技術や経験の流出を懸念し、労災防止指導員が事業場への立ち入ることを嫌がる企業も少なくなかった。</p> <p>労災防止指導員は本来単独で事業場を訪問することができたが、労災防止指導員と指導を受ける企業との間のトラブル防止のため都道府県労働局や労働基準監督署の技官や監督官が随行することも多く、業務量の負担増となることがあった。</p> <p>また、同じくトラブル防止のため、特に深刻な問題がある中小事業場にはかえって労災防止指導員を派遣しづらいという事情があった。</p>

労災防止指導員制度の廃止に伴い、その代替措置として、都道府県労働局安全衛生労使専門家会議が設置された<sup>46</sup>。しかし、同会議は、都道府県労働局が年2回程度、安全衛生実務に係る専門家である委員を招集して安全衛生に関する意見を聴取し、こ

れを都道府県労働局毎の安全衛生行政の運営方針等に反映するものであり、個別事業場に対する現地指導を主としていた労災防止指導員制度とは性格を大きく異にするものであるといえるだろう。

労災防止指導員等の制度は、国が事業者に行う助言・援助措置という側面だけで論じ切れるものではなく、様々な可能性を有している。例えば、地域の民間安全技術者が労働基準監督業務に参加し、様々な事業場の実態を見聞し、指導や法令運用の経験を積むことで専門性を高め、再び民間に戻って自社の安全衛生管理に活かし、又は労働安全コンサルタント等として一層活躍するという可能性もあるし、あるいは労働基準監督官等に比べて高度な安全衛生実務の経験を有する民間安全技術者が行政監督に参加することにより行政監督の水準を引き揚げ、労働基準監督官等がこれに学ぶ効果も期待できる。後者についていえば、日本の労働基準監督官採用試験は受験資格として年齢の上限を約30歳<sup>47</sup>に設定しているため、採用後の訓練で一定の専門知識を与えることはできても、安全衛生実務（例えば、是正・改善の実施手法に関すること）の経験は十分とは言えない者が多いと思われる。英国では、安全衛生に係る監督官（検査官）が民間のベテランから任用され、その専門性について評価が高いとされていることから<sup>48</sup>、労災防止指導員等の制度は再検討する価値があると思われる。

#### 1.7.4.2 減税措置

既に昭和32年4月1日から、汎用機械としての電気集塵機などが、租税特別措置法に基づいて青色申告書を提出する個人及び法人が新規購入後3年間5割増で減税償却

費を計算することができる重要機械等とされていた<sup>49</sup>。

その後、租税特別措置法第十一条第一項第二号に規定する機械その他の設備及びこれに係る期間を指定する件（昭和36年7月大蔵省告示第215号）の一部改正（昭和41年3月31日大蔵省告示第33号）により「別表第三 産業安全衛生設備」が新設され、昭和41年4月1日施行された。同別表によれば、この時対象とされた機械等は、活線作業用具の絶縁性能検査装置、有害ガス局所排出処理装置（排気の無害化処理機能付）、粉じん局所排出処理装置（集塵装置付）、可搬式換気装置（有害ガス又は粉塵除去用）及び再圧タンク（高気圧障害予防用）で、いずれも昭和41年4月1日から昭和43年9月30日までに取得したものに限る時限的な措置であった。

しかし、その後も労働省が大蔵省と折衝を続けた結果、産業安全衛生設備の減税措置は少なくとも昭和52年度までは実施されていたが<sup>50</sup>、現在は実施されていないようである。

このほか、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（昭和47年6月6日大蔵省令第52号）により、健康診断用機器（自動血液分析器）の耐用年数が短縮される等の減税措置が行われていた。これは本法施行前に開始された措置であるが、本法施行後は本法第71条の規定に基づく措置であると解される。

現在では、租税特別措置法第42条の12の4の規定に基づく中小企業者等が取得をした働き方改革に資する減価償却資産の中小企業経営強化税制において、対象となる減価償却資産に冷暖房設備等が掲げられて

おり、これが本条の規定を根拠とするものか不明であるが、当該制度の対象施設の中には労働災害の防止に資する施設も含まれるだろう<sup>51</sup>。

### 1.7.4.3 融資（廃止済）

#### 1.7.4.3.1政策金融機関による融資（廃止済）

戦後、国民金融公庫（昭和24年6月設立）や中小企業金融公庫（昭和28年8月設立）により中小企業の設備近代化のための融資が行われていたが、その後特定の政策目的に沿った重点的融資が行われるようになり、その中で産業安全衛生に係る融資制度も創設された。

国民金融公庫は、昭和36年5月の閣議決定「鉱山保安の確保等産業災害の防止に関する対策の推進について」に基づき、同年9月、産業安全施設等整備資金貸付（略称産業安全貸付）を発足させた。これは当初、2年間の時限的な制度であったが、昭和41年度労働災害防止実施計画に関する公示（昭和41年2月2日労働省）に「機械、装置等作業環境の欠陥による労働災害を防止するため、監督指導の強化と相いまって、安全衛生施設にかかる融資制度並びに所得税、法人税、及び固定資産税についての税制特別措置の活用を図る等作業環境の整備を飛躍的に促進するものとする。」と謳われたことに伴い、昭和41年度からは資金使途に産業衛生施設取得資金が加えられる等内容が拡充されるとともに制度が恒久化された<sup>52</sup>。この制度は昭和45年9月に資金使途に産業公害防止施設の取得資金を追加して産業安全衛生・公害防止施設等整備資金貸付（略称＝安全公害貸付）に改組され、昭和47年6月に産業安全衛生施設等整備資金貸付（略称＝安全貸付）と産業公害防止

施設等整備資金貸付（略称 公害貸付）に制度が分離された<sup>53</sup>。

中小企業金融公庫でも、前同閣議決定に基づき、昭和36年、産業災害防止施設貸付を創設した。この制度は、中小企業における各種産業災害を防止するために必要となる施設整備資金を貸し付け、中小企業の産業安全の確保を図ることを目的とするもので、産業安全施設等貸付（昭和36年9月発足、昭和41年度から産業安全衛生施設等貸付に拡充）、金属鉱山保安施設貸付及び石炭鉱山保安施設貸付（ともに昭和36年12月発足）の3つからなっており、当初は2年間の時限的な制度であった<sup>54</sup>。

中小企業金融公庫を例にとりて産業安全施設等貸付（昭和36年9月）の条件を見ると、貸付対象は、火薬取締法の対象となる製造業者、販売業者及び火薬類を消費する事業者並びに労働基準法に規定する製造業者、建設業者及び道路運送取扱業者（通運業者を含む）であり、資金使途は火薬取締法施行規則及び労働安全衛生規則に規定する産業安全施設の取得・改造に必要な資金とされていた<sup>54</sup>。

昭和41年度には、労働者の衛生・作業環境改善の必要性等から、資金使途に産業衛生施設取得資金が加わり産業安全衛生施設等貸付に改称するとともに、従前は2年の時限的措置であったこの資金貸付制度が恒久化し、その後も貸付対象が拡充された<sup>55</sup>。

中小企業金融公庫編（1984年）『中小企業金融公庫三十年史』に掲載された昭和57年度までの貸付額を表に纏めると次のとおりである。

中小企業金融公庫による 産業安全施設等貸付（昭和41年度以降は産
-------------------------------------

業安全衛生施設等貸付)の貸付状況		
年度	件数	金額(百万円)
昭和36年度	85	205
昭和37年度	187	448
昭和38年度	183	545
昭和39年度	168	569
昭和40年度	163	679
昭和41年度	303	1,148
昭和42年度	390	1,423
昭和43年度	392	1,515
昭和44年度	463	1,896
昭和45年度	433	1,887
昭和46年度	(以下データ無し)	1,856
昭和47年度		1,843
昭和48年度		3,734
昭和49年度		4,521
昭和50年度		5,010
昭和51年度		8,082
昭和52年度		10,003
昭和53年度		16,846
昭和54年度		15,378
昭和55年度		11,801
昭和56年度		12,318
昭和57年度		11,509

(その他詳細未了)

これらの融資制度は、その後廃止され、現在は実施されていない。

#### 1.7.4.3.2 労働安全衛生融資（廃止済）

本法制定に伴い、附則第15条で労働福祉事業団法が改正され、労働福祉事業団法第1条（目的）中に「労働災害の防止に資するため必要な資金の融通を行なうこと」が追加されるとともに、第19条（業務の範囲）に「事業者又は政令で定める者が労働災害の防止及び労働者の健康の保持のため必要

とする政令で定める資金の貸付けを行なうこと。」が追加され、また、第19条の2（金融機関に対する業務の委託等）が新設された。

これにより、昭和47年7月に労働安全衛生融資制度が発足し、当初は職場環境改善資金及び健康診断機関等整備促進資金の2つの融資制度によりスタートし、昭和54年度からは建設工事安全機材資金が加わり、長年に亘り運営されていた。しかし、平成13年の特殊法人等整理合理化計画により、同年を以て新規融資が廃止されることとなり<sup>76</sup>、独立行政法人化に際し融資業務は引き継がれず、独立行政法人労働者健康福祉機構法の施行及び労働福祉事業団法の廃止により、融資事業に関する規定は消え、独立行政法人労働者健康福祉機構（平成28年4月1日に独立行政法人労働者健康安全機構に改組）は融資事業を行っていない（その後は債権管理回収業務のみ存続）。

#### 1.7.4.4 補助金・助成金

本条の規定に基づくもの（同時に他の条項の規定にも基づくものも含む。）と思われる助成金としては、廃止されたものとしては、平成7年度から平成12年度頃まで行われていた中小企業安全衛生活動促進事業助成制度<sup>56,57</sup>のうちの中小企業集団安全衛生活動促進事業、平成11年度から平成24年度まで（新規申込は平成22年度まで）行われていた小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業（たんぽぽ計画）<sup>58,59</sup>、平成13年度から平成21年度まで行われていた職場改善用機器等整備事業<sup>60,61</sup>等があった。

近年実施されているものとしては、既存不適合機械等更新支援補助金<sup>62</sup>（表7の33の項）がある。これは、中小企業における



胴ベルト型安全帯のフルハーネス型墜落制止用器具への買い換え（正確に言えば、旧規格による安全帯を新規格による墜落制止用器具に買い換えること）及びつり上げ荷重 3 トン未満の移動式クレーンで過負荷防止装置（荷重計でないもの）の装備の促進を行うもので、その費用の一部を補助するものである。これらの機械等は、構造規格の改正<sup>63</sup>により、新構造規格に適合しなくなったもので、法令の経過措置により新構造規格に適合するものとみなされ、法的には使用することができるものについて、労働災害の防止のため、新構造規格による製品へ買い換え又は改修を促進するものである。

補助金については、中小企業安全衛生活動促進事業助成制度のうちの特殊健康診断用機器等整備事業や、労働者健康保持増進事業助成制度等など、第 71 条の規定に基づくものも多い。

## 1.8 労働者災害補償保険事業（社会復帰促進等事業）

### 1.8.1 概要

この節では、本条の規定による事業に限定しないで記述する。

労働基準監督機関による助言等以外の援助については、現在、その多くが労働者災害補償保険事業のうちの社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第 29 条）の一環として実施されている。その現行事業を、表 7 に示した。

社会復帰促進等事業は次のとおり、3 個に区分されている。

社会復帰促進等事業	社会復帰促進事業
	被災労働者等援護事業
	安全衛生確保等事業

安全衛生確保等事業は「業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業」（同条第 1 項第 3 号）と定められており、本条の規定に基づく事業は、このうち「業務災害の防止に関する活動に対する援助その他労働者の安全及び衛生の確保を図るために必要な事業」の一部をなすと考えられる。なお、「健康診断に関する施設の設置及び運営」は本法第 71 条の規定に基づく各種事業、「賃金の支払の確保」は賃金の支払の確保等に関する法律第 7 条に規定する未払賃金立替払事業がこれに当たると考えられる。

### 1.8.2 沿革及び行財政改革

終戦時点において、労働者災害扶助責任保険は健康保険、国民健康保険とともに厚生省保険局が所管していた<sup>64,65</sup>。

労働者災害補償保険法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 50 号）は、労働基準法の一部及び労働省設置法（昭和 22 年 8 月 31 日法律第 97 号）とともに昭和 22 年 9 月 1 日に施行されたが<sup>66</sup>、労働省設置に際して労働者災害補償保険に関する事務の所掌を厚生省保険局に残すか新労働省労働基準局に移すかが問題になった<sup>67,68</sup>。

当時の厚生省労働基準局監督課長だった寺本廣作<sup>69</sup>の回顧によると、厚生大臣室において厚生大臣一松定吉の前で、新労働省側代表の寺本廣作が厚生省側代表の厚生省保険局庶務課長高田浩運及び同保険課長友納武人と討論を行い、厚生省側が「新憲法第 25 条第 2 項には、国は社会保障の向上充実に務めなければならないという義務を負



っている。労災保険であれ、失業保険であれ、社会保険といわれるものは、保険局に一元化してこれを取扱うのでなければ、社会保障の充実は期待できない」と主張し、なお細目として、徴収、給付等の一元化による事務費の軽減や、業務上外の解釈の統一等を挙げたのに対し、新労働省側は「今まで業務上の損害賠償を健康保険や年金保険で取り扱っているが、完全賠償からはほど遠いものだ。とても今の社会保険に代行させては、労働者の損害賠償を完全に履行することはできない。その上、労災保険というものは、労働災害の後始末をするものだ。労働災害の予防をする役所に後始末もさせるというのでなければ予防の効果は上がらん。予防から後始末まで一貫して同じ役所で扱うということこそ、初めてこの労働行政の能率をあげ、効果をあげることができるのだ」と主張し、この討論の結果として新労働省への労働者災害補償保険の移管が決まったという<sup>70</sup>。当時厚生省労働基準局監督課員だった松本岩吉は、新労働省への移管を主張する新労働省側の考えを纏めたものを著書に掲載しており、労働者災害補償保険に関する当時の監督課の考え方がそこに表現されていることから、資料4として掲載する。

厚生省大臣官房総務課長として労働省の設立準備委員となり、労働省の初代大臣官房総務課長兼会計課長となった斎藤邦吉の回顧によると、日本政府部内だけでなくGHQにおいても対立があったとのことである<sup>71</sup>。

労働者災害補償保険法の制定・施行当初、労働者災害補償保険事業は保険給付のほかは業務災害に係る保険施設（同法旧第23

条）のみを行うこととなっていたが、労働災害防止団体等に関する法律（昭和39年6月29日法律第118号）附則第6条の規定により改正され、「業務災害の予防に関し必要な保険施設」も併せて行うこととされた（労働者災害補償保険法旧第23条の2）。

昭和50年12月、中央労働基準審議会内の労災保険基本問題懇談会は、労働者災害補償保険事業について、労働災害の補償を中心としつつ、労働安全衛生や労働条件の確保を含む労働条件をめぐる使用者の責任分野に関する総合的な保険制度へ発展させるよう建議した<sup>72</sup>。これを受けて成立した労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和51年5月27日法律第32号）により、従来の「保険施設」は労働条件確保事業（未払賃金立替払事業を含む）を含む「労働福祉事業」に拡充された。なお、労災勘定に占める労働福祉事業（特別支給金の支給に関する事業を除く。）及び事務執行のための費用については、従来行政内部の慣行として設定されていたが、昭和56年度予算以降、当該費用が労災勘定に占める割合の上限が労働者災害補償保険法施行規則第43条で規定されている<sup>73</sup>。

その後、行財政改革が進む中で事業縮小へと流れが変わり、平成12年12月1日閣議決定「行政改革大綱」<sup>74</sup>において特殊法人等改革が示され、特殊法人等改革基本法（平成13年法律第58号）<sup>75</sup>が制定された。同法に基づき、労働福祉事業の相当部分を担っていた労働福祉事業団も検討対象となり、平成13年12月18日付け特殊法人等整理合理化計画<sup>76</sup>が策定され、これに基づき、労働福祉事業団は平成16年4月1日に独立行政法人労働者健康福祉機構に改組され、

労働安全衛生融資業務も廃止された（債権管理回収業務は存続）。

さらに、平成 17 年 12 月 24 日閣議決定「行政改革の重要方針」<sup>77</sup>では「小さくて効率的な政府」を実現し、財政の健全化を図るとともに、行政に対する信頼性の確保を図る」と謳われ、同閣議決定及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 47 号）第 23 条で次のような見直し方針が示された。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）

（労働保険特別会計に係る見直し）

第二十三条 労働保険特別会計において経理される事業は、労災保険法の規定による保険給付に係る事業及び雇用保険法の規定による失業等給付に係る事業に限ることを基本とし、労災保険法の規定による労働福祉事業並びに雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業については、廃止を含めた見直しを行うものとする。

2 〈略〉

これを受けて、平成 18 年、使用者側委員及び厚生労働省幹部による労働福祉事業の見直し検討会<sup>78</sup>が組織され、労働条件確保事業を大幅に縮小して安全衛生確保事業と統合し、統合後の事業では「保険給付事業の健全な運営のために必要な事業（労災保険給付の抑制に資する労働災害の防止、職場環境の改善等の事業）」のみを行うこととし（未払賃金立替払事業及び中小企業福祉事業は継続検討）、労働福祉事業の名称も変更することとされた<sup>79</sup>。この検討結果

を基に労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会<sup>80</sup>が審議を行い、この検討結果を特に変更せず厚生労働大臣に建議した<sup>81</sup>。

この建議に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年 4 月 23 日法律第 30 号）により労働者災害補償保険法の労働福祉事業が再編され、その名称は「社会復帰促進等事業」に改められた。

その後、民主党による政権交代後には見直しの動きがさらに加速し、行政刷新会議<sup>82</sup>ワーキンググループが行った平成 22 年 10 月 27 日の事業仕分け第 3 弾前半においては<sup>83</sup>、「社会復帰促進等事業は労働保険特別会計としては原則廃止」という評価結果となった<sup>84</sup>。しかし、これについては当時の野党からの批判もあり<sup>85</sup>、全部廃止や一般会計への移行がなされた事は確認できず、社会復帰促進等事業のうちの個別事業毎の大幅な整理や廃止が行われるに止まったものと思われる。

このほか、社会復帰促進等事業ないし労働者災害補償保険事業については、労働基準局が主催する社会復帰促進等事業に関する検討会<sup>86</sup>、行政監察<sup>87</sup>等の機会に検討が加えられてきた。

### 1.8.3 災害保険と災害予防との関係

行財政改革における労働者災害補償保険事業の検討に際し、一部の委員から主張されることが多いのが、受益と負担の関係を限定的に捉える立場から、労災保険料財源<sup>88</sup>の使途は被災労働者やその遺族のための保険給付（や特別支給金）に限るべきだという意見である。しかし、保険機関がその保険財政を安定させるためには、災害の減少又は増加の抑制が必要であり、安全衛生対策の推進は保険機関としても有利である

から、保険機関自らそれに寄与する措置を行うことは決して不自然ではないという考え方もあり<sup>89</sup>、災害保険機関が災害予防事業を行うべきことは、国際労働基準（1.5.2節参照）でも謳われている。また、日本の安全衛生分野では、古くから損害保険ジャパン株式会社（商号等に変遷あり<sup>90</sup>）がボイラーの検査を行う例がある<sup>91</sup>。（未了）

#### 1.8.4 「援助」概念と労働者災害補償保険との関係

本条ないし 1.3.2 節に列挙されている各条その他じん肺法等の規定に基づく労働災害防止のための国の援助に係る支出は、労働保険特別会計の労災勘定によって賄われている。

国の労働災害防止事業は、労働者災害補償保険法制定以降、同法の保険施設、のちに労働福祉事業、さらに社会復帰促進等事業と変遷する事業の一環として行われてきており（1.8.2 節参照）、会計上は、当初は労働者災害補償保険特別会計、その後労働保険特別会計の労災勘定と変遷したが一貫して労災保険料を主な財源とする会計から支出されてきており、本研究協力者の不十分な調査の範囲においては、一般会計による事業は不見当であった。また、近年では、一般会計からの労災勘定への国庫補助は殆ど無くなっている。

ここで疑問が生じるのが、本稿においては労働者災害補償保険事業における安全衛生確保等事業を国の「援助」として記述しており、政府の資料においてもそのような記載が認められるが<sup>13</sup>、そもそも保険料を財源として労働災害防止事業を行うことを、国の「援助」と呼ぶことが妥当なのかということである。即ち、一般論として、災害

保険が災害防止事業を行うことは、その収支の安定のためであるという見方（1.8.3 節参照）、あるいは、国の援助ではなく、事業主の共同連帯による事業という見方も可能である<sup>92</sup>。（未了）

#### 1.9 本法が適用されない領域における事情

本法は、鉱山における保安については第2章を除き適用されず、船員については全く適用されない。

##### 1.9.1 鉱山における保安

鉱山保安法等に国の援助規定はないが、経済産業省等においても技術上の助言、リーフレットの配布等による指導援助が行われていることは周知のとおりである<sup>93</sup>。

**鉱山保安情報** （平成29年6月16日号）

---

**回転体は危ない！**

鉱山災害を防止するための  
ハードとソフトの優良事例集より

鉱山災害を防止するための  
ハードとソフトの優良事例集

**危険体感教育**  
**災害への感受性を高揚！**

【スクリーコンヘア巻き込まれ体感訓練】  
布を巻き込ませて、引き込まれる強さを体験  
（スクリーコンヘアは研修用に用意されたもの）



経済産業省 商務流通保安G 鉱山・火薬類監理官付、各産業保安監督部（支部、事務所）

鉱山保安情報（平成 29 年 6 月 16 日号）「回転体は危ない！」

なお、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構により、金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の鉱

害防止支援事業が行われている<sup>94</sup>。

### 1.9.2 船員

船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和42年法律第61号）では、第1章（総則）に次のとおり国の援助規定が置かれている。

船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）

（国の援助等）

第五条 国は、船舶所有者又は船舶所有者の団体が船員災害の防止を図るために行う活動について、財政上の措置、技術上の助言、資料の提供その他必要な援助を行うように努めるものとする。

2 国は、船員災害の防止に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 1.9.3 家内労働者

家内労働法にも次のとおり家内労働者及び委託者に対する援助規定がある。

家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）

（援助）

第二十五条 国又は地方公共団体は、家内労働者及び委託者に対し、資料の提供、技術の指導、施設に関する便宜の供与その他この法律の目的を達成するために必要な援助を行なうように努めなければならない。

本条の特徴として、国に加えて地方公共団体もまた努力義務を負っていることが挙げられる。これは、家内労働者の労働条件向上のための施策が、地域住民の福祉対策としての側面を有していることによるものであると説明されている<sup>95</sup>。

家内労働者については、国民金融公庫の

産業安全衛生施設等整備資金貸付（1.7.4.3.1節参照）<sup>53</sup>及び労働安全衛生融資制度（1.7.4.3.2節参照）の対象となっていた。

### 1.9.4 一人親方等

既存不適合機械等更新支援補助金事業では、労災保険に特別加入している個人事業者も対象としている<sup>96</sup>。



## 2 第 107 条

### 2.1 条文

（厚生労働大臣の援助）

第百七条 厚生労働大臣は、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、産業医、コンサルタントその他労働災害の防止のための業務に従事する者の資質の向上を図り、及び労働者の労働災害防止の思想を高めるため、資料の提供その他必要な援助を行うように努めるものとする。

### 2.2 趣旨

本条は、厚生労働大臣が、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、産業医、コンサルタントその他労働災害の防止のための業務に従事する者の資質の向上を図り、及び労働者の労働災害防止の思想を高めるため、資料の提供その他必要な援助を行うように努めるものとすることを明確化したものである。

第 106 条との主な相違点として、本条の主語が国ではなく厚生労働大臣であること、本条の対象が事業者ではなく労働災害の防止のための業務に従事する者及び労働者であることが挙げられる。

なお、国の援助義務に関する一般的事項については、第 106 条の解説にまとめることとし、本条の解説では本条に特徴的な事項について述べるものとする。

### 2.3 条文解釈

#### 2.3.1 「安全管理者…その他労働災害の防止のための業務に従事する者」

類似の表現として、第 99 条の 2 に「総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、統括安全衛生責任者その他労働災害の防止のための業務に従事する者（次項において

「労働災害防止業務従事者」という。）」との表現があるが、本条との細かい異同は明らかではない。しかし、同条は都道府県労働局長が事業者に対し事業場の労働災害防止業務従事者に講習を受けさせるよう指示させる規定であるから、少なくとも、本条が事業場に所属せず活動する例えば開業コンサルタントも対象としうる点で趣旨を異にすると考えられる。

「その他労働災害の防止のための業務に従事する者」には、総括安全衛生管理者、産業医、産業保健師、産業歯科医師、作業主任者、職長、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、安全衛生責任者等は当然含まれるほか、その他労働災害の防止のための業務に従事するあらゆる自然人が含まれるであろう。

#### 2.3.2 「労働者」

従来、労働基準法第 105 条の 2 では「労働者及び使用者に対して資料の提供その他必要な援助をしなければならない。」と規定されてきたが、本法では使用者について名宛人を事業者に改めて第 106 条に、労働者について本条にと分けて規定された。

#### 2.3.3 「…の資質の向上を図り…の労働災害防止の思想を高めるため」

1.3.3 節参照。

#### 2.3.4 「資料の提供その他必要な援助」

「資料の提供」には、労働災害の発生状況、有効な防止対策事例、諸外国における労働災害防止対策の現況、各種の統計等を示したリーフレット、パンフレット等の提供が含まれる<sup>97</sup>。

「その他必要な援助」には、資料の提供も伴うが、全国安全週間、全国労働衛生週間等の行事の開催、後援等<sup>97</sup>のほか、安全



衛生教育センター、産業安全技術館（2.6.2節参照）等の施設の設置（委託等を含む）や助成が含まれるであろう。

なお、これらの具体的な援助が、同時に本条以外の国の援助関係規定に関する援助にも該当することも少なくないと思われる。

## 2.4 関係規定

実際に労働災害が発生してしまった場合には、国（都道府県労働局長）は、第99条の2の規定により安全管理者等に対し、講習を受けるよう直接指示することができる。

（講習の指示）

第九十九条の二 都道府県労働局長は、労働災害が発生した場合において、その再発を防止するため必要があると認めるときは、当該労働災害に係る事業者に対し、期間を定めて、当該労働災害が発生した事業場の総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、統括安全衛生責任者その他労働災害の防止のための業務に従事する者（次項において「労働災害防止業務従事者」という。）に都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けさせるよう指示することができる。

2 前項の規定による指示を受けた事業者は、労働災害防止業務従事者に同項の講習を受けさせなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、講習の科目その他第一項の講習について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 2.5 沿革

国の援助規定全般に係る沿革は1.6節に示した。

本法制定当初の本条の規定は次のとおりであった。

（労働大臣の援助）

第一百七条 労働大臣は、安全管理者、衛生管理者、コンサルタントその他労働災害の防止のための業務に従事する者の資質の向上を図り、及び労働者の労働災害防止の思想を高めるため、資料の提供その他必要な援助を行なうように努めるものとする。

その後、労働安全衛生法の一部を改正する法律（昭和63年5月17日法律第37号）により安全衛生推進者及び衛生推進者に関する規定が新設された際、同時に本条中「衛生管理者」の下に「、安全衛生推進者、衛生推進者」が加えられ、「行なう」が「行う」に改められ、昭和64年4月1日から施行された。

また、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成8年6月19日法律第92号）で産業医の専門性の確保等のための改正が行われた際、本条中「衛生推進者」の下に「、産業医」が加えられ、平成8年10月1日から施行された。

中央省庁等改革関係法施行法（平成11年12月22日法律第160号）第705条の規定により「労働大臣」が「厚生労働大臣」に改められ、平成13年1月6日から施行された。

## 2.6 運用

労働省労働基準局安全衛生部編『実務に役立つ労働安全衛生法』（中央労働災害防止協会、1993年）によれば、全国安全週間、全国労働衛生週間等の行事の推進、安全衛生関係法令等に関する講習会や説明会の開催等が本条に基づく援助であると解説されている<sup>98</sup>。

これらの行事等は、本条の規定だけに基づくものとは限らないが、以下これらの行

事等について便宜上本条の解説として記述することとする。

### 2.6.1 全国安全週間及び全国労働衛生週間

日本最初の安全週間は、大正8年6月15日から6月21日まで、東京市とその隣接町村において地域的なものとして実施された（1.6.1節参照）。その後、関西地区の工場監督官らの発案をきっかけとして昭和2年に1道3府21県連合工場安全週間が実施され、昭和3年には全国工場監督主任官会議の決定により全国統一の全国安全週間が初めて開催された<sup>99</sup>。



昭和3年の第1回全国安全週間のポスター

昭和25年以降は、全国安全週間から分離する形で全国労働衛生週間が実施されている。



昭和25年の第1回全国労働衛生週間のポスター

### 2.6.2 産業安全技術館及び大阪産業安全技術館

広く一般への安全衛生に関する資料や設備を提供する施設として、かつて、産業安全技術館と大阪産業安全技術館が存在した。



産業安全参考館（昭和18年）



産業安全会館（昭和46年）  
（産業安全研究所および産業安全技術館）



大阪産業安全博物館（昭和36年）

労働省産業安全研究所『労働省産業安全研究所50年の歩み』（平成4年）4～5頁から

産業安全技術館は、産業安全参考館として昭和18年に厚生省産業安全研究所の附属施設として設立された。産業安全研究所と産業安全参考館の設立は伊藤一郎ら民間からの寄附と強い要望により設立されたものであった<sup>100</sup>。

産業安全参考館は、昭和29年に産業安全博物館に改称され<sup>101</sup>、その後、博物館法（昭和26年法律第285号）第29条<sup>102</sup>の規定に基づき、昭和30年12月28日文科省告示第108号により、国立産業安全博物館（東京都港区芝田町）が、労働科学資料館（世田谷区祖師ヶ谷、私立）等とともに博物館相当施設として指定された。

昭和36年には、日立造船株式会社からの寄附により、大阪市にも大阪産業安全博物館が設立された。

昭和46年、産業安全博物館と大阪産業安全博物館はそれぞれ産業安全技術館と大阪産業安全技術館に改称された。

なお、その後、博物館の独立行政法人化の流れの影響で、産業安全技術館は、平成19年3月時点で、国立で唯一の博物館相当施設であった<sup>103</sup>。

民主党政権が成立すると、平成22年5月21日の行政刷新会議「事業仕分け第2弾」（後半）で産業安全技術館及び大阪産業安全技術館を含む中央労働災害防止協会による安全衛生情報提供・相談等業務について廃止と判定されたこと等を受け、これらは平成23年3月31日をもって廃止された<sup>104,105,106</sup>。

### 2.6.3 リーフレット等

厚生労働省は、法令改正等に関するリーフレット、パンフレットをウェブサイトや官署にて配布している。

（未了）

### 2.6.4 情報提供（博物館、リーフレット等を除く）

（未了）



### 3 第108条

#### 3.1 条文

（研究開発の推進等）

第百八条 政府は、労働災害の防止に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### 3.2 趣旨

本条は、政府は、労働災害の防止に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるように努めるものとすることを定めている。

#### 3.3 条文解釈

##### 3.3.1 「政府」

「政府」の意義については、1.3.1節で述べた。

##### 3.3.2 「研究開発の推進及びその成果の普及」

施設としては、独立行政法人労働者健康安全機構の労働安全衛生総合研究所、産業医学振興財団、学校法人産業医科大学などがこれに該当する。

なお、日本バイオアッセイ研究センター（当初中央労働災害防止協会に運営を委託、その後独立行政法人労働者健康安全機構に移管）は、本条ではなく第58条の規定に基づく事業である。

また、警察庁科学警察研究所、消防庁消防大学校消防研究センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人国民生活センターなど、他の行政分野で行われる研究開発が、労働災害の防止に資することは少なくない。

#### 3.4 関係規定

じん肺法にも、政府による技術研究等に

ついての規定がある。

じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）

第四章 政府の援助等

（技術的援助等）

第三十二条 政府は、事業者に対して、粉じんの測定、粉じんの発散の防止及び抑制、じん肺健康診断その他じん肺に関する予防及び健康管理に関し、必要な技術的援助を行うように努めなければならない。

2 政府は、じん肺の予防に関する技術的研究及び前項の技術的援助を行なうため必要な施設の整備を図らなければならない。

#### 3.5 沿革

本条の趣旨については、昭和46年7月13日付け労働基準法研究会第3小委員会報告に既にうかがうことができる。

昭和46年7月13日付け労働基準法研究会第3小委員会報告別紙

##### 3 安全衛生対策の現状と問題点

(十) むすび

(8) 国の監督指導および援助

ホ 研究体制の整備充実

技術の進展、労働環境等の変化に対応する科学的労働災害防止対策を展開するためその裏づけとなる研究体制の整備充実をはかる必要があること。

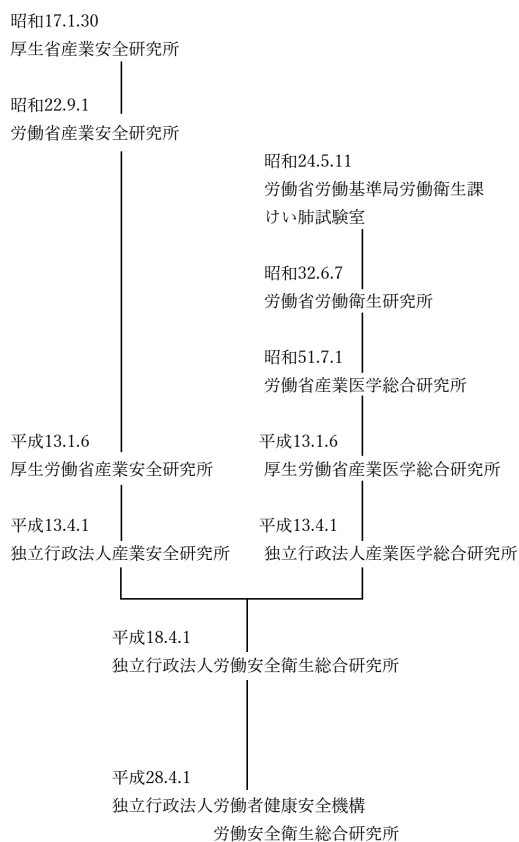
（未了）

#### 3.6 運用

##### 3.6.1 労働安全衛生総合研究所

労働安全衛生総合研究所の沿革は次のとおりである。

図 1 労働安全衛生総合研究所の沿革



（労働安全衛生総合研究所紹介パンフレット<sup>107</sup>から作成）

（未了）

### 3.6.2 公益財団法人産業医学振興財団

（未了）

### 3.6.3 学校法人産業医科大学

（未了）

### 3.6.4 厚生労働科学研究費補助金

（未了）

### 3.6.5 民間における研究

（未了）



## 4 第108条の2

### 4.1 条文

（疫学的調査等）

第百八条の二 厚生労働大臣は、労働者がさらされる化学物質等又は労働者の従事する作業と労働者の疾病との相関関係をは握するため必要があると認めるときは、疫学的調査その他の調査（以下この条において「疫学的調査等」という。）を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、疫学的調査等の実施に関する事務の全部又は一部を、疫学的調査等について専門的知識を有する者に委託することができる。

3 厚生労働大臣又は前項の規定による委託を受けた者は、疫学的調査等の実施に関し必要があると認めるときは、事業者、労働者その他の関係者に対し、質問し、又は必要な報告若しくは書類の提出を求めることができる。

4 第二項の規定により厚生労働大臣が委託した疫学的調査等の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

### 4.2 内容及び趣旨

本条は、厚生労働大臣が、労働者がさらされる化学物質等又は労働者の従事する作業と労働者の疾病との相関関係を把握するため必要があると認めるときに疫学的調査その他の調査を行うことができる権限のほか、調査の実施に関する事務の全部又は一部の外部委託、調査にあたっての質問、報告徴収等の権限、調査の実施の事務に従事した者の秘密保持義務について規定するも

のである。

本条は、労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律(昭和52年7月1日法律第76号)による本法改正（以下「昭和52年改正」という。）で化学物質調査制度等とともに追加されたものであるが、その趣旨は、施行通達により次のとおり説明されている。

発基第九号

昭和五三年二月一〇日

都道府県労働基準局長 殿

労働事務次官

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律の施行について（労働安全衛生法関係）

記

第一 労働安全衛生法の改正の経緯及び趣旨

労働安全衛生法の制定以来五年余が経過したが、その間の労働災害の発生状況をみると、全般的には毎年着実に減少の一途をたどつてはいるものの、今なお、相当数の労働災害の発生がみられている。

特に職業性疾病については、最近の新しい原材料の採用等により、職業がん等新しい型の疾病の発生がみられ、最近においては、六価クロム、塩化ビニル等の化学物質による重篤な職業性疾病が大きな社会問題となつたところである。こうした化学物質等による職業がん等の重篤な職業性疾病の防止対策が、安全衛生行政の重要な課題となつている。

このような情勢を踏まえ、労働省では、中央労働基準審議会の労働災害防止部会における職業性疾病対策を重点とした労

働安全衛生法の改正についての報告書を受けて、同審議会に「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」を諮問し、その答申を受けて改正を行つたものである。

## 第二 労働安全衛生法の改正の内容

### 七 疫学的調査等（第一〇八条の二関係）

疫学的調査等は、がん原性等の疑いがある化学物質等又は労働者の従事する作業と労働者の疾病との相関関係をは握するために行う調査である。

この調査は、従来は法的な根拠をもち、事業者の自主的な協力を依存して実施してきたが、その重要性にかんがみ、特に規定を設け、国として調査を行う姿勢を明らかにしたものであること。

この調査の結果は、労働者の疾病の原因となることが明らかになった化学物質等又は作業に関連する有害な要因を除去し、又は減少させる技術的な対策を講ずるための基礎資料となるとともに、適正かつ迅速な労災補償を行うための基礎資料としても利用されるものであること。

## 4.3 条文解釈

### 4.3.1 「労働者がさらされる化学物質等」

「化学物質」は本法第2条第3号の2で「元素及び化合物をいう。」と定義されており、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）で定義されている「化学物質」の範囲が人為的に合成したものに限定されているのは対照的である。

本法では、制定時には法律条文に「化学物質」の語がなく、そのかわり「有害物」、「残さい物」等（安全関係では「爆発性の物」等）の語が使用されていたが、昭和52

年改正により本条を含む化学物質関連規定が追加され、上記の定義規定もその時に加えられた。その時の施行通達<sup>108</sup>を次に引用する。

基発第七七号

昭和五三年二月一〇日

都道府県労働基準局長 殿

労働事務次官

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律及び労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行について（抄）

記

#### I 法律関係

##### 一 定義（第二条関係）

第三号の二の「元素」及び「化合物」は、以下のとおりとすること

##### (一) 「元素」とは、

一種類の原子（同位体の区別は問わない。）からなる物質のすべての状態（励起状態、ラジカル等を含む。）をいい、単体を含むものであること。

##### (二) 「化合物」とは、

二種類以上の元素が互に化学結合力によつて結合すること（化合）によつて生じた、原則として一定の組成を有する物質をいうこと（安定な非結合ラジカル（二、ニージフエニル——ピクリルヒドラジル、ジ—tert—ブチルニトロキシド等）を含む。）

なお、「化合物」とは通常単一の種類の物質をいうが、ここでいう化合物には、次の各号に掲げる物を含むものとする。

イ 主成分は一定の組成を有しているが、その主成分を製造する際に混入した不純物、副生物等が混在してい

るもの

ロ 高分子化合物のごとく、単量体（モノマー）は一定の組成を有しているが、厳密な意味では、その物の化学構造が完全な同一性を有するとは限らないもの

ハ 一部の染料、コーラタール状物質等のごとく、製造する行為の結果、複数の化合物の集合体として得られ、個々の化学物質の同定が困難であるが、全体として均一な性状を有し、個々の化学物質の分離精製を行わないもの

また、次の各号に掲げる物は、化合物として取り扱わないものとする。

イ 合金

ロ 固有の使用形状を有するもの（合成樹脂製の什器、板、管、棒、フィルム等）及び混合物のうち、混合することによつてのみ製品となるものであつて、当該製品が原則として最終の用途に供される物（例・顔料入り合成樹脂塗料、印刷用インキ、写真感光用乳剤）

本条では「化学物質」ではなく「化学物質等」となっているが、「等」については定義されておらずその範囲は明確ではない。しかし、「化学物質」は、例えば化学的組成そのものに毒性はないが吸入すると健康障害を引き起こす粉じん等を的確に指す語ではないと思われるので、「等」とする必要があったのではないかと考えられる。また、「有害物」としてしまうと、これから有害性を調査するのに予め「有害物」と言うのはおかしいということになるだろう。

このほか、「等」には含まれるものとして、黄りんマッチ、ベンゼンゴムのりなどの化学品や有害な動植物等が含まれるだろう。「さらされる」という意味では本法第22条に列挙されている放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等といったものも考えられる。しかし、いずれにせよ、あらゆる作業が次に来る「労働者の従事する作業」に含まれうることから、実務上、厳密な解釈は不要であろう。

#### 4.3.2 「労働者の従事する作業」

文字どおり、労働者が従事するあらゆる作業が含まれるだろう。

化学物質等にさらされる作業以外にも、計器監視、精密工作等の作業や、重量物取扱作業、介護作業、クレーム対応の作業、無重力下の作業など色々なものが考えられる。

また、長時間労働（長時間に亘る作業）も含むと考えられるのではないだろうか。

#### 4.3.3 「疫学的調査」

「疫学的調査」とは、一定の集団における特定の疫病の分布を多角的（人間の因子（性、年齢、職業等）、場所（地理的）、時間（年、月）等）に観察し、その結果を基として、なぜそのような分布をするかという理由（主としてその疫病の成立の原因）を統計学的に解析して考究するための調査をいい、コーホートスタディ、ケースコントロールスタディ等がこれに該当する<sup>108</sup>。

コーホートスタディとは、同種の職業又は業務等に従事した労働者等のできる限り幅広い集団を疫学的調査の対象集団（コーホート）として設定し、この集団に属する労働者等の死因等の遡及調査又は将来における死因等の追跡調査を行い、その集団に

属する労働者等の特定の死因に係る死亡率等と一般人口におけるその死因に係る修正死亡率とを統計的に比較解析すること等により特定の疾病の原因となる因子を解明しようとする疫学的研究手法をいう<sup>108</sup>。

ケースコントロールスタディとは、特定の地域等における特定の疾病に罹患した者（ケース）と性、年齢等が等しい者を対照として無作為的に選定し、当該疾病に罹患した者（ケース）及び無作為に選定した者（コントロール）の従事した職業又は業務等の履歴を調査して、そのケースの群とそのコントロールの群との間における特定の職業又は業務等の出現頻度の差を推計学的に検討し、その特定の疾病とその特定の職業又は業務等との関連を解明しようとする疫学的研究手法をいう<sup>108</sup>。

なお、労働大臣官房国際労働課編（1997年）『改訂和英労働用語辞典』（日刊労働通信社）<sup>109</sup>によると、「疫学的調査」の英訳語としてepidemiological surveyの語を充てている。

なお、「疫学的調査」は一般に使用される「疫学調査」という用語と意味内容に相違は無い<sup>110</sup>。

#### 4.3.4 「その他の調査」

「その他の調査」とは、特定の疾病（主として特異的なもの）に罹患した者等について、その職業及び取扱い物質等並びにその者等の病歴その他の医学的所見等を調査し、その職業及び取扱い物質等がその特定の疾病の成立の原因となっているかどうかを、既に得られている科学的な知見に照らして考究するための調査をいい、ケーススタディがこれに該当する<sup>108</sup>。

#### 4.3.5 「事業者、労働者その他の関係者に

**対し、質問し、又は必要な報告若しくは書類の提出を求めることができる」**

疫学的調査を実施するためには、事業者、労働者その他の関係者から、作業工程、労働者の作業歴、生死の別、死因等についての資料を得る必要があることから、調査の受託者を含め、質問等の権限を規定したものである<sup>111</sup>。

労働基準監督官、産業安全専門官等が行う調査に対する拒否、妨害、忌避、虚偽陳述等については罰則があるが、本条の調査に対する妨害については、罰則は設けられていない。ただし、この調査に従事する公務員に対して暴行または脅迫を加えた者に対しては公務執行妨害罪が適用される。また委託の場合も調査従事者がみなし公務員となり同罪が適用される場合もあると考えられる。

#### 4.3.6 「その実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない」

調査の実施の事務に従事した者は個人の死因等のプライバシーや企業のノウハウに触れる可能性があるため、本条の調査制度の円滑な運営を図ることをねらいとして守秘義務が規定されたものであり、これに違反した者は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。「従事した者」であるから、調査終了後はもちろん退職後であっても守秘義務は免れないだろう。

ここでは受託業者に限定して規定されているが、国家公務員についてはもとより国家公務員法第100条第1項で守秘義務が課されており（退職後も同様）、これに違反した場合は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。



なお、第 57 条の 4 第 5 項及び第 57 条の 4 第 5 項では、化学物質の有害性の調査で意見を求められた学識経験者について同様に守秘義務が規定されている。

ここで、どのようなものが「秘密」に該当するかが問題となる。昭和 52 年改正が審議され成立した第 80 回国会では、本条及び第 57 条の 4 第 5 項及び第 57 条の 5 第 5 項の守秘義務規定が、①企業の公害隠しや職業病隠しに加担するものではないか、②科学公開の原則に反しないか、③学識経験者の自由な研究、良心の自由を制約することとはならないか等々の意見が出されたところ（国会での審議経過については 4.7.3 節参照）、参議院社会労働委員会において、「学問上の論議をいたずらに制限したり、ましてや職業病隠しという結果を招くこととならないよう」十分配慮が必要ではないかという日本社会党議員の質問に対し、政府答弁は、守秘義務規定が有害性の調査あるいは疫学的調査等の制度の、円滑な運営を図るために必要があるかどうかという観点から判断されるべきとした上で、一般に「秘密」かどうかの判断においては、その事実を提供する者が「秘密」とする意見を有しているかどうかの一つの重要な要素であり、それに加え、調査の責任を負う労働大臣（現在では厚生労働大臣）が「秘密」とする意思を有するかどうかを含めて判断することになると解している。また、委託の場合は契約で「秘密」の範囲を明確化することによって、労働大臣がその意思を明らかにし、原則としてそれ以外は「秘密」には該当しないものと考えている<sup>112</sup>。

#### 4.3.7 「ただし、労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この

#### 限りでない。」

この但書は、国会に提出された原案の段階では存在しなかったが、同法律案成立に際し、参議院社会労働委員会の修正で加えられた<sup>113</sup>（国会での審議経過については 4.7.3 節参照）。

原案に対する日本共産党等からの批判は、「正当な理由がないのに」という文言がないということであったが、自由民主党議員から提出され可決された修正案は結局「ただし、労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。」というより明確なものとなった。しかし、その批判は、公害が問題化していた時代背景もあり、守秘義務規定が「職業病隠し」とともに「公害隠し」に繋がるというものであった。結局は本法が労働法である趣旨もあって「労働者の健康障害」という文言となったと思われるが、本条の疫学的調査等が広く公害問題にも結びつくことを考えれば、「労働者の健康障害」という限定的表現が本当に妥当かどうかは議論の余地があると考えられる。ただし、日本共産党議員等の質問に対して政府委員桑原敬一労働省労働基準局長が答弁したように、「正当な理由」があれば違法性は阻却されると解されることから、公害防止上やむを得ない場合も正当な理由として守秘義務違反は成立しないとも考えられる。しかしいずれにせよ法律上明文化した方が良いのではないだろうか。

#### 4.4 罰則

本条第 4 項の規定に違反した者は、第 119 条の規定により 6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる。

また、この場合、両罰規定（第 122 条）



も適用されることから、その事務を受託した事業の業務主もまた罰金刑を受けることとなる。

#### 4.5 関係規定

##### 4.5.1 本条に関係する命令

労働安全衛生規則第 98 条の 4 において、厚生労働大臣は、疫学的調査等の結果を労働政策審議会に報告することとしている。

労働安全衛生規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十二号）

（疫学的調査等の結果の労働政策審議会への報告）

第九十八条の四 厚生労働大臣は、法第八十八条の二第一項に基づき同項の疫学的調査等を行つたときは、その結果について当該疫学的調査等の終了後一年以内に労働政策審議会に報告するものとする。

（昭五四労令二・追加、平一二労令七・旧第九十八条の二繰下、平一二労令四一・一部改正、平三〇厚労令一一二・旧第九十八条の三繰下）

同条は、既に昭和 52 年 6 月 9 日の参議院社会労働委員会において桑原敬一労働省労働基準局長から「法第 108 条の 2 第 1 項の規定により疫学的調査等を実施し、または同条第 2 項の規定による委託を受けた者から、当該委託に係る疫学的調査等の結果の報告がありましたときは、1 年以内にその結果を中央労働基準審議会に報告をいたしたいと考えております」という答弁があり<sup>114</sup>、また、同日の同委員会での附帯決議でも「八、企業及び国が実施する有害性調査または疫学的調査の結果等については、労働大臣がそれを審査し、できる限り速やかにその結果を中央労働基準審議会に報告するよう明定すること。」<sup>115</sup>とされたことか

ら規定されたものである。

また、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 18 年 1 月 5 日厚生労働省令第 1 号）により、有害物ばく露作業報告の義務が新設された。

（有害物ばく露作業報告）

第九十五条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、様式第二十一号の七による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

##### 4.5.2 他の規定

本法において、化学物質等又は労働者が従事する作業の有害性の調査に関する規定には次のようなものがある（安全衛生管理体制に関する規定を除く）。

	調査主体	
	事業者	国
全ての要因	第 28 条の 2	第 93 条（産業安全専門官等）、第 96 条の 2（労働者健康安全機構）、第 108 条（政府による研究開発）、第 108 条の 2
表示・通知対象物	第 57 条の 3	
化学物質	第 57 条の 4（新規化学物質）、第 57 条の 5（重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質）	第 58 条（国の援助等）

#### 4.6 国際労働基準

日本は、がん原性物質及びがん原性因子

による職業性障害の防止及び管理に関する条約（第 139 号条約，第 59 回総会で 1974 年 6 月 24 日採択，1977 年 7 月 26 日批准，1978 年 7 月 26 日国内効力発生）（略称 職業がん条約）<sup>116,117</sup>を批准しているが、この条約を補足するものとして、がん原性物質及び因子による職業性障害の防止及び管理に関する勧告（第 59 回総会で 1974 年 6 月 24 日採択）<sup>118</sup>が採択されており、次のとおり、同勧告 16 の(1)において、権限のある機関は、適当な場合には国際的及び国内的な団体（使用者団体及び労働者団体を含む。）の援助を得て疫学的その他の研究（epidemiological and other studies）を促進し、かつ、職業がんの危険に関する情報を収集し普及すべきであるとされている。

Recommendation concerning Prevention and Control of Occupational Hazards caused by Carcinogenic Substances and Agents, 1974 (No. 147)

IV. Information and Education

16.

- (1) The competent authority should promote epidemiological and other studies and collect and disseminate information relevant to occupational cancer risks, with the assistance as appropriate of international and national organisations, including organisations of employers and workers.
- (2) It should endeavour to establish the criteria for determining the carcinogenicity of substances and agents.

**4.7 沿革**

本条は、労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律（昭和 52 年 7 月 1 日法

律第 76 号）により、化学物質の有害性調査制度等に係る諸規定とともに追加されたものである。

同改正法成立までの沿革は、4.2 節に引用した施行通達の「第一」にも簡潔に記載されている。

**4.7.1 時代背景**

昭和 50 年前後、化学物質の需要が多様化し、その種類も極めて複雑多岐にわたってきており、さらに、毎年約 450 種類の新規化学物質が産業界で生み出されていると推定されていた<sup>119</sup>。そのような中で、六価クロムによる肺がん、塩化ビニルモノマーによる肝血管肉腫及び末端骨溶解症等、新しい化学物質による重篤な職業性疾病が社会問題化し、職業性疾病の予防対策の早期確立が望まれていた<sup>119</sup>。

国際的にも、国際労働機関（ILO）において昭和 49 年に職業がん条約、昭和 52 年に作業環境条約が採択された。（未了）

**4.7.2 中央労働基準審議会における検討から労働省による法律案作成まで**

このような背景の中で、昭和 50 年 11 月 13 日の中央労働基準審議会において、労働側委員から職業性疾病対策の充実強化を主要内容とする意見書が提出され、本法の改正について検討されたい旨の要望がなされた。同審議会はこれを受けて法改正問題を労働災害防止部会で検討することとし、同部会はその後 1 年余、12 回に亘って部会を開催し、公労使及び労働省側からも意見が提出され、活発な議論を経て、全員一致で報告書を取りまとめ、昭和 51 年 12 月 23 日、本審議会に提出した<sup>120,121</sup>。同報告書のうち本条に係る部分は次のとおりである<sup>122</sup>。

中央労働基準審議会労働災害防止部会「労

働安全衛生法の改正等に関する報告」（抄）

I 労働安全衛生法を改正すべき事項

1 職業病対策の充実強化

② 疫学調査

イ 労働大臣は、疾病と化学物質又は作業環境との関係をは握するため、疫学調査を行うことができるものとし、事業者等には、この疫学調査に協力する義務を課すものとする。

ロ 上記を法制化するに当たっては、

(イ) 退職労働者、医師等の報告義務を明らかにして、疫学調査の結果の正確性を確保するとともに、医師の守秘義務に関して法律上の疑義が生じないようにすること。

(ロ) 疫学調査に従事する者が、個人や企業の秘密を守らねばならないものとする。

ハ また、疫学調査を実施するに当たっては、

(イ) 疫学調査を委託する場合は、大学の研究者等専門的な知識を有する者に対して行うこと。

(ロ) 疫学調査の実施に伴い、事業者に過重な調査、記録保持等の負担をかけないように配慮すること。

(ハ) 疫学調査の実施に当たっては、調査対象関係労使の意見を十分聴取するよう配慮すること。

(ニ) 疫学調査の実施時期、実施内容、調査結果等について、当審議会に報告すること。

労働省は同報告書を基本とし、細部について検討した上、労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱<sup>123</sup>を作成し、昭和52年2月3日の中央労働基準審議会に諮問し、

全委員の賛成を得て、2月5日、同要綱により法改正を行うことが適当である旨の答申<sup>124</sup>を得た<sup>121</sup>。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱

第1 職業病対策の充実強化

2 労働者の健康障害の防止に資するため、次により疫学的調査等を行うものとする。

イ 労働大臣は、化学物質等又は労働者の従事する作業と疾病との関係をは握するため、疫学的調査その他の調査（疫学的調査等）を行うことができるものとする。

ロ 労働大臣は、疫学的調査等の実施に関する事務を、疫学的調査等に関し専門的知識を有する者に、委託することができるものとする。

ハ 労働大臣又はロによる委託を受けた者は、事業者、労働者、医師その他の関係者に対し、調査票への必要な事項の記入又は必要な書類の提出を求めることができるものとする。

労働省は、この答申を基礎に本法の改正案を作成し、関係各省庁との折衝、内閣法制局審査等を経て、当時並行して改正作業が進められていたじん肺法と併せ、労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案<sup>125</sup>とした。

同法律案は、昭和52年3月15日の閣議に提出され、3月18日、閣法第61号として第80回国会に提出された<sup>121</sup>。

4.7.3 第80回国会での審議・成立

同法律案はまず衆議院で審議されたが、社会労働委員会（附帯決議あり）を経て、本会議（昭和52年4月29日）で原案どお

り可決され、参議院に送付された<sup>121</sup>。

参議院でも社会労働委員会に付託され、昭和52年5月12日以降審議されたが、その中で日本共産党等の議員から本条及び化学物質の有害性調査条項に設けられた計3つの守秘義務規定について激しい批判がなされた。その内容は、守秘義務規定が①企業の公害隠しや職業病隠しに加担するものではないか、②科学公開の原則に反しないか、③学識経験者の自由な研究、良心の自由を制約することとはならないか、④刑法改正草案の「企業秘密漏示罪」の先取りではないか、⑤「正当な理由がないのに」との文言を欠いているのは、「企業秘密漏洩罪」よりも厳しいのではないか等といったものであった<sup>120</sup>。

昭和52年6月9日の審議で、日本共産党内藤功議員から各守秘義務規定とそれらについての罰則を削除する修正案が、自由民主党佐々木満議員から各守秘義務規定の条項にそれぞれ「ただし、労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。」という但書を加える修正案が提出されたところ、内藤案は否決、佐々木案は可決され（附帯決議あり<sup>115</sup>）、同日行われた参議院本会議において、修正後の同法律案が成立した<sup>120,121</sup>。同法は昭和52年7月1日に公布され、本条の規定は昭和53年1月1日に施行された。

#### 4.7.4 改正

中央省庁等改革関係法施行法（平成11年12月22日法律第160号）第705条の規定により「労働大臣」が「厚生労働大臣」に改められ、平成13年1月6日から施行された。

## 4.8 運用及び本条の意義

### 4.8.1 疫学的調査

本条が追加された時代背景に、職業がん等死に至る疾病の発生があり、疫学的調査では特にがん原性物質を取り扱って離職した者の生死を追跡し、死亡した者についてはその原死因調査を行う必要があったが、死亡診断書等は本籍地で保管されるが労働者名簿から本籍地欄が削除されたこと等から原死因調査が困難となったこと等により、相当以前から<sup>126</sup>、本条に基づく疫学的調査は行われていない。

また、本条の追加時点で既に、主に化学物質による健康障害防止政策の軸足が、疫学的調査という後追的なものから、第57条の4及び第57条の5等の規定による事前アセスメント等に移されつつあったことも<sup>127</sup>、本条の規定が運用されていない要因の1つであると考えられる。

なお、社団法人日本産業衛生学会が、石綿取扱労働者の疫学的調査の実施を求めた例がある<sup>128</sup>。

なお、本条の規定に基づくものか未確認だが、厚生労働科学研究費補助金が交付された特別研究として「印刷労働者にみられる胆管癌発症の疫学的解明と原因追究」と題する研究事業が存在する<sup>129</sup>。（未了）

### 4.8.2 疫学的調査以外の調査

（未了）



#### D. 考察及び結論

第106条から第108条の2までの規定は、国の施策実施に関するものである。

第106条は、国が事業者の労働災害防止活動に関して行う援助に係る努力規定である。同条に基づく援助の具体例としては、労働基準監督機関が監督業務、相談業務等において事業者に行う助言等もあるが、特別な支出を要するものとしては社会復帰促進等事業（以前は労働福祉事業）の一環として各種補助金、サービスの提供等が実施されている。過去には、減税措置、融資等による援助も行われていたが、行財政改革ないし行政刷新の流れを受け平成以降は事業縮小の傾向がみられた。

第107条は、厚生労働大臣が労働災害の防止のための業務に従事する者及び労働者に対して行う援助に係る努力規定である。具体的には、全国安全週間及び全国労働衛生週間などがある。

第108条は、政府が労働災害の防止に資する科学技術の振興を図るために行う研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な措置に係る努力規定である。具体的には、労働安全衛生総合研究所の運営、厚生労働科学研究費補助金の交付等がこれに当たる。

第108条の2は、職業性疾病の発生状況等に関する疫学的調査その他の調査に関する権限等を定めるものである。第108条の2の規定に基づく疫学的調査は、情報保護との両立の困難等により、あまり実施されていない。

安全衛生その他の労働条件の確保を目的とする国の援助は、工場法施行とともに形を変え、あるいはその大義名分を変えながら絶えず行われてきた。

本稿で取り上げた第106条から第108条の2は、国が労働安全衛生に関して行う事業の根拠となる規定であるが、その内容はその性質上抽象的で、努力義務ないし権限規定であり、またその事業の実施には経費がかかるがこれは義務的経費ではなく裁量的経費である。このような状況から、事業の新規創設や廃止は、各時代の政治状況等に大きく左右されてきた。

有意義でない事業を漫然と存続させるようなことがあってはいけませんが、事業廃止が労働災害の発生に影響する可能性を考えると安易な事業廃止も避けるべきであり、また長年蓄積されたものを一旦廃止すると後でこれを再生することは難しい。安全衛生に関する事業評価については、事業仕分け等の議事録やその後の事業評価関係資料等をもても、少なくとも安全衛生事業に関して有効な評価手法があるとは言い難い。国の援助事業一般に言えることとして、新しい政策課題や事業者の努力義務とされている事項のみが事業の対象とされるのに対し、従来からあるが深刻な課題は逆に援助の対象とならないということがある。その結果として、例えばストレスチェック実施の助成金を受けている事業場で、局所排気装置やプレス機械の安全装置を設置していないというアンバランスな事態も生じる。各事業場の安全衛生水準を向上させ、労働災害を減らすという本来の（長期的な）目的のための事業評価手法の研究開発が必要であると考ええる。

#### E. 研究発表

- 1 論文発表 無
- 2 学会発表 無



**F. 知的所有権の取得状況**

- 1 特許取得 無
- 2 実用新案登録 無
- 3 その他 無

**G. 引用文献**

文末脚註のとおり。

参考資料

表7 社会復帰促進等事業の全事業一覧

（厚生労働省ウェブサイト [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/rousai/syahukuzennzigyou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/syahukuzennzigyou.html), 令和3年10月7日閲覧）

事業名	主な事業内容	関連リンク
1 外科後処置等経費	・労働災害等による傷病が治癒した後の再手術等、外科後処置に要した経費の支給 (項) 05 社会復帰促進等事業費 (事項) 08 被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費	請求(申請)のできる保険給付等(16ページ)
2 義肢等補装具支給経費	・労働災害等による両上下肢の亡失、機能障害等が残存した者の義肢等補装具の購入等に要した費用の支給 (項) 05 社会復帰促進等事業費 (事項) 08 被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費	請求(申請)のできる保険給付等(16ページ)
3 特殊疾病アフターケア実施費	・20 傷病(せき髄損傷、精神障害等)を対象として、医療機関での診察等に要した費用の支給 (項) 05 社会復帰促進等事業費 (事項) 08 被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費	請求(申請)のできる保険給付等(13ページ)
4 社会復帰特別対策援護経費	・療養期間が長期間に及ぶ振動障害等の疾病に罹患した者への賃金の一部補填や職業転換等に要する費用の支給 (項) 13 業務取扱費 (事項) 08 保険給付業務に必要な経費	請求(申請)のできる保険給付等(17ページ)
5 CO中毒患者に係る特別対策事業経費	・「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第11条」に基づき、CO中毒患者の特性を十分に考慮した診療体制等の整備 (項) 05 社会復帰促進等事業費 (事項) 08 被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費	
6 独立行政法人労働者健康安全機構運営費	・療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設定及び運営等を行う。 ・事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行う。 (項) 06 独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (事項)	独立行政法人労働者健康安全機構
独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	・療養施設(労災病院を除く)の整備等を行う。 (項) 07 独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	
7 労災疾病臨床研究補助金事業	・早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化などに寄与する研究、放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究、過労死等防止対策推進法に基づく調査研究への補助 (項) 05 社会復帰促進等事業費 (事項) 08 被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費	労災疾病臨床研究補助金事業
8 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	・炭鉱災害により、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対する介護料の支給 (項) 05 社会復帰促進等事業費 (事項) 08 被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費	
9 労災就学等援護経費	・労災年金受給者及びその子弟に対する、学校等に在学する場合の就学に要する経費及び未就学児を幼稚園、保育所等に預ける場合の保育に要する経費の支給 (項) 05 社会復帰促進等事業費 (事項) 08 被災労働者等の社会復帰促進・	請求(申請)のできる保険給付等(11ページ)

		援護等に必要な経費	
10	労災ケアサポート事業経費	・在宅介護・看護等が必要な労災重度被災労働者等に対する看護師等による訪問支援等 (項) 05 社会復帰促進等事業費 (事項) 08 被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要な経費	訪問支援事業のご案内（一般財団法人労災サポートセンター）
11	休業補償特別援護経費	・労働基準法第 76 条に基づき使用者が行う休業 3 日目までの休業補償について、事業場の廃止等、やむをえない事由で休業補償を受けることができない被災者に対し、休業補償 3 日相当額を支給する。	請求（申請）のできる保険給付等 (6 ページ)
12	長期家族介護者に対する援護経費	・労災重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合の、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対する生活転換援護金の支給	請求（申請）のできる保険給付等 (9 ページ)
13	労災特別介護援護施設運営費・設置経費	・在宅介護を受けることが困難な労災重度被災労働者が利用する労災特別介護施設の運営、整備・修繕 (項) 05 社会復帰促進等事業費 (事項) 08 被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要な経費	施設介護事業のご案内（一般財団法人労災サポートセンター）
14	労災診療被災労働者援護事業補助事業費	・被災労働者への診療に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(公財) 労災保険情報センターが行う無利子貸付事業に対する補助	RIC の紹介公益財団法人労災保険情報センター
15	労災援護金等経費	・打切補償費の支給を受けたために現在保険給付を受けることができない被災労働者に対する、療養に要した費用等の支給	労災療養援護金支給要綱
16	過労死等防止対策推進事業実施経費	1. 過労死等に関する調査研究 2. 過労死等を防止することの重要性について国民の理解を促す等周知・啓発 3. 国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」 4. 過労死で親を亡くした遺児及びその保護者等を対象とした過労死遺児交流会の実施 (項) 01 労働安全衛生対策費 (事項) 08 労働安全衛生対策に必要な経費	過労死等防止対策
17	安全衛生啓発指導等経費	・安全衛生意識の普及高揚を図り、災害防止活動を効果的に促進させるための全国安全週間・全国労働衛生週間の実施 ・災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施 ・車両系建設機械の運転等一定の危険又は有害な業務に従事する者や、作業主任者の一部に義務づけられている技能講習の修了者の利便性を高めるため、技能講習修了証を統合した証明書の発行 ・職場の安全衛生情報の周知・意識啓発をするため、過去の災害やヒヤリハット事例、化学物質等の情報を「職場のあんぜんサイト」にて提供 ・労働者の健康障害を未然に防止するため、有害物質等有害要因を有する事業場に対する監督指導等の実施 ・火災、爆発等の重大な災害の再発や同種災害の発生を防止するため、重大な災害等発生時に徹底的な災害原因調査の実施 ・重篤な労働災害を発生させた事業場等に対して安全管理措置の構築を図るため、当該事業場等に対する継続的な安全指導の実施 (項) 01 労働安全衛生対策費 (事項) 08 労働安全衛生対策に必要な経費	安全衛生週間・表彰 技能講習修了証明書発行のご案内 職場のあんぜんサイト
18	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進	・安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進のため、企業等が自社の安全衛生水準を自己診断できるようにするためのコンテンツを厚生労働省ホームページにて提供	安全衛生優良企業公表制度について
19	設計・施工管理を行う技術者等に対する安全衛生教育の支援事	・学識経験者、企業の実務担当者等の専門家により安全衛生教育に関する知識を体系的に付与するカリキュラム及び到達目標等を策定し、教材を作成 ・当該教材の公開、教材を使用した講習等を通じ、設計・施工管理を行う技	

	業	術者等に対する安全衛生教育を支援	
20	安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費	・安全衛生分野における国際化への的確な対応のため、OECD等の国際会議等への職員の派遣、中国との政策対話、日中安全衛生シンポジウムの開催等を実施	
21	職業病予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東電福島第一原発で緊急作業に従事した者の健康の保持増進のため、被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積するシステムの構築及び健康相談、保健指導の実施</li> <li>・廃炉等作業員の健康支援相談窓口の開設、産業保健支援に係る研修会の開催、廃炉等作業員の健康管理に係る情報発信の実施</li> <li>・東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連情報の国際発信を強化するため、東電福島第一原発作業者の放射線被ばく状況やその対策に関する情報を、厚生労働省の英語版ホームページに掲載及び世界保健機関（WHO）等の国際機関への情報発信の実施</li> <li>・東電福島第一原発の被ばく線量低減対策の強化のため、東電福島第一原発における廃炉作業等の施工計画作成者等に対する被ばく低減措置の実施に係る必要な教育の実施</li> <li>・被ばく線量低減に関する専門家チームを組織し、効果的な被ばく低減措置の検討、好事例の収集及び元請事業者が作成する施工計画に対する助言の実施</li> </ul>	<p>東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の長期的健康管理</p> <p>廃炉等作業員の健康支援相談窓口</p> <p>Radiation Protection at Works Relating to TEPCO's Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant Accident (IRPW)</p> <p>東電福島第一原発内における被ばく低減対策の好事例（委託事業）</p>
22	じん肺等対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿ばく露によるじん肺等への対策のため、石綿取扱い業務等に従事し離職した労働者等に対する健康管理手帳の交付、特殊健康診断の実施</li> <li>・石綿作業に係る適切な石綿ばく露防止対策の普及啓発を行うため、マニュアルを改訂し、厚生労働省のホームページにて情報を掲載</li> <li>・石綿除去作業等に対応する行政体制を充実するため、石綿障害防止総合相談員等による石綿除去作業に係る相談業務、届出の審査等の実施</li> </ul>	<p>石綿障害予防規則など関係法令について</p> <p>「石綿に関する健康管理手帳」の交付について</p> <p>アスベスト（石綿）情報</p>
23	職場における受動喫煙対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場における受動喫煙防止対策の推進のため、デジタル粉じん計等の測定機器の貸出</li> <li>・職場における受動喫煙防止対策に係る問い合わせに対応するための電話相談及び実地指導</li> <li>・喫煙室等を設置する事業場に対して設置費用を一部助成</li> </ul>	<p>職場における受動喫煙防止対策について</p>
24	職場における化学物質管理促進のための総合対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質による労働者の健康障害を防止するため、新規化学物質の審査及び有害性調査機関の査察</li> <li>・職場で利用されている化学物質について、発がん性に重点を置いたリスク評価の実施</li> <li>・化学物質による労働者の健康障害を防止するため、化学物質管理に関する相談・訪問指導の実施及びGHS分類やモデル表示・モデルSDSの作成</li> <li>・化学物質による労働者の健康障害を防止するため、化学物質による職業がん対策を行う日本バイオアッセイ研究センター等の施設整備の実施</li> </ul>	<p>新規化学物質の有害性調査制度の概要</p> <p>職場における化学物質のリスク評価</p> <p>化学物質管理に関する相談窓口のご案内</p> <p>日本バイオアッセイ研究センター</p>
25	産業保健活動総合支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者の職業病を未然に防止するため、都道府県労働局に労働衛生指導医を設置</li> <li>・都道府県労働局長が事業者に対して作業環境測定実施や臨時の健康診断実施を指示する際、労働衛生指導医からの意見の聴取を実施</li> <li>・事業場における産業保健活動（メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等の取組）に対する各種支援を行うため、事業者、産業保健スタッフ等への研修等の実施、情報提供等を実施</li> <li>・労働者数50人未満の小規模事業場等に対する訪問指導、相談対応や助成等を実施</li> </ul>	<p>産業保健総合支援センターの事業案内</p> <p>地域産業保健センターの事業案内</p> <p>産業保健関係助成金のご案内</p>
26	働き方改革の実現に	・労働基準監督署に配置した時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口	<p>若者の「使い捨て」が疑われる</p>



	<p>に向けた労働時間の上 限規制の定着による 長時間労働の抑制等 のための取組</p>	<p>指導の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間管理適正化のための指導が必要な事業場に対する個別訪問指導</li> <li>・過重労働解消用パンフレット等を活用した集団指導や自主点検の実施・インターネット監視による労働条件に問題のある事業場情報の収集</li> <li>・夜間・休日に無料で電話相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」の設置</li> <li>・労働基準法等の基礎知識、相談窓口及び関係法令に基づき事業場が行うべき手続きの解説や具体的な届出方法のほか、労務管理や安全衛生管理上のポイントについてWEB上で診断を受けられるサービス等をまとめた労働条件ポータルサイトの設置</li> <li>・大学や高校等での法令の周知啓発や労働法教育に必要な指導者用資料の作成</li> <li>・36協定未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、基本的な労務管理や安全衛生管理についてセミナー及び個別訪問での専門家による助言等の実施。また、具体的事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催。</li> <li>・新規起業事業場向けの情報発信を目的としたポータルサイトにて、労働関係法令の周知及び関係法令に基づき事業場が行うべき手続きの解説や具体的な届出方法のほか、労務管理や安全衛生管理上のポイントについてWEB上で診断を受けられるサービス等の実施</li> </ul>	<p>企業等への取組</p> <p>『はたらく』へのトビラ ～ワークルール20のモデル授業案～</p> <p>ポータルサイト「確かめよう労働条件」</p> <p>就業環境整備・改善支援事業</p>
27	<p>メンタルヘルス対策等事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者のメンタルヘルス対策のため、ポータルサイト「こころの耳」における情報提供、メール相談・電話相談・SNS相談の実施</li> </ul>	<p>こころの耳</p>
28	<p>治療と職業生活の両立等の支援手法の開発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援を行うため、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の参考資料の作成、広報用ポータルサイトの設置、シンポジウムの開催</li> </ul>	<p>治療と仕事の両立について 治療と仕事の両立支援ナビ</p>
29	<p>職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場のハラスメントに関するポータルサイトの改修・運営等による周知啓発</li> <li>・パワーハラスメント対策支援コンサルティング等の実施</li> <li>・パワーハラスメントに関する実態調査の実施</li> <li>・雇用均等指導員による、職場におけるハラスメント事項等にかかる相談対応等</li> <li>・パートタイム労働者・有期雇用労働者を雇用する事業主に対する啓発指導の実施</li> </ul>	<p>あかるい職場応援団</p> <p>職場におけるハラスメント防止のために（セクシュアルハラスメント / 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント / パワーハラスメント）</p> <p>パートタイム労働者・有期雇用労働者の雇用管理の改善のために</p>
30	<p>建設業等における労働災害防止対策費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、首都圏で増加する建設工事における労働災害を防止するため、安全専門家による巡回指導、新規入職者や管理者等に対する安全衛生教育、外国人建設就労者に対する安全衛生教育を実施</li> <li>・東日本大震災及び熊本地震にかかる復旧・復興工事における労働災害の発生を防止するため、安全専門家による巡回指導、新規参入者等に対する安全衛生教育支援を実施</li> <li>・足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の現場に対する指導・支援を実施</li> <li>・一人親方を対象とした研修会等の実施</li> </ul>	<p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策事業</p> <p>東日本大震災及び熊本地震の復旧復興工事への支援活動</p> <p>墜落・転落災害等防止対策推進事業（建設業）</p> <p>建設業における一人親方等の安全及び健康の確保について</p>

31	第三次産業等労働災害防止対策支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腰痛による労働災害を防止するため、腰痛による労働災害が多発している介護施設等を対象とする腰痛予防教育・対策の講習会の実施</li> <li>・高齢労働者の安全衛生対策を促進するため、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」についてのセミナーを実施</li> <li>・中小企業を対象に高齢労働者の安全衛生対策の導入にかかる費用の一部を補助する「エイジフレンドリー補助金」事業を実施</li> <li>・外国人労働者に適切な安全衛生教育を実施するため、視聴覚教材や技能講習の補助教材を多言語で作成</li> <li>・「外国人在留支援センター」に「安全衛生班」を設置し、外国人労働者を雇用する事業者及び外国人労働者からの安全衛生に関する相談に対応</li> </ul>	<p>働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動</p> <p>腰痛予防対策（講習会、パンフレット）</p> <p>高齢労働者の安全衛生対策について</p> <p>外国人労働者の安全衛生対策について</p>
32	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐木等作業における安全作業のためのマニュアルを開発、同マニュアルに基づく、林業の事業場における安全担当者を対象とする安全対策講習会を実施</li> <li>・林業従事労働者等における労働災害防止のため、チェーンソー取扱作業指導員による林業の作業現場等の巡回を行うと共に、ガイドブック等を用いたチェーンソー取扱作業指針の周知徹底</li> </ul>	<p>チェーンソーを用いた伐木作業の安全対策講習会</p> <p>振動障害の予防のために（パンフレット）</p>
33	機械等の災害防止対策費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最新構造規格に適合していないフルハーネス型墜落制止用器具等の更新を促進するため、中小企業等を対象に、更新に要する費用の一部補助を実施</li> <li>・危険性・有害性のある機械等について、危険性・有害性等の調査の促進及び労働災害の防止を図ることを目的として、機械等の検査検定等を行う登録機関の監査指導を実施</li> <li>・輸入機械等を中心として市場に流通している型式検定対象機械等（防爆構造電気機械器具）に買取試験を実施</li> <li>・自走自律制御機械の安全性を確保するため、関係事業者に対する実態調査を実施</li> <li>・設備の老朽化による労働災害防止を目的として、高経年生産設備の実態調査及び安全対策の調査分析を実施</li> </ul>	<p>既存不適合機械等更新支援補助金</p> <p>設備の経年化による労働災害リスクの防止対策</p>
34	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門相談員による、特定分野（外国人労働者、派遣労働者等）の労働者等からの相談対応</li> <li>・外国人労働者等特定分野の労働者の労働災害防止のためのパンフレットの作成</li> </ul>	<p>業種・職種別対策</p> <p>For Foreign workers</p>
35	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トラック運送業に関する荷主向け周知用動画の作成および令和元年度に開設したポータルサイトの運用・拡充</li> <li>・自動車運転者の労働時間等に係る実態調査を実施するため、実態調査検討会の開催及び調査の実施</li> </ul>	<p>トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会</p> <p>トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト</p>
36	家内労働安全衛生管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家内労働安全衛生指導員による安全衛生指導</li> <li>・家内労働者の危険有害業務について、災害防止対策好事例の収集</li> <li>・家内労働の安全衛生確保等に関するセミナーの実施、総合的な情報提供を行うサイトの開設</li> </ul>	<p>家内労働について</p>
37	女性就業支援・母性健康管理等対策費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母性健康管理について周知啓発のためのパンフレット等の作成や配布</li> <li>・母性健康管理の措置に関する調査の実施</li> <li>・女性労働者や事業主向けの母性健康管理に関するサイトの運営</li> <li>・働く女性の健康保持増進のための支援施策の実施に関する相談対応及び講師派遣</li> <li>・全国の女性関連施設等に対する働く女性の健康保持増進のための支援事業の周知、情報等提供</li> <li>・雇用均等行政に係る行政指導や相談等をデータベース管理し、迅速かつ正確な事務処理を実施</li> </ul>	<p>女性労働者の母性健康管理のために</p> <p>妊娠・出産をサポートする 女性にやさしい職場づくりナビ</p> <p>女性就業支援バックアップナビ</p>

38	多言語相談支援事業	・14ヶ国語の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応、紛争解決援助等の多言語化	
39	外国人技能実習機構に対する交付金	・監理団体、実習実施者に対する実地検査の実施 ・安全衛生マニュアルの活用等による啓発 ・実習実施者に対する安全衛生セミナーの開催	外国人技能実習機構
40	労働安全衛生融資資金利子補給費等経費	・資金面から労働災害の防止措置を行うことが難しい中小企業に対する職場改善機器等の導入資金としての融資の実施（平成13年度以降、新規の融資は廃止しており、現在は融資資金の回収等を行っている）	
41	労働災害防止対策費補助金経費	・事業主等による自主的な安全衛生活動を促進し、労働災害を防止するため、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動事業等に対する補助	中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、船員災害防止協会
42	産業医学振興経費	・職場における労働者の健康を管理する産業医の養成及び産業医科大学の運営に対する助成 ・産業医科大学の学生に対する修学資金貸与制度の運営及び産業医の資質の向上を図る研修等の実施	産業医学振興団体 産業医科大学
43	就労条件総合調査費	・主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等についての総合的な調査の実施	就労条件総合調査について
44	未払賃金立替払事業実施費	・企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対して、その未払賃金の一部を事業主に代わって立替払する制度の実施	未払賃金の立替払事業
45	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し	・生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業者等に対する助成金の支給 ・働き方改革推進支援センターの設置 ・「働き方改革」に向けた周知・啓発の実施 ・「働き方・休み方改善ポータルサイト」による「働き方・休み方改善指標」や企業の好事例等の提供	働き方改革推進支援助成金 働き方改革推進支援センター 働き方改革特設サイト 働き方・休み方改善ポータルサイト
46	テレワーク普及促進等対策	・適切な労務管理のためのガイドラインの周知啓発やテレワーク導入に関する相談対応及び訪問コンサルティング、テレワーク用通信機器の導入・運用等に要した費用に要した費用の助成等による導入支援 ・企業向けセミナー、労働者向けイベントの開催や先進企業の表彰等を通じた気運の情勢	テレワーク普及促進関連事業
47	医療労働者の確保・定着に向けた職場環境改善のための取組	・「医療勤務環境改善支援センター」による相談支援 ・勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進 ・医療機関の勤務環境改善事例に関するデータベースサイトの運用	医療従事者の勤務環境の改善について いきいき働く医療機関サポートWeb
48	中小企業退職金共済事業経費	・中小企業退職金共済制度において、事業主に対する掛金負担軽減措置に要する費用の補助	国の掛金助成（新しく中退共済制度に加入する事業主に掛金の一部を助成）
49	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費	・独立行政法人労働政策研究・研修機構における労働行政職員等に対する研修の実施 ・独立行政法人労働政策研究・研修機構の計画的な施設改修、更新	独立行政法人労働政策研究・研修機構
50	個別労働紛争対策費	・個別労働関係紛争の解決・促進のための「総合労働相談コーナー」の設置 ・都道府県労働局長による紛争解決のための制度の運営	個別労働紛争解決制度（労働相談、助言・指導、あつせん）
51	雇用労働相談センター	・国家戦略特別区域に設置した「雇用労働相談センター」における、相談対	「雇用労働相談センター」につ

	一設置・運営経費	応・個別訪問指導の実施	いて
--	----------	-------------	----

資料1 安全指導員規程（昭和34年労働省訓令第2号）（昭和34年4月13日（月曜日）  
付け官報本紙第9689号掲載）

◎労働省訓令第2号

安全指導員規程を次のように定める。

昭和三十四年四月十三日

労働大臣 倉石 忠雄

安全指導員規程

（設置）

第一条 中小規模事業場等における安全管理の向上を図り、もつて、安全行政の円滑な運営と産業災害の防止に資するため、都道府県労働基準局に安全指導員を置く。

（任命）

第二条 安全指導員は、社会的信望があり、かつ、産業安全に関し学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する。

（職務）

第三条 安全指導員は、都道府県労働基準局長の命を受けて、中小規模事業場等における安全管理についての指導に関する事務に従事する。

（任期等）

第四条 安全指導員の任期は、一年とする。

2 安全指導員は、非常勤とする。

（秘密を守る義務）

第五条 安全指導員及び安全指導員であつた者は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の定めるところにより、その職務に関して知得した秘密を漏らしてはならない。

（政治的行為の禁止）

第六条 安全指導員は、国家公務員法に規定する政治的行為をしてはならない。

（その他の事項）

第七条 この規程に定めるもののほか、安全指導員に関し必要な事項は、労働省労働基準局長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。



資料 2 安全指導員（労働省）（昭和 35 年 9 月 21 日（水曜日）付け官報資料版第 10127 号掲載）

安全指導員（労働省）

最近わが国における経済復興とその後の成長は、まことにめざましいものがある。しかしながら一方中小企業における産業災害も。また大企業に比べて多発の傾向にあることはまことに遺憾である。尊い労働者の生命がうばわれて行く数は年々増加の一途をたどり、最近では、年間約六万人に及んでいる。なお、死亡者を含め七十五万人の死傷者を生じており、これに伴う経済的損失は、年間推定一千五百億円に達する憂慮すべき状況である。

そこで労働省では、特に多発傾向をたどっている中小企業に対する安全指導を行なうため、昭和三十四年四月十三日労働省訓令第二号による「安全指導員規定」をつくり、安全指導員制度を設け、産業災害防止に役立てることとした。

安全指導員は一般民間人を起用することとし過去において安全管理に経験の深い人を事業場の中から推せんしてもらい、都道府県労働基準局で審査のうえ、労働大臣が任命することになっている。身分は国家公務員で一般職非常勤職員とされ、都道府県労働基準局におかれ、中小企業の集団指導に当たることになっているが、個々の事業場でも要請があれば指導することになっている。したがって、申し込みを労働基準局にすれば、指導員が派遣されることとなるが、その費用は無料である。

現在全国で安全指導員は一千人が任命されており、災害防止に大きな役割を果たしている。

安全指導員の仕事は、①安全管理一般②研究発表③災害事例の検討会（安全指導員による検討会）④災害事例に対する対策⑤安全器具（安全保護具を含む）に対する取り扱い、ならびに知識の普及⑥集団事業場のパトロールなどである。

なお、安全指導員は中小企業のうち、特に従業員百人以下の事業場を対象に、安全指導を行なうことになっているので、各事業場では、これら指導員の指導を積極的に受け、災害を未然に防止するよう望まれる。

資料3 労災防止指導員規程（昭和40年労働省訓令第10号）（昭和40年12月18日（土曜日）付け官報本紙第11707号掲載）

<p>○労働省訓令第10号</p> <p>労災防止指導員規程を次のように定める。</p> <p style="text-align: right;">部内一般</p> <p>昭和四十年十二月十八日</p> <p style="text-align: right;">労働大臣 小平 久雄</p> <p>労災防止指導員規程</p> <p>（設置）</p> <p>第一条 中小規模事業場等における安全管理及び衛生管理の向上を図り、もつて、労働災害の防止に資するため、都道府県労働基準局に労災防止指導員（以下「指導員」という。）を置く。</p> <p>（任命）</p> <p>第二条 指導員は、社会的信望があり、かつ、産業安全又は労働衛生に関し学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する。</p> <p>（職務）</p> <p>第三条 指導員は、都道府県労働基準局長の指示を受けて、中小規模事業場等における安全管理及び衛生管理についての指導に関する事務に従事する。</p> <p>（任期等）</p> <p>第四条 指導員の任期は、一年とする。</p> <p>2 指導員は、非常勤とする。</p> <p>（秘密を守る義務等）</p> <p>第五条 指導員及び指導員であつた者は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指導員は、その地位を利用して、特定の個人若しくは団体の利益を図り、又は紛争に介入すること、その他その信用を傷つける行為をしてはならない。</p> <p>（その他の事項）</p> <p>第六条 この訓令に定めるもののほか、指導員に関し必要な事項は、労働省労働基準局長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この訓令は、昭和四十一年一月一日から施行する。</p> <p>（安全指導員規程の廃止）</p> <p>2 安全指導員規程（昭和三十四年労働省訓令第2号）（以下「旧規程」という。）は、廃止する。</p> <p>（経過措置）</p>
--

- 3 この訓令の施行の際現に旧規程による安全指導員である者は、その施行の日において、当該日の前日に所属していた都道府県労働基準局の指導員になるものとし、その任期は、第四条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定により、当該都道府県労働基準局の指導員がこの訓令の施行後最初に任命されるまでの間とする。
- 4 この訓令の施行の日から昭和四十一年三月三十一日までの間に任命される指導員の任期は、第四条第一項の規定にかかわらず、四月以上一年三月をこえない範囲内において、各指導員につき労働大臣が定める。

資料4 労働者災害補償保険の全面的移管について（厚生省労働基準局監督課，昭和22年）  
（松本岩吉『労働基準法が世に出るまで』（労務行政研究所，昭和56年2月）275～279頁から転載）

◎労働者災害補償保険の全面的移管について

理論上の問題

- 一、労働者災害補償保険は憲法第二十七条に基いて規定された労働条件を保険化したものであって、憲法第二十五条に言う社会保障を目的とする他の社会保険とは根本的に異なる。
- 二、従って疾病、老齢その他人間不可避の事故について一般国民を対象とする社会保険法が制定される場合においても、これと、企業経営の責任上、当然の義務として労働者の災害を賠償せんとする労働者災害補償保険は性質上峻別すべきものである。
- 三、社会保障法が実施されている英米に徴しても、労働者災害補償保険法はこれを峻別され別個に取扱われている。

実際上の問題 一、積極的理由

- 一、健康保険は点数計算制の保険であって、その給付額は実際の治療分の三分の一程度にしか相当せぬ場合が多いが、労働者災害補償保険は治療費全額負担の保険である。之を同一保険官署で所管させることは、労働者災害補償保険の治療費の給付内容を低下させる危険性がある。
- 二、健康保険及年金保険の金銭給付は郵便で請求できるが、労働者災害補償保険の大宗をなす障害補償の給付に当っては障害等級認定のため、必ず労働者の出頭を必要とする。全国に亘り県庁の外僅かに四十一ヵ所の出張所しか持たぬ保険官署に比し、都道府県基準局の外三百三十六ヵ所の組織網を持つ労働基準監督署を利用することは、労働者にとって遙かに便利である。
- 三、労働者災害補償保険行政の中心をなすものは障害等級の認定事務であるが、右の認定事務は労働者災害補償保険法適用外の事業及び進駐軍労働等に於ける災害補償の認定並びに労働者災害補償保険法適用事業に於ける労働基準法上の災害補償義務の認定事務とも統一的に取扱うことが必要であり、且つ、行政の経済化を図る所以でもある。
- 四、前掲の認定事務が統一されない場合、労働者災害補償保険法適用事業に於て、保険官

署の認定と労働基準官署の認定が相違するときは使用者は労働基準官署の認定に従い差額補償をせねばならぬこととなる。従来の実例に徴し両者の認定は相当に頻発するものと考えられるが、その都度災害補償に関し労使の間に紛議が起ることになる。

五、労働者災害補償行政は作業条件の改善を目的とする産業安全、労働衛生行政と不可分の関係に立つ。労働者災害補償保険法立案の当時、保険局が自ら安全衛生行政を主管するための規定を起草したのもかかる理由によるものであり、右の規定が削除された後に於て現在尚、その予算に於て安全衛生指導行政費を計上しているのも右の事情を裏書きするものである。国は一般会計に於て多額の予算を安全衛生行政のために計上しているが、租税と同じく強制力を以て国民より掛金を徴収する保険が安全衛生について二重行政を行うため多額の予算を計上しているのは、国家の財政的損失であるのみでなく行政の紛淆を来すものである。

#### 実際上の問題 二、消極的理由

一、労働者災害補償保険の保険料徴収技術は、月々労働者の俸給より保険料を徴収する健康保険、年金保険及び失業保険と異り、一年に一回（最大の場合一年三回）使用者より概算払いで一括して徴収するので、その徴収事務は極めて簡単であり之を他の保険と形式的に統一して保険官署に所管させる必要はない。

二、健康保険はその治療費について点数計算制をとり、之に基き医師会と契約を結んでいるので、その限度で医療行政と深い関係を持つが、労働者災害補償保険の治療費は実費主義であるから、如何なる医療機関を利用するにしても之に現実の治療費を支払へばそれで問題は解決するのであって、医療行政とは本質的に何の関係も持たない。

三、労働者災害補償保険を健康保険より分離した場合、業務外の一元的認定が不可能になり労働者の保護に欠けるところがあると言う議論があるが、国の法律で業務上の負傷疾病を定めるのは労働基準法のみであり、労働基準法で業務上と認定されたもの以外は当然業務外として取扱われるべきものであって、健康保険がかかる場合にこれを業務上なりとして給付を拒むならばそれは違法の措置である。

#### 歴史的な事情

一、現行の労働者災害補償保険は、昭和六年制定当時より昭和十三年迄中央に於ては、保険行政の一部門としてではなく、労働行政の一部門として所管されてきた。厚生省設立に当り保険行政統一の名の下に、中央は保険院に移管されたのであるが地方庁に於てはその後も引続き今次戦争に至る迄労働行政の一部門として取扱われて来た。保険行政統一の原則が、その後簡易生命保険の分離等によって破棄されたとき、労働行政は戦時中の沈滞期に在ったため労働者災害補償保険は今日迄労働行政に復帰しなかったものである。

二、工場法、鑛業法の下では、労働者が社会保険の被保険者である場合に於ては、使用者は之等の労働法規の規定する災害補償義務を全免されることになり、労働法規はその限度で機能を失うことになっていた。然し、労働法規がその機能を喪失したにも拘らず、

之を代行すべき社会保険は制度的にも運用上も極めて不十分であって労働者は多年に亘り労働法規が保証するその権利を侵害されて来た。新しい労働者災害補償保険法が制定されたのはかかる事情に基くものである。

興 論

一、労働者災害補償保険と労働行政の一元的運営は労働者、使用者双方の一致せる意見であり、之に対し、労働者災害補償保険を他の社会保険と一元的に運用すべしと言うのは、保険行政に関係する現役及び退役の官吏並びに社会保険制度審議会をめぐる一部の関係者のみである。



## 文末脚注

- <sup>1</sup> 昭和 47 年 9 月 18 日付け発基第 91 号「労働安全衛生法の施行について」（[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00tb2042&dataType=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2042&dataType=1)）
- <sup>2</sup> 田島信威『最新 法令用語の基礎知識【三訂版】』（ぎょうせい，2005 年）212-214 頁
- <sup>3</sup> 男女共同参画局「男女共同参画社会基本法逐条解説」第 11 条（[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/law/kihon/chikujyou11.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/chikujyou11.html)）
- <sup>4</sup> 田島信威『最新 法令用語の基礎知識【三訂版】』（ぎょうせい，2005 年）288 頁
- <sup>5</sup> 小学館『精選版日本国語大辞典』の「整備」の項
- <sup>6</sup> 労働省労働基準局『労働衛生のしおり 平成 11 年度』（中央労働災害防止協会，1999 年）234 頁
- <sup>7</sup> 労働省労働基準局『労働衛生のしおり 昭和 56 年度』（中央労働災害防止協会，1981 年）193-194 頁
- <sup>8</sup> 小学館『デジタル大辞林』の「金融」の項。
- <sup>9</sup> 財務省ウェブサイト「財政投融资とは——財政政策としての財政投融资」（[https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/what\\_is\\_filp/index.htm](https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/what_is_filp/index.htm)）を参照（2021 年 9 月 21 日閲覧）。
- <sup>10</sup> 半田有通氏（元厚生労働省労働基準局安全衛生部長，昭和 58 年労働省入省，平成 26 年 7 月 11 日退職）への電子メールでの問合せに対する回答（令和 3 年 6 月 16 日）による。
- <sup>11</sup> 畠中信夫氏（元中央労働委員会事務局次長，昭和 43 年労働省入省，労働安全衛生法案件作成に従事，元白鷗大学法学部教授）への電話での問合せ結果（令和 3 年 10 月 25 日）による。
- <sup>12</sup> 事業仕分けにおける厚生労働省の行政事業レビューシートにおいて、委託事業の根拠条文として、労働安全衛生法第 106 条第 1 項が記載されている（中央労働災害防止協会に委託する安全衛生情報センター運営等事業 [https://www.mhlw.go.jp/jigyo\\_shiwake/h22\\_gyousei\\_review\\_sheet/pdf/0937.pdf](https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0937.pdf) など）。
- <sup>13</sup> 事業仕分けにおける厚生労働省の行政事業レビューシートにおいて、労災保険料財源による安全衛生情報センター運営等事業の根拠条文として、労働安全衛生法第 106 条第 1 項が記載されている（[https://www.mhlw.go.jp/jigyo\\_shiwake/h22\\_gyousei\\_review\\_sheet/pdf/0937.pdf](https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0937.pdf) など）。
- <sup>14</sup> 野澤英児氏（元福岡労働局長，平成 30 年 7 月 31 日退職）への ZOOM によるインタビュー（令和 3 年 9 月 11 日）による。
- <sup>15</sup> International Labour Organization－ILO 駐日事務所「ILO と日本－小史」（<https://www.ilo.org/tokyo/ilo-japan/history/lang--ja/index.htm>）
- <sup>16</sup> International Labour Organization－ILO 駐日事務所－1923 年の労働監督勧告（第 20 号）（[https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS\\_239341/lang--ja/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS_239341/lang--ja/index.htm)）
- <sup>17</sup> International Labour Organization－ILO 駐日事務所－1929 年の産業災害予防勧告（第

---

31号) ([https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS\\_239330/lang--ja/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS_239330/lang--ja/index.htm))

<sup>18</sup> International Labour Organization – A Guide for Labour Inspectors (Part I) ([https://www.ilo.org/labadmin/info/WCMS\\_111289/lang--en/index.htm](https://www.ilo.org/labadmin/info/WCMS_111289/lang--en/index.htm))

<sup>19</sup> International Labour Organization – ILO 駐日事務所 – 1981年の職業上の安全及び健康に関する条約（第155号） ([https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS\\_239024/lang--ja/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239024/lang--ja/index.htm))

<sup>20</sup> International Labour Organization – ILO 駐日事務所 – 1981年の職業上の安全及び健康に関する勧告（第164号） ([https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS\\_239197/lang--ja/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS_239197/lang--ja/index.htm))

<sup>21</sup> 中央労働災害防止協会編『労働安全運動史—安全専一から100年』（2011年）。なお、類似書として、中央労働災害防止協会編『日本の安全衛生運動—五〇年の回顧と展望—』（1971年）、中央労働災害防止協会編『安全衛生運動史—労働保護から快適職場への七〇年—』（1984年）がある。

<sup>22</sup> 堀口良一『安全第一の誕生—安全運動の社会史 増補改訂版』（不二出版, 2015年）。同書序章の冒頭文によれば、「本書は、近代日本における安全運動の誕生過程について、その思想と活動を蒲生俊文（一八八三～一九六六年）に焦点をあてて解明することを課題とする」。

<sup>23</sup> 堀口良一『安全第一の誕生—安全運動の社会史 増補改訂版』（不二出版, 2015年）3-4頁

<sup>24</sup> 内田嘉吉は、1866年10月江戸生まれ、1884年7月東京外国語学校独逸語科卒業、1891年7月帝国大学法科大学法律学科卒業、同年8月逓信省入省、海事行政に従事、逓信次官、貴族院議員等を歴任、米国滞在中に安全第一運動を知り、帰国後普及に尽力する（堀口良一『安全第一の誕生—安全運動の社会史 増補改訂版』（不二出版, 2015年）68-69頁参照）。

<sup>25</sup> 堀口良一『安全第一の誕生—安全運動の社会史 増補改訂版』（不二出版, 2015年）60-61頁

<sup>26</sup> 堀口良一『安全第一の誕生—安全運動の社会史 増補改訂版』（不二出版, 2015年）126-127頁

<sup>27</sup> 堀口良一『安全第一の誕生—安全運動の社会史 増補改訂版』（不二出版, 2015年）127頁

<sup>28</sup> 堀口良一『安全第一の誕生—安全運動の社会史 増補改訂版』（不二出版, 2015年）128-131頁

<sup>29</sup> 中央労働災害防止協会『労働安全運動史—安全専一から100年』（2011年）196頁

<sup>30</sup> 社団法人日本ボイラ協会『五十年の歩み』（1996年）13頁

<sup>31</sup> 工場法戦時特例等廃止ノ件（昭和20年10月24日勅令第600号）（昭和20年10月24日官報第5636号 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2962140/2>）

<sup>32</sup> 労務用物資対策に関する件（1946年11月29日閣議決定 <https://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/bib00764.php>）

<sup>33</sup> 寺本廣作『労働基準法解説』（時事通信社，1948年）（日本立法資料全集別巻46 信山社）130-131頁

<sup>34</sup> 寺本廣作『ある官僚の生涯』（株制作センター，1976年，非売品）96-97頁によると、「人たるに値する生活」は、当時厚生省労政局労働保護課長として労働基準法案の起草を主導した寺本廣作がヴァイマル憲法第151条第1項から取った表現とのことである。

<sup>35</sup> 厚生労働省労働基準局『労働法コンメンタール③ 平成22年版 労働基準法 下』（労務行政，2011年）1002頁

<sup>36</sup> 労働省労働基準局『労働法コンメンタール3 改訂新版 労働基準法 下』（労務行政研究所，1969年）1052頁

<sup>37</sup> 中央労働基準審議会「労働基準法の改正に関する答申並びに建議」（1952年）

<sup>38</sup> 1953年9月1日付公報号外第28号，沖縄県公文書館ウェブサイトから (<https://www3.archives.pref.okinawa.jp/GRI/searchs/img/kouhou//R-1953-09-01-G.pdf>)

<sup>39</sup> 弁護士山中理司のブログー労働基準監督官執務規範開示請求結果 (<https://yamanaka-bengoshi.jp/wp-content/uploads/2020/02/%E5%8A%B4%E5%83%8D%E5%9F%BA%E6%BA%96%E7%9B%A3%E7%9D%A3%E5%AE%98%E5%9F%B7%E5%8B%99%E8%A6%8F%E7%AF%84.pdf>)

<sup>40</sup> 労働省編『労働行政史第2巻』（労働法令協会，1969年）780頁によれば「執務規範の冒頭に、監督官の使命は労働基準法が遵守されているかどうかの監督にあり、それと同時に労働保護法令の周知徹底と自己の専門的技術、知識経験を生かした労使双方に対する勧告助言が重要な使命であることを明らかにした…」とのことである。

<sup>41</sup> 労働基準監督官行動規範（厚生労働省ウェブサイト：労働基準監督署における中小企業事業主に対する相談支援 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_03141.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03141.html)，令和3年10月7日閲覧）は次のとおり。

労働基準監督官行動規範

（基本的使命）

1. 私たち労働基準監督機関は、労働条件の最低基準を定める労働基準法や労働安全衛生法等の労働基準関係法令（以下、法令という。）に基づき、働く方の労働条件の確保・改善を図ることで、社会・経済を発展させ、国民の皆さまに貢献することを目指します。

（法令のわかりやすい説明）

2. 労働基準監督官（以下、監督官という。）は、事業主の方や働く方に、法令の趣旨や内容を十分に理解していただけるよう、できる限りわかりやすい説明に努めます。

（事業主の方による自主的改善の促進）

3. 監督官は、法令違反があった場合は、違反の内容や是正の必要性を丁寧に説明することにより、事業主の方による自主的な改善を促します。また、法令違反の是正に取り組む事業主の方の希望に応じ、きめ細やかな情報提供や具体的な取組方法についてのアドバイスなどの支援に努めます。

（公平・公正かつ斉一的な対応）

- 
4. 監督官は、事業主の方や働く方の御事情を正確に把握し、かつ、これを的確に考慮しつつ、法令に基づく職務を公平・公正かつ齊一的に遂行します。  
(中小企業等の事情に配慮した対応)
  5. 監督官は、中小企業等の事業主の方に対しては、その法令に関する知識や労務管理体制の状況を十分に把握、理解しつつ、きめ細やかな相談・支援を通じた法令の趣旨・内容の理解の促進等に努めます。また、中小企業等に法令違反があった場合には、その労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情を踏まえて、事業主の方による自主的な改善を促します。
- 42 労働省「産業災害を減少させよう「臨時産業災害防止懇談会」の意見書」（昭和33年12月11日（木曜日）付け官報資料版第9593号）
- 43 国会会議録検索システム・第91回国会衆議院社会労働委員会第14号昭和55年4月22日、日本社会党安田修三衆議院議員に対する津澤健一労働省労働基準局安全衛生部長の答弁 (<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/109104410X01419800422/42>)
- 44 平成22年6月28日第14回厚生労働省省内事業仕分け（議事録 [https://www.mhlw.go.jp/jigyo\\_shiwake/dl/giji-14.pdf](https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/dl/giji-14.pdf), 仕分け評決結果 [https://www.mhlw.go.jp/jigyo\\_shiwake/dl/14-2e.pdf](https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/dl/14-2e.pdf))
- 45 2010年9月15日第41回労働政策審議会安全衛生分科会議事録 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000v05o.html>)
- 46 平成22年12月27日付け基発1227第4号「都道府県労働局安全衛生労使専門家会議の設置について」(<http://www.joshrc.org/files2010/20101227-003.pdf>), 開催事情について、岡山労働局ウェブサイト「平成28年度 岡山労働局安全衛生労使専門家会議を開催しました（平成29年2月10日）」([https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/hourei\\_seido/roiusikaigi.html](https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/roiusikaigi.html))
- 47 例えば令和5年度に実施される労働基準監督官採用試験は、平成5年（1993年）4月2日以降に生まれた者しか受験できない。このように、満30歳の誕生日を実施年の4月2日以降に迎える者しか受験できない年齢制限がある。ただし、変更されることもあるので、具体的な受験資格（年齢制限）については各年の官報、パンフレット等で確認されたい。
- 48 三柴丈典「リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」（H26-労働-一般-001, 2016年）(<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/26210>, 文献番号201621001B) 分担研究報告書「イギリスのリスクアセスメント法」3.1.2（156頁）
- 49 租税特別措置法第十条及び第四十二条の規定の適用を受ける機械その他の設備又は船舶及び期間を指定する件（昭和三十二年大蔵省告示第二百三十四号）（昭和32年10月31日官報号外第71号）
- 50 租税特別措置法第十条の二第一項及び第六十六条の五第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産を指定する件（昭和三十五年三月三十一日大蔵省告示第三十六号）（昭和53年3月31日官報号外第27号）
- 51 国税庁ウェブサイト「中小企業者等が取得をした働き方改革に資する減価償却資産の中

小企業経営強化税制（租税特別措置法第 42 条の 12 の 4）の適用について」 (<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>, 令和 3 年 11 月 3 日 22:14 閲覧)

<sup>52</sup> 国民金融公庫『国民金融公庫五十年史』（1999 年）123-125 頁

<sup>53</sup> 国民金融公庫『国民金融公庫五十年史』（1999 年）132-133 頁

<sup>54</sup> 中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫三十年史』（1984 年）127-128 頁

<sup>55</sup> 中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫三十年史』（1984 年）246-247 頁

<sup>56</sup> 平成 7 年 3 月 22 日付け基発第 137 号「中小企業安全衛生活動促進事業助成制度の推進について」 (<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-36/hor1-36-5-1-0.htm>)

<sup>57</sup> 中央労働災害防止協会発行の『労働衛生のしおり』では、その平成 12 年度版まで中小企業安全衛生活動促進事業助成制度の記事があり、平成 13 年度以降の版にはその記事が無い  
ため、平成 12 年度頃に廃止されたと思われる。

<sup>58</sup> 平成 11 年 4 月 1 日付け基発第 220 号「小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業の実施について」 (<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-40/hor1-40-33-1-0.htm>)

<sup>59</sup> 奈良労働局「安全衛生に係る事業廃止等のお知らせ」 (<https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/library/nara-roudoukyoku/00topics/h230107topics-zigyohaisi.pdf>, 令和 3 年 10 月 31 日午前 3 時 16 分閲覧)

<sup>60</sup> 平成 13 年 3 月 30 日付け基発第 213 号「職場改善用機器等整備事業について」 (<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-42/hor1-42-33-1-0.htm>)

<sup>61</sup> 平成 22 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 1 号「職場改善用機器等整備事業の廃止について」 (<http://www.joshrc.org/files2009/20100331-002.pdf>)

<sup>62</sup> 既存不適合機械等更新支援補助金 ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_03667.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03667.html), 令和 3 年 10 月 31 日午前 3 時 31 分閲覧)

<sup>63</sup> クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格等の一部を改正する告示(平成 30 年 2 月 26 日厚生労働省告示第 33 号, 同 3 月 1 日適用)。

<sup>64</sup> 行政簡素化実施ノ爲ニスル厚生省官制中改正ノ件(昭和 17 年 11 月 1 日勅令第 760 号) (<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2961246/24>)

<sup>65</sup> 当時、厚生省大臣官房総務課長として労働省の設立準備委員となり、労働省設置とともに労働省大臣官房総務課長となった齋藤邦吉の回想によると、労働省の設置に際し、健康保険と厚生年金保険についても、「日本政府部内においては、労働者に関する問題として、労働省の所管にすべきであるとの意見が大勢を占めておりました。ところが、GHQ の社会保障と衛生関係を担当する局長サモス氏が、健康保険等は医療問題として切り離すことはできないという強い主張を出したため、これは割合早く厚生省の所管とすることが決定しました。」(労働新聞社出版部『目で見える労働行政 25 年史』(労働新聞社, 1972 年) 104-105 頁) とのことであった。

<sup>66</sup> 労働省設置法の施行期日を定める政令(昭和 22 年 8 月 31 日政令第 169 号), 労働基準法の一部の施行期日を定める政令(昭和 22 年 8 月 31 日政令第 170 号), 労働者災害補償



---

保険法の施行期日を定める政令（昭和 22 年 8 月 31 日政令第 171 号）

<sup>67</sup> 寺本廣作『ある官僚の生涯』（株制作センター，1976 年，非売品）100-102 頁

<sup>68</sup> 松本岩吉『労働基準法が世に出るまで』（労務行政研究所，1981 年）273-288 頁（279-281 頁に「寺本先生 30 周年講演速記より」との引用あり。）

<sup>69</sup> 寺本廣作の自伝『ある官僚の生涯』（株制作センター，1976 年，非売品）末尾の著者略歴によると、明治 40 年 8 月 29 日生まれ、昭和 7 年 3 月東京帝国大学法学部卒業、昭和 7 年 5 月内務省入省（初任は高知県属）、昭和 20 年 10 月厚生省労政局管理課長、昭和 21 年 3 月厚生省労政局労働保護課長兼中央労働委員会幹事、昭和 22 年 5 月厚生省労働基準局監督課長兼鉦山課長、昭和 22 年 9 月労働省労働基準局監督課長、昭和 23 年 6 月労働省労働基準局長、昭和 25 年 7 月労働事務次官、昭和 28 年 3 月労働事務次官辞任。その後参議院議員、熊本県知事等を歴任。

<sup>70</sup> 松本岩吉『労働基準法が世に出るまで』（労務行政研究所，1981 年）中「特別資料 労働基準行政の今昔 寺本廣作（昭和 52 年 9 月 1 日滋賀県大津市で開催された「労働基準法・労働者災害補償保険法施行 30 周年記念大会における寺本廣作の講演速記の全文）」327-331 頁

<sup>71</sup> 衆議院議員斎藤邦吉「労働省設置当時の思い出」（労働新聞社出版部『目で見える労働行政 25 年史』（労働新聞社，1972 年）104-105 頁）

<sup>72</sup> 厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課編『労働法コンメンタール⑤ 六訂新版 労働者災害補償保険法』（労務行政，2005 年）57 頁

<sup>73</sup> 労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和 56 年 1 月 26 日労働省令第 3 号）第 2 条，昭和 56 年 1 月 31 日付け基発第 50 号「労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」記の二（[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00tb1904&dataType=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb1904&dataType=1)）

<sup>74</sup> 平成 12 年 12 月 1 日閣議決定「行政改革大綱」（<https://www.gyokaku.go.jp/about/tai-ko.html>）

<sup>75</sup> 特殊法人等改革基本法（平成 13 年法律第 58 号）（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokusyuhourei/kihonhou.html>）

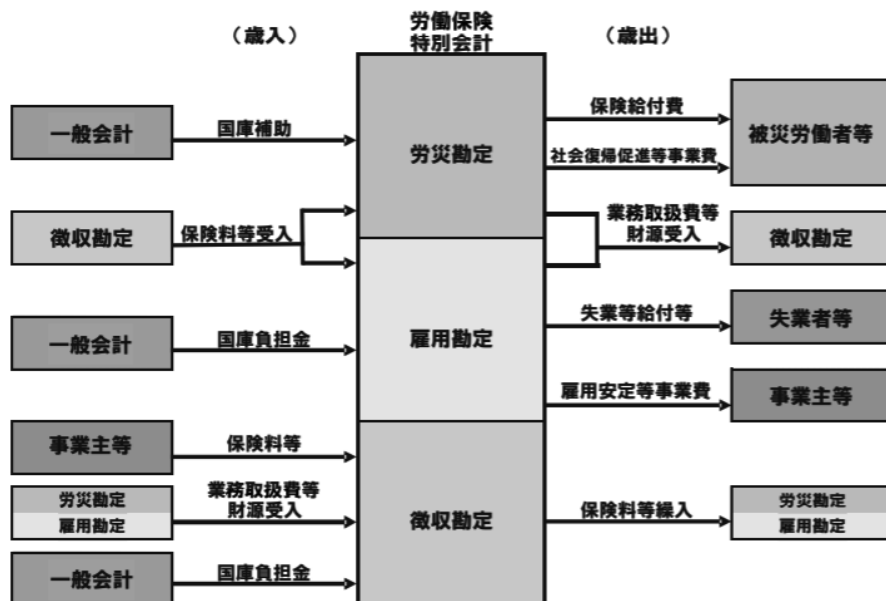
<sup>76</sup> 平成 13 年 12 月 18 日付け行政改革推進事務局「特殊法人等整理合理化計画」（<https://www.gyokaku.go.jp/jimukyoku/tokusyuhourei/gourika/jigyoul.html>）

<sup>77</sup> 平成 17 年 12 月 24 日閣議決定「行政改革の重要方針」（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gyokaku/kettei/051224housin.pdf>）

<sup>78</sup> 労働福祉事業見直し検討会開催要綱（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/10/dl/s1019-6as.pdf>）（平成 18 年 10 月 19 日第 22 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会配布資料 1 の参考資料）

<sup>79</sup> 平成 18 年 8 月労働福祉事業見直し検討会「労働福祉事業の見直しについて」（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/10/dl/s1019-6a.pdf>）

- 
- <sup>80</sup> 平成 18 年 10 月 19 日第 22 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会議題・配付資料 (<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/10/s1019-6.html>)
- <sup>81</sup> 平成 18 年 12 月 14 日付け労審発第 442 号労働政策審議会「労働福祉事業の見直しについて（建議）」 (<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/12/h1214-1.html>)
- <sup>82</sup> 内閣府ウェブサイト「行政刷新」 (<https://www.cao.go.jp/gyouseisasshin/>)
- <sup>83</sup> 行政刷新会議の事業仕分け：詳細と評価結果（平成 22 年 10 月 27 日水曜日，A-5：労働保険特別会計(1)労災勘定(2)雇用勘定(3)徴収勘定） (<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9283589/www.cao.go.jp/sasshin/shiwake3/details/2010-10-27.html>)，当該議事録 (<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9283589/www.cao.go.jp/sasshin/shiwake3/details/pdf/1027/gijigaiyo/a-5.pdf>)，当該動画 (<https://www.youtube.com/watch?v=fzPTWhtRWI>)
- <sup>84</sup> 平成 22 年 10 月 27 日の事業仕分けによる評価結果 (<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9283589/www.cao.go.jp/sasshin/shiwake3/details/pdf/1027/kekka/A5.pdf>)
- <sup>85</sup> 第 176 回国会参議院本会議第 11 号（平成 22 年 11 月 27 日）質問主意書及び答弁書（官報（号外）7～8 頁） (<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=117615254X01120101127&page=8&spkNum=16&current=17>)
- <sup>86</sup> 社会復帰促進等事業に関する検討会（平成 23 年から） ([https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou\\_128811.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou_128811.html))
- <sup>87</sup> 総務庁「労働者災害補償保険事業に関する行政監察結果に基づく勧告」（平成 11 年 12 月） ([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/rousai\\_kankoku.htm](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/rousai_kankoku.htm))
- <sup>88</sup> 正確には、政府が事業主から納付を受けた労働保険料のうち、労災保険料率に係る部分をいうが、この部分を便宜上「労災保険料」と呼ぶことがある（なお、労働保険料は、（労働保険料）＝（賃金総額）×労働保険料率（労災保険率＋雇用保険率）で一括計算・納付される）。労災勘定は、労災保険料を主たる財源とするが、一般会計からの国庫補助も部分的に行われており、労災保険料とイコールではない。



(図について財務省ウェブサイト [https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/special\\_account/fy2018/7roudouhokenntokkai.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/special_account/fy2018/7roudouhokenntokkai.pdf) 参照)

<sup>89</sup> 藤本武「労災補償法と労働安全」（社会保障研究所『季刊社会保障研究』Vol.5, No.3, 1969年）12頁のIの(1)

<sup>90</sup> 明治41年8月第一機関汽罐保険株式会社設立、昭和5年11月第一機罐保険株式会社に商号変更、昭和19年2月東京火災海上保険株式会社及び帝国海上火災保険株式会社と合併して安田火災海上保険株式会社、平成14年7月日産火災海上保険株式会社と合併して株式会社損害保険ジャパン、その後も合併を経て、平成26年9月日本興亜損害保険株式会社と合併して損害保険ジャパン日本興亜株式会社、令和2年4月損害保険ジャパン株式会社に商号変更 (<https://www.sompo-japan.co.jp/company/history/>参照)。

<sup>91</sup> 損保ジャパン株式会社ウェブサイト「ボイラー検査100周年の概要と歴史」 (<https://www.sompo-japan.co.jp/hinsurance/risk/property/boiler/100th/>, 2021年11月3日14:30閲覧)

<sup>92</sup> 「事業主の共同連帯」という考え方については、行政刷新会議ワーキンググループが行った平成22年10月27日の事業仕分け第3弾前半において、清水涼子評価者が労働保険特別会計により未払賃金立替払事業を行うことを批判したのに対し、金子順一厚生労働省労働基準局長が「国で、このためだけに新たな保険制度を作るのはいかにも不合理なので、労災保険の仕組みで事業主の共同連帯でやっていただいているということでございます。」と答弁している (<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9283589/www.cao.go.jp/sasshin/shiwake3/details/pdf/1027/gijigaiyo/a-5.pdf>, <https://www.youtube.com/watch?v=fzPTWhWRWI&t=5046s>)。

<sup>93</sup> 例として、経済産業省のウェブサイトで鉱山保安に係るリーフレットがダウンロードできるようにしている（鉱山保安情報（リーフレット一覧）<https://www.meti.go.jp/policy>

[/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/mine/detail/mineinfo.html](#), 2022年8月24日閲覧)。

<sup>94</sup> 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構「鉱害防止支援」 ([http://www.jogmec.go.jp/mp\\_control/](http://www.jogmec.go.jp/mp_control/))

<sup>95</sup> 寺園成章『家内労働法の解説』（労務行政研究所，1981年）286頁

<sup>96</sup> 平成31年3月28日基発0328第25号（令和2年3月24日基発0324第7号，令和3年3月26日基発0326第11号改正）「既存不適合機械等更新支援補助金事業実施要領」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000760236.pdf>)

<sup>97</sup> 労働調査会出版局編『改訂5版 労働安全衛生法の詳解——労働安全衛生法の逐条解説』（労働調査会，2020年）1026頁

<sup>98</sup> 労働省労働基準局安全衛生部編『実務に役立つ労働安全衛生法』（中央労働災害防止協会，1993年）547頁

<sup>99</sup> 中央労働災害防止協会『労働安全運動史—安全専一から100年』（2011年）122～123頁

<sup>100</sup> 経緯については、堀口良一『安全第一の誕生—安全運動の社会史〔増補改訂版〕』（不二出版，2015年），中央労働災害防止協会『労働安全運動史—安全専一から100年』（2011年）に詳しい。

<sup>101</sup> 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所—沿革 (<https://www.jniosh.johas.go.jp/about/history.html>, 令和5年2月28日閲覧)

<sup>102</sup> 博物館法の一部を改正する法律（昭和30年7月22日法律第81号）により加えられた当時の第29条は、次のとおり（昭和30年7月22日官報第8566号）。

博物館法（昭和二十六年十二月一日法律第二百八十五号）

第五章 雑則

（博物館に相当する施設）

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、文部大臣が、文部省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第七条及び第九条の規定を準用する。

<sup>103</sup> これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議「新しい時代の博物館制度の在り方について（中間まとめ）」（2007年3月） ([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shougai/014/toushin/07051101.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/014/toushin/07051101.pdf)) 8頁

<sup>104</sup> 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）—行政刷新会議—事業仕分け詳細と評価結果—2010年5月21日 (<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9283589/www.cao.go.jp/sasshin/shiwake/detail/2010-05-21.html>) —B-33：中央労働災害防止協会—議事概要 (<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9283589/www.cao.go.jp/sasshin/shiwake/detail/gijiroku/b-33.pdf>)，評価者名簿 (<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9283>)

---

589/www.cao.go.jp/sasshin/data/files/63dec4ad-2deb-3b38-2902-4bd128117723.pdf) , 行政刷新会議「事業仕分け第2弾」(後半)評価結果一覧 (<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9283589/www.cao.go.jp/sasshin/data/files/d3694976-66f0-5d8e-48a7-4bf6cba80745.pdf>)

<sup>105</sup> 中央労働災害防止協会－あんぜんミュージアム&シアター「産業安全技術館、大阪産業安全技術館及びシアター（東京・大阪）の運営終了のお知らせ」 (<https://www.jaish.gr.jp/museum/japanese/end.html>, 令和5年2月28日閲覧)

<sup>106</sup> 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所－日立造船株式会社からの寄附により設置された大阪産業安全博物館 ([https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/mail\\_mag/2010/27-1.html](https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/mail_mag/2010/27-1.html), 令和5年2月28日閲覧)

<sup>107</sup> 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所－研究所概要 (<https://www.jniosh.johas.go.jp/about/laboratory.html>) の研究所案内パンフレット ([https://www.jniosh.johas.go.jp/about/doc/jniosh\\_pamphlet.pdf](https://www.jniosh.johas.go.jp/about/doc/jniosh_pamphlet.pdf)) 19頁の沿革から。ただし、労働省設置法等の一部を改正する法律（昭和31年4月13日法律第68号）（労働衛生研究所の設置に係る改正規定を含む）の施行期日は昭和31年8月1日、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和51年5月27日法律第32号）附則第29条（労働衛生研究所を産業医学総合研究所に改める規定）の施行期日は昭和52年4月1日、独立行政法人産業安全研究所法（平成11年12月22日法律第181号）及び独立行政法人産業医学総合研究所法（平成11年12月22日法律第182号）の施行期日は平成13年1月6日であった。

<sup>108</sup> 昭和53年2月10日付け基発第77号「労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律及び労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行について」 ([https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00tb2045&dataType=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2045&dataType=1))

<sup>109</sup> 労働大臣官房国際労働課編『改訂和英労働用語辞典』（日刊労働通信社，1997年）

<sup>110</sup> 労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律（昭和52年7月1日法律第76号）の法案作成に従事した唐澤正義氏（昭和41年労働省入省，化学物質の有害性調査制度の創設等に従事，労働省労働基準局安全衛生部化学物質調査課長、福岡労働基準局長，公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会会長等を歴任）へのメールでの問合せ結果（2021年10月28日）による。

<sup>111</sup> 労働調査会出版局編『改訂5版 労働安全衛生法の詳解－労働安全衛生法の逐条解説』（労働調査会，2020年）1029頁

<sup>112</sup> 国会会議録検索システム・第80回国会参議院社会労働委員会第13号昭和52年6月9日，日本社会党浜本万三参議院議員に対する桑原敬一労働省労働基準局長の答弁 (<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/108014410X01319770609/6>)

<sup>113</sup> 国会会議録検索システム・第80回国会参議院社会労働委員会第13号昭和52年6月9日に自由民主党佐々木満参議院議員による修正案が可決された (<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/108014410X01319770609/16>) 。



- 
- 114 第 80 回国会参議院社会労働委員会第 13 号昭和 52 年 6 月 9 日，桑原敬一労働省労働基準局長の答弁 (<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/108014410X01319770609/4>)
- 115 第 80 回国会参議院社会労働委員会第 13 号昭和 52 年 6 月 9 日附帯決議 (<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/108014410X01319770609/18>)
- 116 International Labour Organization – ILO 駐日事務所 – 1974 年の職業がん条約（第 139 号） ([https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS\\_239040/lang-ja/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239040/lang-ja/index.htm))
- 117 外務省ウェブサイト「がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約（第百三十九号）」 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S53-0423.pdf>)
- 118 International Labour Organization – ILO 駐日事務所 – 1974 年の職業がん勧告（第 147 号） ([https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS\\_239214/lang-ja/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS_239214/lang-ja/index.htm))
- 119 労働省安全衛生部化学物質調査課編『安衛法・有害性調査制度の解説』（中央労働災害防止協会，1990 年）9 頁
- 120 労働調査会出版局編『改訂 5 版 労働安全衛生法の詳解—労働安全衛生法の逐条解説』（労働調査会，2020 年）83-84 頁
- 121 第 108 条の 2 及び有害性調査制度の成立の沿革について、労働省安全衛生部化学物質調査課編『安衛法・有害性調査制度の解説』（中央労働災害防止協会，1990 年）9-16 頁
- 122 「中基審災防部会報告前文——安衛法の改正案 今国会へ」（『労働衛生』第 18 巻第 2 号（通巻 203 号），1977 年 2 月）4-5 頁
- 123 労働省労働基準局安全衛生部「労働安全衛生法の改正に関する中央労働基準審議会の答申について」（日本労働研究所『日労研資料』30 巻 3 号，1977 年 3 月）
- 124 労働省安全衛生部化学物質調査課編『安衛法・有害性調査制度の解説』（中央労働災害防止協会，1990 年）12-13 頁に、答申文（別添法律案要綱（抜粋）付き）が掲載されている。
- 125 議案全文について、第 80 回国会衆議院社会労働委員会第 9 号昭和 52 年 4 月 13 日 (<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=108004410X00919770413&page=38>)
- 126 「相当以前から」というのは、厚生労働省安全衛生部関係者への聴取による。
- 127 松尾幸夫主筆，片岡輝男，木村嘉勝編『政策担当者が語る労働衛生施策の歩み』（労働調査会，平成 24 年）170 頁「疫学調査センターの設置構想を巡って」
- 128 平成 19 年 7 月 6 日付け厚生労働大臣柳澤伯夫あて社団法人日本産業衛生学会理事長清水英佑「石綿取り扱い労働者の疫学調査実施に関する要望書」 (<https://www.sanei.or.jp/files/topics/statement/070706sekimen.pdf>)
- 129 厚生労働科学研究成果データベース—圓藤吟史研究代表者「印刷労働者にみられる胆管癌発症の疫学的解明と原因追究」（H25-労働-指定-013） (<https://mhlw-grants.niph.go.jp>)

---

/project/24494)

厚生労働行政推進調査事業費補助金  
（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））  
分担研究報告書

労働安全衛生法第 109 条から第 115 条の逐条解説

研究協力者 大藪 俊志 佛教大学社会学部公共政策学科・准教授  
近藤 龍志 労働基準監督官（1.2.2 の一部を追記）

研究要旨

労働安全衛生法第 10 章「雑則」のうち第 109 条から第 115 条では、第 109 条が国と地方公共団体との連携について、第 110 条では許可等の条件について、第 111 条では性能検査等についての審査請求の制限について、第 112 条では手数料の納付について、第 112 条の 2 では厚生労働大臣の公示について、第 113 条では経過措置について、第 114 条では鉱山に関する特例について、第 115 条では適用の除外についてそれぞれ規定している。

刊すること。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発

本分担研究の目的は、附則を除き 123 条ある安衛法のうち第 109 条から第 115 条（以下、「対象条文」という。）について、その課題を果たすことにある。

B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐付く政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第 1 次文献のレビューを行って執筆した文案を研究会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイ

スを得て洗練させた。

## C. 研究結果

### 1. 第 109 条

#### 1. 1 条文

##### （地方公共団体との連携）

第百九条 国は、労働災害の防止のための施策を進めるに当たっては、地方公共団体の立場を尊重し、これと密接に連絡し、その理解と協力を求めなければならない。

#### 1. 2 趣旨・内容

##### 1. 2. 1 趣旨

法第 109 条では、労働災害防止の施策に関する国と地方公共団体との連携について、国のとるべき基本姿勢を規定している<sup>1</sup>。

##### 1. 2. 2 内容

労働災害の防止に関する施策は一義的に国の役割として総合的・計画的に取り組まれるべきものであるが、地方公共団体においても地域に暮らす住民である労働者の安全と健康の確保、福祉の向上等の観点から労働災害の防止に配慮した施策を展開する必要がある。また、都市型産業災害（Urban Industrial Disasters）<sup>2</sup>のように地域住民に広く被害を及ぼす場合などでは、労働災害防止対策と地方公共団体の災害防止対策が密接な関連を持つことになる<sup>3</sup>。

そのため法第 109 条では、国が労働災害を防止するための施策を推進するに当たり、地域の実情を踏まえたうえで地方公共団体の立場を積極的に理解し十分配慮することを要請する規定を設けている<sup>4</sup>。

国と地方公共団体との連携の例として、建設工事関係者連絡会議があげられる。こ

れは、建設業において工事を施工する建設事業者だけでなく発注機関が工事の安全衛生により配慮した発注条件で発注を行うことや、発注者、施工者、労働災害防止行政関係者が緊密に連携して労働災害防止対策を進めていくために、国の発注機関や都道府県、市町村等の地方公共団体の公共工事担当部署を含め、都道府県を単位として建設工事関係者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、建設工事における労働災害の減少を図るものである<sup>5</sup>。連絡会議の事務局は都道府県労働局が担うこととされている。また、都道府県単位の連絡会議のほか、必要に応じて労働基準監督署の管轄等の単位での連絡会議の設置も行われる。また、石油コンビナート等に係る災害防止に関し、都道府県労働局や労働基準監督署において、石油コンビナート等防災本部及び幹事会への参画、県・防災本部の主催する防災訓練への参加等、防災本部の取組みを通じて関係機関との連携を図っている<sup>6</sup>。ほか、建設業附属寄宿舎において防火対策等がとられていないものについて消防機関に通報することとされている<sup>7</sup>など、消防機関との連携は比較的とられているようである。

地方公務員の労働基準監督機関である地方公共団体の人事委員会等について、上記のような関係機関との会議などの連携の例は確認できなかった。（なお、都道府県労働委員会に対しては、個別労働紛争解決制度機関や集団的労使紛争の調整機関として、都道府県労働局や中央労働委員会と情報交換や研修などが行われている<sup>8</sup>。）

### 2. 第 110 条

## 2. 1 条文

### （許可等の条件）

第百十条 この法律の規定による許可、免許、指定又は登録（第五十四条の三第一項又は第八十四条第一項の規定による登録に限る。次項において同じ。）には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該許可、免許、指定又は登録に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該許可、免許、指定又は登録を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

## 2. 2 趣旨・内容

### 2. 2. 1 趣旨

法第 110 条は、労働安全衛生法の規定に基づく許認可等の行政処分に関し、必要最小限の条件を付すことができることを定めたものである<sup>9</sup>。

許可、免許、指定又は登録などの処分は、一般に国民に対して一定の利益を付与するものと解されるが、この行政処分に関しては、目的の範囲内において一定の条件を付することが適正な行政運用と恣意的な裁量を抑制することに資するため、法第 110 条においてその趣旨を明確化している<sup>10</sup>。

### 2. 2. 2 内容

法第 110 条第 1 項の「この法律の規定による許可」としては、特定機械等についての製造の許可（法第 37 条第 1 項）、ジクロロベンジジン等の労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある有害物についての製造の許可（法第 56 条第 1 項）があり、また、「免許」に関しては、衛生管理者の免許（法

第 12 条第 1 項）、作業主任者の免許（法第 14 条）、就業制限業務に係る免許（法第 61 条第 1 項）がある<sup>11</sup>。このほか「指定」に関しては、指定試験機関等の指定（法第 75 条の 2 第 1 項、第 83 条の 2、第 85 条の 2）があり、「登録」には、検査業者、コンサルタント名簿の登録（法第 54 条の 3 第 1 項）がある<sup>12</sup>。

なお、法第 110 条が規定する「条件」とは行政処分の附款としての条件と解され、許認可等の法効果について法律で規定された事項以外の内容を付加したものを指す<sup>13</sup>。実務上広範に用いられる附款は、二者択一（許認可等の処分を行うか、拒否処分を行うか）的な硬直性を緩和し、あるいは行政庁が取り得る措置を予告するなど、状況に応じた適切な処分を可能にすることを目的としている<sup>14</sup>。この法第 110 条が規定する「条件」に関しては、必要最小限なものに限り、かつ、不当な義務を課してはならないこととされている<sup>15</sup>。

## 3. 第 111 条

### 3. 1 条文

#### （審査請求）

第百十一条 第三十八条の検査、性能検査、個別検定又は型式検定の結果についての処分については、審査請求をすることができない。

2 指定試験機関が行う試験事務に係る処分若しくはその不作為、指定コンサルタント試験機関が行うコンサルタント試験事務に係る処分若しくはその不作為又は指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくはその不作為については、厚生労働大臣に対



し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関の上級行政庁とみなす。

### 3. 2 趣旨・内容

#### 3. 2. 1 趣旨

法第 111 条は、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、免許試験等の結果に基づき行われる適否の処分に関し、高度に専門的・技術的な結果に基づく処分の性格からみて行政不服審査法による審査請求はできないこととし、また、指定試験機関が行う試験事務に関する処分等については、事案の重要性に鑑みて厚生労働大臣に対し審査請求をできることとしている<sup>16</sup>。

#### 3. 2. 2 内容

行政不服申立て制度は、行政過程の中に組み込まれた事後救済手続であり、国民が行政庁による公権力の行使につき行政機関に対して不服を申し立てる手続である<sup>17</sup>。行政不服審査法（行審法）が規定する不服申立手続の種類は審査請求、再審査の請求、再審査請求であるが、このうち原則となるのが審査請求である<sup>18</sup>。

審査請求の対象となるものは行政庁の処分又は不作為であるが、処分又は不作為であっても行審法の適用除外とされるものがある<sup>19</sup>。この点、行審法第 7 条第 1 項第 11 号では「専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分」については

審査請求を行うことができないとしており、この規定に相応する形で法第 111 条第 1 項では製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、免許試験の結果についての処分に関しては審査請求をすることができないことと規定している<sup>20</sup>。検査や検定などの結果に基づき行われる適否の処分は高度な専門的・技術的な実測・試験などの結果に基づく客観的な判定であり、行政不服申立てを認めた場合においても同様の結果になることが予想されるため、労働安全衛生法では明文の規定により行政不服審査の適用を除外している<sup>21</sup>。

これに対し、指定試験機関及び指定コンサルタント試験機関が行う試験事務に係る処分若しくは不作為、指定登録機関が行う登録事務に処分若しくは不作為に関しては、これらの機関が行政庁ではないため、厚生労働大臣に審査請求を行うことができる<sup>22</sup>。

なお、検査や検定、免許試験の結果に関する処分に関し、行政事件訴訟法に基づく行政訴訟を提起することは妨げられない<sup>23</sup>。

## 4. 第 112 条

### 4. 1 条文

（手数料）

第一百十二条 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を国（指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者にあつては指定コンサルタント試験機関、指定登録機関が行う登録を受けようとする者にあつては指定登録機関）に納付

しなければならない。

一 免許を受けようとする者

一の二 第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の登録の更新を受けようとする者

二 技能講習（登録教習機関が行うものを除く。）を受けようとする者

三 第三十七条第一項の許可を受けようとする者

四 第三十八条の検査（登録製造時等検査機関が行うものを除く。）を受けようとする者

四の二 第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項若しくは第四十四条の二第一項の登録又はその更新を受けようとする者

五 検査証の再交付又は書替え（登録製造時等検査機関が行うものを除く。）を受けようとする者

六 性能検査（登録性能検査機関が行うものを除く。）を受けようとする者

七 個別検定（登録個別検定機関が行うものを除く。）を受けようとする者

七の二 型式検定（登録型式検定機関が行うものを除く。）を受けようとする者

八 第五十六条第一項の許可を受けようとする者

九 第七十二条第一項の免許証の再交付又は書替えを受けようとする者

十 免許の有効期間の更新を受けようとする者

十一 免許試験を受けようとする者

十二 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者

十三 第八十四条第一項の登録を受けよう

とする者

2 前項の規定により指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関に納められた手数料は、それぞれ、指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関の収入とする。

#### 4. 2 趣旨・内容

##### 4. 2. 1 趣旨

法第 112 条では、労働安全衛生法の規定に基づき免許、許可、検査等を受けようとする者に対し、政令で定める金額を手数料として納付しなければならないことを定めている<sup>24</sup>。

##### 4. 2. 2 内容

以下の者は、労働安全衛生法関係手数料令（手数料令）で定める手数料を、申請書又は申込書に手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ること（電子情報処理組織を使用する場合には現金。指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関に納付する場合には試験事務規程などの定め）により、国（指定試験機関が行う免許試験を受けようとする場合には指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする場合には指定コンサルタント試験機関、指定登録機関が行う登録を受けようとする場合には指定登録機関）に納付しなければならない<sup>25</sup>。

①免許を受けようとする者

②作業主任者、就業制限業務従事者又は教習機関の登録の更新を受けようとする者

③技能講習（登録教習機関が行うものを除く）を受けようとする者

- ④特定機械等の製造の許可を受けようとする者
- ⑤製造時等検査（登録製造時等検査機関が行うものを除く）を受けようとする者
- ⑥登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関若しくは登録型式検定機関の登録又は更新を受けようとする者
- ⑦検査証の再交付又は書換え（登録製造時等検査機関が行うものを除く）を受けようとする者
- ⑧性能検査（登録性能検査機関が行うものを除く）を受けようとする者
- ⑨個別検定（登録個別検定機関が行うものを除く）を受けようとする者
- ⑩型式検定（登録型式検定機関が行うものを除く）を受けようとする者
- ⑪製造の許可を受けようとする者
- ⑫免許証の再交付又は書換えを受けようとする者
- ⑬免許の更新期間を受けようとする者
- ⑭労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者
- ⑮労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの登録を受けようとする者

以上の場合に、指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関に納められた手数料は、それぞれ指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関の収入となる<sup>26</sup>。

他の立法例では法律で金額を定めているものや法律に最高限度額を規定し具体的な金額を政令に委任する場合もあるが、労働安全衛生法では手数料の納付対象が非常に多く極めて複雑なものになっているため、政令に全てを委任することとしている<sup>27</sup>。

また、「手数料」とは国若しくは地方公共団体又はこれらの機関が他人のために行う公の役務に対しその報償として徴収する料金のことを指すものであり、法令上の根拠なく無制限に徴収することは許されない。

なお、手数料は納付された後は返還されない（法第 112 条、手数料令）。

## 5. 第 112 条の 2

### 5. 1 条文

#### （公示）

第百十二条の二 厚生労働大臣は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を官報で告示しなければならない。

一 第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項又は第四十四条の二第一項の規定による登録をしたとき。

二 第四十四条の四の規定により型式検定合格証の効力を失わせたとき。

三 第四十七条の二又は第四十九条（第五十三条の三から第五十四条の二までにおいてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

四 第五十三条第一項（第五十三条の三から第五十四条の二までにおいて準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消し、又は製造時等検査、性能検査、個別検定若しくは型式検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 第五十三条第二項（第五十三条の三から第五十四条の二までにおいて準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消したとき。

六 第五十三条の二（第五十三条の三から

第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県労働局長、労働基準監督署長若しくは厚生労働大臣が製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定若しくは技能講習の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は都道府県労働局長、労働基準監督署長若しくは厚生労働大臣が自ら行っていた製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定若しくは技能講習の業務の全部若しくは一部を行わないものとするとき。

七 第七十五条の二第一項、第八十三条の二又は第八十五条の二第一項の規定による指定をしたとき。

八 第七十五条の十（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）の許可をしたとき。

九 第七十五条の十一第一項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）の規定による取消しをしたとき。

十 第七十五条の十一第二項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）の規定により指定を取り消し、又は試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部若しくは一部若しくは登録事務の停止を命じたとき。

十一 第七十五条の十二第一項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により都道府県労働局長若しくは厚生労働大臣が試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部若しくは一部若しくは登録事務を自ら行うものとするとき、又は同項の規定により都道府県労働局長若しく

は厚生労働大臣が自ら行っていた試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部若しくは一部若しくは登録事務を行わないものとするとき。

2 都道府県労働局長は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

一 第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録をしたとき。

二 第七十七条第三項において準用する第四十七条の二又は第四十九条の規定による届出があつたとき。

三 第七十七条第三項において準用する第五十三条第一項の規定により登録を取り消し、又は技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

## 5. 2 趣旨・内容

### 5. 2. 1 趣旨

法第 112 条の 2 では、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関及び指定試験機関の登録又は指定、業務又は事務の休廃止の許可、指定の取消し等を行った場合にその旨を官報で告示しなければならないことを定めている<sup>28</sup>。

### 5. 2. 2 内容

厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関の登録をしたときなどには、その旨を官報で告示する<sup>29</sup>。また、都道府県労働局長は、登録教習機関の登録をしたときなどには、都道府県労働局の掲示板に掲示することによりその旨を公示する<sup>30</sup>。

この規定は、行政機関が行うべき業務を代行する機関の指定や業務の動向を広く一般に周知するために公示することを目的としている<sup>31</sup>。公示する事項に関しては省令に委ねられており、具体的には登録省令（第1条の11、第10条の3、第19条の2、第19条の12、第19条の38、第25条の3、第38条、第52条）、検定則（第15条）で規定されている<sup>32</sup>。

## 6. 第113条

### 6. 1 条文

#### （経過措置）

第百十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

### 6. 2 趣旨・内容

#### 6. 2. 1 趣旨

法第113条は、労働安全衛生法の規定に基づく命令の制定、改廃に当たり、合理的に必要と判断される範囲内において、罰則に関する経過措置を含む所要の経過措置を定めることができることを規定している<sup>33</sup>。

#### 6. 2. 2 内容

労働安全衛生法及び同法に基づく政省令の制定、改廃に際しては経過措置が必要となることが多いため、法第113条の規定に基づき、施行令、各規則にそれぞれ所要の経過措置が規定されている<sup>34</sup>。

## 7. 第114条

### 7. 1 条文

#### （鉱山に関する特例）

第百十四条 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における保安（衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。次条第一項において同じ。）については、第二章中「厚生労働大臣」とあるのは「経済産業大臣」と、「労働政策審議会」とあるのは「中央鉱山保安協議会」とする。

2 鉱山保安法第二条第二項及び第四項の規定による鉱山に関しては、第三章中「総括安全衛生管理者」とあるのは「総括衛生管理者」と、「安全衛生推進者」とあるのは「衛生推進者」とする。

### 7. 2 趣旨・内容

#### 7. 2. 1 趣旨

法第114条では、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）の規定による鉱山に関し、労働安全衛生法の適用に係る特例について定めている<sup>35</sup>。

#### 7. 2. 2 内容

鉱山に関しては鉱山保安法が保安に関する事項を規制しており、次条（法第115条）の規定に基づき第2章「労働災害防止計画」を除き労働安全衛生法は適用されない。

鉱山保安法には労働災害防止計画と同様の趣旨の規定がないため、労働安全衛生法の規定による労働災害防止計画の策定を行うことになるが、経済産業省が鉱山における保安を一元的に所管している現状に鑑み、鉱山における保安については、労働災害防



止計画の策定・変更、公表、関係者に対する必要な勧告・要請に関する責務を経済産業大臣、中央鉱山保安協議会に課している<sup>36</sup>。

また、鉱山保安法における「保安」には安全に係る事項は原則として含まれるが、衛生に関する通気を除く労働衛生の事項は労働安全衛生法の適用となるため、総括安全衛生管理者を総括衛生管理者に、安全衛生推進者を衛生推進者と読み替えることとしている<sup>37</sup>。

## 8. 第 115 条

### 8. 1 条文

(適用除外)

第百十五条 この法律（第二章の規定を除く。）は、鉱山保安法第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における保安については、適用しない。

2 この法律は、船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員については、適用しない。

### 8. 2 趣旨・内容

#### 8. 2. 1 趣旨

法第 115 条では、鉱山及び船員に関し労働安全衛生法の適用に関する特例を定めている<sup>38</sup>。

#### 8. 2. 2 内容

鉱山における保安に関しては鉱山保安法により安全確保と必要な規制がなされるため、労働災害防止計画に関する規定を除き、労働安全衛生法は適用されない<sup>39</sup>。

また、船員法（昭和 22 年法律第 100 号）

の適用を受ける船員に関しても、海上労働の特殊性の観点から労働安全衛生法を適用せず、船員法をはじめとする別個の法体系により船員の安全及び衛生を確保することとされている<sup>40</sup>。

## 9. 第 115 条の 2

### 9. 1 条文

(適用除外)

第百十五条の二 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### 9. 2 趣旨・内容

労働安全衛生法に定めるもののほか法の規定の実施に必要な事項は、厚生労働省令で定められる<sup>41</sup>。

## D. 考察

## E. 結論

## F. 研究発表

### 1. 論文発表

### 2. 学会発表

## G. 知的所有権の取得状況

### 1. 特許取得

### 2. 実用新案登録

### 3. その他

H. 引用文献

- 1)
- 2)
- 3)

図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1段組）

- 
- 1 労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール⑩』（労務行政、2017年（平成29年））856～857頁。労働調査会出版局編『労働安全衛生法の詳解 - 労働安全衛生法の逐条解説 - 改訂第5版』（労働調査会、2020年（令和2年））1030～1031頁。
  - 2 都市型産業災害とは都市型災害（urban disasters）と産業災害（industrial disasters）の両方の特色を有するものであり、「市街地の拡大と人口の高密度化に伴い、人口密集地またはその近傍で発生することで影響が際だって大きく出る災害であり、加えて一時原因が産業設備にあるもの」が都市型産業災害と定義される（日本リスク研究学会編『【増補改訂版】リスク学辞典』（阪急コミュニケーションズ、2006年（平成18年）105～106頁）。
  - 3 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））856～857頁。尾添博『改訂第2版 楽に読める安衛法 概要と解説』（労働新聞社、2019年（令和元年））355頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1030～1031頁。
  - 4 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））856～857頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1030～1031頁。
  - 5 平成26年4月11日基安発0411第1号「建設工事関係者連絡会議の設置について」
  - 6 令和2年度石油コンビナート等災害防止3省連絡会議（第2回）  
[https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4\\_16/r02\\_konbunato\\_kajigi.html](https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16/r02_konbunato_kajigi.html) 最終アクセス令和3年9月15日）
  - 7 平成13年5月11日基発第441号「建設業附属寄宿舎における労働基準法等関係法令の遵守の徹底について」
  - 8 村田毅之「紛争調整委員会による個別労働紛争のあっせんの現状と課題」（『日本労働研究雑誌』2021年6月号62頁）、道幸哲也「労働委員会制度の直面する課題」（前掲書75頁）。
  - 9 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））858頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1032頁。
  - 10 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））858頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））364～365頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1032頁。
  - 11 労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1032頁。
  - 12 労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1032頁。
  - 13 労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1032頁。宇賀克也『行政法概説 I 行政法総論【第6版】』（有斐閣、2017年（平成29年））98～100頁。
  - 14 宇賀前掲書（2017年（平成29年））98～100頁。
  - 15 尾添前掲書（2019年（令和元年））364～365頁。種別として、条件、期限、負担、撤回権の留保などがあるが、法令上は単に条件と呼ばれることが多い（高橋和之・伊藤眞・小早川光郎・能見善久・山口厚編集代表『法律学小辞典第5版』（有斐閣、2016年（平成28年）1124頁）。
  - 16 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））858～860頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1033～1035頁。
  - 17 櫻井敬子・橋本博之『行政法〔第6版〕』（弘文堂、2019年（令和元年））229頁。
  - 18 櫻井・橋本前掲書（2019年（令和元年））231頁。

- 
- 19 行政不服審査法の適用除外とされる処分又は不作為の分類は以下の通りである。①特別な機関により特別な手続で行われる処分（国会や裁判所によって行われる処分など：行審法第7条第1項第1号～第4号）、②行審法が定める審査請求よりも慎重な手続で行われる処分（犯則調査において行われる処分など：行審法第7条第1項第5号～第7号）、③処分の性質に照らして行審法を適用することが適当でないとしたもの（学校、刑務所等における処分、外国人の出入国に関する処分など：行審法第7条第1項第8号～第11号）、④既に審査庁の判断が示されており、再度審査庁の判断を求める意義に乏しいもの（行審法に基づく処分：行審法第7条第1項第12号）、⑤国の機関又は地方公共団体等に対する処分で、これらの機関等が固有の資格において当該処分の相手方となるもの及びその不作為（行審法第7条第2項）（中原茂樹『基本行政法第3版』（日本評論社、2018年（平成30年））244～245頁）。
- 20 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））858～860頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））365～366頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1033～1035頁。
- 21 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））858～860頁。木村大樹『実務解説 労働安全衛生法』（経営書院、2013年（平成25年））381頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））365～366頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1033～1035頁。
- 22 木村前掲書（2013年（平成25年））381頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））365～366頁。
- 23 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））858～860頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1033～1035頁。
- 24 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））860～862頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1035～1041頁。
- 25 木村前掲書（2013年（平成25年））382～383頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））367～368頁。
- 26 木村前掲書（2013年（平成25年））382～383頁。
- 27 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））860～862頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1035～1041頁。
- 28 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））863～866頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1041～1044頁。
- 29 木村前掲書（2013年（平成25年））381～382頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））369～371頁。
- 30 木村前掲書（2013年（平成25年））381～382頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））369～371頁。
- 31 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））863～866頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1041～1044頁。
- 32 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））863～866頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1041～1044頁。
- 33 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））866頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1044～1045頁。
- 34 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））866頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））371頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1044～1045頁。
- 35 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））866～867頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1045～1047頁。
- 36 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））866～867頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））372～374頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1045～1047頁。

- 
- 37 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））866～867頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））372～374頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1045～1047頁。
- 38 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））868頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1047～1050頁。
- 39 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））868頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））374頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1047～1050頁。
- 40 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））868頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））374頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1047～1050頁。
- 41 尾添前掲書（2019年（令和元年））375頁。



厚生労働行政推進調査事業費補助金  
（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））  
分担研究報告書

健康診断制度の現状と課題

分担研究者 森 晃爾

産業医科大学・産業生態科学研究所・産業保健経営学研究室

研究要旨

日本では、労働者の健康の保持増進ために、労働安全衛生法を基本に、体系的な各種健康診断制度が存在する。それらは、一般健康診断と特殊健康診断に分けられる。現行の健康診断について、Ⅰ 一般健康診断の実施、Ⅱ 特殊健康診断の実施、Ⅲ 臨時健康診断、Ⅳ 健康診断の実施に係るその他の論点、Ⅴ 労働者の受診義務等、Ⅵ 健康診断結果の記録と情報管理、Ⅶ 健康診断結果に基づく就業配慮、Ⅷ 結果の通知および保健指導、Ⅸ 健康診断結果報告、Ⅹ 派遣労働者に対する適用、に分けて現状を確認するとともに、その一部について存在する課題を抽出して、検討を行った。

課題としては、以下のような事項が挙げられた。

- 一般健康診断に含まれる特定業務従事者健診の位置づけが不明確なこと
- 一般健診によって評価される職務適性が幅広く想定されているにもかかわらず、労働時間が短いことなどでパートタイマーが対象となっていないこと
- 健診項目が、特定健康診査が目的とするような脳・心臓疾患の発症リスクに関連する項目に限定される方向にあること
- 一般健康診断の法定項目のうち、既往歴の聴取の内容に具体的な指針が存在しないこと
- 想定される一般健康診断の項目の省略手順が、多くの健診が外部委託されている実態から考えて現実的ではないこと
- 特殊健康診断において、「常時従事する労働者」の定義が不明確であり、過剰な特殊健康診断が実施される可能性があること
- 法令で特殊健康診断の対象となっている物質は、極めて限られた物質であるが、本来、リスクアセスメントの結果必要がある場合には自主的に行われるべき特殊健診がほとんど実施されていないこと
- 特殊健康診断の健診項目について、最新のエビデンスに基づく見直しに長い時間を要すること
- 現状の目的から考えて、一般健康診断も、労働時間内に実施することを基本とすべきであること

- 事業者が健康診断を外部委託する際に、その精度や質の管理状況に対して、意識が低いこと
- 保健指導の実施において、特定保健指導の実施との連携が必ずしも図られていないこと
- 産業医の選任義務のない事業場においては、事業場の実態に則した医師の意見が聴取できないこと
- 労働基準監督署への報告について、基準が存在しないため、集計データに統計的な意味をもたないこと
- 派遣労働者に対する健康診断後の就業措置が困難なこと

今後、より有効な健康診断制度に向けた改善のために、継続的な議論が行われるべきである。その多くは、専門性の高い産業保健専門職の助言にもとづき、必要に応じて事業者が自主的に実施すれば対応できる課題である。しかし、法令の詳細な規定が、そのような行動を抑制している可能性もある。そのため、議論を行うに当たっては、確実な実施と柔軟な対応を両立できるような仕組みの構築が必要であると考えられた。

研究協力者

守屋健太 産業医科大学産業生態科学研究所 専門修練医

## A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の3点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、逐条解説を跨ぐ横断的課題の1つである法定健診制度について、課題と改善策を示すことにある。

## B. 研究方法

研究班から抽出された横断的検討課題の検討について選任されたことを受け、研究代表者との具体的検討課題についての調整を経て、当該課題に関連する本研究費による別の研究プロジェクトの成果と、解説書、専門誌に掲載された学术论文や記事、政府発表等の1次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏らとの意見交換により洗練させた。

## C. 研究結果

### I 一般健康診断の実施

### 1. 一般健康診断とは

#### 【概要と趣旨】

使用者の労働者に対する健康管理義務には、職場に特別の健康障害要因のある場合にその障害要因に起因する疾病、すなわち職業病を防止する義務と、職場の特有の有害要因にもとづかない個別的な労働者に対して、労働負荷と労働者の健康状態の関係を評価し、その調整を図る義務がある。前者は特定の有害要因の標的臓器（要因ごとに、もっとも小さなばく露で影響が出現する感受性の高い臓器）と関連した検査と、労働者個人ごとにばく露の推定を行い、健康障害発生リスクの評価と健康障害の早期発見を行うための特殊健康診断が相当しており、後者は労働者の健康状態をもとに職務適性を評価し、職務適性に応じて就業上の配慮を行うことを目的とした一般健康診断が関連する。（図1）

一般健康診断および特殊健康診断の詳細な規定は、労働安全衛生規則等の厚生労働省令で定められている。そして、労働安全衛生法で一部では罰則規定をもって実施を義務化している健康診断とその結果の措置義務は、民事上の使用者の責任をも招来するという関連性を持っている。

先に一般健康診断について検討する。一般健康診断は、労働安全衛生法第66条第1項で、「事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断（第66条の10第1項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行わなければならない。」としている。その内容は、労働安全衛生規則（安衛則）で規定されており、雇用時健康診断と一般定期健康診断、特定業務従事者健康診断が

ある。一般健康診断には、基本的な健診項目ですべての労働者を対象とした職務適性評価という性質がある<sup>1</sup>。（図2）

一般健康診断に関する省令

（雇入時の健康診断）

安衛則第四十三条 事業者は、**常時使用する労働者**を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

一 既往歴及び業務歴の調査  
 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査  
 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力(千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力をいう。次条第一項第三号において同じ。)の検査

四 胸部エックス線検査

五 血圧の測定

六 血色素量及び赤血球数の検査(次条第一項第六号において「貧血検査」という。)

七 血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマ-グルタミルトランスペプチダーゼ( $\gamma$ -GTP)の検査(次条第一項第七号において「肝機能検査」という。)

八 低比重リポ蛋(たん)白コレステロール(LDL コレステロール)、高比重リポ蛋(たん)白コレステロール(HDL コレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査(次条第一項第八号において「血中脂質検査」という。)

九 血糖検査

十 尿中の糖及び蛋(たん)白の有無の検査(次条第一項第十号において「尿検査」という。)

十一 心電図検査

(定期健康診断)

安衛則第四十四条 事業者は、**常時使用する労働者**(第四十五条第一項に規定する労働者を除く。)に対し、一年以内ごとに一回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一 **既往歴及び業務歴の調査**

二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査

四 **胸部エックス線検査及び喀(かく)痰(たん)検査**

五 血圧の測定

六 貧血検査

七 肝機能検査

八 血中脂質検査

九 血糖検査

十 尿検査

十一 心電図検査

2 第一項第三号、第四号、第六号から第九号まで及び第十一号までに掲げる項目については、**厚生労働大臣が定める基準**に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

3 第一項の健康診断は、前条、第四十五条の二又は法第六十六条第二項前段の健康診断を受けた者(前条ただし書に規定する書面を提出した者を含む。)については、当該健康診断の実施の日から一年間に限り、その者が受けた当該健康診断の項目に相当

する項目を省略して行うことができる。

4 第一項第三号に掲げる項目(聴力の検査に限る。)は、四十五歳未満の者(三十五歳及び四十歳の者を除く。)については、同項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力(千ヘルツ又は四千ヘルツの音に係る聴力を除く。)の検査をもつて代えることができる。

(特定業務従事者の健康診断)

安衛則第四十五条 事業者は、**第十三条第一項第三号に掲げる業務に常時従事する**労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び六月以内ごとに一回、定期に、第四十四条第一項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。この場合において、同項第四号の項目については、一年以内ごとに一回、定期に、行えば足りるものとする。

2 前項の健康診断(定期のものに限る。)は、前回の健康診断において第四十四条第一項第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、前項の規定にかかわらず、医師が必要でないとき、当該項目の全部又は一部を省略して行うことができる。

3 第四十四条第二項及び第三項の規定は、第一項の健康診断について準用する。この場合において、同条第三項中「一年間」とあるのは、「六月間」と読み替えるものとする。

4 第一項の健康診断(定期のものに限る。)の項目のうち第四十四条第一項第三号に掲げる項目(聴力の検査に限る。)は、前回の健康診断において当該項目について健康診断を受けた者又は四十五歳未満の者(三

十五歳及び四十歳の者を除く。)については、第一項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力(千ヘルツ又は四千ヘルツの音に係る聴力を除く。)の検査をもつて代えることができる。

(海外派遣労働者の健康診断)

第四十五条の二 略

すべての労働者は、雇用後にまず雇入時健診を受診し、その後は“衛生上有害な業務に従事する”特定業務従事者以外は一般定期健康診断、特定業務従事者は特定業務従事者健診を受診することになる。このうち、特定業務従事者健康診断は、6ヵ月ごとに一回、一般定期健康診断と同じ項目で実施される。ここでいう特定業務従事者とは、安衛則第13条第1項第3号で掲げられた業務であり、この条文はもともと専属産業医の選任要件として、「常時1000人以上の労働者を使用する事業場又は次に掲げる業務に常時500人以上の労働者を従事させる事業場にあつては、その事業場に専属の者を選任すること」の対象業務を定めたものである。すなわち特定業務従事者は、一般労働者に比べて産業医活動のニーズが高いことを想定していると考えられる。

労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著



- しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- へ さく岩機、鋌（びよう）打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふつ）化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふつ）化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ 病原体によつて汚染のおそれ著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

（図2）

【課題】

特定業務従事者健康診断は、衛生上有害な業務に従事する労働者に対して、6ヵ月ごとに1回、一般定期健康診断と同じ項目で実施される。しかし、現行の法令に基づく健康診断の中で、この特定業務従事者健康診断の位置づけが極めてあいまいといわざるをえない。特定業務従事者健康診断の対象となる衛生上有害な業務の中には、深夜業を含む業務といった全般的な負担に関わる業務も存在するが、「水銀、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふつ）化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、

青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務」や「鉛、水銀、クロム、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふつ）化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務」といったように、本来、標的臓器を明確にした上で、その影響を早期発見するための特殊健康診断の対象となるような業務も含まれる。また、「病原体によつて汚染のおそれが著しい業務」といったように、健康影響が比較的想定されやすいが、その病原体による影響は一般健康診断の検査項目とは異なる検査が必要であり、一般定期健康診断と同じ項目実施することの意義が見出しにくい業務も多い。対象業務のリストは、昭和15（1940）年の工場危害予防及衛生規則の改正で、「工場主はガス、蒸気又は粉じんを発散し、その他衛生上有害な業務に従事する職工については、工場医をして毎年少なくとも2回の健康診断をなさしむべし」と、年2回の健康診断が義務化されたことが始まりとされている。さらに「工場法施行規則中改正省令施行に関する件（昭和17年2月24日付け厚生次官より各地方長官宛）」で、年2回定健康診断を実施しなければならない30業務が指定された。そして昭和22（1947）年に交付された労働基準法に基づき、対象業務も省令（旧労働安全衛生規則第18条第1項第2号）で定められるようになり、このときの対象業務は、現在特定業務従事者健康診断の対象となった業務と同じである<sup>2</sup>。これらの改正が行われた当時は、特殊健康診断が法令で定められていなかったことに留意すべきである。

さらに、問題を複雑化したのは、エチレンオキシドおよびホルムアルデヒドが特定化学物質障害予防規則で特定第二類物質（特化則で規定された物質群で、主に第二類物質の中でも発がん性がある物質が対象）および特定管理物質に指定された際、本来、特殊健康診断を実施すべきところ、これらの物質は標的臓器の特異性がないため特殊健康診断の対象とはせず<sup>4,5</sup>、特定業務従事者健康診断の対象となる労働安全衛生規則第十三条第1項第三号ヲの「これらの準じる有害物」として、エチレンオキシド（平成13年4月27日付け基発第413号）とホルムアルデヒド（平成20年2月29日付け基発0229001号）が追加されたことである<sup>3,4</sup>。これは、本来、特殊健康診断を実施すべきところ、これらの物質は標的臓器の特異性がないため特殊健康診断の対象とすることが困難であったためと考えられる。また、特定業務従事者健康診断の対象業務である「強烈な騒音を発する屋内作業」の基準が、平成4（1992）年8月24日の基発第480号で、等価騒音レベル（騒音レベルが変動する状況で、時間平均値として算出したもの）です。90デシベル以上の屋内作業場に変更された。本来、このレベルの騒音は、騒音の許容レベルを超えており<sup>5</sup>、全身の影響を評価する以上にフルオージオ検査（250・500・1000・2000・4000・8000ヘルツの周波数ごとに聴力閾値を測定する検査であり、騒音性難聴の特徴的な低下を検出できる）を行い、聴力損失を早期に発見すべきである。このような騒音健康診断については、事業者には実施義務が課せられていない騒音障害防止のためのガイドライン（平成4年10月1日付け基発第546号）に基づく“指導勸奨によ

る特殊健康診断”として位置付けられ、本来の労働衛生上の視点から考えると、その関係が不明確であるとともに、義務関係の優先順位が逆転していると言わざるをえない。

## 2. 一般健康診断の対象者

### 【概要と趣旨】

一般定期健康診断の対象は、常時使用する労働者（安衛則第四十四条）となっている。ここでいう常時使用の定義が問題となる。これに関しては、短時間労働者（いわゆるパートタイマー）が対象となるかどうかである。これについて、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について（平成19年10月1日基発第1001016号）で、事業主が同法の一般健康診断を行うべき「常時使用する短時間労働者」について、以下のように定めている。

次の①及び②のいずれの要件をも満たす者であること。

① 期間の定めのない労働契約により使用される者（期間の定めのある労働契約により使用される者であって、当該契約の契約期間が1年（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第45条において引用する同規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する短時間労働者にあつては6月。以下この項において同じ。）以上である者並びに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者を含む。）であること。

② その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。

1 週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の 1 週間の所定労働時間数の 4 分の 3 未満である短時間労働者であっても上記の①の要件に該当し、1 週間の労働時間数が、当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の 1 週間の所定労働時間数のおおむね 2 分の 1 以上である者に対しても一般健康診断を実施することが望ましい。

【課題】

後述のように、現在の一般健康診断は、脳心血管疾患による職務適性を主な目的としているが、これは長時間労働による健康障害防止を中心に職務適性を評価する趣旨が前面にでていていると考えられる。しかし、一般健康診断の範囲であっても本来評価すべき職務適性の範囲はそれだけではなく、深夜勤務、高所作業、運転業務など、危険業務も存在する。今後、定年が延長され、高齢労働者がパートタイムで働く割合が増えることを考えれば、一般健康診断の対象も見直されるべきと考えられる。

3. 一般健康診断の対象業務・要因

【概要と趣旨】

一般健康診断のうち、雇入時および定期健康診断はすべての常時雇用する労働者が対象となるが、特定業務従事者健康診断の対象業務および基準が明確になっている。この基準は、昭和 23（1948）年の「労働基準規則第十八条、女子年少者労働基準規則第十三条及び労働安全衛生規則第四十八条の衛生上有害な業務の取り扱い基準（昭和 23 年 8 月 12 日付け基発 1178 号）」に基づく。

【課題】

特定業務従事者健康診断について、対象業務・要因に課題が存在する。前述のように、基準が策定された後、各種特殊健康診断の規定が整備され、特定業務従事者健診との関係が不明確になるとともに、騒音を除き基準自体が見直されなかったために、日本産業衛生学会の許容濃度等の勧告値と大きな差を認める基準となっている<sup>6</sup>。たとえば、鉛取扱い作業において、日本産業衛生学会の鉛の許容濃度は 0.03mg/m<sup>3</sup>、管理濃度が 0.05mg/m<sup>3</sup> であるが、特定業務従事者健診の対象は 0.5 mg/m<sup>3</sup> となる。（表 1）

また、現行の各省令によって特殊健康診断の対象となっている業務の中にも、取扱う有害要因の有害性の大きさには関わらず、特定業務従事者健康診断の対象となっている業務となっていない業務が存在する。日本産業衛生学会の産業医部会会員 1446 名を対象に行った自記式アンケート調査では、特殊健康診断の対象となっている有害要因についても、法令順守を目的に特定業務従事者健診と併せて実施している状況があること<sup>7</sup>を合わせても、科学的知見をもとに「衛生上有害な業務」を定義するとともに特殊健康診断との関係を整理したうえで、特定業務従事者健康診断の対象業務を見直す必要性は高いと考えられる。

4. 一般健康診断における検査項目

【概要と趣旨】

一般定期健康診断の項目は、労働安全衛生法が制定された昭和 47（1972）年以降、労働者の健康課題の変化やその他の事情で徐々に充実してきている。平成元（1989）年の改正では、貧血検査、肝機能検査、血中脂

質検査（総コレステロール、トリグリセライド）および心電図検査が追加された。平成10（1998）年には、血中脂質検査の中にHDLコレステロールが追加され、血糖検査についても追加された。平成19（2007）年には、腹囲が追加され、血中脂質検査のうち総コレステロールがLDLコレステロールに変更された<sup>8</sup>。（図3）

直近の改正の議論は、平成28（2016）年に開催された「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」である。同検討会では、特定健康診査の健診項目との整合性を意識するとともに、一般定期健康診断の主要目的として脳・心臓疾患の発症の防止を上げて、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症防止の観点から健診項目の必要性を検討している<sup>9</sup>。結果として、一般定期健康診断の項目変更は行われなかったが、その検討を踏まえ、平成29年8月4日基発0804第4号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」で、それまで平成10年12月15日付け基発第697号「一般健康診断における血糖検査の取扱いについて」で血糖検査の代わりに行えることが規定されていたヘモグロビンA1c検査について、血糖検査が必須項目となり、ヘモグロビンA1c検査は、医師が必要と認めた場合には同一検体を利用して実施することが望ましい検査項目とされた。また検討会で議論があった血清クレアチニン検査についても、同様の位置づけになっている。

#### 【課題】

日本においては、すべての労働者に対して法令で詳細な項目を規定した一般健康診断を行っている半面、特定の作業に必要な健康上の適性を明確にして実施する職務適

性評価のための健康診断が限られている以上、本来、一般定期健康診断の目的は、想定される多くの業務に対する職務適性の評価である。したがって、それに見合った健診項目とすべきであり、特定健康診査が目的とするような脳・心臓疾患の発症リスクに関連する項目に限定すべきではない。産業医学を専門とする医師に、健康診断費用を固定した場合にどのような検査項目を実施すべきかを質問した、健診項目の優先順位に関するIto et al.の論文では、現行の健康診断項目は妥当との評価が得られたが、腎機能検査の血清クレアチニンと2ヵ月程度の血糖の状況を反映するヘモグロビンA1cについては健康管理上重要として追加を検討する必要性を示唆した結果となっている<sup>10</sup>。

しかし、どのように検査項目を追加したとして臨床検査のみで評価することには限界がある。そこで、法定項目の既往歴の聴取を重視することが考えられるが、聴取すべき既往歴の内容については具体的な指針が存在しない。さらには、多くの健康診断は事業場の実情を理解していない医師および健診機関で行われていること、法定健診の結果は事業者が知ることができる個人情報であることを前提とすれば、不用意な聴取は労働者のプライバシーが脅かされるなどの倫理上の課題が存在する。

今後、通達で示された望ましい健康診断の位置づけを整理するとともに、事業場の実情を知る産業医の裁量による健診項目や問診内容の加除を可能とするとともに、そのための手続きや指針を明確にすべきと考えられる。



5. 一般健康診断における健診項目の省略  
【概要と趣旨】

労働安全衛生規則第44条第2項で、一部の検査項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。これに関して、平成29年8月4日基発0804第4号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」にて、「省略する場合の判断は、一律な省略でなく、経時的な変化や自覚症状を勘案するなどにより、個々の労働者ごとに医師が省略が可能であると認める場合においてのみ可能であること」が明確にされた。この通達により、これまで多くの事業場で実施されていたように、年齢区分で一律に一部の健診項目を省略することができないことが確認された。本来、産業医が前回の健診結果を事前に確認するとともに、当日の症状等を聞き取って健診項目の省略を決めることが妥当と考えられる。

労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

(平成十年六月二十四日)  
(労働省告示第八十八号)

労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準  
次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

項目	省略することのできる者
身長検査	二十歳以上の者
腹囲検査	一 四十歳未満の者(三十五

査	<p>歳の者を除く。)</p> <p>二 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの</p> <p>三 BMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ。)が二十未満である者</p> $BMI = \text{体重(kg)} / \text{身長(m)}^2$ <p>四 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが二十未満である者に限る。)</p>
胸部エックス線検査	<p>四十歳未満の者(二十歳、二十五歳、三十歳及び三十五歳の者を除く。)で、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号)第十二条第一項第一号に掲げる者</p> <p>二 じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)第八条第一項第一号又は第三号に掲げる者</p>
喀痰かくたん検査	<p>一 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者</p> <p>二 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者</p> <p>三 胸部エックス線検査の項の下欄に掲げる者</p>
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査及	四十歳未満の者(三十五歳の者を除く。)



び心電図 検査	
------------	--

【課題】

平成 26 年(2014 年)度に全国労働衛生団体連合加盟機関が行った職域健康診断が約 3100 万件に及ぶことからわかるように、多くの健康診断が健診機関や医療機関に外注されている現状があり<sup>11</sup>、当日の症状等を聞き取って健診項目の省略を決めるといった対応は困難である。そのため、すべての労働者について省略をしない健診項目を実施する対応が多く、多くの事業場でなされるようになっていると考えられる。しかしそれでは、健康管理全体の費用負担の優先順位が、本来の在り方とずれてしまうことも発生する。したがって、医師の判断による適切な省略の在り方について、産業医等の専門家で検討したうえで、何らかのコンセンサスに基づく対応を実施すべきと考えられる。

6. 関連する健康診断

【概要と趣旨】

労働安全衛生法に基づく一般健康診断と関連する健康診断に労災保険二次健康診断がある。「一次健康診断において、血圧検査、血液検査その他業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査であつて、厚生労働省令で定めるものが行われた場合において、当該検査を受けた労働者がそのいずれの項目にも異常の所見があると診断されたとき」が対象となるとされている。具体的には、(1) 血圧検査、(2) 血中脂質検査、(3) 血糖検査、(4) 腹囲の検査又は BMI(肥満度)の測定すべての検査項目において、「異常

の所見」があると診断された場合である。ただし、安衛法第 13 条第 1 項に基づき事業場に選任されている産業医(産業医が選任されていない事業場については、地域産業保健センターの医師等)等が診断を受けた労働者の就業環境等を総合的に勘案し、異常の所見が認められると診断した場合には、産業医等の意見を優先して、異常の所見があるとみなされることになっている。

労働者災害補償保険法

第二十六条 二次健康診断等給付は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十六条第一項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断のうち、直近のもの(以下この項において「一次健康診断」という。)において、血圧検査、血液検査その他業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査であつて、厚生労働省令で定めるものが行われた場合において、当該検査を受けた労働者がそのいずれの項目にも異常の所見があると診断されたときに、当該労働者(当該一次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められるものを除く。) に対し、その請求に基づいて行う。

2 二次健康診断等給付の範囲は、次のとおりとする。

一 脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査(前項に規定する検査を除く。)であつて厚生労働省令で定めるものを行う医師による健康診断(一年度につき一回に限る。以下この節において「二次健康診断」という。)

二 二次健康診断の結果に基づき、脳血管

疾患及び心臓疾患の発生の予防を図るため、面接により行われる医師又は保健師による保健指導（二次健康診断ごとに一回に限る。次項において「特定保健指導」という。）

3 政府は、二次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められる労働者については、当該二次健康診断に係る特定保健指導を行わないものとする。

第二十七条 二次健康診断を受けた労働者から当該二次健康診断の実施の日から三箇月を超えない期間で厚生労働省令で定める期間内に当該二次健康診断の結果を証明する書面の提出を受けた事業者（労働安全衛生法第二条第三号に規定する事業者をいう。）に対する同法第六十六条の四の規定の適用については、同条中「健康診断の結果（当該健康診断」とあるのは、「健康診断及び労働者災害補償保険法第二十六条第二項第一号に規定する二次健康診断の結果（これらの健康診断）」とする。

第二十八条 この節に定めるもののほか、二次健康診断等給付について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

労働者災害補償保険法施行規則

第十八条の十六 法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める検査は、次のとおりとする。

- 一 血圧の測定
- 二 低比重リポたん白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リポたん白コレステロール（HDLコレステロー

ル）又は血清トリグリセライドの量の検査

- 三 血糖検査
  - 四 腹囲の検査又はBMI（次の算式により算出した値をいう。）の測定
- $$BMI = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$$

2 法第二十六条第二項第一号の厚生労働省令で定める検査は、次のとおりとする。

- 一 空腹時の低比重リポたん白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リポたん白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査
- 二 空腹時の血中グルコースの量の検査
- 三 ヘモグロビンA<sub>1c</sub>検査（一次健康診断（法第二十六条第一項に規定する一次健康診断をいう。以下同じ。）において当該検査を行つた場合を除く。）
- 四 負荷心電図検査又は胸部超音波検査
- 五 頸けい部超音波検査
- 六 微量アルブミン尿検査（一次健康診断における尿中のたん白の有無の検査において疑陽性（±）又は弱陽性（+）の所見があると診断された場合に限る。）

二次健康診断の結果の提出：労災保険法施行令第十八条の十七

二次健康診断の結果についての医師からの意見聴取：労災保険法施行令第十八条の十八

二次健康診断等給付の請求：労災保険法施行令第十八条の十九

## II. 特殊健康診断の実施

### 1. 特殊健康診断の実施

#### 【概要と趣旨】

前述のように特殊健康診断は、使用者の

特別健康管理義務と関連する健康診断であり、職場に存在する特別の健康障害要因に起因する疾病、すなわち職業病を防止するために、特定の有害要因へのばく露に対して標的臓器または健康影響に関する健康診断を行い、労働者個人ごとにばく露による健康障害発生リスクの評価と健康障害の早期発見を行う。

法定の特殊健康診断は、労働安全衛生法66条第2項の規定に基づき実施される医師による特殊健康診断と同条第3項による歯科医師による特殊健康診断がある。医師による特殊健康診断の対象業務は、労働安全衛生法施行令で列挙されている。

安衛法第六十六条第二項

事業者は有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

安衛法第六十六条第三項

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

安衛法施行令第二十二條 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

- 一 第六条第一号に掲げる作業に係る業務及び第二十条第九号に掲げる業務
- 二 別表第二に掲げる放射線業務
- 三 別表第三第一号若しくは第二号に掲

げる特定化学物質（略）を製造し、若しくは取り扱う業務（略）、第十六条第一項各号に掲げる物（略）を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造若しくは石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四 別表第四に掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。）

五 別表第五に掲げる四アルキル鉛等業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。）

六 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表第六の二に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるもの

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務（略）又は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。

- 一 ベンジジン及びその塩
  - 一の二 ビス（クロロメチル）エーテル
  - 二 ベーターナフチルアミン及びその塩
  - 三 ジクロルベンジジン及びその塩
  - 四 アルファーナフチルアミン及びその塩
  - 五 オルトトリジン及びその塩
  - 六 ジアニジン及びその塩
  - 七 ベリリウム及びその化合物
  - 八 ベンゾトリクロリド
  - 九 インジウム化合物
  - 九の二 エチルベンゼン
  - 九の三 エチレンイミン
  - 十 塩化ビニル

十一 オーラミン  
 十一の二 オルトートルイジン  
 十二 クロム酸及びその塩  
 十三 クロロメチルメチルエーテル  
 十三の二 コバルト及び無機化合物  
 十四 コールタール  
 十四の二 酸化プロピレン  
 十四の三 三酸化ニアンチモン  
 十五 三・三' -ジクロロ-四・四' -  
 ジアミノジフェニルメタン  
 十五の二 一・二-ジクロロプロパン  
 十五の三 ジクロロメタン（別名二塩化  
 メチレン）  
 十五の四 ジメチル-ニ・ニ-ジクロロ  
 ビニルホスフェイト（別名 DDVP）  
 十五の五 一・一-ジメチルヒドラジン  
 十六 重クロム酸及びその塩  
 十六の二 ナフタレン  
 十七 ニッケル化合物（次号に掲げる物  
 を除き、粉状の物に限る。）  
 十八 ニッケルカルボニル  
 十九 パラ-ジメチルアミノアゾベンゼ  
 ン  
 十九の二 砒(ひ)素及びその化合物（ア  
 ルシン及び砒(ひ)化ガリウムを除く。）  
 二十 ベータープロピオラクトン  
 二十一 ベンゼン  
 二十二 マゼンタ  
 二十二の二 リフラクトリーセラミック  
 ファイバー  
 二十三 第一号から第七号までに掲げる  
 物をその重量のパーセントを超えて含有  
 し、又は第八号に掲げる物をその重量の〇・  
 五パーセントを超えて含有する製剤その他  
 の物（合金にあつては、ベリリウムをその重  
 量の三パーセントを超えて含有するものに

限る。)

二十四 第九号から第二十二号の二まで  
 に掲げる物を含有する製剤その他の物で、  
 厚生労働省令で定めるもの

また、歯科医師による健康診断については、  
 労働安全衛生法施行令および労働安全衛生  
 規則で規定を設けている。

安衛法施行令第二十二條第三項

法第六十六條第三項の政令で定める有害  
 な業務は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フ(ふ  
 つ)化水素、黄りんその他歯又はその支持組  
 織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発  
 散する場所における業務とする。

安衛則第四十八條

事業者は、令第二十二條第三項の業務に  
 常時従事する労働者に対し、その雇入れの  
 際、当該業務への配置替えの際及び当該業  
 務についた後六月以内ごとに一回、定期に、  
 歯科医師による健康診断を行なわなければ  
 ならない。

そのうえで、高気圧作業安全規則、電離放  
 射線障害防止規則、東日本大震災により生  
 じた放射性物質により汚染された土壌等を  
 除染するための業務等に係る電離放射線障  
 害防止規則（除染電離則）、特定化学物質障  
 害予防規則、石棉障害予防規則、鉛中毒予防  
 規則、四アルキル鉛中毒予防規則、有機溶剤  
 中毒予防規則で、詳細を規定している。ま  
 た、労働安全衛生法とは独立しているが、同  
 様の趣旨の健康診断として、じん肺法によ  
 る健康診断がある。

高気圧作業安全規則 高圧則第三十八條  
 電離放射線障害防止規則 電離則第五十六

条

除染電離則 第二十条

特定化学物質障害予防規則 第三十九条

石綿障害予防規則 石綿則第四十条

四アルキル鉛中毒予防規則 四アルキル鉛則第二十二條

有機溶剤中毒予防規則 有機則第二十九条

それぞれの省令の規定には、健康診断の結果、健康診断の結果についての医師からの意見聴取、健康診断の結果の通知、健康診断結果報告等の規定に加えて、労働者が汚染された場合の緊急診断が規定されている。

## 2. 特殊健康診断の対象者

### 【概要と趣旨】

特殊健康診断には、ばく露測定を含む健康障害リスクの評価では見逃されるような健康障害の発生についても早期発見する目的があるのであれば、作業環境測定の結果が良いからと言って特殊健康診断の実施を除外することには無理がある。その点、有機則第二条の「適用の除外」の規定からは第二十九条を外した上で、別途、特殊健康診断の特例の条文を設けて、労働基準監督署長の認定を受ける等の措置を求めることを前提に特例を認めることで、安全性が担保されている。すなわち、使用量が少なくても特殊健康診断は実施することになる。

(健康診断の特例)

有機則第三十一条

事業者は、第二十九条第二項、第三項又は第五項の健康診断を三年以上行い、その間、当該健康診断の結果、新たに有機溶剤による異常所見があると認められる労働者が発見されなかつたときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、その後における第二

十九条第二項、第三項又は第五項の健康診断、第三十条の有機溶剤等健康診断個人票の作成及び保存並びに第三十条の二の医師からの意見聴取を行わないことができる。

2 前項の許可を受けようとする事業者は、有機溶剤等健康診断特例許可申請書(様式第四号)に申請に係る有機溶剤業務に関する次の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 作業場の見取図

二 作業場に換気装置その他有機溶剤の蒸気の発散を防止する設備が設けられているときは、当該設備等を示す図面及びその性能を記載した書面

三 当該有機溶剤業務に従事する労働者について申請前三年間に行つた第二十九条第二項、第三項又は第五項の健康診断の結果を証明する書面

3 所轄労働基準監督署長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、第一項の許可をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者に通知しなければならない。

4 第一項の許可を受けた事業者は、第二項の申請書及び書類に記載された事項に変更を生じたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

5 所轄労働基準監督署長は、前項の規定による報告を受けた場合及び事業場を臨検した場合において、第一項の許可に係る有機溶剤業務に従事する労働者について新たに有機溶剤による異常所見を生ずるおそれがあると認めるときは、遅滞なく、当該許可を取り消すものとする。

特殊健康診断の対象は、労働安全衛生法



施行令で定められた業務に常時従事する労働者となっている。

【課題】

「常時従事する労働者」とは、「継続して当該業務に従事する労働者」のほか、「一定期間ごとに継続的に行われる業務であってもそれが定期的に反復される場合には該当する」とされているが<sup>12</sup>、ここでいう一定期間が明確とは言えない。しかし、慢性ばく露を前提とした健康障害を前提とした特殊健康診断の場合、頻度が限られている状態では、その意義はほとんどないと考えられる。ここでいう常時従事について、科学的知見と照らし合わせた一定のルールが定められるべきと考えられる。

3. 特殊健康診断の対象業務・要因

【概要と趣旨】

特殊健康診断の対象業務および対象要因については、法令で詳細に規定されている。また、そのような法令に基づく健診以外に、法令上の位置付けは必ずしも明確ではないが、関連する通達に基づき行政指導として勸奨されているものがある。そのうち、VDT作業については、元なるガイドラインが廃止となり、新たに「情報機器作業における労働衛生のためのガイドラインについて」（令和元年7月12日付け基発0712第3号）が出されたが、当分の間、「業務の種別」として、「VDT作業」を使用して報告することになっている。また、自主的に行う特殊健康診断も含め、労働者への受診の義務付けを法定の特殊健康診断と同様に取り扱うことは困難である。化学物質については法令でリスクアセスメントが義務付けられるか、努力義務とされている。本来、義務付けられ

た特殊健康診断に加えて、リスクに応じて行う特殊健康診断の実施を事業者の努力義務にするなど、その位置づけを明確にすることが望ましい。

指導勸奨による特殊健康診断の対象有害要因または作業	
紫外線・赤外線	昭和31年5月18日付け基発第308号
騒音	平成4年10月1日付け基発第546号
マンガン化合物（塩基性酸化マンガン）	昭和31年5月18日付け基発第308号
黄燐または燐の化合物	同上
有機燐剤	同上
亜硫酸ガス	同上
二硫化炭素（有機溶剤以外）	同上
ベンゼンのニトロアミド化合物	同上
脂肪族の塩化または臭化化合物（有機則の対象外）	同上
砒素・砒素化合物（三酸化砒素以外）	同上
フェニル水銀化合物	同上
アルキル水銀化合物（メチル基・アルキル基以外）	同上
クロルナフタリン	同上
沃素	

同上	基発第 188 号
米杉・ネズコ・リョウブ・ラウン	引金付き工具の取扱い
昭和 45 年 1 月 7 日付け基	昭和 50 年 2 月 19 日付け
発第 2 号	基発第 94 号
超音波接着機	情報機器作業
昭和 46 年 5 月 18 日付け	令和元年 7 月 12 日付け
基発第 308 号	基発 0712 第 3 号
メチレンジフェニルイソシアネート	レーザー光線
昭和 31 年 5 月 18 日付け	昭和 61 年 1 月 27 日付け
基発第 308 号	基発 39 号
飼肥料（フェザーミル等）の製造	※ 通達は、最新の改正分を記載
昭和 45 年 5 月 8 日付け基	
発第 360 号	
フェノチアジン系薬剤（クロルプロマジン等）	
昭和 45 年 12 月 12 日付け基発第	
889 号	
キーパンチャー	
昭和 39 年 9 月 22 日付け	
基発第 1106 号	
都市ガス配管工事（一酸化炭素）	
昭和 40 年 12 月 8 日付け	
基発第 223 号	
地下駐車場（排気ガス）	
昭和 46 年 3 月 18 日付け	
基発第 223 号	
チェーンソー使用	
昭和 50 年 10 月 20 日付け	
基発第 610 号	
振動工具（チェーンソー以外の取扱い）	
昭和 49 年 1 月 28 日付け	
基発第 45 号	
腰痛（重量物・介護等）	
平成 6 年 9 月 6 日付け基	
発第 547 号	
金銭登録作業	
昭和 48 年 3 月 30 日付け	

【課題】

事業場においては、化学物質の使用は単剤ではなく、多くの場合には混合物質で用いられている。そのような場合、裾切値を設けて、それ以上の含有率（重量比）の場合には、当該物質に対する特殊健康診断の実施が必要となる。しかし、揮発性の高い物質の場合には、実際の気中濃度は重量比を反映するものではないため、必要な特殊健康診断が実施されない可能性がある。（図 4）

そもそも特殊健康診断の対象となっている物質は、極めて限られた物質である。しかし、法令の規制は最低限を定めたものであり、規制されていない物質が安全であるとは言えない以上、法規制以外の物質であっても、一定のばく露がある場合には適当な方法で特殊健康診断の対象とすべきと考えられる。また、自主的に行う特殊健康診断については、労働者への受診の義務付けを法定の特殊健康診断と同様に取り扱うことは困難である。化学物質については法令でリスクアセスメントが義務ないし努力義務と

されている。本来、義務付けられた特殊健康診断に加えて、リスクに応じて行う特殊健康診断の実施を事業者の努力義務にするなど、その位置づけを明確にすることが望ましい。

（図5）

#### 4. 特殊健康診断の項目

##### 【概要と趣旨】

法定の特殊健康診断の項目は、1)業務の経歴の調査、2)作業条件の簡易な調査、3)既往歴の調査、4)自他覚症状の有無の検査を基本として、さらに要因ごとに必要な検査が決まっている。「作業条件の簡易な調査」とは、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の当該物質の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、この物質の蒸気などの発生源からの距離、呼吸用保護具の使用状況などについて、健診を行う医師が主にこの労働者から聴取するものである。また、健診項目には、必ず実施すべき項目と医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目に分けられる。（特定化学物質障害予防規則では、一次健診、二次健診という分類で表現されることが一般的である。）この中で、要因ごとの検査には、バイオロジカルモニタリングと標的臓器の影響を早期発見するための検査項目がある。バイオロジカルモニタリングとは、健康障害要因の中でも化学物質について、体内に取り込まれた物質またはその代謝物の濃度を、生体試料を用いて測定して、曝露量の推定を行うための方法である。特殊健康診断の目的は、「個々の労働者ごとの曝露の情報を得ること」と「健康影響を早期に発見すること」であるが、バイオロジカルモニタリ

ングは作業条件の簡易な調査とともに「個々の労働者ごとの曝露の情報を得ること」のための項目である。

これらの特殊健康診断の項目は、科学的エビデンスをもとに設定されることが基本となっている。しかし現行の特殊健康診断の多くの項目は、各有害要因に関する省令が制定された時期の作業環境やエビデンスが基本となっている。その後、日本の職場の環境は改善しており、当初想定された高濃度ばく露がほとんど見られなくなった有害要因も多い。また、発がん性や生殖毒性などの健康影響が明らかになるなど、エビデンスの蓄積がなされている<sup>13</sup>。本来は、それに応じて柔軟に健康診断の項目が見直されるべきであるが、省令改正の手続きの煩雑さなどから、そのような対応は容易ではない。そのため、特殊健康診断の項目が時代遅れになる可能性がある。また、本来、特殊健康診断の判定は、曝露の推定と健康上の所見の組み合わせで行われるべきであるが<sup>14</sup>、一部のバイオロジカルモニタリングが導入されている物質以外では、曝露の推定に関わる情報が不足していた。このような問題を改善するために、厚生労働省が中央労働災害防止協会に委託した事業で、平成19年度に作業条件の簡易な調査を含む特殊健康診断の項目改正に関する報告書が出された<sup>15</sup>。しかし、諸事情によって省令の改正に結びつかず、新たに義務付けられた化学物質についてはその際の考え方が導入されたに過ぎない。そして、当初の報告書から12年を経過した令和2年度において大幅な改正が計画されているといった状況である<sup>16</sup>。

##### 【課題】

今後、法定の特殊健康診断の項目について、曝露の推定と健康影響の評価の関係を明確にしたうえで、労働者のばく露状況やエビデンスに基づく健診項目の見直しが行われるべきである。

法定の特殊健康診断には、医師の判断で実施すべき項目が含まれている。この医師については、事業場の実情を知り、また事業者に対して勧告権を有する産業医を前提すべきと考えられる<sup>17</sup>。しかし、産業医選任のない事業場においては、健康診断を実施する医師に頼らざるを得ない。タイ<sup>18</sup>など、特殊健康診断を実施する医師は、産業衛生専門医に限定している国があるように、特殊健康診断における判断には、一定の専門性が必要である。法令では健診項目が明確にされているが、運用における課題が存在している。

また、未規制物質についても、リスクアセスメントの結果に基づき実施を検討することを前提に、その健診項目については事業場の実情をよく知る産業医の助言でより柔軟に設定できるように検討すべきと考えられる。

### Ⅲ 臨時健康診断

#### 【概要と趣旨】

安衛法第六十六条第四項

都道府県労働局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。

労働安全衛生法では、労働者の健康を保持するために必要がある場合には、都道府

県労働基準局長が臨時の健康診断の実施を事業者に対して指示できることが規定されている。その手続きについては、安衛則で規定されている。実際にこの規定が適用された例として、東日本大震災に伴うに東京電力福島第一原子力発電所事故に際して、東京電力等に対して、数度の指示が出された事例がある<sup>19</sup>。

安衛則第四十九条 法第六十六条第四項の規定による指示は、実施すべき健康診断の項目、健康診断を受けるべき労働者の範囲その他必要な事項を記載した文書により行なうものとする。

### Ⅳ 健康診断の実施に係るその他の論点

#### 1. 健康診断の実施費用

##### 【概要と趣旨】

解釈例規によれば、健康診断の費用については、法で事業者健康診断の実施が義務付けられている以上、当然、事業者が負担すべきものであるとしている<sup>20</sup>。また、受診に要した時間についての賃金の支払いについては、労働者一般に対して行われる一般健康診断は、一般的な健康の確保をはかることを目的として事業者による実施義務を課したものであり、業務遂行との関連において行われるものではないので、その実施のために要した時間については、当然には事業者の負担すべきものではなく、労使協議して定めるべきものであるが、労働者の健康確保は、事業の円滑な運営に不可欠な条件であることを考えると、その受診に要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましいとされている。

一方、特定の有害な業務に従事する労働

者について行われる健康診断である特殊健康診断については、業務の遂行に絡んで当然実施されなければならない性格のものであり、それは所定労働時間内に行われるのを原則とすることとされている。

【課題】

労働安全衛生法で一般健康診断が規定された当時と異なり、一般健康診断についても過重労働による健康障害防止などの目的に用いられているなど<sup>21</sup>、事業者の安全配慮義務履行に不可欠になったおり、可能な限り労働時間内に実施されるべきものと考えられる。

## 2. 健康診断の精度

【概要と趣旨】

社内で行っている健康診断について、その精度のレベルや、健康診断で発見できなかった病気について企業はどこまで責任を問われるのかが一つの論点になる。従業員の肺がんによる死亡につき、社内健康診断におけるレントゲン写真の異常陰影の見過ごしなどの不備のため、肺がんの発見と処置が遅れたものとして、健康診断を実施した医師、診療所、雇主企業が安全配慮義務違反の責任が問われた事例では、「定期健康診断は、一定の病気の発見を目的とする検査や何らかの疾病があると推認される患者について、具体的な疾病を発見するために行われる精密検査とは異なり、企業等に所属する多数の者を対象にして異常の有無を確認するために実施されるもので」、「そこにおいて撮影された大量のレントゲン写真を短時間に読影するものであることを考慮すれば、その中から異常の有無を識別するために医師に課せられる注意義務の程度には

おのずと限界がある」として、「信義則上、一般医療水準に照らし相当と認められる程度の健康診断を実施し、あるいはこれを行える医療機関に委嘱すれば足りる」として、企業の責任を否定した<sup>22</sup>。

【課題】

多くの場合、外部健診機関に健康診断が委嘱されており、事業者が直接健康診断の精度に責任を持つことができない。しかし、健診機関には、全国労働衛生団体連合会が実施する精度管理事業<sup>23</sup>や、同連合会や日本人間ドック学会が実施するサービス機能評価の仕組みがあり、多くの機関がこの制度を利用して精度および質の管理に努めている。また、これらの制度による評価結果が公表されている<sup>24,25</sup>。それらの情報を利用して、精度や質の管理がされた機関から選定するといった取組みを心掛けるべきと考えられる。

## 3. 健康診断の実施に係る罰則

【概要と趣旨】

一般健康診断（安衛法第 66 条第 1 項）、特殊健康診断（第 2 項）、歯科医師による特殊健康診断（第 3 項）、臨時健康診断（第 4 項）の違反は、安衛法第 120 条で 50 万円以下の罰金に処することが規定されている。

事業者が健康診断を実施せず罰金が科せられた事例として、健康診断を実施せず、また違法に時間外労働を行なったことにより労働安全衛生法および労働基準法違反に問われ、企業および経営者にそれぞれ 40 万円の罰金が科せられた事例（平成 12 年 8 月 9 日大阪地裁）<sup>26</sup>や、人材派遣会社が健康診断を実施せず、医師名義の健康診断個人票を派遣先に提出したことにより労働安全衛生



法違反および有印私文書偽造に問われ、懲役1年6月・執行猶予3年、罰金30万円に科せられた事例（平成18年10月3日長崎地裁）がある<sup>27</sup>。しかし、いずれの事例も他の違反が重なった事例であり、単独の違反で罰金に科せられる場合はあまりないようである。

## V 労働者の受診義務等

### 1. 労働者の受診義務

#### 【概要と趣旨】

#### 安衛法第六十六条第五項

労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

労働安全衛生法に基づく各種健康診断は、労働者にも受診義務が課せられている。また、同項の但し書きで、事業者の指定以外の医師又は歯科医師の行う健康診断の結果を提出することによって、それに代えることが認められている。その際の証明すべき内容については、項目ごとの結果であることが安衛則で規定されている。

安衛則第五十条 法第六十六条第五項ただし書の書面は、当該労働者の受けた健康診断の項目ごとに、その結果を記載したものでなければならない。

しかし、健康文化が十分に定着していない事業場では、何度も指導しても受診をし

ない労働者がいることも事実である。そのような労働者に対して、上司・部下関係を利用して受診指導または指揮命令権を利用して受診命令を出すことは当然行うべきことと考えられる。このような取組みによって、受診率はかなり向上する。近年、労働力の高齢化に対して、国の事業で健康経営の推進が図られているが、そのプログラムの一つである健康経営優良法人の認定では、一般健康診断の受診率が実質100%であることを要件としている<sup>28</sup>。

問題は、それでも受診を拒否する労働者に対して、懲戒処分を行うことができるかどうかである。このことに関して、公立中学校教諭が放射線の被ばくによる悪影響を理由に定期健康診断の胸部エックス線検査を受診せず、受診を命じた校長の業務命令を拒否、これを地方公務員法違反に当たるとして、減給処分としたことに対し、同教諭がその取り消しを請求したが、同教諭が受診を拒否する理由としてエックス線検査の有害性があること等の実情を認めつつも、その医学的有用性が存在し、受診命令に従う義務があったとして、減給処分が有効であると判断した判例（愛知県教育委員会事件2001年4月26日最高裁）がある<sup>29</sup>。

また、会社の健康診断を受けていなかった課長補佐が、自宅で急性心筋梗塞を引き起こして死亡し、もともと心筋梗塞の素因をもっていた同課長補佐に過重な業務を課したこと、また、健康診断を受けさせなかったことは健康配慮義務違反に当たるとして、遺族が会社に対して損害賠償請求の訴訟を起こした事例で、「心筋梗塞の素因を持つ従業員に対して過重な負担を課すものであった点で、健康配慮義務の不完全履行に当た

るが、会社の健康診断についても支店長の誘いを断り、会社には強制的に健康診断を受けさせる義務があったとはいえないことから、その責任は本人が負うべきである」として、業務と死亡との因果関係を認め、健康配慮義務違反も認められたが、死亡について予見可能性はなかったとして、会社の損害賠償責任は否定された判例（住友林業事件 1981年9月30日名古屋地裁）がある<sup>30</sup>。

## 2. 自発的健康診断の結果の提出

### 【概要と趣旨】

#### 安衛法第六十六条の二

午後十時から午前五時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで）の間における業務（以下「深夜業」という。）に従事する労働者であつて、その深夜業の回数その他の事項が深夜業に従事する労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものは、厚生労働省令に定めるところにより、自ら受けた健康診断（略）の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。

使用者は、健康診断の結果を受けて、健康管理義務を負うとともに、後述のように労働安全衛生法の規定に基づき医師の意見を聴き、必要がある場合には就業上の措置を実施することが義務付けられている。深夜業に従事する労働者については、自発的に受診した健康診断についても、事業者に提出することによって、その対応を求めることを可能とすることが本条文の趣旨である。

また、その対象となる要件は安衛則で定められている。

安衛則第五十条の二 法第六十六条の二の厚生労働省令で定める要件は、常時使用され、同条の自ら受けた健康診断を受けた日前六月間を平均して一月当たり四回以上同条の深夜業に従事したこととする。

安衛則第五十条の三 前条で定める要件に該当する労働者は、第四十四条第一項各号に掲げる項目の全部又は一部について、自ら受けた医師による健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。ただし、当該健康診断を受けた日から三月を経過したときは、この限りでない。

安衛則第五十条の四 法第六十六条の二の書面は、当該労働者の受けた健康診断の項目ごとに、その結果を記載したものでなければならない。

## VI 健康診断結果の記録と情報管理

### 1. 健康診断結果の記録の保存

#### 【概要と趣旨】

#### 第六十六条の三

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第六十六条第一項から第四項まで及び第五項ただし書並びに前条の規定による健康診断の結果を記録しておかなければならない。

安衛法第66条の3で、事業者健康診断の結果記録を義務付けている。保存期間については、健康診断の内容によって異なるが、一般健康診断については安衛則第51条で、健康診断個人票様式第5号を作成して、これを5年間保存しなければならないとしている。また、特殊健康診断についても、各

省令で記録の保存について規定している。

安衛則第五十一条 事業者は、第四十三条、第四十四条若しくは第四十五条から第四十八条までの健康診断若しくは法第六十六条第四項の規定による指示を受けて行った健康診断（同条第五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「第四十三条等の健康診断」という。）又は法第六十六条の二の自ら受けた健康診断の結果に基づき、健康診断個人票様式第五号（一）（二表面）（二裏面）（三）を作成して、これを五年間保存しなければならない。

（表 2）

後述の事後措置指針では、事業者は、安衛法第 66 条の 3 及び第 103 条の規定に基づき、健康診断結果の記録を保存しなければならないとし、「記録の保存には、書面による保存及び電磁的記録による保存があり、電磁的記録による保存を行う場合は、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 44 号）に基づき適切な保存を行う必要がある。また、健康診断結果には医療に関する情報が含まれることから、事業者は安全管理措置等について『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』を参照することが望ましい」としている。

## 2. 健康情報の保護

### 【概要と趣旨】

安衛法 104 条およびじん肺法第 35 条の三で、事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲

内で労働者の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならないとしている。また、事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないとしている。これらの規定による措置を適切かつ有効な実施を図るため必要な指針として、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 30 年 9 月 7 日 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第 1 号）」が公表されている。この指針は、事業者が、労働安全衛生法に基づき実施する健康診断等の健康を確保するための措置や任意に行う労働者の健康管理活動を通じて得た労働者の心身の状態に関する情報については、そのほとんどが個人情報の保護に関する法律第 2 条第 3 項に規定する「要配慮個人情報」に該当する機微な情報である。そのため、事業場において、労働者が雇用管理において自身にとって不利益な取扱いを受けるといふ不安を抱くことなく、安心して産業医等による健康相談等を受けられるようにするとともに、事業者が必要な心身の状態の情報を収集して、労働者の健康確保措置を十全に行えるようにするためには、関係法令に則った上で、心身の状態の情報が適切に取り扱われることが必要であることから、事業者が、当該事業場における心身の状態の情報の適正な取扱いのための規程を策定することによる当該取扱いの明確化が必要である。こうした背景の下、同指針は、前述の安衛法及びじん肺法の規定に基づき、心身の状態の情報の取扱いに関する原則を明らかにしつつ、事業者が策定

すべき取扱規程の内容、策定の方法、運用等について定めたものである。

同指針では、事業場で取り扱う労働者の心身の状態の情報について、① 労働安全衛生法令に基づき事業者が直接取り扱うこととされており、労働安全衛生法令に定める義務を履行するために、事業者が必ず取り扱わなければならない心身の状態の情報、② 労働安全衛生法令に基づき事業者が労働者本人の同意を得ずに収集することが可能であるが、事業場ごとの取扱規程により事業者等の内部における適正な取扱いを定めて運用することが適当である心身の状態の情報、③労働安全衛生法令において事業者が直接取り扱うことについて規定されていないため、あらかじめ労働者本人の同意を得ることが必要であり、事業場ごとの取扱規程により事業者等の内部における適正な取扱いを定めて運用することが必要である心身の状態の情報に分類して、心身の状態の情報の取扱いの原則を示している。健康診断に関係して、①には「健康診断の受診・未受診の情報」、「健康診断の事後措置について医師から聴取した意見」、②には「健康診断の結果（法定の項目）」、「健康診断の再検査の結果（法定の項目と同一のものに限る。）」、③には「健康診断の結果（法定外項目）」、「保健指導の結果」、「健康診断の再検査の結果（法定の項目と同一のものを除く。）」、「健康診断の精密検査の結果」を例として挙げている。

（表3）

一方、事後措置指針では、「事業者は、雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年厚生労働省告示第259

号)に基づき、健康情報の保護に留意し、その適正な取扱いを確保する必要がある。就業上の措置の実施に当たって、関係者に健康情報を提供する必要がある場合には、その健康情報の範囲は、就業上の措置を実施する上で必要最小限とし、特に産業保健業務従事者（産業医、保健師等、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者をいう。）以外の者に健康情報を取り扱わせる時は、これらの者が取り扱う健康情報が利用目的の達成に必要な範囲に限定されるよう、必要に応じて健康情報の内容を適切に加工した上で提供する等の措置を講ずる必要がある」としている。

### 3. 守秘義務

#### 【概要と趣旨】

安衛法第105条およびじん肺法第35条の4で、法令の規定等の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならないとして、守秘義務を課している。

### 4. 罰則

#### 【概要と趣旨】

健康診断結果の記録（安衛法第66条の3）の違反は、安衛法第120条で50万円以下の罰金に処することが規定されている。

## Ⅶ 健康診断結果に基づく就業配慮

### 1. 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

#### 【概要と趣旨】

安衛法第六十六条の四

事業者は、第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六



条の二の規定による健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。

健康診断は、使用者がその結果を一般健康管理義務および特殊健康管理義務を果たすために活用してはじめて有効となる。使用者は、結果そのものを十分に解釈して、適切な対応を行うために必要な知識を有していない以上、当然、医師又は歯科医師からの意見を参考にする必要があるのである。そこで、安衛法第 66 条の 4 に基づく医師の意見について、一般健康診断については安衛則第 51 条の 2 で、また特殊健康診断については、各省令で規定されている。

#### 安衛則第五十一条の二

第四十三条等の健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師又は歯科医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 第四十三条等の健康診断が行われた日（法第六十六条第五項ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。

二 聴取した医師又は歯科医師の意見を健康診断個人票に記載すること。

2 法第六十六条の二の自ら受けた健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次の定めるところにより行わなければならない。

一 当該健康診断の結果を証明する書面

が事業者へ提出された日から二月以内に行うこと。

二 聴取した医師の意見を健康診断個人票に記載すること。

3 事業者は、医師又は歯科医師から、前二項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

意見聴取を行う対象となる「異常の所見があると診断された労働者」とは、解釈例規<sup>31</sup>では、「健康診断の結果、その項目に異常の所見があると医師等が診断した者であること」としており、それ以上の具体的な基準は存在しない。ただし、異常といっても、様々なレベルがあり、健康診断では、要観察（自己管理を行うことを前提として、次回健康診断までに再確認をするもの）、要管理（医師の管理のもとで、健康管理に取り組むことが必要なもの）、要治療、要精密検査などの段階で評価される。また、対象者の中にはすでに治療を受けていたり、主治医の管理下にあるものもいるため、まず医療上の判定がされる。そのうえで、就業措置を含む事後措置が検討される。

後述の事後措置指針では、イ意見を聴く医師等、ロ 医師等に対する情報の提供、ハ意見の内容、ニ 意見の聴取の方法と時期を明確化している。

「イ 意見を聴く医師等」とは、産業医の選任義務のある事業場においては、産業医が労働者個人ごとの健康状態や作業内容、作業環境についてより詳細に把握しうる立場にあることから、産業医から意見を聴くことが適当である。

「ロ 医師等に対する情報の提供」に関して、「事業者は、適切に意見を聴くため、必



要に応じ、意見を聴く医師等に対し、労働者に係る 作業環境、労働時間、労働密度、深夜業の回数及び時間数、作業態様、作業負荷の状況、過去の健康診断の結果等に関する情報及び職場巡視の機会を提供し、また、健康診断の結果のみでは労働者の身体的又は精神的状態を判断するための情報が十分でない場合は、労働者との面接の機会を提供することが適当である」としており、意見を聴く医師等が適切に判断できるように情報を提供することの重要性を強調している。

「ハ 意見の内容」については、「事業者は、就業上の措置に関し、その必要性の有無、講ずべき措置の内容等に係る意見を医師等から聴く必要がある」としている。必要性の有無については、通常勤務、就業制限、要休業の3区分として、就業制限とは、「勤務に制限を加える必要のあるもの」という内容であり、その場合には事業者は、「勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる」ことになる。医師等が就業制限の判定を行った場合、事業者が行うべき就業制限の内容をどこまで具体的に述べるべきかについては、明確に記述はされていない。しかし、厚生労働省の長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアルに含まれる「医師が作成する報告書・意見書の様式(例)」では、就業上の措置として、労働時間の短縮(時間外労働の制限、時間外労働の禁止、就業時間を制限、変形労働制または裁量労働制の対象からの除外)と労働時間以外の項目(就業場所の変更、作業の転換、深夜業の回数の減

少、昼間勤務への転換)などを選択肢とともに、具体的な内容と措置期間を記述できる様式となっており参考となる。また、事後措置指針では、作業環境管理及び作業管理を見直す必要がある場合には、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善その他の適切な措置の必要性について意見を求めるものとするとあるが、基本的に特殊健康診断を想定したものと考えられる。(図6) (表4)

「ニ 意見の聴取の方法と時期」については、「事業者は、医師等に対し、労働安全衛生規則等に基づく健康診断の個人票の様式中医師等の意見欄に、就業上の措置に関する意見を記入することを求めることとする。なお、記載内容が不明確である場合等については、当該医師等に内容等の確認を求めておくことが適当である。また、意見の聴取は、速やかに行うことが望ましく、特に自発的健診及び二次健康診断に係る意見の聴取はできる限り迅速に行うことが適当である」としている。健康診断の判定は、一定の健康診断期間ごとに区切って、産業医等が判定することが多いため、健康診断の実施から医師の意見聴取まで1ヵ月以上を要することは少なくないと思われる。しかし、明らかな異常値が認められた場合に、健康診断実施機関からいわゆるパニック値として情報が提供されることがある<sup>32</sup>。その場合には、医師の意見聴取も緊急で行うことが求められる。

事後措置指針では、「事業者は、就業上の措置を決定するに当たっては、できる限り詳しい情報に基づいて行うことが適当であることから、再検査又は精密検査を行う必要のある労働者に対して、当該再検査又は

精密検査受診を勧奨するとともに、意見を聴く医師等に当該検査の結果を提出するよう働きかけることが適当である」としている。このような再検査又は精密検査は、診断の確定や症状の程度を明らかにするものであり不可欠なものであるが、結果の確定まで数か月を要することは少なくない。その間の就業制限の取り扱いは、事業場ごとに取り決めておくべき必要がある。具体的には、「就業判定を保留としておき、再検査または精密検査の結果が出た段階で、就業区分をつけ、必要に応じて就業制限をかける方法」と、「仮の就業判定に基づき就業制限をかけた上で、結果が確定した段階で必要に応じて就業制限をかける方法」である。後者には業務への大きな影響をきたす恐れがあるし、前者にはその間に健康問題を原因とした問題が発生するリスクが存在する。それぞれの事業場において、業務にかかわるリスクに応じた方法が選択されるべきと考えられる。

再検査又は精密検査の結果の取扱いについて、解釈例規では、それらの結果に基づき意見の聴取を事業者に義務付けるものではないが、再検査又は精密検査の受診は、疾病の早期発見、その後の健康管理等に資することから、事業場でのその取扱いについて、労使が協議して定めることが望ましいとしている<sup>33</sup>。

精密検査の実施に関する判例として、健康診断の結果、要精密検査の診断が出たのに本人に通知せず運転業務に就かせたため、入院を要するまで病勢（肺結核）が進行するにいたったとして、損害賠償を請求された事例で、健康診断の結果は労働者自身も事故の健康管理を行ううえで重要な資

料となるものであり、労働者に健診診断の結果を通知すべき義務があるものというべきであるとして、事業者の責任を認めている<sup>34</sup>。一方、定期健康診断の結果により肺結核にかかっていることが労働者に伝えられ、診療または精密検査を受けるよう指示したにもかかわらず、医師の精密検査を受けることを怠り、時期を失して外科手術を受けざるをえない状態に至ったが、当該労働者が、使用者は当時の労基法や安衛則に従って積極的にその就業を禁止すべきだったなどとして、損害賠償を求めた事件について、診療および精密検査受検を指示した使用者は、その結果の報告をもって対応措置をとれば足り、同人が精密検査を受けず、業種の転換の申出もせず病勢が悪化したとしても、過失責任はないと判断されている<sup>35</sup>。また、労働者の出向中にくも膜下出血等を発症した事故につき、過重労働を否定したうえで、高血圧症の労働者にとっては過重な労働であったという主張と理解しても、使用者がそれを知っていたとは認められないこと、産業医は降圧剤の投薬を必要とするほどの状態ではないと判断し、繰り返し計測を行って血圧値に注意するように指導するなどの適切な指示をしていること、労働安全衛生法による健康診断は、当該業務上の配慮をする必要があるか否かを確認することを主たる目的とするものであり、労働者の疾病そのものの治療を目的とするものではないことなどを考慮し、仮に降圧剤の投薬を開始するのが望ましい状態であったとしても、被害労働者に降圧剤の投薬を開始する指示をしなかったからといっても、産業医に過失があるとは言えないとして、安全配慮義務違反を否定している<sup>36</sup>。

就業区分にある就業制限の判定は、作業内容と労働者の健康状態との組み合わせで行われるべきであり、明確な判定基準には馴染まないため、明確にされていない。しかし、産業医ごとの就業制限にあまりにも大きな隔たりがあれば、当然のことながら事業者からも労働者からも信頼を得ることは困難となる。そこで、就業制限を行う場合の理由の類型化（藤野ら、2012）<sup>37</sup>と一般健康診断の健診項目に対する専門産業医のコンセンサス調査（Tateishi et al, 2016）<sup>36</sup>が行われ、参考にされている。しかし、これらのコンセンサス調査は、客観的な結果がでる主に血液検査に対するものである。（表5）

一般健康診断には、自覚症状の項目が存在する。特に自覚症状については、本人しかわからないものであり、事業者は本人の愁訴の申出を待つ以外に把握する方法はない。そのため、労働者が自己の健康状態の自覚症状を放置しておいて、その責任までを使用者に問うわけにはいかない。高血圧症の基礎疾患を持つフォークリフトの運転手が高血圧性脳内出血で死亡した事例について、基礎疾患につき健診担当医から注意が示されておらず、本人が使用者に対して治療中と偽り、業務の負荷について申告もせず、会社からの「ふるまい酒」を断らずに摂取していたという前提を踏まえ、「本来自己の体調の異常や健康障害の兆は、特段の事情がない限り、自己が真先に気づくものであり、これに基づいて本人自らが健康管理を配慮するものである」として、会社に予見可能性がなく、会社の安全配慮義務の不履行による責任が否定された判例がある<sup>39</sup>。

一方、労働者から申し出があった場合には、使用者はその内容を検討し、産業医の意見を聴くなどして、本人の健康保持のために配慮措置が必要か否か、必要なときはどのような措置が必要かにつき所要の措置をとり「病状の増悪の防止、健康回復に必要な措置を講ずべき義務」を負うことになる。一方、特殊健康診断については、ABCTR判定と呼ばれる判定区分を用いて、その後の事後措置の必要性の意見を出すことが一般的である。特殊健康診断の場合には、一般健康診断と同様に、労働者の就業上の配慮を行うことになるが、作業環境の改善や曝露軽減のための措置を実施することが大変重要である。

（表6）

#### 【課題】

事後措置指針は、産業医の選任義務のない事業場においては、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等から意見を聴くことが適当であり、こうした医師が労働者の健康管理等に関する相談等に応じる地域産業保健センター事業の活用を図ること等が適当である、としている。しかし、そのキャパシティからしても、すべての50人未満の事業場が地域産業保健センターの事業を活用することはできないし、医師の意見には、(イ) 就業区分及びその内容についての意見と (ロ) 作業環境管理及び作業管理についての意見が含まれることから、仮に医師等に対する情報の提供が行われても、実際に事業場を巡視し、労働者の実態を把握していない医師が意見を述べることは極めて困難である。そこで、健康診断を実施している企業外労働衛生機関に注目し、産業医契約のない小規

模事業場に対して就業判定サービスを提供できる条件について、その統括医師と事務担当者にヒアリング調査等を行った結果、企業外労働衛生機関としては、産業医契約のない小規模事業場の労働者の判定を行うためには、1)ある程度職場の状況が把握でき、2)労働者本人との面談ができることが必要で、3)面談に必要なマンパワーの確保と適正な収入が得られる必要があるとの見解が示された<sup>40</sup> その点事後措置指針では、「必要に応じ、意見を聴く医師等に対し、（中略）職場巡視の機会を提供し、（中略）身体的又は精神的状態を判断するための情報が十分でない場合は、労働者との面接の機会を提供することが適当である」として、いることは特筆に値する。しかし、現実的には多くの事業場でそのような対応が行われているとは考えられず、健康診断が労働者の適正配置に有効に利用されるうえで、大きな課題と考えられる。

## 2. 健康診断実施後の措置

### 【概要と趣旨】

#### 安衛法第六十六条の五

事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同

じ。）への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により**事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針**を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。

安衛法第 66 条の 5 に基づき、事業者は、医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置等の措置を講ずることが求められている。その具体的な指針として、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（事後措置指針）」が公表されている。

#### 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（目次）

平成 8 年 10 月 1 日 健康診断結果措置指針公示第 1 号  
最新改正 平成 29 年 4 月 14 日 健康診断結果措置指針公示第 9 号

#### 1 趣旨

#### 2 就業上の措置の決定・実施の手順と留意事項

##### （1）健康診断の実施

##### （2）二次健康診断の受診勧奨等

##### （3）健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取

##### イ 意見を聴く医師等

##### ロ 医師等に対する情報の提供

##### ハ 意見の内容



(イ) 就業区分及びその内容についての意見

(ロ) 作業環境管理及び作業管理についての意見

ニ 意見の聴取の方法と時期

(4) 就業上の措置の決定等

イ 労働者からの意見の聴取等

ロ 衛生委員会等への医師等の意見の報告等

(イ) 関係者間の連携等

(ロ) 健康診断結果を理由とした不利益な取扱いの防止

(5) その他の留意事項

イ 健康診断結果の通知

ロ 保健指導

ニ 健康情報の保護

ホ 健康診断結果の記録の保存

3 派遣労働者に対する健康診断に係る留意事項

(1) 健康診断の実施

(2) 医師に対する情報の提供

(3) 就業上の措置の決定等

(4) 不利益な取扱いの禁止

(5) 特殊健康診断の結果の保存及び通知

(6) 健康情報の保護

事後措置指針においては、「事業者は、医師等の意見に基づいて、就業区分に応じた就業上の措置を決定する場合には、あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じてその労働者の了解が得られるよう努めることが適当である。なお、産業医の選任義務のある事業場においては、必要に応じて、産業医の同席の下に労働者の意見を聴くことが適当である」としている。

「事業者は、就業上の措置を実施し、又は当該措置の変更若しくは解除をしようとする

るに当たっては、医師等と他の産業保健スタッフとの連携はもちろんのこと、当該事業場の健康管理部門と人事労務管理部門との連携にも十分留意する必要がある。また、就業上の措置の実施に当たっては、特に労働者の勤務する職場の管理監督者の理解を得ることが不可欠であることから、プライバシーに配慮しつつ事業者は、当該管理監督者に対し、就業上の措置の目的、内容等について理解が得られるよう必要な説明を行うことが適当である」としており、就業上の措置の実効性を高めるために有効と考えられる。

就業措置のうち、就業制限については、労働を一部制限することになるため、健康状態の推移に応じて見直すべきものと考えられる。法令上の規定はないが、事業者は制限の見直しのための医師の意見をどのようなタイミングおよび方法で聴くか、明確に定めておくことが望まれる。

偽黄斑円孔を原因とする視力の低下に悩まされている労働者が、自らの健康状態を理由に業務内容の変更、配置転換等の措置をなすよう申し入れたにも関わらず、会社側がそれに対応しなかったことに関して、労働安全衛生法第66条第7項は、その規定の仕方自体が、同条第1項ないし第3項あるいは第6項と異なり、違反する事業者には罰則を科すことは予定されていないことからすると、直ちに、その規定が使用者に命じた行為内容が、使用者の労働契約における本来の履行義務になったとまで認めるのは困難であるとし、健康に配慮する義務を負っていることは認められるにしても、付随的債務にすぎないのであるから、これを根拠にその履行を直接請求する趣旨で提起さ



れた請求は理由ないものと言わざるを得ないとの判断を下している<sup>41</sup>。

コンピューターソフトウェア開発等を目的とする会社で勤務していた労働者が脳出血で死亡したことにつき、その両親が、死亡は長時間労働等過重な業務によるストレス等に原因があったとして会社を相手として安全配慮義務違反を理由とする損害賠償を請求し、会社側の安全配慮義務違反が認められた判決において、安全配慮義務の具体的な内容として、「適正な労働条件を確保すること」、「高血圧を増悪させ致命的な合併症が生じることがないように、持続的な精神的緊張を伴う過重な業務に就かせないようにしたり、業務を軽減すること」が挙げられ、上告審もその判断を支持している<sup>42</sup>。この判決をもとにすれば、すべての労働者に対して「適正な労働条件を確保すること」、健康に若干の支障がある労働者については「健康診断を受診したうえで、労働時間、労働内容を軽減したり、就労場所を変更すること」の措置を、高血圧患者で致命的な合併症を生じる危険があるものについては、「高血圧を増悪させ致命的な合併症が生じることがないように、持続的な精神的緊張を伴う過重な業務に就かせないようにしたり、業務を軽減すること」の措置を取るべきこととなる。

### 3. 産業医への情報提供

#### 【概要と趣旨】

産業医が事業者適切な意見を述べるためには、事業場や労働者の状況について産業医に情報提供がなされるとともに、意見を述べた内容に基づき事業者が行った措置について、フィードバックされることが必

要となる。安衛法第13条で規定された産業医への情報提供について、安衛則第14条の2第1項でその内容が規定されている。このうち、第3号「労働者の業務に関する情報であって産業医が健康管理等を適切に行うため必要と認めるもの」については、労働基準局長通達（基発0329第2号平成31年3月29日）で、「①労働者の作業環境、②労働時間、③作業態様、④作業負荷の状況、⑤深夜業等の回数・時間数などのうち、産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるものが含まれる。」とされている。

さらに、安衛則第14条の2第2項第1号で、法第66条の5第1項の規定により既に講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報（これらの措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）が定められている。すなわち、産業医の意見に対する事業者の対応については、産業医にフィードバックされることになる。

産業医には、安衛法第13条第5項で、「産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。この場合において、事業者は、当該勧告を尊重しなければならない」とされており、事業者の就業上の措置の内容が労働者の健康を確保する上で十分ではないと考えられる場合には、産業医が事業者  
に勧告することも検討されることになる。

#### 安衛法第十三条

1～3 略

4 産業医を選任した事業者は、産業医に対し、厚生労働省令で定めるところにより、

労働者の労働時間に関する情報その他の産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

5～6 略

安衛則第十四条の二 法第十三条第四項の厚生労働省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 法第六十六条の五第一項、第六十六条の八第五項(略)又は第六十六条の十第六項の規定により既に講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報（これらの措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）

二 略

三 略

2 法第十三条第四項の規定による情報の提供は、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 前項第一号に掲げる情報 法第六十六条の四、第六十六条の八第四項(略)又は第六十六条の十第五項の規定による医師又は歯科医師からの意見聴取を行つた後、遅滞なく提供すること。

二 略

三 略

## Ⅷ 結果の通知および保健指導

### 1. 健康診断結果の通知

#### 【概要と趣旨】

安衛法第六十六条の六

事業者は、第六十六条第一項から第四項までの規定により行う健康診断を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところ

により、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

健康診断を受けた労働者は、その結果に基づき保健行動を取り、健康の保持増進に努めることが求められる。そのためには、健康診断の結果を労働者が速やかに知ることが重要であり、そこで、安衛法第66条の6で、その結果の通知義務を課し、さらには一般健康診断については安衛則で遅滞なく通知することを義務付けている。また、特殊健康診断についても、各省令で通知が義務付けられている。

安衛則第五十一条の四 事業者は、法第六十六条第四項又は第四十三条、第四十四条若しくは第四十五条から第四十八条までの健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

このような通知義務が健康診断を実施する以上当然のことと解せられるが、労働安全衛生法令で義務付けられたのは、一般健康診断については1996（平成8）年の改正時であり、特殊健康診断については2005（平成17）年であった。解釈例規では、通知の方法は、総合判定結果だけでなく、各健康診断の項目ごとの結果も通知する必要があることが示されている。また、結果通知は、安衛則第51条の4で遅滞なく行うことが求められているが、多くの健康診断が外部委託されている現状を考えると、健康診断を委託した医療機関がどの程度で結果報告を行うかがポイントとなる<sup>43</sup>。このことに関する具体的な取り決めはないが、全国労働衛生団体連合会が労働衛生機関のサービス向上を目的として実施している労働衛生サービス機能評価機構のサーベイでは、2週間

以内をめぐとすることを求めており一つの参考となる<sup>44</sup>。

健康診断結果の通知(安衛法第 66 条の 6)の違反は、安衛法第 120 条で 50 万円以下の罰金に処することが規定されている。

## 2. 保健指導

### 【概要と趣旨】

#### 安衛法第六十六条の七

事業者は、第六十六条第一項の規定による健康診断若しくは当該健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。

2 労働者は、前条の規定により通知された健康診断の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。

労働者が、健康診断の結果の通知を受けただけで、その内容を理解して、適切な保健行動を取ることを期待することは困難である。そこで、安衛法第 66 条の 7 第 1 項で、「事業者は、第 66 条第 1 項の規定による健康診断若しくは当該健康診断に係る同条第 5 項ただし書の規定による健康診断又は第 66 条の 2 の規定による健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。」としている。

解釈例規では、保健指導の方法として、面

談による個別指導、文書による指導等の方法があるとしている。事後措置指針では、その内容として、保健指導として必要に応じ日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、健康診断に基づく再検査又は精密検査、治療のための受診の勧奨等を行うことを具体的な内容として挙げており、医療機関への受診指導も保健指導に含まれる<sup>45</sup>。また、「深夜業に従事する労働者については、昼間業務に従事する者とは異なる生活様式を求められていることに配慮し、睡眠指導や食生活指導等を一層重視した保健指導を行うよう努めることが必要である」としているように、安衛法に基づく保健指導は、仕事内容および仕事による生活時間への影響などを十分に意識する必要がある。

保健指導の対象に関しては、「特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して」とあるがその定義は明確ではない。保健師の選任に関する法的な規定は存在しないため、労働者当たりの産業保健スタッフの数は、事業場によって大きく異なっている。そのため、労働者全員に対して保健指導を行う事業場もあれば、ほとんど実施されていない事業場も存在する。事業場の実情に応じて保健指導の対象を決めて、効果的な保健指導を実施することが求められる。

労働者が対象として想定される保健指導には、安衛法に基づく保健指導のほか、主に高齢者の医療の確保に関する法律（高齢者医療確保法：昭和 57 年法律第 80 号）第二十四条の規定に基づく特定保健指導がある。高齢者医療確保法では、保険者は、労働安全衛生法の健康診断の記録の提供を求めることができることになっている。

高齢者医療確保法 第二十七条

- 1 略
- 2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。
- 3 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

【課題】

労働者については労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断が優先され、重複して健康診断が実施されることはないような対応がなされているが、特定保健指導は健康保険組合等の医療保険者またはその委託を受けた機関が行っているため、対象者や実施スケジュールが必ずしも企業と共有されているわけではない。そのため、同一の労働者に重複して保健指導が行われたり、方向性が異なる指導が行われたりする可能性がある。事後措置指針では、「労働安全衛生法第66条の7第1項の規定に基づく保健指導を行う医師又は保健師にこれらの特定保健指導の内容を伝えるよう働きかけることが適当である」としているが、医師・保健師が、特定保健指導の受診の事実を知らない中で、情報を伝えるように促すことは容易ではなく、この重複は一つの課題となる。昨今、健康経営においては、医療保険者と事業者の積極的な連携（いわゆるコラボヘルス）が推奨されている<sup>46</sup>。この連携においては、主に

個人情報保護などの障害が存在するが、両者の対話を通じて、役割分担や連携方法を明確にして、より多くの労働者に対する効果的な保健指導の実施が望まれる。

## Ⅹ 健康診断結果報告

【概要と趣旨】

健康診断のうち、一般定期健康診断（安衛則第44四条）、特定業務従事者健康診断（安衛則第45条）、常時50人以上の労働者を使用する事業者は、遅滞なく、定期健康診断結果報告書様式第6号を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされている。また、特殊健康診断については、それぞれの省令で、事業場規模に関わらず、報告義務が課せられ、その様式が定められている。

安衛則第五十二条 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、第四十四条、第四十五条又は第四十八条の健康診断（定期のものに限る。）を行なったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書様式第六号（表面）（裏面）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（例として、有機溶剤中毒予防規則の規定を示す。）

有機則第三十条の三 事業者は、第二十九条第二項、第三項又は第五項の健康診断（定期のものに限る。）を行つたときは、遅滞なく、有機溶剤等健康診断結果報告書様式第三号の二（表面）（裏面）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

それぞれについて、「所見のあった者の人数」および「医師の指示人数」の記載欄がある。このうち、「医師の指示人数」については、健康診断の結果、要医療、要精密検査等



医師による指示のあった者の数を記入することとされている。そして厚生労働省は、この結果をもとに、有所見率等の統計を公表している<sup>47</sup>。

「医師の指示人数」については、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」で、「事業者は、労働安全衛生法第66条第1項から第4項までの規定に定めるところにより、労働者に対し医師等による健康診断を実施し、当該労働者ごとに診断区分（異常なし、要観察、要医療等の区分をいう。以下同じ。）に関する医師等の判定を受けるものとする。」とされており、この判定までもって健康診断の実施とみなしており、その状況を確認するという意味合いを持つと考えられる。

#### 【課題】

「所見のあった者」とは、労働者の健康状況を把握し、現に統計が公表されていることから、本来であればその基準が示されるべきと考えられるが、各医師の判断が優先されることになるため、この数値は現時点では意味をなさないばかりか、基準がないデータの統計情報による混乱が生じている可能性がある。一方、安衛法第66条の4で、異常の所見があると診断された労働者については、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならないとされ、事後措置指針では、就業上の措置に関し、その必要性の有無、講ずべき措置の内容等に係る意見を医師等から聴く必要があり、当該労働者に係る就業区分及びその内容に関する医師等の判断を区分によって求めるものとされている。しかし、この区分についての報告義務が存在しないため、事後措置の実施状況が必ず

しも把握できていない。しばしば、労働基準監督署が臨検を行う際、健康診断結果票への就業区分の記載状況を確認している。健康診断の適切な実施状況を把握することを目的とするのであれば、医師の指示人数に併せて、法令上の義務である医師の意見の状況を記載させることも考えられる。

## X 派遣労働者に対する適用

### 【概要と趣旨】

労働者派遣事業においては、雇用関係がある派遣元が、事業者として派遣労働者の労働安全衛生法上の責任を負うことが基本であるが、派遣先も派遣労働者を自らの指揮命令の下において自社の機械設備と作業方法に沿って生産活動に従事させていることに伴い、安全と健康の確保の責任を分担している。派遣先事業者への労働安全衛生法の適用の特例を明確にしている。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

（労働安全衛生法の適用に関する特例等）

第四十五条 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者もまた当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、（中略）第六十六条の五第一項、（中略）を適用する。（後略）

2 略

3 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者



に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法（中略）第六十六条第二項前段及び後段（派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者（派遣中の労働者を含む。）に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三項、第四項（同法第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）並びに第五項（同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第六十六条の三（同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項、第四項並びに第五項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第六十六条の四（中略）を適用する。（後略）

【課題】

労働者派遣法第 45 条第 1 項では、医師等の意見に基づく就業上の措置（安衛法 66 条の 5）の責任を派遣元事業者と共有することになっている。前述の事後措置指針では、「派遣労働者に対する健康診断に係る留意事項」で、不利益な取扱いの禁止を示しているが、派遣元事業者は、派遣先事業者の求めに応じて一定の業務を行うことができる労働者を派遣しているという性質上、その求め自体の履行に影響があるような制限をかけることは困難であり、制限の内容によっては派遣元事業者は派遣される労働者を入れ替えることになる可能性が大きく、派遣労働者の就業上の措置は容易ではない。

また、第 3 項では、特殊健康診断を定める安衛法第 66 条第 2 項とその事後措置に関しては、派遣先事業者の責任として位置付けている。特殊健康診断は、有害環境に従事する労働者の健康障害を早期に発見すると

ともに、ばく露の程度を把握して職場環境や作業方法の改善に結び付けることが目的であり、そのような作業環境や作業方法のもとでの労働をさせている派遣先事業者が責任を持つことは当然のことと考えられる

D. 考察 および E. 結論

一般健康診断と特殊健康診断とで異なる考察が求められる。いずれの場合にも、健康診断は、どのような対象に、どのような項目で実施するか、といった要素が重要となる。また、健康診断は、その結果が活用されて初めて意味を持つが、健診結果を労働者にフィードバックし、合わせて産業保健専門職が結果をもとに事業者および労働者に働きかけ、そのうえで、必要な対応を図ることが必要となる。一般健診および特殊健診とも、法令で対象者と項目を明確に規定し、さらに事後措置の流れを具体的に規定している。そのことによって、健康診断および事後措置が多くの実業場で確実に実施されることに繋がっている。

しかし、健康診断の現行制度には、以下のようないくつかの課題も存在する。

- 一般健康診断に含まれる特定業務従事者健診の位置づけが不明確なこと
- 一般健診によって評価される職務適性が幅広く想定されているにもかかわらず、労働時間が短いことなどでパートタイマーが対象となっていないこと
- 健診項目が、特定健康診査が目的とするような脳・心臓疾患の発症リスクに関連する項目に限定される方向にあること
- 一般健康診断の法定項目のうち、既

往歴の聴取の内容に具体的な指針が存在しないこと

- 想定される一般健康診断の項目の省略手順が、多くの健診が外部委託されている実態から考えて現実的ではないこと
- 特殊健康診断において、「常時従事する労働者」の定義が不明確であり、過剰な特殊健康診断が実施される可能性があること
- 法令で特殊健康診断の対象となっている物質は、極めて限られた物質であるが、本来、リスクアセスメントの結果必要がある場合には自主的に行われるべき特殊健診がほとんど実施されていないこと
- 特殊健康診断の健診項目について、最新のエビデンスに基づく見直しに長い時間を要すること
- 現状の目的から考えて、一般健康診断も、労働時間内に実施することを基本とすべきであること
- 事業者が健康診断を外部委託する際に、その精度や質の管理状況に対して、意識が低いこと
- 保健指導の実施において、特定保健指導の実施との連携が必ずしも図られていないこと
- 産業医の選任義務のない事業場においては、事業場の実態に則した医師の意見が聴取できないこと
- 労働基準監督署への報告について、基準が存在しないため、集計データに統計的な意味をもたないこと
- 派遣労働者に対する健康診断後の就業措置が困難なこと

今後、より有効な健康診断制度に向けた改善のために、継続的な議論が行われるべきである。その多くは、専門性の高い産業保健専門職の助言にもとづき、必要に応じて事業者が自主的に実施すれば対応できる課題である。しかし、法令の詳細な規定が、そのような行動を抑制している可能性もある。そのため、議論を行うに当たっては、確実な実施と柔軟な対応を両立できるような仕組みの構築が必要であると考えられた。

## F. 研究発表

### 1. 論文発表

なし

### 2. 学会発表

なし

## G. 知的所有権の取得状況

### 1. 特許取得

該当せず。

### 2. 実用新案登録

該当せず。

### 3. その他

該当せず。

## H. 引用文献

- 1) 森晃爾著 就業措置・支援の基本、「働く人の健康状態の評価と就業措置・支援」（労働調査会、2018年（平成30年））11頁～15頁
- 2) 伊藤直人ほか 特定業務従事者健康診断の実施対象となる業務とその基準に関する歴史的変遷. 産業衛生学雑誌 (2020;62 (1) :1-12. )
- 3) 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則及び特定

- 化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令等の施行等について（基発第413号、平成13年4月27日）
- 4) 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行等について」（平成20年2月29日基発第0229001号）
  - 5) 日本産業衛生学会「許容濃度等の勧告（2019年度）、騒音の許容基準」
  - 6) 伊藤直人ほか、特定業務従事者健康診断の実施対象となる業務とその基準に関する歴史的変遷（前掲）
  - 7) 伊藤直人．特定業務従事者健康診断の実施状況、「平成29年度特定業務従事者の健康診断等の労働安全衛生法に基づく健康診断の諸課題に対する実態把握と課題解決のための調査研究報告書」（労災疾病等臨床研究、研究代表者森晃爾）
  - 8) 畠中信夫．「労働安全衛生法のはなし」（中央労働災害防止協会、2019年（令和元年））303頁～305頁
  - 9) 厚生労働省「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会報告書」（2016年（平成28年））
  - 10) Ito N, et al. Needs survey on the priority given to periodical medical examination items among occupational physicians in Japan. *Journal of Occupational Health*, 2018; 60: 502-514.
  - 11) 尾尻哲洋、全衛連実勢調査の分析 季刊労働衛生管理 2015; 26(1): 28-36
  - 12) 厚生労働省 「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案に係る意見募集について」に対して寄せられた御意見等について（2016年（平成28年）11月30日）
  - 13) 日本産業衛生学会「許容濃度等の勧告（2019年度）、発がん性分類・生殖毒性物質」
  - 14) 山瀧一．健康診断の判定、健康診断ストラテジー（バイオコミュニケーションズ、2014年（平成26年））209頁～211頁
  - 15) 中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター．「特殊健康診断の健診項目に関する調査研究委員会報告書」2008年（平成20年）
  - 16) 厚生労働省労働基準局安全衛生部．特殊健康診断項目等の見直し案について．「令和元年度第1回労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会資料」
  - 17) 山瀧一．健康診断の判定（前掲）
  - 18) 深井七恵ほか．タイ王国の労働衛生に関する制度および専門職育成の現状-日本企業が海外拠点において、適切な労働衛生管理を実施するために．2018産業医科大学雑誌．40(1):33-44.
  - 19) 厚生労働省．「東京電力等に対する労働安全衛生法第六十六条第4項に基づく臨時健康診断の指示内容」
  - 20) 解釈例規「安衛法便覧（令和元年版）」（労働調査会、2019年（令和元年））、437頁
  - 21) 厚生労働省労働基準局長、厚生労働省雇用環境・均等局長「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」（基発0401第41号雇均発0401第36号平成31年4月1日）

- 22) 東京海上火災保険事件（最 2 小判平成 15 年 7 月 18 日 D1-Law 判例体系）
- 23) 全国労働衛生団体連合会 総合精度管理事業
- 24) 全国労働衛生団体連合会 労働衛生サービス機能評価事業
- 25) 日本人間ドック学会 健診施設機能評価
- 26) 労働安全衛生法違反、労働基準法違反被告事件(大阪地判昭和 12 年 8 月 9 日判例時報 1732 号 152 頁)
- 27) 人材派遣会社社員（労働安全衛生法違反等被告）事件(長崎地判平成 18 年 10 月 3 日労働判例 923 号 93 頁)
- 28) 経済産業省 健康経営優良法人認定制度
- 29) 愛知県教委（減給処分事件）（最 1 小判平成 13 年 4 月 26 日最高裁判所裁判集民事 202 号 173 頁）
- 30) 住友林業事件（名古屋地判昭和 56 年 9 月 30 日労働判例 378 号 64 頁）サンキュー会研修実務委員会法令研究グループ 判例から学ぶ従業員の健康管理と訴訟対策ハンドブック
- 31) 解釈例規「安衛法便覧（令和元年版）」（労働調査会、2019 年（令和元年））、445 頁
- 32) 櫻木園子 健康診断の準備と実施、健康診断ストラテジー（バイオコミュニケーションズ、2014 年（平成 26 年））165 頁～1 六十六頁
- 33) 解釈例規「安衛法便覧（令和元年版）」（労働調査会、2019 年（令和元年））、445 頁
- 34) 京和タクシー事件（京都地判昭和 57 年 10 月 7 日労働判例 404 号 72 頁）安西愈著 業務上疾病と一般健康管理の法律問題（前掲）160 頁
- 35) 城東製鋼事件(大阪地判昭和 46 年 3 月 25 日判例時報 645 号 96 頁)
- 36) 三菱電機（安全配慮義務）事件（静岡地判平成 11 年 11 月 25 日労働判例 786 号 46 頁）
- 37) 藤野善久ら．産業医が実施する就業措置の文脈に関する質的調査，産業衛生学雑誌 2012; 54: 267-275
- 38) Tateishi S. et.al, The opinions of occupational physicians about maintaining healthy workers by means of medical examinations in Japan using the Delphi method. Journal of Occupational Health 2016; 58: 72-80
- 39) 川西港運事件（大阪高判昭和 59 年 10 月 19 日掲載誌不明）安西愈著 業務上疾病と一般健康管理の法律問題（前掲）169 頁～170 頁
- 40) 茅嶋康太郎．企業外労働衛生機関の健康診断事後措置への関与「平成 24 年度医師等による就業上の措置に関する意見のあり方等についての調査研究報告書」（厚生労働科学研究補助金安全衛生総合研究事業、研究代表者 森晃爾）
- 41) 高島屋工作所事件（大阪地判平成 2 年 11 月 28 日労働経済判例速報 1413 号 3 頁）
- 42) システムコンサルタント事件（東京高判平成 11 年 7 月 28 日判例時報 1702 号 88 頁、最 2 小判平成 12 年 10 月 13 日労働判例 791 号 6 頁）サンキュー会研修実務委員会法令研究グループ 判例から学ぶ従業員の健康管理と訴訟対策

ハンドブック

- 43) 解釈例規「安衛法便覧（令和元年版）」  
（労働調査会、2019年（令和元年））、  
450 頁
- 44) 全国労働衛生団体連合会．労働衛生サ  
ービス機能評価基準解釈運用の手引
- 45) 解釈例規「安衛法便覧（令和元年版）」  
（労働調査会、2019年（令和元年））、  
451 頁
- 46) 厚生労働省．データヘルス・健康経営を  
推進するためのコラボヘルスガイドラ  
イン（2017年（平成29年））
- 47) 労働衛生のしおり．（中央労働災害防止  
協会、2019年（平成元年））20 頁



図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1段組）

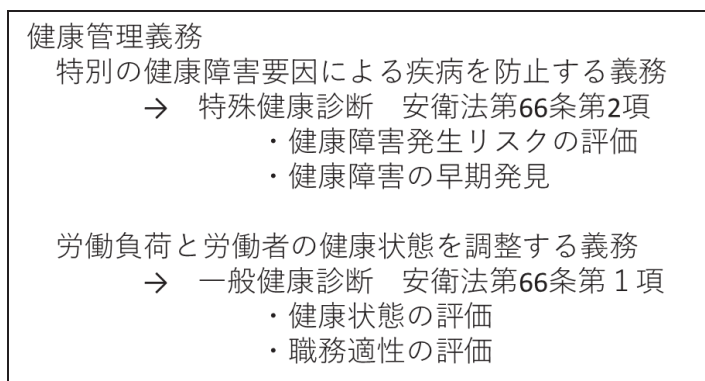


図1 健康管理義務と健康診断

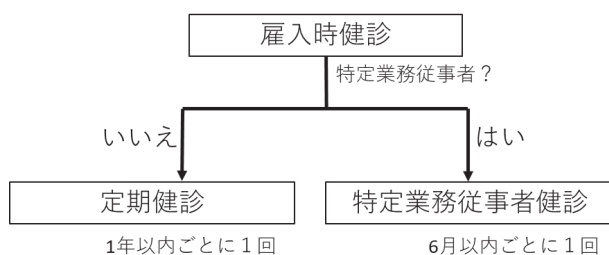


図2 一般健康診断の対象

対象	法令の基準 (1178号通達)	日本産業衛生学会 許容濃度等	備考
暑熱	WBGT 屋外: 36.75(°C) 屋内: 37.75(°C)	WBGT: 26.5~32.5(°C) 作業強度により異なる	1178通達の基準である、乾球温度摂氏40°C、湿球温度摂氏32.5°C、黒球寒暖計示摂氏温度50度とした場合のWBGTとして算出
粉じん	10~15(mg/m <sup>3</sup> )	0.03~8(mg/m <sup>3</sup> )	粉じんの種類等により異なる
騒音	100 (dB)	85 (dB)	1日の暴露時間を8時間とした場合の許容騒音レベル
鉛	0.5(mg/m <sup>3</sup> )	0.03(mg/m <sup>3</sup> )	
水銀	0.1(mg/m <sup>3</sup> )	0.025(mg/m <sup>3</sup> )	
クロム	0.5(mg/m <sup>3</sup> )	0.05(mg/m <sup>3</sup> )(6価クロム化合物) 0.5(mg/m <sup>3</sup> )(金属クロム、3価クロム)	
砒素	1(ppm)	0.3~3(μg/m <sup>3</sup> )	ヒ素及び無比ヒ素化合物(Asとして) 過剰発がん生涯リスクレベル10 <sup>-3</sup> ~10 <sup>-4</sup> に対応する評価値
黄リン	2(ppm)	0.1(mg/m <sup>3</sup> )	
弗化水素	3(ppm)	3(ppm)	
塩素	1(ppm)	0.5(ppm)	最大許容濃度
塩酸	10(ppm)	2(ppm)	最大許容濃度
硝酸	40(ppm)	2(ppm)	
亜硫酸	10(ppm)	—	
硫酸	5(mg/m <sup>3</sup> )	0.001	最大許容濃度
一酸化炭素	100(ppm)	50(ppm)	
二硫化炭素	20(ppm)	1(ppm)	
青酸	20(ppm)	5(ppm)	
ベンゼン	100(ppm)	0.1~1(ppm)	過剰発がん生涯リスクレベル10 <sup>-3</sup> ~10 <sup>-4</sup> に対応する評価値
アニリン	7(ppm)	1(ppm)	

表1 特定業務従事者健診の対象となる基準と許容濃度等との比較  
(伊藤直人らの論文<sup>7</sup>を一部修正)

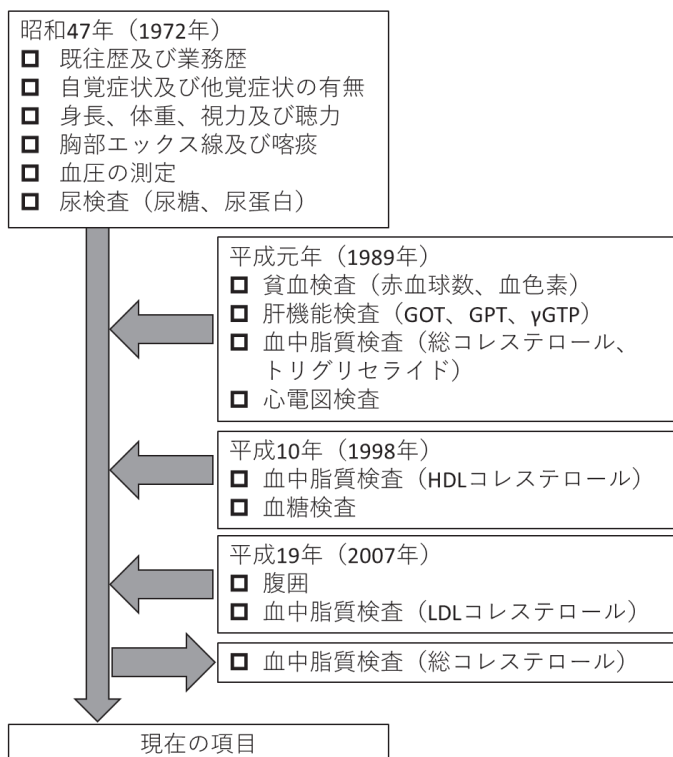


図3 一般的健康診断の項目の変遷

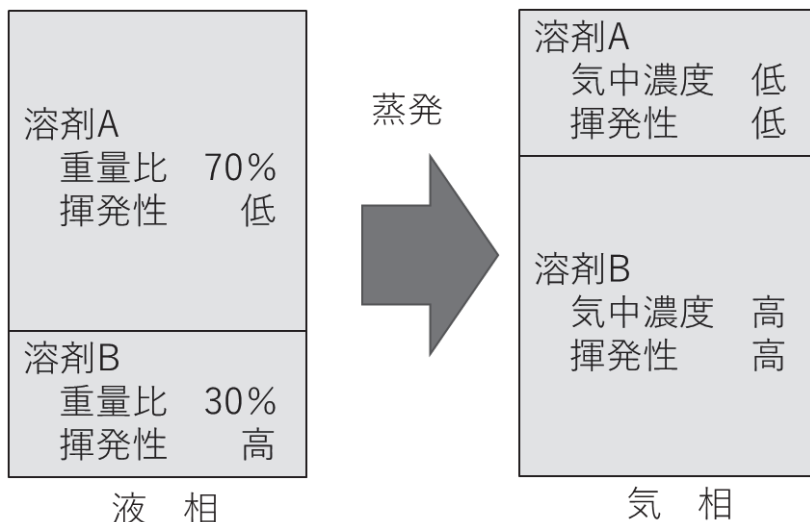


図4 混合溶剤の液相と気相での混合比の違い

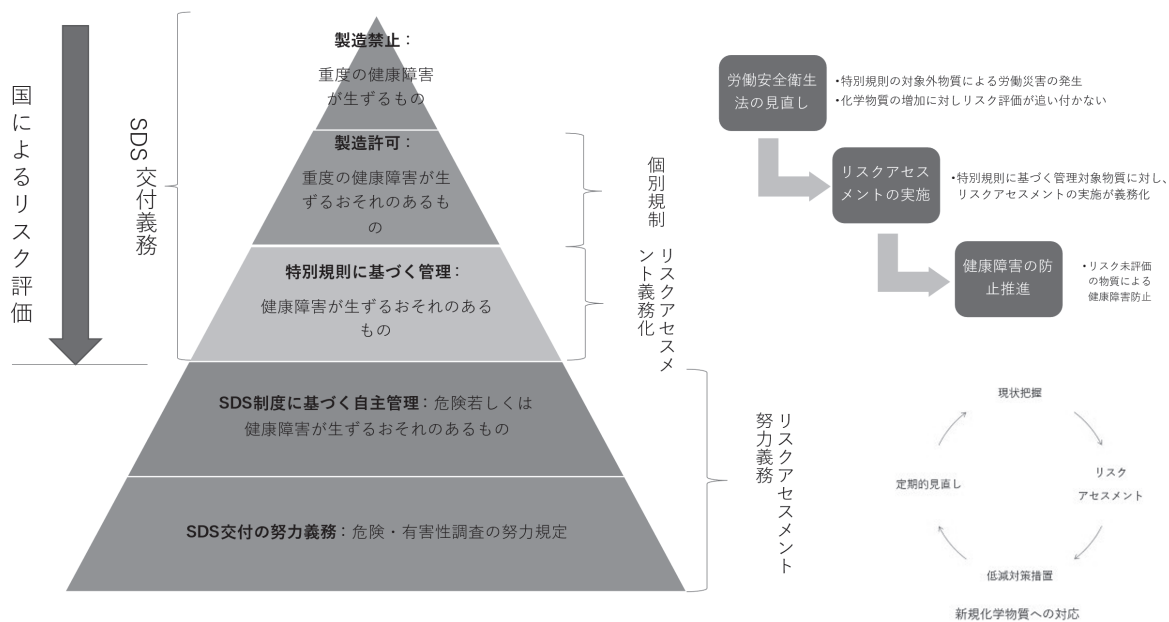


図5 リスクアセスメント努力義務の概要

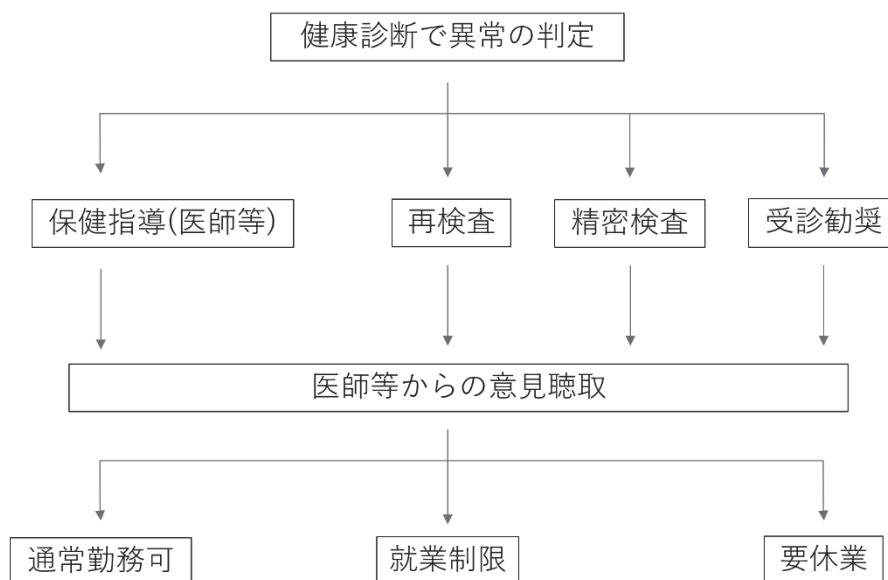


図6：健康診断と事後措置の流れ

表2 健康診断結果の保存期間

有害要因	保存期間
粉じん（じん肺法）	7年
石綿（石綿則）	40年
電離放射線（電離則）	30年
特定化学物質のうち、特定管理物質（特化則）	30年
その他（一般健康診断を含む）	5年

表3 心身の状態の情報の分類と取扱いの原則

心身の状態の情報の分類	左欄の分類に該当する心身の状態の情報の例	心身の状態の情報の取扱いの原則
<p>①労働安全衛生法令に基づき事業者が直接取り扱うこととされており、労働安全衛生法令に定める義務を履行する ために、事業者が必ず取り扱わなければならない心身の状態の情報</p>	<p>(a)健康診断の受診・未受診の情報                      (b)長時間労働者による面接指導の申出の有無                      (c)ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者による面接指導の申出の有無                      (d)健康診断の事後措置について医師 から聴取した意見                      (e) 長時間労働者に対する面接指導の事後措置について医師から聴取した意見                      (f)ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者に対する面接指導の 事後措置について医師から聴取した意見</p>	<p>全ての情報をその取扱いの目的の達成に必要な範囲を踏まえて、事業者等が取り扱う必要がある。ただし、それらに付随する健康診断の結果等の心身の状態の情報については、②の取扱いの原則に従って取り扱う必要がある。</p>
<p>②労働安全衛生法令に基づき事業者が労働者本人の同意を得ずに収集することが可能であるが、事業場ごとの取扱規程により事業者等の内部における適正な取扱いを定めて運用することが適当である心身の状態の情報</p>	<p>(a)健康診断の結果（法定の項目）                      (b)健康診断の再検査の結果（法定の項目と同一のものに限る 。                      (c)長時間労働者に対する面接指導の結果                      (d)ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者に対する面接指導の結果</p>	<p>事業者等は、当該情報の取扱いの目的の達成に必要な範囲を踏まえて、取り扱うことが適切である。そのため、事業場の状況に応じて、情報を取り扱う者を制限する・情報を加工する等、事業者等の内部における適切な取扱いを取扱規程に定め、また、当該取扱いの目的及び方法等について労働者が十分に認識できるよう、丁寧な説明を行う等の当該取扱いに対する労働者の納得性を高める措置を講じた上で、取扱規程を運用する必要がある。</p>
<p>③労働安全衛生法令において事業者が直接取り扱</p>	<p>(a)健康診断の結果 法定外項目                      (b)保健指導の結果</p>	<p>個人情報の保護に関する法律に基づく 適切な取扱いを確</p>



<p>うこと について規定されて いないため、あらかじめ 労働者本人の同意を得る ことが必要であり、事業場 ごとの取扱規程により事 業者等の内部における適 正な取扱いを定めて運用 することが必要である心 身の状態の情報</p>	<p>(c)健康診断の再検査の結果（法定 の項目と同一のものを除く。） (d)健康診断の精密検査の結 果 (e)健康相談の結果 (f)がん検診の結果 (g)職場復帰のための面接指 導の結果 (h)治療と仕事の両立支援等のため の医師の意見書 (i)通院状況等疾病管理のための情 報</p>	<p>保するため、事業場ごとの取 扱規程に則った対応を講じる 必要がある。</p>
---	--	---

表4 就業措置の区分

就業内容		就業上の措置の内容
区 分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	—
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜勤務の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

表5 産業医が実施する就業措置の類型<sup>37</sup>

類 型		具体例
類型1	就業が疾病経過に影響を与える場合の配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>心不全のある労働者に対する過度な筋作業の禁止</li> <li>重度の高血圧未治療者に対する深夜勤務の禁止</li> <li>腰痛保持者の筋労働の制限</li> <li>職場不適応によるメンタルヘルス不調が生じた労働者の配置転換</li> </ul>
類型2	事故・公衆災害リスクの予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>糖尿病コントロールが不良の労働者の高所における暑熱作業の禁止</li> <li>意識消失発作をきたす疾患を持つ労働者の運転作業の禁止</li> </ul>
類型3	健康管理（保健指導・受診勧奨）	<ul style="list-style-type: none"> <li>受診行動を促すために、高血圧を放置している労働者に対する運転作業の禁止や残業の禁止</li> </ul>
類型4	企業・職場への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> <li>過重労働が頻発する職場で、高血圧の管理が不十分な労働者に一律45時間以上の残業を禁止</li> </ul>
類型5	適性判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>弱視のある労働者に対するVDT作業の制限</li> <li>発達障害により計算能力が低い労働者に対して、高度な計算が求められる部署への配属を制限</li> </ul>

表6 特殊健診の判定区分と事後措置

区 分	所 見	事後措置
管理 A	第一次健康診断の全ての検査項目に異常が認められない場合	措置不要
管理 B	1 第一次健康診断のある検査項目に異常を認めるが、医師が第二次健康診断を必要としないと判断した場合	経過観察
	2 健康診断の結果、管理 C には該当しないが、当該因子によるかまたは当該因子による疑いのある異常が認められる場合	当該業務への就業制限
管理 C	第二次健康診断の結果、治療を要すると認められる場合	就業禁止
管理 R	健康診断の結果、当該因子による疾病または異常を認めないが、当該業務に就業することにより増悪するおそれのある疾患にかかっている場合または異常が認められる場合	当該業務への就業制限、当該疾病および異常に対する療養その他の措置
管理 T	健康診断の結果、当該因子以外の原因による疾病にかかっている場合または異常が認められる場合（管理 R に属するものを除く）	当該疾病に対する療養、その他の措置

厚生労働行政推進調査事業費補助金  
(政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）)  
分担研究報告書

化学物質による健康障害防止対策の現状と課題

分担研究者 森 晃爾

産業医科大学・産業生態科学研究所・産業保健経営学研究室

研究要旨

産業界では、極めて多くの化学物質が使用されており、その中には有害性に関する情報が十分なものから、ほとんど情報がないものまで存在する。それらの化学物質を取り扱う労働者の健康障害を防ぐためには、法令による規制と事業者による自律的管理の双方が重要である。

化学物質による健康障害を防止するための労働衛生管理においては、化学物質の発散から労働者の曝露を経て、健康障害が発生する過程に対して、作業環境管理、作業管理、健康管理の3管理のアプローチが基本である。

労働衛生管理の基本を前提に、法令上および行政上は、災害発生等の過去の経緯や有害性の大きさによって、特別規則による規制物質やリスクアセスメントの義務付け対象物質などに分類した対応が行われている。また、確実な化学物質管理を行うためには、労働衛生管理体制の確立が必要であり、そのための規制が存在する。

化学物質の健康障害防止戦略の基本はリスクアセスメントの実施と、その結果に基づくリスクコントロールであり、その中で有害性情報の収集、曝露評価、リスクの見積もり、発散の抑制、個人用保護具の活用、特殊健康診断の実施などの取組みを確実に実施する必要がある。そのためには、労働安全衛生マネジメントシステムの運用が有効である。

化学物質に対する特別規則としては、特定化学物質障害予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、有機溶剤中毒予防規則があり、それぞれで規制対象物質と対象作業を明確にしたうえで、詳細な規制が行われている。

研究協力者

下田 隼 産業医科大学産業生態科学研究所 専門修練医

松山和史 産業医科大学産業生態科学研究所 専門修練医

## A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、逐条解説を跨ぐ横断的課題の 1 つである化学物質管理について、概要、課題と改善策を示すことにある。

## B. 研究方法

研究班での横断的検討課題の抽出、担当者としての選任、研究代表者との具体的検討課題についての調整を経て、本研究課題に関連する本研究費による別の研究プロジェクトの成果、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表等の 1 次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏らとの意見交換により洗練させた。

## C. 研究結果

はじめに

地球上には 数千万種類以上の多種多様な化学物質が意図的または非意図的に生産され、そのうち数十万の物質が工業的に製造・利用されていると言われているが、その実数は明確ではない。これらの多様な化学物質は、生活を営む上で有用なものであるが、同時に物質固有の危険・有害性を有している。一般的に、その危険・有害性は、以下に大別される。

- ① 引火や爆発性等の物理化学的危険性
- ② ヒトの健康に対する有害性
- ③ 環境生物への有害性
- ④ 地球環境への有害性

このうち、本論では②ヒトの健康に対する有害性に特化して、現行の労働安全衛生法令上の化学物質による健康障害防止対策の現状と課題を整理し考察する。

### I 化学物質による健康障害の発生と管理の原則

#### 【概要と趣旨】

化学物質は作業環境中に拡散し、そこで作業をする労働者がばく露し、経気道的、経口的、経皮的なルートで体内に取り込まれる。取り込まれた化学物質は血流によって体内に分布し、主に肝臓等で代謝されて排出されるが、物質によっては、体内に長期に蓄積されるものもある。この過程で、「化学物質そのもの」または「代謝物」が生体機序に影響を及ぼし、化学物質ごとに特定の臓器（標的臓器）に健康障害を発生させる。化学物質へのばく露は、「短時間の一時的な場合」から「長期間に少量を継続してばく露する場合」、「比較的多量のばく露を断続的に繰り返す場合」など様々である。ばく露によって生じる健康影響は、



ばく露直後に現れる急性影響と、反復または長期間のばく露による慢性影響がある。また、ばく露期間に関わらず、ばく露終了後の一定期間後に健康障害が発生する晩発性の影響（晩発性障害）がある。

化学物質による健康障害の発生を防止するためにはばく露を低減する必要がある。化学物質が作業場で発散・拡散したあと、健康影響が発生するまでの経路を理解することで、低減対策に様々な方法があることが分かる。

- ① 有害化学物質を代替化したり、生産工程を変更したりすることで、化学物質の使用を無くしたり、少なくする
- ② 密閉化や局所排気装置で発散・拡散を抑制する
- ③ 作業方法の改善や作業時間を短縮する事で労働者のばく露を低減する
- ④ 保護具の着用により体内取込みを低減する
- ⑤ 健康影響が生じやすい労働者を配置転換する

これらの方法の中で、有害物の発生源から環境を制御する方法を「作業環境管理」、個人ばく露から生体内吸収を制御する方法を「作業管理」、それ以降を「健康管理」に分類することが一般的である。これらを「三管理」と呼ぶ。

このような多様なばく露低減対策のうち、より根本的な対策である①が優先されるべきであるが、製品の品質や生産性など諸事情により実施が困難な場合には、次善の策として②以降の対策を実施する。しかし、これらの対策を行っても、完全に体内取込みを防止して、有害要因による健康障害の

可能性を無くすことができない場合が多く、健康影響を早期に発見して労働者をばく露から隔離したり、早期に治療したりするために、特殊健康診断を実施する必要がある。

（図1）

このように、化学物質による健康障害防止対策を行うためには、健康障害防止のための多段階の対策を効果的かつ効率的に行っていく必要があり、その基盤となるのがリスクアセスメントである。また、対策がうまく行っているかどうかの管理状況の評価も重要である。そのためには、作業環境管理、作業管理、健康管理に相当するいくつかの段階で、労働者のばく露状況を推定するためのモニタリングを行い、対策の妥当性を評価することが必要である。その評価方法として、作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリングがあり、それぞれに基準値として「管理濃度」、「許容濃度」、「生物学的ばく露指標」がある。

（図2）

## II 化学物質による健康障害防止対策の基盤

### 1. 事業者の講ずべき措置等の一般規定

#### 【概要と趣旨】

労働安全衛生法では、化学物質による健康障害防止のための事業者の責任および労働者の責任について規定し、詳細を関係省令の規定に委ねている。

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害

二～四 略

第二十六条 労働者は、事業者が第二十条から第二十五条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

第 27 条の規定として関連する主な厚生労働省令には、「労働安全衛生規則（安衛則）」、「特定化学物質障害予防規則（特化則）」、「鉛中毒予防規則（鉛則）」、「四アルキル鉛中毒予防規則（四アルキル鉛則）」、「有機溶剤中毒予防規則（有機則）」があり、後者の 4 つの省令を特定の化学物質に関して規定した特別規則と呼ぶことがある。

## 2. 規制対象物質の分類

### 【概要と趣旨】

(1) GHS の危険有害性を利用した化学物質等安全性データシート（SDS）交付対象物質

全世界で多様な化学物質が広く利用されており、国際的な取引が活発化する中で、同じ化学物質であっても異なる方法でその危険有害性が評価され、またその情報が表示・伝達される状態では、化学物質の安全な使用・輸送・廃棄は困難である。そのような認識のもと、2003 年 7 月には、国連経済社会理事会において「化学物質の分類および表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」（GHS）の実施促進のための

決議が採択された。そして、各国で GHS を国内法に取り入れることによって、世界共通の基盤となっている。また GHS は現状に合わせて定期的な改訂が行われている。

GHS では、危険・有害性の分類として、以下の分類を用いており、それぞれにレベル分けするための基準を設けている。この GHS の基準によって全化学物質の約 4 万種類が危険・有害性を有していると見なされている。

### GHS による危険・有害性の分類

#### 危険・物理化学的危険性

- 爆発物
  - 可燃性ガス（自然発火性ガス、化学的に不安定なガスを含む）
  - エアゾール ●酸化性ガス ●高圧ガス
  - 引火性液体 ●可燃性固体
  - 自己反応性化学物質 ●自然発火性液体
  - 自然発火性固体 ●自己発熱性化学物質
  - 水反応可燃性化学物質 ●酸化性液体
  - 酸化性固体 ●有機過酸化物
  - 金属腐食性化学物質 ●鈍性化爆発物
- 健康に対する有害性
- 急性毒性 ●皮膚腐食性／刺激性
  - 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性
  - 呼吸器感作性又は皮膚感作性
  - 生殖細胞変異原性 ●発がん性
  - 生殖毒性
  - 特定標的臓器毒性（単回ばく露）
  - 特定標的臓器毒性（反復ばく露）
  - 誤えん有害性
- 環境に対する有害性
- 水生環境有害性 ●オゾン層への有害性

わが国の労働安全衛生法令に基づく化学物質管理では、GHS で危険・有害性のある化学物質を対象とした規定を設け、事業者

等に対応を義務付けている。さらに、新規化学物質の届け出を義務付けることによって、危険・有害性を有する化学物質全体をカバーする方策を取っている。

化学物質による健康障害防止のための基本は、労働者に発生する恐れのある健康障害のリスクを評価し、リスクの大きさに応じてリスク低減対策を立てることにある。後述のように、化学物質による健康障害リスクは、有害性の大きさとばく露の程度の組み合わせで評価される。このうち有害性の大きさは、GHS に則り標準化された化学物質等安全性データシート（Safety Data Sheet：SDS）から読み取ることになる。そのためには、化学物質を使用する事業者が SDS が提供されることが不可欠であるため、化学物質の譲渡者または提供者に対する SDS の交付義務を 2 段階で分けて規定している。まず第 1 段階として、安衛法第 57 条の 2 第 1 項で、政令で指定する物質（および第 56 条第 1 項で指定した製造許可物質）に対して義務化し、次に第 2 段階として、安衛則第 24 条の 15 で、厚生労働大臣が指定した特定危険有害化学物質等に対して努力義務を課している。

安衛法第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物（以下この条及び次条第一項において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者

の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し又は提供する場合については、この限りでない。

- 一 名称
- 二 成分及びその含有量
- 三 物理的及び化学的性質
- 四 人体に及ぼす作用
- 五 貯蔵又は取扱い上の注意
- 六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

第二十四条の十五 特定危険有害化学物質等（化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの（法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物を除く。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により特定危険有害化学物質等に関する次に掲げる

事項（前条第二項に規定する者にあつては、同条第一項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供

する相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。

- 一 名称
- 二 成分及びその含有量
- 三 物理的及び化学的性質
- 四 人体に及ぼす作用
- 五 貯蔵又は取扱い上の注意
- 六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 七 通知を行う者の氏名（法人にあつ

ては、その名称）、住所及び電話番号

- 八 危険性又は有害性の要約
- 九 安定性及び反応性
- 十 適用される法令
- 十一 その他参考となる事項

ここでいう政令とは、労働安全衛生法施行令（安衛法施行令）であり、安衛法施行令第 18 条の 2 で、①別表第 9 に掲げる物、②別表第 9 に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの、③別表第 3 第 1 号 1 から 7 までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号 8 に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるものと規定されている。別表第 9 には、第 1 号から 633 号（途中、削除 2 物質あり）まで物質が挙げられている。また、別表第 3 第 1 号は、製造許可物質を規定しており、2020 年 4 月 1 日現在では 673 物質が対象となっている。（本年ベンジルアルコールが追加されたので 674 物質となっている。）一方、安衛則第 24 条の 15 第 1 項で厚生労働大臣が定めるものは、GHS に基づき「危険有害性クラス」、「危険有害性区分及びラベル要素が定められた物理化学的危険性又は健康有害性を有するものとする（(厚生労働省告示第 150 号：平成 24 年 3 月 26 日)」となっている。すなわち、化学物質のうち GHS の基準で危険有害性があるとされる物質については SDS の交付を努力義務とし、その中でもより有害性が高いと考えられるものには SDS の交付を義務付けている。この交付の義務ないし努力義務は、リスクアセスメント（危険・有害性の評価）の前提となるものであり、後述の法令上のリスクアセスメントの義務ないし努力義務（法第 57 条の 3 第 1 項、第 2 項）の

対象物質と一致している。（図 3）

平成 30 年労働安全衛生調査（実態調査）の結果では、化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所について、「労働安全衛生法第 57 条の 2 に該当する化学物質」（交付義務対象）、「労働安全衛生法第 57 条の 2 には該当しないが、危険有害性がある化学物質」（交付努力義務対象）をそれぞれ製造又は譲渡・提供している事業所のうち、安全データシート（SDS）をすべての製品に交付している事業所の割合は、それぞれ 77.6%および 72.9%となっている。一方、化学物質を使用している事業所について、リスクアセスメントをすべて実施している事業所の割合は、それぞれの化学物質について、29.2%および 21.6%となっている。このように、SDS 交付およびリスクアセスメントの実施とも十分とは言えない状況である。

## （2）法令、特別規則による規制物質

化学物質の中には、過去の健康障害の発生、有害性の大きさ、これまでの経緯などにより物質名が列挙され、特別の規定がかかっているものがある。

まず、もっとも規制が厳しいものは、安衛法で製造等の禁止（第 55 条）や製造の許可（第 56 条）が規定されている。このうち、製造等の禁止対象物質は安衛法施行令第 16 条で、製造の許可物質は別表第 3 第 1 号で指定されている。

第五十五条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジン含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提



供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

第五十六条 ジクロルベンジジン、ジクロルベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある物で、政令で定めるものを製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

次に、安衛法第 27 条で、「第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める」とあり、化学物質に関しては安衛則に加えて、特化則、鉛則、四アルキル鉛則、有機則の特別規則が相当する。また、各特別規則の対象となる化学物質は、安衛法施行令で規定されており、特定化学物質障害予防規則については別表第 3 が、有機溶剤予防規則については別表第 6 の 2 が相当する。なお、前述の製造許可物質は特化則の第 1 類物質に分類されている。

このうち、鉛則、四アルキル鉛則、有機則は、物質名または物質の性質（有機溶剤とは、他の物質を溶かす性質を持つ有機化合物）ごとに一つの特別則を設けているが、特化則の対象である特定化学物質には様々な性質ものが含まれている。その中でも、第 1 類および第 2 類物質は、慢性ばく露による健康障害が疑われる物質であり、さらに発がん性物質とそれ以外に分けられる。第 3 類物質は、酸、アルカリ、有毒ガスといった漏洩や接触による急性中毒や障害の

可能性がある物質が対象となっている（図 4）<sup>11</sup>。

このような異なる視点・軸で適用物質を決めているため、有機溶剤であっても発がん性を有する場合には、有機則と特化則の間での取扱いについて確認が必要である。この点について、例えばもともと物理的性質は有機溶剤であるベンゼンは、特化則では第 2 類物質に分類されている。また、知見の積み重ねによって発がん性があることが分かった有機溶剤については、発がん性に着目して、2014 年 11 月から安衛法施行令別表第 6 の 2 から別表第 3 に移して、特別有機溶剤として特化則が適用されている。

### （3）主に発がん性に着目した分類

前述の安衛法上の SDS の交付対象物質の選定の際には、有害性の大きさが勘案されているが、中でも発がん性などの重篤な有害性については別途に補充的な規制がなさ

<sup>11</sup> 厚生労働省の WEB サイトには、以下のように以下のように記され、有害性の程度は、（高）第一類＞第二類＞第三類（低）と解されている。

第一類物質：がん等の慢性障害を引き起こす物質のうち、特に有害性が高く、製造工程で特に厳重な管理（製造許可）を必要とするもの

第二類物質：がん等の慢性障害を引き起こす物質のうち、第 1 類物質に該当しないもの

第三類物質：大量漏えいにより急性中毒を引き起こす物質（厚生労働省の WEB サイト <https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei20/dl/04.pdf>：2021 年 8 月 16 日現在）



れている。発がん性物質のうち、特別規則で詳細な規定が設けられていない物の一部について、安衛法第 28 条第 3 項の規定に基づく指針が公表されている。同項は、①第 57 条の 4 第 4 項の規定による勧告又は 5 第 57 条の 5 第 1 項の規定による指示に係る化学物質、②前号に掲げる化学物質以外の化学物質で、がんやその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるもの、という 2 つの項目を対象としており、この指針は、いずれの場合も発がん性物質が主な対象であるため、がん原性指針と呼ばれている。

がん原性指針には、ばく露低減措置、作業環境測定、労働衛生教育、労働者の把握、危険有害性等の表示と譲渡提供時の文書交付といった留意事項が記載されている。

第二十八条 厚生労働大臣は、第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な業種又は作業ごとの技術上の指針を公表するものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の技術上の指針を定めるに当たっては、中高年齢者に関して、特に配慮するものとする。

3 厚生労働大臣は、次の化学物質で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表するものとする。

一 第五十七条の四第四項の規定による勧告又は第五十七条の五第一項の規定による指示に係る化学物質

二 前号に掲げる化学物質以外の化学

物質で、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるもの

4 厚生労働大臣は、第一項又は前項の規定により、技術上の指針又は労働者の健康障害を防止するための指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該技術上の指針又は労働者の健康障害を防止するための指針に関し必要な指導等を行うことができる。

労働安全衛生法第二十八条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質

- ニ－アミノ－四－クロロフェノール
- アントラセン
- エチルベンゼン
- ニ・三－エポキシ－プロパノール
- 塩化アリル
- オルト－フェニレンジアミン及びその塩
- キノリン及びその塩
- 一－クロロ－二－ニトロベンゼン
- クロロホルム
- 酢酸ビニル
- 四塩化炭素
- 一・四－ジオキサン
- 一・二－ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）
- 一・四－ジクロロ－二－ニトロベンゼン
- 二・四－ジクロロ－ニトロベンゼン
- 一・ニ－ジクロロプロパン
- ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）
- N・N－ジメチルアセトアミド
- ジメチル－二・二－ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）
- N・N－ジメチルホルムアミド
- スチレン

四ターシャリーブチルカテコール  
 多層カーボンナノチューブ（がんその他の  
 の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれ  
 のあるものとして

厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。）

一・一・二・二-テトラクロロエタン  
 （別名四塩化アセチレン）

テトラクロロエチレン（別名パークロロ  
 エチレン）

一・一・一-トリクロロエタン  
 トリクロロエチレン

ノルマルブチルーニ・三-エポキシブ  
 ロピルエーテル

パラジクロルベンゼン

パラニトロアニソール

パラニトロクロルベンゼン

ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン

一水和物

ビフェニル

二-ブテナール

一-ブromo-三-クロロプロパン

一-ブromoブタン

メタクリル酸二・三-エポキシプロピル

メチルイソブチルケトン

年に制定され、新たに製造・輸入される化学物質について事前に人への有害性などについて審査するとともに、環境を經由して人の健康を損なうおそれがある化学物質の製造、輸入及び使用を規制する法律である。

労働安全衛生法では、新規化学物質の取扱いを第 57 条の 4 で規定している。その対象となる物質は製品だけでなく、製造中間体、副生物、廃棄物が含まれる（昭和 54 年 3 月 23 日付け基発第 132 号）。第 1 項に基づく有害性の調査については、安衛則第 34 条の 3 で、変異原性試験、化学物質のがん原性に関し変異原性試験と同等以上の知見を得ることができる試験又はがん原性試験のうちいずれかの試験を、組織、設備等に関し有害性の調査を適正に行うため必要な技術的基礎を有すると認められる試験施設等において行うこと」とされている。変異原性試験に関しては、労働安全衛生法第五十七条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準と具体的な方法を規定している。また、試験施設の基準は安衛法 GLP(Good Laboratory Practice)と呼び、各施設は試験施設等に関する安衛法 GLP 適合確認要領に基づく適合確認を受ける必要がある。このような試験の品質管理は、OECD の GLP 原則との整合化が図られており、運営管理、試験設備、試験計画、内部監査体制、信頼性保証体制等が対象となっている。

有害性の調査を行った事業者は、その結果に基づいて、当該新規化学物質による労働者の健康障害を防止するために必要な措置を速やかに講じなければならない（安衛法第 57 条の 4 第 2 項）。また、厚生労働大臣は、当該新規化学物質の名称を官報で

#### （4）新規化学物質

化学物質には従来から産業界で使用されている既存化学物質と、その性質が十分に分かっていない新規化学物質に分けられる。日本の新規化学物質届出制度は、労働安全衛生法および厚生労働省・経済産業省・環境省の 3 省所管の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）に基づき行われている。このうち化審法は、前述の PCB による環境汚染問題を契機として 1973

公表する（同第 3 項）併せて有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴き、当該届出に係る化学物質による労働者の健康障害を防止する必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、施設もしくは設備の設置、又は整備、保護具の備付けやその他の措置を講ずべきことを勧告することができる（同第 4 項）ことになっている。安衛法第 57 条の 4 に基づき届出のあった化学物質のうち強い変異原性が認められた 1037 物質は、既存化学物質のうち国による試験等において強い変異原性が認められた 237 物質とともに、「強い変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号）」に沿って、ばく露防止対策、作業環境測定、労働衛生教育、ラベルの表示・SDS の交付、記録の保存等の措置を講ずることとされている。

第五十七条の四 化学物質による労働者の健康障害を防止するため、既存の化学物質として政令で定める化学物質以外の化学物質（以下この条において「新規化学物質」という。）を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める基準に従って有害性の調査を行い、当該新規化学物質の名称、有害性の調査の結果その他の事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他政令で定める場合は、この限りでない。

一 当該新規化学物質に関し、厚生労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質について予定されている製造又は取扱

いの方法等からみて労働者が当該新規化学物質にさらされるおそれがない旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき。

二 当該新規化学物質に関し、厚生労働省令で定めると

ころにより、既に得られている知見等に基づき厚生労働省令で定める有害性がない旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき。

三 当該新規化学物質を試験研究のため製造し、又は輸入しようとするとき。

四 当該新規化学物質が主として一般消費者の生活の用に供される製品（当該新規化学物質を含有する製品を含む。）として輸入される場合で、厚生労働省令で定めるとき。

2 有害性の調査を行つた事業者は、その結果に基づいて、当該新規化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による届出があつた場合（同項第二号の規定による確認をした場合を含む。）には、厚生労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質の名称を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による届出があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴き、当該届出に係る化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、施設又は設備の設置又は整備、保護具の備付けその他の措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 前項の規定により有害性の調査の結果について意見を求められた学識経験者は、

当該有害性の調査の結果に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

#### （５）裾切値

化学物質が産業現場で用いられる場合、混合剤として用いられることが多い。また、塗料や印刷インキとして用いられる混合キシレンのようにキシレンとエチルベンゼンの精製・製造過程で生じた混合剤のまま利用されることもある。化学物質に対して様々な規制がある中、混合剤中の含有率（重量％）に注意し、規制をかけるかどうかの判断を明確にしておかなければならない。裾切値は、表示・通知義務対象物質の規定に用いられるものであるが、それに限らず特化則や有機則において、その規制と、対象となる基準としての含有率が存在する。

ラベル表示および通知（SDS）の表示・通知に関連した含有量に対する裾切値（当該物質の含有量（重量％）がその値以上の場合にはそれぞれ規制対象となる）は、物質ごとに人体への有害性を考慮して設定されている。また SDS を用いてリスクアセスメントが実施されるため、リスクアセスメントの対象も SDS の裾切値と同じである。

一般的に、表示が必要となるその含有量の裾切値は人に対する変異原性がある物質：0.1％、人に対する発がん性がある物質：0.1％、呼吸器感作性がある物質（気体）：0.2％、人に対する生殖毒性がある物質：0.3％、その他の有害性がある物質：1％となっている。

一方、通知およびリスクアセスメントの対象では、変異原性がある物質：0.1％、

人に対する発がん性があるまたは疑われる物質：0.1％、呼吸器感作性・皮膚感作性がある物質：0.1％、人に対する生殖毒性がある物質または疑われる物質：0.1％、その他の有害性がある物質：1％と設定されている。（図6）

また、物質の性質に応じた分類もある。特化則の場合、第一類物質を含有する製剤などのうち含量が重量の1％（ベンゾトリクロリドは0.5％）を超えるもの、第二類物質を含有する製剤などのうち含量が重量の1％（コールタール、シアン化カリウム、シアン化ナトリウム、p-ニトロクロロベンゼン、フッ化水素は5％）を超えるもの、第三類物質を含有する製剤などのうち含量が重量の1％（フェノールは5％）を超えるものは当該の物質と同様に取り扱うと定められている。また、有機溶剤の場合、有機溶剤としての健康影響と、特定の有機溶剤としての健康影響が存在するため、やや複雑な基準を定めている。まず、第一種有機溶剤、第二種有機溶剤、第三種有機溶剤全体で（有害性は、（高）第一種＞第二種＞第三種（低）の順）、混合物の5％を超えた場合に、有機溶剤として規制の対象となる。次に、第一種有機溶剤として分類される物質の合計の重量比が5％を超えた場合には第一種有機溶剤として、第二種有機溶剤では第一種有機溶剤と第二種有機溶剤の合計が5％を超えた場合（第一種有機溶剤の場合を除く）には、第二種有機溶剤として取り扱うことを規定している。さらに、特殊健康診断において、物質ごとに健診項目が設定されており、当該有機溶剤が5％を超えて含まれる場合には有機溶剤含有物として当該健診項目の実施が必要となる



（施行令第 22 条第 6 項、有機則第 29 条第 1 項、第 2 項）。

### （6）規制対象物質の選定

前述のように、特別規則で規制されていない化学物質の中には、発がん性を有するなど、有害性の高いものが存在する。それらについて、国内の事業場で労働者に一定のばく露が存在すれば、重篤な健康障害が発生する可能性がある。そのような化学物質に関して、国としての規制の見直しを継続的に図るための手順が存在する。

厚生労働省労働基準局には、この対応を図るために「化学物質のリスク評価に係る企画検討会（以下、企画検討会）」、「化学物質のリスク評価検討会（以下、リスク評価検討会）」、「化学物質の健康障害防止措置に係る検討会（以下、防止措置検討会）」が設定されている。まず、企画検討会において、国として実施するリスク評価方針の検討、リスク評価の周知等の方策の検討に加えて、リスク評価対象物質の選定を行う。選定は、発がん性については国際がん研究機関（IARC）の区分で、グループ 1、2A、2B の順とし、発がん性の次に生殖毒性その他の毒性の高い物質を優先とすること等の条件に基づいて行われる。選定されると、安衛則第 95 条の 6 の対象物質となり、報告対象物質となる。ただし、製造・取扱量が 500kg 以上ある場合に所定の様式による管轄労基署長への報告書の提出が必要となる。（図 7）

第九十五条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作

業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんに曝露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物の曝露の防止に関し必要な事項について、様式第二十一号の七による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

報告が出されると、リスク評価検討会のもとで、「国が行う化学物質等による労働者の健康障

害防止に係るリスク評価実施要領」に基づき、使用状況の評価や文献検索などをもとに「初期リスク評価」を行い、さらに必要がある場合には「詳細リスク評価」を実施することになる。その結果、物理化学的性状、有害性、ばく露状況、ばく露労働者数等を勘案し、リスクの総合的な判断を行う。そのうえで、健康障害の発生のおそれがある作業については、そのリスクの程度に応じて必要な健康障害防止のための措置の内容が提言される。防止措置検討会では、リスクに基づいた健康障害防止措置の検討がなされ、主に特化則や、がん原性指針の改訂などが行われる。その際、健康診断（特殊健康診断）の項目は、「化学物質の健康診断に関する専門委員会」で検討され、最終的には労働政策審議会での答申に基づき、規制が強化される。

この手続きは、2005 年度から開始になっており、2019 年度までに 220 の物質が報告対象となっている。そして、これまでに以下のような化学物質が新たに特化則で規制対象となった。このうち、インジウム化合物、1,2-ジクロロプロパン、オルト-トルイジンは、職業がん等の健康障害が発



生したことが契機となっている。

しかし、現行の仕組みは個別的な規制が行われるまでに長い手続きが必要であるとともに、特定化学物質障害予防規則等への追加が決まると、当該物質の使用をやめて、危険性・有害性を十分確認・評価せずに規制対象外の物質を代替品として使用し、その結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生しているなど、大きな課題が存在する。そこで、厚生労働省は「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」を開催して、2021年7月同報告書を取りまとめた。今後、国がばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を事業者自らが選択して実行することを原則とする仕組みへの移行が推進される予定である。

2007年12月	ホルムアルデヒド, 1,3-ブタジエン, 硫化ジエチル
2008年11月	ニッケル化合物, 砒素及びその化合物
2011年1月	酸化プロピレン, 1,1-ジメチルヒドラジン, 1,4-ジクロロ-2-ブテン, 1,3-プロパンスルトン
2012年9月	インジウム及びその化合物, エチルベンゼン, コバルト及びその無機化合物
2013年10月	1,2-ジクロロプロパン
2014年11月	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト
2015年11月	ナフタレン, リフラクトリーセラミックファイバー

2017年1月	オルト-トルイジン
2017年6月	三酸化ニアンチモン
2021年4月	溶接ヒューム, 塩基性酸化マンガン

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113892.html>

### 3. 化学物質管理のための体制

#### 【概要と趣旨】

化学物質による健康障害防止対策について、法令で詳細な規定がされている物質であれば、その内容を順守することによって、一定の成果を挙げることは可能である。しかし、その場合であっても、適切なタイミングで作業環境測定を行うこと、適切な方法で適切な個人用保護具を着用させること、質の管理がされた健診機関に特殊健診を依頼するとともに、医師の意見に基づき事後措置を実施することが求められる。このような対応を事業者が行う上で、従業員数50名以上の事業場においては、衛生管理者、産業医、作業主任者が連携して、適切な対応を図ることが求められる。そのうち、衛生管理者については、安衛法第12条で「安衛法第10条第1項の各号の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理すること」が役割になっている。

- |   |                                |
|---|--------------------------------|
| 一 | 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。  |
| 二 | 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。     |
| 三 | 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。 |
| 四 | 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。      |
| 五 | 前各号に掲げるもののほか、労働                |

災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの。

また、産業医については、安衛則第 13 条第 1 項で、掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとし、1 号から 9 号までの業務を挙げている。

一 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

二 法第六十六条の八第一項、第六十六条の八の二第一項及び第六十六条の八の四第一項に規定する面接指導並びに法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

三 法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第三項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

四 作業環境の維持管理に関すること。

五 作業の管理に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。

七 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

八 衛生教育に関すること。

九 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

一方、作業主任者は作業場で、対象となる化学物質の取扱い作業に従事する労働者の指揮等を行うことが求められており、その役割は大きい。

作業主任者の選任については、安衛法第 14 条で規定し、安衛法施行令第 6 条で作業主任者の選任が必要な業務を挙げている。このうち、第 18 号、第 19 号、第 20 号、第 22 号が化学物質の取扱い作業と関連し、それぞれ特化則、鉛則、四アルキル鉛則、有機則関係となっている。（図 8）

#### 労働安全衛生法

第十四条 事業者は、高压室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

#### 安衛法施行令

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号 3 の 3、11 の 2、13 の 2、15、15 の 2、18 の 2 から 18 の 4 まで、19 の 2 から 19 の 4 まで、22 の 2 から 22 の 5 まで、23 の 2、33 の 2 若しくは 34 の 2 に掲げる物又は同号 37 に掲げる物で同号 3 の 3、11 の 2、13 の 2、15、15 の 2、18 の 2 から 18 の 4 まで、19 の 2 から 19 の 4 まで、22 の 2 から 22 の 5 まで、23 の 2、33 の 2 若しくは 34 の 2 に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。）

十九 別表第四第一号から第十号までに掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。）に係る作業

二十 別表第五第一号から第六号まで又は第八号に掲げる四アルキル鉛等業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除くものとし、同表第六号に掲げる業務にあつては、ドラム缶その他の容器の積卸しの業務に限る。）に係る作業

二十二 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表第六の二に掲げる有機溶剤（当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の物との混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するものを含む。第二十一条第十号及び第二十二条第一項第六号において同じ。）を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業

さらに、安衛則第 16 条で、作業主任者に必要な資格、第 17 条で職務分担を定めている。

第十六条 法第十四条の規定による作業主任者の選任は、別表第一の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の中欄に掲げる資格を有する者のうちから行なうものとし、その作業主任者の名称は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

第十七条 事業者は、別表第一の上欄に掲げる一の作業を同一の場所で行なう場合において、当該作業に係る作業主任者を二人以上選任したときは、それぞれの作業主任者の職務の分担を定めなければならない。

これらの法令で定められた体制であっても、適切な研修を受け、事業者によってその職務に対して必要な時間が割り当てられていれば、健康障害の防止は可能である。しかし、法令で詳細事項が規定されていない化学物質の自主管理を行わせるには限界が存在する。化学物質の自主管理の基本となる後述の「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」では、リスクアセスメントを実施するための体制を定めている。

化学物質等の適切な管理について必要な能力を有する者のうちから化学物質等の管理を担当する者（以下「化学物質管理者」という。）を指名し、この者に、下記イに掲げる者の下でリスクアセスメント等に関する技術的業務を行わせることが望ましいこととされている。また、この指針に関する基発（基発 0918 第 3 号 平成 27 年 9 月 18 日）では、「化学物質管理者は、事業場で製造等を行う化学物質等、作業方法、設備等の事業場の実態に精通していることが必要であるため、当該事業場に所属する労働者から指名されることが望ましいものである」とされている。すなわち、事業場において化学物質に関してリスクアセスメントを実施し、その結果に基づく対応を可能とするような人材がいることを想定しているが、現実的にそのような人材が存在する事業場はかなり少ないはずである。

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針

#### 4 実施体制等

(1) 事業者は、次に掲げる体制でリスク

アセスメント及びリスク低減措置（以下「リスクアセスメント等」という。）を実施するものとする。

ア 総括安全衛生管理者が選任されている場合には、当該者にリスクアセスメント等の実施を統括管理させること。総括安全衛生管理者が選任されていない場合には、事業の実施を統括管理する者に統括管理させること。

イ 安全管理者又は衛生管理者が選任されている場合には、当該者にリスクアセスメント等の実施を管理させること。安全管理者又は衛生管理者が選任されていない場合には、職長その他の当該作業に従事する労働者を直接指導し、又は監督する者としての地位にあるものにリスクアセスメント等の実施を管理させること。

ウ 化学物質等の適切な管理について必要な能力を有する者のうちから化学物質等の管理を担当する者（以下「化学物質管理者」という。）を指名し、この者に、上記イに掲げる者の下でリスクアセスメント等に関する技術的業務を行わせることが望ましいこと。

エ 安全衛生委員会、安全委員会又は衛生委員会が設置されている場合には、これらの委員会においてリスクアセスメント等に関することを調査審議させ、また、当該委員会が設置されていない場合には、リスクアセスメント等の対象業務に従事する労働者の意見を聴取する場を設けるなど、リスクアセスメント等の実施を決定する段階において労働者を参画させること。

オ リスクアセスメント等の実施に当たっては、化学物質管理者のほか、必要に応じ、化学物質等に係る危険性及び有害性

や、化学物質等に係る機械設備、化学設備、生産技術等についての専門的知識を有する者を参画させること。

カ 上記のほか、より詳細なリスクアセスメント手法の導入又はリスク低減措置の実施に当たっての、技術的な助言を得るため、労働衛生コンサルタント等の外部の専門家の活用を図ることが望ましいこと。

(2) 事業者は、(1)のリスクアセスメントの実施を管理する者、技術的業務を行う者等(カの外部の専門家を除く。)に対し、リスクアセスメント等を実施するために必要な教育を実施するものとする。

欧米では、インダストリアルハイジニストやオキュペイショナルハイジニストと呼ばれる有害要因管理にかかる専門家が活動している。一般にハイジニストと呼ばれる専門家は、専門職大学院レベルの研修を受け、さらに実務経験を積んだ上で認定資格を得ることが基本である。このレベルまで行かなくても、労働安全衛生全般を担当するセーフティオフィサーのレベルを上げることによって対応しようとする国も存在する。タイ王国がその代表であり、公衆衛生学部で2年以上労働安全衛生のカリキュラムを修了した者のみが新規にセーフティオフィサーの資格を取れることになっている。しかし日本ではこのようなレベルの専門家が極めて不足している。2011年に日本作業環境測定士協会が事務局になり、認定オキュペイショナルハイジニストの育成と資格認定制度を開始した。この制度は、International Occupational Hygiene Association から国際レベルの制度であることが認定されている。しかし、2021年4



月 1 日現在で 53 名が登録されているに過ぎない。このような人材不足が、化学物質に自主管理の展開の大きな課題となっている。

### Ⅲ 化学物質による健康障害防止の戦略

#### 1. 化学物質の健康障害防止戦略の前提

##### 【概要と趣旨】

化学物質による健康障害には、急性ばく露による健康障害と慢性ばく露による健康障害がある。急性ばく露による障害は、化学物質の漏洩や貯蔵された容器への転落など、予期せぬことによって発生する事故的なものであり、安全対策と同じ手法が基本となる。一方、慢性ばく露による健康障害は、すでに一定のばく露が存在する状況において健康障害を防止する対策を取ることになる。一般に化学物質による健康障害防止対策は、後者の対策が基本となる。

化学物質の慢性ばく露による健康障害を防止するためには、密閉化を行ったり、有害性の低い化学物質に代替したりすることによって、もともと存在していた慢性ばく露を完全になくすことが根本的な対策となる。しかし、産業現場では、作業工程上の制約、製品の質の制約、そして設備コストの問題などがあり、すべての有害化学物質のばく露を防ぐことはできない。そこで、リスクアセスメントを行い、リスクの程度に応じて対策に優先順位をつけることが有効になる。仮にリスクが許容できない状況であれば、ばく露低減対策等を計画的に実施して、リスク低減を図ることが必要である。状況を再評価し、リスクが十低減対策実施後は、ばく露の低減分に低い状態まで低減できていないと判断される場合には、

残存リスクに対して追加対策を行う。この際のリスク低減の手法には、前述のような密閉化や代替物質の変更といった根本的な対策、局所排気装置の設置といった工学的対策、教育訓練、個人用保護具の利用といった選択肢があるが、より根本的な対策を優先的に検討すべきとされている。

しかし、リスク低減が許容レベルにまで図られたとしても、リスクアセスメントでは見逃したばく露があったり、これまでの知見では確認されていない想定外の健康障害が発生する可能性があったりするため、健康診断を実施して、労働者ごとのリスク評価と健康影響の評価を行うことが必要となる。

化学物質による健康障害リスクの許容レベルは、学術的な研究成果に基づき物質ごとに設定された許容濃度で示されることが一般的である。ここでいう許容濃度とは、「労働者が 1 日 8 時間、週 40 時間程度、肉体的に激しくない労働強度で有害物質にばく露された場合に、当該有害物質の平均濃度がこの数値以下であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度」と定義される。すべての労働者に悪影響がでない濃度ではなく、ほとんどすべての労働者を対象としているのは、例外的な健康状態の労働者が対応できるまでのばく露低減は、コストとのバランスが取れないことが多いため、配置転換や業務時間の短縮といった個別対策で実施することが基本となることによる。

以上のような健康障害防止の対策の基本は、本来、有害性のあるすべての化学物質に対して実施すべきであり、その趣旨で安衛法第 22 条が規定されている。そのうえ



で、化学物質の有害性や国内の事業場のばく露状況を勘案するなどして、より健康障害発生リスクが高い化学物質に対して、特別規則でのリスクマネジメントに関する詳細な規定を行っている。また、がん原性指針もそれに準じた詳細な記載となっている。

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

## 2. 化学物質のリスクアセスメント

### 【概要と趣旨】

#### (1) リスクアセスメントの義務化

化学物質の慢性ばく露による健康障害リスクの評価は、危険有害性があるすべての化学物質について実施すべきである。労働安全衛生法では、リスクアセスメントを危険性又は有害性等の調査と表現しており、2段階の規制となっている。まず、第56条第1項所定の製造許可物質および第57条の2第1項所定の政令指定物質（2021年4月1日現在、ベンジルアルコールが追加され、両者合わせて674物質）については、安衛法第57の3条第1項で、事業者にはリスクアセスメントの実施を義務付けており、第2項で、その結果に基づく法令上の措置（衛生基準の実施）を義務づけ

（\*既存の義務規定に連結する趣旨）、その他必要な健康障害防止措置を努力義務としている。さらに、安衛法第28条の2で、危険有害性を有するすべての化学物質に対してリスクアセスメントの実施を努力義務とし、その結果に基づく法令上の措置（衛生基準の実施）を義務づけ（\*既存の義務規定に連結する趣旨）、その他必要な健康障害防止措置を努力義務としている。

そのうえで、リスクアセスメントに関して、指針を公表している。当初は、第28条の2に基づく指針として、化学物質に限らずその他の危険性を含む指針として「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に合わせて、化学物質に限定した「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が出されていた。その後、安衛法の改正によって第57条の3が新設される際、同条第3項に基づく指針として、新たに「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が出され、前に出された指針は廃止になっている。

第五十七条の三 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第五十七条第一項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

2 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

3 厚生労働大臣は、第二十八条第一項及び第三項に定めるもののほか、前二項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を

図るため必要な指針を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

第二十八条の二 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等（第五十七条第一項の政令で定める物及び第五十七条の二第一項に規定する通知対象物による危険性又は有害性等を除く。）を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

2 厚生労働大臣は、前条第一項及び第三項に定めるもののほか、前項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」では、「本指針は、労働安全衛生法第 57 条の 3 第 3 項の規定に基づき、事業者が、化学物質、化学物質

を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものによる危険性又は有害性等の調査（以下「リスクアセスメント」という。）を実施し、その結果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置（以下「リスク低減措置」という。）が各事業場において適切かつ有効に実施されるよう、リスクアセスメントからリスク低減措置の実施までの一連の措置の基本的な考え方及び具体的な手順の例を示すとともに、これらの措置の実施上の留意事項を定めたものである。また、本指針は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成 11 年労働省告示第 53 号）に定める危険性又は有害性等の調査及び実施事項の特定の具体的実施事項としても位置付けられるものである。」として趣旨を述べた上で、指針の適用対象、実施内容、実施体制等、実施時期、リスクアセスメント等の対象の選定、情報の入手等、危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討及び実施、リスクアセスメント結果等の労働者への周知等、その他を規定しており、単にリスクアセスメントだけでなく、その事後措置についても言及している。

このうち、実施時期について、安衛法第 57 条の 3 第 1 項所定のリスクアセスメントの義務にかかる安衛則第 34 条の 2 の 7 が、原材料や作業方法の変更が生じた際や化学物質情報の変化が生じた際を規定しており、いわゆる「変更の管理」を求めていることになる。安衛法第 28 条の 2 第 1 項所定のリスクアセスメントの努力義務にかかる安衛則第 24 条の 11 も同様の規定をしている。併せて、化学物質等に係る労働

災害が発生した場合、前回のリスクアセスメント等から一定の期間が経過した場合、既に製造し又は取り扱っていた物質がリスクアセスメントの対象物質として新たに追加された場合などを、行うよう努めるべき時期として示している。このことに関して、本来、リスクアセスメントは、存在する危険有害要因に対して対策の優先順位をつけることが目的であるから、新たにリスクアセスメントが導入される際には、すべての危険有害要因を対象とすべきである。しかし、2016年6月1日に、安衛法第57条の3が施行された際、この指針の存在を前提に、既存の化学物質についてはリスクアセスメントが実施されなかった事業場があったことは大きな問題である。また、法令で求めるリスクアセスメントとは、「変更の管理」を前提としているにも関わらず、後述の労働安全衛生マネジメントシステムが導入されている事業場においても、「変更の管理」の仕組みが十分と言えない場合が少なくない。

安衛則第三十四条の二の七 法第五十七条の三第一項の危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。次項及び次条第一項において「調査」という。）は、次に掲げる時期に行うものとする。

一 令第十八条各号に掲げる物及び法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物（以下この条及び次条において「調査対象物」という。）を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。

二 調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採

用し、又は変更するとき。

三 前二号に掲げるもののほか、調査対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。  
第二十四条の十一 法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査は、次に掲げる時期に行うものとする。

一 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。

二 設備、原材料等を新規に採用し、又は変更するとき。

三 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。

四 前三号に掲げるもののほか、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

## （2）有害性情報

化学物質のリスクアセスメントの第1歩は、取り扱っている物質をリスト化し、それぞれの物質の有害性を確認することある。有害性情報について、同じ化学物質であっても国や地域によって異なる危険有害性情報が表示されたり伝達されたりする可能性があることから国際的に推奨された分類・表示方法の必要性が認識されていた。そして、2003年7月には国連経済社会理事会において「化学物質の分類および表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」（GHS）の実施促進のための決議が採択された。

GHSは化学物質の危険有害性（ハザード）ごとに分類基準及びラベルや安全デー

タシートの内容を調和させ、世界的に統一されたルールとして提供するものであり、情報伝達の手段として、危険有害性の特徴を視覚的に示した絵表示（ピクトグラム）や取り扱いの際の奨励措置等に関する記載を用いている。（図9）有害性の性質は「物理化学的危険性」、「健康に対する有害性」、「環境に対する有害性」に分類され、それぞれについて「危険有害性クラス」が設定されており、どの程度の危険有害性があるか、あるいはないかを判断するための調和された分類基準が定められている。（図10）

また、情報伝達の手段である化学物質等安全性データシート（Safety Data Sheet：SDS）とは化学物質および化学物質を含む混合物を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を化学物質等を譲渡または提供する相手方に提供するための文書である。SDSには、化学製品中に含まれる化学物質の名称や物理化学的性質のほか、危険性、有害性、ばく露した際の応急措置、取扱方法、保管方法、廃棄方法などが記載されている。（図11）

安衛法第五十七条 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供すると

きにあっては、その容器）に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱い上の注意

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

2 前項の政令で定める物又は前条第一項の物を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない。

第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物（以下この条及び次条第一項において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

（前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

一 名称

二 成分及びその含有量



三 物理的及び化学的性質  
 四 人体に及ぼす作用  
 五 貯蔵又は取扱い上の注意  
 六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置  
 七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、前二項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

また、その表示すべき危険物および有害物については、労働安全衛生法施行令第十八条（法第五十七条第一項の政令）、同第十八条の二（法第五十七条の二第一項の政令）、労働安全衛生規則第三十条（令第十八条第二号の厚生労働省令）、同第三十一条（令第十八条第三号の厚生労働省令）等で定められている。（図12）

ラベル表示と SDS 交付の努力義務にかかる規定については以下のように定められている。

（危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示等）  
 安衛則第二十四条の十四 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの（令第十八条各号及び令別表第三第一号に掲げる物を除く。次項及び第二十四条の十六において

「危険有害化学物質等」という。）を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器）に次に掲げるものを表示するように努めなければならない。一 次に掲げる事項

イ 名称  
 ロ 人体に及ぼす作用  
 ハ 貯蔵又は取扱い上の注意  
 ニ 表示をする者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号  
 ホ 注意喚起語  
 ヘ 安定性及び反応性  
 ニ 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

2 危険有害化学物質等を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付するよう努めなければならない。

第二十四条の十五 特定危険有害化学物質等（化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの（法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物を除く。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により特定危険有害化学物質等に関する次に掲げる事項（前条第二項に規定する者にあつては、同条第一項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。一



名称

二 成分及びその含有量

三 物理的及び化学的性質

四 人体に及ぼす作用

五 貯蔵又は取扱い上の注意

六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

七 通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号

八 危険性又は有害性の要約

九 安定性及び反応性

十 適用される法令

十一 その他参考となる事項

2 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方の事業者へ通知するよう努めなければならない。

第二十四条の十六 厚生労働大臣は、危険有害化学物質等又は特定危険有害化学物質等の譲渡又は提供を受ける相手方の事業者の法第二十八条の二第一項の調査及び同項の措置の適切かつ有効な実施を図ることを目的として危険有害化学物質等又は特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者が行う前二条の規定による表示又は通知を促進するため必要な指針を公表することができる。

3 前二項に定めるもののほか、前二項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(3) 許容濃度等

労働者のばく露状況を推定するためのモニタリングを行った場合に、ばく露状況を評価し、有害性情報を合わせてリスクアセスメントを行うために、評価基準となる値が必要となる。前述のように、ばく露の推定方法には、作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリングがあり、それぞれの基準値として管理濃度、許容濃度、生物学的ばく露指標が相当する。これらの値の決定において、許容濃度が基本となるので、まず許容濃度を説明したうえで、その他の指標を解説する。

① 許容濃度

許容濃度とは、「労働者が1日8時間、週間40時間程度、肉体的に激しくない労働強度で有害物質にばく露される場合に、当該有害物質の平均ばく露濃度がこの数値以下であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響が見られないと判断される濃度」と定義される。この濃度は、専門家集団によって科学的に検討され、提案されることが基本である。日本産業衛生学会の許容濃度、米国のACGIH（American Conference of Governmental Industrial Hygienists：アメリカ合衆国産業衛生専門官会議）のTLV、ドイツのDFG（Deutsche Forschungsgemeinschaft：ドイツ学術振興会）のMAKなどがある。また、個人ばく露測定がモニタリングの基本となっている国においては、規制値として許容濃度が決定されることが多く、米国OSHAのPEL(permissible exposure limits)などがある。

許容濃度は、過去の災害事例や動物実験のデータを検討して無毒性量（NOAEL）を得て、個体差や種差を考慮するために安全

係数で除して決定される。NOAEL が得られない場合には、最小毒性量（LOAEL）を 10 で除して、無毒性量（NOAEL）とすることが一般的である。そのため、知見の採用や安全係数の選択などによって、出される値によって差が生じることがある。また、当然のことながら、新しい科学的な知見が得られれば、それに基づいて再評価が行われるべきであるため、許容濃度の見直しは定期的に行われる。（図 1 3）

化学物質によっては、慢性ばく露の影響のほかに、短期間のばく露の影響を考慮しなければならない場合がある。そのため、短時間ばく露（15 分間の時間加重平均）や天井値（作業中のどの時点においても超えてはならない値）を設定することがあり、TLV では、8 時間の TWA（Time-Weighted Average）に対して、それぞれ STEL（Short-Term Exposure Limit）、Ceiling 値と呼ぶ。

## ② 管理濃度

管理濃度とは、作業環境管理を進める上で、有害物質に関する作業環境の状態を評価するために、作業環境測定基準に従って実施した作業環境測定の結果から作業環境管理の良否を判断する際の管理区分を決定するための指標である。管理濃度の設定にあたっては、厚生労働省が管理濃度等検討会を設置し、学会等の示す許容濃度等のばく露限界及び各国のばく露規制のための基準の動向を踏まえつつ作業環境管理技術の実用可能性その他作業環境管理に関する国際的動向等をもとに、作業環境管理の目的に沿うよう行政的な見地から設定することになっている。

管理濃度は、作業環境評価基準の別表に記載されており、作業環境測定が義務付けられている物質が対象となっている。そのため、新たな規制対象となり、作業環境測定が義務付けられた場合には管理濃度が設定されることになる。また、すでに設定されている場合にも、新しい科学的知見に基づき見直しが行われており、平成 24 年 4 月 1 日施行の硫化水素（5ppm → 1ppm）やエチレングリコールモノメチルエーテル（5ppm → 0.1ppm）等の見直し、平成 25 年 4 月 1 日のベリリウムおよびその化合物（0.002mg→0.001mg）等の見直し、平成 28 年 10 月 1 日施行分のテトラクロロエチレン（50ppm→25ppm）の見直しがある。

## ③ 生物学的ばく露指標

生物学的ばく露指標とは生物学的モニタリング値がその勧告値の範囲内であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度である。これは、許容濃度相当のばく露があった際に、尿中代謝物や血液等における物質の濃度で設定していることに由来する。

生物学的ばく露指標は、前述のような許容濃度の勧告を出している各国の団体が提供しており、日本産業衛生学会では「生物学的許容値」、ACGIH では「Biological Exposure Indices (BEI)」、DFG では「Biological Tolerance Value (BAT)」と呼ぶ。

日本では、生物学的モニタリングの評価のために、それぞれ有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則の様式である有機溶剤等健康診断結果報告書、鉛健康診断結果報告書に分布 1～3 の値が示されており、生物学

的ばく露指標に相当する値を分布3としている。しかし、尿中代謝物は尿の濃縮度合いの影響を受けるため本来はクレアチニン補正を行うことが必要であるが、分布は補正を前提としていないため、注意が必要である。（図14）

#### （4）ばく露の推定

労働安全衛生上のリスクアセスメントでは、一般にリスクを「ハザードの重大性」と「事故の発生確率」の積を計算し、各々の要因を評価してリスクを見積る。化学物質の健康影響に関するリスクアセスメントの場合には、「化学物質の有害性の大きさ」が「ハザードの重大性」に相当し、GHSでは危険有害性区分としてSDS上から読み取ることができる。一方、事故の発生確率は、いくつかの方法で推定したばく露量を、許容濃度等の基準値と比較して評価する、このうち、許容濃度等の基準値はSDSに記載されているため、事業場においてはばく露の評価を行えば、SDSの情報をもとに化学物質のリスクアセスメントを行うことが理論的には可能である。

ばく露の推定には、定量的方法と定性的な方法があり、さらに定量的な方法は、前述した通り、作業環境管理・作業管理・健康管理の三管理に相当する、作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリングがある。

##### ① 作業環境測定

作業環境管理の一環として実施される作業環境測定は労働安全衛生法第二条において、「作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイ

ン、サンプリング及び分析のこと」と定義されている。作業環境測定は、作業環境の良否を評価することが目的であるので、ばく露量の評価を目的としたものではないが、日本では個人ばく露測定の法令上の義務がないため、リスクアセスメントにおけるばく露量の推定に有効な情報となる。作業環境測定を法令で規定し、有効に利用するために、測定する場所、測定方法、評価方法、評価結果に基づく事後措置が定められている。

まず、測定する場所については、安衛法第65条第1項に基づき、安衛法施行令第21条で規定されている。このうち化学物質について、特定化学物質は第7号、鉛は第8号、有機溶剤は第10号が該当する。次に、測定方法については安衛法第65条第2項に基づき、作業環境測定基準が定められ、評価方法については安衛法第65条の2第2項に基づき作業環境測定評価基準が定められている。さらに、特化則、鉛則、有機則といった特別規則で、測定の章を設け、測定対象業務、測定頻度、記録項目と保存期間、測定結果の評価区分、評価結果の記録の内容と保存期間、測定の結果に基づく措置が規定されている。また、作業環境測定の質を担保するために、作業環境測定法で、作業環境測定士の資格及び作業環境測定機関等について必要な事項が定められている。

安衛法第六十五条 事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければ

ればならない。

2 前項の規定による作業環境測定は、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従って行わなければならない。

作業環境測定の方法は、作業評価基準に示されている。まずは測定物質、使用場所や時間、作業者の行動範囲、測定物質の拡散範囲などを確認し、単位作業場と測定日時を決定する。作業環境測定の測定点について、単位作業場所（当該作業場の区域のうち労働者の作業中の行動範囲、有害物質の分布等の状況等に基づき定められる作業環境測定のために必要な区域）の床面上に6メートル以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上50センチメートル以上150センチメートル以下の位置とする規定と、発散源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、当該作業が行われる時間のうち、空気中の濃度が最も高くなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において測定を行うこととする規定があり、前者をA測定、後者をB測定と呼ぶ。（図15）

各測定点の結果に基づく評価は、作業環境測定評価基準で定められており、最終的に第一管理区分、第二管理区分、第三管理区分に分類される。A測定のみ行った場合、第一評価値と第二評価値を算出し、管理区分を決定する。その場合の各管理区分の意味は、以下のとおりである。

- 第一管理区分：当該単位作業場所のほとんど（九五%以上）の場所で気中有害物質の濃度が管理濃度を超えない状態であり、作業環境管理が適切

であると判断される状態

- 第二管理区分：当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超えない状態であるが、第一管理区分に比べ、作業環境管理になお改善の余地があると判断される状態
- 第三管理区分：当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超える状態であり、作業環境管理が適切でないとは判断される状態

A測定に併せてB測定を行った場合、B測定の結果と組みあわせて、管理区分を決定する。（図16）

また、作業環境測定基準が改正され、特定の物質に関して、これまでのA測定およびB測定に代えて、個人サンプラーを用いた測定（それぞれC測定およびD測定）を行えることとなった。対象物質としては、特定化学物質のうち、①管理濃度の値が低いもの（ベリリウム及びその化合物、インジウム化合物、オルト-フタロジニトリル、カドミウム及びその化合物、クロム酸及びその塩、五酸化バナジウム、コバルト及びその無機化合物、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン（MOCA）、重クロム酸及びその塩、水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く）、トリレンジイソシアネート、砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く）＝「低管理濃度特定化学物質」）および②鉛に係る測定、③有機溶剤等に係る測定のうち、塗装作業等有機溶剤等の発散源の場所が一定しない作業が行われる場所で行われる測定が対象である。

試料の採取は、単位作業場所において、



測定対象物質の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、5人を下回らない労働者に試料採取機器等を装着し、作業に従事する全時間採取することを原則としている（C測定）。また、測定対象物質の発散源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、当該作業が行われる時間のうち、空気中の測定対象物質の濃度が最も高くなると思われる時間に、試料空気の採取等を行う（D測定）。分析結果の評価は、C測定はA測定に、D測定はB測定に準じて行い、管理区分を決定することになっている。（図17）

## ② 個人ばく露測定

個人ばく露測定とは個人のばく露量の推定を定量的に実施する方法であり、許容濃度を規制値とする多くの国で、化学物質の健康リスクアセスメントにおいて基本的な手段となっている。日本では作業環境測定による評価が基本となっているため、個人ばく露測定はほとんど実施されていない。しかし、作業環境測定では、屋外作業場のばく露評価が対象とならないことや、労働者が作業場を移動する場合には、労働者の健康リスクが評価できないため、個人ばく露測定の導入が一部で推奨されている。日本産業衛生学会産業衛生技術部会は、個人ばく露測定に関する委員会を設置し、平成27年1月に化学物質の個人ばく露測定ガイドラインを出している。

個人ばく露測定でも、デザイン、サンプリング、分析という3つの段階に分けられる。分析は技術的な要素が強いため、ここではデザインについて記述する。個人ばく露測定であっても、必ずしも全労働者のば

く露測定を行うことを前提としていない。そのため、ほぼ同等のばく露を受ける作業者群を「同等ばく露グループ」として設置することが重要となる。当然、測定のサンプル数の基本は5点以上で、測定時間は1シフト8時間が原則である。また、STELとの比較を行う必要がある場合には短時間の測定も並行する。サンプルは、ばく露の日間変動や作業者変動（作業者の移動）があるため、ランダムに選択する。サンプリングに用いるサンプラーは携帯可能で、労働者の負担にならないように配慮する必要がある。化学物質の気中濃度によって、パッシブサンプラーやアクティブサンプラー（ローボリュームサンプラーとハイボリュームサンプラーがある<sup>2)</sup>）を選択し、作業者の呼吸域に近い場所からサンプリングし、固体捕集法や直接捕集法で捕集して分析に結び付ける。（<sup>2)</sup>パッシブサンプラーは、サンプラーを吊るすなど放置しておく方法で、アクティブ法は、積極的に空気中の物質を吸引して吸着させる方法であり、ローボリュームエアサンプラーは、時間をかけて一定の空気採取する測定方式で、中高濃度用であり、ハイボリュームエアーサンプラーは、短時間で多くの空気採取することができる測定装置で、ろ紙が目詰まりし易いため、低濃度用である。）

作業環境の評価や個人ばく露の評価を簡易に行うための方法として、簡易測定法がある。簡易測定法としてもっとも頻繁に用いられているのはガス検知管だが、測定機器から数値を直接読み取るリアルタイムモニターと呼ばれるガス検知器も用いられている。

令和3年4月より「溶接ヒューム」およ



び「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質となり、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場については個人サンプリング法（労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザインおよびサンプリング）による空気中の溶接ヒューム濃度を測定することが義務付けられた。

### ③ 生物学的モニタリング

生物学的モニタリングは大きく分けてばく露モニタリングと影響モニタリングに分類されている。ばく露モニタリングは生体試料中の化学物質、代謝物の定量を行い、作業環境中に含まれる有害化学物質の作業者の摂取量、ばく露程度を推定し、個人レベルのリスクを評価することが目的である。一方で影響モニタリングは、環境中の化学物質の定量分析によって、有害化学物質のヒトに対する初期の影響を推定し、ばく露の程度、健康の危険度を評価し、健康障害を予防することが目的となる。この中で、生物学的モニタリングはばく露モニタリングを指すことが多く、特に労働衛生分野での利用を前提とした場合、「労働の場において、有害因子にばく露している労働者の尿、血液等の生体試料中の当該有害物質濃度、その有害物質の代謝物濃度、または、予防すべき影響の発生を予測・警告できるような影響の大きさを測定すること」と定義されている（日本産業衛生学会）。

生物学的モニタリングで用いられる生体試料は、尿、血液、呼気、毛髪などがあり、対象化学物質や目的によって使い分けることになる。このうち、採取のしやすさや保存のしやすさから、尿が利用されることが

多く、労働安全衛生法令に基づく生物学的モニタリングでも、主に尿中代謝物検査が利用されている。尿中代謝物検査は、当該の物質が標的臓器中の受容体と結合し、吸収、分配、代謝、排泄のサイクルが行われ、排出された物質の濃度を測定する方法である。多くの場合、化学物質の代謝経路は複数の経路を通ることが多く、どの代謝物を測定対象とするかは、代謝物の割合、測定のしやすさ、特異性などを考慮して決定される。このうち特異性とは、他の化学物質のばく露や食事等の影響を受けにくいことを指す。また、ばく露した物質やその代謝物は、代謝や排出との関係で、ばく露の一定期間後に濃度がピークに達して、その後徐々に減じることになる。この減じるスピードは、物質によって異なり、一般的に半減期が重要な指標として用いられる。これは半減期によってどのタイミングで試料採取を行うべきか、異なるためである。

生物学的モニタリングは、あくまでも生体内に取り込まれた物質を推定するための検査であるため、個人用保護具の着用が適切であれば、作業環境測定や個人ばく露測定に比べて低い値を示すことになる。すなわち保護具を着用していても、一定レベルの値が認められる場合には、保護具の着用方法に問題があることが考えられる。また、他の測定方法の値が十分に低いにも関わらず、生物学的モニタリングの値が高い場合には、他の測定方法が不適切であったり、作業以外でのばく露が存在したりするなどの問題の存在を疑う必要がある。また、物質によっては、前述のように食事との影響を疑う必要がある。生物学的モニタリングの精度管理に当たっては、測定以外に、

環境中の物質の混入防止、採取のタイミング、試料の保管などへの十分な注意が必要である。

日本では、生物学的モニタリングが、平成元年の有機溶剤中毒予防規則および鉛中毒予防規則の改正から法に基づき実施されるようになった。現在では、特定化学物質障害予防規則でも対象にもなっている。

有機溶剤中毒予防規則

- ・トルエン 尿中馬尿酸
- ・キシレン 尿中メチル馬尿酸
- ・N,N-ジメチルホルムアミド 尿中 N-メチルホルムアミド
- ・n-ヘキサン 尿中 2,5-ヘキサジオン
- ・1,1,1-トリクロロエタン 尿中トリクロロ酢酸・総三塩化物

鉛障害予防規則

- ・鉛 尿中デルタアミノレブリン酸・赤血球プロトポルフィリン
- ・四アルキル鉛 尿中デルタアミノレブリン酸・赤血球プロトポルフィリン

特定化学物質関係

- ・スチレン 尿中マンデル酸・フェニルグリオキシル酸
- ・エチルベンゼン 尿中マンデル酸
- ・メチルイソブチルケトン 尿中メチルイソブチルケトン
- ・テトラクロロエチレン 尿中トリクロロ酢酸・総三塩化物
- ・トリクロロエチレン 尿中トリクロロ酢酸・総三塩化物
- ・カドミウム 血中カドミウム・尿中カドミウム・尿中 α1-ミクログロブリン・N-アセチルグルコサミニターゼ
- ・三・三-ジクロロ-四・四-ジアミノジフェニルメタン 尿中三・三-ジクロロ-四・

四-ジアミノジフェニルメタン

- ・インジウム 血中インジウム
  - ・三酸化二アンチモン 尿中アンチモン
- 行政指導に基づく健康診断
- ・クロルナフタリン
  - ・有機リン
- 労働省の労働衛生試験研究により試薬として公表された特殊健康診断
- ・フェノール

(5) リスクの見積もり

労働安全衛生上のリスクは、労働者に傷害や健康影響を生ずるおそれの程度(発生可能性)と危険又は健康障害の程度(重篤度)の掛け算で算出されるものである。化学物質による慢性ばく露による健康影響について、発生可能性はそれぞれの物質への労働者のばく露推定値と物質の許容濃度と比較して評価できる。また、健康障害の重篤度は、それぞれの物質の有害性が相当する。このうち、物質の許容濃度や有害性については、SDS に含まれる情報である。一方、ばく露推定値は、前述のように作業環境測定や個人ばく露測定といった測定値が必要になる。しかし、事業場で用いるすべての化学物質について、測定値を得ることが難しいことから、コントロール・バンディング法等の簡易的な評価法が開発されている。

この点に関して、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」では、リスクの見積もりの項目を挙げて、選択肢を示している。

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針

9. リスクの見積もり

(1) 事業者は、リスク低減措置の内容を検討するため、安衛則第 34 条の 2 の 7 第 2 項に基づき、次に掲げるいずれかの方法（危険性に係るものにあつては、ア又はウに掲げる方法に限る。）により、又はこれらの方法の併用により化学物質等によるリスクを見積もるものとする。

ア 化学物質等が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は化学物質等により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度（発生可能性）及び当該危険又は健康障害の程度（重篤度）を考慮する方法。具体的には、次に掲げる方法があること。

(ア) 発生可能性及び重篤度を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ発生可能性及び重篤度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法

(イ) 発生可能性及び重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算又は乗算等してリスクを見積もる方法

(ウ) 発生可能性及び重篤度を段階的に分岐していくことによりリスクを見積もる方法

(エ) ILO の化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング）等を用いてリスクを見積もる方法

(オ) 化学プラント等の化学反応のプロセス等による災害のシナリオを仮定して、その事象の発生可能性と重篤度を考慮する方法

イ 当該業務に従事する労働者が化学物質等にさらされる程度（曝露の程度）及び当該化学物質等の有害性の程度を考慮する方法。具体的には、次に掲げる方法がある

が、このうち、(ア)の方法を採ることが望ましいこと。

(ア) 対象の業務について作業環境測定等により測定した作業場所における化学物質等の気中濃度等を、当該化学物質等の曝露限界と比較する方法

(イ) 数理モデル<sup>3</sup>を用いて対象の業務に係る作業を行う労働者の周辺の化学物質等の気中濃度を推定し、当該化学物質の曝露限界と比較する方法

(ウ) 対象の化学物質等への労働者の曝露の程度及び当該化学物質等による有害性を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ曝露の程度及び有害性の程度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法

ウ ア又はイに掲げる方法に準ずる方法。具体的には、次に掲げる方法があること。

(ア) リスクアセスメントの対象の化学物質等に係る危険又は健康障害を防止するための具体的な措置が労働安全衛生法関係法令（主に健康障害の防止を目的とした有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）の規定並びに主に危険の防止を目的とした労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）別表第 1 に掲げる危険物に係る安衛則の規定）の各条項に規定されている場合に、当該規定を確認する方法。

(イ) リスクアセスメントの対象の化学物質等に係る危険を防止するための具体的な規定が労働安全衛生法関係法令に規

定されていない場合において、当該化学物質等の SDS に記載されている危険性の種類（例えば「爆発物」など）を確認し、当該危険性と同種の危険性を有し、かつ、具体的措置が規定されている物に係る当該規定を確認する方法

(2) 事業者は、(1) のア又はイの方法により見積りを行うに際しては、用いるリスクの見積り方法に応じて、7 で入手した情報等から次に掲げる事項等必要な情報を使用すること。

ア 当該化学物質等の性状

イ 当該化学物質等の製造量又は取扱量

ウ 当該化学物質等の製造又は取扱い（以下「製造等」という。）に係る作業の内容

エ 当該化学物質等の製造等に係る作業の条件及び関連設備の状況

オ 当該化学物質等の製造等に係る作業への人員配置の状況

カ 作業時間及び作業の頻度

キ 換気設備の設置状況

ク 保護具の使用状況

ケ 当該化学物質等に係る既存の作業環境中の濃度若しくは曝露濃度の測定結果又は生物学的モニタリング結果

(3) 事業者は、(1) のアの方法によるリスクの見積りに当たり、次に掲げる事項等に留意するものとする。

ア 過去に実際に発生した負傷又は疾病の重篤度ではなく、最悪の状況を想定した最も重篤な負傷又は疾病の重篤度を見積もること。

イ 負傷又は疾病の重篤度は、傷害や疾病等の種類にかかわらず、共通の尺度を

使うことが望ましいことから、基本的に、負傷又は疾病による休業日数等を尺度として使用すること。

ウ リスクアセスメントの対象の業務に従事する労働者の疲労等の危険性又は有害性への付加的影響を考慮することが望ましいこと。

(4) 事業者は、一定の安全衛生対策が講じられた状態でリスクを見積もる場合には、用いるリスクの見積り方法における必要性に応じて、次に掲げる事項等を考慮すること。

ア 安全装置の設置、立入禁止措置、排気・換気装置の設置その他の労働災害防止のための機能又は方策（以下「安全衛生機能等」という。）の信頼性及び維持能力

イ 安全衛生機能等を無効化する又は無視する可能性

ウ 作業手順の逸脱、操作ミスその他の予見可能な意図的・非意図的な誤使用又は危険行動の可能性

エ 有害性が立証されていないが、一定の根拠がある場合における当該根拠に基づく有害性

<sup>3</sup> 化学物質を実測せず、その排出量等から環境中濃度を推定するための方程式等に基づいて算出するモデル。環境媒体（環境を構成する大気、水、土壌、底質、生物等）間の分配や媒体中の物質の移動、拡散、分解等を考慮して濃度を推定する（経済産業省「化学物質のリスク評価のためのガイドブック」（2007年）

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/pdf/guidebook\\_jisen.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/pdf/guidebook_jisen.pdf) 2021年8月22”

<https://www.meti.go.jp/policy/chemical>

[\\_management/law/prtr/pdf/guidebook\\_jisen.pdf](#) 2021年8月22日現在）。

この中で、慢性ばく露による健康障害のリスクの見積もりは、イの（ア）および（イ）が主なものであり、ばく露の程度の評価を前提としているため、アの（エ）の簡易的な方法が実際には取られることが多い。このうち、イの（イ）およびアの（エ）の方法は、有害性の程度を規定する必要がある。この点に関して、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について」（基発 0918 第 3 号 平成 27 年 9 月 18 日）で、別紙 3 として ILO が公表した有害性のレベル分けを例示している。この表を用いて、それぞれの化学物質の健康有害性の区分から有害性レベルを評価する。当然、一つの化学物質の複数の有害性表示があることが一般的である。その際には、より高い有害性レベルを採用する（A より E が高い）、という方法である。

有害性のレベル (HL :Hazard Level)	GHS 分類における健康有害性クラス及び区分
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・皮膚刺激性 区分 2</li> <li>・眼刺激性 区分 2</li> <li>・吸引性呼吸器有害性 区分 1</li> <li>・他のグループに割り当てられない粉体、蒸気</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急性毒性 区分 4</li> <li>・特定標的臓器毒性（単回曝露） 区分 2</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急性毒性 区分 3</li> <li>・皮膚腐食性 区分 1（細区分 1 A、1 B、1 C）</li> <li>・眼刺激性 区分 1</li> <li>・皮膚感作性 区分 1</li> <li>・特定標的臓器毒性（単回曝露） 区分 1</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回曝露） 区分 1</li> <li>・特定標的臓器毒性（反復曝露） 区分 2</li> </ul>
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急性毒性 区分 1、2</li> <li>・発がん性 区分 2</li> <li>・特定標的臓器毒性（反復曝露） 区分 1</li> <li>・生殖毒性 区分 1、2</li> </ul>
E	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生殖細胞変異原性 区分 1、2</li> <li>・発がん性 区分 1</li> <li>・呼吸器感作性 区分 1</li> </ul>
S (皮膚又は眼への接触)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急性毒性（経皮） 区分 1、2、3、4</li> <li>・皮膚腐食性 区分 1（細区分 1 A、1 B、1 C）</li> <li>・皮膚刺激性 区分 2</li> <li>・眼刺激性 区分 1、2</li> <li>・皮膚感作性 区分 1</li> <li>・特定標的臓器毒性（単回曝露）（経皮） 区分 1、2</li> <li>・特定標的臓器毒性（反復曝露）（経皮） 区分 1、2</li> </ul>

一方、ばく露の程度であるが、仮に個人ばく露測定が行われていれば、許容濃度と比較して、ばく露レベルを評価することができる。

I：許容濃度  $\times 1/100 \geq$  測定値

II：許容濃度  $\times 1/10 \geq$  測定値  $>$  許容濃度  $\times 1/100$

III：許容濃度  $\times 1/2 \geq$  測定値  $>$  許容濃度  $\times 1/10$

IV：許容濃度  $\geq$  測定値  $>$  許容濃度  $\times 1/2$

V：測定値  $>$  許容濃度

ただ、個人ばく露測定で説明したとおり、測定は「同等ばく露グループ」を設定して、ランダムに 5 点以上の測定を行うことになる。そのため、評価のための複数の値を設定する必要がある。日本産業衛生学会の



「化学物質の個人ばく露測定ガイドライン」では、算術平均値（AM）と、対数正規分布の上限 95%値（ $X_{95}$ ）を算出して、その値とばく露限界値（OEL）との関係から評価を行うことを提唱している。（図 18）

いずれにしても、有害性レベルを縦軸にばく露レベルを横軸に取れば、リスクレベルが評価できるという方法である。（図 19）

前述のように、この方法は、実際の測定が必要となるため、定性的な推定が試みられている。まず、その選択肢は、アの（エ）の「ILO の化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング）等を用いてリスクを見積もる方法」であり、ばく露の程度を使用量と沸点から推定される揮発性（粉体については性状から飛散性を評価）だけで評価する方法である。この方法では、局所排気装置などの換気装置の性能や作業時間の要素が含まれないため、かなり安全サイドによって結果が出るのが分かっている。そこで、この欠点を補うために、いくつかの方法が検討されている。一つは、同通達で示された方法であり、（A（取扱量ポイント）+ B（揮発性・飛散性ポイント）- C（換気ポイント）+ D（修正ポイント））で評価された作業環境レベルと作業時間・作業頻度のレベルを組み合わせで評価する方法である。

さらに、少量を取扱うようなサービス産業でも使用でき、ばく露限界値のない物質でも対応できるようなより精度を上げた簡易法として、Chemical Risk Easy Assessment Tool Edited for Service

Industry and MultiPLE workplaces (CREATE-SIMPLE) が日本で開発されている。この方法は、ばく露限界値または GHS 区分情報から有害性の程度を判定し、取扱量、揮発性・発散性、含有率、換気情報、作業方法、呼吸用保護具、作業時間・頻度からばく露の程度を判定し、その結果をもとにリスクの見積もりを図る方法である。

このような簡易法が日本で発達する背景として、前述のように日本にはインダストリアルハイジニストやオキュペーションナルハイジニストと呼ばれる労働衛生工学専門家がほとんど存在していないことが挙げられる。コントロール・バンディングでは、安全サイドに立った評価がされることを前述したが、その中には一定のリスク以上の場合（例えば、有害性レベル E の場合にはすべて）専門家に相談することを求めて対応策を検討することを指示する結果となる。しかし、そのような専門家が実務ベースで配置できていない我が国においては、このような簡易式の方法の開発が不可欠であったと考えられる。（図 20）

以上のような化学物質のリスクアセスメントは、主に経気道によるばく露を想定している。しかし、化学物質については皮膚からのばく露が無視できないものが存在する。そのような物質は、許容濃度の勧告でも示されており（日本産業衛生学会の許容濃度では“皮”マーク、ACGIH の TLV では“Skin”マーク）、十分に注意すべきである。

また、ばく露の推定は、「同等ばく露グループ」を想定して行われているが、それを逸脱した個人のばく露がありうる。その点、特殊健康診断において、十分な問診に

よる作業条件の調査や生物学的モニタリングの結果を得ることによって、労働者ごとのリスク評価を行うことが可能となる。後述のように、それまで特定の物質（平成20年度以降に新たに特殊健診の対象となった物質または、健診項目が変更になった物質）に限定されていた作業条件の簡易な調査が、令和2年7月より、他の化学物質を対象とした特殊健康診断においても適用になった（労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について：基発 0304 第3号ア（ア））。厚生労働省から、以下のような項目の問診票例が示されている。作業環境測定の結果に加えて、これらの情報を用いて、労働者ごとに評価を行う必要がある。特殊健診による化学物質ばく露の測定のカバーが、若干充実化されたということである。

- 1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答えください。
- 2) 作業工程や取扱量に変化がありましたか？
- 3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？
- 4) 保護具を使用していますか？
- 5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありましたか？

### 3. 化学物質のリスクコントロール

#### 【概要と趣旨】

化学物質による健康障害を防止するためには、労働者へのばく露を防ぐことが重要であり、そのためには「化学物質の発散を

抑制すること」、「発散した化学物質を体内に取り込むことを防ぐこと」が重要である。前者は作業環境管理、後者は作業管理に属する。これらの管理には、発散源に近いところから優先的に対応すべしとする階層が存在する。このことは、労働安全衛生マネジメントシステム ISO45001 でも、以下の順番で対応すべき原則が述べられている。

- 1) 除去すること
- 2) 置き替えること
- 3) 工学的対策及び作業構成の見直し
- 4) 管理的対策
- 5) 個人用保護具

ここでは、工学的対策に相当する発散の抑制および個人用保護具について検討する。また、工学的対策や個人用保護具が適切であっても、作業方法によっては有効に機能しないこともあるため、作業構成の見直しや管理的な対策に相当する作業方法や作業位置、作業時間の見直しを行うことが重要である。

#### (1) 発散の抑制

化学物質による健康障害を防止するうえで、労働者への化学物質のばく露を防止することが最も重要かつ基本的な対策である。有害化学物質の発散抑制の方法には「生産工程・作業方法の改善」、「設備の密閉・隔離・自動化・遠隔化」、「局所排気装置や全体換気装置による換気」、「その他の方法」に分けられる。これらの方法は組み合わせることで効率的に化学物質の発散を防ぎ、健康被害を防止することができる。

## 1 換気による発散抑制

作業員への呼吸域（呼吸する空間）へ発散する有害物質の空气中濃度を低減する手段として、局所排気装置、全体換気装置に加え、局所排気装置の一つの形態であるプッシュプル型換気装置を設けることが挙げられる。これらは対象となる化学物質のリスクと費用対効果のバランスを考慮して決定する必要がある。局所排気装置や全体換気装置による発散抑制については有機溶剤中毒予防規則第 14 条、特定化学物質障害予防規則第 3 条～第 4 条、第 7 条～第 8 条、鉛中毒予防規則第 24 条～第 32 条に規定されている。

### 有機溶剤中毒予防規則

第十四条 事業者は、局所排気装置（第二章の規定により設ける局所排気装置をいう。以下この章及び第十九条の二第二号において同じ。）のフードについては、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一 有機溶剤の蒸気の発散源ごとに設けられていること。

二 外付け式のフードは、有機溶剤の蒸気の発散源にできるだけ近い位置に設けられていること。

三 作業方法、有機溶剤の蒸気の発散状況及び有機溶剤の蒸気の比重等からみて、当該有機溶剤の蒸気を吸引するのに適した型式及び大きさのものであること。

2 事業者は、局所排気装置のダクトについては、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少ないものとしなければならない。

第十五条 事業者は、局所排気装置の排風

機については、当該局所排気装置に空気清浄装置が設けられているときは、清浄後の空気を通る位置に設けなければならない。ただし、吸引された有機溶剤の蒸気等による爆発のおそれがなく、かつ、ファンの腐食のおそれがないときは、この限りでない。

2 事業者は、全体換気装置（第二章の規定により設ける全体換気装置をいう。以下この章及び第十九条の二第二号において同じ。）の送風機又は排風機（ダクトを使用する全体換気装置については、当該ダクトの開口部）については、できるだけ有機溶剤の蒸気の発散源に近い位置に設けなければならない。

第十五条の二 事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置（第二章の規定により設けるプッシュプル型換気装置をいう。以下この章、第十九条の二及び第三十三条第一項第六号において同じ。）、全体換気装置又は第十二条第一号の排気管等の排気口を直接外気に向かつて開放しなければならない。

2 事業者は、空気清浄装置を設けていない局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置（屋内作業場に設けるものに限る。）又は第十二条第一号の排気管等の排気口の高さを屋根から一・五メートル以上としなければならない。ただし、当該排気口から排出される有機溶剤の濃度が厚生労働大臣が定める濃度に満たない場合は、この限りでない。

第十六条 局所排気装置は、次の表の上欄に掲げる型式に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる制御風速を出し得る能力を有するものでなければならない。（表）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該局所排気装置は、その換気量を、発散する有機溶剤等の区分に応じて、それぞれ第十七条に規定する全体換気装置の換気量に等しくなるまで下げた場合の制御風速を出し得る能力を有すれば足りる。

一 第六条第一項の規定により局所排気装置を設けた場合

二 第九条第一項又は第十一条の規定に該当し、全体換気装置を設けることにより有機

溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備及び局所排気装置を設けることを要しないとされる場合で、局所排気装置を設けたとき。

第十六条の二 プッシュプル型換気装置は、厚生労働大臣が定める構造及び性能を有するものでなければならない。

第十七条 全体換気装置は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる式により計算した一分間当りの換気量（区分の異なる有機溶剤等を同時に消費するときは、それぞれの区分ごとに計算した一分間当りの換気量を合算した量）を出し得る能力を有するものでなければならない。

2 前項の作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量は、次の各号に掲げる業務に応じて、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 第一条第一項第六号イ又はロに掲げる業務 作業時間一時間に蒸発する有機溶剤の量

二 第一条第一項第六号ハからヘまで、チ、リ又はルのいずれかに掲げる業務 作

業時間一時間に消費する有機溶剤等の量に厚生労働大臣が別に定める数値を乗じて得た量

三 第一条第一項第六号ト又はヌのいずれかに掲げる業務 作業時間一時間に接着し、又は乾燥する物に、それぞれ塗布され、又は付着している有機溶剤等の量に厚生労働大臣が別に定める数値を乗じて得た量

3 第二条第二項本文後段の規定は、前項に規定する作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量について準用する。

第十八条 事業者は、局所排気装置を設けたときは、労働者が有機溶剤業務に従事する間、当該局所排気装置を第十六条第一項の表の上欄に掲げる型式に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる制御風速以上の制御風速で稼働させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第十六条第二項各号のいずれかに該当する場合においては、当該局所排気装置は、同項に規定する制御風速以上の制御風速で稼働させれば足りる。

3 事業者は、プッシュプル型換気装置を設けたときは、労働者が有機溶剤業務に従事する間、当該プッシュプル型換気装置を厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させなければならない。

4 事業者は、全体換気装置を設けたときは、労働者が有機溶剤業務に従事する間、当該全体換気装置を前条第一項の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる一分間当たりの換気量以上の換気量で稼働させなければならない。

5 事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を設けたと



きは、バツフルを設けて換気を妨害する気流を排除する等当該装置を有効に稼働させるために必要な措置を講じなければならない。

有機溶剤中毒予防規則第十五条の二第二項ただし書きの厚生労働大臣が定める濃度は次のとおりとする。

1 排気口から排出される有機溶剤（有機溶剤中毒予防規則第一条第一号に規定する有機溶剤をいう。以下同じ。）の種類が一種類である場合は、当該有機溶剤の種類に応じ、作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）別表の下欄に掲げる管理濃度（以下「管理濃度」という。）の二分の一の濃度

2 排気口から排出される有機溶剤の種類が二種類以上ある場合は、次の式により計算して得た換算値が二分の一となる濃度

$$C = \frac{\sum_{I=1}^n C_1/E_1}{n}$$

この式において、C、C<sub>1</sub>、E<sub>1</sub>及びnは、それぞれ次の値を表すものとする。

- C 換算値
- C<sub>1</sub> 有機溶剤の種類ごとの濃度
- E<sub>1</sub> 有機溶剤の種類ごとの管理濃度
- n 有機溶剤の種類の数

特定化学物質障害予防規則

第三条 事業者は、第一類物質を容器に入れ、容器から取り出し、又は反応槽等へ投入する作業（第一類物質を製造する事業場において当該第一類物質を容器に入れ、容器から取り出し、又は反応槽等へ投入する作業を除く。）を行うときは、当該作業場

所に、第一類物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。ただし、令別表第三第一号3に掲げる物又は同号8に掲げる物で同号3に係るもの（以下「塩素化ビフェニル等」という。）を容器に入れ、又は容器から取り出す作業を行う場合で、当該作業場所に局所排気装置を設けたときは、この限りでない。

2 事業者は、令別表第三第一号6に掲げる物又は同号8に掲げる物で同号6に係るもの（以下「ベリリウム等」という。）を加工する作業（ベリリウム等を容器に入れ、容器から取り出し、又は反応槽等へ投入する作業を除く。）を行うときは、当該作業場所に、ベリリウム等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。

第四条 事業者は、特定第二类物質又はオーラミン等（以下「特定第二类物質等」という。）を製造する設備については、密閉式の構造のものとしなければならない。

2 事業者は、その製造する特定第二类物質等を労働者に取り扱わせるときは、隔離室での遠隔操作によらなければならない。ただし、粉状の特定第二类物質等を湿潤な状態にして取り扱わせるときは、この限りでない。

3 事業者は、その製造する特定第二类物質等を計量し、容器に入れ、又は袋詰めする作業を行う場合において、前二項の規定によることが著しく困難であるときは、当該作業を当該特定第二类物質等が作業中の労働者の身体に直接接触しない方法により



行い、かつ、当該作業を行う場所に囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。

（局所排気装置等の要件）

第七条 事業者は、第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置（第三条第一項ただし書の局所排気装置を含む。次条第一項において同じ。）については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一 フードは、第一類物質又は第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの発散源ごとに設けられ、かつ、外付け式又はレシーバ式のフードにあつては、当該発散源にできるだけ近い位置に設けられていること。

二 ダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造のものであること。

三 除じん装置又は排ガス処理装置を付設する局所排気装置のファンは、除じん又は排ガス処理をした後の空気が通る位置に設けられていること。ただし、吸引されたガス、蒸気又は粉じんによる爆発のおそれがなく、かつ、ファンの腐食のおそれがないときは、この限りでない。

四 排気口は、屋外に設けられていること。

五 厚生労働大臣が定める性能を有するものであること。

2 事業者は、第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設けるプッシュプル型換気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一 ダクトは、長さができるだけ短く、

ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造のものであること。

二 除じん装置又は排ガス処理装置を付設するプッシュプル型換気装置のファンは、除じん又は排ガス処理をした後の空気が通る位置に設けられていること。ただし、吸引されたガス、蒸気又は粉じんによる爆発のおそれがなく、かつ、ファンの腐食のおそれがないときは、この限りでない。

三 排気口は、屋外に設けられていること。

四 厚生労働大臣が定める要件を具備するものであること。

第八条 事業者は、第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置については、第一類物質又は第二類物質に係る作業が行われている間、厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させなければならない。

2 事業者は、前項の局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を稼働させるときは、バツフルを設け換気を妨害する気流を排除する等当該装置を有効に稼働させるため必要な措置を講じなければならない。

#### 鉛中毒予防規則

第二十四条 事業者は、局所排気装置又は排気筒（前章の規定により設ける局所排気装置又は排気筒をいう。以下この章（第三十二条を除く。）及び第三十四条において同じ。）のフードについては、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一 鉛等又は焼結鉍等の蒸気又は粉じんの発散源ごとに設けられていること。

二 作業方法及び鉛等又は焼結鉍等の蒸気又は粉じんの発散の状況に応じ、当該蒸気又は粉じんを吸引するのに適した型式及び大きさのものであること。

三 外付け式又はレシーバー式のフードは、鉛等又は焼結鉍等の蒸気又は粉じんの発散源にできるだけ近い位置に設けられていること。

四 第五条第二号及び第三号、第六条第二号及び第三号、第七条第二号及び第三号、第十条第二号及び第三号並びに第十五条第三号の規定により設ける局所排気装置のフードは、囲い式のものであること。

ただし、作業方法上、これらの型式のものとするのが著しく困難であるときは、この限りでない。

第二十五条 事業者は、局所排気装置（移動式のものを除く。）のダクトについては、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一 長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少ないものであること。

二 接続部の内面に、突起物がないこと。

三 適当な箇所にそうじ口が設けられている等そうじしやすい構造のものであること。

第二十六条 事業者は、次の表の上欄に掲げる鉛業務について設ける同表の下欄に掲げる設備には、ろ過除じん方式の除じん装置又はこれと同等以上の性能を有する除じん装置を設けなければならない。（表）

2 前項の除じん装置は、必要に応じて、粒径の大きい粉じんを除去するための前置

き除じん装置を設けなければならない。

3 事業者は、前二項の除じん装置を有効に稼(か)働させなければならない。

（除じん装置等の特例）

第二十七条 事業者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の除じん装置を設けないことができる。

一 鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が、五十リットルをこえない作業場において鉛又は鉛合金の溶融又は鑄造の業務に労働者を従事させるとき。

二 前条第一項の表下欄に掲げる設備の内部において排気される鉛の濃度が、一立方メートルあたり〇・一五ミリグラムをこえないとき。

第二十八条 事業者は、除じん装置が設けられている局所排気装置のファンについては、除じんした後の空気が通る位置に設けなければならない。

2 事業者は、全体換気装置（第十六条の規定により設けるものをいう。以下この章及び次章において同じ。）のファン（ダクトを使用する全体換気装置にあつては、当該ダクトの開口部）については、鉛等の蒸気又は粉じんの発散源にできるだけ近い位置に設けなければならない。

第二十九条 事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置（前章の規定により設けるプッシュプル型換気装置をいう。以下この章及び第三十四条において同じ。）、全体換気装置又は排気筒の排気口については、屋外に設けなければならない。

第三十条 事業者は、局所排気装置又は排気筒については、そのフードの外側におけ

る鉛の濃度を、空気一立方メートル当たり〇・〇五ミリグラムを超えないものとする能力を有するものを使用しなければならない。

第三十条の二 プッシュプル型換気装置は、厚生労働大臣が定める構造及び性能を有するものでなければならない。

第三十一条 事業者は、全体換気装置については、当該全体

換気装置が設けられている屋内作業場において第一条第五号りに掲げる鉛業務に従事する労働者一人について百立方メートル毎時以上の換気能力を有するものを使用しなければならない。

（換気装置の稼動）

第三十二条 事業者は、局所排気装置（第二条に規定する局所排気装置及び前章の規定により設ける局所排気装置をいう。次項において同じ。）、プッシュプル型換気装置、全体換気装置又は排気筒（第二条に規定する排気筒及び前章の規定により設ける排気筒をいう。次項において同じ。）を設けたときは、労働者が鉛業務に従事する間、当該装置を厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼動させなければならない。

2 事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置又は排気筒を稼動させるときは、バツフルを設けて換気を妨害する気流を排除する等当該装置を有効に稼動させるために必要な措置を講じなければならない。

## 1) 局所排気装置

局所排気装置とは、有害物質の発散源に吸込口(フード)を設けてファンで局部的な

吸い込み気流を作ることによって発生した有害物質を吸い込み、空気清浄機で有害物質を除去し排気ダクトから大気に放出する装置である。(図2 1)

局所排気装置は、囲い式フード(ブース型)と外付け式フードの2つに分類される。局所排気を効率的に行うには発散源の形・大きさ・作業の状況に適合したフードを選定する必要がある。フードは発生源を囲む囲い式フードの方が効果的だが、作業性の状況などから囲い式が採用できない場合はできるだけ発散源の近くにフードを設置する外付け式を採用する。

囲い式フードは、発散源をフードで包囲し開口面(壁のない面)に吸い込み気流を与えることによって、有害物質がフード外へ流出することを防ぐことができ、化学物質へのばく露を減少させることができる。囲い式フードは、外付け式フードと比較して、外乱気流(フード外の気流)による影響を受けにくく、小さい排风量で効果が得られる最も効果的なフードである。開口面の小さなものを「カバー型」、大きなものを「ブース型」、手を入れる孔が吸引口となっているものを「グローブボックス型」、作業面を除き周りが覆われているものを「ドラフトチェンバー型」、「建築ブース型」と呼称する。開口面の小さなものほど優れた効果が得られるため優先順位としてはカバー型>グローブボックス型>ドラフトチェンバー型>建築ブース型の順となる。

外付け式フードは、発散源を包囲できない場合に開口面の外にある発散源の周囲に吸込み気流をつくって周囲の空気と一緒に有害物質を吸引するものであるため、余分な空気を一緒に吸引するために排风量を大

きくしなければ十分な能力が得られず、周囲の乱気流の影響を受けやすいため、囲い式フードと比較すると効率はよくない。必要排風量は発生源とフードまでの距離の 2 乗に比例するので発生源にできるだけ近づけて設置することが必要である。外付け式フードは吸込み気流の向きによって「下方吸引型」、「側方吸引型」、「上方吸引型」に分類される。また、発生源に一定方向の気流（飛散や熱気流）がある場合に、これを利用して捕捉する「レシーバー式フード」があり、焼き入れ・鍛造など熱による上昇気流を利用して捕捉する上方吸引型フードを「キャノピー型」、グラインダーの回転方向に飛散する粉じんを捕捉するフードを「カバー型」等と呼ぶ。キャノピー型は、側面が空いていて作業性は良いが、熱上昇気流のある時に効果が期待できるものである。（図 2 2）

局所排気装置の性能について、有機溶剤中毒予防規則第 15 条および特定化学物質障害予防規則第 7 条に制御風速（有害物質の発散を防ぐために必要とされる局所排気装置の風速）が規定されている。有機溶剤中毒予防規則では、側方・下方吸引は外付け式フードの場合制御風速 0.5m/秒以上必要だが、上方吸引は 1.0m/秒以上と側方・下方吸引と比較してより強力な制御風速が求められる。吸引する物質が空気よりも重たい場合に、上方吸引型を用いると強い性能が必要となる。また発生源からフードまでの間に作業者の顔が侵入しばく露するリスクが高いため、採用においては作業の状況に十分に注意する必要がある（図 2 3）

## 2) プッシュプル型換気装置

局所排気装置の一つの形態として、プッシュプル型換気装置がある。プッシュプル型換気装置は、有害物質の発散源を挟んで吹出し用と吸込み用の 2 つのフードを向き合って設置する方式の換気装置である。吹出しフードをプッシュフード、吸込み用フードをプルフードと呼ぶことから、プッシュプル型換気装置と称される。吸込み用フードだけの排気の場合、有害物質がフードに捕捉される前に横流れする危険があるが、プッシュプル型換気装置では吹出しフードから緩やかな気流を捕捉気流と同じ方向に出すことで有害物質を吸い込み、フードの近くまで運ぶことができる。プッシュプル型換気装置には、周囲を壁で囲い外との空気の出入りをなくし作業室全体にプッシュプル気流をつくる「密閉式」と、周囲を囲わずにプッシュフードとプルフードを設けて室内の一部にプッシュプル気流をつくる「開放式」がある。（図 2 4）

### 3) 全体換気装置

全体換気装置は、作業場外から清浄な空気を取り込み、作業場内で発散している有害物質と混合・希釈しながら作業場外に排出し、作業場内の有害物質の濃度が有害な程度にならないように下げて、作業者のばく露を少なくする換気方法である。作業場内全体を換気することから全体換気装置と呼ばれているが、その機能から「希釈換気装置」とも呼ばれる。有害物質の濃度を薄める（平均濃度を下げる）だけのものであり、汚染空気の除去・排出という点では、局所排気装置やプッシュプル型換気装置よりも劣る。

## ②換気以外の発散防止抑制措置



一部の工場では局所排気装置等の設置が困難・屋外に排気できない事例もあること、換気装置以外の方法の有効な発散防止抑制措置もあることから、平成 24 年の有機溶剤中毒予防規則および特定化学物質障害予防規則の改正により、密閉設備、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置以外の発散防止抑制措置を講じることにより作業環境測定の結果が第 1 管理区分となるときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて密閉設備、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けないことができると有機溶媒中毒予防規則第 13 条に規定された。なお許可に当たってはこれまでは専門家検討会の審査を踏まえ判断することとされていたが、一定の技術的事項を満たす場合、所轄労働基準監督署長の判断で行って差し支えないことになった。

発散防止抑制措置の具体例を挙げると手持ちの装置の先端から化学物質を含む液体を対象物に吹き付け塗布すると同時に先端付近に取り付けられた吸入口より発散した化学物質を含む空気を吸引する方法によって集められた化学物質を、二段以上で配置された活性炭等のフィルターに吸着させることにより作業場内に清浄された空気を排気することができる装置などがある。

有機溶剤中毒予防規則

第十三条の三 事業者は、第五条の規定にかかわらず、発散防止抑制措置を講じた場合であって、当該発散防止抑制措置に係る作業場の有機溶剤の濃度の測定(当該作業場の通常の状態において、労働安全衛生法(以下「法」という。)第六十五条第二項及び作業環境測定法施行規則(昭和五十年労

働省令第二十号)第三条の規定に準じて行われるものに限る。以下この条及び第十八条の三において同じ。)の結果を第二十八条の二第一項の規定に準じて評価した結果、第一管理区分に区分されたときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、当該発散防止抑制措置を講じることにより、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができる。

2 前項の許可を受けようとする事業者は、発散防止抑制措置特例実施許可申請書(様式第五号)に申請に係る発散防止抑制措置に関する次の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 作業場の見取図

二 当該発散防止抑制措置を講じた場合の当該作業場の有機溶剤の濃度の測定の結果及び第二十八条の二第一項の規定に準じて当該測定の結果の評価を記載した書面

三 前条第一項第一号の確認の結果を記載した書面

四 当該発散防止抑制措置の内容及び当該措置が有機溶剤の蒸気の発散の防止又は抑制について有効である理由を記載した書面

五 その他所轄労働基準監督署長が必要と認めるもの

3 所轄労働基準監督署長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、第一項の許可をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者に通知しなければならない。

4 第一項の許可を受けた事業者は、第二項の申請書及び書類に記載された事項に変更を生じたときは、遅滞なく、文書で、そ



の旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

5 第一項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る作業場についての第二十八条第二項の測定の結果の評価が第二十八条の二第一項の第一管理区分でなかったとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、次の措置を講じなければならない。

一 当該評価の結果について、文書で、所轄労働基準監督署長に報告すること。

二 当該許可に係る作業場について、当該作業場の管理区分が第一管理区分となるよう、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずること。

三 前二号に定めるもののほか、事業者は、当該許可に係る作業場については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

6 第一項の許可を受けた事業者は、前項第二号の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該許可に係る作業場について当該有機溶剤の濃度を測定し、及びその結果の評価を行い、並びに当該評価の結果について、直ちに、文書で、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

7 所轄労働基準監督署長は、第一項の許可を受けた事業者が第五項第一号及び前項の報告を行わなかったとき、前項の評価が一第一管理区分でなかったとき並びに第一項の許可に係る作業場についての第二十八条第二項の測定の結果の評価が第二十八条

の二第一項の第一管理区分を維持できないおそれがあると認めるときは、遅滞なく、当該許可を取り消すものとする。

#### 特定化学物質障害予防規則

第六条の三 事業者は、第四条第三項及び第五条第一項の規定にかかわらず、発散防止抑制措置を講じた場合であつて、当該発散防止抑制措置に係る作業場の第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの濃度の測定（当該作業場の通常の状態において、労働安全衛生法（以下「法」という。）第六十五条第二項及び作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第三条の規定に準じて行われるものに限る。以下この条において同じ。）の結果を第三十六条の二第一項の規定に準じて評価した結果、第一管理区分に区分されたときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、当該発散防止抑制措置を講ずることにより、第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができる。

2 前項の許可を受けようとする事業者は、発散防止抑制措置特例実施許可申請書（様式第一号の二）に申請に係る発散防止抑制措置に関する次の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 作業場の見取図

二 当該発散防止抑制措置を講じた場合の当該作業場の第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの濃度の測定の結果及び第三十六条の二第一項の規定に準じて当該測定の結果の評価を記載した書面

三 前条第一項第一号の確認の結果を記

載した書面

四 当該発散防止抑制措置の内容及び当該措置が第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの発散の防止又は抑制について有効である理由を記載した書面

五 その他所轄労働基準監督署長が必要と認めるもの

3 所轄労働基準監督署長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、第一項の許可をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者へ通知しなければならない。

4 第一項の許可を受けた事業者は、第二項の申請書及び書類に記載された事項に変更を生じたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

5 第一項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る作業場についての第三十六条第一項の測定の結果の評価が第三十六条の二第二項の第一管理区分でなかつたとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、次の措置を講じなければならない。

一 当該評価の結果について、文書で、所轄労働基準監督署長に報告すること。

二 当該許可に係る作業場について、当該作業場の管理区分が第一管理区分となるよう、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずること。

三 前二号に定めるもののほか、事業者は、当該許可に係る作業場については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるこ

と。

6 第一項の許可を受けた事業者は、前項第二号の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該許可に係る作業場について当該第二類物質の濃度を測定し、及びその結果の評価を行い、並びに当該評価の結果について、直ちに、文書で、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

7 所轄労働基準監督署長は、第一項の許可を受けた事業者が第五項第一号及び前項の報告を行わなかつたとき、前項の評価が第一管理区分でなかつたとき並びに第一項の許可に係る作業場についての第三十六条第一項の測定の結果の評価が第三十六条の二第一項の第一管理区分を維持できないおそれがあると認めるときは、遅滞なく、当該許可を取り消すものとする。

### ③作業環境測定結果に基づく発散状況の改善

作業環境測定結果の評価は作業環境評価基準に従って、作業環境の状態を第1管理区分、第2管理区分および第3管理区分の3つに区分することによって行われる。この作業環境評価基準は作業場における作業環境管理の良否を判断するための基準を示したもので、労働安全衛生法施行令第21条に規定されている作業環境測定を行わなければならない作業場のうち、粉じん・特定化学物質・石綿・鉛および有機溶剤に係るものに適用される。作業環境測定で第3管理区分に区分された場合には、測定結果の評価の記録、評価結果に基づく措置、措置後の効果確認のための測定とその結果の評価を、第2管理区分に区分された場合には測定結果の評価の記録、作業環境を改善

するために講じる措置を労働者に周知しなければならない。

作業区分	作業場の状態	講ずべき措置
第1管理区分	当該単位作業場所のほとんど(95%以上)の場所で気中有害物質の濃度が管理濃度を超えない状態	現在の管理の継続的維持に努める
第2管理区分	当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超えない状態	施設、設備、作業工程または作業方法の点検を行い。その結果に基づき、作業環境を改善するため必要な措置を講ずるよう努める
第3管理区分	当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超える状態	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設、設備、作業工程または作業方法の点検を行い。その結果に基づき、作業環境を改善するため必要な措置を講ずる</li> <li>2. 有効な呼吸用保護具を使用する</li> <li>3. (産業医等が必要と認める場合には)健康診断の実施その</li> </ol>

		ほか労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずる
--	--	---------------------------

有機溶剤中毒予防規則

第二十八条の三 事業者は、前条第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所については、直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければならない。

2 事業者は、前項の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、同項の場所について当該有機溶剤の濃度を測定し、及びその結果の評価を行わなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知しなければならない。

- 一 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。
- 二 書面を労働者に交付すること。
- 三 磁気テープ、磁気ディスクその他こ

れらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

第二十八条の四 事業者は、第二十八条の二第一項の規定による評価の結果、第二管理区分に区分された場所については、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、前項の場所については、第二十八条の二第二項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知しなければならない。

一 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

二 書面を労働者に交付すること。

三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

特定化学物質障害予防規則（第三十六条の三、第三十六条の四）

鉛中毒予防規則（第五十二条の三、第五十二条の四）

## （２）個人用保護具

職場における有害環境・有害作業の改善には、まず有害物質の使用禁止や作業工程の見直しなどの作業環境管理による対策を

行うことが原則となる。しかし、その対策が完成するまでの間や環境改善が困難な場合、労働衛生保護具(保護具)が作業者を危険有害因子から守る手段となる。法令でも、特定化学物質障害予防規則第 43 条～第 45 条、有機溶剤中毒予防規則第 32 条～第 34 条、鉛中毒予防規則第 58 条、第 59 条等（四アルキル鉛中毒予防規則は、業務に係る措置として記載）で規定されている通り保護具を準備する必要がある。

個人用保護具を使用する際には適切な方法で使用しないと十分な効果を発揮しないので作業内容に合わせて保護具を正しく選択・装着・管理する必要がある。なお、特定化学物質障害予防規則等により、保護具の使用状況の監視は、作業主任者の職務とされているので、上記と併せてこれを徹底する必要がある。

衛生保護具には、有害物質の吸入による健康障害を防止するための防毒マスク、送気マスク、空気呼吸器などの呼吸用保護具、皮膚接触による経皮吸収、皮膚障害を防ぐための不浸透性(表面に付着した液体が裏面にしみこまない性質)の化学防護服、化学防護手袋等、眼障害を防ぐための保護メガネなどがある。

### ①呼吸用保護具

呼吸用保護具の種類は大きく「給気式」と「ろ過式」の2つに分けられる。この2つの分け方は酸素濃度 18%未満で使うタイプと、18%以上で使えるタイプという区分であり、空気中の酸素濃度が 18%未満の状態になると、人間は必要とされる酸素を体内に取り込めず、酸素欠乏症を起こして命の危険が高まることから酸素濃度 18%



未満では新鮮な空気を取り込む「給気式」、18%以上ではその場の空気をろ過して使う「ろ過式」マスクを使用するよう使い分ける必要がある。

「給気式」は酸素濃度が 18%未満でも使えるマスクで、着用者が携行している空気ボンベやほかの場所から空気を吸入する。給気式のタイプには「送気マスク(エアラインマスク・ホースマスク)」と「空気呼吸器(自給式呼吸器)」がある。送気マスクは作業場所とは別の場所から空気を供給するために使われる。送気マスクにはホースマスクとエアラインマスクの 2 種類があり、ホースマスクは自然の空気をホースで送る、エアラインマスクは圧縮空気を送るという違いがある。空気呼吸器(自給式呼吸器)は自給式という名称がついているように、自分で空気ボンベや酸素ボンベを背負って使用する。

「ろ過式」とはろ過材や吸収缶を通して、粉じんや有毒ガスなどを除去して外気を吸う仕組みである。ほかから空気が供給されないので、酸素欠乏の恐れのある酸素濃度が 18%以上の場所でないとしようできない。「ろ過式」のマスクには 3 種類あり、防じんマスク、防毒マスク、電動ファン付き呼吸用保護具に区別される。防毒マスクとは有害ガスや粒子状の物質の吸引を防ぐための呼吸用保護具である。面体と吸収缶から作られていて、吸収缶の種類によって解毒できる能力が異なる。顔とマスクの隙間からの漏れ(密着性)も考慮したうえで、有毒ガス等の濃度の上限によって直結式小型、直結式、隔離式の 3 種類に分類される。直結式小型防毒マスクは面体に直接吸収缶がついているタイプであり、低濃度用の吸

収缶が対応し、直結式防毒マスクは中濃度用の吸収缶が対応、隔離式防毒マスクは面体と吸収缶を連結管でつないでいるタイプで高濃度用の吸収缶が対応している。電動ファン付き呼吸用保護具(Powered Air Purifying Respirators : PAPR)は着用した電動ファンとバッテリーによって、空気中の粉じんをフィルタによって除去してから清浄な空気を着用者に送る呼吸器マスクである。PAPR には装着者の顔面に密着するタイトフィットタイプと、装着者がすっぽり被って顔面に密着しないルーズフィットタイプ(フェイスシールドタイプ)の 2 種類がある。PAPR マスクは自分で空気を吸引する防じんマスクより楽に呼吸ができて、マスク内部が外気圧より高く保たれるために外気の漏れが少なく、一般的に防護率が高いとされている。しかし有毒ガスや化学物質は除去できないので、そのような環境では防毒マスクや送気マスクを使う必要がある。(図 2 5) (図 2 6)

防毒マスクに関しては、厚生労働省より「防毒マスクの選択、使用等について」平成 17 年 2 月 7 日付け基発第 0207007 号が出されている。この通達には以下のような記載がある。すなわちこれに基づき各作業場ごとに保護具着用管理責任者を指名し、必要な業務を行わせるほか選択・使用・保守管理において留意する必要がある。防毒マスクの選択に当たってはまず型式検定合格品であることを確認し、有害物質の種類・作業内容に適した種類のマスクを選択し、マスクの面体が着用者に適度に密着する物を採用する。防毒マスクの使用に関して、マスクの使用は呼吸器系(呼吸に関与する器官)に負荷を与えるため呼吸器疾患



（気管支喘息、肺気腫など）があるものは防毒マスク着用下での作業適性の可否を確認する必要がある。実際に作業する際は作業限度時間を設定し、吸収缶を適切に交換すること、吸収缶を使い捨てにしない場合には、湿気によって性能が低下しないように管理することが必要になる。使用済みの吸収缶は有害物質を吸着し発散源となるため密閉・梱包して廃棄する。

また溶接ヒュームについて作業者に神経障害等の健康障害をおよぼす恐れがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則第38条21項等によって金属アーク作業溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者は、面体を有する呼吸用保護具を使用させる場合は1年以内に1回フィットテストの実施を義務付けることが令和5年4月1日から施行されることになった。

#### 労働安全衛生規則

第五百九十三条 事業者は、著しく暑熱又は寒冷な場所における業務、多量の高熱物体、低温物体又は有害物を取り扱う業務、有害な光線にさらされる業務、ガス、蒸気又は粉じんを発散する有害な場所における業務、病原体による汚染のおそれの著しい業務その他有害な業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を備えなければならない。

#### 特定化学物質障害予防規則

第四十三条 事業者は、特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業場には、当該物質のガス、蒸気又は粉じんを吸入することに

よる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。

第四十五条 事業者は、前二条の保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。

#### 有機溶剤中毒予防規則

第三十二条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる業務に労働者を従事させるときは、当該業務に従事する労働者に送気マスクを使用させなければならない。

- 一 第一条第一項第六号ヲに掲げる業務
- 二 第九条第二項の規定により有機溶剤

の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び全体換気装置を設けないで行うタンク等の内部における業務

2 第十三条の二第二項の規定は、前項の規定により労働者に送気マスクを使用させた場合について準用する。

第三十三条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる業務に労働者を従事させるときは、当該業務に従事する労働者に送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させなければならない。

- 一 第六条第一項の規定により全体換気装置を設けたタンク等の内部における業務
- 二 第八条第二項の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないで行うタンク等の内部における業務

三 第九条第一項の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備及び局所排気装置を設けないで吹付けによる有機溶剤業務を行う屋内作業場等のうちタンク等の内部以外の場所における業務

四 第十条の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないで行う屋内作業場等における業務

五 第十一条の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないで行う屋内作業場等における業務

六 プッシュプル型換気装置を設け、荷台にあおりのある貨物自動車等当該プッシュプル型換気装置のブース内の気流を乱すおそれのある形状を有する物について有機溶剤業務を行う屋内作業場等における業務

七 屋内作業場等において有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備（当該設備中の有機溶剤等が清掃等により除去されているものを除く。）を開く業務

2 第十三条の二第二項の規定は、前項の規定により労働者に送気マスクを使用させた場合について準用する。

第三十三条の二 事業者は、第十三条の二第一項第二号、第十八条の二第一項第二号、第三十二条第一項又は前条第一項の保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。

第三十四条 第十三条の二第一項第二号及び第十八条の二第一項第二号の業務並びに第三十二条第一項各号及び第三十三条第一項各号に掲げる業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、それぞれ第十三条の二第一項第二号、第十八条の二第一項第二号、第三十二条第一項又は第三十三条第一項の保護具を使用しなければならない。

防毒マスクの選択、使用等について

1. 防毒マスクの選択に当たっての留意点

① 防毒マスクは型式検定合格商標により型式検定合格品であることを確認すること。

② 法令に定める呼吸用保護具のうち防毒マスクについては、有害物質の種類及び作業内容に応じ、防毒マスクの規格に定める必要な性能を有するものであること。

③ 防毒マスクの性能が記載されている取り扱い説明書等を参考にそれぞれの作業に適した防毒マスクを選ぶこと。

④ 防毒マスクの面体は、着用者の顔面に合った形状および寸法の接顔部を有する者を選択すること。また接顔部への密着性の良否を確認すること。

2. 防毒マスクの使用にあたっての留意点

① 防毒マスクを着用しての作業は、通常より呼吸器系に負荷がかかることから、呼吸器系に疾患があるものについては、防毒マスクを着用しての作業が適当であるか否かについて、産業医等に確認すること

② 防毒マスクの使用時間について、当該防毒マスクの取り扱い説明書等及び破過曲線図、製造者等への照会結果等に基づいて、作業場所における空气中に存在する有害物質の濃度並びに作業場所における温度および湿度に対して余裕のある使用限度時間をあらかじめ設定し、その設定時間を限度に防毒マスクを使用すること

③ 防毒マスクの使用中に有害物質の臭気等を感知した場合は、直ちに着用

状態の確認を行い、必要に応じて吸収缶を交換すること

④ 一度使用した吸収缶は、破過曲線図、使用時間記録カード等により、十分な除毒能力が残存して言うことを確認できるものについてのみ、再使用してよいこと

⑤ 防塵マスクの使用が義務付けられている業務であって防毒マスクの使用が必要な場合には、防塵マスクマスクの検定にも合格した吸収缶を装着した防塵機能を有する防毒マスクを使用すること

3. 防毒マスクの保守管理上の留意点

① 予備の防毒マスク、吸収缶その他の部品を常時備え付け、適時好感して使用できるようにすること

② 使用済みの吸収缶の廃棄に当たっては、吸収缶に吸着された有害物質が遊離し、または吸収缶以外に発散しないように容器または袋に詰めた状態で廃棄すること

特定化学物質障害予防規則

第三十八条の二十一 事業者は、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業

（以下この条において「金属アーク溶接等作業」という。）を行う屋内作業場については、当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、第五条の規定にかかわらず、金属アーク溶接等作業において発生

するガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けることを要しない。

2 事業者は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の定めるところにより、当該金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定により、当該作業場について、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならない。

3 事業者は、前項の規定による空気中の溶接ヒュームの濃度の測定の結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、前項に規定する措置を講じたときは、その効果を確認するため、第二項の作業場について、同項の規定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならない。

5 事業者は、金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。

6 事業者は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該作業場についての第二項及び第四項の規定による測定の結果に応じて、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。

7 事業者は、前項の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用させるとき

は、一年以内ごとに一回、定期に、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

8 事業者は、第二項又は第四項の規定による測定を行つたときは、その都度、次の事項を記録し、これを当該測定に係る金属アーク溶接等作業の方法を用いなくなった日から起算して三年を経過する日まで保存しなければならない。

一 測定日時

二 測定方法

三 測定箇所

四 測定条件

五 測定結果

六 測定を実施した者の氏名

七 測定結果に応じて改善措置を講じたときは、当該措置の概要

八 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使用させたときは、当該呼吸用保護具の概要

9 事業者は、金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除しなければならない。

10 労働者は、事業者から第五項又は第六項の呼吸用保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

要がある。

化学防護手袋は酸・アルカリ・有機溶剤その他の液体や気体または粒子状の化学物質を取り扱う作業に従事する際に着用するものであり、化学物質の透過(分子レベルで通過すること)及び浸透(小さな隙間など非分子レベルで通過すること)の防止を目的として使用される。化学防護手袋は、使用されている材料(ゴム、プラスチックなど)によって、防護性能、作業性、機械的強度等が変わるため、対象とする有害な化学物質を考慮して作業に適した手袋を選択する必要がある。特に有機溶剤は、物質ごとにプラスチックへの浸透状況が異なるため、物質に合わせた選択が必要となる。化学防護手袋の選択に当たっては、「化学防護手袋の選択、使用等について(平成29年1月12日付け基発0112第6号)」に基づき各作業場ごとに保護具着用管理責任者を指定する必要がある。この通達によれば、保護具着用管理者は化学防護手袋の適正な選択、着用及び取扱方法について労働者に対し必要な指導を行い、化学防護手袋の適正な保守管理に当たり、保護具の使用状況の監視といった職務を遂行する。化学保護手袋の選択に当たっての留意点として、取扱説明書等に記載された試験化学物質に対する耐透過性クラスを参考として、作業で使用する化学物質の種類及び当該化学物質の使用時間に応じた耐透過性を有し、作業性の良いものを選ぶことが重要である。また事業場で使用されている化学物質が取扱説明書等に記載されていないものであるなどの場合は、製造者等に事業場で使用されている化学物質の組成、作業内容、作業時間等を伝え、適切な化学防護手袋の選択に

## ②化学防護服、化学防護手袋

皮膚吸収による健康障害や皮膚への直接ばく露による障害を防ぐために、化学防護服および化学防護手袋の使用を検討する必



関する助言を得て選ぶことが求められる。

過去にオルト-トルイジンや MOCA の経皮吸収が原因とされる膀胱がんが多発したため、化学物質が皮膚に接触し体内に吸収されることによる職業がん等の発生を防止するため平成 29 年 1 月 1 日に労働安全衛生規則および特定化学物質障害予防規則が改正され、特定の化学物質を取り扱う作業については保護手袋等の使用が義務付けられた。現時点では、対象物質は限定されているが、皮膚障害や経皮吸収の可能性が SDS や許容濃度勧告等に示されている物質については、同等の管理が必要である。

#### 労働安全衛生規則

第五百九十三条 事業者は、著しく暑熱又は寒冷な場所における業務、多量の高熱物体、低温物体又は有害物を取り扱う業務、有害な光線にさらされる業務、ガス、蒸気又は粉じんを発散する有害な場所における業務、病原体による汚染のおそれの著しい業務その他有害な業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を備えなければならない。

第五百九十四条 事業者は、皮膚に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履(はき)物等適切な保護具を備えなければならない。

#### 特定化学物質障害予防規則

第四十四条 事業者は、特定化学物質で皮

膚に障害を与え、若しくは皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれのあるものを製造し、若しくは取り扱う作業又はこれらの周辺で行われる作業に従事する労働者に使用させるため、不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴(ぐつ)並びに塗布剤を備え付けなければならない。

2 事業者は、令別表第三第一号 1、3、4、6 若しくは 7 に掲げる物若しくは同号 8 に掲げる物で同号 1、3、4、6 若しくは 7 に係るもの若しくは同表第二号 1 から 3 まで、4、8 の 2、9、11 の 2、16 から 18 の 3 まで、19、19 の 3 から 20 まで、22 から 22 の 4 まで、23、23 の 2、25、27、28、30、31(ペンタクロルフエノール(別名 PCP)に限る。)、33(シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン又は二メチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガンに限る。)、34 若しくは 36 に掲げる物若しくは別表第一第一号から第三号まで、第四号、第八号の二、第九号、第十一号の二、第十六号から第十八号の三まで、第十九号、第十九号の三から第二十号まで、第二十二号から第二十二号の四まで、第二十三号、第二十三号の二、第二十五号、第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号(ペンタクロルフエノール(別名 PCP)に係るものに限る。)、第三十三号(シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン又は二メチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガンに係るものに限る。)、第三十四号若しくは第三十六号に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う作業又はこれらの周辺で行われる作業であつて、皮膚に障害を与え、又は皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれがあるものに労働



者を従事させるときは、当該労働者に保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させなければならない。

3 労働者は、事業者から前項の保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

第四十五条 事業者は、前二条の保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。

#### 化学防護手袋の選択、使用等について

化学防護手袋の使用に当たっての留意事項

(1) 化学防護手袋を着用する前には、その都度、着用者に傷、孔あき、亀裂等の外観上の問題がないことを確認させるとともに、化学防護手袋の内側に空気を吹き込むなどにより、孔あきがないことを確認させること。

(2) 化学防護手袋は、当該化学防護手袋の取扱説明書等に掲載されている耐透過性クラス、その他の科学的根拠を参考として、作業に対して余裕のある使用可能時間をあらかじめ設定し、その設定時間を限度に化学防護手袋を使用させること。なお、化学防護手袋に付着した化学物質は透過が進行し続けるので、作業を中断しても使用可能時間は延長しないことに留意すること。また、乾燥、洗浄等を行っても化学防護手袋の内部に侵入している化学物質は除去できないため、使用可能時間を超えた化学防護手袋は再使用させないこと。

(3) 強度の向上等の目的で、化学防護手袋とその他の手袋を二重装着した場合で

も、化学防護手袋は使用可能時間の範囲で使用させること。

(4) 化学防護手袋を脱ぐときは、付着している化学物質が、身体に付着しないよう、できるだけ化学物質の付着面が内側になるように外し、取り扱った化学物質の安全データシート(SDS)、法令等に従って適切に廃棄させること。

化学防護手袋の保守管理上の留意事項

化学防護手袋は、有効かつ清潔に保持すること。また、その保守管理に当たっては、製造者の取扱説明書等に従うほか、次の事項に留意すること。

(1) 予備の化学防護手袋を常時備え付け、適時交換して使用できるようにすること。

(2) 化学防護手袋を保管する際は、次に留意すること。

ア 直射日光を避けること。

イ 高温多湿を避け、冷暗所に保管すること。

ウ オゾンが発生する機器(モーター類、殺菌灯等)の近くに保管しないこと。

### (3) 特殊健康診断・健康管理手帳

#### ① 特殊健康診断

適正な作業環境管理や作業管理がなされても労働者が高濃度の化学物質にばく露される可能性がある。特殊健康診断は、使用者の特別健康管理義務と関連する健康診断であり、職場に存在する特別の健康障害要因に起因する疾病、すなわち職業病を防止するために、特定の有害要因へのばく露に対して標的臓器の障害またはその他の健康

影響に関する健康診断を行い、労働者個人ごとにばく露による健康障害発生リスクの評価と健康障害の早期発見を行う。このうち、労働者個人ごとの健康障害発生リスクの評価の項目として、後述の作業条件の簡易な調査、一部の物質に適用される生物学的モニタリングがある。

### 1) 特殊健康診断の実施

事業場で実施されている特殊健康診断には、法定特殊健康診断と勧奨による特殊健康診断がある。これらに該当しない物質についても、健康障害リスクが高い場合には積極的に特殊健康診断を実施すべきである。

法定の特殊健康診断は、労働安全衛生法第 66 条第 2 項の規定に基づき実施される医師による特殊健康診断と同条第 3 項による歯科医師による特殊健康診断がある。医師による特殊健康診断の対象業務は、労働安全衛生法施行令で列挙されている。

#### 安衛法第六十六条第二項

事業者は有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

#### 安衛法第六十六条第三項

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

安衛法施行令第二十二條 法第六十六條第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一 第六条第一号に掲げる作業に係る業務及び第二十条第九号に掲げる業務

二 別表第二に掲げる放射線業務

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（略）を製造し、若しくは取り扱う業務（略）、第十六条第一項各号に掲げる物（略）を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造若しくは石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四 別表第四に掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。）

五 別表第五に掲げる四アルキル鉛等業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。）

六 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表第六の二に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるもの

2 法第六十六條第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務（略）又は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。

一 ベンジジン及びその塩

一の二 ビス（クロロメチル）エーテル

二 ベーターナフチルアミン及びその塩

三 ジクロルベンジジン及びその塩

四 アルファーナフチルアミン及びその塩

- 五 オルトートリジン及びその塩
- 六 ジアニシジン及びその塩
- 七 ベリリウム及びその化合物
- 八 ベンゾトリクロリド
- 九 インジウム化合物
- 九の二 エチルベンゼン
- 九の三 エチレンイミン
- 十 塩化ビニル
- 十一 オーラミン
- 十一の二 オルトートルイジン
- 十二 クロム酸及びその塩
- 十三 クロロメチルメチルエーテル
- 十三の二 コバルト及び無機化合物
- 十四 コールタール
- 十四の二 酸化プロピレン
- 十四の三 三酸化二アンチモン
- 十五 三・三' -ジクロロ-四・四' -ジアミノジフェニルメタン
- 十五の二 一・二-ジクロロプロパン
- 十五の三 ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）
- 十五の四 ジメチルーニ・ニ-ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）
- 十五の五 一・一-ジメチルヒドラジン
- 十六 重クロム酸及びその塩
- 十六の二 ナフタレン
- 十七 ニッケル化合物（次号に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）
- 十八 ニッケルカルボニル
- 十九 パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン
- 十九の二 砒(ひ)素及びその化合物（アルシン及び砒(ひ)化ガリウムを除く。）
- 二十 ベータープロピオラクトン
- 二十一 ベンゼン
- 二十二 マゼンタ

二十二の二 リフラクトリーセラミックファイバー

二十三 第一号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第八号に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。）

二十四 第九号から第二十二号の二までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

また、歯科医師による健康診断については、労働安全衛生法施行令および労働安全衛生規則で規定を設けている。

安衛法施行令第二十二條第三項

法第六十六條第三項の政令で定める有害な業務は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗(ふつ)化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務とする。

安衛則第四十八條

事業者は、令第二十二條第三項の業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務についた後六月以内ごとに一回、定期的に、歯科医師による健康診断を行なわなければならない。

そのうえで、省令で詳細を規制している。

特定化学物質障害予防規則 第三十九條

石綿障害予防規則 石綿則第四十條

四アルキル鉛中毒予防規則 四アルキル鉛則第二十二條

有機溶剤中毒予防規則 有機則第二十九條

特定化学物質障害予防規則、有機溶剤

中毒予防規則等が制定されてから40年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の使用状況の変化、労働災害の発生状況など、化学物質による健康障害に関する事情が変化していった。このため国内外の研究文献等の医学的知見に基づき、化学物質取扱業務従事者に係る特殊健康診断の項目の全面的な見直しが実施された。個別項目の見直し以外で、今回の労働者の化学物質へのばく露状況を確認するため、必須項目に作業条件の簡易な調査が追加されたことが大きな特徴である。作業条件の簡易な調査は、当該有害物質を取り扱う労働者の当該有害物質へのばく露状況を適切に把握し、健康診断結果の解釈、第二次健康診断の実施の必要の有無の判断及び健康診断結果に基づく措置を行う際の判断に資することを目的としたものである。収集する情報としては当該労働者が主に従事する単位作業場所における作業環境測定結果や作業における当該有害物質の平均的な使用頻度および前回の健康診断以降の作業工程や取扱量などの変更、局所排気装置などの有無および稼動状況、保護具の使用状況、事故や修理などの際における大量ばく露などが求められる。

前述のように特殊健康診断には労働安全衛生法により定められた健康診断のほかに厚生労働省からの行政通達により特殊健康診断を実施するよう指導勧奨されているものが、全29項目あり、このうち多くのものが化学物質に関するものである。

行政指導による特殊健診を行うべき業務と根拠通達

・マンガン化合物(塩基性酸化マンガンを限る。)を取り扱う業務、又はそのガス、

蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和31年5月18日基発第308号

・黄りんを取り扱う業務、又はりんの化合物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和31年5月18日基発第308号

・有機りん剤を取り扱う業務又は、そのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和31年5月18日基発第308号

・亜硫酸ガスを発散する場所における業務

昭和31年5月18日基発第308号

・二硫化炭素を取り扱う業務又は、そのガスを発散する場所における業務(有機溶剤業務に係るものを除く。)

昭和31年5月18日基発第308号

・ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和31年5月18日基発第308号

・脂肪族の塩化又は臭化化合物(有機溶剤として法規に規定されているものを除く。)を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和31年5月18日基発第308号

・砒素化合物(アルシン又は砒化ガリウムに限る。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和34年5月14日基発第359号

・フェニル水銀化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和40年5月12日基発第513号

・アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基であるものを除く。）を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和 40 年 5 月 12 日基発第 513 号

・クロルナフタリンを取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和 40 年 5 月 12 日基発第 513 号

・沃素を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

昭和 40 年 5 月 12 日基発第 513 号

・米杉、ネズコ、リョウブ又はラワンの粉じん等を発散する場所における業務

昭和 45 年 1 月 7 日基発第 2 号

・メチレンジフェニルイソシアネート (M. D. I) を取り扱う業務又はこのガス若しくは蒸気を発散する場所における業務

昭和 40 年 5 月 12 日基発第 513 号

・クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務

昭和 45 年 12 月 12 日基発第 889 号

## 2) 特殊健康診断の事後措置

健康診断は、実施することとともに、結果に基づく事後措置を図ることが重要である。労働安全衛生法第 66 条の 4～第 66 条の 5 及び各特別規則で事後措置が定められている。

労働安全衛生法

第六十六条の四 事業者は、第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所

見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かななければならない。

第六十六条の五 事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。）への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。

有機溶剤中毒予防規則

第三十条の二 有機溶剤等健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 有機溶剤等健康診断が行われた日（法第六十六条第五項ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康診断の結果を証



明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。

二 聴取した医師の意見を有機溶剤等健康診断個人票に記載すること。

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

特定化学物質障害予防規則 第四十条の二  
鉛中毒予防規則 第五十四条の二  
四アルキル鉛中毒予防規則 第二十三条の三

## ②健康管理手帳

労働安全衛生法施行令第 23 条、労働安全規則第 53 条が定めるがんその他の重度の健康障害を発生させるおそれがある業務に従事していた労働者は、離職の際には事業場の所在地の都道府県労働局長に、離職の後には住所地の都道府県労働局長に申請することにより、健康管理手帳を受け取ることができる。健康管理手帳の交付を受けると、在職時に受けていた特殊健康診断に引き続く健康診断として、定められた項目による健康診断を決まった時期に年に 2 回（じん肺の健康管理手帳については年に 1 回）無料で受けることができる。

### 労働安全衛生法

第六十七条 都道府県労働局長は、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で、政令で定めるものに従事していた者のうち、厚生労働省令で定める要件に該当する者に対し、離職の際に又は離職の後に、当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。ただし、現に当該業務に

係る健康管理手帳を所持している者については、この限りでない。

2 政府は、健康管理手帳を所持している者に対する健康診断に関し、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を行なう。

3 健康管理手帳の交付を受けた者は、当該健康管理手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

4 健康管理手帳の様式その他健康管理手帳について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### 労働安全衛生法施行令

第二十三条 法第六十七条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一 ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

二 ベーターナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

三 粉じん作業（じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第二条第一項第三号に規定する粉じん作業をいう。）に係る業務

四 クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務（これらの物を鉱石から製造する事業場以外の事業場における業務を除く。）

五 無機砒素化合物（アルシン及び砒（ひ）化ガリウムを除く。）を製造する工程において粉碎をし、三酸化砒素を製造する

工程において焙(ばい)焼若しくは精製を行い、又は砒(ひ)素をその重量の三パーセントを超えて含有する鉱石をポット法若しくはグリナワルド法により製錬する業務

六 コークス又は製鉄用発生炉ガスを製造する業務（コークス炉上において若しくはコークス炉に接して又はガス発生炉上において行う業務に限る。）

七 ビス（クロロメチル）エーテル（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

八 ベリリウム及びその化合物（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。）を含む。）を製造し、又は取り扱う業務（これらの物のうち粉状の物以外の物を取り扱う業務を除く。）

九 ベンゾトリクロリドを製造し、又は取り扱う業務（太陽光線により塩素化反応をさせることによりベンゾトリクロリドを製造する事業場における業務に限る。）

十 塩化ビニルを重合する業務又は密閉されていない遠心分離機を用いてポリ塩化ビニル（塩化ビニルの共重合体を含む。）の懸濁液から水を分離する業務

十一 石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

十二 ジアニシジン及びその塩（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

十三 一・二-ジクロロプロパン（これをその重量の一パーセントを超えて含有す

る製剤その他の物を含む。）を取り扱う業務（厚生労働省令で定める場所における印刷機その他の設備の清掃の業務に限る。）

十四 オルトートルイジン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

#### 労働安全衛生規則

第五十三条 法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当する者は、労働基準法の施行の日以降において、次の表の上欄に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者とする。

2 健康管理手帳（以下「手帳」という。）の交付は、前項に規定する要件に該当する者の申請に基づいて、所轄都道府県労働局長（離職の後に同項に規定する要件に該当する者にあつては、その者の住所を管轄する都道府県労働局長）が行うものとする。

3 前項の申請をしようとする者は、健康管理手帳交付申請書（様式第七号）に第一項の要件に該当する事実を証する書類（当該書類がない場合には、当該事実についての申立て書）（令第二十三条第八号又は第十一号の業務に係る前項の申請（同号の業務に係るものについては、第一項の表令第二十三条第十一号の業務（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を製造し、又は取り扱う業務に限る。）の項第二号から第四号までの要件に該当することを理由とするものを除

く。)をしようとする者にあつては、胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真を含む。)を添えて、所轄都道府県労働局長（離職の後に第一項の要件に該当する者にあつては、その者の住所を管轄する都道府県労働局長）に提出しなければならない。

#### （４）特別な健康状態（母性保護規定を中心に）

許容濃度がすべての労働者ではなく、ほとんどの労働者に対して健康障害が生じないレベルとされている背景については、例外的な健康状態の労働者が対応できるまでのばく露低減は、コストとのバランスが取れないことが多いためであり、配置転換や業務時間の短縮といった個別対策で実施することが基本となる。その一つの方法が、前述の特殊健康診断結果に基づく事後措置であるが、法令上は労働基準法および女性労働規則の母性保護規定がある。

労働基準法第 64 の 3 第 1 項は、妊娠中の女性及び産後 1 年を経過しない女性に対する就業制限を規定して、さらに第 2 項は、妊娠・出産に影響する業務に限り、厚生労働省令によってそれ以外の女性にも就業制限を準用できる旨を規定している。この範囲を定める厚生労働省令は女性労働基準規則である。化学物質に関する規制は第 2 条第 18 号であり、作業環境測定の義務があつて（管理濃度が設定されている物質、安衛法施行令第 21 条）のうち、GHS 分類により生殖毒性又は生殖細胞変異原性が区分 1（毒性や変異原性がすでに認められているもの）又は授乳影響ありに該当する物質（25 物質）を発散する場所における業務

であつて、送気マスク等の着用が義務付けられている業務もしくは物質ごとの作業環境測定の結果が第 3 管理区分とされた屋内作業場における業務を対象としている。第 18 号所定の業務には、女性労働基準規則第 2 条第 2 項（労基法第 64 条の 3 第 1 項により産後 1 年を経過しない女性の就業を制限する業務）および第 3 条（労基法第 64 条の 3 第 2 項により同条第 1 項の規定を準用する業務）の両者が適用されることから、基本的にすべての女性が就業制限を受ける。しかし、作業環境測定対象となっている物質以外にも、GHS 分類で生殖毒性等の存在が明確に示されている物質は多く存在するため、事業場においては、本来は、それらの物質に対してこの規定を準用し、判断すべきである。

労働基準法 第六十四条の三 使用者は、妊娠中の女性及び産後一年を経過しない女性（以下「妊産婦」という。）を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する業務のうち女性の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務につき、厚生労働省令で、妊産婦以外の女性に関して、準用することができる。

3 前二項に規定する業務の範囲及びこれらの規定によりこれらの業務に就かせてはならない者の範囲は、厚生労働省令で定める。

女性労働基準規則第二条 法第六十四条の

三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。

十八 次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務

イ 塩素化ビフェニル（別名PCB）、アクリルアミド、エチルベンゼン、エチレンイミン、エチレンオキシド、カドミウム化合物、クロム酸塩、五酸化バナジウム、水銀若しくはその無機化合物（硫化水銀を除く。）、塩化ニッケル（Ⅱ）（粉状の物に限る。）、スチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）、トリクロロエチレン、砒ひ素化合物（アルシン及び砒ひ化ガリウムを除く。）、ベータープロピオラクトン、ペンタクロルフエノール（別名PCP）若しくはそのナトリウム塩又はマンガンを発散する場所 次に掲げる業務（スチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）又はトリクロロエチレンを発散する場所において行われる業務にあつては（2）に限る。）

（1） 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第二十二條第一項、第二十二條の二第一項又は第三十八條の十四第一項第十一号ハ若しくは第十二号ただし書に規定する作業を行う業務であつて、当該作業に従事する労働者に呼吸用保護具を使用させる必要があるもの

（2） （1）の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一條第七号に掲げる作業場（石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接し

てコークス製造の作業を行う場合の当該作業場を除く。）であつて、特定化学物質障害予防規則第三十六條の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における作業を行う業務

ロ 鉛及び安衛令別表第四第六号の鉛化合物を発散する場所 次に掲げる業務

（1） 鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）第三十九條ただし書の規定により呼吸用保護具を使用させて行う臨時の作業を行う業務又は同令第五十八條第一項若しくは第二項に規定する業務若しくは同條第三項に規定する業務（同項に規定する業務にあつては、同令第三條各号に規定する業務及び同令第五十八條第三項ただし書の装置等を稼働させて行う同項の業務を除く。）

（2） （1）の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一條第八号に掲げる作業場であつて、鉛中毒予防規則第五十二條の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における業務

ハ エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）、エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）、キシレン、N・N-ジメチルホルムアミド、スチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）、トリクロロエチレン、トルエン、二硫化炭素、メタノール又はエチルベンゼンを発散する場所 次に掲げる業務

（1） 有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第三十二條第一項第一号若しくは第二号又は第三十三條第

一項第二号から第七号まで（特定化学物質障害予防規則第三十八条の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する業務（有機溶剤中毒予防規則第二条第一項（特定化学物質障害予防規則第三十八条の八において準用する場合を含む。）の規定により、これらの規定が適用されない場合における同項の業務を除く。）

(2) (1)の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一条第七号又は第十号に掲げる作業場であつて、有機溶剤中毒予防規則第二十八条の二第一項（特定化学物質障害予防規則第三十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における業務

2 法第六十四条の三第一項の規定により産後一年を経過しない女性を就かせてはならない業務は、前項第一号から第十二号まで及び第十五号から第二十四号までに掲げる業務とする。ただし、同項第二号から第十二号まで、第十五号から第十七号まで及び第十九号から第二十三号までに掲げる業務については、産後一年を経過しない女性が当該業務に従事しない旨を使用者に申し出た場合に限る。

第三条 法第六十四条の三第二項の規定により同条第一項の規定を準用する者は、妊娠中の女性及び産後一年を経過しない女性以外の女性とし、これらの者を就かせてはならない業務は、前条第一項第一号及び第十八号に掲げる業務とする。

エチレンイミン	0.5ppm
エチレンオキシド	1ppm
エチレングリコールモノエチルエーテル	5ppm
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	5ppm
エチレングリコールモノメチルエーテル	5ppm
塩化ニッケル（Ⅱ）	0.1mg/m <sup>3</sup>
塩素化ビフェニル	0.01mg/m <sup>3</sup>
カドミウム化合物	0.05mg/m <sup>3</sup>
キシレン	50ppm
クロム酸塩	0.05mg/m <sup>3</sup>
五酸化バナジウム	0.03mg/m <sup>3</sup>
N,N-ジメチルホルムアミド	10ppm
水銀及びその無機化合物	0.025mg/m <sup>3</sup>
スチレン	20ppm
テトラクロルエチレン	50ppm
トリクロルエチレン	10ppm
トルエン	20ppm
鉛及びその化合物	0.05mg/m <sup>3</sup>
二硫化炭素	1ppm
砒素化合物	0.003mg/m <sup>3</sup>
ベータプロピオラクトン	0.5ppm
ペンタクロルフェノール及びそのナトリウム	0.5mg/m <sup>3</sup>
マンガン	0.2mg/m <sup>3</sup>
メタノール	200ppm

対象物質	規制濃度
アクリルアミド	0.1mg/m <sup>3</sup>

**(5) 労働者への周知および知る権利**

本来、労働者は、自分がどのような有害



物質を扱っていて、どの程度のばく露があり、健康障害リスクはどのような状態なのかを知る権利を有している。（ILO 第 170 号第 18 条）また、労働者に適切な行動を取らせるためにも、情報の周知を不可欠である。

化学物質に関しては、安衛法第 57 条で、交付対象物質と同じ 674 物質については、容器に入れる、包装、又は提供する者に対して、その容器又は包装に表示を義務付けている。この表示義務は、必ずしも事業者を対象としていないが、当然、容器に入れて提供されれば、表示が明らかであるし、事業場内で小分けすれば“容器に入れ”たことになるため、労働者は自分がどのような物質を使っているかを知ることができる。

(a) 職場において使用する化学物質の物質名、それらの化学物質の有害性、予防措置、教育及び訓練に関する情報

(b) ラベル及び標章に含まれる情報

(c) 化学物質の安全に関する情報資料

(d) この条約により保存することが要求されるその他の情報

4 使用者は、化学物質の混合物の特定の成分を競争者に開示することにより使用者の事業に支障をきたすこととなる場合には、3 の情報を提供するに当たり、第一条 2 (b) の規定に基づき権限のある機

### ILO(国際労働機関)

職場における化学物質の使用の安全に関する条約（第 170 号）

第六部 労働者及びその代表者の権利

#### 第十八条

1 労働者は、自己の安全又は健康に対する急迫したかつ重大な危険性があると信ずるに足りる正当な事由があるときは、化学物質の使用から生ずる危険から避難する権利を有し、その場合には、自己の監督者に速やかに通知する。

2 1 の規定に従って危険から避難し又はこの条約に基づく他の権利を行使する労働者は、不当な結果から保護される。

3 関係のある労働者及びその代表者は、次の情報を得る権利を有する。

安衛法第五十七条 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器）に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱い上の注意

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

安衛則第三十二条 法第五十七条第一項の規定による表示は、当該容器又は包装に、同項各号に掲げるもの（以下この条において「表示事項等」という。）を印刷し、又は表示事項等を印刷した票箋を貼り付けて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項等の全てを印刷し、又は表示事項等の全てを印刷した票箋を貼り付けることが困難なときは、表示事項等のうち同項第一号ロからニまで及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票箋を容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。

第三十三条 法第五十七条第一項第一号ニの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第五十七条第一項の規定による表示をする者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号

二 注意喚起語

三 安定性及び反応性

また、前述の作業環境測定については労働者への評価結果の周知義務が、特殊健康診断については労働者への結果の通知義務が、それぞれの特別規則で課せられている。このうち、作業環境測定結果の周知義務は2012年の改正からであり、それまで労働者の知る権利が保障されていたとは言い難

い。「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」でも、労働者への周知等が規定されている。

「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」

11. リスクアセスメント結果等の労働者への周知等

(1) 事業者は、安衛則第34条の2の8に基づき次に掲げる事項を化学物質等を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知するものとする。

ア 対象の化学物質等の名称

イ 対象業務の内容

ウ リスクアセスメントの結果

(ア) 特定した危険性又は有害性

(イ) 見積もったリスク

エ 実施するリスク低減措置の内容

(2) (1)の周知は、次に掲げるいずれかの方法によること。

ア 各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること

イ 書面を労働者に交付すること

ウ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること

(3) 法第59条第1項に基づく雇入れ時教育及び同条第2項に基づく作業変更時教育においては、安衛則第35条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる事項として、(1)に掲げる事項を含めること。

なお、5の(1)に掲げるリスクアセスメント等の実施時期のうちアからウまでについては、法第59条第2項の「作業内容を変更したとき」に該当するものである

こと。

(4) リスクアセスメントの対象の業務が継続し(1)の労働者への周知等を行っている間は、事業者は(1)に掲げる事項を記録し、保存しておくことが望ましい。

促進する主な活動として位置づけられている。また、ここでいう指針は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」であり、1999年に出され、2019年にはISO45001との整合性を図るための改正が行われている。

#### 4. 労働安全衛生マネジメントシステム

##### 【概要と趣旨】

労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)は、事業者が労働者の協力の下に「計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Act)」(「PDCAサイクル」)という一連の過程を定めて、継続的な安全衛生管理を自主的に進めることにより、労働災害の防止と労働者の健康増進、さらに進んで快適な職場環境を形成し、事業場の安全衛生水準の向上を図ることを目的とした安全衛生管理の仕組みである。2018年3月にOHSMSの国際規格であるISO45001が発効した。それに合わせて日本でも、JISQ45001と日本独自の労働安全衛生の慣習や制度を取り入れたJISQ45100が出された。

労働安全衛生法令上、OHSMSは、安衛則第24条の2で事業者の自主的活動を促進するための指針として位置付けられ、その実施が事業者の義務や努力義務として課されているわけではない(もっとも、OHSMSの中核であるリスクアセスメントは、法第28条の2で事業者の努力義務とされ、化学物質の一部について第57条の3で事業者が義務づけられている)。この中で、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置、すなわちリスクアセスメントとリスク低減措置が、OHSMSを用いて

安衛則 第二十四条の二 厚生労働大臣は、事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う次に掲げる自主的活動を促進するため必要な指針を公表することができる。

- 一 安全衛生に関する方針の表明
- 二 法第二十八条の二第一項又は第五十七条の三第一項及び第二項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- 三 安全衛生に関する目標の設定
- 四 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善

ISO45001では、「取組みの計画」とより具体的な「目標を達成するための計画」を策定することが求められている。このうち、「取組みの計画」は、1)決定したリスク及び機会に対処する、2)法的要求事項及びその他の要求事項に対処する、3)緊急事態への準備をし、対応するという3つのインプットがある。また、計画に基づかない取組みとして、「変更の管理」のプロセスが用意されている。また、計画した活動の状況を評価し、継続的な改善を図る仕組みを持っている。化学物質による健康障害を防止するための取組みをOHSMS上での実現するためには、それぞれの取組みの性質に

応じて、これらのプロセスを用いることになる。具体的には、化学物質による健康障害を防止するためには、職場に存在する有害物質を特定し（6.1.2.1 危険源の特定：番号は IS045001 の箇条）、それらの健康障害リスクを評価し（6.1.2.2 労働安全衛生リスクの評価）、許容できない場合にはばく露軽減対策が必要である（8.1.2 危険源の除去及び労働安全衛生リスクの低減）。また、呼吸用保護具や保護衣の着用や管理、局所排気装置の設置とメンテナンスについてルールを定める。これらの一部は法的要求事項であり、一部は企業または事業場独自の要求事項である。併せて、個人ごとのばく露や健康影響の有無を確認し、必要な対応を行うために特殊健康診断の実施もルール化し、その結果に基づき事後措置を行う必要がある（6.1.3 法的要求事項及びその他の要求事項の決定）。そして、これらの事項については取組みの計画にインプットされる（6.1.4 取組みの計画策定）。化学物質の中には、急性中毒を発生させる可能性があるものがあり、そのような事態に備えた準備を行うとともに、訓練を計画的に行う必要がある（8.2 緊急事態への準備対応）。また、新たな化学物質を導入する場合には、導入に先立ちリスクが評価され、安全性が確保できることを前提に導入する必要がある（8.1.3 変更の管理）。化学物質による健康障害防止対策の確実性を高めるために、事業場内のファイルされている SDS を最新版に更新する（8.1.3 変更の管理）とともに、有害物質を取扱う労働者全員を対象に呼吸用保護具のフィットテストの実施を目標として定め（6.2.1 労働安全衛生目標）、計画的に実施する

（6.2.2 労働安全衛生目標を達成するための計画策定）。さらにこれらの取り組みのパフォーマンスを評価し（箇条 9 パフォーマンス評価）、改善の取り組みに結び付ける（箇条 10 改善）。

このように、OHSMS は、化学物質による健康障害防止を図るために極めて有効なツールであるが、必ずしも多くの事業場で導入されているわけではない。2006 年の安衛法の改正の際に、計画の届出等の内容を改正して、OHSMS の導入を図り、計画的に安全衛生リスク管理を行っている事業者の届出義務の免除といったインセンティブ措置が設けられた。しかし、届出義務の免除はインセンティブとしては小さく、また届出を受けることの代わりに監督署長の認定を受けることが必要な建付けから、この制度の利用はほとんど行われていない。

安衛法第八十八条 事業者は、当該事業場の業種及び規模が政令で定めるものに該当する場合において、当該事場に係る建設物若しくは機械等（仮設の建設物又は機械等で厚生労働省令で定めるものを除く。）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の三十日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、第二十八条の二第一項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者については、この限りでない。

## IV. 特別規則による管理

### 1. 特定化学物質障害予防規則

#### 【概要と趣旨】

##### （1）規制の対象物質

特化則の対象物質は、安衛法施行令別表第3が規定しており、第1号は第1類物質、第2号は第2類物質、第3号は第3類物質を定めている。これらは以下のように説明される。

<sup>1</sup> 厚生労働省のWEBサイト

(<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/content/contents/000751608.pdf> 最終閲覧日：2021年9月1日) 及び三協化学株式会社のWEBサイト

(<https://www.sankyo-chem.com/wpsankyo/1324> 最終閲覧日：2021年9月1日) より。

第1類物質：がん等の慢性・遅発性障害を引き起こす物質のうち、特に有害性が高く、概ね製造許可物質に当たり、一部を除き特別管理物質から成るもの

第2類物質：がん等の慢性・遅発性障害を引き起こす物質のうち、第1類物質に該当しないもの

第3類物質：大量漏洩により急性中毒を引き起こす物質であって非特別管理物質から成るもの

第3類物質等：特定化学設備に該当する物質

もっとも、特化則の規制対象物質（特定化学物質：特化物）は、区々多様な性質を持っているため、更に細かい分類がなされている。まず、各類の中でも発がん性（の疑い）がある物質を「特別管理物質」とした。また、第2類物質を以下の4種類に区

分した。

①オーラミン等：尿路系器官にがん等の腫瘍を発生するおそれのある物質

②特定第2類物質：特に漏洩に留意すべき物質であって、特別管理物質と非特別管理物質から成るもの

③特別有機溶剤等：発がん性のおそれが指摘される物で有機溶剤と同様の作用があり、蒸気による中毒を発生させるおそれのある物質であって、有機溶剤中毒予防規則（有機則）が準用され、特別管理物質から成るもの

④ 管理第2類物質：それ以外の物質であって、特別管理物質と非特別管理物質から成るもの（図27）

各化学物質は、基本的に混合溶剤として用いられるが、単体と同じ扱いをする場合の含有量（重量比率）を明確にしておく必要がある。それぞれの物質ごとに、第2類物質については特化則別表第1、第3類物質については特化則別表第2で、いわゆる裾切値が規定されている。第1類物質については、安衛法施行令別表第3第1号8で規定されている。そのうえで、類型ごとに規制をかけている。

安衛法施行令別表第三 特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係）

#### 一 第一類物質

- 1 ジクロロベンジジン及びその塩
- 2 アルファアーナフチルアミン及びその塩
- 3 塩素化ビフェニル（別名PCB）
- 4 オルトートリジン及びその塩



5 ジアニシジン及びその塩  
 6 ベリリウム及びその化合物  
 7 ベンゾトリクロリド  
 8 1から6までに掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有し、又は7に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。）

二 第二類物質

1 アクリルアミド  
 2 アクリロニトリル  
 3 アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）  
 3の2 インジウム化合物  
 3の3 エチルベンゼン  
 4 エチレンイミン  
 5 エチレンオキシド  
 6 塩化ビニル  
 7 塩素  
 8 オーラミン  
 8の2 オルトートルイジン  
 9 オルトーフタロジニトリル  
 10 カドミウム及びその化合物  
 11 クロム酸及びその塩  
 11の2 クロロホルム  
 12 クロロメチルメチルエーテル  
 13 五酸化バナジウム  
 13の2 コバルト及びその無機化合物  
 14 コールタール  
 15 酸化プロピレン  
 15の2 三酸化二アンチモン  
 16 シアン化カリウム  
 17 シアン化水素

18 シアン化ナトリウム  
 18の2 四塩化炭素  
 18の3 一・四ージオキサン  
 18の4 一・二ージクロロエタン（別名二塩化エチレン）  
 19 三・三' -ジクロロ - 四・四' -ジアミノジフェニルメタン  
 19の2 一・二ージクロロプロパン  
 19の3 ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）  
 19の4 ジメチルー二・二ージクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）  
 19の5 一・一ージメチルヒドラジン  
 20 臭化メチル  
 21 重クロム酸及びその塩  
 22 水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）  
 22の2 スチレン  
 22の3 一・一・二・二-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）  
 22の4 テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）  
 22の5 トリクロロエチレン  
 23 トリレンジイソシアネート  
 23の2 ナフタレン  
 23の3 ニッケル化合物（24に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）  
 24 ニッケルカルボニル  
 25 ニトログリコール  
 26 パラージメチルアミノアゾベンゼン  
 27 パラニトロクロルベンゼン  
 27の2 砒(ひ)素及びその化合物（アルシン及び砒(ひ)化ガリウムを除く。）

- 28 弗(ふつ)化水素
  - 29 ベータープロピオラクトン
  - 30 ベンゼン
  - 31 ペンタクロルフエノール（別名 P C P）及びそのナトリウム塩
  - 31 の 2 ホルムアルデヒド
  - 32 マゼンタ
  - 33 マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）
  - 33 の 2 メチルイソブチルケトン
  - 34 沃(よう)化メチル
  - 34 の 2 リフラクトリーセラミックファイバー
  - 35 硫化水素
  - 36 硫酸ジメチル
  - 37 1 から 36 までに揚げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
- 三 第三類物質
- 1 アンモニア
  - 2 一酸化炭素
  - 3 塩化水素
  - 4 硝酸
  - 5 二酸化硫黄
  - 6 フェノール
  - 7 ホスゲン
  - 8 硫酸
  - 9 1 から 8 までに揚げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

## （２）規制の内容

規制内容をみると、第 1 類、第 2 類物質については、密閉設備、囲い式フードの局排又はプッシュプル型換気装置の設置を原則とし（第 1 類につき第 3 条、第 2 類につ

き第 4、第 5 条）、除じん、排ガス・排液処理などの用後処理（第 3 章：第 9 条～第 12 条の 2）、接合部、バルブ、出入口などからの漏えい防止（第 4 章：第 13 条～第 26 条）、特化物作業主任者の選任、設備の定期自主検査、作業環境測定と結果の評価などの管理（第 5 章：第 27 条～第 38 条の 4）、塩素化ビフェニル等、インジウム化合物等、エチレンオキシド等の特殊な物質を取り扱う作業にかかる特殊な管理（第 5 章の 2：第 38 条の 5～第 38 条の 20）、特殊健診の実施、記録の保存、医師からの意見聴取、事後措置、労基署長への報告、漏えいした特化物へばく露した場合の緊急健診等（第 6 章：第 39 条～第 42 条）、呼吸用保護具の備え付け、経皮吸収や皮膚障害を招く物質にばく露する作業での保護衣、保護手袋、保護長靴等の備え付けと着装の確保等（第 7 章：第 43 条～第 45 条）、製造禁止物質（法第 55 条）の免除の手續と製造許可物質（法第 56 条）の許可の手續・基準等（第 8 章：第 46 条～第 50 条の 2）<sup>2</sup>、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の内容（作業環境の改善方法や保護具の取扱い方法等を含む）（第 9 章：第 51 条）、特別管理物質の製造・取扱い事業者が事業を廃止する場合の報告（第 10 章：第 52 条、第 53 条）が定められていること、黄燐マッチなどの製造禁止

<sup>2</sup> 黄燐マッチなどの製造禁止物質は発がん性物質ばかりではないが、特化則はもとより様々な物質を規制対象としているし、製造許可物質は、施行令別表第 3 であり、特化則の規制対象物質でもあるので、安衛法上の製造禁止・許可物質は、特化則で取り扱える。

物質は発がん性物質ばかりではないが、特化則はもとより様々な物質を規制対象としているし、製造許可物質は、施行令別表第3であり、特化則の規制対象物質でもあるので、安衛法上の製造禁止・許可物質は、特化則で取り扱える。

管理のうち、第36条～第36条の5までは、作業環境測定に関する規定である。また、特殊な作業等の管理では、塩素化ビフェニル等に係る措置、インジウム化合物等に係る措置、特別有機溶剤等に係る措置、エチレンオキシド等に係る措置、コバルト等に係る措置、コークス炉に係る措置、三酸化二アンチモン等に係る措置、燻蒸作業に係る装置、ニトログリコールに係る措置、ベンゼン等に係る措置、1,3-ブタジエン等に係る措置、硫酸ジエチル等に係る措置、1,3-プロパンスルホン等に係る措置、リフラクトリーセラミックファイバー等に係る措置など特別な対応が必要な物質や作業について求められる措置につき詳細な規定を行っている。

健診にかかる規制は、特化則が異なる性質の化学物質を規制しているため、物質ごとに健康診断項目を規定している。すなわち、安衛法上の特殊健診の対象を定める安衛法施行令第22条第1項第3号が、第1類物質および第2類物質（エチレンオキシド、ホルムアルデヒドを除く）を指定し、更に特化則別表第3がそれに対応する健診項目を規定している。その項目にかかる健診の結果、自他覚症状が認められる等異常の疑いがある医師が必要と認める者には、別表第4所定の項目の健診を行うこととされている。エチレンオキシド、ホルムアルデヒドは、特定の標的臓器を対象とした健

康診断項目を設定しにくいことから、安衛則第13条第1項第2号の「これらに準ずる有害物」に該当するものとして、労働安全衛生規則第45条の特定業務従事者健診の対象となっている（特定業務従事者健診では、一般健診の一環として、それと同様の幅広い項目が診査される）。特別管理物質については、30年間の記録保存義務が課されている（第40条第2項）。

さらに加えて、特定有機溶剤混合物（特別有機溶剤同士の混合物、特別有機溶剤と有機溶剤との混合物。特別有機溶剤と有機溶剤の含有率の合計が5%を超える物に限る。）に係る健康診断（第41条の2）および緊急診断（第42条）を規定している。このうち、特定有機溶剤混合物に係る健康診断が別に定められたのは、これらの物質が発がん性等の固有の性質を有するとともに、有機溶剤の一般的な性質も有しているために、有機則の規定の一部の適用が必要であるためである。

次に、保護具については、呼吸用保護具と保護衣等を定めている。このうち保護衣等については、特定化学物質第1類物質及び第2類物質のうち、経皮吸収による影響が無視できない特定の物質が対象であり、皮膚に障害を与え、又は皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれがあるものに労働者を従事させるときは、当該労働者に保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させつことを事業者に義務づけるとともに、労働者にも、事業者から前項の保護具の使用を命じられたときは、これを使用することを義務づけている。この規定は、オルトトルイジンやMOCAによって、膀胱がん多発した事例に

において、皮膚吸収による影響が疑われたことを契機に、平成 29 年 1 月になされた改正で設けられた（他に、オルトートルイジンの特定第 2 類物質への追加、尿路系腫瘍等を発見するための特殊健診項目の追加等が行われた）。

## 2. 鉛中毒予防規則

### 【概要と趣旨】

#### （1）規制の対象物質

鉛は、青みのある灰色をしており、他の金属に比べると錆びやすくなっているが酸化とともに表面に酸化被膜(覆い包んでいる膜)が形成されるため、腐食が内部に進みにくくなっている。また、多くの無機塩は水に不溶であるため水中でも腐食されにくい。鉛の現在の用途は、鉛蓄電池の電極、金属の快削性向上のための合金成分、鉛ガラス（光学レンズやクリスタルガラス）、美術工芸品（例えばステンドグラスの縁）、防音・制振シートや免震用ダンパー、銃弾、電子材料と幅広くなっている。GHS の分類では、生殖細胞変異原性区分 2、発がん性区分 2、生殖毒性区分 1A、特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露) 区分 1(造血系、腎臓、中枢神経系、末梢神経系、心血管系、免疫系)で示されるように、強い有毒性を有する。

#### （2）規制の対象業務

鉛予防規則の対象業務は、鉛中毒予防規則 第一章第一条五に下記のように定められている。

安衛法五 鉛業務 次に掲げる業務並びに令別表第四第八号から第十一号まで及び第十七号に掲げる業務をいう。

イ 鉛の製錬又は精錬を行なう工程における焙(ばい)焼、焼結、溶鉱又は鉛等若しくは焼結鉱等の取扱いの業務

ロ 銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程における溶鉱（鉛を三パーセント以上含有する原料を取り扱うものに限る。）、当該溶鉱に連続して行なう転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム（銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程において生ずるものに限る。）の取扱いの業務

ハ 鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、ふるい分け、練粉、充てん、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断、若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホツパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務

ニ 電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥(はく)鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務

ホ 鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品（鉛蓄電池及び鉛蓄電池の部品を除く。）を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、鑄造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鑄込の業務

ヘ 鉛化合物を製造する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、空冷のための攪拌(かくはん)、ふるい分け、か焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし又は粉状の鉛等をホツパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務

ト 鉛ライニングの業務（仕上げの業務を含む。）

チ ゴム若しくは合成樹脂の製品、含鉛塗料又は鉛化合物を含有する絵具、釉(ゆう)薬、農薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における鉛等の溶融、鑄込、粉碎、混合若しくはふるい分け又は被鉛若しくは剥(はく)鉛の業務

リ 自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務

ヌ 鉛化合物を含有する釉(ゆう)薬を用いて行なう施釉(ゆう)又は当該施釉(ゆう)を行なった物の焼成の業務

ル 鉛化合物を含有する絵具を用いて行なう絵付け又は当該絵付けを行なった物の焼成の業務

ヲ 溶融した鉛を用いて行なう金属の焼入れ若しくは焼戻し又は当該焼入れ若しくは焼戻しをした金属のサンドバスの業務

ワ 令別表第四第八号、第十号、第十一号若しくは第十七号又はイからヲまでに掲げる業務を行なう作業場所における清掃の業務

(除外業務)

第二条 令別表第四第十五号の厚生労働省令で定める業務は、筆若しくはスタンプによる絵付けの業務で、当該業務に従事する労働者が鉛等によつて汚染されることにより健康障害を生ずるおそれが少ないと当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）が認定したもの又は第二十四条、第二十五条、第二十八条第一項、第二十九条及び第三十条に規定する構造及び性能を有する局所排気装置若しくは排気筒が設けられている焼成窯による焼成の業務とする。

(適用の除外)

第三条 この省令（第一章、第二十二条、

第三十二条、第三十五条から第三十九条まで、第四章第三節、第四十六条（第五十八条第二項第五号に係る部分に限る。）、第五十八条第二項、第四項及び第五項（第二項第五号及び第三十九条ただし書に係る部分に限る。）、第五十六条並びに第五十七条の規定を除く。）は、事業者が次の各号のいずれかに該当する鉛業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。

一 鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が、五十リットルを超えない作業場における四百五十度以下の温度による鉛又は鉛合金の溶融又は鑄造の業務

二 臨時に行う第一条第五号リからヲまでに掲げる業務又はこれらの業務を行う作業場所における清掃の業務

三 遠隔操作によつて行う隔離室における業務

四 前条に規定する業務

### (3) 規制の内容

規制内容をみると、第 5 条から第 23 条までは、鉛製錬等にかかる焙焼（ばいしょう）、焼結、溶鋳等、銅製錬等にかかる溶鋳、溶融等、鉛蓄電池の製造等にかかる鉛等の溶融、鑄造等、電線等の製造にかかる鉛の溶融、鉛合金の製造等にかかる鉛や鉛合金の溶融、鑄造等、鉛化合物の製造にかかる鉛等の溶融、鑄造等の鉛作業について、局排やプッシュプル型換気装置を設けること等を定め、第 24 条から第 32 条までは、局排、プッシュプル型、全体換気装置等の構造、性能、取付位置などを定め、第 33 条および第 34 条は、施行令第 6 条が定める鉛作業に鉛作業主任者を選任し、所定の



事項を行わせるべきことを定め、第 35 条から第 38 条までは、局排等の設備の性能維持するための定期自主検査や結果の記録等を定め、第 39 条から第 42 条までは、粉状鉛や焼結鉛等を入れるホッパーの下方での作業、鉛を含む塗料のかき落とし業務等の危険業務にかかる諸措置を定め、第 43 条から第 44 条までは、粉状の鉛等の安全な保管方法、粉状鉛等を入れていた容器等からの粉じん発散防止措置を定め、第 45 条から第 51 条までは、休憩室とその清潔の確保、粉状鉛等をまとった呼吸用保護具や保護衣類等の隔離保管、鉛業務を行う屋内作業場等の清掃等鉛業務を取り巻く環境の衛生の確保を定め、第 53 条から第 57 条までは、鉛業務にかかる特殊健診の実施、結果の保存、結果に基づく医師からの意見聴取、本人への通知、報告書の労基署長への提出、腹部疝痛など一定の症状を呈する従事者を医師に受診させるべきこと、鉛中毒罹患者等の就業禁止等を定め、第 58 条および第 59 条は、鉛業務に従事させる労働者に呼吸用保護具や保護衣類等を着装させること等を定め、第 60 条は、鉛作業主任者技能講習の内容（健康障害防止措置、作業環境の改善方法や保護具の取扱い方法等を含む）等を定めていること、

保護具については呼吸用保護具が必須となっている。健康診断については労働安全衛生法施行令第 22 条第 1 項第 4 号に掲げる業務に常時従事する労働者の標的臓器への影響を評価するために、作業条件の調査、貧血検査、赤血球中のプロトポルフィリン量の検査、神経内科学的検査が必須となっている。また、第 56 条に定められている通り、鉛業務に従事させている間、もしくは

は従事させなくなってから四週間以内に、腹部の疝痛（腹部の痛み）、四肢の伸筋麻痺（関節を伸ばす筋肉が動かない）もしくは知覚異常、蒼白、関節痛もしくは筋肉痛が認められ、またはこれらの病状を訴える労働者に対して速やかに医師による診断を受けさせなければならない。

### 3. 四アルキル鉛中毒予防規則

#### 【概要と趣旨】

#### （1）規制の対象物質

四アルキル鉛は、鉛に 4 つの塩基が付いた化合物であり、特異臭（特有の匂い）を有する無色の液体で、揮発（常温で液体が気体になる）しやすい。主に四メチル鉛と四エチル鉛がある。石油精製業者によるガソリンへの混入のみが認められており、以前は自動車用ガソリンのアンチノック剤として用いられてきたが、現在では航空ガソリン用アンチノック剤として輸入されているのみである。GHS の分類では、急性毒性（吸入：蒸気）区分 1、生殖毒性 区分 2、特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）、区分 1（中枢神経系）、特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）区分 1（中枢神経系、肝臓）で示されているように、強い有害性を有する。

#### （2）規制の対象業務

四アルキル鉛則の対象業務は、労働安全衛生法施行令別表第 5 で示されている。

#### 安衛法施行令別表第五

四アルキル鉛等業務（第六条、第二十二条関係）

一 四アルキル鉛（四メチル鉛、四エチ

ル鉛、一メチル・三エチル鉛、二メチル・二エチル鉛及び三メチル・一エチル鉛並びにこれらを含むアンチノック剤をいう。以下同じ。）を製造する業務（四アルキル鉛が生成する工程以後の工程に係るものに限る。）

二 四アルキル鉛をガソリンに混入する業務（四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む。）

三 前二号に掲げる業務に用いる機械又は装置の修理、改造、分解、解体、破壊又は移動を行なう業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）

四 四アルキル鉛及び加鉛ガソリン（四アルキル鉛を含むガソリンをいう。）

（以下「四アルキル鉛等」という。）によりその内部が汚染されており、又は汚染されているおそれのあるタンクその他の設備の内部における業務

五 四アルキル鉛等を含む残さい物（廃液を含む。以下同じ。）を取り扱う業務

六 四アルキル鉛が入っているドラムかんその他の容器を取り扱う業務

七 四アルキル鉛を用いて研究を行なう業務

八 四アルキル鉛等により汚染されており、又は汚染されているおそれのある物又は場所の汚染を除去する業務（第二号又は第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）（四アルキル鉛の製造に係る措置）

こと、作業労働者用の休憩室等の設置、点検と漏えい対策、作業労働者に有機ガス用防毒マスクを携帯させること等の事業者による措置と労働者による保護具の使用や携帯を定め、第4条は、施行令別表第5第2号所掲の四アルキル作業（ガソリンに四アルキル鉛を混入させる作業）に労働者を従事させる場合の諸措置（装置等の構造、作業場所の換気の確保、ドラム缶からの完全吸引、保護前掛け・手袋・長靴・有機ガス用防毒マスクを労働者に装着させること等）を定め、第5条は、施行令別表第5第3号所掲の四アルキル作業（第2号所掲のガソリン混入作業に用いる機械等の修理等の作業）に労働者を従事させる場合の装置等の汚染除去、保護前掛け・手袋・長靴・有機ガス用防毒マスクを労働者に装着させること等を定め、第6条は、汚染のおそれのあるタンク内業務に従事させる場合に講じるべき措置を定め、第7条は、第6条の加鉛ガソリン用タンク内業務への準用等を定め、第8条は、施行令別表第5第5号所掲の業務（四アルキル鉛を含む残滓物（廃液を含む）を取り扱う業務）に労働者を従事させる場合に講ずべき措置を定め、第9条は、施行令別表第5第6号所掲の業務（四アルキル鉛が入っているドラムかん等の容器を取り扱う業務）に労働者を従事させる場合に講ずべき措置を定め、第10条は、施行令別表第5第7号所掲の業務（四アルキル鉛を用いる研究）に労働者を従事させる場合に講ずべき措置（ドラフトの設置、保護前掛けや保護手袋の装着の確保等）を定め、第11条は、自然換気が不十分で、四アルキル鉛に汚染されているかそのおそれのある場所で汚染除去作業に労働

### （3）規制の内容

規制内容をみると、第2条は、その製造に際して、装置等の構造の密閉化、作業場所の隔離、作業場所の床を不浸透性とする

者を従事させる場合に講ずべき措置を定め、第 12 条は、加鉛ガソリンを燃料用以外に用いる業務に労働者を従事させる場合に講ずべき措置を定め、第 13 条は、加鉛ガソリンで手足等を洗わせないよう、洗わないよう定め、第 14 条は、施行令第 6 条第 20 号（別表第 5 第 1 号～第 6 号まで又は第 8 号所掲の四アルキル鉛等業務（四アルキル鉛の製造、混入等それにばく露するおそれのある業務）に作業主任者を選任すべき旨の規定）所掲の業務に作業主任者を選任すべきことを定め、第 15 条は、当該作業主任者に行わせるべき職務を定め、第 16 条は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させる場合に保護具、保護衣等の保守点検を行うべきこと等を定め、第 17 条は、四アルキル鉛業務を行う作業場所に、洗身、救急、拡散防止、補修用の薬品を備えるべきことを定め、第 18 条は、業務従事後に洗身させるべきことを定め、第 19 条は、四アルキル鉛等業務を行う作業場所等への労働者の立ち入りを禁止すべきこと等を定め、第 20 条は、労働者が所定の四アルキル鉛中毒にかかるおそれがある場合に、当該労働者を退避させるべきこと等を定め、第 21 条は、労働者を四アルキル鉛業務等に就かせる場合に、特別教育を行うべきことを定め、第 22 条は、施行令第 22 条第 1 項第 5 号所掲の業務（別表第 5 所掲の四アルキル鉛業務等）に常時従事する労働者への特殊健診を定め、第 23 条は、健診結果に基づき健診個人票を作成して 5 年保存すべきことを定め、第 23 条の 2 は、健診結果に基づく医師からの意見聴取について定め、第 23 条の 3 は、健診結果の本人への通知について定め、第 24 条は、健診結果報告

書の管轄労基署長への提出について定め、第 25 条は、身体が四アルキル鉛に汚染された者など四アルキル鉛へのばく露による健康障害のおそれのある一定の者を医師に受診させるべきことを定め、第 26 条は、四アルキル鉛業務等に従事させることが不相当と医師が認めた者の就業禁止等を定め、第 27 条は、特化物と四アルキル鉛等にかかる作業主任者の技能講習等に関する定めは特化則に委ねることを定めている。

しかし、平成 30 年度の特健康診断実施状況によると、四アルキル鉛健診の受診労働者が一人も報告されておらず、実際国内には対象業務が存在しないと考えられる。

#### 4. 有機溶剤中毒予防規則

##### 【概要と趣旨】

##### （1）規制の対象物質

有機溶剤とは他の物質を溶かす性質を持っており、可燃性が強く毒性の強い蒸気を発生させる。一般的には常温常圧化では無色の液体であり、独特の臭気を持つものも多い。一般用途としてはドライクリーニング（テトラクロロエチレン）、シンナー（トルエン、テルピン油）、マニキュア除去液や接着剤（アセトン、酢酸メチル、酢酸エチル）、染み抜き（ヘキサン、石油エーテル）、合成洗剤（オレンジオイル）、香水（エタノール）あるいは化学合成や樹脂製品の加工に使用される。規制対象物質については、有機溶剤中毒予防規則第一章第一条第一号から第五号に下記のように定められている。

この省令において、次の各号に掲げる用語

の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 有機溶剤 労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第六の二に掲げる有機溶剤をいう。

二 有機溶剤等 有機溶剤又は有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するものをいう。第六号において同じ。）をいう。

三 第一種有機溶剤等 有機溶剤等のうち次に掲げる物をいう。

イ 令別表第六の二第二十八号又は第三十八号に掲げる物

ロ イに掲げる物のみから成る混合物

ハ イに掲げる物と当該物以外の物との混合物で、イに掲げる物を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するもの

四 第二種有機溶剤等 有機溶剤等のうち次に掲げる物をいう。

イ 令別表第六の二第一号から第十三号まで、第十五号から第二十二号まで、第二十四号、第二十五号、第三十号、第三十四号、第三十五号、第三十七号、第三十九号から第四十二号まで又は第四十四号から第四十七号までに掲げる物

ロ イに掲げる物のみから成る混合物

ハ イに掲げる物と当該物以外の物との混合物で、イに掲げる物又は前号イに掲げる物を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するもの（前号ハに掲げる物を除く。）

五 第三種有機溶剤等 有機溶剤等のうち第一種有機溶剤等及び第二種有機溶剤等以外の物をいう。

別表第六の二 有機溶剤（第六条、第二十一条、第二十二条関係）

一 アセトン

二 イソブチルアルコール

三 イソプロピルアルコール

四 イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）

五 エチルエーテル

六 エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）

七 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）

八 エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）

九 エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）

十 オルト-ジクロロベンゼン

十一 キシレン

十二 クレゾール

十三 クロロベンゼン

十五 酢酸イソブチル

十六 酢酸イソプロピル

十七 酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）

十八 酢酸エチル

十九 酢酸ノルマル-ブチル

二十 酢酸ノルマル-プロピル

二十一 酢酸ノルマル-ペンチル（別名酢酸ノルマル-アミル）

二十二 酢酸メチル

二十四 シクロヘキサノール

二十五 シクロヘキサノン

二十八 一・二-ジクロロエチレン（別名二塩化アセチレン）

三十 N・N-ジメチルホルムアミド

- 三十四 テトラヒドロフラン
- 三十五 一・一・一 - トリクロロエタン
- 三十七 トルエン
- 三十八 二硫化炭素
- 三十九 ノルマルヘキサン
- 四十 一 - ブタノール
- 四十一 二 - ブタノール
- 四十二 メタノール
- 四十四 メチルエチルケトン
- 四十五 メチルシクロヘキサノール
- 四十六 メチルシクロヘキサノン
- 四十七 メチル-ノルマル-ブチルケトン
- 四十八 ガソリン
- 四十九 コールタールナフサ（ソルベン  
トナフサを含む。）
- 五十 石油エーテル
- 五十一 石油ナフサ
- 五十二 石油ベンジン
- 五十三 テレピン油
- 五十四 ミネラルスピリット（ミネラル  
シンナー、ペトロリウムスピリット、ホワ  
イトスピリット及び  
ミネラルターペンを含む。）
- 五十五 前各号に掲げる物のみから成る  
混合物

## （２）規制の内容

対象業務は下記の通りになっている。

六 有機溶剤業務 次の各号に掲げる業務をいう。

イ 有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌(かくはん)、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務

ロ 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味

料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌(かくはん)又は加熱の業務

ハ 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務

ニ 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務

ホ 有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務

ヘ 接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務

ト 接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務

チ 有機溶剤等を用いて行う洗浄（ヲに掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。）又は払しよくの業務

リ 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務（ヲに掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。）

ヌ 有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務

ル 有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務

ヲ 有機溶剤等を入れたことのあるタンク（有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。以下同じ。）の内部における業務

取り扱いに関わる設備に関しては、第1種・第2種(第5条)、第3種(第6条)ごとに基本的な規制をかけている。基本的に有機溶剤の蒸気の出発源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。それらの装置の点検・管理については、その項目や記録が第20条から23条に定められている。また、



有機溶剤業務に従事する労働者に向けた有害性、取扱上の留意点等の掲示や表示については第 24 条・第 25 条、有機溶剤を使用する場の測定については第 28 条、評価やそれに基づく措置については第 28 条の 2、第 28 条の 3、第 28 条の 4 に、適切な保護具の使用については第 32 条から第 34 条に、貯蔵や処理については第 35 条および第 36 条に定められている。健康診断については第 29 条および第 30 条に定められており、労働安全衛生法施行令第 22 条第 1 項第 6 号で定められた業務に従事する者については、標的臓器への影響を評価するために作業条件の調査、貧血検査、肝機能検査、腎機能検査、神経内科学的検査が必須となっている。保護具としては、送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用が義務付けられている。

#### D. 考察 および E. 結論

極めて多くの化学物質が使用されている中で、詳細な規制に基づく管理には、限界がある。本来は、情報が乏しい未規制物質については、規制物質以上の厳格な管理が必要と考えられるが、実態には様々な課題が存在する。課題の整理と今後の化学物質管理の在り方の考察については、来年度に実施する予定である。

#### F. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

なし

#### G. 知的所有権の取得状況

##### 1. 特許取得

該当せず。

##### 2. 実用新案登録

該当せず。

##### 3. その他

該当せず。

#### H. 引用文献

考察を行う段階で列挙予定。

図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1段組）

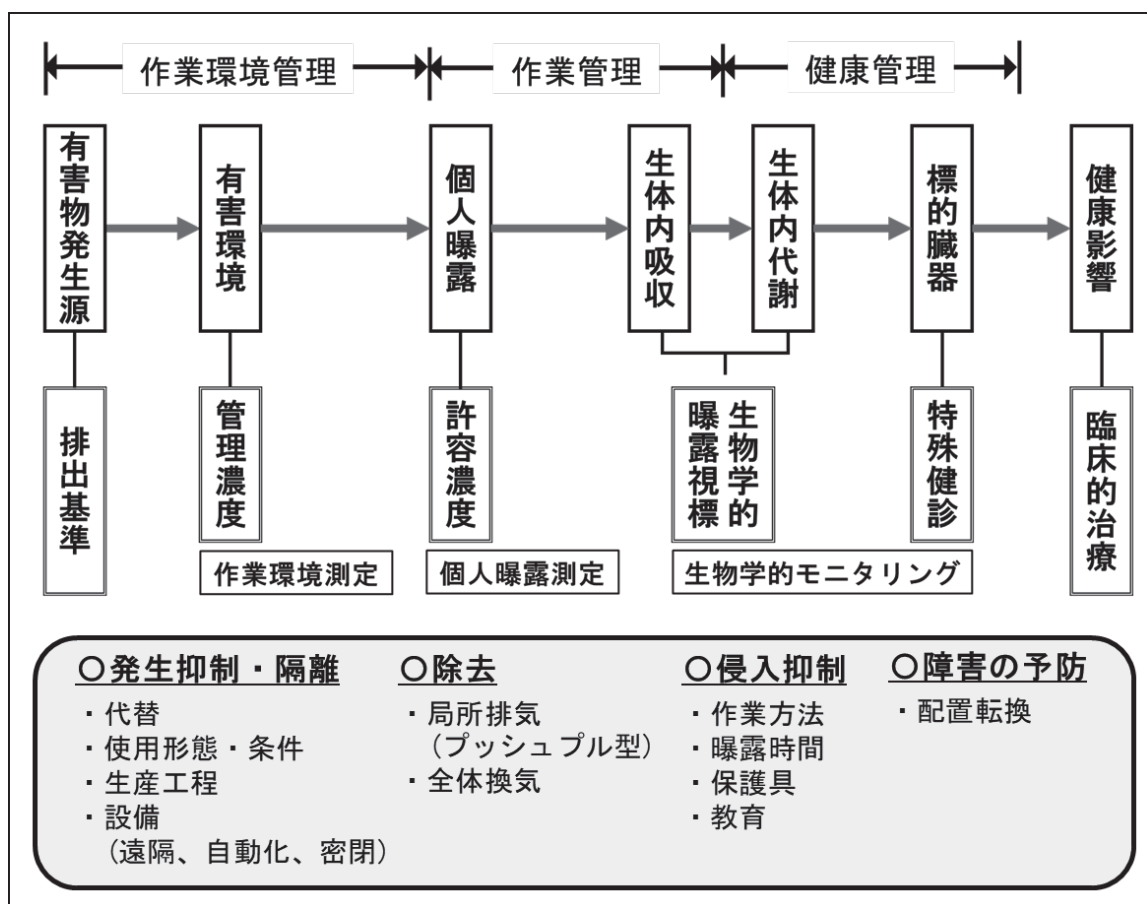


図1 化学物質による健康障害の発生と対策

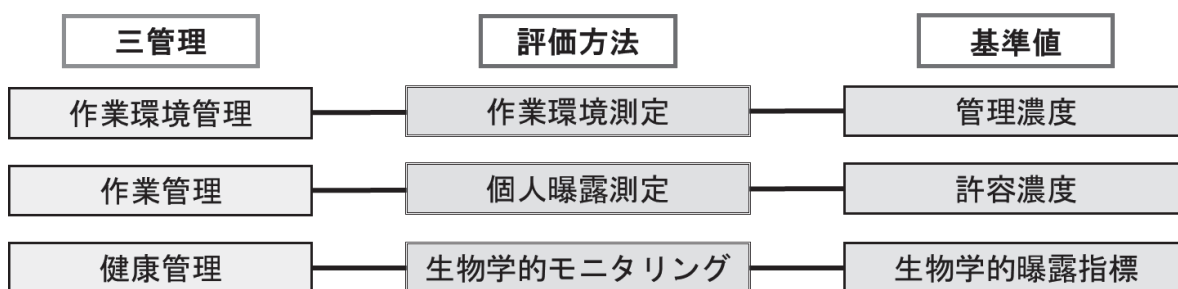
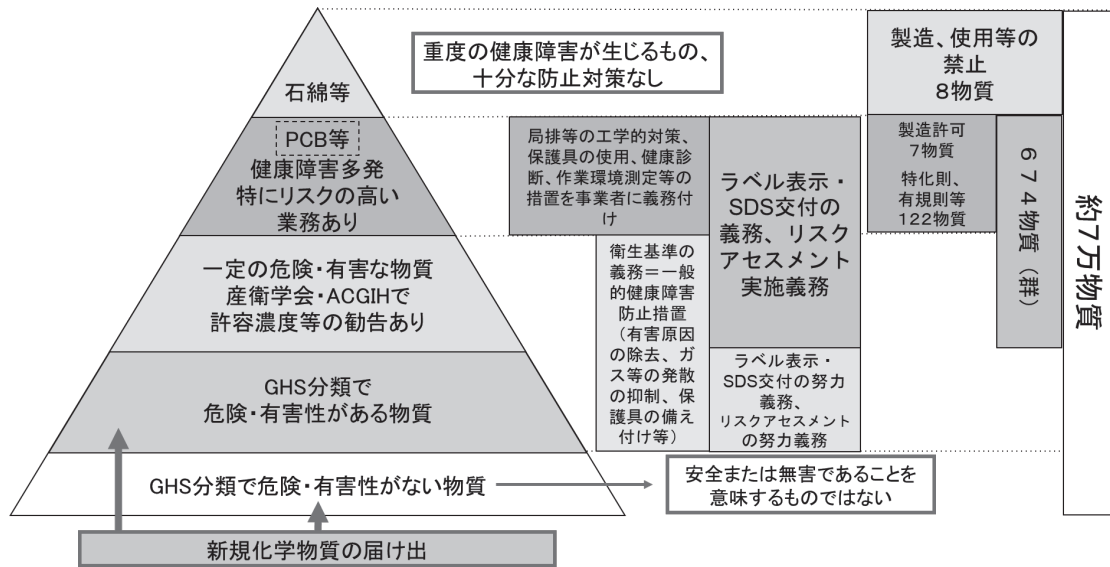


図2 三管理と管理状況の評価方法



引用：厚生労働省 職場のあんぜんサイト 改変

図3 化学物質のリスクアセスメント

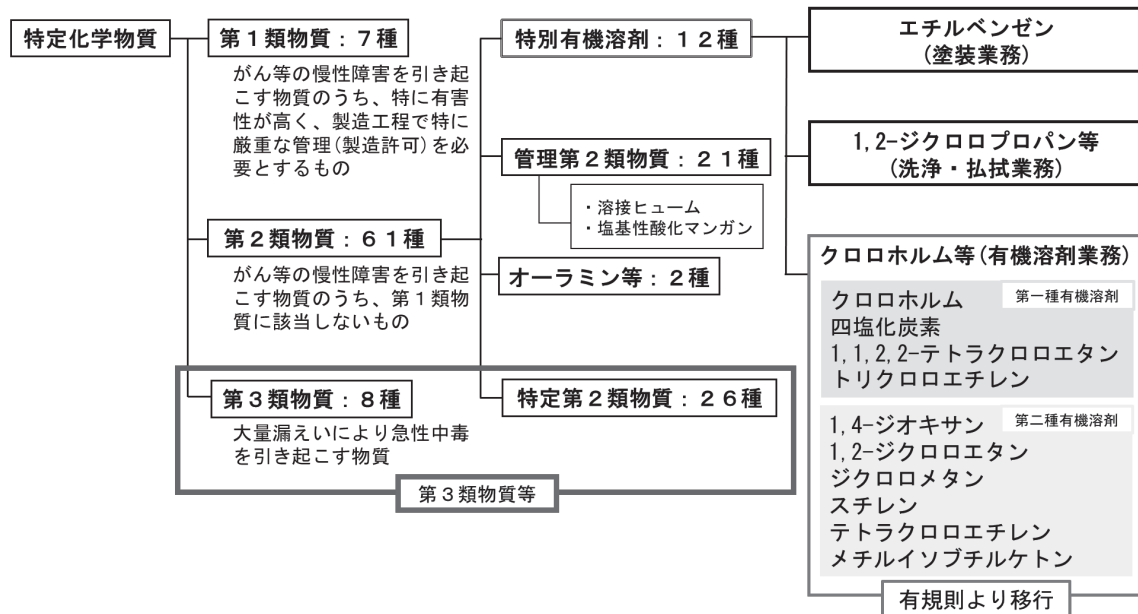
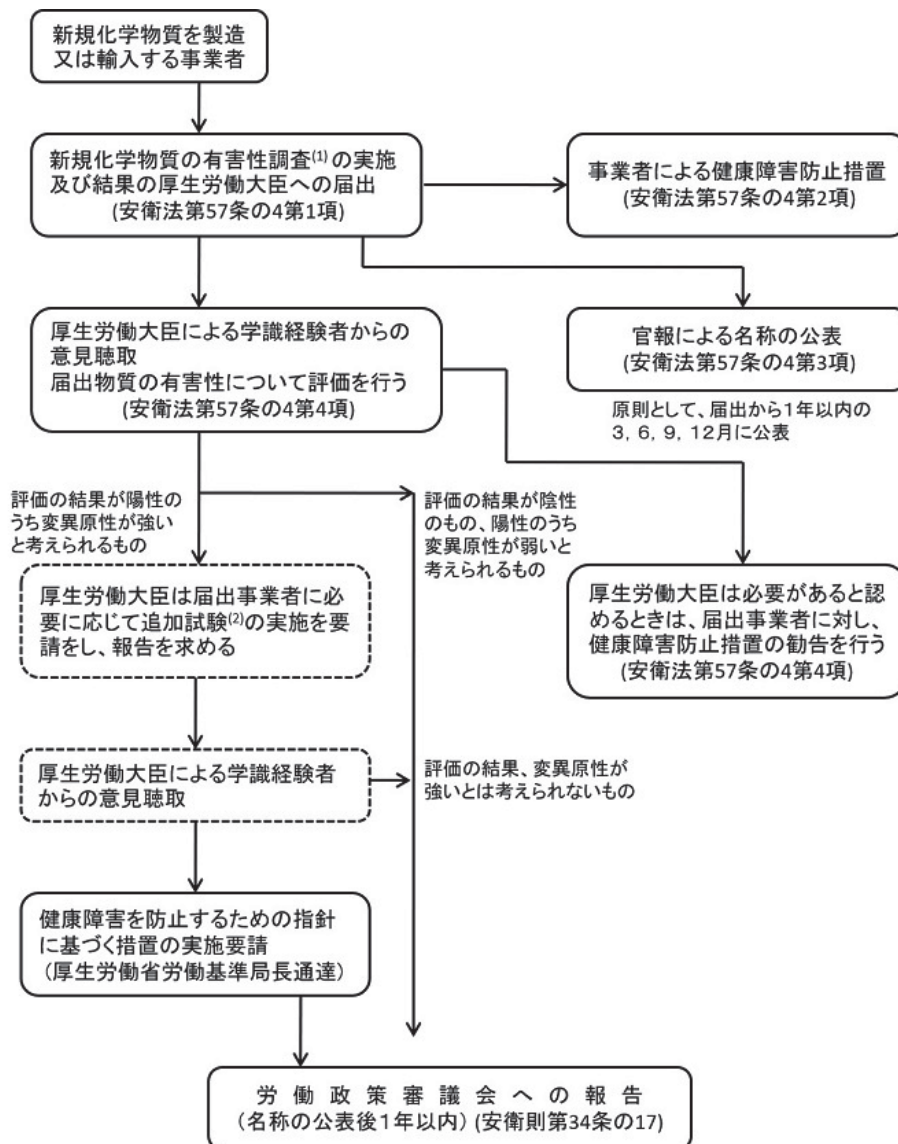


図4 特定化学物質の分類



- (1) 有害性調査の項目は、微生物を用いる変異原性試験又はがん原性試験とされている。変異原性試験とは、化学物質が細胞の遺伝子に突然変異を引き起こすかどうかを調べる試験である。
- (2) 追加試験は、ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験である。

引用：厚生労働省「新規化学物質の有害性調査制度の概要」

図5 新規化学物質の有害性調査制度の概要

裾切値：その値未満の場合、ラベル表示もしくはSDS交付(通知)の対象とならない値

	人に対する 変異原性	人に対する 発がん性	呼吸器感作 がある (気体)	皮膚感作性 がある	人に対する 生殖毒性	その他の 有害性
表示が必要となる 含有量	0.1 %	0.1 %	0.2 %	-	0.3 %	1 %
通知およびリスク アセスメントの対象	0.1 %	0.1 %	0.1 %	0.1 %	0.1 % (疑われる 物質も含む)	1 %

図6 表示が必要・通知およびリスクアセスメントの対象となる含有率の裾切値

表：国際がん研究機関（IARC）発がん性区分






グループ1 (120種類)	<b>ヒトに対する発がん性がある。</b> 例) ベンゼン、アフラトキシン等 ヒトへの発がん性について十分な証拠がある場合
グループ2A (81種類)	<b>ヒトに対しておそらく発がん性がある。</b> 例) アクリルアミド、亜硝酸塩等 ヒトへの発がん性については限られた証拠しかないが、 実験動物の発がんについては十分な証拠がある場合
グループ2B (299種類)	<b>ヒトに対して発がん性がある可能性がある。</b> 例) 鉛等 ヒトへの発がん性は限られた証拠があるが実験動物では 十分な証拠のない場合 ヒトへの発がん性については不十分な証拠しかない、 あるいは証拠はないが、実験動物は十分な発がん性の証拠が ある場合
グループ3 (502種類)	<b>ヒトに対する発がん性について分類できない。</b> ヒトへの発がん性については不十分な証拠しかなく、 実験動物についても不十分または限られた証拠しかない場合 他のグループに分類できない場合
グループ4 (1種類)	<b>ヒトに対する発がん性がない。</b> ヒトへの発がん性はないことを示す証拠があり、 かつ実験動物についても同様な証拠がある場合

図7 国際がん研究期間（IARC）発がん性区分



別表第一（該当部分）		
作業主任者	作業主任者に必要な資格	安衛法施行令で定められる作業
特定化学物質作業主任者	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者	令第六条第十八号の作業のうち、次の項に掲げる作業以外の作業
特定化学物質作業主任者（特別有機溶剤等関係）	有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者	令第六条第十八号の作業のうち、特別有機溶剤又は令別表第三第二号37に掲げる物で特別有機溶剤に係るものを製造し、又は取り扱う作業
鉛作業主任者	鉛作業主任者技能講習を修了した者	令第六条第十九号の作業
四アルキル鉛等作業主任者	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者	令第六条第二十号の作業
有機溶剤作業主任者	有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者	令第六条第二十二号の作業

図8 作業主任者の資格等

<b>【炎】</b> 	可燃性/引火性ガス 引火性液体 可燃性個体 自己反応性化学品 など	<b>【円上の炎】</b> 	支燃性/酸化性ガス 酸化性液体・個体	<b>【爆弾の爆発】</b> 	爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物
<b>【腐食性】</b> 	金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重大な 損傷性	<b>【ガスボンベ】</b> 	高圧ガス	<b>【どくろ】</b> 	急性毒性 (区分1~3)
<b>【感嘆符】</b> 	急性毒性(区分4) 皮膚刺激性(区分2) 眼刺激性(区分2A) 特定標的臓器毒性 (区分3) など	<b>【環境】</b> 	水生環境有害性	<b>【健康有害性】</b> 	呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分1、2) 吸引性呼吸器有害性

引用：厚生労働省 職場のあんぜんサイト

図9 GHSのシンボルと名称、危険有害性を表す絵表示

物理化学的危険性	健康に対する有害性
1. 爆発物 2. 可燃性または引火性ガス (自然発火性ガス、化学的に不安定なガスを含む) 3. エアゾール 4. 酸化性ガス 5. 高压ガス 6. 引火性液体 7. 可燃性個体 8. 自己反応性化学物質 9. 自然発火性液体 10. 自然発火性個体 11. 自己発熱性化学物質 12. 水反応可燃性化学物質 13. 酸化性液体 14. 酸化性個体 15. 有機過酸化物 16. 金属腐食性化学物質 17. 鈍性化爆発物	1. 急性毒性 2. 皮膚腐食性/刺激性 3. 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 4. 呼吸器感作性または皮膚感作性 5. 生殖毒性 6. 発がん性 7. 生殖毒性 8. 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 9. 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 10. 誤えん有害性
	環境に対する有害性
	1. 水生環境有害性 2. オゾン層への有害性

図 1 0 GHS 分類 クラスと区分

(製品の特特定名) ○○○○ (絵表示)

(注意喚起語) 危険

---

(危険有害性情報)  
 ・ 引火性液体及び蒸気 ・ 吸入すると有毒 . . .

---

(注意書き)  
 ・ 火気厳禁 ・ 防毒マスクを使用する . . .

SDS記載内容		
1	化学品および会社情報	9 物理的および化学的性質
2	危険有害性の要約(GHS分類)	10 安定性および反応性
3	組成および成分情報	11 有害性情報
4	応急処置	12 環境影響情報
5	火災時の措置	13 廃棄上の注意
6	漏出時の措置	14 輸送上の注意
7	取扱いおよび保管上の注意	15 運用法令
8	ばく露防止および保護措置	16 その他の情報

引用：厚生労働省 職場のあんぜんサイト

図 1 1 ラベル表示と SDS

令第18条 法第57条第1項の政令で定める物は、次のとおりとする。

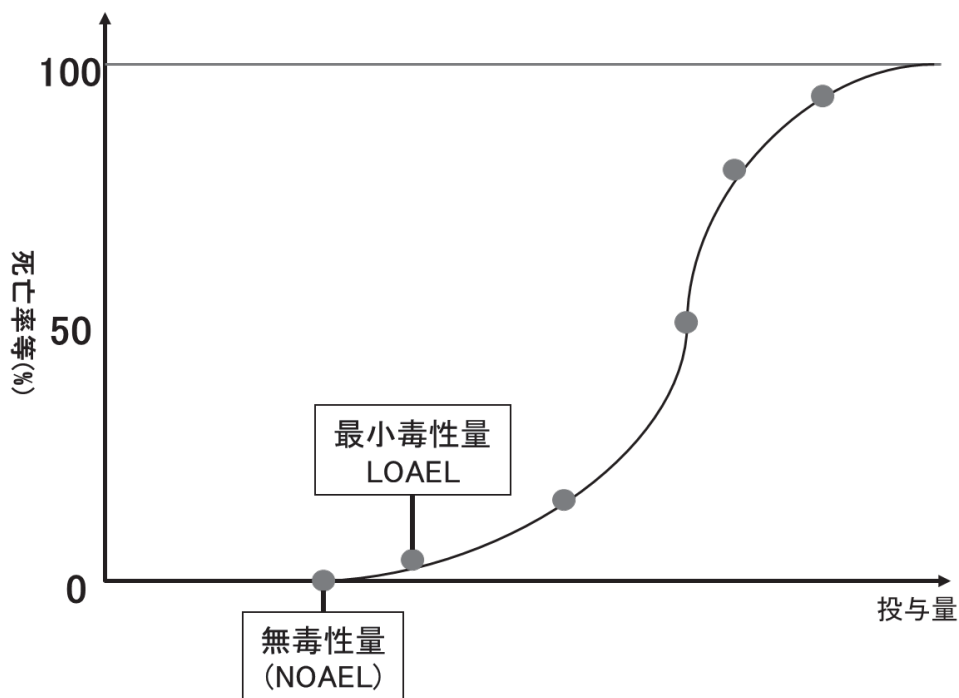
- 1 別表第9に掲げる物（略）
- 2 別表第9に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
- 3 別表第3第1号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（中略）で、厚生労働省令で定めるもの

則第30条 別表第二の上欄に掲げる物（中略）を含有する製剤その他の物とする。（略）

則第31条 令第18条第3号の厚生労働省令で定める物は、次に掲げる物とする。（略）

- 1 ジクロロベンジジン及びその塩を含有する製剤その他の物（0.1%以上1%以下）
- 2 アルファーナフチルアミン及びその塩を含有する製剤その他の物で（1%）
- 3 塩素化ビフェニル（別名PCB）を含有する製剤その他の物（0.1%以上1%以下）
- 4 オルトトリジン及びその塩を含有する製剤その他の物（1%）
- 5 ジアニシジン及びその塩を含有する製剤その他の物（1%）
- 6 ベリリウム及びその化合物を含有する製剤その他の物（0.1%以上1%以下）
- 合金（0.1%以上3%以下）
- 7 ベンゾトリクロリドを含有する製剤その他の物（0.1%以上0.5%以下）

図12 ラベル表示対象物質



引用：経済産業省 化学物質のリスク評価 改変

図13 無毒性量と最小毒性量について

許容濃度	作業管理	労働者が1日8時間、週間40時間程度、肉体的に激しくない労働強度で有害物質に曝露される場合に、当該有害物質の平均曝露濃度がこの数値以下であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響が見られないと判断される濃度
管理濃度	作業環境管理	作業環境管理を進める上で、有害物質に関する作業環境の状態を評価するために、作業環境測定基準に従って実施した作業環境測定の結果から作業環境管理の良否を判断する際の管理区分を決定するための指標
生物学的曝露指標	健康管理	生物学的モニタリング値がその勧告値の範囲内であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度

図 1 4 許容濃度、管理濃度、生物学的曝露指標について

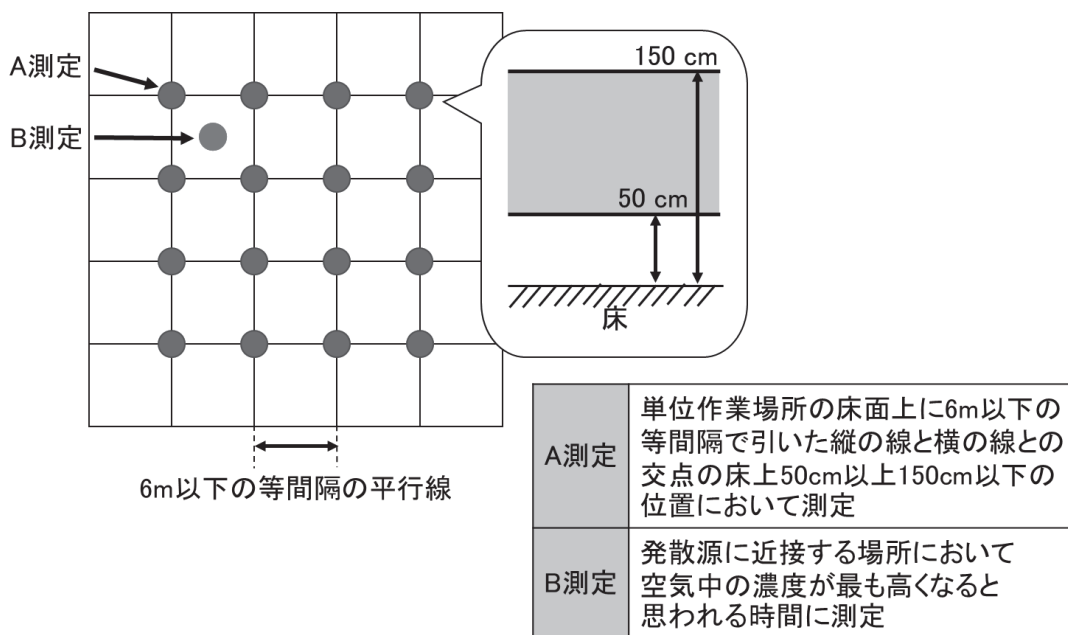


図 1 5 A測定とB測定について

A 測定のみを実施した場合

A 測定		
第一評価値 < 管理濃度	第二評価値 ≤ 管理濃度 ≤ 第一評価値	第二評価値 > 管理濃度
第一管理区分	第二管理区分	第三管理区分

A 測定および B 測定を実施した場合

		A 測定		
		第一評価値 < 管理濃度	第二評価値 ≤ 管理濃度 ≤ 第一評価値	第二評価値 > 管理濃度
B 測定	B 測定値 < 管理濃度	第一管理区分	第二管理区分	第三管理区分
	管理濃度 ≤ B 測定値 ≤ 管理濃度 × 1.5	第二管理区分	第二管理区分	第三管理区分
	B 測定値 > 管理濃度 × 1.5	第三管理区分	第三管理区分	第三管理区分

(注)

第一評価値：作業場をカバーする所定の測定点の実測値の高濃度側から 5% に当たる濃度

第二評価値：単位作業場所における気中有害物質の算術平均濃度の推定値

図 1 6 A 測定、B 測定と管理区分

個人サンプリング(C、D測定)適用可能な物質

①低管理濃度特定化学物質に係る測定

- ・ベリリウム及びその化合物
- ・インジウム化合物
- ・オルト-フタロジニトリル
- ・カドミウム及びその化合物
- ・クロム酸及びその塩
- ・五酸化バナジウム
- ・コバルト及びその無機化合物
- ・3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)
- ・重クロム酸及びその塩
- ・水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く)
- ・トリレンジイソシアネート
- ・砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く)

②鉛に係る測定

③塗装作業等有機溶剤等の発散源の場所が一定しない作業が行われる場所で行われる測定

	内容	結果の評価
C測定	単位作業場所において、測定対象物質の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、5人を下回らない労働者に試料採取機器等を装着し、作業に従事する全時間採取する	A測定に準じ 管理区分を決定
D測定	測定対象物質の発散源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、当該作業が行われる時間のうち、空気中の測定対象物質の濃度が最も高くなると思われる時間に、試料空気の採取等を行う	B測定に準じ 管理区分を決定

図 1 7 C 測定と D 測定について



管理区分	定義	
1 A	$X_{95} < OEL$ かつ	$X_{95} < (OEL \times 10\%)$
1 B		$AM < (OEL \times 10\%)$
1 C		$(OEL \times 10\%) \leq AM$
2 A	$AM \leq OEL \leq X_9$ かつ	$AM \leq (OEL \times 50\%)$
2 B		$(OEL \times 50\%) < AM$
3	$OEL < AM$	

図 1 8 管理区分の定義

	I	II	III	IV	V
A	1	2	2	2	3
B	2	2	3	3	4
C	2	3	3	4	4
D	2	3	4	4	5
E	3	4	4	5	5

図 1 9 リスクレベルについて

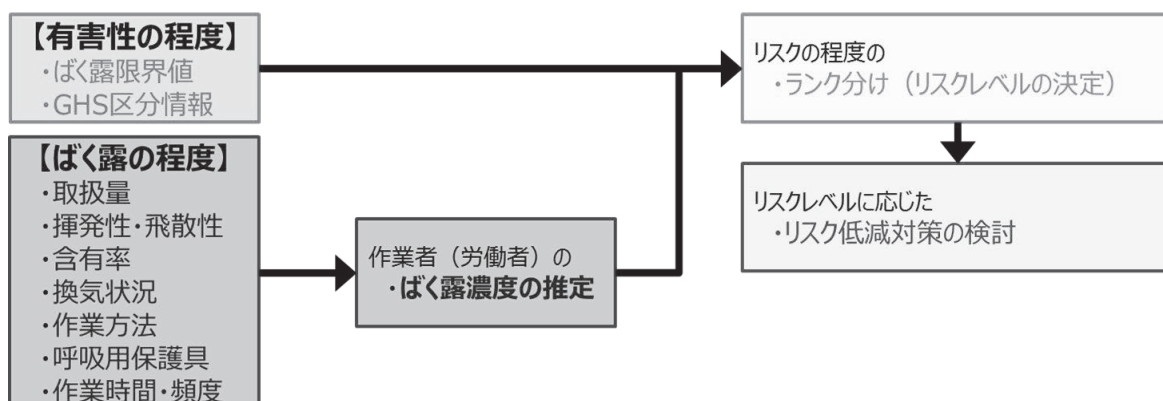


図 2 0 REATE SIMPLE によるリスクアセスメント

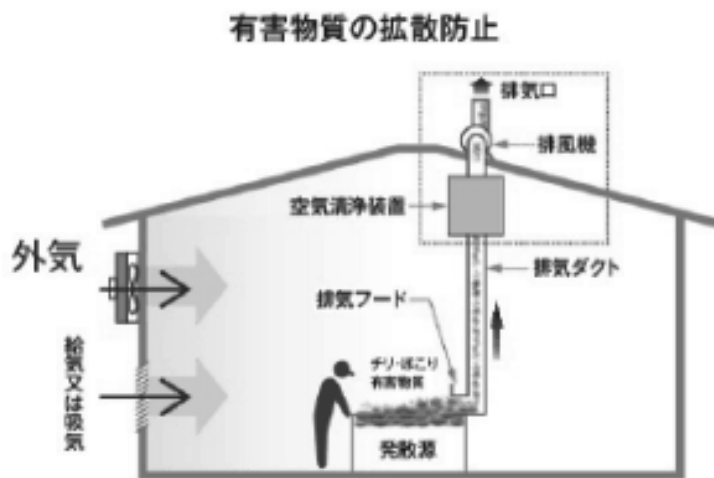
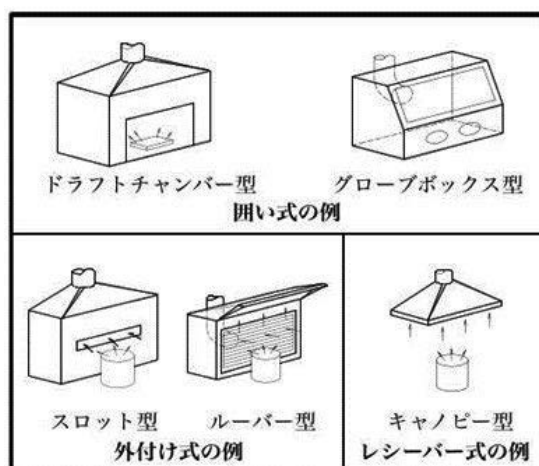


図 2 1 局所排気装置の仕組み

引用 局所排気装置の必要性 (teraltechno.com)



引用 common\_Ventilating.pdf (mhlw.go.jp)

図 2 2 局所排気装置の分類

特定化学物質障害予防規則第 7 条第 1 項第 5 号にもとづき、厚生労働大臣が定める性能（制御風速）

物の状態	制御風速(m/秒)
ガス状	○・五
粒子状	一・〇
<p>備考</p> <p>一 この表における制御風速は、局所排気装置のすべてのフードを開放した場合の風速をいう。</p> <p>二 この表における制御風速は、フードの型式に応じて、それぞれ次に掲げる風速をいう。</p> <p>イ 囲い式フード又はブース式フードにあつては、フードの開口面における最小風速</p> <p>ロ 外付け式フード又はレシーバー式フードにあつては、当該フードにより第一類物質又は第二類物質のガス、蒸気又は粉じんを吸引しようとする範囲内における当該フードの開口面から最も離れた作業位置の風速</p>	

有機溶剤中毒予防規則十六条

型式	制御風速(m/秒)	
囲い式フード	○・四	
外付け式フード	側方吸引型	○・五
	下方吸引型	○・五
	上方吸引型	一・〇
<p>備考</p> <p>一 この表における制御風速は、局所排気装置のすべてのフードを開放した場合の制御風速をいう。</p> <p>二 この表における制御風速は、フードの型式に応じて、それぞれ次に掲げる風速をいう。</p> <p>イ 囲い式フードにあつては、フードの開口面における最小風速</p> <p>ロ 外付け式フードにあつては、当該フードにより有機溶剤の蒸気を吸引しようとする範囲内における当該フードの開口面から最も離れた作業位置の風速</p>		

図 2 3 局所排気装置の性能に関する規定

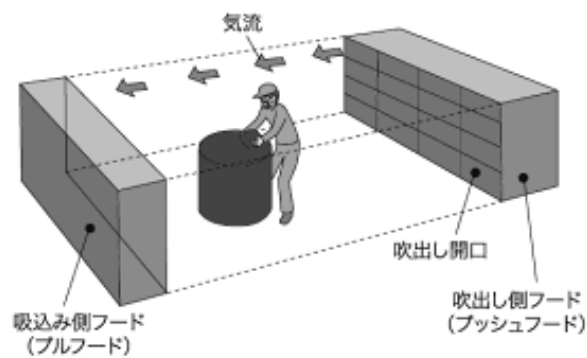


図2 4 プッシュプル型換気装置

- 引用 common\_Ventilating.pdf (mhlw.go.jp)



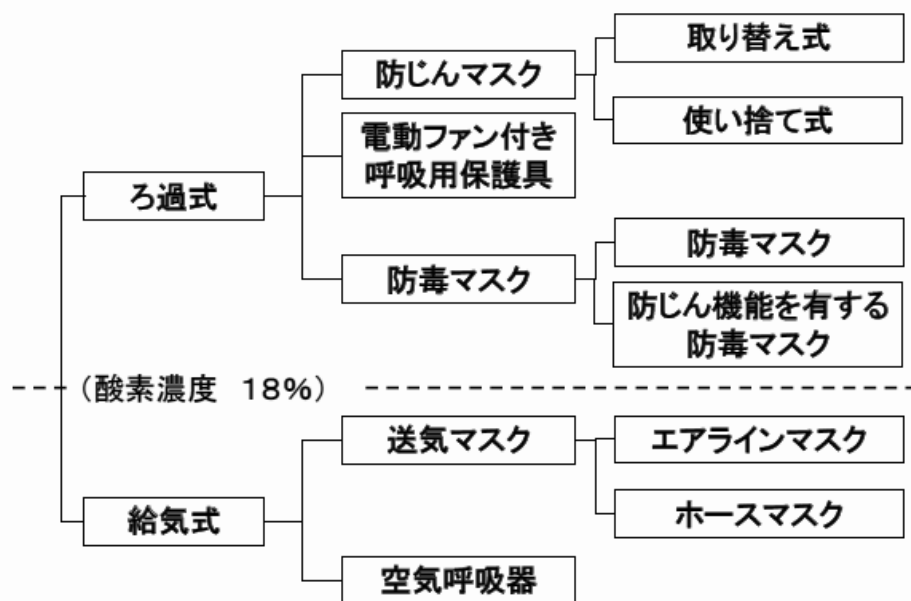


図 2 5 呼吸用保護具の分類

給気式	送気マスク	エアラインマスク
		ホースマスク
空気呼吸器(自給式呼吸器)		
ろ過式	防塵マスク	取り換え式
		使い捨て式
	防毒マスク	防毒マスク
		防塵機能付き防毒マスク
電動ファン付き呼吸用保護具(PAPR)		



送気マスク(エアラインマスク)



送気マスク(ホースマ

スク)

保護具選択チャート | 製品情報 | 株式会社 重松製作所 (sts-japan.com)



空気呼吸器



防塵マスク(使い捨て式)



防塵マスク(取り換え式)



防毒マスク



防塵機能付き防毒マスク



電動ファン付き呼吸用保護具

呼吸用保護具 - 公益社団法人 日本保安用品協会 (jsaa.or.jp)

図 2 6 呼吸用保護具

区 分							
禁 止 物 質	特定化学物質						
	第 1 類 物 質	第2類物質			第 3 類 物 質	第 3 類 物 質 等	特 別 管 理 物 質
		特定 第2 類 物 質	オ ー ラ ミ ン 等	管 理 第 2 類 物 質			

図 2 7 特化物の対象物質

厚生労働行政推進調査事業費補助金  
（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））  
分担研究報告書

建設業での土砂崩壊にかかる規制科学

分担研究者	平岡伸隆	（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・主任研究員
分担研究者	吉川直孝	（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・上席研究員
分担研究者	大幢勝利	（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・センター長
分担研究者	高木元也	（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・安全領域長
分担研究者	梅崎重夫	（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・所長
分担研究者	豊澤康男	（一社）仮設工業会・会長

研究要旨

本分担研究では、1972年に制定された労働安全衛生法および労働安全衛生規則のうち、建設業における土砂崩壊に関する条文制定の経緯を簡潔にまとめることを目的として、過去の法令の変遷や、動機となった災害・統計データについてまとめた。わが国において、土砂崩壊による労働者の安全が法令に記載されたのは、1890（明治23）年に制定された鉱業条例が最初であり、その後、鉱業から土石採取業、建設業へと拡大していった。建設業において土砂崩壊に関する条文が最初に確認されたのは1937（昭和12）年に労働扶助法に基づいて制定された土木建築工事場安全及衛生規則であった。建設業では昭和7年から労働災害統計が収集されており、これを基にして規則化された可能性がある。1947（昭和22）年、日本国憲法の施行に伴い労働基準法が制定され、さらに安全衛生関係規定を具体化するものとして、労働安全衛生規則が制定された。土砂崩壊に関する条文は、鉱業警察規則、土石採取場安全及衛生規則、土木建築工事場安全及衛生規則から集約されており、掘削高さや勾配等、具体的な数値基準を示すものはないが、主に崩壊・落下・落盤の危険がある場合に対処すべき事柄が挙げられている。しかし、建設業における労働災害の増加、とりわけ土砂崩壊災害の重篤性が統計データから指摘され、昭和27年には土砂崩壊に関する労働災害の事例や注意点をまとめた小冊子が労働省労働基準局から発行され、労働安全衛生規則に岩石の掘削に関する条文が追加されている。昭和34年には土質力学を考慮した専門的かつ具体的な土砂崩壊に関する計算方法が通達および小冊子にまとめられた。さらに昭和33年の産業災害総合五カ年計画を受けて、昭和40年の労働安全衛生規則の大幅な改正が行われ、概ね現在の労働安全衛生規則が形成されていることが明らかになった。

## A. 研究目的

本分担研究では、1972年に制定された労働安全衛生法および労働安全衛生規則のうち、建設業における土砂崩壊に関する条文の制定経緯を簡潔にまとめることを目的としている。

## B. 研究方法

土砂崩壊に関する条文制定の経緯を調べるため、既往の文献を調査し、過去の法令の変遷や、動機となった災害・統計データについてまとめた。

その際、現在残されている資料として国立公文書館の資料、中央労働災害防止協会が発行する産業安全年鑑、安衛法制定に係わる書籍等を中心に調査するとともに、これら資料や書籍に記載されていた災害等に関する文献を収集して調査を行った。

## C. 研究結果

### 1. はじめに

本研究では、土砂崩壊に関する労働法の成り立ちについてまとめる。日本は炭鉱産業が盛んであったこともあり、鉱業において土砂崩壊に関する規定が生まれ、土石採取業、建設業へと広がっていったものと思われる。一般に地盤の掘削作業を行っているときに土砂崩壊による労働災害が発生しやすく、業種別の掘削作業として、以下があげられる。

- ・ 鉱業における鉱山の掘削作業
- ・ 土石採取業における地山の掘削作業
- ・ 建設業における地山・盛土等の斜面の掘削作業や地盤の掘削作業
- ・ 林業における林道整備のための地山の掘

### 削作業

つまり、土砂崩壊による労働災害は大きく4業種に分けられるが、本稿では、安衛法に関連した建設業における土砂崩壊災害の動向に着目し、昭和47年に施行された現行法令である労働安全衛生法および労働安全衛生規則までの土砂崩壊に関する労働法について、その変遷を追う。

### 2. 鉱業における土砂崩壊に関する法令

鉱業を主体とした法整備は労働法よりも前に確立されており、その流れは表1に示す。鉱業の発展に伴い、鉱山における災害の発生率が高まったことを受け、1890（明治23）年に「鑛業条例（1890（明治23）年法律87号）」が制定され、1892年6月1日から1905年6月30日まで施行された。鑛業条例の第五章 第五十八條に「鑛夫ノ生命及衛生上ノ保護」とあり（写真1参照）、労働者（鉱夫）の安全を法令に組み込んだ最初の法令といえる。また、「鉱業警察規則」は明治25年3月、農商務省令として制定され、同年6月に鉱業条例と同時に施行された。なお、現在、土石採取業は業種分類として鉱業に含まれるが、鑛業法（1905（明治38）年3月、法律第45号）では、建設業や土石採取業は対象に含まれなかった<sup>1)</sup>。

その後、1905年に鑛業法（1905（明治38）年3月 法律第45号）が制定され、鉱業に関する法律が集約された。この鑛業法は現在の鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）に通じており、これらの現行法は経済産業省の管轄である。現在の鉱山保安法において鉱業の労働安全



について規定されているが、詳細は鉱山保安法の逐条解説<sup>3)</sup>に譲る。

### 3. 工場法（1911（明治44）年3月28日）

1911（明治44）年3月28日に制定され、1916（大正5）年9月1日に施行された「工場法」によって職工への扶助責任が規定された。この工場法が労働法の端緒といえる。ここで、後の安衛法に繋がる条文としては、主に第9条～第11条の保護職工の危険有害業務への就業制限、第12条の傷病者及び妊婦への就業制限、第13条の男子を含む職工一般に対する危害の予防、第14条の臨検等が挙げられる。

工場法が施行されて以降、様々な省令が制定されている<sup>4)</sup>。後に「土砂の掘削」に関連するものとしては、建設業、土石採取業、貨物運送業等屋外産業における労働者災害補償を目的として、1931（昭和6）年に制定された「労働者災害扶助法（昭和6年4月2日法律第54号）」および「労働者災害扶助責任保険法（昭和六年四月一日 法律第五五号）」がある。

それらについて次章で述べる。

### 4. 労働者災害扶助法（昭和6年4月2日法律第54号）

工場法以降も労働災害の扶助責任の規定は、徐々にその対象を拡大してきたが、もともと労災の危険の高い建設業はその対象外であった。しかし、1925（大正14）年のILO（国際労働機関）第7回総会で、「労働者災害補償に関する条約」（第17号）、「労働者職業病補償に関する条約」（第18号）が採択され、工場法及び鉱業法の適用され

ない土木建築業、土石採取業、交通運輸事業等における業務災害への災害扶助の拡大が問題となった。

そこで内務省社会局は1927（昭和2）年11月「労働者災害扶助法案要綱」を作成して関係業者に諮問、翌1928（昭和3）年1月「労働者災害扶助法案」を帝国議会に提出したが審議されず、1929（昭和4）年1月にも提出したが貴族院で審議未了廃案となった。これらの経緯については参考文献が詳しい<sup>1)</sup>。1931年3月「労働者災害扶助法案」「労働者災害扶助責任保険法案」の二本立てで改めて議会に提出され、同月成立して翌1932年1月から施行されている。

労働者災害扶助法は、「扶助法」というタイトルではあるが、内容的には工場法と同様に安全衛生の根拠規定も含まれていた。そして、運営上の必要もあって、労働者災害扶助法第5条の規定に基づき、1934（昭和9）年に「土石採取場安全及衛生規則」（内務省令第11号）が制定された。さらに、1937（昭和12）年には「土木建築工事場安全及衛生規則」（内務省令第41号）、1941（昭和16）年には「土木建築工事場附属寄宿舎規則」（厚生省令第53号）が制定された。この「土木建築工事場安全及衛生規則」は、建設業の初めての安全衛生法令となった。

労働者災害扶助法（1931（昭和6）年4月2日法律第54号）（一部抜粋）

第五条 行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ行ハルル場所ニ於ケル危害ノ防止又ハ衛生ニ関シ必要ナル事項ヲ事業主又ハ労働者ニ命ズルコトヲ得

第六条 行政官庁ハ必要アリト認ムルトキハ当該官吏又ハ吏員ヲシテ事業ノ行ハルル場所ニ臨検セシムルコトヲ得

#### 4.1 土石採取場安全及衛生規則（1934（昭和9）年5月3日内務省令第十一号）

土石採取場安全及衛生規則（1934（昭和9）年5月3日内務省令第十一号）は土石採取業において初めて制定された労働安全衛生法令である。この第七條および第八條に土砂崩壊に関することが記載されており、第七條 四には「砂礫その他崩壊し易いものを採掘する場合においては危害予防のため適当な段階を附するか又は安全なる傾斜を保持すること」とある。

また、土砂崩壊とは離れるが、第十五條には「勾配が40度以上の斜面においては墜落防止措置をとること」が書かれている。現行法の安衛則第518条および第539条の2の解釈例規によって、勾配40度以上の斜面上の作業にはライフラインとなるロープをつけることと規定しており、昭和9年に定められた「勾配40度」が現在まで引き継がれている。

土石採取場安全及衛生規則（1934（昭和9）年5月3日内務省令第十一号）（抜粋）

第一條 本令ハ労働者災害扶助法第一條第一項第一號ノ事業ニ之ヲ適用ス但シ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 事業主ハ事業場ニ於ケル危害豫防及衛生ニ關シ一切ノ権限ヲ有スル安全衛生管理人ヲ選任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ安全衛生管理人ヲ選任シタルトキハ事業主ハ遅滞ナク地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ）ニ届出ヅベシ

地方長官ハ必要アリト認ムルトキハ安全衛生管理人ノ改任ヲ命ズルコトヲ得

安全衛生管理人ハ本令ノ適用ニ付テハ事業主ニ代ルモノトス

第三條 事業主ハ労働者ノ爲安全ナル通路ヲ設クベシ

第四條 堅坑内ノ架設通路ハ堅牢ナル構造ト爲シ且左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一 架設通路ノ外側ニハ高七十五糎以上ノ堅牢ナル扶欄ヲ設クルコト

ニ 架設通路ノ長十五米以上ナルトキハ十米以内毎ニ踏棚ヲ設クルコト

第五條 坑内梯子道ハ堅牢ナル構造ト爲シ且左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一 梯子ハ坑壁トノ間ニ適當ナル間隔ヲ保有セシメ傾斜ハ八十度以内ト爲スコト

ニ 梯子道ノ長十五米以上ナルトキハ十米以内毎ニ踏棚ヲ設クルコト

三 梯子ノ上端ヲ床ヨリ六十糎以上突出セシムルコト

第六條 坑内ニ於ケル通路又ハ梯子道ガ捲揚装置ニ接近シ危害ヲ生ズルノ虞アル場合ニ於テハ事

業主ハ板仕切其ノ他ノ隔壁ヲ設クベシ

第七條 事業主ハ露天採掘場ニ於テハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ

- 一 崩壊ノ虞アル表土ハ先ヅ之ヲ除去シタル後採掘スルコト
- ニ 浮石除去スルコト
- 三 浮石除去ノ作業ニ必要ナル傾斜ヲ保持スルコト
- 四 砂礫其ノ他崩壊シ易キモノヲ採掘スル場合ニ於テハ危害豫防ノ爲適當ナル段階ヲ附スルカ又ハ安全ナル傾斜ヲ保持スルコト
- 五 落石ヲ防止スル爲採掘箇所ノ下部ニ柵網其ノ他適當ナル設備ヲ設クルコト但シ採掘箇所ト其ノ他ノ作業箇所又ハ通路トノ間ニ安全ナル間隔ヲ有シ落石ニ因ル危害ヲ生ズルノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

事業主適當ナル危害豫防施設ヲ爲シ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ前項第三號ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第八條 事業主ハ落盤ノ虞アル場合ニ於テハ支柱其ノ他ノ落盤防止施設ヲ爲スベシ

採掘又ハ掘進中特ニ落盤ノ虞アル場合ニ於テハ事業主ハ支柱材其ノ他坑内支持ニ必要ナル材料ヲ落盤防止作業上便宜ノ場所ニ豫メ配置スベシ

(中略)

第十五條 事業主ハ豎坑内、四十度以上ノ斜面又ハ架空氣道ノ支柱上其ノ他墜落ノ虞アル場所ニ於テ労働者ヲ作業セシムル場合ニ於テハ腰網其ノ他ノ墜落防止方法ヲ講ズベシ

#### 4.2 土木建築工事場安全及衛生規則（1937（昭和12）年9月30日内務省令第四一号）

1938（昭和13）年1月11日の厚生省の発足に伴い、1938（昭和13）年10月20日厚生省令第29号に改正された。ここで制定された規則は1947（昭和22）年に制定される労働安全衛生規則（旧安衛則）に大部分が引き継がれており、例えば、土建規則第三條三項は労働安全衛生規則（旧安衛則）第百十六條と全く同一である。建設業における土砂崩壊について初めて記載された条文であり、該箇所である第一條から第七條を下記に示す。

四、土木建築工事場安全及衛生規則（昭和十二年九月三十日 内務省令第四一號）

改正 昭和十三年十月二十日厚生省令第二九號

第一條 本令ハ労働者災害扶助法第一條第一項第二號ノ事業ニ之ヲ適用ス

第二條 事業主ハ工事場ニ於ケル危害豫防及衛生ニ關シ一切ノ權限ヲ有スル安全衛生管理人ヲ選任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ安全衛生管理人ヲ選任シタルトキハ事業主ハ遅滞ナク地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ）ニ届出ヅベシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ安全衛生管理人ノ改任ヲ命ズルコトヲ得

安全衛生管理人ハ本令ノ適用ニ付テハ事業主ニ代ルモノトス

第三條 事業主ハ崩壊ノ虞アル地盤ヲ掘鑿スル場合（下掘スル場合ヲ除ク）ニ於テハ危害豫防ノ爲安全ナル勾配ヲ保持スルカ又ハ適當ナル土留ヲ設クベシ

事業主ハ崩壊ノ虞アル地盤ヲ下掘シ又ハ崩壊ノ虞アル地盤下方ニ於テ作業セシムル場合ニ於テハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ

一 十分ナル經驗ヲ有スル監視人ヲ置キ絶エズ崩壊ノ危険ヲ監視セシムルコト

ニ 不意ノ崩壊ニ因ル危害ヲ防止スル爲適時安全ナル方法ニ依リ掘鑿箇所ノ上部ヲ切落スコト

三 崩壊ヲ誘致スルノ虞アル雨水、地下水等ノ排水ノ爲適當ナル處置ヲ爲スコト

第四條 事業主ハ土石ノ崩壊又ハ落下に寄ル危害ヲ防止スル爲掘鑿箇所ト其ノ下方ニ於ケル積込其ノ他ノ作業箇所トノ間ニ安全ナル間隔ヲ置クベシ但シ工事場狹隘ナル爲已ムヲ得ザル場合ニ於テ監視人ヲ置キ土石ノ崩壊又ハ落下ノ危険ヲ監視

セシムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 事業主ハ落磐ノ虞アル場合ニ於テハ支柱其ノ他ノ落磐防止施設ヲ爲スベシ

掘鑿中落磐ノ虞アル場合ニ於テハ支柱材其ノ他坑内支持ニ必要ナル材料ヲ落磐防止作業上便宜ノ場所ニ豫メ配置スベシ

第六條 事業主ハ落石ニ因ル危害ヲ防止スル爲浮石ノ除去其ノ他適當ナル處置ヲ爲スベシ

第七條 事業主ハ物體ノ落下ニ因リ下方ノ労働者ニ危害ヲ及ボスノ虞アル場合ニ於テハ金網、板圍其ノ他適當ナル設備ヲ爲スベシ但シ已ムヲ得ザル場合ニ於テ監視人ヲ置クトキハ此ノ限ニ在ラズ

#### 4.3 土木建築工事場ノ安全及衛生ニ関スル注意書（1926（昭和11）年3月，社会局労働部）

土木建築工事場安全及衛生規則の施行から1年遡った1926（昭和11）年3月に社会局労働部から「土木建築工事場ノ安全及衛生ニ関スル注意書<sup>5)</sup>」が発行されており、16項目にわたる注意書、附録一として昭和7年から9年の建設業災害統計、附録二として国際労働局安全委員会作成建築業安全規則案が収録されている。土砂崩壊については第一項で触れられており、以下に示す。内容は後の土木建築工事場安全及衛生規則と似ており、これの基になったものと思われる。

土木建築工事場ノ安全及衛生ニ関スル注意書（1926（昭和11）年3月，社会局労働部）

第一 事業主ハ土石ノ崩壊又ハ落下ニ因ル危害ヲ防止スル為左ノ事項ヲ遵守スルコト

一 崩壊ノ虞アル地盤ヲ掘削スル場合（下掘スル場合ヲ除ク）ニ於テハ安全ナル傾斜ヲ保持スルカ又ハ適當ナル土留ヲ設クルコト

ニ 崩壊ノ虞アル地盤ヲ下掘スル場合ハ崩壊ノ虞アル地盤ノ下方ニ於テ作業スル場合ニ於テハ左ノ条件ヲ具備スルコト

（イ）十分ナル経験ヲ有スル監視人ヲ置キ絶エズ崩壊ノ危険ヲ監視セシムルコト

（ロ）不意ノ崩壊ニ因ル危害ヲ防止スル為適時安全ナル方法ニ依リ掘削箇所ノ上部ヲ切落スコト

（ハ）崩壊ヲ誘致スルノ虞アル雨水，地下水等ノ排水ノ為適當ナル處置ヲ為スコト

三 掘削箇所ト積込其ノ他ノ作業箇所トノ間ニ安全ナル間隔ヲ保有スルコト但シ工事現場狹隘ナル為已ムヲ得ザル場合ニ於テ監視人ヲ置キ土砂ノ崩壊又ハ落下ヲ監視セシムルトキハ此ノ限ニ在ラザルコト

四 落盤ノ虞アル場合ニ於テハ支柱其ノ他ノ落盤防止施設ヲ為スコト

五 特ニ落盤ノ虞アル場合ニ於テハ支柱材其ノ他坑内支持ニ必要ナル材

料ヲ落盤防止作業上便宜ノ場所ニ豫メ配置シ置クコト

六 浮石ヲ除去スルコト

（中略）

第三

五 豎坑内，四十度以上ノ斜面又ハ架空索道ノ支柱上ノ他墜落ノ虞アル場所ニ於テ労働者ヲ作業セシムル場合ニ於テハ腰綱其ノ他適當ナル墜落防止方法ヲ講ズルコト但シ作業上已ムヲ得ザルトキハ此ノ限ニ在ラザルコト

なお，附一として掲載されている昭和7年から9年の建設業災害統計統計は，建設業の統計データとしては最も古いものである。日本における労働災害統計は1905（明治38）年に公布された鉱業法のもとでの鉱山労働者の災害統計や，1911（明治44）年公布，1916（大正5）年施行された工場法のもとでの災害統計資料収集が始まりである。工場法施行規則第24条によって，工場主に対して，工場内で発生した休業3日以上労働災害について月報形式による報告義務が課され，これらの労働災害統計がまとめられた「工場監督年報」が刊行されている。建設業では労働者災害扶助法及び労働者災害扶助責任保険法が施行された1932（昭和7）年からであり，「労働者災害扶助年報・労働者災害扶助責任事業年報」として刊行された<sup>6)</sup>。これらの資料は確認できていないが，ここに記載された昭和7年からの統計データはこれを基にしたものである可能性が高い。



#### 4.4 土木基本作業法（昭和十八年度安全研究委員会報告）

昭和 21 年，財団法人土木建築厚生会から「土工基本作業法<sup>7)</sup>」という作業手順や注意点について列挙した報告書が発刊されており，昭和 18 年度の研究課題を昭和 19 年 12 月にまとめ，昭和 21 年に発刊したものである。

土木建築厚生会は毎年安全研究委員会を設けて土木建築工事の災害防止ならびに能率増進を目的としており，委員長は厚生省研究所 武田氏，以下 厚生省や警視庁，神奈川県，ゼネコン各社（大倉土木（現：大成建設），清水組（現：清水建設），鴻池組，竹中工務店，銭高組，間組（現：安藤・間），大林組，西松組（現：西松建設），日産土木（現：りんかい日産建設））が名を連ねている。この小冊子には土工道具のイラストや名前，掘削時の手足の使い方まで詳細に記載されており，掘削の仕方についても以下の通り記載されている。

##### （三）垂直面の掘鑿

（略）

掘鑿する面は自然崩壊を防ぐ爲一般に惑傾斜を付けて斜面とすることが多く，之を法をつけると言ふ。斜面の傾斜の度合は土の質によって夫々異なる。従って掘鑿は豫め定められた傾斜を示す遺形にならって仕上げる様にする。

（中略）

更に土が締って硬い場合には縦溝の他に横溝を深く彫り，土體は楔を以て崩し落とすが，掘鑿面の高さが大きいときには段形掘取による。此の場合一段の高さが

〇米五〇乃至二米〇〇位になる様に階段状に區畫して格段層を掘進み，最後に階段部を取去って斜面を完成する。

（中略）

##### （四）壺掘り及布掘り

（中略）

此の場合も前同様左右の面に法をつけることが多く，土質により降雨等で崩れ易い場合は各種の山留め法を講ずる。最も簡単な山留めは法面に厚目の板を當て之に切張をかふ程度である。掘り上げた土は壺（布）掘内に崩れ落ちぬ様又其の土の重みによって切取面が更に崩れるのを防ぐ爲に，切取面の上角（法肩と言ふ）より少なくとも〇米五〇の間には土を積みぬ様，又土質が多量の場合は積土の高さは精々一米以下に止めなるべく外方に跳ねる。

湧水が多い場合は排水することや布掘り（溝掘削）時に切張をするなど，現在も使われている手法の原型が一部見受けられる。しかし，50cm から 2m 高さごとに設けた小段を最後には切り取ってしまうなど，おおよそこの手順通りに作業をしていると事故の危険性がある内容となっており，地盤工学的な観点が当時は不足していたように見受けられる。

#### 5. 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

1947（昭和 22）年 5 月 3 日の日本国憲法施行に伴い，工場法および同法に基づく省令等を参考として 1947（昭和 22）年 4 月 7 日に労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）が制定され，同年 9 月 1 日に同法の大部分が施行された。残余の部分は同年 11 月 1 日

に施行された。これに伴い工場法は廃止された。

この労働基準法の第5章（安全及び衛生）（第42条から第55条）が安全および衛生に関連する条文であり、後の安衛法のベースとなる。また、昭和22年（1947）9月、労働者の福祉と職業の確保を図り、経済の興隆と国民生活の安定に寄与するため、労働省が設置された。

#### 5.1 労働安全衛生規則（昭和22年労働省令第9号）（旧安衛則）

労働基準法に定めるこれらの安全衛生関係規定を具体化するものとして、439カ条に上る労働安全衛生規則（昭和22年労働省令第9号）（以下「旧安衛則」という。）と事業附属寄宿舍規程（昭和22年労働省令第7号）が制定され1947（昭和22）年11月1日に施行された。

これら労働基準法と労働安全衛生規則は、工場法および同法に基づく命令や各府県の取締規則をはじめとする戦前の安全衛生関係法令を基礎にし、さらにそれまでの工場監督行政の体験から得た事項やILO条約などを参考として制定されたものであり、その内容は、概ね当時の国際水準に達していたと言われている<sup>4)</sup>。このような、労働基準法の第5章（安全及び衛生）および労働安全衛生規則によって構成される労働安全衛生法令は、統一性と普遍性など労働基準法全体に通ずる特徴を当然のことながら備えていたという点において、対象となる業種・規模が限定されていた戦前の安全衛生関係法令の単なる統合ではなかった。例えば、従来全く労働安全衛生法令が及ばなかった病院や商店、事務所などで働く労働者にも、休

養室、健康診断、安全衛生教育などの規定が適用されるなど、全ての労働者に安全衛生法令による保護が及んでいくこととなったものであり、当時としては、現行の安衛法の制定・施行にも匹敵する労働安全衛生に関する立法であった<sup>4)</sup>。

1947（昭和22）年10月31日労働省令第9号に制定された労働安全衛生規則（全451条）のうち、地盤について記載があるのは、「第二編 第六章 崩壊、落下の予防」である。以下にそれを示す。

#### 第二編 安全基準

#### 第六章 崩壊、落下の予防

第百十六條 崩壊の危険がある地盤の下で、労働者を作業させる場合には、左の措置を講じなければならない。

- 一 適時安全な方法によって作業個所の上部を切り落とし、安全なこう配を保持し、又は適当な土留を設けること。
- 二 前号により難しいときは、看視人を置き作業を監視させること。
- 三 崩壊の原因となる雨水、地下水等を排除すること。

第百十七條 土石の崩壊又は落下の危険がある掘さく個所と、その下方における積込その他の作業個所との間には、安全な間隔を置かなければならない。但し、作業場が狭くやむを得ない場合に、看視人を置き、作業を看視

させるときには、この限りではない。

第百十八條 落盤の危険がある場所には、支柱その他の落盤防止施設を設けなければならない。

採掘又は掘進中、特に落盤の危険がある場合には、支柱材その他の坑内支持に必要な材料を、落盤防止作業上便宜な場所に配置しなければならない。

第百十九條 坑道又はずい道を掘る場合に、水又はガスの噴出により危険がある場合は、検知孔をうがつ等適当な措置を講じなければならない。

第百二十條 露天採掘場では、左の事項を行わなければならない。

- 一 崩壊の危険がある表土は、予めこれを取り除いた後採掘すること。
- 二 浮石を取り除くこと。
- 三 浮石の取り除き作業には、安全なこう配を保持すること。
- 四 砂れきその他崩壊し易いものを採掘する場合には、適当な階段をつけ又は安全なこう配を保持すること。
- 五 採掘個所の下部には、さくその他の適当な落石防止の設備を設け、又は採掘個所をその他の作業個所若しくは通路との間に、安全な間隔を置くこと。

第百十六條は土建規則三条三項、第百十七條は土建規則四条、第百十八條は鉱業警察規則十五條、十六條、土建規則五條及び土石規則八條、第百十九條は鉱業警察規則十七條、土建規則十條一項三号、第百二十條は土石規則七條と全く同じであり、これまでの法令について集約したものであった。

現行法の労働安全衛生規則第 356 条や 357 条にあるような具体的な数値基準はなく、崩壊・落下・落盤の「危険」がある場合に対処すべき事柄が挙げられている。また、調査について言及されておらず、何をもって安全なこう配とするのか等、中川一郎著『詳細 改正労働安全衛生規則』<sup>8)</sup>の逐条解説にも記載はなく、その手段については不明瞭である。

この労働基準法の関連省令であった労働安全衛生規則は後の 1965（昭和 40）年に一部を改正されており、この改正によって始めて土砂崩壊防止のための具体的な規定が盛り込まれる（旧 労働安全衛生規則第 163 条の 8、第 163 条の 9）。これについては後述する。なお第百十七條については、昭和 47 年時点で削除されていることを確認しているが、いつ、どのような意図で削除されたかは不明である。

## 5.2 労働安全衛生規則と鉱業警察規則と

の調整について（昭和 22 年 10 月 20 日、  
商工省鉱山局鉱政課 鉱第三二三号）

先に述べたように、昭和 22 年の労働安全衛生規則が施行される前に、鉱夫の労働安

全を規定した鉱業警察規則が既に存在した。このため、昭和22年10月20日、商工省鉱山局鉱政課より、鉱第三二三号「鉱業警察規則と労働安全衛生規則との調整の件」が、同年9月に設置された労働省の労働次官宛に発出されている。

鉱業警察規則と労働安全衛生規則との調整の件（昭和22年10月20日、商工省鉱山局鉱政課 鉱第三二三号）

労働基準法の施行により、こんご鉱業警察はもっぱら鉱山の保安及び公益の保護（鉱害の防止）の見地からの監督に限られることとなるが、鉱山の保安に関する事項と鉱夫の生命の保護に関する事項とは坑内においてはその大部分が密接不可分の関係にありその限界は極めて不明確であるので、これを規制する鉱業警察規則と労働安全衛生規則の規定内容についてはできるだけ重複規定をなくするとともにその運用についてもこの点を十分に考慮して、右に基づく二重監督の弊を極力防止するよう調整を図ることが緊要であり、このことは特に現下最大の要請である石炭の生産を確保する上からも第一に心がけねばならぬことであると思う。

しかるに鉱山における保安の確保は当然鉱夫の生命の保護をカバーするのみならずそのことは同時に生命の基礎要件をなし、最優先的に取り扱わなければならないのであるから、他の一般労働条件の如く生産のためこれを犠牲に供するが如き虞れは存在する余地が無い。更に又、その安全が地質鉱床の自然的条件に左右

されること極めて多く、且つ労働者の作業場所が絶えず移動して行く鉱山にあっては、その開設計書乃至掘削計画を離れて保安を離れて保安を論ずることは不可能である。かかる事実を鑑み別紙のような要領で右の調整を図るのを至当と考えるから、よろしく措置されたい。

別紙

鉱業警察規則と労働安全衛生規則との調整要領

一、規定の内容に関する事項

(1)もっぱら鉱夫の安全及び衛生の保護に関する事項はこれを鉱業警察規則より除外し、労働安全衛生規則の専管とすること。（鉱警30条、37-48条、53条、55条の中1号、56条の中5号、57条-70条、74条、石爆14条後段、25条）

(2)鉱山の保安及び公益の保護（鉱害の防止）に関する事項であって、鉱山に特有のものは、これを鉱業警察規則の専管とし、労働安全衛生規則には規定しないこと。（鉱警15条第2項、17条、20-29条、31条、32条、34条、35条、36条2項、55条の中2-5号、7-10号、56条の中1-4号、石爆14条後段、25条、26条を除き全部）

(3)前号に掲げた事項でも一般工場事業場にも通有のものは、その限度において、これを労働安全衛生規則に規定すること  
(4)基準法に基く安全管理者その他の係員であって、鉱業法に基き既に鉱山にこれらに該当する職員を設置しあるものは、これらの者を以て前者に代え得るも



のとする事

## 二、規則の運用に関する事項

(1)坑内外とも衛生（鉱夫住宅、危険有害業務、坑内衛生設備等）及び鉱夫個人の危険防止（坑内にあつては通路、梯子道、墜落防止等）に関する事項は、専ら労働基準監督官が所掌するものとし、鉱務監督官はこれにタッチしないこと。

(2)坑内の保安（通風、坑内火災、爆発、安全燈、石炭坑における発破、落盤等）に関する事項は、専ら鉱務監督官が所掌するものとし、労働基準監督官は直接にはこれにタッチしないこと。

(3)坑外の保安及び公益の保護に関する事項については、鉱夫の安全及び衛生の保護に関係ある限度において、両者の共通の所掌ろすること。

(4)前号の共通の所掌事項（特に許認可事項）に対する監督に齟齬なからしめるため、労働者基準局内に特に鉱山課を設置せられたと同趣旨にあり、地方においてもその管轄区域にかかわらず、鉱山について専門の労働基準監督官を置き、原則として商工局又はその出張所の所在地に駐在せしめ双方の連繫を密にすること。

前項の労働基準監督官と鉱務監督官の人事交流を活発に行うこと。

この文書では、先にあつた鉱業警察規則と労働安全衛生規則とで調整を図ったことがうかがえる。また、1947（昭和22）年9月労働省が設置されるとともに、7道県労働基準局には鉱山課が、それ以外の局には監督課に鉱山主務係官が置かれた。

その後の経緯については濱口桂一郎著

「日本の労働法政策<sup>9)</sup>」が詳しく、以下に引用する。

法制的には労働基準法の施行と合わせて鉱業法第71条第2号の「生命及衛生ノ保護」が削除され、労働省の所管となつたはずであつた。ところが、商工省と労働省の間で話し合いがつかず、労働省は労働安全衛生規則の制定に当たって、鉱業における安全については当分の間規則を適用しない旨の除外規定を設け、折衝を進めた。その結果、労働基準法及び鉱業法に基づく命令として「鉱業保安規則」を作成し、両省の共同省令とすることで成案を得たのだが、その後鉱山保安の実効を全うするにはこれを単独省令とすべしとの意見が有力となつた。炭労はじめ労働組合側は労働省所管を主張し、鉱山経営者側は商工省所管を主張した。

両省間の折衝が進まない中、1948年6月与党の社会党政務調査会で「炭鉱、鉱山の労働保安行政は労働省の所管」との決議がされたがそれ以上進展せず、同年8月GHQから早く決定せよとの指令を受け、その後自由党の吉田茂内閣になってから同年12月、「鉱山（炭鉱を含む）における保安行政は、石炭増産の必要上、商工大臣が一元的に所管すること」、「商工大臣は、鉱山における労働者の生命の保護及び衛生に関する労働大臣の勧告を尊重すること」という閣議決定がなされ、鉱山の安全行政は業から独立した労働行政ではなく業所管行政が併せて所管するという奇妙な姿が維持されてしまった。労働者の生命よりも石炭の増産の方が大事だったというわけである。



ちなみに、上記結論に至る一つの背景事情として、この時期いわゆる傾斜生産方式として、基幹産業である鉄鋼、石炭に資材・資金を重点的に投入し、それを契機に産業全体の拡大を図るという政策が採られていたことがある。石炭増産が国策だったのである。また、社会党・民主党による片山哲及び芦田均内閣において最優先課題として石炭産業の国家管理が進められ、これをめぐって激しい政治的対立があったことも念頭に置く必要がある。

こうして 1949 年に鉱山保安法が成立し、その第 54 条に「労働大臣は、鉱山における危害の防止に関し、商工大臣に勧告することができる」、「労働省労働基準局長は、鉱山における危害の防止に関し、鉱山保安局長に勧告することができる」という申し訳のような規定が設けられた。労働基準法第 55 条の 2 には鉱山保安の適用除外が規定され、労働省労働基準局の鉱山課も廃止された。

しかし、労働安全すなわち労災の防止は商工省の所管になっても、その不備の結果として生じる労働災害への対応は労働省の所管に変わりはない。戦後炭鉱労働政策の軸の一つは、いわば商工行政（＝通算行政）の尻ぬぐいとしての労災補償対策となっていた。

引用：濱口桂一郎，日本の労働法政策，労働政策研究・研修機構，pp.467-468, 2018.

昭和 22 年の旧安衛則制定当時から昭和 47 年の新安衛則に至るまで、土砂崩壊に関する条文に追加や削除がみられ、本節ではそれらについてまとめる。また、土砂崩壊による労働災害についてまとめられた小冊子が発行されており、これらの分析結果が法令内容の根拠となっているため、これらについても紹介する。

### 5.3.1 土の切取工事の安全

1952（昭和 27）年 5 月「土の切取工事の安全<sup>10)</sup>」という小冊子が労働省労働基準局から発行されている。ここでは昭和 25 年および昭和 26 年の上半期に発生した土木工事における死亡災害および休業 8 日以上<sup>10)</sup>の災害について分析しており、土砂崩壊による労働災害の割合が高く、特に切取り工事における死亡率が非常に高いことを指摘している。また 10 件の災害事例の詳細を紹介し、その原因を記載している。第 3 章安全管理では、安全管理責任者の選任、第 4 章労務管理と安全では、労働者の適正配置、労働者の作業訓練、監督制度について記載されている。第 5 章作業管理と安全には地質調査、工事位置の地質に応じた施工方法が言及されており、小段を設けることや、排水の重要性、看視人の配置、土留めの必要性、掘削した土砂の積み方など、現在でも重要とされる事柄について具体的な数値基準は無いものの、労働安全衛生規則よりもう一步踏み込んだ施工方法について指摘されている。

## 5.3 土砂崩壊に関する旧労働安全衛生規則の改正について

### 5.3.2 安衛則 第一百二十条の二の追加<sup>11)</sup>

昭和 24 年 11 月、労働基準行政の能率的

運用の見地から労働基準法に基づく関係諸規則がすべて改正されるにあたって、その一環として労働安全関係条項も改正された。この改正は、労働基準行政における業務態勢の能率化を期するため事務の簡素化を図ることを主眼とし、同時に、従前、形式的事項にとらわれて一般国民に対し煩さな手続きや負担を課していた点を改めるとともに、規則施行後の経験に鑑みて実情に即しないと認められる部分を修正し、あわせて規定の不備を一部整備したものであって、基準の実態に触れる改正ではなかった。

労働安全衛生規則の安全関係条項の改正は、ついで、昭和27年9月に行われた。これは昭和26年7月の政令諮問委員会の答申（労働基準法関係諸規則については、各産業の実情に即応するように再検討を加えて所要の改正を行うこと、手続きの簡素化を図ること）を尊重して行われたものであって、専任の安全管理者の選任（第一条の二）、安全装置の有効保持（第十条の二）、と石車の速度試験（第七十七条の二）、岩石切取作業場における措置（第二百十条の二）、保護帽の着用（第二百九条の二）、中圧アセチレン溶接装置（第三百七十六条の二及び三）その他衛生基準とあわせて約二十項目にわたる新たな基準の設定及び建設物設備の設置届の簡素化等をその内容とした。

こうして施行された旧安衛則第二百十条の二および関連通達を以下に示す<sup>12)</sup>。

第二百十条の二 岩石の切取作業場においては、左の事項を行わなければならない。

一 切取箇所の上部の表土を予め取り除

き又は土石の落下を確実に防止するための設備を設けること。

二 落下の危険がある浮石又は岩石は、予め取り除くこと。

三 墜落の危険がある法面における作業においては、労働者に命綱を使用させること。

四 切取箇所の下部で労働者を作業させる場合には、岩石の落下に対して看視人を置くこと。

② 前項第三号の作業を行う場合には、労働者は、命綱を使用しなければならない。

昭二七・九・二〇 基発第六七五号、昭三三・二・一三 基発第九〇号

岩石の切取作業場

本条の岩石の切取作業場とは、岩石の採取、道路建設工事、水力発電建設工事等における岩石の切取作業場をいうものであること。

### 5.3.3 ハンドブック「土砂くずれ」

1955（昭和30）年12月15日に広島労働基準局安全衛生課から「土砂くずれ＝基本的な考え方<sup>13)</sup>」というハンドブックが発刊されている。ここには現在の土木学科の大学生が土質力学で習うような基本的な斜

面安定計算方法が列挙されており、専門的な内容となっている。粘着力と内部摩擦角による基本的な土質力学をはじめ、1948年にテイラーによって発表された「テイラーの安定図表」や、1927年にフェレニウスによって提案されたフェレニウス法による斜面安定計算方法についても紹介されている。また参考文献には、最上武雄「土質力学(1951)<sup>16)</sup>」、K. Terzaghi and R. Peck「Soil Mechanics in Engineering Practice (1948)」、D. W. Taylor「Fundamentals of Soil Mechanics (1948)」、Tschebotalioff「Soil Mechanics, Foundations and Earth Structure (1951)」等の名著が並び、この時点で既に、当時の最先端である地盤工学を基にした労働災害防止対策が試みられていたものと考えられる。

#### 5.3.4 労働基準局通達（昭和34年5月15日基発第367号）

昭和34年からそれまで遅々とした安全規則の整備状況が一変し、急速に安全関係法令の整備が進んだ。この背景について改正労働安全衛生規則の解説-明り掘削関係<sup>-11)</sup>が詳しく、引用して詳述する。

戦後の産業災害は年々増加傾向であり、これを統計数字によってみると、昭和32年における労働災害の死傷者数は70万9千人に達し、これを昭和25年における死傷者数54万人に比較すると、実に31%の増加となっている。なお、死傷年千人率についても、昭和25年には48.8であったものが、昭和32年には50.6になっている（平成30年は2.3）。他面、このような産業災害の発生に伴って企業の

こうむる経済的損失は昭和32年において1500億円と推算された。しかし、このまま放置すると5年後の昭和37年において推定死傷者数は86万人に達し、これに伴う産業界の経済的損失は、2200億円に及ぶものと憂慮された。

このような状況に対処して、政府においては、産業災害防止のための抜本的な対策について検討した結果、昭和33年8月閣議了解に基づいて「産業災害防止総合五カ年計画」を発表した。（これは現在の「第13次労働災害防止計画（2018年4月～2023年3月）」の第1次にあたる。）同計画は、一言にしていえば、五年後における災害発生予想件数を半減せしめることを目標とするものであり、その具体的方途として、広く国民各界の有識者を網羅した臨時産業災害防止懇談会を内閣に設置した。同審議会は活発な審議の結果、昭和33年11月20日、当面の産業災害防止対策について意見をまとめ、岸内閣総理大臣に対し意見書を提出した。

同意見書は、さきに政府が発表した産業災害防止総合五カ年計画の樹立推進について全面的に賛意を表するとともに、1) 産業災害防止計画の樹立推進、2) 重大災害防止対策、3) 中小企業災害防止対策、4) 産業安全教育、5) 法令の検討整備、6) 広報活動、7) 行政能率の改善、8) 鉱山災害防止対策の8項目に分けて、講ずべき諸方策を示した。そして、右諸方策中の5) 法令の検討整備については、「重大災害のひん発とその発生原因の実情にかんがみ急を要するもの、例えば、煙火爆発、崩壊、ボイラ及び圧力容器、揚重機等について関係規則又は基準を至急

改正するとともに、労働基準法、鉱山保安法、消防法、交通運輸関係法規等現行法令において、最近の技術の進歩並びに設備の近代化に即応する必要があるものその他現状に即しないものについて、全面的に検討を加える」べきであると指摘した。

一方、労働大臣の諮問機関である中央労働基準審議会においても、前述のような災害の発生状況にかんがみ、昭和33年9月労働大臣に産業災害の防止に関する建議を行った。同建議は、1) 産業災害防止のための監督機関の措置、2) 関係者の積極的な協力、3) 労働安全法規の検討整備、4) 総合的災害防止対策の樹立と労働基準監督機関の充実強化、の4項目に分けて見解を表明し、政府においてこれを斟酌して適当な措置をとるべきであるとしている。そして、右諸方策中3) 労働安全法規の検討整備については、「災害防止を目的とする現行の労働安全衛生規則をみつに、施行後十年を経過しているため、その間における科学技術の急速な進歩その他により必ずしも実情に即さないと思われ規定もなしとしないし、又補充を要する部分も少なくないので、この際技術の進歩に即応させるとともに、災害防止上必要な事項を整備する等、労働安全法規について検討整備を行う必要があると考えられる」旨指摘している。

また、労働者においても、かねてから産業安全の推進に努力を重ねてきたが、災害の発生が安全法令の不備に由来する場合が多くまた、科学技術の進歩に照して規定の内容が不備であることを痛感し、労働安全衛生規則の各条項について

改正のための検討を続けてきたところであった。

かくして、昭和34年からの労働安全衛生規則の改正が急テンポで行われることになった。

土砂崩壊による労働災害に対しても、昭和34年時点で依然として災害が減らず、1959（昭和34）年5月15日に労働基準局通達（昭和34年5月15日 基発第367号）が発出された。本通達も上記の流れを受けて検討されたものと推察する。以下にその内容を示す。

昭三四・五・一五 基発第三六七号

労働安全衛生規則第一百六条及び第百二十条の運用

労働安全衛生規則第一百六条及び第百二十条にいう安全なこう配については、元来、これが土質、天候、地形等の環境条件によって異なり、これを科学的に明示することが不可能であるため、同条項による監督指導に徹底を期し難いうらみがあったが、最近、土砂崩壊による重大災害が續発する傾向にあることを鑑み、同条項の運用に当っては、左記事項に留意し、土砂崩壊災害の防止に遺憾なきを期されたい。

（一）安全なこう配について

「安全なこう配」とは、法面が崩壊を起さず安全に保たれるこう配をいう。

安全なこう配は、理論的には、粘着性のない土砂では、内部摩擦角，粘着性のある土砂では、内部摩擦角，粘着力及び法面の高さにより定まるものであり，現実に算定するに当っては，この他各種の条件を考慮に入れる必要があり，相当な困難を伴うものであるが，災害多発の状況を鑑み，高さ二米以上の法面の下における作業については，別途送付する安全資料「土砂崩壊災害の防止」を参考として当該現場の地質，気候等の特殊条件を勘案の上作業箇所毎に，勾配の基準を決定して，監督指導されたいこと。なお決定するこう配の基準は，ち密な岩盤及び堅硬な粘土の場合を除き七五度を超えないこと。

**【すかし堀の禁止】**

(一) 第一号は土砂の切取作業にあたってはすかし堀を禁止することを含む趣旨であること。

**【適当な土留】**

(二) 「適当な土留」とは，矢板，石積，コンクリート擁壁等で，法面の崩壊を充分防ぐことが出来る設備をいう。

**【前号により難いとき】**

(三) 第二号の「前号により難いとき」とは，地形の性質上，上部から安全なこう配を保持して，土砂を落とすことができない場合をいう。

**【看視人】**

(四) 第二号の看視人は十分な経験を有する者を切取作業現場毎に専任させるも

のとすること。

第二百二十条

**【崩壊の危険がある表土】**

(一) 第一号の「崩壊の危険がある表土」とは基岩上に乗っている，岩石風化物，腐蝕土，又は堆積土であって，基岩の採掘，振動，気温変化，水のしん透等により崩れ落ちるおそれのあるものをいう。

**【浮石】**

(二) 第二号の「浮石」とは，玉石，礫，岩石の碎屑物，又は基岩より遊離している岩石であって，振動，気温変化，水等の影響により落下するおそれのあるものをいう。

**【第三号の解釈】**

(三) 第三号は，浮石を取り除いたことによりこう配が急となってその上部が崩壊するおそれを生ずる場合に，其の部分を安全なこう配に整形することと解すること。

**【適当な階段】**

(四) 第四号の「適当な階段」とは高さが崩壊の危険のない高さであり，かつ，作業面が作業のために，又崩壊の際に容易に退避出来るのに必要な広さを有するものであること。

**【すかし堀の禁止】**

(五) 第四号は，すかし堀を禁止する趣旨を含むものであること。



昭和 39 年 12 月 25 日「加除式 安全衛生六法<sup>12)</sup>」より引用しているため、実際の表記とは異なる場合がある。

### 5.3.5 安全資料 土砂崩壊災害の防止<sup>14)</sup>

1959（昭和 34）年労働基準局通達（昭和 34 年 5 月 15 日 基発第 367 号）とともに送付された労働省労働基準局安全課 安全資料 B-5 「土砂崩壊災害の防止」の冒頭には、「建設事業における土砂や岩石の崩壊、落下による災害の防止については、さきに昭和 27 年 5 月、「土の切取工事の安全」と題する小冊子を発行して関係者の留意をうながしたのであるが、その後災害は依然として減少の傾向をみせず、誠に憂うべき状態である。<sup>14)</sup>」と綴られている。

この「土砂崩壊災害の防止」には、1954（昭和 29）年から 1958（昭和 33）年に発生した重大災害 64 件について詳細な分析が記載されている。具体的には水との関係、勾配、土質、すかし掘りの有無、作業内容、斜面切取と掘下げの別、発破、発生月、看視人の項目について分析している。災害防止対策では、地質調査による地盤強度を把握することの重要性、地盤強度を基にした切取勾配と高さの決定、水の影響の考慮、段掘りの実施、すかし掘りの禁止、土留を設けること、看視人の配置、気象条件の考慮、点検の必要性について強調して訴えている。特に掘削の高さと勾配については、地盤調査によって得られた内部摩擦角と粘着力によって計算すること、水が含むと強度が変化することから含水比に応じた検討もすることを推

奨しており、粘土質地盤では、掘削勾配に応じた限界掘削高さの表を示している。また、法面高さが 2 m を超えると災害が多くなることから、高さ 2 m 程度で小段を設けるように促している。これらは、現在の土砂崩壊による労働災害の対策にも全く同じことが言え、地盤工学を積極的に取り入れた当時の見識の高さが伺える。

また、労働災害 42 事例が図や写真つきで紹介されており、事故の詳細が公開されている。また巻末には参考資料として地盤強度（内部摩擦角と粘着力）を使った具体的な安定計算例も記載されている。現在でも日本の土質力学において金字塔として扱われる名著、最上武雄による「土質力学（1951）<sup>16)</sup>」の中では、斜面安定解析手法として円弧すべりを仮定した解法が記載されているが、この安全資料では、すべり面を直線と仮定する平面ひずみ法で計算方法が紹介されている。当時、この資料の作成に携わった前郁夫氏、加来利一氏によると、当時の災害の崩壊形状で円弧すべりが極僅かであり、そのほとんどが直線すべりであったことから、この計算方法を採用している<sup>15)</sup>。

### 5.3.6 昭和 40 年の旧安衛則の改正

改正の経緯は当時の解説<sup>11)</sup>が詳しく、以下に引用する。

先述のとおり、昭和 33 年の産業災害総合五カ年計画を受けて、昭和 34 年以降、急速に安全規則の整備が成されてきた。建設業における労働災害発生状況を見ると、死亡者も含めて休業 8 日以上死傷者の数は、昭和 39 年においても 12 万人を超えている。全産業の死傷者数は 42 万

8558人であるので、建設業は全体の28%におよぶ。また、災害発生年千人率は、各種の災害防止対策の実施等によって逐年好転しつつあったとはいえ、他の産業と比較すると、鉱業（145.3）、貨物取扱業（76.2）及び林業（63.8）について建設業（41.0）と高率を示していた。このことは、建設業においては、貨物取扱業、林業等と同様、いわゆる屋外労働が主体であって、一般の製造工業（15.3）等に比して作業自体が災害発生要因と結びつきやすい特殊性を有していることによるものと考えられていた。反面、その故に建設業に対しては、災害防止対策の面においても特に充実を期すべき必要性の存することを物語るともいえる。

このような観点から、労働省においては、建設業における労働災害の防止については今後とも安全行政の重点対象として各般の施策を講じて行くことはいうまでもないが、その一環として、建設工事に適用すべき労働安全関係法令の整備充実をはかっているところであった。

労働安全衛生規則等の中で、建設工事における災害防止を直接的に主眼とする条項としては、労働安全衛生規則における型わく支保工、足場、くい打ち機、崩壊落下の予防等の各章並びにクレーン等安全規則におけるクレーン、デリック、建設用リフト等の各章のほか、発破、電気関係等の条項を含めれば、かなりの数があげられるのであるが、これら条項は、崩壊落下の予防を除き、すべて当時における災害の実情に対処して、改正または制定されて相当程度完備した規制となっているものばかりであった。しかしなが

ら、これらの事項以外の事項、すなわち崩壊落下の予防をはじめとして、他の各種の作業に関する規制事項は極めて貧困であった。たとえば飛来崩壊災害に関しても、規制条項はきわめて抽象的であって、作業の実態に照らし、災害防止の実際的措置を講ずる上で不備といわざるをえなかったとしている。

そこで、労働省では、このように現行の規制が不備の分野であって、従前の災害事例に徴し、災害防止上早急に規制の整備を要すると認められる事項について、かねて検討を進めてきたのであるが、各種作業のうち、当面、掘削作業に関して必要な基準の設定及び明確化を図ることとし、そのための労働安全衛生規則の一部改正を行うこととしたのである。

労働省においては、以上の経緯に基づき、掘削作業に係る労働安全衛生規則の一部改正について、昭和37年11月30日、中央労働基準審議会（会長 石井照久氏）に諮問した。この諮問にあたって、労働省当局がその要綱として示したものは次のとおりであった。

#### 労働安全衛生規則改正案要綱

##### 一 ずい道建設工事における災害の防止

ずい道建設工事における落盤及び落石による災害、掘さく機械、積込機械等の機械類の取り扱いによる災害、工事用諸材料の取扱いによる災害等の発生状況にかんがみ、支保工の要件、機械類及び工事用諸材料の取扱いの基準等ずい道建設工事における災害の防止

のために必要な規制を設けることとする。

ニ 掘さく作業（ずい道建設工事及び採石場におけるものを除く。）における災害の防止

掘さく作業における災害の防止に関する現行の規定は、掘さくの方法、規模等の変化に伴い、必ずしも実情に即しないものとなっているので、これを全面的に改正し、掘さくの基準、作業の方法等掘さく作業における災害防止のため必要な規制を整備することとする。

三 採石業における災害の防止

最近の採石場における災害の発生状況にかんがみ、現行規定の明確化を図るとともに、坑による採石の基準を新たに設けることにより、採石業における災害の防止のために必要な規制を整備することとする。

同審議会においては、諮問事項のうち、まず、明り掘削作業関係について具体化を図ることとした。しかし、その審議方法について検討した結果、改正の対象とする事項は、きわめて専門的、技術的な事項であり、改正案要綱に示された趣旨を具体的な規制事項として明確化して行くためには、専門的、技術的な見地からの慎重な審議が必要であるという観点から、まずこれを同審議会の専門部会である産業安全部会（部会長 野口三郎氏）において審議し、その結果についてあらためて総会において審議することとし

た。

産業安全部会の審議にあたっては、審議会委員である同部会委員のほかに、特に今回の改正に関する審議のために、改正対象事項に関する専門家として臨時委員が委嘱され、審議の慎重が期されることとなった。産業安全部会の委員は次のとおりである。

〔公益代表〕 野口三郎（全安連専務理事）

〔労働者代表〕 入江正治（合化労連副委員長）、増子利夫（電機労連中執）、山崎達夫（全日通中執）

〔使用者代表〕 折井日向（日本鋼管労務部長）、古屋徳兵衛（松屋社長）、山岡憲一（東京重機社長）

〔臨時委員〕 岩井喜八郎（大成建設主任研究員）、神保正義（道路公団工務第一課長）、鈴木善三（電源開発工事課長代理）、須田進吾（全建総連中執）、田丸陸太郎（間組技術局次長付）、堤正紀（前田建設土木部次長）、富田善明（国鉄建設局線増課長）、中岡二郎（武蔵工大教授）、永井久雄（大林組研究室東京分室長）、成田豊信（日建協）、最上武雄（東京大学工学部教授）、山高茂（建設省建設業課建設専門官）

産業安全部会は昭和 38 年 3 月 29 日、4 月 24 日、5 月 16 日、8 月 7 日、8 月 28 日、9 月 12 日、10 月 10 日、10 月 28 日及び 11 月 11 日の合計 9 回にわたり開催され、終始各委員による活発な討議がなされた結果、詳細な規則事項の具体案とともに、次の要望事項を結論として審議を終了した。

一 土木工事における土止支保工の材

料の許容応力の基準について検討を加え、その具体化をはかること。

- 二 建設工事における各種作業を行なう場合の照度の基準については、さらに必要な検討を加え、明確な基準を設定するよう努めること。
- 三 建設工事において使用する簡易な物揚装置、さん橋等の仮設設備についても、別途検討を加え、その安全確保のための基準を整備、明確化すること。
- 四 建設工事関係の各種作業主任者については、将来一定の資格制度を検討するとともに、これらの者に対する関係法規の周知措置等についても配慮すること。

野口部会長は右の結論をもって、産業安全部会の審議結果として中央労働基準審議会の総会に報告することとし、審議は再び同審議会の総会の場に移された。

総会は、同年 11 月 19 日に開催され、野口部会長から報告された産業安全部会の結論について審議会を行なった結果、同部会の審議結果の内容をもって同審議会としての答申の内容とすることに決定し、同審議会は、これによって 11 月 22 日労働大臣に答申を行なった。

労働省では右の答申を受けた後、その内容について検討した結果、改正の方途として適切と認められたので、答申による規制事項案をもってあらためて労働安全衛生規則改正案要綱とし、同要綱について労働基準法第 113 条の規定による公聴会を開催した。

公聴会は昭和 28 年 12 月 4 日東京で、

12 月 10 日大阪でそれぞれ開催された。公聴会において開陳された意見をみると、労・使・公益各側の公述人とも今回の改正は時宜に適したもので賛成であるとしたが、個々の事項については、改正案要綱全般にわたって新たな観点から種々の修正意見が表明された。

労働省においては、右の公聴会における公述意見に基づいて、改正案要綱全般についてあらためて慎重に検討を加えるとともに、さらに最終的に関係現場等について実態調査を行い、規制内容の適確を期した上、改正規則案の作成に着手した。

かくして、明り掘削作業について規制する「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」は、中央労働基準審議会における慎重な検討を経た答申を得た後、各界の意見をも十分に採り入れて検討され、さらに、法技術的な条文整備がなされた上、昭和 39 年 12 月 28 日、労働省令第二十七号をもって公布され、昭和 40 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

昭和 40 年の改正条文は、規則第十条第一項第十二号で明らかなように、「ずい道の掘削その他たて坑以外の坑の掘削及び採石法第二条に規定する岩石の採取のための掘削」については適用されない。改正の要点は、次のとおりである。

- 1 地山の掘削の作業及び土止め支保工の作業について作業主任者制度を設けたこと。
- 2 手掘りによる掘削作業について掘削面の高さ及びこう配の基準等を新たに定めたこと。
- 3 土止め支保工の構造の要件を明確にし



たこと。

- 4 最近における災害の発生事例等に徴し、潜函内作業等についての規制の充実化を図ったこと。

具体的には、土砂崩壊に関する条文として第一編 総則 第一章 安全管理 第十条第十二項及び第十三項、第二編安全基準第十章の三明り掘削の作業（第百六十三条の七から二十五）、第十章の四ずい道等の建設の作業（第百六十三条の二十六から五十二）第十章の五採石作業（第百六十三条の五十三から六十九）が追加された。

#### 5.3.7 旧安衛則第百六十三条の八（現行安衛則 第 356 条）の掘削こう配規定について

土砂崩壊に関する法令について特筆すべきは、旧安衛則第百六十三条の八にて手掘りでの掘削勾配について具体的な数値をもって規定されたことである。この背景は伊藤らがまとめた論文<sup>15)</sup>が詳しく、科学的な検討がなされたことが推察される。伊藤らが論文の執筆にあたり、当時立法に携わった加来利一氏のヒアリングや、共著者である前郁夫氏によると、旧安衛則第百六十三条の八の勾配規定にあたっては、以下 2 点が大きな根拠となったとしている。

- 1) 1959（昭和 34）年労働基準局通達（昭和 34 年 5 月 15 日 基発第 367 号）により高さ 2m 以上の法面下作業について、緻密な岩盤及び堅硬な粘土を除いて 75 度を超えない勾配の基準とするように指導を行っていたこと

- 2) 1954（昭和 29）年から 1958（昭和 33）年に発生した重大災害 64 件の分析結果

なお、1962（昭和 37）年に前<sup>17)</sup>は土砂崩壊による労働災害について 1954（昭和 29）年～1958（昭和 33）年に発生した重大災害 64 件について分析した結果を「土と基礎（現地盤工学会誌）」に投稿している。これは先の安全資料「土砂崩壊災害の防止」と重複する内容である。

この旧安衛則第百六十三条の八および第百六十三条の九は、昭和 47 年に制定された労働安全衛生規則第 356 条や第 357 条に引き継がれている。

#### 5.3.8 昭和 47 年改正直前時点で削除されていた条項

昭和 46 年の労働安全衛生規則を確認すると、第一編 総則 第一章 安全管理 第十条第十四項、第十五項及び第十六項が追加、第百七条が削除されている。詳しい経緯と時期については不明である。

#### D. 考察

わが国において、土砂崩壊による労働者の安全が法令に記載されたのは、1890（明治 23）年に制定された鉱業条例が最初であり、その後、鉱業から土石採取業、建設業へと拡大していった。建設業において土砂崩壊に関する条文が最初に確認されたのは 1937（昭和 12）年に労働扶助法に基づいて制定された土木建築工事場安全及衛生規則であった。建設業では昭和 7 年から労働災害統計が収集されており、これを基にして規則化された可能性がある。1947（昭和 22）年、日本国憲法の施行に伴い労働基準法が制定



され、さらに安全衛生関係規定を具体化するものとして、労働安全衛生規則が制定された。土砂崩壊に関する条文は、鉱業警察規則、土石採取場安全及衛生規則、土木建築工事場安全及衛生規則から集約されており、掘削高さや勾配等、具体的な数値基準を示すものはないが、崩壊・落下・落盤の「危険」がある場合に対処すべき事柄が挙げられている。当時は、地盤工学等による科学的知見が乏しく各種数値の明示は困難ながら、経験等に基づき、危険な箇所を定め、そこに対策を示し、安全規制をかけたものと推察される。その後、建設業における労働災害の増加、とりわけ土砂崩壊災害の重篤性が統計データから指摘され、昭和 27 年には土砂崩壊に関する労働災害の事例や注意点をまとめた小冊子が労働省労働基準局から発行され、労働安全衛生規則に岩石の掘削に関する条文が追加されている。昭和 34 年には土質力学を考慮した専門的かつ具体的な土砂崩壊に関する計算方法が通達および小冊子にまとめられた。さらに昭和 33 年の産業災害総合五カ年計画を受けて、昭和 40 年の労働安全衛生規則の大幅な改正が行われ、概ね現在の労働安全衛生規則が形成されていることが明らかになった。

昭和 47 年、労働安全衛生法および労働安全衛生規則の制定時には、労働基準法における労働安全衛生規則のほとんどが引き継がれ、さらに点検に関する条文が加わった。

#### E. 結論

労働法の誕生とともに、建設業における土砂崩壊に関する労働災害についても法整備が進められてきたが、戦前は特に統計的に死亡災害および死傷災害が多かったこと

が指摘されている。昭和 30 年代になると地盤工学の発展とともに、それら最新の情報を取り入れ、科学的根拠をもった法令整備が検討されていたことがわかる。現在の労働安全衛生規則は昭和 40 年の労働基準法の労働安全衛生規則の改正においてほとんど確立されており、これを今も引き継いでいることがわかった。

#### F. 研究発表

1. 論文発表  
該当なし
2. 学会発表  
該当なし

#### G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得  
該当なし
2. 実用新案登録  
該当なし
3. その他  
該当なし

#### H. 引用文献

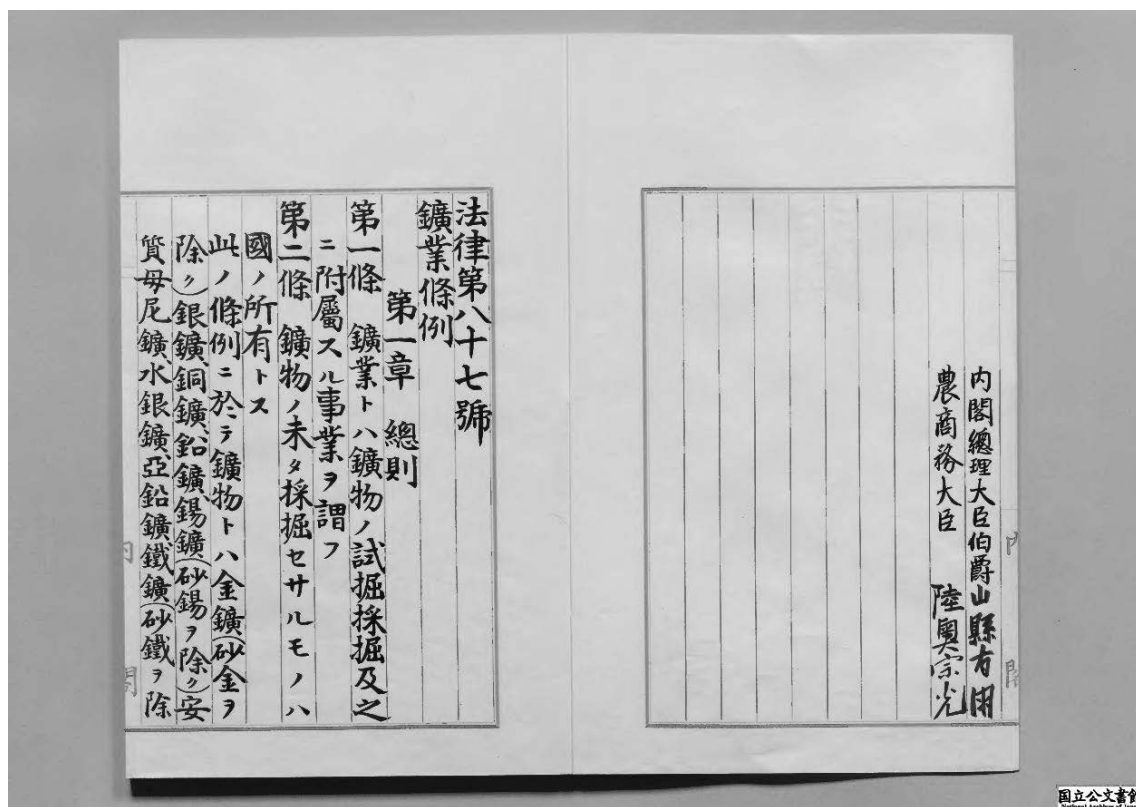
- 1). 濱口桂一郎:建設労働の法政策, 季刊労働法 252 号 (2016/春季), 2016.
- 2). 国立公文書館デジタルアーカイブ <https://www.digital.archives.go.jp/> (2020.10.13 閲覧)
- 3). 経済産業省: 鉱山保安法逐条解説, [https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/law/kouzankaisetsu.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/kouzankaisetsu.html) (2020.10.13 閲覧)
- 4). 畠中信夫:労働安全衛生法のはなし〔改訂版〕, 中災防新書 003, 中央労働災害防止協会, 322p., 2003.

- 5). 社会局労働部：土木建築工事場ノ安全及衛生ニ関スル注意書，53p., 1936.
- 6). 花安繁郎，五十嵐日出夫：我国の労働災害統計資料整備の変遷と災害指標の国際推移について，土木史研究，vol. 10, pp. 1-12, 1990.
- 7). 財団法人土木建築厚生会：土工基本作業法（昭和十八年度安全研究委員会報告），46p., 1946.
- 8). 中川一郎：詳細 改正労働安全衛生規則，三晃社，pp. 43-44, 1950.
- 9). 濱口桂一郎：日本の労働法政策，pp.467-468, 2018.
- 10). 労働省労働基準局：土の切取工事の安全，42p., 1952.
- 11). 労働省労働基準局：改正労働安全衛生規則の解説－明り掘削関係－
- 12). 安全衛生法令研究会編：加除式安全衛生六法，pp.106-109, 1964.
- 13). 広島労働基準局安全衛生課：土砂くずれ＝基本的な考え方＝，45p., 1956.
- 14). 労働省労働基準局安全課：安全資料 土砂崩壊災害の防止，146p., 1959.
- 15). 伊藤和也，豊澤康男，前郁夫，高橋章浩，竹村次朗，日下部治：明かり掘削における掘削面の高さとう配の安全性評価-掘削面の勾配と高さの基準制定に至る歴史的背景-，労働安全衛生研究，Vol. 3, No. 2, pp. 103-110, 2010.
- 16). 最上武雄：土質力學，岩波全書 148, 230p., 1951.
- 17). 前郁夫：土砂崩壊による労働災害について，土と基礎，Vol. 10, No. 4, pp.34-37, 1962.

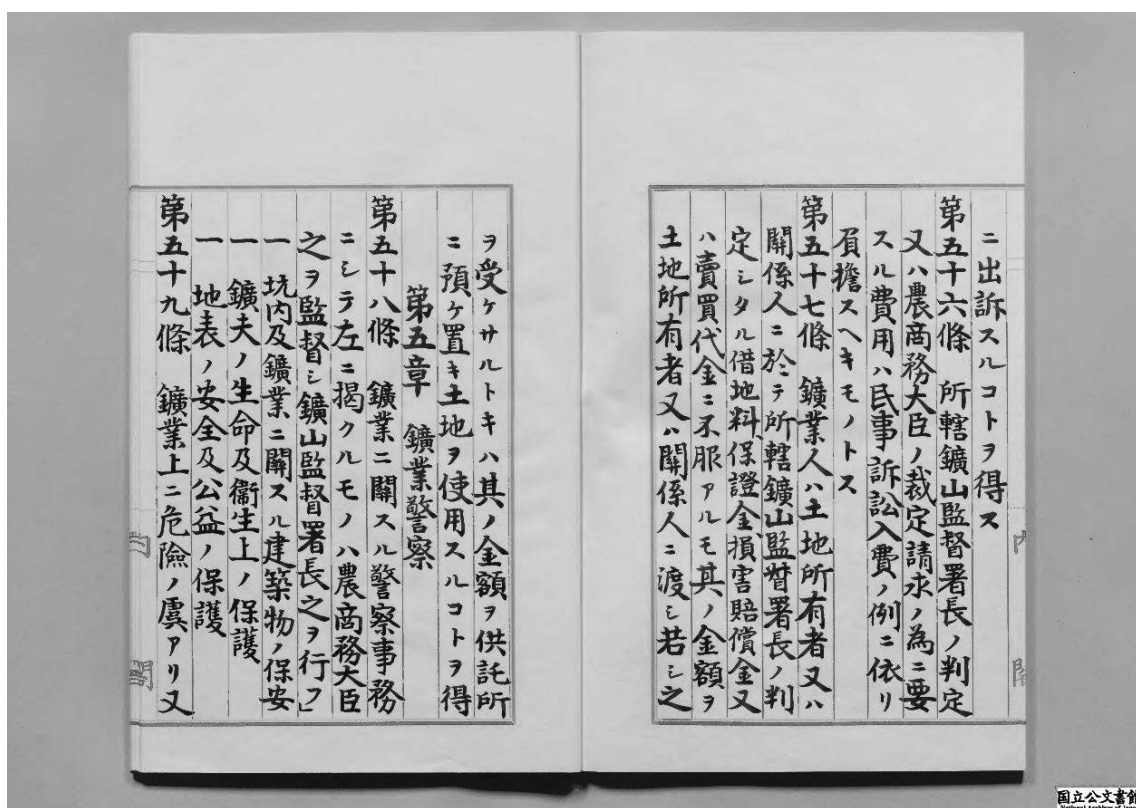
図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1段組）

表 1 工場法が制定されるまでの鉱業に関する法令の変遷

年	番号	法令名	内容
1869(明治2)年	行政官布告第177号		国家の請負を前提として、鉱山の開拓が一般人民に開放される。
1872(明治5)年		鉱山心得	鉱物が定義され、鉱業の国家独占主義と外国人の排斥の原則が確立される。
1873(明治6)年	太政官布告259号	日本坑法	日本最初の体系的鉱業法。鉱区制、鉱業自営主義、邦人主義など鉱業法制の骨格が確立した。しかし、鉱山の保安については日本坑法の一部に災害予防規定の片鱗が見受けられるにすぎなかった。
1890(明治23)年	法律87号	鉱業条例	労働者(鉱夫)の安全を法令に組み込んだ最初の法令。鉱山の保安に関する法規制が、鉱業警察としてはじめて体系的に整備され、鉱夫への労災補償政策が盛り込まれた。その内容は、坑内および鉱業に関する建築物の保安、鉱夫の生命と衛生の保護、地表の安全と公益の保護の3点に及ぶものであった。
1892(明治25)年 3月16日	農商務省令第7号	鉱業警察規則	鉱業警察事務として、1) 坑内及び鉱業に関する建築物の保安、2) 鉱夫の生命及び衛生上の保護、3) 地表の安全及び公益の保護を掲げ、保安上必要がある場合は、予防命令又は停止命令をすることができることとし、保安上必要な事項に関して農商務大臣が鉱業警察規則を定めることができるとした。
1905(明治38)年 3月	法律第45号	鑛業法	鉱業に関する法律が集約され、鉱業は建設業や土砂採取業とは別に扱われた。第四章 鉱業警察 第七十一條から第七十四條に鉱業における保安について記載されている。
1911(明治44)年 3月28日	法律46号	工場法	職工への扶助責任が規定された。ここで、後の安衛法に繋がる条文としては、主に第9条～第11条の保護職工の危険有害業務への就業制限、第12条の傷病者及び妊婦への就業制限、第13条の男子を含む職工一般に対する危害の予防、第14条の臨検等が挙げられる。



国立公文書館 National Archives of Japan



国立公文書館 National Archives of Japan

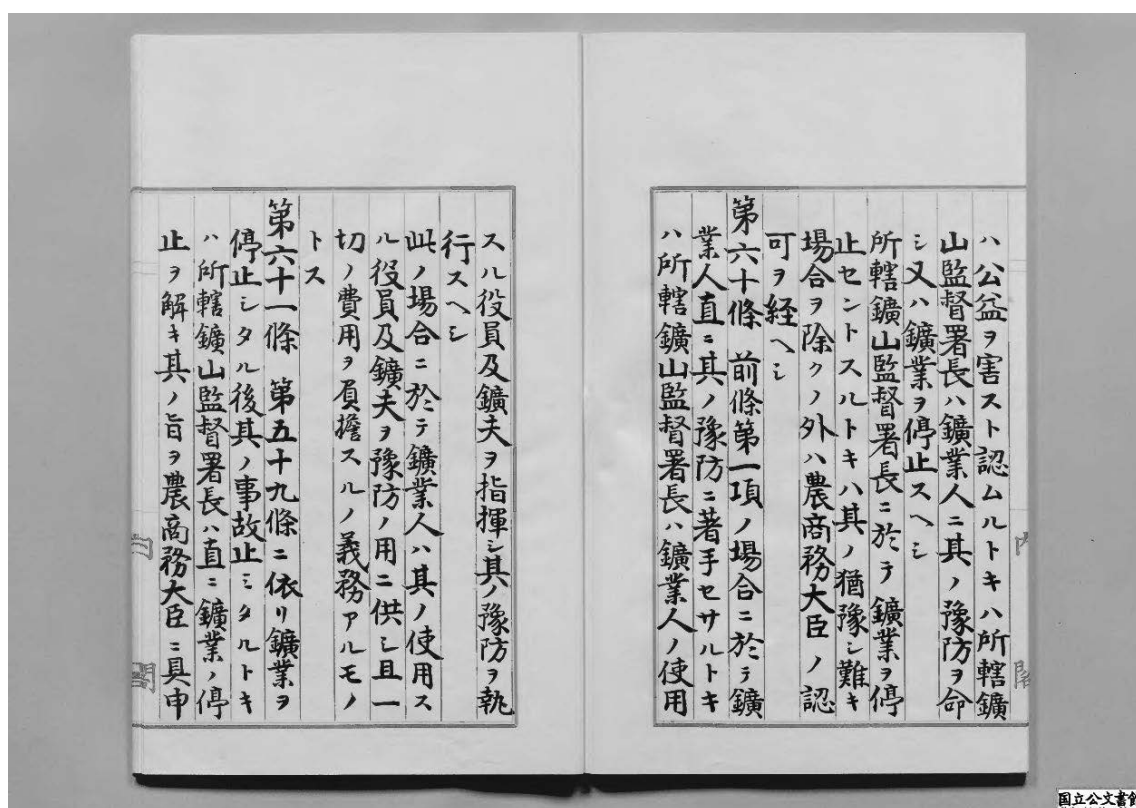


図1 鉱業条例制定日本坑法廃止・御署名原本・明治二十三年・法律第八十七号<sup>2)</sup>



厚生労働行政推進調査事業費補助金  
（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））  
分担研究報告書

罪刑法定主義と安全衛生確保の関係

協力研究者 北岡 大介 東洋大学法学部・専任講師 特定社労士（元労基官）

研究要旨

労働災害防止を主たる目的とする労働安全衛生法の危害防止基準は、行政上の履行確保とともに、重大な法違反に対する刑事訴追の法的根拠であるところ、罪刑法定主義の見地から見ると、安衛法による政省令への委任方法が白地委任に該当しないか、さらには同法文解釈に際し、刑事法上許されない「類推解釈」か否か等が問題となりうる。本研究では、労働安全衛生法における危害防止基準の概要を確認した上で、罪刑法定主義の見地から改めて安衛法の危害防止基準の委任方法とその行政解釈方法をめぐる法的課題につき文献調査を行ったところ、概ね適法な行政委任であることが認められる一方、政省令の一部に以下課題が生じることが明らかとなった。

第1に根拠法が定かでない政省令、第2に根拠法による法委任を超えた政省令の存在、第3に政省令等の行政解釈における「類推解釈」の問題である。

他方で安衛法には行政としての安全衛生対策の根拠法たる側面を多分に有するものであり、現場の労働基準監督実務では、災害リスクの高い職場に対し、速やかな是正指導が求められる。罪刑法定主義と行政履行確保の両立が強く求められるところ、比較法研究から参考となるのがイギリス労働安全衛生法における規制手法である。平成28年度厚労省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業「リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究総括研究報告書（主任研究者 三柴丈典）」では、イギリス労働安全衛生法において一般的義務条項を定め、これを基に大臣同意の下、柔軟に行方準則を定め、同条等を根拠に刑事処罰を行うシステムが設けられている旨、報告されている（同報告書では「イギリスモデル」と総称）。同報告書では、罪刑法定主義の観点から、イギリス的な方策はただちに採り難いとする一方、安全衛生法の業法（法目的の達成のため、行政が事業者に対し、一定の裁量をもって監督指導を行う根拠を提供する方）としての性格を強化すべき方策が妥当とし、「リスク創出者に対するリスク回避措置の義務づけ等、重要な原則を義務化する努力は継続しつつも、それが叶わない限り、安衛法の基本原則、体系等を示した大綱の設置、従前以上に詳細部分の具体化を厚生労働省令等に委任し、原則を明確に示す規定を設ける等の方策」等が提

言されている。本報告書では同イギリスモデルの分析および同報告書の提言を参考にしつつ、安全衛生法の規制手法と罪刑法定主義との関係につき、検討を要する課題を適示した。また労働基準監督官および事業者によるリスクアセスメントの強化とこれに基づく行政指導・周知啓発、さらには法改正準備に速やかに反映できる体制整備の必要性等を示す。

## A. 研究目的

労働災害防止等を主たる目的とする労働安全衛生法の危害防止基準は、行政上の履行確保とともに、重大な法違反に対する刑事訴追の法的根拠であるところ、罪刑法定主義の見地から見ると、安衛法による政省令への委任方法が白地委任に該当しないか、さらには同法文解釈に関し、刑事法上許されない「類推解釈」か否かが問題となりうる。本研究では、労働安全衛生法における危害防止基準の概要を確認した上で、罪刑法定主義の見地から改めて安衛法の危害防止基準の委任方法とその行政解釈方法につき検討を行う。また比較法研究として、イギリス労働安全衛生法に係る以下研究報告書（邦語）を元に、我が国とは異なる形での安衛法の危害防止基準策定とその運用実際、さらには同総括報告書における注目すべき安衛法の新たな規制手法に係る提言を確認する。最後に我が国における安衛法の危害防止基準の改正可能性と課題、さらには労働基準監督署における監督・司法手続きの実態を振り返った上で、行政履行確保と罪刑法定主義双方をいかに実現しうるのか若干の検討と提言を行った。

## B. 研究方法

労働安全衛生法の刑事罰的側面からの研究については、元東京地検検事である寺西輝泰氏による「労働安全衛生法違反の刑事責任—労働災害の防止をめざして」（日本労働総合研究所、1997）、安西愈弁護士による「労働災害と企業の刑事責任」（労働調査会、2013）等の優れた先行研究が存する。またイギリス労働安全衛生法の比較法研究等とこれを踏まえた政策提

言として意義あるものとして平成28年度厚労省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業「リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究総括研究報告書（主任研究者 三柴丈典）」がある。これら先行研究等を踏まえつつ、上記目的の下、研究を行った。

## C. 研究結果

### 1 安全衛生の確保と安全衛生法

#### 1.1 労働安全衛生法の体系とは

労働安全衛生法は昭和47年に制定された、わが国における最初の労働安全衛生を目的とした基本法である<sup>1</sup>。それまでは、戦前では工場法、戦後では労働基準法において、労働安全衛生に関する条文が設けられていた。労働基準法では、第5章が労働安全衛生に関する章とされ、そこには危害の防止、安全装置、性能検査、有害物の製造禁止、危険業務の就業制限、安全衛生教育、健康診断などに関する規定が存した。同法に基づき、危害の防止基準などについて詳細な定めを置く労働安全衛生規則などが設けられていたが、経済の高度成長などに伴い労働災害が激増していたことから昭和47年に基本法たる労働安全衛生法等を制定したものである。

現在では、労働安全衛生法は、同法に基づく多くの政令、省令、大臣告示、指針その他無数の通達とあいまって全体として労働者の安全衛生に関する1つの巨大な法体系を築いている。その労働安全衛生法の付属法として、じん肺法、労働災害防止団体法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法、作業環境測定

法など設けられている他、労働基準法において年少者の危険有害業務への就業制限や寄宿舎の安全衛生などに関する規定が設けられている。その他、労働安全衛生法が適用されない船員や非現業の国家公務員、地方公務員及び鉱山労働者に対して、労働安全衛生の特別法として、船員法、国家公務員法、地方公務員法、鉱山保安法などがある。

### 1.2 安衛法における規制概要

労働安全衛生法は全 122 条の法条文で構成されているところ、大きく分けて5つの分野に体系づけることができる。第1に安全衛生管理体制、第2に労働者の危険又は健康障害の防止、第3に機械等及び有害物に関する規制、第4に労働者の就業にあたっての措置、第5に健康等の保持増進のための措置である。労働災害の原因として不安全状態と不安全行動があるが、第2と第3は専ら不安全状態の解消のため、第4と第5は専ら不安全行動の低減のため、第1は不安全状態と不安全行動双方の防止を目的として、各種規制を設けている。以下では不安全状態解消のための危害防止基準の概要につき確認する。

### 1.3 危害防止基準の内容

労働安全衛生法の危害防止基準に関する規定自体は大変、漠然としたものである。例えば、労働安全衛生法 20 第1号では使用者に、使用機械の安全措置をなす法的義務が課される事となるが、「事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。1 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という）による危険」とのみ定められている。この

規定だけではどのような機械等に対し、如何なる「危険防止のための必要な措置」を講じなければならないのか分からない。これについて同法 27 条では「20 条・・・の規定により事業者が構ずべき措置及び・・・労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める」旨の規定が定められており、使用者が講じるべき具体的措置は全て厚生労働省令によって定められることとなる。具体的な危害防止基準を法律ではなく政省令に委ねる事によって、リスクの変化に迅速に対応しようとするものである。この厚生労働省令による危害防止基準は労働安全衛生規則に定められたものが中心となるが、クレーン、ボイラーなどの危険性が高い特定機械についてはクレーン規則などが、有機溶剤や特定化学物質などについては特別衛生規則として有機溶剤規則等が別途、設けられている。

労働安全衛生規則は 678 条にも及ぶ膨大な法規であるが、同規則の大半は危害防止基準で占められている。その危害防止基準は各機械、施設ごと、あるいは作業ごとについて、使用者がなすべき安全措置等を具体的に定めている<sup>2</sup>。例えば、プレス機械に対する危害防止基準でいえば労働安全規則第 131 条において「事業者は、プレス機械・・・については、安全囲いを設ける等当該プレス等を用いて作業を行う労働者の身体の一部が危険限界に入らないような措置を講じなければならない」と定めている。同条項はプレス機械による接触事故を防止すべく安全囲い等を設けさせることによって本質的な安全無害化を求めているものである。

#### 1.4 安全衛生基準の不可避的変容

労働安全衛生規則には様々な危害防止基準が設けられているが、これらの規定は、「成長する規則 (growing regulation) あるいは「先人の血で書かれた文字」と言われることがある<sup>3</sup>。労働の場におけるリスクは時代に応じて様々な形で新たに出現することから、危害防止基準は技術の進歩・災害・疾病の発生状況やその他の産業労働における諸般の事情の変化を背景として不断の進化を遂げていかざるを得ない。労働安全衛生規則の沿革をひもとけば、今日まで幾多の改正、多くの新規則の分離独立あるいは新規分野における規制のための新規則制定の歴史を見ることができる。労働安全衛生規則等における危害防止基準は、過去に発生した労働災害の教訓（先人の血）を元に、当該労災のリスク内容に対応する危害防止基準を定めているものであり、同種の危険作業を行わせる使用者にとって、同ルールは非常に優れた行為規範になるといえる。

しかし、リスクの変化とこれに対する防止策はいったん労働災害が発生してから初めて把握される事が大半であり、「先人の血」なくば、なかなか改正されない。従って、労働安全衛生規則等に定められた危害防止基準は、ある程度、災害の型と原因が定まった定型的な災害については効果を有するが、過去に前例がないような非定型的な労働災害に対しては、容易に対応しえない。

## 2 罪刑法定主義から見た安衛法

### 2.1 罪刑法定主義と安衛法上の課題

罪刑法定主義とは憲法 31 条（法定手続

の保障）の「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」に基づく法規範であり、さしあたり刑罰法規に関し次の原理が示される。

罪刑法定主義とは、どのような行為が犯罪となるか、その犯罪に対してどのような刑罰が科せられるかということ、あらかじめ法律で明確にしていなければ、ある行為を犯罪としたり、刑罰を科することは許されないという刑罰法規に関する原理を指す<sup>4</sup>。法治国家における刑罰法規の策定・適用の基本原理であり、寺西元検事は「この罪刑法定主義の制約は非常に厳しいものであり、内容が不明確な規定は無効としてその適用を拒否されることがある」と指摘される<sup>5</sup>。

この罪刑法定主義の原理から、安衛法を見ると、以下 2 点の課題を挙げることができる。第 1 に安衛法はその危害防止基準の多くを前述のとおり政省令等に委任しているが、この委任方法自体が罪刑法定主義に反するか否か。第 2 は安衛法および政省令に定める構成要件とその適用実態が罪刑法定主義に反していないか否かである。以下では順に同課題について検討を行う。

### 2.2 安衛法の委任立法と罪刑法定主義

安衛法は本条のほか、労働安全衛生規則その他政省令に危害防止基準その他様々な事項を委任しているが、その態様として、寺西元検事は以下の委任方法に分類し検討を行っている<sup>6</sup>。なお安衛法 27 条第 1 項は「法 20 条・・・の規定により事業者が講ずべき措置・・・は労働省令で定める」としており、委任立法の法的



根拠を定めるものである。

①安衛法の本条に犯罪の構成要件が明示されている例

例)「1つの貨物で、重量が1トン以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で。当該貨物にその重量を表示しなければならない」(法35条)

②規定の内容の一部を個別的に政令等に委任している例

「政令で定める規模の事業場」

③規定の内容の一部を包括的に政令等に委任している例

法20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。1 機械、器具その他の設備による危険 (以下略)

④処罰規定を構成しない労働省令の規定

まず罪刑法定主義の観点から許されないのは④である。寺西元検事はその一例として以下の安衛法14条と安衛則17条を挙げる<sup>7)</sup>。

安衛法14条 事業者は・・・作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

安衛則17条 「事業者は・・・当該作業に係る作業主任者を二人以上選任したときは、それぞれの作業主任者の職務の分担を定めなければならない」

同施行規則は安衛法便覧の記載では、同法14条に基づくものとされているが、寺西元検事は同施行規則の文言上、安衛法14条に基づく委任とは認められず、同施行規則違反による刑事訴追は罪刑法定主義に反し無罪となりうる旨指摘す

る。その上で「それを労働省令で定めて刑罰の威嚇力で間接的に強制したいというのであれば、安衛法の各本条との対応関係を明確にし、その委任を受けたものであることを明示すべき」とされる。

2.3 労働安全衛生規則等の包括委任規定をめぐる問題

また前記委任立法の方法のうち、③の包括委任についても、罪刑法定主義の観点から問題となりうる。けだし刑事罰の根拠たる法は国会において定められるべきであり、その犯罪の構成要件等はあらかじめ法が定めることなければ、罪刑法定主義に反するとの指摘が成り立つ。

これについて、寺西元検事は次の指摘を行っている<sup>8)</sup>。「規定の内容のほとんど全てを包括的に省令に委任している包括委任型本条のものは、委任を受けた労働省令が事業者等の講ずべき措置の内容を完結した形で規定していて、本来は、各本条の規定を完成させてから罰則規定に当てはめることになるのに、労働省令の規定を直接罰則に当てはめて罰則規定とするもので、実質的には

罰則規定←省令の規定←(委任規定)  
←各本条の規定

という形になっている。・・・労働省令の規定をそのまま罰則規定に当てはめれば処罰規定となる」と整理する。その上で「刑罰を科することを目的として制定された法律ではないため、安衛法違反の犯罪構成要件も違法性も有責性も刑罰法規として十分に吟味されていないという問題を抱えているが・・・罰則規定と安衛法各本条の規定とを結合することによって、安衛法違反の犯罪構成要件は構成されて

おり、安衛法に違反することの処罰の必要性も存在し、これらの規定に違反することの責任要素も明らかにされているので、これらの犯罪成立要件を充足すれば、安衛法違反の犯罪が成立し行為者を処罰することとなる」とされるが、罪刑法定主義に照らして、上記包括委任規定は許されるのか否か、寺西元検事は明確な検討を行っていない。同論点について、掘り下げた検討を行ったものとして、安西弁護士がある。以下では安西弁護士による検討を通じて、同包括委任規定と罪刑法定主義の問題について確認する。

#### 2.4 安西弁護士における検討内容

安西弁護士は安衛法の包括委任規定につき、犯罪事実の具体的内容を省令等に委任することは憲法違反か否かという論点を示した上で、次の検討を行っている<sup>9</sup>。

「安衛法の場合には、社会の変化や技術・生産方式その他の化学技術や工法等の進展に対応して危険防止措置も変化していくものであるから、このような白地規定となるのはその目的上やむを得ない必然的なものである。すなわち、事業者らが講ずべき措置の内容を具体的に規定しようとするれば、その措置によって防止しようとする危険又は健康障害の種類、態様等を特定しなければならず、これらの種類、態様等は、新技術、新工法、新機械等が次々に開発されて実施され、また新しい化学物質が発見されて利用されるのに応じて無数に増加し、また、あらゆる業態における労働環境についての危険又は健康障害を防止しなければなら

い（いわゆる安衛法“電話帳論”という、具体的に企業全体にわたる危険、有害の防止を規定化しようとするれば、大都市の電話帳のように膨大なものになる）という問題があり、到底これを国会で定める法律として規定していくというのでは対応できないということから許されるのである」とされる。

以上のとおり安西弁護士は安衛則への包括委任規定は、ただちに罪刑法定主義に反するものではないとするが、政省令は当然に「法律の委任に基づくもの」でなければならない旨強調した上で、「刑罰という厳しい制裁を科す以上、どのような行為が犯罪となるのか、その行為にどのような刑罰が科されるのかということを手前に明確にしておかなければ、その法律の適用を受ける国民が自らの行為を法律に従って規律することができない。この罪刑法定主義の原則は安衛法のような行政法規についても刑罰権である以上同じ理が当てはまることになるのである<sup>10</sup>」とされ、無制約な委任立法化に対しては強く警鐘を鳴らしている。

### 3 委任立法の文言明確性をめぐる問題

#### 3.1 委任立法の法的根拠

包括委任規定がただちに罪刑法定主義に反しないとしても、前記警鐘のとおり、委任立法の根拠および政省令で定められる犯罪行為につき、法文言から予測可能性を要することは論を待たない。

まず寺西元検事は同委任方法について、「安衛法関係の労働省令は・・1500条を越す膨大なものであるのに、先に見たように、委任を受けた労働省令の各規定が、各本条のどの規定の委任によるも

のかを個別に明示していないため、労働省令の各規定と各本条の対応関係や委任の有無などが曖昧である（注1）」と指摘する<sup>11</sup>。さらに（注1）として「この問題については・・・「安衛法便覧」・・・にその対応関係が示されているので参考になる。ただし、委任の有無については、委任がないというべき規定についても根拠規定を示しており、その点で、あくまでも参考とするのに止める必要がある。」<sup>12</sup>と指摘し、2.2で挙げた安全衛生規則17条の例（安衛法14条が根拠規定となりえないと指摘）が示されている。

### 3.2 行政通達における類推解釈の禁止

罪刑法定主義に基づき、刑罰法規の解釈方法も厳しい制約を受ける。まず、法律文言の解釈に際し、その意味・内容を明らかにする文理解釈、規定の文言の意味を拡大して規定の内容を明らかにする拡張解釈は罪刑法定主義に反しないとされているが、他方で類推解釈は厳しく戒められるものであり、寺西元検事も「この罪刑法定主義の制約は非常に厳しいものであり、内容が不明確な規定は無効としてその適用を拒否されることがある」と指摘する<sup>13</sup>。

寺西元検事は厚労省の行政解釈が類推解釈にあたりうるものの一例として、安衛則第269条に係る行政解釈を挙げる。同施行規則は事業者に対し「化学設備又はその配管のうち危険物等が接触する部分について、当該部分の著しい腐食による爆発又は火災を防止するため、腐食しにくい材料で造り、内張りを施す等の措置」を講じることが罰則付きで義務付けるが、行政解釈（昭和42.2.6基発第122号）は「等」の措置例として次の例を示す。「構成部分の

耐用期間を適切に定め、その期間毎にその部分を取り換えることが含まれる」とするが、寺西元検事は当該通達が法・施行規則で「例示されたものと異質な措置を義務付けることになる」ものであり、あくまで「等」は法文に則り「防食塗料の塗布、酸化被膜による処理、電気防食による処理等」に止めるべきであると指摘する<sup>14</sup>。他方で「その期間毎にその部分を取り換える」ことは、最低基準としての例示ではなく、防食塗料の塗布等の措置が許容範囲内であったか否かの判断基準と整理するものである。いずれにしても、法が定める危害防止措置という最低基準そのものを行政通達が類推解釈することは罪刑法定主義の見地から許されない。

寺西元検事は安衛法・施行規則等の類推解釈が生じている背景として、行政法規は多少内容が曖昧で幅広く解釈できる余地があるほうが、行政が円滑に遂行できて行政目的を達成することができるという側面があり、行政実務では、規定の文言を足掛かりとして類推に類推を重ね、あるいは極端な拡張解釈をして適用がなされる場合もあると指摘する。安衛法についても、労働基準監督官、指導を受ける事業者等の双方が安衛法に対する罪刑法定主義の適用に係る理解が不十分な側面があることもその背景として指摘するものである<sup>15</sup>。

以上のとおり、安衛法に定める危害防止基準とその運用につき、行政官としての柔軟な解釈・指導等の意義は大いに認められるも、刑事立件の見地からは罪刑法定主義の観点から、課題が指摘されているものである。当該課題は我が国のみ

ならず、他国における労働安全衛生行政による刑事処分上、同様の課題が生じうるものであるが、異なるアプローチで対応しようとしている国として、イギリスがある旨、平成 28 年度厚労省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業「リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究総括研究報告書（主任研究者 三柴丈典）」（以下、平成 28 年総括報告書）が指摘している。以下では同報告書を基に「イギリスモデル」による安全衛生基準とその行政・刑事立件の手法および政策提言につき確認する。

#### 4 イギリスモデルの安全衛生基準

##### 4.1 イギリスにおける立法技術の概要

平成 28 年総括報告書の研究要旨（三柴丈典近畿大学教授執筆）では、まず安全衛生管理は、法令遵守の視点のみでは完成せず、複雑多層化する職場リスクに対し、行政および行政官は、専門性の強化を前提に、法制度的に裁量を強化すべきとの提言を行う。同提言に際し、イギリスにおける立法技術を参照するが、イギリスモデルとして以下の整理を行っている。

「安全衛生や快適職場形成を包括的に義務づける罰則付きの一般的義務条項を定め、その具体化を下位の規則や個々の監督官による個別的な命令に委ねる方策」とする<sup>16</sup>。

##### 4.2 HSWA の一般的義務条項

平成 28 年総括報告書では、イギリス労働安全衛生法典（HSWA）の特徴を、①メリハリ（アメとムチ）、②単純明快

さ、③多角性・多面性、④自律性と労使協議の重視、⑤専門性と柔軟性、⑥それらを支える物的・人的資源とした上で、HSWA の一般的義務条項につき、以下の整理を行っている<sup>17</sup>。

「安全・衛生・快適性の全てにわたり、雇用者に限らず、リスクを生み出者を名宛人として実効性確保を求める罰則付きの一般条項を置き、法違反に多額の罰金を科す定めと運用を行う」とし、Balfour Beatty 社に対する有罪判決例（控訴審 750 万ポンド）、適切な管理を怠る役員への身体刑などが示されている。同報告書では合わせて HSWA の一般的義務条項について条文と逐条解説が示されており、安全衛生基準に該当するものとして以下の規定等が挙げられている<sup>18</sup>。

- ①使用者による安全衛生基本方針の策定、実施のための組織、方針の効果の実施のための措置等を規定（HSWA2 条）
- ②危険有害物質を取り扱う施設の管理者による最善の方法による環境危険有害物質の管理義務（同 5 条）
- ③物の設計者、製造者、設置者、輸入者、供給者等への諸種の義務（同 6 条）

##### 4.3 HSWA における規則と行為準則

他方で、規制内容の単純化、規制方法の柔軟化により、法の遵守を容易にするとしており、同一般的義務条項のほか、HSWA 第 15 条に基づく安全衛生規則の制定（国会承認の手続き必要）、同 16 条及び 17 条に基づく行為準則（行政機関策定 ただし承認された行為準則については所管大臣の同意等を要する）、ガ



イダンス・ノートによる立法技術が紹介される。このうち安全衛生規則は「法律並みの強大な法的効力が付与され」ところ、行為準則は「制定法による規制の具体化をもたらす弊害を減らし、制定法には基本原則の規定の役割を委ねる一方、直接的な法的効力を持たず、かつ技術革新や予防科学の進展に合わせた柔軟な規制を行うことを目的に発案された法政策上の技術」とされる<sup>19</sup>。

行為準則は実践的なガイダンスの提供であり、法的強制力はもたないが、前記一般的義務条項に係る規定が所管大臣の同意等を得て「承認された行為準則」となった場合、「仮にある人物が、ある行為準則の適用される問題について法違反を犯したとして起訴された場合、当該準則は証拠能力が認められ、被告人が何らかの同程度に有効な方法で法律上の要件を充たしたことを裁判所に説得しない限り、法規則上の規定ないし義務違反の証拠となる」<sup>20</sup>（H SWA17条）とする。

平成28年総括報告書では、行政・労使関係者等にヒアリングを実施しているが、行為規範は法規則の遵守を支援するための具体的手段を示すツールとして好意的に受け止められており、行為規範を逸脱した事業場ごとの法運用が合法と認められた例は見当たらず、実質的に行為規範が法規則、特に規則に近い法規範性を帯びている（日本では解釈例規に近い性格）とする<sup>21</sup>。

またHSEがガイダンス・ノートを発効することがある。これは「法的要件を上回る水準を定めるもの」であるが、近年の民事裁判例などでは、同ガイダンス・

ノートが規則や行為準則の代替機能を果たす場合があるとする<sup>22</sup>。

#### 4.4 イギリスモデルの刑事規制

平成28年総括報告書では、イギリス労働安全衛生法における一般的義務条項と行為準則に着目し、「実質的に「法ではなく、法である」という多面的性格を持ち、監督官による対話型の法執行を支える鍵となっている」「すなわち、性格的にはガイドラインに過ぎないが、その違反は民刑事上の責任を推定させるため、監督官は、処罰の威迫を背景にしつつ、事業者の安全衛生への取り組み状況をみながら、運用を図ることができる」と指摘している<sup>23</sup>。またリスク管理義務違反に対し刑事罰則規定を設けている点もH SWAの特徴と指摘される<sup>24</sup>。

#### 4.5 平成28年総括報告書の提言

平成28年総括報告書では、前記イギリスモデルのほか、ドイツにおける規制手法を示した上で、我が国の労働安全衛生法における今後の規制手法として以下提言を行っている。まず罪刑法定主義の観点から、イギリス的な方策は採り難いとした上で、安全衛生法の業法（法目的の達成のため、行政が事業者に対し、一定の裁量をもって監督指導を行う根拠を提供する方）としての性格を強化すべき方策が妥当とし、「リスク創出者に対するリスク回避措置の義務づけ等、重要な原則を義務化する努力は継続しつつも、それが叶わない限り、安衛法の基本原則、体系等を示した大綱の設置、従前以上に詳細部分の具体化を厚生労働省令等に委任し、原則を明確に示す規定を設ける等の方策」等が提言されている<sup>25</sup>。ま



た罪刑法定主義の要請を前提としつつも、刑法典自体も抽象的な定めを多く盛り込んでおり、現に安衛法施行規則においても「労働者に危険を及ぼすおそれ」等のおおりの、不確定法概念（解釈に幅のある抽象的な文言）を持ち込んだ規定もあることから、政省令の制定について以下提言が示されている。「政省令側での定め方に一定の抽象性を持たせ、危険が窺われる場合には、事業者側に安全性の証明責任を課す、専門官による判定を行うなどの手続き面での規定により、要件を個別的に特定していく必要がある」

「望ましい仕様の詳細は、法の履行を支援するガイドラインの役割としつつ、悪質さが窺われる対象者には、その定めも参考に執行を図るのが妥当」との注目すべき提言が見られる。

以上のイギリスモデルの分析および総括報告書における提言も踏まえつつ、如何にして安衛法が「罪刑法定主義」を守りつつ、行政履行確保をなしうるか、以下では若干の検討を行うこととする。

## 5 若干の検討と今後の課題

### 5.1 労働安全衛生法への一般的義務条項新設等を通じた柔軟な法規制の可能性

以上の平成 28 年総括報告書における政策提言では、我が国においても、安衛法の危害防止基準に係る規制につき、

「リスク創出者に対するリスク回避措置の義務づけ等」の安衛法上の基本原則等を定め、同条等を根拠に柔軟に行政機関が安全衛生規則制定等の施策提言が示されているところ、罪刑法定主義の観点から、当該刑事処罰等をなしうるか否かが検討課題となりうる。現行の労働安全衛

生法自体も安衛法 20 条～25 条のおおりの、非常に包括的な危害防止基準を定めた法条文に基づき、膨大な安全衛生関係規則が定められており、先行研究でも当該委任は白紙委任に該当せず、罪刑法定主義に必ずしも反しないと解している<sup>26</sup>。このため、新たに安衛法にリスク回避措置の義務づけ等の基本原則を定め、これを根拠に規則を柔軟に制定する法施策自体は罪刑法定主義の観点からも、まずは是認されうるものと考えられ、新たな職場での安全衛生上のリスクに対し、即応性、柔軟性ある対処が期待できる。

また法の危害防止基準に係る規定に拘泥することなく、一般的義務条項に照らし、施行規則等を定めることができれば、罪刑法定主義の観点から、安衛法上の課題であった①根拠法が定かでない政省令、②根拠法による法委任を超えた政省令の存在などの法的課題が大きく解消しうる可能性がある。

### 5.2 業務上過失致傷罪との関係

他方で、その際、我が国において別途検討課題となりうるのが刑法 211 条に定める業務上過失致傷罪と労働安全衛生法との関係である。同条は「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5 年以下の懲役若しくは禁錮又は 100 万円以下の罰金に処する」と定めている。

現状においても、労働災害が発生した場合、労働基準監督署が労働安全衛生法違反の容疑に基づき、捜査を行う一方で、警察署が業務上過失致傷罪の容疑で別途捜査を行われる例が多々見られる。

労働安全衛生法に安衛法の基本原則等を定め、即応性・柔軟性ある規則制定を

許容する方向で立法施策の検討を行う際には、この業務上過失致傷罪との関係をどのように整理するかが改めて問われうる<sup>27</sup>。

寺西元検事は、労働安全衛生法に定める危害防止基準は「労働者の生命・身体に危害を及ぶことを防止することを直接の目的とするものではなく、労働者の生命・身体に危害が及ぶ危険性が発生する前に、その危険性の芽を摘み取ることを目的とするもので、事故の発生とは無関係に措置を講じていないことを処罰するもの」とする。他方、刑法の業務上過失致傷の罪は、「人が死亡したり負傷したという結果を発生したときに、その結果を発生させた原因を作ったのがだれであるかを追求し、人を死亡させたり負傷させたりした原因を作った者を処罰するもの」であり、安全衛生法の危害防止基準と刑法の業務上過失致死傷の罪は「本質的に異なる」ことを指摘される<sup>28</sup>。

今後、我が国の労働安全衛生法に「リスク創出者に対するリスク回避措置の義務づけ等、重要な原則を義務化」する立法施策等を新たに検討する際、同条項による規制目的・内容が、これまでの安衛法の危害防止基準と同様に「事前予防のための法規範」の範囲に留まるのか、または、従来の安衛法の規制を超えて「事後責任追及の法規範」に踏み込むのか否か、さらなる検討を要する。

### 5.3 安衛法の履行確保方法について

安衛法における危害防止基準の履行確保のため、専門の行政機関として労働基準監督署が設置されている<sup>29</sup>。これは厚生労働省の直轄機関であり、本省に労働基

準局、各都道府県に労働局、全国 300 箇所以上に労働基準監督署が設置され、同法の施行にあたっている。他の行政履行確保措置と異なり特徴的であるのは、法の施行にあたり中央直轄の一元的な労働基準監督組織の下に、法の周知から違反の指摘、是正指導、司法処分に至るまで強い自己完結性が与えられている点にある。

安衛法違反に係る調査権限として同法 91 条は、労働基準監督官等が臨検監督を行う権限を付与している。具体的には、事業場に立ち入り、関係者に質問をし、帳簿・書類その他の物件を検査し、作業環境測定をなし、検査に必要な範囲内において無償で製品・原材料・器具等を収去する権限を付与する。これらの調査権限を行う端緒としては、労働者からの法違反等に関する申告や労働災害の発生がある他、各事業場の災害発生状況その他の事情を考慮して監督機関が計画的に調査を行う等が挙げられる。これらの調査を行い法定の危害防止基準に違反している事が確認された場合、労働局長または労働基準監督署長は、事業者等に対して作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用停止または変更その他労働災害を防止するために必要な事項を命じることができる（同法 98 条）。また使用停止等に至らないような法違反についても行政指導を通じ、その履行確保を図っている。

通常は行政処分又は行政指導を通じ、労働安全衛生法の履行確保を図っているが、重大な法違反や死亡等に至る重大労働災害が発生した場合、労働基準監督署長は司法手続きを取ることがある。この

司法処分とは、労働基準監督官が労働安全衛生法に違反する罪について刑事訴訟法に基づく司法警察員の職務を行うものであり、強制捜査、逮捕、検察庁への送致処分等を行う。これらの行政指導・司法警察処分を通じ、直接的には個別事業者の労働安全衛生法違反の是正を図るとともに、間接的にその他企業全体への安全への波及効果が期待されているが、捜査対象となる国民の人権保障のため捜査機関に厳しく求められるのが前述の罪刑法定主義となる。

#### 5.4 行政指導の実際と罪刑法定主義

労働基準監督官は定期監督、災害時監督などの臨検監督を通じて、安全衛生法の行政履行確保を日々行っているものであるが、当該行政監督に際しては、まずは行政指導を通じた事業者の自発的な是正改善に重点が置かれている。

臨検監督時には、第一に当該事業場における安全衛生確保のための取組状況を把握の上、災害防止対策に不十分な面があれば、随時行政指導等がなされる。書面による指導がなされる場合、「是正勧告書」または「指導票」いずれかが交付されるが、前者については労働安全衛生法・政省令違反に係る行政指導となり、当該指導文書に根拠条文等を記載されることとなる。他方で後者の指導票については、必ずしも法違反に該当せずとも、災害防止の観点から積極的に取り組むべきことを勧奨する行政指導であり、法的根拠が示されない。同指導票交付に際して、ベテラン労働基準監督官の中には、事業者側に災害リスクと対策の必要性・効果、経済的便益などを十分に理解させた上で自発的な災

害防止活動を促す動機付けとして、うまく活用している例も見られる。いずれも当該文書は講学上、行政指導に該当するものであり、行政処分性はなく、行政取消訴訟の対象にも該当しない。

また前記のとおり、危害防止基準が設けられておらず急迫の危険等が認められる場合、臨検監督時に即時交付されるのが「使用停止命令」等であるが、これは安衛法 99 条に基づく行政処分であり、当該文書交付をもって、事業者に行政命令に従う法的義務が生じる。

他方で是正勧告書・指導票、使用停止命令自体はもちろん刑事処分ではなく、行政監督として行われているものであり、現場の監督官がその都度、「罪刑法定主義」に係る検討を行っている訳ではない。厚労省本省が示す行政通達等を安衛法便覧等で確認の上、「使用停止命令」「是正勧告」等の交付をなすか否か判断するのが通例である。

#### 5.5 司法処分と罪刑法定主義

労働基準監督官が安衛法違反に係る司法処分を行う契機となるのが、重大労働災害の発覚および前記使用停止処分・是正勧告に違反し、同種法違反を繰り返していた場合である。前者については、悲惨な労働災害を目の当たりにした上で、司法処分の可否が検討されるものであり、捜査官としての労働基準監督官は、前のめりに安衛法・安衛法施行規則の文言解釈を広げ、司法処分を進めようとする傾向がない訳ではない。通常は、当該起案等に対し、労働局の特別司法監督官、上長たる労働基準監督署長および経験豊富な主任等が長年の実務経験等を踏まえ適切な

助言なり再考を求めるのが通例であるが、同種災害が多発している場合などは一罰百戒の観点から、局・署上層部自身が罪刑法定主義の視点からの検討が不十分なまま司法処分に前のめりとなる例もまま生じうる。

さらに前記使用停止命令に違反し、同種違反を繰り返す、重大災害を発生させた場合には、当該命令違反自体が刑事罰の対象となりうるが、他方で使用停止命令が類推解釈による判断であったことが後日発覚した場合、送検後の公訴・公判維持が極めて困難となりうる。

#### 5.6 行政官と特別司法監督官の両立

悲惨な労働災害現場に遭遇したり、重大な法違反を繰り返す悪質な事業者に対し、労働基準監督官として最大限の権限行使を検討することは当然であるが、前記のとおり、既存の安衛法・安全衛生規則等が想定していない災害危険リスク等が今後も無数に生じうる。

このような災害リスクに直面し、安衛法違反にただちに該当しない場合であっても、まず行政官として対応しうる根拠条文が存する。それは安衛法99条であり、「労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要がある」とときには、都道府県労働局長又は労働基準監督署長に「使用停止命令」の行政処分権限を与えているものである<sup>30</sup>。同条は98条に定める使用停止処分と異なり、安衛法令違反が存しないであっても、必要な限度において当該使用停止等を認めており、これに違反した場合には別途罰則規定を設けている。

罪刑法定主義と適正な行政監督の両立

を図る観点から見れば、臨検監督時に、労働災害発生の急迫した危険があり、緊急の必要がある災害リスクに直面した場合には、無理に法文の類推解釈で対処するのではなく、速やかに監督署・局内で検討の上、99条に基づく使用停止命令をもって行政監督を適正に行わせる方策を改めて検討すべきものと思われる。

他方で行政監督時に新たな災害リスクを現認したが、「労働災害発生の急迫した危険があり、緊急の必要がある」とまではいえない場合には、如何に対処すべきであろうか。この場合には、まずは行政官としては指導票等でリスク内容の調査・報告およびリスク低減策を強く勧奨するとともに、局経由で本省等とも速やかに情報共有の上、新たな法制化などの検討の開始を要するものと思われる。重大労働災害調査を通じた新たな災害リスクの認知も同様であり、同種災害の再発防止のためにも、まずはリスクアセスメントと公労使一体となった労災防止対策の確立が早急に求められる。当該施策の先駆けいえるのが安衛法の化学物質に対するリスクアセスメント関連規定である。

#### 5.7 リスクアセスメントと法改正準備

現行安衛法は、すでに化学物質については個別規制対象外であっても、使用量や使用方法等によって労働者の安全や健康に害を及ぼす恐れがあるため、事業者に対しリスクアセスメント実施を義務付け（罰則規定なし）、調査結果に基づく安全衛生措置を努力義務としている（同57条の3）。

また同57条の4は、新規化学物質を製造・輸入しようとする事業者に対し、事前



にがん原性試験のスクリーニングテストとしての意味を持つ変異原性試験等を行い、その結果を厚生労働大臣に対し届け出ることを義務付けるとともに、厚労大臣は有害性の調査結果について学識経験者の意見を聴き、当該届出に係る化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、施設又は設備の設置など必要な措置を講ずべきことを勧告できる等の権限を定めている。以上のリスクアセスメント実施、新規化学物質のリスク調査届出とこれを受けた勧告権限などは、化学物質に限らず、新たな職場での危険有害リスクに対する行政対応の将来像としても参考となる。

労働基準監督官による臨検・災害時監督さらには前記の事業者自身によるリスクアセスメント結果等を踏まえ、厚労省本省として機動的に安衛法・安衛法施行規則等の改正準備等を行える体制確立の必要性も指摘できるところである。また法改正に至る準備期間中には、行政として、業界団体等も通じた災害事例および労働防止対策の周知啓発が効果的であろう。

#### D. 考察及びE. 結論

現行安衛法における安全衛生基準の多くは労働安全衛生規則等の政省令に委任されているものであるが、先行文献調査の結果、罪刑法定主義の見地から以下課題が有することが明らかとなった。第1に根拠法が定かでない政省令、第2に根拠法による法委任を超えた政省令の存在、第3に政省令等の行政解釈における「類推解釈」である。上記政省令とその解釈は

司法処分には罪刑法定主義の見地から許されない。

他方で産業構造、技術革新等が著しい中、職場において新たな安全衛生上のリスクが次々に生じうる。これに対し、現行の労働安全衛生法は法条文に危害防止基準を包括的に定め、同条を根拠に膨大な施行規則等を設け、刑事処罰上の根拠とするものであるが、いささか即応性、柔軟性に欠ける面がある。これに対し、平成28年総括報告書では、イギリス労働安全衛生法において一般的義務条項を定め、これを基に大臣同意の下、柔軟に行き準則を定め、同条等を根拠に刑事処罰を行うシステムが設けられている旨、報告されている（同報告書では「イギリスモデル」と総称）。同モデル等を参考に、平成28年総括報告書では、我が国の労働安全衛生法においても安衛法の基本原則等を定め、政省令を柔軟に定め、刑事処罰等の根拠とする法施策が提言されており示唆が得られる。本報告書では、同政策提言の意義を明らかにした上で、業務上過失致傷罪との関係など別途検討すべき課題を示した。

また安衛法には行政としての安全衛生対策の根拠法たる側面を多分に有するものであり、現場の労働基準監督実務では、災害リスクの高い職場に対し、速やかな是正指導等が求められる。罪刑法定主義と行政履行確保の両立が強く求められるものであるが、本検討では、若干の提言として、労働基準監督官が有する既存の行政指導・行政処分権限の活用とともに行政・事業者双方によるリスク把握の強化とこれに基づく災害防止対策の確立と周



知啓発、さらには法改正準備に速やかに反映できるような体制確立の必要性を示した。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

H. 引用文献

1) 寺西輝泰「労働安全衛生法違反の刑事責任—労働災害の防止をめざして」（日本労働総合研究所、1997）

2) 安西愈「労働災害と企業の刑事責任」（労働調査会、2013）

3) 藤永幸治編「刑事裁判実務大系 7 労働者保護」（青林書院、1998）

4) 井上浩「最新労働安全衛生法」（中央経済社、2010）

5) 畠中信夫「労働安全衛生法のはなし」（中災防、2019）

6) 平成 28 年度厚労省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業「リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究総括研究報告書（主任研究者 三柴丈典）

- 
- <sup>1</sup> 安衛法の歴史については、井上浩「最新労働安全衛生法」（中央経済社、2010）1頁以下および畠中信夫「労働安全衛生法のはなし」（中災防、2019）20頁以下等。
- <sup>2</sup> 安衛法における危害防止基準の詳細な分析については、井上前掲 169頁以下。
- <sup>3</sup> 畠中前掲 34頁以下。
- <sup>4</sup> 寺西輝泰「労働安全衛生法違反の刑事責任—労働災害の防止をめざして」（日本労働総合研究所、1997）201頁以下
- <sup>5</sup> 寺西前掲 201頁以下
- <sup>6</sup> 寺西前掲 203頁以下
- <sup>7</sup> 寺西前掲 201頁以下
- <sup>8</sup> 寺西前掲 246頁以下
- <sup>9</sup> 安西愈「労働災害と企業の刑事責任」（労働調査会、2013）59頁以下
- <sup>10</sup> 安西前掲 65頁
- <sup>11</sup> 寺西前掲 209頁
- <sup>12</sup> 寺西前掲 210頁
- <sup>13</sup> 寺西前掲 202頁
- <sup>14</sup> 寺西前掲 200頁～201頁
- <sup>15</sup> 寺西前掲 202頁～203頁
- <sup>16</sup> 平成 28 年度厚労省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業「リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究総括研究報告書（主任研究者 三柴丈典）2頁以下（以下、平成 28 年総括報告書）2頁以下
- <sup>17</sup> 平成 28 年総括報告書 12頁～13頁
- <sup>18</sup> 平成 28 年総括報告書 143頁以下
- <sup>19</sup> 平成 28 年総括報告書 148頁以下
- <sup>20</sup> 平成 28 年総括報告書 153頁以下
- <sup>21</sup> 平成 28 年総括報告書 153頁—155頁。
- <sup>22</sup> 平成 28 年総括報告書 155頁
- <sup>23</sup> 平成 28 年総括報告書 15頁
- <sup>24</sup> 平成 28 年総括報告書 15頁
- <sup>25</sup> 平成 28 年総括報告書 1頁～5頁等
- <sup>26</sup> 平成 28 年総括報告書 3頁も同旨。
- <sup>27</sup> イギリスの労働安全衛生法における刑事罰による実効性確保に際して、同国において大規模な労働災害等が発生し、多数の死傷者が生じた場合、イギリス労働安全衛生法による一般的義務条項等のみを根拠に刑事訴追し、有罪判決を得ているのか、あるいは我が国と同様に刑事法上、業務上過失致傷罪に類する罪刑があり、同訴追・有罪判決なども命じられうるのか等も、我が国の立法作業においてイギリス労働安全衛生法を参考にする際、別途検討を要する課題と思われる。
- <sup>28</sup> 寺西前掲 318頁以下
- <sup>29</sup> 労働基準監督制度の詳細については畠中前掲 108頁以下等
- <sup>30</sup> 畠中前掲 115頁

# 中小企業における労働災害防止の推進と労働安全衛生法

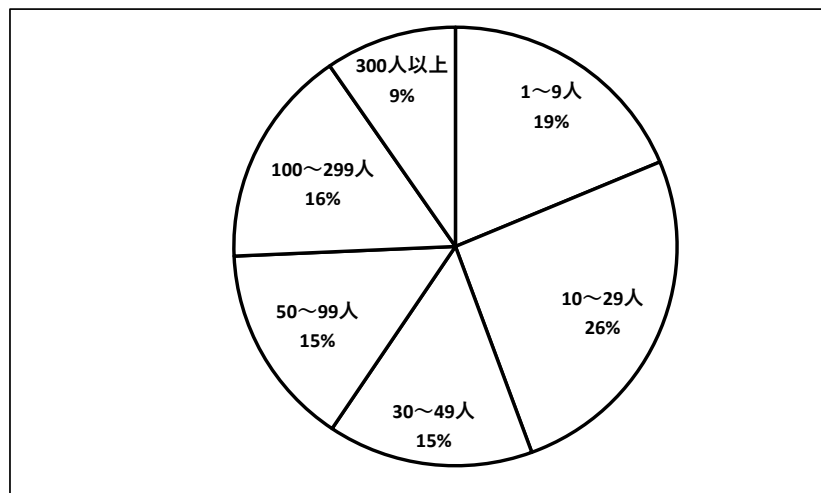
労働安全衛生総合研究所

高木元也

## 1. 中小企業の労働災害発生状況

(中小規模事業場における労働災害発生割合の高さ)

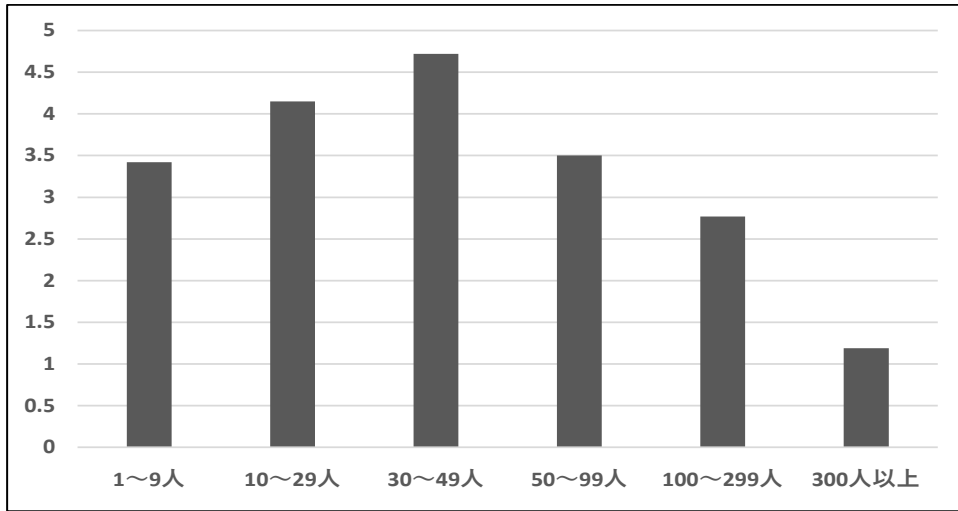
労働災害の更なる減少に向け、わが国の大きな課題のひとつに、中小規模事業場（事業場とは、事務所、工場、工事現場、店舗等、一定の場所において関連する組織のもとに継続的に行われる作業の一体<sup>1)</sup>）の労働災害の多発がある。その発生状況をみると、2020年の全産業の死傷災害は労働者数50人未満の中小規模事業場で約60%を占める（図1）<sup>2)</sup>。



資料：厚生労働省「労働者死傷病報告」

図1 全産業の事業場規模別死傷災害発生状況（2020年）

また、同年、製造業における事業場規模別の死傷年千人率は、労働者数1～9人が3.72、10～29人が4.13、30～49人が4.40と、300人以上の1.09と比べ3～4倍にも及び、中小規模事業場の死傷災害発生割合は高い（図2）<sup>2)</sup>。

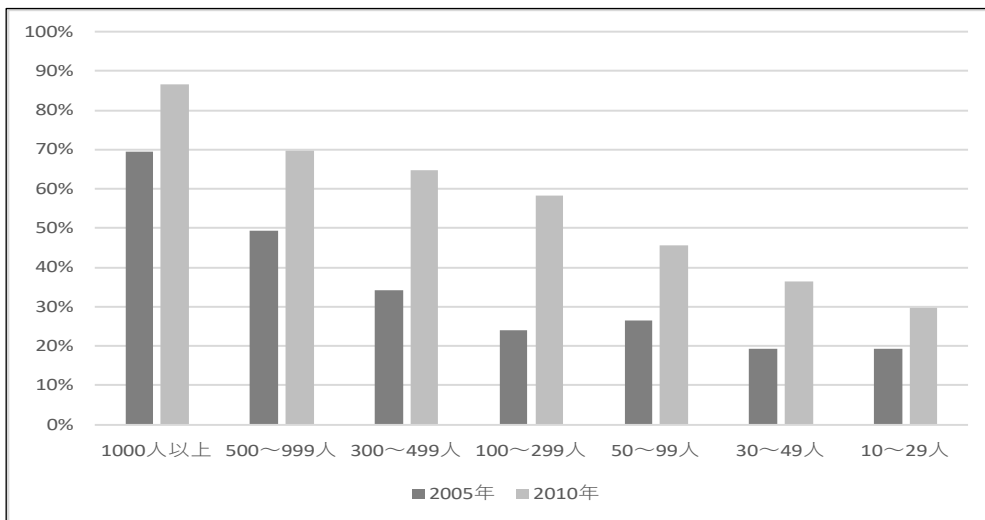


資料：厚生労働省「労働者死傷病報告」、総務省統計局「平成28年経済センサス基礎調査」

図2 製造業の事業場規模別死傷年千人率（2020年）

（中小規模事業場におけるリスクアセスメント導入の遅れ）

2006年、改正労働安全衛生法の施行に伴い努力義務化されたリスクアセスメントの事業場への導入においても、2010年の導入割合は、事業場規模1,000人以上が86.6%に対し、同30～49人が36.5%、同10～29人が29.7%と、中小規模事業場の導入が遅れている（図3）<sup>3)</sup>。さらに、たとえ導入していても、多くの中小企業は「リスクアセスメントをどのように進めればよいかわからない」、「時間的、コスト的にも余裕がない」などの理由から、実効性あるリスクアセスメントが実施されているとは言い難いと指摘されている<sup>4)</sup>。



資料：厚生労働省「労働安全衛生基本調査」

図3 全産業の事業場規模別リスクアセスメント導入割合（2005年と2010年）

## 2. 中小企業の安全衛生活動に関する先行研究

これまで、中小企業の安全衛生活動に関する研究は、欧米諸国等で数多く見受けられる。共通する研究テーマは、やはり安全活動の推進力が弱い中小企業の安全確保をどうするかであり、中小企業に対する外部支援の充実を求める研究が多い<sup>5)~18)</sup>。

具体的には、企業負担の少ない外部支援先、外部支援メニュー、優先すべき支援対象者などに関するものである。

先行研究では中小企業の安全確保策として、①外部支援の充実、②中小企業に適した安全活動促進、③経営者クラスの安全意識向上の大きく 3 つをテーマとした研究が行われているが、これらを整理すると、中小企業の安全を確保するためには、中小企業に適した安全活動の促進、中小企業の経営者クラスの安全意識の向上が必要とされ、それらを実現するためには、外部支援の充実が必要ということになる。

先行研究では、政府機関、労働組合等の公的機関による外部支援の効果が高いとされている。わが国の建設業においても、労働安全衛生行政施策は、労働安全衛生行政が、建災防、関係業界団体、発注者と一体となって総合的に推進することが掲げられるなど、公的支援・指導の枠組みはある。

### 3. 中小企業における安全問題の原因構造

中小企業の安全問題を解決するため、「中小企業の労働災害発生割合が高い」ことを解決すべき最上位の問題に掲げ、その原因構造を以下のようにとらえる（図 4）。

「中小企業の労働災害発生割合が高い」ことの直接的な原因には、中小企業は大手企業と比べ安全管理水準が低いことがあげられる。ただ、人材面、資金面等に余裕のない中小建設企業の多くは、自助努力で安全管理水準を高めることには限りがあり、外部からの支援・指導を受けることが求められる。

しかしながら、対価を伴う支援は、財政的余裕がないため受けられない、あるいは、たとえ財政的余裕があったとしても、経営者が、安全意識の低さから、安全管理水準を向上させる必要性を感じず、対価を伴う支援を受けていない。一方、対価を伴わない公的な支援・指導は、中小企業が膨大な数に及ぶことから、支援・指導すべき中小企業を見つけれないことや、現状、効果的な支援・指導ができていないことが原因で、うまく行われていないととらえられる。



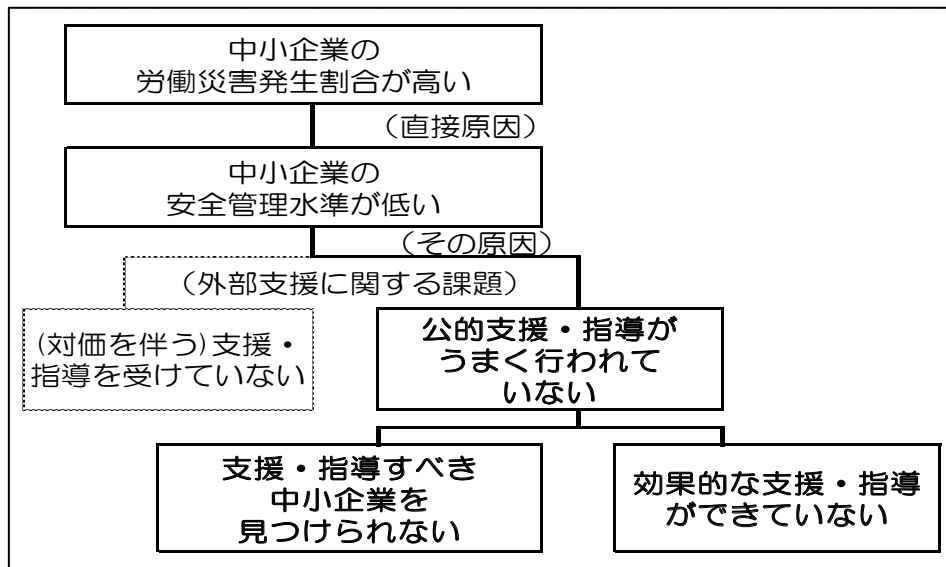


図4 解決すべき中小企業問題の原因構造

#### 4. 中小企業の安全問題解決のため今後の法規制のあり方

大手・中堅企業と比べ、経営体力が弱い中小企業の労働災害防止を推進するため、法規制をどのようにとらえればよいか。

後述する国内外文献調査（Web調査含む）に基づきとりまとめた「5. 労働安全衛生行政による中小企業の指導（建設業の事例）」、「6. イギリスにおける中小企業問題への対応」などを踏まえ、今後の法規制のあり方を表1に示す。

表1 今後の法規制のあり方

<p>①大手・中小を問わず危険有害な作業に対し効果的に法規制をかける</p> <p>②法規制に基づき労働安全衛生行政による効果的な中小企業への指導を推進する</p> <p>③法規制により支援・指導すべき中小企業を見つける</p> <p>④中小企業に対し法規制の理解を促進させるため法規制を簡易化・簡素化する</p>
---

##### ①大手・中小を問わず危険有害な作業に対し効果的に法規制をかける

特段の危険有害な作業から働く者を守るため、法規制をかけることは必要なことである。今後も、効果的に法規制をかけることにより、中小企業の安全確保を図ることが求められる。

好事例として、平成27年7月、足場に関する墜落防止措置などを定める改正労働衛生規則の施行において、足場の組立てなどの作業を対象に特別教育を定めたことがあげられる（安衛則第654条、第655条の2）。

これにより、足場の組立て作業を行う一人親方の多くも特別教育を受講した。一人親方は、安全教育を受講すればその時間は稼ぎを得られないことなどから、受講したがない傾向にあるが、この規制により、特別教育を受講しないと足場が組めなくなり、建設工事に携わる一人親方は、ほとんど足場組立て作業をすることから、この特別教育を受講し、足場の正

しい組立て方法等の教育を受けるようになった。

今後も、中小企業の事業場でよく行われる危険有害な作業には、特別教育等の法規制は有効であると考えられる。

## ②法規制に基づき労働安全衛生行政による効果的な指導を推進する

中小企業の安全管理水準を向上させるためには、効果的な公的指導が求められる。

これまで、労働安全衛生行政は中小企業に対し様々な指導を行っている。「5. 労働安全衛生行政による中小企業の指導（建設業の事例）」のとおり、建設業では、行政通達に基づき、建設工事の規模別（①超大規模建設工事（規模が特に大きく、かつ労働安全衛生行政上、特に注目を要すると認められる建設工事として厚生労働本省から指示があるもの）、②大規模建設工事（労働安全衛生法第15条により統括安全衛生責任者の選任が義務づけられた建設工事（一部の建設工事を除き、労働者50人以上））、③中規模建設工事（大手建設業者が元請の中規模建設工事（①、②、④以外））、及び地場建設業者が元請の中規模建設工事）、④小規模建設工事）に指導が行われていた。

様々な業種において、このような中小企業に対する指導の実態を把握し課題を抽出し、より効果的な指導を見出すことが求められる。

## ③法規制により支援・指導すべき中小企業を見つける

中小企業に対し、効果的な公的支援・指導ができない要因の一つに、支援・指導すべき中小企業をみつけられない課題がある。

例えば、建設業における小規模建設工事における指導上の課題は次のとおりである。

小規模建設工事（上下水道、木造家屋等低層住宅、電気通信施設、ガス供給施設等）では、労働基準監督署に対し、適用事業報告や特定元方事業報告、足場等設置届等提出のないものがほとんどである。このため、工事関連情報の収集が難しく、個別の監督指導として指導計画に盛り込まれることはほとんどない。

上下水道等の公共工事は、発注者に呼び掛けて合同パトロールを実施しているところもあるが、労働基準監督署の管轄によっては、複数の市町村にまたがるケースや複数の部署にまたがるケースもあり、日程調整等が難しいことや、実際に同行する発注者側の労働災害防止意識が高くないケースがあるなどの問題もあり、十分な効果を上げているとはいえない。

上下水道、電気通信施設、ガス供給施設等の維持・修繕工事は、不定期で行われることが多く、予め指導計画に盛り込むことは難しい。ただ、監督官が別の目的での外出中に、これらの工事を見かけた際、必要に応じ監督指導するケースはある。木造家屋等低層住宅建築工事も同様に工事の存在を知ることが難しく、死傷病報告が提出され初めてその工事の存在を知ることが多い。ただ、死傷病報告が提出された時には、既に工事が完了していることもあり、適切な指導が行われているとはいえない。

このような支援・指導すべき中小企業を見つけるため法規制をかけることも考えられる。

参考となる事例として、デンマークでは、法規制により労働安全衛生推進機関への入会を義務づけている（表 2）。

このように、危険有害な作業の対象となる特定の業種、業界を対象とした法規制も有効であると考えられる。

表 2 中小企業労働衛生支援（デンマーク）<sup>19)</sup>

①実施主体

OHS（Occupational Health Service Centre、労働衛生サービスセンター）

②概要（事業実施期間：1996年～2000年）

北シェラン島にある OHS は、デンマーク企業の労働衛生促進の中心的役割を担う公的機関である。1998 年施行の職場環境法では、特定セクター（工業等）に属する企業は OHS への入会が義務づけられた。

本事業は、OHS 会員の中小企業のうち、製造業、建設業、サービス業（ホテル、レストラン等）を主対象に、通常業務に導入できる支援策の開発を目的に、中小企業向けコンサルティングサービス、作業環境評価、就業後セミナー、中小企業間交流セミナー、地方雇用主団体との交流、中小企業向け情報提供（ニュースレター、地方週報向け記事等）等を行った。運営資金は全国労働環境委員会が拠出した。

本事業は、a. 中小企業経営者へのヒアリング調査、b. 提供サービス開発、c. 視察、d. 中間評価、e. 視察・サービス点検、f. 最終評価、g. 外部評価の順に行われた。OHS は参加企業 324 社の半数超を視察し、中間評価ではほとんどの中小企業は OHS に満足と回答した。

④中小企業に対し法規制の理解を促進させるため法規制を簡易化・簡素化する

欧米諸国でも中小企業が全企業の大半を占める。労働災害防止活動が浸透しないのは、a. 労働災害リスクや労働安全衛生法規に関する知識不足、b. 労働災害防止活動を推進するために必要な時間や資料の不足、c. 労働安全衛生担当部門がないことや労働安全衛生行政との接点がないこと、d. 相談体制の未整備、e. 労働災害防止意識の欠如、f. 労働災害防止活動が社長（オーナー）任せなどが指摘されている<sup>20)</sup>。

この Euro-stat 調査のとおり、労働災害防止活動が浸透しない理由の一つである労働安全衛生法規の知識不足を解消するためには、法規制の簡易化・簡素化があげられる。

これは、長年にわたるイギリスの取り組みが参考になる

Web 文献調査結果を「6. イギリスにおける中小企業問題への対応」にとりまとめたとおり、イギリスは、安全衛生に関する法律とそれに伴う事務手続きをスリム化し、中小企業・自営業者でもアクセスしやすいものにしていった。直接的に「中小企業・自営業者向け」と銘打った法律ではないとしても、簡易化・簡素化がその活用を進め、労働災害防止につながったのではないかと。ただ、安全を確保するために必要な要件を保持しながら簡易化・簡素化していくプロセスは容易なものではない。長期的な取り組みが必要である。

本調査の結果、日本の中小企業・自営業者に適用できると考えられるものは以下のとおりである。

#### a. 労働安全衛生法の補完、パッケージ化

業種ごとに、「これを守ればほぼ労働安全衛生法を守ることになる」というパッケージを作成し、全てを参照しなくても良いようにする。「シックスパック規則」が参考になる。

#### b. 用途によって規則の適用基準を変える

「爆発物に関する指針」がわかりやすい (pp.29～)。規則をサポートする指針を複数のレベルに分割し、用途によって推奨する基準を変えている。一枚岩的に同じガイドラインを勧めるのではなく、用途によって細かく基準を設定されたものはわかりやすい。

今後、日本の労働災害の防止を進めていくうえで、企業の大多数を占める中小企業・自営業者に向けた法整備は必須になっていくであろう。その際に、ただ不必要な法律を廃止・結合するのではなく、一つの法律がどのレベル（リスクレベルや事業規模等）の企業にどの程度必要なのか、義務なのか自主的なものなのかなど、わかりやすい形で出していくことが必要となる。イギリスでは、膨大な法律を改正・廃止・結合することに加え、これらの作業が丹念に行われている。また、事業ごとに法律をパッケージ化する等、枝葉に分けて結合する取り組みも評価できる。

本調査によりみえてきたものは、大切なのは法律を簡易化・簡素化したその先の取り組みであるということだ。簡易化・簡素化だけでは、中小企業・個人事業主にとってアクセスしやすい法律にはならない。その法律を守るべきは誰なのか。自分たちが当事者であれば、その法律をどこまで守るべきなのか。そこまで整備して初めて、法律の簡易化・簡素化が労働災害防止につながると考えられる。

### 5. 労働安全衛生行政による中小企業の指導（建設業の事例）

（労働安全衛生行政による建設業における中小企業の指導に関する通達）

労働安全衛生行政は、1963年に開始した新産業災害防止総合5か年計画（計画年度：1963年度～1967年度）で建設業を重点業種に定めて以来、その後、今日まで5年ごとに策定された労働災害防止計画のほとんどにおいて建設業を重点業種と位置づけている<sup>22)</sup>。

労働安全衛生行政は、建設業の労働災害防止対策の基本方針として、工事現場における元方事業者による統括管理の実施、関係請負人を含めた自主的な安全衛生活動の推進を基本に、工事現場を管理する本店等の間接部門が的確に指導・援助を行うとともに、労働災害防止団体、関係業界団体、発注者、労働安全衛生行政が一体となって総合的に推進することを掲げている<sup>23)</sup>。

現状、建設業への指導は、この基本方針の下、労働基準局長通達「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」（2007年3月22日付、都道府県労働局長宛）<sup>23)</sup>に基

づいている。本通達では、「建設業における総合的労働災害防止対策」<sup>24)</sup>により労働災害防止対策を推進するとし、事業者を含めた実施主体別（事業者、建災防、総合工事業団体、専門工事業団体、発注者）の要求・要請事項が表3のとおり定められている。

このうち、事業者においては、中小建設業者の施工がほとんどを占める小規模の上下水道等の建設工事の重点事項として、①安全衛生管理の充実（a.作業主任者の直接指揮による作業の実施（掘削及び土止め支保工組立作業）、b.元請業者が推進主体となり、発注者、関係団体の協力を得て、下請業者に対し作業員を安全講習会等に参加させること）、②災害防止対策の重点事項（重機関連災害、土砂崩壊災害、自動車等による災害の防止）が求められている。それに対し、労働安全衛生行政は、事業者が的確に労働災害防止対策を実施するよう必要な指導等を行うとともに、建災防、関係業界団体、発注者それぞれの役割に応じ、適切な措置が実施されるよう必要な指導・要請等を行うと定められている。

表3 建設業における安全衛生管理の実施主体別要求・要請事項

実施主体	要求・要請事項
事業者	<p>事業者が講ずべき措置の基本事項は、①工事の計画段階における安全衛生の確保、②安全衛生管理体制の整備等、③工事用機械設備に係る安全性の確保、④適切な方法による作業の実施、⑤安全衛生教育等の推進、⑥労働衛生対策の徹底、⑦建設業附属寄宿舍、⑧出稼労働者の労働条件確保の8項目。</p> <p>また、建設工事別に①ずい道建設工事、②橋梁建設工事、③道路建設工事、④小規模の上下水道等の建設工事等、全12工事の重点事項が定められている。</p> <p>このうち、小規模の上下水道等の建設工事の重点事項は、①安全衛生管理の充実（a.作業主任者の直接指揮による作業の実施（掘削及び土止め支保工組立作業）、b.元請業者が推進主体となり、発注者、関係団体の協力を得て、下請業者に対し作業員を安全講習会等に参加させること）、②災害防止対策の重点事項（重機関連災害、土砂崩壊災害、自動車等による災害の防止）である。</p> <p>これらの措置の確実な実施及び自主的な安全衛生活動の推進のため、危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）の実施に努め、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進し、組織的かつ体系的に安全衛生水準の向上を図ることなどが求められている。</p>
建災防	<p>労働災害防止に関する長期的な事業計画の策定、各種情報の分析・提供、調査研究活動の推進、安全衛生教育の充実、広報活動の推進、安全衛生診断、安全衛生相談等事業者に対する支援事業の実施等、事業者の労働災害防止対策の推進に対する必要な指導・援助を主体的に行い、また、危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）の実施、労働安全衛生マネジメントシステム導入の促進等が要請されている。</p>
総合工事業団体	<p>建災防との連携の下、各種工法、工事用機械設備等に対し安全性の確保に関する自主的基準の設定及び周知並びに安全衛生意識の高揚のための諸活動の企画・実施、危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）の実施、労働安全衛生マネジメントシステム導入の促進等が要請されている。</p>
専門工事業団体	<p>建災防との連携の下、安全衛生意識の高揚のための活動、それぞれの専門職種に応じた安全作業マニュアル等の作成・普及、安全パトロール、安全衛生教育</p>



	等の実施、危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）の実施、労働安全衛生マネジメントシステム導入の促進等が要請されている。
発注者	計画段階における安全衛生の確保とともに、施工時の安全衛生の確保に配慮し、労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取り組みを評価する仕組みの導入等、事業者が積極的に安全衛生管理を展開するような環境づくりが要請されている。

資料：厚生労働省「建設業における総合的労働災害防止対策」

（上の通達に基づく小規模建設工事等工事規模別の指導に関する通達）

この通達を受け、労働安全衛生部各課長連名通達「建設業における総合的労働災害防止対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」（同日付、都道府県労働局長宛）<sup>25)</sup>が発出されているが、そこには、労働安全衛生行政における監督指導、個別指導等の具体的な進め方が建設工事の規模別に示されている。具体的には、①超大規模建設工事（規模が特に大きく、かつ労働安全衛生行政上、特に注目を要すると認められる建設工事として厚生労働本省から指示があるもの）、②大規模建設工事（労働安全衛生法第15条により統括安全衛生責任者の選任が義務づけられた建設工事（一部の建設工事を除き、労働者50人以上））、③中規模建設工事（大手建設業者が元請の中規模建設工事（①、②、④以外））、及び地場建設業者が元請の中規模建設工事）、④小規模建設工事に区分されている（図5）。

この中で、④小規模建設工事は、a.上下水道工事等、b.木造家屋等低層住宅建築工事が示され、このうち、a.上下水道工事等では、対策推進上の着眼点として、「上下水道、電気通信施設、ガス供給施設等の工事については、一般的に安全衛生に関する知識等が十分でない中小建設業者が施工することが多く、工事現場単位で安全衛生管理を遂行することが困難な場合が多くみられるため、施工業者単位で各工事現場について一元的に安全衛生管理を行う体制整備が行われるよう指導を行うこと」と示されている。

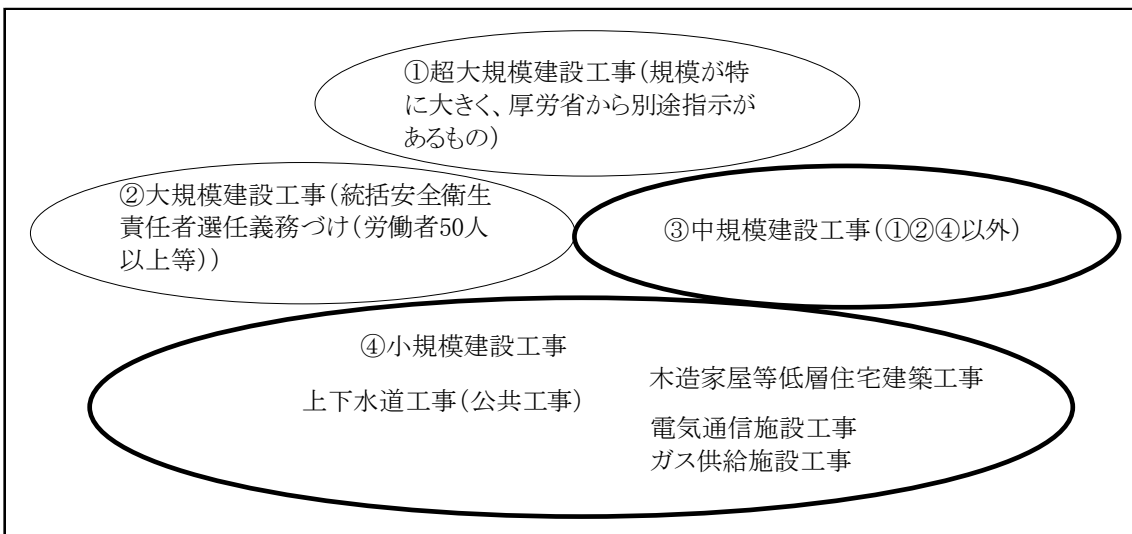


図5 建設工事の規模別指導区分

また、指導の留意点には、①発注者の協力を得て、工事発注状況を把握し、パトロール方式により効果的に実施すること、②集団指導等により経営者等の安全衛生意識の高揚を図ること、③災害多発業者の経営者等を招集し、災害事例発表、安全衛生改善対策の検討等内容をとする集団指導を実施するとともに、危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）の実施も指導すること、④小規模掘削工事に当たっては、「土止め先行工法に関するガイドラインの策定について」に基づき指導することなどが示されている。

（労働安全衛生行政、専門工事業団体、公共工事発注者が一体となった支援・指導の必要性）

労働安全衛生行政は、このような行政通達に基づく指導を行い、そこには、建災防、関係業界団体、発注者と一体となり総合的に推進することが定められている。中小建設業者の施工がほとんどを占める小規模な上下水道工事等であれば、関係業界団体は専門工事業団体、発注者は公共工事発注者が主たる対象となる。今後、建設業の労働災害の更なる減少に向け、安全活動の推進力が弱く、建災防非会員であり、民間の安全コンサルタント等、外部からの対価を伴う支援を受けることが難しい中小建設業者に対し、労働安全衛生行政、専門工事業団体、公共工事発注者が一体となった公的支援・指導が求められる。

（小規模建設工事における指導上の課題）

小規模建設工事（上下水道、木造家屋等低層住宅、電気通信施設、ガス供給施設等）では、適用事業報告や特定元方事業報告、足場等設置届等提出のないものがほとんどである。このため、工事関連情報の収集が難しく、個別の監督指導として指導計画に盛り込まれることはほとんどない。

上下水道等の公共工事は、発注者に呼び掛けて合同パトロールを実施しているところもあるが、労働基準監督署の管轄によっては、複数の市町村にまたがるケースや複数の部署にまたがるケースもあり、日程調整等が難しいことや、実際に同行する発注者側の労働災害防止意識が高くないケースがあるなどの問題もあり、十分な効果を上げているとはいえない。

上下水道、電気通信施設、ガス供給施設等の維持・修繕工事は、不定期で行われることが多く、予め指導計画に盛り込むことは難しい。ただ、監督官が別の目的での外出中に、これらの工事を見かけた際、必要に応じ監督指導するケースはある。木造家屋等低層住宅建築工事も同様に工事の存在を知ることが難しく、死傷病報告が提出され初めてその工事の存在を知ることが多い。ただ、死傷病報告が提出された時には、既に工事が完了していることもあり、適切な指導が行われているとはいえない。

## 6. イギリスにおける中小企業問題への対応

欧米諸国を見ても、中小企業向けの労働安全衛生法を別立てで成立させている国は見受けられない。

イギリスでは、表4のようなやり方で、実質的に中小零細・自営業者の法律遵守を促して

いる。

表 4 イギリスにおける中小零細・自営業者の法律遵守促進策

- |  |
|--|
| ①労働安全衛生法（規則、指針）を簡易化し、中小企業の法遵守を容易にする          |
| ②労働安全衛生法（規則、指針）で求められる事務手続きを簡素化し、中小企業の負担を軽くする |

元来、イギリスは「法律遵守型」と呼ばれ、事業者が法律を守らなかった場合に厳しい罰則を課すタイプの法律体系をとっていた。しかし、法律遵守型は、事業者が自主的にリスクを除去・減少させようとするものではなく、労働災害や問題が起こるたび法律を増やさざるを得ず、結果として膨大で複雑な法律となっていた。その問題に対して、イギリスは上記①、②を実践することにより、中小零細企業・自営業者でも法律にアクセスしやすいシステムを作ってきた。

①労働安全衛生法（規則、指針）を簡易化し、中小企業の法遵守を容易にする

重複、時代遅れ、不要な法律が膨大な分量になり、マンパワーやコストが限られている中小零細企業や自営業者には大変な負担となっていた。イギリスでは、これらの企業が無理なく法律にアクセスできるよう、ローベンス、ロフステッド、ヤング等の有識者による提言などを取り入れながら、煩雑な法体系を整理していった。

②安全衛生法（規則、指針）で求められる事務手続きを簡素化し、中小企業の負担を軽くする

膨大な法律を遵守するためには、煩雑な事務手続きを行わなければならない、それが輪をかけて中小・零細企業や自営業者の法律へのアクセスを難しくしていった。法的遵守の手続きが煩雑なことにより、政府もコストがかかり、企業側もコストがかかるという誰にもメリットのない構造となっていた。それを改革するため、イギリスは国家主導で、コストがかかる法律遵守のための手続きを洗い出し、定義の明確化や規制の緩和を行うことで、コストカットに成功した。これは中小零細企業・自営業者にとってもコスト削減に繋がるため、win-win な政策といえる。

労働安全衛生の根幹ともいえる労働安全衛生法及び関連規則を結合、簡易化・簡素化することは非常に難しい仕事である。特に、建設業を含むリスクの高い産業に関わる法律・規則を安易に削除してしまえば、取返しがつかないことになる可能性がある。イギリスは果たして、どのようにしてこの難題に答えを出してきたのか。

6-1では、煩雑化し、膨大に膨れ上がったイギリスの法律が、企業（特に中小零細企業）にとって大きな負担となっていることに対し、ロフステッド教授やヤング卿が提案した法律（規則）の簡易化案及び、その提案に政府がどこまで対応し、規則を改廃したのかを整理した。労働安全衛生について妥協することなく、法律（規則）を簡素化していくためにはど

うしたら良いか。また、改廃の結果として残った、現在の規則一覧についても掲載した。

6-2では、労働安全衛生法（規則）の煩雑化に伴う事務手続きの増加がイギリス政府の財政を圧迫し、さらには中小企業の法律遵守を難しくしている点に触れ、政府が主導で取り組んだ法律の簡素化とそれに伴う事務手続きの簡素化の過程について紹介する。

特に、ロフステッド教授に提言を受けて2005年～2010年の間に実施された「行政負担軽減プログラム（The Administrative Burden Reduction Programme：ABRP）」は、事務手続きのコスト削減と簡素化に貢献している。

## 6-1 イギリスの法律の簡易化・簡素化の経緯

### (1) イギリスの法体系

イギリスの労働安全衛生法は、19世紀前半に制定された「工場法」(Factory Acts)からの流れをくみ、労働災害防止措置を講ずることを怠った事業者に厳しい罰則を課すものである。これは「法規遵守型」と呼ばれる労働災害防止対策であり、労働災害防止に大きな役割を果たした反面、労働安全衛生関係法令が細分化して膨大となり(8つの法律+500以上の規則類)、後にEUが提唱する「中小企業の労働安全衛生施策」を実施するうえで足かせとなった。また、この膨大な労働安全衛生法令により、事業者による自主的な安全衛生活動がしづらくなった。このため、政府は「法律では原則的な規定を置き、それを補完する規則や実施準則を設ける」ことを基本とした労働安全衛生対策を導入した<sup>26)</sup>。イギリスの法体系をまとめると表5のようになる。

表5 イギリスの法体系

EU法	
労働安全衛生法	
法を補完する規定	指針(Guidance)
	規則(Regulations)
	実施準則(Approved Code of Practice: ACOP)

イギリスでは、労働安全衛生法の煩雑さと膨大な分量が問題視され、さまざまな専門家の提言を受けながら法律の簡易化・簡素化と組織の一元化に取り組んできた。

ここでは、各専門家の提言と、それに伴う法律・規則の改廃の変遷について説明する。大きくは図6のとおりである。

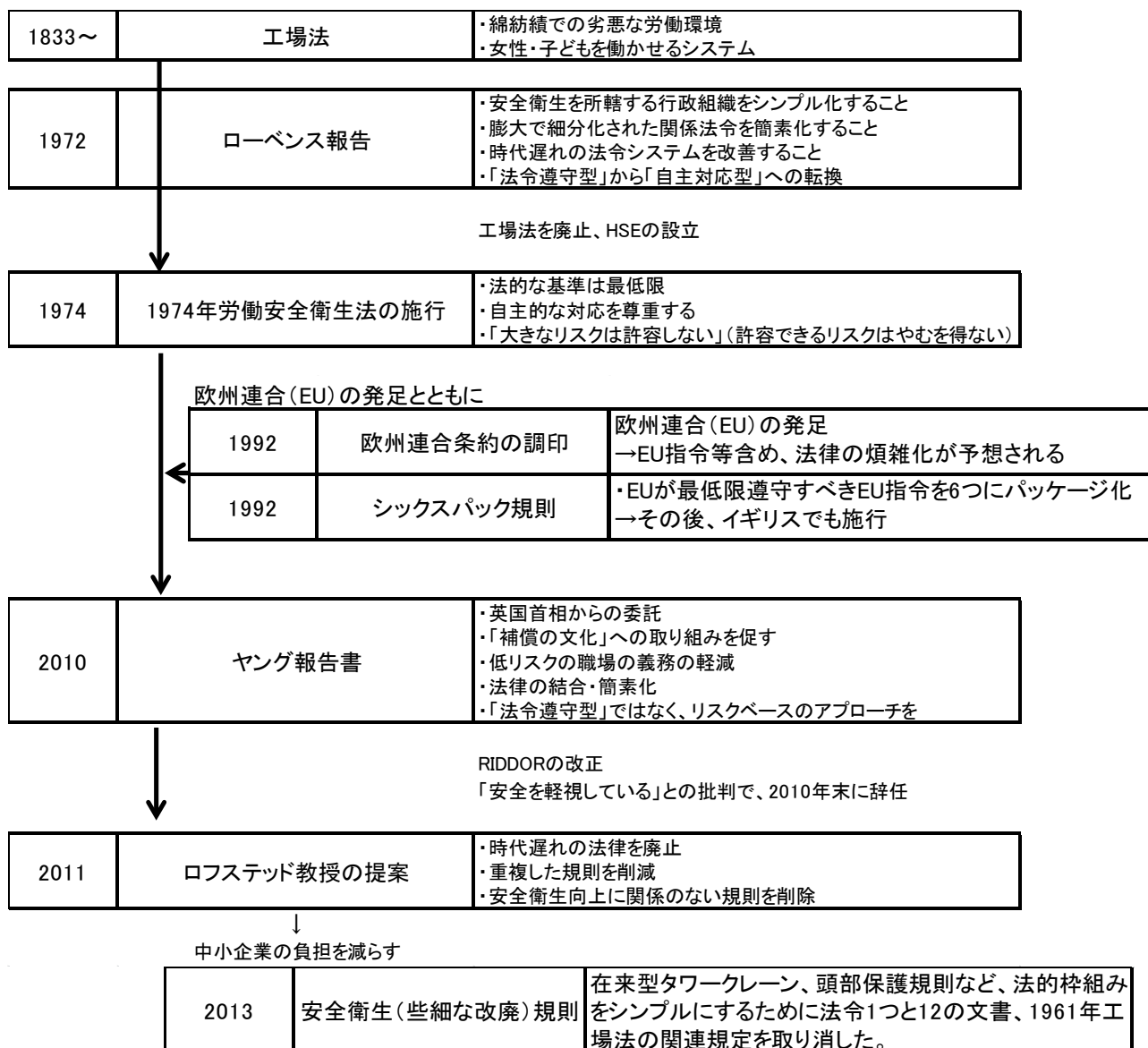


図6 専門家の提言と法律・規則の改廃等の流れ

## (2) ローベンス報告(1972)と労働安全衛生法(1974)

イギリスの労働安全衛生法が制定されたのは1974年であり、これがイギリスの労働安全の中核を為す法律として現在も受け継がれている。この法律が制定される前は、19世紀前半に制定された工場法(Factory Acts)がメインの法律であった。工場法は、当時のイギリスは綿紡績工場で働く児童/若年労働者の労働環境が劣悪であり、労働者の年齢、労働時間、労働環境等を規制する目的で制定された。工場法の流れを受け継ぐ形で1974年労働安全衛生法が制定される際に、1972年にイギリスの雇用省に提出されたローベンス報告の勧告が取り入れられた。ローベンス報告での改善を求める提言は、以下の点に言及している。

- ・安全衛生問題を所管するあまりにも細分化された行政組織(8省庁に分かれていた)
- ・膨大で細分化されすぎた関係法令(8つの法律、500以上にものぼる規則類)



- ・細分化された法律、規則に依拠し過ぎて、事業者の責任や自主性、自発的な取組みが軽視される結果となっている。
- ・細分化され過ぎた行政組織、法令等が要因となって、人的、組織的な要因等が十分には考慮されず、技術革新への速やかな対応ができるシステムになっていない。

労働安全衛生関係法令の簡易化・簡素化についての言及はもとより、それまで「法規遵守型」と言われていた形（事業者に法的な義務を課し、遵守することを厳しく求めること。違反した場合には罰則を課す）に問題意識を持ち、「自主対応型」（例：リスクアセスメント）を取り入れていけるよう法改正を促した。

### （３）シックスパック規則（1992）

1992年に欧州連合（EU）が発足し、これにより、欧州指令等が加わる影響で、イギリス国内の法律がさらに煩雑化することが予想された。これを受け、同年、EU指令と1974年イギリス労働安全衛生法を遵守し、労働災害を防止するため、EUがEU指令を6つにまとめた「シックスパック規則（"Six Pack" Regulations）」を発効した<sup>27)</sup>。はじめは欧州委員会が発効し、その後、イギリスでも施行された。シックスパック規則の指令は以下のとおりである<sup>28)</sup>（作業設備の設置と使用規則（1998）、職場における安全衛生管理規則（1999）は、1992年に制定された規則の改定版である）。

#### ① 職場における安全衛生規則（1999）

- ・雇用主は、従業員の年齢や経験などを考慮し重大なリスクを見積もる義務がある。

#### ② 作業設備の設置と使用規則（1998）

- ・作業設備は意図された目的に適したものである
- ・作業設備は適切に維持されなければならない
- ・雇用主は、使用している機器・設備について、正しい使用方法についての情報、指示、教育訓練を行わなければならない
- ・機器の使用に特定のリスク（あるいはメンテナンス、改造、修繕の必要）がある場合、それは特定の訓練を受けた労働者が行わなければならない
- ・雇用主は、機械の危険なところには人が立ち入らないようにし、物品、物質、ガス、液体、粉塵などの排出、過熱、火災、爆発、機器の部品の倒壊、極端な高温や極端な低温から表面を保護する
- ・雇用主は、すべての制御装置が安全に使用でき、かつ明確にわかるようにする。特に、非常停止を含む制御は、安全衛生を守るよう設計されなければならない
- ・全ての機械は電源を切ることができるようにする
- ・機器、プラント等は、必要に応じて、クランプ等で安定させなければならない
- ・設備や機械等を安全に使用するのに十分な照度が必要である

#### ③ ディスプレイ装置安全衛生規則（1992）

PCの使用を対象とした規則。従業員は、スクリーンを使用する場合は休憩をとることが許可されなければならない。また、雇用主は従業員に対して視力検査を行う義務がある。視力が思わしくなかった場合は、眼鏡やコンタクトレンズの費用を雇用主が負担する。

④ マニュアル操作取扱規則（1992）

雇用主は、怪我をするリスクを伴う手作業（マニュアル操作）を行わないよう努める。やむを得ず行う場合は、リスクを評価し、リスク低減措置を講じる。

⑤ 職場（安全衛生及び福祉）規則（1992）

施設と敷地の維持管理について定めた規則である。具体的には表6のとおりである。

表6 職場規則の対象

Maintenance	メンテナンス
Ventilation	換気
Temperature	温度
Lighting	照明
Cleanliness	清潔
Space and room size	空間の広さ
Workstations	PC
Seating must be provided for each person doing that work.	業務中の従業員全員に座る場所を確保すること
Floors	床
Falls – precautions should be taken to prevent people from falling	転倒—労働者が転倒しないよう対策を講じること
Windows; construction and use	窓（構造と使用）
Traffic routes	交通路
Doors and gates	ドアと門
Escalators	エスカレーター
Sanitary conveniences	トイレ
Washing facilities	手洗い場
Drinking water	水飲み場
Clothing	衣類
Rest and meals	休憩場・食堂

⑥ 職場における個人用保護具規則（1992）

- ・雇用主は、他の方法によってリスクの管理や除去が叶わない場合には、適切な個人用保護具を提供しなければならない
- ・個人用保護具は、関わってくるリスクと、行う作業に合ったものでなければならない
- ・複数の個人用保護具を着用しなければならない場合、それらは両立するものであり、同時に着用したときに効果があるようにしなければならない
- ・雇用主は、個人用保護具を購入する前にリスクアセスメントを実施し、他の方法によってリスクがコントロールできないか確認し、そのリスクをコントロールするのに個人用保護具が最適なのかを確認する
- ・個人用保護具は、点検・修繕を行い良好な状態を保ち、必要に応じ洗浄または交換を行う

- ・雇用主は、使用しない個人用保護具の保管場所を準備しておく
- ・雇用主は従業員に対して、個人用保護具を使わなかった場合のリスク、個人用保護具を維持するために従業員が取るべき手順について、情報、指示、教育の提供を行う
- ・雇用主は、提供された個人用保護具が適切に使用されているかを確認するための措置を実施すること。保護具を提供するだけでなく、必ず使用する
- ・従業員は指示通りに個人用保護具を使用し、なくしたり明らかに欠陥があったりするなどの場合は雇用主に必ず報告する

メインの規則である「職場における労働安全衛生管理（1999）」は”Management Regs”<sup>1</sup>としてよく知られている。この規則によって、各職場で安全な状態を保つために、リスクアセスメントを実施することを雇用者の法的義務として課しており、今日の安全衛生アプローチに繋がる規則となった。Management Regs 以外の法律でも、暖房、照明、換気、パソコンのディスプレイ、キーボード、重量のある荷物、休憩時間、個人用保護具などの幅広い分野をカバーしている。シックスパック規則に違反して労災事故が発生した場合、それは雇用主の責任として追及される。

シックスパック規則を受け、企業側は、工程に手を加えたり修正したりするよりは、安全教育を取り入れるケースが多くなった。

#### （４）ヤング報告書（2010）

##### a. ヤング報告書作成の背景

イギリスの労働安全衛生の法律の簡易化・簡素化に大きな影響を与えた提言として、ロフステッド教授とロード・ヤング卿がいる。彼らは当時の英国首相から委託され、2010年～2015年m安全衛生に関する報告書「Common Sense - Common Safety」を発表した。この報告書は、安全衛生の適用について改善を促し、補償の文化（compensation culture）に取り組むことを目的として書かれた<sup>29)</sup>。

ヤング報告書の執筆を委託した当時の英国首相（キャメロン）は、本報告書の目的を表7のように述べている<sup>30)</sup>。

表7 ヤング報告書作成の目的（英国首相コメント）

労働安全衛生は重要であるにも関わらず、多くの場合、大きなリスクから人々を守るように意図して作られた優れた法律は、リスクがどれほど低いとしても全ての命を守ることができるよう、不適切に拡大されている。

その結果、労働安全衛生が高く評価されるどころか、世の中から見ただけで安全衛生の地位は

<sup>1</sup> Management Regulations の略称。「管理規制」のこと。

かつてないほど低くなっている。メディアは、正しいことをしようとする人々や、強大な社会を作ることに関心する組織を邪魔しようとする官僚主義ばかりを報じる。その結果、企業は官僚主義、混乱、そして些細な事故で訴えられる恐怖で動けなくなっている。

損害補償の文化が生まれ、人々はまるで自分の行動に対する個人的な責任から逃れることができるかのようにってしまった。

このままではいけない。だからこそ、私はロード・ヤング卿にこのレビューを作成するよう依頼した。労働安全衛生に「常識（コモンセンス）」を取り戻そうと思ったのだ。

この報告書がターニングポイントとなることを願っている。ヤング卿は、政府が全面的に支援する広範囲に及ぶ将来的にも影響のある提案を行ってきた。我々は、クレーム管理会社のプロモーション活動と、それらが永遠に続くことに加担する補償の文化を縮小しようと考えている。

また、ボランティア活動の妨げになったり、よその子供たちを助けるのをやめさせたり、警察や消防の勇敢な行動に罰則を与えるような無意味な規則を廃止する。

このような規則の代わりに、より必要とされる規則に目を向ける。官僚的ではなく、均整の取れた新しい規則。大人を大人らしく扱い、常識と信頼を取り戻す。

今、我々はこの報告に従って行動を起こす必要があり、これらの重要な課題について、ヤング卿が私のアドバイザーとして残り、報告書の提案事項を実施することに関心を示す全部門と協力することに合意が得られたことを喜ばしく思う。

## b. ヤング報告書 概要

ヤング卿の提案の中で、法律の簡易化・簡素化に関わる部分（一部抜粋）を以下に示す。

### ①補償の文化

- ・ 傷害の場合、請求手続きを簡素化する。
- ・ 少額の医療過失請求をカバーできないか可能性を探る。

### ②リスクの低い職場

- ・ オフィス、教室、店舗などの低リスクの職場のリスクアセスメント手順を簡素化する。  
HSE は、リスクの低い職場用に、簡単でインタラクティブなリスクアセスメント手順を作成し、ウェブサイトで利用できるようにする必要がある。

- ・ HSE は、低リスクの環境で操業している企業が、自分たちが規則に準拠していることを確認・記録することができるよう、定期的にチェックリストを作成し、好事例についてはオンラインでデモンストレーションを行う必要がある。
- ・ HSE は、自発的に安全活動を行う組織向けに、チェックリストを作成する。
- ・ 雇用主は、低リスク環境の在宅勤務をしている従業員のリスクアセスメントを免除する。
- ・ 低リスクの事業の個人事業主は、リスクアセスメントを免除する。

### ③保険

- ・ 保険会社は、低リスクの環境<sup>2</sup>で事業を行う企業に対し、労働安全衛生コンサルタントを雇わせ、リスクアセスメントを丸々実施することを要求することを改めるべきである。

### ④労働安全衛生関連の法律

- ・ HSE は、低リスクの活動に従事する中小企業に対し、別個の指針を作成すべきである。
- ・ 現行の散らばった労働安全衛生規則を、使いやすいよう単一の規則に統合すべきである。

#### c. ヤング報告書（労働安全衛生法に関する提案）

1974年に導入された労働安全衛生法は、ローベンス卿の提案を受け、規定的な法律は削除し、「1961年工場法」や「1963年事務所、店舗および鉄道施設法」を統合した。これにより、これまでバラバラだった検査官の安全衛生上の権限を1つの組織に統合し、HSEを設立した。HSEは以下のミッションを有する。

- ・ 職場の健康、安全、福祉を確保する
- ・ 仕事ではない人を、業務で発生する安全衛生リスクから守る

労働安全衛生法は「合理的に実行可能な限り」という法的義務に関する文言があり、これにより、リスクとコンプライアンスとコストの両立を図ることが可能となる。また、HSEがACOPという形で、実践的な指針を作成することも規定されている。HSEは1974年の法律とその他の関連規則に基づき、原子力施設、高リスク施設（化学、海洋、石油、ガス含む）、その他の高リスク作業（例：アスベストを扱う作業）など、リスクの高い活動を規制する責任を負う。これには、「1965年原子力設置法（改正）」、「1999年原子炉（廃止に向けての環境への影響の評価）規則」、「1999年重大災害危険の管理規則」、「2006年職場のアスベスト管理規則」も含まれる。

ヤング卿いわく、労働安全衛生法は非常に優れた法律であるが、法令遵守型<sup>3</sup>のアプローチを取っていたため、リスクベース（リスクを特定して分析するアプローチ）のアプローチを取ろうとしても、それを妨げることが多々あった。必要なのは、リスクベースで、それに基づき企業が独自のリスクアセスメントを行うことである。

<sup>2</sup> ここでいう「低リスク」とは、「オフィス」「教室」「小売店」等が定義されている。

<sup>3</sup> 法令を遵守しなかった場合には罰則を加えることで、安全衛生を管理しようとするアプローチ。



ヤング卿は、労働安全衛生法については、フレームワークの大きな変更は必要ないと述べている（フレームワーク自体ではなく、法律の解釈・実施に改善を加える必要があるとしている）。

また、企業が労働安全衛生関係法に、よりアクセスしやすくする必要があるのであるとしている。安全衛生の分野では、職場に存在し得るありとあらゆるリスクをカバーしようと、次々に法律や規則が制定された。その結果、企業はもはやどれとどれを組み合わせで対応すべきか理解できなくなっている。これは、中小企業にとって大変な重荷である。中小企業向けにもっとターゲットを絞った指針が必要である。特に、低リスクの中小企業には、準則の下に、別個の指針を作成すべきである。

よって、現在の「垂れ流し」状態の労働安全衛生規則を、企業がアクセスしやすい単純なものに統合していくことを推奨する。また、統合は、労働安全衛生法の原則（principles）に基づき構成し、リスクの大きさに見合った対応を反映するようにする。

これまでは、リスクの高い環境に対する規則が、リスクの低い活動や事業にまで満遍なく適用されていた。これは EU の法律でも顕著であった。リスクの大きさに見合った形で規則を適用するのではなく、慣例的に規則を課するやり方を取っていた。EU 法の追加要件により、特に中小企業に関連した労働安全衛生規則の柔軟性が失われ、リスクを減らすのではなく、過度な負担を増加させただけの結果となった。

#### d. ヤング報告書を受けて

ヤング卿の報告書はメディアで注目を集め、作成を委託したキャメロン首相も、内閣府は全ての提案を受け入れるとした。しかし、建設業、流通業、技術者組合 UCATT（Union of Construction, Allied Trades and Technicians）は、ヤング卿に対し「職場の安全を軽視している」と批判した（その結果、ヤング卿は、2010 年末をもって、政府の安全衛生アドバイザーを辞任した）。しかしながら、HSE は、ヤング卿の報告書の提案の実施を先導し、ワーキンググループを設置した。2012 年 4 月、RIDDOR が改正され、従業員が 7 日間傷病休暇を取った場合にのみ報告の要件が適用されるよう、規則が緩和された<sup>31)</sup>。

#### （5）ロフステッド教授の提案（2011）

1974 年、労働安全衛生法（The Health and Safety at Work etc. Act 1974）の導入以来、イギリスは世界でも最高レベルの安全衛生を確立してきた。ただ、まだ課題は多い。2011～2012 年の間に労働災害で死亡した労働者は 173 人で、さらに 11 万 1 千人の労働者が負傷し、推定 180 万人はなんらか業務が原因で疾病に罹っている。これらの統計には、労働者本人しか含まれていないが、本人のみならず労働者の家族の多大な苦痛と損失、そしてイギリス経済への巨額のコスト損失もある。

HSE は、労働災害の予防という課題に取り組むだけでなく、安全衛生システムの改革のためにも尽力している。また、原子力発電を含む、国の運営に不可欠なハイリスク産業の

安全な操業を管理する規制当局でもある。HSE は安全衛生システムを効率化するために、以下のような作業を行い、法律や指針のフレームワークを簡易化・簡素化した。

- ・時代遅れの法律を廃止
- ・重複した規制を削減
- ・労働安全衛生の成果に向上に関わらない規制要を削除

この際、イギリスの法制の簡易化・簡素化に大きな影響与えたのが、ロフステッド (Ragnar Löfstedt) 教授の報告書「すべての人のための安全衛生を取り戻す：労働安全衛生法制の独自レビュー」<sup>32)</sup>である。2011年11月に発表されたもので、イギリスの労働安全衛生システムを抜本的に改革する政府の計画の一環として、イギリスのクリス・グレイリング雇用大臣から委託されたものである。イギリスの企業（特に中小企業）の負担を軽減できるよう、労働安全衛生法を簡易化・簡素化により結合したり、あるいは削減したりする方法を検討したもので、作成段階で、労働者、政府機関、学識者、専門家の意見を反映させている。

#### a. ロフステッド提案の方針

ロフステッドが、その提案で示した具体的な方針は以下のとおりである<sup>33)</sup>。

ロフステッド教授は、労働安全衛生規則を大きく3つのタイプに分けた。一つ目は、多くの職場に適用される一般的な管理規則。二つ目は多くの職場に適用される危険関連規則、そして三つ目は特定かつ複雑な活動のみに適用されるその他の規則である。ロフステッド教授は、労働安全衛生法の簡易化に向けて、表8のような図を使い、取るべきアプローチを説明している。

表8 ロフステッド教授の提案したアプローチ

1974年 職場の労働安全衛生法		
管理規則	危険特定規則	活動または工程に特化した規則
優れた安全衛生管理のための一般的な要求事項。 例：職場の安全衛生管理規則（能力、情報、教育、義務保有者との協力関係）	全ての作業環境に適用される、危険に特化した規則。 例：高所作業規則 狭溢空間作業規則 機器の使用に関する規則	特定の工程または複雑な活動にのみ適用される規則。多くの場合、義務保有者がどうすべきかを指示するようなアプローチを取っており、許可を与える意味合いもある。 例：アスベスト資格
職場の安全衛生（安全と福祉）規則	電気 マニュアル操作 化学物質と生物学的物質	建設設計管理 ガスの安全と管理 沿岸の安全
応急処置 など	の規制 騒音と振動 など	石油とガス 主要災害の管理 圧力システム

		パイプラインの安全 ボアホール操作 など
実施準則 (Approved Code of Practice: ACOP)		
情報、助言、調査、基準など		

さらに、結合に関して、ロフステッドが提案した方針は、大きく分けて表 9 のように 4 つに分けられる。

表 9 ロフステッド教授の提案した結合の方針

#### 結合について

方針①	全ての規則を一つの規制に包括的に統合する
方針②	同じ名称の規則(例えば、リスクアセスメントの実施、情報や訓練の提供など)をまとめる
方針③	テーマ(例えば、一般的な管理の話や、ハザード別等)別にまとめる
方針④	関連するトピック同士を結合して一つの規則にする

#### b. ステークホルダーの反応

ロフステッドの提案について、ステークホルダーたちはこう述べている。

「新しい規制をまた読み込むことが必要であり、そこには新たなコストが発生する。規則よりも指針（ガイダンス）のほうを重宝する傾向のある中小企業にとっては影響が少ないかもしれないが、いくつもの規制を結合することで、一部の企業にとって関係する義務を検討しなければならない可能性もある。また、規制の統合にはかなりの時間を要すると思われる」

「包括的な規則を作る」という、ロフステッド教授の方針①については否定的な意見が多かった。

BCC は、規則を減らし、それに伴う官僚主義的な傾向を撤廃することにより、法律が効果的に作用することになると好意的な意見を表明した。

#### c. セクターごとに規則を結合

規則を結合して包括的な規則を作るということに対し否定的な意見が多かったことを受け、ロフステッド教授は「セクターごとに規則を結合する」ことを提案した。

数十年かけ規制の量は減少したものの（35年前に比べて安全衛生規制が46%削減）、多くのステークホルダーは、膨大な数の規制が業務に障害となるという見解を表明している。BCC は、大量の法規制を統合し、簡易化・簡素化することによって、企業のコンプライアンスの負担が大幅に緩和されるという見解を示した。

- 特定セクターごとに規制を統合することにより、
- ・ 規制が最新の業務慣行を反映したものがわかる
  - ・ 不必要な装飾がされていないかわかる
  - ・ 規則の重複等を減らし簡易化・簡素化が可能

セクターごとの統合によりコスト削減ができ、かつ安全性が今までどおり保たれると HSE が判断したものは、爆発物の他、鉱山、遺伝子組み換え、殺生物剤、石油等がある（詳細は pp.29～pp.34）<sup>4</sup>。

#### d. 現代的ではない法律廃止

イギリスの法律の中には、現代的な文脈で考えて、既に時代遅れのものが多数存在していた。ロフステッド教授は、その時代遅れな法律を廃止することを提案した。ロフステッド教授が廃止を求めた規則は、具体的には以下のとおりである。

- ・ セルロイドと映写機映画法令 1922
  - ・ セルロイドと映写機映画法令 1922（改廃） 規則 1980
  - ・ セルロイドと映写機映画法令 1922（適用除外） 規則 1980
  - ・ 建築（頭部保護）規則 1989 → 後に定められた「職場における個人用保護具規則」と同等の内容であるため
- その他、ロフステッド教授の提案を受けて改廃・変更された法則を表 10 に示す<sup>34</sup>。

表 10 ロフステッド教授の提案と実施

ロフステッド報告での提案	提案を実際に反映させた部分
規制のフレームワークを簡易化しよう、不要な規制を廃止し、冗長な規制を整理	HSE は、法規制を全面的に見直し。安全衛生規制の約 84%を改廃（結合含む）することを目標とする。さらに、法規制全体を 50%の削減を目指す。
HSE がセクター別に法律を結合し、単純化する	① 殺生物剤 2013 年 9 月 1 日「EU 殺生物性製品規則 2013(The Biocidal Products and Chemicals (Appointment of Authorities and Enforcement) Regulations 2013)」が施行された。これにより、殺生物性剤及び有害化学物質に関する欧州の様々な法律の施行及び国内当局の任命に関する 7 つの法定文書の規定が統合された。 ② 爆発物

<sup>4</sup> 判断の基準について書かれた資料はなかったが、主要なステークホルダーと緊密に連携し、結合に伴って、安全性に問題が生じないか慎重に検討している。（“Reclaiming health and safety for all: An independent review of health and safety legislation” p. 72 より）

	<p>2014年10月1日に「爆発物及びアセチレンの規則 (The new Explosives and Acetylene Regulations) 」という新しい規則が施行された。この規則により、イギリスの爆発物の法的なフレームワークが統合され、近代的な文脈に書き換えられた。この規則をサポートする指針 (ガイダンス) も併せて書き換えられ、近代的かつ簡潔な指針となった。指針は3レベルに分けられており、職場のリスクレベルによって異なる行動を推奨している。(詳細は pp.29～pp.31)</p> <p><b>③ 遺伝子操作生物</b></p> <p>2014年10月1日に「遺伝子操作生物 (含有物使用) 規則 2014 (The Genetically Modified Organisms (Contained Use) Regulations 2014)」が新たに施行。これにより、4つの規則を1つに統合した。新しい規則は、職場のリスクレベルに応じた規制をかけており、現代の作業慣行や技術を考慮にいれ、柔軟なアプローチを提案。この規則は、イギリスのバイオ企業が、EUの企業との競争で不利な立場にはならないよう設計されている。また、この規則をサポートする指針も同時に改定。(詳細は pp.34～pp.35 参照)</p>
<p>HSE がセクター別に法律を結合し、単純化する (続き)</p>	<p><b>④ 鉱山規則</b></p> <p>現行のすべての鉱業関係の安全衛生法が見直しされ、2015年4月6日に単一の規則「鉱山規則 2014 (The Mines Regulations 2014)」に置き換えられた。この規則をサポートする指針は一つだけ (L149) になり単純化。特定のハザード及びリスクマネジメントに関する指針については、以前のものをそのまま引き継ぐ。また、鉱山での応急処置について書かれた ACOP(L43)についても、引き続き有効となる。(鉱山規則の細かな変更については pp.31～pp.32 ページ参照)</p> <p><b>⑤ 石油規則</b></p> <p>2014年10月1日、「石油 (統合) 規則 2014 (The Petroleum (Consolidation) Regulations 2014)」が施行。石油貯蔵に関する8つの法律を統合し、内容を近代的にアップデートした。HSEは、ウェブサイト上の石油関連の情報を更新、ウェブサイトの再設計を行い、ステークホルダーたちと協力して、石油貯蔵容器に関する指針を作成した。(石油規則の細かな変更については pp.32～33 ページを参照)</p>



	<p><a href="http://www.hse.gov.uk/fireandexplosion/petroleum.htm">www.hse.gov.uk/fireandexplosion/petroleum.htm</a></p>
<p>HSE は、事業者に特定の義務を課す規制と、行政要件を定義する規制、または廃止・改正される規制を区別するため、ウェブサイト上の情報を再設計する</p>	<p>HSE は、企業が安全衛生法についての情報を容易に見つけることができるよう、法律について書かれたページを再設計した。(2012年12月)</p> <p><a href="http://www.hse.gov.uk/legislation/index.htm">www.hse.gov.uk/legislation/index.htm</a></p> <p>再設計されたページでは、規制が特定の義務を課しているところや、管理上の要件を定義しているところを明確にした。</p> <p><a href="http://www.hse.gov.uk/legislation/statinstruments.htm">www.hse.gov.uk/legislation/statinstruments.htm</a></p> <p>今後も継続して見直しを行う。</p>
<p>企業がコストや時間の削減ができ、かつ内容が明確に理解できるよう、中核となる安全衛生規則を統合する。HSE はそのための調査を行うこと。</p>	<p>HSE は 2012 年 1 月にこの調査を外部委託。2012 年 12 月に公表。</p> <p><a href="http://www.hse.gov.uk/legislation/consolidation-ofregulations.htm">www.hse.gov.uk/legislation/consolidation-ofregulations.htm</a></p> <p>2013 年 1 月には、ステークホルダー会議と HSE 理事会の両方で、調査結果を議論。ロフステッド報告では、指針と行為準則がメインで、個別具体的な基準としての規則の役割を最小限にとどめる方針が前面に打ち出された。HSE の調査の結果、指針や行為準則を改善／改定することによるベネフィットは、安全衛生規則を結合することを上回るものであるということが分かった。よって、安全衛生規則の結合と同時進行で、指針・行為準則の制定／改定も進めていった。</p>
<p>労働安全衛生規則の施行</p>	

<p>HSE は、</p> <p>i) すべての地方自治体に、高リスクの職場の安全衛生監査および法の遵守について指示する権限を与えるようにする。</p> <p>ii) 国内の複数の拠点における、主要機関として機能するようにする。</p>	<p>i) 地方自治体は、事業所全体の 50%を占めるオフィス、商店、レジャー活動などのリスクの低い分野での、安全衛生規則について責任を負う。また、HSE と地方自治体は、中小企業にアクセス可能な形の情報提供を積極的に行う。(詳細は pp.35)</p> <p>(「Good Health and Safety Good for Everyone」<sup>35)</sup> の「地方自治体」 pp.10 より)</p> <p>ii) HSE は近代的な規則へと切り替えていくうえで、中心的な役割を担う。(詳細は pp.35)</p> <p>(「Good Health and Safety Good for Everyone」の「HSE」 pp.7 より)</p>
<p>労働災害発生から 3 年以内に安全衛生訴訟を開始することを目標にして、関係者が一丸となって取り組むべきである。</p>	<p>この勧告は HSE だけにとどまらず、警察、検察局、地方自治体、検視官など複数の関係者に関わってくる。HSE は、「労働災害死亡事故の協定に関する全国連絡委員会 (National Liaison Committee for the Work-related Death Protocol)」を通じて、死亡事故の調査完了までにかかる時間の短縮を進め、すべての調査を管理できるよう内部システムの変更を促した。今後も引き続きモニターしていく予定。</p>
<p>厳しい責任を課す規則を見直し、厳しい責任が絶対的に必要ではない場合には「合理的に実行可能」とするか、またはそれらの規則を違反した場合に民事責任が発生しないように改定すべきである。</p>	<p>2013 年 10 月 1 日に施行された「企業規制改革法 (Enterprise and Regulatory Reform Act 2013)」の第 69 条に基づき、1974 年労働安全衛生法 (HSWA) 第 47 条「民事上の責任」<sup>36)</sup>を改定。これにより、一般規定違反に基づく民事上の履行請求は原則として認められず、過失が証明できる場合にのみ、コモンロー (判例法) に基づいて提訴できることになる。「2013 年労働安全衛生法 (民事責任) (例外)」も同日に施行され、妊娠中、産後、授乳中の労働者を、法定義務違反に対する民事上の責任から除外することを明記した<sup>37)</sup>。</p>
<p>リスクについて社会とどう関わっていくか議論するため上院を招く。</p>	<p>2013 年 3 月、上院の全国連携委員会は、リスクの問題を検討し、リスクに関する議論に社会をどのように巻き込むかを検討する臨時の特別委員会へのプロポーザルを提出。検討委員会には多数の提案が寄せられたが、リスク委員会は選ばれなかった。</p>

<p>政府は、社会が職場のリスクについてもっと関心を持ってくれるよう働きかける。チーフ・サイエンティフィック・アドバイザーに要請し、専門家グループを招集する。</p>	<p>2012年11月21日、英国政府科学局は「政策立案者、一般市民、リスクの認識」と題したワークショップを開催した。これは、リスクとそれに対する私たちの対応がどのように政策に関する考えを形成するかを議論するために、政府、規制機関、企業、学術界の専門家が一堂に介した。ワークショップで得られた知見は、リスクの伝達に関する研究に活かされた。</p>
---	---

#### e. 提案を受けて行われた規則の結合と詳細

##### ①爆発物に関する指針のレベル分類（参考：火薬類のガイダンス—レベル1～レベル3）<sup>38)</sup>

ロフステッド教授の提案に基づき、類似する規則が結合されて誕生した「爆発物及びアセチレンの規則（The new Explosives and Acetylene Regulations）」であるが、これをサポートするために作成された指針（ガイダンス）は、表11のとおり、レベル1～レベル3の3つに分けられており、用途によって適用が推奨されるレベルが異なっている。

表11 指針の3段階のレベル

レベル1 初心者向け指針（リーフレットなど）
レベル2 サブセクター指針
レベル3 総合的指針

##### ・レベル1 初心者向け指針（リーフレットなど）

業務内容が容易に定義可能なもの、あるいはその管理の定義が容易なものについては、初心者向けの指針を参照する。

##### ・レベル2 サブセクター指針

爆発物や火薬類を使用するセクター全体に適用されるのではなく、特定のセクター（サブセクター）に合わせた詳しい情報を提供する。

サブセクター指針で絞り込んだ情報よりも多くの情報が必要な場合には、レベル3の総合的指針を参照すること。

##### ・レベル3 総合的指針

全ての人が行うべき爆発物や火薬の取扱に関する基本的な指針。様々なセクターが含まれるため、コンプライアンスに関する詳細な管理は、各セクター、あるいは義務保有者ごとに異なる。

安全指針（L150）<sup>39)</sup>は、雇用主、個人、爆発物製造者、爆発物貯蔵者、あるいは爆発物を大量に貯蔵または危険性の高い爆発物を貯蔵するような者に特に関係のある指針である。

安全指針（L150）は、このような義務保有者が安全規則を遵守するために役立つ包括的な技術的指針である。トピックごとに詳細な指針や専門的な指針が掲載されており、自身のセクターで取るべき行動をすぐに見つけることができる。L150には、警察、消防、救急、その他の緊急のサービスなどに関連する資料も含まれる。また、廃棄物処理業者にも参考になる情報が入っている。

安全保障指針（L151）<sup>40</sup>は、義務保有者に特化した指針である。特に、a. 爆発物（火薬）の調達、保管、移動、b. 爆薬の製造、貯蔵、移動、販売、c. プラスティック爆弾の製造、加工、移動について書かれている。

L151は、義務保有者が規則を遵守できるよう、背景情報や専門家の指導などが示されている。この指針は、地方自治体の商取引関連の職員や、警察および消防、救急などに関する情報も書かれており、他の政府機関や規制機関も参照できるような内容になっている（具体的なレベルの例については、表 12 及び表 13 を参照）。

表 12 L150 安全指針の参照目安

Subsector	Level 1	Level 2	Level 3
火薬類の商業的製造			○
大量または危険性の高い爆発物の商業的な保管			○
鉱山、採石場での火薬の貯蔵、および解体などの活動の支援		○	
プロの花火師		○	
ANBI の製造・保管		○	
危険物三種及び危険物四種の花火の卸売での保管		○	
危険物三種及び危険物四種の花火の小売り	○		
火工品の小売り	○		
他の商業活動を支援するための火工品の保管		○	
弾薬を含む射撃用品の小売り	○		
射撃用品や黒色火薬のレクリエーションユーザー（射撃を行う人や演者など）		○	
教育現場での爆発物の使用		○	
趣味での非商業的な製造			○

表 13 L151 安全保障指針の参照目安

Sector	Level 1	Level 2	Level 3
火薬類の商業的製造			○
大量または危険性の高い爆発物の商業的な保管			○
鉱山、採石場での火薬の貯蔵、および解体などの活動の支援			○
プロの花火師		○	
ANBI の製造・保管		○	
危険物三種及び危険物四種の花火の卸売での保管		○	
危険物三種及び危険物四種の花火の小売り	○		
火工品の小売り	○		
他の商業活動を支援するための火工品の保管		○	
弾薬を含む射撃用品の小売り		○	
射撃用品や黒色火薬のレクリエーションユーザー（射撃を行う人や演者など）		○	
教育現場での爆発物の使用		○	
趣味での非商業的な製造		○	

それぞれのレベルの参照の仕方として、以下がわかりやすい<sup>41)</sup>。

- 日常的に、レベル 1 の指針を利用しているセクターについては、自セクターのサブセクターに関しての情報を得るために、定期的にレベル 2 を見直す（場合によってはレベル 3 を参照する必要も出てくるかもしれない）。
- 日常的に、レベル 2 の指針を利用しているセクターについては、サブセクターの指針の範囲を超えた活動を行う場合や、実施すべき管理について理解を深める場合に限って、レベル 3 を参照する。
- 日常的に、レベル 3 の指針を利用しているセクターについては、業務に関連することでレベル 2 の指針を参照する。

#### ④ 鉱山規則<sup>42)</sup>

ロフステッド教授の提案を受け、2014 年に一つにまとめられるまで、鉱山に関する規則



は類似した内容の規則や、改定を行った規則が次々に重複して制定される状態であった。

「鉱山規則 2014 (The Mines Regulations 2014)」の施行により、これまでの全ての鉱山規則がこの規則に取って替わることとなった。

また、これまでの鉱山規則を補足していた以下の実施準則 (ACOP) は、全て廃止された。ただ、L43 の応急処置に関する ACOP のみは引き続き施行されている。

#### 【簡素化により廃止された ACOP 一覧】

- ・ L128 鉱山での電気の使用に関する実施準則
- ・ COP28 鉱山地下作業場からの出口の安全性に関する実施準則
- ・ L42 鉱山のシャフトと巻線に関する実施準則
- ・ L45 石炭やその他の安全性の高いランプ鉱山での爆発物に関する実施準則
- ・ L46 鉱山の侵入防止に関する実施準則
- ・ L71 鉱山からの脱出と救出に関する実施準則
- ・ L119 鉱山における地盤移動の管理に関する実施準則
- ・ L145 炭鉱における吸入性粉塵の管理に関する実施準則
- ・ L44 鉱山における安全衛生の管理・運営に関する実施準則

「鉱山規則 2014 (The Mines Regulations 2014)」にまとめられたが、その主な変更点は次のとおり。

- a. 膨大な量の慣行規則が廃止され、鉱山に関わる主要なリスクの管理にのみ焦点を当てた「目標設定」のスタイルを取った近代的な規制に置き換えられた。
- b. 主な義務保有者は、これまでは鉱山管理者 (mine manager) にあったが、今回の規則では、採掘業者側 (mine operator) になっている。
- c. 要件で重複している部分を取り除き、以前の鉱山に関する法律で対処していたハザードについては、(適切であれば) 一般的な安全衛生規則が適用された。
- d. 炭鉱労働者が認定鉱山救助スキーム (approved mines rescue scheme) に参加する必要はなくなったが、全ての採掘業者は適切な救助設備を準備することが明確な条件として示された。
- e. 炭鉱で働く者は、その誰もが一定の適性や能力があるといえる。よって、HSE が認める資格と炭鉱での役職等の要件は削除された。

#### ⑤石油規則<sup>43)</sup>

石油は非常に危険な物質である。可燃性が高く、容易に火がつく。安全に取り扱わなければ、重大な火災や爆発が引き起こされるおそれがある。重大な火災や爆発事故を防ぐため、ガソリンを安全に使用、保管することが法律で定められている。2014年10月、石油に関するそれまで存在していた全ての規則が統合され「石油 (統合) 規則 2014 (The Petroleum

(Consolidation) Regulations 2014)」に一本化された。

適用範囲を以下に示す。

- ・内燃エンジンを搭載した車両タンクに直接給油するガソリンを貯蔵する事業所（小売店やガソリン給油所）である。
- ・ガソリンを保管する職場以外の施設、例えば、個人宅やクラブ／協会（または類似の施設）
- ・石油司法当局（Petroleum Enforcement Authorities (PEAs)）が、「石油（統合）規則 2014 (The Petroleum (Consolidation) Regulations 2014)」施行に関する責任を負う。
- ・職場での石油の安全な保管及び使用については、危険物質及び爆発性雰囲気規則（Dangerous Substances and Explosive Atmospheres Regulations 2002 (DSEAR)）の対象にもなる。

#### ⑥遺伝子操作生物規則<sup>44)</sup>

ロフステッド教授の提案を受け「2014 年 遺伝子操作生物（含有物使用）規則（The Genetically Modified Organisms (Contained Use) Regulations 2014)」に全ての遺伝子操作生物に関する法律を統合し、2000 年の同様の規制及びその後発効した 3 つの改正規則（2002 年、2005 年、2010 年）を取り消した。

2014 年の統合版は、2000 年の規則よりも、さらにリスクに応じたものとなっている。また、統合版では技術の進歩も考慮に入れている。例えば、合成生物学はこの規制の定義の大部分に含まれており、将来的にもそのままの形で残る可能性が高い。

また、この統合版では、封じ込め（拡散防止）措置、届出、行政の取り決めに関する規定の変更が盛り込まれている。さらに、規則で使われる用語とレイアウトが今風になり、読みやすくなった。

含有物使用の責任者は、本規則の封じ込め（拡散防止）に関する規則の変更によって既存の含有物使用の種類が増えないよう確認する必要がある。このため、全ての含有物使用を見直す必要がある。種類が増加した場合には、新規規則発効後 90 日以内に HSE に修正の届出を出す必要がある。90 日間の経過措置期間に届出がなされた場合は、手数料は請求されない。届出の形式は、新しいフォームにてリスクアセスメントを提出、あるいは以前のリスクアセスメントを修正したものを提供する。

リスクアセスメントの結果、リスクの増加がわかった場合や、HSE が含有物の使用の停止を命じることがない限り、含有物使用は継続してよい。ただし、経過措置は 2014 年 10 月 1 日以降に届出があった新規の含有物使用は適用されない。

2014 年の統合規則の変更点を以下に示す。

##### a. 「スケジュール 8 格納容器対策」に関する変更

(表 1a)

- ・消毒手順 重複要件を削除
  - ・内向き気流封じ込めレベル（CL）の要件の削除
  - ・CL3 で非対空伝送がある場合の対内気流の要件の改正
  - ・CL3 で非空気伝搬性がある場合の HEPA ろ過の要件の改正
  - ・CL4 における微生物安全キャビネット(MSC)の要求事項の変更（最も適切な MSC の選択はリスク評価に基づいて行われる）
  - ・CL1 の廃棄物不活化要件の変更
  - ・CL3 の展望窓の要件変更
  - ・CL2 での研修記録の要件の改正
- （表 1c）
- ・動物の死骸の焼却炉の要件の撤廃
  - ・CL1 でのアイソレータの要件の撤廃
- （表 2）
- ・除染施設の重複要件の撤廃
  - ・CL4 で建設された管理区域が目的地であることについての要件を撤廃
  - ・CL1 でのバイオハザードサインに関する要件を撤廃
  - ・CL1 での廃棄物不活化の要件を変更

## b. 事務的な手続きの変更

（全体的に）

- ・規則の文言・レイアウトを変更
- （第 2 条）
- ・「微生物以外の遺伝子操作生物」という用語を、「より広義の遺伝子操作生物」<sup>5</sup>という用語に言い換えた。
- （第 8 条）
- ・遺伝子操作生物安全委員会の要件を改正。クラス 1 レベルのリスク評価については、適切な専門知識を持つ個人で行うことができる。
- （第 21 条）
- ・緊急時計画に関する要件の改正⇒要件がリスクに沿ったものになる。
- （第 26 条）
- ・届出の公的な登録のハードコピーに関する要件を撤廃し、オンライン版のみになる。
- （第 31 条）
- ・抗告手続きをオンラインガイダンスにし、簡素化
- （第 33 条）
- ・保留及び経過措置を改正

---

<sup>5</sup> 原文 “larger genetically modified organisms”

## f. 施行機関についての変更

### ①地方自治体の活動の改善<sup>45)</sup>

地方自治体は、安全衛生規則のうちおよそ 50%の部分（視察や管理等）を担当している。オフィス、店舗、遊興施設等のリスクの低い現場を担当することが多い。2011 年当時、地方自治体は 196,000 件の視察を行っていた。地方自治体の視察件数が多いことは、企業に対する支援も手厚いということであるが、政府は、この視察の件数を少なくとも 3 分の 1（年間 65,000 件）削減し、積極的な視察が継続されている場合は、より大きな目標を設定することを勧めている。その他、政府は HSE と地方自治体に対し、小規模企業のニーズにあい、かつアクセスしやすい情報提供を行うよう求めている。

### ②大きなリスクが伴う機関

HSE の人的資源と技術的な資源の多くは、大きなリスクの伴う産業に充てられている。化学産業や海洋石油産業などは、生活に欠かせない産業であるものの、一度の事故で多数の死傷者を出し、社会、環境、経済に壊滅的かつ長期的な悪影響を与えるおそれがある。

これらの産業に対する規制について、政府は国際基準に基づいた最良のものであると考えており、現在の監視レベルを引き下げる予定はない。しかし、規則に対するアプローチの近代化に伴い、規制当局間での協力を促すプログラムが作られ、企業にリスクの大小に比例したアプローチを提供できるようにした。

## （6）安全衛生（些細な改廃）規則 2013

安全衛生規則の簡素化を目指したが、その取り組みの一つとして、2013 年 4 月 6 日より、些細な改廃を経て安全衛生規則 2013<sup>46)</sup>を改正した。法令 1 つを廃止し、12 の文書と工場法の関連規定を取り消した。これらの措置は、最新のものに置き換えられたり、冗長であるため廃止されたり、また意図した成果がないため削除された。改廃によって安全の保持に影響はないと考えられ、法的枠組みをシンプルかつ明確にするために行われたものである。

HSE はこのような規則の変更について、周知するための取り組みを行っている。例えば、建設業界（特に小規模な請負業者）と協力し、ヘルメットをかぶることの重要性を理解しているか確認している。「建設（頭部保護）規則」が廃止されても、個人用保護具規則（1992）があるため、法的には義務が課されている。

危険物質取扱設備の届出規則は、1982 年と 2002 年に改正規則（NIHHS）が失効し、危険物質に関する届出制度の重複がなくなるようにした。

在来型タワークレーンについては、「吊上げ作業および吊上げ装置規則 1998」<sup>47)</sup>にて代替され、「在来型タワークレーンの届出規則」「在来型タワークレーンの届出（修正）規則」は廃止された。「吊上げ装置」には、クレーン、ジンホイール、ホイストが含まれる<sup>48)</sup>。

削除された項目のリストを表 14 に示す。

表 14 安全衛生（些細な改廃）規則 2013 で取り消された法令と規則

1	Celluloid and Cinematograph Film Act 1922	セルロイドと映写機映画法令 1922
2	Gasholders (Record of Examinations) Order 1938	ガスホルダー（試験の記録）指令 1938
3	Shipbuilding and Ship-repairing Regulations 1960	造船及び船舶修理規則 1960
4	Celluloid and Cinematograph Film Act 1922 (Repeals and Modifications) Regulations 1974	セルロイドと映写機映画法令 1922（改廃）規則 1980
5	Celluloid and Cinematograph Film Act 1922 (Exemptions) Regulations 1980	セルロイドと映写機映画法令 1922（適用除外）規則 1980
6	Gasholders and Steam Boilers (Metrication) Regulations 1981	ガスホルダーのスチームボイラー（メートル法移行）規則 1981
7	Locomotives etc Regulations 1906 (Metrication) Regulations 1981	機関車等規則 1906（メートル法移行）規則 1981
8	Notification of Installations Handling Hazardous Substances Regulations 1982	危険物質取扱の設備の届出規則 1982
9	Docks, Shipbuilding etc (Metrication) Regulations 1983	ドック、造船等（メートル法移行）規則 1983
10	Construction (Head Protection) Regulations 1989	建築（頭部保護）規則 1989
11	Notification of Installations Handling Hazardous Substances (Amendment) Regulations 2002	危険物質取扱の設備の届出（修正）規則 1982
12	Notification of Conventional Tower Cranes Regulations 2010	在来型タワークレーンの届出規則 2010
13	Notification of Conventional Tower Cranes (Amendment) Regulations 2010	在来型タワークレーンの届出（修正）規則 2010



## 6-2 事務手続きの削減と法律の簡素化

### (1) 行政手続きのコスト削減

イギリスでは、ロフステッド教授の提言に基づいた法や規制の簡素化に引き続き、「行政負担軽減プログラム (The Administrative Burden Reduction Programme : ABRP)」を 2005 年から 2010 年まで実施し、企業に対する事務手続きの負担 (時間及びコスト) を軽減しようとした。イギリスは規制社会であり、ビジネスにおいて規制を遵守することが求められるが、不必要な行政上の手続きは企業 (特に中小零細) にとって大きな負担である。

ABRP の成果に関する最終報告書<sup>49)</sup>によると、以下の事項が明らかになった。

#### ①削減対象

事業者に対する情報提供義務に関わる「行政手続きコスト」

#### ②削減目標

(企業や第三セクターのビジネスをシンプルにする)

##### a. 事務的負担の簡素化

- ・ 2010 年 5 月までに企業や第三セクター組織に課せられている事務的な負担を 25%削減。
- ・ ただし、歳入庁 (HMRC) は 10%、内閣府 (Cabinet Office) は 35%、国家統計局 (ONS) は 19%。
- ・ 防衛省 (Ministry of Defense)、外務・英連邦省 (Foreign & Commonwealth Office)、国際開発省 (Department for International Development) は対象外。
- ・ 目標は達成。企業及び第三セクターで 35 億ポンド以上 (26.62%) の削減。

##### b. 法の簡素化

5 年間で、法律の変更、指針の発行、ウェブベースのツール作成などを通じて、304 の簡素化措置を実施。2005 年に設定された目標に対する成果の詳細は以下。

#### ③具体的な削減実績

##### a. 政府全体の行政手続きコスト

ビジネス・イノベーション・技能省 (BIS)、コミュニティ・地方政府省 (CLG)、安全衛生庁 (HSE) の行政手続きコストが、全行政手続きコストの 68.8%を占める。

##### b. コミュニティ・地方政府省 (CLG) の行政手続きコスト

CLG の行政手続きコストのうち 83%は以下の 5 法令により発生。(表 15 参照)

表 15 行政手続きのうち最もコストがかかっている 5 法令

都市計画法	Town and Country Planning Act - 1990
建築規則	Building Regulations - 2000
住宅法	Housing Act - 1985

都市計画指令[一般開発方式]	Town and Country Planning [General Development Procedure] Order - 1995
手数料規則（諮問を要するものについて）	Service Charges (Consultation Requirements) Regulations- 2003)

c. 安全衛生庁（HSE）の行政手続きコスト

HSE の行政手続きコストの 77%は、以下の 10 規則により生まれる（表 16 参照）。

表 16 HSE の行政手続きのうち最もコストがかかっている 10 規則

衛生労働安全管理規則	Management of Health and Safety at Work Regulations - 1999
ガス安全（導入および使用）規則	Gas Safety (Installation and Use) Regulations - 1998
昇降機操作および昇降機設備規則	Lifting Operations and Lifting Equipment Regulations - 1998
健康有害物質管理規則	Control of Substances Hazardous to Health Regulations - 2002
マニュアルハンドリングオペレーション規則	Manual Handling Operations Regulations - 1992
労働安全衛生法	Health and Safety at Work etc. Act - 1974
アスベスト管理規則	Control of Asbestos at Work Regulations - 2002
安全管轄者及び安全委員会規則	Safety Representatives and Safety Committees Regulations - 1997
建設（設計および管理）規則	Construction (Design and Management) Regulations - 1994
作業機器提供・使用規則	Provision and Use of Work Equipment Regulations - 1998

④ 2005 年～2010 年の 5 年間で達成した行政手続きコストの削減

イギリスは 2005-2010 年の間の 5 年間に 35 億ポンドの行政手続きコストの削減を達成した。そのうち 60%は、以下、表 17 の取り組みによる削減が占めている。

表 17 達成した法・規則の改正とコスト削減（2005-2010 年）

削減分野	所轄	内容	コスト削減額 (日本円)
------	----	----	-----------------

労働法ガイダンスプログラム	BIS	労働法関連の契約書や提出書類に関し、標準的な雛形を策定し、無料のオンラインツールにて処理できるように改善。また、労働法関連報告・登記等において外部コンサルタント等に依頼することなく自前で処理できるよう、事務処理ガイダンスをオンライン上で整備。	580 億円
消費者向け広告など商業上の不正行為に関するルール等	BIS	消費者向け広告など商業上の不正行為に関するルールを簡略化	430 億円
労働環境における安全・健康面のリスクアセスメント	HSE	コンビニエンスストア運営などの低リスクの 34 業態を類型化し、オンライン上で簡便にリスクアセスメントを実施できるツールを提供。	330 億円
住宅法 6 章の廃止	CLG	複数人が入居する住宅に関し、家主に求められる免許の数を削減。	290 億円
株主報告の電子化	BIS	紙媒体しか認められなかった株主への事業報告書について、電子送付を許可。	250 億円
アルコール及びエンターテインメント免許法の改正	文化・メディア・スポーツ省 (DCMS)	アルコールとエンターテインメントの免許登録を 1 つにまとめる。	250 億円
建築関係の資格緩和	CLG	電気工事 (120 万件) を、建築検査官の検査によってではなく、一定の技術力を満たし、事前に政府に登録した人による認証で代替できるものとした。	190 億円
測定器の更新基準の適正化	BIS	測定器の更新にあたっての基準を適正化した。	180 億円
労働争議手法の改善	BIS	労働争議にあたって、雇用法ではなく、裁判外紛争処理手続き	160 億円

		を活用できるようにした。	
アセットマネジメント業界の取引電子化推進	財務省	アセットマネジメント業界において、ファンドマネジャーや株主等に送付する、所有権移転や決済の証拠となる文書の送付をやめて電子化。	160 億円

ちなみに、HSE の HP においてリスクアセスメントのページで提供しているのは、以下の表 18 の 6 業種向けのもの（公開当初は 34 業種に分けられていたが、現在は 6 業種に絞られている<sup>50)</sup>）。

表 18 「低リスク」と定義される 6 業種

1. オフィス業務
2. 地元店舗／新聞販売店
3. 調理・外食
4. 自動車修理工
5. 工場メンテナンス業
6. 倉庫

⑤ 2009 年 12 月～2010 年 5 月までの間に達成した行政手続きコストの削減（表 19）

表 19 達成した法・規則の改正とコスト削減（2009-2010 年）

削減分野	所轄	内容	コスト削減額 (日本円)
ガス安全（設置及び使用）規則における定義の明確化	HSE	「家主」の定義を「7 年未満の賃貸を行う人」または「ライセンスのもとで所有する不動産を貸し出す人」というように明確にした。また、ライセンスのもとで営業が行われる宿泊施設もこれに含まれる。さらに、家主の中でも「短期の家主（28 日未満）」「長期の家主（28 日以上 7 年未満）」「7 年以上の長期の家主」「エージェント」の 4 つの分類に分け、ガスの安全に関する責任を明確にした。（※1）	80 億円

「デザインとアクセスに関する記述書」の撤廃	CLG	家主や企業が行う小規模な開発や、視覚的に見づらいところを除く場所の開発については、「デザインとアクセスに関する記述書（‘Design and Access Statements’）」の提出を不要とした。	78 億円
「飼料衛生記録保存指針」の発行	Food SA	Food SA は、EC 飼料規則(EC Feed Regulation) (183/2005)を遵守できるよう、指針を発行した。この指針により、必要な情報はほぼ既存の文書で対応可能であることを農家の人々に知らせることができている。	59 億円
保育所利用終了時の地方自治体への通知を電子化	DfE (前身はDCSF)	資金が重複して支払われないよう、プレスクール及び保育所は、サービスを無料で利用している子どもが転園した場合には、地元の当局に通知する必要がある。この通知が電子化され、DfE はオンラインテンプレートを利用できるようになった。	44 億円
開発許可の緩和	CLG	ヤング報告書に基づき、開発権の許可は、非住宅の開発にまで拡大。これにより、住宅所有者以外のセクターへの影響がないような小規模開発に関しては、許可を求める必要性がなくなった。この措置により、手数料も大幅に減った。	36 億円

(※1) 毎年行うガスの安全性チェックのタイミングをフレキシブルに設定。安全性チェックの期日の二か月前から実施することが可能になり、有効期限はそのまま維持することができる。これにより、期日ギリギリになっても安全性チェックの予約が取れないようなことがないようになった。また、チェックの有効期限はそのまま維持されるため、年間のチェックのサイクルが短くなることもない。毎年行われるチェックに関する法律上の要件には変更はない。

## ⑥ それぞれの省庁の簡素化プログラムの特徴

### a. BIS (ビジネス・イノベーション・技能省)<sup>51)</sup>

BIS は、労働法、会社法、消費者指令、倒産法、度量衡法、知的財産権分野などを担当する。BIS が担当する政策の影響を受ける人口は多く、省庁で最大の行政負担が課される。



- ・様々な法律・規則の改正に取り組む中で「Think Small」（小規模企業を第一に考えよう）を常に織り込んでいる。小規模企業に過大な負担を強いらないように心がけている。
- ・民間・第三セクターの負担軽減、広範な規制コストの削減。EU の簡素化プログラムにも協力。
- ・労働法の改正。指針の改善とオンライン化。
- ・紛争解決の見直し → 新しい紛争解決方法を取り入れ、新しい Acas ヘルプライン<sup>52)</sup>と事前請求調停サービスを開始。
- ・2006 年、会社法の改正で 会社法の枠組みを簡素化した。
- ・消費者指令について EU 不正競争防止法をイギリスでも施行した。
- ・度量衡（包装商品）規則（2006）では、旧法の規範要件を撤廃し、新法の簡便な規則が適用できる。

#### b. CLG（コミュニティ・地方自治体省）<sup>53)</sup>

CLG は、地方自治体、住宅、都市計画等の政策を策定している。建築基準規則、消防規則、救助規則等に対応する。CLG ではこれら全ての分野でコスト削減を実現した。具体的には次のとおり。

- ・世帯開発許可の見直し。住宅の拡張やロフトの改造など、特定の小規模な世帯開発のための計画許可を申請する義務項目を削除。
- ・小規模事業者の税率緩和（SBRR: Small Business Rate Relief）。2006 年 10 月より、一年に一度だけの申請でよくなった。
- ・火災安全規制改革令（Fire Safety Regulatory Reform Order）において、事業者が火災対策証明書を申請するための要件を削除した。最もリスクの高い施設のみを対象に検査を集中的に実施することを義務づけた。
- ・建物管理の電子化。将来的に建物管理サービスの提供基準の電子化に取り組む。  
（ケーススタディより）
- ・サンライト・ロフト社<sup>54)</sup>

世帯開発許可の見直しにより、8 万件以上の小規模な開発申請が不要になり、コスト削減につながった。この改正により、以前は制限された屋根の高さでの増築が可能になった。また、計画的に許可を得る必要なく、ロフトの改装や大きさの変更も可能になった。

#### c. HSE

HSE は不必要な管理業務の削減に取り組み、安全衛生関連の法律・規制の事務的負担を軽減し、2005 年以降、5 億 5920 万ポンドの削減につながった。労働安全衛生法規の事務的負担の軽減の一例がガス安全指針の明確化である。「家主」の定義をそれぞれ明確にし、ガスに対する安全責任を明確化した<sup>55)</sup>。家主が法律上の義務を果たすために必要な情報を掲載した。

(ケーススタディより)

- ・ガス安全（設置及び使用）規則を緩和し、家主がガス安全チェックを実施するための要件を見直す。年間 6,000 万ポンド削減。
- ・労働者の参加により（グッド・プラクティス指針<sup>56)</sup>）、代表者に提供する労働者情報を明確化し、年間 3,660 万ポンドを削減した。

#### ⑦2005 年～2010 年の 5 年間で達成した企業と第三セクターでのコスト削減

ここまでは法律や法遵守のための行政手続き等から生じるコスト削減の取り組みを取り上げたが、政府は企業や第三セクター向けのコスト削減も同様に取り組んでいる。以下、表 20 は、民間企業及び第三セクター向けの政策軽減（削減）をまとめたものである。これらの取組により、2,800 万ポンドの事務経費を削減することができた。

表 20 達成した第三セクターでの法的手続きのコスト削減（2005-2010 年）

削減分野	所轄	内容	コスト削減額 (日本円)
建設（設計および管理）規則 2007	HSE	法律の 4 か所を統合し、請負業者の能力をチェックするプロセスを簡素化した。	224 億円
安全な食事とより良き経営 (Safer food, better business (SFBB))	Food SA	小規模飲食店等の事業者が一般衛生管理及び調理上の重要なチェックのポイント、そのモニタリング、問題があったらどう対応するか等を作成者が書き込んで衛生管理計画として作成し、併せて簡単な日記のような記録を作成することを支援する冊子の作成。DVD も 16 か国語で作成された。教育研修も提供。	173 億円
医薬品イニシアティブの質的向上 (Better Regulations of Medicines Initiatives)	DH	医薬品に関する不必要な規制負担を取り除く。	140 億円

貨物自動車及び旅客輸送事業者のための、目標を明確にした安全検査要件の設定	DfT	DfT は 2006 年 12 月に「路上での運転に適している性質を維持するための手引き」の改定版を発表。この指針は、一部の自動車両が、年一回の MoT 検査以外は検査回数を減らし、一部の事業者がコストを節約することができるようにした。	135 億円
放射性物質輸送業者の負担軽減	DfT	イギリスフランス間では放射性物質輸送物の証明書を相互承認するようにした。	101 億円
放射性廃棄物の輸送	DfT	放射性廃棄物の輸送に関する国際規制を改正。	91 億円
救急処置の指針	HSE	事業者は、救急処置者になる者に対し、教育研修 2 コースを選ぶことができる。	70 億円

(参考文献)

- 1) 労働事務次官通達発基第九一号：労働安全衛生法の施行について， 1972.
- 2) 中央労働災害防止協会：平成30年度版安全の指標， 2019.
- 3) 厚生労働省：第 12 次労働災害防止計画， 2014.
- 4) 高木元也他：労働災害防止のための中小規模事業場向けリスク管理支援方策の開発・普及，平成 25 年度労働安全衛生総合研究所年報， 2013.
- 5) Peter HASLE, Hans Jorgen LIMBORG : A Review of the literature on Preventive Occupational Health and Safety Activities in Small Enterprises, 2006 (デンマーク) .
- 6) Luise Vassie 他：Health and Safety Management in UK and Spanish SMEs: A Comparative Study, 2000 (イギリス/スペイン) .
- 7) Aoife Finneran 他：SME-micro engagement with occupational safety and health (OSH) - the role of the owner-manager, 2014 (イギリス) .
- 8) Nobuyoshi Yamori , Yoshihiro Asai :「東日本大震災と中小企業のリスクマネジメントー日本の中小企業は自然災害にいかに備えるべきか？ー」, 2017.
- 9) Tom Papworth : SMEs and Health and Safety, 2015 (イギリス) .
- 10) Peter HASLE, Hans Jorgen LIMBORG : A Review of the literature on Preventive Occupational Health and Safety Activities in Small Enterprises, 2006 (デンマーク) .
- 11) Kirsten Jørgensen 他：Demonstration of risk profiling for promoting safety in SME's, 2011 (デンマーク) .

- 12) Heriot Watt University & HSE : Health and Safety in the small to medium-sized enterprise - Psychosocial opportunities for intervention -, 2007 (イギリス) .
- 13) Aoife Finneran 他 : SME-micro engagement with occupational safety and health (OSH) - the role of the owner-manager, 2014 (イギリス) .
- 14) Chike F Oduozaa , Onengiyeofori Odimaboa and Alexios Tamparapoulosa : Framework for Risk Management Software System for SMEs in the Engineering Construction Sector, 2017 (イギリス) .
- 15) Peter HASLE, Hans Jorgen LIMBORG : A Review of the literature on Preventive Occupational Health and Safety Activities in Small Enterprises, 2006 (デンマーク) .
- 16) Luise Vassie 他 : Health and Safety Management in UK and Spanish SMEs: A Comparative Study, 2000 (イギリス/スペイン) .
- 17) Aoife Finneran 他 : SME-micro engagement with occupational safety and health (OSH) - the role of the owner-manager, 2014 (イギリス) .
- 18) Susan Lammin 他 : Safety Management in Small Businesses: Promoting good practice in SME's, 2003 (イギリス) .
- 19) European Agency on Safety and Health at work : Improving occupational safety and health in SMEs, examples of effective assistance, 2003.
- 20) Eurostat : European Social Statistics - Accidents at Work and Work-Related Health Problems-, 2002.
- 21) <https://www.pref.kanagawa.jp/documents/31197/826972.pdf> p.77
- 22) 厚生労働省 : 新産業災害防止総合 5 か年計画から第 13 次労働災害防止計画までの労働災害防止計画 (計画年度通算 1961~2022) .
- 23) 厚生労働省 : 基発第 0322002 号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」, 2007.
- 24) 厚生労働省 : 建設業における総合的労働災害防止対策, 2007.
- 25) 厚生労働省 : 基監発第 0322001 号「建設業における総合的労働災害防止対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」, 2007.
- 26) <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/bukai/20161003/161003bukai02.pdf>  
<https://www.hse.gov.uk/pubns/hsc13.pdf> など参照
- 27) WHAT WILL BREXIT MEAN FOR HEALTH AND SAFETY REGULATION IN THE UK AND LEGISLATIVE COMPLIANCE IN GENERAL?  
<https://aec.uk.net/post.php?id=What%20will%20Brexit%20mean%20for%20Health%20and%20safety%20regulation%20in%20the%20UK%20and%20legislative%20compliance%20in%20general?>

- 28)CohenCramer Solicitors, “Health and Safety at Work: Six Pack Regulations”  
<https://www.cohencramerpi.co.uk/accidents-at-work-claims/what-can-i-claim-for-my-accident-at-work/what-are-the-health-and-safety-six-pack-regulations/>
- 29)Lord Young, “Common Sense Common Safety”, Cabinet Office, 2010  
<https://www.hse.gov.uk/aboutus/commonsense/index.htm>, HSE
- 30)“Common Sense Common Safety”
- 31) “HSE consults on RIDDOR reform”<https://www.theconstructionindex.co.uk/news/view/hse-consults-on-riddor-reform>
- 32)“Reclaiming health and safety for all: An independent review of health and safety legislation”, Ragnar E Löffstedt, 2011, Health and Safety Review Team Department for Work and Pensions  
[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/66790/lofstedt-report.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/66790/lofstedt-report.pdf)
- 33)Reclaiming health and safety for all: An independent review of health and safety legislation” より
- 34)Department for Work & Pensions, UK, “A final progress report on implementation of health and safety reforms” pp. 15-23, 2015
- 35) Department for Work and Pensions, “Good Health and Safety, Good for Everyone”, 2011
- 36)三柴文典, 『イギリスのリスクアセスメントと法』 <http://t-mishiba.heteml.jp/150331-2.pdf> の p. 26 を参照)
- 37)<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2013/1667/made>
- 38)Explosives Regulations 2014 - Guidance structure, HSE  
<https://www.hse.gov.uk/explosives/guidance-structure.htm>
- 39)<https://www.hse.gov.uk/pubns/books/l150.htm>
- 40)<https://www.hse.gov.uk/pubns/books/l151.htm>
- 41)HSE, Explosives Regulations 2014 - Guidance structure  
<https://www.hse.gov.uk/explosives/guidance-structure.htm>
- 42)HSE, Mines Regulations 2014 <https://www.hse.gov.uk/pubns/books/l149.htm>
- 43)HSE, Storing petrol safely<https://www.hse.gov.uk/fireandexplosion/petroleum.htm>  
Tenos (Fire Engineering Consultants), “Changes on the horizon for petrol storage legislation” <https://www.tenos.com/changes-on-the-horizon-for-petrol-storage-legislation/>
- 44) <https://www.hse.gov.uk/biosafety/gmo/index.htm>  
<https://www.hse.gov.uk/biosafety/gmo/whats-new.htm>
- 45)“Good Health and Safety Good for Everyone”, p.7-11



[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/66745/good-health-and-safety.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/66745/good-health-and-safety.pdf)

46)The Health and Safety (Miscellaneous Repeals, Revocations and Amendments)Regulations 2013

47)<https://www.legislation.gov.uk/ukxi/1998/2307/contents/made>

48)<https://www.hse.gov.uk/construction/safetytopics/lifting-operations.htm>

49)HM Government, “Simplification Plans 2005-2010 Final Report”, 2013

50)<https://www.hse.gov.uk/simple-health-safety/risk/risk-assessment-template-and-examples.htm>

51)Department for Business, Innovation and Skills

<https://www.gov.uk/government/organisations/department-for-business-innovation-skills>

52)Acas <https://www.acas.org.uk/contact> (職場関係で何か問題を抱えている場合に、アドバイスをしてくれるヘルプライン。ただし、法律的助言はしない。)

53)Housing, Communities and Local Government Committee

<https://committees.parliament.uk/committee/17/housing-communities-and-local-government-committee/>

54)<https://www.sunlightlofts.co.uk/>

55) “Gas health and safety” <https://www.hse.gov.uk/gas/>, HSE

56) “Good Practice Guidelines” <https://www.hse.gov.uk/humanfactors/topics/good-practice-guidelines.htm>, HSE 安全管理責任者が労働者に対してどういう働かせ方をするかについて、良い事例、プランを示したもの。例えば、「夜勤の入れ方」「シフトの組み合わせ方」「連続勤務日数の制限」などについて、具体的な指針が示されている。

厚生労働行政推進調査事業費補助金  
（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））  
分担研究報告書

発注者等の責任について

研究協力者 近藤 龍志 労働基準監督官

研究要旨

労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）では、措置義務の名宛人の多くが事業者であるが、労働基準法（以下「労基法」という。）から分離独立して単独立法を行う理由のひとつは「特別な労働関係」である請負関係の規制を含むためであった。したがって、安衛法の目的は労基法と同じく労働者の保護であることと同時に、労基法ではとらえられなかった請負関係の規制にもあった。

発注者等の義務のうち、制裁として刑事責任があるものはほとんどが「仕事を自ら行う者」に係るものであり、施工者としての責任という面があると思われる。また、労働衛生に係る発注者等の義務は労働安全のそれに比べると直接的ではなく、過重労働やハラスメントに関する発注者等の義務は皆無である。

歴史的には工場法まで旧労基法以後で保護対象が異なり、旧労基法以後は保護対象は労働者に限られた。安衛法では旧労基法時代にはなかった発注者等の措置義務が多く定められているものの、対象は発注者等の労働者または請負人の労働者であり、請負人自身が保護対象となっているわけではない。その中で建設アスベスト訴訟最高裁判決は「快適職場」の対象は労働者以外も含まれるとし、「請負人の労働者」のみならず「請負人」自身も保護対象とすることがあり得ることを示し、ある意味工場法の考え方に戻ったともいえる。

IT技術の発展等により今後は「雇用」の形態以外で働く者が増加することが予想され、「雇用類似の働き方」で働く者やフリーランス、ギグワーカー等の保護の必要性が議論されているが、「誰を」保護対象とするかと同様に、「誰が」措置義務を負うのかの議論も重要である。

## A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、枝番号や附則を除き 123 条ある安衛法のうち発注者等の責任について、その課題を果たすことにある。

## B. 研究方法

現役の労働基準監督官である筆者が、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第 1 次文献のレビューを行って執筆した文案を法学や行政学を専門とする研究者、元労働基準監督官や元厚生労働省の安全衛生担当者、弁護士などで構成する研究会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鴎大学教授らからの指摘やアドバイスを心得て洗練させた。

## C. 研究結果

### 1 趣旨

安衛法における労働災害防止は主に労働者を使用する「事業者」がその責任を負っている。一方、事業者のみでは措置が困難又は不十分なことがあり、そのような場合の労働災害防止を実行有らしめるため事業者以外を名宛人として措置義務を講じている。その代表例として請負規制があげられる。すなわち、ある仕事に関して請負関係にある元請事業者 A と下請事業者 B があり、B の労働者の労働災害防止に関しては基本的に B がその責任を負っているが、B が措置をすることが困難、又は B の措置だけでは不十分な場合、A にも一定の措置義務を負わせることで労働災害防止をより実効的なものにすることができる。請負規制としては、元方事業者、特定元方事業者に関するもののほか、発注者を含む注文者に関するものがある。

ところで労働者を「使用する」とは、現在はほぼイコールで「雇用する」という意味で捉えられている。ここでの「雇用する」とは民法第 623 条の雇用契約のことであり、「使用する」とは事業のために雇用以外の形態で労務提供を行わせること（民法第 632 条の請負等）であるが、安衛法の中核は事業者と雇用関係にある労働者を保護する（＝労働者と雇用関係にある事業者に義務を課す）ことと捉えられているように思われる。しかし歴史を振り返れば「使用する」とは必ずしも「雇用する」とイコールではないし、また IT 技術の発展等により将来的には「雇用」されずに働く者が増加することも予想される。その場合、指揮命令ではなく単なる仕事の発注という形式をと

るであろう。そのとき安衛法は、当該発注者は「事業者」ではないため措置義務の対象外とするであろうか。

本稿では、上記のような観点から、現在の安衛法においてある者へ仕事の全部または一部を発注する者を「発注者等」とし、安衛法における発注者等の責任について検討する。

なお、各条文の詳細については各分担報告書を参照いただきたい。

## 2 発注者責任の内容

安衛法では名宛人について表 1 のとおり規定されている。これを図示すると図 1 のとおりとなり、各名宛人が重複する場合もある。（注筆者かつ特定元方事業者である、注筆者かつ事業者かつ関係請負人である等。）

本稿では安衛法における発注者責任について検討する趣旨から、図 1 の注筆者の範囲に含まれる名宛人、すなわち発注者、注筆者、元方事業者、特定元方事業者について検討することとするが、（特定）元方事業者は事業者の一種であるため、発注者、注筆者を中心に検討する。また、これらの名宛人をまとめて「発注者等」ということがある。

### 2. 1 名宛人、仕事を自ら行う者、罰則による分類

発注者等に課せられている安衛法の義務について、名宛人ごとに表 2 のとおり分類した。また、仕事を自ら行う者に限られるか否か、罰則の有無についても整理した。

名宛人は図 1 のとおり相互排他的なものではなく、注筆者が最も広い範囲の名宛人である。すなわち、注筆者に課せられてい

る義務は他の名宛人（発注者、（特定）元方事業者）にも課せられている。また、元方事業者に課せられている義務は当然、特定元方事業者にも課せられている。

また、仕事の一部を自ら行う注筆者のみに課せられる義務と、すべての注筆者に課せられる義務があり、自ら行う者に限られれば○、限られなければ×とした。厳密に分けられるわけではないが、仕事を自ら行う注筆者はいわゆる施工者、仕事を自ら行わない注筆者はいわゆる「お客様」となることが多いであろう。

ところで、第 31 条では「仕事を自ら行う」と規定されているのに対し、（特定）元方事業者を定義している第 15 条では「仕事の一部を請負人に請け負わせている」と規定されている。あえて違う文言を使用した理由は定かではないが、字句通りに解釈すれば両者は同一の意味であろう<sup>1</sup>。したがって、（特定）元方事業者も仕事の一部を自ら行う注筆者である。なお、注筆者が施工管理のみを行う場合でも「自ら行う」場合に該当する<sup>2</sup>。

（特定）元方事業者は事業者の一種であり、労働者を使用することを要件とする。一方、注筆者にはそのような要件はなく、他者に何らかの仕事を注文する者は個人であれ組織であれすべて該当する。

さらに、罰則の有無について、罰則のある条文は○、罰則がない条文は×とした。

#### 2. 1. 1 措置義務の内容

表 2 の措置義務の内容について、統括安全衛生責任者の選任や措置義務者の指名などの措置義務を【安全管理体制】の構築義務、関係者間の混在作業による労働災害防止のための措置義務を【作業の調整】の義

務、請負人に必要な情報を提供する義務を【情報提供】の義務、請負人の労働者に使用させる設備を適正に管理する義務を【設備等管理】の義務、行政機関に必要な報告・届出を行う義務を【報告】義務、請負人に適正な指示・指導を行う義務を【指導】義務、自らが法令を守り、または契約内容を適正なものとするよう義務や違法な指示をしない義務を【コンプライアンス】の義務とした。その他、事業者だけではなく発注者等も労働基準監督署長等からの使用停止等命令や当該命令の仕事に関する勧告の対象となっている（＜2. 3. 3＞で後述）。

### 2. 1. 2 仕事を自ら行う者か否か

仕事を自ら行わない発注者、注文者にはおおむね【情報提供】の義務が課せられているほか、【安全管理体制】の構築義務が課せられており、日々刻々と変化する現場の対応は想定されていないように思われる。【情報提供】については、一般的にその仕事に関する情報を有しているのが発注者、注文者であるからであるが、ここでいう「情報」の内容は、例えば建築物の新築工事における建設予定地の埋設物や改修工事における建物設備などに関する情報であり、作業内容や工法に関しては発注者、注文者よりむしろ施工者の方が詳しいことの方が多いであろう。なお、第 102 条でガス工作物等に係る【情報提供】について規定があり、ガス工作物等の設置者は工事その他の仕事を行う事業者からガス工作物等に係る情報提供を求められたときは教示しなければならない。ここでは情報の流れは「設置者」から「工事その他の仕事を行う者」となるが、発注者も事前調査を行い当該情報を入手していることが望ましいであろう。

注文者のうち「仕事を自ら行う者」に対しては請負人に対する【情報提供】に留まらず【指導】義務が課せられており、当該仕事が一の場所で行われる場合は【作業の調整】など、混在作業における作業内容を適正なものにする義務が課せられている。

【作業の調整】義務は（特定）元方事業者に課せられていることが多いが、第 31 条の 3 の名宛人は「特定作業に係る仕事を自ら行う発注者」又は「当該仕事の全部を請け負った者で、……当該仕事の一部を請け負わせているもの」であり、事業者であることを要しない。これは「特定作業」（機体重量が 3 トン以上の車両系建設機械を扱う作業等、安衛則第 662 条の 5）という作業の特性に注目した規制であろう。

また、第 31 条の注文者には作業床や足場、くい打機等の【設備等管理】義務が課せられているが、これらの設備の管理権限を有していることが多いのが第 31 条の名宛人であるからである。

### 2. 1. 3 罰則の有無

罰則の有無について見ると、罰則がある条文の名宛人はほとんど「仕事を自ら行う者」に限られている。

ただし、第 31 条の 2 は「仕事を自ら行う者」でなくても（≡「お客様」であっても）罰則がある唯一の条文である。また本条は最先次の注文者に限らず、すべての注文者に適用がある。すなわち、化学設備の修繕等の依頼人である発注者 A から情報を受けた元請 B がさらに下請事業者 C へ仕事を（一部であれ全部であれ）請け負わせる際、A から B に対する【情報提供】義務はもちろん、B にも C に対する【情報提供】義務がある。なお、石綿則第 8 条は建物の



解体工事等の発注者が請負人に対して【情報提供】をする義務を規定しているが、安衛法本体に根拠条文を持たないいわゆる根無し省令のため罰則がなく、なおかつ努力義務となっており、法第 31 条の 2 と比べると違反した場合の制裁の落差が大きい（一般民家等であれば石綿含有の情報が残っていない場合も多く、発注者に【情報提供】義務を課そうにも肝心の情報を持っていない場合は不可能であるため、実際に解体する事業者に事前調査の義務（石綿則第 3 条）を課しているのではないかと思われる）。

また、第 31 条の 4（違法な指示の禁止）に罰則がないのはいささか奇妙である。本条は注文者が当該仕事に関し請負人に安衛法等に違反するような指示をしてはならない旨規定しているが、例えば作業の効率から高所で墜落制止用器具を使用しないまま作業するよう元請から下請に対し指示があった場合（第 21 条第 2 項違反）、下請を第 21 条第 2 項違反で処罰するとともに、元請も刑法の共犯や幫助により処罰することがあるが、第 31 条の 4 にも違反するはずである。本条は、注文者の指示が結果的に安衛法違反となる様な場合ではなく、「指示を行った者が労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反する行為が行われることを認識して当該指示を行った場合に適用される」<sup>3</sup>ものであり、明らかに故意を前提としている。請負間の上下関係を利用した犯罪の指示は、それ自体をひとつの犯罪とすべき（上記の例でいえば元請に対して第 21 条第 2 項違反の共犯と第 31 条の 4 違反の 2 つの犯罪が成立すべき）とも考えられるが、ともあれ現在は第 31 条の 4 には罰則がない。

その他、罰則がある条文にはすべて第 122 条の両罰規定がある。

## 2. 2 労働衛生

労働衛生に係る発注者等の措置義務は労働安全に比べると少ない。請負人の労働者に係る労働衛生の 3 管理（作業環境管理、作業管理、健康管理）のうち、発注者等が直接の措置義務となっているものは無く、請負人が 3 管理を行うのに必要な【情報提供】の義務（安衛法第 31 条の 2、石綿則第 8 条等）にとどまる。

また、元方事業者については、請負人に局所排気装置を使用させるときは当該局排の性能は法定基準を満たさなければならないとする【設備等管理】義務（安衛則第 658 条等）があるが、これは請負人が局排等を設ける場合に限られるという条文の規定からも明らかなように、元方事業者に局排等を「設ける」義務があるわけではなく、局排等を「設ける」義務があるのは請負人である。ただし、請負人が局排等を設ける義務があるのにそれを怠ると、元方事業者は請負人に【指導】する義務がある（第 29 条）。

元方事業者が自ら事業者として行った作業環境測定結果はその測定の範囲内で関係請負人が活用できる。また、関係請負人の労働者の健康診断の受診率を高めるため、元方事業者は自らの労働者に対する健診実施日と関係請負人の労働者の健診実施日を同日にする、関係請負人に対して健診機関をあっせんする、などの措置が望ましい<sup>4</sup>。

なお、請負人の労働者の過重労働やメンタルヘルスに関する発注者等の規定は皆無である。2021（令和 3）年度の過労死等の労災補償状況を見ると、脳心臓疾患では請求件数 753 件、支給決定件数は 172 件（死

亡 57 件）であり、精神障害では請求件数 2,346 件（未遂を含む自殺 171 件）、支給決定件数は 629 件（未遂を含む自殺 79 件）である<sup>5</sup>。過労死等の労災請求件数、支給決定件数はその年の「発生件数」を意味するわけではないが、2021（令和 3）年の労働災害発生状況（死亡者数 867 人、休業 4 日以上の死傷者数 149,918 人）<sup>6</sup>と比べても決して少なくない。しかし発注企業の発注条件により請負人の労働者に過重労働が生じることを防ぐための規定は第 3 条第 3 項程度であり、事実上皆無といってよい。

例えばシステムコンサルタント損害賠償請求事件（平成 3 年（ワ）第 2061 号）では、コンピュータソフトウェア開発に従事していた労働者の過労死について会社側の安全配慮義務違反が認められたが、判決の中で発注企業からの厳しい要求（「土曜日にも出勤すること」や「午前 9 時から午後 9 時までは全員が、午後 9 時から午後 11 時までは当番が残り、システムテストサポートを行うこと」など）があったことが認定されている<sup>7</sup>。本件では発注企業は被告となっておらず発注企業の責任については判断されなかった。労働者に過重労働を強いるような発注者による要求は受注会社で断るべきというのが建前であるが、請負関係では多少なりとも力関係が生じるものであり、そのため安衛法では元方事業者など請負関係の規制も行われている。請負人の労働者の過重労働やハラスメントについても実効性のある防止措置が必要と思われる。

## 2. 3 建設業

発注者等の義務は全業種にわたるが、特定事業である建設業、造船業は特定元方事業者としての措置義務や第 31 条の特定事

業の「仕事を自ら行う」注文者としての措置義務が課せられるなど、発注者等の中でもさらに特化した規制がある。特に建設業は、死亡災害の割合が全産業の 3 割以上を占めており、＜3. 6＞で後述するように、発注者等に係る安衛法の規定は主に建設業対策として追加されてきた。

そのため、以下では発注者等の義務のうち建設業について検討する。なお、特に建設業に限定していなければ特定元方事業者や特定事業に関する内容は造船業にも当てはまる。

### 2. 3. 1 （特定）元方事業者として

特定元方事業者は統括安全衛生責任者の選任（第 15 条）や協議組織の設置・運営（第 30 条）など【安全管理体制】を構築する必要がある。工事の種類や労働者の総計によって選任する者が異なり、表 3 のとおりとなる（協議組織の設置は労働者の総計にかかわらず必要である）。また、これらの者を選任した場合、特定元方事業者の事業開始報告を所轄の労働基準監督署長に届け出る【報告】義務がある（第 100 条、安衛則第 664 条。図 2）。その他、表 4 のとおり建設工事の開始報告や機械等の設置届を届け出る【報告】義務がある（第 88 条）。以上の義務を怠ると罰則が科される可能性がある。

また、元方事業者として請負人への【指導】義務（第 29 条）のほか、建設業固有のものとして土砂崩壊等のおそれのある場所での危険防止措置義務（第 29 条の 2）や、爆発火災等の救護における二次災害防止措置義務（第 25 条の 2）などの【作業の調整】義務がある。

なお、第 29 条には罰則がないが、下請負

人が安衛法違反で書類送検され、元方事業者が第 29 条で是正勧告を受けたことにより、元方事業者が県の発注工事から指名停止をされた事例がある<sup>8</sup>。

### 2. 3. 2 注文者として

特定事業の注文者として第 31 条の義務があげられる。第 31 条は<5 適用の実際>で後述するように、主に墜落防止のための設備や足場の管理である【設備等管理】義務がメインとなるが、くい打機等の機械安全の措置も含まれる。ここで墜落防止措置に関して、事業者に課せられた安衛法の義務は第 21 条（安衛則第 518 条、519 条、563 条等）であり、注文者に課せられた第 31 条（安衛則第 653 条、655 条）の義務もほぼ同内容となっている。そのため請負人によっては「元請任せ」のような態度も見られ、自身の「事業者としての義務」を果たそうとしないことがある<sup>9</sup>。

しかし、安衛則第 518 条第 1 項は事業者に対し、高所作業の際に足場や作業床を「設ける」義務を課しているが、第 31 条の注文者には高所作業の際に足場や作業床を「設ける」義務があるわけではない。また、安衛則第 521 条や第 563 条で、高さ 2 メートル以上の箇所や足場で労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させる際には、事業者は要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備を「設ける」義務が規定されているが、法第 31 条の関連省令にはそのような規定はなく、請負人自らが行わなければならない。そもそも第 31 条及び関連省令は注文者固有の義務であり、請負人の「事業者としての義務」を元請が「肩代わり」するものではないため、請負人自身が「事業者としての義務」を別途果たす必

要がある。

### 2. 3. 3 発注者として

また、「元請任せ」とは、下請事業者（請負人）が自らの責任において措置すべき事項を元請事業者に任せていることと同時に、仕事を自ら行わない発注者も現場の安全衛生対策を元請事業者に任せている（「丸投げ」している）ことも意味している<sup>10</sup>。

確かに仕事を自ら行わない発注者、注文者に対しては、上記の通り【設備等管理】や業者間の【作業の調整】などが主であり、日々刻々と変化する現場への対応義務は課されていない。ただし<2. 1. 2>のとおり、発注者には【情報提供】の義務が課されていることがあり、後述の通り必要に応じて発注者自ら事前調査を行うことも望ましく、「元請任せ」にしておけばいいものではない。

その他、第 30 条第 2 項で、特定事業の仕事の発注者は第 30 条第 1 項の措置義務者を指名する【安全管理体制】の構築義務が規定されている（図 3 参照）。措置義務者の指名に当たっては、工事の主要な部分を請け負った者等の同意を得なければならない（安衛則第 643 条第 1 項）。当該指名ができない場合、発注者は遅滞なくその旨を所轄の労働基準監督署長に届け出なければならない（安衛則第 643 条第 2 項）。

第 31 条の 3 では、建設業において、複数の事業者が建設機械等を用いる仕事を共同して行う場合にその仕事全体の安全確保に必要な措置を講ずる必要性から、車両系建設機械のうち一定のものやつり上げ荷重が 3 トン以上の移動式クレーンに係る作業（特定作業）の仕事を自ら行う発注者又は当該仕事の全部を請け負った者で当該場所にお

いて当該仕事の一部を請け負わせているものに対し、作業内容や立ち入り禁止区域等について必要な連携や調整を行う【作業の調整】義務を課している。

安衛法第 20 条や第 21 条に基づく安衛則では、事業者に対して、様々な作業を行うときにあらかじめ地形や工法等の調査義務を課している。そのうち、地山の掘削（安衛則第 355 条）や、ずい道等の掘削（安衛則第 379 条）の際の「適当な方法」による調査には、発注者が調査を行いその結果を事業者が調べることも「適当な方法」に含まれる<sup>11</sup>。また、ロープ高所作業（安衛則第 539 条の 4）及び土石流が発生するおそれのある河川での作業（安衛則第 575 条の 9）では、事業者による調査の方法には発注者からの情報の把握が含まれる<sup>12</sup>。これらの作業の発注者には【情報提供】を行うことが求められる（ただし法令上の義務ではない）。

また、労働基準監督署長等が事業者に対して第 88 条第 6 項に基づく作業計画の差止命令若しくは変更命令又は第 98 条第 1 項に基づく設備等の使用停止命令や作業停止命令を行った場合、労働基準監督署長等はその工事や仕事の発注者や注文者に対して、安衛法上問題となるような発注条件を付さないよう留意すること等、労働災害防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる（第 88 条第 7 項、第 98 条第 4 項）。

しかし、発注者や注文者に対する当該勧告又は要請は事業者に対する命令、つまり安衛法に違反する場合を前提にしている。

台風や地震などにより、道路の復旧作業や河川の護岸工事、土砂の撤去作業など復

旧工事など、一定の範囲で複数の工事が並行して行われることがある。また、河川や道路ではそれぞれ所管行政官庁が異なっている場合があり、それゆえ復旧や補修作業の発注者もそれぞれの行政官庁から行われることになる。その場合、例えば一級河川（国土交通省管轄）の護岸工事の進捗如何によっては県道（地方公共団体管轄）の復旧作業の安全衛生に影響を及ぼすこともあり得る。上記の通り、発注者に対する作業計画等への勧告や要請は、事業者に対する変更命令や使用停止等命令を前提としており、ある適法な工事が他の工事の安全衛生に影響を及ぼすような場合には第 88 条第 7 項又は第 98 条第 4 項に基づき発注者等に対して勧告や要請を行うことはできない。元検事の寺西輝泰は、自然災害等による一定の範囲での復旧作業では、民間工事も含めた発注者間での連絡協議会等を設置することが求められるとしている<sup>13</sup>。

なお、公共工事の発注機関に対し、建設工事関係者連絡者会議等で発注者等の責任について説明が行われることがある<sup>14</sup>。

また、中央建設業審議会は建設工事標準請負約款や公共工事標準請負契約約款を定めている<sup>15</sup>。その中で発注者や元請負人が「監督員」を置く場合を定め、監督員による指示は原則書面で行わなければならない旨や工期変更に際して発注者や元請負人が著しく短い工期を設定することを禁止し、必要な配慮を行わなければならない旨規定しているほか、災害防止その他工事の施工上特に必要があるとき、監督員が受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる旨規定している。



## 2. 3. 4 公共工事の発注者等への安衛法適用

公共工事の発注者は地方公共団体や国であるが、安衛法は地方公務員には一部適用除外であり、国家公務員には全面適用除外となっている。この場合の発注者への安衛法適用について検討する。

### (1) 適用

地方公務員法（以下「地公法」という。）第 58 条第 2 項では「労働安全衛生法第二章の規定…は、…職員に関して適用しない」と規定されており、適用除外されているのは安衛法第 2 章（第 6 条～第 9 条）であり、労働災害防止計画に関する規定である。その他の安衛法の規定は適用されるため、事実上安衛法が全面適用されている。また、「地方公共団体の行う労働基準法別表第 1 第 1 号から第 10 号まで及び第 13 号から第 15 号までに掲げる事業に従事する職員」（いわゆる現業職員）は適用除外されず、安衛法が文字通り全面適用される。したがって地方公共団体にも安衛法の事業者規定はもちろん、発注者、注文者に係る規定も適用される（職権行使については後述）。

一方、国家公務員法（以下「国公法」という。）附則第 16 条では「労働安全衛生法…は、…職員（筆者註：一般職の職員）には、これを適用しない」と規定されており、安衛法の全面適用除外を定めている。しかし、「職員」に適用しないことと国に適用しないことはイコールではない。すなわち、国公法附則で安衛法を「職員」に適用しないと定めている趣旨は、公務の特殊性や勤務条件法定主義等の観点から「職員」が安衛法の「労働者」には該当しないと定めたものであり、安衛法の保護客体から国家公

務員を除外する趣旨と解するのが相当であり、国が事業者等の安衛法の措置義務者に該当するか否かは別である。（なお、行政執行法人<sup>16</sup>の職員には安衛法が適用され、2006（平成 18）年に造幣局が本局工場内でのプレス作業に係る災害を発生させ、天満労働基準監督署により担当課長と法人である造幣局が安衛法違反で送検されたことがある（その後不起訴）<sup>17</sup>。）

ところで、国は「法人」なのだろうか。地方公共団体は地方自治法第 2 条で「法人」と規定されている一方、国を法人と定めた根拠は見当たらなかったが、「国と比較すれば独立性が弱くかつ国から行政権限の一部を委譲されているにすぎない地方公共団体が法人とされているのは、国が法人であることを前提としていると解される」<sup>18</sup>ことから、国も安衛法上は「法人」と考えられる。

国が「事業者」に相当し、職員が「労働者」に相当する場合であるが、事業者の定義では「労働者を使用する」ことが必要であり、上記の通り職員には安衛法が適用されず安衛法上の「労働者」ではないので国は安衛法の「事業者」には該当せず、元方事業者及び特定元方事業者にも該当しないと思われる。この点、国も事業者に該当するとする見解があるが<sup>19</sup>、「労働者を使用する」という事業者の定義上、「労働者」を一人も使用していない場合はやはり「事業者」には該当しないと解さざるを得ないのではないか。ただし、安衛法が適用される労働者が国へ派遣されている場合、当該派遣労働者の雇用主は派遣元企業であり当該派遣労働者は「職員」ではないため安衛法が適用される。その場合、国は安衛法上



の「労働者」を使用していることとなり「事業者」の定義に該当するため、派遣先事業者としての安衛法上の措置義務を負う。

一方、国が発注者、注文者に相当し、施工業者の労働者が「請負人の労働者」に相当する場合について検討する。

通常、国による発注は発注部署の長の名で行われるが、本省のある部署の長名（課長等）による発注であれ、地方整備局などの地方出先機関の場合であれ、発注者、注文者は国となる。なお、安衛法の「事業者」は法人又は法人でない場合は個人事業主であるという通達があるが<sup>20</sup>、発注者、注文者にはそのような通達はなく、法人の中の個人でも該当し得るとも考えられるが、事業者規定は安衛法の責任が事業経営の利益帰属主体にあることを明確にする趣旨から設けたものであり<sup>21</sup>、発注者、注文者についても同様に解すべきであろう。したがって、発注部署の長名で行われた発注であっても、安衛法上の発注者、注文者は法人すなわち国であると考えられる。

最後に、（特定）元方事業者に係る規定であるが、（特定）元方事業者が「事業者」の一種である以上、国は該当せず、関係請負人のうち（特定）元方事業者の要件を満たす最先次の者が該当すると考えられる。ただし、国が「仕事を自ら行う者」である場合、第 31 条等の「仕事を自ら行う注文者」には該当し得る。

したがって、公共工事では発注者である地方公共団体又は国に対し、安衛法の発注者、注文者に係る規定が適用されると考えられる。

## （2）職権行使、罰則等

次に問題となるのは、発注者、注文者に該当する地方公共団体や国に対する労働基準監督機関としての職権は誰が行使するのかである。

まず、地方公共団体が措置義務者に該当する場合であるが、地公法第 58 条第 5 項では「労働安全衛生法…の規定により職員に関して適用されるものを適用する場合における職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権」は、現業職員の場合を除き、「人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長）が行うものとする。」と規定し、現業職員以外の職員に係る職権行使は労働基準監督官ではなく人事委員会等であることを定めている。

公共工事の場合、元請以下施工業者の労働者は「職員」ではない。人事委員会等の職権行使は「職員の勤務条件」に関するものであるため、発注者、注文者である地方公共団体に対する職権は労働基準監督官が行使することとなる。

安衛法違反があった場合、労働基準監督官により行政指導（是正勧告）されることがあり、通常、措置義務者が法人の場合には当該法人の長あてに是正勧告が行われるため、原則都道府県知事や市区町村長あての是正勧告となる。なお、建設工事等の場合は工事現場を一つの事業場と見ることがあるため、現場の事務所長あてに是正勧告されることもあり、第 31 条等「仕事を自ら行う注文者」に係る規定であれば現場の事務所長あてに是正勧告されることもあり得るだろう。

安衛法第 122 条では安衛法の罰則につい

て「行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する」といういわゆる両罰規定を定めている。地方公共団体は「法人」であるため（地方自治法第2条）、発注者、注文者に係る安衛法違反の罰則が科される場合、実行行為者である職員のほか、法人である当該職員の属する地方公共団体が罰金刑を科される。

次に、国が措置義務者に該当する場合について検討する。

国公法では地公法と異なり、安衛法の職権行使について特に定めていないため、原則通り労働基準監督官が職権を行使することとなる。

国に安衛法違反があった場合、労働基準監督官により国に対して是正勧告が行われると考えられる。その場合、法人の長に是正勧告が行われるのであれば国の長すなわち内閣総理大臣あてとなるが、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）の主たる措置義務者が各省各庁の長であり、安衛法違反の是正勧告も各省各庁の長あてとなると思われる。なお、やはり建設現場を一つの事業場とみた場合は当該工事の発注部署の長（地方整備局長等）あての是正勧告となる場合もあり得ると思われる。国が国に対して行政指導を行い得るのかという点については、例えば鉱山保安法第58条で鉱山の危害防止について厚生労働大臣に経済産業大臣あての勧告権を定めているなど、一定の範囲で国が国に対して行政指導を行う権限を定めており、安衛法だけ除くと解する根拠はない。

罰則の適用について、実行行為者たる「職員」は、上記の通り安衛法の適用除外は保護客体からの除外を定めたものであるため

措置義務者としての適用は除外されず、罰則についても適用があると考えられる。

最後に両罰規定についてであるが、国法人であるため、国そのものが両罰の対象となる。しかし、刑罰を科す立場の国が自らに刑罰を科すことは解釈論上とり得ないので<sup>22</sup>、実行行為者である職員には罰則が適用されるが、国に対する両罰は適用されないと解される。

## 2. 4 個人事業者に対する措置義務

### 2. 4. 1 請負人の保護

これまで発注者等の義務を見てきたが、保護対象はあくまで「請負人の労働者」であり「請負人」自身ではない。そのため、請負人が個人事業主や一人親方等の自然人である場合、請負人自身の安全と健康は請負人が自ら確保する必要がある。例えば個人住宅などの小規模な建設工事の場合、施工管理は元請が行い、実際に作業をしているのは一人親方のみであるという場合も少なくない。一人親方が元請の事実上の労働者である場合は元請を事実上の事業者とみなして安衛法の措置義務が課せられるため、一人親方が被災した場合、労働基準監督署の調査では労働者性の調査も必要であり、労働基準法研究会報告書「労働基準法の『労働者』の判断基準」（1985（昭和60）年）に沿って調査が行われる。実際には労働基準監督署は多くの事案で一人親方について労働者性ありと判断し指導している<sup>23</sup>が、これはあくまで一人親方が事実上の労働者であるから（＝元請が事実上の事業者であるから）労働基準監督署からの指導が行われているのであり、元請が発注者の立場のまま（＝発注者を名宛人とした）指導が行われているわけではない。

しかし、＜6. 5＞で後述するように建設アスベスト訴訟最高裁判決により、一人親方等の非労働者も安衛法の保護対象となり得ることが示された。建設アスベスト訴訟最高裁判決を踏まえた省令改正では、請負人の保護のため「事業者」に措置義務が追加されたが、今後、注文者の範囲の拡大の必要性等も検討される。

#### 2. 4. 2 諸外国の状況

個人事業者の保護の在り方について、諸外国の状況を概略する<sup>24</sup>。

まず、イギリスの労働安全衛生法典（HSWA : Health and Safety at Work Act 1974）では名宛人を雇用者に限らず「リスクを生み出す者（就業条件を支配管理する者のように、リスク関連情報を持ち、リスクを管理できる者を含む）」としている。第3条では雇用者に対し「雇用関係にない者」の安全衛生も確保する一般的な義務を課しており、「雇用関係にない者」には自営業者や訪問者も含まれるという。

建設業では、CDM（Construction Design and Management Regulation 2015）において、発注者（client）に対し、十分な安全費用等の確保を含めた建設計画全体を適切なものとする義務、関係請負人らへのリスク関連情報の事前の提供義務、元請人による建設計画の作成のチェック義務。管理権限に関する限り、安全な工事現場の形成義務等を課している。

オーストラリアの労働安全衛生法（Work Health and Safety Act of 2011）はよりラディカルな法制度であり、第19条で名宛人を「使用者」ではなく「事業を営む者」（PCBU : person who conducts a business or undertaking）として、合理的

に可能な限り事業のために関わる全ての就労者（worker）の安全衛生を確保しなければならないと定めている。PCBUには個人と法人の両方が該当し、フランチャイザー、元請、サプライチェーンの川上の販売者等が含まれる。また、フリーランスも自身の事業を営んでいることからPCBUとなり、他のPCBUの事業に従事する場合はworkerとなる。

PCBUの措置義務として一般的なリスク管理措置のほか、職場、設備、有害物のありよう等の事業の性質に応じた危害防止措置が定められている。

建設業においては、注文者、設計者も事業を営む者である以上PCBUに該当し、PCBUとしての措置義務を負う。

#### 2. 4. 3 プラットフォーム

近年、IT技術の進展等により雇用されずに就労する者が増加しており、彼ら彼女らは原則労基法上の労働者には該当しないが、それに準ずる保護の必要性や内容が議論されており、「雇用類似の働き方に関する検討会報告書」（2018（平成30）年。以下「検討会報告書」という。）や「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」（2021（令和3）年。以下「ガイドライン」という。）が策定されている。

近年特に注目されているのがインターネット上で単発の仕事の受発注を行う「プラットフォーム」と、プラットフォームを利用して就労する「ギグワーク」である。ギグワークは形式上は業務委託であり、原則労基法上の労働者には該当しないが、その就労実態から労基法上の労働者として、またはそれに準ずる保護をするべきという議

論がある。（以下ではプラットフォームを利用して就労する者を「労働者」と区別して「ワーカー」という。）

ワーカーの位置づけとして、EUのプラットフォーム労働における労働条件改善に関する指令案<sup>25</sup>（以下「プラットフォーム労働指令案」という。）では、プラットフォーム労働の従事者に雇用関係を推定することとしている。また、イギリスでは **employer** ではなくても **worker** に当たるとする最高裁の判決が出ており、**worker** であれば概ね **HSWA** の保護を受ける<sup>26</sup>。

一方、日本ではフリーランス促進政策もあり、むしろ非労働者であることを前提としているように思われる。もちろん事業の種類や就労実態から雇用関係である場合もあり得るが、多くは非雇用関係となると思われる。そのため、プラットフォーム事業者（の多く）は現行の安衛法上は「事業者」ではなく「注文者」となると思われる。

また、プラットフォームにはプラットフォーム事業者、ワーカーのほかに、消費者が存在する（図4参照）。消費者がプラットフォームに注文し、プラットフォーム事業者がワーカーに業務を依頼するという構造であり、プラットフォーム事業者は「仲介事業者」としての側面もある。そのため、安衛法の発注者や注文者の定義をそのまま適用するならば消費者は安衛法上の発注者、注文者となり得る。しかし、安衛法の発注者、注文者に課せられた措置義務は「事業者」では対応が不可能又は困難な内容であったり（第31条等）、発注者も措置を講ずること（第30条の2等）で労働災害防止に実効性を有らしめたりするものであり、そのような影響力を持ちえない者に何らかの

措置義務を課すことが適当であるとは思われない。この点、三柴は「リスク創出者管理責任負担原則」（労働安全衛生について、リスクを創出する者や、リスクに関する情報を得て、リスクを支配管理できる者が管理責任を負うのが原則であるとする考え方）を提唱し、フリーランス、ワーカー等のうち雇用類似者にもこれを及ぼすべきとする<sup>27</sup>が、この原則によれば消費者がリスク創出者に該当する可能性は低いと思われる。

したがって、以下では消費者を発注者等から除外し、プラットフォーム事業者を発注者等と位置づけ、プラットフォーム事業者の発注者等としての措置義務について検討する。

まず、現在の発注者、注文者に係る措置義務は、建設業や製造業の安全衛生対策が主眼であり（＜3.6＞で後述）、プラットフォーム事業者に対して適用があるのは第3条第3項（適正な契約内容）や第31条の4（違法な指示の禁止）程度であり、実効的な労働災害防止措置義務は課されていないといえる。そのため、プラットフォーム事業者に対して新たに措置義務を講じさせるべきと思われるが、その方法として安衛法の注文者の措置義務を追加したり、名宛人に発注者、注文者とは別のカテゴリーとしてプラットフォーム事業者を追加する、プラットフォームに関して報酬や安全衛生を含む就労条件全般を定めた新法を制定するなどが考えられる。

プラットフォーム事業者が講じるべき措置として、上記＜2.1.1＞で整理した発注者等の措置義務の分類のうち、【設備等管理】、【安全管理体制】、【作業の調



【整】は発注者等が管理する場や設備で作業をする場合が想定され、当該作業の場や設備を管理する者でなければ措置が困難である。ただし、プラットフォーム事業者側で仕事に用いる資材の提供や指定があれば、資材等を適正なものとする【設備等管理】の措置が必要と思われる。

一方、【情報提供】、【コンプライアンス】、【指導】、【報告】は発注者等が場や設備を管理しているが否かにかかわらず措置を講じることが可能であり、また必要であると思われる。

【情報提供】については、プラットフォーム事業者で実施したリスクアセスメント結果の情報提供（例えばパソコン作業を行う者に対しては VDT 作業の際の作業姿勢や作業環境の情報）等<sup>28</sup>が考えられるが、そのためにはリスクアセスメントの実施を義務付ける必要がある。

【指導】についてはワーカーが各種法令に違反しないような指示や違反を繰り返すワーカーに対する制裁等、【コンプライアンス】では著しく短期での発注や低額な報酬の禁止、違法な行為の指示の禁止等が考えられる。

【報告】については上記【情報提供】で記載したリスクアセスメント結果を行政機関にも報告させることが考えられる。なお、家内労働法では委託者に対し、委託業務の内容や家内労働者数等を記した家内労働委託状況届の【報告】義務があるが、これは一定期間継続的に同じ業務を委託していることを前提としていると思われるため、単発仕事の注文を行うプラットフォーム事業者にそのような【報告】を行わせることは難しいと思われる。

また、災害時の【補償】について、労基法第 8 章で使用者の義務とされており、労基法第 87 条により建設業では元請が災害補償責任を負っている。検討会報告書では「労災等の制度がないため、実際に何かあったときは、発注者側もどう対応していいのか悩む」という IT 関係の発注者の声も取りあげられており、「仕事が原因で負傷し又は疾病にかかった場合、仕事が打ち切られた場合等の支援」について今後の検討課題とされている。

その他、配送業務のプラットフォーム事業者に対し、累進歩合制度の制限も検討すべきと思われる。累進歩合制度とは運賃収入の高低に応じて数階級に区分し、階級区分の上昇に応じて逡増する割合を運賃収入に乗じて歩合給を算定する（歩合給が非連続的に増減する）方法であるが（図 5 参照）、主にタクシー業の運転手の長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されることから、そのような賃金制度を廃止するよう労働基準監督署が指導している<sup>29</sup>。ただし、法律上累進歩合制度を禁止すべき根拠がないことから行政指導にとどまっている。したがってプラットフォーム事業者に対しても累進歩合制度の規制を行うのは難しいと思われるが、配送業務では労働安全のみならず交通安全の確保も重要であるため<sup>30</sup>、何らかのガイドラインを定めたくて行政指導を行うべきであると考えられる。

最後に、日本国内のワーカーが外国に拠点を置くプラットフォームを利用していた場合、当該プラットフォーム事業者に対する安衛法その他の労働法の適用が問題となる。法の適用に関する通則法（以下「通則



法」という。) <sup>31</sup>ではどちらの国の法を適用するかは原則当事者の選択によることとしており（第7条）、選択がなければ「最も密接な関係がある地の法」によることとしている（第8条）。また、労働契約について第12条で特例を定めており、労務を提供すべき地の法が「最も密接な関係がある地の法」と推定される（第12条第2項）。さらに、強行法規については労働者の意思表示により「最も密接な関係がある地」の強行法規が適用される（第12条第1項）。プラットフォーム事業者とギグワーカーの関係は「労働契約」ではないため、通則法第12条をそのまま適用することはできないと思われるが、通則法第12条の規定に準ずる規定を設けるべきと思われる。

この点、EUのプラットフォーム労働指令案では、拠点がEUの域外（アメリカ等）にあってもEUの域内の就労者を使用していけば適用されることとしている。

### 3 沿革

安衛法成立までの沿革及び安衛法改正について、主に発注者等の観点から記す。

#### 3.1 工場法（明治44年3月29日法律46号）

工場法の保護対象は「職工」であり、主な名宛人は「工業主」であった。工業主の定義規定はなかったが、「己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ処罰ヲ免ルルコトヲ得ス」（第22条）との規定があり、「工場ノ業務ニ従事スル者ニシテ其ノ操業カ性質上職工ノ業務タル以上ハ、雇傭関係カ直接工業主ト職工トノ間ニ存スルト或ハ職工供給請負者、事業請負者等ノ介在スル場合トヲ問ハス、一切其ノ工業主ノ使用スル職工ト

シテ取扱フモノトス」（大正5年商局第1274号）などの通牒により、工業主と職工との間に雇用関係は必ずしも必要とされていなかった。そのため、雇用関係にない職工も工場法の保護対象であり、工業主の措置対象であった。

また、工場法の適用場所は「工場」であり、数人の工業主が一つの工場内で事業を行っていたとき、全体を一つの工場とみなし、全工業主に共通的な規定は各工業主が共同で責任を負い、個別的に適用される規定は各々の事業主が責任を負うとされるなど、規定の性質に応じて適用対象を柔軟に解釈することも可能であり、一つの工場に複数の工業主が存在することもあり得た。

#### 3.2 労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）

戦後、工場法や商店法を統合し、新たな労働保護法として発展した労基法が成立した。労基法では保護対象を「労働者」、主な名宛人を「使用者」とし、それぞれ第9条、第10条で定義している（表5）。

名宛人を工場法の「工業主」から「使用者」へ変更したことについて、労基法立案時の厚生省の担当者であった寺本廣作は、工業主を名宛人とした工場法の立場は一定程度合理性がありつつも、「複雑化した近代企業に於て唯単に損益計算の帰属者に対して形式的責任を問うのみでは法律の履行は確保されない場合が多」く、労基法より先に成立した労働組合法や労働関係調整法の規定を参照し、「（労働組合法や労働関係調整法では）何れも形式的に事業主の責任を問う立場を離れ実質的な行為者に対して使用者の責任を問う立場に立っているのである。この法律〔労基法〕ではかような

立場を一層明確にするため使用者を定義して『事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をするすべての者』とした。」としている<sup>32</sup>。（下線筆者。一部現代仮名遣いに修正。）

労基法の名宛人は（第6条等を除けば）基本的には「使用者」であり、発注者や注文者を名宛人にした条文はなく、元方事業者に関する条文もない。例外として建設業における元請の労災補償責任（第87条）があるが、これは元請を労基法上の「使用者」とみなす規定のため、厳密には使用者責任の規定である。なお、安衛法成立前の旧労基法第87条は全業種に適用されていたが、現在は建設業に限られている。

旧労基法時の判例には「注文書と題する書面が取交され、工事代金の支払が予定されており、形式的には両者間に請負関係が成立しているよううかがわれるが、甲は、単に甲の集めた会社の工事現場に派遣して就労させ、会社の現場監督の指揮のもとに仕事の段取りなどを指示したりしているのみで、工事の遂行については一切を会社に委ね、人夫に対する賃金についても、甲の委任状によるものではあるが、人夫頭が一括して会社から受け取り分配している事実から、右書面は賃金支払方法として出来高払いを前提とする予定賃金を定めたもので、契約の実質は労務の提供にあって仕事の完成を目的としたものではないので甲と会社との間には請負関係は存在せず、甲の集めた人夫の使用人は甲ではなく会社の現場監督である。」としたものがある。（昭42・9・12 小松簡裁判決）

工場法では前述のとおり雇用関係の有無

にかかわらず工業主の職工とされていたが、労基法では仕事の完成を目的とした請負関係であれば労働者にはならないということになる。

本稿の観点からは、ここに工場法と労基法の画期を見出すことが可能である。すなわち、工場法では労務の提供（労働）であれ仕事の完成（請負）であれ人を使用する以上はその責任を工業主に負わせていたのに対し、労基法は「労働者」を使用する者でなければ労基法上の「使用者」とはならず、「労働者」ではない請負契約（＝仕事の発注）であれば労基法上の責任を負わない法体系となった（上記判例では発注者に責任を認めたのではなく、発注者を「使用者」とみなして責任を認めたものである。）。なお、労基法第27条で「出来高払制その他の請負制で使用する労働者」と規定されている通り、請負契約であっても「労働者」である場合もある。「労働者」か否かを判断するのは契約の名称ではなく実質的にどのような就労であったか、すなわち「使用従属性」の有無が判断基準とされ、1985（昭和60）年12月労働基準法研究会報告「労働基準法の『労働者』の判断基準について」<sup>33</sup>等に基づいて判断される。

### 3. 3 労働災害防止団体等に関する法律（昭和39年6月29日法律第118号）

労働災害防止団体等に関する法律（安衛法附則により「労働災害防止団体系」に改題。以下「災防法」という。）の第4章に労働災害防止に関する特別規制を定め、元方事業主に対しても一定の義務を負わせることとされた。

災防法では当時の第2条において「注文者」、「発注者」、「請負人」及び「元方

事業主」をそれぞれ表 6 のように定義していた。また、第 57 条に建設業の元方事業主の義務として「統轄管理者の選任」「協議組織の設置」、「作業間の連絡及び調整」、「作業場所の巡視」などが定められており、第 58 条には建設業の仕事を自ら行う注文者には建設物等を請負人の労働者に使用させる際の適正管理義務が定められていた。

「発注者」の定義のみ安衛法に引き継がれたが、安衛法第 31 条（注文者の講ずべき措置）は「従来、労働災害防止団体等に関する法律第 58 条に『注文者の義務』として規定されていたものと同一である」とした通達がある（昭和 47 年 9 月 18 日付基発第 602 号）。

### 3. 4 家内労働法（昭和 45 年 5 月 16 日法律第 60 号）

家内労働は形式上、委託者と受託者の取引であり、家内労働者は労基法の対象外とされたため、家内労働者を保護する法律の必要性がたびたび議論となった。

1959（昭和 34）年に最低賃金法が制定され、その中で家内労働者の最低工賃に関する規定が設けられたが、同時期に大阪府や東京都でヘップサンダルの接着作業に従事していた家内労働者がベンゼン中毒を発症し、死者まで出す等、社会問題となった。

このように、当初、家内労働は家内労働者の最低賃金（最低工賃）の問題として議論されていたが、上記の安全衛生問題を契機として家内労働者の安全衛生対策も行うべく、1969（昭和 44）年に家内労働法が成立した<sup>34</sup>。

家内労働法の第 2 条で「家内労働者」及び「委託者」を表 7 のように定義している。

家内労働法では「委託者」に対し、第 17

条で機械や原材料等を家内労働者に提供する等をしたときは、これらの危害を防止するため必要な措置を講じることを義務付けており、具体的な措置内容は家内労働法施行規則第 10 条～第 16 条に規定している。

安衛法の事業者課せられた措置義務と比較したとき、機械安全に関しては家内労働法の委託者と安衛法の事業者はおおむね同程度の措置義務が課せられているのに対し、有害物取扱いによる健康障害防止に関しては、委託者はラベル表示による通知等の義務が課せられているのみで、局所排気装置等の設置義務は家内労働者自身に課せられており、安衛法における事業者の義務とは大きく異なっている。これは、家内労働者の就業場所は家内労働者の生活場所でもあるため、委託者にその場所の管理権限がない以上、新たな設備を設ける義務を課すことができないためであろう（ただし局所排気装置等を設けるに際し必要な援助を行う義務が委託者には課せられている（家内労働法施行規則第 21 条））。

その他、第 4 条で委託者及び家内労働者に対し、家内労働者及び補助者の就業時間が長時間とならないよう努力義務を課している。第 4 条は長時間就労の防止や工賃の過当競争の防止が目的とされているが<sup>35</sup>、地域内の雇用労働の家内労働への代替防止という側面もあると思われる。

雇用類似の働き方の者のような、労働者と自営業者の間の中間層に係る保護は家内労働法も参考になるだろう。しかし、家内労働法では原稿の内容をフロッピーディスクに入力する作業は「物品」の「加工」に該当するが、ホームページを作成し、MO に保存する作業は（MO は「物品」に該当する

が) ホームページの内容を自ら考案しているので「加工」には該当しないとされており<sup>36</sup>、いかにも時代遅れである。家内労働法も現代的にアップデートする必要があるのではないかと思われる。

### 3. 5 労働基準法研究会第3小委員会報告（昭和46年7月15日）

1971（昭和46）年の労働基準法研究会第3小委員会の報告書に建設業、造船業等の構内下請け企業を有する企業の増加や建設業における重機のリース業の増加が指摘された。一方、建設業、造船業においては防災法で元方事業主や注文者に対し統轄管理者の選任や協議組織の設置、建設物等に対する措置を講ずべきことが規定されているものの、十分な効果を発揮していないとされた。

そのような状況を踏まえたうえで、「特殊な労働関係の規制の強化」として、建設業、造船業等構内に多くの下請企業が混在する業種においては、親企業が下請企業の労働者についても安全衛生管理責任を有するものとされた。また、「安全衛生管理能力の極めて低い弱小下請企業の対策」として、「親企業に対し下請発注の適正化をはからせるとともに下請企業に対しては自らの安全衛生管理活動を親企業の行う総合安全衛生管理活動に有機的に連繫させること」とされ、「親企業が下請企業の労働者についても安全衛生管理の責任を有することを明確にする」とともに、必要な整備を行うべきとされた。

### 3. 6 労働安全衛生法（昭47年6月8日法律第57号）

#### （1）安衛法成立

労働基準法研究会第3小委員会報告を受けて、労働基準法から分離独立する形で労働安全衛生法が成立した。

なお、安衛法を労基法から切り離して単独立法を行うに際し、一部の労働組合や学者から「労働安全衛生問題を技術的問題とのみ捉え、労基法における階級的視点を無くし、労基法を段階的に解消しようとする意図がある」との批判があり、労働省は、労基法は直接の使用従属関係のみを対象としているが、直接の使用従属関係のみに限定していたのでは的確に労働災害を防止するのに十分でないことから新たな立法を必要とするに決めた<sup>37</sup>。また、労働基準法との一体性を損なわないように「労働基準法と相まって」（第1条）運用していくものとされた。このように、請負規制は安衛法の立法目的の一つであった。

その後、安衛法の改正が何度か行われるが、発注者等に関するものは以下のとおりである。

#### （2）昭和55年改正

建設業における労働災害状況が、死傷者数は全産業の1/3、死亡者数は半数を占めており、また大規模かつ重篤な災害が多く発生していた。このような中、中央労働基準審議会の労働災害防止部会から「建設業における労働災害防止対策の中間検討結果報告」が報告された。報告では、「建設工事の設計、積算等における安全衛生上の問題は、発注者と元請の間のみでなく、元請と下請、下請と孫請等の間でも同様にみられるものであり、重層下請の最末端では、適正な工期、工程、安全経費等については無視されたままで工事が行われる場合がみられ、また、労働者を使用する事業者とし



での適格性を欠く者が工事を請負っている例もみられることは大きな問題である。」とか、「建設工事の工期、工程を決定するにあたっては、労働災害防止上留意すべき事項、たとえば、機械を安全に運転することができる数の労働者等の確保、日曜週休制の実施、長時間労働の排除等を定め、これを発注者、元請人等に周知することが必要である。また、地質が予想と異なっていた場合等には、工事着工後においても当初決定された工期、工程等をこれらの条件に応じて適正なものに変更することが必要である。」とされた。

このような状況から、建設業の安全衛生対策では「安全衛生行政機関と公共工事発注機関との連携の強化」が求められるとされた。

この報告を踏まえ、下請混在作業現場において元請事業者が機械の配置等の適切な段取りを行うようにさせること、一定の元方事業者が元方安全衛生管理者を選任させることとし、統括安全衛生責任者の指揮のもとに必要な事項を管理させなければならないようにすることなどの内容を盛り込んだ安衛法改正案が第 91 回国会に提出され、1980（昭和 55）年 6 月 2 日に成立した。この改正により、第 15 条の 2、第 25 条の 2、第 30 条第 5 号（現行第 5 号前段）、第 30 条の 2（現行第 30 条の 3）等が追加された。

### （3）昭和 63 年改正

労働災害の発生件数は減少傾向にあったものの死傷者数は年間約 80 万人、死亡者数は年間 2,000 人超という水準であった。また、中小規模事業場の労働災害発生率は依然として高く、建設業における労働災害発生率が高いほか、機械設備に起因する労働

災害も多かった。このような中、1988（昭和 63）年 1 月に中央労働基準審議会から労働大臣に対し「労働安全衛生法令の整備について」が建議された。建議では、建設業における労働災害の現状と課題として「建設工事の設計・施工に当たって、発注者と事業者の間で締結される請負契約に安全衛生上問題がある場合があるため、このような建設工事における労働災害を防止するため、事業者のみならず発注者に対しても規制を行う必要がある。」とか「仮設物等に起因する労働災害が多いことにかんがみ、このような機械設備に係る工事の安全性を確保するため、労働安全衛生法第 88 条の計画届出制度の充実を図る必要がある。」とされた。

また、安衛法を改正すべき事項として「発注段階の規制の充実」をあげ「労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、労働安全衛生法第 88 条第 7 項又は第 98 条第 1 項の規定に基づき事業者に対して命令を行う場合において、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、当該工事の発注者に対し、発注条件の変更について勧告又は要請を行うことができる」ようにすることが必要であるとした。

この建議を受け、都道府県労働基準局長や労働基準監督署長が事業者に対し工事差止命令や使用停止等命令をした際、当該工事の発注者に対する勧告又は要請を規定化する内容を盛り込んだ安衛法改正案が第 112 回国会に提出され、1988（昭和 63）年 5 月 12 日に成立した。この改正により、第 88 条第 8 項（現行第 7 項）、第 98 条第 4 項等が追加された。

### （4）平成 4 年改正



労働災害の死傷者数は減少傾向にある中、死亡者数は増加傾向にあり、特に建設業は死亡者数が1,000人を超える年が続いていた。このような状況の中、1992（平成4）年1月に中央労働基準審議会から労働大臣に対し「労働者の安全と健康の確保のための対策の推進について」が建議された。建議では「関係請負人が行うことが困難な作業場所の安全の確保のための措置については元方事業者が行うこととすることが必要である。」とか、「建設工事においては、現場で具体的な打ち合わせをしながら仕事が行われているが、関係請負人等が法令に違反するような指示を注文者が行うことがあり、そのような指示が行われることがないようにする必要がある。」とされた。

この建議を受け、中小規模の建設現場における安全衛生管理体制の充実化や、建設現場で関係請負人が安全を確保するための措置や建設機械等を用いる際の安全を確保するための措置を適切に講じられるようにするため、①中小規模の建設業現場の元方事業者は店社安全衛生管理者を選任すること、②建設業の元方事業者は、作業場所に係る危険の防止のため技術上の指導その他の必要な措置を講じること、③建設業の元方事業者、注文者は、混在作業現場における建設機械等に係る労働災害の防止のため必要な指導等を行うこと、④注文者は、請負人に対して違法な指示をしてはならないこと、などの内容を盛り込んだ安衛法改正案が第123回国会に提出され、1992（平成4）年5月18日に成立した。この改正により、第15条の3、第29条の2、第30条第5号後段（機械等の使用に関する指導）、

第31条の2（現行第31条の3）、第31条の3（現行第31条の4）等が追加された。

#### （5）平成17年改正

製造業で業務請負等のアウトソーシングの増加、合併・分社化による組織形態の変化などが進行している中、2004（平成16）年12月に労働政策審議会から厚生労働大臣に対して「今後の労働安全衛生対策について」が建議された。建議では「業務請負等のアウトソーシングの増大、合併・分社化の進行、就業形態の多様化など、企業や労働者を取り巻く社会経済情勢が変化する中で、この変化に対応した安全衛生管理体制を構築する必要がある」とされた。

また、安全衛生対策の方向性として「製造業等の業種に属する事業の元方事業者について、混在作業によって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡調整、合図の統一等必要な措置を講じなければならないこととすること。」や「大量漏えいにより急性障害を引き起こす化学物質、引火性の化学物質等を製造し、又は取り扱う設備の改造、修理、清掃等の仕事で、設備の分解等の作業を伴うものの発注者等は、労働災害を防止するため、当該化学物質の危険性・有害性、当該作業について注意すべき事項等の情報を文書等により請負人に提供しなければならないこと。」などとされた。

この建議を受け、主に製造業に関し、①設備の改造・修理・清掃の仕事の外注化が進展する中で、爆発等のおそれがある化学設備について、その仕事を発注する者が請負人に対して必要な情報を提供すること②製造業等における業務請負の増加に対応するため、元方事業者が作業間の連絡調整を行うこととすること、③分割発注のため②

の措置を講ずべき者が2以上いるときは発注者が措置義務者を指名すること、などの内容を盛り込んだ安衛法改正案を第163回国会に提出し、2005（平成17）年10月26日に成立した。この改正により、第30条の2、第31条の2等が追加された。

#### 4 背景となった災害等

##### （1）安衛法成立

安衛法の立法に当たって発注者等の義務を安衛法に盛り込む契機となった具体的な災害を上げるのは困難であるが、上記<3.5>のとおり、労働基準法研究会第3小委員会報告で「特殊な労働関係の規制の強化」が盛り込まれた背景には建設業や製造業で請負形態が重層化したことに伴い、1960年代頃から一度に多くの労働者が死亡する災害が多発したためであると考えられる<sup>38</sup>。また、労働災害の度数率は下請企業が親企業の3倍にも上っていたとされる<sup>39</sup>。

##### （2）昭和55年改正

昭和55年改正時には、トンネル工事における災害など建設業での大規模災害が相次いだ。具体的には宮城県白石市国道改良工事での土砂崩壊事故（1978年）、山形県農業用導水路トンネル工事でのメタンガス爆発事故（1978年）、上越新幹線大清水トンネル工事での坑内火災事故（1979年）などがあげられる。

##### （3）昭和63年改正

昭和50年代後半に橋梁工事での事故が多発し、昭和60年10月に労働省が作成した「鋼橋架設工事に係るセーフティ・アセスメントに関する指針」では「鋼橋架設工事においては、構造物の倒壊、墜落、取り扱う重量物との激突等による死亡災害等の

重篤な災害が発生しており、これらの災害の原因のなかには施工計画の段階における安全対策が不十分であったと見られるものが少なくない」とされており、計画段階でのセーフティ・アセスメント（リスクアセスメントと同義と思われる）を求めている。アセスメントは2段階で行われ、第1段階では設計図書や地形などの基礎資料を基に危険性の評価を行い、第2段階で「発注者から付与された条件」を基に危険性を評価することとされている。この第2段階の内容が昭和63年改正時に法令に盛り込まれたものと思われる。

「鋼橋仮設工事に係るセーフティ・アセスメントに関する指針」の背景には櫃石島高架橋事故（1984（昭和59）年）、六郷橋撤去工事事故（1984（昭和59）年）などがあげられる。

##### （4）平成4年改正

平成4年改正時には、国分川分水路トンネル水没事故（1991年、<6.4>で後述）や広島新交通システム橋桁落下事故（1991年）など、発注者や元請の管理がずさんであったため発生した事故や災害があった。JR東日本の御徒町トンネル陥没事故（1990年）では、薬液注入工事に関して手抜きなどの不正があり、元請の現場所長と法人としての元請が書類送検されたほか、発注者であるJR東日本に対しても不正を見抜けなかったことについて労働省から行政指導がなされた。

また、建設業における死亡災害の約半数を公共工事が占めており、労働省が行った調査では発注者に対する施工者の要望事項として適正な工期や安全経費の設定を上げる業者が多かったという<sup>40</sup>。

そのため、平成4年改正時には「公共工事における労働災害の発生状況にかんがみ、関係省庁は、工期の設定、施工計画の策定等が労働災害の防止に十分配慮されたものとなるよう、格段の努力を行うこと。」との附帯決議がなされるなど、当時の公共工事での労働災害が重大な関心を集めていたことがうかがえる。

#### （5）平成17年改正

平成17年改正時における災害として、2003（平成15）年に製造業で爆発火災災害が多発したことがあげられる。2003年に発生した具体的な災害として新日本製鐵（株）八幡製鐵所における溶鋼流出事故、新日本製鐵（株）名古屋製鐵所のガスタンク爆発事故、エクソンモービル（有）名古屋油槽所のガソリタンク火災事故、（株）ブリヂストン栃木工場の火災事故など、比較的大規模な企業において災害が相次いだ。

この時に厚生労働省は大規模製造業に対し自主点検を実施し、その結果、災害発生率が高い事業場では「下請等の協力会社との安全管理の連携や情報交換が不十分であること」などが明らかとなったため、重大災害の減少を図るためには「所属元の異なる労働者が混在している事業場における関係者相互の確実な連絡調整の確保」等が重要であるとされた<sup>41</sup>。

## 5 適用の実際

### 5.1 是正勧告・送検

厚生労働省が毎年発表している「労働基準監督年報」の「定期監督等実施状況・法違反状況」では発注者等の義務のうち、第15条、第30条及び第31条しか欄がないためこれらの条文しか違反状況を確認するこ

とができない<sup>42</sup>。2013（平成25）年～2020（令和2）年の第15条、第30条及び第31条の違反状況は図6のとおりである。

「送検事件状況」では第30条と第31条しか欄がないため、これらの条文しか送検状況を確認することができない。同期間の第30条と第31条の送検状況は図7のとおりである。

第30条と第31条の違反件数と送検件数を比較すると、第30条の違反件数は第31条のおおむね1/4～1/6程度であるが、送検件数は半数～1/4程度であり、年によっては第30条の送検件数の方が多い。その理由は定かではないが、ひとつには、労働基準監督署による普段の臨検監督（行政指導）では第30条の協議組織の運営や現場の巡視等の違反は指摘されにくい一方、第31条の設備等に係る措置は（請負人の事業者としての措置と大部分が重なることもあってか）多く指摘されるが、ひとたび災害が発生し刑事事件として着手すると、特定元事業者が協議組織の運営や現場の巡視等を行っていないことが発覚することが意外と多いということが考えられる（墜落災害では、まず第31条違反を検討するが第31条では立件困難な場合、次に第30条を検討すると立件可能なケースが多いのではないかと思われる）<sup>43</sup>。

また、厚生労働省が毎月更新している「労働基準関係法令違反に係る公表事案」のうち、2021（令和3）年7月1日～2022（令和4）年6月30日公表分の第30条と第31条の事例を表8にまとめた。

第30条の違反の態様は、協議組織の未設置や計画の未作成、統一合図を定めていないなど様々である。

一方、第 31 条の違反の態様は、安衛則第 653 条（物品揚卸口等についての措置）又は第 655 条（足場についての措置）の違反がほとんどである。要するに開口部や作業床の端、足場などに係る墜落防止措置が不十分であったというものである。

その他、2013（平成 25）年～2020（令和 2）年の建設業の送検状況を図 8 にまとめた。安衛法の送検状況のうち、建設業は全産業の半数以上を占め、毎年 250～350 件ほどで推移している。そのうち図 7 のとおり第 30 条と第 31 条の送検件数の合計は毎年 21～37 件で推移しており、建設業の送検件数のうち 1 割程度を占めている。

## 5. 2 要請等

法第 88 条第 7 項又は第 98 条第 4 項に基づく発注者に対する勧告や要請について統計資料はないが、2008（平成 20 年）に厚生労働省がまとめた「建設工事における発注機関に対する指導・要請事例集」（以下「事例集」という。）が参考となる。労働基準監督署が行った災害調査の中で、事業者に対する指導、処分にとどまらず、発注者に対する要請や指導内容をまとめたものである。なお、事業者に安衛法違反がないものも含まれており、必ずしも第 88 条第 7 項又は第 98 条第 4 項に基づいたものではない。

以下に事例集からいくつか事例の概要を掲げる。

### （1）発注者内の部署間での調整が不十分であったもの

自社の自動車工場内の塗装ブースにおいて排気ファンの動作を安定させるための配線入替工事を発注しておきながら、同日に同社の別部署から別業者

に清掃作業が発注された。配線入替工事は排気ファンの運転の停止が必要な作業であるが、一方で清掃作業は排気ファンの運転が必要な作業であり、互いに実現不可能な仕事が発注されていた。その結果、配線入替工事業者の労働者が感電死した。

配線入替工事業者には安衛則第 347 条（絶縁用保護具の装置）、第 36 条（特別教育）の違反が認められたため書類送検されたが、発注者に対しても発注上の問題が認められるとして、作業内容や作業場所設備について発注時に社内ですべて十分検討するよう、同社の取締役工場長に対し警告書が交付された。

本件の発注者は、施工業者に対する【情報提供】及び【作業の調整】が不十分であったことはもちろん、発注者内での部署間の【情報提供】及び【作業の調整】も不十分であったといえる。  
（2）発注者の事前調査が不十分であったもの

独立行政法人から林道新設工事に伴う路盤造成工事が発注された。工事の途中で、施工業者から、地山の強度から当初の計画とは別の工法への変更の申し入れがあり、発注者も変更を認めた。変更された工法は当時としては比較的新しく、一部の専門業者しか適正な工法を理解していないものであった。

結果的に型わく等の強度の検討が不十分であり、擁壁材や支柱が倒壊し、労働者 2 名が倒壊した部材等とともに滑落し死亡した。

施工業者に法違反があったかは不



明であるが、工法変更にあたっては安全管理や品質管理のための適正な施工条件や、強度等の基準や数値を具体的に施工者に示すよう、独立行政法人の部長に対して要請された。

発注者の事前の調査不足が一部の者しか理解できていない特殊工法への変更を余儀なくされた一因となったといえる。

## 6 関係判例

### 6.1 三菱重工業神戸造船所事件（平3・4・11最高裁判決<sup>44</sup>）

社外工の労働災害について、発注者の安全配慮義務違反を認めたもの。

原告：Aら（B社の下請会社の労働者及びその遺族）

被告：B社（元請）

#### （1）事件の概要

AらはB社造船所内でハンマー打ち作業等に従事していたが、それが原因で聴力障害（騒音性難聴）となったため、安全配慮義務違反があったとして損害賠償を求め、直接の雇用関係にないB社を訴えたもの。

Aらは、就労場所であるB社造船所内の敷地、ドック、工場建屋、クレーン等の機械等、すべてがB社の管理下にあり、作業内容もB社の労働者（本工）と同様の内容であった上、B社から直接指揮命令を受けていた。

造船作業は騒音を伴うものであったため、B社は騒音測定、聴力診断等を行い、耳栓の着用を指導した。ただし、本工に比べ社外工や下請け企業の労働者に対して耳栓の支給が遅れたりするなど、必ずしも十分な措置ではなかった。また、耳栓着用の指導

も下請け企業の労働者に対するものまで含めると万全なものではなかった。

その結果、Aらの一部は騒音性難聴に罹患したためAらがB社に損害賠償を求めた。

第1審は、「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入ったもので、当該法律関係の付随義務として信義則上Aらに対して安全配慮義務を負う」として、原告の請求を認め、第2審もB社の安全配慮義務違反を認めた。

B社は、安全配慮義務は使用者と何らかの契約関係にあり、労働者が使用者に対して直接義務を負担する場合に限定されるとして上告した。

#### （2）判決（上告棄却）

最高裁は「（認定事実によれば、）上告人（B社）の下請企業の労働者が上告人の神戸造船所で労務の提供をするに当たっては、いわゆる社外工として、上告人の管理する設備、工具等を用い、事実上上告人の指揮、監督を受けて移動し、その作業内容も上告人の従業員であるいわゆる本工とほとんど同じであったというのであり、このような事実関係の下においては、上告人は、下請企業の労働者との間に特別な社会的接触の関係に入ったもので、信義則上、右労働者に対し安全配慮義務を負うものであるとした原審の判断は、正当として是認することができる」（下線筆者）として上告を棄却した。

#### （3）判例から得られる示唆

安全配慮義務は陸上自衛隊八戸車両整備工場事件（昭50・2・25最小判）で判示されて以降労働契約に付随する義務として定着した。直接の雇用関係にない社外工に対する安全配慮義務を下級審で初めて認めた



判決は大石塗装・鹿島建設事件（昭 55・12・18 最小判）であるが、ここでは最高裁は直接判断しなかった。本判決は、社外工の労働者に対する元請企業の安全配慮義務を最高裁が直接認めたものである。

安全配慮義務は雇用契約などの「特別の社会的接触の関係」に入った際に負うものであり、それは雇用関係外においても妥当する。ここでの「特別の社会的接触の関係」とは元請と下請企業の労働者に事実上の指揮監督関係があると認められるときである。その判断要素として判例は①下請・孫請業者の労働者が元請業者の管理する設備、工具等を使用すること、②下請・孫請業者の労働者が元請業者の指揮監督を受けて稼働すること、③下請・孫請業者の労働者の作業内容が元請業者のそれとほぼ同じであることをあげている。しかし、例えば作業の混在による危険を避けるため作業の時間帯や順番を指定された場合や、特殊な機械を扱うため専用の治具を貸与され作業手順を細かく指定された場合等、安全衛生上の指示と労務管理上の指揮監督を明確に区別することが果たして可能なのかは疑問である。

## 6.2 太平電業・中部プラントサービス・中部電力事件（平 24・3・23 静岡地裁判決<sup>45)</sup>

下請会社の労働者の労働災害について、元請、1次下請会社の安全配慮義務違反は認めたが、発注者の安全配慮義務は認めなかったもの。

原告：X（D社の労働者）

被告：①A電力（発注者）

浜岡原発を所有、営業運転する電気業者。

②Bサービス（元請）

火力、原子力発電所の建設・補修工事・運転関係業務、機械・電気・管工事等を業とする事業者。A電力から浜岡原発のメンテナンス業務を継続的に請け負っていた。

③C社（1次下請け）

原子力発電所等各種発電所の建設及び補修工事を業とする事業者。Bサービスから浜岡原発のメンテナンス業務を継続的に請け負っていた。

④D社（2次下請け）

C社から浜岡原発のメンテナンス業務を継続的に請け負っていた。

### (1) 事件の概要

D社は浜岡原発内の余熱除去ポンプなどの機械の保守点検作業を請け負っており、XはD社の労働者として、他の労働者とともに上記作業に従事していた。

浜岡原発内には放射線管理区域が設定されており、同区域においては、作業場所の放射線レベルと作業内容に応じて、①放射性物質による汚染が一定以上となる黄服エリアと②上記汚染が低レベルに留まる青服エリアが定められていた。黄服エリアにおける作業では、「放射性物質除去のためのクリーンハウス」（以下「クリーンハウス」という。）が設営され、作業者はその内部で作業することとされていた。クリーンハウスには高性能フィルター付き局所排気装置が設置され、作業者は汚染防護服及び高性能フィルター全面マスクを着用することとされていた。

また、浜岡原発内のポンプの一部について、ガスケットやシートパッキンに石綿（アスベスト）が含まれており、Xもポンプの分解や組立等でアスベスト含有製品を扱う

ことがあった。D社の作業員らはアスベストの危険性を十分に認識しておらず、ガasket等の交換作業の際にマスクをしないで作業をすることがあった。

この中でXは腹膜原発悪性中皮腫を発症し死亡したため、遺族がXの死亡と被告らの安全配慮義務違反に因果関係があるとして損害賠償を請求した。

## （２）判決（一部認容、一部棄却）

判決は、Xは浜岡原発内の作業によりアスベストにばく露したものと認定したうえで、各被告の安全配慮義務の有無について以下の通り認定した（下線筆者）。

### ①A 電力

「作業現場である浜岡原発の敷地・建物等を所有・管理し、放射線管理の観点から作業員の出入り等を厳重にチェックしていた。また、作業員に対し防護服、工具の一部及び材料等を提供し、請負会社である被告Bサービスに対し定期点検の実施要領である工事仕様書を渡していた。しかし、工事仕様書に記載される事項は概括的な事項にとどまっており、社員を現場に常駐させていたわけではなく、進行状況については被告Bサービスの現場監督者に対して適宜報告を求め、また品質管理の観点から重要項目について現場監督者に立会いを求めているにとどまるものであるから、D社の雇用していたXから実質的に雇用関係に基づいて労働の提供を受けているのと同視しうる状態が生じていたとは認められず、安全配慮義務を負うものではない。」

### ②B サービス

「実際の作業手順、作業スケジュールを記載した作業手順書及び作業工程表を作

成し、これをもとにD社ら2次下請業者の現場作業指揮者が細かい施行方法を決定していた。また、被告Bサービスは、作業全般の調整業務を行う現場責任者と作業現場の監督をする現場監督者を選任していたところ、現場監督者はほぼ現場に常駐し、朝礼や現場での打合せに参加するほか、被告太平電業の工事担当者を通じて作業を監督した。そして、被告Bサービスは、工事要領書を作成していたところ、これには点検工事にあたって被告Bサービスの現場監督者が留意し作業員に対して指導確認すべき重要管理項目等が詳細に記載されていた。このような事情によれば、被告Bサービスは現場監督者によるC社の工事担当者に対する指示という形で間接にD社の従業員であるXを指揮監督しており、また必要があればXに直接指示を行うことも可能であったといえるから、請負人の雇用する労働者から実質的に雇用関係に基づいて労働の提供を受けているのと同視しうる状態が生じていたと認められるから、安全配慮義務を負う。」

### ③C 社

「作業現場に工事担当者を置いてD社の現場作業指揮者を指揮監督し、朝礼を主宰した。工事担当者は、D社の作業員に代わって実際に作業を行うこともあった。そうすると、被告C社はD社の従業員であったXから実質的に雇用関係に基づいて労働の提供を受けているのと同視しうる状態が生じていたと認められるから、安全配慮義務を負う。」

そのうえで、Bサービス、C社、D社の安全配慮義務違反を認定した（その後の帰趨は

不明）。

### （3）判例から得られる示唆

発注者である A 電力に対し、＜6. 1＞の事件とは逆の判断がなされたものである。

本判決では、発注者の労働者を現場に常駐させていないことが安全配慮義務の有無の判断要素のひとつとなっており、＜6. 1＞の事件と比較したとき、現場に関与しようとする発注者ほど安全配慮義務を負い、現場に「丸投げ」する発注者の方が安全配慮義務を免れる結果になるのではないかと思われる。そうすると、発注者としてはできるだけ現場に関与しない方が「合理的」な選択となる「ねじれ」が生じるのではないだろうか<sup>46</sup>。

## 6. 3 アテスト（ニコン熊谷製作所）事件（平 17・3・31 東京地裁判決<sup>47</sup>）

派遣労働者の過労自殺について派遣先、派遣元の両社に安全配慮義務違反が認められたもの。

原告：X（被災者 A の母親）

被告：①Y1（A の就労先）

②Y2（A の雇用主）

### （1）事件の概要

A は高等専門学校の電子工学科を卒業後、平成 8 年に大学工学部に 3 年次編入したが、翌年の 9 月に退学した。A は将来のアメリカ留学費用のため、労務請負を業とする Y2 に平成 9 年 10 月 27 日に就職し、精密機械製造及び販売等を営む Y1 の熊谷製作所で勤務を開始した。熊谷製作所ではステッパーの完成品の検査を行う第二品質保証課成検係に配属された。ステッパー検査院はクリーンルーム内でステッパーの検査を行っていた。

A の勤務態様は、平成 9 年 10 月 27 日～

12 月 14 日は Y1 の労働者と同様の勤務時間（8：30～17：30）で就業した。

平成 9 年 12 月 15 日から Y1 の労働者の交代勤務と同様の勤務時間・シフト（3 組 2 交替制）となった。この頃から A は原告に対し、不眠や体調不良を訴えていた。

平成 10 年 3 月に台湾出張があり、A は原告に対し、台湾出張についてすごく疲れた、忙しくて食事が摂れない、眠い、胃腸がおかしい旨訴えていた。

平成 10 年 7 月には時間外労働と休日労働の合計が 103 時間に達した（時間外労働 17 時間半、休日労働 85 時間半）。また同月、ステッパーの納入のため宮城県に出張した。

平成 11 年 1 月 14 日～同月 17 日の 4 日間、同月 24 日～同年 2 月 7 日の連続 15 日間、ソフト検査実習に従事した。

平成 11 年 1 月 19 日、A は X に対し、理科の簡単な問題を解けなくなったと訴え、Y2 を退職する旨を伝えた。

平成 11 年 2 月 24 日、A は Y2 の担当者に退職したい旨申し出た。Y2 の担当者は、「契約上の定めもあるので今月末の退職は難しい、Y1 との打ち合わせも必要なので即答できない」と返答した。

平成 11 年 2 月 26 日から A は Y1 を無断欠勤した。

平成 11 年 3 月 3 日、Y2 の担当者が Y1 の担当者に A の退職申出を伝えた。Y1 は同年 4 月 15 日までは勤務してほしい旨を回答し、Y1 の担当者に A が無断欠勤していることを伝えた。

平成 11 年 3 月 10 日、X は Y2 に対し、A と連絡が取れない旨伝え、Y2 の担当者として上司が A の居室を訪れたところ A の遺体を発見した。室内のホワイトボードには「無駄

な時間を過ごした。」と記載されていた。

X は、A の自殺は過重な労働等による肉体的負担及び精神的負担のため A がうつ病に罹患したことが原因であるとして、Y1 と Y2 に対し、安全配慮義務違反ないし不法行為に基づく損害賠償等を求めた。

## （２）判決（一部認容、一部棄却）

「本件は民事上の損害賠償請求であり、労働基準監督署長の労災認定処分を求めるものではないが、両者には共通するところもあるので、検討しておくこととする」とし、労災認定基準に即して A の業務の過重性を判断した。

そのうえで「A の業務においては、時間外労働・休日労働が連続して 1 か月 100 時間にも及ぶというような明確な数値としては表れていないものの、十分な支援体制がとれていない状況下において過度の仕事量ないし勤務・拘束時間の長時間化があり、また、A は過度の身体的精神的負担を伴う勤務形態及び勤務環境において勤務し、さらに、解雇の不安におそわれていたといえる。」とし、業務の過重性を認定した。

そのうえで、Y1 及び Y2 の責任について以下の通り判示した。

### ①Y1

「Y1 の本件製作所において勤務する外部からの就労者は、人材派遣あるいは業務請負等の契約形態の区別なく、同様に、Y1 の労務管理の下で業務に就いていたといえる。」とし、A の勤務実態から「A は Y1 の労務管理のもとで業務に就いていたといえる。」とし、「Y1 は A に対し、従事させる業務を定めて、これを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負担等が過度に蓄積して A の心

身の健康を損なわないよう注意する義務を負担していたといえる。」として Y1 が安全配慮義務を負うことを認めた。

また、「労働者が死亡している事案において、使用者側が労働者の健康状態の悪化を認識していない場合、気づかなかつたから予見できないとは直ちにいえないのであって、死亡について業務起因性が認められる以上、労働者の健康状態の悪化を認識していたか、あるいは、それを認識していなかった（認識していた事実が証拠上の確に認められない。）としても、その健康状態の悪化を容易に認識しえたような場合には、結果の予見可能性を肯定してよいと解するのが相当である。」として、Y1 が定期健康診断のほかに何らかの措置を講じた事実が認められず Y1 の安全配慮義務違反を認めた。

### ②Y2

「Y2 は Y1 から、自社の社員である A の就労状況について月ごとに報告を受けてこれを把握していたこと、Y2 熊谷営業所の担当者が、週に 1 回程度、A と面談していること等に照らすと、その業務による疲労や心理的負担等が過度に蓄積して A の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負担していたといえることができ」とし、Y2 が安全配慮義務を負うことを認め、「Y2 は A の健康診断の費用は負担するものの、A の労働時間の管理については、月末に Y1 からの労働時間の報告を受けて初めて当月の A の労働時間を把握しており、Y1 の派遣元会社・請負会社に対する窓口業務担当者とは打ち合わせをし、週に 1



回程度、A と面談しているだけに過ぎなかったのである」ことから、Y2 の安全配慮義務違反を認めた。

以上により、Y1、Y2 に対し、連帯して X に損害賠償金を支払うよう命じた。賠償額は過失相殺を認め 7 割とされた。

双方とも控訴し、東京高裁で 1 審の賠償額を上回る判決が出され（2009（平成 21）年 7 月 28 日）、被告が上告したが最高裁は上告を棄却した（2011（平成 23）年 9 月 30 日）。

### （3）判例から得られる示唆

直接の雇用関係になくとも安全配慮義務を負うのは過労死等においても同様である。本件は昼夜交替制やクリーンルーム内での作業等により身体的精神的負担が認められているが、それとは別に、外部からの就労者であるから弱い立場にあり、言いたいことも言えず、正社員が引き受けられないような嫌な仕事や時間外労働・休日労働を余儀なくされた旨を原告は主張していた。判決はその事実は認定しなかったが、解雇の不安から通常以上の精神的負担を被っていたといえるとした。

本件について濱口桂一郎は、業務請負の場合の労災補償責任と民事上の安全配慮義務について分析している。すなわち、労災補償責任は事業者責任であり、本件は Y2 にある。派遣労働者の場合、派遣元が労災補償責任を負うため、やはり Y2 である。一方、工場法の災害扶助責任は工業主が直接雇傭する職工か外部からの職工かによらず「工業主」にあり、本件でいえば Y1 が相当する。しかし旧労基法第 87 条で請負の場合の災害補償責任を元請負人としたが、その後建設業に限られたため、製造業の場

合は社外工と直接雇用関係にない発注企業に対し、労災補償責任を求めることができなくなったため、民事上の安全配慮義務を追及せざるを得なくなったという<sup>48</sup>。

現実には働く生身の人間の労働災害を防止するため、安衛法では派遣先にも安衛法上の事業者としての措置義務を課している。安全管理体制の構築や就業制限、機械による災害防止、健康診断の実施等は派遣先にも措置義務があり、労働災害が発生したら労働者死傷病報告の届出義務は派遣先、派遣元双方に課せられている。しかし労災補償責任は派遣元にしかない。このように、労働者派遣や業務請負等、社外工の安全衛生においては予防と補償にずれがあるといえる。

### 6.4 国分川分水路トンネル水没事故（業務上過失致死事件）（平 10・4・27 東京高裁判決<sup>49</sup>）

河川工事の発注者が緊急時に適切な措置を講じず、施工業者の労働者が濁流に飲み込まれ死亡し、発注者の現場責任者が業務上過失致死罪で有罪となったもの。

被告人：千葉県（発注者）河川事務所建設課長

罪名：業務上過失致死

#### （1）事件の概要

千葉県は A 川下流域の洪水防止のための分水路建設を進めており、分水路の一部の約 2,500 メートルのトンネル建設工事を 3 つの区間に分けて建設業者に発注した。そのうち、中流区間を B1 建設、上流部の水門建設を C1 建設が請け負った。千葉県は分水路建設工事の監督等の業務のため、同県土木部の出先事務所である D 事務所を設けていた。



9月19日から台風が接近しており、朝から雨が降り続き、千葉県土木部河川課から水防指令が出され、D事務所においても水防パトロールに当たり、被告人も同日午後パトロールに出かけ、水門工事現場付近を見回った。その後、雨の勢いが強くなりC1建設の現場事務所にいたC2から被告人に電話で「用水路から水が入りオーバーフローしてきた。水の勢いが強くて止められそうにありません」旨の連絡があり、被告人はB1建設の現場事務所にいる現場代理人のB2に電話で「上流の水門工事現場の方が土嚢を積んでせき止めている。」旨連絡した。その後被告人はB2に電話で「今後はC1建設と直接連絡を取り合ってほしい。まだ、大丈夫ですから、切羽の吹付をしてください。」と連絡した。その後、トンネル坑口に設けた仮締切が決壊し、坑内に水が流れ込み、その濁流に飲み込まれるなどして、トンネル内にいたB1建設の労働者及びその下請企業の労働者7名が死亡したため、被告人が業務上過失致死罪で起訴された。

(図9)

原判決は被告人の監督責任などを認め、禁固2年の実刑としたが、被告人は、発注者の監督責任の有無及びその程度などについて不服とし控訴した。

## (2) 判決（破棄自判）

まず、請負者に対する発注者の監督権限について「本件請負契約書において認められている、監督員を介するなどして行われる発注者の請負者に対する監督権限は、対象が広範囲にわたり、工事施工のためばかりでなく、安全確保や災害防止のための権限も含まれているのであり、本請負契約においては、発注者に対象が広範囲にわたる

監督権限が認められているといえる。」として監督権限を認めた。

次に、その場合、発注者はいかなる立場でどのような責任を負うのかについて以下のように判示した。

「（本請負契約では）工法等の工事施工の方法の選択権が請負者にあることを定めて、請負者の自主施工の基本を明らかにしており、それは、工事施工の手段・方法の選択が請負者に委ねられるとともに、工事施工の責任が請負者にあることを意味するのであり、……工事施工上の安全確保や災害防止に関しては、請負者が第一次的に直接の責任を負うといえるのであり、発注者は、……請負者自身が行う対策や措置の不備・不足を是正させるため監督すべき二次的責任があるというべきである。しかし、発注者は、工事施工上の安全確保や災害防止に関して、直接責任を負うことなく、常に二次的な監督責任しか負わないとはいえない。（中略）発注者……が自ら工事施工のための場所、施設、機械器具等を提供しているときは、その設置・管理に当たって、工事施工上の安全の確保に配慮すべき義務を負うものと解せられる。（中略）そして、このように発注者において安全配慮義務を負う場合、その具体的内容は、発注者の設置・管理支配する対象及び予測される危険など、当該安全配慮義務が問題となる具体的状況によって決まるといえる。そこで、本件請負契約の状況をみると、仮締切は、トンネル内での工事の施工の安全確保や災害防止のため発注者において設置し、管理支配も、トンネル内で工事を行う請負者に委ねられることなく、発注者において行っていたと認められるのである。そうすると、

発注者が、仮締切の設置・管理に当たって、工事施工上の安全確保に配慮すべき義務を有し、具体的状況として仮締切の決壊の危険があったのであるから、その結果委による大量の水の流入による溺死等の危険から免れさせるため、トンネル内で作業をする作業員らを緊急避難させる措置をとるべき義務（以下、「緊急避難措置義務」という。）が、発注者にあったものと認められる。（中略）なお、この義務の履行方法は、個々の具体的状況によって異なるというべきで、請負者の現場管理人に退避措置をとるよう連絡・指示する、あるいは現場作業員に直接退避するよう連絡・指示するなどが考えられる。」

以上のように発注者に具体的な措置義務を認めた。一方、実刑とした原判決は量刑が重すぎるとし、執行猶予付きの禁固 2 年とした。（その後被告人は最高裁に上告したが棄却された（平 13・2・7 最高裁第二小法廷決定））。

### （3）判例から得られる示唆

本件は刑法における業務上過失致死事件であり、安衛法違反に直接言及したものではないが、建設業における発注者の刑事責任について参考になる内容が含まれている。

判決によると、一般的に施工上の安全確保について発注者の責任は請負者自身の措置の不備等を是正させる「二次的監督責任」であるが、常に二次的監督責任しか負わないというわけではなく、発注者が「自ら工事施工のための場所、施設、機械器具等を提供しているときは、その設置・管理に当たって、工事施工上の安全の確保に配慮すべき義務を負う」。その義務の内容は具体的状況によって決まり、本件では「緊急避難

措置義務」を負うとされた。

本件では中央建設業審議会が作成した「公共工事標準請負契約約款」（＜2. 3. 3＞参照）を B1 建設との契約で採用し、監督員を常駐させている。仮に発注者の従業員が現場に常駐していない場合、災害発生の予見可能性が認められにくく、常駐していた場合に比べ刑事責任は負にくいのではないかと思われる（＜6. 2＞も参照）。また、安衛法と異なり業務上過失致死罪には両罰規定がないため、本件では実行行為者のみが罰せられているが、本質的には労働災害であるのに責任を負わされるのが個人のみであれば、安衛法の責任主体を利益の帰属主体である「事業者」と定めた趣旨が没却してしまうおそれがある。そのため、業務上過失致死傷罪への両罰規定の導入も議論されている<sup>50</sup>。

安衛法では緊急時の退避措置は第 25 条で事業者に課せられた義務であり、発注者、注文者にはそのような義務はない。第 25 条の 2 では事業者に対して救護時の二次災害防止措置義務が規定されており、第 30 条の 3 により元方事業者が請負人の労働者に関して同措置義務を負っているが、第 25 条の 2 は救護義務自体について規定したのではない<sup>51</sup>。しかし本判決によると、契約内容や作業の実態によっては発注者、注文者であっても刑法上「緊急避難措置義務」を負い得る。

### 6. 5 建設アスベスト訴訟最高裁判決（令 3・5・17 最高裁判決<sup>52</sup>）

建設現場で作業に従事していた一人親方等の非労働者の労働災害について、事業者に防止措置義務を課す規制権限を国が行使

しなかったことは違法であるとして国の国家賠償責任を認めたもの。

原告：建設作業に従事していた一人親方等

被告：国、建材メーカー等

### （1）事件の概要

建設作業に従事していた原告らが石綿（アスベスト）粉じんにはく露し、石綿肺、肺がん、中飛種痘の石綿関連疾患に罹患した。原告らが石綿にはく露したのは、国が適切な規制権限を行使しなかったこと、石綿の建材メーカーが石綿含有建材から生ずる粉じんにはく露すると石綿関連疾患に罹患する危険があることを十分通知しなかったこと、などの理由から、原告らが国及び石綿建材メーカーを訴えたもの。

原審では国が規制権限を行使しなかったのは国家賠償法上違法であり、建材メーカーが石綿の危険性を通知しなかったのは違法であるとして原告の請求を一部認めたため、原告らと被告らの双方が上告した。

### （2）判決（一部差戻、一部破棄自判）

「安衛法第 1 条において、職場における労働者の安全と健康を確保すること等を目的として規定しており、安衛法の主たる目的が労働者の保護にあることは明らかであるが、同条は、快適な職場環境（平成 4 年法律第 55 号による改正前は「作業環境」）の形成を促進することを目的に掲げているのであるから、……安衛法 57 条が労働者に該当しない者を当然に保護の対象外としているとは解し難い。

また、本件揭示義務規定は、特別管理物質を取り扱う作業場という場所に着目した規制であり、その場所において危険にさらされる者が労働者に限られないこと等を考慮すると、特別管理物質を取り扱う作業場

における揭示を義務付けることにより、その場所で作業する者であって労働者に該当しない者も保護する趣旨のものと解するのが相当である。」（下線筆者）とし、労働大臣が省令制定権限を行使しなかったことは労働者に該当しない者との関係においても国賠法上違法であると判示した。

### （3）判例から得られる示唆

< 6. 1 >及び< 6. 2 >の事件ではあくまで下請企業（請負人）の「労働者」との関係で安全配慮義務を判断したものであるが、本判決によると「職場」で働く者であれば労働者であるか否かを問わず保護対象となり得るのであり、ある意味工場法の考え方に戻ったとも言える。今後は、かつて元方事業者規制における「一の場所」とはどこまでなのかという議論があったのと同様に、「職場」とはどこまでを指すのかという議論が出てくることが予想される。その際は規制の趣旨や目的と照らし合わせて、元方事業者規制の「一の場所」と同様に目的論的に決定されるであろう。例えば機械の危険防止とハラスメント防止では「職場」の範囲が異なって当然である<sup>53</sup>。

本判決を受け、厚労省は安衛法第 22 条の関連省令を改正し、令和 4 年 4 月 15 日に公布した（令和 5 年 4 月 1 日施行）。なお、これは「事業者」の責任が追加されたものであり、発注者等が新たに名宛人に追加されたわけではないため、事業者の定義に該当しない者（例えば労働者が作業場所で作業しておらず全て下請に出している場合や、全員が役員のような団体）が請負人に発注している場合は「注文者」となるため当該義務が課せられないことになる。また、現行の第 31 条では設備等を使用させるとき

の注文者の義務を規定しており、石綿関連の省令を作ることができない。そのため、「注文者」の在り方について別途検討することとされている<sup>54</sup>。

## 7 関連法令等

### 7.1 建設業法（昭和24年法律100号）

建設業法における発注者などの名宛人の定義は表9のとおりであるが、国土交通省不動産・建設経済局建設業課が定めた「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（2021（令和3）年3月）では「個人が発注する工事で専ら自ら利用する住宅や施設を目的物とするものに関する取引は含まない」とされている。

建設業法では、元請負人が特定建設業者である場合、下請負人に対し、建設工事に関する法令に違反しないよう指導しなければならない（第24条の7）、「法令」には安衛法第98条第1項、労基法第24条等が含まれる（建設業法施行令第7条の3）。また、下請負人が労働者に対する賃金の支払いを遅滞した場合、国土交通大臣又は都道府県知事は元請負人に対し、賃金相当額の立替払いを勧告することができる（第41条）。さらに「注文者」に対し、不当に低い請負代金（「通常必要と認められる原価に満たない金額」）での請負の禁止（第19条の3）、不当な使用資材等の購入強制の禁止（第19条の4）、著しく短い工期の禁止（第19条の5）を義務付け、「発注者」が第19条の3から第19条の5に違反した場合には国土交通大臣又は都道府県知事が発注者に対して勧告することができる（第19条の6）。

### 7.2 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）

一人親方を含めた建設工事従事者の安全及び健康を確保するための基本法であり、過労死等防止対策推進法と同様、何らかの権利義務関係を定めたものではないが、安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処等がなされるよう、特に手厚い対策を国及び都道府県等に求めている。

同法に基づき、政府は「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を2017（平成29）年6月9日に閣議決定した。同計画では、「一人親方等に仕事を注文する立場の建設業者による一人親方等の安全及び健康への配慮を促進する」とされている。

同法の基本的施策の中に「建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等」があり、基本計画において安全衛生経費は建設業法第19条の3の「通常必要と認められる原価」に含まれるとされており、厚生労働省は「安全衛生経費確保のためのガイドブック」を作成している（表10参照）。

### 7.3 職業安定法（昭和22年11月30日法律第141号）

戦前の労働者供給事業は労働ボスの強権的な支配や劣悪な労働環境など多くの問題があったため、戦後、労基法第6条で中間搾取を禁止するとともに、職業安定法第44条で労働者供給事業を原則禁止した。一方、労働者供給ではない請負は禁止されなかったため、労働者供給ではない請負には労基法が適用されなくなった。工場法では雇用関係にない職工も工業主の措置対象とされていたのに対し、労基法では雇用関係にな



い社外工は使用者の措置対象とはならなくなった（＜3. 2＞参照）。

1985（昭和60）年に労働者派遣法が成立しても基本的には同様である。労働者派遣であれば派遣先にも労基法、安衛法が一部適用されるのに対し、労働者派遣ではない請負であれば就労先の事業主は労基法、安衛法の責任を負うことはない（ただし請負人に労働者がいる場合は元方事業者としての責任が生じ得る）。

#### 7. 4 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

1985（昭和60）年に派遣法が成立した当初は製造業への労働者派遣は禁止されていたが、1999（平成11）年の改正で可能となり、2007（平成19）年改正で派遣期間が3年間に延長された。現在も労働者派遣が禁止されているのは港湾運送業務、建設業務、病院・診療所での医療業務、警備業務などである。

第45条で派遣先、派遣元に対する安衛法の適用を定めており、労基法の災害補償責任は派遣元が負うが、労働者死傷病報告は派遣先、派遣元の双方が提出する必要がある。民事責任である安全配慮義務についても雇用主（派遣元）だけではなく実際に使用する派遣先にも及ぶが、労災補償責任は派遣元のみにある（＜6. 3＞参照）。

建設業では一部の業務を除いて労働者派遣は禁止されているが、2005（平成17）年の建設労働者の雇用の改善等に関する法律（建設雇用改善法）の改正によって「建設業務労働者就業機会確保事業」として一定の条件のもと解禁された。ただし、災害補償責任を負うのは派遣元（送出事業主）で

はなく、建設業における元請一括適用の観点から、送出事業主を派遣先（受入事業主）の下請企業とみなし、元請事業主が適用事業主となる<sup>55</sup>。

労働者派遣と請負の区別に関し、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和61年労働省告示第37号）において、「適正な請負」のためには下請企業が「労働者の服務上の規律に関する事項についての指示その他の管理を自ら行うこと」が必要であるとしながらも、「安全衛生、機密の保持等を目的とする等の合理的な理由に基づいて相手方が労働者の服務上の規律に関与することがあっても、直ちに当該要件に該当しないと判断されるものではない」と解されている。しかし、安全衛生上の指示と労務管理上の指揮監督を明確に区別することが果たして可能なのかは疑問である（＜6. 2＞参照）。

#### 7. 5 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）

石綿が吹き付けられている建物の解体工事などの一定の工事の発注者は、作業開始の14日前までに発注者の氏名や工事の場所等を都道府県知事へ届け出る必要がある（第18条の17）。本条には罰則が設けられており、2017（平成29）年に、大阪府堺市が発注した解体工事で、市が関係機関へ事前に届け出をしていなかったことについて市職員と法人としての市が書類送検された例がある。本法における届け出は都道府県知事あてであるが、堺市は政令指定都市であるため発注部署は市の別の担当部署へ届け出る必要があった。

#### 7. 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）



事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で処理しなければならないが、建設業では元請業者がその責任を負う（第21条の3）。分離発注の場合はそれぞれの工事の元請業者が排出事業者となる。

建設工事の発注者の責任として①建設工事を行う以前からの廃棄物（例えば、解体予定建築物中に残置された家具等の廃棄物）を適正に処理すること、②元請業者に行わせる事項については、設計図書に明示すること、③企画、設計段階において、建設廃棄物に関して建設廃棄物の発生抑制等を積極的に推進すること、④積算上の取扱いにおいて適正な建設廃棄物の処理費を計上すること、⑤元請業者より、建設廃棄物の処理方法を記載した廃棄物処理計画書の提出をさせること、⑥工事中は建設廃棄物の処理が適正に行われているか注意を払うこと、⑦工事が終わった時は元請業者に報告させ、建設廃棄物が適正に処理されたことを確認し、また、建設廃棄物が放置されていないか注意を払うこと、⑧コンクリート、木材等の特定の建設資材を用いた建築物の解体工事等を発注する場合には、分別解体の計画等を都道府県知事に届け出るなど建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に従うことがあげられている<sup>56</sup>。

### 7. 7 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）

トラック運送事業者に過積載運行や過労運転防止措置義務違反等の法令違反行為があったとき、荷主へ協力を要請した上で当該違反行為に荷主が関与しているかの調査が行われ、法令違反に荷主の指示等の主体的な関与が認められれば国土交通大臣から荷主に対して当該違反行為の再発の防止を

図るため適当な措置を執るべきことを「勧告」することができ（第64条第1項）、当該勧告を行った場合はその旨を公表することとされている（第64条第3項）。

また、法令違反に関し、主体的ではないが荷主の関与が認められた場合は国土交通大臣から荷主に対して「警告」が行われ、3年以内に同様の事案が再発した場合は上記の「勧告」が行われる<sup>57</sup>。

### 7. 8 労働災害防止計画

安衛法成立前の新産業災害防止総合5ヵ年計画（第2次労働災害防止計画）（計画期間：1963（昭和38）年度～1967（昭和42）年度）では、「同一事業場内等で多数の事業場が当該事業場の関連作業を行う場合においては、発注者、元方事業者、下請業者等の協力のもとに全体を総合する安全管理の推進がはかれるよう留意すること」とされた。

安衛法成立後、第5次労働災害防止計画（計画期間：1978（昭和53）年度～1982（昭和57）年度）で「建設業、鉄鋼業、造船業、自動車製造業、電気機械器具製造業等においては、下請系列下にある中小企業の事業場が多いことに対応し、発注者及び元方事業場に対し、下請系列下にある事業場を含めた総合安全衛生管理を推進させるとともに、発注条件の適正化、安全衛生措置についての指導援助の諸対策を行わせる」とされ、初めて具体的な業種に言及した。

以後、災防計画には発注者に係る規定が盛り込まれており、第12次労働災害防止計画（計画期間：2013（平成25）年度～2017（平成29）年度）においては「計画のねらい」の項目において、特に業種を限定する

ことなく労働災害防止のためには発注者を含めた全ての関係者が責任ある行動を取るような社会を目指すべきとされた。具体的には「発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化」の項目の中で「外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、建設業以外についても、発注者による取組を強化する」とされた（下線筆者）。また、「労働者のみ守ればよいという考え方ではなく、……労働者以外の人的・社会的被害を防ぐという観点も考慮することとし、他省庁の施策との一層の連携を図る」とも記載されていた（下線筆者）。12次防において示されているのは他省庁との連携を進める程度の認識であり、国賠責任を負うほどの事態を想定していたわけではないだろうが、建設アスベスト訴訟最高裁判決で判示された事項をすでに国自身が宣言していたとも言える。

第13次労働災害防止計画（計画期間：2018（平成30）年度～2022（令和4）年度）においては、発注者の責任として明記されたのが解体工事における石綿ばく露防止措置などに限られており、12次防よりやや後退した感がある。13次防策定時には「雇用類似の働き方」の議論が盛んであったこともあり、13次防では「個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応」が項目建てされるなど、近年は名宛人（措置義務者）よりも保護対象の議論にシフトしていると言える。

## 7. 9 過労死等の防止のための対策に関する大綱

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（2021（令和3）年7月30日閣議決定）では、「商慣行・勤務環境等を踏まえた取組の推進」の中で「長時間労働が生じている背景には、個々の事業主が労働時間短縮の措置を講じても、顧客や発注者からの発注等取引上の都合により、その措置が円滑に進まない等、様々な取引上の制約が存在する場合がある。このため、業種・業態の特性に応じて発注条件・発注内容の適正化を促進する等、取引関係者に対する啓発・働きかけを行う。」とされている。これは安衛法第3条第3項の配慮義務に関連して、建設業に限らず全ての業種の注文者に長時間労働対策に関する配慮を働きかけているものと考えられる。

## D. 考察及びE. 結論

本稿では安衛法における発注者等の責任について総論的に検討した。

歴史的にみると、発注者等の責任は①雇用・請負に関係なく工業主に責任がある（工場法）、②雇用でなければ請負であり、請負であれば使用者に責任はない（旧労基法）、③請負人の労働者に対する元方事業者責任（災防法）、④請負規制の拡充・明確化（安衛法）という流れがあり、その中で職業安定法や労働者派遣法などの労働市場法が関わっている。安衛法を労基法から切り離して単独立法を行う理由の一つに請負規制があったのはみたとおりである（＜3. 6＞参照）。

しかし、工場法とそれ以降で決定的に異なるのは、発注者等は仕事を請け負わせている請負人の保護責任を（安衛法上は）負わないということである。安衛法の発注者

等の責任はあくまで「請負人の労働者」の保護のためであり、請負人の安全と健康は請負人自身で確保する必要がある。例えば一人親方が高所作業をする場合は第 31 条の注文者は墜落防止措置義務を負わず、作業の実態から「事実上の労働者」とみなすことで初めて「使用者（事業者）としての責任」を負う。

各種判例では発注者の民事責任（安全配慮義務）について、事実上雇用関係と同視し得るかで判断している。言い換えれば「発注者という名目でも使用者と同視できるのはいかなる場合か」の問題のように思える。一方、建設アスベスト訴訟最高裁判決では「快適職場」の対象は労働者以外も含むと判示し、「請負人の労働者」のみならず「請負人」自身をも保護対象とすることがあり得ることを示し、使用者責任だけでなく「場の管理者」責任を認め、ある意味工場法の考え方に戻ったともいえる（＜6. 5＞参照）。

刑事責任については発注者が発注者の立場のまま有罪とされているが（＜6. 4＞参照）、本件では業務上過失致死罪であるため両罰規定の適用がなかった。ある産業災害について、安衛法では刑事責任を問えないが業務上過失致死傷罪は適用する場合、本質的には労働災害であるのに責任を取られるのが実行行為者の個人のみであるというのは、安衛法の責任主体を利益の帰属主体である「事業者」と定めた趣旨が没却してしまうおそれがある。

行政上の責任として、直接の雇用関係にない労働者の労災補償責任を負うのは建設業の元請負人だけであり、他の業種の発注企業や派遣先企業は労災補償責任を負わな

い（＜6. 3＞参照）。また、行政指導については施工業者の安衛法違反の有無を問わず発注者に対して労働基準監督署から指導や要請が行われることがある（＜5. 2＞参照）。

また、労働災害は事故（accident）によるものだけではなく、疾病（disease）もあり、脳心臓疾患や精神障害などの過労死等も含まれる。現状、過労死等防止対策としては労基法第 32 条、第 36 条等があり、安衛法では健康診断（第 66 条）や医師による面接指導（第 66 条の 8）等があるが、すべて使用者・事業者の義務であり、発注者等には第 3 条第 3 項程度で、規制は皆無といつてよい。

今後、IT 技術の発展等により雇用されずに就労する者が増加することが予想されるが、労働者と自営業者の二者択一では現代の就労環境のグラデーションを捉えられず、保護すべき対象を取りこぼすおそれがある。そのため、「雇用類似の働き方」に関する議論やフリーランスの就労環境のためのガイドラインの策定などが行われた。一方、措置義務者についても使用者・事業者と発注者の二者択一ではその間のグラデーションを捉えきれず本来措置を講ずべき者を取りこぼすおそれがある。したがって、労働者以外の就労者を保護するためには、労働者性とは別の、措置義務者からのアプローチも必要ではないかと思われる。

その他、発注者等による労働災害防止を図るには経済法によるサプライチェーン全体での安全対策も必要となってくると思われる。安衛法では取引そのものに係る規制は第 3 条第 3 項くらいしかないが、短納期や低報酬での発注は間接的に労働災害を発

生させる要因になると考えられ、建設業法では第 19 条の 3 等で規制している。今後、業種にかかわらず取引関係に係る何らかの措置を講じるのであれば、法規制を設けるのかガイドラインを定めるのか、法規制を設ける場合は事業者概念を拡張するのか新たな名宛人を追加するのか、あるいは新たな措置義務を追加するのか等、様々な方法が考えられる。

#### F. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし。

##### 2. 学会発表

なし。

#### G. 知的所有権の取得状況

##### 1. 特許取得

該当せず。

##### 2. 実用新案登録

該当せず。

##### 3. その他

該当せず。

#### H. 引用文献

本文脚注を参照されたい。

図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1段組）

表 1：安衛法上の定義<sup>58</sup>

名宛人	定義
注文者	仕事を他の者に注文している者（安衛法上は定義なし <sup>59</sup> ）
発注者	注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者（第30条第1項）
事業者	事業を行う者で、労働者を使用するもの（第2条第3号）
元方事業者	一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせている事業者のうち最先次の請負契約の注文者（第15条第1項）
特定元方事業者	建設業その他政令で定める業種（＝造船業）に属する事業を行う元方事業者（第15条第1項）
元請負人	請負人のうち最先次のもの。建設業の場合、元方事業者と同一になることが多い。（安衛法上は定義なし）
関係請負人	元方事業者から仕事を請け負った請負人および当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人（第15条第1項）



図 1：安衛法の名宛人の範囲のイメージ（労働新聞社『安衛法令ダイジェスト 改訂第 7 版』をもとに筆者作成）

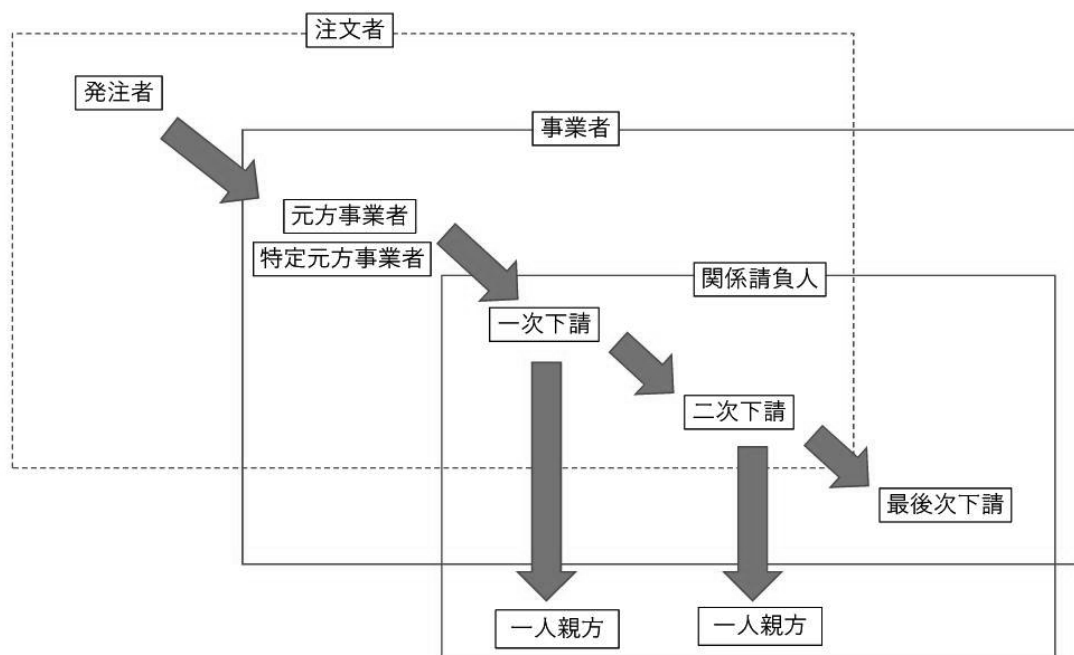


表 2：発注者等に課せられた安衛法の義務

注文者

関係条文	措置内容	関係省令	自ら仕事を行う者のみ	罰則
第 3 条 第 3 項	契約内容を適正なものとするよう配慮する義務 【コンプライアンス】	なし	×	×
第 31 条 第 1 項	建設物等を請負人の労働者に使用させるときの労働災害防止のための措置（例） 措置例	安衛則第 644 条 安衛則第 645 条 安衛則第 646 条 安衛則第 647 条 安衛則第 648 条	○	○

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ くい打機等の機械を基準に適合するものとしなければならない</li> <li>・ 潜函等について、早期設備を設けなければならない</li> <li>・ 作業床の開口部等に囲い等を設けなければならない</li> </ul> <p>【設備等管理】</p>	<p>安衛則第 649 条第 1 項、第 2 項                  安衛則第 650 条                  安衛則第 651 条第 1 項、第 2 項                  安衛則第 652 条                  安衛則第 653 条第 1 項、第 2 項                  安衛則第 654 条                  安衛則第 655 条第 1 項、第 2 項                  安衛則第 655 条の 2 第 1 項、第 2 項                  安衛則第 656 条                  安衛則第 657 条                  安衛則第 658 条                  安衛則第 659 条                  安衛則第 660 条                  安衛則第 661 条                  安衛則第 662 条</p>		
第 31 条の 2	<p>化学設備等の作業の仕事に係る請負人の労働者の労働災害防止のため、作業に係る危険性及び有害性等の文書の交付の措置</p> <p>【情報提供】</p>	安衛則第 662 条の 4	×	○
第 31 条の 3 第 1 項（「又は」以降）	<p>特定作業に従事するすべての労働者の労働災害防止のため、移動式クレーン等の作業に係る連絡及び調整等の措置</p> <p>【作業の調整】</p>	<p>安衛則第 662 条の 6                  安衛則第 662 条の 7                  安衛則第 662 条の 8</p>	○	×
第 31 条の 4	<p>違法な指示の禁止</p> <p>【コンプライアンス】</p>	なし	×	×
(第 98 条 第 1 項)	(使用停止命令等)	—	○ (第 31 条の 2 に係るものは×)	○
(第 98 条)	(第 1 項の場合、当該	—	○ (第 31	×

第4項)	仕事の注文者に対する 都道府県労働局長又は 労働基準監督署長による 勧告又は要請)		条の2に係るものは×)	
------	--	--	-------------	--

発注者

関係条文	措置内容	関係省令	自ら仕事を行う者のみ	罰則
第30条第2項	第30条第1項の措置を講ずべき者の指名 【安全管理体制】	安衛則第643条第1項、第2項	×	×
第30条第2項(第30条の2第2項による準用)	第30条第1項の措置を講ずべき者の指名 【安全管理体制】	安衛則第643条の7(安衛則第643条第1項、第2項の準用)	×	×
第30条第2項(第30条の3第2項による準用)	第25条の2第1項の措置を講ずべき者の指名 【安全管理体制】	安衛則第643条の8(安衛則第643条第1項、第2項の準用)	×	×
第31条の3第1項(「又は」以降除く)	特定作業に従事するすべての労働者の労働災害防止のため、移動式クレーン等の作業に係る連絡及び調整等の措置 【作業の調整】	安衛則第662条の6 安衛則第662条の7 安衛則第662条の8	○	×
第88条第2項、第3項、第4項(第5項の規定による場合)	計画の届出等 【報告】	安衛則第91条 安衛則第92条	○	○

（第 88 条 第 7 項）	（第 6 項の計画届の変 更命令等をした場合に 必要に応じて発注者に 対する厚生労働大臣又 は労働基準監督署長に よる勧告又は要請）	—	×	×
なし	石綿の使用状況等の通 知  【情報提供】	石綿則第 8 条第 1 項、第 2 項	×	×

元方事業者

関係条文	措置内容	関係省令	自ら仕事 を行う者 のみ	罰則
第 15 条の 3 第 1 項	店社安全管理者の選任 【安全管理体制】	安衛則第 3 条（則 20 条による準用）	○	×
第 25 条の 2 第 1 項 （法第 30 条の 3 第 1 項の規 定によ る）	爆発、火災等に伴う救 護に関する措置が取ら れた場合の労働災害防 止措置 【作業の調整】	安衛則第 24 条の 3 安衛則第 24 条の 4 安衛則第 24 条の 5 安衛則第 24 条の 6	○	○
第 25 条の 2 第 2 項 （法第 30 条の 3 第 5 項によ る準用）	技術的事項を管理する 者の選任 【安全管理体制】	安衛則第 24 条の 7（則 643 条の 9 に よる準用） 安衛則第 24 条の 9（則 643 条の 9 に よる準用）	○	○
第 29 条 第 1 項、 第 2 項	関係請負人及び関係請 負人の労働者に対する 指導等 【指導】	なし	○	×
第 29 条の 2	土砂崩壊等の場所で関 係請負人の労働者が作 業するとき、関係請負	なし	○	×

	人の危険防止措置のため指導等必要な措置 【指導】【作業の調整】			
第30条の2 第1項	労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われることによって生じる労働災害の防止措置 【作業の調整】	安衛則第 636 条第 1 項、第 2 項（則 643 条の 2 による準用） 安衛則第 639 条第 1 項、第 2 項（則 643 条の 3 による準用） 安衛則第 641 条第 1 項、第 2 項（則 643 条の 5 による準用） 安衛則第 643 条の 4 第 1 項 安衛則第 643 条の 6 第 1 項、第 2 項、第 3 項	○	○
第31条の3 第2項	特定作業に従事するすべての労働者の労働災害防止のための必要な配慮 【作業の調整】	なし	○	×
第 100 条	放射線区域、除染地域における作業の届出 【報告】	電離則第 41 条の 14 電離則第 59 条の 3 除染則第 10 条	○	○

特定元方事業者

関係条文	措置内容	関係省令	自ら仕事を行う者のみ	罰則
第 15 条 第 1 項	統括安全衛生責任者の選任 【安全管理体制】	安衛則第 3 条(則第 20 条による準用)	○	○
第 15 条 第 4 項	統括安全衛生責任者に指揮させる事項等 【安全管理体制】	なし	○	○
第 15 条 の 2 第 1 項	元方安全衛生管理者の選任 【安全管理体制】	安衛則第 3 条(則第 20 条による準用) 安衛則第 18 条の 3 安衛則第 18 条の 5	○	○
第 30 条 第 1 項	労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一	安衛則第 635 条 安衛則第 636 条	○	○



	の場所で行われること によって生じる労働災 害防止措置 【作業の調整】	安衛則第 637 条第 1 項 安衛則第 638 条 安衛則第 638 条の 3 安衛則第 638 条の 4 安衛則第 639 条第 1 項、第 2 項 安衛則第 640 条第 1 項、第 2 項、第 3 項 安衛則第 641 条第 1 項、第 2 項 安衛則第 642 条第 1 項、第 2 項 安衛則第 642 条の 2 第 1 項、第 2 項、 第 3 項 安衛則第 642 条の 3 安衛則第 664 条 石綿則第 7 条第 2 項		
第 100 条 第 1 項	事業の種類等の報告 【報告】	安衛則第 664 条	○	○

表 3：特定元方事業者の事業開始報告書において選任すべき者の工事の種類と規模（労働新  
聞社『安衛法令ダイジェスト 第 7 版』をもとに筆者作成）

工事の種類／ 労働者数	10	20	30	50	
ずい道等の建 設の仕事	10 人未満の 場合は特定 元方事業開 始報告書の 提出は不要	選任義務は ないが特定 元方事業開 始報告書の 提出は必要	店社安全衛生 管理者	統括安全衛生責任者	
圧気工法によ る作業を行う 場合			店社安全衛生 管理者	統括安全衛生責任者	
一定の橋梁の 建設の仕事			店社安全衛生 管理者	統括安全衛生責任者	
鉄骨造、鉄骨 鉄筋コンクリ ート増の建築 物の建設の仕 事			店社安全衛生管理者		統括安全衛 生責任者
その他の仕事			選任義務はないが提出が必要		統括安全衛 生責任者

表 4：建設工事に係る特定元方事業者の届出（労働新聞社『安衛法令ダイジェスト 改訂第 7 版』をもとに筆者作成）

時期	書類の名称	届出義務者	提出先	提出期限	様式
工事開始時	工事計画届	特定元方事業者	厚生労働省 所轄労働基準監督署長	作業開始の 30 日前	21 号
	工事計画届			作業開始の 14 日前	21 号
	建設物・機械等設置届			設置の 30 日前	20 号
	特定元方事業者の事業開始報告			作業開始後遅滞なく	参考様式
	共同企業体代表者届	共同企業体	所轄労働基準監督署長を経て労働局長	作業開始の 14 日前	1 号
工事中随時	設置届（クレーン・エレベーター）	事業者	所轄労働基準監督署長	工事開始の 30 日前	2 号 26 号
	設置届（クレーン・エレベーター）			あらかじめ	9 号 29 号
	事故報告書			事故発生後遅滞なく	22 号
	労働者死傷病報告			遅滞なく	23 号
				四半期毎	24 号

図 2：特定元方事業者の事業開始報告

(安衛則664条による)

**特定元方事業者の事業開始報告**  
**統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者選任報告**

元方事業者	事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地		常時使用労働者数	
	事業の概要		工期		年 月 日～		年 月 日	
	衛生責任者	統括安全衛生責任者	選任年月日	年 月 日	元方安全衛生管理者	発注者名		
			生年月日	年 月 日		職氏名		
		職氏名				生年月日	年 月 日	
				選任年月日		年 月 日		
店社安全衛生管理者職氏名		選任年月日	年 月 日	経歴				
関係請負人	事業の種類	名	称	主たる事務所の所在地		工期		
備考								

年 月 日

特定元方事業者 職名  
氏名

印

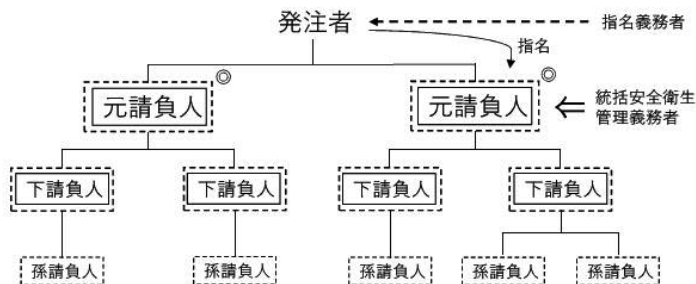
労働基準監督署長 殿

(備考)

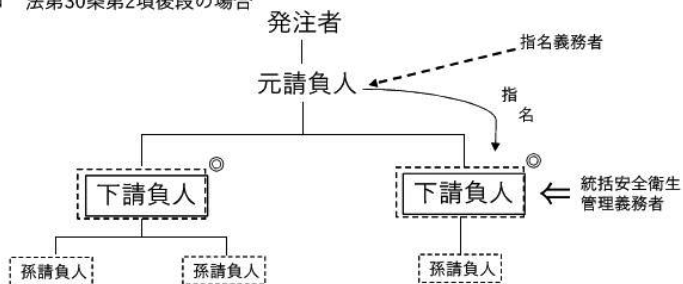
1. 常時使用労働者数は元方の労働者数と関係請負人の労働者数の合計数を記入すること。
2. 関係請負人欄が不足する場合は別紙を使用すること。
3. 常時使用労働者の総数が50人以上(ずい道、圧気一定の構架30名以上)の場合は、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を選任し、該当欄に必要事項を記入すること。
4. 常時使用労働者の総数が20人以上(ずい道圧気工事、一定の構架の工事20～29人・S造、SRC造20～49人)にあっては、店社安全衛生管理者を選任し、該当欄に必要事項を記入すること。
5. 安衛則第18条の6第2項による場合は、備考にそのむねを記入すること。
6. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することが出来る。

図 3：第 30 条第 2 項の措置義務

イ 法第30条第2項前段の場合



ロ 法第30条第2項後段の場合



(注) ① □内の者は、一の場所において行なう事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているものをさす。  
 ② 〇内の者は、一の場所で自ら仕事を行なっているものをさす。  
 ③ ◎印は、特定元方事業者をさす。

図4：ギグワーカーの基本構造（三柴丈典＝倉重公太郎、中澤祥子「ギグワーカーの安全衛生に関する法的保護のあり方について～日本の状況と展望～」（産業保健法学会誌第1巻第2号（2022（令和4）年8月）から引用）

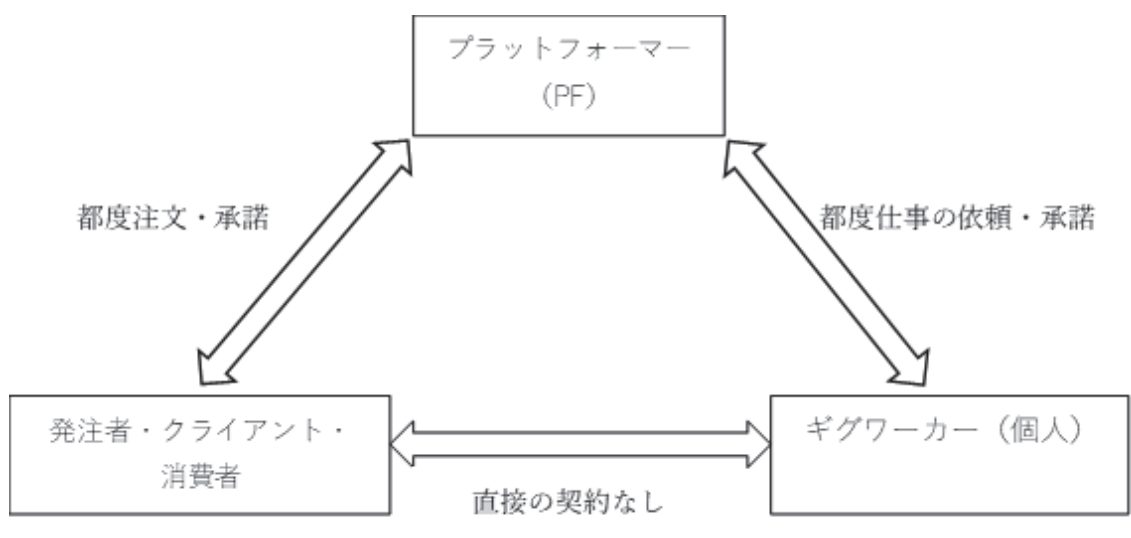
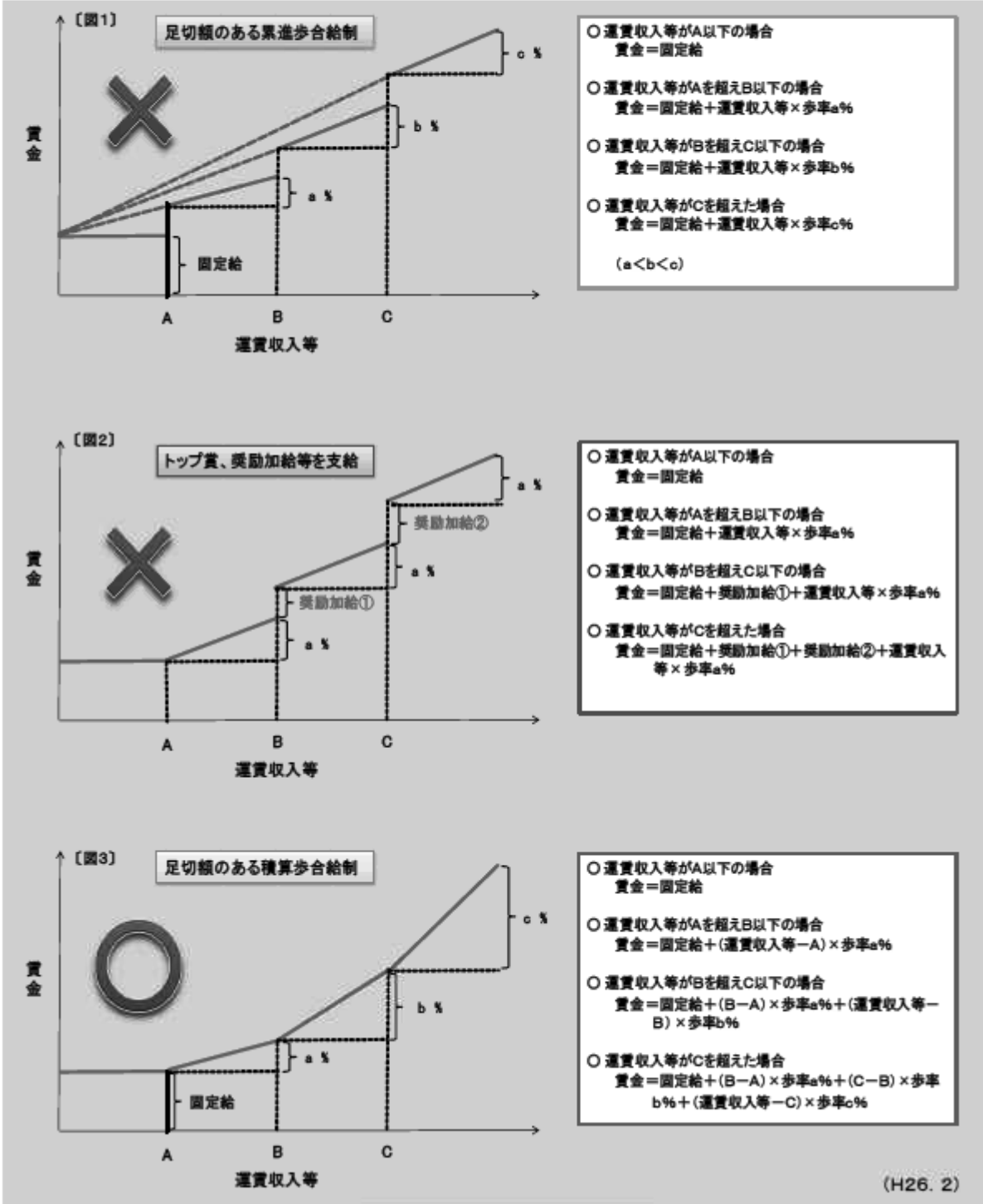


図5：累進歩合制度（福岡労働局のリーフレット  
[https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/library/fukuoka-roudoukyoku/44pamphlet/kijun/kijun\\_036.pdf](https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/library/fukuoka-roudoukyoku/44pamphlet/kijun/kijun_036.pdf) から引用：最終閲覧日 2022年11月2日）



**歩合給制度のうち「累進歩合制度」は廃止しましょう！**

以下の〔図1〕及び〔図2〕が該当します。



(H26. 2)

表 5：労基法の定義

名宛人	定義
労働者	職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者（第 9 条）
使用者	事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者（第 10 条）

表 6：災防法上の定義

名宛人	定義
注文者	仕事を他の者に請け負わせている者（第 2 条（当時））
発注者	注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者（第 2 条（当時））
請負人	仕事を注文者から請け負っている者（第 2 条（当時））
元方事業主	第五十七条第一項（＝建設業等の事業の事業主で一の場所において行なう当該事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもの）又は第四項（＝第 1 項の場合において、同条の規定により同条第一項に規定する措置を講ずべき事業主

表 7：家内労働法上の定義

名宛人	定義
家内労働者	物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするもの（第 2 項）
委託者	物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の厚生労働省令で定める者であつて、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について家内労働者に委託をするもの（第 3 項）

表 8：第 30 条と第 31 条の送検事例

第 30 条

安衛則第	解体工事現場において、関係請負人が参加する協議組織の設置等を行わなかったも

635 条	の
安衛則第 636 条	住宅新築現場において、関係請負人及び関係請負人相互間における連絡調整を行わなかったもの
安衛則第 636 条	特定元方事業者と関係請負人との間における連絡及び調整を行わなかったもの
安衛則第 638 条の 3	下水道管布設工事において地山の崩壊を防止するための計画を作成するなどの措置を講じなかったもの
安衛則第 638 条の 4（筆者 註：638 条の3の 誤りと思 われる）	工事現場における車両系建設機械の配置に関する計画を作成しなかったもの
安衛則第 638 条の 4	下請事業者に対し、元請事業者として事前に作成した作業計画へ適合するよう作業計画の変更指導を行わなかったもの
安衛則第 639 条	移動式クレーンの作業の際に、移動式クレーンについての合図を统一的に定めていなかったもの

第 31 条

安衛則第 653 条	高さ約 7 m の箇所到手すり等を設けることなく、下請負人の労働者に作業を行わせていたもの
安衛則第 653 条	地上約 7 m の屋上で、防水シートの張替え作業を請負人に行わせる際に、墜落防止措置を講じなかったもの
安衛則第 653 条	地上から軒下までの高さが 5.82m の屋根上の端で請負人に修繕作業を行わせる際に、墜落防止措置を講じなかったもの
安衛則第 655 条	請負人労働者に高さ 3.7 メートルの足場上で塗装作業を行わせる際、墜落防止措置を講じていなかったもの
安衛則第 655 条	高さ 2.7 メートルの足場の作業床に、手すり等を設けることなく、請負人の労働者に使用させたもの
安衛則第 655 条	高さ 6.3 メートルの足場の作業床に、手すり等を設けることなく、請負人の労働者に使用させたもの
安衛則第 655 条	請負人の労働者に足場を使用させるとき、高さ 2 メートル以上の作業場所に作業床を設けていなかったもの

安衛則第 655 条の 2	請負人の労働者に作業構台を使用させる際、水平つなぎ等の補強材の取り付け状態を点検していなかったもの
---------------------	---

図 6：各条文の是正勧告件数

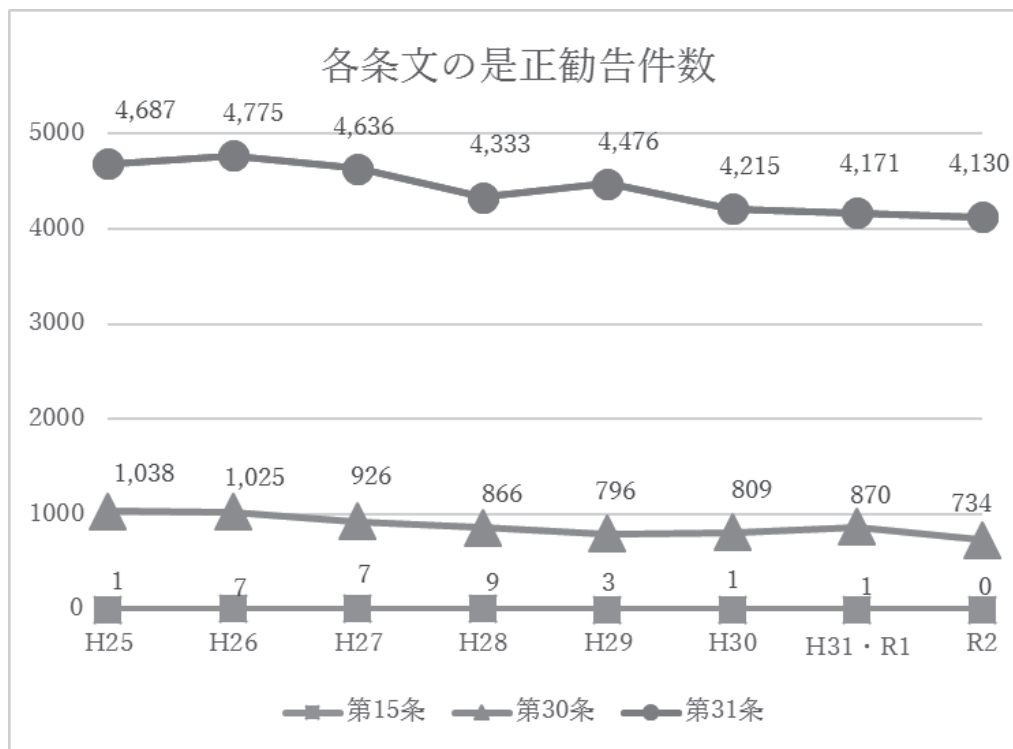


図 7：各条文の送検件数

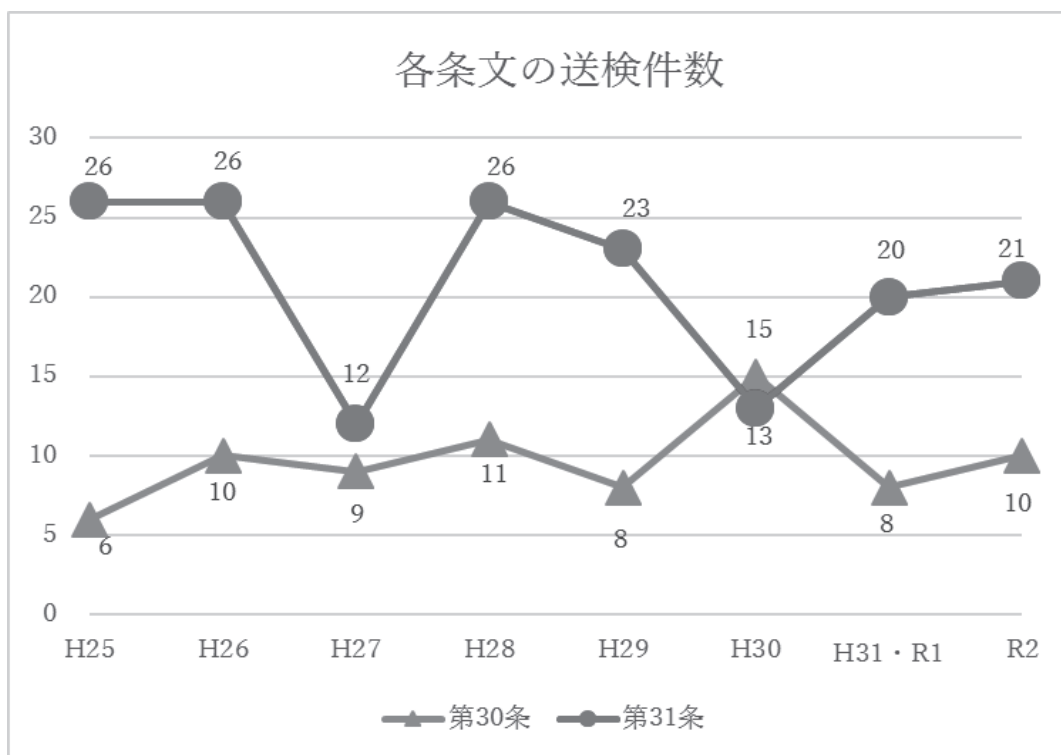


図 8：安衛法の送検件数（全業種）、建設業の送検件数及び全業種に占める割合

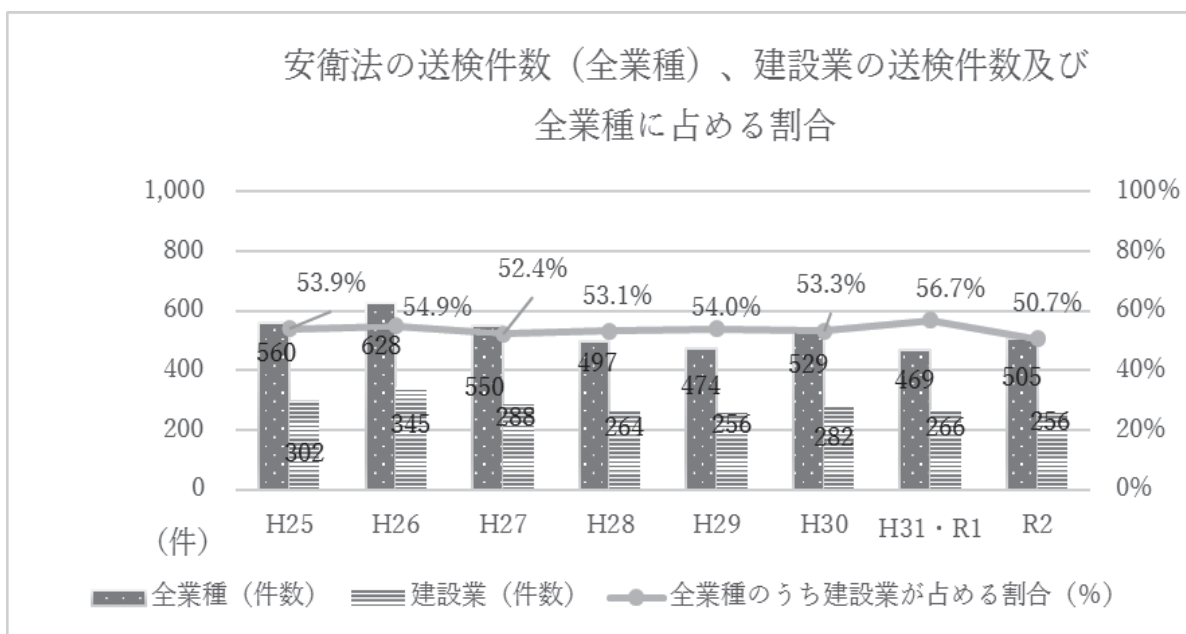
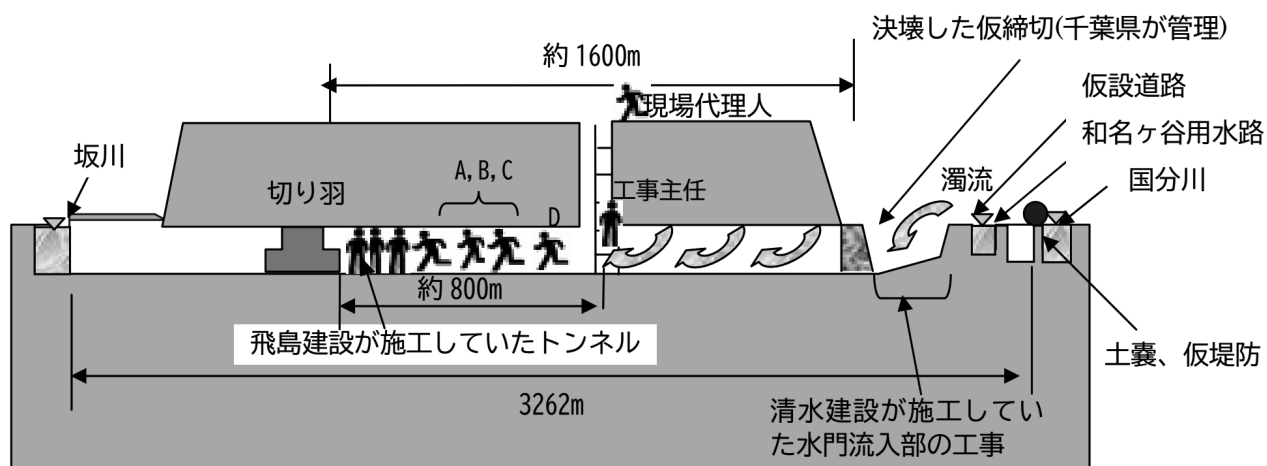




図 9：坑口の仮締切の概略図（失敗知識データベース 失敗百選

<http://www.shippai.org/fkd/hf/HD0000051.pdf> から引用：最終閲覧日 2022年10月12日）



**表 9：建設業法上の定義**

名宛人	定義
発注者	建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者（第 2 条第 5 号）
元請負人	下請契約における注文者で建設業者（第 2 条第 5 号）
下請負人	下請契約における請負人（第 2 条第 5 号）

表 10：安全衛生経費の考え方（株式会社建設産業振興センター「安全衛生経費確保のためのガイドブック」（厚生労働省委託事業）より抜粋）

費用区分		主な内容		細目	
直接工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等）に示されているもの）	足場		・ 枠組み足場、単管足場、吊足場等	
		支保工		・ 型枠支保工、橋梁仮設等支保工	
		土留め		・ 仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁）	
		土留め支保工		・ 切梁、腹起（裏込めコン含む）	
		作業構台		・ 乗入構台、荷受構台、作業構台	
間接工事費	安全費	準備費	調査費用	・ 埋設物調査試掘他	
		交通管理に要する費用	交通規制に要する費用	・ ガードマン、規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板（内照式）回転灯、規制表示看板・お願い看板	
		安全管理等に要する費用	監視連絡等に要する費用	・ 列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置	
			安全意識、注意喚起に要する費用	・ 各種注意看板標識、安全掲示板	
			保護具類	・ ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全带、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣	
		仮設費	安全施設等に要する費用	墜落飛来落下災害防止設備	・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幡ネット、安全ブロック、親綱、建築工事用エレベーター部踊り場ゲート ・ 各所点検通路（支保工上他）、安全通路、揚重用吊具（ワイヤ、クランプ他）
				作業床に関する設備	・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車
				公衆災害に要する費用	・ 仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート他）、建築工事落下防護（朝顔）、防音シート、防音パネル、足場出入口のゲート
			警報設備	警報設備	・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函）・ベル、サイレン等警報装置（ずい道） ・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計
				避難用設備	・ 避難誘導灯、発破時の避難所、避難用器具（空気呼吸器、携帯用照明、避難はしご、ロープ等
	作業環境			・ 換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度他） ・ 排気管、圧力計（高圧室内）、照明器具、熱中症対策設備	
	昇降設備			・ 坑内はしご道で巻き上げ装置との隔壁、階段、はしご道	
	火災防止			・ 消火器、防災シート	
	その他		・ 重機移動用敷き鉄板		
	営繕費		倉庫、材料保管等に要する費用	・ 火薬庫など	
	その他				
	現場管理費	疾病・衛生対策		・ 健康診断（一般・特殊健診）	
		安全訓練研修等に要する費用		・ 特別教育、各種資格取得のための講習受費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT	

- <sup>1</sup> 金谷暁「〈研修講座〉労働安全衛生法(4)」(法務総合研究所『研修』No. 411、1982(昭和57)年9月)84頁
- <sup>2</sup> 昭和47年9月18日基発第602号
- <sup>3</sup> 平成8年8月24日基発第480号
- <sup>4</sup> 平成18年8月1日基発第0801010号
- <sup>5</sup> 厚生労働省HP ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_26394.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26394.html)) : 最終閲覧日 2022年10月12日
- <sup>6</sup> 厚生労働省HP ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_25944.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25944.html)) : 最終閲覧日 2022年10月12日
- <sup>7</sup> 平成10年3月19日東京地裁判決
- <sup>8</sup> 島根県HP  
(<https://www3.pref.shimane.jp/houdou/uploads/155248/135789/b953dc06101763791e654235b61208fc.pdf>) : 最終閲覧日 2022年8月31日)
- <sup>9</sup> 安西愈『建設安全管理の元方責任と事業者責任』(労働基準調査会、1993(平成5)年)17~18頁
- <sup>10</sup> 「日本の発注者とゼネコンの関係において、全権限をゼネコンに請け負ってもらうという体系は、世界的にも非常に珍しい」との指摘がある。(2018(令和元)年12月9日 第6回建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会議事要旨 <https://www.mlit.go.jp/common/001324526.pdf>) 最終アクセス: 年8月31日)
- <sup>11</sup> 昭和40年2月10日付基発第139号、昭和41年3月15日付基発第231号
- <sup>12</sup> 平成27年8月5日付基発0805第1号、平成10年2月16日付基発第49号
- <sup>13</sup> 寺西輝泰『改訂版 労働安全衛生法違反の刑事責任』(日労研、2004(平成12)年)88~90頁
- <sup>14</sup> 三柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業 労働安全衛生法の改正に向けた法学的視点からの調査研究(令和3年度)」[大藪俊志、近藤龍志](2021(令和3年度))1614頁
- <sup>15</sup> 国土交通省HP ([https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000092.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000092.html)) : 最終閲覧日 2022年8月31日)
- <sup>16</sup> 行政執行法人は、国立公文書館、統計センター、造幣局、国立印刷局、農林水産消費安全技術センター、製品評価技術基盤機構、駐留軍等労働者労務管理機構がある。
- <sup>17</sup> 政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会(2009(平成21)年3月30日開催)議事録 ([https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisakuhyouka/12739\\_1.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisakuhyouka/12739_1.html)) : 最終閲覧日 2022年10月6日
- <sup>18</sup> 平岡雅紘「罰罰規定に関する実証的研究」(法務総合研究所『法務研究』報告書第68集第2号、1982(昭和57)年2月)147頁
- <sup>19</sup> 前掲18 147~149頁
- <sup>20</sup> 昭和47年9月18日付基発第91号
- <sup>21</sup> 前掲通達
- <sup>22</sup> 厚生労働省労働基準局編『令和3年版 労働基準法 下』(株式会社労務行政、2022(令和4)年)1142頁
- <sup>23</sup> 濱口桂一郎「労働者性に係る監督復命書等の内容分析」労働政策研究・研修機構 労働政策研究報告書 No. 206(2021(令和3)年)23頁
- <sup>24</sup> 本項の記述は主に「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会(第6回)」の「資料6 三柴委員提出資料」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001006309.pdf>: 最終閲覧日 2022年11月15日)によった。
- <sup>25</sup> 労働政策研究・研修機構HP

([https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2022/04/eu\\_01.html#up\\_04](https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2022/04/eu_01.html#up_04)) : 最終閲覧日 2022 年 11 月 7 日

<sup>26</sup> 前掲 24

<sup>27</sup> 三柴丈典＝倉重公太郎、中澤祥子「ギグワーカーの安全衛生に関する法的保護のあり方について～日本の状況と展望～」(産業保健法学会誌第 1 巻第 2 号 (2022 (令和 4) 年 8 月) 89 頁

<sup>28</sup> 令和元年 7 月 12 日付基発 0712 第 3 号

<sup>29</sup> 平成元年 3 月 1 日付基発第 93 号

<sup>30</sup> 報酬体系が交通事故の背景となったと考えられる事例として、自転車で食品を配達する配達員が雨天時に自転車で配達を行っていたところ、歩行者を自転車でねて死亡させ業務上過失致死罪に問われた事件がある。検察側はこの事件の背景に、配達員が利用するプラットフォーム事業者が独自に設定した報酬体系があることをにじませた。(毎日新聞 2022 (令和 4) 年 1 月 26 日

(<https://mainichi.jp/articles/20220126/k00/00m/040/244000c>) : 最終閲覧日 2022 年 10 月 12 日)

<sup>31</sup> 労働政策研究・研修機構HP (<https://www.jil.go.jp/hanrei/conts/01/03.html>) : 最終閲覧日 2022 年 11 月 7 日

<sup>32</sup> 寺本廣作『労働基準法解説』(時事通信社、1948 (昭和 23) 年) 174～175 頁

<sup>33</sup> 「使用従属性」の有無については①指揮監督下の労働であるか、②報酬の労務対償性などが判断基準とされる。「使用従属性」のほか、労働者性を補強する要素として①事業者性の有無、②専属性の程度、③その他(採用過程等)も判断要素となる。

<sup>34</sup> 橋本陽子「なぜ内職にだけ家内労働法があるのか」日本労働研究雑誌 2009 年 4 月号 (No. 585) 34～35 頁

<sup>35</sup> 1970 (昭和 45) 年 4 月 7 日 第 63 回国会 衆議院社会労働委員会

<sup>36</sup> 平成 12 年 9 月 1 日付女労収第 2 号

<sup>37</sup> 『月刊いのち』64 号 (日本労働安全センター、1972 (昭和 47) 年) 16 頁、労働省 昭和 46 年 9 月 28 日「労働安全衛生に関する立法についての考え方」

<sup>38</sup> 三柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業 労働安全衛生法の改正に向けた法学的視点からの調査研究 (令和 3 年度)」〔吉川直孝、大塚勝利、平岡伸隆、梅崎重夫、豊澤康男〕184 頁

<sup>39</sup> 労働省労働基準局編『労働基準行政五十年の回顧』(日本労務研究会、1997 (平成 9) 年) 316 頁

<sup>40</sup> 1996 (平成 4) 年 4 月 15 日 第 123 回国会 衆議院労働委員会

<sup>41</sup> 2004 (平成 16) 年 8 月 8 日 今後の労働安全衛生対策の在り方に係る検討会報告書

<sup>42</sup> なお、「定期監督等実施状況・法違反条項」には原則枝番号も含まれる。例えば「第 30 条」には第 30 条のほか、第 30 条の 2、第 30 条の 3 も含まれ、「第 31 条」には第 31 条のほか第 31 条の 2～第 31 条の 4 が含まれる。一方、「送検事件状況」では枝番号は含まれない。

<sup>43</sup> なお、労働基準監督年報には欄がないが、第 29 条の違反は第 31 条よりも多いと思われる。というのも、第 29 条は(建設業に限らず)下請に何らかの違反があれば元請に是正勧告することができる条文だからである。

<sup>44</sup> 平成元年(オ)第 516 号、労判 590 号 14 頁

<sup>45</sup> 平成 19 年(ワ)第 549 号

<sup>46</sup> 何らかの措置を講じる者は責任を負い、何の措置も講じない者が責任を免れる例として、(平成 30 年の安衛法改正前の労働時間の状況の把握義務がなかった当時、)労働基準監督官が事業場を監督した際、タイムカード等により労務管理を適正に行おうとしている事業場ほど労働時間、割増賃金関係の法違反の立証が容易となり労基法第 32 条違反や第 37 条



違反の指摘を受けやすく、タイムカード等なく全く労務管理をしていない事業場ほど（法的拘束力のない）「労働時間の適正な把握に関するガイドライン」に基づく指導を受けるにとどまるという「ねじれ」が生じていた（「季刊労働行政研究」vol. 45 全労働省労働組合 HP

[https://zenrodo.com/contents/official/article\\_appended/OF11\\_3950\\_0432\\_9746/no.45\\_kantoku.pdf](https://zenrodo.com/contents/official/article_appended/OF11_3950_0432_9746/no.45_kantoku.pdf)）：最終閲覧日 2022 年 8 月 31 日）14～15 頁

<sup>47</sup> 平成 12 年（ワ）第 14717 号、労判 894 号 21 頁

<sup>48</sup> 濱口桂一郎「業務請負企業労働者の過労自殺と使用者責任 アテスト（ニコン熊谷製作所）事件」（有斐閣『ジュリスト』1323 号、2006（平成 18）年）195 頁

<sup>49</sup> 平成 9 年（う）第 252 号、刑集 55 巻第 1 号 1 頁添付の参照（52 頁）

<sup>50</sup> 組織罰を実現する会 HP <http://soshikibatsu.jp/service.html>：最終閲覧日 2022 年 10 月 21 日

<sup>51</sup> 昭和 55 年 11 月 25 日付基発第 647 号

<sup>52</sup> 平成 31 年（受）第 491 号

<sup>53</sup> ILO 条約第 190 号（2019 年の暴力及びハラスメント条約）第 3 条では、条約の適用範囲として「(a)職場（業務を行う場所である公的及び私的な空間を含む。）におけるもの」と定義している。適用範囲は(a)のほか、「(b)労働者が支払を受け、休憩若しくは食事をとり、又は衛生設備、洗浄設備及び更衣室として利用する場所におけるもの、(c)業務に関連する外出、出張、訓練、行事又は社会活動の間におけるもの、(d)業務に関連する連絡（情報通信技術によって行うことができるものを含む。）を通じたもの、(e)使用者によって提供された居住設備におけるもの、(f)往復の通勤時におけるもの」が含まれている。

<sup>54</sup> 2021（令和 3）年 12 月 13 日 第 142 回労働政策審議会安全衛生分科会

<sup>55</sup> 濱口桂一郎「労働者派遣と請負の間－建設業務と製造業務」（労働開発研究所『季刊労働法』2005 年夏号（209 号））180 頁

<sup>56</sup> 平成 23 年 3 月 30 日付環廃産第 110329004 号「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）」別添「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」

<sup>57</sup> 平成 26 年 1 月 22 日付国自貨第 102 号、平成 29 年 6 月 30 日付国自貨第 38 号

<sup>58</sup> 柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業 労働安全衛生法の改正に向けた法学的視点からの調査研究（令和 3 年度）」〔三柴丈典（2021（令和 3 年度））405 頁から引用

<sup>59</sup> 安衛法第 3 条第 3 項の名宛人は「建設業の注文者等仕事を他人に請け負わせる者」と規定されている。

## 安全関係の特別規則の趣旨と概要、統合の可能性

浅田 和哉

2020年11月25日

はじめに

### 1 対象とする安全関係の特別規則

労働安全衛生法(昭和47・6・8 法律57号)に基づき制定された安全関係の規則は、労働安全衛生規則(昭和47・9・30 労働省令32号)以外に次の3本の独立した特別規則がある。これらの安全関係の特別規則は、いずれも特に危険な作業を必要とする機械等として製造、使用等に関する最も厳格な規制が課せられた特定機械等に関する規制を定めたものである。

- (1) ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47・9・30 労働省令33号)
- (2) クレーン等安全規則(昭和47・9・30 労働省令34号)
- (3) ゴンドラ安全規則(昭和47・9・30 労働省令35号)

### 2 主な論点

上記の3本の安全関係の特別規則ごとに、それぞれ次の主要論点について考察する。

- (1) 各規則制定の背景・経緯及びその後の主な改正点
- (2) 労働安全衛生法及び労働安全衛生規則(昭和47・9・30 労働省令32号)との関係
- (3) 各規則の基本構造・体系の共通性等
- (4) 定義・範囲
- (5) 適用の対象、適用の除外・特例・例外等
- (6) その他

#### I 各規則制定の背景・経緯及びその後の主な改正点

##### 1 ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47・9・30 労働省令33号)

###### (1) 明治維新後から汽罐取締令の制定まで

明治維新後の近代工業の急速な発展に伴い、動力源、熱源としてのボイラー(汽罐)の需要は急増し、その設置数も大幅な増加を見た。この結果、内部に高圧の流体を保有し破裂時にはその急激な膨張により甚大な被害をもたらす危険性を有するボイラーの破裂事故も多発し、その防止が喫緊の課題となった。

ちなみに、わが国で最初のボイラー災害は、明治3年7月5日に鉄砲州(現在の東京都中央区湊)の波止場で、アメリカの蒸気船シティ・オブ・エド号の汽罐が破裂して官員10人、町人5人、外国人6人が即死し、最終的には47人が死亡し、80人が負傷した大惨事であったといわれている<sup>1)</sup>。

当初、明治30年の工場法案には、第7条に「工場ニ汽罐ヲ設置セントスル者ハ當該官廳ニ届出デ検査ヲ受クルベシ。前項ノ検査ハ定期又ハ臨時ノ検査ニ合格セザル

「汽罐ハ之ヲ使用スルコトヲ得ズ。」の条文案があったが、中小事業主の強い反対を受け、この法案は議会に提出することができなかった<sup>2)</sup>。なお、明治44年に制定された工場法(明治44・3・29 法律46号)には、上記第7条の条文案は削除され、ボイラー等の工場設備の規制は第13条の規定「行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附属建設物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得」に基づく命令委任に委ねられた。また、工場法(明治44・3・29 法律46号)は、大正5年9月1日から施行されることとなった。

明治期におけるボイラーの規制については、各府県の条例として別々に取締規則を設けて取締りが行われてきた。しかし、その内容は概括的で設備に関する標準も規定されず、同種のボイラーに対しても府県が異なれば規制も異なる等、ボイラーの製造者、設置・使用者にとって大いに不便・不利であるとともに、産業の健全な発展にも支障をきたしていた。これを裏付けるものとして、大阪工業懇話会、工場安全研究会、警視庁、東京工場協会、神奈川県等の府県、工場団体、製作者、汽罐保険会社、海事協会等からなる原動機取締規則統一促進協議会が汽罐に関する統一的な取締規則の制定を求める建議書を昭和6年2月26日に内務省社会局に提出したことが挙げられる。その建議書には「近時我国産業における各種汽罐、蒸罐の利用急増に伴い、依って生ずる災害亦多きを見るに至れり。之が取締の安全を期するは最も緊要のことに属す。然るにその取締の現状を見るに、未だ汽罐に対して、一定の規格標準なく、各府県夫々其取締方針を異にするの結果災害防止上遺憾の点多きのみならず、製作者並びに使用者の不利不便亦是少なからず。汽罐・蒸罐の規格標準を一定し、統一せる取締規則を制定するは産業の健全な発展を期す上に於て、実に目下の急務と認められる。依って之が実現に関し速やかに適當の方法を講ぜられんことを望む。右建議す。」と記されていた。

この状況を踏まえて、漸く汽罐取締令(昭和10・4・9 内務省令20号)が昭和10年に制定され、昭和10年5月1日から施行された。また、汽罐取締令第25条に基づき、汽罐の構造要件として汽罐構造規格(昭和10・4・9 内務省告示204号)が制定され、汽罐の材料、汽罐の構造(安全弁を含む)及び強度計算(安全弁の総面積を含む)が規定された。

汽罐取締令には罰則が規定されていること等から、汽罐取締令は上位の法規範の委任を受けた命令ではなく、大日本帝国憲法(明治22・2・11)第9条本文「天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム」に基づいて定められた独立命令と位置付けられる。なお、汽罐取締令に定める罰則は、罪刑法定主義(大日本帝国憲法第23条「日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ」)との関係が問題

になるが、これについては、法律「命令ノ条項違犯ニ関スル罰則ノ件」(明治23・9・18 法律84号)に「命令ノ条項ニ違犯スル者ハ各其ノ命令ニ規定スル所ニ従ヒ二百円以内ノ罰金若ハ一年以下ノ禁錮ニ処ス」の規定が独立命令を含む命令に科罰規定を設ける法律上の根拠となる。

汽罐取締令の概要は次のとおりである。

- ① 規制対象として汽罐（現行の「ボイラー」に相当）の要件（制限圧力・水頭圧、内径・長さ、伝熱面積等）及び適用除外を定める（第1条～第4条）。
- ② 汽罐を設置しようとする者は地方長官の設置許可を受けなければならない（第5条）。
- ③ 汽罐は地方長官による罐体検査（現行の「構造検査」に相当）に合格しなければ設置が禁止される。なお、罐体検査に合格した証として、汽罐に刻印を付すとともに罐体検査済の汽罐明細書が交付される（第6条、第7条）。
- ④ 汽罐は設置工事竣工後に地方長官による竣功検査（現行の「落成検査」に相当）を受けなければならない。竣功検査の合格時に交付される有効期間1年の汽罐検査証（現行の「ボイラー検査証」に相当）がなければその使用が禁止される（第8条、第9条、第11条）。
- ⑤ 汽罐の一定箇所を変更するときは地方長官の変更許可を受けて地方長官による変更検査（現行の「変更検査」に相当）に合格しなければその使用が禁止される（第10条～第12条）。
- ⑥ 有効期間満了後も引き続き汽罐を使用しようとするときは地方長官による更新検査（現行の「性能検査」に相当）を受けなければならない。なお、指定保険業者（現行の「登録性能検査機関」に相当）の保険に付しその汽罐検査員による検査を受けるときは更新検査を省略できる（第13条、第14条）。
- ⑦ 汽罐の検査を受ける場合の汽罐設置者の遵守事項を定める（第15条～第18条）。
- ⑧ 汽罐の使用の廃止及び休止の手続き（現行の「廃止報告」及び「休止報告」に相当）を定めるとともに、休止した汽罐を再び使用しようとするときは再使用検査（現行の「使用再開検査」に相当）を受けて合格しなければその使用が禁止される（第19条）。
- ⑨ 汽罐に事故が発生したとき、地方長官に汽罐事故報告（現行の「事故報告」に相当）を届け出なければならない（第20条）。
- ⑩ 汽罐設置者は地方長官の認可を受けて汽罐管理人を選任することができる（第21条）。
- ⑪ 地方長官は所属官吏に臨検させ、汽罐設置者に汽罐の除害・予防措置又は

使用制限・禁止の命令を発し、許可の取消しを行うことができる（第 22 条～第 24 条）。

- ⑫ 汽罐は告示で定める構造上の要件（現行の「構造規格」に相当）を具備しなければならない（第 25 条）。
- ⑬ 汽罐室（現行の「ボイラー室」に相当）は安全確保のための一定の設備上の要件を具備しなければならない（第 26 条～第 30 条）。
- ⑭ 汽罐士免許（現行の「ボイラー技士免許」に相当）を受けた汽罐士（現行の「ボイラー技士」に相当）でなければ汽罐の取扱いが禁止される。これに伴い、一級・二級汽罐士免許の資格要件、一級・二級汽罐士試験（現行の「ボイラー技士免許試験」に相当）、受験・交付等の手続きを定める（第 31 条～第 38 条）。
- ⑮ 汽罐設置者は汽罐の伝熱面積に応じて一級汽罐士又は二級汽罐士のうちから汽罐取扱主任者（現行の「ボイラー取扱作業主任者」に相当）を選任し、汽罐に関する一定事項に従事させなければならない（第 39 条、第 40 条）。
- ⑯ 各種検査を受検し、汽罐士試験を受検し、汽罐士免許の交付・再交付を受けようとするときに納付すべき手数料を定める（第 41 条～第 43 条）。
- ⑰ 上記の各義務規定に対する違反、臨検の拒否等について、罰金、科料、拘留の罰則を定める（第 44 条～第 48 条）。

ボイラー等の規制について、各府県の汽罐取締規則から汽罐取締令への主要な変更点は、以下のとおりである。

- (i) 汽罐の検査を汽罐本体の罐体検査と汽罐設置状況の竣功検査に分離し、罐体検査に合格した汽罐の取引の安全が確保されるようになったこと
- (ii) 汽罐の構造上の要件として全国統一的な規格を整備したことにより、取締の合理化と汽罐製造業者の負担軽減が図られたこと
- (iii) 警視庁と大阪府にのみあった汽罐士の制度を全国に導入し、汽罐取扱いにおける人的資質の安全が確保されるようになったこと
- (iv) 汽罐の検査、汽罐士の試験・免許に手数料の制度を導入することにより、検査係官の充実等取締りの体制の整備が図られるようになったこと

この汽罐取締令の制定により、ボイラー等の規制の主要なフレームワークはほぼ網羅されたと見ることができる。

## (2) 労働基準法に基づく労働安全衛生規則の制定まで

汽罐取締令は改正されることなく、戦後まで続いた。昭和 21 年に大日本帝国憲法(明治 22・11・29)が日本国憲法(昭和 21・11・3)に改正され、昭和 22 年 5 月 3 日に施行された。日本国憲法第 27 条第 2 項の規定「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」に基づき新憲法の直接の委任を受



けた形で新憲法の理念に基づき労働基準法(昭和22・4・7 法律49号)が制定され、昭和22年9月1日及び同年11月1日に施行された。ボイラー等の規制に係する労働基準法の根拠条文は、以下のとおりである。

## 第5章 安全及び衛生

(危害の防止)

第42条 使用者は、機械、器具その他の設備、原料若しくは材料又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

第44条 労働者は、危害防止のために必要な事項を遵守しなければならない。

第45条 使用者が第42条及び第43条の規定によつて講ずべき措置の基準及び労働者が前条の規定によつて遵守すべき事項は、命令で定める。

(安全装置)

第46条 危険な作業を必要とする機械及び器具は、必要な規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

2 特に危険な作業を必要とする機械及び器具は、予め行政官庁の認可を受けなければならない。

3 前2項の機械及び器具の種類、必要な規格及び具備すべき安全装置は、命令で定める。

(性能検査)

第47条 前条第2項の機械及び器具は、認可を受けた後、命令で定める期間を経過した場合においては、行政官庁の行う性能検査に合格したものでなければ使用してはならない。

2 前項の性能検査は、同項の行政官庁の外、労働に関する主務大臣が指定する他の者に行わせることができる。

(危険業務の就業制限)

第49条 使用者は、経験のない労働者に、運転中の機械又は動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査又は修繕をさせ、運転中の機械又は動力伝導装置に調帯又は調索の取付又は取外をさせ、動力による起重機の運転をさせその他危険な業務に就かせてはならない。

2 使用者は、必要な技能を有しない者を特に危険な業務に就かせてはならない。

3 前2項の業務の範囲、経験及び技能は、命令で定める。

(安全衛生教育)

第50条 使用者は、労働者を雇い入れた場合においては、その労働者に対して、当該業務に関し必要な安全及び衛生のための教育を施さなければならない。

(監督上の行政措置)

第54条 使用者は、常時10人以上の労働者を就業させる事業、命令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の建設物、寄宿舍その他の附属建設物又は設備を設置し、移転し、又は変更しようとする場合においては、第45条又は第96条の規定に基づいて発する命令で定める危害防止等に関する基準に則り定めた計画を、工事着手14日前までに、行政官庁に届け出なければならない。但し、仮設の建設物又は設備で命令で定める危険又は衛生上有害でないものについては、この限りでない。

2 行政官庁は、労働者の安全及び衛生に必要であると認める場合においては、工事の着手を差し止め、又は計画の変更を命ずることができる。

ボイラー等に関する規制として、労働基準法に基づき旧労働安全衛生規則(昭和22・10・31 労働省令9号)の「第3章 安全装置」の第34条、「特別安全基準」の「第1章 汽罐及び特殊汽罐」(第226条～第326条)が制定され、昭和22年11月1日から施行された。その概要は次のとおりである。

- ① 溶接による汽罐(現行の「ボイラー」に相当)・特殊汽罐(現行の「第一種圧力容器」に相当)は、労働省労働基準局長の認可を受けなければ製造してはならない(第37条)。
- ② 規制対象として汽罐・特殊汽罐の要件(制限圧力・水頭圧、内径・長さ、伝熱面積等)及び適用除外を定める(第226条～第229条)。
- ③ 溶接構造の汽罐・特殊汽罐は所轄都道府県労働基準局長による溶接検査を受けなければならない。溶接検査に合格したものでなければ罐体検査を受けることができない(第234条～第236条)。
- ④ 罐体検査に合格しない汽罐・特殊汽罐は譲渡・貸与・設置してはならない。汽罐・特殊汽罐の罐体検査(現行の「構造検査」に相当)の所轄都道府県労働基準局長への受検手続き、受検時の遵守事項を定める。なお、罐体検査に合格した証として、汽罐・特殊汽罐に刻印を付すとともに罐体検査済の汽罐・特殊汽罐明細書が交付される(第34条、第230条～第233条)。
- ⑤ 汽罐・特殊汽罐は、所轄労働基準監督署長の認可がなければ設置してはならない。汽罐・特殊汽罐を設置しようとする者は汽罐・特殊汽罐明細書を添えて所轄労働基準監督署長に認可申請を行わなければならない(第38条、第237条)。
- ⑥ 罐体検査を受けた後1年以上経過した汽罐・特殊汽罐を設置しようとするときは所轄労働基準監督署長の性能検査(現行の「使用検査」に相当)を受けなければならない(第238条)。
- ⑦ 汽罐の伝熱面積に応じて特級汽罐士、一級汽罐士又は二級汽罐士のうちから汽罐取扱主任者(現行の「ボイラー取扱作業主任者」に相当)を選任し、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない(第239条～第240条)。

- ⑧ 汽罐・特殊汽罐の設置工事が落成したときは、所轄労働基準監督署長による落成検査を受けなければならない、落成検査の合格時に交付される有効期間 1 年の汽罐検査証（現行の「ボイラー検査証」に相当）がなければその使用が禁止される。また、汽罐検査証の書き換え手続きを定める。（第 241 条、第 242 条）。
- ⑨ 汽罐・特殊汽罐を有効期間満了後に引き続き使用しようとする者は、所轄労働基準監督署長又は指定代行検査機関に性能検査申請書を提出しなければならない。性能検査に合格した汽罐・特殊汽罐の有効期間は 1 年間とし、受検時の措置、指定代行検査機関の申請手続き、遵守事項等を定める（第 39 条～第 43 条）。
- ⑩ 汽罐・特殊汽罐の据付工事を業とする者は所轄都道府県労働基準局長の認可を受けなければならない、その手続きを定める。また、汽罐据付工事における作業主任者の業務については、技能選考の上、指名した者でなければつかせてはならない（第 45 条、第 243 条）。
- ⑪ 汽罐・特殊汽罐の一定箇所を変更しようとするときは所轄労働基準監督署長の変更認可を受けて、変更工事の落成後に所轄労働基準監督署長による変更検査に合格しなければその使用してはならない（第 244 条、第 245 条）。
- ⑫ 汽罐・特殊汽罐の使用の廃止及び休止の手続き（現行の「廃止報告」及び「休止報告」に相当）を定めるとともに、使用休止中に有効期間が満了した場合には性能検査を受けなければ使用できない（第 246 条）。
- ⑬ 労働基準監督官は汽罐・特殊汽罐の検査時に検査申請者に対し一定の措置を命じることができる（第 247 条）。
- ⑭ 汽罐・特殊汽罐は告示で定める構造上の要件を具備しなければならない。また、蒸気罐（現行の「蒸気ボイラー」に相当）に備えるべき安全装置（安全弁）、計測装置（圧力計・水面測定装置等）その他付属装置（吹出管、給水装置、煙道等）、温水罐（現行の「温水ボイラー」に相当）に備えるべき安全装置（逸水管・水逃し弁）、計測装置（水高計等）及び特殊汽罐に備えるべき安全装置（安全弁）、計測装置（圧力計等）その他付属装置（吹出管等）の構造上の要件を定める（第 248 条～第 297 条）。
- ⑮ 汽罐室（現行の「ボイラー室」に相当）は安全確保のための一定の設備上の要件を具備しなければならない（第 298 条～第 302 条）。
- ⑯ 使用者、汽罐取扱主任者は、汽罐の日常の取扱い・管理（汽罐室への部外者立入禁止の掲示、各種装置の機能保持・確認、予備品・工具類の備付け、損傷の修繕、点火時の措置、吹出作業時の措置、罐内潜入時の措置等）を行わなければならない（第 303 条～第 309 条）。
- ⑰ 汽罐その他の圧力容器に破裂事故があったときは、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない（第 58 条）。

- ⑱ 汽罐士免許（現行の「ボイラー技士免許」に相当）を受けた汽罐士（現行の「ボイラー技士」に相当）でなければ汽罐の取扱い業務につくことが禁止される。18歳に満たない者及び女子も当該業務が禁止される。また、特級・一級・二級汽罐士免許の交付・取消要件、特級・一級・二級汽罐士試験（現行の「ボイラー技士免許試験」に相当）の受験・交付等の要件・手続きを定める。（第13条、第14条、第44条、第310条～第317条）。
- ⑲ 汽罐溶接士免許（現行の「ボイラー溶接士免許」に相当）を受けた汽罐溶接士（現行の「ボイラー溶接士」に相当）でなければ溶接による汽罐の製造・改造・修繕の業務が禁止される。18歳に満たない者及び女子も当該業務が禁止される。また、汽罐溶接士免許の資格要件、汽罐溶接士試験（現行の「ボイラー溶接士免許試験」に相当）、受験・交付等の手続きを定める。（第13条、第14条、第44条、第318条～第326条）。

この他、汽罐・特殊汽罐には該当しないが、破裂事故の危険性を有する压力容器である内圧容器に対する規制として、旧労働安全衛生規則（昭和22・10・31 労働省令9号）の「第3章 安全装置」の第34条及び第35条、「安全基準」の「第11章 内圧容器」（第165条～第170条）が制定され、昭和22年11月1日から施行された。その概要は次のとおりである。

- ① 耐圧証明書のない内圧容器（現行の「第二種压力容器」に相当）は譲渡・貸与・設置してはならない。なお、耐圧証明書は労働省労働基準局長が指定した者又は都道府県労働基準局長が発行する（第34条、第35条）。
- ② 規制対象として内圧容器の要件（気体圧力、内径・長さ、内容積等）及び適用除外を定める（第165条）。
- ③ 内圧容器を設置・取換・改造しようとするときは、設置届に耐圧証明書の写し等の関係書類を添付しなければならない（第166条）。
- ④ 内圧装置は、安全弁、圧力計、検査孔及び吹出装置を具備しなければならない（第167条）。
- ⑤ 内圧容器は毎年1回以上点検・掃除を行わなければならない（第168条）。
- ⑥ 内圧容器の耐圧証明書の交付要件（構造図面に合致、構造規格に適合、水圧試験・容器検査に合格）を定める（第169条）。
- ⑦ 内圧容器の構造規格及び検査に関する事項は告示で定める（第170条）。

ボイラー等の規制について、汽罐取締令から旧労働安全衛生規則への主要な変更点は、以下のとおりである。

- (i) 規制対象を汽罐のみから特殊汽罐及び内圧容器についても拡大したこと
- (ii) 溶接検査を新たに導入したこと
- (iii) 汽罐士の制度に特級汽罐士を新たに追加したこと
- (iv) 汽罐・特殊汽罐に備えるべき安全装置、計測装置その他付属装置の構造上

の要件を新たに定めたこと

(v) 汽罐溶接士の制度を新たに導入したこと

(3) 労働基準法に基づく「ボイラ及び圧力容器安全規則」の制定まで

ボイラー等の利用範囲が拡大され、高温・高圧ボイラー等の需要が増加したことにより、旧規則制定当時に比べてボイラー等の構造、使用材料、製造技術も著しく進歩するとともに、これらの要因に伴う災害の増加に適切に対処する必要が生じた。これらの状況を踏まえ、労働安全衛生規則(昭和22・10・31 労働省令9号)から分離独立して「ボイラ及び圧力容器安全規則」(昭和34・2・24 労働省令3号)が制定され、昭和34年4月1日から施行された。

ボイラー等の規制について、旧労働安全衛生規則から「ボイラ及び圧力容器安全規則」への主要な変更点は、以下のとおりである。

- (i) ボイラ・圧力容器及び伝熱面積の定義を明確にし、最新のボイラにも適用できるようにしたこと
- (ii) すべてのボイラ・第一種圧力容器について製造認可の制度を導入したこと
- (iii) ボイラ取扱業務について、制限圧力と伝熱面積から伝熱面積のみによる規制に、また、貫流ボイラについては伝熱面積30㎡以下のものは免許不要とするとともに、ボイラの溶接業務の一部についても普通ボイラ溶接士の制限を緩和する等、就業制限の規制を緩和したこと。
- (iv) 構造検査に合格しないものの設置認可をしない等、設置認可の基準を明確にしたこと
- (v) ボイラ室の基準について建築基準法との整合性確保等を図る等その規制を合理化したこと
- (vi) ボイラ取扱主任者の選任要件を制限圧力と伝熱面積から伝熱面積のみによる規制に、また、貫流ボイラについては別の資格要件による規制に改めるとともに、新たに圧力容器取扱主任者の選任に関する規定を導入する等取扱主任者に関する規制を見直したこと
- (vii) 旧規則に規定されていた付属品に関する構造要件を構造規格に移すとともに、使用者の義務として構造要件の維持に関する規定を導入したこと。
- (ix) ボイラ等の内部に入るときの移動電線・移動電燈に関する規制、第一種圧力容器の内部に入るときの冷却、換気等の規制の導入等、ボイラ・圧力容器の内部に入るときの措置を充実したこと
- (x) 小型ボイラ及び小型圧力容器に関する構造規格を整備し、この規格を具備しないものの譲渡・貸与・設置を禁止するとともに、破裂事故発生時の事故報告を導入した。
- (xi) ボイラ技士・ボイラ溶接士について、欠格要件に18歳未満の者を明記するとともに、ボイラ技士免許の有効期間の規定を削除し、ボイラ溶接士免許



の免許更新に関する規定を整備した。

- (xii) 旧規則では内圧容器のみ他法令の適用を受けるものを適用除外すると規定していたが、本規則と同等以上の危害防止基準を定める他法令の適用を受けるボイラ・第一種圧力容器について認可・検査・報告を不要とし、告示でその範囲を定めることとしたこと

(4) 労働安全衛生法に基づく「ボイラー及び圧力容器安全規則」の制定まで

その後、さらなる産業活動の活発化に伴い、ボイラー等の利用範囲の一層の拡大、使用条件の高度化が進展するとともに、ボイラー等の技術進歩も著しく、破裂等の危険性が増大してきた。これにより、ボイラー等の災害防止対策の充実が求められたことから、「ボイラ及び圧力容器安全規則」(昭和34・2・24 労働省令3号)が昭和38年に改正(昭和38年3月20日公布)され、同年4月1日から施行された。また、ボイラ構造規格、圧力容器構造規格、小型ボイラ圧力容器構造規格が改正され、昭和38年7月1日から施行された。

ボイラー等の規制について、改正「ボイラ及び圧力容器安全規則」等の主要な変更点は、以下のとおりである。

- (i) 大気圧における沸点を超える温度の液体を内部に保有する容器が第一種圧力容器として規制されることとなったこと
- (ii) 貫流ボイラは緩い規制となっていたが、汽水分離器を有する貫流ボイラは破裂の危険性もあるので一定以上の大きさの汽水分離器を有する貫流ボイラについては通常のボイラと同じ規制を受けることとしたこと
- (iii) 二級ボイラ技士試験の実技試験(投炭操法)を廃止し、これに代えてボイラ実技講習の制度を導入したこと
- (iv) ボイラ取扱主任者の職務に「自動制御装置の点検調整」を追加したこと
- (v) ボイラ構造規格、圧力容器構造規格、小型ボイラ圧力容器構造規格については、日本工業規格の改正・制定に伴う整合性の確保、新しい型式のボイラ等に対する必要な規制の追加等に伴う改正を行ったこと

労働安全衛生法(昭和47・6・8 法律57号)が昭和47年に労働基準法(昭和22・4・7 法律49号)から分離独立して制定され、昭和47年10月1日から施行された。ボイラー等の規制に係る労働安全衛生法の根拠条文は、次のとおりである。

### 第3章 安全衛生管理体制

(作業主任者)

第14条 事業者は、高压室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働基準局長の免許を受けた者又は都道府県労働基準局長若しくは都道府県労働基準局長の指定する者が行なう技能講習を修了した者のうちから、労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その

者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の労働省令で定める事項を行なわせなければならない。

#### 第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

(事業者の講ずべき措置等)

第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第26条 労働者は、事業者が第20条から前条までの規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

第27条 第20条から第25条までの規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、労働省令で定める。

#### 第5章 機械等及び有害物に関する規制

第1節 機械等に関する規制

(製造の許可)

第37条 ボイラーその他の特に危険な作業を必要とする機械等で、政令で定めるもの（以下「特定機械等」という。）を製造しようとする者は、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働基準局長の許可を受けなければならない。

- 2 都道府県労働基準局長は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、申請に係る特定機械等の構造等が労働大臣の定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(検査)

第38条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項について、都道府県労働基準局長の検査を受けなければならない。

- 2 特定機械等（移動式のものを除く。）を設置した者、特定機械等の労働省令で定める部分に変更を加えた者又は特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機

械等及びこれに係る労働省令で定める事項について、労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

(検査証の交付等)

第39条 都道府県労働基準局長は、前条第1項の検査に合格した移動式の特定機械等について、労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

2 労働基準監督署長は、前条第2項の検査で、特定機械等の設置に係るものに合格した特定機械等について、労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

3 労働基準監督署長は、前条第2項の検査で、特定機械等の部分の変更又は再使用に係るものに合格した特定機械等について、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等の検査証に、裏書を行なう。

(使用等の制限)

第40条 前条第1項又は第2項の検査証(以下「検査証」という。)を受けていない特定機械等(第38条第2項の規定により部分の変更又は再使用に係る検査を受けなければならない特定機械等で、前条第3項の裏書を受けていないものを含む。)は、使用してはならない。

2 検査証を受けた特定機械等は、検査証とともにするのでなければ、譲渡し、又は貸与してはならない。

(検査証の有効期間等)

第41条 検査証の有効期間(次項の規定により検査証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新された検査証の有効期間)は、特定機械等の種類に応じて、労働省令で定める期間とする。

2 検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項について、労働基準監督署長又は労働大臣の指定する者(以下「検査代行機関」という。)が行なう性能検査を受けなければならない。

(譲渡等の制限)

第42条 特定機械等以外の機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

(検定)

第44条 第42条の機械等のうち、政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、労働省令で定めるところにより、当該機械等について、労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働大臣の指定する者(以下「検定代行機

関」という。)が行なう検定を受けなければならない。

- 2 前項の検定(以下「検定」という。)を受けた者は、当該検定に合格した機械等に、労働省令で定めるところにより、当該検定に合格した旨の表示を附さなければならない。
- 3 検定に合格した機械等以外の機械等には、前項の表示を附し、又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。
- 4 第1項の機械等で、第2項の表示が附されていないものは、使用してはならない。

(定期自主検査)

第45条 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、労働省令で定めるところにより、定期的に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。

## 第6章 労働者の就業に当たつての措置

(安全衛生教育)

### 第59条

- 3 事業者は、危険又は有害な業務で、労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

(就業制限)

第61条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働基準局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働基準局長若しくは都道府県労働基準局長の指定する者が行なう当該業務に係る技能講習を修了した者その他労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務につかせてはならない。

- 2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。
- 3 第1項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。
- 4 職業訓練法(昭和44年法律第64号)第24条第1項の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前3項の規定について、労働省令で別段の定めをすることができる。

## 第8章 免許等

(免許)

第72条 第12条第1項、第14条又は第61条第1項の免許（以下「免許」という。）は、第75条第1項の免許試験に合格した者その他労働省令で定める資格を有する者に対し、免許証を交付して行なう。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、免許を受けることができない。

一 身体又は精神の欠陥により免許に係る業務につくことが不適當であると認められる者

二 第74条第2項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者

三 前2号に掲げる者のほか、免許の種類に応じて、労働省令で定める者  
第73条 前条第1項の免許証（以下「免許証」という。）には、労働省令で定めるところにより、有効期間を設けることができる。

2 都道府県労働基準局長は、免許証の有効期間の更新の申請があつた場合には、当該免許証を有する者が労働省令で定める要件に該当するときでなければ、当該免許証の有効期間を更新してはならない。

（免許の取消し等）

第74条 都道府県労働基準局長は、免許を受けた者が第72条第2項第1号又は第3号に該当するに至つたときは、その免許を取り消さなければならない。

2 都道府県労働基準局長は、免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その免許を取り消し、又は6月をこえない範囲内で期間を定めてその免許の効力を停止することができる。

一 故意又は重大な過失により、当該免許に係る業務について重大な事故を発生させたとき。

二 当該免許に係る業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反したとき。

三 第110条第1項の条件に違反したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、免許の種類に応じて、労働省令で定めるとき。

（試験）

第75条 免許試験は、労働省令で定める区分ごとに、都道府県労働基準局長が行なう。

2 前項の免許試験は、学科試験及び実技試験又はこれらのいずれかによつて行なう。

3 都道府県労働基準局長は、労働省令で定めるところにより、都道府県労働基準局長の指定する者が行なう教習を修了した者でその修了した日から起算して1年を経過しないものその他労働省令で定める資格を有する者に



対し、前項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

- 4 第1項の免許試験の受験資格、試験科目及び受験手続その他同項の免許試験の実施について必要な事項は、労働省令で定める。

(技能講習)

第76条 第14条又は第61条第1項の技能講習（以下「技能講習」という。）は、労働省令で定める区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行なう。

- 2 技能講習を行なつた者は、当該技能講習を修了した者に対し、労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。

- 3 技能講習の受講資格、講習科目及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、労働省令で定める。

## 第10章 監督等

(計画の届出等)

第88条 事業者は、当該事業場の業種及び規模が政令で定めるものに該当する場合において、当該事業場に係る建設物若しくは機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の30日前までに、労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、仮設の建設物又は機械等で、労働省令で定めるものについては、この限りでない。

- 2 前項の規定は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする事業者（同項の事業者を除く。）について準用する。

- 5 労働基準監督署長は、第1項（第2項において準用する場合を含む。）又は第3項の規定による届出（以下「届出」という。）があつた場合において、当該届出に係る事項がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる。

(報告等)

第100条 労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタント

トに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

- 2 労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、検査代行機関、検定代行機関又は指定教習機関に対し、必要な事項を報告させることができる。
- 3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

## 第11章 雑則

(許可等の条件)

第110条 この法律の規定による許可、免許又は指定には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件は、当該許可、免許又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該許可、免許又は指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(不服申立ての制限)

第111条 第38条の検査、性能検査又は検定の結果についての処分については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てをすることができない。

(手数料)

第112条 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

- 一 免許を受けようとする者(第75五条第1項の免許試験に合格した者を除く。)
- 二 技能講習(指定教習機関が行なうものを除く。)を受けようとする者
- 三 第37条第1項の許可を受けようとする者
- 四 第38条の検査を受けようとする者
- 五 検査証の再交付又は書替えを受けようとする者
- 六 性能検査(検査代行機関が行なうものを除く。)を受けようとする者
- 七 検定(検定代行機関が行なうものを除く。)を受けようとする者
- 九 免許証の再交付又は書替えを受けようとする者
- 十 免許証の有効期間の更新を受けようとする者
- 十一 第75条第1項の免許試験を受けようとする者

労働安全衛生法の制定に伴い、労働基準法に基づく「ボイラ及び圧力容器安全規則」(昭和34・2・24 労働省令3号)が廃止され、労働安全衛生法に基づく「ボイラ

一及び圧力容器安全規則」(昭和 47・9・30 労働省令 33 号)が新たに制定され、昭和 47 年 10 月 1 日から施行された。この新規則は、旧規則の名宛人の「使用者」を「事業者」に変更したものである。

ボイラー等の規制について、労働基準法に基づく「ボイラ及び圧力容器安全規則」から労働安全衛生法に基づく「ボイラー及び圧力容器安全規則」への主要な変更点は、以下のとおりである。

- (i) 第一種圧力容器取扱作業主任者の選任要件としての資格を定めたこと
- (ii) 第一種圧力容器の整備の業務について、ボイラー整備士でなければ就業できなくなったこと
- (iii) 小型ボイラーの取扱いの業務につかせるときの特別教育の制度を導入し、その科目等を定めたこと
- (iv) 小型圧力容器について定期自主検査の制度を導入し、その実施時期、検査項目、記録の作成等を定めたこと
- (v) ボイラー技士免許・ボイラー溶接士免許を受けた者が、すでに同種の下級の免許証を受けているときは、当該下級の免許証を都道府県労働基準局長に返還すべきことを定めたこと

(5) 現行の「ボイラー及び圧力容器安全規則」まで

その後、現在に至るまでのボイラー等の規制に関する法令の主要な改正について、順次示す。

小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格(昭和 50 年労働省告示第 84 号)が昭和 50 年 10 月 18 日公布され、昭和 51 年 1 月 1 日から適用された。これは、旧規格を廃止し、新たに最近の使用材料、工作技術等に適合するよう全面的に見直したものである。

ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令(昭和 63 年労働省令第 25 号)は、昭和 63 年 9 月 1 日に公布され、昭和 64 年 10 月 1 日から施行された。この改正は、「行政改革に関する第 5 次答申(最終答申)」(昭和 58 年 3 月 14 日)の指摘事項を踏まえ、ボイラー溶接士免許の有効期間を 1 年から 2 年に延長するとともに、免許の更新手続き等を改めたものである。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成 6 年労働省令第 20 号)が平成 6 年 3 月 30 日に公布され、同年 7 月 1 日から施行された。この改正にはボイラー及び圧力容器安全規則も含まれ、行革大綱(平成 6 年 2 月 15 日)を踏まえ、事業者が事故報告を提出すべき事故に関する規定を労働安全衛生規則に統合するとともに、事故報告の様式の見直しが規定された。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成 10 年政令第 390 号)及びボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令(平成 10 年労働省令 41 号)は、平成 10 年 12 月 11 日に公布施行され、また、小型ボイラー及び小型圧力容器構

造規格の一部を改正する告示(平成10年労働省告示第143号)も、同日に適用となった。この改正は、規制緩和推進計画(平成9年3月28日閣議決定)に盛り込まれた事項を踏まえ、小規模温水ボイラー(水頭圧が10mを超え20m以下の温水ボイラーで、伝熱面積が2㎡以下のもの)で小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格の改正により追加された一定の安全措置を具備したもの(適用除外の要件を含む)については、その適用区分をボイラーから小型ボイラーに改めたものである。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成11年政令第240号。以下「改正政令」という。)は、平成11年7月28日に公布され、同年10月1日から施行されることとなった。また、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成11年労働省令第37号)及びデリック構造規格の一部を改正する告示等(平成11年労働省告示第97号～126号。以下「改正構造規格等」という。)が平成11年9月29日及び本日公布され、それぞれ同年10月1日から施行及び適用されることとなった。この改正は、ボイラー等の定義等に使用する計量単位を国際単位系(以下「SI単位系」という。)に改めたものである。

ボイラー構造規格の全部を改正する告示(平成15年厚生労働省告示第197号)及び圧力容器構造規格の全部を改正する告示(平成15年厚生労働省告示第196号)については、平成15年4月30日に公示され、同日(一部については平成15年6月1日)から適用されることになった。この改正は、ボイラー及び圧力容器の構造規格に関し、[1]最近の技術の進歩に即応させるために、旧規格で定めていた仕様に関する規定について、安全上必要な最低限の規定を除き性能規定化を図ったこと。ただし、最終的な安全確認を行う試験方法に係る規定については、従前と同様の規定を置いたこと、[2]材料、機械試験方法、非破壊検査方法等について、日本工業規格(以下「JIS」という。)の改正を踏まえ、JISとの整合化をとること、[3]基準・認証制度の国際化に対応するため米国の規格との調整を図ること等から行われたものである。

ボイラー及び圧力容器安全規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成16年厚生労働省令第44号。以下「改正省令」という。)については、平成16年3月26日に公布され、同年3月31日から施行されたところであり、また、ボイラー及び圧力容器安全規則第24条第2項第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める自動制御装置を定める告示(平成16年厚生労働省告示第131号)については、平成16年3月26日に公布され、同年3月31日から適用された。この改正は、近年のボイラーに係る技術の進展等を踏まえ、安全性の高い自動制御装置を備えたボイラーは、最大の伝熱面積を有するものを除きボイラー取扱作業主任者の選任に当たり伝熱面積に算入しないことができることとするとともに、特級及び一級ボイラー技士に求められる知識、経験の水準を確保しつつ、より資格を取得しやすくするため、ボイラーの実務経験を免許試験の受験資格要件から免許の交付要件に変更

したものである。

ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準の一部を改正する件(平成20年厚生労働省告示第53号)は、平成20年3月5日に公示され、平成20年3月31日から適用されることとなった。この改正は、溶接施行法試験の溶接の条件及び方法について、日本工業規格B8285(圧力容器の溶接施工方法の確認試験)との整合性を図ること等の趣旨から行うものである。

ボイラー及び圧力容器安全規則及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第149号。以下「改正省令」という。)が平成28年9月20日に、機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針(平成28年厚生労働省告示第353号。以下「機能安全指針」という。)が平成28年9月26日に、ボイラー及び圧力容器安全規則第24条第2項第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める自動制御装置の一部を改正する告示(平成28年厚生労働省告示第354号。以下「改正告示」という。)が平成28年9月27日にそれぞれ公布され、改正省令の一部及び機能安全指針については公布の日から、改正省令のその他の部分及び改正告示については平成29年4月1日から、施行又は適用された。改正省令(指定外国検査機関に関する部分を除く。以下同じ。)、機能安全指針及び改正告示は、近年の電気・電子技術やコンピュータ技術等の進歩に伴い、機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)に対する高度かつ信頼性の高い制御が可能となってきていることを踏まえ、ボイラーについて、従来の機械式の安全装置等に加え、新たに電気・電子・プログラマブル電子制御(以下「電子等制御」という。)の機能を付加することによって機械等の安全を確保する方策(以下「機能安全」という。)を労働安全衛生関係法令に位置づけ、安全規制の高度化を図ることとしたものである。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第184号)が平成30年6月8日に、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第75号)及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示(平成30年厚生労働省告示第249号)が平成30年6月19日にそれぞれ公布又は告示され、平成31年2月1日から施行又は適用することとされたところである。この改正省令にはボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)が含まれ、諸外国や国際標準化機構(ISO)の動向等を踏まえ、高所作業において安全帯を使用させることを義務付ける規定及び安全帯の使用状況の点検等を義務付ける規定等について、「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(以下「要求性能墜落制止用器具」という。)」に改めるとともに、要求性能墜落制止用器具の安全要件の向上を図ることとしたものである。

## 2 クレーン等安全規則(昭和47・9・30 労働省令34号)



(1) 明治維新後から土木建築工事場安全及衛生規則の制定まで

工場労働者を保護対象とする工場法においては、その付属規則である工場危害予防及衛生規則でクレーン等を規制する条文は規定されなかった。土木建築労働者及び交通運輸労働者を保護対象とする労働者災害扶助法(昭和6・4・2 法律54号)には、事業主に労働者が業務上の負傷・疾病にかかり死亡した場合、所定の療養費、休業手当、障害扶助料等の支払いを義務付ける規制以外に、第5条に「行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニヨリ事業ノ行ハルル場所ニ於ケル危害ノ防止又ハ衛生ニ関シ必要ナル事項ヲ事業主又ハ労働者ニ命ズルコトヲ得」が定められていた。この規定に基づき、まず土石採取従事労働者の安全衛生を確保するための土石採取場安全及衛生規則(昭和9・3・5 内務省令11号)が制定され、昭和9年6月1日から施行された。次いで土木建築従事労働者の安全衛生を確保するための土木建築工事場安全及衛生規則(昭和12・9・30 内務省令41号)が制定され、昭和12年10月1日から施行された。

クレーン等に関する規制としては、土石採取場安全及衛生規則が土石採取場のリフトの安全荷重、ワイヤロープの要件、負荷制限等について規制を、また、土木建築工事場安全及衛生規則が建築現場で使用するエレベータの構造要件等、デリック・リフト等の安全荷重、搭乗禁止、控えの要件、負荷制限等の規制をそれぞれ規定していた。

土石採取場安全及衛生規則のクレーン等に関する規制の概要は次のとおりである。

- ① 坑内における通路等が巻揚装置に接近し危害のおそれがあるときは、隔壁を設けなければならない(第6条)。
- ② 巻揚装置について所定事項(安全荷重の標示、安全荷重の算定方法、損傷した鋼索の使用禁止、制動装置の設置、構造物の倒壊防止措置、運転手の指定・氏名の掲示、安全荷重を超える負荷の禁止、)を遵守しなければならない(第10条)。
- ③ 巻揚装置を設置した坑道等には合図するための信号装置を設けなければならない(第11条)。
- ④ 巻揚装置等の機械設備の危害のおそれのある部分には柵、安全装置を設けなければならない(第16条)。

また、土木建築工事場安全及衛生規則のクレーン等に関する規制の概要は次のとおりである。

- ① 荷物用の巻揚運搬装置である起重機(現行の「クレーン」に相当)その他の揚重機等(昇降機(現行の「エレベーター」に相当)を除く)に労働者を搭乗させてはならない(第17条)。
- ② 労働者が搭乗する昇降機について一定の安全措置(安全荷重の標示、安全荷重の算定方法、昇降体の落下防止安全装置の設置、損傷した鋼索の使用禁止、

制動装置の設置、合図用信号装置の設置、昇降体に天井・床・周壁の設置、昇降路の動揺防止措置、昇降路の出入口に扉等の設置)を遵守しなければならない。また、労働者が搭乗する斜面軌道巻揚装置も同様の措置を遵守しなければならない(第18条、第19条)。

- ③ 材料の巻揚運搬専用の巻揚装置(現行の「デリック」、「簡易リフト」、「建設用リフト」に相当)について一定の安全措置(安全荷重の標示、安全荷重の決定方法、損傷した鋼索の使用禁止、制動装置の設置、合図用信号装置の設置、労働者の搭乗禁止の標示、ガイデリックの支柱の安全確保措置、三脚デリック等の転倒・倒壊防止措置、コンクリート昇降機の昇降路の動揺防止措置、巻揚装置の支鋼索の安全基準、)を遵守しなければならない(第20条)。
- ④ 巻揚装置の取扱い措置(安全荷重を超える負荷の禁止、巻揚装置等の工事事業機械の運転手の指定・氏名の掲示)を遵守しなければならない(第21条、第22条)。
- ⑤ 工事事業機械等の機械設備の危害を生ずるおそれのある部分には柵、安全装置を設けなければならない(第23条)。

## (2) 労働基準法に基づく労働安全衛生規則の制定まで

土石採取場安全及衛生規則及び土木建築工事場安全及衛生規則のクレーン等規制の部分は改正されることなく、戦後まで続いた。昭和21年に大日本帝国憲法(明治22・11・29)が日本国憲法(昭和21・11・3)に改正され、昭和22年5月3日に施行された。日本国憲法第27条第2項の規定「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」に基づき新憲法の直接の委任を受けた形で新憲法の理念に基づき労働基準法(昭和22・4・7 法律49号)が制定され、昭和22年9月1日及び同年11月1日に施行された。クレーン等の規制に係る労働基準法の根拠条文は、「1 ボイラー及び圧力容器安全規則」の「(2) 労働基準法に基づく労働安全衛生規則の制定まで」の労働基準法の「第5章 安全及び衛生」(第42条～第54条)と同じである。

労働基準法の制定に基づき労働安全衛生規則(昭和22・10・31 労働省令9号)が制定され、昭和22年11月1日から施行された。

クレーン等に関する規制としては、労働基準法に基づく旧労働安全衛生規則(昭和22・10・31 労働省令9号)の「第3章 安全装置」の第34条、「特別安全基準」の「第2章 揚重機」(第327条～第375条)に規定された。その概要は次のとおりである。

- ① 規制対象として揚重機(現行の「クレーン」、「移動式クレーン」、「デリック」、「エレベーター」、「建設用リフト」、「簡易リフト」に相当)の要件(一定の巻上能力・つかみ能力以上又は一定の支柱等の長さ以上の起重機(現行の「クレーン」に相当)、一定の巻上能力以上のデリック、一定の高さ又は積載能力以

上のエレベータ) を定める (第 327 条)。

- ② 揚重機は、所轄労働基準監督署長の認可がなければ設置してはならない。揚重機を設置しようとする者は摘要書・図面を添えて所轄労働基準監督署長に認可申請を行わなければならない (第 38 条、第 237 条)。
- ③ 揚重機の設置工事が落成したときは、所轄労働基準監督署長による落成検査を受けなければならない。落成検査の合格時に交付される有効期間 2 年の揚重機検査証 (現行の「クレーン検査証」、「移動式クレーン検査証」、「デリック検査証」、「エレベーター検査証」、「建設用リフト検査証」に相当) がなければその使用が禁止される。また、揚重機検査証の書き換え手続きを定める。(第 331 条、第 332 条)。
- ④ 揚重機を有効期間満了後に引き続き使用しようとする者は、所轄労働基準監督署長又は指定代行検査機関に性能検査申請書を提出しなければならない。性能検査に合格した揚重機の有効期間は 2 年間とし、受検時の措置、指定代行検査機関の申請手続き、遵守事項等を定める (第 39 条～第 43 条)。
- ⑤ 揚重機の能力に関する部分を変更しようとするときは所轄労働基準監督署長の変更認可を受けて、変更工事の落成後に所轄労働基準監督署長による変更検査に合格しなければその使用が禁止される (第 333 条、第 334 条)。
- ⑥ 揚重機の使用の廃止及び休止の手続き (現行の「廃止報告」及び「休止報告」に相当) を定めるとともに、使用休止中に有効期間が満了した場合には性能検査を受けなければ使用してはならない (第 335 条)。
- ⑦ 揚重機について定める構造設備の要件 (主要部分の材料、巻胴 (現行の「ドラム」に相当)・みぞ車・滑車の径、巻上機の制動装置、巻過ぎ防止安全装置の設置、鋼索 (現行の「ワイヤロープ」に相当) の安全係数、信号装置等、ボルト等の脱落防止措置、運転台等への昇降設備、電気設備の感電防止措置、運転台位置の視界の確保、運転室の具備事項、控線の支持条件、走行起重機等の緩衝装置、ガイデリックの主要部分の安全係数、ブーム付き起重機の安全指示装置、エレベータの人荷共用エレベータの安全装置・昇降体・平衡錘 (現行の「カウンターウェイト」に相当)・ガイド、昇降路の具備条件、コンクリート用エレベータの昇降塔の具備条件) を具備しなければならない (第 337 条～第 358 条)。
- ⑧ 揚重機について所定の管理 (年次定期検査、月例検査、損傷鋼索の使用禁止、使用時のブームの傾斜角の下限値、制限荷重の標示、過荷重試験、使用者の遵守事項、起重機運転士の遵守事項) を行わなければならない。(第 359 条～第 368 条)。
- ⑨ 起重機、エレベータの索等の切断事故があったときは、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない (第 58 条)。

⑩ 起重機運転士免許（現行の「クレーン運転士免許」、「移動式クレーン運転士免許」に相当）を受けた起重機運転士（現行の「クレーン運転士」、「移動式クレーン運転士」に相当）でなければ起重機の運転業務につくことが禁止される。18歳に満たない者及び女子も当該業務が禁止される。また、起重機運転士免許の交付・取消要件、起重機運転士試験（現行の「クレーン運転士免許試験」、「移動式クレーン運転士免許試験」に相当）の受験・交付等の要件・手続きを定める。（第13条、第14条、第44条、第369条～第375条）。

クレーン等の規制について、土石採取場安全及衛生規則及び土木建築工事場安全及衛生規則から旧労働安全衛生規則への主要な変更点は、以下のとおりである。

- (i) 規制対象を土木建築工事場等のみから一般の工場その他すべての業種に拡大したこと
  - (ii) 揚重機の設置・変更について労働基準監督機関による認可制度を導入したこと
  - (iii) 揚重機の落成検査・性能検査・変更検査及び有効期間のある検査証の制度を導入したこと
  - (iv) 揚重機の構造上の要件を新たに定めたこと
  - (v) 揚重機の管理に関する規定を新たに定めたこと
  - (vi) 起重機運転士免許の制度を導入したこと
- (3) 労働基準法に基づく「クレーン等安全規則」の制定まで

旧労働安全衛生規則により揚重機の規制が導入された後、昭和34年10月1日に玉掛け技能講習制度の導入等が行われたものの、揚重機自体に関する実質的な改正は全くなされなかった。

クレーン等については、戦後の経済発展に伴う利用範囲の拡大、技術進歩による構造の多様化、性能の高度化の進展するとともに、設置数も急増し、災害発生件数も大幅に増加している状況を踏まえ、クレーン等の災害防止対策の充実強化が求められることとなった。総理府の審議機関である臨時産業災害防止懇談会が昭和33年11月に政府に提出した「産業災害防止対策に関する意見書」においても「重大災害の頻発とその発生原因の実情にかんがみ急を要するもの、例えば、煙火爆発、崩壊、ボイラ及び圧力容器、揚重機等について関係規則又は基準等を至急改正する」べき旨を指摘している。また、同年9月には、労働大臣の諮問機関である中央労働基準審議会が労働大臣に対して行った建議においても「災害防止を目的とする現行の労働安全衛生規則をみるに、施行後10年を経過しているため、その間における科学技術の急速な進歩その他により必ずしも実情に即さないと認められる規定もなしとしないし、又補充を要する部分も少なくないので、この際技術の進歩に即応させるとともに、災害防止上必要な事項を整備する等労働安全法規について検討整備を行う必要がある」旨述べている。

これらの状況を踏まえ、労働安全衛生規則(昭和22・10・31 労働省令9号)から分離独立して「クレーン等安全規則」(昭和37・7・31 労働省令16号)が制定され、昭和37年11月1日から施行された。

クレーン等の規制について、旧労働安全衛生規則から「クレーン等安全規則」への主要な変更点は、以下のとおりである。

- (i) 従来のクレーン等の能力による適用範囲の区分を廃して、原則として小能力のものも含めすべてのクレーン等を規制対象にするとともに、新たにジンプール、建設工事用の二本構タワー、ユニバーサルリフト等についても、必要な規制を行うようにしたこと
  - (ii) 巻揚げ荷重が3トン以上のクレーン及び移動式クレーンはすべて製造認可の対象とし、当該クレーン等がユーザーのもとに引き渡される前にその安全性を確保するようにしたこと
  - (iii) 移動式クレーンは設置時の落成検査に代えて製造時の製造検査を受けなければならないこととしたこと
  - (iv) クレーンと建設物との間の間隔及び通路について、必要な規制を設けたこと
  - (v) クレーン等の安全な使用の確保及び性能の保持のための措置について規制の整備を図ったこと
  - (vi) 従前は起重機運転士免許を所持していればクレーン、移動式クレーンもデリックも運転できたが、クレーンと移動式クレーンの運転はクレーン運転士免許に、デリックの運転はデリック運転士免許の2本立てに分離したこと
  - (vii) 玉掛用具について、その安全係数、廃棄限度等必要な要件を規制するとともに、新たに玉掛技士免許の制度を導入することとしたこと
  - (viii) 従前はクレーン等の構造要件は規則に定めていたが、これを告示で定めることとしたこと。具体的には、クレーン構造規格、デリック構造規格、エレベータ構造規格、建設工事用リフト構造規格を新たに告示として定めるとともに、クレーン運転士及びデリック運転士の試験に関する事項、玉掛技士講習に関する事項も告示で定めたこと
  - (ix) クレーン等の安全装置については、その構造、機能及び試験方法を構造規格中に明示して、その性能を確保することとし、安全装置の性能認定に関する規定は、これを削除することとしたこと
- (3) 労働安全衛生法に基づく「クレーン等安全規則」の制定まで

その後、クレーン等の構造の進歩、クレーン関係災害の発生状況にかんがみ、「クレーン等安全規則」(昭和37・7・31 労働省令16号)が昭和46年に改正(昭和46年7月16日公布)され、同年9月1日から施行された。

クレーン等の規制について、改正「クレーン等安全規則」等の主要な変更点は、



以下のとおりである。

- (i) クレーンについては、つり上げ荷重が1トン以上のスタッカー式クレーンを製造認可と設置認可の規制の対象としたこと。移動式クレーンについては、定義の改正に伴い鉄道クレーン、浮きクレーン等についても移動式クレーンとして規制対象に含まれることとなったこと。
- (ii) 製造認可と設置認可の規制対象外の小型のクレーン等についても各構造規格を具備しなければ譲渡・貸与・設置してはならないこととなったこと
- (iii) 従前のクレーン等の落成検査・製造検査・再使用検査・変更検査・性能検査はいずれも定荷重試験と過荷重試験の2種類の荷重試験を行う方式であったが、これに代えて、落成検査・製造検査・再使用検査・変更検査の荷重試験は過荷重試験、性能検査の荷重試験は定格荷重試験のみそれぞれ1種類の荷重試験を行う方式に改めることとなったこと
- (iv) クレーンについては定格荷重を超える荷重をかける過荷重が原則禁止されるとともに、やむを得ない場合で所轄労働基準監督署長への特例報告その他一定の遵守事項を講じたときは例外的に過荷重で使用することができることとしたこと。また、移動式クレーン及びエレベータについては過荷重での使用が全面的に禁止されたこと。
- (v) クレーン等に労働者を搭乗させることを原則禁止するとともに、やむを得ない場合等で専用の搭乗設備に乗せる等所要の措置を講じたときは例外的に搭乗させることができる規定を定めたこと
- (iv) 従前のクレーン運転士免許をクレーン運転士免許と移動式クレーン運転士免許に分離し、移動式クレーン運転士免許に関する受検手続等を定めたこと。また、身体障害者に対する限定免許制度を創設したこと
- (v) 玉掛け業務の就業制限の範囲をつり上げ荷重が従前の3トン以上から1トン以上に拡大するとともに、つり上げ荷重が1トン未満の玉掛け業務についても技能を選考して指名した者でなければつかせてはならないこととしたこと
- (vi) エレベータ検査証の有効期間を2年から1年に短縮するとともに、性能検査は性能検査代行者ができるようにしたこと。
- (vii) 簡易リフトの定義を変更し、搬器の床面積と天井の高さに制限を設けるとともに、改正後の簡易リフトは設置認可、落成検査・性能検査・変更検査を受ける検査証交付対象機械から除外し、設置報告の対象に改めたこと
- (viii) 性能検査代行者の変更事項について、従前の労働大臣への届出制から承認制に変更となったこと

労働安全衛生法(昭和47・6・8 法律57号)が昭和47年に労働基準法(昭和22・4・7 法律49号)から分離独立して制定され、昭和47年10月1日から施行され

た。クレーン等の規制に係る労働安全衛生法の根拠条文は、「1 ボイラー及び圧力容器安全規則」の「(2) 労働安全衛生法に基づく「ボイラー及び圧力容器安全規則」の制定まで」の労働安全衛生法の(第14条～第112条)と同じである。

労働安全衛生法の制定に伴い、労働基準法に基づく「クレーン等安全規則」(昭和37・7・31 労働省令16号)が廃止され、労働安全衛生法に基づく「クレーン等安全規則」(昭和47・9・30 労働省令34号)が新たに制定され、昭和47年10月1日から施行された。この新規則は、旧規則の名宛人の「使用者」を「事業者」に変更したものである。

クレーン等の規制について、労働基準法に基づく「クレーン等安全規則」から労働安全衛生法に基づく「クレーン等安全規則」への主要な変更点は、以下のとおりである。

- (i) クレーン等の設置認可制度・変更認可制度を廃止し、届出制度に移行するとともに、届出事項を整備したこと
- (ii) 移動式クレーン検査証は、製造検査又は使用検査に合格した移動式クレーンについて都道府県労働基準局長が交付すること
- (iii) 小型のクレーン等の運転又はつり上げ荷重が1トン未満の玉掛けの業務につかせるときの特別教育の制度を導入し、その科目等を定めたこと
- (iv) クレーンの組立又は解体の作業を行うときは、作業指揮者を選任する等所定の措置を講じなければならないことを定めたこと
- (v) 使用を休止したクレーン等(建設用リフトを除く)を再び使用しようとするときは、使用再開検査を受けなければならないこと
- (vi) クレーン・移動式クレーン・デリックについて運転実技講習の制度が導入されたこと

#### (4) 現行の「クレーン等安全規則」まで

その後、現在に至るまでのクレーン等の規制に関する法令の主要な改正について、順次示す。

クレーン構造規格(昭和51年労働省告示第80号)及び移動式クレーン構造規格(昭和51年労働省告示第81号)が昭和51年8月5日に公布され、一部の規定を除き昭和51年11月1日から適用されることとなった。この改正は、従来のクレーン構造規格(昭和37年労働省告示第53号)及び移動式クレーン構造規格(昭和37年労働省告示第54号)を廃止し、最新の使用材料、構造、機能及び工作技術に適應するよう規格の内容を全面的に見直したものである。

クレーン等安全規則の一部を改正する省令(昭和51年労働省令第43号)が昭和51年12月15日に公布され、同月20日から施行された。この改正は、昭和51年8月5日に公布されたクレーン構造規格(昭和51年労働省告示第80号)及び移動式クレーン構造規格(昭和51年労働省告示第81号)との関連から、①クレー

ン・移動式クレーンを使用するときは設計の基準とされた負荷条件で使用することに留意すること、②クレーン・移動式クレーンのフックに外れ止め装置を使用させること、③クレーン・移動式クレーンの定格荷重を表示等させること等の措置を導入したことが規定された。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（昭和 53 年労働省令第 35 号）が昭和 53 年 9 月 29 日に公布され、同年 10 月 1 日から施行された。この改正にはクレーン等安全規則も含まれ、①クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許及びデリック運転士免許から玉掛業務の就業資格を分離し、これらの免許を所持しても玉掛技能講習を修了していなければ玉掛業務につけないこと、②特別教育についても、小型のクレーン・移動式クレーン・デリックの運転業務とつり上げ荷重 1 トン未満の玉掛業務とを分離したことが規定された。

クレーン構造規格の一部を改正する告示（昭和 57 年労働省告示第 23 号）が昭和 57 年 3 月 27 日に公布され、同年 6 月 1 日から適用されることとなった。この改正は、クレーンに設けられる電気機械器具に給電するための裸トロリ線による感電災害を防止するため裸トロリ線の構造基準等の規制強化を行ったものである。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 2 年政令第 253 号）及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（平成 2 年政令第 254 号）は、平成 2 年 8 月 31 日に公布され、同年 10 月 1 日から施行された。また、クレーン等安全規則の一部を改正する省令（平成 2 年労働省令第 21 号）は、平成 2 年 9 月 13 日に公布され、同年 10 月 1 日から施行されることとなった。この改正は、最近におけるクレーン等に係る労働災害の発生状況等にかんがみ、就業制限業務として、①床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン（以下「床上操作式クレーン」という。）でつり上げ荷量が 5 トン以上のものの運転の業務、②つり上げ荷量 1 トン以上 5 トン未満の移動式クレーンの運転の業務を追加することが規定された。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 4 年政令第 246 号）は、平成 4 年 7 月 15 日に公布され、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 4 年労働省令第 24 号）が平成 4 年 8 月 24 日に公布され、それぞれ一部の規定を除き、平成 4 年 10 月 1 日から施行された。この改正にはクレーン等安全規則も含まれ、①特定の玉掛け方法等によりクレーン等に係る作業を行う場合において、荷等の下への立入りを禁止したこと、②天井クレーンのクレーンガーダ上等において作業を行う場合の墜落等の危険防止措置を追加したこと、③クレーン・移動式クレーン・デリックに係る作業を行う場合において、強風時の作業の中止を追加したこと、④強風によりジブクレーンのジブが損壊し又は移動式クレーンが転倒するおそれのあるときの危険防止措置を追加したこと、⑤移動式クレーンを用いた作業を行うときは、その転倒等による危険を防止するため、作業開始前に作業方法等を定め、周知する

ことを追加したこと、⑥地盤軟弱等により転倒するおそれのある場所での移動式クレーンを用いた作業を禁止したこと、⑦敷鉄板等の上にアウトリガーを使用する移動式クレーンを設置する場合には、転倒するおそれのない位置に設置しなければならないこと、⑧移動式クレーンを使用して作業を行う場合には、アウトリガー又はクローラを原則として最大限に張り出さなければならないこと、⑨ 移動式クレーンの上部旋回体に接触するおそれのある箇所への立入りを禁止したこと、⑩磁力又は陰圧により吸着させる玉掛用具、チェンブロック、チェンレバーホイスト及びつりクランプについて、その使用荷重等に応じて使用しなければならないことが規定された。

エレベーター構造規格(平成 5 年労働省告示第 91 号)が平成 5 年 8 月 2 日に公布され、平成 5 年 1 2 月 1 日から適用された。この改正は、従来のエレベーター構造規格(昭和 37 年労働省告示第 56 号)を廃止し、最新の技術の進歩、建築物の高層化の進展に対応させるとともに、諸外国のエレベーターの構造に関する規格及び建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)のエレベーターの構造に関する技術的基準との整合性の確保を図るため、規格の内容を全面的に見直したものである。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成 6 年労働省令第 20 号)が平成 6 年 3 月 3 0 日に公布され、同年 7 月 1 日から施行された。この改正にはクレーン等安全規則も含まれ、行革大綱(平成 6 年 2 月 15 日)を踏まえ、①ガイドレールの高さが 1 0 メートル以上 1 8 メートル未満の建設用リフトを設置しようとする場合は、建設用リフトの設置報告が不要となったこと、②事業者が事故報告を提出すべき事故に関する規定を労働安全衛生規則に統合するとともに、事故報告の様式の見直しが規定された。

クレーンの構造規格(平成 7 年労働省告示第 134 号)及び移動式クレーン構造規格(平成 7 年労働省告示第 135 号)が平成 7 年 1 2 月 2 6 日に公布され、平成 8 年 2 月 1 日から適用された。この改正は、従来のクレーン構造規格(昭和 51 年労働省告示第 80 号)及び移動式クレーン構造規格を廃止し、最近における技術の進歩に対応させるとともに、ISO(国際標準化機構)及び諸外国のクレーン及び移動式クレーンの構造に関する規格との整合性の確保を図るため、従来の規格を全面的に見直したものである。

クレーン等安全規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成 10 年労働省令第 3 号)が平成 1 0 年 2 月 2 5 日に公布され、同年 3 月 3 1 日に施行された。この改正は、床上運転式クレーンの運転に限定したクレーン運転士免許を創設するとともに、当該限定免許の受検手続、免許証の交付等手続、実技教習等について規定された。

労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則の一部を改正する省令(平成 10 年労働省令第 26 号)が平成 1 0 年 6 月 2 4 日に公布され、同日から施行された。この改正

は、クレーン等の玉掛けに用いられるつりチェーン等の安全係数について、従前の一律5以上から一定の要件を具備するものは4以上でよいとする見直しが規定された。

クレーン構造規格の一部を改正する告示（平成13年厚生労働省告示第41号）が平成13年2月23日に公布され、同年4月1日から適用された。この改正は、クレーンのつり上げ装置としてジャッキ式つり上げ装置を用いる場合、その保持機構の安全要件が規定された。

エレベーター構造規格の一部を改正する告示（平成15年厚生労働省告示第8号）は、平成15年2月6日に公示され、同年3月31日から適用された。この改正は、技術の進歩等に伴うエレベーターの多様化・高性能化への対応、性能規定化への対応等のため、所要の見直しが行われた。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第1号）が平成18年2月16日に公布され、同年4月1日から施行された。この改正は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）及びクレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）を改正し、クレーン運転士免許及びデリック運転士免許を統合して「クレーン・デリック運転士免許」とするとともに、クレーン運転士免許試験、移動式クレーン運転士免許試験及びデリック運転士免許試験規程（昭和47年労働省告示第120号）の一部を改正し、免許試験の科目の範囲等について見直し平成18年4月1日から適用された。

クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格等の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第33号）は、平成30年2月26日に告示され、同年3月1日から適用された。この改正は、移動式クレーン構造規格について、ISO（国際標準化機構）規格との整合性を推進する観点から、移動式クレーンの設計法として従来の許容応力法に加えて限界状態設計法を導入するとともに、つり上げ荷重が3トン未満の移動式クレーン等について、荷重計以外の過負荷を防止するための装置を義務付けること等により移動式クレーンの一層の安全確保等を図ったものである。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第184号）が平成30年6月8日に、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第75号）及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第249号）が平成30年6月19日にそれぞれ公布又は告示され、平成31年2月1日から施行又は適用することとされたところである。この改正省令にはクレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）が含まれ、諸外国や国際標準化機構（ISO）の動向等を踏まえ、高所作業において安全帯を使用させることを義務付ける規定及び安全帯の使用状況の点検等を義務付ける規定等について、「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（以下「要求性能墜落制止

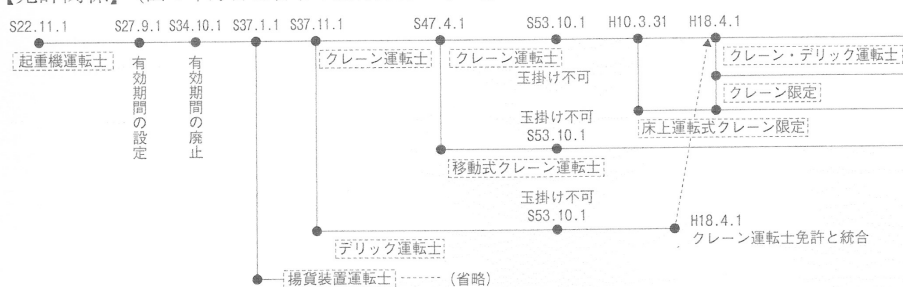


用器具」という。)に改めるとともに、要求性能墜落制止用器具の安全要件の向上を図ることとしたものである。

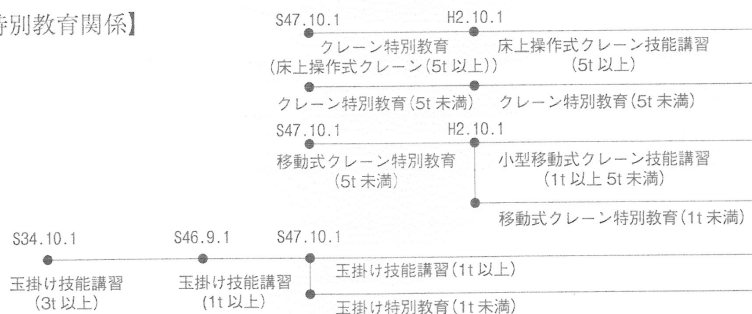
クレーン等の免許・資格の変遷を次に示す。

## クレーン等の免許・資格の変遷

【免許関係】(図の年月日は省令の施行月日である。)



【技能講習・特別教育関係】



参 考 (表中の年月日は省令の公布日である。)

クレーン 運転士	S22.10.31	省令第9号	起重機運転士免許が新設された。
	S27.8.31	省令第25号	免許証の有効期間が5年となる。
	S34.7.24	省令第21号	免許証の有効期間制度が廃止される。
	S36.11.14	省令第24号	起重機運転士免許から揚貨装置運転士免許が分かれた。
	S37.7.31	省令第16号	起重機運転士免許が、クレーン運転士免許、デリック運転士免許に分かれた。
	S46.7.16	省令第21号	クレーン運転士免許から移動式クレーン運転士免許が分かれた。
運移動 士式	H10.2.25	省令第3号	クレーン運転士免許に床上運転式クレーンに限定した免許が設けられた。
	H18.1.5	省令第1号	クレーン運転士免許及びデリック運転士免許が統合され、クレーン・デリック運転士免許となった。同時にクレーンに限定した免許が設けられた。
運デリ 士ク	S37.7.31	省令第16号	起重機運転士免許が、クレーン運転士免許、デリック運転士免許に分かれた。
	H18.1.5	省令第1号	クレーン運転士免許及びデリック運転士免許が統合され、クレーン・デリック運転士免許となった。
玉 掛 け 業 務	S34.7.24	省令第21号	巻上げ能力3t以上の起重機による玉掛けの業務は玉掛け技能講習を修了した者でなければ玉掛け業務に就くことができなくなった。
	S46.7.16	省令第21号	技能講習修了者の対象が、つり上げ荷重1t以上のクレーン等となった。
	S47.9.30	省令第32号	つり上げ荷重1t未満のクレーン等の玉掛け作業は、特別教育を修了した者でなければ就けなくなった。
	S53.9.29	省令第35号	クレーン、移動式クレーン及びデリックの運転士免許では玉掛け業務に就くことができなくなった。

### 3 ゴンドラ安全規則(昭和47・9・30 労働省令35号)

#### (1) ゴンドラ安全規則(昭和44・10・1 労働省令23号)の制定まで

ゴンドラは、つり足場及び昇降装置その他の装置並びにこれらに附属する物により構成され、当該つり足場の作業床が専用の昇降装置により上昇し、又は下降する装置と定義される(労働安全衛生法施行令(昭和47・8・19 政令318号)第1条第11号)。

経済発展に伴い、ビルの清掃、建設物や船舶等の塗装、溶接等の作業にゴンドラが多用され、昭和43年ごろからゴンドラ災害が発生するようになった。しかし、物品を運搬する簡易リフトでさえかなり詳細な規制を受けていたのに対して、人が乗るゴンドラについては、労働安全衛生規則(昭和22・10・31 労働省令9号)でつり足場として数箇条の規制がなされていたのみであった。

当時のつり足場の規制は、足場一般の規制に加えて、その概要は次のとおりであった。

- (i) つり足場の組立・解体・変更時における、作業主任者の直接の指揮のもとでの作業、作業の時期・範囲・順序の事前周知、関係者以外立入禁止の掲示、悪天候時の作業中止、一定の作業時に命綱の使用等の措置、材料等の上げ下ろし時につり綱等の使用(第108条の4)
- (ii) 作業開始前につり足場を点検し、危険のおそれのあるときの補修(第108条の6)
- (iii) つり足場等作業主任者による材料の点検と不良品の除去、器具・工具・命綱・保護帽の点検と不良品の除去、作業方法・労働者の配置の決定、作業進行状況の看視、命綱・保護帽の使用状況の看視(第108条の7)
- (iv) つり足場自体の構造要件(安全荷重、つり鋼索・突りょう足場けたの安全係数、作業床の支持方法、つり鋼索の使用基準、つり装置の歯止め、作業床の幅・厚さ等、動揺・転位防止措置、支持台としての使用禁止)(第110条)

このような状況下において、昭和44年4月24日に東京都渋谷のデパートの窓ふき作業中のゴンドラが落下し、ゴンドラに乗っていた作業員1名が死亡するとともに、音楽教室に行くため下の歩道を歩いていた小学生2名が圧死するという悲惨な災害が発生した。高さ31メートル、8階建てのビルには外側の窓ガラスを毎月1回拭くための無軌条式電動ゴンドラ(自重150kg、積載荷重200kg)が設置されていた。災害発生状況は、当日に東側の窓ガラスを拭き終わり、一旦ゴンドラを屋上に挙げてから南側に移動しようとしてゴンドラ内の作業員が上昇スイッチを押したところ、ガタン、ガタンと音を立てて2回数メートルずつゴンドラが降下し、それから速度を増して道路上に落下したものである。災害発生原因は、ゴンドラはモーターから減速機を経て巻上げドラムでつり上げる機構であったが、減速機のギアの

調整が悪くかみ合わせが浅くなっており、当日の上昇操作でギアが外れて制動が利かず巻き上げドラムが空転してゴンドラが落下したものである。

また、この災害の5日後に東京都中央区兜町でビルの外装清掃中のゴンドラが片づりになり、作業員2名が道路上に転落して死亡するという災害も発生した。

これらの災害を契機として、労働省は全国の279事業場を対象に一斉監督指導を実施するとともに、過去のゴンドラ災害の分析検討を行った結果、現行の労働安全衛生規則のつり足場関係条項では災害を防止するのに不十分であることが明らかとなった。これらの状況を踏まえ、労働基準法に基づきゴンドラ安全規則(昭和44・10・1 労働省令23号)が新たに制定され、昭和45年4月1日から施行された。

ゴンドラ安全規則の要点は以下のとおりである。

- (i) ゴンドラは、あらかじめ行政官庁に認可を受けなければ製造し、変更し又は設置してならないこと
- (ii) ゴンドラの構造上の安全条件をゴンドラ構造規格として定めること。また、このゴンドラ構造規格に適合することが上記(i)の認可の条件となること
- (iii) 認可を受けた後1年を経過した場合は、性能検査に合格したゴンドラでなければ使用してはならないこと
- (iv) ゴンドラの操作は、技能を選考して指名した者でなければ行わせてはならないこと
- (v) 作業開始前の点検義務を定めたこと
- (vi) ゴンドラを使用して作業を行っている箇所の方への立入禁止措置を定めたこと

また、ゴンドラ安全規則の概要は次のとおりである。

- ① ゴンドラ、積載荷重、定格速度及び許容下降速度の定義を定める(第1条)。
- ② ゴンドラを製造しようとする者は、都道府県労働基準局長の製造認可を受けなければならない。製造認可はゴンドラ構造規格に適合しないものについては与えない。(第2条)。
- ③ 製造認可を受けた者は所轄都道府県労働基準局長による製造検査を受けなければならない。なお、製造検査に合格した証として、ゴンドラに刻印を付すとともに製造検査済のゴンドラ明細書が交付される。(第3条、第4条)。
- ④ 使用検査は申請を受けて都道府県労働基準局長が行う。また、受検手続、受検時の遵守事項について定める(第5条、第6条)。
- ⑤ ゴンドラを設置しようとする者は所轄労働基準監督署長の設置認可を受けなければならない。設置認可は製造検査に合格していないものについては与えない。設置認可を受けたゴンドラ以外は使用してはならない(第7条、第9条)。
- ⑥ 所轄労働基準監督署長は設置認可を受けたゴンドラに有効期間1年のゴンドラ検査証を交付する。所轄労働基準監督署長又は性能検査代行者が行う性能

検査に合格した場合は、ゴンドラ検査証の有効期間を 1 年延長する。(第 8 条)。

- ⑦ ゴンドラ構造規格に適合した状態にゴンドラを保持しなければならない(第 10 条)。
- ⑧ 技能選考後の指名者でなければゴンドラの操作の業務につけてはならない。ゴンドラの操作者は使用中に操作位置を離れてはならない。ゴンドラの操作の合図を定め、合図者を指名して合図を行わせなければならない(第 11 条、第 14 条、第 15 条)。
- ⑨ ゴンドラに積載荷重を超える荷重をかけて使用してはならない。ゴンドラの作業床の上で脚立等を使用して作業させてはならない。ゴンドラ作業箇所の下方は関係者以外の者を立入禁止させ、その掲示をしなければならない。悪天候のため危険が予想されるときは、ゴンドラ作業を行ってはならない(第 12 条、第 13 条、第 17 条、第 18 条)。
- ⑩ ゴンドラの作業床で作業を行う場合は、命綱を使用させなければならない。ゴンドラ作業を行う場合は、必要な照度を保持しなければならない(第 16 条、第 19 条)。
- ⑪ 作業開始前にゴンドラの一定事項について点検を行い、異常を認めたときは補修しなければならない(第 20 条)。
- ⑫ ゴンドラ検査証の有効期間を経過したゴンドラについては、所轄労働基準監督署長又は性能検査代行者が行う性能検査に合格した者でなければ使用してはならない。また、性能検査の受検手続等について定める(第 21 条～第 22 条)。
- ⑬ 設置されているゴンドラの一定部分を変更しようとするときは、所轄労働基準監督署長の変更認可を受けなければならない(第 23 条)。
- ⑭ 変更認可を受けたゴンドラは、所轄労働基準監督署長による変更検査を受けなければならない。変更検査に合格したゴンドラ以外は使用してはならない。また、受検手続、受検時の遵守事項について定める(第 9 条、第 24 条、第 25 条)。
- ⑮ ゴンドラの使用の廃止及び休止の手続きを定める(第 26 条)。
- ⑯ 性能検査代行者の労働大臣への指定申請・変更の手続き及びゴンドラ代行検査報告書の所轄労働基準監督署長への提出について定める(第 27 条)。
- ⑰ ゴンドラに事故が発生したときは、所轄労働基準監督署長にゴンドラ事故報告書を提出しなければならない(第 28 条)。

また、ゴンドラ安全規則第 2 条第 2 項に基づき、ゴンドラの構造要件としてゴンドラ構造規格(昭和 44・12・27 労働省告示 53 号)が制定され、昭和 45 年 4 月 1 日に施行された。ゴンドラ構造規格には、構造部分等(材料、許容応力、強度計算

等、作業床等、加工)、機械部分(ブレーキ等、安全装置等)、ワイヤロープ等、雑則(標示等)が規定された。

(3) 労働安全衛生法に基づく「ゴンドラ安全規則」の制定まで

労働安全衛生法(昭和47・6・8 法律57号)が昭和47年に労働基準法(昭和22・4・7 法律49号)から分離独立して制定されたことに伴い、労働基準法に基づく「ゴンドラ安全規則」(昭和44・10・1 労働省令23号)が廃止され、労働安全衛生法に基づく「ゴンドラ安全規則」(昭和47・9・30 労働省令35号)が新たに制定され、昭和47年10月1日から施行された。この新規則は、旧規則の名宛人の「使用者」を「事業者」に変更したものである。

ゴンドラの規制について、労働基準法に基づく「ゴンドラ安全規則」から労働安全衛生法に基づく「ゴンドラ安全規則」への主要な変更点は、以下のとおりである。

- (i) ゴンドラ検査証は、製造検査又は使用検査に合格したゴンドラについて都道府県労働基準局長が交付すると定めたこと
- (ii) ゴンドラの設置認可制度及び変更認可制度を廃止して届出制度に改めるとともに、届出事項等を整備したこと
- (iii) ゴンドラの操作の業務につかせるときの特別教育の制度を導入し、その科目等を定めたこと
- (iv) ゴンドラについて定期自主検査の制度を導入し、その実施時期、検査項目、記録の作成等を定めたこと
- (v) 使用を休止したゴンドラを再び使用しようとする場合は、所轄労働基準監督署長の使用再開検査を受けなければならないと定めたこと

(4) 現行の「ゴンドラ安全規則」まで

ゴンドラ構造規格(平成6年労働省告示第26号)が平成6年3月28日に公布され、平成6年8月1日から適用されることとなった。この改正は、最近におけるゴンドラに係る技術の進歩及びゴンドラを使用する建築物の高層化の進展に対応させるとともに、諸外国のゴンドラの構造に関する規格との整合性の確保を図るため、ゴンドラ構造規格を全面的に見直すこととし、従前のゴンドラ構造規格(昭和44年労働省告示53号)を廃止し、新たなゴンドラ構造規格(平成6年労働省告示26号)が制定された。

従前の「ゴンドラ構造規格」から新たな「ゴンドラ構造規格」への主要な変更点は、以下のとおりである。

- (i) 構造部分に使用できる材料にステンレス鋼及びアルミニウム合金を追加し、それに伴う所要の整備を行ったこと
- (ii) 国際単位系との整合性を図るため、力の単位を「ニュートン」とし、それに伴う所要の整備を図ったこと



- (iii) 輸入したゴンドラに対応できるよう規定を整備したこと
- (iv) 材料に係る計算に使用する許容応力の値を計算式により求めることとしたこと
- (v) 積載荷重、昇降慣性力及び走行慣性力を求める基準を変更したこと
- (vi) 軌道式のゴンドラの軌道切り替え部での脱輪の防止のための構造を定めたこと
- (vii) 管等で覆われているワイヤロープについて、容易に点検できる構造を定めたこと
- (viii) 人力によるゴンドラ（人力により昇降するゴンドラ）のブレーキに関する規定を削除したこと
- (ix) その他クレーン構造規格等との整合性を図ったこと

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第184号)が平成30年6月8日に、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第75号)及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示(平成30年厚生労働省告示第249号)が平成30年6月19日にそれぞれ公布又は告示され、平成31年2月1日から施行又は適用することとされたところである。この改正省令にはクレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)が含まれ、諸外国や国際標準化機構(ISO)の動向等を踏まえ、高所作業において安全带を使用させることを義務付ける規定及び安全带の使用状況の点検等を義務付ける規定等について、「安全带」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(以下「要求性能墜落制止用器具」という。)」に改めるとともに、要求性能墜落制止用器具の安全要件の向上を図ることとしたものである。

現行のゴンドラ安全規則の概要は次のとおりである。

- ① ゴンドラ、積載荷重、定格速度及び許容下降速度の定義を定める(第1条)。
- ② ゴンドラを製造しようとする者は、都道府県労働局長の製造許可を受けなければならない。製造許可を受けた者が検査設備等を変更したときは所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。(第2条、第3条)。
- ③ ゴンドラを製造した者は所轄都道府県労働局長による製造検査を受けなければならない。なお、製造検査に合格した証として、ゴンドラに刻印を付すとともに製造検査済のゴンドラ明細書が交付される。また、受検手続、受検時の遵守事項について定める(第4条、第5条)。
- ④ 輸入、廃止等をしたゴンドラは都道府県労働局長による使用検査を受けなければならない。なお、製造検査に合格した証として、ゴンドラに刻印を付すとともに製造検査済のゴンドラ明細書が交付される。また、受検手続、受検時の遵守事項について定める(第6条、第7条)。
- ⑤ 所轄都道府県労働局長等は製造検査又は使用検査に合格したゴンドラに有効

期間 1 年のゴンドラ検査証を交付する。ゴンドラ検査証の書き換え・再交付手続きを定める（第 8 条、第 9 条）。

- ⑥ ゴンドラを設置しようとする事業者は所轄労働基準監督署長にゴンドラ明細書、ゴンドラ検査証を添えてゴンドラ設置届を提出しなければならない（第 10 条）。
- ⑦ ゴンドラ構造規格に適合するゴンドラでなければ使用してはならない（第 11 条）。
- ⑧ ゴンドラの操作の業務につかせるときは所定の科目等の特別教育を行わなければならない。ゴンドラの操作者は使用中に操作位置を離れてはならない。ゴンドラの操作の合図を定め、合図者を指名して合図を行わせなければならない（第 12 条、第 15 条、第 16 条）。
- ⑨ ゴンドラに積載荷重を超える荷重をかけて使用してはならない。ゴンドラの作業床の上で脚立等を使用して作業させてはならない。ゴンドラ作業箇所の下方は関係者以外の者を立入禁止させ、その掲示をしなければならない。悪天候のため危険が予想される時は、ゴンドラ作業を行ってはならない（第 13 条、第 14 条、第 18 条、第 19 条）。
- ⑩ ゴンドラの作業床で作業を行う場合は、要求性能墜落制止用器具等を使用させなければならない。ゴンドラ作業を行う場合は、必要な照度を保持しなければならない（第 17 条、第 20 条）。
- ⑪ ゴンドラは、1 月以内ごとに 1 回所定事項について定期自主検査を行い、作業開始前に一定事項の点検を行わなければならない。また、定期自主検査又は点検で異常を認めたときは補修しなければならない（第 21 条～第 23 条）
- ⑫ ゴンドラ検査証の有効期間の更新を受けようとする者は登録性能検査機関による性能検査を受けなければならない。また、受検手続、受検時の遵守事項について定める（第 24 条～第 27 条の 2）。
- ⑬ ゴンドラの一定部分を変更しようとするときは、所轄労働基準監督署長に変更届を提出しなければならない（第 28 条）。
- ⑭ 一定部分に変更を加えたゴンドラは、所轄労働基準監督署長による変更検査を受けなければならない。また、受検手続、受検時の遵守事項等について定める（第 29 条～第 31 条）
- ⑮ ゴンドラの使用の廃止及び休止の手続きを定める（第 32 条、第 36 条）。
- ⑯ 使用を休止したゴンドラを再び使用しようとする者は所轄労働基準監督署長による使用再開検査を受けなければならない。また、受検手続、受検時の遵守事項等について定める（第 32 条～第 35 条）

## II 労働安全衛生法及び労働安全衛生規則(昭和 47・9・30 労働省令 32 号)との関係

## 1 労働安全衛生法(昭和47・6・8 法律57号)との関係

現行の「ボイラー及び圧力容器安全規則」(昭和47・9・30 労働省令33号)、クレーン等安全規則(昭和47・9・30 労働省令34号)及びゴンドラ安全規則(昭和47・9・30 労働省令35号)(以下「特別安全規則」という)は、いずれも規制対象機械の製造に始まり、設置、使用、変更、休止、廃止等に至る基本的にすべての段階における規制が定められている。これらの根拠条文は、労働安全衛生法(昭和47・6・8 法律57号)の次の条文(罰則に関する部分を除く)である。

### 第3章 安全衛生管理体制

(作業主任者)

第14条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働基準局長の免許を受けた者又は都道府県労働基準局長若しくは都道府県労働基準局長の指定する者が行なう技能講習を修了した者のうちから、労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の労働省令で定める事項を行なわせなければならない。

### 第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

(事業者の講ずべき措置等)

第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第26条 労働者は、事業者が第20条から前条までの規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

### 第5章 機械等及び有害物に関する規制

第1節 機械等に関する規制

(製造の許可)

第37条 特に危険な作業を必要とする機械等として別表第1に掲げるもので、政令で定めるもの(以下「特定機械等」という。)を製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長

の許可を受けなければならない。

- 2 都道府県労働局長は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、申請に係る特定機械等の構造等が厚生労働大臣の定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(検査)

第38条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、当該特定機械等が、特別特定機械等（特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録製造時等検査機関」という。）の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項（次項において「輸入時等検査対象機械等」という。）について当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。

- 2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。

- 一 当該特定機械等を本邦に輸出しようとするとき。  
二 当該特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者以外の者（以下この号において単に「他の者」という。）である場合において、当該製造した者が当該他の者について前項の検査が行われることを希望しないとき。

- 3 特定機械等（移動式のものを除く。）を設置した者、特定機械等の厚生労働省令で定める部分に変更を加えた者又は特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

(検査証の交付等)

第39条 都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関は、前条第1項又は第2項の検査（以下「製造時等検査」という。）に合格した移動式の特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

2 労働基準監督署長は、前条第3項の検査で、特定機械等の設置に係るものに合格した特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

3 労働基準監督署長は、前条第3項の検査で、特定機械等の部分の変更又は再使用に係るものに合格した特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等の検査証に、裏書を行う。

(使用等の制限)

第40条 前条第1項又は第2項の検査証(以下「検査証」という。)を受けていない特定機械等(第38条第3項の規定により部分の変更又は再使用に係る検査を受けなければならない特定機械等で、前条第3項の裏書を受けていないものを含む。)は、使用してはならない。

2 検査証を受けた特定機械等は、検査証とともにするのでなければ、譲渡し、又は貸与してはならない。

(検査証の有効期間等)

第41条 検査証の有効期間(次項の規定により検査証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新された検査証の有効期間)は、特定機械等の種類に応じて、厚生労働省令で定める期間とする。

2 検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録性能検査機関」という。)が行う性能検査を受けなければならない。

(譲渡等の制限)

第42条 特定機械等以外の機械等で、別表第2に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

(個別検定)

第44条 第42条の機械等(次条第1項に規定する機械等を除く。)のうち、別表第3に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録個別検定機関」という。)が個々に行う当該機械等についての検定を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の機械等を輸入した者が当該機械等を外国において製造した者(以下この項において「外国製造者」という。)以外の者(以下この項において単に「他の者」という。)である場合において、



当該外国製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないときは、当該外国製造者は、厚生労働省令で定めるところにより、自ら登録個別検定機関が個々に行う当該機械等についての検定を受けることができる。当該検定が行われた場合においては、当該機械等を輸入した者については、同項の規定は、適用しない。

- 3 登録個別検定機関は、前2項の検定（以下「個別検定」という。）を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る機械等が厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該機械等を個別検定に合格させてはならない。
- 4 個別検定を受けた者は、当該個別検定に合格した機械等に、厚生労働省令で定めるところにより、当該個別検定に合格した旨の表示を付さなければならない。
- 5 個別検定に合格した機械等以外の機械等には、前項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
- 6 第1項の機械等で、第4項の表示が付されていないものは、使用してはならない。

（定期自主検査）

第45条 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。

- 2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は第54条の3第1項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第1項の規定による自主検査の適切かつ有効な実施を図るため必要な自主検査指針を公表するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、前項の自主検査指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは検査業者又はこれらの団体に対し、当該自主検査指針に関し必要な指導等を行うことができる。

## 第6章 労働者の就業に当たつての措置

（安全衛生教育）

第59条

- 3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者

をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

(就業制限)

第61条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3 第1項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

4 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第24条第1項(同法第27条の2第2項において準用する場合を含む。)の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前3項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

## 第8章 免許等

(免許)

第72条 第12条第1項、第14条又は第61条第1項の免許(以下「免許」という。)は、第75条第1項の免許試験に合格した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、免許証を交付して行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。

一 第74条第2項(第3号を除く。)の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者

二 前号に掲げる者のほか、免許の種類に応じて、厚生労働省令で定める者

3 第61条第1項の免許については、心身の障害により当該免許に係る業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものには、同項の免許を与えないことがある。

4 都道府県労働局長は、前項の規定により第61条第1項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第73条 免許には、有効期間を設けることができる。

2 都道府県労働局長は、免許の有効期間の更新の申請があつた場合には、

当該免許を受けた者が厚生労働省令で定める要件に該当するときでなければ、当該免許の有効期間を更新してはならない。

(免許の取消し等)

第74条 都道府県労働局長は、免許を受けた者が第72条第2項第2号に該当するに至ったときは、その免許を取り消さなければならない。

2 都道府県労働局長は、免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その免許を取り消し、又は期間(第1号、第2号、第4号又は第5号に該当する場合にあつては、6月を超えない範囲内の期間)を定めてその免許の効力を停止することができる。

一 故意又は重大な過失により、当該免許に係る業務について重大な事故を発生させたとき。

二 当該免許に係る業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反したとき。

三 当該免許が第61条第1項の免許である場合にあつては、第72条第3項に規定する厚生労働省令で定める者となつたとき。

四 第110条第1項の条件に違反したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、免許の種類に応じて、厚生労働省令で定めるとき。

3 前項第3号に該当し、同項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

(厚生労働省令への委任)

第74条の2 前3条に定めるもののほか、免許証の交付の手續その他免許に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(試験)

第75条 免許試験は、厚生労働省令で定める区分ごとに、都道府県労働局長が行う。

2 前項の免許試験(以下「免許試験」という。)は、学科試験及び実技試験又はこれらのいずれかによつて行う。

3 都道府県労働局長は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う教習を修了した者でその修了した日から起算して1年を経過しないものその他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、前項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4 前項の教習(以下「教習」という。)は、別表第17に掲げる区分ごとに

行う。

- 5 免許試験の受験資格、試験科目及び受験手続並びに教習の受講手続その他免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(技能講習)

第76条 第14条又は第61条第1項の技能講習（以下「技能講習」という。）は、別表第18に掲げる区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行う。

- 2 技能講習を行なつた者は、当該技能講習を修了した者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。

- 3 技能講習の受講資格及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 第10章 監督等

(計画の届出等)

第88条 事業者は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の30日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、第28条の2第1項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者については、この限りでない。

- 6 労働基準監督署長は第1項又は第3項の規定による届出があつた場合において、厚生労働大臣は第2項の規定による届出があつた場合において、それぞれ当該届出に係る事項がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる。

(報告等)

第100条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

- 2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところに

より、登録製造時等検査機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

- 3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

## 第11章 雑則

(許可等の条件)

第110条 この法律の規定による許可、免許、指定又は登録(第54条の3第1項又は第84条第1項の規定による登録に限る。次項において同じ。)には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件は、当該許可、免許、指定又は登録に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該許可、免許、指定又は登録を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(不服申立ての制限)

第111条 第38条の検査、性能検査、個別検定又は型式検定の結果についての処分については、審査請求をすることができない。

(手数料)

第112条 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を国(指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者にあつては指定コンサルタント試験機関、指定登録機関が行う登録を受けようとする者にあつては指定登録機関)に納付しなければならない。

- 一 免許を受けようとする者
- 二 技能講習(登録教習機関が行うものを除く。)を受けようとする者
- 三 第37条第1項の許可を受けようとする者
- 四 第38条の検査(登録製造時等検査機関が行うものを除く。)を受けようとする者
- 五 検査証の再交付又は書替え(登録製造時等検査機関が行うものを除く。)を受けようとする者
- 六 性能検査(登録性能検査機関が行うものを除く。)を受けようとする者
- 七 個別検定(登録個別検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者
- 九 第七十二条第一項の免許証の再交付又は書替えを受けようとする者
- 十 免許の有効期間の更新を受けようとする者
- 十一 免許試験を受けようとする者



**別表第1（第37条関係）**

- 一 ボイラー
- 二 第一種圧力容器（圧力容器であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）

**別表第2（第42条関係）**

- 二 第二種圧力容器（第一種圧力容器以外の圧力容器であつて政令で定めるものをいう。次表において同じ。）
- 三 小型ボイラー
- 四 小型圧力容器（第一種圧力容器のうち政令で定めるものをいう。次表において同じ。）
- 七 クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置

**別表第3（第44条関係）**

- 二 第二種圧力容器
- 三 小型ボイラー
- 四 小型圧力容器

**別表第18（第76条関係）**

- 十八 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 十九 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 二十六 床上操作式クレーン運転技能講習
- 二十七 小型移動式クレーン運転技能講習
- 三十七 ボイラー取扱技能講習

労働安全衛生法の根拠条文と特別安全規則の各条文との対応関係は、以下のとおりである。

(1) 作業主任者（法14条）

ボイラー則16条、24条、62条

(2) 危険防止措置（法20条、27条）

ボイラー則18条～22条、26条、28条～30条1項、33条、34条、61条2項、64条～66条、68条、69条、86条、87条、89条、93条、95条

クレーン則12条～15条、17条～20条の2、23条～33条、36条、37条、39条、62条、64条～66条の3、69条～75条の2、78条、80条、102条、104条～106条、109条～112条、114条～118条、121条、122条、124条、146条、148条～153条、156条、158条、181条、182条、184条～191条、193

条、194条、196条、203条～207条、210条、212条～220条  
ゴンドラ則11条、13条～20条、22条、23条

(3) 労働者の遵守事項（法26条、27条）

ボイラー則30条2項、31条2項

クレーン則25条2・3項、27条3項、32条2項、71条2・3項、73条3項、  
75条2項、111条2・3項、113条2項、117条2項、185条2・3項、186条2  
項、190条2項、206条2項、207条2項

ゴンドラ則15条2項、16条2・3項、17条3項

(4) 製造の許可（法37条）

ボイラー則3条、49条、ボイラー及び第一種圧力容器製造許可基準（昭和  
47年労働省告示第75号）

クレーン則3条、53条、94条、138条、172条、クレーン等製造許可基準  
（昭和47年労働省告示第76号）

ゴンドラ則2条、クレーン等製造許可基準（昭和47年労働省告示第76号）

(5) 製造時等検査等（法38条）

ボイラー則2条の2、5条～8条、12条～14条、41条、51条～54条、57条  
～59条、

クレーン則6条、7条、55条～58条、98条、130条、131条、134条、135  
条、141条、142条、164条、165条、168条、169条、175条、176条、198  
条、199条

ゴンドラ則4条～7条、29条、30条、33条、34条

(6) 検査証の交付（法39条）

ボイラー則5条5項、12条6項、15条、43条、44条、47条、48条、60条、  
78条、79条、82条、83条

クレーン則9条、16条、47条、51条、52条、59条、63条、88条、92条、  
93条、99条、103条、132条、136条、137条、143条、147条、166条、170  
条、171条、177条、180条、200条、201条

ゴンドラ則8条、31条、35条、36条

(7) 検査証の有効期間等（法41条）

ボイラー則37条～40条、72条～75条

クレーン則10条、40条～43条、60条、81条～84条、100条、125条～128  
条、144条、159条～162条、178条、

ゴンドラ則9条、24条～27条

(8) 譲渡等の制限等（法42条）

圧力容器構造規格（平成15年厚生労働省告示第196号）

小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格（昭和50年労働省告示第84号）

簡易ボイラー等構造規格（昭和 50 年労働省告示第 65 号）  
クレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 134 号）  
移動式クレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 135 号）  
デリック構造規格（昭和 37 年労働省告示第 55 号）  
エレベーター構造規格（平成 5 年労働省告示第 91 号）  
建設用リフト構造規格（昭和 37 年労働省告示第 58 号）  
簡易リフト構造規格（昭和 37 年労働省告示第 57 号）  
クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格（昭和 47 年労働省告示第 81 号）

(9) 個別検定（法 44 条）

ボイラー則 84 条、90 条の 2

(10) 定期自主検査（法 45 条）

ボイラー則 32 条、67 条、88 条、94 条

クレーン則 34 条、35 条、38 条、76 条、77 条、79 条、119 条、120 条、123 条、154 条、155 条、157 条、192 条、195 条、208 条、209 条、211 条

ゴンドラ則 21 条

(11) 安全衛生教育（法 59 条）

ボイラー則 92 条

クレーン則 21 条、67 条、107 条、183 条、222 条

ゴンドラ則 12 条

(12) 就業制限（法 61 条）

ボイラー則 9 条、23 条、35 条、55 条、70 条

クレーン則 22 条、68 条、108 条、221 条

(13) 免許（法 72 条）

ボイラー則 97 条～99 条、104 条～106 条、113 条、114 条、119 条

クレーン則 223 条～225 条、229 条、230 条、230 条の 4

(14) 免許の有効期間（法 73 条）

ボイラー則 107 条

(15) 免許の取消し等（法 74 条）

ボイラー則 119 条 2 項

(16) 免許試験（法 75 条）

ボイラー則 101 条～103 条、109 条～112 条、115 条～118 条

クレーン則 226 条～228 条、232 条～234 条、240 条、241 条、243 条、

(17) 技能講習（法 76 条）

ボイラー則 122 条～124 条

クレーン則 244 条～247 条、

(18) 計画の届出等 (法 88 条)

ボイラー則 10 条、11 条、41 条、56 条、76 条

クレーン則 5 条、44 条、85 条、96 条、129 条、140 条、163 条、174 条、197 条

ゴンドラ則 10 条、28 条、29 条 4 項

(19) 報告等 (法 100 条)

ボイラー則 4 条、11 条、45 条、50 条、80 条、91 条

クレーン則 4 条、11 条、48 条、54 条、61 条、89 条、95 条、101 条、133 条、139 条、145 条、167 条、173 条、202 条

ゴンドラ則 3 条、32 条

(20) 許可等の条件 (法 110 条)

ボイラー則 99 条、106 条

クレーン則 224 条の 4、225 条、230 条の 4

2 労働安全衛生規則(昭和 47・9・30 労働省令 32 号)との関係

特別安全規則は、いずれも労働安全衛生規則から分離独立したものであり、規制対象機械の規制を完結した形で規定している。また、労働安全衛生規則を一般則とする特別安全規則はその特別規則の関係にある。

しかし、規制の一覧性を確保するため、労働安全衛生法に基づく特別教育については労働安全衛生規則第 36 条第 14 号に、また免許試験については労働安全衛生規則第 69 条に、それぞれ特別安全規則に定めるものも含める形で網羅的に規定されている。

III 各規則の基本構造・体系の共通性等

1 特別安全規則の基本構造・体系の共通性等の特徴

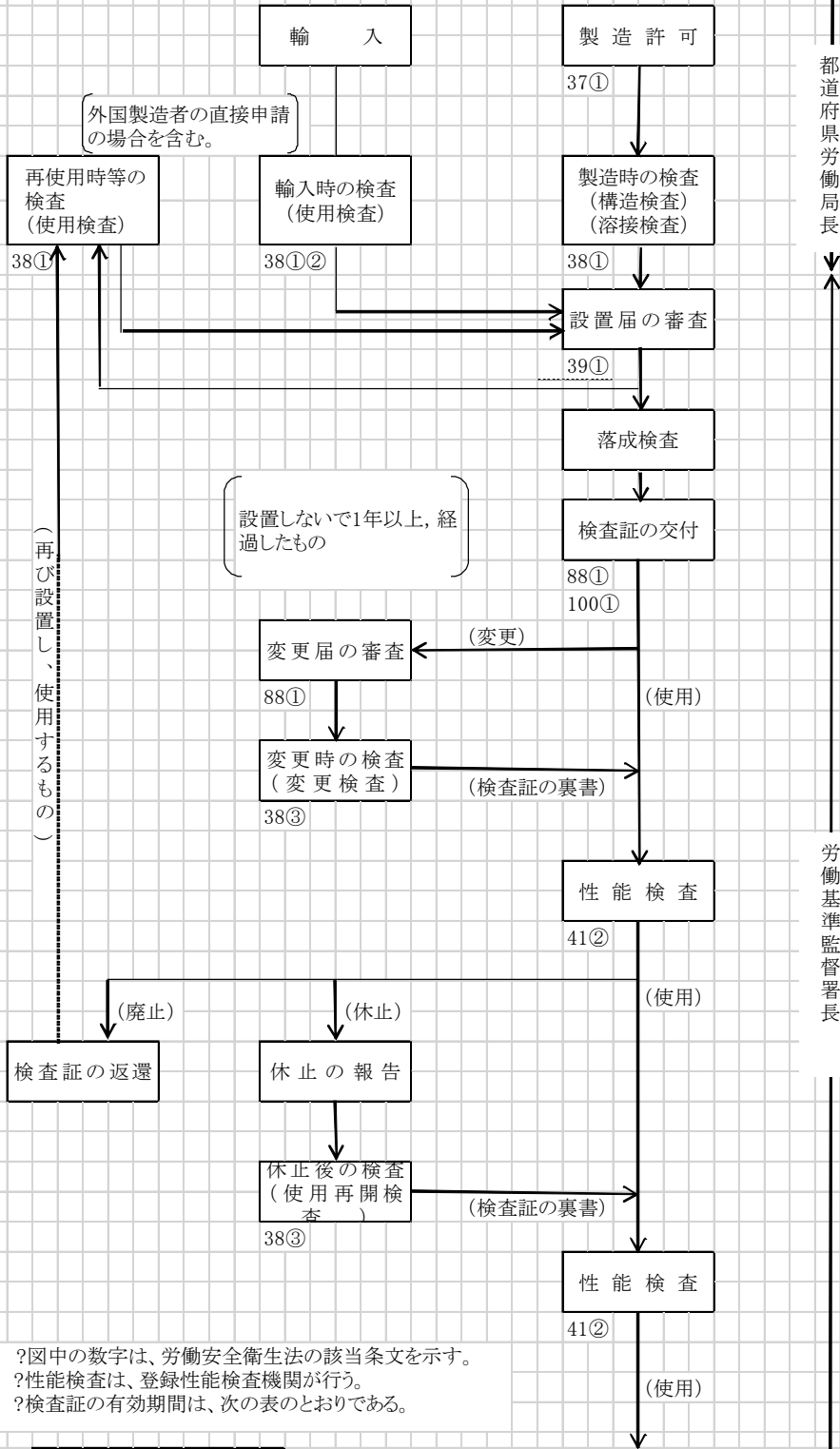
特別安全規則の基本構造・体系の共通性等の特徴は、次のとおりである。

(1) 規制対象機械の製造から、設置、使用、変更、休止、廃止等の各段階に至る一貫した規制

規制対象機械の製造者、使用者等に製造許可、製造検査又は溶接検査・構造検査、設置届又は設置報告、落成検査、性能検査、変更届、変更検査、休止・廃止報告、使用再開検査、使用検査等の手続きをとらせることにより、規制対象機械の使用等に伴う安全の確保を図る仕組みが構築されている。これは、検査対象機械のリスクに重大な変化が生じ得る場面である安全確保上の重要な節目の時点で、行政官庁又は第三者機関による許可・届出・検査等を通じて安全確認を行うことにより、検査対象機械による災害を未然に防止しようというものである。

ボイラー及び第一種圧力容器、クレーン・デリック・エレベーター及び建設用リフト、移動式クレーン及びゴンドラについて、製造許可、検査等を中心とした規制のフロー図を順に以下に示す。

ボイラー及び第一種圧力容器の検査規制一覧



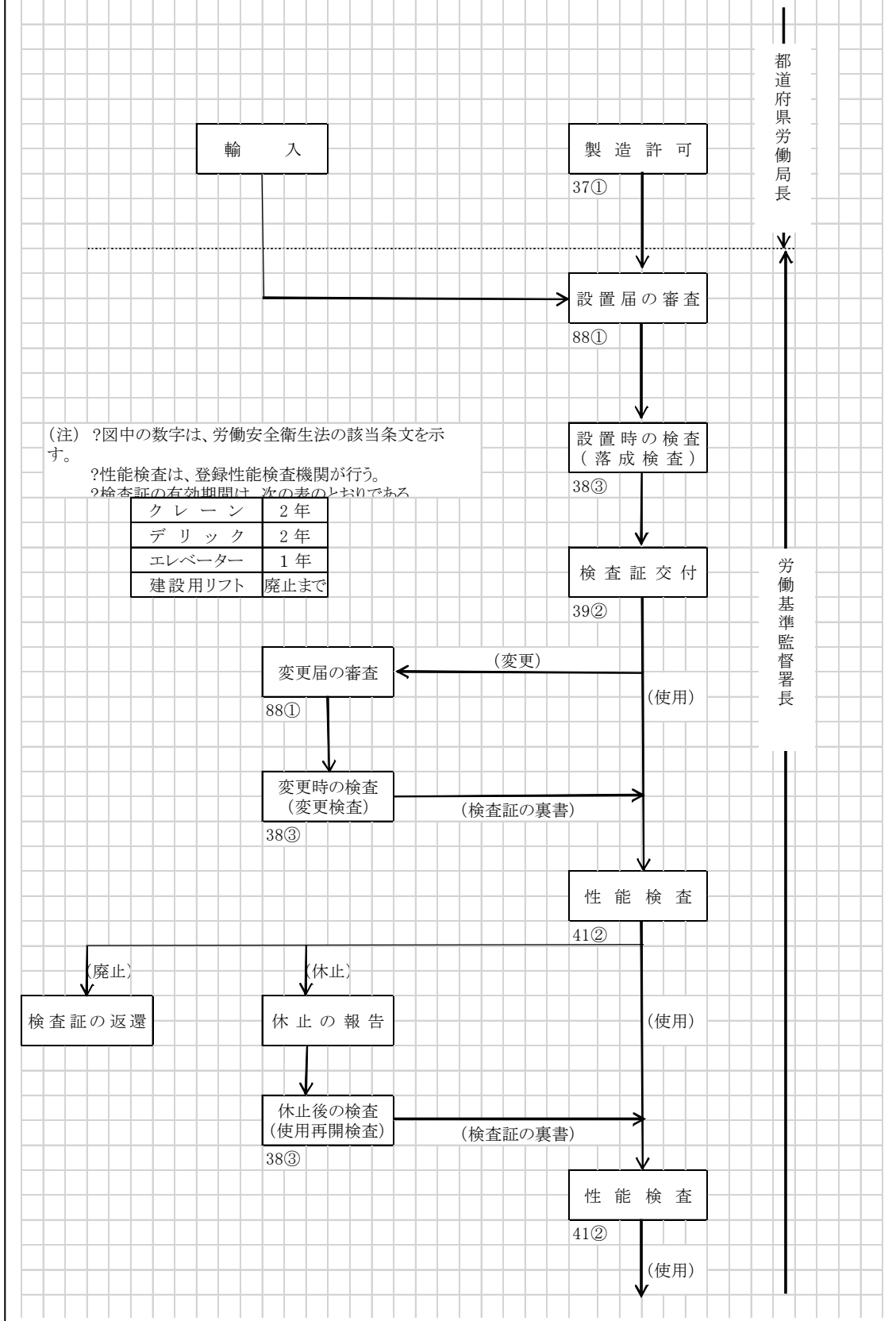
都道府県労働局長

労働基準監督署長

ボイラー	1年
第一種圧力容器	1年



クレーン、デリック、エレベーター及び建設用リフトの検査規制一覧



都道府県労働局長  
 労働基準監督署長



クレーン、デリック及び移動式クレーンの運転・操作並びに玉掛の資格を次に示す。

### 1 クレーン及びデリックの運転資格

つり上げ荷重	種 類	免許			運 転 技 能 講 習	床 上 操 作 式 ク レー ン	別 教 育	ク レー ン の 運 転 の 特 別 教 育	デ リ ック の 運 転 の 特 別 教 育
		ク レー ン 運 転 士 免 許	定 免 許	ク レー ン 運 転 限 定 免 許					
5 トン以上	クレーン	○	○						
	デリック	○							
	床上運転式クレーン	○	○	○					
	床上操作式クレーン	○	○	○	○				
	跨線テルハ	○	○	○	○	○	○		
5 t 未満	クレーン	○	○	○	○	○	○		
	デリック	○						○	

### 2 移動式クレーンの運転資格

つり上げ荷重	移動式クレーン運 転士免許	小型移動式クレー ン技能講習	移動式クレーンの 運転の特別教育
5 t 以上	○		
1 トン以上 5 トン未満	○	○	
1 トン未満	○	○	○

### 3 建設用リフトの運転資格

建設用リフト（積載荷重が 0.25t 以上でガイドレールの高さが 10m 以上のもの）	建設用リフトの運転の特別教育
---	----------------

### 4 ゴンドラの操作の資格

ゴンドラ	ゴンドラの取扱い業務の特別教育
------	-----------------

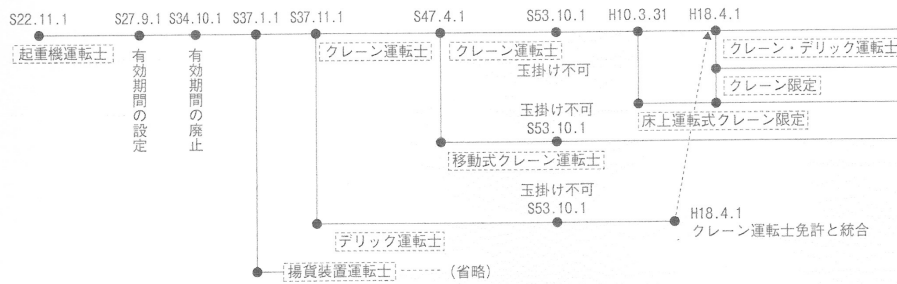
### 5 玉掛け業務の資格

クレーン等のつり上げ荷重	玉掛け資格
1 t 以上	玉掛け技能講習
1 t 未満	玉掛け業務の特別教育

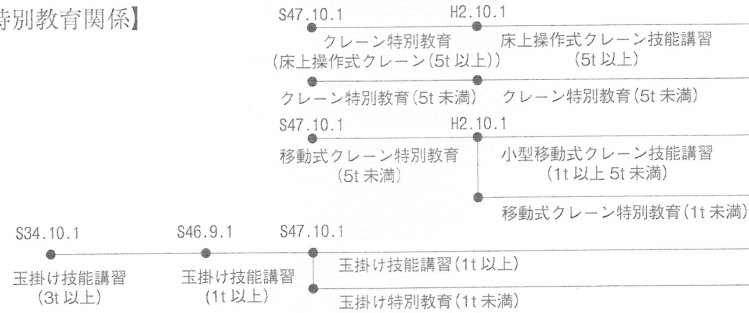
クレーン等の免許・資格の変遷を次に示す。

## クレーン等の免許・資格の変遷

【免許関係】（図の年月日は省令の施行月日である。）



【技能講習・特別教育関係】



参 考（表中の年月日は省令の公布日である。）

クレーン 運転士	S22.10.31	省令第9号	起重機運転士免許が新設された。
	S27.8.31	省令第25号	免許証の有効期間が5年となる。
	S34.7.24	省令第21号	免許証の有効期間制度が廃止される。
	S36.11.14	省令第24号	起重機運転士免許から揚貨装置運転士免許が分かれた。
運ク移 転レ動 士ン式	S37.7.31	省令第16号	起重機運転士免許が、クレーン運転士免許、デリック運転士免許に分かれた。
	S46.7.16	省令第21号	クレーン運転士免許から移動式クレーン運転士免許が分かれた。
	H10.2.25	省令第3号	クレーン運転士免許に床上運転式クレーンに限定した免許が設けられた。
	H18.1.5	省令第1号	クレーン運転士免許及びデリック運転士免許が統合され、クレーン・デリック運転士免許となった。同時にクレーンに限定した免許が設けられた。
運レリ 転ック 士ク	S37.7.31	省令第16号	起重機運転士免許が、クレーン運転士免許、デリック運転士免許に分かれた。
	H18.1.5	省令第1号	クレーン運転士免許及びデリック運転士免許が統合され、クレーン・デリック運転士免許となった。
	S34.7.24	省令第21号	巻上げ能力3t以上の起重機による玉掛けの業務は玉掛け技能講習を修了した者でなければ玉掛け業務に就くことができなくなった。
	S46.7.16	省令第21号	技能講習修了者の対象が、つり上げ荷重1t以上のクレーン等となった。
玉 掛 け 業 務	S47.9.30	省令第32号	つり上げ荷重1t未満のクレーン等の玉掛け作業は、特別教育を修了した者でなければ就けなくなった。
	S53.9.29	省令第35号	クレーン、移動式クレーン及びデリックの運転士免許では玉掛け業務に就くことができなくなった。

## (2) 規制対象機械のリスクに応じた規制

規制対象機械のリスクの高低に応じて規制の強弱を設定する仕組みとなっている。

具体的には、最もリスクの高い規制対象機械（ボイラー、クレーン等）は、特定機械等として法的に位置づけ、製造許可、設置・変更届、各種検査、作業主任者、取扱い・運転・溶接業務等の就業制限、使用時の安全措置等のフルスペックの規制を行っている。

次にリスクの高い規制対象機械（小型ボイラー、第二種圧力容器等）については、個別検定、定期自主検査、特別教育、使用時の一定の安全措置等の規制を行っている。

それよりリスクの低い規制対象機械（簡易ボイラー、小規模のクレーン等）については、構造規格の具備を義務付け、具備しないものの譲渡・貸与・設置・使用の禁止、使用時の一定の安全措置等の規制で対応している。

## (3) 規制対象機械による災害を防止するため、物的規制、人的規制及び管理的規制からなる総合的規制

規制対象機械の物的規制としては、製造許可、設置・変更届、各種検査の受検、検査証を用いた確認等があり、人的規制としては免許所持者、技能講習修了者による就業制限、特別教育の受講等があり、管理的規制としては、作業主任者による管理、定期自主検査・補修、構造規格不適合時の使用制限、安全装置等の付属品の管理、過負荷等の危険行為の制限、一定事項の標示等がある。

これらの物的規制、人的規制及び管理的規制を総合的に推進することにより、災害防止の実効性を確保する仕組みとなっている。

## 2 特別安全規則の見直しの提言

上記1に示したように、特別安全規則の規制体系には一定の共通性がみられるが、主なハザードが破裂・爆発等である熱機関としてボイラー等に対する規制と、主なハザードが損壊・転倒等の動力運搬機関であるクレーン等に対する規制は、その内容、方法等が大きく異なるため、両者を統合して1つの規則にまとめるのは、適切ではない。また、規制内容のわかりやすさという観点からも、ボイラー等に対する規制とクレーン等に対する規制は、現行のように別の規則で定めるのが効果的である考えられる。

ただし、クレーン等安全規則とゴンドラ安全規則については、規制体系の類似性だけでなく、主なハザードの面でも共通しており、ゴンドラ安全規則をクレーン等安全規則の統合することが適切である。具体的には、クレーン等安全規則にゴンドラの章を新たに追加することで対応できると考えられる。

なお、常設型のゴンドラは常設で使用されるクレーンと同様に設置状況の安全確認を重視する規制に見直し、可搬型のゴンドラは移動して異なる場所で使用される移動



式クレーンと同様に現行の規制を踏襲するのがより合理的であると考えられる。具体的には、常設型のゴンドラについては、製造時に機体の構造・機能等の確認する現行の製造検査の方式から機体の構造・機能等だけでなく設置場所の据付状況を確認する落成検査の方式に移行することが安全確保の観点からより効果的であると考えられる。

#### IV 定義・範囲

特別安全規則の規制対象機械及び重要用語の定義・範囲等は、次のとおりである。

##### 1 ボイラー及び圧力容器安全規則

###### (1) ボイラー

###### ① 定義

ボイラーの本質的な定義は、火気、高温ガス又は電気を熱源として水又は熱媒を加熱し蒸気又は温水を作り、蒸気又は温水を他に供給する装置である。

特定機械等の規制を受けるボイラーの定義は、蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう（労働安全衛生法施行令第1条第3号）。

イ ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、厚生労働省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下「伝熱面積」という。）が 0.5 m<sup>2</sup>以下のもの又は胴の内径が 200mm 以下で、かつ、その長さが 400mm 以下のもの

ロ ゲージ圧力 0.3MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が 0.0003 m<sup>3</sup>以下のもの

ハ 伝熱面積が 2 m<sup>2</sup>以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が 25mm 以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力 0.05MPa 以下で、かつ、内径が 25mm 以上の U 形立管を蒸気部に取り付けたもの

ニ ゲージ圧力 0.1MPa 以下の温水ボイラーで、伝熱面積が 4 m<sup>2</sup>以下のもの

ホ ゲージ圧力 1MPa 以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が 150mm を超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が 5 m<sup>2</sup>以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が 200mm 以下で、かつ、その内容積が 0.02 m<sup>3</sup>以下のものに限る。）

へ 内容積が 0.004 m<sup>3</sup>以下の貫流ボイラー（管寄せ及び気水分離器のいずれをも有しないものに限る。）で、その使用する最高のゲージ圧力を MPa で表した数値と内容積を m<sup>3</sup>で表した数値との積が 0.02 以下のもの

###### ② 適用範囲と規制

ボイラーは、蒸気ボイラーと温水ボイラーに大別される。

蒸気ボイラーの範囲は、ボイラー本体の他にこれに付設された主蒸気止め弁、給水弁、及び吹出し弁並びに本体とこれらの弁との間の蒸気管、給水管及び吹出管

を含むと解される。

また、温水ボイラーの範囲は、基本的には同様であるが、止め弁がない場合にはボイラー本体に最も近いフランジ継手までの温水管を含むと解される。

さらに、発生炉ガスボイラー、鋳鉄製ボイラー等については、コレクタその他ボイラーと一体として作用するものはボイラー本体に含まれると解される。

なお、附属設備として明示されている過熱器と節炭器は、ボイラーと一体として作用していることから、ボイラー室から遠く離れた場所に設けられ第二種圧力容器として扱われる独立過熱器の場合を除き、ボイラーに含まれると解される。

また、脱気器、給水加熱器、蒸気だめ等は、圧力容器として扱われ、ボイラーには含まれないと解される。

ボイラーは破裂・爆発等による極めて高い危険性を有する設備であるため、最も厳格な規格であるボイラー構造規格（平成 15 年厚生労働省告示第 197 号）が適用されるとともに、製造許可、溶接検査、構造検査、設置届、落成検査、性能検査、変更検査、休止・廃止の報告、使用再開検査、使用検査、作業主任者の選任、ボイラー技士免許所持者による就業制限、定期自主検査、使用に係る安全確保措置等の最も厳しい規制を受ける（法第 14 条、第 20 条、第 37 条～第 41 条、第 45 条、第 61 条、第 88 条等）。

## （２） 小型ボイラー

### ① 定義

小型ボイラーは、ボイラーのうち、次に掲げるボイラーをいう（労働安全衛生法施行令第 1 条第 4 号）。

イ ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が 1 m<sup>2</sup>以下のもの又は胴の内径が 300mm 以下で、かつ、その長さが 600mm 以下のもの

ロ 伝熱面積が 3.5 m<sup>2</sup>以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が 25mm 以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力 0.05MPa 以下で、かつ、内径が 25mm 以上の U 形立管を蒸気部に取り付けたもの

ハ ゲージ圧力 0.1MPa 以下の温水ボイラーで、伝熱面積が 8 m<sup>2</sup>以下のもの

ニ ゲージ圧力 0.2MPa 以下の温水ボイラーで、伝熱面積が 2 m<sup>2</sup>以下のもの

ホ ゲージ圧力 1MPa 以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が 150mm を超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が 10 m<sup>2</sup>以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が 300mm 以下で、かつ、その内容積が 0.07 m<sup>3</sup>以下のものに限る。）

### ② 適用範囲と規制

小型ボイラーは、ボイラーのうち低圧、小型のものであり、高圧、大型のボイラーに比べ、危険度が低く、取扱いも容易なため、一般のボイラーとは別の緩い規制が行われている。

具体的には、小型ボイラーに対しては、小型ボイラー及び小型压力容器構造規格（昭和 50 年労働省告示第 84 号）の第 1 章「小型ボイラー構造規格」が適用され、製造者又は輸入者は行政官庁又は登録個別検定機関による個別検定を受けなければならない、個別検定に合格した表示がなければ使用が禁止される（法第 44 条、施行令第 14 条第 3 号）。また、構造規格を具備しなければ、譲渡、貸与、設置又は使用が禁止されている（法第 42 条、別表第 2 第 3 号、法第 20 条・第 27 条第 1 項、労働安全衛生規則第 27 条）。そのほか、使用にあたっては、設置報告、特別教育、定期自主検査等が義務付けられる（法第 45 条・59 条・100 条）。

なお、高圧の貫流ボイラーが小型ボイラーと定義されているのは、貫流ボイラーが主として水管により構成され、ドラムがないことから、保有水量が少なく、破裂等の危険性が低いからである。しかし、気水分離機には飽和水が蓄積され、気水ドラムと同様の危険性を有するので、気水分離機を有するものについては、管寄せ又は気水分離機が一定の大きさを超える貫流ボイラーについては、圧力や伝熱面積が小さくても小型ボイラーに該当せず、一般のボイラーの規制を受ける。

### （3）簡易ボイラー

#### ① 定義

簡易ボイラーは、蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるものをいう（労働安全衛生法施行令第 13 条第 25 号）。

イ ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、厚生労働省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下「伝熱面積」という。）が 0.5 m<sup>2</sup>以下のもの又は胴の内径が 200mm 以下で、かつ、その長さが 400mm 以下のもの

ロ ゲージ圧力 0.3MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が 0.0003 m<sup>3</sup>以下のもの

ハ 伝熱面積が 2 m<sup>2</sup>以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が 25mm 以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力 0.05MPa 以下で、かつ、内径が 25mm 以上の U 形立管を蒸気部に取り付けたもの

ニ ゲージ圧力 0.1MPa 以下の温水ボイラーで、伝熱面積が 4 m<sup>2</sup>以下のもの

ホ ゲージ圧力 1MPa 以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が 150mm を超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が 5 m<sup>2</sup>以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が 200mm 以下で、かつ、その内容積が 0.02 m<sup>3</sup>以下のものに限る。）

ヘ 内容積が 0.004 m<sup>3</sup>以下の貫流ボイラー（管寄せ及び気水分離器のいずれをも有しないものに限る。）で、その使用する最高のゲージ圧力を MPa で表した数値と内容積を m<sup>3</sup>で表した数値との積が 0.02 以下のもの

#### ② 適用範囲と規制

小型ボイラーよりさらに小規模のボイラーであり、さらに危険度が低いため、小

型ボイラーは別の一層緩い規制を受ける。

具体的には、簡易ボイラーに対しては、行政官庁による検査又は検定は行われませんが、簡易ボイラー等構造規格（昭和 50 年労働省告示第 65 号）の簡易ボイラーに関する規定（水圧試験、安全弁等及び表示の規格）の適用を受け、構造規格を具備しなければ、譲渡、貸与、設置又は使用が禁止される（法第 42 条、施行令第 13 条第 3 項第 25 号、法第 20 条・第 27 条第 1 項、労働安全衛生規則第 27 条）。また、その溶接業務については特別・普通ボイラー溶接士であることを要せず、ボイラー取扱作業主任者の選任にあたっては簡易ボイラーの伝熱面積は算入しない等一定の規制が除外されている。

なお、簡易ボイラー等とは、簡易ボイラーと（7）の（簡易）容器を合わせた概念である。

#### （4） 第一種圧力容器

##### ① 定義

圧力容器の本質的な定義は、大気圧を超える圧力の蒸気又は熱媒又は大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器である。

特定機械等の規制を受ける第一種圧力容器の定義は、次に掲げる容器（ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する容器で、内容積が 0.04 m<sup>3</sup>以下のもの又は胴の内径が 200mm 以下で、かつ、その長さが 1,000mm 以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力を MPa で表した数値と内容積を m<sup>3</sup>で表した数値との積が 0.004 以下の容器を除く。）をいう（労働安全衛生法施行令第 1 条第 5 号）。

イ 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）

ロ 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によって蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの

ハ 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの

ニ イからハマまでに掲げる容器のほか、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器

##### ② 適用範囲と規制

圧力容器とは、ボイラーを含まないいわゆる火なし圧力容器である。圧力容器のうち第一種圧力容器とは、内部に液体を保有する場合は大気圧における沸点を超える温度の液体を内部に有する容器であり、ボイラーの気水ドラムと同様に破裂の危険性を有している。また、作用面でみると、容器の内部において煮沸、加熱、反応等の操作が行われ、その結果として内容物の出し入れ、蒸気の発生等の危険を伴うものである。

第一種圧力容器はその作用により次の 4 種類に分類される。

- (i) 加熱器・・・蒸気その他の熱媒により固体または液体を加熱する容器（蒸煮器、殺菌器、精錬器等）で多管式、コイル式等の間接加熱式のものも含まれる
- (ii) 反応器・・・化学反応、原子核反応等により内部に蒸気が発生する容器（反応器、原子力関係容器等）
- (iii) 蒸発器・・・液体の成分を分離するため、これを加熱し、その蒸気を生じさせる容器（蒸発器、蒸留器等）
- (iv) アキュムレータ・・・大気圧における沸点を超える温度の液体を内部に保有する容器（スチーム・アキュムレータ、フラッシュ・タンク等）

第一種圧力容器の範囲は、ボイラーと同様に、本体及び本体に付設された直近の弁並びにこの弁と本体との間にある管と解される。なお、弁がない場合は、直近のフランジまでがその範囲となる。

第一種圧力容器については、ボイラーと同様に破裂等による極めて高い危険性を有する設備であるため、厳格な規格である圧力容器構造規格（平成 15 年厚生労働省告示第 196 号）の第 1 編「第一種圧力容器構造規格」が適用されるとともに、製造許可、溶接検査、構造検査、設置届、落成検査、性能検査、変更検査、休止・廃止の報告、使用再開検査、使用検査、作業主任者の選任、定期自主検査、使用に係る安全確保措置等のボイラーに準じた厳しい規制を受ける（法第 14 条、第 20 条、第 37 条～第 41 条、第 45 条、第 88 条等）。

## (5) 小型圧力容器

### ① 定義

小型圧力容器は、圧力容器のうち次に掲げる容器をいう（労働安全衛生法施行令第 1 条第 6 号）。

イ ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する容器で、内容積が 0.2 m<sup>3</sup>以下のもの又は胴の内径が 500mm 以下で、かつ、その長さが 1,000mm 以下のもの

ロ その使用する最高のゲージ圧力を MPa で表した数値と内容積を m<sup>3</sup>で表した数値との積が 0.02 以下の容器

### ② 適用範囲と規制

小型圧力容器は、圧力容器のうち低圧、小型のものを指し、高圧、大型の第一種圧力容器に比べ危険度が低いため、一般の第一種圧力容器とは別の緩い規制を受ける。

具体的には、小型圧力容器に対しては、小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格（昭和 50 年労働省告示第 84 号）の第 2 章「小型圧力容器構造規格」が適用され、製造者又は輸入者は行政官庁又は登録個別検定機関による個別検定を受けなければならない、個別検定に合格した表示がなければ使用が禁止される（法第 44 条、施行令第 14 条第 4 号）。また、構造規格を具備しなければ、譲渡、貸与、設置又は使用が禁止されている（法第 42 条、別表第 2 第 4 号、法第 20 条・第 27 条第 1 項、



安衛則第 27 条)。そのほか、使用にあたっては、定期自主検査等が義務付けられる (法第 45 条)。

## (6) 第二種圧力容器

### ① 定義

第二種圧力容器は、ゲージ圧力 0.2MPa 以上の気体をその内部に保有する容器 (第一種圧力容器を除く。)のうち、次に掲げる容器をいう (労働安全衛生法施行令第 1 条第 7 号)。

イ 内容積が 0.04 m<sup>3</sup>以上の容器

ロ 胴の内径が 200mm 以上で、かつ、その長さが 1,000mm 以上の容器

### ② 適用範囲と規制

第二種圧力容器は、内部に圧縮気体を保有するものであり、内部に液体と気体が共存している場合はその液体の温度が大気圧における沸点以下のものに限る。そのため、その危険性は、容器の一部に欠陥があり開口部を生じても、内部の気体が急激に噴出する程度にとどまり、破裂の危険性を有する第一種圧力容器に比べて低い。したがって、第二種圧力容器の規制は、第一種圧力容器とは別の緩い規制を受ける。

具体的には、第二種圧力容器は、圧力容器構造規格 (平成 15 年厚生労働省告示第 196 号) の第 2 編「第二種圧力容器構造規格」が適用され、製造者又は輸入者は行政官庁又は登録個別検定機関による個別検定を受けなければならない、個別検定に合格した表示がなければ使用が禁止される (法第 44 条、施行令第 14 条第 2 号)。

また、構造規格を具備しなければ、譲渡、貸与、設置又は使用が禁止される (法第 42 条、別表第 2 第 2 号、法第 20 条・第 27 条第 1 項、労働安全衛生規則第 27 条)。そのほか、使用にあたっては、定期自主検査等が義務付けられる (法第 45 条)。

## (7) (簡易) 容器

### ① 定義

・ 施行令第 1 条第 5 号イからニまでに掲げる容器のうち、第一種圧力容器以外のもの (ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する容器で内容積が 0.01 m<sup>3</sup>以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力を MPa で表した数値と内容積を m<sup>3</sup>で表した数値との積が 0.001 以下の容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。) (労働安全衛生法施行令第 13 条第 26 号)

・ 大気圧を超える圧力を有する気体をその内部に保有する容器 (施行令第 1 条第 5 号イからニまでに掲げる容器、第二種圧力容器及び第 7 号に掲げるアセチレン発生器を除く。)で、内容積が 0.1 m<sup>3</sup>を超えるもの (船舶安全法の適用を受ける

船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。)(労働安全衛生法施行令第13条第27号)

② 適用範囲と規制

(簡易)容器は、大気圧における沸点を超える温度の液体を内部に有する容器という意味では第一種圧力容器や小型圧力容器と同じであるが、小型圧力容器よりも低圧、小型でさらに危険度が低いため、小型圧力容器とは別の一層緩い規制を受ける。

具体的には、(簡易)容器に対しては、行政官庁による検査又は検定は行われませんが、簡易ボイラー等構造規格(昭和50年労働省告示第65号)の(簡易)容器に関する規定(水圧試験、安全弁等及び表示の規格)の適用を受け、構造規格を具備しなければ、譲渡、貸与、設置又は使用が禁止される(法第42条、施行令第13条第3項第26号・第27号、法第20条・第27条第1項、労働安全衛生規則第27条)。

(8) 伝熱面積

① 定義

伝熱面積の本質的な定義は、熱を伝える壁面(水管、煙管、炉筒等の燃焼ガスのさらされる面)の広さである。ボイラーの蒸気又は温水の発生能力は、この伝熱面積に左右される。

伝熱面積の算定方法は、次の各号に掲げるボイラーについて、当該各号に定める面積をもつて算定するものとする(ボイラー及び圧力容器安全規則第2条)。

一 水管ボイラー及び電気ボイラー以外のボイラー 火気、燃焼ガスその他の高温ガス(以下「燃焼ガス等」という。)に触れる本体の面で、その裏面が水又は熱媒に触れるものの面積(燃焼ガス等に触れる面にひれ、スタッド等を有するものにあつては、当該ひれ、スタッド等について次号ロからへまでを準用して算定した面積を加えた面積)

二 貫流ボイラー以外の水管ボイラー 水管及び管寄せの次の面積を合計した面積

イ 水管(口からチまでに該当する水管を除く。)又は管寄せでその全部又は一部が燃焼ガス等に触れるものにあつては、燃焼ガス等に触れる面の面積

ロ ひれが長手方向に取り付けられており、かつ、ひれの両面が燃焼ガス等に触れる水管にあつては、ひれの片面の面積に次の表の上欄に掲げるひれの区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た面積を管の外周の面積に加えた面積

ひれの区分	係数
両面に放射熱をうけるもの	1.0
片面に放射熱、他面に接触熱をうけるもの	0.7

両面に接触熱をうけるもの	0.4
--------------	-----

ハ ひれが長手方向に取り付けられており、かつ、ひれの片面が燃焼ガス等に触れる水管にあつては、ひれの片面の面積に次の表の上欄に掲げるひれの区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た面積を管の外周のうち燃焼ガス等に触れる部分の面積に加えた面積

ひれの区分	係数
放射熱をうけるもの	0.5
接触熱をうけるもの	0.2

ニ ひれが円周方向又はスパイラル状に取り付けられている水管にあつては、ひれの片面の面積（スパイラル状のひれにあつては、ひれの巻数を円周方向のひれの枚数として円周方向に取り付けられているひれとみなして算定した面積）の20%の面積を管の外周の面積に加えた面積

ホ 耐火レンガによっておおわれた水管にあつては、管の外側の壁面に対する投影面積

ヘ 耐火物によっておおわれているスタッドチューブで、壁に配置してあるものにあつては管の外周の面積の二分の一の面積、その被覆物の全周が燃焼ガス等に触れるものにあつては管の外周の面積

ト 燃焼ガス等に触れるスタッドチューブにあつては、スタッドの側面の面積の15%の面積を管の外周の面積に加えた面積

チ ベーレー式水壁にあつては、燃焼ガス等に触れる面の面積

三 貫流ボイラー 燃焼室入口から過熱器入口までの水管の燃焼ガス等に触れる面の面積

四 電気ボイラー 電力設備容量 20kw を 1 m<sup>2</sup>とみなしてその最大電力設備容量を換算した面積

## ② 適用範囲と規制

ボイラーにおける熱伝導は、まず燃料の燃焼によって生じた熱が放射・接触伝熱により水管・煙管・炉筒等に伝わり、次いで水管・煙管・炉筒等の材料を通じた伝導により水側に伝わり、その後水の対流によりボイラー水の温度が上昇する仕組みである。よって、ボイラーによる蒸気・温水の発生能力は熱を伝える壁面の広さである伝熱面積により左右される。

したがって、ボイラーの規制の強弱を決める目安として、この伝熱面積が重要な指標として用いられる。具体的には、ボイラー取扱作業主任者の選任対象やボイラーの取扱い業務の就業制限の範囲、小型ボイラーの適用範囲、適用除外のボイラーの範囲等に用いられている。

## 2 クレーン等安全規則

### (1) クレーン

#### ① 定義

クレーンの本質的な定義は、荷を動力を用いてつり上げ、およびこれを水平に運搬することを目的とする機械装置である(昭和47年9月18日基発第602号通達)。

#### ② 適用範囲と規制

荷のつり上げのみを行う機械装置はクレーンではなく、また、荷のつり上げを人力で行う機械装置は、荷の水平移動を動力で行ったとしてもクレーンには該当せず、反対に荷のつり上げを動力で行うならば、たとえ荷の水平移動は人力で行ったとしてもクレーンに該当する。

移動式クレーンと区別する観点では、クレーンは定置されたもの又はレール上等の限定された場所を移動する形式のものである。また、構造的には、クレーンは、ガーダ、ジブ等の構造部分、つり荷をつり上げる巻上装置やトロリを移動させる横行装置、クレーンを移動させる走行装置等の機械部分、つり具、安全装置、運転室等の付属部分から構成される。

クレーンは、その用途に適するように様々な構造、形状のものがあるが、その構造、形状および用途によって、一般に次のように分類される。

- (i) 天井クレーン・・・ランウェイのレール上を走行するガーダにトロリを有するクレーン
- (ii) ジブクレーン・・・ジブから荷をつるクレーン
- (iii) 橋形クレーン・・・レール上を走行する脚をつけたけたにトロリ等を有するクレーン
- (iv) アンローダ・・・ばら荷陸揚げ専用でホッパー、コンベヤ等を有するクレーン
- (v) ケーブルクレーン・・・相対する塔の間に張られたロープ上をトロリが横行するクレーン
- (vi) テルハ・・・固定構造物に取り付けた軌道に沿ってトロリ等が移動するクレーン
- (vii) スタッカークレーン・・・直立したガイドフレームに沿って上下するフォーク等を有し、倉庫等の棚への荷の出し入れに使用されるクレーン

クレーンは重量物を高速で運搬する装置であり、装置自体の欠陥等による本体の損壊、ワイヤロープの破断、運転技能の未熟による荷振れ等により甚大な被害を生じ得る極めて危険性の高い装置である。

そのため、クレーンは厳格な規格であるクレーン構造規格(平成7年労働省告示第134号)が適用されるとともに、つり上げ荷重3トン以上のものは製造許

可、設置届、落成検査、性能検査、変更検査、休止・廃止の報告、使用再開検査、使用検査、クレーン運転士免許所持者等による就業制限（つり上げ荷重 5 トン以上のもの）、定期自主検査、使用に係る安全確保措置等の厳しい規制を受ける（法第 20 条、第 37 条～第 41 条、第 45 条、第 61 条、第 88 条等）。なお、つり上げ荷重 0.5 トン以上 3 トン未満のクレーンについては、行政官庁による検査は行われませんが、クレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 134 号）の適用を受け、構造規格を具備しなければ、譲渡、貸与、設置又は使用が禁止される（法第 42 条、施行令第 13 条第 3 項第 14 号、法第 20 条・第 27 条第 1 項、労働安全衛生規則第 27 条）。そのほか、使用にあたっては、設置報告、特別教育、定期自主検査、安全確保措置等が義務付けられる（法第 20 条・第 45 条・59 条・100 条）。

## （2）移動式クレーン

### ① 定義

移動式クレーンの本質的な定義は、原動機を内蔵し、かつ、不特定の場所に移動させることができるクレーンである（労働安全衛生法施行令第 1 条第 5 号）。

### ② 適用範囲と規制

移動式クレーンは、自走クレーンとも呼ばれ、上部旋回体（クレーンの機能を有する部分）と下部走行体（上部旋回体を搭載し走行する部分）から構成される。

移動式クレーンは、その用途に適するように様々な構造、形状のものがあるが、その構造、形状および用途によって、一般に次のように分類される。

- （i）トラッククレーン・・・タイヤで走行する台車の上にクレーン装置（上部旋回体）を架装し、走行用の運転室とクレーン操作の運転室が別に設置された形式のもの
- （ii）ホイールクレーン・・・タイヤで走行する台車の上にクレーン装置（上部旋回体）を架装し、1つの運転室で走行とクレーン操作が行える形式のもの
- （iii）クローラクレーン・・・履帯（クローラ）を巻いて走行する台車の上にクレーン装置（上部旋回体）を架装した形式のもの
- （iv）鉄道クレーン・・・鉄道のレール上を走行する車輪を有した台車の上にクレーン装置（上部旋回体）を架装した形式のもの
- （v）浮きクレーン・・・長方形の箱形等の台船上にクレーン装置を搭載した形式のもの

移動式クレーンは重量物を高速で運搬し、かつ、地面に固定されておらず移動が可能な装置である。そのため、クレーンの有する危険性に加えて、不安定で転倒する危険性も有し、甚大な被害を生じ得る極めて危険性の高い装置であ



る。

そのため、移動式クレーンは厳格な規格である移動式クレーン構造規格（平成7年労働省告示第135号）が適用されるとともに、つり上げ荷重3トン以上のものは製造許可、製造検査、設置報告、性能検査、変更検査、休止・廃止の報告、使用再開検査、使用検査、移動式クレーン運転士免許所持者等による就業制限（つり上げ荷重5トン以上のもの）、定期自主検査、使用に係る安全確保措置等の厳しい規制を受ける（法第20条、第37条～第41条、第45条、第61条、第88条等）。

なお、つり上げ荷重0.5トン以上3トン未満の移動式クレーンについては、行政官庁による検査は行われませんが、移動式クレーン構造規格（平成7年労働省告示第135号）の適用を受け、構造規格を具備しなければ、譲渡、貸与、設置又は使用が禁止される（法第42条、施行令第13条第3項第15号、法第20条・第27条第1項、労働安全衛生規則第27条）。そのほか、使用にあたっては、設置報告、特別教育、定期自主検査、安全確保措置等が義務付けられる（法第20条・第45条・59条・100条）。

### （3）デリック

#### ① 定義

デリックの本質的な定義は、荷を動力を用いてつり上げることを目的とする機械装置であって、マストまたはブームを有し、原動機を別置し、ワイヤロープにより操作されるものである（昭和47年9月18日基発第602号通達）。

#### ② 適用範囲と規制

デリックには、荷の水平移動は必ずしも必要条件ではなく、荷を水平に運搬することができるものとできないものがある。

デリックは、マスト、ジブ等の構造部分、巻上装置、ジブの起伏旋回装置等の機械装置、巻上用ワイヤロープ、つり具及び安全装置から構成される。

デリックは、その用途に適するように様々な構造、形状のものがあるが、その構造、形状によって、一般に次のように分類される。

- (i) ガイデリック・・・1本の直立したマスト（頂部をガイロープで支持）と、その根元にピン結合されたブームで構成されており、デリック本体から離れた位置に据えつけられたウインチにより巻上げ、起伏、旋回の操作を行う
- (ii) スチフレッグデリック・・・後方から2本の支柱で支えたマスト頂部とマスト下部にピンで結合されたブームで構成され、デリック本体から離れた位置に据えつけられたウインチにより巻上げ、起伏、旋回の操作が行う
- (iii) 鳥居形デリック・・・2本のマストの頂部を横ばりにつなぎ、これを数本のガイロープで支え、別に据えつけられたウインチにより巻上げ、起伏

の操作を行う

(iv) ジンポールデリック・・・1本のマストとこの頂部を支えるガイロープで構成され、別に据えつけられたウインチにより巻上げの操作を行う

デリックはクレーンと同様に重量物を高速で運搬する装置であり、装置自体の欠陥等による本体の損壊、ワイヤロープの破断、運転技能の未熟による荷振れ等により甚大な被害を生じ得る極めて危険性の高い装置である。

そのため、デリックは厳格な規格であるデリック構造規格（昭和37年労働省告示第55号）が適用されるとともに、つり上げ荷重2トン以上のものは製造許可、設置届、落成検査、性能検査、変更検査、休止・廃止の報告、使用再開検査、使用検査、クレーン・デリック運転士免許所持者等による就業制限（つり上げ荷重5トン以上のもの）、定期自主検査、使用に係る安全確保措置等の厳しい規制を受ける（法第20条、第37条～第41条、第45条、第61条、第88条等）。

なお、つり上げ荷重0.5トン以上2トン未満のデリックについては、行政官庁による検査は行われませんが、デリック構造規格（昭和37年労働省告示第55号）の適用を受け、構造規格を具備しなければ、譲渡、貸与、設置又は使用が禁止される（法第42条、施行令第13条第3項第16号、法第20条・第27条第1項、労働安全衛生規則第27条）。そのほか、使用にあたっては、設置報告、特別教育、定期自主検査、安全確保措置等が義務付けられる（法第20条・第45条・59条・100条）。

#### (4) エレベーター

##### ① 定義

エレベーターの本質的な定義は、人および荷（人または荷のみの場合を含む。）をガイドレールに沿って昇降する搬器にのせて、動力を用いて運搬することを目的とする機械装置である（昭和47年9月18日基発第602号通達）。

##### ② 適用範囲と規制

エレベーターは、上記の定義のほか、労働安全衛生法施行令第1条第9号により労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第5号までに掲げる事業（製造業、鉱業、建設業、運送業、貨物取扱業）の事業場に設置されるものに限るものとし、せり上げ装置、船舶安全法（昭和8年法律第11号）の適用を受ける船舶に用いられるもの及び主として一般公衆の用に供されるものを除くという適用範囲の限定がなされている。

エレベーターは、その用途に適するように様々な構造、形状のものがあるが、その構造、形状および用途によって、一般に次のように分類される。

(i) 常設エレベーター・・・常設エレベーターには、積載するものにより乗用、人荷用、荷物用等に区分され、また、駆動方式によりロープ式、油圧式、ラック

式に分類される。

- (ii) 工事中用エレベーター・・・中高層建築物の建設時に一時的に設置される工事中用エレベーターは、ロングスパン工事中用エレベーターとそれ以外の工事中用エレベーターに区分され、また、駆動方式によりロープ式、油圧式、ラック式に分類される。

エレベーターは人又は荷を相当な速さで上昇・下降する装置であり、エレベーターの不具合により甚大な被害を生じ得る極めて危険性の高い装置である。

そのため、エレベーターは厳格な規格であるエレベーター構造規格（平成 5 年労働省告示第 91 号）が適用されるとともに、積載荷重 1 トン以上のものは製造許可、設置届、落成検査、性能検査、変更検査、休止・廃止の報告、使用再開検査、使用検査、定期自主検査、使用に係る安全確保措置等の厳しい規制を受ける（法第 20 条、第 37 条～第 41 条、第 45 条、第 88 条等）。

なお、つり上げ荷重 0.25 トン以上 1 トン未満の移動式クレーンについては、行政官庁による検査は行われませんが、エレベーター構造規格（平成 5 年労働省告示第 91 号）の適用を受け、構造規格を具備しなければ、譲渡、貸与、設置又は使用が禁止される（法第 42 条、施行令第 13 条第 3 項第 17 号、法第 20 条・第 27 条第 1 項、労働安全衛生規則第 27 条）。そのほか、使用にあたっては、設置報告、定期自主検査、安全確保措置等が義務付けられる（法第 20 条・第 45 条・100 条）。

## (5) 建設用リフト

### ① 定義

建設用リフトの定義は、荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、土木、建築等の工事の作業に使用されるもの（ガイドレールと水平面との角度が 80 度未満のスキップホイストを除く。）である（労働安全衛生法施行令第 1 条第 10 号）。

### ② 適用範囲と規制

建設用リフトは、その用途に適するように様々な構造、形状のものがあるが、その構造、形状および用途によって、一般にタワーリフト、2 本構リフト、1 本構リフト、ロングスパン建設用リフトに分類される。

建設用リフトは荷を相当な速さで上昇・下降する装置であり、建設用リフトの不具合により大きな被害を生じ得る危険性の高い装置である。

そのため、建設用リフトは厳格な規格である建設用リフト構造規格（昭和 37 年労働省告示第 58 号）が適用されるとともに、ガイドレールの高さが 18m 以上のものは製造許可、設置届、落成検査、変更検査、廃止の報告、定期自主検査、使用に係る安全確保措置等の厳しい規制を受ける（法第 20 条、第 37 条～第 41 条、第 45 条、第 88 条等）。

なお、ガイドレールの高さが 10m 以上 18m 未満の建設用リフトについては、行

政官庁による検査は行われませんが、建設用リフト構造規格（昭和 37 年労働省告示第 58 号）の適用を受け、構造規格を具備しなければ、譲渡、貸与、設置又は使用が禁止される（法第 42 条、施行令第 13 条第 3 項第 18 号、法第 20 条・第 27 条第 1 項、労働安全衛生規則第 27 条）。そのほか、使用にあたっては、定期自主検査、安全確保措置等が義務付けられる（法第 20 条・第 45 条）。

## （6）簡易リフト

### ① 定義

簡易リフトの定義は、エレベーター（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）別表第 1 第 1 号から第 5 号までに掲げる事業の事業場に設置されるものに限るものとし、せり上げ装置、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの及び主として一般公衆の用に供されるものを除く。以下同じ。）のうち、荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、搬器の床面積が 1 m<sup>2</sup> 以下又はその天井の高さが 1.2m 以下のもの（次号の建設用リフトを除く。）である（労働安全衛生法施行令第 1 条第 9 号）。

### ② 適用範囲と規制

簡易リフトは、荷のみを運搬するエレベーターという意味では建設用リフトと同じであるが、建設用リフトよりも小型でさらに危険度が低いため、建設用リフトとは別の一層緩い規制を受ける。

具体的には、簡易リフトに対しては、行政官庁による検査又は検定は行われませんが、簡易リフト構造規格（昭和 37 年労働省告示第 57 号）の適用を受け、積載荷重が 0.25t 以上のものについては構造規格を具備しなければ、譲渡、貸与、設置又は使用が禁止される（法第 42 条、施行令第 13 条第 3 項第 19 号、法第 20 条・第 27 条第 1 項、労働安全衛生規則第 27 条）。そのほか、使用にあたっては、設置報告、定期自主検査等が義務付けられる（法第 45 条・100 条）。

## （7）つり上げ荷重

### ① 定義

つり上げ荷重の定義は、クレーン（移動式クレーンを除く。以下同じ。）、移動式クレーン又はデリックの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重である（労働安全衛生法施行令第 10 条第 1 号）。

### ② 適用範囲と規制

クレーン、移動式クレーン、デリックの危険性は、基本的に荷をつり上げる能力であるつり上げ荷重によって左右される。

したがって、クレーン、移動式クレーン、デリックの規制の強弱を決める目安として、このつり上げ荷重が重要な指標として用いられる。具体的には、製造許可・検査の対象範囲、運転業務の就業制限・特別教育の範囲、適用除外の範囲等に用いられている。また、クレーン、移動式クレーン、デリックの設計、検査の荷重

試験の荷重の値、使用時の過負荷制限等に用いられる。

#### (8) 積載荷重

##### ① 定義

積載荷重の定義は、エレベーター（簡易リフト及び建設用リフトを除く。以下同じ。）、簡易リフト又は建設用リフトの構造及び材料に応じて、これらの搬器に人又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重である（労働安全衛生法施行令第12条第5号）。

##### ② 適用範囲と規制

エレベーターの危険性は、基本的に人又は荷をのせて上昇させる能力の上限値である積載荷重によって左右される。

したがって、エレベーターの規制の強弱を決める目安として、この積載荷重が重要な指標として用いられる。具体的には、製造許可・検査の対象範囲、適用除外の範囲等に用いられている。また、エレベーターの設計、検査の荷重試験の荷重の値、使用時の過負荷制限等に用いられる。

### 3 ゴンドラ安全規則

#### (1) ゴンドラ

##### ① 定義

ゴンドラの本質的な定義は、つり足場及び昇降装置その他の装置並びにこれらに附属する物により構成され、当該つり足場の作業床が専用の昇降装置により上昇し、又は下降する設備である（労働安全衛生法施行令第1条第11号）。

##### ② 適用範囲と規制

ゴンドラは、作業床が専用の昇降装置によって上昇又は下降するつり足場である。ゴンドラは、ワイヤロープ等によってつり下げられた作業床、作業床の昇降装置、巻過ぎ防止装置、制動装置等により構成される。

ゴンドラは、使用目的、設置場所に応じて様々な構造、形状のものがあるが、一般に用途による分類と、構造による分類の2通りの分類がある。用途による分類は、ビルの屋上等に常設されている常設型と、作業を行う期間中のみ設置し作業の終了後他の場所に移動する可搬型とに分けられる。また、構造による分類は、ゴンドラの種類表に示される種類（アーム固定式、アーム俯仰型、懸乗型、デッキ型、チェア型）に大別され、さらに種類に応じて、走行の形式（軌道式、無軌道式、定置式）、作業床の形（ゲージ式、デッキ式、チェア式）式及びアームの運動（伸縮、先端旋回、元旋回）により分類される。

ゴンドラは高所からつりさげた作業床上に人をのせて動力で昇降する装置であるので、ゴンドラ自体の不具合により甚大な被害を生じ得る極めて危険性の高い装置である。



そのため、ゴンドラは厳格な規格であるゴンドラ構造規格（平成 6 年労働省告示第 26 号）が適用されるとともに、製造許可、製造検査、設置届、性能検査、変更検査、休止・廃止の報告、使用再開検査、使用検査、特別教育、定期自主検査、使用に係る安全確保措置等の厳しい規制を受ける（法第 20 条、第 37 条～第 41 条、第 45 条、第 59 条、第 88 条等）。

## （２）積載荷重

### ① 定義

積載荷重の定義は、次のとおりである（ゴンドラ安全規則第 1 条第 2 号）。

イ アームを有するゴンドラにあつてはアームを最小の傾斜角にした状態において、その構造上作業床に人又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重をいい、アームを有しないゴンドラにあつてはその構造上作業床に人又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重をいう。

ロ 下降のみに使用されるゴンドラにあつては、その構造上作業床に人又は荷をのせることができる最大の荷重をいう。

### ② 適用範囲と規制

ゴンドラの危険性は、基本的に人又は荷をのせて上昇させる能力の上限値である積載荷重によって左右される。

積載荷重はゴンドラ的设计、検査の荷重試験の荷重の値、使用時の過負荷制限等に用いられる。

## V 適用の対象、適用の除外・特例・例外等

特別安全規則の規制対象機械の適用の対象、適用の除外・特例・例外等は、次のとおりである。

### 1 ボイラー及び圧力容器安全規則

#### （１）ボイラー

##### ① 適用の対象

適用の対象は、IVの1の（１）の①のボイラーの定義に該当するものである。

##### ② 適用の除外・特例・例外（労働安全衛生法施行令第 12 条第 1 号）

特定機械等のボイラーは、ボイラーのうち小型ボイラー並びに船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の適用を受けるものが適用除外される。

#### （２）小型ボイラー

##### ① 適用の対象

適用の対象は、IVの1の（２）の①の小型ボイラーの定義に該当するものである。

##### ② 適用の除外・特例・例外（労働安全衛生法施行令第 14 条第 3 号）

小型ボイラーは、船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業

法の適用を受けるものが適用除外される。

(3) 簡易ボイラー

① 適用の対象

適用の対象は、IVの1の(3)の①の簡易ボイラーの定義に該当するものである。

② 適用の除外・特例・例外（労働安全衛生法施行令第13条第25号）

簡易ボイラーは、船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものが適用除外される。

(4) 第一種圧力容器

① 適用の対象

適用の対象は、IVの1の(4)の①の第一種圧力容器の定義に該当するものである。

② 適用の除外・特例・例外（労働安全衛生法施行令第12条第2号）

特定機械等の第一種圧力容器は、第一種圧力容器のうち小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の適用を受けるものが適用除外される。

(5) 小型圧力容器

① 適用の対象

適用の対象は、IVの1の(5)の①の小型圧力容器の定義に該当するものである。

② 適用の除外・特例・例外（労働安全衛生法施行令第14条第4号）

小型圧力容器は、船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものが適用除外される。

(6) 第二種圧力容器

① 適用の対象

適用の対象は、IVの1の(6)の①の第二種圧力容器の定義に該当するものである。

② 適用の除外・特例・例外（労働安全衛生法施行令第14条第2号）

小型圧力容器は、船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものが適用除外される。

(7) （簡易）容器

① 適用の対象

適用の対象は、IVの1の(7)の①の（簡易）容器の定義に該当するものである。

② 適用の除外・特例・例外（労働安全衛生法施行令第13条第26号・第27号）

（簡易）容器は、船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものが適用除外される。

## 2 クレーン等安全規則

### (1) クレーン

#### ① 適用の対象

適用の対象は、IVの2の(1)の①のクレーンの定義に該当するものである。

#### ② 適用の除外・特例・例外（クレーン等安全規則第2条第1号、労働安全衛生法施行令第12条第3号・第13条第3項第14号）

クレーンのうちつり上げ荷重が0.5トン未満のものは、クレーン等安全規則の適用から除外されるとともに、クレーン構造規格を具備すべき義務の適用を除外される。  
なお、特定機械等のクレーンは、つり上げ荷重が3トン以上（スタッカー式クレーンにあっては1トン以上）のものに適用が限定される。

### (2) 移動式クレーン

#### ① 適用の対象

適用の対象は、IVの2の(2)の①の移動式クレーンの定義に該当するものである。

#### ② 適用の除外・特例・例外（クレーン等安全規則第2条第1号、労働安全衛生法施行令第12条第4号・第13条第3項第15号）

移動式クレーンのうちつり上げ荷重が0.5トン未満のものは、クレーン等安全規則の適用から除外されるとともに、移動式クレーン構造規格を具備すべき義務の適用を除外される。

なお、特定機械等の移動式クレーンは、つり上げ荷重が3トン以上のものに適用が限定される。

### (3) デリック

#### ① 適用の対象

適用の対象は、IVの2の(3)の①のデリックの定義に該当するものである。

#### ② 適用の除外・特例・例外（クレーン等安全規則第2条第1号、労働安全衛生法施行令第12条第5号・第13条第3項第16号）

デリックのうちつり上げ荷重が0.5トン未満のものは、クレーン等安全規則の適用から除外されるとともに、デリック構造規格を具備すべき義務の適用を除外される。  
なお、特定機械等のデリックは、つり上げ荷重が2トン以上のものに適用が限定される。

### (4) エレベーター

#### ① 適用の対象

適用の対象は、IVの2の(4)の①のエレベーターの定義に該当するものである。

#### ② 適用の除外・特例・例外（労働安全衛生法施行令第1条第9号・第12条第6号・第13条第3項第17号、クレーン等安全規則第2条第2号）

エレベーターは、労働安全衛生法施行令第1条第9号により労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第5号までに掲げる事業（製造業、鉱業、建設業、

運送業、貨物取扱業)の事業場に設置されるものに適用が限定され、せり上げ装置、船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び主として一般公衆の用に供されるものは適用が除外される。

エレベーターのうちつり上げ荷重が0.25トン未満のものは、クレーン等安全規則の適用から除外されるとともに、エレベーター構造規格を具備すべき義務の適用を除外される。

なお、特定機械等のエレベーターは、積載荷重が1トン以上のものに適用が限定される。

#### (5) 建設用リフト

##### ① 適用の対象

適用の対象は、IVの2の(5)の①の建設用リフトの定義に該当するものである。

##### ②適用の除外・特例・例外(クレーン等安全規則第2条第2号・第3号、労働安全衛生法施行令・第13条第3項第19号・第12条第7号・第13条第3項第18号)

建設用リフトは、エレベーターと同様に、労働安全衛生法施行令第1条第9号により労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第5号までに掲げる事業(製造業、鉱業、建設業、運送業、貨物取扱業)の事業場に設置されるものに適用が限定され、せり上げ装置、船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び主として一般公衆の用に供されるものは適用が除外される。

建設用リフトのうちつり上げ荷重が0.25トン未満のもの及び0.25トン以上でガイドレールの高さが10m未満のものは、クレーン等安全規則の適用から除外される。また、ガイドレールの高さが10m未満のものは建設用リフト構造規格を具備すべき義務の適用を除外される。

なお、特定機械等の建設用リフトはガイドレールの高さが18m以上のものに適用が限定される。

#### (6) 簡易リフト

##### ① 適用の対象

適用の対象は、IVの2の(6)の①の簡易リフトの定義に該当するものである。

##### ②適用の除外・特例・例外(クレーン等安全規則第2条第2号、労働安全衛生法施行令第1条第9号・第13条第3項第19号・第14条第2号)

簡易リフトは、エレベーターと同様に、労働安全衛生法施行令第1条第9号により労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第5号までに掲げる事業(製造業、鉱業、建設業、運送業、貨物取扱業)の事業場に設置されるものに適用が限定され、せり上げ装置、船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び主として一般公衆の用に供されるものは適用が除外される。簡易リフトのうちつり上げ荷重が0.25トン未満のものは、クレーン等安全規則の適用から除外されるとともに、簡易リフト構造規格を具備すべき義務の適用を除外される。

### 3 ゴンドラ安全規則

#### (1) ゴンドラ

##### ① 適用の対象

適用の対象は、IVの3の(1)の①のゴンドラの定義に該当するものである。

##### ② 適用の除外・特例・例外

ゴンドラについては、適用除外等はない。

### VI その他

#### 【引用文献】

- 1) 中央労働災害防止協会：安全衛生運動史，中央労働災害防止協会，162p
- 2)



厚生労働科学研究費補助金

分担研究報告書

労働安全衛生関係の特別規則の趣旨と概要、統合の可能性

分担研究者 藤森和幸 労働安全衛生研究所アクシス代表  
元中央労働災害防止協会東京安全衛生教育センター所長

研究要旨

現在の労働安全衛生関係法令の体系は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）を軸として、労働安全衛生規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）及び労働衛生関係の 11 の特別規則（以下「各特別規則」という。）により具体化されているところであるが、法令自体の数の多さ、条文数の多さ、用語の難解さあるいは法令相互の関連性の複雑さ等により、必ずしも十分な理解を得られていない状況にあると思われる。

このようなことを踏まえて、現在の安衛則及び各特別規則を全体的・横断的にとらえて相互の関連性をも見ながら、これらの規則を統合することが可能であるのか等について考察する。

A. 研究目的

現在の安衛則及び各特別規則の趣旨・概要をまとめ、相互の関連性をも見ながら、事業者等が容易にアプローチができ、かつ、内容がわかりやすい法令の体系とする方策について考察することを目的とする。

B. 研究方法

研究の進め方は、

- 1 安衛法並びに安衛則及び各特別規則の相互の関係
- 2 各特別規則の趣旨及び概要
- 3 各特別規則統合の可能性の順に考察した。

また、安衛法の具体的な委任法令である安衛則及び以下の特別規則を研究の対象として、末尾に記載した文献も参考とした。

- ① 有機溶剤中毒予防規則(昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 36 号。「有機則」)
- ② 鉛中毒予防規則(昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 37 号。「鉛則」)
- ③ 四アルキル鉛中毒予防規則(昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 38 号。「4 アルキル鉛則」)
- ④ 特定化学物質障害予防規則(昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 39 号。「特化則」)
- ⑤ 高気圧作業安全衛生規則(昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 40 号。「高圧則」)
- ⑥ 電離放射線障害防止規則(昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 41 号。「電離則」)
- ⑦ 酸素欠乏症等防止規則(昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 42 号。「酸欠則」)
- ⑧ 事務所衛生基準規則(昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 43 号。「事務所則」)
- ⑨ 粉じん障害防止規則(昭和 54 年 4 月 25 日労働省令第 18 号。「粉じん則」)
- ⑩ 石綿障害予防規則(平成 17 年 2 月 24 日厚生労働省令第 21 号。「石綿則」)
- ⑪ 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成 23 年 12 月 22 日厚生労働省令第 152 号。「除染電離則」)

(注)「」の表示は、以後の文中における略称。

C. 研究結果.

はじめに一労働衛生管理について一疾病については、一般に表1のように分類することができ、いわゆる職業性疾患あるいは作業関連疾患の発生を防止し、職場における労働者の健康の保持増進を図るためには、作業環境管理、作業管理及び健康管理の「労働衛生の3管理」を適切に進める必要がある。

作業環境管理は、職場全体への対応として作業環境・設備に、作業管理は、作業者個人への対応として特に作業方法に、健康管理は、異常所見の早期発見として人に対して、それぞれ行うものである。

(1) 作業環境管理（安衛法第 65 条・第 65 条の 2）

作業環境管理は、作業環境中の種々の有害要因を取り除き、作業環境を良好な状態に維持管理することであり、職場における労働者の健康障害を防止するための根本的な対策の1つである。

事業者が作業環境管理を進めるに当たっては、的確な作業環境測定の実施及びその結果の適切な評価を行うこと、また、そのためには局所排気装置などの各種設備の定期的な検査や点検・整備を行うことが重要であり、安衛則及び各特別規則において具体的に定められている。

(2) 作業管理（安衛法第 65 条の 3）

上記(1)の作業環境管理を行ったとしても、有害物質やエネルギーが人に及ぼす影響は、作業内容や作業方法によっても異なり十分に良好な環境とならない場合があることから、事業者は、労働者の従事する作業を適切に管理して労働者への影響を少なくすることが重要となる。

作業管理については、安衛法制定時には必ずしも条文上、明確に位置づけられ

ていなかったが、昭和 63 年に追加された(昭和 63 年 5 月 17 日法律第 37 号)。具体的には、

- ア 作業規程の作成
- イ 作業主任者・作業指揮者の選任
- ウ 作業時間の管理
- エ 保護具の適正な使用
- オ 標識等の掲示
- カ 運搬、貯蔵時の措置

等の措置を講ずることが、安衛則及び各特別規則において定められている。

(3) 健康管理（安衛法第 66 条～第 66 条の 10）

事業者は、健康診断の確実な実施及びその結果に基づく事後措置を積極的に実施して労働者の健康状態を把握し、作業環境や作業との関連を検討することにより、労働者の健康障害を未然に防ぎ、さらには健康の増進につながる健康管理を行うことが重要である。

健康診断の確実な実施等については、安衛則及び各特別規則において具体的に定められている。

## I 安衛法並びに安衛則及び各特別規則の相互の関係について

まず、労働安全衛生法令等の体系について図1に示す。

### 1 安衛法と安衛則及び各特別規則との関係について

安衛法においては、労働災害とは、「労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。」（第 2 条第 1 号）と定めている。

そうして同法は、職場に存在する化学的要因、物理的要因等によって発生するおそれがある健康障害を防止するために、労働者に及ぼす健康障害の重要なものを例示的に列挙して以下の類型に分けて明らかにしている(第 22 条)。

第 22 条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

また、労働者が就業する建設物その他作業場の構造上の欠陥や作業環境の不適切により作業条件が不良となり、健康、風紀、生命の保持に支障を生じることを防止することを目的として次のように定めている(第 23 条)。

第23条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

そうして同法は、上記事業者が講ずべき措置について、その具体的内容を厚生労働省令すなわち安衛則及び各特別規則で定めることとしている(第27条第1項)

第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。  
2 (略)

以上を図2及び図3に示す。

安衛法により事業者が講ずべき健康障害防止のための措置について具体的に規定している各特別規則の概要は表2のとおりである。

なお、上記事業者が講ずべき措置の対象については、表3のとおり各特別規定によって異なっている。

## 2 安衛則と各特別規則との関係

(1) 安衛則第3編「衛生基準」及び各特別規則において、安衛法第22条に基づく有害環境等による労働者の健康障害を防止することを主眼とするものと、同法第23条に基づく労働者を就業させる建設物その他の作業場における健康、風紀及び生命の保持のための措置に関するものが具体的に定められているが、各特別規則が適用される事項については、特別規定である各特別規則の規定が優先し、一般規定である安衛則第3編の規定は適用されない。

具体的には、安衛則第576条に規定する「ガス、蒸気又は粉じん」は、各特別規則の適用がないものをいい、各特別規則の適用がある物質についてはそれぞれ各特別規則に定める設備を設ける等の措置を講じる必要がある。

例えば、鉍物性の粉じんを対象とする

作業については、粉じん則により、それ以外の粉じんを著しく飛散する屋外又は坑内の作業場については、安衛則(第576条、第582条)によりその飛散防止措置を講ずることになる。

なお、各特別規則に定める有害物については、「作業環境評価基準」(昭和63年労働省告示第79号)により管理濃度が定められているが、安衛則第577条はそれ以外のものについて定めているので当該管理濃度を基準とすることはできない。

また、保護具については、安衛則では第593条以下に規定があるが、各特別規則の適用がある業務については各特別規則の定めるところによることになり、安衛則の規定は、当該各特別規則の定め適用を受けない業務について適用される。

(2) 安衛則は、騒音について特別に規定を置いている(第576条、第583条の2、第584条、第588条、第590条及び第591条)のは、騒音はほとんどすべての職場において共通的に発生しうること、同一の職場内においても騒音の発生源が多数存在していること、作業場において会話や合図などを妨げることにより安全作業にも支障きたすおそれがあること、さらに騒音が永久的な聴力損失を招く騒音性難聴の原因になること等が考えられる。

(3) 2001年(平成13年)、安衛則第3編の第1章の2「廃棄物の焼却施設に係る作業」としてダイオキシン類について追加改正が行われた(平成13年4月25日厚生労働省令第120号)。ダイオキシン類は、これを使用する目的で生成された物質ではなく、他の化学物質を合成する際、あるいは廃棄物を焼却する過程で発生する物質である。1998年(平成10年)9月に厚生省(現厚生労働省)は、大阪の廃棄物処理施設の付近の土壌から高濃度のダイオキシン類が検出されたとの発表を行い、また、翌年にはダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)が制定された。

上記安衛則の追加改正に併せて、厚生労働省労働基準局長名により「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ば

く露防止対策要綱」（平成 13 年 4 月 25 日基発第 401 号の 2。平成 26 年、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」と名称変更）が制定され、改正安衛則に規定する基本的事項とともにダイオキシン類ばく露防止対策を効果的に推進するための必要な事項を定めている。



## II 各特別規則の趣旨及び概要

### II-1 有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 36 号）

#### 有機溶剤ばく露による健康障害

有機溶剤は、一般に揮発性が高く、蒸気の比重が空気より大きく拡散しにくいため、通風の不十分な場所で取り扱っていると高濃度で滞留しやすい。また、脂溶性があり、アセトンなど脂溶性と水溶性をともに有するものほど、皮膚や粘膜から吸収されやすい。

低濃度の有機溶剤に繰り返しばく露すると、頭痛、めまい、物忘れ、不眠などの不定愁訴がみられる。脂溶性が大きいほど脂肪組織や脳など神経系に取り込まれやすく、塩素などでハロゲン化されているほど肝臓に対する毒性が強い。中枢神経系の症状としては、頭痛、めまい、失神、麻酔作用、意識障害などがある。

#### 1 制定の背景・経緯及びその後の主な改正点

(1) 1959 年(昭和 34 年)に東京都内の小規模事業場及び家内工業においてヘップサンダルの製造に従事していた労働者に再生不良性貧血が多発した。原因は、ヘップサンダルの接着剤としてベンゼンを溶剤としたゴムのりを使用したためのベンゼン中毒であった。

労働省(現厚生労働省)は、これを契機として「ベンゼンを含有するゴムのり」の製造、販売等を禁止し、さらに、1960 年(昭和 35 年)10 月 13 日、当時産業界で広く使用され、また、有害性の明らかな 51 種類の有機溶剤を対象として、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。)の特別規則として「有機溶剤中毒予防規則」（昭和 35 年労働省令 24 号。以下「旧規則」という。）を制定、公布し、翌 1961 年(昭和 36 年)1 月 1 日から施行した。

その後、1972 年(昭和 47 年)に安衛法及び労働安全衛生法施行令(昭和 47 年 8 月 19 日政令第 318 号。以下「安衛法施行令」という。)が制定されたことに伴って、旧規則の内容に検討を加え、当

時、広く溶剤として使用されはじめた 1・1・1 トリクロロエタン(現 1・1・1 トリクロロエタン)を新たに有機溶剤として追加するなど有機溶剤の種類を整備するとともに、局所排気装置の定期自主検査の実施、雇入れ及び配置替えの際の健康診断の実施等について規定し、同年 10 月 1 日から新たな「有機溶剤中毒予防規則」（労働省令第 36 号。以下「有機則」という。）として施行され、有機溶剤中毒の予防を一層効果的に進めることとなった。その際、旧規則による通達は、有機則にこれに相当する規定があるものについては、当該規定に関して出されたものとして取り扱うこととされた(昭和 47 年 9 月 18 日基発第 588 号)。

なお、ベンゼンについては、前年の 1971 年(昭和 46 年)に「ベンゼンから生ずる中毒の危害に対する保護に関する条約」（ILO 総会で採択）により、溶剤として使用することが禁止されたこと等により、1975 年(昭和 50 年)10 月 1 日からは、「特定化学物質等障害予防規則」（昭和 50 年 9 月 30 日労働省令第 26 号）により規制されることとなり、有機則からは削除された。

#### (2) その後の主な改正

##### ① 昭和 53 年 8 月 7 日(労働省令第 32 号)、10 月 9 日(労働省令第 41 号)による改正

有機溶剤が大量に使用される傾向が高まり、また、有機溶剤中毒が減少しないことから、以下の事項をはじめとして大幅に改正された。

ア 有機溶剤及び有機溶剤等を定義し、有機溶剤作業主任者及び健康診断に係る場所を定めたこと。

イ 有機溶剤に対する換気等の設備を設置すべき場所を屋内事業場等に拡大したこと。また、設備等に関する特例について定めたこと。

ウ 有機溶剤作業主任者を選任すべき作業に係る業務並びに有機溶剤作業主任者の資格及び職務について定めたこと。

エ 健康診断の項目を整備し、健康診断の結果を所定の様式により所轄労働基準監督署長に報告しなければ

ばならないこととしたこと。

オ 保護具についての規定を整備したこと。

② 昭和63年9月1日(労働省令第26号)による改正

ア 作業環境測定の対象となる有機溶剤の種類を、従来の17物質から第1種有機溶剤及び第2種有機溶剤のすべての物質(47物質)としたこと。

イ 屋内作業場について作業環境測定を行ったときは、作業環境評価基準に従って、作業環境の管理の状態に応じて、第1管理区分、第2管理区分又は第3管理区分に区分することにより測定結果の評価を行うこととしたこと。

③ 平成元年6月30日(労働省令第23号)による改正

有機溶剤にばく露される環境の変化に対応した健康診断項目としたこと。従来の1次、2次の健康診断の区分を廃止し、必ず実施すべき健康診断項目と医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目にしたこと。

④ 平成9年3月25日(労働省令第13号)による改正

ア 事業者が有機溶剤業務に労働者を従事させるときに設けなければならないこととされている設備の一つとして、プッシュプル型換気装置を認めることとしたこと。

イ 局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び全体換気装置を稼働させる場合は、それぞれの性能として規定されている制御風速、要件又は換気量以上で稼働させなければならないこととしたこと。

⑤ 平成24年4月2日(厚生労働省令第71号)による改正

ア 一定の要件の下で局所排気装置以外の発散防止抑制装置の導入を可能としたこと。

イ 作業環境測定の評価結果等を労働者へ周知しなければならないこととしたこと。

⑥ 平成26年8月25日(厚生労働

省令第101号)による改正

ア 第1種有機溶剤及び第2種有機溶剤からクロロホルム等の10物質が削除され、当該10物質は、特別有機溶剤として特定化学物質障害予防規則(第2類・特別管理物質)の規制対象物質としたこと。

イ 安衛法第88条第1項の規定による建設物又は機械等の設置等の計画の届出義務が廃止されたことから、所要の整備を行ったこと。

⑦ 平成29年3月29日(厚生労働省令第29号)による改正

特殊健康診断の異常所見者に対して医師が意見を述べるにあたって、事業者は医師から当該異常所見者の業務に関する情報(労働時間、業務内容等)を求められた場合には、速やかに当該情報を提供しなければならないものとしたこと。

⑧ 令和2年3月3日(厚生労働省令第20号)による改正

有機溶剤について、労働者のばく露状況を確認するため、特殊健康診断の項目における必須項目に「作業条件の簡易な調査」を追加したこと(第29条)。

2 構成

(1)	第1章 総則(第1条～第4条)
(2)	第2章 設備(第5章～第13条の3)
(3)	第3章 換気装置の性能等(第14条～第18条の3)
(4)	第4章 管理(第19条～第27条)
(5)	第5章 測定(第28条～第28条の4)
(6)	第6章 健康診断(第29条～第31条)
(7)	第7章 保護具(第32条～第34条)
(8)	第8章 有機溶剤の貯蔵及び空容器の処理(第35条、第36条)
(9)	第9章 有機溶剤作業主任者技能講習(第37条)
	附則
	別表

3 定義、適用の対象、範囲等

- (1) 定義(第1条第1項第1号～第5号)

「有機溶剤」、「有機溶剤等」及び「有機溶剤業務」等の定義を定めている。

「有機溶剤」 安衛法施行令別表第 6 の 2 に掲げる有機溶剤（44 種類）

「有機溶剤等」 有機溶剤又は有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の 5 パーセントを超えて含有するもの）

「第 1 種有機溶剤等」 有機溶剤等のうち次に掲げる物

イ 安衛法施行令別表第 6 の 2 第 28 号又は第 38 号に掲げる物

ロ イに掲げる物のみから成る混合物

ハ イに掲げる物と当該物以外の物との混合物で、イに掲げる物を当該混合物の重量の 5 パーセントを超えて含有するもの

「第 2 種有機溶剤等」 有機溶剤等のうち次に掲げる物

イ 安衛法施行令別表第 6 の 2 第 1 号から第 13 号まで、第 15 号から第 22 号まで、第 24 号、第 25 号、第 30 号、第 34 号、第 35 号、第 37 号、第 39 号から第 42 号まで又は第 44 号から第 47 号までに掲げる物

ロ イに掲げる物のみから成る混合物

ハ イに掲げる物と当該物以外の物との混合物で、イに掲げる物又は上記「第 1 種有機溶剤等」のイに掲げる物を当該混合物の重量の 5 パーセントを超えて含有するもの（上記「第 1 種有機溶剤等」のハに掲げる物を除く。）

「第 3 種有機溶剤等」 有機溶剤等のうち第 1 種有機溶剤等及び第 2 種有機溶剤等以外の物

事業者が有機則において、健康障害を防止するために講ずべき措置の対象としている 44 種類の有機溶剤は、一般的な意味の有機溶剤のうち、人体に有害であることが明らかであること及び比較的広い範囲で使用されていることを基準としており、さらに、有害性の程度及び蒸気圧の大小から、「第 1 種有機溶剤等」(2

種類)、「第 2 種有機溶剤等」(35 種類)及び「第 3 種有機溶剤等」(7 種類)に区分される。

第 1 種有機溶剤は、有害性が高く、蒸気圧が高いもの、第 2 種有機溶剤は、有害性、蒸気圧が第 1 種有機溶剤ほどではないもの、第 3 種有機溶剤は、炭化水素が混合状態となっている石油系溶剤及び植物系溶剤で沸点が概ね 200 度以下のものである。

なお、有機則の対象とされている上記 44 種類の有機溶剤以外の有機溶剤についても、事業者としてリスクアセスメントを実施する等により、自主的、積極的に衛生管理を行うことが重要である。

(2) 有機則適用の対象業務(「有機溶剤業務」第 1 条第 1 項第 6 号)

有機溶剤等の蒸気を発散させる業務のうち、当該業務に従事する労働者が有機溶剤による中毒にかかるおそれがあると認められる 12 の業務を制限的に列挙している。

イ 有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務

ロ 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務

ハ 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務

ニ 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務

ホ 有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務

ヘ 接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務

ト 接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務

チ 有機溶剤等を用いて行う洗浄(ヲに掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。)又は払しょくの業務

リ 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務(ヲに掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。)

ヌ 有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務  
 ル 有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務  
 フ 有機溶剤等を入れたことのあるタンク(有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。以下同じ。)の内部における業務

(3) 適用される場所（第1条第2項）

有機則は、以下に定める屋内作業場及びタンク等の内部の場所について適用される。

- ①船舶の内部 ②車両の内部 ③タンクの内部 ④ピットの内部 ⑤坑の内部
- ⑥ずい道の内部 ⑦暗きょ又はマンホールの内部 ⑧箱桁の内部 ⑨ダクトの内部
- ⑩水管の内部 ⑪屋内作業場及び①から⑩に掲げる場所のほか、通風が不十分な場所

以上を図4で示す。

(4) 適用の除外（第2条、第3条）

前記(2)に掲げる「有機溶剤業務」を行う場合であっても、有機溶剤等の許容消費量（表4）を超えなければ、当該業務に従事する労働者は、有機溶剤による中毒にかかるおそれがないと認められ、有機則の大部分又は一部分について適用が除外される。

なお、有機則の大部分についての適用が除外される場合は、継続的に許容消費量を超えない場合であって、所轄労働基準監督署長の認定を必要とする。

許容消費量については、タンク等の内部以外の場所は、作業時間1時間の消費量、タンク等の内部は1日の消費量を基準として表されている。タンク等の内部は、通風による自然換気が乏しく、作業時間の経過とともに、作業場内に発散した有機溶剤の蒸気が累積することから、1日の消費量を基準としている。

なお、有機溶剤業務に従事する労働者に対する健康障害への影響は、作業場所において蒸発する有機溶剤の量によって判断することが妥当であるが、直接、蒸発量を把握することには困難な場合があるので、把握することが容易である消費量に厚生労働大臣が定める数値を乗じて

間接的に蒸発量を把握することとしている（「有機溶剤等の量に乘ずべき数値を定める告示」（昭和47年9月30年労働省告示第122号））。

上記適用の除外に関しては、有機則の「第1章 総則」において定められており、第2章以下の措置に対しての適用除外について定めるものである。

設備についての適用除外は、「第2章 設備」において個別に定めている（5 設備の項を参照。）。

4 事業者が講ずべき措置（主なもの）

前記3(2)に掲げる有機則の対象となる12の業務について、事業者の講ずべき措置が定められている(表5)。

5 設備（第5条～第13条の3）

原則として、有機溶剤の3種の区分に応じて、密閉装置、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置の設置が必要となる(第5条、第6条)。(表6)

以下の場合には、作業場所の通風状態、業務の態様等に応じて上記設備についての適用除外又は特例を定めている。

- ① 屋内作業場の周壁が解放されている場合の適用除外(第7条)
- ② 臨時に有機溶剤業務を行う場合の適用除外等(第8条)
- ③ 短時間有機溶剤業務を行う場合の設備の特例(第9条)
- ④ 局所排気装置等の設置が困難な場合における設備の特例(第10条)
- ⑤ 他の屋内作業場から隔離されている屋内作業場における設備の特例(第11条)
- ⑥ 代替設備の設置に伴う設備の特例(第12条)
- ⑦ 労働基準監督署長の許可に係る設備の特例(第13条～第13条の3)



## II-2 鉛中毒予防規則（昭和47年9月30日労働省令第37号）

### 鉛による健康障害

鉛は、通常、粉じん又はヒュームの形で呼吸器及び消化器から体内に吸収され、特定の臓器に蓄積されて障害を起こす。鉛の職業性ばく露は、急性中毒と慢性中毒があり、鉛のヒュームを大量に吸入すると急性中毒を起こすことがある。

鉛は、24時間では体内から完全に排泄されず、連続して鉛の吸収が続くと次第に体内に蓄積される。1日に0.5 mg以上吸収すると蓄積して毒性を現し、0.5 g吸収すると致命的である。

鉛中毒の主な症状は、貧血、腹部症状、神経症状の3つである。重症の腹部症状として、発作的に起こる激しい腹痛の「鉛疝痛」があり、重症の中樞神経障害としては錯乱や意識障害を呈する「鉛脳症」がある。

### 1 制定の背景・経緯及びその後の主な改正点

(1) 鉛は、加工がしやすく、また、合金にしやすいこと等から多方面で利用されてきた。鉛の用途は、鉛蓄電池の電極が多く、その他水や酸の輸送用鉛管、電気ケーブルの保護用被覆、金属の快削性向上のための合金成分、電離放射線遮蔽材、軸受け合金、活字合金、はんだ、防音・制振シート、銃弾等に用いられる。また、鉛合金は、活字合金、快削合金、はんだ合金などに使われてきた。

鉛は、人体に対して毒性と蓄積性があ

り製造・使用の段階で鉛中毒の発生を見たことから1967年(昭和42年)3月6日、労働基準法の特別規則として「鉛中毒予防規則」（昭和42年労働省令第2号。以下「旧規則」という。）が公布された。

その後、1972年(昭和47年)の安衛法及び安衛法施行令の施行に伴い、旧規則の内容に検討を加え、鉛業務の範囲、鉛粉じんの除じん対象範囲の拡大、健康管理等の規定の整備などにより鉛中毒の予防対策の充実を期することとして、同年9月30日、新たに鉛中毒予防規則(労働省令第37号。以下「鉛則」という。)を制定した。その際、旧規則による通達は、鉛則にこれに相当する規定があるものについては、当該規定に関して出されたものとして取り扱うこととされた(昭和47年9月18日基発第589号)。

### (2) その後の主な改正

#### ① 昭和63年9月1日(労働省令第26号)による改正

昭和63年の改正安衛法(昭和63年法律第37号)において、「作業環境測定結果の評価等」に関する規定が新たに設けられたことに伴い、作業環境測定の結果の評価及びそれに基づく措置を義務付けたこと(第54条の2, 3, 4)。

#### ② 平成元年6月30日(労働省令第24号)による改正

健康診断項目の改正を行ったこと。すなわち、必ず実施すべき健康診断項目と医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目に分け、血液中の鉛の量の検査及び尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査を必ず実施すべき項目としたこと(第53条)。

また、貧血に関する検査として行っていた全血比重検査、血色素量、ヘマトクリット値または赤血球数の検査を廃止し、貧血検査は医師の判断で実施することとしたこと(同条)。

#### ③ 平成15年12月10日(厚生労働省令第174号)による改正

鉛製錬等に係る設備及び特定第1類物質の取扱いに係る設備並びに特定第



2 類物質の製造等に係る設備としてプッシュプル型換気装置を追加したこと。

④ 平成 24 年 4 月 2 日(厚生労働省令第 71 号)による改正

局所排気装置等以外の発散防止抑制措置を講ずることにより、作業環境測定結果が第 1 管理区分となるときは、労働基準監督署長の許可を受けて、局所排気装置等を設けないことができることとしたこと、及び作業環境測定の評価結果等の労働者への周知等について規定したこと（第 23 条の 2、第 23 条の 3、第 52 条の 3、第 52 条の 4、第 58 条）。

⑤ 令和 2 年 3 月 3 日(厚生労働省令第 20 号)による改正

鉛について、労働者のばく露状況を確認するため、特殊健康診断の項目における必須項目に「作業条件の簡易な調査」を追加したこと(第 53 条)。

2 構成

- (1) 第 1 章 総則(第 1 条～第 4 条)
  - (2) 第 2 章 設備(第 5 条～第 23 条の 3)
  - (3) 第 3 章 換気装置の構造、性能等(第 24 条～第 32 条)
  - (4) 第 4 章 管理(第 33 条～第 51 条)
  - (5) 第 5 章 測定(第 52 条～第 52 条の 4)
  - (6) 第 6 章 健康管理(第 53 条～第 57 条)
  - (7) 第 7 章 保護具等(第 58 条・第 59 条)
  - (8) 第 8 章 鉛作業主任者技能講習(第 60 条)
- 附則

3 定義、適用の対象・範囲等

(1) 定義（第 1 条）

第 1 条により「鉛等」、「鉛合金」、「鉛化合物」及び「鉛業務」等の定義を明らかにして、適用の範囲を限定している。

- 1 鉛等  
鉛、鉛合金及び鉛化合物並びにこれらと他との混合物(焼結鉛、煙灰、電解スライム及び鉛さいを除く。)
- 2 焼結鉛等  
鉛の製錬又は精錬を行う工程において生ずる焼結鉛、煙灰、電解スライム及び鉛さい並びに銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行う工程において生ずる煙灰及び電解スライム
- 3 鉛合金  
鉛と鉛以外の金属との合金で、鉛を当該合金の重量の 10 パーセント以上含有するもの
- 4 鉛化合物  
安衛法施行令別表第 4 第 6 号の鉛化合物
- 5 鉛業務  
鉛則第 1 条第 5 号に掲げる業務並びに安衛法施行令別表第 4 第 8 号から第 11 号まで及び第 17 号に掲げる業務(下記(2)を参照)

鉛合金は、鉛とすず、アンチモン、銅、ビスマス等などとの合金をいい、鉛化合物は、酸化鉛、けい酸鉛などの無機鉛化合物と酢酸鉛などの有機鉛化合物がある。  
鉛、鉛合金、鉛化合物には物理化学的な性質の異なる多くの物質があり、発散のメカニズムも空気中における性状もそれぞれ異なっているが、環境の空気中に存在するこれらの物質は、粉じんとヒュームに分類される。

(2) 鉛則適用の対象業務（第 1 条第 5 号）  
事業者が講ずべき措置の対象となる業務は、以下に掲げる業務である。

- 1 鉛の製錬又は精錬を行う工程における焙焼、焼結、溶鉛又は鉛等若しくは焼結鉛等の取扱いの業務
- 2 銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行う工程における溶鉛(鉛を 3 パーセント以上含有する原料を取り扱うものに限る。)、当該溶鉛に連続して行う転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム(銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行う工程において生ずるものに限る。)の取扱いの業務

3	鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程において鉛等の熔融、鑄造、粉碎、混合、ふるい分け、練粉、充てん、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断、若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務
4	電線又はケーブルを製造する工程における鉛の熔融、被鉛、剥鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務
5	鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品(鉛蓄電池及び鉛蓄電池の部品を除く。)を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の熔融、鑄造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鑄込の業務
6	鉛化合物を製造する工程において鉛等の熔融、鑄造、粉碎、混合、空冷のための攪拌、ふるい分け、煅焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務
7	鉛ライニングの業務(仕上げの業務を含む。)
8	ゴム若しくは合成樹脂の製品、含鉛塗料又は鉛化合物を含有する絵具、釉薬、農薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における鉛等の熔融、鑄込、粉碎、混合若しくはふるい分け又は被鉛若しくは剥鉛の業務
9	自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務
10	鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉又は当該施釉を行った物の焼成の業務
11	鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付け又は当該絵付けを行った物の焼成の業務
12	熔融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼戻し又は当該焼入れ若しくは焼戻しをした金属のサンドバスの業務
13	安衛法施行令別表第4第8号から第11号まで及び第17号に掲げる次の業

務	
1	鉛ライニングを施し、又は含鉛塗料を塗布した物の破碎、溶接、溶断、切断、鋳打ち(加熱して行う鋳打ちに限る。)、加熱、圧延又は含鉛塗料のかき落しの業務
2	鉛装置の内部における業務
3	鉛装置の破碎、溶接、溶断又は切断の業務(②に掲げる業務を除く。)
④	転写紙を製造する工程における鉛等の粉まき又は粉払いの業務
⑤	動力を用いて印刷する工程における活字の文選、植字又は解版の業務
14	上記1から12までの業務又は上記13の業務(②を除く。)を行う作業場所における清掃の業務

(3) 除外業務（第2条）

以下に該当する場合は、鉛則の除外業務とされている。

- ① 上記(2)の11の業務のうち、筆若しくはスタンプによる絵付けの業務で、当該業務に従事する労働者が鉛等によって汚染されることにより健康障害を生ずおそれが少ないと所轄労働基準監督署長が認定した業務
- ② 鉛則第24条、第25条、第28条第1項、第29条及び第30条に規定する換気装置の構造及び性能を有する局所排気装置若しくは排気筒が設けられている焼成窯による焼成の業務  
 なお、所轄労働基準監督署長の認定を受けることとした趣旨は、たとえ厚生労働大臣が定めた業務に該当する業務であっても、衛生管理が劣悪等のために、鉛等により汚染が著しいか否かをあらかじめ所轄労働基準監督署長に確認させることにより、鉛則の適正な運用を確保するためである(昭和47年9月18日基発第589号)。

(4) 適用の除外(第3条)

以下のいずれかに該当する鉛業務に労働者を従事させる場合は、鉛則の適用は除外されることとしている。

- 1 鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が、50 リットルを超えない作業場における 450 度以下の温度による鉛又は鉛合金の溶融又は鑄造の業務
- 2 臨時に行う上記(2)の9から12までに掲げる業務又はこれらの業務を行う作業場所における清掃の業務
- 3 遠隔操作によって行う隔離室における業務
- ④ 上記(3)に規定する業務

#### 4 事業者が講ずべき措置（主なもの）

鉛による労働者の健康障害を防止するために、事業者が講ずべき措置は、上記3の(2)に掲げる鉛則の対象業務についてそれぞれ表7のとおりである。なお、設備については、各業務に応じて、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置及び用後処理装置(はんだ付けの業務は、全体換気装置でも可。)の設置が定められている。

#### 5 設備の特例（第23条から第23条の3、第27条）

鉛業務を行う場合に発散する鉛等または焼結鉍等からの鉛の蒸気(ヒューム)又は鉛等を含む粉じんにより作業場内の空気が汚染されることを防止するため、鉛業務ごとに局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び全体換気装置を設置することとしているが、次のいずれに該当する場合には、当該設備を設けなくてもよいこととされている。この場合、以下の①から③までの場合においては、防じんマスク等有効な呼吸用保護具を使用させなければならない(第58条第3項第2号)。

- 1 労働者が常時立ち入る必要がなく、他の屋内作業場から隔離されている屋内作業場の内部における業務
- 2 出張して行い、又は臨時に行う業務
- 3 側面の面積の半分以上が開放されている屋内作業場における鉛等又は焼結鉍等の溶融又は鑄造の業務
- 4 450度以下の温度において行う鉛又

は鉛合金の溶融又は鑄造(前記3の(2)の1、3、5及び6に掲げる鉛業務のうち鉛又は鉛合金の溶融又は鑄造の業務を除く。)の業務

- 5 作業場所に排気筒を設け、又は溶融した鉛若しくは鉛合金の表面を石灰等で覆って行う溶融の業務

なお、発散防止抑制の措置を講ずることによって、鉛業務を行う作業場作業環境測定の結果が第1管理区分となるときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、局所排気装置等を設けないことができる。

### II-3 四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年9月30日労働省令第38号）

#### 四アルキル鉛ばく露による疾病

四アルキル鉛を呼吸器、皮ふあるいは消化器から体内に吸収すると中枢神経が障害され、頭痛、めまい、嘔吐などの自覚症状のほか、幻覚などの精神障害を特徴とする。

重症では、錯乱、血圧降下等をきたして死に至る場合がある。体内への吸収と排出のいずれも早く、後遺症は残らない。

#### 1 制定の背景・経緯及びその後の主な改正点

(1) 四アルキル鉛は、ガソリンエンジンのノッキングを防止するための添加剤として開発された物質であり有害性が極めて高く、四アルキル鉛中毒予防のための法規制の歴史は古い。

我が国では、第2次世界大戦後、四アルキル鉛の製造と石油精製は禁止されていたが、連合軍司令部(GHQ)からの指示により石油精製事業再開の許可条件として、1951年(昭和26年)5月に、「四エチル鉛危害防止規則」(昭和26年労働省令第12号)が公布施行された。

その後、1958年(昭和33年)7月に、横浜市の米軍基地石油貯蔵タンク清掃作業に従事していた作業員29名が四

エチル鉛中毒にかかり、うち 8 名が死亡した。

また、四エチル鉛と同様に四メチル鉛、三エチル・一メチル鉛、二エチル・二メチル鉛及び一エチル・三メチル鉛もアンチノック剤として実用の段階に入ったことから、1961 年(昭和 36 年)5 月、これらの物質を規制対象に加えた「四エチル鉛等危害防止規則」(昭和 36 年労働省令第 14 号)が施行された。

1967 年(昭和 42 年)10 月、「ぼすとん丸事件」が発生して四エチル鉛等によって汚染された船内を清掃していた労働者 8 名が死亡し、20 名が中毒となったことを機に、同規則は全面的に改正され、1968 年(昭和 43 年)4 月、新たに「四アルキル鉛中毒予防規則」(労働省令第 4 号。以下「旧規則」という。)として施行された。

その後、1972 年(昭和 47 年)安衛法及び安衛法施行令の制定に伴い、旧規則と同じ題名でその内容に検討を加え、四アルキル鉛等作業主任者の資格の変更、特別教育の実施、雇入れ時及び配置換え時の健康診断の実施など四アルキル鉛中毒の予防を一層効果的に進めることとなった(労働省令第 38 号。以下「四アルキル鉛則」という。)

その際、旧規則による通達は、四アルキル鉛則にこれに相当する規定があるものについては、当該規定に関して出されたものとして取り扱うこととされた(昭和 47 年 9 月 18 日基発第 590 号)。

なお、1970 年(昭和 45 年)5 月、東京新宿区の牛込柳町交差点付近における大気汚染問題が社会的に大きく取り上げられたことを契機に、自動車のガソリンの無鉛化が進み、四アルキル鉛は、航空ガソリン用のアンチノック剤など特殊な用途以外では使用されなくなった。

た。

(2) その後の主な改正

2005 年(平成 17 年)11 月、安衛法の改正により、特定化学物質等作業主任者技

能講習と四アルキル鉛等作業主任者技能講習を統合して、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」として翌年 4 月に施行された。

2 構成

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第 1 章 総則(第 1 条)</li> <li>(2) 第 2 章 四アルキル鉛等業務に係る措置(第 2 条—第 21 条)</li> <li>(3) 第 3 章 健康管理(第 22 条—第 26 条)</li> <li>(4) 第 4 章 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(第 27 条)</li> </ul> |
|--|
- 附則

3 定義および範囲 (第 1 条)

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>1 四アルキル鉛 (安衛法施行令別表第 5 第 1 号)<br/>四メチル鉛、四エチル鉛、一メチル・三エチル鉛、二メチル・二エチル鉛及び三メチル・一エチル鉛並びにこれらを含むアンチノック剤</li> <li>2 四アルキル鉛等 (安衛法施行令別表第 5 第 4 号)<br/>四アルキル鉛及び加鉛ガソリン(四アルキル鉛を含むガソリンをいう。)</li> <li>3 四アルキル鉛等業務<br/>安衛法施行令別表第 5 に掲げる四アルキル鉛業務(下記 4 「対象となる業務」参照)</li> </ul> |
|---|

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 四アルキル鉛を製造する業務 (四アルキル鉛が生成する工程以後の工程に係るものに限る。)</li> <li>② 四アルキル鉛をガソリンに混入する業務(四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む。)</li> <li>③ ①、②に掲げる業務に用いる機械又は装置の修理、改造、分解、解体、破壊又は移動を行う業務(④に掲げる業務に該当するものを除く。)</li> <li>④ 四アルキル鉛及び加鉛ガソリン(四アルキル鉛を含むガソリンをいう。)によりその内部が汚染されており、又は汚染されているおそれのあるタンクその他の設備の内部における業務</li> </ul> |
|--|



- ⑤ 四アルキル鉛等を含有する残さい物(廃液を含む。)を取り扱う業務
- ⑥ 四アルキル鉛が入っているドラムかんその他の容器を取り扱う業務
- ⑦ 四アルキル鉛を用いて研究を行う業務
- ⑧ 四アルキル鉛等により汚染されており、又は汚染されているおそれのある物又は場所の汚染を除去する業務(②又は④に掲げる業務に該当するものを除く。)

4 対象となる業務（安衛法施行令別表第5）

5 事業者が講ずべき措置（主なもの）  
（表8）

## II-4 特定化学物質障害予防規則（昭和47年9月30日労働省令第39号）

### 特定化学物質による健康障害

特定化学物質による障害のおこり方は、以下の2つに区分される。

- 1 皮ふ又は粘膜(眼、呼吸器、消化器)の接触部位で直接障害をおこすもの  
塩素、フッ化水素などは皮ふに付着すると皮ふが痛み、赤くなって、水疱、潰瘍などが見られる。眼に接触すると角膜炎、結膜炎、時には失明することがある。呼吸器に接触すると気管支炎、肺炎、肺水腫を引き起こす。
- 2 皮ふ、呼吸器および消化器から吸収されて一定量が蓄積され、特定の器官(標的臓器)に蓄積され障害を起こすもの  
特定化学物質の大部分はこれに属する。  
ベンジジン(膀胱がん)、クロム(肺がん、上気道がん)、カドミウム(肺がん)、砒素(皮ふがん、肺がん)、ニッケル(肺がん、鼻腔がん)など、また特別有機溶剤であるクロロホルムはじめ12物質には発がん性が認められている。

### 1 制定の背景・経緯及びその後の主な改正点

(1) 1960年代に入り、各種の化学物質による健康障害が増加した状況の中、1970年(昭和45年)、当時の労働省(現在の厚生労働省)は、化学物質による職業がん等の予防をするため、化学物質等を製造・使用している約14,000事業場を調査し、その結果に基づいて1971年(昭和46年)4月28日、労働基準法に基づく「特定化学物質等障害予防規則」(昭和46年労働省令第11号。以下「旧規則」という。)が公布され、5月1日から施行された。

1972年(昭和47年)の安衛法及び安衛法施行令の施行にともない、旧規則は、その内容に検討を加えるとともに、一定の有害物についての製造等の禁止、製造の許可及び流通段階における有害表示の規制等、健康障害の防止の充実を期することとした改正を行った(昭和47年9月30日労働省令第39号)。旧規則との主な相違は次のとおりである。

- i) 安衛法によって有害物の製造禁止及び製造許可の制度が新設されたことに伴い、規制対象物質の分類を整理し、新たに「許可物質」の分類が設けられる等、旧規則の第1類物質を中心に分類が改められたこと。
- ii) 許可物質を使用する一定の作業について、局所排気装置及び除じん装置を設置すべきことが定められたこと。
- iii) 特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから特定化学物質等作業主任者を選任しなければならないと定められたこと。

なお、旧規則による通達は、その後改正された同規則にこれに相当する規定があるものについては、当該規定に関して出されたものとして取り扱うこととされた(昭和47年9月18日基発第591号)。

(2) その後の主な改正

#### ① 昭和50年9月30日(労働省令第26号)による改正

社会的に大きな関心事となった職業がん等の職業性疾病の発生状況に鑑み、ベンゼンほかの規制対象物質を追加すると



ともに、その規制区分を変更し、また、規制対象となる特定化学物質等についてその含有物を定めたことをはじめ、以下の主な改正を行った。

ア 第 1 類物質のうちベリリウム等を加工する作業場所に局所排気装置を設けること、また、特定第 2 類物質を製造する設備は、密閉式の構造とすること等設備に関する措置について定めたこと。

イ 特定化学設備又はその付属設備に関して、従来の作業要領に代えて作業規程を定めることとし、これにより作業を行わなければならないこととしたこと。

ウ 局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置、特定化学設備等の点検を行ったときは、その結果を記録し、これを保存しなければならないこととしたこと。

エ 作業環境測定の結果の記録のうち、一定の物質に係る記録については、30 年間保存するものとしたこと。

オ 特定化学物質等のうち、一定の物質に係る特殊な作業等について、健康障害を防止するため必要な措置を具体的に定めたこと。

カ 特別管理物質に係る特定化学物質等健康診断個人票について、30 年間保存するものとしたこと。

② 昭和 63 年 9 月 1 日(労働省令第 26 号)による改正

第 1 類物質及び第 2 類物質のうち一定のものに係る屋内作業場について作業環境測定を行ったときは、作業環境評価基準に従って、第 1 管理区分、第 2 管理区分又は第 3 管理区分に区分することにより測定結果の評価を行い、その結果を記録しておかなければならないこととしたこと。

③ 平成 7 年 1 月 26 日(労働省令第 3 号)による改正

石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業に労働者を従事させるとき、建築物の解体等の作業を行うときに講ずべき措置を定めたこと。また、石綿の含有物の範囲を含有量が 5 パーセントを超えるものから

1 パーセントを超えるものに拡大するものとしたこと。

④ 平成 17 年 2 月 24 日(厚生労働省令第 21 号)による改正

石綿については、原則製造等が禁止され、他の特定化学物質と措置内容が異なるため、旧規則から分離独立して「石綿障害予防規則」（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）とされたことに伴い、関係規定を改めたこと。

⑤ 平成 18 年 1 月 5 日(厚生労働省令第 1 号)による改正

石綿が特定化学物質等障害予防規則から分離独立したことから、それまでの題名のうち「等」が外され、「特定化学物質障害予防規則」（以下「特化則」という。）と改めるとともに、特定化学物質作業主任者を特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了者から選任することとしたこと。また、健康診断の結果について、遅滞なく、労働者に対して通知しなければならないこととしたこと。

⑥ 平成 19 年 12 月 28 日(厚生労働省令第 155 号)による改正

それまで第 3 類物質としていたホルムアルデヒド及びホルムアルデヒドをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物(以下「ホルムアルデヒド等」という。)を特定第 2 類物質に追加し、特別管理物質としたこと。

なお、その後の改正において、いくつかの物質を特定第 2 類物質として追加し、特別管理物質とした。

⑦ 平成 20 年 11 月 12 日(厚生労働省令第 158 号)による改正

管理第 2 類物質に、

i) ニッケル化合物及びニッケル化合物をその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物(以下「ニッケル化合物等」という。)

ii) 砒素及びその化合物並びにこれらをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物(以下「砒素等」という。)

を追加し、特別管理物質としたこと。

⑧ 平成 24 年 4 月 2 日(厚生労働省令第 71 号)による改正

局所排気装置等以外の発散防止抑制措置を講ずることにより、特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務を行う作業場の作業環境測定の結果が第1管理区分となるときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、局所排気装置等を設けないことができることとしたこと。

⑨ 平成24年10月1日(厚生労働省令第143号)による改正

インジウム化合物等、コバルト等及びエチルベンゼン等を管理第2類物質に追加し、これらの物質を製造し、又は取り扱う業務を特殊健康診断の対象業務としたこと。

9 平成26年8月25日(厚生労働省令第101号)による改正

大阪の印刷事業場における胆管がんの発生を契機に、それまで有機則における第1種有機溶剤の5物質及び第2種有機溶剤の5物質並びにエチルベンゼン及び1・2ジクロロプロパンの計12物質を、職業がんの原因となる可能性があることを踏まえて、新たに「特別有機溶剤」として第2類物質として追加し、所要の改正を行ったこと。

⑪ 平成29年3月29日(厚生労働省令第29号)による改正

産業医への労働者の業務に関する情報の提供義務を定めた規定を追加したこと。

⑫ 令和2年3月3日(厚生労働省令第20号)による改正

医学的知見の進歩、化学物質の使用状況の変化、化学物質による健康障害に関する状況の変化に対応して、主に以下のような特殊健康診断の項目の改正を行ったこと。

ア トリクロロエチレン等の特別有機溶剤について、発がんリスクや物質の特性に応じた健診項目に見直したこと。

イ カドミウム又はその化合物について、腎臓機能障害を予防・早期発見するための項目の追加等を行ったこと。

ウ 塩素化ビフェニル等11物質について、医師が必要と認めた場合を除い

て肝機能検査の項目を削除したこと。

以上に加え、効果的・効率的な特種健康診断を実施するための健診項目の整備を行ったこと。

⑬ 令和2年4月22日(厚生労働省令第89号)による改正

ア 塩基性酸化マンガンに神経機能障害発症の危険性が確認されたことから、塩基性酸化マンガンを管理第2類物質として追加したこと。

イ 神経機能障害及び肺がんの発症の危険性が確認された溶接ヒュームを管理第2類物質に加え、溶接ヒュームを発生させる金属アーク溶接等作業に係る措置を定めたこと。

2 構成

(1)	第1章 総則(第1条～第2条の2)
(2)	第2章 製造等に係る措置(第3条～第8条)
(3)	第3章 用後処理(第9条～12条の2)
(4)	第4章 漏えいの防止(第13条～第26条)
(5)	第5章 管理(第27条～第38条の4)
(6)	第5章の2 特殊な作業等の管理(第38条の5～第38条の21)
(7)	第6章 健康診断(第39条～第42条)
(8)	第7章 保護具(第43条～第45条)
(9)	第8章 製造許可等(第46条～第50条の2)
(10)	第9章 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(第51条)
(11)	第10章 報告(第52条・第53条)
	附則
	別表

3 事業者の責務(第1条)

「事業者は、化学物質による労働者のがん、皮膚炎、神経障害その他の健康障害を予防するため、使用する物質の毒性の確認、代替物の使用、作業方法の確立、関係施設の改善、作業環境の整備、健康管理の徹底その他必要な措置を講じ、もって、労働者の危険の防止の趣旨に反しない限りで、化学物質にばく露さ

れる労働者の人数並びに労働者がばく露される期間及び程度を最小限度にするよう努めなければならない。」

なお、上記の「労働者の危険の防止の趣旨に反しない限り」とは、化学物質等にばく露される労働者の人数並びにばく露される期間及び程度を最小限にすることを重視するあまり、かえってプラントの運転等が危険に陥り、労働者の安全の確保に反することのないよう留意すべきことを定めたものである(昭和50年10月1日基発第573号)。

#### 4 定義、適用の対象等について

##### (1) 定義 (第2条) (図5)

特定化学物質 第1類物質、第2類物質及び第3類物質 (75物質)
1 <u>第1類物質</u> 安衛法施行令別表第3第1号に掲げる物 (7物質) 安衛法第56条の製造許可の対象物質として、製造する場合には厚生労働大臣の許可が必要である物質。許可要件として、製造設備、作業方法等に関して一定の基準を定めている。
2 <u>第2類物質</u> 安衛法施行令別表第3第2号に掲げる物 (60物質) 主として、慢性障害の発生を防止するため、ガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉する装置、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置し、作業環境気中濃度を一定基準以下に抑制し、慢性的障害を予防することが必要である物質。以下に、分類される。 1 <u>特定第2類物質</u> (26物質) ・令別表第3第2号1,2,4~7,8の2,12,15,17,19,19の4,19の5,20,23,23の2,24,26,27,28~30,31の2,34,35及び36に掲げる物 ・別表第1第1号,第2号,第4号~第7号,第8号の2,第12号,第15号,第17号,第19号,第19の4号,第19の5号,第20号,第23号,第23号の2,第24号,第26号,第27号,第28号~第30号,第31号の2,第34号,第35号及び第36号に掲げる物

2 <u>特別有機溶剤</u> (12物質) (表9) 令別表第3第2号3の3,11の2,18の2~18の4,19の2,19の3,22の2~22の5及び33の2に掲げる物 3 <u>特別有機溶剤等</u> 特別有機溶剤及び別表第1第3号の3,第11号の2,第18の2~第18の4,第19の2,第19の3,第22の2~第22の5,第33の2及び第37号に掲げる物 4 <u>オーラミン等</u> (2物質) ・令別表第3第2号8及び32に掲げる物 ・別表第1第8号及び第32号に掲げる物 ⑤ <u>管理第2物質</u> (20物質) 上記①、③、④以外の物質
3 <u>第3類物質</u> 安衛法施行令別表第3第3号に掲げる物 (8物質) 特定化学設備からの大量漏えい事故により発生する急性的症状を予防するため、一定の設備基準及び管理を必要とする物質

上記の物質の第1類物質及び第2類物質のうち、発がん性が認められる44の物質については、「特別管理物質」として当該物質を製造し、又は取り扱う作業場には、その取扱う特別管理物質の名称その他の事項を掲示しなければならない。常時当該作業に従事する労働者に関する作業の記録と健康診断の記録を作成して30年間保存しなければならないこととされ、特に厳しく規制されている(第38の3、第38条の4)。

第1類物質は、主として尿路系器官にがん等の腫瘍を発生させ、またはそのおそれの高いものを列挙しており、塩素化ビフェニル(PCB)を除き、すべて「特別管理物質」として原則として健康診断の実施及びその記録の30年間の保存が義務付けられている。

第2類物質は、主として慢性障害の発生を防止するため、ガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉させる設備又は局所排気装置を設け、作業環境気中の濃度を一定基準以下とするための設備等を必要とする物質であるが、「特別管理物質」もある。

第3類物質は、緊急時以外は健康診断はなく、管理濃度も定められていないので、作業環境測定も義務付けられていない。また、局所排気装置の設置も義務付けられていないが、排液処理は必要である。

(2) 適用の対象

物質を対象として適用について定め、当該物質を「製造し、又は取り扱う業務」

とまとめており、他の各規則のように個別の業務、作業又は場所を適用の対象としていない。

なお、適用の除外の対象(下記(3))については、個別の業務を具体的に定めている。

(3) 適用の除外（第2条の2）

特別有機溶剤等やコバルト等、酸化プロピレン等、三酸化ニアンチモン等、4ジメチル-二・ニ-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP) 等、ナフタレン等、リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、また又は取り扱う業務のうち一定の個別の業務については、リスク評価の結果、労働者のばく露による健康障害のおそれが低いと判断されたものについて、表示に係る事項以外についての適用が除外される。

なおエチルベンゼン、コバルト及びその無機化合物、三酸化ニアンチモン、ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーは、ヒトに対する発がん性のおそれがあることから、これらの業務について自主的な管理を行う必要がある(平成24年基発1026第6号、平成27年基発0930第9号、平成29年基発0519第6号)。

5 事業者の講ずべき措置（主なもの）

上記4の(2)のとおり、事業者の講ずべき措置については、物質を対象として適用について定めており、第1類物質、第2類物質及び第3類物質の区分により規定されている。(表10)

6 設備・設備の特例（第3条～第6条の

3)

(1) 第1類物質の取扱いに係る設備（第3条）

発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること。

(2) 第2類物質の製造等に係る設備（第4条～第6条の2）

発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置、又は全体換気装置を設けること。

なお、屋内作業場の空気中における第2類物質のガス、蒸気又は粉じんの濃度が常態として有害な程度になるおそれがないと所轄労働基準監督署長が認定したときは、(1)及び(2)は適用されない。

また、発散防止抑制装置を講ずることにより、作業場の作業環境測定の結果が第1管理区分となるときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、局所排気装置等を設けないことができる。

II-5 高気圧作業安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第40号）

気圧の変化による健康障害

潜水業務や圧気工法における高圧室内作業などの作業に従事する場合に、高圧の影響や、高圧の環境下から常圧に戻るときの減圧の影響を受けて、次の健康障害が起こる。

1 高圧による障害

加圧された環境で作業をする場合、肺、耳、副鼻腔などの空洞を持つ組織は、空気の移動が十分でないと締め付けられた痛みを生じる(スクイズ)。また、血液や組織中には、圧力に応じて酸素、窒素、二酸化炭素のガスなどが溶解するので、高圧下では酸素中毒、窒素酔い、炭酸ガス中毒を起こすことがある。



## 2 減圧による障害

### ア 減圧症

高圧の環境下で血液や組織中に溶解した窒素ガスが、減圧時に気泡化して、血液循環障害や組織を圧迫したりして、皮ふのかゆみ、関節や筋肉の痛み、呼吸困難、運動麻痺や知覚障害などが生じる。

### イ 空気塞栓症

潜水作業で急速に浮上した場合や十分に息を吐かないで浮上した場合、肺が過膨張となって、肺内の空気が肺胞を傷つけ、肺の毛細血管に侵入し、動脈を経由して脳動脈などを閉塞して、意識障害、頭痛、脳梗塞を引き起こす。

### ウ 骨壊死

潜水者に多く見られ、骨組織が破壊される。

水業務にあつては水面下における作業にまで拡大したこと。

イ 空気圧縮機による空気圧縮過程から作業室等の排気管からの排気過程に至るまでの圧気工法全体をシステムとして把握し、これに係る設備及び作業方法について規制を整備することにより高圧室内作業について、減圧症の防止に加えて危険及び一酸化炭素中毒その他の健康障害を防止することとしたこと。

ウ 上記イに伴い、従来安衛則に規定されていた圧気工法による加圧下の作業場所における労働者の危険防止のための規定を、旧規則に移し、その題名を「高気圧作業安全衛生規則」（以下「高圧則」という。）と改めたこと。なお、旧規則に関する通達で、改正後の高圧則における規定に相当するものについての事項は、当該規定に関して出されたものとして取り扱うこととされた(昭和52年4月25日基発第246)。

## 1 制定の背景・経緯及びその後の主な改正点

(1) 圧縮空気を送気して掘削を行う潜函工法その他の圧気工法に従事する労働者は、減圧症等の高気圧障害を起こす危険があることから、1961年(昭和36年)に高気圧障害防止規則(昭和36年労働省令第5号。以下「旧規則」という。)が制定された。

その後、1972年(昭和47年)の安衛法及び安衛法施行令の施行に伴い、旧規則の内容に検討を加え、高圧室内作業主任者及び潜水士の免許試験制度の新設、高気圧業務従事者の特別の健康診断の規制を新たに加えること等により、高気圧障害の防止の充実を期することとして全面的に改正された(昭和47年9月30日労働省令第40号)。

(2) その後の主な改正

① 昭和52年3月19日(労働省令第2号)による改正

潜函工事等における労働災害の発生状況にかんがみて、以下の事項を要点とした改正を行った。

ア 一部の規定を除き、規制の対象を、高圧室内業務にあつては大気圧を超える気圧下における作業に、潜

② 昭和55年12月2日(労働省令第31号)による改正

高圧室内作業に係る業務を安衛法第59条第3項に定める特別教育の対象としたこと。

その後の主な改正として、減圧速度の規定の見直し(平成26年12月1日厚生労働省令第132号)、高圧室内業務における火傷等の防止に関する規制の見直し(平成30年2月2月9日厚生労働省令第14号)が行われた。

## 2 構成

- |     |     |                          |
|-----|-----|--------------------------|
| (1) | 第1章 | 総則(第1条・第1条の2)            |
| (2) | 第2章 | 設備(第2条～第9条)              |
| (3) | 第3章 | 業務管理(第10条～第37条)          |
| (4) | 第4章 | 健康診断及び病者の就業禁止(第38条～第41条) |
| (5) | 第5章 | 再圧室(第42条～第46条)           |
| (6) | 第6章 | 免許(第47条～第55条)            |
|     |     | 附則                       |

## 3 事業者の責務（第1条）

「事業者は、労働者の危険又は高気圧障



害その他の健康障害を防止するため、作業方法の確立、作業環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

なお、上記の「その他必要な措置」としては、例えば次のものがある。

- 1 工期の早い段階からエレベーターを設置するなどの工程の改善
- 2 作業計画を定めるに当たり、例えば、  
以下の事項を盛り込むこと  
ア M値の算出に当たり高い安全率を算出すること  
イ 減圧に要する時間ができるだけ短くて済むような呼吸用ガスを使用すること  
ウ 体内に蓄積された窒素ガスを速やかに対外へ排出するために呼吸用ガスの酸素濃度を高めて減圧を行う方法を採用すること  
(平 27・1・9 基発 0109 第 2)

#### 4 定義及び範囲（第 1 条の 2）

- 1 高気圧障害  
高気圧による減圧症、酸素、窒素又は炭酸ガスによる中毒その他の高気圧による健康障害
- 2 高圧室内業務  
安衛法施行令第 6 条第 1 号の高圧室内作業※における業務  
※高圧室内作業・・・潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業
- 3 潜水業務  
安衛法施行令第 20 条第 9 号の業務  
潜水の業務(安衛法施行令第 20 条第 9 号)・・・潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務
- 4 作業室  
潜函工法その他の圧気工法による作業を行うための大気圧を超える気圧下の作業室
- 5 気こう室  
高圧室内業務に従事する労働者が、作業室への出入りに際し加圧又は減圧

を受ける室  
6 不活性ガス  
窒素及びヘリウムの気体

#### 5 事業者の講ずべき措置（主なもの） （表 11）

#### II - 6 電離放射線障害防止規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 41 号）

##### 電離放射線による健康障害

電離放射線による健康影響は、身体的影響と遺伝的影響がある

- 1 身体的影響  
放射線に被ばくした本人に障害が現れる。急性障害として、急性放射線症(急性死、悪心、嘔吐)、造血器障害(白血球減少、貧血、出血傾向)、生殖器障害(無精子症、不妊)、皮ふ障害(皮ふ炎、脱毛、潰瘍)があり、数十年の潜伏期間を経て発症する晩発障害として白内障、白血病、甲状腺がん等の悪性腫瘍がある。
- 2 遺伝的影響  
放射線にばく露した本人の子孫に障害が現れる。遺伝子突然変異、染色体異常がある。

#### 1 制定の背景・経緯及びその後の主な改正点

- (1) 安衛法制定前
  - ① 昭和 34 年 3 月 31 日電離放射線障害防止規則」(労働省令第 11 号)の制定  
1950 年(昭和 25 年)、我が国に戦

後初めて放射性物質が輸入され、その後 1957 年（昭和 32 年）に制定された科学技術庁が所管する「放射線同位元素等による放射線障害防止に関する法律」（法律第 167 号）に対応して、1959 年（昭和 34 年）3 月 31 日、労働基準法に基づく省令として「電離放射線障害防止規則」（以下「旧規則」という。）が公布され、同年 7 月 1 日に施行された。

② 昭和 38 年 12 月 28 日労働省令第 21 号による改正

1959 年（昭和 34 年）、国際放射線防護委員会(ICRP)は、それまで短期間の被ばく許容量をもとにしていた規制方法を大幅に修正し、長期間にわたる許容線量による放射線業務従事者個人の健康管理と集団の遺伝的形質の低下の防止を図ることとした勧告を行い、これに基づき、旧規則を改正し、1963 年（昭和 38 年）12 月 28 日公布、翌年 1 月 1 日から施行となった。主な改正の内容は、以下のとおりである。

- ア 管理区域及び警戒区域の 2 とおりの区域の設定を廃止して管理区域の規制のみとして、放射線防護についての必要な基準の整備等を行ったこと。
- イ 放射線業務従事者の集積線量について許容値を定め、年平均 5 レムの範囲内で抑え、かつ 3 か月間の被ばく線量の限度(3 レム)が規定されたこと。
- ウ 被ばく線量の測定結果についての記録及び関係労働者への周知義務が規定されたこと。
- エ エックス線装置等放射線装置については、原則として専用の室に設置すべきこととし、専用の放射線装置室に設置することが困難なエックス線装置などについては、立入禁止区域の設定を義務付けることによる除外が認められたこと。
- オ 規格を要するエックス線装置の基準が改められたこと。
- カ 密閉していない放射性物質を取り扱う作業は、原則として専用の作業室内で行うこととしたこと。

キ 健康診断については、検査内容を整備し、定期健康診断の回数を従来の年 4 回から 6 か月以内ごとに改められたこと。

ク 工業用のエックス線装置の使用に際しては、管理区域ごとにエックス線作業主任者の選任が必要とされたこと。

(2) 安衛法制定以後

① 昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 41 号による改正

1972 年（昭和 47 年）の安衛法制定に伴い、旧規則も他の労働衛生関連規則と同じく所要の改正が行われ（規則の名称は変わらない。以下「電離則」という。）、「放射線業務」が安衛法施行令別表第 2 に移され、また、作業環境測定の章が設けられ、さらに女性の腹部に受ける許容量の規制などが新たに規定されたが、基本的な考え方には大きな変更はなかった。

② 昭和 50 年 3 月 29 日労働省令第 12 号による改正

1973 年（昭和 48 年）頃、造船業における非破壊検査に係るガンマ線透過写真撮影作業において多くの被ばく事故が発生したことが明るみに出たのを契機として、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（昭和 50 年 1 月 14 日政令第 4 号）により、ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業が安衛法第 14 条の作業主任者を選任する作業とされたこと、また、ガンマ線照射装置が同法第 45 条の定期に自主検査を行うべき機械等として追加されたこと等に伴い、以下の事項について定められたこと。

- ア 透過写真撮影用ガンマ線照射装置を使用する場合の放射線の遮へい装置、放射線源の取出しの方法、作業の届出等について
- イ 透過写真撮影用ガンマ線照射装置に係る定期自主検査の時期、事項等について
- ウ ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業に係る作業主任

者の選任、職務等について

エ ガンマ線照射装置などを用いて行う透過写真の撮影の業務が、安衛法第 59 条の特別の教育を行うべき業務とされたことに伴う当該教育の科目等

③ 昭和 63 年 10 月 1 日労働省令第 32 号による改正

放射線審議会に採用された国際放射線防護委員会(ICRP)の 1977 年勧告を踏まえて、以下の改正が行われた。

ア 放射線による人体への影響を確率的影響(発がん、遺伝的影響)と確定的影響(白内障、皮膚障害等)に分けて、それぞれ適切な被ばく管理を行うこと。

イ 管理区域の設定の可否を、外部放射線による実効線量当量と空気中の放射性物質による実効線量当量との合計によって決めることとしたこと。

ウ 放射線業務従事者の被ばく限度に、実効線量当量と組織線量当量を導入し、それぞれの年限度を設けるとともに集積線量規制を廃止したこと。

④ 平成 11 年 11 月 30 日労働省令第 46 号による改正

1999 年(平成 11 年)9 月に茨城県東海村の核燃料加工施設内において臨界事故が発生したことに対応して、原子力施設における各燃料物質等の取扱業務について、以下のように安衛則及び電離則を改正した。

ア 加工施設等又は原子力施設の管理区域内において核燃料物質等を取り扱う作業を行う場合における作業規程を定め、関係労働者に周知すること。

イ 加工施設等又は原子力施設の管理区域内において核燃料物質等を取り扱う業務が安衛法第 59 条の特別の教育を行うべき業務とされたことに伴い、当該教育の科目などが定められたこと。

⑤ 平成 13 年 3 月 27 日厚生労働省令第 42 号による改正

放射線審議会が、国際放射線防護委

員会(ICRP)の 1990 年勧告の国内採り入れについて検討を行った意見具申を踏まえて、以下の改正が行われた。

ア 「線量当量」を「線量」に、「実効線量当量」を「実効線量」に改正する等の用語の変更を行った。

イ 管理区域を実効線量が 3 か月につき 1.3 ミリシーベルトを超えるおそれのある区域等としたこと。

ウ 放射線業務従事者の受ける実効線量を 5 年間につき 100 ミリシーベルトかつ 1 年間につき 50 ミリシーベルト以内としたこと。

エ 被ばく線量及び健康診断結果の記録の保存年限を 30 年としたこと。

オ 放射線業務に常時従事する労働者に対する健康診断を一律 6 か月以内ごとに 1 回としたこと。

カ 緊急作業に従事する間に受ける線量について、眼の水晶体が受ける等価線量を 300 ミリシーベルト以内及び皮膚に受ける等価線量を 1 シーベルト以内としたこと。

⑥ 平成 17 年 6 月 1 日厚生労働省令第 98 号による改正

放射性物質の定義に国際原子力機関(IAEA)等が提唱した放射性同位元素ごとの数量及び濃度の数値基準(国際免除レベル)を取り入れ、所要の改正を行ったこと。

⑦ 平成 23 年 12 月 22 日厚生労働省令第 152 号による改正

- |  |
|--|
| <p>(1) 第 1 章 総則(第 1 条、第 2 条)</p> <p>(2) 第 2 章 管理区域並びに線量の限度及び測定(第 3 条～第 9 条)</p> <p>(3) 第 3 章 外部放射線の防護(第 10 条～第 21 条)</p> <p>(4) 第 4 章 汚染の防止(第 22 条～第 41 条)</p> |
|--|

2011 年(平成 23 年)3 月 11 日に東日本大震災が発生したことによる「除染電離則」等の制定に伴い、電離則第 2 条第 3 項の「放射線業務」から、除染電離則第 2 条第 5 項で定める「土壌等の除染等の業務」及び第 7 項に定める

「廃棄物収集等業務」を除き、除染電離則が適用となる業務については、電離則の適用はないこととしたこと。

⑧ 平成 25 年 4 月 12 日厚生労働省令第 57 号による改正

上記東日本大震災に伴う東京電力福島第 1 原子力発電所の事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物及び土壌の処分の業務が実施される見込みとなり、当該業務に従事する労働者の放射線障害を防止するための改正を行ったこと。

9 平成 27 年 8 月 31 日厚生労働省令第 134 号による改正

原子力緊急事態が発生した場合などに備え、事故の状況により、被ばく限度を 250 ミリシーベルトを超えない範囲で厚生労働大臣が別に定めることができるとする「特例緊急被ばく限度の設定」とそれに伴う所要の改正が行われたこと。

⑩ 令和 2 年 4 月 1 日厚生労働省令第 82 号による改正

放射線業務従事者が眼の水晶体に受ける等価線量の限度を、1 年間につき 150 ミリシーベルトから 50 ミリシーベルトに引き下げるとともに、5 年間につき 100 ミリシーベルトの被ばく限度を追加したこと。

管理区域の内部における外部被ばくによる線量の測定について、1 センチメートル線量当量、3 ミリメートル線量当量及び 70 マイクロメートル線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、当該線量を算定するために適切と認められるものについて行うこととしたこと。

2 構成

- 条の 10)
- (5) 第 4 章の 2 特別な作業の管理(第 41 条の 11～第 41 条の 14)
- (6) 第 5 章 緊急措置(第 42 条～第 45 条)
- (7) 第 6 章 エックス線作業主任者及びガンマ線透過写真撮影作業主任者(第 46 条～第 52 条の 4 の 5)
- (8) 第 6 章の 2 特別の教育(第 52 条の 5～第 52 条の 9)
- (9) 第 7 章 作業環境測定(第 53 条～第 55

- 条)
- (10) 第 8 章 健康診断(第 56 条～第 59 条)
- (11) 第 9 章 指定緊急作業等従事者等に係る記録等の提出等(第 59 条の 2、第 59 条の 3)
- (12) 第 10 章 雑則(第 60 条～第 62 条)
- 附則
- 別表

3 放射線障害防止の基本原則（第 1 条）

「事業者は、労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように努めなければならない」

第 1 条は、放射線により人体が受ける線量が電離則に定める限度以下であっても、確率的影響の可能性を否定できないので、電離則全般に通じる基本原則を訓示的に述べたものである(平成 13・3・30 基発第 253 号)。

発がん、遺伝的影響である確率的影響は、障害が発生する確率と被ばく量との間にしきい値をもたない比例関係がある放射線影響をいうが、医療分野をはじめ社会的に放射線の利用が大きな利益をもたらすものであることから、事業者は、労働者の被ばくをできるだけ少なくするよう配慮することを訓示的に規定している。

4 定義・適用の対象・範囲等

(1) 定義（第 2 条）

- 1 電離放射線  
次の粒子線又は電磁波をいう。  
①アルファ線、重陽子線及び陽子線  
②ベータ線及び電子線  
③中性子線  
④ガンマ線及びエックス線
- 2 放射性物質  
放射線を放出する同位元素（以下「放射性同位元素」という。）、その化合物及びこれらの含有物で、次のいずれかに該当するもの  
① 放射性同位元素が 1 種類であり、  
かつ、別表第 1 の第 1 欄に掲げるものであるものにあつては、同欄



に掲げる放射性同位元素の種類に応じ、同表の第 2 欄に掲げる数量及び第 3 欄に掲げる濃度を超えるもの

② 放射性同位元素が 1 種類であり、かつ、別表第 2 の第 1 欄に掲げるものにあつては、同欄に掲げる放射性同位元素の種類に応じ、同表の第 2 欄に掲げる数量を超えるもの、ただし、その濃度が 74 ベクレル毎グラム以下の固体のもの及び密封されたものでその数量が 3.7 メガベクレル以下のものを除く。

③ 放射性同位元素が 2 種類以上であり、かつ、そのいずれもが別表第 1 の第 1 欄に掲げるものであるものにあつては、次のいずれにも該当するもの

イ 別表第 1 の第 1 欄に掲げる放射性同位元素のそれぞれの数量の同表の第 2 欄に掲げる数量に対する割合の和が 1 を超えるもの

ロ 別表第 1 の第 1 欄に掲げる放射性同位元素のそれぞれの濃度の同表の第 3 欄に掲げる濃度に対する割合の和が 1 を超えるもの

④ 放射性同位元素が 2 種類以上であり、かつ、③に掲げるもの以外のものにあつては、別表第 1 の第 1 欄又は別表第 2 の第 1 欄に掲げる放射性同位元素のそれぞれの数量の別表第 1 の第 2 欄又は別表第 2 の第 2 欄に掲げる数量に対する割合の和が 1 を超えるもの。ただし、その濃度が 74 ベクレル毎グラム以下の固体のもの及び密封されたものでその数量が 3.7 メガベクレル以下のものを除く。

3 放射線業務  
安衛法施行令別表第 2 に掲げる業務(下記(2))

る業務)

- 1 エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務
- 2 サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用又は電離放射線(アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線及びエックス線をいう。下記 5 において同じ)の発生を伴う当該装置の検査の業務
- 3 エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査の業務
- 4 厚生労働省令で定める放射性物質を装備している機器の取扱いの業務
- 5 4 に規定する放射性物質又は当該放射性物質若しくは 2 に規定する装置から発生した電離放射線によって汚染された物の取扱いの業務
- 6 原子炉の運転の業務
- 7 坑内における核原料物質の掘採の業務

(3) 線量の限度(第 3 条の 2～第 6 条)

- ① 施設等における線量の限度(第 3 条の 2) (表 12)
- ② 放射線業務従事者の被ばく限度(第 4 条～第 6 条) (表 13)

5 事業者が講ずべき措置 (主なもの) (表 14)

(2) 業務 (安衛法施行令別表第 2 に掲げ



## II-7 酸素欠乏症等防止規則（昭和47年9月30日労働省令第42号）

### 酸素欠乏等による健康障害

#### (1) 酸素欠乏症

##### 酸素濃度と症状

酸素濃度(%)	症 状
16～12	脈拍、呼吸数の増加。細かい筋作業がうまくいかない。頭痛、吐き気、耳鳴
14～9	判断力低下。不安定な精神状態。酩酊状態。体温上昇、全身脱力、チアノーゼ
10～6	意識不明、中枢神経障害。不規則な呼吸。チアノーゼ
10～6以下	昏睡、呼吸停止。心臓停止

#### (2) 硫化水素

低濃度では、眼や気道の粘膜刺激症状が生じる。高濃度では、甘い臭いに近くなり、次いで嗅覚が麻痺し、

警告性がなくなるので注意を要する。高濃度になると、頭痛、めまい、歩行の乱れ、呼吸障害を起こす。さらに高濃度になると脳細胞が障害され、意識消失、呼吸麻痺、肺水腫による窒息死の危険がある。

### 1 制定の背景・経緯及びその後の主な改正点

(1) 酸素欠乏による災害は古くから発生していたが、多くの事故は有害ガスの発生によるものとして処理されていた。

1960年代の高度成長期以降に労働衛生上の問題としてとらえられ、特に、東京における地下工事の増加とともに事故が相次ぎ、その原因が酸素欠乏によるものであることが判明し、また、1963年(昭和38年)には、バナナ熟成加工作業中の死亡災害が相次いで発生したことから、旧労働省は通達として、「バナナ熟成

加工における窒息防止対策について」(昭和39年4月14日基発第485号)を発出し、さらに昭和42年に「酸素欠乏症の防止について」(昭和42年11月18日安発第61号)を発出したが、全国的に見ると酸素欠乏症の発生件数は年を追って増加傾向を示していた。

1971年(昭和46年)7月に、東京の建設工事における圧気工法による酸素欠乏事案が見られ、公害問題とともに労働衛生上の問題としてマスコミに大きく取り上げられた。

以上の状況の中、1971年(昭和46年)9月13日労働基準法の規定に基づいて「酸素欠乏症防止規則」(労働省令26号。以下「旧規則」という)が公布され、同年9月27日に施行された。

そして翌年の1972年(昭和47年)6月8日に公布された安衛法の規定に基づき、同年9月30日に新たに「酸素欠乏症防止規則」が公布され、上記の旧規則は、全面的な検討を加え廃止された。新しい規則の主な内容は以下のとおりである。

ア 酸素欠乏危険場所が安衛法施行令の別表において定められるとともに、酸素欠乏危険作業の範囲が一部拡大したこと。

イ 酸素欠乏危険作業については、酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならないとしたこと。

ウ 酸素欠乏危険作業に労働者を就かせようとする事業者が行うべき特別教育の教育科目を定めたこと。

#### (2) その後の主な改正

##### ① 昭和57年5月20日(政令第124号及び労働省令第18号)による改正

酸素欠乏症防止対策の対象としていた清掃業等の作業現場において、有機物が微生物により分解されて生ずる硫化水素による中毒の災害が多発していることにかんがみ、以下の改正を行うとともに、規則の名称を「酸素欠乏症等防止規則」(以下、「酸欠則」という。)と改めた。

ア 安衛法施行令別表第 6 の酸素欠乏危険作業場所の範囲が拡大されたこと。

イ 酸素欠乏危険作業を、第 1 種酸素欠乏危険作業及び第 2 種酸素欠乏危険作業の 2 区分にしたこと。

1 酸素欠乏 空気中の酸素の濃度が 18 パーセント未満である状態 2 酸素欠乏等 上記 1 に該当する状態又は空気中の硫化水素の濃度が 100 万分の 10 を超える状態 3 酸素欠乏症
--

ウ 安衛法施行令別表 6 に掲げる酸素欠乏危険場所における作業については、作業主任者を選任しなければならないこととしたこと。

エ 第 2 種酸素欠乏危険作業に係る措置等は、酸素欠乏症の防止に係る措置等に硫化水素中毒の防止に係る措置等を追加したこと

オ 地下室等の通風が不十分な場所におけるプロパンガスや都市ガス等の配管を取り外し、または取り付ける作業で講ずべき措置を新たに規定したこと。

## 2 構成

- |   |
|---|
| (1) 第 1 章 総則(第 1 条、第 2 条)<br>(2) 第 2 章 一般的防止措置(第 3 条～第 17 条)<br>(3) 第 3 章 特殊な作業における防止措置(第 18 条～第 25 条の 2)<br>(4) 第 4 章 酸素欠乏危険作業主任者技能講習及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習(第 26 条～第 28 条)<br>(5) 第 5 章 雑則(第 29 条)<br>附則 |
|---|

## 3 事業者の責務(第 1 条)

「事業者は、酸素欠乏症等を防止するため、作業方法の確立、作業環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

なお、「その他必要な措置」には、工程及び工法の適正化、保護具の使用等がある(昭 57・6・14 基発第 407 号)。

## 4 定義および範囲(第 2 条)

酸素欠乏の空気を吸入することにより生ずる症状が認められる状態

4 硫化水素中毒  
 硫化水素の濃度が 100 万分の 10 を超える空気を吸入することにより生ずる症状が認められる状態

5 酸素欠乏症等  
 酸素欠乏症又は硫化水素中毒

6 酸素欠乏危険作業  
 安衛法施行令別表第 6 に掲げる酸素欠乏危険場所※における作業

7 第一種酸素欠乏危険作業  
 酸素欠乏危険作業のうち、第二種酸素欠乏危険作業以外の作業

8 第二種酸素欠乏危険作業  
 酸素欠乏危険場所のうち、安衛法施行令別表第 6 第 3 号の 3、第 9 号又は第 12 号に掲げる酸素欠乏危険場所における次の作業

- ① 海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きよ、マンホール、溝若しくはピット又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある熱交換器等の内部
- ② し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はピットの内部

※酸素欠乏危険場所 (安衛法施行令別表第 6)

1 以下の地層に接し、又は通ずる井戸等(井戸、井筒、たて坑、ずい道、潜函、ピットその他これらに類するものをいう。次の 2 において同じ。)の内部

- ① 上層に不透水層がある砂れき層のうち含水、湧水がなく、又は少ない部分
- ② 第一鉄塩類又は第一マンガン塩類を含有している地層

- ③ メタン、エタン又はブタンを含有する地層
- ④ 炭酸水を湧出しており、又は湧出するおそれのある地層
- ⑤ 腐泥層
- 2 長期間使用されていない井戸等の内部
- 3 ケーブル、ガス管その他地下に敷設される物を収容するための暗きょ、マンホール又はピットの内部
- 3の2 雨水、河川の流水又は湧水が滞留しており、又は滞留したことがある槽、暗きょ、マンホール又はピットの内部
- 3の3 海水が滞留しており、若しくは滞留したことがある熱交換器、管、暗きょ、マンホール、溝、ピット(以下「熱交換器等」という。)又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことがある熱交換器等の内部
- 4 相当期間密閉されていた鋼製のボイラー、タンク、反応塔、船倉その他その内壁が酸化されやすい施設(その内壁がステンレス鋼製のもの又はその内壁の酸化を防止するために必要な措置が講じられているものを除く。)の内部
- 5 石炭、亜炭、硫化鉱、鋼材、くず鉄、原木、チップ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホッパーその他の貯蔵施設の内部
- 6 天井、床若しくは周壁又は格納物が乾性油を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室、倉庫、タンク、船倉その他通風が不十分な施設の内部
- 7 穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきのこ類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピットの内部
- 8 しょう油、酒類、もろみ、酵母その他発酵する物を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、むろ又は醸造槽の内部
- 9 し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れ

- てあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きょ、マンホール、溝又はピットの内部
- 10 ドライアイスを使用して、冷蔵、冷凍又は水セメントのあく抜きを行っている冷蔵庫、冷凍庫、保冷貨車、保冷貨物自動車、船倉又は冷凍コンテナの内部
- 11 ヘリウム、アルゴン、窒素、フロン、炭酸ガスその他不活性の気体を入れてあり、又は入れたことのあるボイラー、タンク、反応塔、船倉その他の施設の内部
- 12 上記 1 から 11 に掲げる場所のほか、厚生労働大臣が定める場所

(注) 1 上記 12 の「厚生労働大臣が定める場所」は、現在のところ具体的な定めはない。

2 上記場所に該当すれば、当該場所における酸素の濃度あるいは硫化水素の濃度如何にかかわらず、当該場所における作業は、酸素欠乏危険作業に該当する。

- 5 事業者が講ずべき措置（主なもの）**
- 酸素欠乏危険場所における一般的防止措置と個々の特殊な作業についての防止措置について分けて定めている。
- (1) 酸素欠乏危険場所における一般的防止措置(第 3 条～第 17 条)(表 15)
  - (2) 特殊な作業における防止措置(第 18 条から第 25 条の 2)(表 16)
- 酸素欠乏危険場所における防止措置は、上記(1)の酸素欠乏危険場所における一般的防止措置に加えて、圧気工法による作業、特定の地層に通じる井戸等が設けられている地下室等における作業、し尿等を入れてある設備等の改造等の作業等特殊な作業又は冷蔵室等特殊な施設において発生する酸素欠乏症等を防止するため必要な措置を定めている。また、事

業者が当該措置を講じることにより、公衆災害の防止にも寄与することとなる(昭和57年6月14日基発第407号)。

## II-8 事務所衛生基準規則（昭和47年9月30日労働省令第43号）

### 1 制定の背景・経緯及びその後の主な改正点

(1) 建築物内の衛生管理については、1972年(昭和47年)安衛法制定前の旧安衛則において工場の現場、事務所などの区別を問わずその基準が定められていたが、事務所における衛生の確保を一層図る必要性があり、1971年(昭和46年)、事務所衛生基準規則(労働省令第16号。以下「旧規則」という。)が制定された。

1972年(昭和47年)10月の安衛法及び同施行令の施行に伴い、旧規則を全面的に検討を加え、騒音、振動の防止、十分な飲料水の供給、被服の乾燥設備の設置等の規制をさらに追加して充実整備し事務所における衛生水準をより適切にした内容の事務所衛生基準規則(昭和47年労働省令第43号。以下「事務所則」という。)が制定された。したがって、事務所(これに附属する食堂及び炊事場を除く。)における衛生基準については、安衛則第3編「衛生基準」の規定は適用されない(事務所則第1条第2項)。

なお、旧規則の通達で、事務所則にこれに相当する規定があるものについては、当該規定に関し出されたものとして取り扱うこととされている(昭和47年9月18日基発第595号)。

また、「建築物における衛生的環境

の確保に関する法律」(昭和45年法律第20号。)は、特定建築物(興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供せられる相当程度の規模を有する建築物)の所有者、占有者等を義務主体としてとらえ、建築物そのものに着目して「建築物環境衛生管理基準」により規制しているのに対し、事務所則は、安衛法第2条第3号にいう事業者を義務主体としてとらえられているが、両者は十分調整されたものである

とされている(昭和48年6月11日基発

第326号、平成16年6月21日基発第0621004号)。

(2) その後の主な改正

① 平成16年3月30日(厚生労働省令第70号)による改正

ア 住宅等における多様な建築材料等の普及等に伴い、ホルムアルデヒド等の化学物質による室内空気汚染と、それによる健康影響の問題に対応するため、室のホルムアルデヒドの濃度の基準を定めることとしたこと。

イ 技術の改良等に伴い、空気環境の調整を行わなければならない空気調和設備及び機械換気設備について、中央管理方式のものに限定しないこととしたこと。

ウ ねずみ、昆虫等に対して、その生息状態等を調査した上で合理的な防除ができること、また、防除のための殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、薬事法(昭和35年法律第145号)上の承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いなければならないことについて明確にしたこと。

② 令和3年12月1日(厚生労働省令第188号)による改正

社会状況の変化に対応して、空気調和設備を設けている場合の室の気温、照度の基準、便所の設備及び救急用具等について改正された(第5条、第10条、第17条、第17条の2、安衛則



628条、同第634条)。

## 2 構成

- |   |
|---|
| (1) 第1章 総則(第1条)<br>(2) 第2章 事務室の環境管理(第2条～第12条)<br>(3) 第3章 清潔(第13条～第18条)<br>(4) 第4章 休養(第19条～第22条)<br>(5) 第5章 救急用具(第23条)<br>附則 |
|---|

## 3 定義及び範囲

<p>事務所 (第1条)</p> <p>建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号※に掲げる建築物又はその一部で、事務作業(カードせん孔機、タイプライターその他の事務用機器を使用して行う作業を含む。)に従事する労働者が主として使用するもの</p> <p>※(建築基準法第2条第1号)</p> <p>建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造の物を含む。)、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットフォームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含む。</p> <p>空気調和設備(第5条第1項)</p> <p>空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給することができる設備</p> <p>機械換気設備(第5条第1項)</p> <p>空気を浄化し、その流量を調節して供給することができる設備</p>
---

## II-9 粉じん障害防止規則 (昭和54年4月25日労働省令第18号)

### じん肺による障害

「じん肺」とは、粉じんを吸入することによって肺に生じた繊維増殖性変化を主体とする疾病である(じん肺法第2条)。吸入された粉じんは肺に沈着すると炎症が生じ、肺組織は次第に破壊され繊維化し固くなることから、肺で酸素と二酸化炭素のガス交換ができなくなり、進行すると咳、痰、呼吸困難が見られる。また、ヘモグロビンの酸素飽和度が低下することで皮ふや唇が青白く見えるチアノーゼが認められる。

現在、じん肺の治療法は確立されておらず、また、じん肺がある程度進行すると、粉じんへのばく露を中止しても肺の繊維化は進行する性質がある。

じん肺は種々の合併症にかかりやすくなるが、肺結核、続発性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸、原発性肺がんは、じん肺の進展経過に応じてじん肺と密接な関係がある。

## 4 事業者が講ずべき措置 (表17) 事務所の衛生基準

### 1 制定の背景及び経緯並びにその後の主な改正点

- (1) 古くからじん肺は、代表的な職業性疾病の一つであるが、粉じんの発散形態が産業によって異なること、粉じん



の種類や形状が多様であること、堆積した粉じんによる2次発じん等、その防止対策は複雑であり総合的な対応を必要とするものであることから、1960年(昭和35年)3月31日のじん肺法(法律第30号)の制定以降、労働省(現厚生労働省)に設置されていたじん肺審議会において職場環境の改善、労働衛生教育の実施等予防対策の一層の重要性等について検討が行われてきた。

他方、1976年(昭和51年)9月、日本産業衛生学会から「じん肺法改正に関する意見書」が労働省に提出され、粉じん職場における環境管理等の充実等について述べられた。

なお、粉じんについて安衛則第3編「衛生基準」において定めている規定は、実際の粉じん作業あるいは粉じん職場において具体性に乏しく、必ずしも実効は十分とは言えないものであった。

このような背景あるいは状況の中、労働省は専門家による検討及び実態調査を進め、安衛法の特別規則としてより具体的な規制を行うことが必要であるとの結論に達し、1978年(昭和53年)3月29日、「粉じん障害防止規則案要綱」を中央労働基準審議会及びじん肺審議会に諮問し、両審議会において調査・審議の結果、同年8月31日中央労働基準審議会から、9月4日じん肺審議会から労働大臣あて答申され、労働省はこの答申の趣旨を踏まえて、翌1979年(昭和54年)4月25日、粉じん障害防止規則(労働省令第18号。以下「粉じん則」という。)を公布した。

なお、粉じん則の制定に際して、粉じん作業の範囲については、以後、じん肺審議会において長期的かつ計画的に検討を続けることとされ、じん肺審議会の中に粉じん作業部会が設けられた。

## (2) その後の主な改正

### ① 昭和56年7月22日(労働省令第26号)による改正

坑内であって、じん肺法施行規則(昭和35年3月31日労働省令第6

号)別表第1号、第2号、第3号又は第5号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが堆積し、又は付着した機械設備若しくは電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業を粉じん作業として追加したこと。

### 1 昭和60年1月14日(労働省令第2号)による改正

港湾荷役に関する粉じん作業の範囲を拡大することが適当であるとするじん肺審議会の報告に基づき、鉱物等を運搬する船舶の船倉内で鉱物等をかき落とし、又はかき集める作業を粉じん作業に追加したこと。

### ③ 昭和63年9月1日(労働省令第26号)による改正

安衛法の改正に伴い、粉じんを著しく発散する屋内作業場について作業環境測定を行ったときは、その結果を評価し、その評価に基づく措置等について追加、改正を行ったこと。

### ④ 平成10年3月25日(労働省令第10号)による改正

一定の特定粉じん発生源について、局所排気装置と同様に特定粉じん発生源等に対する措置の一つとしてプッシュプル型換気装置の設置を認めるものとしたこと。

また、同装置については、1年以内ごとに1回、定期に自主検査を行わなければならないものとしたこと。

### ⑤ 平成19年12月4日(厚生労働省令第143号)による改正

ずい道等の建設を行う作業場において、技術の進歩、作業方法の変化により粉じんの発生量が増加したことを踏まえ、主に、ずい道等建設工事における作業、屋内における金属を自動溶断し又は自動アーク溶接作業における粉じん障害防止対策を以下のように強化したこと。

ア「粉じん作業」(粉じん則別表第1)として、次に掲げる作業を規定したこと。

- i) ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業
  - ii) 屋内において、金属を溶断し、又はアーク溶接する作業のうち、自動溶断し、又は自動溶接する作業
- イ 粉じん作業を行う坑内作業場については、換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならないこととしたこと。
- ウ ずい道等の建設の作業のうち、一定の作業に労働者を従事させる場合は、電動ファン付き呼吸用保護具を使用させなければならないこととしたこと。

⑥ 平成 26 年 6 月 25 日(厚生労働省令第 70 号)による改正

屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業が呼吸用保護具の使用義務の対象作業となったこと。

⑦ 平成 27 年 8 月 10 日(厚生労働省令第 131 号)による改正

粉じん作業に、鋳物を製造する工程において砂型を成型する作業を追加したこと。

⑧ 平成 29 年 4 月 11 日(厚生労働省令第 58 号)による改正

屋外における鉱物等の破碎作業が呼吸用保護具の使用義務の対象となったこと。

2 構成

- (1) 第 1 章 総則(第 1 条～第 3 条)
  - (2) 第 2 章 設備等の基準(第 4 条～第 10 条)
  - (3) 第 3 章 設備の性能等(第 11 条～第 16 条)
  - (4) 第 4 章 管理(第 17 条～第 24 条の 2)
  - (5) 第 5 章 作業環境測定(第 25 条～第 26 条の 4)
  - (6) 第 6 章 保護具(第 27 条)
- 附則  
別表

3 事業者の責務(第 1 条)

「事業者は、粉じんさらされる労働者の健康障害を防止するため、設備、作業工程又は作業方法の改善、作業環境の整備等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」(第 1 項)

また、「事業者は、じん肺法(昭和 35 年法律第 30 号)及びこれに基づく命令並びに労働安全衛生法に基づく他の命令の規定によるほか、粉じんさらされる労働者の健康障害を防止するため、健康診断の実施、就業場所の変更、作業の転換、

作業時間の短縮その他健康管理のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない」(第 2 項)としている。

以上のことから、事業者は、じん肺を起こすことが明らかな粉じん以外の粉じんによる健康障害の防止についても適切な措置を講ずるように努めなければならないものである(昭 54・7・26 基発第 382 号)。

4 定義及び範囲(第 2 条)

- 1 粉じん作業 (図 6)  
別表第 1 に掲げる作業のいずれかに該当するものをいう。ただし、当該作業場における粉じんの発散の程度及び作業の工程その他からみて、この省令に規定する措置を講ずる必要がないと当該作業場の属する事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長が認定した作業を除く。
- 2 特定粉じん発生源  
別表第 2 に掲げる箇所をいう。
- 3 特定粉じん作業  
粉じん作業のうち、その粉じん発生源が特定粉じん発生源であるものをいう。

上記の定義については、以下の解釈例規がある(昭 54・7・26 基発第 382 号)。

- 1 粉じん則における「粉じん作業」は、じん肺の予防措置を講じる必要のある作業であり、じん肺法に定める「粉じん作業」のうち、特定化学物質等障害予防規則

(昭

和 47 年労働省令第 39 号)において予防措置が規定されている石綿に係る作業を除いたものと同一である。

2 「特定粉じん発生源」は、粉じん作業に

係る粉じん発生源のうち、作業工程、作業の態様、粉じん発生の態様等からみて一定の発生源対策を講ずる必要があり、かつ、有効な発生源対策が可能であるものであり、具体的には屋内又は坑内において固定した機械又は設備を使用して行う粉じん作業に係る発生源が原則として列挙されたものである。

5 事業者が講ずべき措置 (主なもの) (表 18)

6 特例・適用除外

(1) 特例(第 3 条)

以下に掲げる作業を設備による注水又は注油をしながら行う場合には、当該作業に従事する労働者がじん肺にかかるおそれがないことから、第 2 章(設備等の基準)から第 6 章(保護具)までの規定は適用されない。

① 別表第 1 第 3 号に掲げる作業のうち、坑内の、土石、岩石又は鉱物(以下「鉱物等」という。)をふるい分ける場所における作業
② 別表第 1 第 6 号に掲げる作業
③ 別表第 1 第 7 号に掲げる作業のうち、研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する場所における作業
④ 別表第 1 第 8 号に掲げる作業のうち、次に掲げる作業 イ 鉱物等又は炭素を主成分とする原料(以下「炭素原料」という。)を動力によりふるい分ける場所における作業 ロ 屋外の、鉱物等又は炭素原料を動力により破碎し、又は粉砕する場所における作業
⑤ 別表第 1 第 15 号に掲げる作業のうち、砂を再生する場所における作業

なお、じん肺法においては、粉じん則第 3 条各号(上記①～⑤)に規定する作業が設備による注水又は注油しながら行われていれば、「粉じん作業」から除外されている(第 2 条)。

これに対して粉じん則においては、発じん防止のための粉じん発生源対策を講ずることが目的であることから、本規則の「粉じん作業」からは除外しないで、特例により他の規定は適用しないこととしている。

(2) 設備についての適用除外(第 7 条第 9 条)

以下のいずれかに該当する場合には、前記 5 に掲げる設備についての措置は、講じなくてもよい。

① 臨時の粉じん作業を行う場合等(第 7 条) 次のいずれかに該当する場合であつて、その作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させたとき イ 臨時の特定粉じん作業を行う場合 ロ 同一の特定粉じん発生源に係る特定粉じん作業を行う期間が短い場合 ハ 同一の特定粉じん発生源に係る特定粉じん作業を行う時間が短い場合
② 研削といし等を用いて特定粉じん作業を行う場合(第 8 条) 次のいずれかに該当する場合であつて、その作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させたとき。 この場合において、屋内作業場にあつては全体換気装置による換気を、坑内作業場にあつては換気装置による換気を実施しなければならない。 イ 使用前の直径が 300 ミリメートル未満の研削といしを用いて特定粉じん作業を行う場合 ロ 破碎又は粉砕の最大能力が毎時 20 キログラム未満の破碎機又は粉砕機を用いて特定粉じん作業を行う場合 ハ ふるい面積が 700 平方センチメートル未満のふるいわけ機を用いて特定粉じん作業を行う場合 ニ 内容積が 18 リットル未満の混合機を用いて特定粉じん作業を行う場合

③ 作業場の構造等により設備等を設けることが困難な場合(第9条)

作業場の構造、作業の性質等により措置を講じることが著しく困難であると所轄労働基準監督署長が認定したとき。この場合において、その作業する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、屋内作業場にあつては全体換気装置による換気を、坑内作業場にあつては換気装置による換気を実施しなければならない

。

## II-10 石綿障害予防規則（平成 17 年 2 月 24 日 厚生労働省令第 21 号）

### 石綿による健康障害

石綿繊維の粉じんを吸入することにより生じる石綿関連疾患は、以下のとおりである。

#### 1 石綿肺

石綿ばく露から 10 年以上、多くは 30～40 年後に胸部レントゲンで下肺野に不整形陰影を示す初期の病変が現れる。予後は他のじん肺に比べて良くない。特に肺がん、中皮腫、気胸、胸水、気管支炎などの合併に注意が必要である。

#### 2 肺がん

石綿ばく露開始から 20～50 年の潜伏期間の後に発症することが多い。石綿のばく露量が多いほど肺がんのリスクは高くなる。

#### 3 中皮腫

中皮細胞に由来する胸膜・腹膜・心膜・精巣鞘膜より発生する悪性腫瘍であり、石綿ばく露からおおむね 30～50 年後に発症する。石綿関連疾患の中で最も潜伏期間が長く、また他の疾患に比べてより少ないばく露量でも発症することが知られている。特にクロシドライト(青石綿)は発がん性が高い

通常、中皮腫発症後、数年以内に死

亡に至り、5 年以上の生存はまれであり、根治的治療法は今のところない。

### 1 制定の背景及び経緯並びにその後の主な改正点

(1) 石綿による健康障害の予防については、安衛法及び特化則等に基づいて必要な措置が講じられてきた。

その後、1995 年(平成 7 年)、有害性の強い青石綿(クロシドライト)及びアモサイト(茶石綿)を含有する製品の製造等、また 2004 年(平成 16 年)には白石綿(クリソタイル)等の石綿を含有する製品の製造等が禁止された。

1970 年代から輸入された石綿の多くは、建築物の建材として使用され、その解体等の作業が予想され、また、石綿が他の特定化学物質とは措置の内容が大きく異なることから、新たに建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等の充実を図った単独の規則として、2005 年(平成 17 年)2 月 24 日、「石綿障害予防規則」（厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）が公布され、同年 7 月 1 日から施行された。この石綿則において、特化則から変更された主な事項は、以下のとおりである。

① 石綿を含有する製品の使用状況等を把握し、計画的に石綿を含有しない製品に代替えるように努めなければならないこととしたこと。

② 建築物又は工作物の解体、破砕等の作業を行うに際して、あらかじめ事前調査・分析調査を行い、これに基づき作業計画を策定して作業を行うこととしたこと。

③ 石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去作業うち、石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがある作業を行うときは、あらかじめ、作業届を所轄労働監督署長に提出しなければならないこととしたこと。

④ 労働者を就業させる建築物に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等に



よりその粉じんを発散させ、労働者がばく露するおそれがあるときは、石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこととしたこと。

- ⑤ 石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に係る業務を特別教育の対象としたこと。

(2) その後の主な改正

- ① 平成 18 年 8 月 2 日安衛法施行令改正(平成 18 年政令第 257 号)

ア 「石綿及び石綿をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物」の製造、輸入、譲渡、提供または使用を禁止することとしたこと。

イ 作業主任者を選任すべき作業、作業環境測定を行うべき作業場、健康診断を行うべき有害な業務について、規制の対象となる物の石綿の含有率(重量比)を 1 パーセントから 0.1 パーセントに改め、規制の対象範囲を拡大するとともに、製造等が禁止されたことに伴う所要の規定の整備を行ったこと(安衛法施行令第 6 条、第 18 条、第 21 条から第 23 条まで。別表第 9)

- ② 平成 18 年 8 月 2 日(厚生労働省令第 147 号)による改正

ア 吹き付けられた石綿等がその粉じんを発散させ、および労働者がその粉じんにばく露するおそれがある場合における当該石綿等の封じ込めまたは囲い込みの作業について、事前調査の実施、作業計画の作成、作業の届出、特別教育の実施が必要であるとしたこと(第 3 条から第 5 条まで、第 8 条、第 9 条、第 27 条関係)

イ 作業の記録および健康診断の結果の記録について、記録した時点から 30 年間保存することとされていたところであるが、石綿による疾患の潜伏期間が長期であることを踏まえ、労働者が常時石綿等を取り扱う作業に従事しないこととなった日から 40 年間保存する

ものとしたこと。また、作業環境測定の結果およびその評価の記録についても、40 年間保存することとしたこと(第 35 条から第 37 条まで、第 41 条関係)。

- ③ 平成 20 年 11 月 12 日政令第 349 号による改正

石綿等の取扱いまたは試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務および石綿等の製造または取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務を、特殊健康診断の対象業務とすることとしたこと(安衛法施行令第 22 条第 1 項および第 2 項関係)。

- ④ 平成 21 年 2 月 5 日(厚生労働省令第 9 号)による改正

ア 石綿等が使用されている保温材、耐火被覆剤等の除去の作業であって、石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業が伴うものを、隔離の措置を講じなければならぬ作業としたこと(第 6 条、第 7 条)。

イ 隔離された作業場所において、吹き付けられた石綿等の除去の作業に労働者を従事させる場合に使用させる呼吸用保護具を、電動ファン付き呼吸用保護具またはこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器もしくは送気マスクに限ることとしたこと(第 14 条関係)。

- ⑤ 平成 26 年 3 月 31 日(厚生労働省令第 50 号)による改正

ア 石綿を含む保温材、耐火被覆材等の損傷等により石綿等の粉じんを発散させ、労働者が粉じんにばく露するおそれがある場合における、当該保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等のばく露止措置等が定められたこと(第 10 条関係)。

イ 保温材、耐火被覆材等の封じ込め、囲い込みの作業についても、事前調査の実施、作業計画の策定、作業の届出、特別教育の実施等が必要であるとしたこと(第 3 条から第 5 条まで、第 8 条、第 9 条、第 27 条関係)



⑥ 平成 30 年 4 月 6 日政令第 156 号及び平成 30 年 4 月 6 日(厚生労働省令第 59 号)による改正

解体等作業における労働者の石綿ばく露防止のための分析、教育等に用いる石綿を確保するため、石綿の分析のための試料の用に供される石綿、石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿等を、一定の条件により製造等が禁止される物から除外することとし、これに伴う対策として、設備、測定、健康診断等の規定が整備されたこと(安衛法施行令第 16 条、第 17 条関係)。

⑦ 令和 2 年 7 月 1 日(厚生労働省令第 134 号)による改正

ア 建築物等の解体又は改修を行うときにあらかじめ行う事前調査について、設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等、調査方法の明確化を図ったこと(第 3 条、第 4 条の 2 関係)。

イ 吹き付けられた石綿等及び石綿含有保温材等の除去等に係る措置、石綿含有成形品の除去に係る措置及び石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去に係る措置等について定めたこと(第 6 条、第 6 条の 2、第 6 条の 3 関係)

2 構成

- (1) 第 1 章 総則(第 1 条、第 2 条)
- (2) 第 2 章 石綿等を取り扱う業務等に係る措置(第 3 条～第 15 条)
- (3) 第 3 章 設備の性能等(第 16 条～第 18 条)
- (4) 第 4 章 管理(第 19 条～第 35 条の 2)
- (5) 第 5 章 測定(第 36 条～第 39 条)
- (6) 第 6 章 健康診断(第 40 条～第 43 条)
- (7) 第 7 章 保護具(第 44 条～第 46 条)
- (8) 第 8 章 製造等(第 46 条の 2～第 48 条の 4)
- (9) 第 8 章の 2 石綿作業主任者技能

講習(第 48 条の 5)  
(10) 第 9 章 報告(第 49 条、第 50 条)  
附則

3 事業者の責務 (第 1 条)

「事業者は、石綿による労働者の肺がん、中皮腫その他の健康障害を防止するため、作業方法の確立、関係施設の改善、作業環境の整備、健康管理の徹底その他必要な措置を講じ、もって、労働者の危険の防止の趣旨に反しない限りで、石綿にばく露される労働者の人数並びに労働者がばく露される期間及び程度を最小限度にするように努めなければならない。」(第 1 項)

「事業者は、石綿を含有する製品の使用状況等を把握し、当該製品を計画的に石綿を含有しない製品に代替するよう努めなければならない。」(第 2 項)

<関連通達(平成 17 年 3 月 18 日基発第 0318003 号)>

(1) 第 1 項の「労働者の危険の防止の趣旨に反しない限り」とは、石綿にばく露される労働者の人数並びにばく露される期間及び程度を最小限度にすることを重視するあまり、例えば取り外した建材を保持する労働者の人数を制限したため、労働者が建材の重量に耐えられず建材を落下させ、負傷する等労働者の安全の確保に支障が生じることのないように留意すべきことを定めたものであること。

(2) 第 2 項は、石綿による重篤な健康障害のおそれを低減するためには、現段階で石綿を含有しない製品への代替が可能であるものはもとより、それ以外の石綿含有製品についても、早急に技術開発、実証試験等を推進し、着実に石綿を含有しない製品への代替化を図る必要があることから、施設、設備等における石綿含有製品の使用状況を把握し、当該施設、設備等の検査、修理、改造、更新等の機会を捉え、計画的に石綿を含有しない製品への代替化を図ることについて規定したものであること。

なお、石綿含有製品については、国民の安全確保の観点から代替化が困難なも

のを除き製造等を禁止していることを踏まえ、石綿を新たな製品に使用してはならないこと。

#### 4 定義及び範囲(第2条)

1	石綿等 安衛法施行令第6条第23号に規定する石綿等をいう。
2	石綿分析用試料等 安衛法施行令第6条第23号に規定する石綿分析用試料等をいう。

「石綿等」とは、石綿若しくは石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物(令第6条第23号)をいい、クリソタイル等及びこれをその重量の0.1パーセントを超えて含有するものをいう(平18・8・11基発第0811002号)。

#### 5 事業者が講ずべき措置（主なもの） （表19）

### II-11 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年12月22日厚生労働省令第152号）

#### 1 規則制定及びその後の改正の経緯

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年12月22日厚生労働省令第152号。以下「除染電離則」という。）は、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「特別措置法」という。）に基づいて、除染等の作業に従事する労働者の放射線障害を防止するための防護措置が実施されることが必要であることから、従来の電離則

とは別に制定され、翌平成24年に大幅に改正され(平成24年6月15日厚生労働省令第94号)、除染等業務に特定汚染土壌等取扱業務が追加され、また、新たに特定線量下業務が規定された。

#### 2 構成

- |  |
|--|
| (1) 第1章 総則（第1条、第2条）                          |
| (2) 第2章 除染等業務における電離放射線障害の防止(第3条～第25条)        |
| (3) 第3章 特定線量下業務における電離放射線障害の防止(第25条の2～第25条の9) |
| (4) 第4章 雑則(第26条～第30条)                        |
| 附則   |

#### 3 事業者の責務（第1条）

「事業者は、除染特別地域等内において、除染等業務従事者及び特定線量下業務従事者その他の労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように努めなければならない。」

第1条は、放射線により人体が受ける線量が除染電離則に定める限度以下であっても、確率的影響の可能性を否定できないため、除染電離則全般に通じる基本原則を規定したものである。

基本原則を踏まえた具体的実施内容としては、特定汚染土壌等取扱業務又は特定線量下業務を実施する際に、当該業務に従事する労働者の被ばく低減を優先し、次に掲げる事項に留意の上、あらかじめ、作業場所における除染等の措置が実施されるよう努めることである。

ア ICRP(国際放射線防護委員会)で定める正当化の原則から、一定以上の被ばくが見込まれる作業については、被ばくによるデメリットを上回る公益性や必要性が求められることに基づき、特定汚染土壌等取扱業務従事者の被ばく低減を優先して、作業を実施する前にあらかじめ、除染等の措置を実施するように努めること。

ただし、特定汚染土壌等取扱業務のうち、除染等の措置を実施するために最低限必要な水道や道路の復旧等については、除染や復旧等を進めるために必要不可欠という高い公益性及び必要

性に鑑み、あらかじめ除染等の措置を実施できない場合があるとともに、覆土、舗装、農地における反転耕等、除染等の措置と同等以上の放射線線量の低減効果が見込まれる作業については、除染等の措置を同時に実施しているとみなしても差し支えないこと。

イ 正当化原則に照らし、最低限必要な水道や道路の復旧等以外の特定汚染土壌等取扱業務を継続して行う事業者は、労働時間が長いことに伴って被ばく線量が高くなる可能性があること、必ずしも緊急性が高いとはいえないことも踏まえ、あらかじめ、作業場所周辺の除染等の措置を実施し、可能な限り線量低減を図った上で、原則として、被ばく線量管理を行う必要がない平均空間線量率(2.5 マイクロシーベルト毎時以下))のもとで作業に就かせるよう努めること。(平 23・12・22 基発 1222 号第 7 号、平 24・6・15 基発 0615 第 7 号)

#### 4 定義及び範囲（第 2 条）

1	事業者 除染等業務又は特定線量下業務を行う事業の事業者
2	除染特別地域等 特別措置法第 25 条第 1 項に規定する除染特別地域又は同法第 32 条第 1 項に規定する汚染状況重点調査地域
3	除染等業務従事者 除染等業務に従事する労働者
4	特定線量下業務従事者 特定線量下業務に従事する労働者
5	電離放射線 電離則第 2 条第 1 項の電離放射線
6	事故由来放射性物質 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質(電離則第 2 条第 2 項の放射性物質に限る。)
7	除染等業務 土壌等の除染等の業務、廃棄物収集等業務及び特定汚染土壌等※取扱業務 ※特定汚染土壌等 汚染土壌等であって、当該汚染土壌

等  
に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度の値が 1 万ベクレル毎キログラムを超えるもの。

- 8 特定線量下業務  
除染特別地域等内における厚生労働大臣が定める方法によって求める平均空間線量率が事故由来放射性物質により 2.5 マイクロシーベルト毎時を超える場所において事業者が行う除染等業務その他の安衛法施行令別表第 2 に掲げる業務以外の業務
- 9 除染等作業  
除染特別地域等内における除染等業務に係る作業
- 10 特定線量下作業  
除染特別地域等内における特定線量下業務に係る作業

#### 5 被ばく限度

- (1) 除染等業務における線量の被ばく限度(第 3 条、第 4 条)
  - ① 除染等業務従事者の受ける実効線量が 5 年間につき 100 ミリシーベルト、かつ、1 年間につき 50 ミリシーベルトを超えないこと。
  - ② 女性の除染等業務従事者の受ける実効線量が 3 月間につき 5 ミリシーベルトを超えないこと(妊娠する可能性がないと診断された者を除く)。妊娠と診断された女性は、妊娠と診断されたときから出産までの間につき、内部被ばくによる実効線量については 1 ミリシーベルト、腹部表面に受ける等価線量については 2 ミリシーベルトを超えないこと。
- (2) 特定線量下業務における線量の被ばく限度(第 25 条の 2、第 25 条の 3)
  - ① 特定線量下業務従事者の受ける実効線量が 5 年間につき 100 ミリシーベルト、かつ 1 年間で 50 ミリシーベルトを超えないこと。
  - ② 女性の特定線量下業務従事者は、3 月間につき 5 ミリシーベルトを超えないこと(妊娠する可能性がないと診断された者を除く)。妊娠と診

断された女性は、妊娠と診断されたときから出産までの間につき、腹部表面に受ける等価線量については 2 ミリシーベルトを超えないこと。

## 6 事業者の講ずべき措置

除染等業務における電離放射線障害の防止措置と特定線量下業務における電離放射線障害の防止措置について定めている。（表 20）

## III 各特別規則統合の可能性について

労働災害防止のために労働安全衛生関係法令を抛りどころとする必要がある事業者等にとって、同法令は、その内容がわかりやすいものであり、かつ、容易にアプローチができることが重要である。

これまでに見てきたように、現在の労働安全衛生関係法令の体系は、安衛法を軸として安衛則及び各特別規則により具体化されているところであるが、法令自体の数の多さ、条文数の多さ、用語の難解さあるいは法令相互の関連性の複雑さ等により、必ずしも十分な理解を得られていない状況が見受けられる。

このようなことを踏まえて、現在の安衛則及び各特別規則を全体的・横断的にとらえて相互の関連性をも見ながら、例えば、これらの規則を統合する等の方法によって、より分かりやすいものとするのが可能であるのかについて検討する。

### 1 安衛則に集約する方策

まず、数多く存在する労働衛生関係の各特別規則を、現在の安衛則第 3 編「衛生基準」に組み込み、統合することを検討する。

I の 2 の (1) (4 ページ) で述べたとおり、労働衛生関係の各特別規則が適用される事項については、特別規定である各特別規則の規定が優先し、一般規定であ

る安衛則第 3 編の規定は適用されない関係にある。この相互の関係が、適用のアプローチをわかりにくくしていることの一つでもあると考えられる。

これを踏まえて、現在の安衛則第 3 編を以下のような構成とする方策を考える。

① 新たに第 1 章「総則」を設け、冒頭に現在の各特別規則第 1 条に規定している基本的事項（「事業者の責務」（特化則、高圧則、酸欠則、粉じん則及び石綿則に定めている事項）を第 1 条として規定する。

続いて、各特別規則の適用対象とはならないガス、蒸気又は粉じんに関する規定（現在の安衛則第 3 編第 1 章）を置く。

② 第 2 章以下には、各則として、それぞれの各特別規則において規定している事項を整理して置く。

③ ②に続けて、労働者の健康、風紀及び生命の保持のための措置（安衛法第 23 条の具体的規定である現在の安衛則第 3 編第 3 章から第 9 章まで）の規定を置く。

以上をまとめると下表のようになる。

（労働安全衛生規則）	
第 3 編 衛生基準	
第 1 章 総則	
第 2 章	有機溶剤による健康障害の防止
第 3 章	鉛による健康障害の防止
第 4 章	四アルキル鉛による健康障害の防止
第 5 章	特定化学物質による健康障害の防止
第 6 章	高気圧作業による健康障害の防止
第 7 章	電離放射線による健康障害の防止
第 8 章	酸素欠乏危険作業による健康障害の防止



第9章 粉じんによる健康障害の防止
第10章 石綿による健康障害の防止
第11章 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線による健康障害の防止
第12章 廃棄物の焼却施設に係る作業による健康障害の防止
第13章 事務所の衛生基準
別表

このように、各特別規則において重複する部分は整理を行い、安衛則にまとめることで、アプローチがしやすくなり、相互の関係において対比ができ、労働衛生の体系をわかりやすくすることができるのではないかと考えられる。

しかし、現在の安衛則第3編の条文数と各特別規則の条文数を合計すると600条を超える膨大なものとなる。

また、これまでに見てきたように、現在の各特別規則の制定あるいはその後の改正に至る背景及び経緯から、各特別規則それぞれの独自性や存在意義が認められていることを考え合わせると、各特別規則のすべてを安衛則にまとめて一体化することは、必ずしも適当な方策ではないものと考えられる。

## 2 現行の特化則を軸とした方策

(1) 化学物質による休業4日以上労働災害のうち、有機則、特化則等の化学物質関係の特別規則の対象外の物質によるものが約8割を占めており、また、企業規模が小さいほど、法令の遵守状況が不十分な傾向にあり、有害作業やラベル、SDSに対する理解が低いことが認められる。

また、リスクアセスメントの実施率は50%強にとどまっており、その理由は「人材がない」、「方法が分からない」などが認められる。（平成29年労働安全衛生調査(実態調査)・厚生労働省）

こうしたことから、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」の報告書(令和3年7月19日。以下、「検討会報告書」という。)は、労働者のばく露防止対策等を定めた化学物質規制体系を、現在の化学物質ごとの個

別具体的な法令による規制から、事業者による「自律的な管理」に見直すとしている。

すなわち、＜有害性の高い物質について国がリスク評価を行い、特化則等の対象物質に追加し、ばく露防止のために講ずべき措置を個別具体的に法令で定めるという現在の仕組み＞を、＜国がばく露濃度等の管理基準を定め、リスクに関する情報の伝達について整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行することを原則とする仕組み＞に見直すことが適当であるとしている。そうして、同報告書は、特化則、有機則、鉛則、粉じん則及び四アルキル鉛則の5つの規則については、自律的な管理の中に残すべき規定を除いて5年後に廃止することを想定し、その時点で十分に自律的な管理が定着していないと判断された場合は、さらにその5年後に改めて評価を行うことが適当であるとしている。

(2) 上記(1)の検討会報告書を踏まえて、令和4年5月31日に「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」(令和4年厚生労働省令第91号)が公布された。その主なポイントは、以下のとおりである。

- ① 化学物質に関する管理体制の強化  
化学物質の技術的事項の管理に係る「化学物質管理者」及び「保護具着用管理責任者」の選任を義務化すること。
- ② 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
- ③ 化学物質の自律的な管理体制の整備  
リスクアセスメント対象物へのばく露の程度を最低限度にしななければならないことを義務付け、リスクアセスメント対象物質以外の物質については、ばく露される程度を最小限度とすることを努力義務とすること。
- ④ 化学物質管理の水準が一定以上の事業場に対する個別規制の適用除外・柔軟化。

有機則、鉛則、4アルキル鉛則、特化則及び粉じん則において、個別規制の適用を除外し、当該特別規則の適用



物質に係る管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができることとし、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、当該健康診断の実施頻度を緩和できることとすること。

- (3) 各特別規則の内容からみて、特に有機則(44 物質)及び特化則(75 物質)は、多数の化学物質を対象としていること、有害因子のばく露と人体への影響との間における量—反応関係が他の各特別規則に比べてはっきりしていること、そのことに伴って、事業者が講ずべき措置について一定の共通性が見られることから、この2つの特別規則を統合することは、合理的かつ効率的であるものと考えられる。

現在の労働現場における災害の発生状況及び遵法意識等の実態について、国は、より積極的に情報を収集してその責務を果たすことが安全衛生水準の向上を図る上で重要である。

その際には、すでに述べたように、現在の各特別規則が制定された背景・経緯といったそれぞれの独自性あるいは存在理由を振り返り、国による強制力の行使及びこれに併せて、安全衛生に対する十分な知識・能力あるいは資力に乏しく災害の発生率も高く、「自律的な管理」が容易でない中小規模事業場に対するきめの細かい指導・援助を継続していくことが不可欠であると考えらる。

### 3 作業関連疾患等についての方策

- (1) 作業要因と個人的な要因がそれぞれ関与して発症する作業関連疾患※に対して事業者が講ずべき措置については、安衛則あるいは各特別規則においては、直接の規定はなく(騒音については安衛則第3編において部分的に定められている。)、指針、通達によるところであり、体系的な全体像がつかみにくく、事業者等からのアプローチもしにくいものとなっていると思われる。

※作業関連疾患：「作業条件や作業環境の状態によって、発症率が高まったり、悪化したりする疾患」(1982年WHO総会採択)。作業関連疾患として

は、筋骨格系疾患(腰痛、振動障害、頸肩腕障害等)、騒音性難聴、熱中症、脳血管疾患・虚血性心疾患、ストレス関連疾患(うつ病、神経症等)がある。

これは、作業関連疾患が、個人的な要因の関与する度合い大きいこと、また、有害因子のばく露と人体の影響との間における量—反応関係が、職業性疾患に比べて明確でないこと(因果関係が明らかではない場合があること)にも関連して、強制力を持つ法令による規制よりも、指針・通達レベルで対応する方が適切であるとされているものと考えられる。なお、安衛法は、事業者が行うべき作業管理について、「労働者の健康に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。」と定めている(第65条の3)。

- (2) 作業関連疾患のうち、筋骨格系疾患については、特に当該疾病を発症させる業務・作業をとらえて、作業管理の視点から、安衛則において一つにまとめて章立てをすることも可能ではないかと考えられるが、脳血管疾患・虚血性心疾患、ストレス関連疾患等の疾病については、現行の指針、通達レベルのままに対応することが妥当である。

なお、騒音については、Iの2の(2)(5 ページ)でも述べたようにほとんど全ての職場において共通的に発生しうること、同一の職場内において騒音の発生源が多数存在していること、したがって作業場において騒音による会話や合図などが妨げられることにより安全作業にも支障を来すおそれがあることから、現在の安衛則の中においてあらためて整理し、独立して章だてにするか、さらに進めて例えば「騒音障害防止規則」を制定することも考えられるのではないかと。なお、厚生労働省は、「騒音障害防止のためのガイドライン見直しに関する検討会」により見直し方針を公表している(令和4年4月4日)。

### 4 労働衛生関係業務における特別教育に

について

事業者が実施すべき労働衛生関係業務における特別教育については、法第 59 条第 3 項に基づき各特別規則において具体的に定められ、さらに、以下のとおり告示により、同教育の実施について必要な事項が定められている。

- ① 四アルキル鉛等業務特別教育規程（昭和 47・9・30 労働省告示第 125 号）
- ② 気圧業務特別教育規程（昭和 47・9・労働省告示第 129 号）
- ③ 透過写真撮影業務特別教育規程（昭和 50・6・26 労働省告示第 50 号）
- ④ 核燃料物質等取扱業務特別教育規程（平成 12・1・20 労働省告示第 1 号）
- ⑤ 事故由来廃棄物等処分業務特別教育規程（平成 25・4・12 厚生労働省告示第 14 号）
- ⑥ 特例緊急作業特別教育規程（平成 27・8・31 厚生労働省告示第 361 号）
- ⑦ 酸素欠乏危険作業特別教育規程（昭和 47・9・30 労働省告示第 132 号）
- ⑧ 粉じん作業特別教育規程（昭和 54・7・23 労働省告示第 68 号）
- ⑨ 石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程（平成 17・3・31 厚生労働省告示第 132 号）
- ⑩ 除染等業務特別教育及び特定線量下業務教育規程（平成 23・12・22 厚生労働省告示第 469 号）

これに対して、安衛則において具体的事項が定められている安全関係の特別教育については、安全衛生特別教育規程（昭和 47・9・30 労働省告示第 92 号）において、一括して定められており、アプローチも容易であり、また、特別教育全体についてその内容及び実施についての必要事項を体系的に検索することができる。従って、それぞれ独立している上記の衛生関係の各特別規程を一つに統合することが良いのではないかと考えられる。

なお、衛生関係の特別教育においては、電離放射線関係の上記③、④、⑤及び⑥以外については学科教育のみであり、安全関係の特別教育において定めている実技教育は特に定めがない。

この点について、衛生関係の特別教育においても作業の方法並びに保護具の取扱

い、着用及び点検の方法について、安全関係の特別教育と同じく実技教育が必要ではなからうか。

結 論

労働災害防止のために労働安全衛生法令を拠りどころとする必要がある事業者等にとって、容易にアプローチができ、かつ、内容がわかりやすいものとするを目的とした方策として、法令の統合がありうるのかの視点からまとめると下表のとおりである。

なお、第 1 章「総則」については 49 ページ①、第 5 章「労働者の健康、風紀及び生命の保持」については同③を参照のこと。

(労働安全衛生規則) 第 3 編 衛生基準 第 1 章 総則 第 2 章 化学物質による健康障害の防止 第 1 節 特定化学物質による健康障害の防止 第 2 節 有機溶剤による健康障害を防止するための措置 第 3 章 作業関連疾患の防止 第 1 節 腰部に負担のかかる作業による健康障害の防止 第 2 節 チェーンソー及びその他の振動工具を取扱う作業の健康障害の防止 第 3 節 情報機器作業による健康障害の防止 第 4 節 騒音作業による健康障害の防止 第 5 節 高温多湿な環境下における作業による健康障害の防止 第 4 章 廃棄物の焼却施設に係る作業による健康障害をの防止 第 5 章 労働者の健康、風紀及び生命の保持 第 1 節 気積及び換気 第 2 節 採光及び照明 第 3 節 温度及び湿度 第 4 節 休養
---

第5節 清潔
第6節 食堂及び炊事場
第7節 救急用具
第6章 事務所の衛生基準 別表

なお、上記安衛則に組み込んだ規則以外の下記各規則については、現行のままそれぞれ単独の規則とすることが適切であるものとする。

- ・鉛中毒予防規則
- ・四アルキル鉛中毒予防規則
- ・高気圧作業安全衛生規則
- ・電離放射線障害防止規則
- ・酸素欠乏症等防止規則
- ・粉じん障害防止規則
- ・石綿障害防止規則
- ・東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

表1 疾病の種類と労働衛生 3 管理

分類	個別疾病(例)	管理のポイント
職業性疾病 急性疾患	一酸化炭素中毒、酸素欠乏症・硫化水素中毒、有機溶剤中毒、熱中症	作業管理
慢性疾患	金属中毒、じん肺、石綿肺、有機溶剤中毒	作業環境管理
作業関連疾患 局部	情報機器作業による障害、立ち作業(腰痛)、 頸肩腕症候群	作業環境管理 作業管理
静的 精神的	ストレス関連疾患、高血圧、脳心臓疾患、糖尿病	
私傷病	遺伝病	健康管理

e 各特別規則	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
事業者が 講ずべき措置	有機 則	鉛 則	4 アル 則	特 化 則	高 圧 則	電 離 則	酸 欠 則	事 務 所 則	粉 じ ん 則	石 綿 則	除 染 則
設 備(注1)	○	○	○	○	△	△		△	○	○	
管 理 (作業主任者)	○	○	○	○	○		○			○	
(特別教育)	○	○	○	○		○			○	○	○
(定期自主検 査)									○		
測 定	○	○		○		○	○	○	○	○	○
健 康 診 断(注2)	○	○	○	○	○	○				○	○
保 護 具	○	○	○	○		○	○		○	○	○

表2 各規則において定められている「事業者が講ずべき措置」(主なもの)

注1 設備については、局所排気装置等の換気設備は○、それ以外の設備は△で表示した。  
 注2 粉じん作業従事者に対する健康診断については、じん肺法(昭和35年法律第30号)及びじん肺法施行規則(昭和35年3月31日労働省令第6号)において規定されている。

表3 各特別規則において事業者の講ずべき措置の対象

	物質	業務	作業	場所
有機則	○44物質	○12業務		
鉛則		○18業務		
四アル則		○8業務		
特化則	○75物質			
高圧則		○2業務		
電離則		○7業務		
酸欠則			○	○
事務所則	○		○	○
粉じん則			○	
石綿則			○	
除染則		○4業務		

表4 有機溶剤等の許容消費量

有機溶剤等の区分	有機溶剤等の許容消費量
第1種有機溶剤等	$W = 1/15 \times A$
第2種有機溶剤等	$W = 2/5 \times A$
第3種有機溶剤等	$W = 3/2 \times A$

W(許容消費量)：単位 g A(作業場の気積)：単位 m<sup>3</sup> (150 m<sup>3</sup>を超える場合は 150 m<sup>3</sup>)



表5 有機則における事業者が講ずべき措置

物 質 措 置	第1種 有機溶剤等	第2種 有機溶剤等	第3種 有機溶剤等
設備(5条、6条) (詳細は、5設備の項を参照)	○	○	○ (タンク等内部のみ)
作業主任者選任(19条)	○	○	○
定期自主検査(20条～21条)	○	○	○
測定(28条～28条の4)	○	○	
健康診断(29条～31条)	○	○	○ (タンク等内部のみ)
保護具(32条～34条)	○	○	○

表6 有機則における設備

場 所	設 備		第1種 有機溶剤等	第2種 有機溶剤等	第3種 有機溶剤等
屋内作業場等の うちタンク等の 内部以外の場所 (第5条)	密閉設備		○	○	—
	局所排気装置		○	○	—
	プッシュプル型換気装置		○	○	—
	全体換気装置		×	×	—
タンク等の内部 (第6条)	吹 付 け 作 業	密閉設備	○	○	○
		局所排気装置	○	○	○
		プッシュプル型換気装置	○	○	○
		全体換気装置	×	×	×
吹の 付作 け業 以 外	密閉設備 局所排気装置 プッシュプル型換気装置 全体換気装置	密閉設備	○	○	○
		局所排気装置	○	○	○
		プッシュプル型換気装置	○	○	○
		全体換気装置	×	×	○

表7 鉛則における事業者が講ずべき措置

業 務	措 置	設 備 5 条 ～ 20 条	作 業 主 任 者 33 条	測 定 52 条	健 康 診 断 53 条
1	鉛の製錬又は精錬を行う工程における焙焼、焼結、溶鋳又は鉛等若しくは焼結鋳等の取扱いの業務	○	○	○	○
2	銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行う工程における溶鋳(鉛を3パーセント以上含有する原料を取り扱うものに限る。)、当該溶鋳に連続して行う転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム(銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行う工程において生ずるものに限る。)の取扱いの業務	○	○	○	○
3	鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程において鉛等の溶融、鋳造、粉砕、混合、ふるい分け、練粉、充てん、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断、若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務	○	○	○	○
4	電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥鉛又は被鉛した電線、ケーブルの加硫若しくは加工の業務	○	○	○	○
5	鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品(鉛蓄電池及び鉛蓄電池の部品を除く。)を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、鋳造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鋳込の業務	○	○	○	○
6	鉛化合物を製造する工程において鉛等の溶融、鋳造、粉砕、混合、空冷のための攪拌、ふるい分け、煅焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務	○	○	○	○
7	鉛ライニングの業務(仕上げの業務を含む。)	○	○	○	○
8	ゴム若しくは合成樹脂の製品、含鉛塗料又は鉛化合物を含有する絵具、釉薬、農薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における鉛等の溶融、鋳込、粉砕、混合若しくはふるい分け又は被鉛若しくは剥鉛の業務	○			○
9	自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務	○			○

10 鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉又は当該施釉を行った物の焼成の業務	○			○
11 鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付け又は当該絵付けを行った物の焼成の業務	○			○
12 溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼戻し又は当該焼入れ若しくは焼戻しをした金属のサンドバスの業務	○		○	○
13 安衛法施行令別表第4第8号から第11号まで及び第17号に掲げる次の業務				
① 鉛ライニングを施し、又は含鉛塗料を塗布した物の破碎、溶接、溶断、切断、鋏打ち(加熱して行う鋏打ちに限る。)、加熱、圧延又は含鉛塗料のかき落しの業務	○	○	○	○
② 鉛装置の内部における業務		○		○
③ 鉛装置の破碎、溶接、溶断又は切断の業務(②に掲げる業当該務を除く。)	○	○	○	○
④ 転写紙を製造する工程における鉛等の粉まき又は粉払いの業務	○			○
⑤ 動力を用いて印刷する工程における活字の文選、植字又は解版の業務				○
14 上記1から12までの業務又は上記13の業務(②を除く。)を行う作業場所における清掃の業務				○

表8 4アルキル鉛則における事業者が講ずべき措置

業 務 措 置	混入	装置等 の修理 等	タンク 内	残さい 物の取 扱い	ドラム かん等 取扱い	研究	汚染除 去	加鉛ガ ソリン の使用
設備(2条、12条)	○		○			○	○	○
作業主任者(14条)	○	○	○	○	○		○	
特別教育(21条)	○	○	○	○	○	○	○	
健康診断(22条)	○	○	○	○	○	○	○	
保護具(5条~11条)	○	○	○	○	○	○	○	○

表9 特別有機溶剤

有機則の旧対象物質(10物質)+新たな対象物質(2物質 下表※)の計12物質

- 発がん性の視点から、特化則が適用される(第2条 第2類物質・特別管理物質)。
- 設備、換気装置の性能等、管理、保護具については、有機則第1章から第3章、第4章(19条、19条の2を除く。)、第7章が準用される。

令別表 第3 第2号	物質名
3の3	エチルベンゼン※
11の2	クロロホルム
18の2	四塩化炭素
18の3	1・4-ジオキサン
18の4	1・2-ジクロロエタン
19の2	1・2-ジクロロプロパン※
19の3	ジクロロメタン
22の2	スチレン
22の3	1・1・2・2-テトラクロロエタン
22の4	テトラクロロエチレン
22の5	トリクロロエチレン
33の2	メチルイソブチルケトン

- 作業主任者については、有機溶剤作業主任者技能講習の修了者から選任する(第27条)。

表10 特化則における事業者の講ずべき措置

措置 物質	第1類物質	第2類物質	第3類物質
設備(3条~5条)	○	○	
作業主任者選任(27条)	○	○	○
作業環境測定(36条)	○	○	
管理濃度(36条の2)	○	○	
休憩室等(37条、38条)	○	○	
健康診断(39条、40条)	○	○	

表11 高圧則における事業者の講ずべき措置



業 務 措 置	高圧室内業務	潜水器を用いる潜水業務
作業室の気積・適切な設備(2条~9条)	○	○
作業主任者(10条)	○	
特別の教育(11条)	○	○
免許(12条)		○
減圧の速度等(18条)	○	○
健康診断(38条)	○	○
病者の就業禁止(41条)	○	○

表 12 施設等における線量の限度(第 3 条の 2)

放射線装置室、放射性物質取扱作業室、貯蔵施設、保管廃棄施設等について労働者が常時立ち入る場所	外部放射線による実効線量(注)と空気中の放射性物質による実効線量との合計 1ミリシーベルト/1週間 以下
--	--

(注)「実効線量」とは、放射線が人体に与える影響のうち、確率的影響を評価するための量であり、人体の各組織・臓器が受けた等価線量に係数(組織荷重係数)を乗じたものを加重することにより求められ、電離則では、人体が受ける放射線の量を直接表す場合と作業環境中の放射線の量を現す場合の 2 通りに用いられている。単位は、「ジュール毎キログラム」、その別称は「シーベルト」である。(平成 13 年 3 月 30 日 基発第 253 号)

表 13 放射線業務従事者の被ばく限度(第 4 条~第 6 条)

1 実効線量の限度 全 身	100 ミリシーベルト/5 年かつ 50 ミリシーベルト/年
2 等価線量の限度 眼の水晶体	100 ミリシーベルト/5 年及び 50 ミリシーベルト/年
皮膚	500 ミリシーベルト/年
3 女 性 (妊娠する可能性がないと判断された者を除く)	5 ミリシーベルト/3 か月
4 妊娠と判断された女性 (妊娠と診断されたときから出産までの間)	内部被ばくによる実効線量 1 ミリシーベルト 腹部表面に受ける等価線量 2 ミリシーベルト

表 14 電離則における事業者の講ずべき措置

業 務 (安衛法施行令別表第 2)  措 置	① エ ックス 線装置 の使用 又はエ ックス 線の 発 生を 伴う 当該 装置 の検 査の 業務	② サ イク ロト ロ ン、 ベー ター トロ ンそ の他 の荷 電粒 子を 加速 する 装置 の 使 用又 は電 離放 射線 の発 生を 伴う 当該 装置 の検 査の 業務	③ エ ック ス線 管若 しく はケ ノト ロンの ガ抜 き又 はエ ック ス線の 発 生を 伴う これ らの 検 査の 業務	④ 厚 生労働 省令で 定める 放射性 物質を 装 備し てい る機 器の 取扱 いの 業務	⑤① に規 定す る放 射性 物質 又は 当該 放射 性物 質若 しくは ②に 規定 する 装置 から 発生 した 電離 放射 線に よって 汚染 され た物 の取 扱 いの 業務	⑥原 子炉 の運 転の 業務	⑦坑 内 にお ける 核原 料物 質の 掘採 の 業務
管理区域の明示等 (第 3 条)	○	○	○	○	○	○	○
被ばく限度 (第 3 条の 2～第 7 条の 3)	○	○	○	○	○	○	○
線量の測定 (第 8 条、第 9 条)	○	○	○	○	○	○	○
外部放射線の防護 (第 10 条～第 21 条)	○	○	○	○			
保護具					○	○	

(第 38 条～第 41 条)							
作業主任者 (第 46 条～第 52 条の 4 の 5)	○		○	○			
特別の教育 (第 52 条の 5～第 52 条の 9)	○			○	○	○	
作業環境測定等 (第 53 条～第 55 条)	○	○	○	○	○	○	○

措 置		濃度 の測 定	換気	保護 具の 使用 等	作業 主任 者	特別 の教 育	異常 時の 措置 等
酸素欠乏危険場所 (安衛法施行令別表第 6)		3 条	5 条	5 条の 2	11 条	12 条	13 条～
1	特殊な地層に接し又は通ずる井戸等の内部	○	○	○	○	○	○
2	長期間使用されていない井戸等の内部	○	○	○	○	○	○
3	ケーブル等を収容するための暗きょ等の内部	○	○	○	○	○	○
3 の 2	雨水等が滞留している暗きょ等の内部	○	○	○	○	○	○
3 の 3	海水が滞留している熱交換器等の内部	○	○	○	○	○	○
4	相当期間密閉されていた鋼製のボイラー等の内部	○	○	○	○	○	○
5	石炭等空気中の酸素を吸収する物質を入れてある貯蔵施設の内部	○	○	○	○	○	○
6	乾性油のペイントで内部が塗装された地下室等通気不十分な施設等の内部	○	○	○	○	○	○
7	穀物の貯蔵、果菜の熟成等に使用しているサイロ等の内部	○	○	○	○	○	○
8	しょう油等発酵する物を入れ	○	○	○	○	○	○

	てあるタンク等の内部						
9	し尿、パルプ液等腐敗分解しやすい物質を入れてあるタンク等の内部	○	○	○	○	○	○
10	ドライアイスを使用している冷蔵庫、冷凍庫、船倉等の内部	○	○	○	○	○	○
11	窒素等不活性の気体を入れてあり、又は入れたことのある施設の内部	○	○	○	○	○	○

表 15 酸欠則における事業者が講ずべき措置(一般的防止措置)

表 16 酸欠則における事業者が講ずべき措置(特殊な作業における防止措置)

作 業	防 止 措 置
①ボーリング等(第 18 条)	あらかじめ、メタン又は炭酸ガスの有無・状態のボーリングによる調査等
② 消火設備等に係る措置(第 19 条)	炭酸ガスを使用する消化器又は消火設備の接触、転倒防止措置
③ 冷蔵室等に係る措置(第 20 条)	出入口の扉、ふたが閉まらないような措置
④ 溶接に係る措置(第 21 条) (アルゴン、炭酸ガス溶接)	タンク、ボイラーの内部等の酸素濃度を 18 パーセント以上に保つ。空気呼吸器等の使用
⑤ ガス漏出防止装置(第 22 条)	バルブ、コックの閉止、閉止板の設置
⑥ ガス排出に係る措置(第 22 条の 2)	不活性気体の滞留防止措置
⑦ 空気稀薄化の防止(第 23 条)	出入口のふた又は扉が閉まらない措置
⑧ ガス配管工事に係る措置(第 23 条の 2)	ガス流入防止措置、酸素濃度を 18 パーセント以上に保つ。空気呼吸器等の使用
⑨ 圧気工法に係る措置(第 24 条)	酸素濃度の調査、酸素欠乏空気漏出時の適切な措置
⑩ 地下室等に係る措置(第 25 条)	酸素欠乏空気の漏出防止措置
⑪ 設備の改造等の作業(第 25 条の 2)	作業方法・順序の決定及び周知。作業指揮者の選任等

表 17 事務所の衛生基準(主なもの)

I 事務室の環境管理	
1	<p>気積(第2条)</p> <p>労働者1人について10立法メートル以上(4メートルを超える高さにある空間を除く。)</p>
2	<p>換気(第3条第1項)</p> <p>窓その他の開口部の面積は、常時床面積の20分の1以上</p>
3	<p>室内空気的环境基準(第3条第2項)</p> <p>(1気圧、温度25度とした場合の空气中に占める当該ガスの容積の割合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一酸化炭素の含有率 100万分の50以下</li> <li>・二酸化炭素の含有率 100万分の5000以下</li> </ul>
4	<p>温度(4条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10度以下のときは暖房等の措置</li> <li>・冷房実施時は外気温より著しく低くしない</li> </ul>
5	<p>空気調和設備</p> <p>①供給空気の清浄度(第5条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浮遊粉じん量</li> </ul> <p>(1気圧、温度25度とした場合の当該空気1立方メートル中に含まれる重量)</p> <p>1立方メートル中0.15ミリグラム以下</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一酸化炭素の含有率 100万分の10以下</li> <li>・二酸化炭素の含有率 100万分の1000以下</li> <li>・ホルムアルデヒドの量</li> </ul> <p>(1気圧、温度25度とした場合の当該空気1立方メートル中に含まれる重量)</p> <p>1立方メートル中0.1ミリグラム以下</p> <p>②室内空気の基準(第5条第2項・第3項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気流 0.5メートル毎秒以下</li> <li>・室温 18度以上28度以下</li> <li>・相対湿度 40パーセント以上70パーセント以下</li> </ul>



<p>6 機械換気設備</p> <p>① 供給空気の清浄度(第 5 条第 1 項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浮遊粉じん量 (1 気圧、温度 25 度とした場合の当該空気 1 立方メートル中に含まれる重量) 1 立方メートル中 0.15 ミリグラム以下</li> <li>・ 一酸化炭素の含有率 100 万分の 10 以下</li> <li>・ 二酸化炭素の含有率 100 万分の 1000 以下</li> <li>・ ホルムアルデヒドの量 (1 気圧、温度 25 度とした場合の当該空気 1 立方メートル中に含まれる重量) 1 立方メートル中 0.1 ミリグラム以下</li> </ul> <p>② 室の気流(第 5 条第 2 項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0.5 メートル毎秒以下</li> </ul>
<p>7 採光・照明(第 10 条)</p> <p>① 照度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般的な事務作業 300 ルクス以上</li> <li>・ 付随的な事務作業 150 ルクス以上</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">個々の事務作業に応じた適切な照度については、作業ごとに JISZ9110 などの基準を参照する。</p> <p>② 採光・照明の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明暗の対象を少なくすること(局所照明と全体照明の併用)</li> <li>・ まぶしさをなくすこと</li> </ul>
<p>8 騒音及び振動の防止(第 11 条、第 12 条)</p> <p>(事務用機器を 5 台以上集中して作業を行わせる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業室を専用室とすること</li> <li>・ 専用室は、しゃ音及び吸音の機能を持つ隔壁とすること</li> </ul>
<p><b>II 清潔</b></p>
<p>1 清掃等の実施(第 15 条)</p> <p>2 便所(第 17 条・第 17 条の 2)、男女の区別・独立個室型の便所、人数による設置</p> <p>3 洗面設備等(第 18 条)</p>
<p><b>III 休養</b></p>
<p>1 休憩の設備(第 19 条)</p> <p>2 睡眠・仮眠の設備(第 20 条)</p> <p>3 休養室・休養所の設置(第 21 条)</p>
<p><b>IV 救急用具</b></p>

表 18 粉じん則における事業者が講ずべき措置

粉じん作業 (別表第1)		特定粉じん作業 (別表第2)		特定粉じん作業以外の粉じん作業							
		屋内	坑内	呼吸用保護具を使用すべき作業 (別表第3)				その他の作業			
				坑外		坑内	タンク内等	坑外			
				屋内	屋外			屋内	屋外		
湿式型衝撃式削岩機	4条		○								
湿潤状態に保つ設備		○	○								
密閉設備		○	○								
局所排気装置		○									
プッシュプル型装置		○									
全体換気装置	5条			○					○		
換気装置	6条					○					○
粉じん濃度測定	6条の3		○			○					○
特別の教育	22条	○	○								
作業環境測定	26条	○									
呼吸用保護具	27条			○	○	○	○				

表 19 石綿則における事業者が講ずべき措置

措 置	建築物、工作物又は船舶の解体等の作業(注)							解体等以外の石綿取扱作業
	1 建築物等に吹き付けられた石綿等に係る作業				2 耐火被覆材の除去作業		左記1、2以外の建材の除去作業	
	耐 除 火 去 建 作 築 業 物 等 に お け る	そ の 他 の 除 去 作 業	封 等 じ を 込 伴 め う 石 囲 綿 い 等 込 の み 切 作 断 業	切 込 断 み 等 の を 作 伴 業 わ な い 囲 い	切 じ 断 込 等 め を ・ 伴 囲 う い 除 込 去 み ・ 作 封 業	切 囲 断 い 等 込 を み 伴 の わ 作 な 業 い 除 去		
事前調査(3条)	○	○	○	○	○	○	○	
作業計画(4条)	○	○	○	○	○	○	○	
作業の届出(5条)		○	○	○	○	○		
作業場所の隔離等(6条)	○	○	○		○			
請負人への石綿使用状況の通知(8条)	○	○	○	○	○	○	○	
発注条件の配慮(9条)	○	○	○	○	○	○	○	
湿潤化(13条)	○	○	○	○	○	○	○	○
保護具等の使用(14条)	○	○	○	○	○	○	○	○
作業主任者の選任(19条)	○	○	○	○	○	○	○	○
特別の教育(27条)	○	○	○	○	○	○	○	
作業環境測定(36条)								○
健康診断(40条)	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 「解体等の作業」：建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。)の解体又は改修(封じ込め又は囲い込みを含む。)の作業

表 20 除染則における事業者が講ずべき措置

業 務 措 置	除染等業務				特 定 線 量 下 業 務
	土 壌 等 の 除 染 等 の 業 務	廃 棄 物 収 集 等 業 務	特 定 汚 染 土 壌 取 扱 業 務		
			2.5 $\mu$ SV/h 超	2.5 $\mu$ SV/h 以下	
被ばく限度(3条・4条)	○	○	○	○	
線量の測定(5条)	○	○	○		
事前調査(7条)	○	○	○	○	
作業計画・届出 (8条、10条)	○	○	○		
粉じんの発散抑制措置 (12条)	○	○			
保護具(16条)	○	○	○	○	
特別の教育(19条)	○	○	○	○	
健康診断(20条～25条)	○	○	○		
被ばく限度 (25条の2・3)					
線量の測定(25条の4)					○
事前調査(25条の6)					○
医師の診察(25条の7)					○
特別の教育(25条の8)					○

図1 労働安全衛生法令等の体系

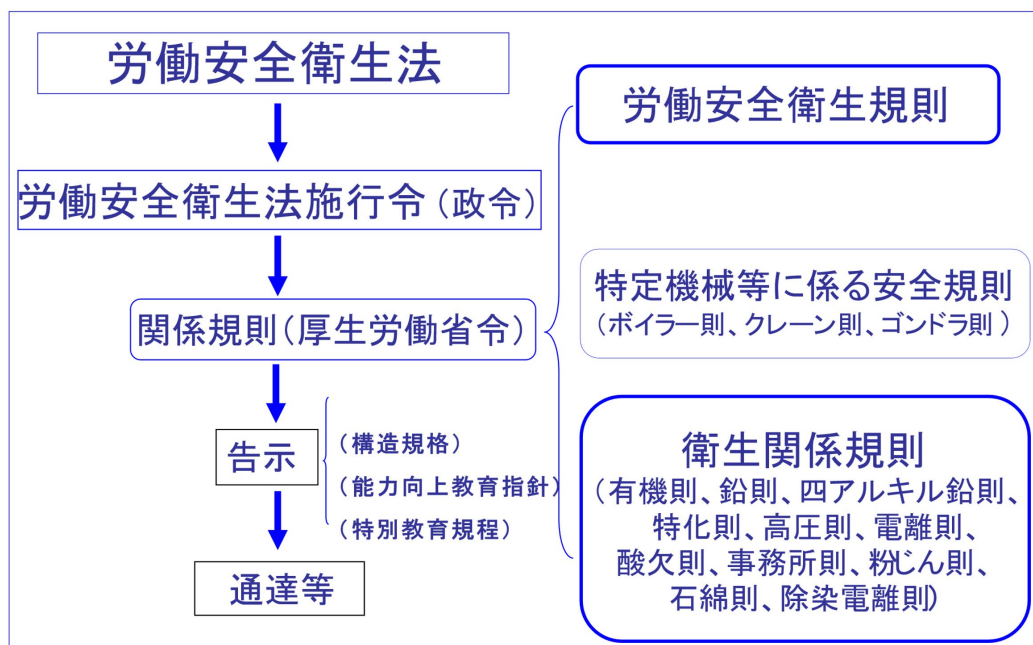




図2 設備、原材料等による健康障害防止の措置

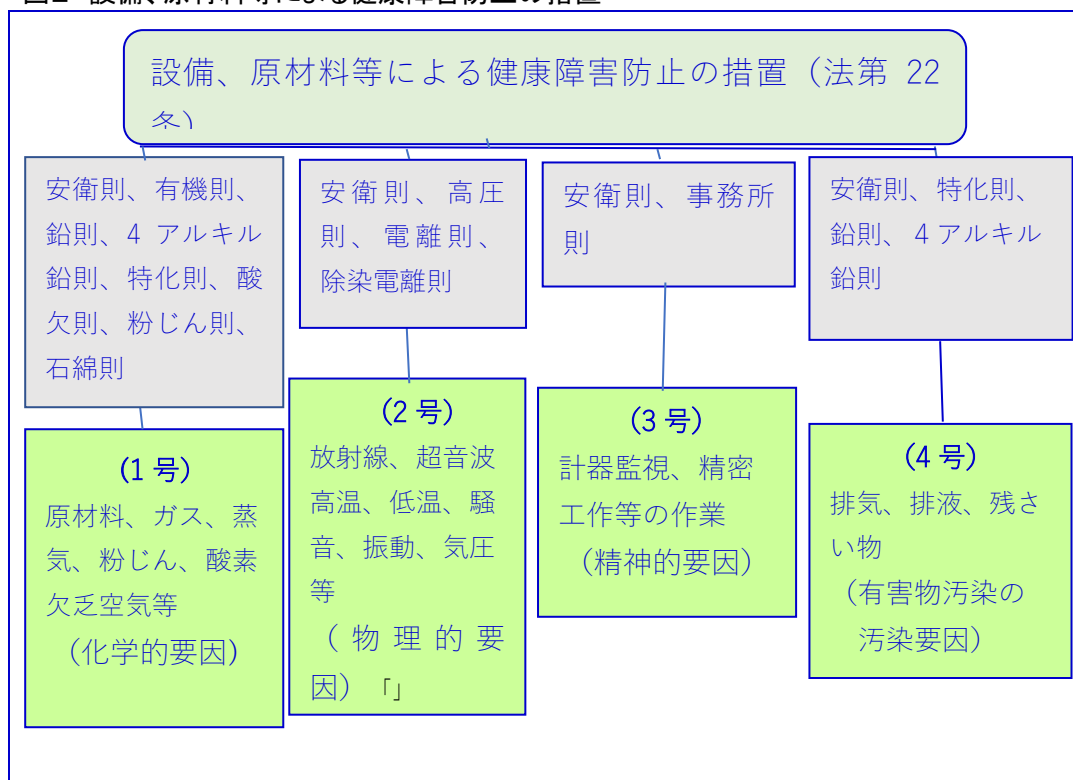


図3 環境整備の措置

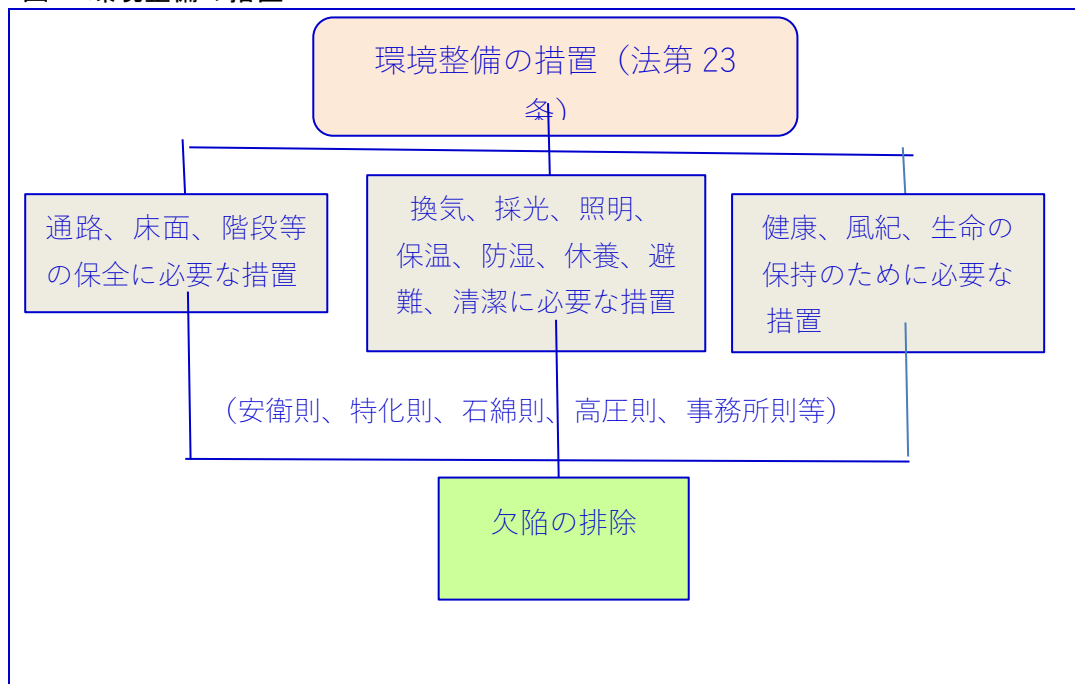


図4 有機溶剤の適用場所

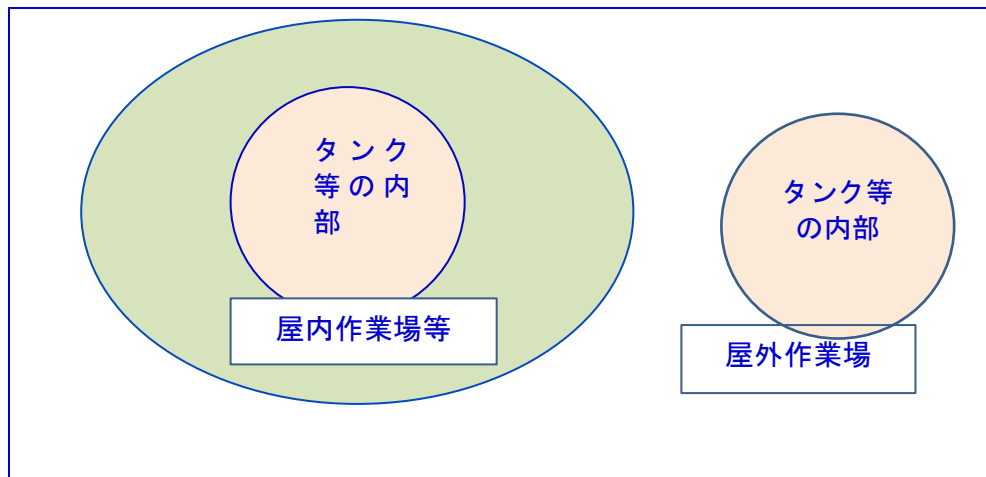


図5 特定化学物質の分類

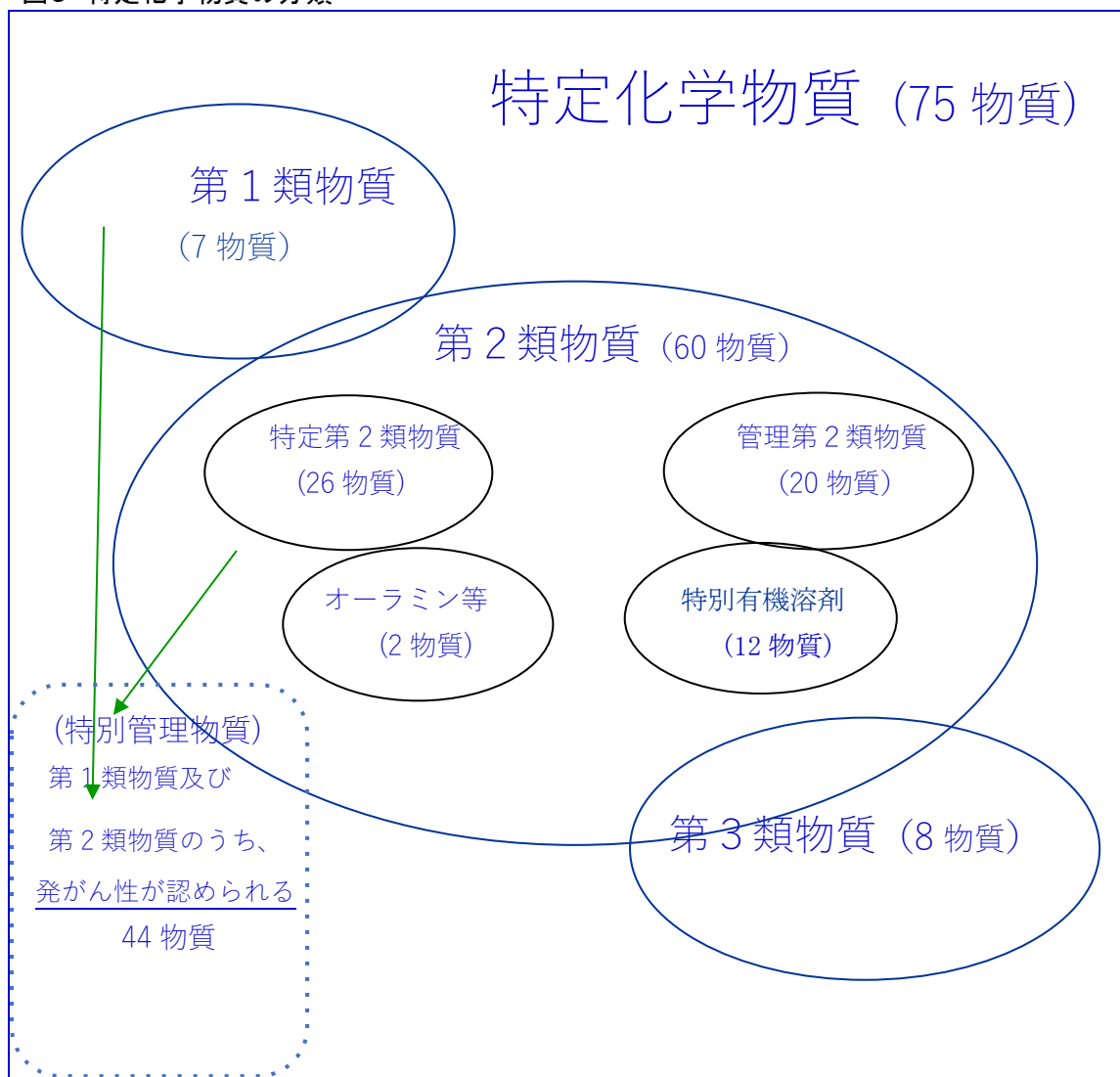
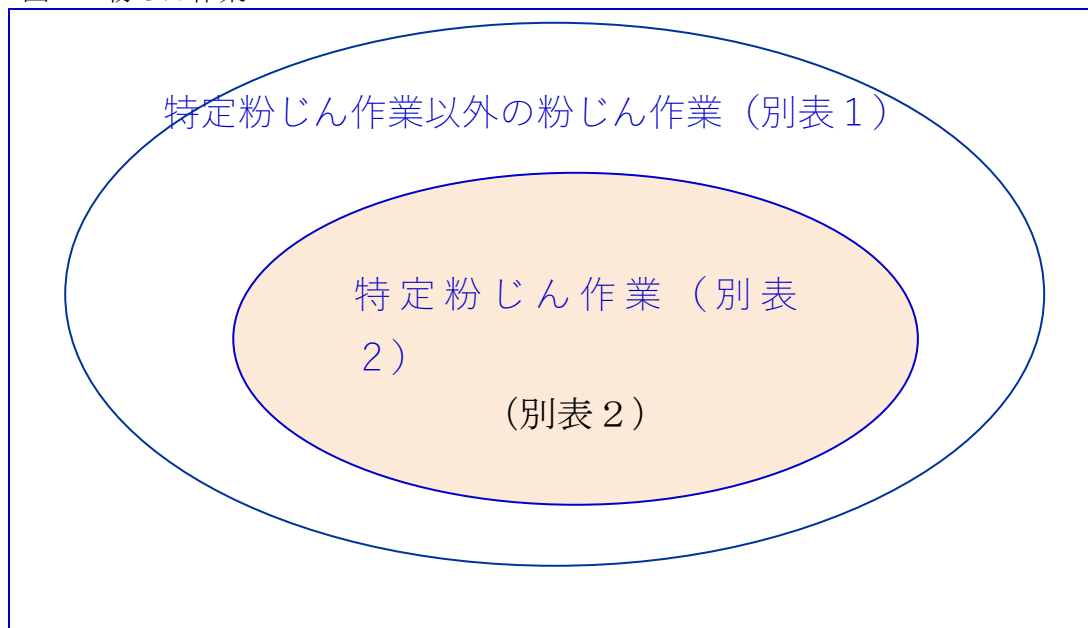


図6 粉じん作業





## 参 考 文 献

※

- ・労働安全衛生法—労働法コンメンタール 10 (労務行政研究所編・労務行政 2017)
- ・労働安全衛生法の詳解(改訂 4 版) (労働調査会 2015)
- ・労働安全衛生規則の逐条詳解(1、6) (労働省労働基準局安全衛生部編・中央労働災害防止協会 1993)
- ・有機溶剤中毒予防規則の解説(第 15 版) (中央労働災害防止協会編 2019)
- ・鉛中毒予防規則の解説 (第 9 版) (中央労働災害防止協会編 2020)
- ・特定化学物質障害予防規則の解説(第 21 版) (中央労働災害防止協会編 2020)
- ・電離放射線障害防止規則の解説(第 6 版) (中央労働災害防止協会編 2016)
- ・酸素欠乏症等防止規則の解説(第 11 版) (中央労働災害防止協会編 2019)
- ・事務所衛生基準規則の解説(第 1 版) (中央労働災害防止協会編 2005)
- ・粉じん障害防止規則の解説(第 6 版) (中央労働災害防止協会編 2014)
- ・石綿障害予防規則の解説(第 8 版) (中央労働災害防止協会編 2021)

※

- ・安全衛生運動史 (中央労働災害防止協会編 2011)
- ・現代の産業病—その実態と方向を探る(第 2 版) (東京タイムズ産業病取材班編・中央労働災害防止協会 1972)
- ・労働安全衛生法のはなし (畠中信夫・中央労働災害防止協会(中災防ブックス)2019)
- ・労働衛生のしおり(令和 4 年度版) (中央労働災害防止協会 2022)

※

- ・化学物質の危険・有害便覧(第 3 版)(中央労働災害防止協会編 1994)
- ・労働安全衛生用語・手続事典(1)(2)(労働安全衛生用語・手続研究会 新日本法規出版)
- ・法令用語辞典(第 10 次改訂版) (角田禮次郎ほか編・学陽書房 2016)

## 産業用ロボットの特別規制について

分担研究者 藤森和幸 元中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター 所長

### 要旨

産業用ロボットに関する規制は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)を具体化した労働安全衛生規則(昭和47・9・30労働省令第32号。以下「安衛則」という。)の制定当初には存在していなかったものであり、1983年(昭和58年)に追加改正された。

本稿では、この産業用ロボットに係る法令・通達等を一つの例として、労働安全衛生法令の体系・構造、適用関係等について、以下の観点から言及することとする。

- (1) 法令改正の背景・必要性
- (2) 法令における定義及び適用の範囲
- (3) 産業用ロボットにおける規制の具体化—適用関係
- (4) 産業用ロボットにおけるこれからの安全管理

### 引用文献等

(参考文献)

- 1 実務に役立つ労働安全衛生規則の逐条詳解(第1巻、第2巻)(1993・4中央労働災害防止協会)
  - 2 安全衛生運動史(安全専一から100年)(2011・10中央労働災害防止協会)
  - 3 労働安全衛生法の詳解(改訂第4版)(2015・3労働調査会)
  - 4 機能安全活用実践マニュアル(産業用ロボットシステム編)(2017・2中央労働災害防止協会)
  - 5 労働安全衛生法(労働法コンメンタール10)(労務行政研究所編)(2017・5労務行政)
  - 6 産業用ロボットの安全管理—理論と実際—(第4版)(2019・12中央労働災害防止協会)
  - 7 改訂労働安全衛生規則の解説(産業用ロボット関係(第10版)(2020・5中央労働災害防止協会)
- (関連する告示・指針・通達)
- 1 労働安全衛生規則第36条第31号の規定に基づき労働大臣が定める機械を定める告示(昭和58年6月25日労働省令第51号 改正平成27年3月25日厚生労働省告示第114号))

- 2 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について(昭和 58 年 6 月 28 日基発第 339 号 改正平成 25 年 12 月 24 日基発 1224 第 2)
- 3 労働安全衛生規則第 36 条第 31 号の規定に基づき、労働大臣が定める機械を定める件((昭和 58 年 6 月 25 日労働省告示第 51 号)本則第 3 号の機械について(昭和 58 年 6 月 28 日基発第 340 号)
- 4 産業用ロボットの使用等の安全基準に関する技術上の指針(昭和 58 年 9 月 1 日技術上の指針公示第 13 号)
- 5 危険性又は有害性等の調査等に関する指針(平成 18 年 3 月 10 日公示第 1 号、平成 18 年 3 月 10 日基発第 0310001 号)
- 6 機械の包括的な安全基準に関する指針(平成 19 年 7 月 31 日基発 0731001 号)
- 7 機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針(平成 28 年告示第 353 号)

## 1 法令改正の背景・必要性について

産業用ロボットは、1970年代(昭和50年代)に入り、産業現場において、その進出には目覚ましいものがあった。こうした状況の中、1981年(昭和56年)7月に、国内の輸送用機械製造工場において産業用ロボットに係る死亡事故が発生した(「ウラダケース」と呼ばれている)。

被災者は、異常が認められた産業用ロボットの周辺機器を点検、整備作業中に、産業用ロボットのマニプレータ(人間の「腕」に当たる部分)に背中を押さえつけられ内臓破裂により死亡した。なお、昭和57年7月に労働省(現厚生労働省)が実施した産業用ロボットに関する全国における実態調査結果(調査対象190件)によると、昭和56年には上記ウラダケースを含め6件の産業用ロボットによる労働災害が発生しており、このうち5件は、マニプレータとの接触によるものであった。

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)は、積み重ねられてきた数多くの災害事例を貴重な教訓として1972年(昭和47年)に制定され、具体的には労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号。以下「安衛則」という。)をはじめとするいくつかの労働省令(現厚生労働省令)等により、労働災害防止のための規定が設けられている。特に、大きなエネルギーを持ち、種類も数多く、また仕組みも複雑である機械による労働災害が多いことから、安衛法は、制定当初から機械による労働災害防止のために事業者が講ずべき措置として、「機械、器具その他の設備(以下、「機械等」という。)による危険」(第20条第1号)を掲げ、同法第27条第1項によりその具体的な省令の一つである安衛則においては、「第2編 安全基準」の冒頭に「第1章 機械による危険の防止」の規定を設けており、その他、「ボイラー及び圧力容器安全規則」(昭和47年9月30日労働省令第33号)やクレーン等安全規則(昭和47年9月30日労働省令第34号)等の機械に係る省令においても具体化されている。

機械といっても、その種類あるいは範囲は大変広く、製造業、建設業の現場をはじめとして、ほとんどあらゆる現場において存在しており、安衛則は、まずこれらのうち一般に工場等において使用される機械を対象として、事業者が講ずべき措置を類型化している。すなわち主に製造業における①工作機械、②木材加工用機械、③食料加工用機械、④プレス機械及びシャー、⑤遠心機械、⑥粉碎機及び混合機、⑦ロール機等、⑧高速回転体、⑨産業用ロボットが規定されている(第113条から第151条まで)。

この安衛則における産業用ロボットに関する規制は、前記のウラダケースの発生までは存在しなかった。産業用ロボットは、従来からの機械設備にはみられない特有の危険を伴うものであり、それまでの機械についての一般基準(第101条から第111条まで)を適用するのみでは、ウラダケース以降も発生しうる産業用ロボットに係る労働災害を防止することは難しく、新たに安衛則に産業用ロボットについての規定を盛り込む必要性が生じた。

そうして昭和58年、同規則に新たに産業用ロボットに関して事業者の講ずべき措置(法第20条第1号)の具体的規定として、以下の4つの条文が追加された(昭和58年6月20日

労働省令第 18 号) (表 1)。

## 第 2 編 安全基準

### 第 1 章 機械による危険の防止

#### 第 9 節 産業用ロボット

##### 第 150 条の 3 教示等

##### 第 150 条の 4 運転中の危険の防止

##### 第 150 条の 5 検査等

##### 第 151 条 点検

また、産業用ロボットに対する教示等の業務及び検査等の業務については、特に危険な業務として安衛法第 59 第 3 項に定める特別教育の対象業務として、以下の条文が追加された(表 1)。

## 第 1 編 通則

### 第 4 章 安全衛生教育

#### 第 36 条 特別教育を必要とする業務

##### 第 31 号 (産業用ロボットの教示等の業務に係る特別教育)

##### 第 32 号 (産業用ロボットの検査等の業務に係る特別教育)

この特別教育については、「安全衛生特別教育規程」(昭和 47 年 9 月 30 日労働省告示第 92 号)により具体的内容が定められており、それぞれ学科教育及び実技教育により実施される。

なお、安衛法は、ボイラー、クレーン等の特に危険な作業を必要とする一定の機械等(「特定機械等」)については、その安全性能を確保するために、設計・製造の段階から一定の基準を満たす必要があることとしている。すなわち、これらの機械等については、製造の許可(第 37 条)、製造時等の検査(第 38 条)が必要であり、また、これらの機械等以外のうちで一定のものについては、一定の構造規格又は安全装置を具備していない場合の譲渡・貸与・設置することの制限(第 42 条)、機械等の検定(第 44 条、第 44 条の 2)といった設計・製造段階における事前の規制の対象となるものとされているが、産業用ロボットはこの対象としていない。

産業用ロボットに対する設計・製造の段階における事前の規制については、前記昭和 58 年安衛則改正時に発出された「産業用ロボットの使用等の安全基準に関する技術上の指針」(昭和 58 年 9 月 1 日技術上の指針公示第 13 号)により、産業ロボットの選定、設置、使用、定期検査等及び教育等に関する留意事項が示されている。

この技術上の指針は、事業者が労働災害の防止のために講ずべき措置(安衛法第 20 条から第 25 条の 2 まで)の適切かつ有効な実施を図るために必要な業種あるいは作業ごとに厚生労働大臣が公表して(安衛法第 28 条)、一般的、画一的にならざるを得ない法定事項をさらにできるだけ具体化して現場に即応した内容の対策を示したものである。



なお、これらの設計・製造の段階における事前の規制については、後記4において述べることとする。

ところで、安衛法は、労働災害を防止するための管理を必要とする作業で政令(労働安全衛生法施行令第6条)で定めるものについては、「作業主任者」の選任を義務づけている(第14条)。

この作業主任者は、労働災害防止のための事業者の管理を必要とする危険又は有害な作業について選任されるものであり、その主な職務は、当該危険又は有害作業に従事する労働者を指揮することとされている(同第14条)が、産業用ロボットについては、他の機械に比べてその種類が多く、それにより作業の内容も多様化しており、また、本来の作業自体はロボットが行い作業者は主に巡視の業務に従事している場合が多いこと等から、作業主任者による方法は適切ではなく、事業者が行うべき作業の管理は、産業用ロボットの種類、性能等に見合った「作業規程」を定めて、これに基づき労働者に作業を行わせることが適切であるとされ、安衛則第150条の3及び150条の5並びに上記の技術上の指針に定められた。

**表1**

産業用ロボットにおける危険防止措置（法第20条第1項）

- ① 教示等の作業を行うときの危険防止措置（安衛則第150条の3）
- ② 運転中の危険防止措置（安衛則第150条の4）
- ③ 検査等の作業を行うときの危険防止措置（安衛則第150条の5）
- ④ 点検（安衛則第151条）

特別教育の実施（法第59条第3項）

- ① 教示等の業務に係る特別教育（安衛則第36条第31号）
- ② 検査等の業務に係る特別教育（安衛則第36条第32号）

「産業用ロボットの使用等の安全基準に関する技術上の指針」（昭和58年9月1日 技術上の指針公示第13号）

**2 法令における定義及び適用の範囲について**

ロボットという言葉は、1920年に当時のチェコスロバキアの作家カレル・チャペックの戯曲において作り出されたもので、人間の労働を肩代わりしたロボットたちが団結して反乱を起こす物語に初めて登場した（「ロボット」岩波文庫1989年）。

また、産業用ロボットの定義は、安衛則に追加改正された当時、例えば広辞苑(第3版・1983年(昭和58年))では、「人間の四肢に似た機構をもち、プログラムあるいは計算機からの指令によって多様な作業をすることのできる機械。視覚を備え、また移動できるもの

もある。物体の移動、工作機械の操作、組立・塗装・溶接などに用いる。」と定義され、最近の第7版(2019年(令和元年)によると、「プログラムあるいはコンピューターからの指令によって多様な作業を行う産業用機械。視覚を備え、また移動できるものもある。物体の移動、工作機械の操作、組立・塗装・溶接などに用いる。」と定義されている。

これに対して、法令における「産業用ロボット」は、「マニプレータ及び記憶装置(可変シーケンス制御装置及び固定シーケンス制御装置を含む。)を有し、記憶装置の情報に基づきマニプレータの伸縮、屈伸、上下移動、左右移動若しくは旋回の動作又はこれらの複合動作を自動的に行うことのできる機械(研究開発中のものその他厚生労働大臣が定めるものを除く。)」と定義されている(安衛則第36条第31号)。なお、「マニプレータ」とは、人間の四肢に類似した機能を有し、「腕」に相当するもの(アーム)をいい、「記憶装置」とは、マニプレータの動作の順序、位置、速度等の情報を記憶する装置をいう。また、「シーケンス制御装置」とは、あらかじめ設定された順序、条件及び位置にしたがって動作の制御を行う装置をいう(昭和58年6月28日基発第339号。末尾の図1、図2)。

安衛法は、事業者に対して職場における労働者の安全と健康を確保することを目的とし(第1条)、この目的を達成するために危害防止基準を確立し、事業者に一定の措置を講じることを要求している法規であり、原則として罰則で実効性を確保しているものもあり、措置・規制の対象としての観点から罪刑法定主義に則り定義や適用の範囲が定められている。

産業用ロボットは、予測しがたいマニプレータの動き、ノイズ等によるマニプレータの誤作動等、これまでの機械には見られなかった産業用ロボットに特有の危険性が存在し、それまでの安衛則の「機械」に対する措置のみでは対応できないものとなった。

このような観点からすれば、上記により産業用ロボットの定義に該当するとしても、例えば定格出力が80ワット以下の駆動用原動機を有するもの、機械が小さくて接触しても災害に結びつく危険性が極めて少ないもの、マニプレータが1つの動作の単調な繰り返しのみを行うため、動作が容易に予測できるもの、マニプレータの可動範囲が狭く当該マニプレータに挟まれる危険が少ないもの等は、いずれも労働者に危険が生ずるおそれのないものとして規制の対象から除外しても差し支えないと考えられ、告示及びこれに基づく通達により産業用ロボットから除外されている(昭和58年6月25日労働省告示第51号(改正平成12年12月25日労働省告示第120号、昭和58年6月28日基発第340号)。

ちなみに、上述した法令における定義の相対性は、労働衛生の分野においても広く同様であって、例えば「有機溶剤」については、一般的には、物を溶かす性質を持つ液体の有機化合物で、数百種類以上の種類があるものと定義されているが、「有機溶剤中毒予防規則」(昭和47年9月30日労働省令第36号)では、労働者の健康障害防止の観点から、相対的に、人体に有害であることが明らかであり、現に広い範囲において使用されている44種類の物質を同規則の対象となる有機溶剤としている。

### 3 産業用ロボットにおける規制の具体化について―適用関係

産業用ロボットは、上記の定義で定められるように、一定の動作を自動的に行うことのできる機械であり、かつその用途について汎用性が認められる機械である。

(1) 産業用ロボットは「機械」であることから、各々の機械について共通する一般規定である安衛則「第1節 一般基準」の第101条から第111条までの規定が、その一部を除いて(下記(2))適用される。特に、産業用ロボットによる労働災害は、産業用ロボットの運転を開始するときに合図を行わなかったことが原因となって発生しているものもあるため、この合図について事業者に必要な措置を講じさせるロボットに特別の規定はないので、合図についての一般規定である第104条が適用されることとなる(昭和58.6.28基発339、改正平成25年12月24日基発1224号第2)。

(2) 産業用ロボットによる労働災害を見てみると、産業用ロボットの作動における異常、関連機器との連動に不都合が生じたりした場合に、労働者が産業用ロボットの可動範囲内―記憶装置に基づきマニプレータその他の産業用ロボットの動くことのできる最大の範囲内―に立ち入って、応急措置を講じているときに産業用ロボットが突然に正常に再作動して、マニプレータ等にはさまれるという災害(前述の「ウラダケース」はこの場合の事例である。)が多いことから、機械の一般基準に規定のある安衛則第107条(掃除等の場合の運転停止等)と産業用ロボットの規定である第150条の5は、ともに掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行うときは、運転を停止しなければならないとしているので、一般規定である前者(第107条)の規定の適用は排除され、特別規定である後(第150条の5)の規定が適用される。

なお、作業の現場において、機械一般に係る安衛則107条違反の事案は多く見られるところであり、機械の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行うときに運転を停止(同条第1項)せずに災害が発生した場合及び運転は停止したものの、そのまま掃除等の作業を行い第三者が機械を動かすことを防止する措置(同条第2項)を怠ったことにより災害が発生するケースが多く見られる。

(3) 改正条文の作成を行う過程においては、産業用ロボットは、「汎用性」を持つ機械であることから、対象となる産業用ロボットの用途、特に、産業用機械が工作機械であれば、安衛則第2編第1章の「第2節 工作機械」(第113条から121条まで)、また、木材加工用機械であれば、「第3節 木材加工用機械」(第122条から130条まで)、食品加工用機械であれば「第3節の2 食品加工用機械」(第130条の2から130条の9まで)に該当する場合もありうるが、産業用ロボットに特有な危険性があることから、第9節として独立して節を設けることが適切であるとされた。

### 4 産業用ロボットにおけるこれからの安全管理について

産業用ロボットの運転中に、労働者がその可動範囲内に立ち入ることがあれば、接触による労働災害が発生するおそれが生じることとなることから、次のように定められている。

「事業者は、産業用ロボットを運転する場合(教示等のために産業用ロボットを運転する場合及び産業用ロボットの運転中に次条に規定する作業を行わなければならない場合において産業用ロボットを運転するときを除く。)において、産業用ロボットに接触することにより労働者に危険が生じるおそれのあるときは、さく又は囲いを設ける等当該危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。」（安衛則第 150 条の 4）

なお、教示等—産業用ロボットについて行うマニプレータの動作の順序、位置若しくは速度の設定、変更若しくは確認—のため産業用ロボットを運転する場合及び産業用ロボットの運転中に検査等の業務を行わなければならない場合を除いているのは、作業の性質上、産業用ロボットを運転しながらその可動範囲内においてこれらの作業を行わなければならない場合があり、その場合には第 150 条の 3(教示等の規定)及び第 150 条の 5(検査等の規定)により必要な措置を講ずべきこととされているからである。

**表 2**

産業用ロボットの「運転中」で、「接触することにより労働者に危険が生じるおそれがあるとき」



「危険を防止するため必要な措置」（安衛則 150 条の 4 ←安衛法第 20 条第 1 号）  
 = 「接触防止措置(さく、囲いの設置等)」を講じること

(1) 立入禁止の措置—さく又は囲いの設置

産業用ロボットは、可動範囲内、すなわちマニプレータその他の産業用ロボットの各部の動くことができる最大可動範囲内に労働者が立ち入るとすれば、接触による危険が生じることとなるので、事業者は、「さく又は囲い」を設けることによる具体的な立入禁止措置を義務づけている。

(2) さく又は囲いの設置「等」

「さく又は囲い」という立入禁止措置に限定せず、「産業用ロボットに接触することにより労働者に危険が生じるおそれ」のない場合になるものとして、通達(昭和 58. 6. 28 基発 339)(表 3)により以下のように具体化されている。なお、安衛法令においては、本条のほかにも「労働者に危険が生じるおそれがあるとき(ないとき)」、「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき(ないとき)」あるいは「労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所」といった規定を置き、その具体的内容を省令の条文自らのほか、通達等で明らかにしているものが数多く存在する。

**表 3**

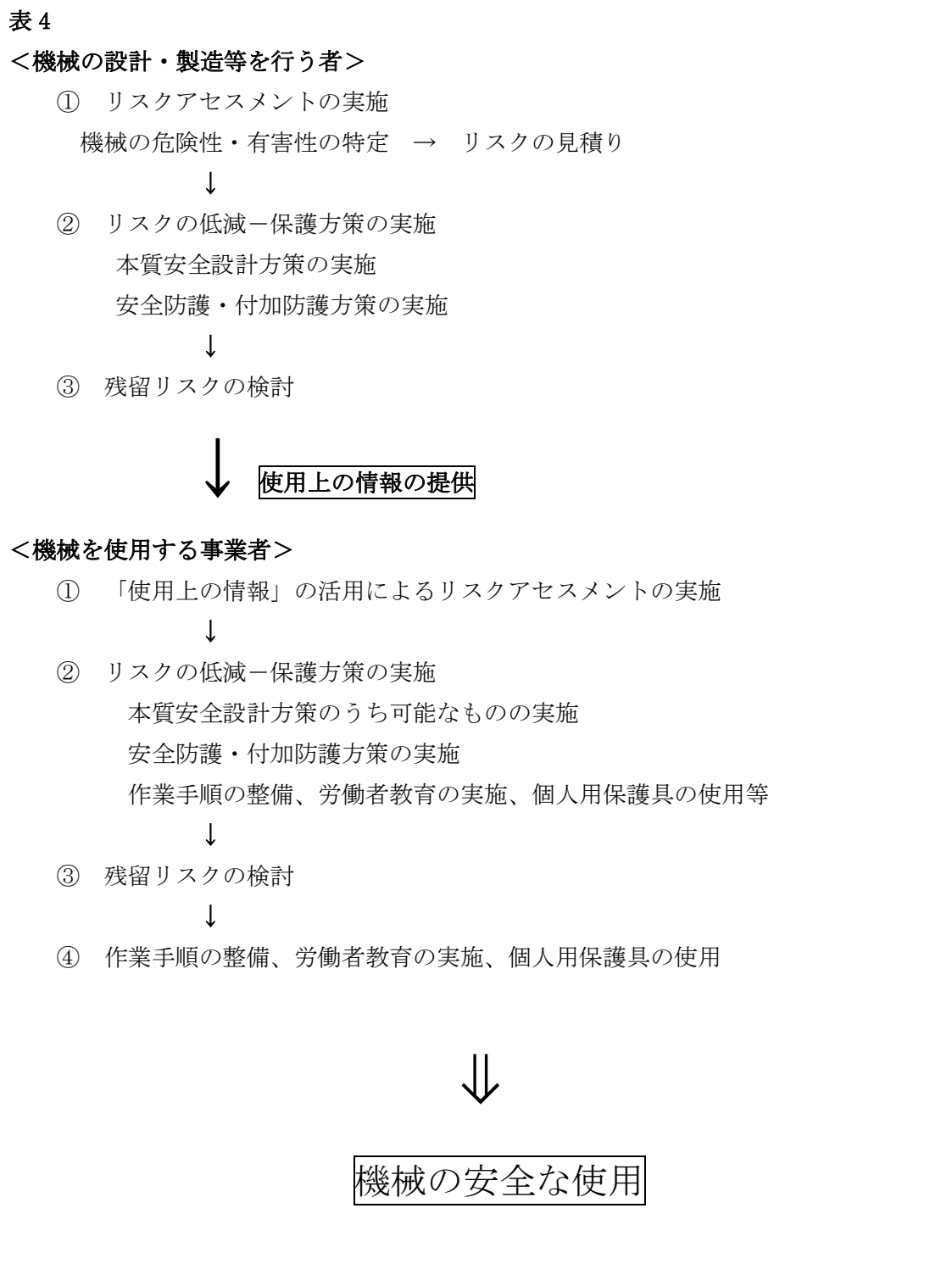
- ①光線式安全装置、超音波センサー等を利用した安全装置、安全マット等
- ②「ロープ、鎖等の設置」＋「運転中立入禁止」の表示＋「労働者への周知徹底」
- ③監視人の配置による立入禁止措置
- ④監視装置(モニターTV)の設置　＋　接近時運転停止措置等

(3) 機械の包括的な安全基準に関する指針(平成 19 年 7 月 31 日基発第 0731001 号)

安衛法は、「機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するよう努めなければならない。」（第 3 条第 2 項）と定めている。この条文の趣旨は、労働災害を防止するには、機械、設備等を使用する事業者が労働災害防止のための措置(同法第 20 条以下)を講ずることが必要であるが、それのみでは十分な措置を講じることが難しい場合があることから、努力規定ではあるが、事業者が機械、設備等を使用する前の段階において、設計者、製造者等に労働災害を防止するための措置を講じることを要求しているものである。

ロボットを含む機械については、設計・製造段階において安全対策を講じることにより、危険性を低減させることができ、また、機械の検査、保守点検、掃除、給油やトラブル時の修理、調整等のいわゆる非定常作業時に災害が多く発生してことに鑑みると、機械メーカー、ユーザー双方が、製造段階及び使用段階において機械の本質安全化を進めることが重要である。そうしたことから、ロボットを含むすべての機械に適用できる包括的な安全対策に関する基準として「機械の包括的な安全基準に関する指針」が平成 13 年 6 月に公表され、その後、安衛法の改正により危険性又は有害性の調査(リスクアセスメント)及びその結果に基づく措置の実施(同法第 28 条の 2)、また、国際的な機械安全規格の動向などを踏まえて、同指針は、平成 19 年 7 月に全面的に改正された。この指針に基づく機械の安全化の手順を表 4 に示す。





(4) 人とロボットの「協働作業」

技術の進歩に伴って、前記3(1)の通達改正(平成25年12月24日基発第1224第2号)により、人と産業用ロボットのいわゆる「協働作業」が可能となる基準が示され、産業用ロボットの設計に当たっての安全要求事項を規定する国内外の安全規格も整備されてきて

いる。その概要は、表5のとおりである。

**表5**

- 1 リスクアセスメントに基づく措置を講じた場合、すなわち「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平18・3・10指針公示1号）に基づく措置を実施し、労働者に危険の生ずるおそれなくなると評価できるとき。
 

なお、産業用ロボットによるはさまれ等の危険性による「負傷の重篤度」及び「発生の可能性」の度合いの見積りに当たっては、特に次の事項に留意すること。

  - i) マニプレータ等の力及び運動エネルギー
 

国際標準化機構(ISO)の産業用ロボットの規格の技術仕様書(TS15066)において、人に危害を加えないと判断される数値
  - ii) マニプレータ等と周辺構造物に拘束される可能性
    - ア マニプレータ等と周辺構造物との間隔(最接近距離)を500mm以上
    - イ マニプレータ等と周辺構造物との間に拘束された場合、駆動用動力なしで人力により解放できる場合 等
  - iii) マニプレータ等の形状や作業の状況
 

突起のあるマニプレータ等が眼などに激突するおそれがある場合、マニプレータ等の一部が鋭利である場合、関節のあるマニプレータ間に挟まれる可能性のある場合等
- 2 ISO規格に定める措置を実施した場合
 

ISOによる産業用ロボットの規格(ISO10218-1:2011及びISO10218-2:2011)によりそれぞれ設計、製造及び設置された産業用ロボットを、その使用条件に基づき適切に使用すること。

(5) 機能安全の導入等

機械は、人に危害を及ぼす危険そのものを除去あるいは低減することが重要であるが、機械自体を安全なものとして設計・製造することが困難な場合に、近年の制御機能の高度化・複雑化によって安全のために主として付加的に導入されたコンピュータ等の電子機器を含んだ装置が正しく働くことによって、人と産業用ロボットが作業空間において協働することが可能となる安全(機能安全)の方法が指針として示されている(機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針(平成28年厚生労働省告示第353号))。

また、産業用ロボット本体以外のロボットハンド(マニプレータ(腕)の先の手の部分)の制御や産業用ロボットの周辺機器設備といった産業用ロボットシステムに対する機能安全制御がメーカー以外のシステム統合者(インテグレーダ)に求められ、産業用ロボットにおけるリスクアセスメントは、ロボット本体の仕様等だけではなく、産業用ロボットの周辺機器設備やエンドエフェクタ(ロボットハンド)を含めたロボットシステムとしての仕様確認が重要となる。

### おわりに

産業用ロボットは、その機能の汎用性・多様性から、今後も生産工程において、「人との協働」という新しい形態をも含めた業務の効率化・品質の良質化が図られることが期待される。

しかしながら、従来では有効な対策が講じにくかった危険有害因子からのばく露の場面において、「人の代わり」としてその除去・低減を図る役割を担う産業用ロボットにより、人が労働災害を被ってはならないということを、設計・製造→据え付け・配置→使用のそれぞれの段階においてあらためて銘記することが重要である。

図-1

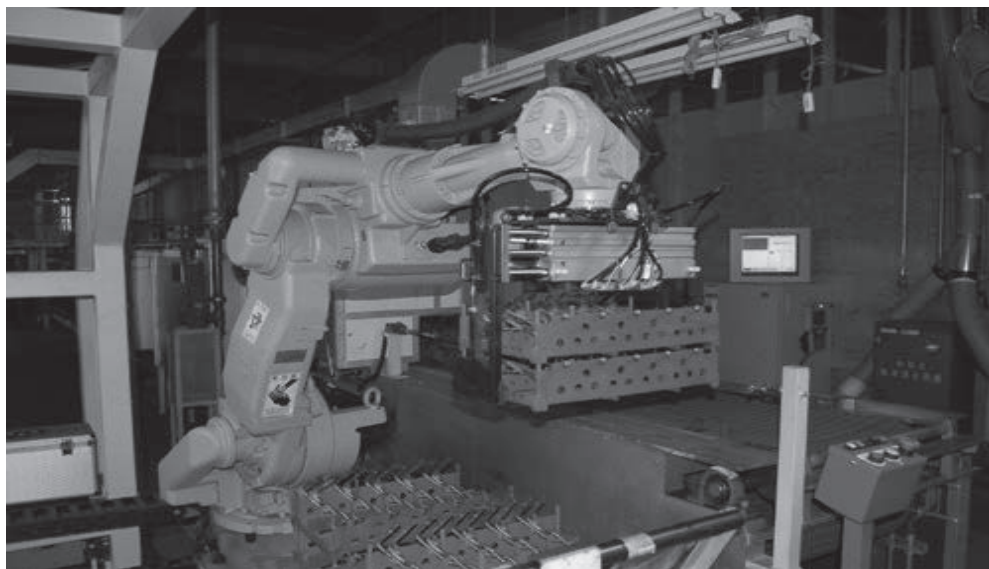
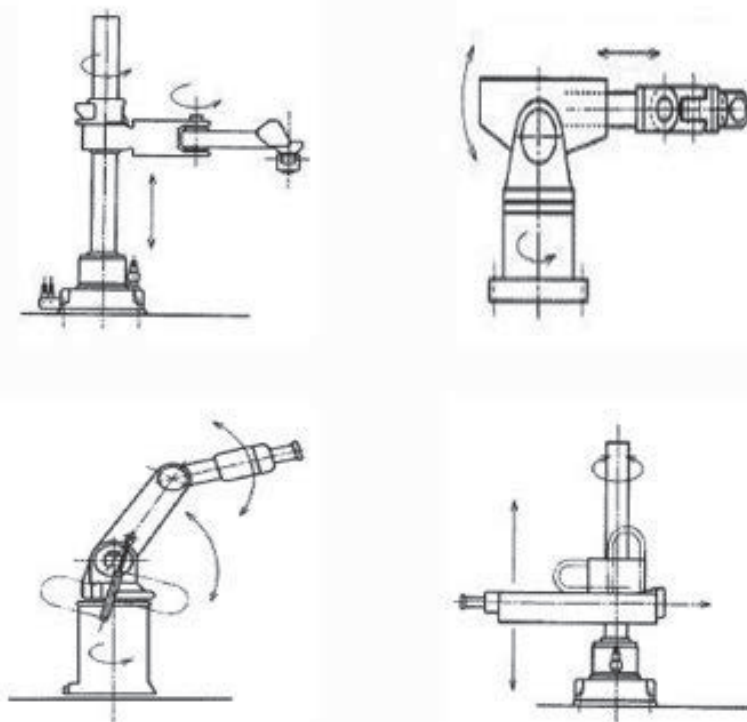


図-2



図

表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1段組）